

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月30日
【事業年度】	自 2019年1月1日 至 2019年12月31日
【会社名】	クレディ・スイス・グループAG (Credit Suisse Group AG)
【代表者の役職氏名】	財務責任者兼スイス銀行規制担当 フラヴィオ・ラルデリ (Flavio Lardelli, Head Treasury and Swiss Bank Regulatory) 法務／コーポレート／財務／M&A責任者 ウルス・ファンクハウザー (Urs Fankhauser, Head Legal Corporate/Treasury/M&A)
【本店の所在の場所】	スイス チューリッヒ CH-8001 パラデプラッツ8番地 (Paradeplatz 8, CH-8001 Zurich Switzerland)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 犬 島 伸 能
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	(03)6889 - 7000
【事務連絡者氏名】	弁護士 伊 藤 昌 夫 弁護士 松 尾 直 哉 弁護士 鬼 頭 あゆみ 弁護士 川 合 佑 典
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	(03)6889 - 7000
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

- (注1) 本書において、別段の記載がある場合及び文脈上別段に解釈すべき場合を除き、「クレディ・スイス・グループ」、「クレディ・スイス」及び「当グループ」とは、クレディ・スイス・グループAG及びその連結子会社を意味するものとし、「当社」及び「提出会社」とは、連結子会社を除くクレディ・スイス・グループAGのみを意味し、「クレディ・スイス銀行」とは、当グループのスイスにおける直接銀行子会社であるクレディ・スイス・エイ・ジーを意味し、「当行」とは、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその連結子会社のみを意味するものとする。
- (注2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「スイス・フラン」はスイスの法定通貨を指すものとし、本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1スイス・フラン＝112.02円（2020年4月13日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場仲値）により計算されている。
- (注3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。
- (注4) 将来予想に関する情報に係る注意事項

本書には、将来予想に関する記述が含まれている。また、将来において当グループ及び当グループの代理人が将来予想に関する記述を含む発表を行う可能性がある。将来予想に関する記述には、以下に関連する記述が含まれる可能性があるが、これに限定されない。

- ・当グループの計画、標的又は目標
- ・当グループの将来の経済活動又は見通し
- ・偶発事象が当グループの将来の業績に与える可能性のある影響
- ・かかる記述に基づく想定

本書において、「考える」、「予想する」、「期待する」、「意図する」及び「計画する」といった用語並びにこれらに類似する表現が将来予想に関する記述を明示するために使用されているが、かかる記述を明示するための手段は、これらに限定されない。当グループは、これらの将来予想に関する記述の更新を行わない。

将来予想に関する記述は、その性質上、一般的及び限定的な固有のリスク及び不確実性を含んでおり、将来予想に関する記述において記載されたか又は暗示された予測、予想、見通し及びその他の結果が達成されないリスクが存在する。多数の重要な要素によって、将来予想に関する記述において提示された計画、標的、目標、期待、予想及び意図から大きく異なる結果が生じる可能性があることに留意されたい。かかる要素には以下が含まれる。

- ・十分な流動性を維持し、資本市場を利用する能力
- ・市場のボラティリティ及び金利の変動並びに金利の水準に影響を及ぼす出来事（低金利又はマイナス金利の環境の持続を含む。）
- ・世界経済全体の強さ、及び当グループが事業を行う国の経済の強さ（とりわけ世界経済及び金融市場に対するCOVID-19（新型コロナウイルス）の悪影響に係るリスク、並びに2020年以降のEU、米国若しくはその他の先進国又は新興市場における経済回復の遅れ又は低迷に係るリスク）
- ・COVID-19のような広範囲に及ぶ健康危機、感染症又はパンデミックの発生、及びアウトブレイクを抑制し又は当グループの事業への影響に対抗するために政府当局により講じられ得る措置
- ・COVID-19のあらゆる地域への拡散、疾患の重症度及びCOVID-19のアウトブレイクの持続に関連する潜在的なリスク及び不確実性（当グループの事業、財政状態及び業績に対する重大な悪影響の可能性を含む。）
- ・住宅及び商業不動産市場の低迷又は回復の遅れによる、直接的及び間接的な影響
- ・当グループ、ソブリン債の発行体、ストラクチャード信用商品、その他の信用に関連するエクスポージャーに関する、格付機関による格付の引下げ
- ・当グループの標的、抱負及び財務目標に関連するものを含む、当グループの戦略的目標を達成する能力
- ・取引先の当グループに対する債務履行能力及び当グループの貸倒引当金の妥当性
- ・財政、金融、為替レート、通商及び税金に関する政策の影響及びその変更、並びに為替変動
- ・戦争、内乱又はテロリスト活動及び気候変動を含む、政治的、社会的及び環境的な動向
- ・当グループの事業活動から発生する可能性のある社会的、環境的及び持続可能性の懸念に適切に対応する能力
- ・英国のEU離脱の影響及びそれにより生じる不確実性
- ・当グループが事業を行う国における資産に係る、外国為替管理、収用、国有化又は没収の可能性
- ・システム障害、人為ミス又は手続の適切な実施の失敗といった運営上の要素
- ・当グループの事業又は経営に対するサイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害又は技術的障害のリスク
- ・訴訟、規制上の手続及びその他の偶発事象の不利な形での解決
- ・当グループが事業を行う国家における、当グループの事業及び慣行に関連する規制機関の措置並びにその結果生じる当グループの事業構造、慣行及び方針の変更
- ・当グループが事業を行う国家における法律、規制、又は会計上若しくは課税上の基準、方針若しくは慣行の変更による影響
- ・予想されるLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）及びその他の銀行間取引金利の廃止並びに代替参照金利への移行
- ・当グループの法人構造の変更による潜在的影響
- ・当グループが事業を行う地域及び事業分野における競争又は当グループの競争上の地位の変更
- ・有能な人材を維持し、これを採用する能力
- ・当グループの評判を維持し、ブランドを強化する能力
- ・市場シェアを拡大し、費用を削減する能力
- ・当グループ、契約相手先又は競合他社により実施されるテクノロジーの革新
- ・新商品及び新サービスの時宜を得た開発及び採用、並びにかかる商品及びサービスの顧客にとっての価値の認識
- ・買収（買収した事業を成功裏に統合する能力を含む。）及び事業の売却（非中核資産を売却する能力を含む。）
- ・その他の予想又は予期しない事由、並びにこれら及び上記に含まれるリスクの管理の成功

重要な要素は、上記のリストに示したものに限定されないことに注意する必要がある。将来予想に関する記述を評価する際には、第一部 第3「2 事業等のリスク」に記載される情報を含む、上記の要素、その他の不確実性及び事象を入念に考慮されたい。

(注5) 本書において言及されているウェブサイトに掲載される情報又は当該ウェブサイトを通じて得られる情報は、本書の一部を構成するものではない。本書に記載されるウェブサイトへの参照は、文字通りの参照であり、参考のために掲載している。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

当社は、スイス法に基づく株式会社（ドイツ語では「アクティエンゲゼルシャフト」、またフランス語では「ソシエテ・アノニム」と表記され、英語では一般に「コーポレーション・リミテッド・バイ・シェアズ」又は「コーポレーション」と翻訳されている。）である。当社は、スイス連邦債務法（以下、「債務法」という。）（1911年3月30日制定、1936年12月18日以降改正）により規制されている。

以下は、債務法の概要を記載したものである。

株式会社

株式会社は、商号を有し、かつ一定の金額（株式）に分割されている予め定められた額の資本を有する会社である。株式有限会社の責任は会社の資産の範囲内に限られている。

商業登記簿への登記

原則として、会社の所在地における登記所に対し、当該会社のために署名する権限を授与された2名の取締役又は当該権限の単独保有者である1名の取締役の公証人により認証された署名を付した書面による株式有限会社の登記申請が提出されなければならない。かかる申請書は、商業登記所において署名されるか、会社設立証書、定款、取締役会の構成員及び監査人が選任を承諾したことの証明書、特に会長の選任及び署名権限の明確化を記載した初回取締役会の議事録、払込金が保管された金融機関を示す証明書（公正証書において金融機関が指名されない場合）、並びに会社設立証書において言及される以外の現物出資、資産取得、相殺又は特別給付が存在しない旨の発起人の陳述書を添付しなければならない。

株式会社は商業登記簿に登記された時点で初めて法的主体としての権利を取得する。会社は、1名以上の自然人又は法人により設立することができ、設立の際、株式会社には少なくとも1名の自然人又は1法人の株主が必要である。原則として株主の国籍に関する法律上の制約はない。

会社の資本の増減等、定款の変更にかかる株主総会の決議は、会社解散の決議と同様に公正証書の形式でなされかつ商業登記簿に記載されなければならない。

定款

定款には以下の事項に関する条項が含まれていなければならない。

- ・商号及び会社の本拠地
- ・会社の目的
- ・株式資本総額及びその払込済率
- ・株式の数、額面価額及び種類
- ・株主総会の招集手続及び株主の議決権
- ・経営・監査の管理機関
- ・会社による社外の伝達手段の形式

上場株式会社に関する過剰報酬に対する規則（以下、「過剰報酬規則」という。）の発効日である2014年1月1日以降、スイス又は海外の証券取引所に上場されている会社（以下、「上場株式会社」という。）の定款には、さらに以下の事項に関する規定を記載しなければならない。

- ・取締役会、業務執行役員会及びその他の諮問委員会の構成員がグループ外の会社の最高運営機関において行える活動の数
- ・取締役会及び業務執行役員会の構成員の報酬の根拠となる契約の上限期間及び期間の定めのない契約の場合の通知期間の上限
- ・報酬委員会の義務及び責任に関する方針
- ・過剰報酬規則に従った報酬に関する年次株主総会の投票の詳細

以下の事項を規定する条項は、定款に記載がある場合のみ効力を有する。

- ・法律の規定と異なる場合の定款の変更
- ・取締役会の構成員に支払われる利益分配の支払い
- ・会社の運営が開始するまでに株主に支払われる利息
- ・会社の存続期間
- ・予定通りに株式資本を払い込むことを怠った場合の契約上の罰金
- ・授權資本及び偶発資本の増加による増資
- ・記名式株式と無記名式株式の間の転換の権限の付与
- ・記名式株式の譲渡性の制限
- ・各種類の株式、参加証書、配当権証明書の優先権、及び特権の付与
- ・株主の議決権及び代表者を指名する権利に関する制限
- ・法により規定されている場合以外に、株主総会において、特に定められた多数の議決によってのみ決議を行うことができること
- ・取締役会の個々の構成員又は第三者に対して経営責任を委譲する権限
- ・法により規定されている範囲を超える外部監査人の構成及び義務
- ・特定の形式で発行された株式の別の形式への転換及びこれに伴う費用の配分（2008年10月3日付連邦間接保有証券法（その後の改正を含む。）の規制を制限する場合）

上場株式会社については、過剰報酬規則に従い、以下の事項を規制する条項は、これが定款に記載されている場合のみ有効である。

- ・取締役会、業務執行役員会及び諮問委員会の構成員に対する又は支払われる与信枠、貸付金及び企業年金を超える退職後給付金の限度額
- ・取締役会、業務執行役員会及び諮問委員会の構成員に対する業績連動報酬の方針
- ・取締役会、業務執行役員会及び諮問委員会の構成員に対する持分証券、転換権及びオプション権の付与方針
- ・上場株式会社の業務執行役員会に委任する権限（取締役会の委譲不能の義務を除く。）
- ・報酬に関する総会の投票後に任命された業務執行役員会の構成員の報酬の補足額
- ・過剰報酬規則第18条第2項第2文及び第3項に従い、総会により報酬が却下された場合の追加手続の詳細
- ・取締役会会長、報酬委員会の構成員及び独立議決権を有する代表者の任命に関する過剰報酬規則から逸脱した規定
- ・上場株式会社により直接的又は間接的に支配される企業における活動に対して取締役会、業務執行役員会及び諮問委員会の構成員に支払われた報酬

株主がその株式につき現物で払込を行う場合、定款には、対象及びその評価額、出資者の氏名並びにこれに対して発行される株式を記載しなければならない。

下記の事項は商業登記簿に記載されなければならない。

- 1) 新規法人の設立に関する事実
- 2) 会社の名称及び会社識別番号
- 3) 所在地及び本籍地
- 4) 法的形式
- 5) 定款の日付
- 6) 存続期間（制限のある場合）
- 7) 会社の目的
- 8) 一株当たりの額面価額、払込済株式の払込出資額並びに株式の数、額面価額及び種類
- 9) 特権的な議決権付株式（該当する場合）
- 10) （参加資本が発行される場合は）参加証書の払込出資額、数、額面価額及び種類
- 11) 優先権（優先株式及び優先参加証書の場合）
- 12) （株式又は参加証書の譲渡性が規制される場合は）定款における追加の説明の言及
- 13) （配当権証明書が発行される場合は）その数及びこれに付随する権利
- 14) 取締役会の構成員
- 15) 会社を代表することを授權された者
- 16) （会社が普通又は限定監査を行っていない場合は）これに対する言及及び取締役会の宣言の日付
- 17) 監査人（会社が普通又は限定監査を行っている場合）
- 18) 会社の法定公告機関及び予定される追加の公告機関
- 19) 取締役会が株主に対して行う通知の方法

現物出資、資産取得、相殺又は特権が存在する場合は、追加の情報を商業登記簿に記載する必要がある。

株式

株式は、所有者の名義で（記名式株式）又は無記名式で（但し、株式が証券取引所に上場されているか、又は間接保有証券に該当する場合に限る。）（無記名式株式）発行することが可能である。定款が定める比率によって両種類の株式が同時に存在することができる。会社は記名式株式の所有者及び実質所有者の氏名及び住所を記載した株主名簿を保管しなければならない。

定款は、記名式株式と無記名式株式の間の強制転換又は選択による転換を規定することができるほか、優先株式及び／又は配当権証明書の発行も規定することができる。債務法には無議決権株式に関する明示的な規定はないが、参加証書がこれに当たり得るものである。

各株式の額面価額は0.01スイス・フラン以上でなければならない。再建措置を目的とする場合には額面価額を同金額以下に減じることが許される。

無記名株式及び（法律又は定款に別段の定めがある場合を除き）記名式株式の譲渡は制限されない。

株主

株主は株主としての地位により付与された権利を同意なくして剥奪されることはない。ここに「付与された権利」とは、株主総会に参加する権利に基づく株主の権利、又は株主総会若しくは取締役会の決議によらない、法律若しくは会社の定款の規定に基づく株主の権利である。かかる権利のうち特に重要なものは、会社により平等

な取扱いを受ける権利、株主総会に参加する権利、最低議決権、裁判所において総会決議に対する異議を主張する権利、株主に分配される予定である限りは、未処分利益の比例的分配を受領する権利及び定款が清算会社の純資産の別の用途を規定していない限り、清算の際の資産の比例的分配を受ける権利である。株主は、所有株式に対し固定された金額を発行時に払い込む以外には義務を有さず、とりわけ、会社の債務に対して個人責任を負うことはない。詳細については第2 「3 事業の内容－規制及び監督」を参照のこと。

株主総会

株主総会は会社の最高管理機関である。法により、株主総会は委譲不能な以下の権限を有している。

- 1) 定款を承認及び変更する権限
- 2) 取締役会の構成員及び外部監査人を選任する権限
- 3) 年次報告書及び連結財務諸表を承認する権限
- 4) 年次会計及び処分可能利益の分配に関する決議を承認する権限、また特に重要な権限として、取締役会構成員に対する配当及び利益分配を設定する権限
- 5) 取締役会構成員を罷免する権限
- 6) 法律又は定款により株主総会に留保される事項に関する決議を採択する権限

上場株式会社の株主総会は、過剰報酬規則に従い、2014年1月1日以降、さらに委譲不能な以下の権限を有している。

- 1) 取締役会会長の選任
- 2) 報酬委員会の構成員の選任
- 3) 独立議決権を有する代表者の選任
- 4) 取締役会、取締役会が会社の経営の全部又は一部を委任した者（業務執行役員）及び諮問委員会の報酬に関する議決権

株主総会は、毎年、各会計年度終了後6ヶ月以内に開催される。株主総会は、取締役会又は必要に応じて監査人により招集される。株式資本の10%以上を有する株主も同様に株主総会を招集することができる。

株主総会は定款が定める方法によって招集されるが、法律により、株主総会開催日の少なくとも20日前までに招集通知がなされなければならない。取締役会又は株主総会の招集若しくは議題追加を要求した株主による議題の項目及び提案は、招集通知の際に通知されなければならない。全株式資本を代表する株主又はその代表者は、反対がない限り総会招集のための手続を取らずに株主総会を招集することができる。

代理行使の権限を有する各株主は、株主総会において、自ら若しくは第三者を通じてその所有にかかる株式の議決権を行使することができる。かかる第三者は、定款に別段の定めがない限り株主であることを要しない。記名式株式の議決権は、書面による委任状に基づいてのみ代理行使が可能である。無記名式株式を所持していることを証する者はすべて、会社との関係では議決権を行使する権限を付与されているものとみなされる。所持の立証は、無記名式株式の提示又は取締役会が指定するその他の方法によりなされる。

取締役会

株式有限会社の取締役会は1名以上の構成員により構成される。

取締役会の構成員は株主総会によって選任及び解任される。一般的に、当初の取締役の任期は、定款に別段の規定がない限り、3年であり、その後の任期は6年以内である。取締役会の構成員は、定款に別段の定めがない限り再選の資格を有する。取締役会は、会長及び秘書役を選任する。これらの規則は、いかなる証券取引所にも株式を上場していない会社に適用される。2014年1月1日以降、過剰報酬規則の特別規定が上場株式会社の取締

役の選任に適用される。すなわち、株主総会は、当該総会において取締役会の構成員を個別に選任する。任期は、次の年次株主総会の終了後に終了する。そのため、任期は1年間のみである。再任することも可能である。上記の通り、上場株式会社に関して、株主総会は、特に、取締役会の会長も選任する。会長の任期も、次の年次株主総会の終了後に終了し、再任も可能である。総会は、いつでも取締役会の会長を解任することができる。

取締役会は、株主総会又は会社のその他の機関に対して委任又は留保されている事項以外のあらゆる事項を決定する権限を有する。

取締役会は、債務法に規定される委譲不能な特定の権能を有しており、また、上場株式会社に関しては、過剰報酬規則に規定される委譲不能な特定の権能も有している。かかる委譲不能な権能に従い、定款により、取締役会に対して、会社経営の全部若しくは一部につき、1名以上の者（取締役会の構成員又は株主であることを要しない。）に権限を委譲する権能を付与することができる。取締役会は、会社を対外的に代表する。定款又は組織の規制に別段の定めがある場合を除き、すべての構成員が会社を代表する権限を有している。取締役は、代表の任務を1名以上の構成員（マネージング・ディレクター）又は第三者（業務執行役員）に委譲することができる。但し、少なくとも1名の取締役に会社を代表する権限を付与しなければならない。会社を代表することを授權された者は、会社の目的に一致するあらゆる法律行為を会社の代理としてなす権限を有する。

監査人

株主総会は1名以上の独立監査人を選任しなければならない。かかる監査人は、株主、取締役会の構成員又は会社の従業員であってはならない。

監査人は、年次会計及び連結勘定（該当する場合）が法律の規定、定款及び選択された一連の財務報告基準に従っているか否か、取締役会による貸借対照表上の利益の分配に関する株主総会に対する提案が法律の規定及び定款に従っているか否か、内部統制制度が存在するか否かについて裁定するために監査を行わなければならない。監査人は、監査を行う際及び監査の範囲を決定する際に、内部統制制度を考慮する。取締役会の管理は、監査人により行われる監査の対象ではない。

監査人は、取締役会に対し、財務報告の結果、内部統制体制並びに監査の実施及び結果を含む包括的な報告書を提供する。監査人は、書面による概要の報告書を株主総会に提供する。

財務諸表

財務報告は、会社の経済状態を、第三者が信頼性のある評価を行うことができる方法で表示することを目的としている。財務諸表は、年次報告書において提出される。これには、貸借対照表、損益計算書及び財務諸表注記で構成される年次計算書類（単体財務諸表）が含まれる。年次報告書は事業年度終了後6ヶ月以内に作成の上、担当管理組織又は担当者に提出し、承認されなければならない。また、年次報告書には、最高経営陣又は管理機関の議長及び会社内における財務報告の責任者により署名を付されなければならない。

（2）【提出会社の定款等に規定する制度】

以下はクレディ・スイス・グループAGの2019年4月26日付定款（以下、本項において「定款」という。）及び当社に適用される一定の法律に基づく当社の規定を要約したものである。

会社名、登記上の事務所及び存続期間

当社は、シー・エス・ホールディングとして、スイス・チューリッヒにおいて登記上の事務所を有する存続期間の定めのない会社として1982年3月上旬に設立され、1982年3月3日にチューリッヒ州で商業登記されている。当社の商号は、1997年1月1日付でシー・エス・ホールディングからクレディ・スイス・グループに変更さ

れた。また、当社は2008年5月6日付で、商号をクレディ・スイス・グループからクレディ・スイス・グループAGに変更した。

株式資本

株式資本は総額102,240,468.80スイス・フランである。当該株式資本は、一株当たり額面0.04スイス・フランの全額払込済記名式株式2,556,011,720株に分割される。

株主総会の決議により、いつでも記名式株式を無記名式株式に転換することができる。

当社は、株主名簿に氏名の記載がある者を株主として認める。

条件付資本

当社の株式資本は、増加額が16,000,000スイス・フランを超えない範囲で増額可能であり、この増加額は、最大400,000,000株までの一株当たり額面0.04スイス・フランの記名式株式によって表章され、これらの記名式株式は全額払込されるものとする。この増資は、クレディ・スイス・グループAG若しくはそのグループ会社が行った社債若しくはその他の金融市場商品に関連して付与された任意若しくは強制的な転換権及び／若しくは新株引受権の行使を通じて、又は、偶発的かつ強制的に当社株式へ転換することができるクレディ・スイス・グループAG若しくはそのグループ会社の偶発的転換権付社債（CoCo債）若しくはその他の金融市場商品の強制的な転換を通じて、行われるものとする。株主の新株引受権は認められないものとする。転換権及び／又は新株引受権付き金融市場商品の保有者は、新規株式の引受権を有する。

上記記載の条件付資本の最大4,000,000スイス・フランは、クレディ・スイス・グループAG又はそのグループ会社（エクイティ関連の金融市場商品）の社債又はその他の金融市場商品に関連して付与された転換権及び／又は新株引受権の任意又は強制的な行使を通じた株式資本の増加に利用することができる。取締役会は、かかるエクイティ関連の金融市場商品が発行された場合、株主の優先引受権を排除することができる。ただし、かかる商品が、会社若しくは会社の一部の取得、参加若しくは新規投資計画の資金調達若しくは再調達のため、及び／又は、かかる商品が国内若しくは海外の資本市場で発行される場合に限り、また定款に定める追加の条件に服する。

転換資本

当社の株式資本は、増加額が6,000,000スイス・フランを超えない範囲で増額可能であり、この増加額は、最大150,000,000株までの一株当たり額面0.04スイス・フランの記名式株式によって表章され、これらの記名式株式は全額払込されるものとする。この増資は、偶発的又は無条件で当社株式へ転換することができるクレディ・スイス・グループAG若しくはそのグループ会社の偶発的転換社債（CoCo債）又はその他の金融市場商品から生じるトリガー事由の発生による強制転換を通じて行われるものとする。株主の新株引受権は認められないものとする。転換権付き金融市場商品の保有者は、新規株式の引受権を有する。転換権付き金融市場商品に関して株主の優先引受権は付与されるが、定款に定める例外事由に服する。

授權資本

取締役会は、2021年4月26日を期限としていつでも、株式資本を最大103,000,000株までの一株当たり額面0.04スイス・フランの記名式株式（これらの記名式株式は全額払込されるものとする。）の発行を通じて、最大4,120,000スイス・フランを上限として増額する権限を付与されている。増資の態様は、引受又は部分的増資のいずれでもよい。発行価格、配当受領権の日時及び出資の種類は取締役会が決定する。

株式譲渡

記名式株式の取得者は、同人が自己の名義及び自己の勘定において当該記名式株式を取得したことを明示して申請した場合に、議決権保有者として無条件で株主名簿に登録される。

登録申請時に自己の勘定において記名式株式を取得したことを明示しない申請者（以下「ノミニー」という。）は、株主名簿上の発行済議決権株式資本の2パーセントを限度として、株主名簿に登録されうる。ノミニーがこの制限を超えて保有している株式については、当該ノミニーが書面により発行済株式資本の0.5パーセント以上を保有している者の氏名、住所及び持株数を開示する用意がある旨宣言した場合に限り、議決権が付与される。

当社の株式にかかる間接保有証券の譲渡及び質権設定は、スイス連邦間接保有証券法（the Swiss Federal Intermediated Securities Act）の規定に従う。書面による譲渡又は質権設定はできない。

議決権

株主総会での議決権は一株につき1つとする。但し、下記に定める場合を除き、1名の株主が本人又は代理人により直接的又は間接的に、発行済株式資本の2%を超える株式の議決権を行使することはできない。

議決権に関する上記の制限は、以下のいずれかの場合には適用されない。

- 1) 株主総会による選任に基づく独立した代理人による議決権の行使の場合。
- 2) 株主名簿への登録申請時に当社に対し、保有者が自己の名義及び自己の勘定において取得した株式である旨を確認し、下記3)に記載する一定の開示要件を満たしている株式の場合。
- 3) ノミニー名義で登録されている株式については、当該ノミニーが当社に対し、発行済株式資本の0.5%以上を保有している者の氏名、住所及び持株数を報告し、ノミニー（又は実質株主）が2015年6月19日付の金融市場インフラ及びデリバティブ取引に関する連邦法第120条並びに関連する条例及び規則に定める開示条件を満たしている場合。

決議

原則として、株主総会は、本人又は委任状による出席株主数にかかわらず、決議を採択することができる。但し、（i）株式資本の半分以上の株主の出席が要求される定款に定める一定の議案、及び（ii）法律又は定款の強行規定により別途定められる場合は、この限りではない。

株主総会の決議及び選任には、法律上の強行規定又は定款に別段の定めがある場合を除き、投票数の絶対過半数の承認を必要とする。

報酬

株主総会は、毎年、過剰報酬規則に従って取締役会及び業務執行役員会の報酬を承認する。

新株引受権

増資に関する決議に別段の定めがない限り、株主（及び参加証書所持人（もしあれば））は、株式（又は参加証書（もしあれば））の所有割合に応じて、それぞれ新株式（又は新参加証書（もしあれば））を優先的に引き受ける権利を有する。

取締役会

取締役会は株主総会で選任される最低7名の取締役からなる。

各取締役は、次回の定時株主総会の閉会時までを任期として選任され、また、再任の資格を有している。

取締役会は、法律、定款又はその他の規則により当社の他の管理機関に決定権限が留保又は授權された事項を除き、すべての事項を決定する。

取締役会は、当社の事業運営に関する規則に従い、当社の経営権の全部又は一部を取締役会付属委員会、個々の取締役又はその他の自然人に委任することができる。但し、かかる委任がいかなる強行法規にも矛盾しないことを条件とする。

決議を採択するためには、取締役会構成員の過半数が自ら出席しなければならない。但し、授權資本の増額に関する決議、増資に関連する変更及び承認に関する取締役会決議又は転換資本の転換に関するトリガー事象の発生の承認については、定足数の要件はない。回覧状による決議には、取締役会構成員の過半数の投票を必要とする。

取締役会の決議は、投票数の絶対過半数の承認により可決される。

業務執行役員会及び業務執行役員会付属委員会

取締役会は、取締役会が定めた事業活動に関する規則に従い、当社の経営及び当社を代表する責任を負う業務執行役員会を任命する。業務執行役員会及び業務執行役員会付属委員会の運営組織並びに義務及び権限は、上記の規則に規定される。

通知

当社による株主（及び参加証書所持人（もしあれば））及び第三者への通知及び発表は、法律に別段の定めがない限りスイス商事公報（Schweizerisches Handelsamtsblatt）への掲載によって行う。

報告及び利益処分

当社の事業年度は取締役会が決定する。

株主総会は、純利益の処分について決定し、また債務法第671条以下の規定に従って配当の分配並びに特別準備金の積立及びその使用（もしあれば）についても決定する。

（３）【スイス銀行法及び銀行制度】

以下は、クレディ・スイス銀行等のスイス法の関連規定に服する金融機関に適用される規制を要約したものである。

銀行、貯蓄機関及び金員の預託者として公的に業務を提供するその他の金融会社は、1934年11月8日付連邦銀行法及びその後の改正（以下、「スイス銀行法」という。）を遵守しなければならない。さらに、銀行は2014年4月30日付連邦銀行法施行令及びその後の改正、2012年6月1日付自己資本規則及びその後の改正、2012年8月30日付銀行破産規則及びその後の改正並びに2012年11月30日付流動性規則及びその後の改正に従わなければならない。また、銀行は、スイス債務法の法人に関する項に従う。

スイス金融市場監督当局（以下、「FINMA」という。）は、スイスにおける銀行に対する健全性監督機関である。法律により明示的に授權されている場合、FINMAは規則の制定によりガイドラインを發布することができる。また、FINMAは、通達により施行ガイドラインを発行することができる。銀行及びその監査人は同ガイドラインに従わなければならない。連邦銀行法に基づいて規制を受ける銀行はFINMAから免許を受けなければならない。

銀行は年次財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び財務諸表注記。キャッシュ・フロー計算書は財務諸表の真実かつ公正な概観を示すことのみを目的として要求される。）、事業報告、並びに該当する場合は連結財務諸表から成る年次報告書を公表しなければならない。また、すべての銀行は、中間期の貸借対照表及び損益計算書、又は該当する場合には連結財務諸表を公表しなければならない。かかる書類はすべて連邦銀行法施行令に基づく所定の様式に従って作成されなければならない。

また、銀行はFINMAにより承認された専門監査法人による監査を受けなければならない、監査報告書には監査結果を記載しなければならない。監査報告書はFINMA及び当該銀行の取締役会に提出しなければならない。

FINMAの理事会は7人以上9人以下の連邦議員から構成されている。FINMAは広範な監督権限を有している。具体的には、FINMAは、専門のオブザーバーの任命又は銀行の免許の取り消し等の権限を有する。

スイス国立銀行（以下、「SNB」という。）はスイス通貨を規制する特別の権限を有する。SNBは国家全体の利益となる金融政策を実施する責任を負っている。「大きすぎて潰せない」法律に基づき、SNBはスイスのどの銀行がシステム上重要な銀行であるか、またどの業務がスイスでシステム上重要であるかという決定を行う責任がある。SNBは当グループをシステム上重要な銀行であると判断している。

銀行業上の秘密は法律の特別規定により保護されている。しかし、これらの顧客の秘密保持に関する法律は、刑事犯罪の保護を認めるものではなく、裁判所及び行政当局に対する情報開示を妨げるものではない。詳細については第2「3 事業の内容－規制及び監督」を参照のこと。

2【外国為替管理制度】

現在のところスイスにおいては、スイス非居住者による株式及び参加証書の取得並びにスイスの株式有限会社による株式及び参加証書に基づく配当の支払い又は社債の元本若しくは利息のための送金に関して外国為替管理制度上の規制は一切存在しない。

3【課税上の取扱い】

本項では、非スイス投資家（すなわち、スイス国の居住者ではなく、かつスイスの税法上、スイス国内に恒久的施設を有していない投資家のことをいう。）が当社の株式を取得、保有又は処分する場合におけるスイス法に基づく主な課税上の影響を記載する。本概要では、スイス投資家（すなわち、スイスの居住者である、又はスイスの税法上、スイス国内に恒久的施設を有している投資家のことをいう。）及びスイスの支払代理人の口座又は預託場所において株式を保有しておらず、かつその所得が当該口座又は預託場所に入金されない投資家に対する課税上の取扱いについては言及していない。

スイス源泉徴収税

非課税配当、非課税キャピタル・ゲイン及び課税配当

資本拠出準備金（Reserven aus Kapitaleinlagen）を原資として当社が支払う株式配当、及び株式の額面価額（Nennwertherabsetzung）の減額を原資として当社が支払う株式配当は、スイス連邦源泉徴収税が免除される。当社は、株式に係るその他の配当及び分配金に関して、現行35%のスイス連邦源泉徴収税を源泉徴収し、源泉徴収税をスイス連邦税務当局に納付することを義務付けられている。当社の株式の売却に伴うキャピタル・ゲインは、スイス連邦源泉徴収税が免除される。

スイス－日本間の二重課税回避条約に基づく還付

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の1971年条約（その後の改正を含む。）における日本の居住者である株式保有者並びにその株式及び当該株式に係る配当及び分配金の実質保有者で、スイス国内の恒久的施設を通して実施する取引又は事業の一環として株式を保有しておらず、かつ同租税条約に定めるその他の条件を満たす保有者は、スイス税務当局に対して（日本の適格年金基金の場合）スイスの源泉徴収税の全額還付を申請し、又は（それ以外の場合）当該条約で定める10%の税率を上回る金額について還付を申請することができる。

スイス発行税及び証券取引高税

当社は、新株の発行時に新株のために支払われる対価（一定の控除後）の1%に相当するスイス発行税（Emissionsabgabe）に服する。適用あるトリガー事由の発生後の偶発転換社債の自動的な転換により、スイス銀行法第13条第1項に基づき転換資本（Wandlungskapital）を原資として発行された新株に関して、当社はスイス発行税の支払義務を負わない。当社による当初保有者に対する新株の交付（偶発転換社債の自動転換時を含む。）には、スイス証券取引高税（Umsatzabgabe）が免除される。

スイス国内銀行及びその他のスイス国内の証券ディーラー（スイス印紙税法に定義される。）が取引当事者又は仲介業者のいずれも務めていない流通市場における株式取引には、スイス証券取引高税は課されない。

スイス国内銀行又はその他のスイス国内の証券ディーラーが当該流通市場における取引の当事者又は仲介業者を務める場合、スイス印紙税法に定める除外規定が適用されない場合に限り、株式購入価格の0.15%の税率によるスイス証券取引高税の支払義務が発生する。スイス国内銀行又はスイス国内の証券ディーラーは通常、除外規定が適用されない取引について、各取引当事者に対し、かかるスイス連邦印紙税を折半させる。

スイス所得税

当社の株式の保有者で、税法上のスイス国の非居住者であり、かつ当該各課税年度においてスイス国内でスイス税法上の恒久的施設を通して実施される取引又は事業に従事するものでない者は、当社株式に係る配当金若しくはその他の分配金の受領により、又は当社株式の売却により実現したキャピタル・ゲインについて、連邦、州又は市町村いずれの所得税も課されることはない。株式に係る配当金、分配金及びキャピタル・ゲインに関するスイス源泉徴収税の取扱いの概要については、前記「スイス源泉徴収税」を参照のこと。

スイス相続税及び贈与税

被相続人の死亡時の居住地又は贈与者の贈与時の居住地若しくは住所がスイス国内にある場合を除き、株式の保有者の死亡又は贈与による当社の株式の譲渡に関連して、連邦、州又は市町村の相続税又は贈与税が課されることはない。

スイス富裕税及び資本税

税法上、スイス国の非居住者である株式の保有者で、かつ税法上、各課税年度においてスイス国内の恒久的施設を通して実施する取引又は事業に従事していない者は、株式の保有を理由にスイス国の連邦、州又は市町村いずれの富裕税又は資本税も課されることはない。

課税における自動的な情報交換

スイスは、EUとの間で課税における国家間の自動的な情報交換（以下、「AE0I」という。）に関する多国間協定を締結した。同協定は、全EU加盟国28ヵ国において適用されている。また、スイスは、金融口座の自動的な情報交換のための多国間協定（以下、「MCAA」という。）を、またMCAAに基づき、日本を含む他の国々と多数のAE0Iに関する二国間協定を締結した。それらの協定及びスイスの施行法に基づき、スイスは、日本等協定締結国の個人居住者の利益に資するため、スイスの支払代理人の口座又は預託場所に保有される提出会社の株式を含む金融資産、及びこれから派生し、かつ当該口座又は預託場所に入金される所得に関するデータの収集・交換を行っている。スイスが当事者であるAE0Iに係る協定（発効済又は調印済だが未発効のもの）の最新のリストは、スイス財務省国際金融担当（SIF）のウェブサイトより閲覧可能である。

4【法律意見】

当社弁護士フラヴィオ・ラルデリにより、以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

(1) 当社はスイス法に基づき適法に設立され有効に存続している。

(2) 本書中のスイス法及び各州法に関する記述はすべての重要な点において真実かつ正確である。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

最近 5 連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

(12月31日現在)

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
純収益	百万スイス・フラン	23,797	20,323	20,900	20,920	22,484
	百万円	2,665,740	2,276,582	2,341,218	2,343,458	2,518,658
当期純利益／ (損失)	百万スイス・フラン	(2,945)	(2,707)	(948)	2,011	3,425
	百万円	(329,899)	(303,238)	(106,195)	225,272	383,669
株主に帰属する 当期純利益／ (損失)	百万スイス・フラン	(2,944)	(2,710)	(983)	2,024	3,419
	百万円	(329,787)	(303,574)	(110,116)	226,728	382,996
株式資本	百万スイス・フラン	78	84	102	102	102
	百万円	8,738	9,410	11,426	11,426	11,426
発行済株式総数	株	1,957,379,244	2,089,897,378	2,556,011,720	2,556,011,720	2,556,011,720
自己株式を除く 発行済株式総数	株	1,951,469,020	2,089,897,378	2,550,254,054	2,550,584,029	2,436,249,909
株主持分	百万スイス・フラン	44,382	41,897	41,902	43,922	43,644
	百万円	4,971,672	4,693,302	4,693,862	4,920,142	4,889,001
資産合計	百万スイス・フラン	820,805	819,861	796,289	768,916	787,295
	百万円	91,946,576	91,840,829	89,200,294	86,133,970	88,192,786
自己資本比率 ¹	%	5.4	5.1	5.3	5.7	5.5
一株当たり純資産額	スイス・フラン	22.7	20.0	16.4	17.2	17.9
	円	2,543	2,240	1,837	1,927	2,005
一株当たり配当額	スイス・フラン	0.70 ²	0.70 ³	0.25 ⁴	0.2625 ⁵	0.1388 ⁶
	円	78	78	28	29	16
一株当たり当期利益／(損失) －基本	スイス・フラン	(1.65)	(1.27)	(0.41)	0.79	1.35
	円	(185)	(142)	(46)	88	151
配当性向	%	-	-	-	33.2	10.3
従業員総数	人	48,210	47,170	46,840	45,680	47,860

当社は、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則（米国GAAP）に従って連結財務書類を作成している。

(注1) 株主持分を資産合計で除した割合。

(注2) 2016年4月29日に開催された年次株主総会において承認された。資本拠出準備金を原資とする配当であった。株主は、居住法域に適用される法規制による制限を受けるものの、配当の受取りに関して、現金若しくは当社の新株式のいずれか又はその両方を組み合わせたものを選択することが可能であった。

(注3) 2017年4月28日に開催された年次株主総会において承認された。資本拠出準備金を原資とする配当であった。株主は、居住法域に適用される法規制による制限を受けるものの、配当の受取りに関して、現金若しくは当社の新株式のいずれか又はその両方を組み合わせたものを選択することが可能であった。

(注4) 2018年4月27日に開催された年次株主総会において承認された。資本拠出準備金を原資とする配当であった。

(注5) 2019年4月26日に開催された年次株主総会において承認された。資本拠出準備金を原資とする配当であった。

(注6) 1株当たり0.1388スイス・フランの現金配当は、半額が利益剰余金及び残り半額が資本拠出準備金を原資とし、2020年4月30日に開催された年次株主総会において承認された。2020年秋に、取締役会は、1株当たり総額0.1388スイス・フランの第2回現金分配を提案する意向であり、これは、市場及び経済の状況次第であるが、その時点の臨時株主総会での承認を得るために提出されることになる。

2 【沿革】

当社の沿革

1982年3月	スイス連邦債務法に基づき持株会社として設立（当時の社名はシー・エス・ホールディング）。
1988年12月	ファイナンシャル・クレディ・スイス・ファースト・ボストンとファースト・ボストン・インクの組織再編成によりシー・エス・ファースト・ボストン・インクが設立され、当社がシー・エス・ファースト・ボストン・インクの持分44.5%を取得。
1989年5月	SKA（クレディ・スイス銀行の前身）のほぼ全株式を当社の株式と交換し、SKAを当社の子会社とする。
1990年度第1四半期	新設したロイ・ホールディングが株式交換によりバンク・ロイ・リミテッドを、買収によりクラリデン・バンク及びバンク・ホフマンを取得。
1990年12月	シー・エス・ファースト・ボストン・インクにおける持分を63.3%に増加。
1993年4月	スイス・フォルクスバンクを買収し、同行に対する持分をクレディ・スイス銀行に現物出資の形で譲渡。
1993年12月	ロイ・ホールディング・リミテッドにおける持分を99.8%に増加。
1994年3月	フィデス・トラスト・リミテッドをクレディ・スイスに統合。
1994年12月	ニュー・バンク・オブ・アルゴヴィーとシー・エス・ホールディングの統合。
1995年5月	当社による統一株式制度化（記名式株式）。
1996年7月	組織再編成案を発表。
1997年1月1日	社名をシー・エス・ホールディングからクレディ・スイス・グループに変更。
1997年9月9日	当社とウィンタートウル・インシュアランスの合併を承認。
1998年7月	ガランティア・バンキング・リミテッドを買収。
1999年7月	ウォーバーク・ピンカス・アセット・マネジメント・ホールディングス・インクを買収。
2000年11月	ドナルドソン・ラフキン&ジェンレットの買収。
2003年1月	クレディ・スイス・ファースト・ボストンがパーシングをザ・バンク・オブ・ニューヨーク・インクに売却。
2003年8月	ウィンタートウルがウィンタートウル・イタリアをユニポール・アシィキュラズィオーニに売却。
2003年9月	ウィンタートウルがチャーチル・インシュランス・グループPLCをザ・ロイヤル・バンク・オブ・スコットランドに売却。
2005年5月13日	当社の完全子会社であるクレディ・スイス銀行とクレディ・スイス・ファースト・ボストンが合併。合併後のクレディ・スイス銀行は、スイス法に基づき設立されたスイスの銀行である。
2006年12月22日	ウィンタートウルをアクサS.A.に売却。
2007年1月	クラリデン・バンクがバンク・ロイAG、バンク・ホフマンAG、クレディ・スイス・フィデス及びBGP・バンカ・ディ・ジェスティオン・パトリモニアレを買収し、クラリデン・ロイAGに商号を変更。
2008年5月6日	商号をクレディ・スイス・グループから、クレディ・スイス・グループAGに変更。
2009年11月9日	クレディ・スイス銀行はクレディ・スイス・エイ・ジーに商号変更。
2010年11月17日	当グループが保有していない株式に関する公開買付により、ノイエ・アールガウアー・バンクAGの株式資本の99.95%を保有。
2010年度第4四半期	ヨーク・キャピタル・マネジメントの非支配持分を大幅に取得。
2011年3月24日	当グループがノイエ・アールガウアー・バンクAGの資本の100%を保有。

2011年4月30日	当グループがABNアムロ銀行のPFSヘッジファンド管理事業の買収を完了。
2012年4月12日	クレディ・スイス銀行がクラリデン・ロイAGと合併。
2012年第2四半期	当グループは、クレディ・スイス・ヘッジング・グリフォ・インベスティメントS.A.における残存株式持分を取得した。
2016年第1四半期	当グループの米国国内プライベート・バンキング事業のウェルス・ファースト・アドバイザーに対する譲渡の完了。
2016年5月3日	約1.27十億米ドルでTPGに対してクレディ・スイスのディストレスト債ポートフォリオの一部を含む、債券資産の売却を公表。
2016年10月24日	クレディ・スイス（シュヴァイツ）AGが銀行業の免許を取得。
2016年11月20日	クレディ・スイス（シュヴァイツ）AGが独立したスイスの銀行として事業開始。
2017年3月31日	当社は、（i）ノイエ・アールガウアー・バンクAGの株式100%、（ii）バンク・ナウAGの株式100%、（iii）スイスカードAECS GmbHの株式50%をクレディ・スイス銀行に譲渡した上で、その後クレディ・スイス（シュヴァイツ）AGに譲渡した。

本邦における当社の活動

1989年5月	当社無記名式株式を東京証券取引所に上場。
1995年6月	当社記名式株式を東京証券取引所に上場。
2002年11月	当社記名式株式の東京証券取引所での上場を廃止。

本邦におけるクレディ・スイス・グループの活動

1977年	クレディ・スイス東京支店開設。
1985年	クレディ・スイス・ファースト・ボストン東京支店開設。 ウィンタートウル・スイス・インシュアランス設立（損害保険）。
1986年	エクイタブル・ライフ・インシュアランス設立。 クレディ・スイス信託銀行株式会社及びクレディ・スイス・インベストメント・マネジメント設立。
1988年	クレディ・スイス銀行無記名式株式を東京証券取引所に上場。 クレディ・スイス銀行無記名式株式100,000株の公募を日本で実施。
1989年	クレディ・スイス銀行無記名式株式は上場廃止（上記本邦における当社の活動の1989年を参照）。
1990年	クレディ・スイス・ブリオン（ジャパン）リミテッド設立。
1993年	クレディ・スイス投信株式会社設立。
1995年	当社が株式構成を記名式株式に統一。
1996年	クレディ・スイス・ファースト・ボストンからクレディ・スイス・ファースト・ボストン証券会社に商号変更。 クレディ・スイス東京支店はクレディ・スイス・ファースト・ボストン東京支店に商号変更。
1997年	クレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ東京支店設立。 クレディ・スイス・インベストメント・マネジメントはクレディ・スイス信託銀行に統合。
1998年	クレディ・スイス・ブリオン（ジャパン）リミテッドは、クレディ・スイス・ファースト・ボストン・ブリオン（ジャパン）に商号変更。

1999年	クレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ東京支店を閉鎖。 クレディ・スイス・ファースト・ボストン・プリオン（ジャパン）を閉鎖。
2000年	クレディ・スイス・グループ駐在員事務所開設。 ウィンタートウルがエクイタブル・ライフ・インシュアランスを買収し、クレディ・スイス生命保険に商号変更。 クレディ・スイス・ファースト・ボストン証券会社がシュローダーズの日本における株式事業を買収。 クレディ・スイス・グループがDLJダイレクトSFGセキュリティーズ（オンライン・ブローカー）を買収。 アンプローズ・キャピタル・リミテッド東京支店を開設（プリンシパル・インベストメント）。
2002年	クレディ・スイス・アセット・マネジメントがウォーバーク・ピンカス・アセット・マネジメント・ジャパンを買収。
2003年	クレディ・スイス・グループがDLJダイレクトSFGセキュリティーズを売却。
2004年	アンプローズ・キャピタル・リミテッドがクレディ・スイス・ファースト・ボストン・プリンシパル・インベストメンツに商号変更。 ウィンタートウル・スイス・インシュランスを閉鎖。
2005年	クレディ・スイス・ファースト・ボストン東京支店がクレディ・スイス東京支店に商号変更。
2006年	クレディ・スイス信託銀行を閉鎖。 クレディ・スイス生命保険はウィンタートウル・スイス生命保険に商号変更。 クレディ・スイス証券株式会社が事業開始。 クレディ・スイス・ファースト・ボストン・プリンシパル・インベストメンツがクレディ・スイス・プリンシパル・インベストメンツに商号変更。 ウィンタートウル・スイス生命保険をAXAに売却。
2008年	クレディ・スイス・グループの駐在員事務所を閉鎖。
2009年	クレディ・スイス投信株式会社をアバディーン・アセット・マネジメントに売却。
2012年	クレディ・スイス銀行が、その東京支店及びクレディ・スイス証券株式会社を通してHSBCの日本におけるプライベート・バンキング事業を買収。
2017年	クレディ・スイス・プリンシパル・インベストメンツ、東京支店を閉鎖。

3【事業の内容】

クレディ・スイス・グループAGは、クレディ・スイス・グループの持株会社である。

当社の目的は、銀行業、金融業、資産運用及び保険業の分野で営業活動を行っているスイス内外のあらゆる種類の企業の持分を直接的又は間接的に保有することである。当社は、新たな企業を設立し、既存の事業に対する持分の過半数又は少数持分を取得し、かつそれに伴い資金を提供することができる。

クレディ・スイスの部門（2019年12月31日現在）

当グループは、スイスを拠点とする世界的な金融サービス会社であり、地域に焦点を当てた3つの部門、すなわち、スイス・ユニバーサル・バンク部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門、アジア太平洋部門を通じて顧客にサービスを提供している。これら地域別の業務部門は投資銀行業務に特化したその他の2つの部

門、すなわち、グローバル・マーケット部門及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門の支援を受けている。

2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは現在アセット・リゾリューション・ユニットで管理され、コーポレート・センターにおいて個別に開示されている。

以下の図は、クレディ・スイスの5つの報告セグメント及びコーポレート・センターを示したものである。



各セグメントの事業プロフィールは以下のとおりである。

スイス・ユニバーサル・バンク部門

スイス・ユニバーサル・バンク部門は、主にスイスを拠点とする個人、法人及び諸機関の顧客に対して包括的なアドバイス及び広範囲にわたる財務ソリューションを提供している。当部門は、スイスの顧客基盤のニーズに応えるために、プライベート・クライアント事業内の、ダイレクト・バンキング、ウェルス・マネジメント・クライアント及びプレミアム・クライアント、並びにコーポレート&インスティテューショナル・クライアント事業内のコーポレート・バンキング、インベストメント・バンキング及びインスティテューショナル・クライアントという6つの専門的な事業分野を通じて顧客にサービスを提供している。

プライベート・クライアント事業は、スイスにおいて業界をリードする顧客基盤を有し、約1.5百万の顧客（超富裕層（以下、「UHNWI」という。）及び富裕層（以下、「HNWI」という。）、高所得層及び個人の顧客を含む。）にサービスを提供している。当部門のサービス提供は、ストラクチャード・アドバイザリー・プロセス、明確な顧客セグメントごとに対応した価値提案、ニーズ対応モデル及び幅広く包括的な商品及びサービスの提供を基盤としている。当部門のスイスにおけるネットワークには、146支店（クレディ・スイス銀行の関連会社であるノイエ・アールガウアー・バンクの26支店を含む。）における1,280名のリレーションシップ・マネージャーが含まれている。さらに、当部門の顧客は、投資、ウェルス・不動産プランニング及び貸付等の分野における300名超の専門家の助言から利益を得ている。当部門の消費者金融事業であるバンク・ナウは、18の支店を有している。また、当部門は、アメリカン・エクスプレスとの合併である、持分法適用投資先のスイスカードAECS GmbHを通じて世界の主要なクレジットカード・ブランドを顧客に提供している。

コーポレート&インスティテューショナル・クライアント事業は、幅広い顧客に対して専門家としての助言及び高品質なサービスを提供し、100,000を超える法人及び諸機関（大企業、中小企業、機関投資家、外部資産運用会社、金融機関及び商品取引業者等の顧客を含む。）のニーズに応えている。この事業には当グループのスイスにおける投資銀行業務が含まれており、債券・株式の資本市場における金融取引に関して法人顧客及び金融機関にサービスを提供し、合併・買収（以下、「M&A」という。）取引に関する助言を行っている。この事業には、44の拠点で当部門の顧客に対応する510名のリレーションシップ・マネージャーが含まれている。

インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門

インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門は、専門家としての助言及び幅広い金融ソリューションを提供することによって個人、法人及び諸機関の顧客のニーズに応えている。

プライベート・バンキング事業は、欧州、中東、アフリカ及び中南米の富裕層及び外部資産運用会社に対して包括的なアドバイザリー・サービス及びニーズに応じた投資及び金融ソリューションを提供している。当部門は、クレディ・スイスが有する世界規模の広範囲にわたる資源及び能力並びに幅広い自社及び第三者の商品及びサービスへの包括的なアクセスを活用して、25カ国、43都市における1,150名のリレーションシップ・マネージャーを通じて顧客に対応している。

アセット・マネジメント事業は、当部門のプライベート・バンキング事業と共に、世界中で年金基金、政府、財団や基金、法人や個人を含む幅広い顧客に対して、投資ソリューション及びサービスを提供している。当部門の資産運用能力は、選りすぐりの伝統的な戦略及びオルタナティブ戦略に重点を置きつつも、多様な資産クラスに浸透している。

アジア太平洋部門

アジア太平洋部門は、統合された事業を運営し、顧客の個人資産及び事業ニーズに合致した幅広いアドバイザリー・サービス及びソリューションの包括的なサービスを提供している。当部門は、プライベート・バンキング、引受及びアドバイザリー並びに融資における当部門の業務を反映したウェルス・マネジメント&コネクテッド事業、株式・債券の販売及び取引事業並びに当部門のウェルス・マネジメント戦略を支えるその他の業務を反映するマーケット事業という、2つの事業により財務実績を報告している。

ウェルス・マネジメント&コネクテッド事業では、当部門は、アドバイザリー主導のモデルに重点を置き、顧客（主にUHNWI顧客、起業家顧客及び法人顧客）に対して総体的なソリューションを提供している。プライベート・バンキング事業では、包括的なウェルス・マネジメントの金融商品及びソリューションを提供している。引受及びアドバイザリー事業では、債券及び株式の公募・私募の引受及び合併・買収に関するアドバイザリー・サービスを提供している。融資事業では、個別対応可能な貸付ソリューションを提供している。当部門は、マーケット事業及び当グループ内の他の事業と緊密に協力して、顧客に対してクレディ・スイスの幅広い能力を提供している。

マーケット事業においては、株式・債券事業では、販売及び取引、プライム・ブローカレッジ及び投資リサーチを含む広範なサービスを顧客（起業家、法人、機関投資家、金融機関及びソブリンを含む。）に提供している。当事業では、世界各国の諸機関顧客のニーズを満たすために、グローバル・マーケット部門及び当グループのウェルス・マネジメント事業と緊密に協力している。

グローバル・マーケット部門

グローバル・マーケット部門は、顧客主導型の事業に幅広い金融商品及びサービスを提供し、当グループのプライベート・バンキング事業、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門及びアジア太平洋部門とその顧客を支援している。当部門の商品及びサービスのパッケージには、グローバルな証券の販売及び取引、注文執行、プライム・ブローカレッジ及び包括的な投資調査が含まれる。当部門の顧客には、世界中の金融機関、法人、政府、年金基金やヘッジファンド等の機関投資家及び個人が含まれる。当部門は、主要な先進国及び新興国の市場センターを拠点とする地域・現地チームを通じてグローバルな市場対応力を提供している。当部門の統合型のビジネス・モデルにより、顧客に対する理解度を高め、クレディ・スイス全体で得た専門性に基づき創造的で、高価値、カスタマイズされたソリューションを提供することができる。

インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門

インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門は、幅広い投資銀行のプロダクト及びサービスを提供している。かかるプロダクト及びサービスには、M&A、資産売却、買収防衛戦略、事業再編及びスピンオフに

関するアドバイザー業務、並びに債券及び株式の公募・私募の引受けが含まれる。当部門は、これらの業務に関してデリバティブ商品取引を提供している。当部門の顧客には、大手の法人、金融機関、金融スポンサー、UHNWI及びソブリンが含まれている。

当部門は、主要な先進国及び新興国の市場センターを拠点とする地域・現地チームを通じて投資銀行業務におけるサービスを提供している。当部門の統合型のビジネス・モデルにより、クレディ・スイス全体で得た専門性を利用した高価値、カスタマイズされたソリューションを提供し、顧客がその戦略的な目標を実現するための資本及び価値を生み出すのを支援することができる。

規制及び監督

概要

当グループの事業は、当グループが事務所、支店及び子会社を有する各法域の当局により規制されている。

中央銀行及びその他の銀行規制機関、金融サービス当局、証券監督当局並びに取引所及び自主規制機関は、当グループの事業を監視する規制当局である。当グループの規制機関のうち、多く（特に、スイス、米国、EU及び英国並びにアジア太平洋地域における当グループの主な規制機関）が協調関係にある。

当グループが業務を営むこれらの国の監督及び規制体制は、当グループが新たな市場に進出する能力、当グループがこれらの市場に対して提供できるサービス及び商品、並びに当グループが特定の事業を構築する方法に、一定程度影響を及ぼしている。

世界各国の政府及び規制当局は、当グループのような金融サービス会社に対する規制枠組みに多くの改革を提案及び制定することにより、2007年以降の困難な市況に対応してきた。特に、当グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性のある多くの改革が、当グループの主な規制機関を含む規制機関より提案及び制定されている。これらの規制上の進展は、追加の費用をもたらし、又は当グループが事業を行う方法を制限若しくは規制する可能性がある。当グループは、すべての主要な金融サービス会社（当グループを含む。）の規制関連費用及び資本要件が高くあり続けると予想しているが、提案される規制が当グループの事業又は業績に及ぼす可能性のある影響を予測することはできない。しかし、当グループは、リスクを減少させ、強力な資本、資金調達能力及び流動性を維持しているため、全体としては規制改革に対して有利な状況にあると考えている。

最近の規制の動向及び提案

以下は、2019年度及び2020年度初めに提案又は制定された最も重要な規制の一部である。

グローバルなイニシアチブ

一部の規制の進展及び基準が、グローバル・ベースで調整されており、以下に記載するものを含め現地法に基づき実施されている。

COVID-19（新型コロナウイルス）のアウトブレイク

新型コロナウイルス（以下、「COVID-19」という。）は、2019年12月以降急速に世界中で拡散し、2020年3月3日には世界保健機関にパンデミックとして認定された。世界各国の金融サービス規制機関及び当局は、COVID-19のアウトブレイクの進展及び金融サービス部門に起こり得る影響を注視している。欧州中央銀行（以下、「ECB」という。）、英国金融行為監督機構（以下、「FCA」という。）、米国連邦準備制度（以下、「Fed」という。）理事会、ニューヨーク州金融サービス局（以下、「DFS」という。）など、様々な規制機関や当局は、監督対象の法人に対し、進行中の状況に照らして各社の事業継続計画を見直し、緊急時行動戦略において潜在的なパンデミック・リスクに対処するよう要請した声明を公表している。さらに、一部の当局は、一定の規制要件に関して監督対象の法人に一時的な救済措置を提供するための一定の措置を採用しているか、又は検討中である。これらの規制上のイ

ニシアチブは、景気を下支えし、特に企業及び消費者への融資を促すための多くの法域の政府や中央銀行による一連の措置と合わせて実施されている。こうした措置には、金利の引き下げ、及び金融機関を対象とした資産買取制度、流動性ファシリティ、信用ファシリティの導入・拡大が含まれる。当局は、今後数週間、COVID-19の拡散を注視することになるが、状況の進展に応じて企業へのガイダンスを調整することが期待されている。

スイス

クレディ・スイスは、スイスで施行されているバーゼルⅢの枠組み、及びシステム上重要な銀行に関するスイスの法令による規制を受けている。これらの法令には、資本、流動性、レバレッジ及び大規模なエクスポージャーの要件並びに破産の恐れがある場合においてもシステム上適した機能を維持するための緊急計画に関するルールが含まれる。

監督

2019年11月6日、金融サービス法（以下、「FinSA」という。）の施行規則である金融サービス規則（以下、「FinS0」という。）及び金融機関法（以下、「FinIA」という。）の施行規則である金融機関規則（以下、「FinI0」という。）の最終版が公表された。一定の移行期間に服するものの、FinSA及びFinIA並びに施行規則は、2020年1月1日に発効した。FinSA及びFinS0の施行により、クロスボーダー・ベースでの海外からのスイスの顧客に対するものを含む、スイスにおける金融サービスの提供、並びに金融商品の募集、及び金融商品の取引に対する認可を規制する新たな法制度がスイスに導入された。FinIA及びFinI0は、認可要件並びに資産運用会社、受託会社、集団資産運用会社、ファンド運用会社及び投資会社に対する細分化した監督制度を規定するものである。

破綻処理制度

2020年2月25日、FINMAは、システム上重要なスイスの金融機関の再建・破綻処理計画に関する詳細な評価に関する報告書を発表した。FINMAは、スイスのシステム上重要な5銀行すべての再建計画を承認した。また、FINMAは、クレディ・スイスが提出したスイスの緊急計画を有効なものと認定した。世界各国で破綻処理が発生する可能性がある中で、FINMAは、クレディ・スイスがすでに重要な予備的手段を講じており、相当の進展があったと結論付けた。

税金

2018年9月28日、税制改革案第17号（税制改革及びAHV拠出に関するスイス連邦法（以下、「TRAF」という。））がスイス議会により採択された。2019年1月、任意的な国民投票が発議され、2019年5月19日のスイス国民の投票でTRAF賛成が上回った。スイス国民による採択を受けて、主な条項は2020年1月1日に発効した。ただし、取得価額の時価までの増額制度に関する一定の条項を含む一部の条項は2019年1月1日に発効済みである。TRAFが採択された結果、いくつかの州は、適用ある措置を実施する州法を採択し、実効税率を12%まで引き下げた。2019年11月13日、連邦参事会は、TRAFに関する3つの規則、つまり、特許及び類似の権利より生じる利益への軽減課税に関する規則（パテント・ボックス規則）、法人の自己資金調達に対する課税控除に関する規則、及び一括税額控除に関する規則（現在は外国源泉徴収税額の控除に関する規則）の改正を承認した。これらの州法及び3つの規則もまた、2020年1月1日に発効済みである。

2020年4月3日、スイス連邦財務省は、利払いに適用されるスイスの源泉徴収税制度改革の草案を発表した。この改革は、とりわけ、スイスの源泉徴収税について、利払いに適用される債務者ベースの現在の制度を、支払代理人ベースの制度に変更すると想定されている。この支払代理人ベースの制度は、（i）スイスの支払代理人からスイス居住者である個人に対するすべての利払い（スイス国外の発行体が発行した債券に関するものを含む。）をスイスの源泉徴収税の対象とし、（ii）それ以外の者（スイスを本拠とする法人及び日本の個人居住者を含めた外国

投資家を含む。)に対する利払いをスイスの源泉徴収税から免除する予定である。付随する措置として、草案は、スイスの債券に係るスイス証券譲渡印紙税の廃止を規定している。協議期間は、2020年7月10日までの予定である。草案はその後議会での審議のため提出される。現時点でスイスの源泉徴収税制度改革の実際の実施パラメーター及び時期は、確定していない。

2019年7月26日、スイス連邦最高裁判所は、スイス連邦税務局(以下、「FTA」という。)に対し、UBSの約40,000名の顧客の身元情報をフランス公共財政総局に提供することを認める判決を下した。特に、同判決は、個人特定情報リストに基づく一括情報請求の許容性(かかる手段で得た証拠に証拠能力が認められるか)について述べ、また許容される一括情報請求と許容されない証拠漁りとを区別するための要件を注記した。また、同判決は、機密性及び特定性の原則の適用可能性、すなわち税務行政執行共助において受領した情報は、税制上の目的でのみ使用可能であり、被請求国であるスイスは、これに反する指図がない限り、請求国による関連した保証に依拠することができる」と述べた。クレディ・スイスは訴訟の当事者ではなく、同判決は、税務行政執行共助における既に存在していたFTAの実務を確認したものである。

2019年9月20日、スイス及び米国は、スイスと米国との間の所得に対する租税に関する二重課税回避協定を改正する2009年議定書を批准した。批准書の交換により、改訂後の二重課税回避協定は発効した。同議定書は、スイスと米国間で、請求に応じて租税に係る事項の情報交換を行う国際基準に沿った仕組みを導入し、2014年6月30日以降の不同意米国口座及び不同意不参加外国金融機関に関して米国が米国外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に基づく一括請求を行うことが可能になった。このプロセスに基づく情報交換は2020年中に開始される予定である。同議定書はさらに、行政執行共助において租税回避と租税詐欺の区別を取り除き、租税に関する国内法の運用又は施行に関連すると思われる情報交換を可能にするものである。とりわけ、同議定書は、2009年9月23日以降(同議定書の調印日)の事実に関する情報請求を可能にするものである。

租税情報の自動的な交換

税務上の透明性及び情報交換に関するグローバル・フォーラム(以下、「グローバル・フォーラム」という。)によるスイスの自動的な情報交換(AEOI)の法的枠組みの検討を経て、スイス連邦参事会は、2019年11月20日の会合において、租税情報の国際的な自動的な交換に関する連邦法及び規則の改正案の提出を採択した。法案の目的は、グローバル・フォーラムの提言を実施することであり、この提言には、特に、金融機関に関する善管注意義務、登録義務、文書保存義務が含まれている。スイス議会は、同法案の審議を2020年春期議会から初めて開始した。同法案は、早ければ2021年初頭に施行される見込みである。

BEPS条約

2019年12月1日、税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約(以下、「BEPS条約」という。)が発効した。BEPS条約は、BEPS条約の対象となっている現行の二重課税回避協定を、OECD/G20のBEPSプロジェクトの租税条約関連の提言に応じて改定することを促進するものである。

米国

2010年7月、米国は、ドッド・フランク金融制度改革・消費者保護法(以下、「ドッド・フランク法」という。)を制定し、規制上の変更に関する幅広い枠組みを規定した。ドッド・フランク法の多くの規定に関するルールは既に行われたが、実施には、米国財務省、Fed、米国証券取引委員会(以下、「SEC」という。)、通貨監督庁(以下、「OCC」という。)、連邦預金保険公社(以下、「FDIC」という。)、米国商品先物取引委員会(以下、「CFTC」という。)及び金融安定監督協議会(以下、「FSOC」という。)を含む様々な規制当局によるルールの制定が必要となり、実施に関する詳細は依然として確定していない。

制裁

ウクライナ、シリア、サイバーセキュリティ及び選挙介入に関連したロシアの行為に関する疑惑を受けて、2018年及び2019年を通じて、米国財務省外国資産管理局（以下、「OFAC」という。）は、多数のロシア政府関係者、ロシア人実業家及び一定の関連企業を制裁対象者（以下、「SDN」という。）に指定した。この指定によりSDNの資産が凍結され、米国の法域において新たに指定されたSDN及び1名以上の制裁対象者が50%以上を保有する法人との今後の取引が禁止された。米国法は、特に、かかる制裁対象者との間で重要な取引を行い、又は重要な支援を提供する非米国法人に対してその他の制裁を課すことも認めている。2019年8月、米国は1991年化学兵器及び生物兵器管理と戦争撲滅法（以下、「CBW法」という。）に基づきロシア連邦に対して追加の制裁を課した。CBW法による制裁により、米国の金融機関は、今後非ルーブル建てのロシア・ソブリン発行体の債券の新規発行及びロシア連邦に対する非ルーブル建て資金の貸付に直接参加することが禁止されている（ただし、第三者に対する米ドル決済等の関連サービスの提供は対象外である。）。ロシア又は新たなロシア人・法人に関して追加の制裁が行われる可能性があり、関連する混乱により当グループの事業に悪影響が及ぶ場合がある。

2017年以降、米国は、ベネズエラに関する制裁を課しており、2019年には引き続きその範囲を拡大した。例として、ベネズエラ政府及びベネズエラの国有法人並びに一定の公務員の資産凍結、それらとの取引禁止、米国の法域内におけるそれらの者との追加取引禁止が挙げられる。これらの禁止に対する例外を規定する一般許可が多数出されており、最も注目すべきは2017年より前のベネズエラ政府及びPdVSA（ベネズエラ国有石油法人）の債券の保有及び一定の取引に関するものである。また、2019年を通じてOFACは、ベネズエラ政府に対して支援を提供したことを理由として、新たな個人及び法人（海運会社を含む。）を指定した。ベネズエラ又はベネズエラ法人に対して追加の制裁が行われる可能性があり、関連する混乱により当グループの事業に悪影響が及ぶ場合がある。

銀行の規制及び監督

2019年6月21日、Fedは、ドッド・フランク法に基づくストレス・テストの結果を公表し、その後2019年6月27日、年次包括的資本分析及びレビュー（以下、「CCAR」という。）の結果を公表した。当グループの米国中間持株会社（以下、「IHC」という。）は、監督ストレス・シナリオのうち悪化及び深刻な悪化シナリオにおいて、規制上の最低要件を上回る自己資本比率を維持すると予測された。Fedは、当グループの米国IHCの資本計画案に異議を唱えなかったものの、ストレス下のトレーディング損失を予測するために用いられた仮定に関する当グループの適正資本計画の策定過程における弱点を指摘した上で、条件付の承認書を発行した。Fedは、当グループに対してこれらの弱点に対処することを要求し、それまでは、Fedは、当グループの米国IHCにおいて予定されていた資本分配の上限を、当グループの米国IHCが2018年の資本計画に基づいて拠出を許可された金額に制限していた。2019年12月17日、当グループの米国IHCは、2018年に承認された支払額を上回る現金配当を承認した。当グループの米国IHCは、2020年4月6日までに2020年の資本計画を提出する予定である。2020年のCCARの提出に関して定性的な異議を受けなければ、当グループの米国IHCは今後、公的な定性的な異議の対象から外れることになる。当グループの2020年のCCARの提出結果は、当グループの米国IHCが保有する必要がある資本金の金額に影響を及ぼす。2020年3月4日、Fedは、現行の静態的な資本保全バッファを、深刻な悪化シナリオによる各社の規制上のストレス・テスト結果及び普通株式配当計画に基づく動態的な各社固有のストレス資本バッファ（2.5%を下限とする。）に変更する最終案を策定した。ストレス資本バッファは、2020年のCCARサイクル以降適用が開始される。

2019年10月10日、Fedは、米国の強化された健全性基準の適用を調整する目的で、米国の大規模な外国銀行組織（以下、「FB0」という。）の米国業務を、規模、複雑さ及びリスクに基づいて分類するためのルールを確定した。このルールは、米国の流動性カバレッジ比率を当グループの米国IHCに初めて適用するものであり、当グループの米国IHCに適用される米国の単一カウンターパーティ与信限度（以下、「SCCL」という。）の厳格性を高めるものである。しかしながら、このルールは、一定の資本及びストレス・テスト要件から当グループの米国IHCを一部免除し、資本要件に関するその他の単純化した要件に準拠する選択肢を当グループに提供する。その他の変更の

中で、確定したルールは、中間期で各社が行うドッド・フランク・ストレス・テスト（以下、「DFAST」という。）の要件を排除し、当グループの米国IHCに対し、同社が実施するDFASTを、年1回ではなく、2年に1回実施することを義務付けている。当グループの米国IHCは、CCARの実施の一環として、引き続き年次の内部ストレス・テストの対象となる。当グループでは、同ルールによりストレス・テストに関連するコンプライアンス費用は若干減少すると見込んでいるが、同ルールではまた、新規及び追加的な規制当局への報告及び関連する内部システムが必要となり、新たに適用される流動性要件及び改訂されたSCCLを満たすための業務コスト及びコンプライアンス費用が増加することになる。コンプライアンス及び規制上の報告は、2020年から2021年初頭まで段階的に実施されるが、新たに適用される流動性要件及び改訂されたSCCLに関してはより長い期間が設定されている。強化された健全性基準は非常に複雑であり、さらなるルール制定、規制の解釈及び指針の対象となる可能性がある。当グループは、確定したルールが当グループの業務に与える潜在的な影響を継続的に評価する。

2019年9月から10月にかけて、いわゆる「ボルカー・ルール」の実施を担当する5つの連邦機関は、ボルカー・ルールにおける自己勘定売買条項を簡素化し、調整するための改正条項を最終決定した。この改正には、外国銀行組織が米国外での取引に従事する場合の柔軟性の拡大、コンプライアンス・プログラム要件の簡素化、引受、マーケット・メイキング、リスク軽減のためのヘッジ活動（規制対象ファンドの持分に関するものを含む。）に対するより柔軟なアプローチが含まれている。改正後のルールは2020年1月1日に施行され、2021年1月1日までに遵守することが要求されている。当グループは、引き続きコンプライアンス要件が最も厳しい区分に属しており、短期的には、この変更により、改訂された要件に適応するために、当グループの業務コスト及びコンプライアンス費用が増加する可能性がある。2020年1月30日、各機関は、ボルカー・ルールのファンド条項のさらなる改正案を提案したが、採択されれば、規制対象ファンドの定義から新たな重大な除外事項が生じ、銀行事業体がファンド業務を実施する場合に柔軟性が生じることになる。ボルカー・ルールは非常に複雑で、さらなるルール制定、規制の解釈及び指針の対象となることが予想され、当面の間、その完全な影響は不透明である。

2020年1月30日、Fedは、1社が他社を支配しているとみなされる場合を規定する規則を改正するルールを最終決定した。この改正では、特に、米国連邦銀行法の規制及び監督の対象となる当グループの関連会社及び子会社とみなされる法人の範囲が定義されている。最終ルールは2020年4月1日に発効する。しかしながら、さらなる規制上の解釈及び指針が生じる可能性があり、当面の間、その完全な影響は不透明である。

ブローカー・ディーラーの規制及び監督

2019年6月5日、SECは、最善の利益規則（以下、「規則BI」という。）を採択した。規則BIは、すべてのブローカー・ディーラーに対し、個人顧客に対して証券取引又は有価証券を含む投資戦略を推奨する際に、顧客の最善の利益のために行動し、自身の財務上その他の利益を顧客の利益に対して優先しないことを義務付けるものである。規則BIに基づき、ブローカー・ディーラーは、（1）基礎となる開示、注意及び利益相反義務を含む規則BIを遵守するための方針及び手順を採用し、（2）個人顧客との関係の範囲及び条件、並びに推奨に係る利益相反に関連するすべての重要な事実を完全かつ公正に開示する必要がある。SECは、同時に「フォームCRS」の開示要件を採択し、すべてのブローカー・ディーラーに対し、個人顧客との関係開始時にその関係の概要を個人顧客に提供することを義務付けた。規則BIとフォームCRSは共に2020年6月30日に施行される。

デリバティブの規制及び監督

2019年6月5日、SECは、証券派生スワップ・ディーラーの資本、証拠金及び分離保管要件を最終決定した。原則として、当グループは、これらの要件が、当グループのノンバンク・デリバティブ・ディーラー会社であるクレディ・スイス・キャピタルLLC（以下、「CSC」という。）及びクレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド（以下、「CSSEL」という。）に適用されることになると予想している。CSCがSECに登録された店頭デリバティブ・ディーラーとして既にSECの資本要件の対象となっていること、SECの新たな証拠金要件が、CFTC

登録スワップ・ディーラーとしてCSCに既に適用されているCFTCの証拠金要件と主要な点で一致していること、またCSCはSECの一定の分離保管要件の免除対象となる可能性が高いため、当グループは、CSCに重大な影響が生じるとは考えていない。CSSELは、SECの追加承認を得れば、同等の英国の要件の代替遵守を通じてSECの資本及び証拠金要件を充足することができ、またSECの一定の分離保管要件の免除を受けることができる可能性がある。しかしながら、CSSELがSECの資本及び証拠金の要件に関連して代替遵守に依拠することができない場合、CSSELは、SECと英国の要件間の不一致に直面し、これが米国人との間で証券派生スワップ取引を継続することを妨げる可能性がある。これらの要件及び証券派生スワップ・ディーラーに適用されるその他のSECのルールは、2021年11月1日に発効する。

2019年9月19日、SECは、証券派生スワップ・ディーラーの記録保管及び財務報告の要件を定めるルールを採択した。当該ルールは、原則として、SECの証券ブローカー・ディーラーに対する類似した要件に基づくものであるが、一定の分野においては、同等の外国のルールを遵守することで充足することが可能である。当グループは、これらのルールが当グループの米国店頭取引（以下、「OTC」という。）デリバティブ・ディーラーであるCSC及び当グループの英国デリバティブ・ディーラー法人であるCSSEL及びクレディ・スイス・インターナショナル（以下、「CSI」という。）にも適用されると見込んでいる。CSSEL又はCSIが英国又はEUの規制に依拠することができない場合には（特に、財務報告要件に関して）、これらの要件を充足するコストにより、当グループは米国のカウンターパーティとの間でデリバティブを取引する方法を再検討する必要に迫られる可能性がある。これらの要件及び証券派生スワップ・ディーラーに適用されるその他のSECのルールは、2021年11月1日に発効する。

2019年12月18日、SECは、ドッド・フランク法に基づく一定の証券派生スワップ・ディーラーの要件のクロスボーダー適用に関する規則改正及び指針を採択した。この最終ルールは、とりわけ、非米国カウンターパーティと非米国証券派生スワップ・ディーラー間の証券派生スワップであって、非米国証券派生スワップ・ディーラーの米国人担当者により手配、交渉又は実行されるものが、最低基準の閾値の計算の対象になるという要件に対する条件付きの例外を設けている。最低基準の閾値を上回った非米国証券派生スワップ・ディーラーはSECに登録しなければならない。この最終ルールはまた、非米国証券派生スワップ・ディーラーがSECに登録する際に、帳簿や記録に対するSECのアクセスに関する証明書や法律意見書を提出するという要件の一定の内容を明確にし、また証券派生スワップ・ディーラーの一定の非米国担当者の経歴チェック要件に対する例外を設けている。この最終ルールは、クレディ・スイスを含めて、米国において証券派生スワップ事業を営む非米国企業に証券派生スワップ・ディーラーの要件がもたらす問題を軽減するものではあるが、SECが発効前に要件をさらに変更しない限り、当グループのクロスボーダーの証券派生スワップ事業は悪影響を受ける場合がある。これらの要件及び証券派生スワップ・ディーラーに適用されるその他のSECのルールは、2021年11月1日に発効する。

2019年12月18日、CFTCは、SECに合わせて一定の定義を変更するものの、一定のスワップ規制のクロスボーダー適用に関するCFTCの現行の方針及びノークションレターの大半を成文化し、ルールの適用を米国親会社の一定の海外子会社が締結するスワップに拡大するルールを提案した。これらの海外子会社の扱いに関する提案は、CFTCが採用した場合には、一定の米国顧客の米国外業務において取引する場合さらにコストがかかり、負担になる可能性がある。

2019年12月17日、CFTCは、条件付きのノークション・リリーフを公表し、フォールバック条項を導入するか、又はロンドン銀行間取引金利（以下、「LIBOR」という。）若しくはその他の銀行間取引金利を新たなリスクフリー・レートに置き換えるために実施する未決済スワップの修正により、CFTCルールに基づく特定の債務の目的上、当該スワップが従前の地位を失うことは原則としてないことを明らかにすることで、2021年に予定されているLIBORの段階的廃止に対応した。また、2019年11月7日、Fedは、証拠金ルールの対象となるCSIなどのスワップ・ディーラーがLIBOR又はその他の廃止される金利を置き換えた後でも中央清算されないスワップの従前の状況を維持するために、証拠金ルールを改正することを提案した。同提案において、健全性規制機関は、関連会社間の中央

清算されないスワップについて当初証拠金要件の免除を提案したが、関連会社間では変動証拠金の交換は依然として義務付けられることになる。

破綻処理制度

2019年10月10日、Fed及びFDICは、大規模なFB0が米国破産法上の迅速かつ秩序立った破綻処理のための戦略を記載した年次破綻処理計画を提出するというドッド・フランク法の要件からの免除を規定するためのルールを確定した。確定したルールでは、連結された当グループの米国事業は、毎年ではなく、3年ごとに破綻処理計画を提出することが許されており、完全な破綻処理計画と資本、流動性及び従前の完全な計画からの重要な変更点に焦点を当て、より広範ではない対象を絞った破綻処理計画を交互に提出する。当グループは、2021年7月1日までに対象を絞った破綻処理計画を提出し、2024年7月1日までに次の完全な破綻処理計画を提出することが義務付けられている。また、当グループは、2020年7月1日までに当グループの2018年計画に対するフィードバックにも対応する。

税金

2019年12月2日、米国財務省は、2017年末に制定された米国税制改正法の一環として導入された米国税源浸食・租税回避防止税（以下、「BEAT」という。）に関する最終ルールを発表した。BEATにより、米国外の関連会社に対して米国の支店及び子会社が行った損金算入可能な支払いが、一定の基準値を上回り、かつその他の条件を満たす場合に、米国税務費用の増加が生じる可能性がある。負債は課税所得の代替的な測定値に対する様々な税率の適用に基づいて決定されるため、特定の年度において当グループがBEAT費用を負担するかどうかを確実に予測することはできない。しかしながら、当グループは、最終的な規則に基づくと、一定の解釈上の不確実性は残るものの、当グループの米国の支店及び子会社は、2019年も引き続きBEAT税制度の対象となる可能性の方が高いと考えている。

EU

EUは、システミック・リスクに対処し、金融機関、金融商品及び金融市場をさらに制御するために、幅広い健全性、セキュリティ及びガバナンスの規制が提案及び制定されている。これらの提案は、EUにおいて立法前、立法、ルール制定及び実施と様々な過程の段階にあり、その最終形態及び累積的な影響は未だに依然として確定していない。

投資サービス規制

2017年12月21日、欧州委員会は、取引所に関するスイスの法的・監督の枠組みとEUの枠組みとの同等性を1年の暫定期間について認定したが、その後、欧州委員会は、2019年6月30日まで延長した。この認定により、EU域内の投資会社は、スイス取引所において金融商品市場規則（以下、「MiFIR」という。）に基づく適用ある株式取引義務を履行することが可能となっていた。欧州委員会は、2019年6月30日を超えて同認定を延長しなかったため、2019年7月1日以降は、EU域内の投資会社は、スイスの取引所においてスイス所在の企業の一定の持分証券を取引することを原則として禁止されている。2019年6月27日、スイス連邦財務省（以下、「FDF」という。）は、スイス取引所の機能を確保するため、スイスにおいて保護措置を発動することを発表した。2019年7月1日以降、EU所在の取引所を含む取引所は、スイス企業の一定の持分証券の取引を提供又は仲介する場合には、FINMAによる承認が必要となる。2019年7月1日より、FDFは、かかる承認が付与されていない法域の一覧表にEUを掲載し、同日よりEU所在の取引所を含む取引所がスイス企業の一定の持分証券の取引を提供又は仲介することを事実上禁止した。英国が2020年1月31日に正式にEUから離脱したため、FDFは2020年2月1日を発効日としてリストを更新し、同リストにおいて英国を別個の法主体として記載した。

デリバティブ規制

2019年6月17日に、カウンターパーティの分類、清算、証拠金及び報告要件に関連するものを含め、欧州市場インフラ規則（「EMIR」とも呼ばれる。）の幅広い改正が（「EMIRリフィット」規則を通じて）施行された。特に、この改正には、決済業務を提供する清算参加者及び顧客が公正、合理的、無差別かつ透明性のある取引条件に基づきサービスを提供する義務が含まれ、当該義務は2021年6月18日から適用される。

健全性規制

自己資本要求規則（以下、「CRR」という。）の改正（CRR II規則による改正を通じて行ったもの）、自己資本要求指令（以下、「CRD」という。）の改正（CRD V指令による改正を通じて行ったもの）及びEUの銀行再建・破綻処理指令（以下、「BRRD」という。）の改正（BRRD II指令による改正を通じて行ったもの）は、2019年6月27日に発効した。これらの改正は、金融安定理事会の総損失吸収力（以下、「TLAC」という。）基準を実施するほか、バーゼルIIIの健全性に係る枠組みに対する合意された様々な改革（最終版のバーゼルIIIに基づくレバレッジ比率及び安定調達比率（以下、「NSFR」という。）の要件を含む。）、並びに関連するEU独自の改革（EU域内に2以上の機関を有する、EU域内の資産が40十億ユーロ以上の非EU銀行グループがEU域内においてEU中間金融持株会社（EUの総合的な健全性監督の対象となる。）の設立に関する新たな要件等）を実施するものである。CRR IIの大部分は2021年6月28日からのみ適用されるものの、新TLAC要件などの一定の要件は、発効直後に適用される。EU加盟国は、2020年12月28日までに、CRD V及びBRRD IIを遵守するために必要な国内法上の措置を講じることが求められている。中間持株会社に係る要件は2023年12月まで延期される。

また、2019年12月25日には、新たな投資会社指令（以下、「IFD」という。）及び投資会社規制（以下、「IFR」という。）も施行された。2021年6月26日から適用されるこの新しい健全性制度は、投資会社に特有のビジネス・モデル及びリスク・プロファイルに合わせて調整されたものである。特に、同制度は、改正金融商品市場指令（以下、「MiFID II」という。）の厳格なサービススペースの分類から逸脱しており、ほとんどの投資会社に対して、資本要件及び報酬ルール並びに一定の内部ガバナンス、開示及び報告要件を評価するのに使用されるリスクベースの定量的指標（「K-factors」と呼ばれる。）を重視している。しかしながら、大規模な投資会社は、引き続きCRR／CRDの健全性制度の対象となる。これには、総資産が30十億ユーロ超で、自己勘定でのディーリング、又は金融商品の引受け及び／若しくは確約ベースでの金融商品の販売というMiFID活動を遂行する、システム上の「銀行類似企業」が含まれ、それは「信用機関」に分類される。信用機関に分類される既存企業は、2020年12月27日までにCRR／CRDのもとで信用機関として営業する認可の申請をしなければならない。

英国

英国とEUの関係

2016年6月23日、英国の有権者は、EU離脱を選択した。EUとの離脱条件に関する広範囲な交渉を経て、英国は2020年1月31日にEU加盟国ではなくなった。締結された離脱協定の条件に基づき、2020年12月31日までの移行期間中は、英国はEU法に引き続き拘束され、完全な金融サービス・パスポートを維持している。移行期間中、英国とEUは、それぞれの金融サービス法制度に基づき同等性の判断を相互に付与することを含めて、両者の今後の関係を規定する経済パートナーシップの交渉を行う予定である。かかる交渉がどのような方法及び日程で実施されるか、移行期間の延長（ただし、英国法では現時点で延長の可能性は排除されている。）、1つ以上の貿易協定の締結、及び当該協定の締結に至らないことを含めて、どの程度の結果が生み出されるかは不透明である。英国法は、移行期間終了時点のEU法の条文が当面は英国法において維持されると想定しており、英国財務省は金融サービスに関する存続EU法における不備を是正するために、行政委任立法を通じてEU離脱法に基づく権限を行使する。行政委任立法は、EU圏外としての英国の新たな立場を反映することを意図したものであり、それ以外の政策変更を行うことを意図したのではない。英国財務省はまた、離脱により生じる規制当局のルールブックにおける不備、及び存続EU法

の一部となる拘束力のあるEU技術基準（EU Binding Technical Standards）における不備に対処するために英国の金融サービス規制当局に権限を委任している。しかしながら、移行期間の終了時点後にのみ適用されるEU法がその後どのように扱われるかは不透明である。

クレディ・スイスは、これらの変化が及ぼす影響に対応し、当グループの顧客に対する混乱を最小化する作業を進めている。これらのいずれかの取決めに對する不利な影響、また、協議期間中に起こり得る変化に関する不確実性は、英国又は当グループが業務を行うその他の市場における当グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。

規制の枠組み

当グループの事業に適用される当グループの主な規制構造は、以下の通りである。

グローバルなイニシアチブ

総損失吸収力

2019年1月1日、金融安定理事会（以下、「FSB」という。）のグローバルなシステム上重要な銀行（以下、「G-SIB」という。）を対象としたTLACの最終基準が発効したが、2022年1月1日にかけて段階的に導入される。当該基準の目的は、G-SIBが存続不能になった時点で、システム上の混乱を最小限にし、重要な機能を保全して公的資金のエクスポージャーを限定するような方法で資本増強を行う規制当局の能力を強化しようというものである。TLAC適格証券には、最低規制資本要件に算入される商品及び無担保長期債券のうち満期までの残存期間が1年以上であり、法律、企業構造又は契約により一定の除外債務（預金を含む。）に対して劣後し、非関連第三者により保有され、かつ一定のその他の条件を満たすものが含まれる。それ以外の基準の場合には必要となる適用ある規制資本バッファを除き、TLACの最低所要水準は、2019年1月1日時点ではG-SIBのリスク加重資産の16%以上とし、2022年1月1日時点では18%以上へと増加する。また、TLACの最低所要水準は、2019年1月1日時点ではバーゼルIIIレバレッジ比率の分母の6%以上で、2022年1月1日時点では6.75%以上でなければならないとされている。各国の規制当局が、自国の法域においてより厳格に同基準を実施又は解釈する場合がある。

スイスにおいて、FSBのTLAC基準は、2016年7月1日に自己資本規則に基づき実施されたが、同規則は、クレディ・スイス・グループAG、クレディ・スイス銀行及びクレディ・スイス（シュヴァイツ）AGにおける資本要件を規定するものである。

米国では、Fedが、FSBのTLAC基準を実施する最終ルールを採択した。当該最終ルールは、とりわけ、非米国G-SIBの米国IHC（クレディ・スイスの米国IHCを含む。）に対し、2019年1月1日以降は最低額の「内部」TLAC（一定の適格基準を満たすTLACバッファ及び長期債）を維持することを義務付けるものである。クレディ・スイスの米国IHCとして指定された法人は、外国親会社（IHCを支配する非米国事業体）又は外国親会社が100%所有する別の外国関連会社に対し、TLAC債務証券をすべて発行することを義務付けられている。当該最終ルールは、クレディ・スイスの米国IHCとして指定された法人が実施可能な金融取引の種類も制限するものである。

英国では、イングランド銀行が、CSI及びCSSELを含む一定の英国事業体を対象とした、自己資本と適格債務に関する最低基準（以下、「MREL」という。）及び内部MRELの設定に関するアプローチを維持するための、BRRDに基づく要件を定める手法に関する市中協議文書を公表した。FSBのTLAC基準と同様に、MREL要件は、BRRDの対象下である会社に対し、自己資本及びペイルイン可能な債務の最低基準を維持することを義務付けている。市中協議文書では、クレディ・スイスなどの非英国G-SIBの重要な英国子会社の内部MREL要件は、グループの破綻処理戦略や自国の内部総損失吸収力の調整アプローチなどの要因に基づいて、外部MRELの75%から90%の間で決定される。暫定的な内部MREL要件は、2019年1月1日に発効し、完全な施行は2022年1月1日までに段階的に実施される予定である。さらに、CRR IIは、EU域外のG-SIBの重要な子会社で、処理対象法人ではない法人が、当該重要な子会社が処理対象法人である場合に適用される外部MREL要件の90%に相当する内部MRELを維持することを義務付ける要件を2019年6月27日付で導入した。イングランド銀行は、その市中協議文書は新たなCRR IIの要件に準拠して解釈すべ

きであると述べている。イングランド銀行はまた、英国の規制枠組みにおいて期間中に変更があったこと及び、暫定的なMRELを充足するために負債を発行した企業があったことを考慮して、2020年末までにMREL要件の測定及び最終遵守日を見直すとのコミットメントを表明した。

国際スワップデリバティブ協会（以下、「ISDA」という。）の破綻処理におけるステイ・プロトコル

クレディ・スイスは、ISDA2015年ユニバーサル破綻処理におけるステイ・プロトコル（以下、「ISDA2015年ユニバーサル・プロトコル」という。）の2015年11月の適用開始時に自主的に批准した。ISDA2015年ユニバーサル・プロトコルに批准することにより、当事者らは、クロスボーダーのデリバティブ及び証券金融取引が、準拠法に関係なく、銀行カウンターパーティが破綻処理に入った場合に直接のデフォルト権及び関連会社連動デフォルト権の法的な停止が確実になされるために、特定の既存の及び将来的な特別破綻処理制度に拘束されることに同意することになる。これらの停止は、経営難に陥った銀行の秩序ある破綻処理の促進を企図したものである。また、ISDA2015年ユニバーサル・プロトコルは、批准した当事者の関連会社が当該停止又は無効の制度が現時点では存在しない米国破産法に基づく手続の対象となった場合でも、関連会社連動デフォルト権に対する同様の停止及び無効を可能にするものである。

ISDA2015年ユニバーサル・プロトコル又は類似の取決めの対象となる当事者及び取引の範囲を拡大するため、G-20は、外国法に服するカウンターパーティとの特定の金融契約にISDA2015年ユニバーサル・プロトコルに類似した規定を含めることを大手銀行グループに義務付ける規制の導入を約束した。

スイスでは、銀行及び貯蓄銀行に関するスイス連邦規則（以下、「スイス銀行規則」という。）及び銀行及び証券業者の破綻に関するFINMA規則（以下、「FINMA銀行破綻処理規則」という。）は、クレディ・スイスを含むスイスの銀行が、自らの一定の契約及びその子会社又は関連会社により締結された一定の契約中に、スイス銀行法に基づくFINMAの停止権限の存在をカウンターパーティが認める条項を含めることを義務付けている。かかる条項を含めることを義務付ける同要件は、FINMA銀行破綻処理規則に全て列挙された金融契約で、スイス法に準拠しない又はスイス国外の裁判管轄権を定める金融契約に適用される。

英国では、健全性規制機構（以下、「PRA」という。）が、CSI及びCSSELを含む英国事業体に対し、幅広い種類の財務上の取決めにおける英国事業体のカウンターパーティが、その破綻処理時に適用される英国銀行法に基づく期限前解除権の停止対象となるようにすることを義務付ける最終ルールを公表した。

ISDAは、クレディ・スイスを含むディーラー及びそのカウンターパーティの双方による、当該要件の市場全体における遵守を促進するために、ISDA破綻処理停止管轄モジュール・プロトコル（ISDA Resolution Stay Jurisdictional Modular Protocol）という別のプロトコルを策定した。

米国では、Fed、FDIC及びOCCが、米国に本社を置くG-SIB及び当グループの米国事業を含む非米国G-SIBによる米国事業の破綻処理の実行可能性を改善することを企図した最終ルールをそれぞれ公布した。これらの最終ルールは、規制対象者に対して、適格金融契約を修正し、（1）適格金融契約が、その他の法域で導入され、当グループが既に対象となっている要件と同様の秩序ある清算権限及び連邦預金保険法に基づくデフォルト権の停止対象であること、及び（2）G-SIBの関連会社に関して米国連邦倒産法又はその他の倒産若しくは破綻処理制度に基づく手続きが開始された場合、一定の関連会社連動デフォルト権が制限され、無効になることについて、相手方の同意を取得することを義務付けている。ISDAは、最終ルールの遵守が促進されることを目的としたISDA2018年米国破綻処理プロトコル（以下、「ISDA米国プロトコル」という。）を策定した。クレディ・スイスのすべての対象法人は、最終ルールを遵守するために、批准相手であるカウンターパーティとの適格金融契約を変更して、ISDA米国プロトコルを批准した。

外国為替

2017年、16の国際的な外国為替取引センターが参画する外国為替市場委員会の官民の代表者は、グローバル外国為替市場委員会を設立し、グローバル外為行動規範を発表することに合意した。同規範は、適切な慣行に関するグローバルな原則を定めたものであり、倫理、ガバナンス、取引執行、情報共有、リスク管理とコンプライアンス、及び取引確認と決済手続等の分野をカバーしている。クレディ・スイスは、2018年5月21日、グローバルな規模でグローバル外為行動規範の遵守意思表明書に調印しており、外国為替市場の参加者によるグローバル外為行動規範の採用を支持している。

スイス

銀行の規制及び監督

クレディ・スイス・グループは、スイス銀行法及びスイス銀行規則に基づく銀行ではないが、当グループは、スイス銀行法に基づく金融グループ及びコングロマリットの連結規制に関する規定に従って、銀行に関する一定の条件に従うことが要求されている。かかる要件には連結ベースでの自己資本、損失吸収能力、支払能力及びリスクの集中並びに一部の報告義務が含まれる。スイスにおける当グループの銀行は、FINMAにより、法人ごとに規制され、さらに一定の場合には、連結ベースで規制されている。

クレディ・スイス銀行及びクレディ・スイス（シュヴァイツ）AGは、スイス銀行法及びスイス銀行規則に従い、FINMAによる銀行業の認可に基づき事業を行っている。さらに、クレディ・スイス銀行及びクレディ・スイス（シュヴァイツ）AGは証券取引所及び証券取引に関するスイス連邦法に基づきFINMAより証券取引業者（securities dealers）の認可を受けており、認可を受けた時点で有効であった。2020年1月現在、証券取引業者の適用ある継続中の認可要件は、FinIA及びFinIOに定められている。

FINMAはスイスにおける唯一の銀行監督当局であり、スイス国立銀行（SNB）等から独立した機関である。スイス銀行法に基づき、FINMAにはスイスの銀行システムの監督責任がある。SNBは銀行及び証券取引業者に関する政府の金融政策を実施し、金融システムの安定を確保する責任を負っている。「大きすぎて潰せない」法律に基づき、SNBはスイスのどの銀行がシステム上重要な銀行であるか、またどの業務がスイスでシステム上重要であるかという決定を行う責任がある。SNBは、スイス法上、当グループを連結ベースでシステム上重要な銀行であると判断した。

クレディ・スイス銀行及びクレディ・スイス（シュヴァイツ）AGは、FINMAによる詳細かつ継続的で、健全性に関する監督と直接的な監査の対象となっている。スイス銀行法に基づき、クレディ・スイス銀行及びクレディ・スイス（シュヴァイツ）AGは、FINMAが承認した独立した規制上の監査法人の検査及び監督の対象となっており、監査法人は銀行の取締役会が任命し、銀行がスイス銀行法、スイス銀行規則及びFINMA規則を含む、適用法令を遵守しているか否かを評価する。

クレディ・スイスは、スイスで実施されているバーゼルⅢの枠組み、及びスイスのシステム上重要な銀行を対象とした法令による規制を受けている。これらの規制には、資本、流動性、レバレッジ及び大規模なエクスポージャーの要件、並びに破産の恐れがある場合においてもシステム上重要な機能を維持するための緊急対策にかかるルールが含まれている。

当グループの規制資本は、米国の一般に認められた会計原則に基づき計算されており、FINMAが要求又は合意した一定の調整を加えている。

スイス銀行法に基づき、銀行及び証券取引業者は一定の制限内でリスクの集中を管理することを要求されている。一つの取引先又は関連性のある取引先グループに対する信用エクスポージャー総額は、取引先リスク及びリスク軽減商品などを考慮した上で、銀行の調整済適格資本（当グループのようなシステム上重要な銀行に対しては、そのコアティア1資本）に対して適切な関係でなければならない。

スイス銀行法及びFinIAに基づき、スイスの銀行及び証券取引業者は、顧客の存在及び顧客との関係のあらゆる点について秘密を保持する義務を有している。しかし、これらの顧客の秘密保持に関する法律は、インサイダー取

引、資金洗浄、テロ資金供与、脱税などの刑事犯罪の保護を認めるものではなく、また裁判所及び行政当局に対する情報開示を妨げるものではない。

スイスの資金洗浄及びテロ資金供与対策のルール及び規則は包括的なものであり、銀行及びその他の金融機関に対し、取引開始前に顧客の身元を十分に確認し、文書に記録することを要求している。さらに、これらのルール及び規則では、政治的に影響力のある人物との取引に関する適切な取引方針を維持し、また不審な活動に関する当局への報告を含めた、資金洗浄やテロ資金供与を発見し防止する手続と統制を維持する義務を定めている。

また、スイスには、スイス及び外国の政府関係者並びに民間人に関する厳格な腐敗防止及び汚職防止法が存在する。

報酬制度の実施及び開示については、「報酬制度に関する規定」（その後の改定を含む。）に基づきFINMAが定めた基準に従うことが義務付けられている。

証券取引業者及び資産運用の規制及び監督

当グループのスイスにおける証券取引業務は、FINMAの監督下にあるクレディ・スイス銀行を通じて行われており、2020年1月1日に発効した、スイスにおける証券取引業全般を規制しているFinIA及びFinIOの規制下にある。当該規制には、規制資本、リスクの集中、販売及び取引慣行、記録保持の要件及び手続並びに定期的な報告手続等が定められている。

当グループのスイスにおける資産運用業務は、FINMAの監督下で行われており、当該業務には一般販売のために登録されたミューチュアル・ファンドの設立及び運営が含まれる。2020年1月1日以降、集団資産の資産運用会社として当グループの業務も、段階的な条項には服するものの、FinIAの規制対象となる。

また、2020年1月1日には、FinSA及びその施行規則であるFinSOが発効した。FinSAは、クロスボーダーでの海外からスイスの顧客に対するものを含む、スイスにおける金融サービスの提供、並びにスイスにおける金融商品の公募、及びスイスにおける金融商品の取引の許可に関する目論見書の要件を規制している。

破綻処理制度

2007年／2008年の金融危機後、スイスの立法者は、システム上重要な金融機関の安定化と再編のための特別規則を公布した。とりわけ、これらのルールは再建及び破綻処理のための計画を要求している。システム上重要な銀行は、それぞれ年に1回FINMAに再建計画を提出することが義務付けられており、この計画では、外国規制当局の要件も考慮しつつ、政府の介入なしに危機時に自ら安定化を図る方法が記載されている。同計画は、FINMAの承認が必要である。さらに、スイスのシステム上重要な銀行は、緊急計画を提出しなければならない。同計画は、危機時にスイスにおいてシステム上重要な機能、とりわけ預金・支払いを継続的に行えるようにするための具体的な方法を記載する。FINMAは、この計画を審査し、必要に応じて計画を実施する準備ができているかを評価しなければならない。クレディ・スイスは、2019年末までに審査のためFINMAに有効なスイス緊急計画を提出することが求められ、2020年2月25日、FINMAは、クレディ・スイスが提出したスイス緊急計画を有効なものとしたと記載した報告書を公表した。第三の要素は、FINMAがシステム上重要な銀行のために作成する破綻処理計画であり、同計画は、危機時に世界規模のグループ全体がどのように資本増強、再編、及び／又は清算されるかを示すものである。FINMAは、必要に応じて同計画を成功裏に実施するための準備が十分であるかどうかを基準として、金融機関の破綻処理可能性を評価する。国際的に活動するスイスのシステム上重要な銀行が世界的な破綻処理可能性を高めた場合、FINMAは当該機関の事業破綻時資本要件を軽減することができる。

FINMA銀行破綻処理規則は、クレディ・スイス銀行及びクレディ・スイス（シュヴァイツ）AGを含むスイスの銀行及び証券取引業者、クレディ・スイス・グループAGを含むスイスに拠点を置く金融グループの親会社並びに金融グループに属するスイスに拠点を置くその他の一定の規制対象外会社に適用される破綻処理（すなわち再建又は清

算) 手続を規制している。特定の破綻処理の概念を規定する代わりに、FINMA銀行破綻処理規則は、FINMAが選択できる様々な再建手段に加え、破綻処理の場合における大幅な権限及び裁量をFINMAに付与している。

FINMAは、関連するスイスの銀行（又はスイスに拠点を置く金融グループの親会社及び金融グループに属するスイスに拠点を置くその他の一定の規制対象外会社）が債務超過であり、深刻な流動性の問題を抱え、又は自己資本要件を満たすことができないという正当な懸念があることから、差し迫った支払不能の状態にある場合に、銀行破綻処理手続を開始することができる。破綻処理手続の形式は、（i）当該銀行による個別の銀行業務の回復又は継続的提供の可能性が見込まれる場合で（ii）当該銀行の債権者が、清算手続よりも再建手続を利用した方が債務回収の可能性が高い場合には、（清算ではなく）再建手続のみを利用することができる。該当する事業体が所有するすべての換金可能資産は、これが所在する場所にかかわらず、かかる手続の対象となる。

FINMAがクレディ・スイス銀行、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG又はクレディ・スイス・グループAGについて再建手続を開始した場合、（i）クレディ・スイス銀行、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG若しくはクレディ・スイス・グループAG（該当する場合）の資産若しくはその一部、その債務及びその他の負債若しくはその一部並びに契約の別の事業体への譲渡、（ii）クレディ・スイス銀行、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG若しくはクレディ・スイス・グループAG（該当する場合）が当事者である契約に基づくネットティング権の解約権、特定の種類の担保財産を強制執行及び処分する権利、若しくは請求権、負債若しくは特定の担保財産を譲渡する権利の終了及び行使の停止（最大2営業日間）、（iii）クレディ・スイス銀行、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG若しくはクレディ・スイス・グループAG（該当する場合）の債務の株式への転換（以下、「債務の株式化」という。）、並びに／又は（iv）クレディ・スイス銀行、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG若しくはクレディ・スイス・グループAG（該当する場合）の債務の一部若しくは全部の償却（以下、「ヘアカット」という。）を含む、決定的な措置を講じる裁量権をFINMAは有することとなる。

債務の株式化又はヘアカットの前に、クレディ・スイス銀行、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG又はクレディ・スイス・グループAGにより発行されたその規制資本の一部である発行済株式資本及び債券（発行済のハイ・トリガー資本商品及びロー・トリガー資本商品を含む。）は、転換又は償却（場合による）及び消却されなければならない。いかなる債務の株式化（ヘアカットについては該当しない。）も、かかる債務がFINMA銀行破綻処理規則による転換から除外されない限り、請求順位に従わなければならない。保証債務を含むクレディ・スイス銀行、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG又はクレディ・スイス・グループAGの偶発債務も、再建手続のいかなる時点においても返済期日が到来している限り、債務の株式化又はヘアカットの対象となる可能性がある。

クレディ・スイス銀行、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG及びクレディ・スイス・グループAGを含むシステム上重要な機関に関しては、債権者は、FINMAにより承認された再建計画を拒否する権利をもたない。

監督

金融市場インフラ並びに証券及びデリバティブ取引における市場行動に関する連邦法（以下、「FMIA」という。）は、金融市場インフラの組織化及び運営、並びに証券・デリバティブ取引における金融市場参加者の行為を規制するものである。FMIAは、金融市場インフラ規則（以下、「FMIO」という。）と共に2016年1月1日に発効した。しかし、金融市場インフラ及び組織的取引所の運営者には、取引前及び取引後の透明性の高い情報の公表及び高頻度取引に関連するものも含め、様々な新たな義務を遵守するために、複数の移行期間が設定されていた。FMIAに基づき、FINMAは清算義務の導入時期を判断し、規制対象となるデリバティブの区分を指定する機関として指定されている。これに基づき、2018年9月1日、金融市場インフラ並びに証券及びデリバティブ取引における市場行動に関するスイス金融市場監督当局規則（以下、「FMIO-FINMA」という。）の改訂版が発効し、標準化された金利・信用に関するOTCデリバティブに対して清算集中義務が導入され、同日を基準としたFMIOに規定された最初の清算義務の期限（デリバティブの区分及びカウンターパーティの種類に応じて、6ヶ月、12ヶ月又は18ヶ月）を有効にした。

税金

税務行政執行共助

多国間税務行政執行共助条約（以下、「MAC」という。）は2018年1月1日に発効し、同日から適用されている。MACに基づき、スイスは、自発的に（一定の場合）又は請求に応じて税務情報を交換することが義務付けられている。さらに、国際的な税務行政執行共助に関する改正連邦法、及び税務行政執行共助に関する改正連邦規則（以下、「OIAA」という。）が2017年1月1日に発効し、これらは、MAC又はスイスの二重課税回避条約に基づく税務事項に関する国際的な行政執行共助の手続ルールを規定している。例外的な事例においては、スイス法上、関連する納税者に通知する前に情報交換することが認められている。MACに基づき（かつOIAAで明らかにされたとおり）、スイスは、2018年1月1日以降の課税期間について、税源浸食と利益移転防止のためのOECD／G20のBEPSプロジェクトの範囲内で事前税務裁定結果の自動的な交換を開始した。

2019年11月1日、国際的な税務行政執行共助に関する連邦法の改正が発効した。税務行政執行共助は、現在、法定相続人が手続の当事者である場合には死亡者に関しても許可されている。当初は、盗難データに基づく要請に対する行政執行共助を許可する条項の導入を想定していたが、スイス議会は、同法案を否決し、税務行政執行共助を要請が信義則に反する場合か、又はスイス刑法上の犯罪行為により受領した情報に基づく場合に限定する現在の条項を維持した。

2017年12月1日、国別報告書の交換に関する多国間協定及び、同協定を実施するスイス連邦法である多国籍企業の国別報告書（以下、「CbCR」という。）の国際的な自動交換に関する連邦法及び多国籍企業の国別報告書の国際的な自動交換に関する連邦規則が発効した。CbCR及びその実施法に基づき、スイスの多国籍グループ企業は2018年課税年度の初回の国別報告書を作成しなければならなかった。スイスによる同報告書の交換は2020年から開始される。多国籍企業は、2016年及び2017年の課税期間については任意で国別報告書を作成し、提出することが許可されていた。これらの報告書の交換は、2018年に初めて実施された。

租税情報の自動的交換

スイスは、金融口座の自動的情報交換のための多国間協定（MCAA）及び、他の国々との間でAEOIに関する二国間協定（その多くがMCAAに基づくもの）を締結している。スイスは、EUとの間でも課税における国家間のAEOIに関する多国間協定（以下、「EU AEOI協定」という。）を締結している。EU AEOI協定は、全EU加盟国及びジブラルタルにおいて適用されている。EU AEOI協定、AEOIに係る二国間協定及びスイスの施行法に基づき、スイスは、EU加盟国、ジブラルタル又は協定締結国の個人居住者の利益に資するため、スイスの支払代理人の口座又は預託場所に保有される金融資産、及びこれから派生し、かつ当該口座又は預託場所に入金される所得に関するデータを収集・交換している。スイスのAEOIに係る協定（発効済及び調印済かつ発効予定）の最新のリストは、スイス財務省国際金融担当（SIF）のウェブサイトより閲覧可能である。

源泉徴収税の見直し

2017年1月1日、改正源泉徴収税法が発効した。同法は、FINMAが承認した銀行又は金融グループのグループ会社の偶発転換社債及び元本削減社債に対して支払われる利息の源泉徴収税控除の対象を2013年1月1日から2016年12月31日までの期間に発行された銘柄から、2017年1月1日から2021年12月31日までに発行された銘柄に拡大している。また、同法は、規制要件を満たすためにFINMAが承認したTLAC証券に対して支払われる利息についても、2017年1月1日から2021年12月31日までに発行された若しくは発行される予定の銘柄、又は2017年1月1日より前に発行された銘柄であって、その発行者が2017年1月1日から2021年12月31日の期間内に発行者を海外の発行者からスイスの発行者に変更した銘柄であれば、源泉徴収税を控除する。

税制改革及びAHV拠出に関するスイス連邦法 (TRAF)

2020年1月1日施行の、TRAFにより導入された新しい源泉徴収税法では、法定資本拠出準備金を原資として配当を行うスイスの証券取引所の上場企業は、課税準備金を原資とする少なくとも同額の配当を同時に支払うことが要求される。また、これらの新しいルールに基づき、スイス証券取引所の上場企業が自己株式を買戻した上で消却する場合には、当該企業は、消却価額の少なくとも50%を資本拠出準備金に計上しなければならない。消却価額は、買戻価額から額面金額を差し引いた価格に等しい価格である。この新たな法律の施行前は、上場企業は1つ又はその他の種類の準備金の使用する際に制限を受けていなかった。

源泉徴収税の還付に関するスイスの裁判所の慣行

FTAとスイスの裁判所は、配当金等の支払いに対する二重課税回避協定に基づくスイスの源泉徴収税の還付の適用について、引き続き厳格な実質的な受益者テストを適用している。焦点は、支払時の証券の受益所有権及び／又は配当に当てられるが、これらは、当事者の意図や動機にかかわらず、事実・経済的観点から評価され、還付を請求する当事者によってFTAの要請に基づき詳細な文書により証明されなければならない。デリバティブ取引においては、多くの場合、FTAは、デリバティブ取引に基づく源泉徴収税の対象となる支払いの受取人を、スイスの源泉徴収税の還付の目的でその支払いの実質的な受益者とはみなさないことから、当該源泉徴収税の還付を得ることがますます困難になっている。しかしながら、スイス最高裁判所は最近、この実質的な受益者テストの厳格な適用及び立証要件は、デリバティブ取引に関与した金融機関が還付を受けられないことを意味するものではなく、実質的な受益者であることが立証できれば、還付が認められる旨判示した。

印紙税の見直し

2017年1月1日、改正印紙税法が発効した。改正によって、転換資本から発行される銀行の持分証券に対する印紙税免除に加えて、TLAC証券の持分証券への転換に伴い発行される銀行又は金融グループのグループ会社の持分証券に対する1%の発行印紙税が免除されることとなった。

「大きすぎて潰せない」機関の証券に係る資本参加免税

現行法では、システム上関連する銀行に対して、最上位の持株会社を通じて偶発転換社債、元本削減社債及びベイルイン社債を発行することを義務付けており、最上位の持株会社は調達資金を直接子会社又は間接子会社に貸し付けることができる。2019年1月1日に発効した「大きすぎて潰せない」機関の証券に係る資本参加免税の計算に関する連邦法は、正味参加所得の免税計算において、システム上関連する銀行の最上位の持株会社が「大きすぎて潰せない」機関の証券に係る支払利息を控除することを認めている。控除の効果を平準化するため、それぞれの資産及び負債は計算時に消去される。これにより、調達資金が下位会社に移転する限り、資本参加免税の計算において「大きすぎて潰せない」機関の証券の完全なカーブアウトが可能になる。

米国

銀行の規制及び監督

当グループの銀行業は、米国において連邦政府及び州の広範な規制及び監督の対象となっている。当グループの米国オフィスは、ニューヨーク支店とカリフォルニアの駐在員事務所から構成されている。これらの各オフィスは所在地の州の銀行当局より認可を取得しており、当該当局の検査及び規制の対象となっている。

当グループのニューヨーク支店は、ニューヨーク州金融サービス局長（以下、「金融サービス局長」という。）より認可を取得し、DFSの検査を受け、ニューヨーク支店を通じて営業している外国銀行に適用される法令の対象となっている。当グループのニューヨーク支店は、ニューヨーク州銀行法に基づき、ニューヨーク州の銀行に適格資産を維持しなければならない。必要とされる適格資産の金額は、第三者債務に対するパーセンテージとして表示

されるが、金融サービス局長が当グループのニューヨーク支店が優良銀行ではないと判断した場合には増額される可能性がある。

ニューヨーク州銀行法は、通常、法律違反、危険若しくは不健全な慣行又は債務超過を含む状況が発生した場合には、金融サービス局長が当グループのニューヨーク支店並びにニューヨーク州におけるクレディ・スイス銀行のすべての事業及び財産（当グループのニューヨーク支店の財産（その所在地を問わない。）及びニューヨーク州におけるクレディ・スイス銀行の資産を含む。）を差し押えることを認めている。金融サービス局長は、差押後に当グループのニューヨーク支店の事業を清算又は処理する上で、当グループのニューヨーク支店との取引から発生した預金者及びその他の債権者（当グループと関係のない者）の債権の弁済を行うことのみを許可している。当該債権者の債権がニューヨーク州のクレディ・スイス銀行の事業及び財産から弁済された後、金融サービス局長は、残余資産（もしあれば）を当グループ又は当グループの清算人若しくは管財人に引き渡す。

ニューヨーク州銀行法及び米国連邦銀行法に基づき、当グループのニューヨーク支店は、クレディ・スイス銀行の全世界における自己資本に対するパーセンテージで表示される大口信用供与規制の対象となっている。ドッド・フランク法に基づき、信用供与規制は、カウンターパーティとのデリバティブ取引、借入有価証券及び貸付有価証券並びに買戻条件付取引及び売戻条件付取引からの信用エクスポージャーを考慮する。

当グループの事業は、米国の連邦銀行法に基づく報告及び検査の対象となっている。当グループの米国における銀行業以外の事業は、当グループの米国における包括的な監督当局であるFedの検査対象となっている。ニューヨーク支店もFedの検査対象であり、預金の受入と維持に関する連邦銀行法の要件と制限の対象となっている。ニューヨーク支店は、FDICには加盟しておらず、FDICによる保険の対象ではなく、また小口預金を取り扱っていない。

米国の連邦銀行法は、州の認可を受けた支店（ニューヨーク支店を含む。）又は外国銀行の代理店は、原則として、連邦政府より認可を受けた外国銀行の支店又は代理店が従事することが認められていない活動を自己勘定で行うことを禁止しているものの、Fedが、当該活動を健全な銀行実務に合致していると認めた場合にはこの限りではない。さらに、Fedが採用する規制（FSOCによる勧告に基づくものを含む。）は、クレディ・スイス銀行（ニューヨーク支店を含む。）が行うことのできる活動内容に影響を与える場合があり、当該活動の実行を規制及び制限する場合がある。

外国銀行が、（i）原籍国で包括的な監督対象となっていない場合、（ii）米国の法律に違反し、又は危険若しくは不健全な銀行業務に従事した場合、（iii）米国の金融システムの安定性に対するリスクとなる外国銀行については、当該銀行の原籍国が当該リスクを軽減する適切な金融規制のシステムを採用していない、又はその採用に向けた進展が認められない場合、Fedは当該外国銀行の米国支店又は代理店の業務を停止させることができる。

クレディ・スイス・グループ及びクレディ・スイス銀行は、2000年に米国連邦銀行法に基づく金融持株会社となり、その結果、米国において保険、証券、プライベート・エクイティ及びその他の銀行業務以外の金融業務を広く行うことが可能になり、またいずれの業務も当局による規制と制限の対象となっている。クレディ・スイス・グループは、直接的又は間接的に、米国の銀行、銀行持株会社又はその他の米国の預金取扱機関及びその持株会社の又はこれらを支配する各種議決権株式の5%超の所有権又は支配権を取得する前に、引き続きFed（及び潜在的にはその他の米国銀行規制当局）の事前承認の取得を義務付けられており、さらに、ドッド・フランク法により、大規模なノンバンク会社の買収等についても事前承認の取得が義務付けられている。ニューヨーク支店は商品やサービスの抱き合わせ販売や、一部の関係会社との一定の取引を制限されている。クレディ・スイス・グループ又はクレディ・スイス銀行が、適用されるFedのルールに基づき、自己資本の充実した若しくは適切に運営されている企業ではなくなった場合、又は金融持株会社に必要な条件を満たさなくなった場合、一定の金融業務を廃止し、又はニューヨーク支店を閉鎖する必要に迫られる可能性がある。金融持株会社であることによって、クレディ・スイス・グループが実行できる買収の実施能力にも悪影響を与える可能性がある。

上述のとおり、クレディ・スイスは、幅広く定義されている、一部のプライベート・エクイティ又はヘッジファンドに対して出資又は投資を行い、特定の種類の自己勘定売買に従事する銀行の能力を限定する、いわゆる「ボルカー・ルール」の対象でもある。これらの制限には、引受け、マーケット・メイキング、リスク軽減ヘッジ並びに特定の資産運用及び資金管理業務に関するもの、並びに米国外でのみで発生する特定の取引及び投資に関するものを含む、一定の除外規定及び例外規定がある。ボルカー・ルールは、銀行事業体が、ボルカー・ルールに基づく規制の遵守状況を確保及び監視することを目的とした広範なコンプライアンスの方針、手続及び定量的指標報告を整備することを義務付けるものである。ボルカー・ルールは、大手FB0の最高経営責任者又は米国の上級管理者のいずれかによる、ボルカー・ルールのコンプライアンスを達成するために合理的に策定されたコンプライアンス・プログラムの実施に関する年次認証も義務付けている。ボルカー・ルールの施行規則は2014年4月に発効し、クレディ・スイスは、Fedがコンプライアンスの期限を2017年7月21日に延長した、2013年12月31日より前に組成された特定のプライベート・ファンドに対する旧来の投資及び融資関係を除き、2015年7月までにボルカー・ルールを遵守することが原則として義務付けられた。2017年4月、Fedは、クレディ・スイスに対して、ボルカー・ルールに基づく一定の流動性の低いファンドに対する投資に係る適合移行期間をさらに5年（2022年7月21日まで）延長することを認めた。クレディ・スイスは、ボルカー・ルールの要件を満たすために合理的に策定されたボルカー・ルールのコンプライアンス・プログラムを実施した。ボルカー・ルールの施行規則は非常に複雑であり、かつ追加のルールの制定、規制上の解釈及び指針の対象となる可能性があるため、施行規則による影響を完全に把握できるまで一定の期間を要する。

ドッド・フランク法を実施するFedの規制は、クレディ・スイスに対し、2017年7月1日までに限られた例外を除きすべての米国子会社を傘下に置く単一の米国IHCを設立することを要求した。IHC要件は、ニューヨーク支店には適用されない。クレディ・スイスの米国IHCは、ドッド・フランク法の要件によりいくつかの重大な点において異なっているものの、バーゼル銀行監督委員会（以下、「BCBS」という。）により発表されたバーゼルIIIの枠組みと概ね一致しているリスクベースの資本及びレバレッジの要件の対象であり、またドッド・フランク法に基づく資本計画及び資本ストレス・テストの要件並びにFedの年次CCARの対象である。

クレディ・スイスの米国IHCは、また、IHCを対象とするFedの最終的なTLACの枠組みの追加要件の対象である。また、クレディ・スイスの米国IHC自体と、連結されたクレディ・スイスの米国事業（クレディ・スイスの米国IHC及びニューヨーク支店を含む。）の双方は、流動性リスク管理、クレディ・スイスの米国IHC及びニューヨーク支店それぞれの個別の流動性バッファ並びに流動性ストレス・テストに関するものを含め、その他の健全性に関する要件の対象であり、また流動性カバレッジ比率（以下、「LCR」という。）、SCCL、（確定した場合には）安定調達比率に係るFedの適用ある規則の対象となる予定である。SCCLは、関係会社ではない単一カウンターパーティに対する当グループの与信エクスポージャー純額の合計をティア1資本に基づき制限するものである。当グループの連結された米国事業（当グループの米国IHC及びニューヨーク支店を含む。）は、同等の本国規則による代替遵守制度を利用する資格を有する可能性があるが、当グループの米国IHCは、代替遵守制度を利用する資格を有さず、引き続き個別のSCCL要件に服する。依然として審議中の提案に基づき、連結対象となるクレディ・スイスの米国事業は、リスクベースの資本、レバレッジ、ストレス・テスト、流動性、リスク管理及び市場指標により発動要因となる可能性のある、早期是正措置の対象にもなる可能性がある。

金融機関に対する米国の政策及び規制において、資金洗浄及びテロ資金供与対策並びに米国の経済制裁の遵守実施は重視されている。法令上、資金洗浄及びテロ資金供与を発見、防止、報告し、顧客の身元を確認し、経済制裁に従うのに適切な方針、手続及び管理体制を維持することが義務付けられている。資金洗浄及びテロ資金供与を防止するために適切なプログラムを維持、これを実施することができない場合、並びに経済制裁・法令に違反した場合には、重大な法的な結果又は風評被害が生じる可能性がある。当グループでは、適切に顧客の秘密を尊重しかつ保持しつつも、米国内外を問わず資金洗浄及びテロ資金供与を防止し、並びに米国の経済制裁を遵守する当グループの義務に真剣に取り組んでいる。当グループでは、従業員が「顧客本人確認（know your customer）」規則を遵

守し、かつ顧客との関係又はその事業が当グループにとって高リスクと評価するタイミングを理解することを確実にするための方針、手続を整備し、研修を行っている。

ドッド・フランク法は、上場証券の発行会社に対し、財務諸表の修正再表示の場合に誤って付与された報酬を取り戻すためのクローバック規定を定めるよう義務付けているが、最終的ルールは採択されていない。

ブローカー・ディーラー及び資産運用の規制及び監督

米国の当グループのブローカー・ディーラーは、米国の規制当局による広範な規制の対象となっている。SECは主にブローカー・ディーラー、投資顧問及び投資会社の規制を担当する連邦機関である。さらに、米国財務省は米国財務省証券及び政府機関証券に関するルールを公布する権限を有しており、地方債ルール制定委員会（以下、「MSRB」という。）は地方債に関するルールを公布する権限を有している。またMSRBは一定の証券信用取引に関する規則も公布している。さらにブローカー・ディーラーは、米国金融取引業規制機構（以下、「FINRA」という。）を含む証券業界の自主規制機関及び州の証券当局の規制対象となっている。

当グループの米国ブローカー・ディーラーは、SECに登録されており、また、当グループの主要な米国ブローカー・ディーラーは、全50州、コロンビア特別区、プエルトリコ及び米領ヴァージン諸島で登録されている。当グループの米国で登録された事業体は、自己資本規制、顧客の資金及び証券の使用及び保管、顧客の投資の適切性、並びに一定の個人顧客に係る最善の利益義務、記録保持及び報告義務、従業員に関連する事項、証券取引における信用供与の制限、資金洗浄及びテロ資金供与の防止と発見、リサーチ・アナリストの独立性に関する手続、取引の清算及び決済方法、対外的なコミュニケーション等（該当する場合）を含む、事業活動のすべてに適用される当局の広範な規制の対象となっている。

当グループの米国ブローカー・ディーラーはSECの自己資本比率規制の対象にもなっており、ブローカー・ディーラーは、比較的流動性のある形式において最低自己資本を一定の水準に維持することが義務付けられている。自己資本比率規制を遵守することにより、引受けやトレーディング業務、顧客勘定残高に対する資金供与など、資本を集中的に使用する業務が制限される可能性があり、当グループのブローカー・ディーラーから資本を引き出す当グループの能力も制限される可能性がある。当グループの大半の米国ブローカー・ディーラーは、FINRA及び（場合によっては）その他の自主規制機関の追加の自己資本比率規制の対象でもある。

当グループの証券及び資産運用事業には、ブローカー・ディーラー及び投資顧問会社としてSECに登録され、その規制対象である法人が含まれている。当グループが助言するSEC登録のミューチュアル・ファンドは、1940年投資会社法の規制を受ける。年金基金である顧客については、1974年米国従業員退職所得保障法及びこれに類する州法の規制を受ける。

ドッド・フランク法はまた、ヘッジファンド及びプライベート・エクイティ・ファンド並びに信用格付機関に対するより幅広い規制も義務付けている。

デリバティブの規制及び監督

CFTCは、規制カテゴリーの中でも、主に先物取次業者、商品ファンドオペレーター、商品取引顧問業者及び商品先物仲介業者の規制を担当している。ドッド・フランク法の発効により、CFTCの監督の範囲が拡大し、スワップに関連する業務を行っている者も対象となり、スワップ・ディーラー及び主要なスワップ参加者の登録カテゴリーが追加された。デリバティブ業務に関して、CFTCの登録者はCFTCが登録先物協会として指定した全米先物協会（以下、「NFA」という。）等の業界の自主規制機関の規制対象となっている。

CSI、CSSEL及びCSCは、それぞれ、該当するスワップ取引を行っているため、CFTCにスワップ・ディーラーとして登録されており、その結果、報告、記録保持、スワップ確認、スワップ・ポートフォリオの調整及び圧縮、清算集中義務、施設取引義務、スワップ取引関係の書面化、外部業務行為、リスク管理、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの職務及び報告、並びに内部統制に関する要件などの対象となっている。但し、CFTCによる同等性の判

断により、又はCFTCが発行したノーアクションレターにより許容される場合には、CSI及びCSSELを含む非米国スワップ・ディーラーは、EUの規制当局に対する要件を代わりに遵守することによって一定の要件を遵守することができる。CFTCは、英国のEU離脱以降適用されたノーアクションレターを付与したが、それにより、CSI及びCSSELは、英国の規制当局による規制を遵守することによりかかる要件を充足することが可能である。

銀行ではない、登録スワップ・ディーラーとして、CSSEL及びCSCは、CFTCの中央清算されないスワップに対する証拠金ルールの対象となる。非米国スワップ・ディーラーとして、CSSELは、米国人、米国人が保証する非米国人及び米国人の一定の非米国スワップ・ディーラー子会社と間の中央清算されないスワップに関してのみこれらのルールの対象となる。外国銀行である登録スワップ・ディーラーとして、CSIは、Fedの中央清算されないスワップ及び証券派生スワップに対する証拠金ルールの対象となり、CSIは同様に米国人、米国人が保証する非米国人及び米国人の一定の非米国スワップ・ディーラー子会社と間の中央清算されないスワップ及び証券派生スワップに関してのみこれらのルールの対象となる。この証拠金ルールは共に段階的な実施日程に従って行われている。2017年3月1日以降、CSI、CSSEL及びCSCは、これらのルールに基づき規制対象者との関係で変動証拠金要件に従うことが義務付けられており、すべての当該規制対象者と値洗い証拠金を日々交換する必要がある。当初証拠金要件は、2016年9月1日から様々なカウンターパーティに対する年ごとの段階的な導入が開始され、当初証拠金要件の適用に関して未実施の段階は、適用直前の3月、4月及び5月中のグループ全体の想定デリバティブ・エクスポージャーが2019年9月1日又は2020年9月1日において、それぞれ750十億米ドル又は80十億米ドル以上である市場参加者に実施されるが、2020年9月1日の基準値を50十億米ドルに引き上げ、80十億米ドルの基準値を上回るが、50十億米ドルの基準値を下回る市場参加者に関しては2021年9月1日に発効する新たな段階を導入する提案の対象となる。2020年9月1日又は2021年9月1日に実施される当初証拠金要件の広範な拡大により、多数の影響を受けるカウンターパーティが遵守するために新たな文書を締結し、システムをアップグレードする必要性が生じる可能性があるため、当グループのOTCデリバティブ事業に悪影響が生じる可能性がある。

ドッド・フランク法は、CSSEL及びCSC等のノンバンク・スワップ・ディーラーに対する資本要件を採択する権限をCFTCに付与しており、CFTCは引き続きこの分野におけるルール案を検討中である。CFTCによる資本ルールに関する2016年の再提案に基づく、CSSEL及びCSCは、バーゼル資本要件を実施するFedのルール、又は米国ブローカー／ディーラーに現在適用される資本要件に類似するSECのルールに基づく資本要件のいずれかを満たすことを選択することができる。但し、いずれの場合にも両社は、そのデリバティブ・ポジションに対して義務付けられる当初証拠金の8%を基準とする追加資本要件が課される。2019年12月、CFTCは、2016年の再提案に対する意見募集期間を再開し、CFTCが8%の乗数をより低い数値に調整することの是非など、新たな意見をいくつかの項目で募集した。CFTCが英国の資本要件を同等であると考えた場合、CSSELは、英国の要件の「代替コンプライアンス措置」によりCFTCの要件を満たすことができる。しかし、CFTCが同等性に関する判断を行わなかった場合、CSSELは、CFTCのルール案に基づき義務付けられる可能性がある追加資本、及び重複する資本制度に従うことに伴う負担によって、CFTCの資本要件の対象外である非米国競合他社との関係では重大な競争上の不利益に直面する可能性がある。対照的に、Fedは、今のところ、CSI等の外国銀行であるスワップ・ディーラーに追加資本要件を適用することを拒否している。

上述のとおり、CFTCは、スワップ・ディーラー規制のクロスボーダー適用の枠組みを修正する可能性のあるルールを提案した。その間、一定のCFTCのルールの非米国人間のスワップに対する適用等、同枠組みの主要分野は、引き続き一時的なノーアクションレターに服している。CFTCの指針に修正を加えず、又は英国のルールの代替コンプライアンス措置を認めずにいずれかのノーアクションレターが終了した場合、非米国カウンターパーティがCSI及びCSSELと取引する意欲を減退させる可能性があり、これにより、当グループのスワップ取引の収益に悪影響が生じ、また当グループがスワップ事業を展開する方法の変更を余儀なくさせられる可能性がある。当グループは、最終的な指針又はルールが発効した時点でこれを遵守するために、これらの変化を監視し、緊急時対応計画を引き続き整備する。

当グループの米国ブローカー・ディーラーの1社である、クレディ・スイス・セキュリティーズ (USA) LLCも、先物取次業者として登録されており、CFTC及びNFAの資本、分離保管及びその他の要件の対象となっている。

当グループの資産運用事業には、商品ファンドオペレーター及び商品取引顧問業者としてCFTC及びNFAにより登録及び規制されている法人が含まれ、したがって、CFTC及びNFAの開示、記録保存、報告等の要件が課せられている。

ドッド・フランク法は、一定の現物商品先物取引及び経済的価値が同等のスワップの合算持高制限を設定する権限をCFTCに付与しており、CFTCは、最近この分野におけるルールを提案した。CFTCが直近の提案を採択した場合、これらの持高制限のルールによって、当グループは、コストのかかるコンプライアンス基盤を整備することが求められ、自己勘定及び当グループの顧客の名義で当グループが商品デリバティブ市場に参加する能力が制限される可能性がある。

また、SECは、ドッド・フランク法の主要なデリバティブ規定の大部分の実施ルールを最終決定した。当該ルールには、証券派生スワップ・ディーラーの登録、資本、証拠金、分離勘定、内部及び外部業務行為、記録及び財務報告、リスク軽減手法及び取引報告に関するルールが含まれている。実施ルールは、2021年11月1日に発効する予定である。SECのルールはCFTCの多くのルールにおおよそ類似しているが、最終的にCFTCのルール及びSECのルール間の著しい相違がある場合、当グループの米国人とのエクイティ・デリバティブ及びクレジット・デリバティブ事業に関連するコンプライアンス費用を大幅に増加させ、その効率性を阻害する可能性がある。例として、SECのルールとCFTCのルール間のクロスボーダー適用の著しい相違も、同様の影響を及ぼす可能性がある。特に、公的な取引報告要件及び外部の業務行動規範を米国人担当者により手配、交渉又は実行される非米国人間の証券派生スワップに適用するSECのルールにより、SECが米国外の報告又は業務行動規範による代替遵守を認める場合を除き、非米国カウンターパーティは当該取引を行うことを回避することになる可能性がある。CFTCと異なり、SECは、清算集中義務又は施設取引義務に関するルールの最終版をまだ策定していない。

FATCA

FATCAに従って成立した米国内国歳入庁（以下、「IRS」という。）との合意に基づき、クレディ・スイスは、米国人及び一定の米国保有の外国事業体が保有する口座に関する情報を特定し、当該情報をIRSに提供すること、FATCAを遵守していない外国金融機関（以下、「FFI」という。）及び口座を米国口座若しくは米国外口座と区分するために重要な情報を提供しなかった口座名義人に対する支払いにつき源泉徴収を行うことが義務付けられている。スイス及び米国は、FATCAを実施するために、「モデル2」政府間協定を締結した。この協定に基づき、米国当局は、スイス当局に対し、潜在的な米国口座に関する情報の提供に関する同意がクレディ・スイス等のFFIに与えられていない場合、集団要請に関して行政執行共助を求めることができる。2014年10月8日、スイス連邦参事会は、既存の協定に代わって適用されるモデル1政府間協定の交渉を予定している旨を発表した。当該協定上、スイスのFFIは、スイス当局に対し米国口座について報告することとなり、次にスイス当局が当該情報をIRSに報告する。モデル1政府間協定の交渉がいつまで継続し、新制度がいつ発効するかは不透明である。当グループは、FATCAに関する変化を注意深く追いついており、すべての関係当局と連携している。

破綻処理制度

ドッド・フランク法はまた、当グループの米国事業体の一部に適用される可能性のある、システム上重要なノンバンク金融会社の秩序ある清算のための制度である「秩序ある清算権限」を制定した。米国財務長官は、一定の状況下において、米国金融の安定性に対するリスクを回避するために、破綻金融会社の管財人としてFDICを任命することができる。任命後、FDICは、金融会社の重要な機能の継続性を保護するために、金融会社が自己の資産及び負債（スワップ及びその他の適格金融契約を含む。）を移転することを可能にする「ブリッジ」会社の設立を認可する権限を有する。FDICは、シングル・ポイント・オブ・エントリー戦略を採用する方針を示したが、個別の金融会

社を破綻処理する能力も保持している。2016年2月17日、FDIC及びSECは、ドッド・フランク法の秩序ある清算権限に基づくシステム上重要なブローカー・ディーラーの管財人について、証券投資家保護法を適用することを明確化するルールを提案した。

また、Fed及びFDICにより制定されたドッド・フランク法及び関連ルールは、当グループを含む、連結資産総額100十億米ドル以上の銀行持株会社、みなし銀行持株会社及び一部の指定されたノンバンク金融会社に対して、Fed及びFDICに対して、米国破産法又は適用あるその他の破産制度に基づき、迅速かつ秩序ある破綻処理を行う戦略を記載した破綻処理計画を定期的に提出することを義務付けているが、かかる計画は秩序ある清算権限に依拠することはできない。当グループは、2018年計画で指摘された不備への対処に焦点を絞った計画を2020年7月1日までに、また資本、流動性及び従前の計画からの重要な変更点への特化に焦点を絞った計画を2021年7月1日までに提出しなければならない。当グループの次の完全版計画の提出期限は、2024年7月1日である。

サイバーセキュリティ

DFS、FINRA及びSEC等の連邦及び州の規制機関は、サイバーセキュリティ・リスク及び規制対象事業体に対する対応により一層注力している。例えば、DFSの改正サイバーセキュリティ規則は、認可を受けた者（DFSによる認可を受けた非米国銀行の支店を含む。）に適用され、各社は、定期的に個別のリスク・プロファイルを評価し、堅固な方法でそのリスクに対応する計画を策定することが義務付けられている。各規制対象者は、そのシステム及びネットワークを監視し、重大なサイバーセキュリティ事象が発生したと判断した場合には72時間以内にDFS局長に通知しなければならない。同様に、FINRAは、サイバーセキュリティが重要なリスクであると判断しており、これらのリスクを軽減するために、各社のプログラムを評価する予定である。また、SECは、公開会社が、サイバーセキュリティのリスク・事象に関して特別の注意を払う必要があるという米国連邦証券法上の要件を強調した解釈指針を発表した。

EU

金融サービスの規制及び監督

当グループのEU域内の銀行、投資会社及びファンド・マネージャーは、EU及び加盟国の規制当局による広範な規制の対象であり、欧州市場の金融サービスの統合と協調を進めることを目的とした指令及び規則に基づき課されるその要件は拡大している。規則はEU加盟国において直ちに直接適用されるが、指令は国内法によって実施されなければならない。その結果、指令の実施条件は必ずしも一致しておらず、国によって異なる場合がある。金融危機を受け、EUは、欧州の金融監督体制を強化するために、金融システムのマクロ健全性の監督を担う欧州システミック・リスク委員会（European Systemic Risk Board）を設立した。EUはより一層の協調と国内の規制当局によるEU法制の一貫した適用を促進するため、3つの監督機関（EBA、欧州証券市場監督機構及び欧州保険年金監督機構）を設立した。

バーゼルIII資本規制の枠組みは、CRD V及びCRR II（以下、「CRD Vパッケージ」と総称する。）によりEUにおいて実施されている。CRD Vパッケージには、銀行及び投資会社に対する単一の健全性ルールブックが含まれている。CRR IIには、とりわけ、レバレッジ比率、市場リスク、カウンターパーティ信用リスク及び大規模なエクスポージャー等に関する従前のCRRの改正、並びにFSBのTLAC基準の実施等が含まれている。上述のとおり、CRR IIの指標の大部分は2021年初頭に適用されるが、新たなTLAC基準等一定の要件は2019年6月27日に直ちに発効し、適用されている。CRD Vには、とりわけ、コーポレート・ガバナンス及び報酬の要件（変動報酬の上限規定を含む。）等が含まれている。2021年6月から、ほとんどのEUの投資会社は、新たなIFD及びIFRの健全性制度（関連する資本要件、報酬及びその他のルールを含む。）に移行するが、規模の大きい投資会社は依然としてCRD Vの対象である。

MiFID II及びMiFIRは、金融商品市場指令（MiFID I）に定められた規制上の枠組みに多くの重大な変更を導入し、欧州委員会はそれらの要件を補足する多数の委任措置及び実施措置を採択した。とりわけ、MiFID II及びMiFIRは、投資会社（欧州経済地域内の顧客に助言を行うクレディ・スイスのEU域内の多数の法人を含む。）に適用される組織及び事業運営に関する基準を引き上げた。当該条項には、利益相反の管理、最良執行、投資家保護の強化に関する基準が含まれる。MiFID IIは、アルゴリズム取引及び高頻度取引に係る個別の安全措置を義務付け、顧客により対価が支払われる場合を除き、ポートフォリオ・マネージャー及び独立した投資助言の提供会社による投資リサーチの受領の禁止を導入した。

ベンチマーク規則（以下、「BMR」という。）により、金融商品のベンチマークの正確性及び信頼性を向上させることを目的とした新たなルールが導入された。この規則は、ベンチマークの管理者及び提供者の活動を律する各種の要件を定めるものである。一部の要件は、2016年6月30日以降、数種の重要なベンチマークの提供者であるクレディ・スイスに適用されている。BMRのその他の大半の規定は、2018年1月1日より適用されている。EUの監督対象の法人による、BMRを遵守していないEUの非重要ベンチマークの使用を許容する2年の移行期間が2019年12月31日に終了したものの、「重要」かつ第三国のベンチマークの提供者は、2021年12月31日までの履行が求められている。BMRを補足する多数の欧州委員会委任規則も2018年に発効した。これらの規則は、一定の事由により1又は複数の加盟国の市場の健全性及び金融の安定性等の事項に重大な悪影響が生じるかの評価基準、並びに既存のベンチマークの停止又は変更から生じる影響を評価する条件等を定めている。CSIは、FCAによってBMRに基づくベンチマークの管理者として認定されている。

2017年1月4日、集中清算機関によって清算されないOTCデリバティブのリスク軽減手法の規制上の技術基準に関して欧州市場インフラ規則（EMIR）を補完する欧州委員会委任規則が発効した。この委任規則は、中央清算されないOTCデリバティブ取引に関して、想定元本が清算基準値を上回っている金融カウンターパーティ及び非金融カウンターパーティに対して、当初証拠金及び変動証拠金を徴求する義務を課すものである。当初証拠金及び変動証拠金に関する義務は、最大手の市場参加者に関しては2017年2月4日から適用されている。その他の市場参加者は、2017年9月1日から開始される年ごとの段階的な導入日を通じて当初証拠金に関する義務の対象となったか、又は今後対象となる予定である。変動証拠金に関する義務は、2017年3月1日から、想定元本が清算基準値を上回っているすべての金融カウンターパーティ及び非金融カウンターパーティに適用されている。

破綻処理制度

BRRDは、信用機関及び投資会社の再建及び破綻処理の枠組みを定めており、クレディ・スイス銀行の支店を含むすべてのクレディ・スイスのEU事業体に適用される。BRRDは、再建及び破綻処理計画の要件を導入し、破綻銀行のペイルインを含む銀行破綻処理手段を規定し、また、各国の銀行破綻処理に係る資金供与機関を規定している。また、破綻処理中の銀行に対する権限の一環として、破綻処理当局は、銀行の上級経営陣を交代させ、銀行の権利、資産及び負債を別の者に譲渡し、銀行を国有化し、また、銀行の金融契約又はデリバティブ契約を終了及び解除する権限を付与されている。銀行は、存続可能性を回復できるような対策案を記載した再建計画の作成を義務付けられており、他方、破綻処理当局は、銀行が破産した場合に備えて、秩序立った破綻処理を可能にする方法を記載した破綻処理計画を作成する権限を付与されている。

BRRDの下では、破綻処理当局は、ペイルイン（すなわち、無担保債権者が保有する負債の償却、減額若しくは免除、又はかかる負債の株式若しくはその他の有価証券への転換）を通じて、破産した、又は破産しつつある銀行に対して資本注入を行うことができる。預金保険対象の預金、担保付債務、又は顧客資産若しくは顧客財産の保有により生じる負債であることを理由にBRRDにより明示的に除外されない限り、銀行の負債はすべてペイルインの対象である。

BRRDは、銀行に対し、単体及び連結レベルで、ペイルイン可能な一定の損失吸収能力を保有することも義務付けている。当該要件は、MRELとして知られており、概念としてはTLACの枠組みに類似したものである。

2019年6月、BRRDの改正（BRRD IIを通じて行ったもの）が発効した。EU加盟国は、2020年12月28日までに、BRRD IIに適合するために必要な各国の立法措置を採択することが義務付けられている。BRRD IIには、MRELに関する現行のEUの制度の改訂で、当該制度をTLAC基準に整合させ、また、とりわけバイルインの契約上の認識の変更及び規制当局の新たな支払猶予宣言権限等を導入するための改訂が含まれている。

データ保護規制

一般データ保護規則（以下、「GDPR」という。）は現在完全に適用されており、当グループのEU域内組織の個人データの処理、並びに当グループの非EU組織がEU域内の顧客に商品及び／若しくはサービスを提供し、又はEU域内における顧客の行動をモニタリングする場合における当グループの非EU組織によるEU所在の個人の個人データの処理に対して適用される。GDPRは、当該規制を遵守するために様々な措置（データ保護原則に基づく個人データの処理、データ処理記録の維持、個人データに対する適切なセキュリティの確保、データ侵害通知義務の遵守及びデータ主体の権利の保護を含む。）を講じることを当グループに対して義務付けるものである。さらに、GDPRに従い、当グループは、当グループの遵守状況の監視及び当該規制に関する助言の提供を担当するデータ保護担当オフィサーを任命した。GDPRは、遵守違反に対して多額の課徴金を課す権限を含め、データ保護当局に対して広範な執行権限を付与している。

GDPRに加えて、当グループが事業を行うその他の法域は、2018年カリフォルニア州消費者プライバシー法（CCPA）及びデータ保護に関するスイス連邦法の改正案等、データ・プライバシー基準を採用しているか又は提案している。当該基準の中には、GDPRに類似しているか又はGDPRよりも厳格な独自の要件を含んでいるものがある。当グループは、グローバルに事業を展開するにあたり、大量の個人情報収集し、処理している。今後数年で新たなデータ・プライバシー法が施行されるにつれ、当グループのデータ・プライバシー義務負担の増加が予想される。

マネー・ロンダリング対策規制

第5次マネー・ロンダリング対策指令（以下、「MLD5」という。）は、2018年7月9日に発効した。EU加盟国は、2020年1月10日までにMLD5の要件を遵守しなければならない。特に、MLD5は、リスクの高い第三国に関するデューディリジェンス措置及び対策の強化の要件を明確化し、EU加盟国が銀行口座及び支払口座の所有者及び管理者を特定するための中央集権的な仕組みを構築する義務を新たに導入した。

英国

銀行の規制及び監督

英国における金融サービス業の主な法定規制機関は、イングランド銀行内の機関であるPRA（銀行及び大規模な投資会社をミクロ健全性の観点から規制する。）及びFCA（市場、金融機関の業務行為の規制及びPRAにより規制されていない機関を健全性の観点から規制する。）である。また、イングランド銀行の金融安定委員会は、マクロ健全性に係る規制を担当している。

英国は、2020年1月のEU離脱から移行期間終了時点まで、EU指令を国内法として実施することが義務付けられている。英国で事業を行っている銀行の規制体制は、自己資本比率基準、顧客保護の要件、業務行為規範及び資金洗浄対策に関するルールの遵守を含め、EUの基準に従う。これらの基準、要件及びルールは、当グループが事業を行っているEUのその他の加盟国においても同一の指令に基づき同様に実施されている。

CSI、クレディ・スイス（UK）リミテッド及びクレディ・スイス銀行（ロンドン支店）は、預金の取扱いを許可されている。また、当グループの複数の事業体は投資事業及び資産運用を行う認可を受けている。認可するか否かを検討する上で、PRAは、適合性及び会社が適格性の要件に合致しているか等、会社が認可の条件を満たしているか否かを最初に判断しなければならない。PRAは、当グループの英国子会社の規制資本要件に関する特定のモデルについての承認にも責任を負っている。

当グループのロンドン支店は引き続き主にスイス本国の規則に従っている。しかし、世界的な金融危機を受けて、PRAはそのルールブックにおける健全性監督の規則を変更し、「自己充足性」の方針を適用した。当該方針により、CSI、CSSEL及びクレディ・スイス（UK）リミテッドは、適切な流動資産を維持し、上級経営陣がこれを日々監督し、当該資産は当該事業体の名義でカストディアン勘定に保管され、抵当権等の設定されていない状態で、貸借対照表上、当該事業体に帰属する資産として計上されることが要求されている。さらに、PRAはCSI、CSSEL及びクレディ・スイス（UK）リミテッドに対して、CRRに従って、最低自己資本比率を維持し、大規模なリスクを監視し、報告することを要求している。

PRAは、従業員報酬に関するCRDの要件を実施し、株主の明確な承認があれば1対2まで増額可能な変動報酬に対し、1対1の上限を課した。

2013年12月に成立した2013年英国金融サービス法（銀行改革法）は、銀行又はPRAに認可された会社の上級経営陣及び特定のリスク・テイク者に対するより厳しい規制制度も制定し、また、銀行の経営陣による無謀な不正行為を犯罪行為と定めている。これらの規則は、CSI及びCSSELを含む当グループの英国事業体に影響を及ぼしている。

ブローカー・ディーラー及び資産運用の規制及び監督

当グループのロンドンにおける銀行及びブローカー・ディーラー子会社は、2000年金融サービス市場法（以下、「FSMA」という。）より認可を受けており、PRA及びFCAの規制対象となっている。また、当グループの資産運用会社はFSMAにより認可を受けており、FCAの規制対象となっている。英国において投資会社を認可するか否かを判断する上で、PRA及びFCAは、適合性及び会社の適格性の一般条件等、会社の認可の条件を検討する。PRA及びFCAは、規制資本、販売及び取引慣行、顧客の資金及び証券の使用及び保管、記録保持、証拠金慣行及び手続、一定の業務を行っている個人の登録基準、資金洗浄対策システム並びに定期的な報告及び決済手続等、投資会社の事業のほぼすべての側面について監督責任がある。

破綻処理制度

クレディ・スイスを含む信用機関の再建及び破綻処理に関する英国法は、英国においてBRRDを実施する特別破綻処理制度（以下、「SRR」という。）、PRAの再建及び破綻処理枠組み並びにFCAの再建及び破綻処理要件から成る。英国銀行法及びこれに関連する下位法令は、銀行等システム上重要な会社が破綻する可能性が高い場合、これらに対処する権限を英国当局に付与するSRRの適用について定めている。英国の破綻処理当局は、イングランド銀行であり、とりわけ、会社及びその親会社に対して破綻処理能力に対する障害に対処又はこれを除去するよう指示し、破綻処理措置を実行し、また、信用機関の破綻処理能力の評価する権限を付与されている。これとは別に、PRA及びFCAは、当該制度の対象となる会社の親会社に対し、グループの再建計画の作成及び提出、又は破綻処理権限の利用の促進等の措置を講じることを義務付ける権限を有している。

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

当社に親会社はない。

(2) 子会社

以下は、当社の重要な子会社である。

(2019年12月31日現在)

会社名	資本	所在地	業種	持分の割合 (%)
クレディ・スイス・エイ・ジー	4,399.7百万 スイス・フラン	チューリッヒ、 スイス	インベストメント、コーポ レート、プライベート及びリ テール・バンキング	100%

クレディ・スイス・イン シュランス・リンクド・ス トラテジーズ・リミテッド	0.2百万 スイス・フラン	チューリッヒ、 スイス	資産運用	100%
クレディ・スイス（ポーラ ンド）Sp. z o.o	20.0百万 ポーランド・ズロチ	ワルシャワ、 ポーランド	コーポレート・サービス	100%
クレディ・スイス・サービ シズAG	1.0百万 スイス・フラン	チューリッヒ、 スイス	コーポレート・サービス	100%
クレディ・スイス・ トラストAG	5.0百万 スイス・フラン	チューリッヒ、 スイス	信託業務	100%
クレディ・スイス・トラス ト・ホールディングズ・リ ミテッド	2.0百万ポンド	セント・ピー ター・ポート、 ガーンジー	信託業務	100%
CS LP・ホールディングAG	0.1百万 スイス・フラン	ツーク、スイス	プライベート ・エクイティ投資	100%
インレスカ・リミテッド	3.0百万ポンド	セント・ピー ター・ポート、 ガーンジー	社内保険	100%
サヴォイ・ホテル・パウ アー・エン・ビルAG	7.5百万 スイス・フラン	チューリッヒ、 スイス	ホテル業	88%

5【従業員の状況】

次表は、クレディ・スイス・グループAG（連結ベース）の従業員を示したものである。

	2019年度	2018年度
スイス・ユニバーサル・バンク部門	12,350	11,950
インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門	10,490	10,210
アジア太平洋部門	7,980	7,440
グローバル・マーケット部門	12,610	11,350
インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門	3,090	3,100
ストラテジック・リゾリューション・ユニット	—	1,320
コーポレート・センター	1,340	310
合計	47,860	45,680

(注) フルタイム換算

当社単体の従業員数については、第6 1「財務書類」の「(3) 財務書類注記－1 概要及び後発事象」を参照のこと。

労使関係

当グループにおいて、近年は重大なストライキ、業務拒否行為又は労働紛争は発生していない。当グループは、労使関係が良好な状態にあると判断している。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

以下の記載に加えて、経営目標の達成状況を示した下記第5「3 コーポレート・ガバナンスの状況等－(1) コーポレート・ガバナンスの概要－(F) 報酬－STI報奨：定量的業績評価」を参照のこと。

戦略

当グループの戦略

当グループの戦略は、強固な投資銀行機能を備えた、最良のウェルス・マネージャーになることである。

当グループは、ウェルス・マネジメントが銀行業における最も魅力的なセグメントの一つであると考えている。世界全体の資産はこの10年間で大幅に増加し、今後数年間はGDPよりも速いペースで成長し続け、新興国市場と成熟市場が魅力的な成長機会を提供することが予想される。当グループは、ウェルス・マネジメント業務に対するバランスのとれた手法を採用し、成熟市場での大きな資産プールと、アジア太平洋部門とその他新興国市場での大幅な資産拡大の両方を利用することを目指している。

ウェルス・マネジメント業界では、当グループは、新興国市場が今後数年間の世界全体の資産増加の60%近くを占め、その60%超がアジア太平洋地域で創出されると予測している。富は新興国市場に非常に集中しており、富の創造は主に第一世代と第二世代の起業家に関連している。当グループは、顧客の資産を保護し、拡大させるための様々なサービスを提供し、かつ個人顧客及び法人顧客における資金ニーズを網羅する統合的なアプローチを提供しつつ、ウェルス・マネジメントと投資銀行の強みを活かし、自らを「起業家のための銀行」と位置づけることにより、これらの市場で成功するための重要な競争優位性を有することになると考えている。当グループは、融資エクスポージャーを慎重に管理し、強固な投資アドバイザリー業務及びグローバルな投資銀行業務の基盤を築きつつ、質の高いリレーションシップ・マネージャーを採用し維持することで新興国市場でのウェルス・マネジメントの事業基盤の拡大を図っている。同時に、当グループは、リスク管理やコンプライアンス機能への投資も行っている。

成長が鈍化しているにもかかわらず、成熟市場は依然として重要であり、2023年までに世界全体の資産の半分超を占めると予想されている。当グループは、激しい競争環境において重点的にスケールメリットを追求しながら、西欧などの市場でのビジネスチャンスを活用する予定である。

スイスは、当グループの本拠地として、当グループに魅力的な機会を提供している。スイスは依然として世界で最も平均資産額が高く、富裕層の密度が最も高い国である。スイスは、高度に発展し、伝統的に強靱な経済から恩恵を受け、多くの起業家の中小企業が輸出パフォーマンスを牽引し続けている。当グループは、「起業家のための銀行」を目指し、個人顧客、法人顧客及び諸機関顧客に対してはあらゆるサービスを提供し、スイスの個人顧客、法人顧客及び諸機関顧客との強固な地位をさらに拡大するとともに、統合に伴う機会も活用する予定である。

当グループは、グローバル・マーケット部門の事業モデルを簡素化しかつそのリスクを低減し、複雑さを軽減し、費用を削減しながら、中核的な諸機関顧客、法人顧客及びウェルス・マネジメント顧客基盤のサポートを継続し、中核的な事業基盤における強固な地位を維持している。当グループは事業規模を適正化し、資本利益率の目標とリスク・プロファイルの低さに見合った一部事業の撤退や縮小によって、集中的にリスクを軽減している。当グループは、部門間の連携を強化することによって、グローバル・マーケット部門、スイス・ユニバーサル・バンク部門及びインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門に関するインターナショナル・トレーディング・ソリューションズ（以下、「ITS」という。）事業、商品組成・販売基盤をさらに強化することを目指しており、この統合されたアプローチをアジア太平洋部門にもたらしするために、アジア太平洋部門トレーディング・ソリューションズ（以下、「ATS」という。）を立ち上げた。

当グループのインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門では、業界をリードするレバレッジド・ファイナンスの事業基盤を維持しつつ、M&Aアドバイザリー業務と株式引受業務の比重を拡大する方向で商品

構成を再構成することに重点を置いている。当グループの目標は、当グループのカバレッジと資本資源を、最大の成長機会及び当グループの事業基盤が有利な位置にある場所に結び付け、それらに選択的に投資することである。当グループは、これにより、市場における地位の強化、マーケットサイクルを通じたより多様で、変動性の少ない収益構成への貢献、資本コストを上回るリターンの実現につながるものと考えている。当グループは、当グループにとっての好機を生み出すために、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門と、当グループの他の部門及びそのプラットフォームとのグローバルな連携を引き続き活用する予定である。

当グループは、当グループ内の横断的なコスト管理を継続し、強固な業務上の相乗効果を維持しつつ、成長に向けた投資資源の創出を実現する生産性の改善に引き続き注力する予定である。

COVID-19の拡散は、少なくとも2020年上半期において、世界経済に重大な影響を与えると予測されており、信用損失の見積り、トレーディング収益、純利息収益及び潜在的なものの評価を含む当グループの財務実績に影響を及ぼし得る。当グループは、COVID-19の拡散並びに当グループの経営及び事業に対する潜在的な影響を注意深く監視している。2020年2月、当グループが事業を展開する国・地域におけるCOVID-19のアウトブレイクへの対応として、業務執行役員会は、正式な危機管理プロセスを発動し、事業の継続性を確保し、従業員の安全と健康を守るため、さまざまな対応策を講じたが、かかる対応策には渡航制限、隔離手順、顧客との会議及び従業員の会合に係る指針及び重要プロセスにおける日常業務の一定の変更が挙げられる。

強靱なビジネス・モデル

2018年度末に、当グループは、意欲的な3ヶ年リストラクチャリング計画を順調に完了させた。当グループの戦略上、市場環境が好転した場合の利益を確保しつつ、厳しい市場環境の中で当行をより強靱なものにすることに主に重点を置いている。

2019年度は年初から厳しい市場環境下にあり、第1四半期に顧客取引が鈍化した。第2四半期及び第3四半期に建設的な環境になるにつれて、当グループは、収益モメンタムを徐々に改善することを実現し、それに応じてコスト基盤を適応させて成長機会を捉え、同年度は好調な第4四半期で終えた。この環境において、当グループはそのモデルの強靱性を発揮し、高い業績をもたらした。2019年度には当グループ全体で79.3十億スイス・フラン（2018年度比48%増）の新規純資産を獲得し、当グループの運用資産は2019年度末現在で過去最高水準の1,507.2十億スイス・フランに達した。

リストラクチャリングの過程で、当グループは、損益分岐点を大幅に引き下げ、費用の柔軟性を高めた。当グループは、2019年度中にコスト規律を維持し、13四半期連続でプラスの営業レバレッジを達成した。

その結果、当グループの収益力は大幅に強化され、2019年度の法人税等控除前利益は2018年度比40%増の4,720百万スイス・フランとなり、2019年度の有形自己資本利益率（以下、「RoTE」という。）を8.7%に押し上げた。

2019年度中、当グループは、配当の実施及び株式買戻し計画が順調に完了したことにより、1.7十億スイス・フランの資本金を株主に還元した。

2020年度においてモメンタムを維持すべく、規律をもった実行の継続

2020年度において、当グループは、規律をもって実行し、モメンタムを維持することを目指している。

ウェルス・マネジメントにおける収益の拡大

当グループのウェルス・マネジメントに対する統合的なアプローチは、顧客のニーズに対する理解を基盤としている。地域密着型のアプローチにより、当グループは、顧客との接点を強化し、変化する顧客のニーズに迅速に対応することが可能である。

当グループは、運用資産の増加に注力している。2019年度末の当グループの運用資産残高は、2015年度に比べて293.1十億スイス・フラン増の1,507.2十億スイス・フランとなった。過去4年間、当グループは、年間新規純資産

の一貫した増加という強固な実績を示し、新規純資産総額は197.6十億スイス・フランであった。ウェルス・マネジメントにおける当グループのバランスの取れたアプローチは、成熟市場におけるプラスの資金流入と、新興国市場における好調な資金流入に貢献した。当グループが起業家とUHNWI対象の事業基盤の拡大に注力したことにより、新規純資産のうちUHNWIが76%を占め、ウェルス・マネジメントの年間新規純資産増加率は5%を達成した。

当グループは、ウェルス・マネジメントの全事業において、リレーションシップ・マネージャーの生産性を高めてきた。当グループは、過去4年間、主要な幹部職のリレーションシップ・マネージャーを採用してきたが、機会がある場合は引き続き幹部人材を採用する。当グループは、そのプラットフォーム及び統合されたアプローチがリレーションシップ・マネージャー及び顧客にとって非常に魅力的なものであると考えている。

当グループは、ITS事業を通じて、ウェルス・マネジメント顧客に対して、インスティテューショナル・クオリティ・ソリューションを提供している。事業の成熟化が進むなか、当グループは、継続的かつ拡大する取引の流れに対応したディール・パイプラインを強化している。

当グループは、2019年度末現在でウェルス・マネジメント関連収益の大半を占めていた純利息収益及び経常手数料収益において、より安定的かつ経常的な収益源の拡大に注力している。当グループが運用資産を拡大させる中、これらのより安定した、経常的な収益源における成長をさらに重ねている。

さらに、当グループは、すでに活動しているものの現時点で運用資産では相対的に市場占有率が低いいくつかの大規模な経済圏において大幅かつさらなる地域的な成長機会を得ることに注力している。

当グループの取り組みと成果が業界により評価され、当グループは、ユーロマネー誌の「Awards for Excellence 2019」で「世界におけるウェルス・マネジメント事業の最優秀銀行賞」を受賞した。

投資銀行業務の収益性向上

強力な投資銀行業務は、UHNW顧客の富及びグローバルな執行能力を成長させ、かつ保護するためのインスティテューショナル・クオリティ・ソリューションをUHNW顧客に提供する上で非常に重要である。

2018年度末に、人材への投資を行い、債券及び株式の主要事業を維持しながら、グローバル・マーケッツ部門の活動の適正規模化及び非リスク化を順調に完了した後、当グループは収益を持続的に成長させ、グローバル・マーケッツ部門での収益を増加させることに注力している。

2019年度に、グローバル・マーケッツ部門は収益を大幅に拡大し、コスト規律を維持しながら収益を16%増加させた。米国及びEMEAにおけるグローバル・マーケッツ部門の業績は、債券の販売及び取引並びに株式の販売及び取引ともに同業他社の世界全体の業績を上回り、当グループの中核事業のあらゆる分野で業界賞を受賞した。

当グループは、ITSを通じたウェルス・マネジメントとのより緊密な連携及びグローバルな連携を引き続き推進した。アジア太平洋部門でのITSの成功を再現するために、当グループはATSを立ち上げた。

当グループのアドバイザー及び引受業務は、当グループの統合されたアプローチの中核をなすものである。当グループは、2015年の戦略発表から3年間、力強い成果をあげており、株式資本市場及びレバレッジド・ファイナンスにおいて市場をリードする地位を維持している。ウェルス・マネジメント業務と投資銀行の統合的なアプローチは成功を収め、2019年度にアジア太平洋（日本及び中国本土を除く。）及びスイスで引受及びアドバイザー分野で第1位を獲得している。

コスト規律の維持

3年間のリストラクチャリング中、当グループは、戦略的コスト変革プログラムを通じて、損益分岐点の大幅な引き下げを実現した。当グループは、構造的なコスト削減イニシアチブをさらに推し進めるとともに、各部門とコーポレート機能全体における継続的な規律ある費用及び投資運用によって、低い損益分岐点の維持を目指している。

営業モデルの最適化

当グループは、事業を成長させていく上で管理機能が成功には重要であると考えており、引き続き管理機能に注力している。2015年度以降、当グループは、リスク管理機能及びコンプライアンス機能の強化に向けた大幅な投資を実施している。また、当グループの管理活動は、当グループのすべてのその他のコーポレート機能及びフロントオフィス業務を含んでいる。当グループは、フロント・ツー・バック・テクノロジーの進歩を活用し、ツールを銀行全体に展開することで、営業モデルのさらなる強化を図っている。

財務目標

2019年12月11日のインベスター・デーにおいて、当グループは、当グループのRoTEの目標値を2020年度は約10%（又は建設的な市場環境においては約11%）とすることを公表し、市況がより厳しいものになった場合、当グループのRoTEを確保するために追加的な費用対策が実施されることを強調した。また、当グループは、中期的に12%超のRoTEの達成を目指すことを表明していた。当グループは、2020年度において、2019年度と同様の株式買戻し及び持続可能な通常配当を組み合わせることによって、当期純利益の50%以上を株主に分配することを見込んでいることを再度言及した。なお、配当は、年率5%以上増加することを見込んでいる。2020年度について、取締役会は、1.5十億スイス・フランを上限とする追加の株式買戻しプログラムを承認した。当グループは、COVID-19の拡散前は、市場及び経済の状況次第であるが、2020年度中に少なくとも1.0十億スイス・フランを買い戻す予定であった。しかしながら、COVID-19が当グループの事業に影響を及ぼす範囲（当グループの財務目標並びに関連する期待及び目標に関するものを含む。）は、非常に不透明であり、完全な影響は予測できない。既に2020年度の計画に基づく当初の株式買戻しを2020年度当初に完了したため、取締役会は、経済、財務及び市場の見通しの確実性が高まった時に同計画の未実施分の見直しを見直す予定である。

当グループの目標値には、非GAAPの財務指標であり、未監査の指標が含まれることが多くある。これらの目標値を、可能な限りGAAP指標に調整することは、合理的な努力では不可能である。RoTEは、非GAAPの財務指標である有形株主持分（一株当たり有形純資産としても知られている。）に基づいており、貸借対照表上に記載された株主持分合計からのれん及びその他の無形資産を控除して算出するものであるが、のれん及びその他の無形資産のいずれも予想の根拠として用いることができないものである。このような目標値は、当グループが財務書類作成時に適用する会計方針に一致させた方法で算出されるものである。

組織構造

当グループの組織構造は、地域に焦点を当てた3つの部門、すなわちスイス・ユニバーサル・バンク部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門及びアジア太平洋部門から構成されている。これらの地域別の事業部門は、インベストメント・バンキング業務に特化した2つのその他の部門、すなわちグローバル・マーケッツ部門及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門によって支えられている。当グループの組織は、顧客重視の姿勢をより強固なものとし、規制要件との整合性を高めることを意図して設計されたものであり、権限の分散化により、当グループ全体の意思決定のスピード、説明責任、費用競争力が高まっている。

当グループの事業活動は、当グループの業務執行役員会における専門的なコーポレート機能、すなわち最高財務責任者、最高業務執行責任者、最高リスク管理責任者、最高コンプライアンス・規制業務責任者、ジェネラル・カウンセル及びグローバル最高人事責任者によって支えられている。

法人構造の変革

当グループの戦略目標の実現を支え、当グループの強靱性を高め、改正が重ねられている規制要件を今後も満たすことを目的として、当グループの法人構造を変革する計画の実施は、大部分が終了した。法人構造に係る計画は、当グループの主要規制機関であるFINMA及びその他の規制機関と協議の上策定されており、当グループなどの

システム上関連する銀行による破綻処理を促進するための世界規模の再建・破綻処理計画に関するスイス、米国及び英国における規制に対応するものであった。

商品及びサービス

プライベート・バンキング業務とウェルス・マネジメント・ソリューション

当グループは、スイス・ユニバーサル・バンク部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門とアジア太平洋部門の顧客に合わせたプライベート・バンキングとウェルス・マネジメントの幅広いソリューションを提供している。

顧客セグメント別の価値提案

当グループの幅広いウェルス・マネジメント・ソリューションは、特定の顧客セグメントに対応して設計されたものである。投資銀行事業との緊密な連携により、特にUHNWIセグメントにおいて、カスタマイズされた革新的なソリューションを顧客に提供することが可能である。また、当グループは、洗練された顧客を主な対象として、個別対応可能で複雑なソリューションを提供する専門チームを有している。この一体化された銀行機能が行う明確な価値提案は、依然として顧客に対してサービスを提供する際の重要な強みである。

ストラクチャード・アドバイザー・プロセス

当グループは、個別の顧客のリスク・プロファイルを明確にすることを目的として、顧客のニーズ、個人の状況、商品知識、投資目的を十分に把握し、顧客の財務状況を総合的に判断することを前提とした体系的なアプローチをアドバイザー・プロセスに適用している。このアプローチに基づき、当グループは、顧客と連携して個別の投資戦略を策定している。この戦略は、ポートフォリオの品質基準の遵守と、すべての投資商品に係る適合性と適切性の基準の遵守を確実にするために実施される。実施責任者は、ポートフォリオ・マネージャー又は当グループのリレーションシップ・マネージャーのいずれかで、アドバイザー業務の顧客と協力して実施されている。当グループのUHNWIリレーションシップ・マネージャーは、専任のポートフォリオ・マネージャーによってサポートされている。

包括的な投資サービス

当グループは、ストラクチャード・アドバイザー・プロセスの結果と、クレディ・スイス投資委員会のグローバルな「ハウズビュー」に基づいて、包括的な投資アドバイスと投資運用一任サービスを提供している。当グループは、マクロ経済、株式、債券、商品及び外国為替の分析並びに経済に関するリサーチを含む幅広い投資専門知識を提供するリサーチ・投資戦略チームの分析及び提言に基づいて、助言及びサービスを行う。当グループの投資アドバイスは、ポートフォリオ・コンサルティングから個別投資に関するアドバイスまで網羅する様々なサービスを提供している。当グループは、運用投資商品を含むポートフォリオ管理及びリスク管理ソリューションを顧客に提供している。これらの商品は、当グループの専門家又は第三者によってアクティブに運用・構築され、そうでなければ利用できない投資機会へのアクセスをプライベート・バンキングの投資家に提供している。より複雑なニーズを持つ顧客に対しては、幅広い仕組商品やオルタナティブ投資を含む、運用ポートフォリオの構築や個別戦略の実行を提供している。投資判断を当グループに一任したいと希望する顧客には、投資運用一任サービスが提供されている。当グループは、オルタナティブ投資における業界のリーディングカンパニーであり、資産運用事業やインベストメント・バンキング事業と緊密に連携しながら、ヘッジファンド、プライベート・エクイティ、商品、不動産投資など、株式や債券との相関が限定的である革新的な商品を提供している。

加えて、当グループは、ファイナンシャル・プランニング、相続承継プランニング、信託サービスなど、プライベート・ウェルス・マネジメント及びコーポレート・ウェルス・マネジメントの様々なニーズに対応するソリューションを提供している。

融資・貸付

当グループは、消費者金融、不動産抵当貸付融資、UHNWI向け船舶に関連する実物資産融資及び航空機融資、標準／ストラクチャード・ヘッジ／証券担保の貸付ソリューション、担保取引業務など、プライベート・クライアントセグメント全般にわたって幅広い融資及び貸付ソリューションを提供している。

マルチショア・プラットフォーム

スイスでの業務に加え、13の国際的なブッキング（顧客資産管理）・センターから構成されるグローバルな事業展開により、当グループは、顧客資産管理機能を現地だけでなく国際的なハブ拠点を通じても提供することができる。当グループが多くの拠点でサービスを提供する目的は、地理的リスクの分散に重点を置き、複数の住所を有し、グローバルな取引実行サービスへのアクセスを求め、又は現地で利用可能な商品よりも幅広い商品に関心を持つ顧客にサービスを提供することである。

法人顧客及び諸機関顧客向けサービス

「起業家のための銀行」としての地位を確立するため、当グループは、スイスを中心とした法人顧客及び諸機関顧客に幅広い金融ソリューションを提供している。顧客のニーズの変化に対応すべく、当グループは一貫した事業基盤と国際的なプレゼンスを通じてサービスを提供している。このモデルに基づいて、当グループは、顧客の事業ライフサイクルの実質的にあらゆる段階でも顧客の銀行ニーズを満たし、顧客を支援することができる。法人顧客向けには、伝統的な融資及びストラクチャード融資、決済サービス、外国為替、資本財リース、投資ソリューションなど、幅広い銀行サービスを提供している。また、当グループは、M&A、シンジケーション、ストラクチャード・ファイナンスの分野においてカスタマイズされたサービスを提供するため、投資銀行の機能を活用している。世界規模の金融やトランザクション・バンキングに特化した需要を持つ法人に対しては、商品取引金融、貿易金融、ストラクチャード貿易金融、輸出金融、ファクタリングの分野でサービスを提供している。年金基金、保険会社、公共セクター、UHNWIの顧客を含むスイスの諸機関顧客向けに、当グループは、ファンド運用・管理、ファンド設計、包括的なグローバル・カストディ・ソリューションなど、幅広いファンド・ソリューションとファンド関連サービスを提供している。また、当グループは、船舶・航空機金融のほか、証券、現金、財務サービスなど金融機関向けのサービスや商品も提供している。

アセット・マネジメント・サービス

当グループの伝統的投資商品は、ファンドの組成とカスタマイズされたソリューションの両面で、株式、債券及びマルチ・アセットの各商品を網羅した戦略と包括的な運用を提供している。当グループは、リスク管理や資産配分などの運用原則を重視し、アクティブかつ規律ある投資を行っている。当グループは、アクティブ運用のサービスと並んで、パッシブ運用のソリューションを提供している。これにより、顧客は様々な資産クラスの幅広い投資オプションにコスト効率のよい方法でアクセスすることができる。

また、当グループは、諸機関顧客や個人顧客に対しては、クレジット投資、ヘッジファンド戦略、不動産、商品など、様々なオルタナティブ投資商品を提供している。また、当グループは、外部運用会社との戦略的提携や主要な合弁事業などを通じて、様々な資産クラスや市場へのアクセスを提供することができる。

インベストメント・バンキングの金融ソリューション

株式引受業務

株式資本市場業務では、新規株式公開（以下、「IPO」という。）、普通株式及び転換社債の発行、買収資金の調達、その他のエクイティ証券の組成、シンジケート及び引受業務を行っている。

債券引受業務

債券資本市場業務では、社債及びソブリン債の組成、シンジケート及び引受業務を行っている。

アドバイザー・サービス

アドバイザー・サービスでは、M&A、法人売却、リストラクチャリング、事業売却、スピンオフ、買収防衛戦略のあらゆる側面について顧客にアドバイスをを行っている。

株式

キャッシュ・エクイティ事業では、（i）リサーチ、分析及びその他コンテンツを起点とした商品・サービス、（ii）顧客と市場間の注文フローを管理し、顧客にトレーディングに関する見解及び資金コミットメントを提供し、トレンドを特定し、最も効果的なトレード執行を提供する責任を負うセールス・トレーディング、（iii）上場及びOTCの現物証券、取引所上場の投資信託（以下、「ETF」という。）及びプログラムに係る顧客の注文を執行し、それらのマーケットメイクを行い、資金コミットメント及びリスク管理の両方を通じて市場に流動性を提供する当グループのグローバル・エクセキューション・グループにおける、個別対応及びプログラムによるトレーディング、ETF及びアドバンスト・エクセキューション・サービス（以下、「AES」という。）のプラットフォームを含む、包括的なサービスを提供している。AESは、株式、オプション、先物及び為替にわたるグローバルなトレーディングを促進する、アルゴリズム・トレーディングによる高度な戦略、ツール及びアナリティクスから構成されるものである。AESは、顧客の注文を執行し、ボラティリティを制限するためにアルゴリズムを採用することにより、諸機関やヘッジファンドが市場の影響を軽減するのを支援している。クレディ・スイスは、40超の国と6つの大陸にまたがる100を超える取引相手先へのアクセスを提供している。

プライム・サービス事業では、プライム・ブローカレッジ、シンセティック・ファイナンス、上場デリバティブ及び店頭デリバティブを通じて、ヘッジファンド及び諸機関の顧客に様々な資産クラスを網羅した執行、ファイナンス、カストディ、決済及びリスク・アドバイザー・サービスを提供している。さらに、当グループは、最も定評のあるファンド・マネージャー、急速に成長するファンド及び選抜された新興企業と連携し、伝統的なプライム・ブローカレッジ・サービスと革新的な金融ソリューション及び包括的な資本及びコンサルティング・アドバイザー・サービスを組み合わせ、ファンドがそのライフサイクルで永続的な組織を構築することを支援している。

エクイティ・デリバティブ事業では、プライベート・バンキングの顧客、金融機関、ヘッジファンド、資産管理会社、法人に対して、エクイティ関連商品及びクロスアセット商品（投資オプション、システムティック戦略及び金融ソリューションのみならず、高度なヘッジ及びリスク管理に係る専門知識並びに包括的な執行能力を含む。）を提供している。

転換社債：転換社債チームは、転換社債の流通取引とマーケット・メイキング、当グループが組成した転換社債のプライシングと販売を提供している。

債券

グローバル信用商品事業は、クレジット・トレーディング、セールス、ファイナンス及びキャピタル・マーケットにおける専門家によるサービスを提供する、卓越した顧客重視で、熟練したクレジット事業である。レバレッジ金融において資質と長年に及ぶ実績を持つ当グループの確固たる歴史は、当グループが発行体と投資家双方の顧客に対し、付加価値の高い商品とソリューションを提供する優れた能力があることを示している。当グループのキャ

ピタル・マーケット事業は、投資適格ローン及びレバレッジド・ローン、投資適格債、ハイ・イールド債、ユニット・トランザクションなど、発行体顧客向けのあらゆる商品の組成、引受け、及びシンジケートを担当している。また、当グループは、レバレッジド・ローン、ブリッジ・ファイナンス、メザニン・ファイナンス、ローン担保証券の組成など、買収資金ファイナンスの主要な提供者でもある。販売及び取引業務では、当グループは、ハイ・イールドと投資適格の現物債に加え、レバレッジド・ローンも含めたクレジット全般にわたる私募債と公募債のマーケット・メーカーである。また、当グループは、クレジット・デフォルト・スワップ・インデックス (CDX) スイート、流動性のある個別銘柄クレジット・デフォルト・スワップ (以下、「CDS」という。)、ソブリンCDS、クレジット・デフォルト・スワップション及びiBoxxトータル・リターン・スワップなど、クレジット・デリバティブ市場におけるマーケット・メーカーでもある。当グループは、買戻条件付取引やショートカバー、トータル・リターン・スワップ、ポートフォリオ融資を含むがこれらに限定されない、信用商品のための広範囲な資金調達手段を顧客に提供している。

証券化商品事業は、諸機関顧客やウェルス・マネジメント顧客に対して資産ベースの流動性及び金融ソリューション・商品を提供する市場をリードする事業である。当グループは、様々な資産分野（消費者、商業、住宅、商業不動産、運輸及び代替資産）において経験を有している。当グループの金融事業は、資産・ポートフォリオのアドバイザー・サービス及び金融ソリューション（倉庫ファイナンス・つなぎ融資、買収資金ファイナンス）を提供し、顧客のために資本市場取引を組成・実施している。当グループのトレーディング・プラットフォームは、幅広いローン及び証券（住宅用不動産担保証券（以下、「RMBS」という。）、資産担保証券（ABS）、商業用不動産担保証券（以下、「CMBS」という。）を含む。）に、市場流動性を提供している。CMBS及びRMBSに関しては、政府・政府機関保証ローン及び民間ローンが含まれる。当グループは、顧客層に当グループの発行市場及び流通市場の商品を販売する経験豊富で専任の証券化商品の販売チームを有している。また、当グループは、当グループの住宅ローンのサービサーであるセレクト・ポートフォリオ・サービシズを通じて住宅ローンを提供している。

マクロ商品事業には、当グループのグローバルな為替及び金利事業とスイスの投資適格資本市場チームが含まれている。当グループの金利事業は、米国の現物・デリバティブ、ヨーロッパの中央清算スワップ、並びに特定の二者間及びストラクチャード・ソリューションにおいて、マーケット・メーカー機能を提供している。当グループの投資家商品事業では、諸機関顧客及びプライベート・バンキング顧客を対象とした金利、為替及び商品ベースの仕組商品を組成している。

新興国市場、ファイナンス、ストラクチャード・クレジット事業には、キャッシュ・フロー融資、株式担保融資、担保付融資取引、ブラジル、メキシコ、ロシア及びトルコにおける国内取引など、様々なファイナンス商品が含まれている。また、当グループは、中南米、中東欧、中東、アフリカの金融機関や法人・ソブリン顧客向けに、金融ソリューションやテラーメイドの投資商品を提供している。

その他

その他の商品及び活動には、貸付及び不動産投資が含まれる。貸付には、シンジケートローン、投資適格及び非投資適格の借入人に対する信用供与のコミットメントという形での上位銀行債務が含まれている。

リサーチとHOLT

当グループの株式・債券事業は、リサーチ機能とHOLT機能により強化されている。HOLT機能は、世界の20,000社超の業績を客観的に評価する枠組みであり、情報に基づいた投資判断を行うために顧客が使用する双方向のツールやコンサルティング・サービスを提供している。

株式・債券リサーチは、深い分析の枠組み、独自の метод論、データソースを活用して、世界中で約3,000社を分析し、絶えず変化する環境に対するマクロ経済学的な洞察を提供している。

経営環境

経済環境

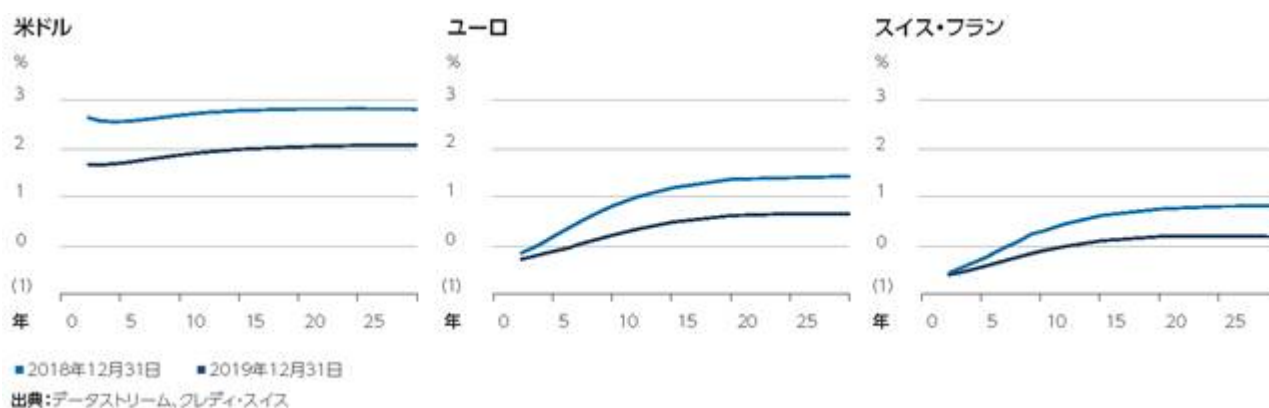
2019年は、貿易の不確実性が続いたことで、世界の製造業、貿易及び投資を圧迫し、世界経済の成長は弱まった。労働市場は堅調に推移し、主要先進国では失業率の低下が続いている。米国では、堅調な家計消費がGDP成長率の堅調な伸びを支え、米国のコアインフレ率は2%の目標に近い水準で推移した。ユーロ圏では、成長がより急激に鈍化し、低調な外需の影響が大きく製造業部門に影響を与え、コアインフレ率は抑制されたままであった。中国の経済データは、年間を通じて景気刺激策が実施されたにもかかわらず、減速が続いていることを示している。多くの新興国においても、成長が鈍化した。

2019年中、世界的に金融政策の緩和が実施された。Fedは、フェデラルファンド金利の目標レンジを3回引き下げ、年末には1.50%－1.75%であった。ECBは資産購入を再開し、新たに長期貸出オペレーションを導入し、預金金利をマイナス0.5%に引き下げた。SNBは政策金利を据え置いた。その他の先進国市場では、カナダ中央銀行、イングランド銀行及び日本銀行は、いずれも金利を据え置いた。新興国市場では、メキシコ、韓国、インド及びブラジルをはじめとする多くの中央銀行が金利を引き下げた。

2019年の世界の株式市場は、地政学的な不確実性が高まる中、年間を通じて経済成長に対する懸念が高まったにもかかわらず、大幅に上昇した。世界の株式は27%上昇し、世界的に金融政策状況が急反転したこと、特にFedが金利を引き下げ、流動性条件を改善したことに牽引されたものであった。米国株式及びスイス株式のパフォーマンスが世界の株式のパフォーマンスを上回った一方、日本株式及び新興国市場株式のパフォーマンスは世界の株式のパフォーマンスを下回った。欧州株式のパフォーマンスは世界の株式のパフォーマンスとほぼ同水準であった（「株式市場」のチャートを参照のこと）。セクター別では、情報技術が46%の上昇でトップとなり、資本財・サービス及び電気通信サービスがこれに続いた。エネルギー・セクターが最も低調で、公益事業、素材、不動産がこれに続いた。シカゴ・オプション取引所市場ボラティリティ・インデックス（以下、「VIX」という。）で測定された株式市場のボラティリティは、2019年は年初に上昇した水準から下落傾向にあった。クレディ・スイス・ヘッジファンド・インデックスは、2019年に9%上昇した。

イールドカーブ

イールドカーブは、すべての主要通貨において低水準で推移した。

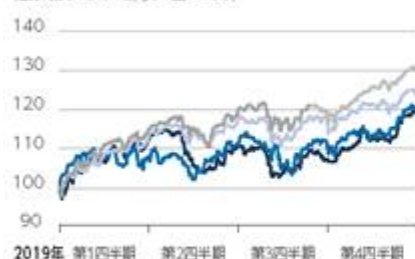


株式市場

株式市場は2019年に年初比で大幅に上昇し、銀行株のパフォーマンスは世界の株式のパフォーマンスを下回った。平均ボラティリティは2018年と比較して縮小した。

地域別の株価パフォーマンス

指数(2018年12月31日=100)

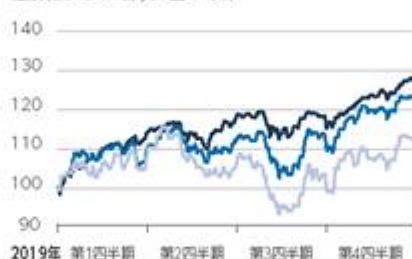


■新興国市場アジア ■ヨーロッパ
■新興国市場ラテンアメリカ ■北米

出典: データストリーム, MSCI パーラ, クレディ・スイス

世界の銀行株のパフォーマンス

指数(2018年12月31日=100)

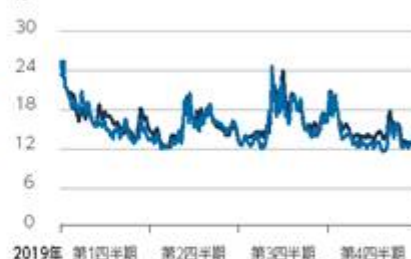


■MSCIワールド・バンク ■MSCIヨーロッパ・バンク
■MSCIワールド

出典: データストリーム, MSCI パーラ, クレディ・スイス

ボラティリティ

%

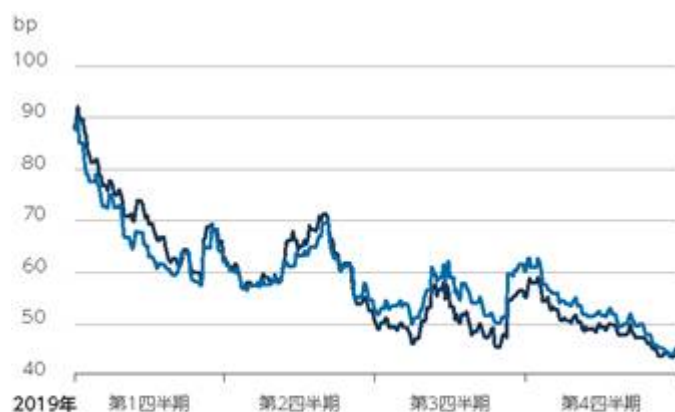


■VIX
■VIX指数

出典: データストリーム, クレディ・スイス

信用スプレッド

信用スプレッドは、年間を通じて縮小した。



■ヨーロッパCDS (iTraxx) ■北米CDS (CDX) bp: ベーシス・ポイント

出典: ブルームバーグ, クレディ・スイス

債券市場では、先進国・新興国における中央銀行の緩和的な政策及び経済成長データの弱含みを受けて、堅調なリターンを実現した。米ドル金利では、10年物米国債利回りと3ヶ月物米国債利回りのスプレッドが、2019年第4四半期に再びプラスに転じた。ユーロ及びスイス・フランの金利では、イールドカーブはすべての満期において低水準に推移した。（「イールドカーブ」のチャートを参照のこと。）。信用市場では、新興国市場のソブリン債と同様に、世界の先進国及び新興国市場の社債が力強いプラスのリターンを示した（「信用スプレッド」のチャートを参照のこと。）。

主要通貨のうち、米ドルは、特に年初9ヶ月において、他のほとんどの主要通貨に対して上昇した。ユーロの下落は、ユーロ圏の景気悪化が続いていること、及び一部の加盟国での政治的な不確実性を背景としている。スイス・フラン及び日本円は、米ドル及びユーロに対して堅調に推移した。英ポンドは、英国のEU離脱プロセスの不確実性及び英国の選挙などの政治的要因に主に牽引され、年間を通じてボラティリティの上昇を示したが、2019年是对米ドルで最も高パフォーマンスを示す通貨の1つとして終了した。新興国市場通貨のパフォーマンスは様々であった。対米ドルでは、ロシア・ルーブルが最も高パフォーマンスを示し、アルゼンチン・ペソは債務不履行懸念の高まり、激しいインフレ及び国内の景気後退の中で最も下落した。

クレディ・スイス・コモディティ・ベンチマークは、好調なまま年末を迎え、全体では19%上昇した。エネルギー市場、特に原油は、一時的な混乱及びOPECによる追加供給削減が供給過剰懸念の軽減に寄与したことから、2019年に最も強い回復を記録した。貴金属もまた、世界的に実質金利が低い中、投資家の強い需要が喚起され、ベ

ンチマークのパフォーマンスを上回った。産業用金属価格も同様に上昇したが、貿易紛争及び関税の増加が世界の製造活動を圧迫したため、他のセグメントほどではなかった。農産物価格は、年末時点において前年比でほとんど変化がなかった。

市場取引高（% 前年比）		
2019年度	世界	ヨーロッパ
株式取引高 ¹	(12)	(17)
公表ベースの合併・買収金額 ²	(2)	(23)
完了ベースの合併・買収金額 ²	(15)	(14)
株式引受金額 ²	(5)	(25)
債券引受金額 ²	17	4
シンジケートローン—投資適格 ²	(10)	-

(注1) ロンドン証券取引所、イタリア証券取引所、ドイツ取引所及びマドリード証券取引所。世界にはインターコンチネンタル取引所及びナスダック証券市場も含まれる。

(注2) ディールロジック。

セクター環境

2019年の世界の銀行株は、世界の株式市場を下回ったものの全体的に好調であった。欧州銀行株は、特に2019年第3四半期に世界の銀行株を下回った。2019年末時点の世界の銀行株価は、2018年比で23%超上昇した（「株式市場」のチャートを参照のこと）。

プライベート・バンキング・セクターでは、経済成長と投資環境全般の下支えによって活気づけられ、長期の基本的な成長傾向を経験した。全体として、株式市場及び債券市場のパフォーマンスは、景気見通しの悪化に伴う中央銀行の金融政策変更、及び最大の貿易相手国間における保護主義の高まりによる脅威に対する懸念などが課題となったものの、この数十年間で最も好調な年の1つとなった。また、プライベート・バンキング・セクターは、デジタル技術から生じる新たな機会と効率性を追求しながら、構造と規制上の変化に適応する中で圧力に直面し続けた。

投資銀行セクターでは、世界及び欧州の株式取引高が2018年比で減少した。公表及び完了ベースのM&A金額は、世界及び欧州で減少した。世界及び欧州の株式引受金額は2018年比で減少した。世界及び欧州の債券引受金額は増加した。米国債券の取引高は、主として不動産担保証券及び米国財務省証券の取引高の増加により増加した。

COVID-19

2020年2月に中国国内で、また2020年3月に世界各地でCOVID-19が急速に拡散したことにより、政府による厳格な管理及び渡航禁止措置が導入され、また直ちに活動を停止させ、世界的に経済的な混乱を拡大させたその他の措置が実施された。世界市場に悪影響が生じたが、現時点で最も悪影響を受けているのはエネルギー、旅行・観光及び運輸業界並びに中国経済と密接な関係を持つ企業である。COVID-19は、少なくとも2020年上半期において、世界経済に重大な影響を与えると予測されており、信用損失の見積り、トレーディング収益、純利息収益及び潜在的なものの評価を含む当グループの財務実績に影響を及ぼし得る。当グループは、COVID-19の拡散並びにその経営及び事業に対する潜在的な結果を注意深く監視している。

2【事業等のリスク】

当グループの事業は、以下に述べるものの他、様々なリスクにさらされており、当グループの業績又は財政状態が、これらのリスクにより悪影響を受ける場合がある。

流動性リスク

流動性、すなわち資金の即時利用可能性は、当グループの事業、特にインベストメント・バンキング事業にとって不可欠である。当グループは、流動性が限られている環境においても、債務を履行するために必要な流動性を維持することを目指している。

当グループの流動性は、資本市場を利用できない場合、資産を売却できない場合、又は流動性コストが増加した場合に、損なわれる可能性がある

担保付又は無担保で借入れを行う能力及びその費用は、金利の上昇、信用スプレッドの拡大、借入の利用可能性、流動性に関する規制上の要件又は当グループ、当グループの一定の取引先若しくは銀行部門全体に関するリスクに対する市場の認識（当グループの認識されている又は実際の信用力を含む。）によって、影響を受ける可能性がある。無担保の長期若しくは短期の借入資本市場において資金を調達できないこと、又は担保付きの借入市場を利用できないことにより、当グループの流動性が重大な悪影響を受ける可能性がある。厳しい信用市場においては、当グループの資金調達コストが増大するか、又は当グループの事業の維持若しくは拡大のための資金を調達できない可能性があり、当グループの業績が悪影響を被る場合がある。2008年及び2009年における金融危機以降、当グループの流動性コストは多額であり、さらに、当グループは、流動性拡充を求める規制上の要件が課された結果、継続的な費用が生じると予想している。

資本市場（株式、規制資本性証券及びその他の債券の募集を通じたものを含む。）で必要な資金を調達できない場合、債務を履行するために、担保が付されていない資産を清算する必要性が生じる可能性がある。流動性が低下している時期には、当グループが資産の一部を売却できなくなるか、又は低い価格で資産を売却する必要性が生じるが、いずれの場合も当グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性がある。

当グループの事業は、資金調達源として当グループの預金基盤に大きく依存している

当グループの事業は、主に要求払預金、銀行間の貸付、定期預金及び現金債等の短期的な資金調達手段の利益を享受している。預金は安定した資金源となっていたが、今後もそうであるとは限らない。その場合、当グループの流動性ポジションが悪影響を受ける可能性があり、預金引出の要求又は満期時の支払いがあった場合、これに応じることができないリスク、満期時に借入金を返済できないリスク、及び新たな貸付、投資及び事業のための資金を調達できないリスクがある。

当グループの格付の変更は、当グループの事業に悪影響を与える場合がある

格付は格付機関により付与されるものである。格付機関はいつでも、格付の引下げを行い若しくはその意思を示し、又は格付の取下げを行うことができる。主要格付機関は、金融サービス業界に対し、特に収益性の潜在的な低下、資産価値の変動、可能性のある規制要件の緩和又は強化、並びにコンプライアンス及び訴訟に関連する費用の増加による課題に関して引き続き焦点を当てている。当グループの格付のあらゆる引下げは、当グループの借入コストを増加させ、資本市場の利用を制限し、資本コストを上昇させ、並びに当グループの商品の販売又はマーケティングに係る能力、取引能力（特に金融取引及びデリバティブ取引）及び当グループの顧客維持能力に悪影響を与える可能性がある。

市場リスク及び信用リスク

進行中の世界的なCOVID-19のパンデミックは、当グループの事業、経営及び財務実績に悪影響を及ぼしてきており、また悪影響を及ぼし続ける可能性がある

2019年12月以降、COVID-19のパンデミックは急速にかつ世界中に広がり、当グループが事業を行う国においては感染者が非常に多く発生している。進行中の世界的なCOVID-19のパンデミックは、当グループの事業、経営及び財務実績に悪影響を及ぼしてきており、また悪影響を及ぼし続ける可能性がある。

COVID-19の拡散並びにその結果として世界中で実施されている政府の厳格な管理及び封じ込め措置は、世界的なサプライチェーン及び経済活動の重大な混乱を引き起こし、市場は著しくボラティリティの高い期間に入った。COVID-19の拡散は、現在、世界経済に悪影響を与えているが、その重大さ及び持続期間は予測が困難であり、また、当グループの事業、経営及び財務実績に悪影響が及んでいる。この影響は継続する可能性があり、信用損失の見積り、時価評価による損失、トレーディング収益、純利息収益及び潜在的なその他の評価、並びに当グループがその戦略的目標を成功裏に達成する能力に影響を及ぼす可能性がある。現在の経済状況が持続し又は悪化し続けた場合、マクロ経済的環境は、当グループの事業、経営及び財務実績の上記及びその他の側面（顧客取引若しくは当グループの商品に対する需要の減少、当グループの従業員若しくは経営システムに対する混乱、資本及び流動性に対する制約の可能性、又は当グループの信用格付の格下げの可能性を含む。）に対して継続的な悪影響を及ぼす可能性がある。

世界の経済及び市場に対するパンデミックの悪影響の大きさは、一つにはウイルスの拡散を制限するため及びその影響に対抗するために講じられる措置によって、また一つには政府が講じる補償措置の規模及び有効性並びに通常の経済及び経営状況が回復する早さ及びその程度によって左右される。COVID-19のパンデミックが世界経済に悪影響を与え続ける限り、及び／又は当グループの事業、経営若しくは財務実績に悪影響を与える限り、本書に記載される他のリスク又は当グループの米国証券取引委員会（SEC）への他の提出書類に記載されるリスクの蓋然性及び／又は規模を増大させる効果もある可能性があり、また現在当グループが知らないか又は現在は当グループの事業、経営若しくは財務実績に対して重大であると予想されていない他のリスクを引き起こす可能性がある。当グループは、その経営、事業及び財務実績（流動性及び資本利用を含む。）に対する潜在的な悪影響を注意深く監視しているが、この不確実な状況の継続的な進展のため、現段階では影響の大きさを十分に予測することは困難である。

市場の変動及びボラティリティにより、当グループの取引及び投資活動が重大な損失を被る場合がある

過去数年間にわたり、当グループは引き続き貸借対照表の縮小に努めており、戦略の実施において大きく前進してきたが、当グループはまた、債券市場、通貨市場及び株式市場において、並びにプライベート・エクイティ、ヘッジファンド、不動産及びその他の資産について、大量の取引及び投資のポジションを継続して有しており、ヘッジ取引も行っている。これらのポジションは、金融市場及びその他の市場の変動から悪影響を受ける可能性がある。すなわち、相場水準にかかわらず、特定期間の特定の市場における価格変動による悪影響を受ける場合がある。これらのいずれかの市場において当グループが資産を所有している場合、すなわち正味ロング・ポジションを有している場合、これらの市場の低迷により、当グループが、当グループの正味ロング・ポジションの価値の低下に由来する損失を被る可能性がある。逆に言えば、これらの市場のいずれかにおいて当グループが所有していない資産を売却した場合、すなわち正味ショート・ポジションを有している場合、これらの市場の回復により、上向きの市場において資産を獲得することで正味ショート・ポジションを買い戻す際に、当グループは重大な損失を被る可能性がある。市場の変動、低迷及びボラティリティは、当グループのポジションの公正価値及び業績に悪影響を与える可能性がある。厳しい市場又は経済の状況又は傾向により、過去において純収益及び収益性が著しく減少したことがあり、今後も減少する可能性がある。

当グループの事業及び組織は、当グループが事業を行う各国における厳しい市況並びに経済、金融、政治、法律、規制及びその他の状況の不利な展開による損失リスクを負っている

国際的な金融サービス会社として、当グループの事業は、ヨーロッパ、米国、アジア及びその他の世界の各地域（当グループが現在事業を行っていない国においても）の金融市場、経済状況全般、地政学的な事象及びその他の展開により重大な影響を受けている。複数の主要な先進国市場では2008年及び2009年の経済危機からの回復は遅いままである。ヨーロッパのソブリン債危機並びに米国の債務水準及び連邦予算確定過程の問題は、完全には解決さ

れていない。また、コモディティ価格の変動及び新興市場に対する懸念が、金融市場に影響を及ぼしている。ボラティリティは2020年の初めに増大し、株式市場指数はCOVID-19の拡散を取り巻く懸念の中で低下した。かかる状況が改善しない場合、停滞した場合、又は悪化した場合、当グループの財政状態及び業績が著しい悪影響を受ける可能性がある。さらに、様々な国は、その国又は地域特有の深刻な経済混乱（不利な状況の中でも特に、極度の為替変動、高度のインフレ、又は低成長若しくはマイナス成長を含む。）を経験したことがあるが、これらは当グループの経営及び投資に悪影響を与える可能性がある。

一部のヨーロッパ経済における経済及び財政状況の脆弱性に関する継続的な懸念（難民危機及び政治的な不確実性に関連する影響並びに英国のEU脱退に関するものを含む。）は、ヨーロッパ及び世界中の市況の混乱を招く可能性があり、さらにこれらの国々に対する資金の貸出若しくはこれらの国々との間であるいはこれらの国々において事業を行った金融機関（当グループを含む。）に対して悪影響を及ぼす可能性がある。英国のEU離脱がクレディ・スイスに及ぼす影響又は2020年12月31日に終了する予定の移行期間の結果を当グループが正確に予測することは不可能であり、かかる影響が、当グループの将来の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。英国において設立され又は事業を行う当グループの法人は、移行期間の終了後にEUにおいてサービスを提供し又はその他により事業を行うことへの制限に直面し、これにより、当グループは、一定の事業を行う法人構造及び場所に対して重大な変更を行うことが要求されており、運営、規制及びコンプライアンスのコストが増加する可能性がある。

展開中及び将来の規制上の要件を充足するために当グループの法人構造を改善するこのプログラムは大部分が完了したものの、当グループの法人構造の改善に関連する意図した結果の実行可能性、範囲及び時期に影響を及ぼす可能性のある多くの不確定要素が依然として存在している。当グループ及び当グループの事業に影響を及ぼす重大な法律及び規制の変更により、当グループは、自らの法人構造をさらに変更するよう要求される可能性がある。これらの変更の実施により、多くの時間と資源が必要となっており、さらに必要となる可能性があり、また、運営、資本、資金調達及び税金のコスト並びに当グループの取引先の信用リスクが増加しており、潜在的にさらに増加する可能性がある。

ヨーロッパ大陸が政治的に不確実な環境にあることも、当グループの事業に影響を及ぼす可能性がある。国家主義的な主張に対する人気により、国の政策の大幅な転換及びさらなるヨーロッパ統合への道筋の遅延が生じる可能性がある。米国の貿易、移民及び外交に関する方針の最近の及び予定される変更が及ぼす影響に関して、類似した不確実性が存在する。増大する世界的な貿易摩擦（中国、米国及びEUといった主要な貿易相手国との間のものを含む。）、香港などの地域における政治不安、並びにCOVID-19の拡散は、世界的な経済成長を阻害する可能性があり、当グループの事業に悪影響を及ぼす可能性もある。気候変動並びに関連するリスク及び懸念といったその他の展開は、顧客取引の減少を引き起こし、全般的な事業環境に悪影響を及ぼし、当グループ若しくはその顧客による気候変動に関連する一定の事業活動への関与の結果として当グループの評判を損ない、又はその他の形で当グループの事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

過去において、低金利環境は当グループの純利息収益及びトレーディング・非トレーディング債券投資ポートフォリオの価値に悪影響を与え、顧客預金の喪失及び当グループの既存の年金制度に関連する負債の増加をもたらした。さらに、金利はより長期的に低く留まることが予想されている。将来における金利の変更（利上げ、又は現在の当グループの本国市場におけるマイナスの短期金利の変更を含む。）は、当グループの事業及び業績に悪影響を与える可能性がある。COVID-19のアウトブレイクを受けた中央政府及び中央銀行による最近の利下げ（米国におけるものを含む。）もまた、当グループの純利息収益に悪影響を及ぼす可能性がある（米ドル建て預金の割合が高いことによるインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門及びアジア太平洋部門におけるものを含む。）。また、史上最高水準のスイス・フラン高が当グループの収益及び純利益に悪影響を与え、当グループが外国為替リスクにさらされた一方で、株式市場の変動も当グループのトレーディング・非トレーディング株式投資ポートフォリオの価値に影響を与えている。さらに、当グループが事業を行う主要経済大国間、特にFed、ECB及びSNB間における金融政策の不一致は、当グループの業績に悪影響を与える可能性がある。

かかる厳しい市況又は経済状況は、当グループのインベストメント・バンキング及びウェルス・マネジメント事業に悪影響を与え、当グループの手数料及びスプレッドによる純収益に悪影響を及ぼす可能性がある。これらの状況は、インベストメント・バンキングの顧客取引を減少させ、当グループの金融助言手数料及び引受手数料に悪影響をもたらす可能性がある。かかる状況は、当グループが顧客のために行う証券取引の種類及び量にも悪影響を及ぼす可能性がある。厳しい状況を受けた慎重な投資行動は、当グループの商品に対する顧客の需要を全般的に低下させる可能性があり、当グループの業績及び成長機会に悪影響が及ぶ可能性がある。低金利環境、慎重な投資家の行動継続、並びに市場構造の変化等、厳しい市況及び経済状況は、過去において当グループの事業に影響を与えてきた。これらの不利な要因は、例えば、当グループの顧客フローによる販売及び取引並びに資産運用業務による手数料収益（顧客のポートフォリオの価値に基づく手数料収益を含む。）の減少に反映される可能性がある。

厳しい市況又は経済状況に対する当グループの対応は、競合他社のものと異なる可能性があり、競合他社の業績又は資産運用ベンチマークを下回る運用実績が、運用資産及び関連報酬の減少にもつながり、新規顧客の獲得が困難になる可能性がある。複雑な商品からの顧客の需要のシフトが生じ、これが顧客の大規模なデレバレッジをもたらす可能性があり、当グループのプライベート・バンキング及びアセット・マネジメント業務に関する業績が悪影響を受ける可能性がある。厳しい市況又は経済状況は、かかる影響を悪化させ得る。

また、当グループの事業の一部は、国際機関、国家、州、県、市及び地方当局を含む政府機関との取引又はその債務の売買を行っている。これらの活動は、当グループがさらされるソブリン・リスク、信用関連リスク、オペレーショナル・リスク及びレピュテーション・リスクを増大させる可能性があり、これらは厳しい市況又は経済状況の結果として増加する可能性もある。これらの取引に関連するリスクには、政府機関が債務不履行に陥るリスク若しくはその債務が再構成されるリスク、又は政府当局者により講じられた措置が当該当局者の法的権限を越えるものであったと主張されるリスクが含まれており、これらが当グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

厳しい市況又は経済状況は、当グループのプライベート・エクイティ投資にも影響を及ぼす可能性がある。プライベート・エクイティ投資の価値が大幅に下落した場合、当グループは、当該投資について、その投資収益率が一定の水準を超えた場合に受領できる収入及び利益の増加分の持分を受領することができず、従前に受領していた成功報酬を投資家に返却する義務が発生し、投下資本に対する当グループの按分方式による持分を失う可能性があるからである。さらに、業績の良い投資であっても処分が難しい場合があるため、当該投資の処分も困難となる可能性がある。

上記のマクロ経済要因に加え、テロ攻撃、サイバー攻撃、軍事的紛争、経済的若しくは政治的な制裁、流行病、政治不安又は自然災害を含む、当グループにより制御不能なその他の事象は、経済及び市況、市場のボラティリティ並びに金融活動に重大な悪影響を与える場合があり、その結果当グループの事業及び業績に影響が及ぶ可能性がある。

ベンチマーク金利の廃止の可能性に関する不確実性は、当グループの事業、財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があり、当グループの顧客及びその他の市場参加者との契約、並びに当グループのシステム及びプロセスに対する調整が必要となる可能性がある

2017年7月に、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）を規制するFCAは、2021年より後はLIBOR指標の計算のための金利を提供するよう銀行に説得又は強制しないと公表した。よって、LIBORは2021年より後は廃止される可能性が非常に高いと思われる。クレディ・スイスは、全事業にわたり、LIBOR及びその他のベンチマーク金利に連動しており、代替参照金利への移行が必要である非常に多くの負債及び資産を特定した。廃止又は指標の管理における将来の変更は、かかる指標に収益又は契約上の仕組みが連動する有価証券その他の商品（当グループにより発行又は取引されるものを含む。）の収益、価値及び市場に悪影響をもたらす可能性がある。例えば、代替参照金利に連動する商品は、ターム構造が備わっていない可能性があり、ベンチマークに連動する商品とは異なる方法で利払いを

計算しており、対応する支払債務に関する不確実性が高くなる可能性があり、また、現在は翌日物以外の期間の指標に連動する商品の契約条件の変更が要求される可能性がある。LIBOR又はその他のベンチマークを代替参照金利と置き換えることで、既存の有価証券及びその他の契約の価値又は収益に悪影響が及び、ミスプライシングや当グループ、当グループの顧客及びその他の市場参加者に対する追加の法的リスク、金融リスク、税務リスク、オペレーショナル・リスク、市場リスク、コンプライアンス・リスク、レピュテーション・リスク、競争リスク又はその他のリスクが発生する可能性がある。例えば、当グループは、関連する規定の解釈若しくは執行に関して、又は代替参照金利への移行が既存の及び将来の商品に対して及ぼす影響を適切に伝えることを当グループが怠った場合において、顧客、取引相手先、客先、投資家その他の者からの訴訟、紛争その他の行為のリスクに直面する可能性がある。また、代替参照金利への移行により、当グループのドキュメンテーション、手法、プロセス、統制、システム及び営業に対する変更が必要となり、労力及び費用の増加にもつながることとなる。移行に関係して生じる関連リスクも存在する可能性がある。例えば、当グループの負債と比べて資産に対して異なる代替参照金利が適用される場合には、当グループのヘッジ戦略が悪影響を受ける可能性又は市場リスクが増加する可能性がある。

当グループは、不動産部門において、重大な損失を被る場合がある

当グループは主に顧客のために、多数の不動産及び不動産関連の商品について貸付を行い、自己勘定ポジションを取得し、また商業用及び住宅用不動産担保ローンを提供している。2019年12月31日現在、SNBに報告された当グループの不動産ローンは、総額約148十億スイス・フランであった。また、当グループは商業用及び住宅用不動産、不動産関連の法人向け貸付、並びに抵当貸付に加え、CMBS及びRMBSといったその他の不動産、並びに商業用資産及び商品の証券化及び売買を行っている。当グループの不動産関連のビジネス及びリスク・エクスポージャーは、不動産市場又はその他のセクター及び経済全体の低迷によって、悪影響を受ける可能性がある。特に、スイスの特定の地域における不動産市場の価格修正の可能性のリスクは、当グループの不動産関連事業に重大な影響を及ぼす可能性がある。

多額かつ集中したポジションによって、多額の損失を被るリスクがある

リスクの集中は、当グループが特定の顧客、産業又は国家に対して多額の貸付を行い、またそれらの証券を保有していることを考慮すると、損失を増大させる可能性がある。引受、貸付又はアドバイザー業務等を通じて、当グループが多額のコミットメントを行っているあらゆるセクターの経済的成長の停滞も、当グループの純収益に悪影響を与える可能性がある。

ブローカー・ディーラー、銀行、ファンド及びその他の金融機関との間で日常的に行う大量の取引の結果、当グループは、金融サービス業界において、大きなリスクの集中を抱えている。また通常業務においても、特定の取引先についてリスクの集中の影響を受ける可能性がある。加えて、当グループ及びその他の金融機関は、金融危機又は信用危機の場合にシステミック・リスクを引き起こす可能性があり、また、特に厳しい経済的ストレス下に置かれている期間における、市場心理及び市場からの信頼に対して脆弱である可能性がある。当グループは、その他の金融機関と同様に、当グループの規制機関と協議の上、システミック・リスク及び金融機関へのリスク集中に対する当グループのエクスポージャーの理解を深め、またそれらを管理できるように、引き続きその実務及び業務を改定している。規制機関はかかるリスクを引き続き重視しており、それらのリスクに対する対処法について、数多くの新たな規制及び政府提案が存在し、また現行の規制に対する重大な不確実性が存在する。当グループの業界、業務、実務及び規制における変更が、これらのリスクの管理に効果的であるという保証はない。

リスクの集中により、経済及び市況が同業他社にとって全般的に有利である場合にも、当グループが損失を被る可能性がある。

当グループのヘッジ戦略が損失を防ぐことができない場合もある

当グループの事業に関する様々なリスクをヘッジするための商品及び戦略が有効ではない場合には、当グループは損失を被る場合がある。ヘッジを購入できない場合、一部のリスクしかヘッジされない場合、又はヘッジ戦略がすべての市場環境若しくは各種リスクに対応してリスクを軽減する効果が十分でない場合もある。

市場リスクは当グループが直面するその他のリスクを増大させる場合がある

当グループの事業に与える上記の悪影響の可能性に加えて、市場リスクは当グループが直面するその他のリスクを悪化させる場合がある。例えば、取引により重大な損失を被った場合、当グループの流動性へのアクセスが損なわれているにもかかわらず、流動性を確保する当グループの必要性が急激に高まる可能性がある。また、別の市場の低迷に連動して、当グループの顧客及び取引先がそれぞれ重大な損失を被った結果、その財政状態を悪化させ、当グループの当該顧客及び取引先に対する信用リスク及び取引先リスク・エクスポージャーを増大させる可能性がある。

当グループは信用リスクにより、多額の損失を被る場合がある

当グループの事業は、借主及びその他の取引先が債務不履行に陥る基本的なリスクを負っている。当グループの信用リスクは、貸借関係、コミットメント及び信用状、並びにデリバティブ、為替及びその他の取引を含む、当グループが多くの顧客及び取引先との間で行う広範囲の取引において存在する。当グループの信用リスクに対するエクスポージャーは、経済又は市場の不利な動向、並びに関連する市場又は金融商品のボラティリティの増加による悪影響を受ける可能性がある。例えば、経済活動及び世界的なサプライチェーンの混乱といったCOVID-19のアウトブレイクから生じる不利な経済効果は、一部の取引相手先の信用度に悪影響を及ぼし、当グループの事業の信用損失を増加させる可能性がある。また、金融市場における流動性又は透明性の混乱により、当グループのポジションの売却、シンジケーション又は清算ができなくなる可能性があり、その場合はさらなる集中を招くことになる。これらのポジションを低減できない場合、当該ポジションに関連する市場リスク及び信用リスクを増大させるだけでなく、当グループの貸借対照表におけるリスク加重資産の水準を上昇させる可能性があり、当グループの必要規制資本の増加につながる。これらはすべて、当グループの事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループが定期的に行う、顧客及び取引先の貸倒れに係る信用度の検討は、資産又はコミットメントの会計処理に基づくものではない。公正価値で評価される貸出金及びローン・コミットメントに係る信用度の変化は、トレーディング収益に反映されている。

経営陣による貸倒引当金の決定は重大な判断を伴う。当グループの銀行事業では、当グループの当初の損失見積額が不適切であった場合、貸付損失のための引当金を増額し、事前に定められた引当金を超える損失を計上する必要がある場合もあり、この場合、当グループの業績に重大な悪影響を与える可能性がある。クレディ・スイスは、2020年1月1日に「金融商品に関する信用損失の測定」（以下、「ASU 2016-13」という。）の会計基準及びその後の改訂を採用しており、修正遡及適用アプローチを適用して、その信用損失の見積りに将来情報及びマクロ経済要因を組み入れる。さらに、COVID-19のアウトブレイクを取り巻く影響又はその他の不利な経済動向が、当グループの信用損失の見積り及び将来におけるのれんの評価に悪影響を及ぼす可能性があり、当グループの業績に重大な影響が及ぶ可能性がある。

一定の状況下において、当グループは、長期の信用リスクの引受、非流動性担保に対する信用の供与、及び当グループが負担する信用リスクに基づく、デリバティブ商品に対する積極的な価格設定の付与を行う可能性がある。これらのリスクの結果として、当グループの資本及び流動性の要求水準は、引き続き高まる可能性がある。

1 社又は複数の大手金融機関による債務不履行は、金融市場全体及び当グループに悪影響を与える可能性がある

金融機関1社に関する懸念、風評又は実際の債務不履行は、その他の金融機関の流動性に関する重大な問題、損失又は債務不履行につながる場合がある。これは多くの金融機関の商業的健全性が他の金融機関同士の信用関係、

取引関係、決済関係又はその他の関係により密接に関連しているためである。当該リスクはシステミック・リスクとも呼ばれる。多くの金融機関（ユーロ圏に所在するか又はユーロ圏に対する重大なエクスポージャーを抱えるものを含む。）の債務不履行及び倒産に関する懸念が、清算機関、手形交換所、銀行、証券会社及び証券取引所等の当グループが日常的に取引を行う金融機関及び金融仲介機関による損失又は債務不履行につながる可能性がある。当グループが保有する担保が清算できない場合、又はエクスポージャーの全額に満たない額でのみしか清算できない場合、当グループの信用リスク・エクスポージャーが増加する。

当グループが信用リスクの管理のため利用する情報は、不正確又は不完全である場合がある

当グループは、信用リスクの問題があり得ると考えられる特定の顧客及び取引先、並びに特定の産業、国及び地域に対する信用リスクを定期的に検討しているが、詐欺等の予測や看破が難しい事由又は状況により、デフォルト・リスクが生じる場合がある。また、取引先の信用リスク若しくは取引リスク又は特定の産業、国及び地域に伴うリスクに関する正確かつ完全な情報を得られず、また取得した当該情報を誤って解釈し、その他一定のリスク状況を誤って評価する場合もある。また、かかるリスクを管理するために実施した手段があらゆる場合において効果的であるとの保証はない。

戦略リスク

当グループは、当グループの戦略的イニシアチブによる予想利益のすべてを達成できない可能性がある

2018年末に、当グループは、当グループの新たな戦略的方向性、構造及び組織を実施するために策定された3ヶ年リストラクチャリング計画を完了した。リストラクチャリング計画の完了後、当グループは、その戦略的目標を達成するための努力を継続したが、これは、将来の経済環境、特定の地域における経済成長、規制上の展望、当グループが特定の財務目標を達成する能力、予想金利及び中央銀行の措置等に関する数多くの重要な前提条件に基づいている。これらの前提条件のうちいずれか（当グループが特定の財務目標を達成する能力を含むが、これに限定されない。）の全部又は一部が不正確であることが判明した場合、当グループがその戦略による予想利益の一部又は全部を達成する能力が制限される可能性があり、これには、当グループが主要な従業員を雇用し続ける能力、持続可能な通常配当及び株式買戻しプログラムを通じて計画通りに当期純利益を株主に分配する能力、又は有形自己資本利益率若しくはコスト削減に関するものなど、当グループの他の目標を達成する能力が含まれる。また、当グループは、外部の配当支払及び株式買戻しの資金調達のために、その子会社からの配当、分配その他の支払いに依拠している。当グループが制御不能な要因（本書に記載されている市場及び経済の状況、法律、規則又は規制の変更（BEATに関連して米国内国歳入庁により発表される規制の適用を含む。）、当グループの戦略の実施に係る実行リスク並びにその他の困難及びリスク要因を含むが、これらに限定されない。）により、当該戦略による予想利益の一部又は全部を達成する当グループの能力が制限される可能性がある。子会社からの資本の支払いは、規制、税務その他の制約により制限される可能性がある。当グループがその戦略の一部若しくは全部を成功裏に実施できない場合、又は実施された戦略の構成要素から予想される利益を生み出すことができない場合、当グループの財務業績及び当グループの株価が重大な悪影響を受ける可能性がある。

さらに、当グループの戦略の一環として、当グループの事業の特定分野内での重点の変更が行われている。この変更は、その他の事業分野に不測の負の効果を及ぼす可能性があり、結果として、当グループの事業全体に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループが戦略を実施することにより、特定のリスク（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク及び規制リスクを含むが、これらに限定されない。）に対する当グループのエクスポージャーが増加する可能性がある。当グループはまた、特定の財務目標（例えば有形自己資本利益率に関するもの）の達成を目指しているが、その成功の有無は定かではない。これらの目標を記載された形で又は少しでも達成することができるという保証は

ない。最後に、当グループの事業の組織構造の変更並びに人事及び経営の変更により、当グループの業務に一時的な不安定性がもたらされる可能性がある。

加えて、当グループは、当グループが実施する買収及びその他類似の取引により、一定のリスクに晒されている。当グループは、当グループが買収を予定している会社の記録を検討するが、一般的に、すべての記録を詳細に検討することは不可能である。記録を詳しく検討した場合でも、既存の又は潜在的な問題点が明らかにならない場合があり、その能力と欠陥を完全に評価するに十分なほどには、その事業を熟知できない場合がある。その結果、当グループが想定外の負債（法的及びコンプライアンス問題を含む。）を抱えるか、又は買収した事業が予定通りに成功しない場合がある。また、買収した会社を当グループの組織構造に適合させることが困難であることに加え、とりわけ手続、ビジネス実務及び技術システムの相違等により、買収した事業を当グループの既存事業に効果的に統合できないおそれもある。買収による収益が当該事業の買収のために当グループが負担した費用若しくは負債、又は当該事業を発展させるために必要な資本的支出を賄うことができないリスクに直面している。当グループはまた、買収が不成功に終わることにより、究極的には当グループが結果的に当該取引に関連するのれんの評価減又は評価損を計上せざるを得なくなるリスクにも直面している。当グループは、貸借対照表上、ドナルドソン・ラフキン・アンド・ジェンレット・インクの買収及びその他の取引に関連して多額ののれんを計上し続けており、その結果、追加ののれんの減損費用が生じる可能性がある。

当グループは、新たな合併事業（当グループ内及び社外関係者との間で）及び戦略的提携への参加を試みる可能性もある。当グループは、適切なパートナーの選択に努めるが、当グループの合併事業に係る努力が成功しない場合、また当グループの投資及びその他のコミットメントに見合わない場合がある。

カントリー・リスク及び外国為替リスク

カントリー・リスクは当グループの直面する市場リスク及び信用リスクを増大させる可能性がある

国、地域及び政治に関するリスクは、市場リスク及び信用リスクの構成要素である。金融市場及び経済状況は一般的に、かかるリスクにより重大な影響をこれまで受けてきたうえ、将来においてもその可能性がある。現地市場の混乱、通貨危機、金融統制又はその他の要因により生じるものを含む、特定の国又は地域における経済的又は政治的な圧力は、当該国又は地域における顧客又は取引先が外貨や与信を獲得する能力に悪影響を与える。したがって、当グループに対する当該顧客及び取引先の債務履行能力が悪影響を被り、結果として、当グループの業績にも悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループは、新興市場において重大な損失を被る可能性がある

当グループの戦略の一要素として、新興市場国における当グループのプライベート・バンキング事業を拡大することがある。当グループが当該戦略を実施することにより、これらの国々における経済不安に対する当グループのエクスポージャーは必然的に増加する。当グループはこれらのリスクを監視し、当グループの投資先を分散し、顧客主導型事業を重視している。しかし、新興市場リスクを抑えるための当グループの努力が常に成功するとは限らない。また様々な新興市場国が、激しい経済、金融及び政治の混乱又は過年度と比較した経済成長の減速に直面しており、今後も直面し続ける可能性がある。また、特定の個人及び会社に対して制裁が課されてきており、更なる制裁が課される可能性がある。かかる混乱が及ぼし得る影響には、当グループの事業への悪影響及び金融市場全体におけるボラティリティの上昇が含まれる可能性がある。

為替変動は当グループの業績に悪影響を与える場合がある

当グループは通貨、とりわけ米ドルの為替変動によるリスクにさらされている。特に、当グループの資産及び負債の大部分は、当グループの財務報告の主要通貨であるスイス・フラン以外の通貨建てである。当グループの資本

もスイス・フラン建てであり、当グループは資本基盤について為替変動リスクを完全にヘッジしていない。2019年において、スイス・フランは米ドル及びユーロに対して強かった。

当グループは、収益の多くをその他の通貨建てで取得している一方、当グループの費用の大部分をスイス・フランで負担しているため、当グループの利益は、スイス・フランとその他の主要通貨間の為替レートの変動に敏感である。当グループは、当グループの業績に対する為替レートの変動の影響を相殺することを目的とした多くの措置を実施してきたが、とりわけスイス・フランの上昇及び一般的な為替レートの変動は、近年において当グループの業績及び資本基盤に悪影響を与えており、また、将来においてかかる影響を及ぼす可能性がある。

オペレーショナル・リスク、リスク管理のリスク及び推定リスク

当グループは、サイバーセキュリティその他の情報技術リスクを含む広範囲の様々なオペレーショナル・リスクに直面している

オペレーショナル・リスクとは、不適切若しくは不適当な内部手続、人材又はシステム又は外的要因から生じる財務損失のリスクである。当グループは事業継続計画を有しているが、一般論として、技術リスクを含めて広範囲の様々なオペレーショナル・リスクに直面している。当該リスクには、情報技術、第三者供給業者及び電気通信インフラに対する依存、並びに多くの金融機関と中央代行機関、取引所及び決済機関との間の相互接続性から生じるテクノロジー・リスクが含まれる。国際的な金融サービス会社として、当グループは多様かつ複雑な当グループの財務、会計及びその他のデータ処理システムに大きく依存しており、また、当グループの業務のグローバルな性質により、当グループは追加的なテクノロジー・リスクに直面する可能性がある。当グループの事業は、多様かつ複雑な大量の取引（デリバティブ取引を含む。）を処理する当グループの能力により左右される。これらの取引は、量及び複雑さの両方で拡大している。当グループは、一定の業務について自動制御、ロボティック・プロセッシング、機械学習及び人工知能に依存する可能性があり、この依存が対応する技術の進歩によって将来増大し、当グループが追加のサイバーセキュリティ・リスクにさらされる可能性がある。当グループは、取引の執行、承認、決済の誤りから生じるオペレーショナル・リスク及び適切に記録又は計上されていない取引から生じるオペレーショナル・リスクにさらされている。金融機関のサイバーセキュリティその他の情報技術リスクは、近年大幅に増加しており、当グループは、サイバー攻撃のリスクの増大又は当グループが事業を行う一定の海外の法域におけるデータ及び知的財産の保護の程度の低下に直面する可能性がある。これらの分野に関する規制上の要件は増加しており、また今後さらに増加することが予想されている。

情報セキュリティ、データの機密性及び完全性は、当グループの事業にとって決定的な重要性を有しており、最近では、会社が個人の個人情報を保護する能力に対する規制上の監督がある。当グループのシステム及び情報の機密性、完全性及び可用性を保護するための当グループの広範な安全対策は存在するものの、必ずしも、拡大する脅威の概要を予測し、当グループのシステム及び情報に対するすべてのリスクを軽減することが可能なわけではない。また、当グループは、顧客、ベンダー、サービス提供者、取引先及びその他の第三者のシステム及び情報に対するリスクの影響を受ける可能性がある。また、当グループが新商品若しくは新サービスを導入し、又はプロセスを変更した結果、当グループが十分に認識又は特定できない新たなオペレーショナル・リスクが生まれる可能性がある。

これらの脅威は、人為的ミス、詐欺若しくは悪意に由来するか、又は偶発的な技術的障害に起因する可能性がある。また、当グループ又は当グループの顧客のデータを入手するために、詐欺的な手段により従業員、顧客、第三者又は当グループのシステムのその他の利用者を介して取扱に注意が必要な情報を公開させようと試みられる可能性がある。

当グループ及びその他の金融機関は、サイバー攻撃、情報又はセキュリティの侵害及びその他の形態による攻撃の対象となっている。当グループは、将来においてかかる攻撃の標的であり続けると予想している。サイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害又は技術的障害があった場合、当グループは、運用上の問題、支払システム

の侵入、又はクレディ・スイス、当グループの顧客、ベンダー、サービスプロバイダー、取引先その他の第三者に関連する機密、専有その他の情報の不正な公開、収集、監視、濫用、紛失若しくは破壊を経験する可能性がある。当グループの世界的な事業展開及び当グループが処理する取引量の膨大さ、当グループが取引をしている顧客、パートナー及び取引先の数の多さ、当グループによるデジタル、携帯及びインターネットによるサービスの利用が拡大していること並びにサイバー攻撃の頻度、巧妙さ及び発展性が増していることに鑑みて、長期間にわたり感知されずにサイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害又は技術的障害が発生する可能性がある。また、当グループは、サイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害又は技術的障害の調査はその性質上予測不可能なものであり、また、調査を完了するまでに時間がかかる可能性があるとして予想している。その間、当グループは、損害の程度又は最善な復旧方法を把握できず、また、特定のエラー又は措置が発見及び是正されるまでに繰り返され又は悪化する可能性があり、これらのすべて又はいずれかにより、サイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害又は技術的障害によるコスト及び影響がさらに増大すると考えている。

サイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害、技術的障害、未承認アクセス、データの喪失若しくは破壊、サービス利用の不能、コンピューター・ウイルス又はセキュリティ上悪影響を及ぼす可能性があるその他の事象により、当グループのシステムのいずれかが適切に運営されない場合又はシステム障害が発生した場合、当グループが訴訟を受け、保険の適用外の財務損失を被り、当グループの事業が中断し、顧客に対する債務が発生し、当グループのベンダーとの関係が損なわれ、規制当局の介入を受け、又は当グループに対する評価が低下する可能性がある。また、これらのいずれかの事象により、当グループの保護対策の修正又は脆弱性若しくはその他のエクスポージャーの調査及び修正のために、当グループは、大幅な追加資金の支出が必要になる可能性がある。当グループは、サイバーセキュリティに関する新規でより広範囲な規制上の要件を遵守するためにリソースの拡充を要求される可能性もある。

当グループは、従業員の不正行為により損失を被る場合がある

当グループの事業は、方針又は規則に対する違反、従業員の不正行為又は過失及び詐欺による潜在的なリスクにさらされており、これにより、民事上、規制上若しくは刑事上の捜査及び起訴、規制当局による制裁及び深刻な評価の悪化、又は財務上の損害が生じる可能性がある。近年、多くの多国籍金融機関は、無許可取引を行うトレーダーの行為又はその他の従業員の不正行為等により、重大な損失を被っている。従業員の不正行為を完全に防ぐことはできず、また当グループがこうした行為を防止し、看破するための対策は、必ずしも有効ではない場合がある。

当グループのリスク管理手続及び方針は、必ずしも有効ではない場合がある

当グループは、リスクに対処するためにリスク管理の手続及び方針を整備しているが、こうした手法及び方針は、とりわけ市場が非常に不安定な場合、必ずしも有効ではない場合がある。当グループは、金融市場及び信用市場における変化を反映させるため、（特に、バリュエーション・リスク及び経済資本において）ヒストリカル・データに依拠したリスク管理の手法を改定し続けている。リスク管理の手法が、すべての市場の展開及び事象に対応できるわけではない。また、当グループのリスク管理の手順、ヘッジ戦略及びその背景にある判断は、すべての市場におけるリスクのエクスポージャーや、あらゆる種類のリスクを完全に軽減することはできない。

当グループの実際の業績は、当グループの見積り及び評価とは異なる可能性がある

当グループは、業績に影響を与える見積り及び評価を行う。これらの見積り及び評価は、特定の資産と負債の公正価値の測定、偶発債務引当金、貸倒引当金、訴訟及び規制手続引当金の設定、のれん及び無形資産の減損の会計処理、繰延税金資産の実現能力の評価、株式報酬の評価、当グループのリスク・エクスポージャーのモデル化並び

に年金プランに関する支出及び負債の計算を含む。これらの見積りは、判断と入手可能な情報に基づいている。当グループの実際の業績は、これらの見積りと大きく異なる可能性がある。

当グループの見積り及び評価は、経済状況及び市況、又は取引先が当グループに対する債務を履行する能力や資産価値に影響を与えるようなその他の事象を予測するモデル及びプロセスに基づいている。予想外の市況、非流動性又はボラティリティによって、当グループのモデル及びプロセスによる予測が困難となった場合、当グループが正確な見積り及び評価を行う能力に悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループのオフバランスの事業体に係る会計上の取扱いに変更される可能性がある

当グループは、通常業務において、特別目的事業体（以下、「SPE」という。）との取引を行っている。当グループが事業取引する特定のSPEは、連結されておらず、その資産及び負債は貸借対照表に計上されていない。当グループは、当初又は連結の必要性の再検討を迫られるような一定の事象の発生後のいずれかの場合においても、重大な経営判断を下し、関連する会計上の連結基準を適用しなければならない可能性がある。連結に関する会計基準及びその解釈は、変更されており、今後変更され続ける可能性がある。当グループがあるSPEの連結を義務付けられた場合、当該SPEの資産及び負債は当グループの連結貸借対照表に計上され、当グループは、連結損益計算書上で関連する損益を認識する。その結果、当グループの業績、自己資本比率及びレバレッジ比率が悪影響を被る可能性がある。

法務及び規制に関するリスク

当グループの法的責任のリスクは重大である

当グループはその事業において重大な法的リスクにさらされており、金融機関に対する訴訟、規制上の手続、及びその他の敵対的な手続において請求される賠償額は、当グループが事業を行う主要市場の多くにおいて引き続き増加傾向にある。

当グループ及び当グループの子会社は多くの重要な法的手続、規制当局による措置及びその調査の対象となっており、これらのいずれか又は複数の手続において当グループに不利な結果となった場合、特定の期間の業績によっては、当該期間の当該業績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループの事業に関する多くの法的手続、規制上の手続及びその他の敵対的な手続の結果を予測することは、本質的に困難であり、特に様々なクラスの原告を代表して提起された場合、不特定かつ予測不可能な金額を請求する場合又は新しい種類の請求内容の場合には予測が困難である。経営陣は、これらの事象に関して起こり得る、合理的に見積り可能な損失に対する引当金を計上、増額するか又はこれを取り崩す必要があり、そのすべてが重大な判断を必要とする。

規制の変更が、当グループの事業及び当グループの戦略プランを実施する能力に悪影響を及ぼす可能性がある

当グループは、その事業の多くの分野において、スイス、EU、英国、米国及び当グループが事業を行うその他の法域の政府機関、監督当局及び自主規制機関による広範囲な規制の対象となっている。当グループは、ますます広範かつ複雑になる規制及び規制上の監督並びに可能性のある執行に直面すると予想している。近年では、これらの要件の遵守のための費用並びに規制当局によって金融サービス業界に課される制裁金及び罰金は、著しく増加している。かかる規制の拡大及び執行は、当グループのコスト（コンプライアンス、システム及び業務に係るコストを含むが、これらに限定されない。）を引き続き増加させ、当グループが一定の種類の業務を行う能力に悪影響を及ぼすと予想している。これらの費用の増加及び当グループの事業に対する悪影響は、当グループの収益性及び競争上の地位に悪影響を及ぼす可能性がある。これらの規制は、資本、レバレッジ及び流動性に係る要件の増加又は拡大、経営、訴訟、規制及び類似の事項に関連するリスクに係る追加的な資本サーチャージの実施、顧客保護及び市場行動規制、並びに当グループが運営又は投資を行う事業に対する直接的又は間接的な制限の適用等を通じて

当グループの活動を制限することになる場合が多い。かかる制限は、当グループの事業及び当グループが戦略的イニシアチブを実施する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。当グループが特定の事業を売却するよう要求される場合、当グループは、かかる売却の時間的制約及びその他の金融機関が類似の投資を同時期に処分する可能性があることにより、かかる事業を割引して（場合によっては大幅な割引となる可能性がある。）売却するよう強いられた結果、当グループは損失を被る可能性がある。

2008年以降、規制機関及び政府は、資本、レバレッジ及び流動性に係る要件の拡大、報酬慣行の変更（課税を含む。）並びにシステミック・リスク対策を含む金融サービス業界の改革を重視しており、これには、特定の法人内における特定の活動及び事業の隔離制度（リングフェンス）の導入が含まれる。これらの規制及び要件により、当グループが、特定の子会社における資産を削減すること、又は資本その他の資金の注入若しくはその他の方法で当グループの事業若しくは当グループの子会社及び当グループの構造を変更することを義務付けられる可能性がある。現時点では一部の要件を当グループのすべての競合他社に均一に適用すること、又は法域を問わず一律に実施することが想定されていないため、かかる規制の詳細及び実施状況の相違は、当グループに更なる悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、これらの要件の多くは現在最終化の段階にあるため、その規制の影響が将来さらに増大する可能性があり、その最終的な影響は、現時点では予測不可能である。例えば、バーゼルⅢ改革は、まだ最終化並びに実施及び／又は段階的導入（該当する場合）の段階にある。スイスにおいて実施されるバーゼルⅢにより課される最低自己資本に関連する追加資本要件、レバレッジ比率及び流動性措置は、スイスの法律により課されるより厳しい要件及びFINMAによるその適用、並びに関連する施行令及び当グループの規制機関による措置とあいまって、リスク加重資産を削減し、貸借対照表を縮小する当グループの決定の要因になっているほか、当グループの資本市場の利用可能性に影響を及ぼし、当グループの資金調達コストを増加させる潜在的可能性がある。加えて、米国において現在実施されているドッド・フランク法（「ボルカー・ルール」を含む。）、デリバティブ規制及びその他の規制要件は、当グループの業務の一部に対して新たな規制上の義務を課し、また今後も課し続ける。これらの要件は、一部の事業（多くのプライベート・エクイティ事業を含む。）から撤退するという当グループの決断に寄与し、その他の事業からの撤退につながる可能性がある。最近のCFTC、SEC及びFedの規則及び提案は、米国外でデリバティブ事業を行うことをより困難にさせると同時に、米国人との間の当グループのデリバティブ事業に関連して、証拠金要件、コンプライアンス、情報技術及び関連コストを含む営業コストを大幅に増加させており、又は将来において大幅に増加させる可能性がある。さらに、2014年、Fedは、ドッド・フランク法に基づく最終的な規則を採択し当グループのような外国の銀行組織の米国での業務に対する新たな枠組みを導入した。枠組みの一定の側面は今後も実施される。実施は、当グループにさらなるコストを負担させ、当グループの米国IHCを通じた影響を含め、当グループが米国で事業を行う方法に影響を及ぼし続けることが予測される。また、米国のFATCA等の、現行の及び可能性のある将来の域外適用効果を有するクロス・ボーダーの課税規制、その他の二国間又は多国間の租税条約、並びに租税情報の自動的情報交換に関する協定により、詳細な報告義務が課され、当グループの事業のコンプライアンス及びシステム関連コストが増加した。加えて、2017年12月22日に成立した米国の税制改革は、法人税率の引き下げ及びBEATの導入を含め、米国の税制度に対する重大な変更を導入した。また、CRD V、IFD／IFR、MiFID II及びMiFIR並びにそれらに相当するスイスの規制であるFinSA、その他の改革の実施により、当グループの事業活動に悪影響が及ぶ可能性がある。FinSAが補助又は実施する法令とともにMiFID IIに相当するとみなされるか否かは現在是不確実なままである。したがって、当グループを含むスイスの銀行は、MiFID IIにより規制される一定の事業への参加を制限される可能性がある。最後に、スイス及び米国並びに英国においては2019年1月1日付で発効し、多くのその他の法域においては最終化段階にあるTLAC要件、並びにG-SIB及びその事業会社の内部総損失吸収能力（以下、「iTLAC」という。）に関する新たな要件及び規則は、関連するすべての法域にわたってTLAC要件及びiTLAC要件が実施された場合には、当グループの資金調達コストを増加させ、また、当グループが必要に応じてグローバル・ベースで資本及び流動性を配分する能力を制限する可能性がある。

制裁要件に対する頻繁かつ複雑な変更の監視及び遵守のための当グループの費用は増加しており、当グループが禁止行為を適時に特定できないリスクが増大している。

当グループは、当グループを含む金融サービス業界及びその構成員が、2020年度以降における規制改革の範囲及び内容に関する大きな不確定要素、特に、米国の将来の規制予定案に関する不確実性、並びに英国のEU離脱とヨーロッパ及び米国における国政選挙の結果に伴う規制の変更の可能性による影響を受け続けると予想している。法律、規則若しくは規制の改正、それらの解釈若しくは施行の変更、又は新たな法律、規則若しくは規制の実施は、当グループの業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループが適用規制の遵守につき最善の努力を尽くしても、とりわけ適用規制が不明瞭であったり若しくは法域毎に一致しない内容であったり、規制機関又は国際的な団体、組織若しくは連合が従前の指針に修正を加え、又は裁判所が従前の判決を覆す分野では、数多くのリスクが残る。また、多くの法域の当局は、当グループに対して行政又は訴訟手続を提起する権限を有しており、その結果、当グループが免許の停止処分若しくは取消、停止命令、罰金、民事罰、刑事罰又はその他の懲罰等を受ける可能性があり、それらにより当グループの業績が重大な悪影響を被り、当グループの評価も大きく損なわれる可能性がある。

スイスの破綻処理手続及び破綻処理計画要件が、当グループの株主及び債権者に影響を及ぼす可能性がある

スイスの銀行法に従い、FINMAは、クレディ・スイス銀行及びクレディ・スイス（シュヴァイツ）AGを含むスイスの銀行及びクレディ・スイス・グループAGを含む金融グループのスイスの親会社に関する破綻処理手続において幅広い権限及び裁量を有している。これらの幅広い権限には、クレディ・スイス銀行、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG又はクレディ・スイス・グループAGに関して破綻処理手続を開始し、これに関連して同手続の対象となる法人の発行済株式を消却する権限、かかる法人の債務証書及びその他の債務の一部又は全部を株式に転換し、及び／又はかかる債務証書及びその他債務の一部又は全部を消却する権限、並びにかかる法人が当事者である契約に基づく特定の権利を（最大2営業日の間）停止する権限並びに、クレディ・スイス銀行、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG又はクレディ・スイス・グループAGに関して支払いの延期を含む保全措置を命令する権限及び清算手続を開始する権限が含まれている。当該権限及び裁量の範囲並びに利用される法的メカニズムは、今後の発展及び解釈に左右される。

当グループは、現在、スイス、米国及び英国において破綻処理計画要件の対象であり、その他の法域においても類似の要件に直面する可能性がある。破綻処理計画が関係当局により不適切であると判断された場合、関連規制によって、当局が当該法域内における当グループ業務の範囲又は規模を制限することが認められ、当グループがより多額の自己資本又は流動性を保つことが義務付けられ、破綻処理に関連する障害を除去するために、当グループが資産若しくは子会社を処分し、又は当グループが法人構造若しくは事業を変更するよう義務付けられる可能性がある。

当グループの転換可能資本商品が転換される場合、既存株主の保有持分が希薄化される

スイスの規制資本ルール上、当グループは、多額の偶発資本商品を発行する義務を負うものとされ、そのうち一部は、特定のトリガー事由発生時に普通株式へと転換される。かかるトリガー事由には、当グループのCET1比率が所定の基準（ハイ・トリガー商品の場合、7%）を下回った場合、又は当グループの破産を阻止するために転換が必要である若しくは当グループへの臨時的な公的資金の注入が必要である旨をFINMAが決定した場合が含まれる。2019年12月31日現在、当グループの発行済普通株式数は、2,436.2百万株であった。また、当グループは、元本総額で1.5十億スイス・フラン相当の転換可能な偶発資本商品を発行しており、今後さらに転換可能な偶発資本商品を発行する可能性もある。いずれかのトリガー事由を起因として当グループの転換可能な偶発資本商品の一部又は全部が転換された場合、当グループの既存株主の保有持分は（場合によって大幅に）希薄化される。また、当該転換又はその可能性の予測により当グループの普通株式の時価が下落する可能性がある。

金融政策の変更は、当グループが制御できるものではなく、その予測は困難である

当グループは、スイス、米国及びその他の国の中央銀行及び規制当局が採用する金融政策の影響を受ける。SNB及びその他の中央銀行当局による行為は、当グループの貸付、増資及び投資活動に係る資金コストに直接的な影響を与え、当グループが保有する金融商品の価値並びに金融サービス業界の競争環境及び事業環境もその影響を被る可能性がある。多くの中央銀行（Fedを含む。）は、その金融政策の重大な変更を実施し又はその経営における重大な変更を経験してきており、今後さらなる変更を実施又は経験する可能性がある。当グループが、これらの変更が、当グループ及び当グループの運営に重大な悪影響を及ぼす可能性があるか否かを予測することは不可能である。また、金融政策の変更は、当グループの顧客の信用度にも影響を与える可能性がある。金融政策の変更は、当グループが制御できるものではなく、その予測は困難である。

顧客に対する法律上の規制は、当グループのサービスに対する需要を減少させる場合がある

当グループは、金融サービス会社として当グループに適用される規制だけではなく、当グループの顧客に適用される規制及び施行実務の変更によっても重大な影響を受ける場合がある。当グループの事業は、既存の又は提案されている税法、独占禁止及び競争に関する方針、コーポレート・ガバナンスに関するイニシアチブ、その他の政府の規制及び方針、並びに事業及び金融市場に影響を与える既存の法令の解釈又は施行の変更等により影響を受ける場合がある。例えば、税法の遵守及び施行実務の変更を重視することにより、当グループのプライベート・バンキング事業からのさらなる資産流出につながる可能性がある。

競争

当グループは激しい競争にさらされている

当グループはすべての金融サービス市場、並びに当グループが提供する商品及びサービスについて激しい競争にさらされている。金融危機の影響もあり、合併、買収、提携及び協力による統合が進み、競争圧力が高まっている。競争は、提供する商品及びサービス、価格設定、販売システム、顧客サービス、ブランド認知、認識されている財務力、並びに顧客のニーズに対応するために資本を利用する意思等、様々な要因に基づいている。統合により、当グループと同様に、貸付から預金、証券仲介、インベストメント・バンキング及びアセット・マネジメント・サービスに至る幅広い商品を提供できる企業が多数生まれた。当該企業の中には、当グループよりも幅広い商品を提供できる企業が存在する可能性もあり、また当該商品をより競争力のある価格で販売できる企業も存在し得る。昨今の市況により、多くの金融機関が合併し、その事業範囲を変更し、破産し、政府の支援を受け、又はその規制上の地位を変更したため、金融サービス業界における勢力図に重大な変更が生じ、これにより事業の実施方法も変化することが予想される。さらに、昨今の市況は、商品やサービスに対する顧客の需要にも影響を与えている。金融テクノロジー分野における新たな競合他社の一部は、技術革新又は規制の少ない事業モデルによる混乱の影響を受けやすい当グループの事業の既存セグメントを標的にしようとしている。新たな技術もまた、例えば、eコマース会社又はその他の会社が当グループのものと類似の商品及びサービスをより低価格で又は顧客の便宜の点でより競争力のある方法で提供することを可能とすることにより、当グループが事業を行う市場におけるさらなる競争を招く可能性がある。当グループは、当グループの業績がその悪影響を受けないと保証することができない。

当グループの評判が損なわれることにより、当グループの競争上の地位が低下する場合がある

金融サービス業界におけるグローバリゼーション及び収斂化により競争が激化した環境では、財務力及び健全性に対する評価は、顧客及び従業員を惹きつけ、これを維持する能力を含め、当グループの業績には必要不可欠である。当グループの総合的な手続及び統制により、利益相反に対応すること、従業員の不正行為を防止すること、重大な点で正確かつ完全な財務情報及びその他の情報を作成すること、若しくは不利な訴訟若しくは規制手続を防止

することができない場合、又はこれらが不可能とみなされる場合には、当グループの評価が損なわれる場合がある。

当グループは高度な能力を有する従業員を採用し、これを維持しなければならない

当グループの業績は、高度な能力を有する従業員の資質及び努力に大きく依存している。有能な従業員を獲得するための競争は熾烈である。当グループは従業員の採用、研修及び報酬のために、相当の資源を拠出している。当グループが従事する事業において継続的かつ効率的な競争を行うためには、新たな従業員を惹きつけ、既存の従業員を維持し、当該従業員の意欲を喚起できるか否かが重要となる。金融サービス業界における報酬制度に対する世間一般からの注視及び関連する規制上の変更は、高度な能力を有する従業員を採用し、維持する当グループの能力に悪影響を与える可能性がある。特に、スイスの上場株式会社に関する過剰報酬に対する規則（過剰報酬規則）及び英国のCRD IV（CRD Vにより改訂されている。）を含む、規制イニシアチブにより課された業務執行役員報酬の金額及び形態に関する制限は、当グループの最も高度な能力を有する一定の従業員を維持し、一部の事業において新たに有能な従業員を雇用する当グループの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは新たな取引技術に起因する競争に直面している

当グループの事業は、新たな取引技術に起因する競争に直面している。当該競争には、自動化された電子市場に対する直接的なアクセスを志向する傾向及び自動化が進んだ取引プラットフォームへの移行が含まれる。当該技術及び傾向は、当グループの手数料及びトレーディング収益に悪影響を与える可能性があり、一定の取引の流れから当グループの事業が排除され、取引市場への参加及び市場に関する情報の利用が減少し、結果として、より強力な競合他社が新たに登場する可能性がある。また、当グループは新たな取引システムの開発及び支援のため、又は競争上の地位の維持を目的とした技術への投資を行うために、追加の重大な支出を迫られ、又は今後も迫られる場合がある。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) クレディ・スイスの業績

業績	期中／期末			増減率（％）	
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度 /2018年度	2018年度 /2017年度
損益計算書（百万スイス・フラン）					
純利息収益	7,017	7,009	6,557	0	7
手数料収益	11,158	11,890	11,817	(6)	1
トレーディング収益 ¹	1,739	624	1,317	179	(53)
その他の収益	2,570	1,397	1,209	84	16
純収益	22,484	20,920	20,900	7	0
貸倒引当金繰入額	324	245	210	32	17
報酬費用	10,036	9,620	10,367	4	(7)
一般管理費	6,128	5,798	6,645	6	(13)
支払手数料	1,276	1,259	1,430	1	(12)
リストラクチャリング費用	-	626	455	-	38
その他営業費用合計	7,404	7,683	8,530	(4)	(10)
営業費用合計	17,440	17,303	18,897	1	(8)
法人税等控除前利益	4,720	3,372	1,793	40	88
法人税等費用	1,295	1,361	2,741	(5)	(50)
当期純利益／（損失）	3,425	2,011	(948)	70	-
非支配持分に帰属する当期純利益／（損失）	6	(13)	35	-	-
株主に帰属する当期純利益／（損失）	3,419	2,024	(983)	69	-
損益計算書評価指標（％）					
規制資本利益率	10.5	7.4	3.9	-	-
費用／収入比率	77.6	82.7	90.4	-	-
実効税率	27.4	40.4	152.9	-	-
一株当たり利益（スイス・フラン）					
基本的一株当たり利益／（損失）	1.35	0.79	(0.41)	71	-
希薄化後一株当たり利益／（損失）	1.32	0.77	(0.41)	71	-
株主資本利益率（％）					
株主資本利益率	7.7	4.7	(2.3)	-	-
有形自己資本利益率 ²	8.7	5.4	(2.6)	-	-
一株当たり純資産（スイス・フラン）					
一株当たり純資産	17.91	17.22	16.43	4	5
一株当たり有形純資産 ²	15.88	15.27	14.48	4	5
貸借対照表統計（百万スイス・フラン）					
資産合計	787,295	768,916	796,289	2	(3)
リスク加重資産	290,463	284,582	271,680	2	5
レバレッジ・エクスポージャー	909,994	881,386	916,525	3	(4)
従業員数（フルタイム換算）					
従業員数（人）	47,860	45,680	46,840	5	(2)

(注1) 当グループにおいて、様々な商品の種類にわたる金融商品を利用するセグメント業績として表示される業績区分に該当しない特定の商品ベースの収益を示している。

(注2) 非GAAPの財務指標である有形株主持分に基いており、貸借対照表上に記載された株主持分合計からのれん及びその他の無形資産を控除して計算している。業界アナリスト及び投資家が評価額及び自己資本の妥当性を判断するために使用し依拠している指標であるため、経営陣はこれらの指標が有意義であると考えている。

クレディ・スイスの報告構造

クレディ・スイスの業績には、当グループの報告セグメント及びコーポレート・センターの業績が含まれる。

クレディ・スイス					
スイス・ユニバーサル・バンク部門	インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門	アジア太平洋部門	グローバル・マーケット部門	インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門	コーポレート・センター
プライベート・クライアント	プライベート・バンキング	ウェルス・マネジメント&コネクテッド			
コーポレート&インスティテューショナル・クライアント	アセット・マネジメント	マーケット			

企業報告に関する展開

2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなりました。2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは現在アセット・リゾリューション・ユニットで管理され、コーポレート・センターにおいて個別に開示されている。従来ストラテジック・リゾリューション・ユニットの一部であった、過去の資金調達コスト、過去の訴訟引当金及び重要な経済的持分を持たない非支配持分等の一定の項目はコーポレート・センターに移管されており、アセット・リゾリューション・ユニットにおいては反映されていない。2019年1月1日より前のストラテジック・リゾリューション・ユニットの過去のデータに関して修正再表示は行っていない。

業績の要約

2019年度の業績

クレディ・スイスは、2018年度においては2,024百万スイス・フランの株主に帰属する当期純利益を計上したのに対し、2019年度においては3,419百万スイス・フランの株主に帰属する当期純利益を計上した。クレディ・スイスは、2018年度においては3,372百万スイス・フランの法人税等控除前利益を計上したのに対して、2019年度においては4,720百万スイス・フランの法人税等控除前利益を計上した。2019年度の業績は、純収益が7%増加したこと及び営業費用合計が横ばいであったことを反映したものであった。2019年度における営業費用合計には、主に抵当貸付関連の問題に関連した623百万スイス・フランの訴訟引当金純額が含まれている。2018年度の業績は、626百万スイス・フランのリストラクチャリング費用を計上したことを反映したものであった。

2019年度の業績の詳細

純収益

純収益は、2018年度と比べて7%増の22,484百万スイス・フランであった。これは主に、グローバル・マーケット部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門及びスイス・ユニバーサル・バンク部門における純収益が増加したことが、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門における純収益の減少により一部相殺されたことを反映したものであった。グローバル・マーケット部門における純収益の増加は、債券及び株式の販売及び取引全般の増加によるものであり、グローバル・マーケット部門が諸機関顧客及びウェルス・マネジメント顧客に引き続き注力したため、特にインターナショナル・トレーディング・ソリューションズ（ITS）事業が好調であった。インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門における純収益の増加は、主にその他の収益が増加したことによるものであり、その他の収益には、SIXグループAG（以下、「SIX」という。）に対する持分投資の再評価益（下記参照）、クレディ・スイス・インベストラボAG（以下、「インベストラボ」という。）のファンド・プラットフォームの譲渡関連益（下記参照）及び不動産売却益が含まれている。スイス・ユニバーサル・バンク部門における純収益の増加は、主に、その他の収益が増加したことによるものであり、その他の収益は、SIXに対する持分投資の再評価益、不動産売却益（主に、プライベート・クライアントにおいて反映されている。）及びコーポレート&インスティテューショナル・クライアントにおけるインベスト

ラボのファンド・プラットフォームの譲渡関連益を主に反映したものであった。インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門における純収益の減少は、主に、完了したM&A取引による収益の減少及び市場全体のレバレッジド・ファイナンス取引の減速によるものであった。

2019年度の純収益には、コーポレート・センターにおける431百万スイス・フランのマイナスの純収益が含まれている。また、コーポレート・センターの純収益には、2019年度以降アセット・リゾリューション・ユニットの影響が反映されている。

貸倒引当金繰入額

当グループは、2019年度において324百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上したが、これは主に、スイス・ユニバーサル・バンク部門の110百万スイス・フラン、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門の59百万スイス・フラン、グローバル・マーケット部門の52百万スイス・フラン、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門の49百万スイス・フラン、及びアジア太平洋部門の46百万スイス・フランの引当金を反映したものであった。

営業費用合計

当グループは、2019年度において2018年度から横ばいの17,440百万スイス・フランの営業費用合計を計上した。報酬費用は4%増加したが、これは、主に給与及び変動報酬の増加によるものであった。一般管理費は6%増加したが、この主な要因は、コーポレート・センターにおいて計上した抵当貸付関連の問題に主に関連して訴訟引当金純額が増加し、623百万スイス・フランを計上したこと、IT、機械及び設備の増加、及び不動産処分関連費用が増加したことであった。これらの増加は、2018年度に計上した626百万スイス・フランのリストラクチャリング費用が2019年度は発生しなかったことにより相殺された。

法人税等費用

当グループは、2018年度において1,361百万スイス・フランの法人税等費用を計上したのに対して2019年度は1,295百万スイス・フランの法人税等費用を計上した。クレディ・スイスの実効税率は、2018年度の40.4%に対し、2019年度は27.4%であった。2019年度の実効税率は、主に、各地域の様々な業績による影響、損金不算入の資金調達コスト及び米国税源浸食・租税回避防止税（BEAT）の影響及び繰延税金の年次再評価が、課税所得の減少により一部相殺されたことを反映したものであった。全体として、繰延税金資産純額は、2019年度において、主に、利益及び繰延税金の年次再評価により、629百万スイス・フラン減の3,876百万スイス・フランとなった。

2017年12月に成立した米国の税制改革により、2018年1月1日よりBEAT税制度が導入された。2019年12月2日に米国財務省が発表した最終ルールを受けたBEAT税制度の現状の分析に基づくと、クレディ・スイスは、当グループが2019年度においてはこの制度の対象になる可能性の方が高いと考えているが、一定の解釈上の不確実性が依然として存在する。最終ルールに基づき、2019課税年度に計上されたBEAT繰入は、165百万スイス・フランであった。したがって、BEATは、当グループの2019年の実効税率に約3.5%の影響を与えた。2018課税年度のBEAT繰入は変動が生じていない。

また、米国の税制改革により、支払利息制限条項が適用され、支払利息控除の繰延が発生した。2019年12月31日現在、クレディ・スイスは支払利息に係る繰延資産を使用できない可能性の方が高いと判断したため、支払利息の繰越に関して61百万スイス・フランの繰延税金評価性引当金が計上された。

今後、米国の税制改革による新たな税規制もクレディ・スイスに影響を及ぼす場合がある。

業績の概要

期中／期末	スイス・ユニバーサル・バンク 部門	インターナショナル・ウェルスマネジメント部門	アジア太平洋部門	グローバル・マーケッツ部門	インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門	コーポレート・センター ¹	ストラテジック・リゾリューション・ユニット ¹	クレディ・スイス
2019年度（百万スイス・フラン）								
純収益	6,020	5,887	3,590	5,752	1,666	(431)	-	22,484
貸倒引当金繰入額	110	49	46	52	59	8	-	324
報酬費用	1,926	2,366	1,570	2,472	1,235	467	-	10,036
その他営業費用合計	1,287	1,334	1,072	2,272	534	905	-	7,404
うち一般管理費	1,068	1,110	836	1,758	517	839	-	6,128
営業費用合計	3,213	3,700	2,642	4,744	1,769	1,372	-	17,440
法人税等控除前利益／（損失）	2,697	2,138	902	956	(162)	(1,811)	-	4,720
規制資本利益率	20.7	34.9	16.1	7.4	(4.5)	-	-	10.5
費用／収入比率	53.4	62.9	73.6	82.5	106.2	-	-	77.6
資産合計	232,729	93,059	107,660	214,019	17,819	122,009	-	787,295
のれん	607	1,494	1,476	457	629	0	-	4,663
リスク加重資産	78,342	43,788	36,628	56,777	23,559	51,369	-	290,463
レバレッジ・エクスポージャー	264,987	100,664	115,442	257,407	42,590	128,904	-	909,994
2018年度（百万スイス・フラン）								
純収益	5,564	5,414	3,393	4,980	2,177	100	(708)	20,920
貸倒引当金繰入額	126	35	35	24	24	0	1	245
報酬費用	1,887	2,303	1,503	2,296	1,249	128	254	9,620
その他営業費用合計	1,426	1,371	1,191	2,506	560	211	418	7,683
うち一般管理費	1,097	1,029	887	1,773	467	160	385	5,798
うちリストラクチャリング費用	101	115	61	242	84	2	21	626
営業費用合計	3,313	3,674	2,694	4,802	1,809	339	672	17,303
法人税等控除前利益／（損失）	2,125	1,705	664	154	344	(239)	(1,381)	3,372
規制資本利益率	16.8	30.7	12.0	1.2	10.9	-	-	7.4
費用／収入比率	59.5	67.9	79.4	96.4	83.1	-	-	82.7
資産合計	224,301	91,835	99,809	211,530	16,156	104,411	20,874	768,916
のれん	615	1,544	1,506	463	638	0	0	4,766
リスク加重資産	76,475	40,116	37,156	59,016	24,190	29,703	17,926	284,582
レバレッジ・エクスポージャー	255,480	98,556	106,375	245,664	40,485	105,247	29,579	881,386
2017年度（百万スイス・フラン）								
純収益	5,396	5,111	3,504	5,551	2,139	85	(886)	20,900
貸倒引当金繰入額	75	27	15	31	30	0	32	210
報酬費用	1,957	2,278	1,602	2,532	1,268	398	332	10,367
その他営業費用合計	1,599	1,455	1,158	2,538	472	423	885	8,530
うち一般管理費	1,251	1,141	831	1,839	423	364	796	6,645
うちリストラクチャリング費用	59	70	63	150	42	14	57	455
営業費用合計	3,556	3,733	2,760	5,070	1,740	821	1,217	18,897
法人税等控除前利益／（損失）	1,765	1,351	729	450	369	(736)	(2,135)	1,793
規制資本利益率	13.7	25.8	13.8	3.2	13.7	-	-	3.9
費用／収入比率	65.9	73.0	78.8	91.3	81.3	-	-	90.4
資産合計	228,857	94,753	96,497	242,159	20,803	67,591	45,629	796,289
のれん	610	1,544	1,496	459	633	0	0	4,742
リスク加重資産	65,572	38,256	31,474	58,858	20,058	23,849	33,613	271,680
レバレッジ・エクスポージャー	257,054	99,267	105,585	283,809	43,842	67,034	59,934	916,525

（注1） 2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。
2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは、現在はアセット・リゾリューション・ユニットで管理され、コーポレート・センターにおいて個別に開示されている。

規制資本

2019年度末現在、クレディ・スイスの国際決済銀行（以下、「BIS」という。）CET1比率は12.7%、リスク加重資産は290.5十億スイス・フランであった。

事業活動別業績

期中	2019年度							中核事業業績
	スイス・ユニバーサル・バンク 部門	インターナショナル・ウェルスマネジメント部門	アジア太平洋部門	グローバル・マーケッツ部門	インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門	コーポレート・センター ¹		

プライベート・バンキング関連（百万スイス・フラン）							
純収益	3,270	4,268	1,797	-	-	-	9,335
うち純利息収益	1,684	1,509	671	-	-	-	3,864
うち経常収益	826	1,213	418	-	-	-	2,457
うちトランザクション・ベース	392	1,174	608	-	-	-	2,174
貸倒引当金繰入額	46	48	2	-	-	-	96
営業費用合計	1,849	2,555	1,082	-	-	-	5,486
法人税等控除前利益	1,375	1,665	713	-	-	-	3,753
コーポレート&インスティテュショナル・バンキング関連（百万スイス・フラン）							
純収益	2,750	-	-	-	-	-	2,750
うち純利息収益	1,200	-	-	-	-	-	1,200
うち経常収益	663	-	-	-	-	-	663
うちトランザクション・ベース	688	-	-	-	-	-	688
貸倒引当金繰入額	64	-	-	-	-	-	64
営業費用合計	1,364	-	-	-	-	-	1,364
法人税等控除前利益	1,322	-	-	-	-	-	1,322
インベストメント・バンキング関連（百万スイス・フラン）							
純収益	-	-	1,793	5,752	1,666	-	9,211
うち債券の販売及び取引	-	-	271	3,493	-	-	3,764
うち株式の販売及び取引	-	-	828	1,855	-	-	2,683
うち引受及びアドバイザリー	-	-	694 ²	764	1,763	-	3,221
貸倒引当金繰入額	-	-	44	52	59	-	155
営業費用合計	-	-	1,560	4,744	1,769	-	8,073
法人税等控除前利益／（損失）	-	-	189	956	(162)	-	983
アセット・マネジメント関連（百万スイス・フラン）							
純収益	-	1,619	-	-	-	-	1,619
貸倒引当金繰入額	-	1	-	-	-	-	1
営業費用合計	-	1,145	-	-	-	-	1,145
法人税等控除前利益	-	473	-	-	-	-	473
コーポレート・センター関連（百万スイス・フラン）							
純収益	-	-	-	-	-	(431)	(431)
貸倒引当金繰入額	-	-	-	-	-	8	8
営業費用合計	-	-	-	-	-	1,372	1,372
法人税等控除前損失	-	-	-	-	-	(1,811)	(1,811)
合計（百万スイス・フラン）							
純収益	6,020	5,887	3,590	5,752	1,666	(431)	22,484
貸倒引当金繰入額	110	49	46	52	59	8	324
営業費用合計	3,213	3,700	2,642	4,744	1,769	1,372	17,440
法人税等控除前利益／（損失）	2,697	2,138	902	956	(162)	(1,811)	4,720

スイス・ユニバーサル・バンク部門におけるトランザクション・ベースの収益の一部並びにアジア太平洋部門及びグローバル・マーケッツ部門における債券及び株式の販売及び取引収益の一部は、当グループのグローバル・アドバイザリー及び引受事業に関連している。更なる情報については、下記「(2) 部門別の業績－(E) インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門－グローバル・アドバイザリー及び引受収益」参照。

(注1) 2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは、現在はアセット・リゾリューション・ユニットで管理され、コーポレート・センターにおいて個別に開示されている。

(注2) 当グループのグローバル・アドバイザリー及び引受収益に含まれていないアジア太平洋部門の融資事業からの収益の一部を反映している。

従業員及びその他の人員

2019年度において、人員配置構成の見直しの一環として、当グループは、主にストラテジック・リゾリューション・ユニットの清算及び各部門によるコーポレート機能サービスの利用度の変化に関連してコーポレート機能サービスの部門ごとの配分の見直しを行った。過年度の人員配置の数値は再表示されていない。

2019年12月31日現在、当グループの従業員は世界全体で47,860名であった。このうち16,140名がスイス国内、31,720名が海外で勤務する者であった。

従業員数は、2018年度末から2,180名増加した。この増加は、主に、グローバル・マーケッツ部門、アジア太平洋部門、スイス・ユニバーサル・バンク部門及びインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門における増加が、コーポレート・センターにおける減少によって一部相殺された結果であった。外注された職務、請負業者及びコンサルタントの数は、2018年度と比較して490名減少した。

従業員及びその他の人員

期末	2019年度	2018年度
従業員		
スイス・ユニバーサル・バンク部門	12,350	11,950
インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門	10,490	10,210
アジア太平洋部門	7,980	7,440
グローバル・マーケット部門	12,610	11,350
インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門	3,090	3,100
ストラテジック・リゾリューション・ユニット	-	1,320
コーポレート・センター	1,340	310
従業員合計	47,860	45,680
うちスイス	16,140	15,840
うちその他全地域	31,720	29,840
その他の人員		
外注された職務、請負業者及びコンサルタント	13,320	13,810
従業員及びその他の人員合計	61,180	59,490

フルタイム換算ベース

その他の情報**表示形式**

当グループの事業を運営する際、収益は合計金額で評価されており、これにはトレーディングにおける損益の評価並びに資金調達及びヘッジのポジションによる関連利息収益及び費用が含まれている。このため、特定の個別の収益区分が単独では業績を表さない場合がある。現在の表示と一致させるため、過年度に対しては一定の組替えが行われている。

会計に関する動向

業務の通常の過程において、当グループは、貸借関係、コミットメント及び信用状による信用リスク、並びにデリバティブ、為替及びその他の取引に係るカウンターパーティ・リスクに晒されている。2016年6月、米国財務会計基準審議会（FASB）は、ASC Topic 326「金融商品-信用損失」を策定した会計基準アップデート（以下、「ASU」という。）第2016-13号「金融商品に関する信用損失の測定」（ASU 2016-13）を公表した。ASU 2016-13は、過去の実績、現在の状況、合理的かつ裏付け可能な予想に基づいて、（期限前弁済を考慮に入れて）残存する契約期間中の報告日現在保有される金融資産に関する予想信用損失の全額を測定することを求めている。当グループは、2020年1月1日にASU 2016-13及びその後の改訂を適用し、修正遡及適用アプローチを適用してその信用損失の見積りに将来予想に関する情報及びマクロ経済的要因を組み込む予定である。結果として利益剰余金に0.2十億スイス・フラン（税引後）の減少が発生したが、規制資本に対する重大な影響はなかった。

COVID-19の拡散は、少なくとも2020年上半期において、世界経済に重大な影響を与えると予測されており、信用損失の見積り、トレーディング収益、純利息収益及び潜在的なのれんの評価を含む当グループの財務実績に影響を及ぼし得る。

規制資本利益率

クレディ・スイスは、株主持分合計及び有形株主持分（非GAAPの財務指標であり、有形純資産としても知られている。）に対する会社全体の利益率を測定している。さらに、規制当局により設定された所定の最低要件により決定される、資本利用に関する会社及び部門の効率性も測定している。この規制資本は、リスク加重資産の10%及びレバレッジ・エクスポージャーの3.5%の最低値として算出される。非GAAPの財務指標である規制資本利益率は、税引後利益／（損失）を使用して計算され、税率を30%とし、平均リスク加重資産の10%及び平均レバレッジ・エクスポージャーの3.5%の最低値に基づき資本が割り当てられるものとしている。これらの割合は、2019年に完全実施されたバーゼルIII CET1資本及びレバレッジ比率に関するスイスの規制上の最低要件を反映

するための計算に利用されている。グローバル・マーケット部門及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門については、規制資本利益率は米ドル建ての数値に基づいている。調整後規制資本利益率は、規制資本利益率を算出するのに用いられる測定手法と同一の手法を適用して、調整後業績に基づき算出されている。

2019年度 期末／期中(十億スイス・フラン)			
株主持分			43.6
自己資本利益率	7.2%		
有形株主持分		38.7	4.9
有形自己資本利益率	8.7%		
規制資本		31.9	6.8
規制資本利益率	10.5%		

資本分配案

2020年3月25日、当グループは、2020年開催の年次株主総会の招集通知を公表し、同招集通知には、2019年度に関して一株当たり0.2776スイス・フランの現金配当を行う旨の取締役会の提案が含まれていた。

COVID-19のパンデミックを考慮し、また、FINMAからの要請に応じて、取締役会は、2020年開催の年次株主総会において株主に対して配当に関する修正議案を提出することを2020年4月9日に発表した。取締役会は、1株当たり0.2776スイス・フランの配当総額の代わりに、1株当たり0.1388スイス・フランの現金分配を提案したが、かかる分配の50%は、資本拠出準備金を原資とし、スイス源泉所得税の課税対象外であり、個人投資を目的として株式を保有するスイス個人居住者に対する所得税も課されない。残りの50%は利益剰余金を原資とし、35%のスイスの源泉徴収税が控除される。2020年4月30日、2020年の年次株主総会で、株主は当該提案を承認した。

2020年秋に、取締役会は、1株当たり0.1388スイス・フランの第2回現金分配を提案する意向であり、これは、市場及び経済の状況次第であるが、その時点の臨時株主総会で株主の承認を得るために提出されることになる。

取締役会は、当グループの財務の健全性が株主に対する当初の配当提案を引き続き下支えするものであったとの見解を維持しているが、このFINMAの要請への対応は、当グループの同業他社が行った同様の決定に沿ったものであり、COVID-19のパンデミックがもたらした課題に直面した場合に資本を維持するための賢明かつ理性的な措置であり、今年後半にこの危機がもたらす経済的影響の範囲に関して充実した評価することが可能になると考えている。この評価に続く確認及びその後の株主の承認を条件に、2020年の配当総額は、少なくとも年率5%の増配の意向に沿ったものとなる。

表示通貨

2019年2月、2018年度第4四半期の業績発表の一環として、当グループは、報告通貨をスイス・フランから米ドルに変更することを検討していると公表した。この潜在的な変更に対する検討が完了したことを受けて、取締役会は、当グループが引き続きスイス・フランで財務業績を報告することを決定したと2019年10月に公表した。

同様に2019年10月に公表した通り、取締役会は、可能な限り、資本利用に関連するリスクが発生した主要通貨と整合させることが望ましいと結論づけ、よって、当グループのオペレーショナル・リスクに関連するリスク加重資産の計算は、スイス・フランではなく米ドルによるべきと決定した。この変更は、スイス金融市場監督庁により承認されて2019年度第4四半期に実施され、米ドルにヘッジされる当グループのCET1資本の割合を増加させた。当グループの資本利用をそのリスクの基礎を成す通貨とより良く整合させることに加えて、この変更は、2019年度における当グループの純利息収益に61百万スイス・フランの増加をもたらした。

クレディ・スイス・インベストラボ

2019年9月、当グループは、2019年6月に公表した譲渡の初回のクロージングを完了し、これにより当グループのオープン・アーキテクチャの投資ファンド・プラットフォームであるインベストラボとオールファンズ・グループを統合させた。この取引には、インベストラボの法人及び関連する従業員並びにサービス契約の譲渡が含まれていた。2019年度の純収益にはこの初回のクロージングによる利益である327百万スイス・フランが含まれており、スイス・ユニバーサル・バンク部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門及びアジア太平洋部門において反映されている。その後の関連する販売契約の譲渡は、2020年度第1四半期に完了する予定である。

SIXグループAGに対する持分投資

2019年12月、当グループは、当グループが保有するSIXグループAGの株式の会計処理の見直しを完了し、この持分投資に関して米国において一般に公正妥当と認められている会計原則（以下、「米国GAAP」という。）に基づく公正価値会計を選択した。その結果、498百万スイス・フランの税引前利益が発生し、そのうち306百万スイス・フラン及び192百万スイス・フランは、過去の慣行に従い、それぞれスイス・ユニバーサル・バンク部門及びインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門の業績において認識された。

銀行間取引金利の変更

世界の金融市場における主要な構造変化が、銀行間取引金利（以下、「IBOR」という。）指標に関して進行中である。2021年末までに一定のIBOR指標から代替となる参照金利（以下、「ARR」という。）への変更を求める国際的な規制当局による重大な圧力が存在している。移行には重大なリスクが存在し、財務、法律、業務及びコンダクト・リスク、並びに顧客又は市場の準備不足による予期しないタイミングでの移行リスクなどが挙げられる。しかしながら、当グループは、商品のイノベーション及び開発、事業成長・戦略、並びに顧客との対話及びエンゲージメントの分野において、移行に関連して一定の好機も存在すると考えている。

各法域の公的部門及び民間の代表者から構成される金融業界の団体（スイス・フラン基準金利に関する全国ワーキング・グループ、米国代替基準金利委員会、ユーロ・リスク・フリー・レート・ワーキング・グループを含む。）は、推奨代替ベンチマークを特定し、移行のための日程を設定し、業界参加者がフィードバックを行い、ベストプラクティスを議論するためのフォーラムを創設した。さらに、国際スワップデリバティブ協会（ISDA）、ローン市場協会（LMA）、ローンシンジケーション・取引協会（LSTA）などの業界団体は、新商品が新たなARRベンチマークを組み入れ、参照することを可能にするために契約基準の定義に着手した。

クレディ・スイスは、ARRへの移行を必要とするIBOR指数に連動する、相当水準の負債及び資産を事業全般で保有している。2021年より後も継続する契約に係るエクスポージャーの大半については、当グループは、市場参加者主導のプロトコルに基づく整然とした移行が行われると予想している。しかしながら、一定の顧客については、特に業界全体のプロトコル又は同様の仕組みが存在しない場合には、契約の移行がより複雑になり、関連する事業はより大きなリスクにさらされることになる。これを受けて、当グループは、移行準備を全社的に調整するために、業務執行役員会レベルで最高財務責任者及び最高リスク管理責任者が共同で主催するIBOR移行プログラムを立ち上げた。当グループの移行アプローチは、5つの主要分野に区分されている。

- ・商品開発・業界へのエンゲージメント
- ・リスク管理・軽減
- ・業務上の準備状況・耐性
- ・法的な契約アセスメント・文言修正
- ・戦略的移行計画・コミュニケーション

当グループは、この移行をサポートするために、引き続き顧客及びその他市場関係者と提携している。事業部門は、移行に備えて詳細な商品・顧客ロードマップを作成中であり、クレディ・スイスは、個別の従業員研修プログラムのほか、IBORベンチマークの置換がもたらすさまざまな課題及び好機に関するその他の社内外の情報源を展開している。また、米国代替基準金利委員会が選定した米ドル・ロンドン銀行間取引金利の代替レートである担保付翌日物調達金利（SOFR）に連動した債券の発行や、スイス翌日物平均金利（SARON）に基づく金利のリセットなど、移行に向けた取り組みも行っている。また、当グループは、主要通貨における推奨代替参照金利に連動した金利デリバティブの取引にも積極的に関与している。

英国のEU離脱

英国は、EUとの離脱条件に係る広範な交渉を経て、2020年1月31日をもってEU加盟国ではなくなった。EU離脱協定の条件に基づき、英国は、移行期間中は引き続きEU法に拘束されるが、この期間が終了する2020年12月31日までに新たな取決めの詳細について合意することが困難となる可能性がある。

当グループの英国の投資銀行事業法人であるクレディ・スイス・インターナショナル及びクレディ・スイス・セキュリティーズ・ヨーロッパ・リミテッドは、ロンドン事業及びEU全域の多数の様々な支店を通して、顧客に包括的なインベストメント・バンキング業務を提供しており、英国の離脱後、一定の例外はあるものの、EU域内の顧客及びEU域内での事業をEU域内の事業体に移管する必要がある。EU域内の顧客に継続的なサービスを提供し、EU市場にアクセスするために、当グループは、既存の法人ネットワークを活用するとともに、必要に応じて、スペイン拠点のグループ法人であるクレディ・スイス・セキュリティーズ・ソシエダ・デ・バローレスS.A.、及びドイツ拠点のグループ法人であるクレディ・スイス（ドイツ）AGに対するEU域内の顧客及びEU域内のブローカー・ディーラー事業の移管を進めている。また、当グループは、必要に応じて、クレディ・スイス（ドイツ）AGに対するEU域内の顧客向け融資事業の移管を進めている。英国法人のEU域内の支店における事業は、クレディ・スイス・セキュリティーズ・ソシエダ・デ・バローレスS.A.の新設支店に移管された。

当グループの英国のウェルス・マネジメント事業法人であるクレディ・スイス（UK）リミテッドは、ロンドン事業を通じて顧客に包括的なウェルス・マネジメント業務を提供しており、英国の離脱に伴い、EU域内の顧客に対する当該業務の提供を停止する必要がある。当該顧客に対して継続的なサービスを提供するために、当グループは、必要に応じて、EU域内のウェルス・マネジメント事業法人のネットワーク内に存在するその他の既存の事業法人に対する当該業務の移管を進めている。

移行期間が潜在的に破壊的な終焉を迎えるリスクが存在する。当グループは、EU域内の事業体における業務上の準備体制を確保し、移行期間が終了するまで2020年を通じて、影響を受ける業務の移管及び顧客の移行活動を完了することに注力している。

報酬費用

1年の報酬費用は、業績の強さ及び幅広さ並びに職員の水準を反映し、給与、福利厚生及び過年度の賞与の株式その他の繰延報酬の償却等の固定要素、並びに裁量による変動要素を含んでいる。変動要素は当期の業績連動変動報酬を反映する。株式その他の報奨を通じて繰り延べた当期の業績連動報酬の一部は、翌年度以降に費用計上され、また、受給権の権利確定その他の条件に服する。

当グループの株主持分は、株式報酬の影響を反映している。株式報酬費用（通常は、付与時点の公正価値に基づいている。）は株主持分を減少させるが、株式の交付義務を認識することにより、それに相当する金額の株式持分が増加する。株式報奨の付与及び確定、並びに承認された条件付資本による株式の発行を通じて行われるこれらの報奨の決済は、通常、株主持分に影響を与えない。当グループは、株式報酬の交付義務を履行するために、条件付資本により株式を発行することができる。クレディ・スイスが従業員に対する義務を履行するため、市場において株式を購入する場合、購入された自己株式により、取得価額分の持分が減少する。

割当と資金調達

収益の配分

各商品に関する責任は特定のセグメントに割り当てられ、当該セグメントがすべての関連する収益及び費用を計上する。他のセグメントに代わって収益を獲得し、又はサービスを提供したセグメントが受領する対価は、収益の分配及びサービスレベルに関する取り決めにに基づき決定される。これらの取り決めは該当するセグメントによって商品ごとに定期的に協議される。収益の配分及びサービスレベルに関する取り決めの目的は、関係を有しない第三者との取引の価格決定構造を反映することにある。

費用の割当

コーポレート・サービス及びビジネス・サポート（財務、業務、人事、法務、コンプライアンス、リスク管理及びITにおけるものを含む。）は、コーポレート機能によって提供され、関連する費用はそれぞれの要件とその他の該当する基準に基づき各セグメント及びコーポレート・センターに割り当てられる。

資金調達

当グループが資金調達活動を統括している。資金調達及び資本を目的とした新規の証券発行は主に当行が行う。

公正価値測定

公正価値は、金融商品の会計処理を当グループの経営方法に整合させる際の、金融商品の適切な測定法となり得る。適用される会計指針において定義される公正価値ヒエラルキーのレベルは、経済的リスクの計測ではなく、むしろ価格又は評価のインプットの可観測性を示すものである。

当グループが保有する大半の金融商品の公正価値は、活発に取引が行われている市場における市場価格（レベル1）又は観測可能なインプット（レベル2）に基づいている。このような金融商品には、政府及び政府機関発行の有価証券、一部の短期借入金、大半の投資適格社債、一部のハイイールド債、証券取引所及び一部のOTCデリバティブ金融商品並びにほぼすべての上場持分証券を含む。

さらに当グループは、市場価格が入手できず、かつ観測可能なインプットがほとんど又は全くない金融商品（レベル3）を保有している。このような金融商品の公正価値を決定する際には、流動性、価格設定上の前提条件、現在の経済及び競争環境並びに特定の商品に影響を及ぼすリスクに応じて、主観的な評価及び判断が必要とされる。このような状況において、市場参加者が資産又は負債の価格設定において用いるであろう前提条件（リスクに関する前提条件を含む。）に関する経営陣独自の判断に基づき評価が決定される。このような金融商品は、金利、外国為替、株式及びクレジット・デリバティブを含む一部のOTCデリバティブ、一部のコーポレート・エクイティ連動証券、抵当貸付関連証券、プライベート・エクイティ投資、レバレッジド・ファイナンスを含む特定の貸出金及び信用商品、一部のシンジケート・ローン及び一部のハイイールド債を含んでいる。

市場価格を測定できず、かつ観測可能なインプットがほとんど又は全くない金融商品（レベル3）の評価には複数のモデルが利用された。当該モデルは、グループ内で作成され、現在の市況に対する適切性を確実にするため、フロント・オフィスから独立した機関によって検討される。当該モデルでは、流動性、集中度、価格設定上の前提条件及び特定の商品に影響を及ぼすリスクに応じて、主観的な評価及び多様なレベルの判断が必要とされる。当該モデルでは、これらの商品の価値を算出する際に、観測可能及び観測不能なパラメーター（当該商品に関連する指標を含む。）が考慮される。当該指標を考慮することは、市場活動が活発ではない時期においては、より重要となる。

2019年度末現在、当グループの資産合計及び負債合計のそれぞれ39%と25%が公正価値によって測定された。

当グループのレベル3の資産の大半は、当グループのインベストメント・バンキング事業で計上されている。2019年度末現在、レベル3商品として計上されている資産合計の公正価値は、0.1十億スイス・フラン減少し、16.2十億スイス・フランとなったが、これは、主に貸出金及びトレーディング資産における差金決済、並びに主にトレーディング資産からの振替が、主に貸出金及び売却目的貸出金への振替により一部相殺されたことを主に反映したものであった。この減少は、主にトレーディング資産に係る実現／未実現利益、純額により一部相殺された。

2019年度末現在、かかる資産は、資産合計の2%及び公正価値によって測定された資産合計の5%を占めたが、2018年度末現在それぞれ2%及び6%であった。

評価の不確実性の幅は、全体としては、当グループの財政状態に重大な影響を与えるものではないと考えるが、特定の期間における業績を一因として、かかる特定の期間の当グループの業績に重大な影響を与える可能性がある。

調整後業績の差異調整

本書において言及されている調整後業績は、当グループが報告した業績に含まれる一定の項目を除外した非GAAPの財務指標である。当グループの戦略実施中は、基礎となる事業業績によって進捗を測定することが重要である。調整後業績は、当グループの基礎的な業績を表すものと経営陣が考えていない項目を除外して、当グループ及び部門の業績を長期にわたり一貫して評価するための営業成績を有意義に表示するものであると経営陣は考えている。以下は、最も直接的に比較可能な米国GAAP財務指標に対する調整後業績の差異調整である。当グループは、2015年に概略を示した3ヶ年リストラクチャリング計画を2018年度末に完了させた。2018年度より後に開始した退職金支払金又は不動産契約の終了に伴う費用等、計上したその後の費用は、当グループが報告した業績において通常の報酬その他の費用として計上され、今後は調整後業績から除外されない。

調整後業績の差異調整

期中	スイス・ユニバーサル・バンク部門	インターナショナル・ウェルスマネジメント部門	アジア太平洋部門	グローバル・マーケッツ部門	インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門	コーポレート・セクター ¹	ストラテジック・リゾリューション・ユニット ¹	クレディ・スイス
2019年度（百万スイス・フラン）								
純収益	6,020	5,887	3,590	5,752	1,666	(431)	-	22,484
不動産（利益）／損失	(223)	(45)	0	(7)	0	24	-	(251)
事業売却（利益）／損失	0	0	0	0	0	2	-	2
調整後純収益	5,797	5,842	3,590	5,745	1,666	(405)	-	22,235
貸倒引当金繰入額	110	49	46	52	59	8	-	324
営業費用合計	3,213	3,700	2,642	4,744	1,769	1,372	-	17,440
主要な訴訟引当金	(3)	30	0	0	0	(416)	-	(389)
不動産処分関連費用	(12)	(21)	0	(45)	(30)	0	-	(108)
調整後営業費用合計	3,198	3,709	2,642	4,699	1,739	956	-	16,943
法人税等控除前利益／（損失）	2,697	2,138	902	956	(162)	(1,811)	-	4,720
調整合計	(208)	(54)	0	38	30	442	-	248
調整後法人税等控除前利益／（損失）	2,489	2,084	902	994	(132)	(1,369)	-	4,968
調整後規制資本利益率（%）	19.1	34.0	16.1	7.7	(3.6)	-	-	11.0
2018年度（百万スイス・フラン）								
純収益	5,564	5,414	3,393	4,980	2,177	100	(708)	20,920
不動産利益	(21)	(2)	0	0	0	(4)	(1)	(28)
事業売却（利益）／損失	(37)	(55)	0	0	0	21	0	(71)
調整後純収益	5,506	5,357	3,393	4,980	2,177	117	(709)	20,821
貸倒引当金繰入額	126	35	35	24	24	0	1	245
営業費用合計	3,313	3,674	2,694	4,802	1,809	339	672	17,303
リストラクチャリング費用	(101)	(115)	(61)	(242)	(84)	(2)	(21)	(626)
主要な訴訟引当金	(37)	0	(79)	(10)	(1)	0	(117)	(244)
事業売却関連費用	0	(47)	0	0	0	0	(4)	(51)
調整後営業費用合計	3,175	3,512	2,554	4,550	1,724	337	530	16,382
法人税等控除前利益／（損失）	2,125	1,705	664	154	344	(239)	(1,381)	3,372

調整合計	80	105	140	252	85	19	141	822
調整後法人税等控除前利益／（損失）	2,205	1,810	804	406	429	(220)	(1,240)	4,194
調整後規制資本利益率（％）	17.4	32.6	14.5	3.1	13.6	-	-	9.2
2017年度（百万スイス・フラン）								
純収益	5,396	5,111	3,504	5,551	2,139	85	(886)	20,900
事業売却（利益）／損失	0	28	0	0	0	23	(38)	13
調整後純収益	5,396	5,139	3,504	5,551	2,139	108	(924)	20,913
貸倒引当金繰入額	75	27	15	31	30	0	32	210
営業費用合計	3,556	3,733	2,760	5,070	1,740	821	1,217	18,897
リストラクチャリング費用	(59)	(70)	(63)	(150)	(42)	(14)	(57)	(455)
主要な訴訟引当金	(49)	(48)	0	0	0	(127)	(269)	(493)
事業売却関連費用	0	0	0	(8)	0	0	0	(8)
調整後営業費用合計	3,448	3,615	2,697	4,912	1,698	680	891	17,941
法人税等控除前利益／（損失）	1,765	1,351	729	450	369	(736)	(2,135)	1,793
調整合計	108	146	63	158	42	164	288	969
調整後法人税等控除前利益／（損失）	1,873	1,497	792	608	411	(572)	(1,847)	2,762
調整後規制資本利益率（％）	14.6	28.6	15.0	4.3	15.2	-	-	6.0

（注1） 2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。
2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは、現在はアセット・リゾリューション・ユニットで管理され、コーポレート・センターにおいて個別に開示されている。

当グループと当行の違い

当行の事業は当グループの事業と実質的に同一であり、当行の事業のほぼすべてがスイス・ユニバーサル・バンク部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門、アジア太平洋部門、グローバル・マーケット部門、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門及びストラテジック・リゾリューション・ユニット（2018年12月31日まで）のセグメントを通じて行われている。株式報奨に関するヘッジ取引等、当グループのコーポレート・センターの一部の活動は、当行には適用されない。一部のその他の資産、負債及び業績（主に、クレディ・スイス・サービスズAG（当グループのスイスのサービス会社）とその子会社に関するもの）は当グループのセグメントの活動の一部として管理されている。しかし、それらは当グループによって法的に所有されており、当行の連結財務書類には含まれていない。

連結損益計算書の比較

期中	当グループ			当行		
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度	2018年度	2017年度
損益計算書（百万スイス・フラン）						
純収益	22,484	20,920	20,900	22,686	20,820	20,965
貸倒引当金繰入額	324	245	210	324	245	210
営業費用合計	17,440	17,303	18,897	17,969	17,719	19,202
法人税等控除前利益	4,720	3,372	1,793	4,393	2,856	1,553
法人税等費用	1,295	1,361	2,741	1,298	1,134	2,781
当期純利益／（損失）	3,425	2,011	(948)	3,095	1,722	(1,228)
非支配持分に帰属する当期純利益／（損失）	6	(13)	35	14	(7)	27
株主に帰属する当期純利益／（損失）	3,419	2,024	(983)	3,081	1,729	(1,255)

連結貸借対照表の比較

期末	当グループ		当行	
	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度
貸借対照表統計（百万スイス・フラン）				
資産合計		787,295		768,916
負債合計		743,581		724,897
				790,459
				772,069
				743,696
				726,075

当行から当グループに対する配当

事業年度	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度
配当 (百万スイス・フラン)					
配当	10 ¹	10	10	10	10

(注1) 当行の株式資本合計は、全額支払済みであり、2019年12月31日現在、4,399,680,200株の記名式株式から構成されている。配当は、スイス法及び当行の定款に基づき決定される。当行の取締役会が年次株主総会において提案した。

資本及び負債

期末	当グループ		当行	
	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度
資本及び負債 (百万スイス・フラン)				
銀行からの預り金	16,744	15,220	16,742	15,220
顧客の預金	383,783	363,925	384,950	365,263
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券 及び貸付有価証券	27,533	24,623	27,641	24,623
長期債務	152,005	154,308	151,000	153,433
その他の負債	163,516	166,821	163,363	167,536
負債合計	743,581	724,897	743,696	726,075
持分合計	43,714	44,019	46,763	45,994
資本及び負債合計	787,295	768,916	790,459	772,069

BIS資本指標

期末	当グループ		当行	
	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度
資本及びリスク加重資産 (百万スイス・フラン)				
CET1資本	36,774	35,824	41,933	38,915
ティア1資本	49,791	46,040	54,024	48,231
適格資本合計	53,038	50,239	57,271	52,431
リスク加重資産	290,463	284,582	290,843	286,081
自己資本比率 (%)				
CET1比率	12.7	12.6	14.4	13.6
ティア1比率	17.1	16.2	18.6	16.9
総自己資本比率	18.3	17.7	19.7	18.3

(2) 部門別の業績

(A) スイス・ユニバーサル・バンク部門

業績の要約

2019年度の業績

2019年度の法人税等控除前利益は、2018年度から27%増の2,697百万スイス・フランであった。純収益は、2018年度から8%増の6,020百万スイス・フランであった。これは、主にその他の収益の増加によるものであった。その他の収益の増加は、主に、SIXに対する持分投資の再評価益 (306百万スイス・フラン)、主にプライベート・クライアントで反映された不動産売却益 (223百万スイス・フラン)、及びコーポレート&インスティテューショナル・クライアントにおけるインストラボのファンド・プラットフォームの譲渡関連益 (98百万スイス・フラン) を反映したものであった。2018年度は、ユーロクリアに対する投資の売却益 (37百万スイス・フラン) 及び不動産売却益 (21百万スイス・フラン) を反映していた。純利息収益の微減は、トレジャリー事業の収益の減少、及び預金金利の利ざやが減少した一方で平均預金高が横ばいであったことが、貸付金利の利ざやが横ばいであった一方で平均貸付高が微増であったことにより一部相殺されたことを反映したものであった。経常手数料収益の減少は、主に、証券口座及びカストディ・サービス手数料の微減、貸付業務の手数料の微減、並びにウェルス・ストラクチャリング・ソリューション手数料の減少によるものであった。トランザクション・ベースの収益は横ばいであったが、外国為替顧客取引の手数料の減少及びスイス国内のインベストメント・バンキング事業からの収益の減少が、資本参加収益の増加及びITSからの収益の増加により相殺されたことによるもので

あった。2019年度の貸倒引当金繰入額は、170.8十億スイス・フランの純貸出金ポートフォリオにおいて110百万スイス・フランであった。営業費用合計は、微減の3,213百万スイス・フランであったが、これは、2018年度にリストラクチャリング費用を計上したこと、及び主に訴訟引当金の減少を反映して一般管理費が減少したことが、主に年金費用の増加により報酬費用が微増したことにより一部相殺されたことを主に反映したものであった。

当部門の業績

	期中／期末			増減率 (%)	
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度 /2018年度	2018年度 /2017年度
損益計算書 (百万スイス・フラン)					
純収益	6,020	5,564	5,396	8	3
貸倒引当金繰入額	110	126	75	(13)	68
報酬費用	1,926	1,887	1,957	2	(4)
一般管理費	1,068	1,097	1,251	(3)	(12)
支払手数料	219	228	289	(4)	(21)
リストラクチャリング費用	-	101	59	-	71
その他営業費用合計	1,287	1,426	1,599	(10)	(11)
営業費用合計	3,213	3,313	3,556	(3)	(7)
法人税等控除前利益	2,697	2,125	1,765	27	20
損益計算書評価指標 (%)					
規制資本利益率	20.7	16.8	13.7	-	-
費用／収入比率	53.4	59.5	65.9	-	-
従業員及びリレーションシップ・マネージャー数					
従業員数 (フルタイム換算) (人)	12,350	11,950	12,600	3	(5)
リレーションシップ・マネージャー数 (人)	1,790	1,780	1,840	1	(3)

当部門の業績 (続き)

	期中／期末			増減率 (%)	
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度 /2018年度	2018年度 /2017年度
純収益 (百万スイス・フラン)					
プライベート・クライアント	3,270	2,989	2,897	9	3
コーポレート&インスティテューショナル・クライアント	2,750	2,575	2,499	7	3
純収益	6,020	5,564	5,396	8	3
純収益の詳細 (百万スイス・フラン)					
純利息収益	2,884	2,946	2,896	(2)	2
経常手数料収益	1,489	1,515	1,446	(2)	5
トランザクション・ベースの収益	1,080	1,096	1,107	(1)	(1)
その他の収益	567	7	(53)	-	-
純収益	6,020	5,564	5,396	8	3
貸倒引当金繰入額 (百万スイス・フラン)					
新規引当金	173	201	158	(14)	27
引当金の戻入	(63)	(75)	(83)	(16)	(10)
貸倒引当金繰入額	110	126	75	(13)	68
貸借対照表統計 (百万スイス・フラン)					
資産合計	232,729	224,301	228,857	4	(2)
貸出金、純額	170,772	168,393	165,041	1	2
うちプライベート・クライアント	116,158	113,403	111,222	2	2
リスク加重資産	78,342	76,475	65,572	2	17
レバレッジ・エクスポージャー	264,987	255,480	257,054	4	(1)

純利息収益は、安定した預金による資金調達の中長期のスプレッド・クレジット及びローンの中長期のスプレッド・チャージを含む。経常手数料収益には、投資商品運用手数料、投資運用一任契約手数料及びその他の資産運用関連手数料、一般銀行商品及びサービスの手数料並びにウェルス・ストラクチャリング・ソリューションによる収益が含まれる。トランザク

ション・ベースの収益は主に仲介手数料、外国為替顧客取引による手数料、取引及び販売収益、資本参加収益並びにその他のトランザクション・ベースの収益から生じる。その他の収益には、合成証券化貸出金ポートフォリオにおける公正価値の損益並びにその他の損益が含まれる。

資本及びレバレッジ指標

2019年度末現在、当部門は、2018年度末に比べ1.9十億スイス・フラン増の78.3十億スイス・フランのリスク加重資産を計上した。この増加は、主に、スイスのモーゲージ乗数の段階的導入を主に反映した外部のモデル及びパラメーターの更新、並びにリスク水準の変動が、外貨換算の影響により一部相殺されたことによるものであった。レバレッジ・エクスポージャーは、2018年度末に比べて9.5十億スイス・フラン増の265.0十億スイス・フランであったが、これは、適格流動性資産（以下、「HQLA」という。）の増加及び事業成長によるものであった。

調整後業績の差異調整

期中	プライベート・クライアント			コーポレート&インスティテューショナル・クライアント			スイス・ユニバーサル・バンク部門		
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度	2018年度	2017年度
調整後業績（百万スイス・フラン）									
純収益	3,270	2,989	2,897	2,750	2,575	2,499	6,020	5,564	5,396
不動産利益	(221)	(21)	0	(2)	0	0	(223)	(21)	0
事業売却利益	0	(19)	0	0	(18)	0	0	(37)	0
調整後純収益	3,049	2,949	2,897	2,748	2,557	2,499	5,797	5,506	5,396
貸倒引当金繰入額	46	30	42	64	96	33	110	126	75
営業費用合計	1,849	1,899	2,054	1,364	1,414	1,502	3,213	3,313	3,556
リストラクチャリング費用	-	(66)	(53)	-	(35)	(6)	-	(101)	(59)
主要な訴訟引当金	0	0	(6)	(3)	(37)	(43)	(3)	(37)	(49)
不動産処分関連費用	(8)	-	-	(4)	-	-	(12)	-	-
調整後営業費用合計	1,841	1,833	1,995	1,357	1,342	1,453	3,198	3,175	3,448
法人税等控除前利益	1,375	1,060	801	1,322	1,065	964	2,697	2,125	1,765
調整合計	(213)	26	59	5	54	49	(208)	80	108
調整後法人税等控除前利益	1,162	1,086	860	1,327	1,119	1,013	2,489	2,205	1,873
調整後規制資本利益率（％）	-	-	-	-	-	-	19.1	17.4	14.6

調整後業績は、非GAAPの財務指標である。詳細については、上記「(1) クレディ・スイスの業績－調整後業績の差異調整」参照。

プライベート・クライアント

2019年度の業績の詳細

法人税等控除前利益は、純収益の増加及び営業費用合計の微減により、2018年度に比べ30%増の1,375百万スイス・フランであった。

純収益

2019年度において、純収益は9%増の3,270百万スイス・フランであった。これは、主にその他の収益の増加を反映したものであった。その他の収益の増加は、不動産売却益（221百万スイス・フラン）及びSIXに対する持分投資の再評価益（149百万スイス・フラン）によるものであった。純利息収益は、微減の1,684百万スイス・フランであった。これは、預金金利の利ざやが減少する一方で平均預金高が微増であったこと、及びトレジャリー事業の収益が減少したことが、貸付金利の利ざやが横ばいであった一方で平均貸付高が微増であったことにより一部相殺されたことを反映していた。経常手数料収益は、横ばいの826百万スイス・フランであった。これは、ウェルス・ストラクチャリング・ソリューションの収益の減少が、貸付業務の手数料の増加、投資アドバイザー手数料の微増及び投資商品運用手数料の微増により相殺されたことによるものであった。トランザクション・ベースの収益は、横ばいの392百万スイス・フランであった。これは、外国為替顧客取引の手数料の減少が、資本参加収益の増加により相殺されたことによるものであった。

貸倒引当金繰入額

プライベート・クライアントの貸出金ポートフォリオは、大部分はスイスの住宅用抵当貸付及び証券を担保とするローン、またこれより程度は少ないが、消費者金融ローンによって構成されている。

プライベート・クライアントは、2018年度が30百万スイス・フランであったのに対し、2019年度は46百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上した。この引当金は、主に当部門の消費者金融事業に関連するものであった。

営業費用合計

営業費用合計は、2018年度に比べ微減の1,849百万スイス・フランであった。これは、2018年度にリストラクチャリング費用を計上したことが、報酬費用の微増により一部相殺されたことを主に反映したものであった。一般管理費は、横ばいの661百万スイス・フランであった。これは、主に、専門家費用の減少が、賃料の増加により相殺されたことによるものであった。報酬費用は、微増の1,085百万スイス・フランであった。これは、主に年金費用の増加によるものであった。

マージン

2019年度の当部門の**グロス・マージン**は、2018年度に比べ10ベース・ポイント増の154ベース・ポイントであった。これは、主に、不動産売却益及びSIXに対する持分投資の再評価益が、平均運用資産の微増により一部相殺されたことによるものであった。

2019年度の当部門の**ネット・マージン**は、2018年度に比べ14ベース・ポイント増の65ベース・ポイントであった。これは、純収益の増加及び営業費用合計の微減が、平均運用資産の微増により一部相殺されたことを主に反映したものであった。

業績—プライベート・クライアント

	期中／期末			増減率 (%)	
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度 /2018年度	2018年度 /2017年度
損益計算書 (百万スイス・フラン)					
純収益	3,270	2,989	2,897	9	3
貸倒引当金繰入額	46	30	42	53	(29)
報酬費用	1,085	1,066	1,088	2	(2)
一般管理費	661	663	772	0	(14)
支払手数料	103	104	141	(1)	(26)
リストラクチャリング費用	-	66	53	-	25
その他営業費用合計	764	833	966	(8)	(14)
営業費用合計	1,849	1,899	2,054	(3)	(8)
法人税等控除前利益	1,375	1,060	801	30	32
損益計算書評価指標 (%)					
費用／収入比率	56.5	63.5	70.9	-	-
純収益の詳細 (百万スイス・フラン)					
純利息収益	1,684	1,717	1,670	(2)	3
経常手数料収益	826	835	812	(1)	3
トランザクション・ベースの収益	392	397	413	(1)	(4)
その他の収益	368	40	2	-	-
純収益	3,270	2,989	2,897	9	3
運用資産のマージン (bp)					
グロス・マージン ¹	154	144	143	-	-
ネット・マージン ²	65	51	40	-	-
リレーションシップ・マネージャー数					
リレーションシップ・マネージャー数 (人)	1,280	1,260	1,300	2	(3)

- (注1) 純収益を平均運用資産で除したものである。
(注2) 法人税等控除前利益を平均運用資産で除したものである。

運用資産

2019年度末現在の運用資産は、2018年度末に比べて19.6十億スイス・フラン増の217.6十億スイス・フランであった。これは、主に、有利な市場の変動及び新規純資産によるものであった。新規純資産は3.4十億スイス・フランであったが、すべての事業からの受託が好調であったことを反映したものであった。

運用資産－プライベート・クライアント	期中／期末			増減率（％）	
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度 /2018年度	2018年度 /2017年度
運用資産（十億スイス・フラン）					
運用資産	217.6	198.0	208.3	9.9	(4.9)
平均運用資産	212.8	207.7	202.2	2.5	2.7
通貨別運用資産（十億スイス・フラン）					
米ドル	36.0	28.9	30.5	24.6	(5.2)
ユーロ	20.2	20.1	22.9	0.5	(12.2)
スイス・フラン	151.9	140.0	145.0	8.5	(3.4)
その他	9.5	9.0	9.9	5.6	(9.1)
運用資産	217.6	198.0	208.3	9.9	(4.9)
運用資産の増加（十億スイス・フラン）					
新規純資産	3.4	3.0	4.7	-	-
その他の影響	16.2	(13.3)	11.4	-	-
うち市場の変動	18.7	(10.6)	12.4	-	-
うち外国為替	(1.5)	(0.8)	0.8	-	-
うちその他	(1.0)	(1.9)	(1.8)	-	-
運用資産の増加	19.6	(10.3)	16.1	-	-
運用資産の増加（％）					
新規純資産	1.7	1.4	2.4	-	-
その他の影響	8.2	(6.3)	6.0	-	-
運用資産の増加	9.9	(4.9)	8.4	-	-

コーポレート&インスティテューショナル・クライアント

2019年度の業績の詳細

法人税等控除前利益は、2018年度に比べ24%増の1,322百万スイス・フランであった。これは、純収益の増加、営業費用合計の減少及び貸倒引当金繰入額の減少を反映したものであった。

純収益

純収益は、2018年度に比べて7%増の2,750百万スイス・フランであった。これは、SIXに対する持分投資の再評価益（157百万スイス・フラン）及びインベストラボのファンド・プラットフォームの譲渡関連益（98百万スイス・フラン）によるものであり、いずれもその他の収益に反映されている。純利息収益は、微減の1,200百万スイス・フランであった。これは、トレジャリー事業の収益の減少が、貸付金利の利ざやが横ばいであった一方で平均貸付高が微増であったことにより一部相殺されたことを主に反映したものであった。経常手数料収益は、微減の663百万スイス・フランであった。これは、貸付業務の手数料の微減によるものであった。トランザクション・ベースの収益は、微減の688百万スイス・フランであった。これは、主に、顧客取引の減少及びスイス国内のインベストメント・バンキング事業からの収益の減少が、資本参加収益の増加及びITSからの収益の増加により一部相殺されたことによるものであった。

貸倒引当金繰入額

コーポレート&インスティテューショナル・クライアントの貸出金ポートフォリオは集中度が比較的低く、主に不動産、証券及びその他の金融担保によって担保されている。

コーポレート&インスティテューショナル・クライアントは、2018年度に96百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上したのに対し、2019年度は64百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上した。この減少は、新規引当金の減少及び貸倒引当金繰入額の戻入の増加を反映したものであった。

営業費用合計

営業費用合計は、2018年度に比べ4%減の1,364百万スイス・フランであった。これは、主に、リストラクチャリング費用を2018年度に計上したこと及び一般管理費の減少が、報酬費用の微増により一部相殺されたことを反映したものであった。一般管理費は、6%減の407百万スイス・フランであった。これは、主に、訴訟引当金の減少によるものであった。報酬費用は微増の841百万スイス・フランであった。これは、年金費用の増加及び過年度に付与された繰延報酬費用の増加によるものであった。

業績－コーポレート&インスティテューショナル・クライアント

	期中／期末			増減率 (%)	
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度 /2018年度	2018年度 /2017年度
損益計算書 (百万スイス・フラン)					
純収益	2,750	2,575	2,499	7	3
貸倒引当金繰入額	64	96	33	(33)	191
報酬費用	841	821	869	2	(6)
一般管理費	407	434	479	(6)	(9)
支払手数料	116	124	148	(6)	(16)
リストラクチャリング費用	-	35	6	-	483
その他営業費用合計	523	593	633	(12)	(6)
営業費用合計	1,364	1,414	1,502	(4)	(6)
法人税等控除前利益	1,322	1,065	964	24	10
損益計算書評価指標 (%)					
費用／収入比率	49.6	54.9	60.1	-	-
純収益の詳細 (百万スイス・フラン)					
純利息収益	1,200	1,229	1,226	(2)	0
経常手数料収益	663	680	634	(3)	7
トランザクション・ベースの収益	688	699	694	(2)	1
その他の収益	199	(33)	(55)	-	(40)
純収益	2,750	2,575	2,499	7	3
リレーションシップ・マネージャー数					
リレーションシップ・マネージャー数 (人)	510	520	540	(2)	(4)

運用資産

2019年度末現在の運用資産は、2018年度末に比べ87.7十億スイス・フラン増の436.4十億スイス・フランであった。これは、主に新規純資産及び有利な市場の変動によるものであった。新規純資産は45.3十億スイス・フランで、年金事業からの流入が好調であったことを反映したものであった。

(B) インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門

業績の要約

2019年度の業績

2019年度の法人税等控除前利益は、2018年度に比べ25%増の2,138百万スイス・フランであった。純収益は、主にその他の収益の増加により、2018年度に比べ9%増の5,887百万スイス・フランであった。その他の収益に

は、SIXに対する持分投資の再評価益（192百万スイス・フラン）、インベストラボのファンド・プラットフォームの譲渡関連益（131百万スイス・フラン）及び不動産売却益（45百万スイス・フラン）が含まれる。2018年度のその他の収益は、プライベート・バンキングにおけるユーロクリアに対する投資の売却益（37百万スイス・フラン）を反映したものであった。トランザクション及びパフォーマンス・ベースの収益の増加は、純利息収益の減少により一部相殺された。トランザクション及びパフォーマンス・ベースの収益の増加は、主に、アセット・マネジメントにおける、プライベート・エクイティ投資に関する外部運用会社に対する残存経済的持分の売却益、顧客取引の増加及びプライベート・バンキングにおけるパフォーマンス手数料の増加を反映したものであった。純利息収益の減少は、主にトレジャリー事業の収益の減少によるものであった。経常手数料収益は横ばいで、これは、資産運用手数料の増加が投資運用一任契約手数料の減少により相殺されたことによるものであった。貸倒引当金繰入額は、53.8十億スイス・フランの純貸出金ポートフォリオにおいて、49百万スイス・フランであった。営業費用合計は2018年度に比べ横ばいの3,700百万スイス・フランであったが、主に、一般管理費の増加及び報酬費用の微増が、2018年度にリストラクチャリング費用を計上したことにより相殺されたことによるものであった。

当部門の業績

	期中／期末			増減率（％）	
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度 /2018年度	2018年度 /2017年度
損益計算書（百万スイス・フラン）					
純収益	5,887	5,414	5,111	9	6
貸倒引当金繰入額	49	35	27	40	30
報酬費用	2,366	2,303	2,278	3	1
一般管理費	1,110	1,029	1,141	8	(10)
支払手数料	224	227	244	(1)	(7)
リストラクチャリング費用	-	115	70	-	64
その他営業費用合計	1,334	1,371	1,455	(3)	(6)
営業費用合計	3,700	3,674	3,733	1	(2)
法人税等控除前利益	2,138	1,705	1,351	25	26
損益計算書評価指標（％）					
規制資本利益率	34.9	30.7	25.8	-	-
費用／収入比率	62.9	67.9	73.0	-	-
従業員数（フルタイム換算）					
従業員数（人）	10,490	10,210	10,250	3	0

当部門の業績（続き）

	期中／期末			増減率（％）	
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度 /2018年度	2018年度 /2017年度
純収益（百万スイス・フラン）					
プライベート・バンキング	4,268	3,890	3,603	10	8
アセット・マネジメント	1,619	1,524	1,508	6	1
純収益	5,887	5,414	5,111	9	6
純収益の詳細（百万スイス・フラン）					
純利息収益	1,509	1,568	1,449	(4)	8
経常手数料収益	2,239	2,233	2,135	0	5
トランザクション及びパフォーマンス・ベースの収益	1,789	1,630	1,616	10	1
その他の収益	350	(17)	(89)	-	(81)
純収益	5,887	5,414	5,111	9	6
貸倒引当金繰入額（百万スイス・フラン）					
新規引当金	62	56	49	11	14
引当金の戻入	(13)	(21)	(22)	(38)	(5)
貸倒引当金繰入額	49	35	27	40	30

貸借対照表統計（百万スイス・フラン）					
資産合計	93,059	91,835	94,753	1	(3)
貸出金、純額	53,794	51,695	50,474	4	2
うちプライベート・バンキング	53,771	51,684	50,429	4	2
リスク加重資産	43,788	40,116	38,256	9	5
レバレッジ・エクスポージャー	100,664	98,556	99,267	2	(1)

資本及びレバレッジ指標

2019年度末現在、当部門は、配分表の更新によるオペレーショナル・リスクの拡大を主に反映した内部モデルとパラメーターの更新、船舶金融格付モデルに関する強制的なバッファーを主に反映した外部のモデル及びパラメーターの更新、並びにリスク水準の変動により、2018年度末に比べ3.7十億スイス・フラン増の43.8十億スイス・フランのリスク加重資産を計上した。この増加は、外貨換算の影響により一部相殺された。レバレッジ・エクスポージャーは、主に事業成長により、2018年度末に比べ微増の100.7十億スイス・フランであった。

調整後業績の差異調整

期中	プライベート・バンキング			アセット・マネジメント			インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門		
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度	2018年度	2017年度
調整後業績（百万スイス・フラン）									
純収益	4,268	3,890	3,603	1,619	1,524	1,508	5,887	5,414	5,111
不動産利益	(45)	(2)	0	0	0	0	(45)	(2)	0
事業売却（利益）／損失	0	(37)	0	0	(18)	28	0	(55)	28
調整後純収益	4,223	3,851	3,603	1,619	1,506	1,536	5,842	5,357	5,139
貸倒引当金繰入額	48	35	27	1	0	0	49	35	27
営業費用合計	2,555	2,522	2,552	1,145	1,152	1,181	3,700	3,674	3,733
リストラクチャリング費用	-	(89)	(44)	-	(26)	(26)	-	(115)	(70)
主要な訴訟引当金	30	0	(48)	0	0	0	30	0	(48)
不動産処分関連費用	(17)	-	-	(4)	-	-	(21)	-	-
事業売却関連費用	0	0	0	0	(47)	0	0	(47)	0
調整後営業費用合計	2,568	2,433	2,460	1,141	1,079	1,155	3,709	3,512	3,615
法人税等控除前利益	1,665	1,333	1,024	473	372	327	2,138	1,705	1,351
調整合計	(58)	50	92	4	55	54	(54)	105	146
調整後法人税等控除前利益	1,607	1,383	1,116	477	427	381	2,084	1,810	1,497
調整後規制資本利益率（％）	-	-	-	-	-	-	34.0	32.6	28.6

調整後業績は、非GAAPの財務指標である。詳細については、上記「(1) クレディ・スイスの業績－調整後業績の差異調整」参照。

プライベート・バンキング

2019年度の業績の詳細

法人税等控除前利益は、2018年度に比べ25%増の1,665百万スイス・フランであった。これは、主に純収益の増加を反映したものであった。

純収益

純収益は、主にその他の収益の増加により、2018年度に比べ10%増の4,268百万スイス・フランであった。その他の収益には、SIXに対する持分投資の再評価益（192百万スイス・フラン）、インベストラボのファンド・プラットフォームの譲渡関連益（131百万スイス・フラン）及び不動産売却益（45百万スイス・フラン）が含まれる。2018年度のその他の収益は、ユーロクリアに対する投資の売却益（37百万スイス・フラン）を反映したものであった。トランザクション及びパフォーマンス・ベースの収益は、11%増の1,174百万スイス・フランであった。これは、主に、顧客取引の増加、パフォーマンス手数料の増加及び統合ソリューションに関連した法人向けアドバイザー手数料の増加によるものであった。純利息収益は、4%減の1,509百万スイス・フランであった。これは、主にトレジャリー事業の収益の減少を反映したものであった。経常手数料収益は、横ばいの1,213

百万スイス・フランであった。これは、投資運用一任契約手数料の減少が、銀行サービス手数料の増加及び投資アドバイザー手数料の増加により相殺されたことを主に反映していた。

貸倒引当金繰入額

プライベート・バンキングの貸出金ポートフォリオは、主に上場証券を担保とする証券担保貸付、船舶金融及び不動産抵当貸付から主に構成されている。

プライベート・バンキングは、2018年度が35百万スイス・フランであったのに対し、様々な個別案件が要因となり、2019年度は48百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上した。

営業費用合計

営業費用合計は、2018年度に比べ横ばいの2,555百万スイス・フランであった。これは、報酬費用の増加及び一般管理費の増加が、2018年度リストラクチャリング費用を計上したことにより相殺されたことによるものであった。報酬費用は5%増の1,682百万スイス・フランであった。これは、主に、過年度に付与された繰延報酬費用の増加、給与費用の増加、並びに社会保障費用及び年金費用の増加を反映したものであった。一般管理費は、6%増の721百万スイス・フランであった。これは、主に、割り当てられたコーポレート機能費用の増加によるものであった。

マージン

2019年度の当部門の**グロス・マージン**は、2018年度に比べ11ベシス・ポイント増の117ベシス・ポイントであった。これは、SIXに対する持分投資の再評価益、インベストラボのファンド・プラットフォームの譲渡関連益、並びにトランザクション及びパフォーマンス・ベースの収益が増加したのに対して、平均運用資産が横ばいであったことを主に反映したものであった。

2019年度の当部門の**ネット・マージン**は、2018年度に比べ10ベシス・ポイント増の46ベシス・ポイントであった。これは、純収益が増加したのに対して平均運用資産が横ばいであったことを主に反映したものであった。

業績—プライベート・バンキング

	期中／期末			増減率 (%)	
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度 /2018年度	2018年度 /2017年度
損益計算書 (百万スイス・フラン)					
純収益	4,268	3,890	3,603	10	8
貸倒引当金繰入額	48	35	27	37	30
報酬費用	1,682	1,599	1,540	5	4
一般管理費	721	680	782	6	(13)
支払手数料	152	154	186	(1)	(17)
リストラクチャリング費用	-	89	44	-	102
その他営業費用合計	873	923	1,012	(5)	(9)
営業費用合計	2,555	2,522	2,552	1	(1)
法人税等控除前利益	1,665	1,333	1,024	25	30
損益計算書評価指標 (%)					
費用／収入比率	59.9	64.8	70.8	-	-
純収益の詳細 (百万スイス・フラン)					
純利息収益	1,509	1,568	1,449	(4)	8
経常手数料収益	1,213	1,227	1,200	(1)	2
トランザクション及びパフォーマンス・ベースの収益	1,174	1,054	953	11	11
その他の収益	372	41	1	-	-
純収益	4,268	3,890	3,603	10	8

運用資産のマージン (bp)					
グロス・マージン ¹	117	106	105	-	-
ネット・マージン ²	46	36	30	-	-
リレーションシップ・マネージャー数					
リレーションシップ・マネージャー数 (人)	1,150	1,110	1,130	4	(2)

純利息収益は、安定した預金による資金調達の中長期のスプレッド・クレジット及びローンの中長期のスプレッド・チャージを含む。経常手数料収益には、投資商品運用手数料、投資運用一任契約手数料及びその他の資産運用関連手数料、一般銀行商品及びサービスの手数料並びにウェルス・ストラクチャリング・ソリューションによる収益が含まれる。トランザクション及びパフォーマンス・ベースの収益は主に仲介手数料及び商品発行手数料、外国為替顧客取引による手数料、取引及び販売収益、資本参加収益並びにその他のトランザクション及びパフォーマンス・ベースの収益から生じる。

(注1) 純収益を平均運用資産で除したものである。

(注2) 法人税等控除前利益を平均運用資産で除したものである。

運用資産

2019年度末現在の運用資産は、2018年度末に比べ12.5十億スイス・フラン増の370.0十億スイス・フランであった。これは、有利な市場の変動及び新規純資産が構造上の影響及び不利な外国為替関連の変動により一部相殺されたことを反映したものであった。新規純資産は11.0十億スイス・フランで、新興国市場からの流入を主に反映していた。

運用資産－プライベート・バンキング	期中／期末			増減率 (%)	
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度 /2018年度	2018年度 /2017年度
運用資産 (十億スイス・フラン)					
運用資産	370.0	357.5	366.9	3.5	(2.6)
平均運用資産	364.5	368.1	343.9	(1.0)	7.0
通貨別運用資産 (十億スイス・フラン)					
米ドル	179.2	170.3	162.9	5.2	4.5
ユーロ	101.4	106.7	114.1	(5.0)	(6.5)
スイス・フラン	18.7	17.5	23.0	6.9	(23.9)
その他	70.7	63.0	66.9	12.2	(5.8)
運用資産	370.0	357.5	366.9	3.5	(2.6)
運用資産の増加 (十億スイス・フラン)					
新規純資産	11.0	14.2	15.6	-	-
その他の影響	1.5	(23.6)	28.1	-	-
うち市場の変動	31.1	(12.0)	24.3	-	-
うち外国為替	(8.2)	(7.8)	1.0	-	-
うちその他	(21.4)	(3.8)	2.8	-	-
運用資産の増加	12.5	(9.4)	43.7	-	-
運用資産の増加 (%)					
新規純資産	3.1	3.9	4.8	-	-
その他の影響	0.4	(6.5)	8.7	-	-
運用資産の増加	3.5	(2.6)	13.5	-	-

アセット・マネジメント

2019年度の業績の詳細

法人税等控除前利益は、主に純収益の増加により、2018年度に比べ27%増の473百万スイス・フランであった。

2018年度第4四半期中に、当グループは、当部門の証券化商品ファンドに関係するスピンオフを伴う事業売却を完了した。その一方で、当グループは、新たな管理会社及びファンドに対する経済的持分を維持している。2019年度第1四半期以降、この持分による収益は、従来報告していた運用報酬並びにパフォーマンス及び販売収

益ではなく、投資及びパートナーシップ利益として認識されている。過年度の数値は、現在の表示と一致するよう組み替えられた。

純収益

純収益は、2018年度に比べて6%増の1,619百万スイス・フランであった。これは、パフォーマンス及び販売収益の大幅増及び運用報酬の微増が、投資及びパートナーシップ利益の減少により一部相殺されたことによるものであった。パフォーマンス及び販売収益は、大幅増の237百万スイス・フランであった。これは、販売手数料の増加、パフォーマンス手数料の増加（1ファンドに対するプライベート・エクイティ投資の売却を含む。）、及び2018年度に投資関連損失を計上したのに対して2019年度に投資関連利益を計上したことを反映していた。運用報酬は、平均運用資産の増加を主に反映して微増の1,112百万スイス・フランであった。投資及びパートナーシップ利益は、14%減の270百万スイス・フランであった。これは、主に、2018年度は事業売却の収益を含んでいたこと、及びシングル・マネジャーのヘッジファンド1社からの収益の減少があったことが、プライベート・エクイティ投資に関する外部運用会社に対する残存経済的持分の売却益、及び当部門のシステムティック・マーケット・メーカー事業による収益の増加により一部相殺されたことによるものであった。

営業費用合計

営業費用合計は、2018年度に比べ横ばいの1,145百万スイス・フランであった。これは、2018年度にリストラクチャリング費用を計上したこと及び報酬費用の微減が、一般管理費の増加により相殺されたことを反映したものであった。報酬費用は、微減の684百万スイス・フランであった。これは、2018年度の事業売却に主に関連した、給与費用の減少及び過年度に付与された繰延報酬費用の減少を主に反映したものであった。一般管理費は、11%増の389百万スイス・フランであった。これは、専門家費用の増加及び割り当てられたコーポレート機能費用の増加を主に反映したものであった。

業績－アセット・マネジメント

	期中			増減率 (%)	
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度 /2018年度	2018年度 /2017年度
損益計算書 (百万スイス・フラン)					
純収益	1,619	1,524	1,508	6	1
貸倒引当金繰入額	1	0	0	-	-
報酬費用	684	704	738	(3)	(5)
一般管理費	389	349	359	11	(3)
支払手数料	72	73	58	(1)	26
リストラクチャリング費用	-	26	26	-	-
その他営業費用合計	461	448	443	3	1
営業費用合計	1,145	1,152	1,181	(1)	(2)
法人税等控除前利益	473	372	327	27	14
損益計算書評価指標 (%)					
費用／収入比率	70.7	75.6	78.3	-	-
純収益の詳細 (百万スイス・フラン)					
運用報酬	1,112	1,076	981	3	10
パフォーマンス及び販売収益	237	133	252	78	(47)
投資及びパートナーシップ利益	270	315	275	(14)	15
純収益	1,619	1,524	1,508	6	1
うち経常手数料収益	1,026	1,006	935	2	8
うちトランザクション及びパフォーマンス・ベ ースの収益	615	576	663	7	(13)
うちその他の収益	(22)	(58)	(90)	(62)	(36)

運用報酬には、運用資産報酬、資産管理収益並びに運用ファンドに対する投資の取得及び処分に関連する取引手数料が含まれる。パフォーマンス収益は、運用ファンドの業績又は利益に関連するものであり、自己資金ファンドによる投資関連損益

が含まれている。販売収益は、当部門の第三者プライベート・エクイティ資金創出業務及びセカンダリー・プライベート・エクイティ・マーケット・アドバイザー・サービスから生じるものである。投資及びパートナーシップ利益には、シード資本の利益及び第三者のアセット・マネージャーに対する少額投資からの資本参加収益、戦略的パートナーシップ及び販売契約からの利益、並びにその他の収益が含まれる。

運用資産

2019年度末現在の運用資産は、2018年度末に比べて49.2十億スイス・フラン増の437.9十億スイス・フランであった。これは、有利な市場の変動及び新規純資産を主に反映したものであった。新規純資産は21.5十億スイス・フランで、伝統的投資及びオルタナティブ投資からの流入を主に反映していた。

運用資産－アセット・マネジメント	期中／期末			増減率（％）	
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度	2018年度
				/2018年度	/2017年度
運用資産（十億スイス・フラン）					
伝統的投資	262.8	218.9	217.6	20.1	0.6
オルタナティブ投資	130.6	124.6	121.5	4.8	2.6
投資及びパートナーシップ	44.5	45.2	46.5	(1.5)	(2.8)
運用資産	437.9	388.7	385.6	12.7	0.8
平均運用資産	416.3	397.8	368.4	4.7	8.0
通貨別運用資産（十億スイス・フラン）					
米ドル	119.8	107.2	100.1	11.8	7.1
ユーロ	54.8	49.0	48.2	11.8	1.7
スイス・フラン	215.3	184.9	182.6	16.4	1.3
その他	48.0	47.6	54.7	0.8	(13.0)
運用資産	437.9	388.7	385.6	12.7	0.8
運用資産の増加（十億スイス・フラン）					
新規純資産 ¹	21.5	22.2	20.3	-	-
その他の影響	27.7	(19.1)	43.7	-	-
うち市場の変動	33.7	(9.1)	20.6	-	-
うち外国為替	(5.3)	(3.4)	(0.3)	-	-
うちその他	(0.7)	(6.6)	23.4	-	-
運用資産の増加	49.2	3.1	64.0	-	-
運用資産の増加（％）					
新規純資産	5.5	5.8	6.3	-	-
その他の影響	7.2	(5.0)	13.6	-	-
運用資産の増加	12.7	0.8	19.9	-	-

(注1) 手数料を得ることができない未使用のコミットメント及び費用の認識を反映したプライベート・エクイティ資産の流出額を含む。

(C) アジア太平洋部門

業績の要約

2019年度の業績

2019年度の法人税等控除前利益は、2018年度に比べ36%増の902百万スイス・フランであった。これは、主に、純収益の増加によるものであった。純収益は6%増の3,590百万スイス・フランであったが、これは、当部門のウェルス・マネジメント&コネクテッド事業の収益の増加によるものであった。ウェルス・マネジメント&コネクテッド事業の収益は9%増加したが、これは主に、オールファンズ・グループに対するインベストラボのファンド・プラットフォームの譲渡関連益（98百万スイス・フラン）、トランザクション・ベースの収益の増加及び純利息収益の増加を反映したものであった。トランザクション・ベースの収益の増加は、主に、統合ソリューションに関連した法人向けアドバイザー手数料の増加、及び顧客取引の増加を反映したものであった。純利息収益の増加は、主にトレジャリー事業の収益の増加を反映したものであった。マーケット事業の収益は横

ばいで、これは、株式の販売及び取引収益の減少が、債券の販売及び取引収益の増加により相殺されたことを反映したものであった。営業費用合計は、2018年度に比べ微減の2,642百万スイス・フランであった。これは、2018年度にリストラクチャリング費用を計上したこと及び一般管理費の減少が、報酬費用の増加により大部分が相殺されたことを主に反映したものであった。2018年度は、2007年から2013年までの期間のアジア太平洋地域における当部門の採用慣行に関する米国司法省及び米国証券取引委員会（SEC）の調査（現在、解決済）に関連する訴訟引当金を含んでいた。

当部門の業績

	期中／期末			増減率（％）	
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度 /2018年度	2018年度 /2017年度
損益計算書（百万スイス・フラン）					
純収益	3,590	3,393	3,504	6	(3)
貸倒引当金繰入額	46	35	15	31	133
報酬費用	1,570	1,503	1,602	4	(6)
一般管理費	836	887	831	(6)	7
支払手数料	236	243	264	(3)	(8)
リストラクチャリング費用	-	61	63	-	(3)
その他営業費用合計	1,072	1,191	1,158	(10)	3
営業費用合計	2,642	2,694	2,760	(2)	(2)
法人税等控除前利益	902	664	729	36	(9)
損益計算書評価指標（％）					
規制資本利益率	16.1	12.0	13.8	-	-
費用／収入比率	73.6	79.4	78.8	-	-
従業員数（フルタイム換算）					
従業員数（人）	7,980	7,440	7,230	7	3

当部門の業績（続き）

	期中／期末			増減率（％）	
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度 /2018年度	2018年度 /2017年度
純収益（百万スイス・フラン）					
ウェルス・マネジメント&コネクテッド	2,491	2,290	2,322	9	(1)
マーケッツ	1,099	1,103	1,182	-	(7)
純収益	3,590	3,393	3,504	6	(3)
貸倒引当金繰入額（百万スイス・フラン）					
新規引当金	73	42	28	74	50
引当金の戻入	(27)	(7)	(13)	286	(46)
貸倒引当金繰入額	46	35	15	31	133
貸借対照表統計（百万スイス・フラン）					
資産合計	107,660	99,809	96,497	8	3
貸出金、純額	46,775	43,713	43,080	7	1
うちプライベート・バンキング	34,572	32,877	35,331	5	(7)
リスク加重資産	36,628	37,156	31,474	(1)	18
レバレッジ・エクスポージャー	115,442	106,375	105,585	9	1

資本及びレバレッジ指標

2019年度末現在、当部門は、2018年度末に比べ0.5十億スイス・フラン減の36.6十億スイス・フランのリスク加重資産を計上した。これは、外国為替の影響及びマーケッツ事業における事業利用の減少が、ストレス・ウィンドウ水準調整の定期的な更新及び測定手法の変更により一部相殺されたことを主に反映したものである。レバレッジ・エクスポージャーは、2018年度末に比べて9.1十億スイス・フラン増加し、115.4十億スイス・フランで

あった。これは主に、マーケット事業における事業利用の増加並びにウェルス・マネジメント&コネクテッド事業における貸付業務の拡大が、外国為替の影響により一部相殺されたことによるものであった。

調整後業績の差異調整

期中	ウェルス・マネジメント& コネクテッド			マーケット			アジア太平洋部門		
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度	2018年度	2017年度
調整後業績（百万スイス・フラン）									
純収益	2,491	2,290	2,322	1,099	1,103	1,182	3,590	3,393	3,504
貸倒引当金繰入額	57	25	15	(11)	10	-	46	35	15
営業費用合計	1,546	1,574	1,508	1,096	1,120	1,252	2,642	2,694	2,760
リストラクチャリング費用	-	(27)	(21)	-	(34)	(42)	-	(61)	(63)
主要な訴訟引当金	0	(79)	0	0	0	0	0	(79)	0
調整後営業費用合計	1,546	1,468	1,487	1,096	1,086	1,210	2,642	2,554	2,697
法人税等控除前利益／（損失）	888	691	799	14	(27)	(70)	902	664	729
調整合計	0	106	21	0	34	42	0	140	63
調整後法人税等控除前利益／（損失）	888	797	820	14	7	(28)	902	804	792
調整後規制資本利益率（％）	-	-	-	-	-	-	16.1	14.5	15.0

調整後業績は、非GAAPの財務指標である。詳細については、上記「(1) クレディ・スイスの業績－調整後業績の差異調整」参照。

ウェルス・マネジメント&コネクテッド

2019年度の業績の詳細

法人税等控除前利益は、2018年度に比べ29%増の888百万スイス・フランであった。これは、純収益の増加、営業費用合計の微減が、貸倒引当金繰入額の増加により一部相殺されたことを反映したものであった。

純収益

純収益は、2018年度に比べ9%増の2,491百万スイス・フランであった。これは、プライベート・バンキングの収益の増加（2019年度第3四半期における98百万スイス・フランのインベストラボのファンド・プラットフォームの譲渡関連益を含む。）、トランザクション・ベースの収益の増加、純利息収益の増加並びにアドバイザリー、引受及び融資収益の微増によるものであった。トランザクション・ベースの収益は、8%増の608百万スイス・フランであった。これは、主に、統合ソリューションに関連した法人向けアドバイザリー手数料の増加及び顧客取引の増加によるものであった。純利息収益は、7%増の671百万スイス・フランであった。これは主に、トレジャリー事業の収益の増加が、貸付金利の利ざやが減少し、また、平均貸付高が減少したことにより一部相殺されたことを反映したものであった。アドバイザリー、引受及び融資収益は、微増の694百万スイス・フランであった。これは、融資収益の増加及び債券引受業務の収益の増加が、M&A取引による収益の減少及び株式引受業務の収益の減少により大部分が相殺されたことを主に反映したものであった。経常手数料収益は、横ばいであった。これは、貸付業務の手数料の減少が、投資商品運用手数料の増加、投資運用一任契約手数料の増加及び投資アドバイザリー手数料の増加により相殺されたことを主に反映したものであった。

貸倒引当金繰入額

ウェルス・マネジメント&コネクテッドの貸出金ポートフォリオは、主に、主に上場証券を担保とするプライベート・バンキング証券担保貸付、及び法人に対する有担保・無担保貸付によって構成されている。

ウェルス・マネジメント&コネクテッドは、2018年度には25百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上したのに対し、2019年度には複数の個別案件（インドのインフラストラクチャー開発会社及びインドネシアのヘルスケア会社に関する引当金を含む。）に関する57百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上した。

営業費用合計

営業費用合計は、一般管理費の減少及び2018年度にリストラクチャリング費用を計上したことが、報酬費用の増加により大部分が相殺されたことを主に反映して、2018年度に比べ微減の1,546百万スイス・フランであった。一般管理費は、10%減の452百万スイス・フランであった。これは主に、2018年度に訴訟引当金を計上したことが2019年度における割り当てられたコーポレート機能費用の増加により一部相殺されたことによるものであった。報酬費用は5%増の1,036百万スイス・フランであった。これは、割り当てられたコーポレート機能費用の増加、過年度に付与された繰延報酬費用の増加及び給与費用の増加を主に反映したものであった。

マージン

マージンの計算は、当部門のプライベート・バンキング事業の業績指標及びウェルス・マネジメント&コネクテッド事業におけるその関連運用資産に沿って行われる。

2019年度の当部門の**グロス・マージン**は、2018年度に比べ4ベース・ポイント増の84ベース・ポイントであった。これは、主に2019年度第3四半期におけるインベストラボのファンド・プラットフォームの譲渡関連益、トランザクション・ベースの収益の増加及び純利息収益の増加が、平均運用資産の6.8%増により一部相殺されたことを反映したものであった。

2019年度の当部門の**ネット・マージン**は、2018年度に比べ6ベース・ポイント増の33ベース・ポイントであった。これは、純収益の増加が平均運用資産の増加により一部相殺されたことを主に反映したものであった。

業績－ウェルス・マネジメント&コネクテッド

	期中／期末			増減率 (%)	
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度 /2018年度	2018年度 /2017年度
損益計算書 (百万スイス・フラン)					
純収益	2,491	2,290	2,322	9	(1)
貸倒引当金繰入額	57	25	15	128	67
報酬費用	1,036	988	1,002	5	(1)
一般管理費	452	500	421	(10)	19
支払手数料	58	59	64	(2)	(8)
リストラクチャリング費用	-	27	21	-	29
その他営業費用合計	510	586	506	(13)	16
営業費用合計	1,546	1,574	1,508	(2)	4
法人税等控除前利益	888	691	799	29	(14)
損益計算書評価指標 (%)					
費用／収入比率	62.1	68.7	64.9	-	-
純収益の詳細 (百万スイス・フラン)					
プライベート・バンキング	1,797	1,612	1,607	11	0
うち純利息収益	671	628	620	7	1
うち経常手数料収益	418	420	381	0	10
うちトランザクション・ベースの収益	608	563	606	8	(7)
うちその他の収益	100	1	0	-	-
アドバイザー、引受及び融資	694	678	715	2	(5)
純収益	2,491	2,290	2,322	9	(1)
プライベート・バンキング運用資産に係るマージン(bp)					
グロス・マージン ¹	84	80	88	-	-
ネット・マージン ²	33	27	30	-	-
リレーションシップ・マネージャー数					
リレーションシップ・マネージャー数 (人)	600	580	590	3	(2)

純利息収益は、安定した預金による資金調達の中長期のスプレッド・クレジット及びローンの中長期のスプレッド・チャージを含む。経常手数料収益には、投資商品運用手数料、投資運用一任契約手数料及びその他の資産運用関連手数料、一般銀行商品及びサービスの手数料並びにウェルス・ストラクチャリング・ソリューションによる収益が含まれる。トランザク

ション・ベースの収益は主に仲介手数料及び商品発行手数料、外国為替顧客取引による手数料、取引及び販売収益、資本参加収益並びにその他のトランザクション・ベースの収益から生じる。

(注1) 純収益を平均運用資産で除したものである。

(注2) 法人税等控除前利益を平均運用資産で除したものである。

運用資産

2019年度末現在の運用資産は、2018年度末に比べ20.7十億スイス・フラン増の220.0十億スイス・フランであった。これは、有利な市場の変動及び新規純資産が不利な外国為替関連の変動により一部相殺されたことを主に反映したものであった。新規純資産は8.7十億スイス・フランであったが、当部門の多くの市場にわたる流入を反映したものであった。

運用資産—プライベート・バンキング

	期中／期末			増減率 (%)	
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度 /2018年度	2018年度 /2017年度
運用資産 (十億スイス・フラン)					
運用資産	220.0	199.3	196.8	10.4	1.3
平均運用資産	215.2	201.5	182.3	6.8	10.5
通貨別運用資産 (十億スイス・フラン)					
米ドル	122.7	104.0	98.2	18.0	5.9
ユーロ	7.0	5.8	6.7	20.7	(13.4)
スイス・フラン	1.8	1.8	2.5	-	(28.0)
その他	88.5	87.7	89.4	0.9	(1.9)
運用資産	220.0	199.3	196.8	10.4	1.3
運用資産の増加 (十億スイス・フラン)					
新規純資産	8.7	14.4	16.9	-	-
その他の影響	12.0	(11.9)	13.0	-	-
うち市場の変動	17.0	(12.7)	16.8	-	-
うち外国為替	(3.2)	(0.5)	(3.9)	-	-
うちその他	(1.8)	1.3	0.1	-	-
運用資産の増加	20.7	2.5	29.9	-	-
運用資産の増加 (%)					
新規純資産	4.4	7.3	10.1	-	-
その他の影響	6.0	(6.0)	7.8	-	-
運用資産の増加	10.4	1.3	17.9	-	-

アジア太平洋部門における一定の顧客との関係に関する運用資産区分を2019年度において見直した後、当グループは、2019年度末現在で4.3十億スイス・フランの運用資産及び関連する新規純資産の認識を中止した。過年度の数値は、現在の表示と一致するよう組み替えられた。顧客との関係の条件変更により、今後、運用資産として認識される場合がある。

マーケット

2019年度の業績の詳細

2018年度は27百万スイス・フランの法人税等控除前損失を計上したのに対して、2019年度は14百万スイス・フランの法人税等控除前利益を計上した。この41百万スイス・フランの増加は、営業費用合計の減少及び貸倒引当金繰入額の減少を主に反映したものであった。

純収益

純収益は、2018年度に比べ横ばいの1,099百万スイス・フランであった。これは、株式の販売及び取引収益の減少が債券の販売及び取引収益の増加により相殺されたこと反映したものであった。株式の販売及び取引収益は、4%減の828百万スイス・フランであった。これは、エクイティ・デリバティブ、キャッシュ・エクイティ及びプライム・サービスからの収益の減少によるものであった。債券の販売及び取引収益は、11%増の271百万

スイス・フランであった。これは、主に、信用商品、仕組商品及び外国為替商品の収益の増加が新興国市場金利商品の収益の減少により一部相殺されたことによるものであった。

貸倒引当金繰入額

マーケットは、2018年度には10百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上したのに対して、2019年度は11百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額の戻入を計上した。いずれも個別案件に関するものであった。

営業費用合計

営業費用合計は、2018年度に比べ微減の1,096百万スイス・フランとなった。これは主に、2018年度にリストラクチャリング費用を計上したことが、2019年度における報酬費用の増加により大部分が相殺されたことを反映したものであった。報酬費用は、4%増の534百万スイス・フランであった。これは、主に、割り当てられたコーポレート機能費用の増加及び給与費用の増加が、裁量的報酬費用の減少により一部相殺されたことによるものであった。一般管理費は横ばいであったが、主に、割り当てられたコーポレート機能費用の減少が2018年度における引当金の戻入により相殺されたことによるものであった。

業績－マーケット

	期中			増減率 (%)	
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度 /2018年度	2018年度 /2017年度
損益計算書 (百万スイス・フラン)					
純収益	1,099	1,103	1,182	-	(7)
貸倒引当金繰入額	(11)	10	-	-	-
報酬費用	534	515	600	4	(14)
一般管理費	384	387	410	(1)	(6)
支払手数料	178	184	200	(3)	(8)
リストラクチャリング費用	-	34	42	-	(19)
その他営業費用合計	562	605	652	(7)	(7)
営業費用合計	1,096	1,120	1,252	(2)	(11)
法人税等控除前利益／(損失)	14	(27)	(70)	-	(61)
損益計算書評価指標 (%)					
費用／収入比率	99.7	101.5	105.9	-	-
純収益の詳細 (百万スイス・フラン)					
株式の販売及び取引	828	859	920	(4)	(7)
債券の販売及び取引	271	244	262	11	(7)
純収益	1,099	1,103	1,182	0	(7)

(D) グローバル・マーケット部門

業績の要約

2019年度の業績

2019年度において、当部門は、956百万スイス・フランの法人税等控除前利益を計上した。純収益は、5,752百万スイス・フランであった。当部門は、純収益の16%増及び営業費用合計が横ばいであったことにより2018年度に比べ収益性が大幅に改善するなど、プラスの営業レバレッジをもたらした。収益は、当部門が引き続き諸機関顧客及びウェルス・マネジメント顧客に注力したことによりITS事業で強みを発揮し、債券及び株式の取引全般で増加した。債券の販売及び取引収益は32%増であったが、主な要因は改善した経営環境を反映した事業全般の幅広い成長であった。株式の販売及び取引収益は9%増であった。これは、プライム・サービス及びエクイティ・デリバティブの収益の増加が、各地域で取引量が大幅に減少したことを受けたキャッシュ・エクイティの収益の減少により一部相殺されたことによるものであった。引受収益は27%減であったが、これは、業界全体の株式及び債券の発行取引の減少によるものであった。営業費用合計は、2018年度に比べ横ばいの4,744百万スイ

ス・フランであった。これは、報酬費用は増加したものの、2018年度に計上したリストラクチャリング費用が2019年度は発生しなかったことにより相殺されたことを反映していた。

当部門の業績

	期中／期末			増減率（％）	
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度 /2018年度	2018年度 /2017年度
損益計算書（百万スイス・フラン）					
純収益	5,752	4,980	5,551	16	(10)
貸倒引当金繰入額	52	24	31	117	(23)
報酬費用	2,472	2,296	2,532	8	(9)
一般管理費	1,758	1,773	1,839	(1)	(4)
支払手数料	514	491	549	5	(11)
リストラクチャリング費用	-	242	150	-	61
その他営業費用合計	2,272	2,506	2,538	(9)	(1)
営業費用合計	4,744	4,802	5,070	(1)	(5)
法人税等控除前利益	956	154	450	-	(66)
損益計算書評価指標（％）					
規制資本利益率	7.4	1.2	3.2	-	-
費用／収入比率	82.5	96.4	91.3	-	-
貸借対照表統計（百万スイス・フラン（別途記載がある場合を除く））					
資産合計	214,019	211,530	242,159	1	(13)
リスク加重資産	56,777	59,016	58,858	(4)	0
リスク加重資産（百万米ドル）	58,589	59,836	60,237	(2)	(1)
レバレッジ・エクスポージャー	257,407	245,664	283,809	5	(13)
レバレッジ・エクスポージャー（百万米ドル）	265,621	249,076	290,461	7	(14)
従業員数（フルタイム換算）					
従業員数（人）	12,610	11,350	11,740	11	(3)

当部門の業績（続き）

	期中			増減率（％）	
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度 /2018年度	2018年度 /2017年度
純収益の詳細（百万スイス・フラン）					
債券の販売及び取引	3,493	2,649	2,922	32	(9)
株式の販売及び取引	1,855	1,709	1,750	9	(2)
引受	764	1,047	1,115	(27)	(6)
その他	(360)	(425)	(236)	(15)	80
純収益	5,752	4,980	5,551	16	(10)

調整後業績の差異調整

期中	グローバル・マーケット部門		
	2019年度	2018年度	2017年度
調整後業績（百万スイス・フラン）			
純収益	5,752	4,980	5,551
不動産利益	(7)	0	0
調整後純収益	5,745	4,980	5,551
貸倒引当金繰入額	52	24	31
営業費用合計	4,744	4,802	5,070
リストラクチャリング費用	-	(242)	(150)
主要な訴訟引当金	0	(10)	0
不動産処分関連費用	(45)	-	-
事業売却関連費用	0	0	(8)
調整後営業費用合計	4,699	4,550	4,912
法人税等控除前利益	956	154	450
調整合計	38	252	158
調整後法人税等控除前利益	994	406	608
調整後規制資本利益率（％）	7.7	3.1	4.3

調整後業績は、非GAAPの財務指標である。詳細については、上記「(1) クレディ・スイスの業績－調整後業績の差異調整」参照。

資本及びレバレッジ指標

2019年度末現在、当部門は2018年度に比べ1.2十億米ドル減の58.6十億米ドルのリスク加重資産を計上したが、これは主にオペレーショナル・リスク配分表の更新によるものであった。レバレッジ・エクスポージャーは2018年度に比べ16.5十億米ドル増の265.6十億米ドルであった。これは、事業活動の拡大によるものであった。

2019年度の業績の詳細

債券の販売及び取引

債券の販売及び取引の収益は、2018年度に比べ32%増の3,493百万スイス・フランであった。これは、経営環境の改善を要因とするすべての事業全般における収益の増加によるものであった。グローバル信用商品の収益は大幅に増加したが、これは、各地域におけるレバレッジド・ファイナンス取引活動の増加、及び事業に対する当部門による投資を要因とする投資適格債取引の増加によるものであった。証券化商品の収益は、2018年度における通常の業務過程で取得した投資を売却したことによる大幅な利益が今期は発生しなかったにもかかわらず、増加した。証券化商品の業績は、公的機関取引及び当部門の資産金融事業全般の顧客取引の増加が、民間機関取引による収益の減少により一部相殺されたことによるものであった。新興国市場の収益は増加したが、これは、各地域における融資及びトレーディング取引の増加を反映したものであった。また、マクロ商品の収益は増加したが、これは、金利トレーディング取引の改善が外国為替収益の減少により一部相殺されたことによるものであった。

株式の販売及び取引

株式の販売及び取引の収益は、2018年度に比べ9%増の1,855百万スイス・フランであった。これは、プライム・サービス及びエクイティ・デリバティブの収益の増加が、キャッシュ・エクイティの収益の減少により一部相殺されたことを反映したものであった。プライム・サービスの収益の増加は、顧客のファイナンス取引の増加及び上場デリバティブの手数料の改善を反映したものであった。エクイティ・デリバティブの収益は増加したが、これは主に、エクイティ・デリバティブにおける顧客取引の増加が、フロー・デリバティブ収益の減少により一部相殺されたことによるものであった。この増加は、各地域において取引量が減少したことを要因とするキャッシュ・エクイティの収益の減少により一部相殺された。

引受

引受の収益は、2018年度に比べ27%減の764百万スイス・フランであった。これは、業界全体で証券発行案件が減少したことを反映したものであった。債券引受業務の収益は、レバレッジド・ファイナンスの収益の減少が主な要因となり減少した。また、株式引受業務の収益は、株式発行案件の減少により減少した。

貸倒引当金繰入額

グローバル・マーケット部門は、2018年度においては24百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上したのに対して、2019年度においては52百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上した。貸倒引当金繰入額の増加は、主に、非中核ローンの売却損及び単独の貸付カウンターパーティの不利な動向を要因とする当部門のコーポレート貸付ポートフォリオによるものであった。

営業費用合計

営業費用合計は、2018年度に比べ横ばいの4,744百万スイス・フランであった。これは、報酬費用は増加したものの、2018年度に計上されたリストラクチャリング費用が2019年度は発生しなかったことにより相殺されたことによるものであった。報酬費用は8%増加したが、給与費用の増加及び過年度に付与された繰延報酬費用の増加を反映したものであった。一般管理費は横ばいであったが、割り当てられたコーポレート機能費用の減少が、専門家費用の増加及び45百万スイス・フランの不動産処分関連費用により相殺されたことによるものであった。

(E) インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門

業績の要約

2019年度の業績

2019年度において、当部門は、162百万スイス・フランの法人税等控除前損失を計上した。2019年度の経営環境は困難なもので、ボラティリティの拡大及び地政学的不確実性に特徴付けられるものであり、投資家の信頼感及び顧客取引に影響を及ぼし、その結果、当部門の事業全般で収益が減少した。純収益は、2018年度に比べ23%減の1,666百万スイス・フランであった。これは主に、完了したM&A取引からの収益の減少及び市場全体のレバレッジド・ファイナンス取引の減速を反映したものであった。アドバイザリー及びその他の報酬は、完了したM&A取引からの収益の減少を主に反映して、30%減の661百万スイス・フランであった。債券引受業務の収益は、16%減の788百万スイス・フランであった。これは主に、レバレッジド・ファイナンスの収益の減少及びデリバティブ金融の収益の減少によるものであった。株式引受業務の収益は、横ばいの314百万スイス・フランであった。これは、公募増資案件の収益の増加が、IPO案件及びライツ・オフリング案件の収益の減少により相殺されたことを反映したものであった。貸倒引当金繰入額は、2018年度の24百万スイス・フランから増加し59百万スイス・フランであった。営業費用合計は、2%減の1,769百万スイス・フランであったが、これは、主に、2018年度に計上されたリストラクチャリング費用が2019年度は発生しなかったものの、一般管理費の増加により一部相殺されたことによるものであった。

当部門の業績

	期中／期末			増減率 (%)	
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度 /2018年度	2018年度 /2017年度
損益計算書 (百万スイス・フラン)					
純収益	1,666	2,177	2,139	(23)	2
貸倒引当金繰入額	59	24	30	146	(20)
報酬費用	1,235	1,249	1,268	(1)	(1)
一般管理費	517	467	423	11	10
支払手数料	17	9	7	89	29
リストラクチャリング費用	-	84	42	-	100
その他営業費用合計	534	560	472	(5)	19
営業費用合計	1,769	1,809	1,740	(2)	4
法人税等控除前利益／(損失)	(162)	344	369	-	(7)
損益計算書評価指標 (%)					
規制資本利益率	(4.5)	10.9	13.7	-	-
費用／収入比率	106.2	83.1	81.3	-	-
貸借対照表統計 (百万スイス・フラン (別途記載がある場合を除く))					
資産合計	17,819	16,156	20,803	10	(22)
リスク加重資産	23,559	24,190	20,058	(3)	21
リスク加重資産 (百万米ドル)	24,311	24,526	20,528	(1)	19
レバレッジ・エクスポージャー	42,590	40,485	43,842	5	(8)
レバレッジ・エクスポージャー (百万米ドル)	43,949	41,047	44,870	7	(9)
従業員数 (フルタイム換算)					
従業員数 (人)	3,090	3,100	3,190	-	(3)

当部門の業績（続き）

	期中			増減率（％）	
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度 /2018年度	2018年度 /2017年度
純収益の詳細（百万スイス・フラン）					
アドバイザー及びその他の報酬	661	950	770	(30)	23
債券引受業務	788	934	1,030	(16)	(9)
株式引受業務	314	314	386	-	(19)
その他	(97)	(21)	(47)	362	(55)
純収益	1,666	2,177	2,139	(23)	2

調整後業績の差異調整

期中	インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門		
	2019年度	2018年度	2017年度
調整後業績（百万スイス・フラン）			
純収益	1,666	2,177	2,139
貸倒引当金繰入額	59	24	30
営業費用合計	1,769	1,809	1,740
リストラクチャリング費用	-	(84)	(42)
不動産処分関連費用	0	(1)	0
主要な訴訟引当金	(30)	-	-
調整後営業費用合計	1,739	1,724	1,698
法人税等控除前利益／（損失）	(162)	344	369
調整合計	30	85	42
調整後法人税等控除前利益／（損失）	(132)	429	411
調整後規制資本利益率（％）	(3.6)	13.6	15.2

調整後業績は、非GAAPの財務指標である。詳細については、上記「(1) クレディ・スイスの業績－調整後業績の差異調整」参照。

資本及びレバレッジ指標

2019年度末現在、リスク加重資産は、2018年度末に比べ横ばいの24.3十億米ドルであった。この変化は、主に、コーポレート貸付ポートフォリオの減少が測定手法の変更の影響により相殺されたことによるものであった。当部門は、引受コミットメントの拡大を主に反映して、2018年度末に比べ2.9十億米ドル増の43.9十億米ドルのレバレッジ・エクスポージャーを計上した。

2019年度の業績の詳細**アドバイザー及びその他の報酬**

2019年度において、アドバイザー及びその他の報酬は、2018年度に比べ30%減の661百万スイス・フランであった。これは、完了したM&A取引からの収益が減少したことを主に反映したものであった。

債券引受業務

2019年度において、債券引受業務の収益は、2018年度に比べ16%減の788百万スイス・フランであった。これは、主にレバレッジド・ファイナンス及びデリバティブ金融の収益の減少によるものであった。

株式引受業務

2019年度において、株式引受業務の収益は、横ばいの314百万スイス・フランであった。この業績は、公募増資案件の収益の増加が、IPO案件及びライツ・オフリング案件の収益の減少により相殺されたことによる影響によるものであった。

貸倒引当金繰入額

インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門は、2018年度において24百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上したのに対して、2019年度は59百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上した。貸倒引当金繰入額の増加は、主に、単独の貸付カウンターパーティにおいて不利な展開が生じたこと及び非中核ローンの売却損を要因とした当部門のコーポレート貸付ポートフォリオによるものであった。

営業費用合計

営業費用合計は、2018年度に比べ2%減の1,769百万スイス・フランであった。これは、主に、2018年度に計上したリストラクチャリング費用が2019年度は発生しなかったものの、一般管理費の増加により一部相殺されたことによるものであった。一般管理費は11%増加したが、30百万スイス・フランの不動産処分関連費用を含んでいた。報酬費用は横ばいであったが、これは、裁量的報酬費用の減少が、過年度に付与された繰延報酬費用の増加及び退職金費用の増加により相殺されたことによるものであった。2019年度は、29百万スイス・フランの退職金費用を含んでいた。

グローバル・アドバイザリー及び引受収益

当グループのグローバル・アドバイザリー及び引受事業は、これらの収益を生み出すために互いに密接に協力する複数の事業部門にわたって運営されている。この事業のグローバルな業績及び能力を反映するため、また同業他社との比較可能性を高めるために、以下の表では、当グループのアドバイザリー及び引受収益の合計を合算して、部門間の収益分配契約前の米ドル条件での単一指標としている。

	期中			増減率 (%)	
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度 /2018年度	2018年度 /2017年度
グローバル・アドバイザリー及び引受収益 (百万米ドル)					
アドバイザリー及びその他の報酬	816	1,163	935	(30)	24
債券引受業務	1,842	2,050	2,292	(10)	(11)
株式引受業務	771	830	906	(7)	(8)
グローバル・アドバイザリー及び引受収益	3,429	4,043	4,133	(15)	(2)

(F) コーポレート・センター

コーポレート・センターの構成

コーポレート・センターには、当グループの資金調達等の親会社の事業、改正が重ねられている規制要件を今後も満たすために当グループの法人構造を変化させることに関連する費用を含む、当グループが支援するプロジェクトの費用及びセグメントに割り当てられていない特定のその他の費用及び収益が含まれている。さらに、コーポレート・センターには、関連会社間の収益及び費用を消去するために必要な連結及び消去の調整が含まれている。

トレジャリー事業の業績には、仕組債の発行及びスワップ取引を含む一定の中心的な資金取引の評価のボラティリティの影響が含まれている。トレジャリー事業の業績には、資金調達コストをコーポレート・センターにおいて保有されている資産に整合させるための、振替価格設定に伴う追加の利子負担額、また2019年度からストラテジック・リゾリューション・ユニットにおいて従前報告されていた過去の資金調達コストが含まれている。

2019年度期首からストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは、関連する資産調達コストを含めて、現在はアセット・リゾリューション・ユニットで管理され、コーポレート・センターの開示において個別に開示されている。過去の資金調達コスト、過去の訴訟引当金、特定の顧客のコンプライアンス対応及び重要な経済的持分を持たない非支配持分等、基盤となるポートフォリオに関連しない一定の活動は、従来はストラテジック・リゾリューション・ユニットの一部であったが、コーポレート・センターにおいて記録されており、アセット・リゾリューション・ユニットにおいては反映されていない。過年度の数値は再表示されていない。ストラテジック・リゾリューション・ユニットに関する情報は、過去の年次報告書において閲覧可能である。

その他の収益には、主に、自社株取引に関連して必要な消去調整及び各部門に計上された財務手数料が含まれる。当グループのリスク加重資産に関連して実行された一定のヘッジ取引の費用、及び元従業員に関する過去の長期繰延報酬及び退職金制度からの影響をヘッジする際の評価も含まれている。

報酬費用は、セグメントに割り当てられていない一部の繰延報酬制度、及び当グループの再編を支えることを目的とした一定の繰延報酬残留報奨に係る公正価値調整、並びに主に元従業員に関する過去の長期繰延報酬及び退職金制度に係る公正価値調整を含んでいる。

コーポレート・センター業績	期中／期末			増減率（％）	
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度	2018年度
				/2018年度	/2017年度
損益計算書（百万スイス・フラン）					
トレジャリー事業の業績	(511)	13	56	-	(77)
アセット・リゾリューション・ユニット	(147)	-	-	-	-
その他	227	87	29	161	200
純収益	(431)	100	85	-	18
貸倒引当金繰入額	8	0	0	-	-
報酬費用	467	128	398	265	(68)
一般管理費	839	160	364	424	(56)
支払手数料	66	49	45	35	9
リストラクチャリング費用	-	2	14	-	(86)
その他営業費用合計	905	211	423	329	(50)
営業費用合計	1,372	339	821	305	(59)
法人税等控除前利益／（損失）	(1,811)	(239)	(736)	-	(68)
うちアセット・リゾリューション・ユニット	(385)	-	-	-	-
貸借対照表統計（百万スイス・フラン）					
資産合計	122,009	104,411	67,591	17	54
リスク加重資産	51,369	29,703	23,849	73	25
レバレッジ・エクスポージャー	128,904	105,247	67,034	22	57

2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは、現在はアセット・リゾリューション・ユニットで管理され、コーポレート・センターにおいて個別に開示されている。

業績の要約

2019年度の業績

コーポレート・センターは、2018年度において239百万スイス・フランの法人税等控除前損失を計上したのに対し、2019年度は1,811百万スイス・フランの法人税等控除前損失を計上した。コーポレート・センターは、2019年度において431百万スイス・フランのマイナスの純収益を計上したが、これは、マイナスのトレジャリー事業の業績及びアセット・リゾリューション・ユニットに関するマイナスの純収益が、その他の収益により一部相殺されたことによるものであった。営業費用合計は、2018年度に比べ305%増の1,372百万スイス・フランであった。これは、訴訟引当金が465百万スイス・フランに増加したこと（主に、抵当貸付関連の事項に関するものであった。）による一般管理費の増加、及び報酬費用の増加を主に反映したものであった。

資本及びレバレッジ指標

2019年度末現在、コーポレート・センターは、2018年度末に比べ21.7十億スイス・フラン増の51.4十億スイス・フランのリスク加重資産を計上した。2019年度末現在、レバレッジ・エクスポージャーは、128.9十億スイス・フランと2018年度末に比べ23.7十億スイス・フラン増加した。リスク加重資産及びレバレッジ・エクスポージャーの増加は、主に、ストラテジック・リゾリューション・ユニットから残存ポートフォリオの移管を反映したものであった。

2019年度の業績の詳細

純収益

コーポレート・センターは、2018年度において100百万スイス・フランの純収益を計上したのに対し、2019年度はマイナス431百万スイス・フランの純収益を計上した。

2019年度のトレジャリー事業の業績は、マイナス511百万スイス・フランであった、これは、仕組債のボラティリティに関する460百万スイス・フランの損失（主に金利の変動に関するもの）、及び資金調達業務に関するマイナス265百万スイス・フランの収益（アセット・リゾリューション・ユニット関連の資金調達コストを除く。）を反映したものであった。マイナスの収益及び損失は、自己の負債の公正価値オプションのボラティリティに関する109百万スイス・フランの利益、及びヘッジのボラティリティに関する100百万スイス・フランの利益により一部相殺された。

コーポレート・センターは、アセット・リゾリューション・ユニットにおいて、2019年度はマイナス147百万スイス・フランの純収益を計上した。

その他の収益は、2018年度と比べ140百万スイス・フラン増の227百万スイス・フランであった。これは主に、長期繰延報酬及び退職金制度によるプラス評価の影響、リースに関する新会計基準に基づくサブリース収益の総額認識の影響、並びに特定の顧客のコンプライアンス対応によるプラスの影響を反映したものであった。

貸倒引当金繰入額

コーポレート・センターは、2018年度において貸倒引当金繰入額を計上しなかったのに対して、2019年度は8百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上した。2019年度の貸倒引当金繰入額は、主にアセット・リゾリューション・ユニットに関するものであった。

営業費用合計

営業費用合計は、2018年度と比べ305%増の1,372百万スイス・フランであった。これは主に、一般管理費の増加及び報酬費用の増加を反映したものであった。一般管理費は、424%増の839百万スイス・フランであった。これは主に、訴訟引当金が465百万スイス・フランに増加したこと（主に、従来はストラテジック・リゾリューション・ユニットにおいて計上されていた抵当貸付関連の事項に関するものであった。）、アセット・リゾリューション・ユニットに関する一般管理費及びリースに関する新会計基準に基づくサブリース収益の総額認識の影響を反映したものであった。報酬費用は、265%増の467百万スイス・フランであった。これは主に、アセット・リゾリューション・ユニットに関する報酬費用、過年度に付与された繰延報酬費用の増加、並びに長期繰延報酬及び退職金制度に係る費用の増加によるものであった。

各部門に対する費用割当

	期中			増減率 (%)	
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度 /2018年度	2018年度 /2017年度
各部門に対する費用割当 (百万スイス・フラン)					
報酬費用	3,011	2,748	3,076	10	(11)
一般管理費	2,676	2,212	2,573	21	(14)
支払手数料	66	49	45	35	9
リストラクチャリング費用	-	372	158	-	135
その他営業費用合計	2,742	2,633	2,776	4	(5)
各部門に対する割当前の営業費用合計	5,753	5,381	5,852	7	(8)
各部門に対する割当純額	4,381	5,042	5,031	(13)	0
うちスイス・ユニバーサル・バンク部門	989	1,056	1,078	(6)	(2)
うちインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門	832	876	864	(5)	1

うちアジア太平洋部門	719	780	777	(8)	0
うちグローバル・マーケット部門	1,488	1,708	1,645	(13)	4
うちインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門	353	358	346	(1)	3
うちストラテジック・リゾリューション・ユニット ¹	-	264	321	(100)	(18)
営業費用合計	1,372	339	821	305	(59)

コーポレート・サービス及びビジネス・サポート（財務、営業、人事、法務、コンプライアンス、リスク管理及びITにおけるものを含む。）は、コーポレート機能によって提供されており、関連費用は、各セグメント及びコーポレート・センターに対して、その要件及びその他の関連する基準に基づき割り当てられている。

（注1） 2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。

アセット・リゾリューション・ユニット

	期中／期末 2019年度
損益計算書（百万スイス・フラン）	
ポートフォリオ資産からの収益	65
資産資金調達コスト	(212)
純収益	(147)
貸倒引当金繰入額	5
報酬費用	131
一般管理費	94
支払手数料	8
その他営業費用合計	102
営業費用合計	233
法人税等控除前利益／（損失）	(385)
貸借対照表統計（百万スイス・フラン（別途記載がある場合を除く））	
資産合計	17,357
リスク加重資産（百万米ドル）	10,453 ¹
レバレッジ・エクスポージャー（百万米ドル）	25,557

（注1） オペレーショナル・リスクを考慮しないリスク加重資産は、2019年度末現在、8,745百万ドルであった。

(3) 運用資産

運用資産

運用資産は、投資目的で当グループに預けられた資産であり、投資一任資産及び助言カウンターパーティ資産が含まれている。

投資一任資産とは、顧客からの運用委任をもってクレディ・スイスの事業体に自由裁量権を完全に移転している資産である。投資一任資産は、助言が提供された事業及び投資の決定が行われた事業において報告されている。インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門のアセット・マネジメント事業が他の事業のために運用する資産は、該当する各事業において報告され、当グループレベルでは消去されている。助言資産には、当グループに預けられた資産のうち、顧客が投資助言を受けることができるが、投資決定に対する裁量権は保持している資産が含まれる。

運用資産及び新規純資産には、連結事業体、合併会社及び戦略的参加によって運用される資産が含まれる。合併会社及び参加からの資産は、それぞれの事業体に対する当グループの持分に比例して計上されている。

運用資産及び顧客資産

	期末			増減率（％）	
	2019年度	2018年度	2017年度	2019年度 /2018年度	2018年度 /2017年度
運用資産（十億スイス・フラン）					
スイス・ユニバーサル・バンク部門－プライベート・クライアント	217.6	198.0	208.3	9.9	(4.9)
スイス・ユニバーサル・バンク部門－コーポレート&インスティテューショナル・クライアント	436.4	348.7	354.7	25.2	(1.7)

インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門－プライベート・バンキング	370.0	357.5	366.9	3.5	(2.6)
インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門－アセット・マネジメント	437.9	388.7	385.6	12.7	0.8
アジア太平洋部門－プライベート・バンキング ¹	220.0	199.3	196.8	10.4	1.3
ストラテジック・リゾリューション・ユニット ²	-	0.5	5.0	-	(90.0)
複数事業にわたり運用される資産 ³	(174.7)	(147.8)	(141.2)	18.2	4.7
運用資産	1,507.2	1,344.9	1,376.1	12.1	(2.3)
うち投資一任資産	489.7	442.9	452.5	10.6	(2.1)
うち助言資産	1,017.5	902.0	923.6	12.8	(2.3)
顧客資産（十億スイス・フラン）⁴					
スイス・ユニバーサル・バンク部門－プライベート・クライアント	260.4	231.2	241.0	12.6	(4.1)
スイス・ユニバーサル・バンク部門－コーポレート&インスティテューショナル・クライアント	534.4	454.5	463.8	17.6	(2.0)
インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門－プライベート・バンキング	474.0	430.5	466.0	10.1	(7.6)
インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門－アセット・マネジメント	437.9	388.7	385.6	12.7	0.8
アジア太平洋部門－プライベート・バンキング ¹	275.0	243.0	255.5	13.2	(4.9)
ストラテジック・リゾリューション・ユニット ²	-	2.4	8.5	-	(71.8)
複数事業にわたり運用される資産 ³	(174.7)	(147.7)	(141.2)	18.3	4.6
顧客資産	1,807.0	1,602.6	1,679.2	12.8	(4.6)

- (注1) アジア太平洋部門における一定の顧客との関係に関する運用資産区分を2019年度において見直した後、当グループは、2019年度末現在で4.3十億スイス・フランの運用資産及び関連する新規純資産の認識を中止した。過年度の数値は、現在の表示と一致するよう組み替えられた。顧客との関係の条件変更により、今後、運用資産として認識される場合がある。
- (注2) 2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。残存運用資産は、他の事業に移管されたか又は運用資産には該当しなくなっている。
- (注3) インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門のアセット・マネジメント事業が他の事業のために運用する資産を表す。
- (注4) 顧客資産は、取引勘定及び管理資産（単に取引関連の目的又は保管／カストディ目的で保有される資産）、並びに主にキャッシュマネジメント又は取引関連の目的で用いられる法人顧客及び公的機関の資産が含まれるため、運用資産より広範な測定である。

新規純資産

新規純資産には、個人の現金支払い、証券の受渡し、及び貸出金の増加や返済から生じたキャッシュ・フローが含まれる。

顧客に支払う利息及び配当収益、並びに銀行業務に関する報酬、利息及び手数料に加え、通貨及び市場のボラティリティによる運用資産の変動は、新規純資産を算出する際には考慮されない。これらの変動は、当グループによる運用資産の取得の成功には直接関係しない。同様に、構造上の影響は、主に、取得若しくは売却による資産の流入及び流出、事業撤退若しくは市場からの撤退、又は新しい規制要件による撤退に係るものであり、新規純資産を算出する際には考慮されない。当グループは、顧客資産に関する関連の方針を定期的に検証している。かかる検証後、2019年1月1日を発効日として、当グループは、主として顧客資産が運用資産とみなされるかどうかを評価するためのより具体的な基準を導入する目的で、運用資産方針を改定した。この改定方針の適用により、2019年の構造上の影響を反映して18.8十億スイス・フランの運用資産が保管資産に組み替えられた。

業績の要約

2019年度の業績

2019年度末現在の運用資産は、2018年度末に比べ162.3十億スイス・フラン増の1,507.2十億スイス・フランであった。この増加は、有利な市場の変動及び新規純資産79.3十億スイス・フランによるものであり、構造上の影響及び不利な外国為替関連の変動により一部相殺された。

新規純資産は79.3十億スイス・フランで、これは、以下の事業にわたる流入を主に反映していた。スイス・ユニバーサル・バンク部門のコーポレート&インスティテューショナル・クライアント事業における新規純資産45.3十億スイス・フランは、年金事業による好調な流入を反映したものであった。インターナショナル・ウェル

ス・マネジメント部門のアセット・マネジメント事業における新規純資産21.5十億スイス・フランは、主に、伝統的投資及びオルタナティブ投資における流入を反映していた。インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門のプライベート・バンキング事業における新規純資産11.0十億スイス・フランは、主に新興国市場からの流入を反映していた。アジア太平洋部門のプライベート・バンキング事業における新規純資産8.7十億スイス・フランは、アジア太平洋地域全般における流入を反映したものであった。

運用資産の増加			
期中	2019年度	2018年度	2017年度
運用資産（十億スイス・フラン）			
新規純資産	79.3	53.7	37.8
うちスイス・ユニバーサル・バンク部門－プライベート・クライアント	3.4	3.0	4.7
うちスイス・ユニバーサル・バンク部門－コーポレート&インスティテューショナル・クライアント	45.3	8.6	(13.9)
うちインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門－プライベート・バンキング	11.0	14.2	15.6
うちインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門－アセット・マネジメント ¹	21.5	22.2	20.3
うちアジア太平洋部門－プライベート・バンキング ²	8.7	14.4	16.9
うちストラテジック・リゾリューション・ユニット ³	-	(0.3)	(2.5)
うち複数事業にわたり運用される資産 ⁴	(10.6)	(8.4)	(3.3)
その他の影響	83.0	(84.9)	87.2
うちスイス・ユニバーサル・バンク部門－プライベート・クライアント	16.2	(13.3)	11.4
うちスイス・ユニバーサル・バンク部門－コーポレート&インスティテューショナル・クライアント	42.4	(14.6)	29.3
うちインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門－プライベート・バンキング	1.5	(23.6)	28.1
うちインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門－アセット・マネジメント	27.7	(19.1)	43.7
うちアジア太平洋部門－プライベート・バンキング ²	12.0	(11.9)	13.0
うちストラテジック・リゾリューション・ユニット ³	(0.5)	(4.2)	(6.2)
うち複数事業にわたり運用される資産 ⁴	(16.3)	1.8	(32.1)
運用資産の増加	162.3	(31.2)	125.0
うちスイス・ユニバーサル・バンク部門－プライベート・クライアント	19.6	(10.3)	16.1
うちスイス・ユニバーサル・バンク部門－コーポレート&インスティテューショナル・クライアント	87.7	(6.0)	15.4
うちインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門－プライベート・バンキング	12.5	(9.4)	43.7
うちインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門－アセット・マネジメント ¹	49.2	3.1	64.0
うちアジア太平洋部門－プライベート・バンキング ²	20.7	2.5	29.9
うちストラテジック・リゾリューション・ユニット ³	(0.5)	(4.5)	(8.7)
うち複数事業にわたり運用される資産 ⁴	(26.9)	(6.6)	(35.4)
運用資産の増加（％）			
新規純資産	5.9	3.9	3.0
うちスイス・ユニバーサル・バンク部門－プライベート・クライアント	1.7	1.4	2.4
うちスイス・ユニバーサル・バンク部門－コーポレート&インスティテューショナル・クライアント	13.0	2.4	(4.1)
うちインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門－プライベート・バンキング	3.1	3.9	4.8
うちインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門－アセット・マネジメント ¹	5.5	5.8	6.3
うちアジア太平洋部門－プライベート・バンキング ²	4.4	7.3	10.1
うちストラテジック・リゾリューション・ユニット ³	-	(6.0)	(18.2)
うち複数事業にわたり運用される資産 ⁴	7.2	5.9	3.1
その他の影響	6.2	(6.2)	7.0
うちスイス・ユニバーサル・バンク部門－プライベート・クライアント	8.2	(6.3)	6.0
うちスイス・ユニバーサル・バンク部門－コーポレート&インスティテューショナル・クライアント	12.2	(4.1)	8.6
うちインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門－プライベート・バンキング	0.4	(6.5)	8.7
うちインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門－アセット・マネジメント	7.2	(5.0)	13.6
うちアジア太平洋部門－プライベート・バンキング ²	6.0	(6.0)	7.8
うちストラテジック・リゾリューション・ユニット ³	(100.0)	(84.0)	(45.3)
うち複数事業にわたり運用される資産 ⁴	11.0	(1.2)	30.4
運用資産の増加	12.1	(2.3)	10.0
うちスイス・ユニバーサル・バンク部門－プライベート・クライアント	9.9	(4.9)	8.4
うちスイス・ユニバーサル・バンク部門－コーポレート&インスティテューショナル・クライアント	25.2	(1.7)	4.5
うちインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門－プライベート・バンキング	3.5	(2.6)	13.5
うちインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門－アセット・マネジメント ¹	12.7	0.8	19.9
うちアジア太平洋部門－プライベート・バンキング ²	10.4	1.3	17.9
うちストラテジック・リゾリューション・ユニット ³	(100.0)	(90.0)	(63.5)
うち複数事業にわたり運用される資産 ⁴	18.2	4.7	33.5

(注1) 手数料を得ることができない未使用のコミットメント及び費用の認識を反映したプライベート・エクイティ資産の流出額を含む。

- (注2) アジア太平洋部門における一定の顧客との関係に関する運用資産区分を2019年度において見直した後、当グループは、2019年度末現在で4.3十億スイス・フランの運用資産及び関連する新規純資産の認識を中止した。過年度の数値は、現在の表示と一致するよう組み替えられた。顧客との関係の条件変更により、今後、運用資産として認識される場合がある。
- (注3) 2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。残存運用資産は、他の事業に移管されたか又は運用資産には該当しなくなっている。
- (注4) インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門のアセット・マネジメント事業が他の事業のために運用する資産を表す。

[次へ](#)

(4) 資金及びリスク管理

(A) 流動性及び資金調達管理

流動性管理

規制改革を受けて、当グループは、2015年以降、その有価証券発行戦略の焦点を資金調達及び資本を目的とした当グループレベルでの長期債務証券の募集に主に当ててきた。それ以前は、資金調達及び資本を目的とした有価証券は、当グループの主要な事業子会社であり米国における登録会社である当行により主に発行されており、最近において、当グループは、資金調達の多様化のため、当行レベルでの短期有価証券の発行を開始した。当グループにおける流動性は、統合された法人を通じた資金調達が主な資金源となっている。発行手取金は、必要に応じて、優先債務及び劣後債務として事業子会社及び関連会社に対して貸し出される。劣後債務は主に事業継続時及び事業破綻時の資本要件を充足するため、また優先債務は経営陣が要求するような新たな事業の取り組み及び流動性のニーズを支援するために、それぞれ提供される。

当グループの流動性及び資金調達の戦略は、資本配分&リスク管理委員会（以下、「CARMC」という。）により承認され、取締役会により監督されている。流動性及び資金調達の戦略の実施及び実行は、最高財務責任者（以下、「CFO」という。）の部門内で財務部門及び当グループのグローバル流動性グループにより管理されている。グローバル流動性グループは、2018年度に、財務部門のために当グループの流動性の調達、資金調達コスト及びHQLAポートフォリオを最適化することを目的として、負債の管理及び担保管理を集中化するために設置された。財務部門は、当グループの資金調達方針の遵守を確保し、グローバル流動性グループは、短期無担保資金及び担保付資金の調達のための部署との効率的な連携に注力する。このアプローチにより、当グループの潜在的な流動性及び資金調達リスクを管理し、ストレス状況に応じて当グループの流動性及び資金調達水準を迅速に調整する能力を強化している。当グループの流動性及び資金調達プロファイルは、CARMC及び取締役会に定期的に報告され、CARMC及び取締役会は、流動性リスクを含む当グループのリスク許容範囲を定め、また、当グループの事業の貸借対照表及び資金調達の利用のパラメーターの設定を行う。取締役会は、リスク選好ステートメントにおいて、当グループの全体的なリスク許容度を定める責任を負う。

当グループの流動性及び資金調達プロファイルは、当グループの戦略及びリスク選好を反映しており、事業活動水準及び全体的な経営環境により決定される。当グループは、金融危機から得た教訓、その後の当グループの事業戦略の変更及び規制上の進展を反映するために、流動性及び資金調達プロファイルを調整した。当グループは、定量的かつ定性的な流動性管理におけるベスト・プラクティス（最良慣行）基準を促進させるために、規制及び業界フォーラムに積極的に参加してきた。当グループ内部の流動性リスク管理枠組みは、FINMA、その他の規制機関及び格付機関によるレビュー及び監視を受けている。

規制上の枠組み

BISの流動性枠組み

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、流動性リスクの測定、基準及び監視を目的とする国際的なバーゼルIIIの枠組みを確立した。バーゼルIIIの枠組みには、流動性カバレッジ比率（LCR）及び安定調達比率（NSFR）が含まれる。クレディ・スイスは、スイスにおいて実施されているバーゼルIIIの枠組みと、システム上重要な銀行に対するスイスの法令（以下、「スイス国内要件」という。）の適用を受けている。

LCRは、30日間にわたる流動性リスクに対応するものである。LCRは、銀行が深刻なストレス時のシナリオ下で短期の流動性ニーズを満たすために利用可能な、担保権の設定されていないHQLAを確実に保有することを目的としている。LCRは、ストレス状況におけるHQLAの価値及び特定のシナリオ指標に従って計算された資金流出純額の合計という二つの要素で構成される。BCBSの枠組みの下、資金流出純額に対する流動性資産の最低必要比率は100%である。

NSFRは、今後1年以上の期間における銀行の貸借対照表上及び貸借対照表外の活動の流動性に基づき、安定した資金調達の最低額の基準を定めるものである。NSFRは、LCRに対する補足的手段であり、非流動性資産に対して適切な金額の安定した長期資金を確実に調達するよう構築されている。NSFRは、必要な安定調達額に対する利用可能な安定調達額の比率として定義されており、国内規制当局により実施された後は常に少なくとも100%でなければならない。

スイスの流動性要件

スイス連邦参事会は、バーゼルⅢの流動性要件をスイス法に組み入れた流動性規則（以下、「流動性規則」という。）を採択した。流動性規則に基づき、クレディ・スイスのようなシステム上関連する銀行は、常時100%の最低LCR要件及び関連する開示要件の対象となっている。

FINMAは、当グループに対して、2012年に開始した観察期間の間、NSFRをFINMAに毎月報告することを求めている。報告指示は、最終版のBCBSのNSFR要件にほぼ沿ったものとなっている。当初は2018年1月1日に予定されていたが、連邦参事会は、スイスにおける最低基準としてのNSFRの導入を延期することを決定し、2019年11月に、NSFR規則を2021年半ばに発効させることを意図した計画表を採択した。

FINMAとの間で合意された当グループの流動性原則及び当グループの流動性リスク管理の枠組みは、バーゼルⅢの流動性枠組みに沿ったものである。

流動性リスク管理

当グループの流動性リスク管理への取組み

当グループの流動性及び資金調達に関する方針は、市場における事象又はクレディ・スイスに特有の事由のいずれに起因するかにかかわらず、ストレス時におけるすべての債務を履行する上で必要となる資金調達の実効性を確保するように構築されている。当グループは、非流動性資産を上回る、安定的な預金を含む長期的な資金調達を維持することを目的とする保守的な資産／負債管理戦略を通じて、これを実現している。短期的な流動性ストレスに対処するため、当グループは、深刻な市場及び特異なストレス時の想定外の流出に対応する下記の流動性プールを維持している。当グループの流動性リスク指標は、流動性ストレスに関する様々な仮定を反映しており、当グループは、当該指標が慎重を期したものであると考えている。当グループは、流動性プロファイルを十分な水準で維持しているため、無担保の資金調達を利用できない場合でも、最低限度を超える期間にわたって業務を継続する上で十分な流動性を維持することができると見込んでいる。これには、通貨のミスマッチが発生する可能性が含まれており、これは重要なリスクとはみなされないものの、特に重要な通貨であるユーロ、日本円、英ポンド、スイス・フラン及び米ドルについては、監視され、制限が課されている。

最低NSFRの遵守はまだ要求されていないものの、当グループは、構造的な流動性ポジションを監視し、資金調達を計画する主要な手段の一つとして、内部流動性指標と併用して、2012年度中にNSFRの利用を、また2014年度中にLCRの利用を開始した。

当グループは、内部目標に合わせて流動性を管理し、クレディ・スイス特有の及び市場規模のストレス・シナリオ並びにそれらが流動性及び資金調達に及ぼす影響をモデル化する基準として、当グループの内部の流動性指標を使用する。当グループの内部指標の枠組みは、当グループの資金調達構造の管理を支えている。これにより、当グループは、担保権が設定されていない資産（現金を含む。）のストレス時の市場価値が、無担保負債の契約上の流出額の総額と慎重に予想された予想偶発契約債務の額の合計を超過することになる期間について、管理を行うことができる。この内部指標の枠組みにより、当グループは、一定期間（流動性ホライズンともいう。）事業計画を変更せずに事業活動を継続することを可能とする、クレディ・スイス特有の又は市場規模のストレス時における望ましいプロファイルに見合うよう流動性を管理することができる。この枠組みに基づき、当グループは、短期的にも流動性が中断することのないよう追加のストレス・シナリオに基づく短期的な目標を有

している。2017年の初めにおいて、当グループは、内部流動性指標の新バージョンを導入した。これには、再定義された短期及び長期の対象期間についての新たに定義されたより保守的なストレス・シナリオに基づいて法人特有の流動性を管理するための強化された機能性が含まれている。

2014年度第2四半期から、当グループは、当グループの財務部門により管理されるHQLAポートフォリオに関連する貸借対照表の使用の大部分を各事業部門に割り当てることを開始し、LCR及びスイス国内レバレッジ要件に関する当グループ全体としての観点から、それぞれの事業活動をより効率的に管理できるようにした。

当グループ全体の流動性管理枠組みにより、当グループは、貸借対照表上及びオフバランスのポジションについてストレス分析を行うことが可能となる。ストレス分析には、以下が含まれるが、これらに限定されない。

- ・当行の長期債務の格付における複数段階の格下げ。当該格下げによって、特定の偶発的なオフバランス債務により、追加の資金調達が必要となる。
- ・プライベート・バンキング顧客の預金からの巨額の引き出し。
- ・プライム・ブローカレッジ事業に関連する潜在的な現金の流出。
- ・利用可能な担保付資金の超過担保。
- ・資本市場、預金証書及びコマーシャル・ペーパーの利用の制限。
- ・その他のマネー・マーケットの利用が大幅に減少すること。
- ・担保権が設定されていない資産の資金調達価値の減少。
- ・規制上、経営上及びその他の制約により子会社が保有する資産が利用できなくなること。
- ・市場ストレスの際における、契約によらない流動性補完（当グループの無担保債務の購入を含む。）の提供の可能性。
- ・ホールセール資金の資源への集中の監視及びこれによる資金調達の多様化の促進。
- ・担保権が設定されていない資産の構成及び分析の監視。
- ・外国為替スワップ市場の利用可能性の制限。
- ・その時々が必要とみなされるその他のシナリオ。

ガバナンス

銀行勘定における資金調達、流動性、資本及び当グループの為替エクスポージャーは、主に財務部門により管理されている。これらの活動の監督はCARMCにより行われている。CARMCは、当グループ及び各部門の最高経営責任者（以下、「CEO」という。）、CFO、最高リスク責任者（以下、「CRO」という。）、最高コンプライアンス&規制業務責任者、並びに財務部長を含む委員会である。

当グループの資本基盤、貸借対照表の変動、現在及び将来の資金調達、金利リスク及び為替エクスポージャーのレビュー並びに内部リスク制限を定義しかかる制限定義の遵守を監視することは、CARMCの責任である。CARMCは、当グループの流動性リスク管理枠組みの手法及び仮定を定期的にレビューし、また、維持すべき流動性ホライズンを決定する。

すべての流動性ストレス・テストは、すべてのリスク領域にわたって一貫性のある調整されたアプローチで行われるよう、CROにより調整及び監督されている。

緊急時資金調達計画

流動性危機の場合、当グループの緊急時資金調達計画は、危機の性質に応じて講じるべき特定の措置を設定している。当グループの計画は、高まり続ける流動性及び資金調達ストレスに対応するために策定されたものであり、予め上申レベルを定めて、当グループが流動性不足又は資金調達不足に対処するために特定の対策を講じることができる機会を最大化することを目的としている。流動性の状況悪化を特定するため、当グループは、一連の規制上及び経済上の流動性指標を監視し、その一方で、当グループの対象分野の専門家及び是正措置を速やか

に講じる権限を常時有している上級経営陣の意見も求める。すべての場合において、この計画の主な目的は、流動性の強化（即時）、資金調達需要の減少（中期的）及び回復の選択肢の評価（長期的）である。

流動性指標

流動性プール

財務部門は、中央銀行預け金及び有価証券で構成されるHQLAの大規模なポートフォリオを管理する。流動性プールの一部は、最高位格付の相手方との売戻条件付取引を通じて発生する。当グループは、潜在的な信用リスクに留意しているため、中央銀行預け金及び高格付の国債並びに短期の売戻条件付取引に、当グループの流動性保有戦略の重点を置いている。これらの国債は、SNB、Fed、ECB及びイングランド銀行を含む、様々な中央銀行の流動性枠の担保として適格である。当グループのこれらの債券に対する直接的なエクスポージャーは、流動性が高く、最高位格付のソブリン債発行体又はソブリン債発行体の完全に保証された機関に限定されている。流動性プールは、当グループの事業会社の流動性要件を満たすために利用できる。売戻条件付取引により取得されたものを含むすべての有価証券は、ストレス・シナリオにおいて市場価格による緊急の資金調達が利用不可能となるリスクを反映するために、当グループの指標におけるストレス水準ヘアカットの対象である。

当グループは、この流動性プールを中枢で管理し、当グループの主要な営業事業体において保有している。これらの事業体における保有証券は、当グループが、流動性及び資金調達を必要とする地方の事業体に遅滞なく提供できるようにしている。

2019年12月31日現在、財務部門及びグローバル流動性グループが管理する当グループの流動性プールは、HQLA価額で164.9十億スイス・フランであった。流動性プールは、主要な中央銀行（主にSNB、ECB及びFed）預け金82.2十億スイス・フラン並びに政府及び政府機関（主に米国、英国及びフランス）により発行された有価証券82.6十億スイス・フラン（市場価格）で構成されていた。

上記の流動性プールに加えて、グローバル流動性グループと協力して、主にグローバル・マーケット部門及びアジア太平洋部門において、各事業により管理されている担保権未設定の流動性資産のポートフォリオもある。これらの資産には、一般的に、主要指標の一部を構成する高格付債及び高流動性持分証券が含まれる。事業及びグローバル流動性グループと連携して、財務部門は、必要に応じて、流動性を創出するためにこれらの資産を利用することができる。2019年12月31日現在、この流動性資産のポートフォリオは、市場価格にして32.6十億スイス・フランであり、これは、高格付債12.2十億スイス・フラン及び高流動性持分証券20.4十億スイス・フランで構成されていた。当グループの内部モデルに基づき、平均ストレス水準ヘアカットの14%がこれらの資産に適用される。このポートフォリオに適用されるヘアカットは、測定時の全体的な市場リスクに対する当グループの評価、ヘアカットの増加を考慮した潜在的な現金化能力、市場のボラティリティ及び該当する有価証券の質を表している。

流動性プール－当グループ

期末	2019年度					2018年度
	スイス・フラン	米ドル	ユーロ	その他の通貨	合計	合計
流動性資産（百万スイス・フラン）						
中央銀行預け金	59,503	9,130	11,499	2,077	82,209	85,494
有価証券	8,159	47,546	8,434	18,502	82,641	74,360
流動性資産¹	67,662	56,676	19,933	20,579	164,850	159,854

（注1） 消却前の評価を反映している。

流動性カバレッジ比率

当グループのLCRの計算方法は、FINMAによって規定されており、四半期中の日次の計算を利用して測定される3ヶ月間の平均値を用いている。FINMAのHQLAの計算は、消却方式（消却後の評価）を考慮に入れたものであり、したがって、深刻なストレス・シナリオ下で現金化される可能性のある財務諸表上の資産と直接比較することはできない。消却方式は、一定の担保付金融取引の影響を利用可能なHQLAから効果的に除外すると同時に、計算される資金流出純額の水準を調整するものである。消却方式の適用は、LCRの計算における分子と分母の両方を調整するものであり、したがってLCR自体に対する影響はプラスマイナスほぼゼロである。

当グループのHQLAの測定方法は、一定の法域に所在する当グループの事業体を利用するために入手可能である潜在的に適格なHQLAのうち、当グループが全体として利用するためには容易にアクセスできない可能性があるものを除外している。これらのHQLA適格金額は、現地の規制当局の要件（大口エクスポージャー要件を含む。）、又は他の法域に所在する当グループの他の事業体に対する移転可能性を制限し得るその他の拘束力のある制約等を理由として制限される可能性がある。

この基準に基づき、当グループのLCRの水準は、2018年度末現在の184%から増加して2019年度末現在は198%となったが、これは、平均HQLAが165十億スイス・フランであり、平均資金流出純額が83十億スイス・フランであることを示している。この比率は、当グループの支店及び子会社による適用ある現地の流動性要件の充足を確保することを含む保守的な流動性ポジションを反映している。

2018年度と比較したLCRの増加は、資金流出純額の減少及びHQLAの水準の上昇によるものであった。資金流出純額の減少は、主として、担保付資金調達及び貸付活動に関連する資金流出純額の減少、並びに主にデリバティブ・エクスポージャー及びその他の担保要件に関連する追加要件からの資金流出の減少の結果であった。これらの資金流出純額の減少は、無担保債務及び非オペレーショナル預金に関連する無担保ホールセール資金調達からの流出の増加により一部相殺された。HQLAの水準の上昇は、期間中の保有有価証券の金額の増加が、中央銀行預け金の金額の減少により一部相殺されたことを反映していた。

COVID-19のアウトブレイクに関連する経済の混乱に関連して、当グループは、その企業顧客に対して供与された信用枠の数件の実行を認識した。これは今後数週間においてさらに増加すると予想しており、これにより198%という高水準のLCRは低下することとなる。

流動性カバレッジ比率－当グループ

期末	2019年		2018年
	非加重価値 ¹	加重価値 ²	加重価値 ²
適格流動性資産（百万スイス・フラン）			
適格流動性資産 ³	-	164,503	161,231
資金流出			
リテール預金及び小規模事業顧客の預金	162,941	20,519	20,765
無担保ホールセール資金調達	216,540	92,801	89,065
担保付ホールセール資金調達	-	49,456	54,879
追加要件	184,726	33,761	36,921
その他契約上の資金調達債務	58,909	58,909	65,526
その他偶発資金調達債務	228,798	5,792	5,391
資金流出合計	-	261,238	272,547
資金流入			
担保付貸出金	127,097	84,353	85,678
正常債権からの流入	69,239	32,567	31,785
その他資金流入	61,063	61,063	67,273
資金流入合計	257,399	177,983	184,736
流動性カバレッジ比率			
適格流動性資産（百万スイス・フラン）	-	164,503	161,231
資金流出純額（百万スイス・フラン）	-	83,255	87,811
流動性カバレッジ比率（%）	-	198	184

日次で算出される3ヶ月間の平均値を用いて計算された。

- (注1) 30日以内に満期が到来する又は償還可能となる残高として算出。
(注2) 適格流動性資産についてのヘアカット又は流入率及び流出率を適用後に算出。
(注3) 現金及びFINMAが定める適格有価証券で構成され、消却後の評価を反映している。

資金調達管理

財務部門は、当グループの資金調達計画の作成、実行及び定期的な更新に責任を負う。当該計画は、市況及び規制状況の変化の影響に加え、予想される事業成長、貸借対照表の進展、将来の資金調達需要及び満期プロフィールを反映している。

長期債務の支払利息は、金融サービス業界に関連する一定の指標（LIBOR及びオーバーナイト・インデックス・スワップ・レート（OIS）等）と比較して監視及び管理される。この期間の資金調達の方法は、金利の変動に対する当グループの負債及び資産の感応度を最も良く反映している。銀行間取引金利（IBOR）のベンチマークの置換に関して、グローバルな金融市場における大きな構造上の変更が進行中である。2021年末までに一定のIBORベンチマークを代替となる参照金利（ARR）に置き換えるという国際的な規制上の大きな圧力がある。これにに応じて、当グループは、移行準備を全社規模で調整するためのIBOR移行プログラムを用意しており、この移行が当グループの資金調達管理へのアプローチに及ぼす影響に注意を払っている。

当グループは、当グループの負債の構成及び債務の時機を得た発行を入念に管理することにより、資金調達スプレッドの影響を継続的に管理している。資金調達スプレッドが支払利息に及ぼす影響は、市況、商品の種類及び当グループの資金調達の基準となる指標の絶対水準を含む多くの要因に左右される。

当グループは、コモディティ、株式、指数若しくは通貨又はその他の資産にその収益が連動する負債証券である仕組債を発行することにより、長期の資金調達源を多様化させている。当グループは、通常、仕組債を原資産又はデリバティブにおけるポジションによりヘッジしている。

当グループは、買戻条件付取引及び有価証券貸付取引を含むその他の担保付資金調達も利用する。当グループの買戻条件付取引の水準は、市場機会、米国債及び政府機関債などの流動性の高い担保に対する顧客のニーズ並びに貸借対照表及びリスク加重資産の制限の影響を反映して変動する。また、有価証券を売戻条件付契約に基づき購入し、同時に類似の満期日を持つ買戻条件付契約に基づき売却するマッチド・ブック取引は、スプレッドを獲得し、相対的にリスクを伴わず、また、通常は顧客売買に関連している。

資金調達源

当グループは主に、中核顧客預金、長期債務（仕組債を含む。）及び株主持分を通じて貸借対照表の資金を調達している。当グループは、取引先、通貨、満期までの期間、地理及び満期日、並びに担保付又は無担保のいずれであるかに応じて、資金調達源（特定の制限に対する集中度を含む。）を監視している。当グループの貸借対照表の大部分は、資金のマッチングが行われており、無担保の資金調達をする必要がない。資金のマッチングが行われている貸借対照表の項目は、そのポジションにより創出又は要求される流動性と資金調達の大部分が概ね同等となるように、流動性の期間及び価値がほぼ等しい資産及び負債から構成される。

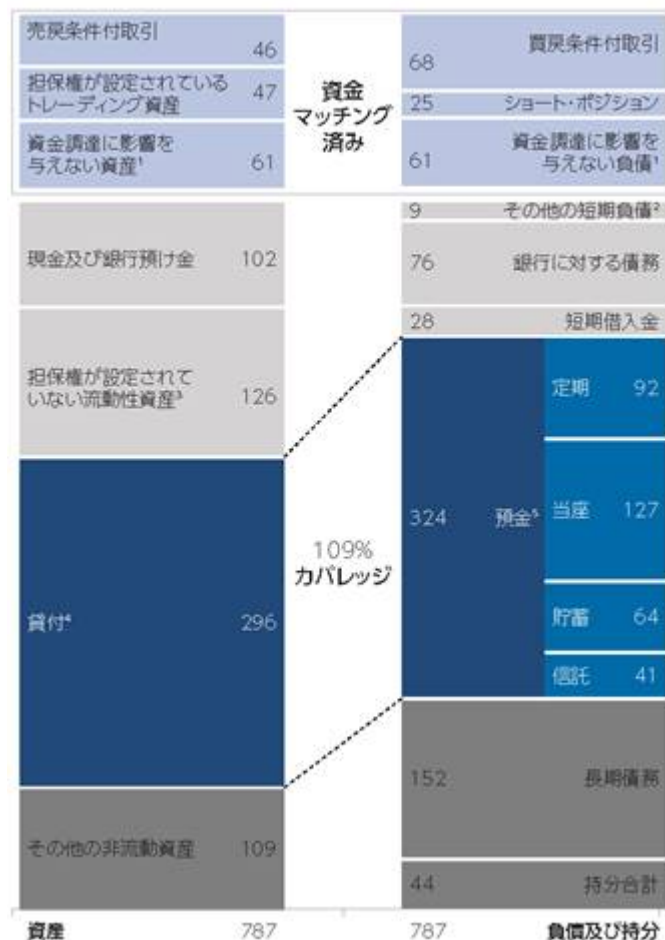
現金及び銀行に対する預け金並びに売戻条件付取引の流動性は極めて高い。当グループの資産の大部分は、主に証券事業を支える、担保権が設定されていないトレーディング資産であり、保有有価証券及び担保付債権から構成されるが、これらは変動し、概して流動的である。これらの流動性資産は、短期負債を弁済する際に利用可能である。

当グループの最大の非流動性資産である貸出金は、当グループの中核顧客預金によって調達されており、超過カバレッジは、2018年度末現在が18%であったのに対して、2019年度末現在は9%であった。これは、貸出金における微増及び預金における減少を反映したものである。当グループは、不動産、プライベート・エクイティ及びその他長期投資、並びに有価証券の非流動部分のヘアカットを含むその他の非流動性資産を、長期債務及び資

本性証券によって調達しており、これにより、当グループは、資金調達のためのバッファの大部分を維持することを試みている。

貸借対照表上の資金調達構造

2019年12月31日現在(十億スイス・フラン)



- (注1) 主に未収仲介料／未払仲介料、プラス／マイナスの再取得価額及び現金担保を含む。
 (注2) 主に資金調達に影響を与えない負債（未払仲介料）の対応する資産に対する超過分を含む。
 (注3) 主に担保権が設定されていないトレーディング資産、担保権が設定されていない投資有価証券及び超過売戻条件付取引（すべてヘアカット控除後）を含む。
 (注4) 銀行からの貸付を除く。
 (注5) 銀行からの預り金及び譲渡性預金を除く。

当グループの中核顧客預金の合計は、2018年度末現在が341十億スイス・フランであったのに対して、2019年度末現在は324十億スイス・フランであった。これは、2019年度におけるプライベート・バンキング及びコーポレート&インスティテューショナル・クライアント事業における顧客の預金基盤における減少を反映したものである。中核顧客預金は、当グループが広範かつ長期的な関係を維持している顧客からのものである。中核顧客預金には、銀行からの預金及び譲渡性預金は含まれていない。当グループは、顧客預金の維持と増加に重点を置いているが、これは、顧客預金が困難な市況においても安定的かつ底堅い資金調達源となるためである。当グループの中核顧客預金の資金調達は、長期債務の発行によって補完されている。

資金移転価格

当グループは、市場レートに基づく内部の資金移転価格システムを維持している。当グループの資金移転価格システムは、資金の効率的な利用を奨励するような方法ですべての資金調達コストを当グループの事業に配分することを目的としている。当グループの資金移転価格システムは、貸借対照表項目関連の用途に用いる資金やオ

フバランス項目関連の偶発的な用途に用いる資金の短期及び長期調達コストを各事業に配分する重要な手段である。この資金移転価格の枠組みは、通常の営業におけるあらゆる資金調達コストの配分を確実にする重要な枠組みであるが、資金調達がより困難であり調達コストが上昇している悪化した資本市場環境においては、その重要性がより高まる。この枠組みにおいて、当グループの事業は長期の安定した資金調達を提供する範囲で評価される。

資産及び負債の契約上の満期

下表は、2019年度末現在の資産及び負債の契約上の満期をまとめたものである。契約上の満期は流動性リスクの管理を行う上で重要な情報源となる。しかし、流動性リスクは、取引先の行動やデリバティブ等の一定のオフバランス項目を考慮して予想される満期に基づいた管理もされている。流動性リスク管理は、様々なストレス・シナリオに基づいて予想される取引先の行動について広汎な分析を行う。

資産及び負債の契約上の満期							
2019年度末	要求に 応じて	1ヶ月未満	1ヶ月から 3ヶ月	3ヶ月から 12ヶ月	1年から 5年	5年超	合計
資産（百万スイス・フラン）							
現金及び銀行に対する預け金	96,635	993	1,069	38	0	3,144	101,879
利付銀行預け金	0	202	161	361	11	6	741
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付 買入有価証券及び借入有価証券	29,053	43,554	15,172	14,736	4,465	17	106,997
担保受入有価証券（公正価値報告分）	39,954	131	134	0	0	0	40,219
トレーディング資産（公正価値報告分）	153,797	0	0	0	0	0	153,797
投資有価証券	0	0	0	168	2	836	1,006
その他の投資	0	17	14	0	0	5,635	5,666
貸出金、純額	9,559	54,361	32,204	52,655	99,586	48,414	296,779
のれん	0	0	0	0	0	4,663	4,663
その他の無形資産	0	0	0	0	0	291	291
未収仲介料	35,648	0	0	0	0	0	35,648
その他資産	13,356	1,724	4,691	1,703	5,000	13,135	39,609
資産合計	378,002	100,982	53,445	69,661	109,064	76,141	787,295
負債							
銀行からの預り金	6,147	3,104	4,740	2,743	10	0	16,744
顧客の預金	232,277	39,737	52,967	57,388	712	702	383,783
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付 売渡有価証券及び貸付有価証券	10,984	13,063	3,392	7	38	49	27,533
担保受入有価証券返還義務（公正価値 報告分）	39,954	131	134	0	0	0	40,219
トレーディング負債（公正価値報告分）	38,186	0	0	0	0	0	38,186
短期借入金	0	4,668	8,756	14,961	0	0	28,385
長期債務	0	2,151	3,912	17,833	70,580	57,529	152,005
未払仲介料	25,683	0	0	0	0	0	25,683
その他負債	19,107	6,645	133	745	2,188	2,225	31,043
負債合計	372,338	69,499	74,034	93,677	73,528	60,505	743,581

金利の管理

貸出しや預金受入などの銀行勘定活動に固有の金利リスクはレプリケーション・ポートフォリオの使用を通じて管理されている。当グループは、満期が定まっていない要求払い口座や貯蓄口座などの商品の金利リスクを決定するために必要なモデルの開発と維持を行っている。このため、部門レベルでのスプレッド収益の安定性と持続可能性を最大限にするために、レプリケーションの手法が適用されている。さらに、当グループは、当グループの自己資本対比の金利リスクを上級経営陣と合意した目標値に基づき管理している。

社債の発行及び償還

当グループの長期債務には、米国での登録によるオフアリング及びミディアム・ターム・ノート・プログラム、ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム、スタンド・アローン・オフアリング、仕組債プログラム、カバード・ボンド・プログラム、豪ドル建て国内ミディアム・ターム・ノート・プログラム並びに日本にお

けるサムライ債の発行登録制度により発行される、上位社債、上位ベイルイン社債及び劣後社債が含まれる。国際的な銀行として、当グループは、世界中の多数の市場を利用しており、当グループの主要な資金調達を中心地は、ニューヨーク、ロンドン、チューリッヒ及び東京である。

当グループは、当グループの資金調達を効率的にするために、また、市場及び投資家のタイプをより分散させるために、幅広い商品及び通貨を使用する。当グループの無担保の上位社債のほぼすべては、当グループの資金調達費用の増加又は期限の利益を失うことにつながる可能性がある当グループの信用格付、キャッシュ・フロー、業績又は財務比率の不利な変動等に関する財務制限条項を伴うことなく発行されている。当グループのカバード・ボンドによる資金調達は、カバード・ボンドの発行を集中させるためにスイス議会の1930年法により設立された二つの機関の一つであるPfandbriefbank Schweizerischer Hypothekarinstituteを通じて、又は従来からの当グループ独自の国際カバード・ボンド・プログラムにより発行される、国内のカバード・ボンドにより調達される抵当貸付の形態で行われている。

下表は2019年度中の仕組債を除く長期債務の発行、満期及び償還に関する情報をまとめたものである。

社債の発行及び償還				
2019年度中	上位社債	上位ベイル イン社債	劣後社債	長期債務
長期債務（十億スイス・フラン、想定元本）				
発行	2.9	6.6	3.1	12.6
うち無担保	2.0	6.6	3.1	11.7
うち担保付 ¹	0.9	0.0	0.0	0.9
満期／償還	17.1	0.9	0.2	18.2
うち無担保	14.2	0.9	0.2	15.3
うち担保付 ¹	2.9	0.0	0.0	2.9

仕組債を除く。

(注1) カバード・ボンドを含む。

2019年度末現在、当グループの発行済長期債務は152.0十億スイス・フランであり、これには上位社債及び劣後社債が含まれている。発行済仕組債及びカバード・ボンドは、2018年度末現在はそれぞれ48.1十億スイス・フラン及び17.2十億スイス・フランであったのに対して、2019年度末現在はそれぞれ49.4十億スイス・フラン及び15.1十億スイス・フランであった。

短期借入金は、2018年度は21.9十億スイス・フランであったのに対して、2019年度末現在は28.4十億スイス・フランと29%増加した。これは主にコマーシャル・ペーパー（以下、「CP」という。）の発行に関連していた。

信用格付

当グループの債券市場の利用及び借入コストは、当グループの信用格付に大きく左右される。格付機関は、企業の格付を決定する際に多くの要因を考慮しており、中でも、収益状況、事業構成、市場における地位、所有権、金融戦略、資本水準、リスク管理方針及び実践、経営チーム並びにより全般的な金融サービス産業の幅広い見通しが含まれる。格付機関は、いつでも格付を上げること、下げることもしくは取り下げることができ、また、格上げ若しくは格下げの意思を公的に発表することができる。

リテール及びプライベート・バンクの預金は、一般的に、銀行の信用格付の変動に対してあまり敏感ではないが、その他の無担保の外部資金源のコスト及び利用可能性は、通常、信用格付と相関関係にある。信用格付は、当グループにとって、特定の市場において競争する場合及びOTCデリバティブ商品を含む長期取引をしようとする場合において特に重要となる。

信用格付の低下により、当グループの資本市場の利用の減少、借入コストの増加、当グループに対する追加の担保の要求、又は取引先による当グループの特定の取引及び担保が設定された資金調達に基づく取引並びにデリ

バティブ契約の終了が生じる可能性がある。これは、ひいては、当グループの流動性を減少させ、当グループの経営業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。当グループの内部流動性指標は、当グループの信用格付の2段階の格下げに関連する偶発的事象を考慮している。3つの主要な格付機関によって当行の長期債務の格付が同時に1段階、2段階又は3段階格下げされることによる最大級の影響として、一定のデリバティブ商品に基づく担保の追加要求又は想定解約金の支払いが、2019年12月31日現在、それぞれ0.1十億スイス・フラン、0.2十億スイス・フラン及び0.9十億スイス・フラン発生する可能性があるが、これらは、当グループの流動性及び資金調達計画に重大な影響を与えるものではない。格下げを行うのが3つの格付機関すべてではない場合には、その影響はより小さくなる可能性がある。

当グループの長期債務格付の格下げに関連する当該デリバティブ契約に係る潜在的な資金流出（相手方当事者に対する追加担保の供与の要求を含む。）、受領した担保に対する再担保権の喪失及び追加解約事由から生じる影響は、監視されており、流動性要件の算定に際して考慮される。この他にも当グループの長期債務格付の格下げとは無関係であるデリバティブ関連リスクもあり、これは、当グループの流動性ポジションに影響を及ぼす可能性がある。かかるリスクには、デリバティブ担保の保有又はデリバティブ・ポジションの価値変動の可能性に関連するリスクが含まれる。すべてのデリバティブ商品の種類にわたって生じる可能性のある流出額は、LCRシナリオのパラメーター及び内部流動性報告の一環として監視される。

営業、投資及び財務活動によるキャッシュ・フロー

世界的金融機関として、当グループのキャッシュ・フローは複雑かつ相互に関連しており、当グループの純収益及び純資産にはほとんど関連しない。そのため、当グループは、伝統的なキャッシュ・フロー分析は、当グループの流動性ポジションを評価する観点からは、上記の流動性及び資金調達方針に比べ意義が薄いと考えている。しかし、キャッシュ・フロー分析は、当グループの事業の特定のマクロトレンドを明らかにする際には有用である。

2019年12月31日に終了した年度において、継続事業の営業活動に使用した正味資金は18.4十億スイス・フランであった。これは主に、トレーディング資産及び負債の純額の減少並びにその他負債の減少が、長期債務に関連する評価調整の増加により一部相殺されたことを反映している。当グループの営業資産及び負債は、キャッシュ・フローの金額及び時期により、通常の業務において大きく変化する。経営陣は、営業によるキャッシュ・フロー、利用可能な現金残高並びに短期及び長期借入金、経営上の流動性ニーズを満たす資金調達のためには十分であると考えている。

当グループの投資活動は、主に満期まで保有される貸出金、その他の債権及び投資証券ポートフォリオの組成を含んでいる。2019年12月31日に終了した年度において、継続事業の投資活動に使用した正味資金は1.3十億スイス・フランであった。これは主に、貸付の増加によるものであり、中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券の減少並びに貸出金の売却益により一部相殺された。

当グループの財務活動には、主に債務の発行及び顧客預金の受入れが含まれている。当グループは、当グループの普通株式に対し年間配当を支払っている。2019年度において、継続事業の財務活動から生じた正味資金は、22.2十億スイス・フランであった。これは主に、長期債務の発行、銀行からの預り金及び顧客の預金の増加、自己株式の売却、短期借入金の増加、並びに中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券の増加が、長期債務の返済及び自己株式の買戻しにより一部相殺されたことを反映したものであった。

(B) 資本管理

資本戦略

クレディ・スイスは、強固で効率的な資本基盤を最優先にすべきであると考えている。当グループの資本戦略により、当グループは、特に新たな規制資本要件を考慮して、資本基盤を強化すること及びリスク加重資産（以下、「RWA」という。）の利用を最適化することを目標としている。

クレディ・スイスの全体的な資本の必要性は、経営陣の規制上及び信用格付の目標に加え、当グループの潜在的リスクを反映している。当グループの枠組みは、強度に資本化された機関であり続ける一方で、実現損失及び未実現損失の両方を吸収するために必要な資本を考慮している。複数年の予想及び資本計画は、当グループ及び当グループの主要な子会社のために準備されたものであり、規制当局により年間を通してレビューされている。これらの計画は、マクロ経済及び特定のリスク・シナリオの両方を反映した様々なストレス・テストを受ける。資本緊急時対応計画は、実行可能な軽減措置が、危険性のある資本の金額及び追加資本を利用するための市況の両方に見合うように、これらのストレス・テストに関連して作成されている。

規制上の枠組み

クレディ・スイスは、スイスにおいて実施されているバーゼルⅢの枠組みと、スイス国内要件の適用を受けている。これには、資本、流動性、レバレッジ及び大口エクスポージャーに係る要件並びに破産のおそれがある場合においてもシステム上関連する機能を維持するよう策定された緊急計画に関する規定が含まれる。

バーゼルの枠組みは、銀行及び監督機関が、その経営及び金融市場インフラに対して最も適切な方法を選択することができるよう、資本要件を決定する際の一連の選択肢を規定している。一般的に、クレディ・スイスは、最も先進的な手法、すなわち内部的にリスクを管理する方法と一致し、最大のリスク感性を提供する手法を採用している。

本書において、段階的導入及びルックスルーとの記述がある場合は、バーゼルⅢの資本要件及びスイス国内要件について述べている。段階的導入は、2013年度から2022年度について、一定の資本性商品の段階的廃止を行うことを反映するものである。ルックスルーは、これらの資本性商品の段階的廃止を前提としている。当グループの資本指標は、通常業務におけるいかなる報告期間中においても変動する。

BIS要件

国際決済銀行（BIS）内の基準制定委員会であるBCBSは、バーゼルⅢの枠組みを発表した。当該枠組みには、最低資本要件の引き上げ、資本保全及びカウンターシクリカル・バッファの設定、リスクに基づく資本測定の改訂、レバレッジ比率並びに流動性基準が含まれた。当該枠組みは、銀行業務部門の回復力強化を目的とし、銀行に対し、主に普通株式等の形態で、より多くの資本を保有することを求めている。かかる新たな資本基準は、バーゼルⅢを採用した国々について、2019年1月1日に完全に有効となった。

バーゼルⅢに基づくCET1の最低資本要件は、RWAの4.5%である。また、2.5%のCET1資本保全バッファが、金融及び経済的ストレスのある時期の損失を吸収するために必要とされる。

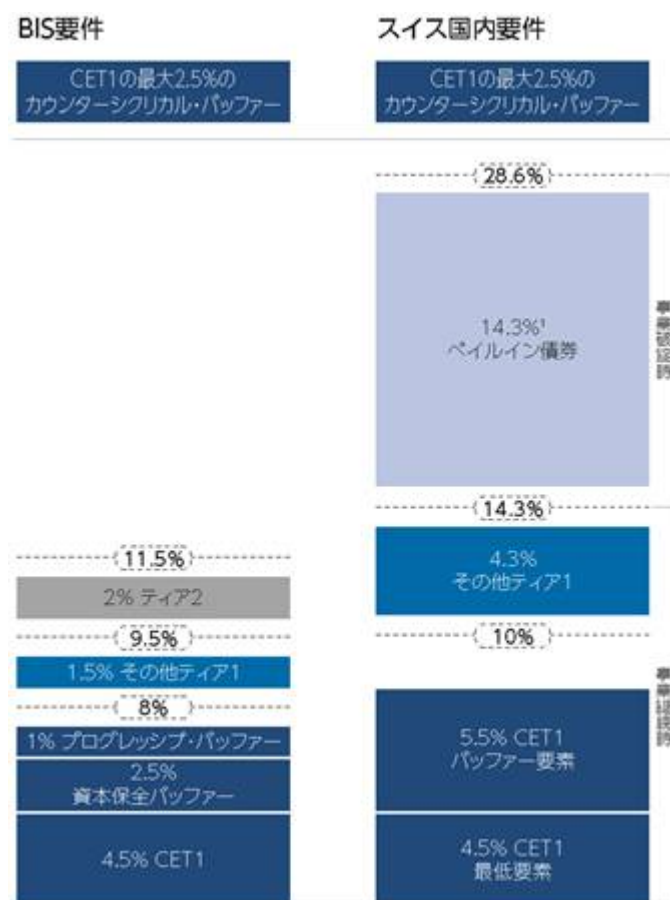
銀行のシステム上の重要度に応じたCET1の1%から2.5%（さらに1%のサーチャージが追加される可能性がある。）のプログレッシブ・バッファは、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）に対する追加の資本要件である。FSBはクレディ・スイスをG-SIBと認定しており、1%のプログレッシブ・バッファが2019年1月からクレディ・スイスに対して適用されると通知した。

CET1資本は、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産、のれん及びその他の無形資産の控除を含む、一定の規制上の控除及びその他の普通株式の調整の対象となっている。

CET1資本要件の他に、1.5%のその他ティア1資本及び2%のティア2資本の要件がある。これらの要件も、CET1資本で充足することができる。資本性商品がバーゼルⅢに基づきその他ティア1として認められるためには、普通株式への転換又は元本の減額による元本損失吸収が定められなければならない。当該転換又は元本の減

額のトリガーには、最低でも5.125%のCET1比率及び実質的な事業破綻時におけるトリガーが含まれなければならない。

クレディ・スイスの資本枠組み



(注1) 破綻処理可能性及び事業破綻時資本として認識される一定のティア2ロー・トリガー商品に対するリポートを含まない。

バーゼルIIIは、さらにカウンターシクリカル・バッファーを定め、2.5%を上限としてCET1を維持することを銀行に義務付けている。この要件は、信用拡大が過剰であり、システム全体のリスクの増大につながると判断された場合に、国の規制当局によって課される。

CET1に算入されるための厳格な条件を満たしていない資本性商品は、除外されている。ティア1資本又はティア2資本に適合しない資本性商品は、2022年までの10年間にわたり段階的に廃止される予定である。加えて、定められた満期前に償還するインセンティブのある商品は、もし存在すれば、その有効な満期日、一般的には最初のステップ・アップ・クーポンの日付で段階的に廃止されている。

2018年1月1日現在、銀行は、ティア1レバレッジ比率3%を維持することを求められている。

スイス国内要件

スイスにおいてシステム上関連する銀行（クレディ・スイスを含む。）の資本要件に関するバーゼルIIIの枠組みを実施する法律制定においては、システム上関連する銀行向けのバーゼルIIIの最低基準を上回ることが求められている。

自己資本規則に基づき、クレディ・スイスのような国際的に事業を営むシステム上重要な銀行として分類されたスイスの銀行は、損失吸収力について二つの異なる最低要件の対象となる。すなわち、かかる銀行は、業務の継続性を確保するために損失を吸収する十分な資本を保持することが求められ（以下、「事業継続時要件」とい

う。）、また公的資金に頼ることなく秩序ある破綻処理を行うための資金調達手段として十分な債券を発行することが求められる（以下、「事業破綻時要件」という。）。

事業継続時資本及び事業破綻時資本は合わせて、当グループのTLACを形成する。事業継続時要件及び事業破綻時要件は、一般的に、金融安定理事会の総損失吸収力基準に沿ったものである。

事業継続時要件及び事業破綻時要件のいずれも、徐々に引き上げられる要件及び一定の発行済商品についての適用除外条項を伴う段階的導入の対象であり、2020年1月1日までに完全に発効した。

また、国際的に事業を営むシステム上重要な銀行としてのクレディ・スイスに対して適用されるFINMA令がある。これには、自己資本要件並びに流動性及びリスクの分散化の要件が含まれる。

最低要件を維持していない銀行は、配当金を支払うこと、並びに裁量によるボーナスの支払い及びその他の収益の分配を行うことを制限される可能性がある。

事業継続時要件

G-SIBに対して2020年に適用される事業継続時要件は、（i）RWAの12.86%及びレバレッジ・エクスポージャーの4.5%という基本要件、並びに（ii）G-SIBのシステム上の重要度を反映したサーチャージから構成される。これは、クレディ・スイスについては、2020年における事業継続時要件がRWAの14.3%で、うち最低10%はCET1要素で、残りの部分については、4.3%を上限としてその他ティア1資本（CET1比率が7%を下回った場合に普通株式へ転換され、あるいは減額されるハイ・トリガー資本性商品を含む。）で充足することができるということになる。事業継続時要件では、スイス国内レバレッジ比率5%が求められ、うち最低3.5%はCET1要素で、残りの部分については、1.5%を上限としてその他ティア1資本（ハイ・トリガー資本性商品を含む。）で充足することができる。

事業破綻時要件

G-SIBの事業破綻時要件は、事業継続時要件の合計に相当する。これは、2020年においては、RWAの12.86%及びレバレッジ・エクスポージャーの4.5%という基本要件に加え、関連するG-SIBに適用されるサーチャージから構成される。事業破綻時要件には、カウンターシクリカル・バッファは含まれない。クレディ・スイスは、2020年において、RWAの14.3%及びスイス国内レバレッジ比率5%の事業破綻時要件の対象となっており、また、破綻処理可能性及び事業破綻時資本として認識される一定のティア2ロー・トリガー商品に対する潜在的な資本リベートの対象となっている。

事業破綻時要件は、主に事業再編シナリオにおいてG-SIBの規制資本の減額又は株式への転換後（但し、当該G-SIBのその他の上位債務の減額又は株式への転換前）の損失を吸収するよう設計されたバイルイン商品により充足されなければならない。バイルイン商品は、事業再編以外の目的で減額及び／又は株式への転換を行うことになる資本トリガーを持たず、G-SIBが正式に事業再編手続に入り、FINMAが事業再編計画において資本対策（すなわち、減額及び／又は株式への転換）を命じた場合にはじめて損失を負担する。

バイルイン商品が事業破綻時要件に基づき認められるためには、FINMAの承認を含む一定の基準を満たさなければならない。バイルイン商品の他に、事業破綻時要件はその他の資本性商品（CET1、その他ティア1資本性商品又はティア2資本性商品を含む。）で充足することもできる。

適用除外条項

自己資本規則には、以前に発行されたその他ティア1資本性商品及びティア2資本性商品の適格性について、複数の適用除外条項が定められている。

- ・ロー・トリガーのその他ティア1資本性商品は、第1回繰上償還日までは事業継続時資本として認められる。本規定により事業継続時資本として認められなくなったその他ティア1資本性商品は、事業破綻時資本として認められる。
- ・ハイ・トリガーのティア2資本性商品は、(i) 満期日若しくは第1回繰上償還日、又は(ii) 2019年12月31日のいずれか早い方までは事業継続時資本として認められた。本規定により事業継続時資本として認められなくなったティア2資本性商品は、満期1年前までは事業破綻時資本として認められる。
- ・ロー・トリガーのティア2資本性商品も、(i) 満期日若しくは第1回繰上償還日、又は(ii) 2019年12月31日のいずれか早い方までは事業継続時資本として認められた。本規定により事業継続時資本として認められなくなったティア2資本性商品は、満期1年前までは事業破綻時資本として認められる。

FINMA令

SNBは、適用されるスイス法に基づくシステム上重要な金融グループとして当グループを指定した。FINMAは、当グループに対し、国際的に事業を営むシステム上重要な銀行に対する特別要件を完全に遵守することを求めている。これには、自己資本要件が含まれており、流動性及びリスクの分散化の要件も規定されている。

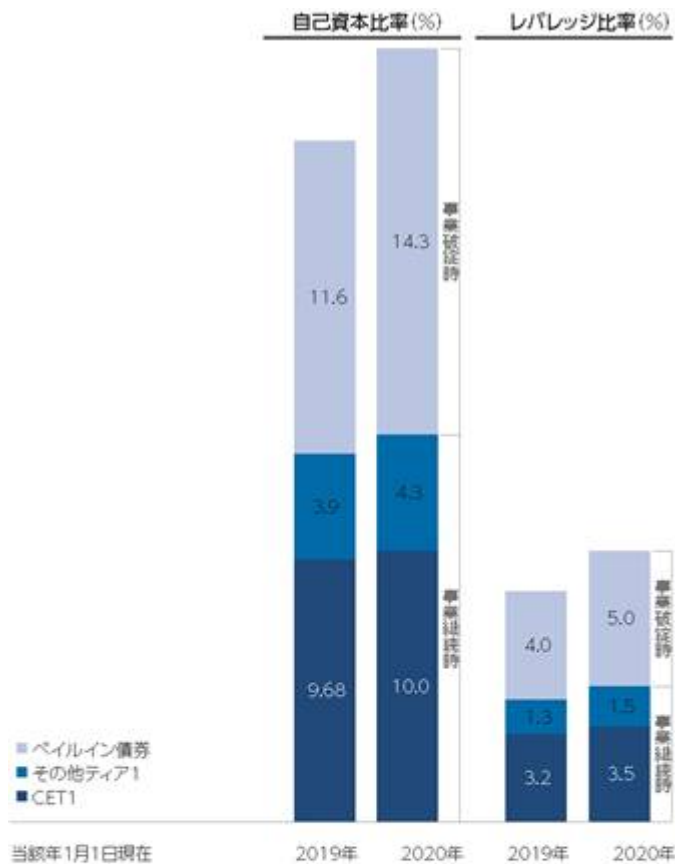
2013年12月、FINMAは、システム上関連する機関として、単体ベースでの当行（以下、「当行（親会社）」という。）並びにそれぞれ連結ベースでの当行及び当グループに対する自己資本規制を定める命令（以下、「2013年FINMA令」という。）を発した。

2017年10月、FINMAは、当行（親会社）の規制資本要件に関する追加の命令（以下、「2017年FINMA令」という。）を発し、子会社に対する投資について自己資本上の取扱いを定めた。この命令は、2013年FINMA令の一定の側面を部分的に置き換えたが、同命令のそれ以外の側面はすべて引き続き有効である。変更の目的は、関連する国際的な枠組みとより同等で、かつスイスのすべての銀行に適用される基本的な枠組みの適用除外又は修正に依存しない、当行（親会社）のための自己資本比率の枠組みを作ることである。この変更は、当行（親会社）に対する事業継続時資本要件にのみ適用される。かかる要件は、RWAの14.3%に達しており、うち最低10%はCET1要素で、残りの部分については4.3%を上限としてその他ティア1資本（ハイ・トリガー資本性商品を含む。）で充足されるものであった。カウンターシクリカル・バッファによる追加効果は、CET1の最低要素に影響を及ぼす。事業継続時要件の下では、スイス国内レバレッジ比率は5%でなければならず、うち最低3.5%はCET1要素で、残りの部分については1.5%を上限としてその他ティア1資本（ハイ・トリガー資本性商品を含む。）で充足される。当グループの要件とは異なり、当行（親会社）の資本及びレバレッジの要件は移行期間の適用を受けない。

2017年FINMA令では、当行（親会社）は、子会社に対する直接投資及び間接投資の両方につきリスク加重することが求められており、当初のリスク加重は200%に設定されている。2019年以降、これらのリスク加重は、スイス国内の子会社に対する参加持分については250%、海外の子会社に対する参加持分については400%に向けて、10年間にわたり徐々に上昇し始めている。2019年に、スイス国内の子会社に対する参加持分については205%、海外の子会社に対する参加持分については220%のリスク加重となった。

2017年FINMA令はまた、当行（親会社）の子会社に対する投資について現行のポートフォリオ評価方法から個別評価方法とするという、適用可能なスイス銀行規則に基づく会計基準の変更から生じるCET1資本への影響に対して、調整（規制フィルターと呼ばれる。）を適用しており、これは2019年12月31日付で実施された。会計処理とは対照的に、規制フィルターにより、クレディ・スイスは、当行（親会社）がポートフォリオ評価手法を維持したかのように規制資本基盤を測定することが可能となっている。規制フィルターは、規制資本に適用されるポートフォリオ評価方法と比較して、個別評価方法に基づく方法上の評価損失の戻入を認めているため、結果として、個別評価方法に基づく方法上の評価損失は戻し入れられ、当行（親会社）のCET1資本及びリスク加重の対象となる当行（親会社）の参加持分価値は高まることとなる。

クレディ・スイスのスイス国内資本及びレバレッジの段階的導入の要件



資本要素(%)	2019年	2020年	2019年	2020年
CET1-最低	4.9	4.5	1.7	1.5
その他ティア1-最高	3.1	3.5	1.3	1.5
最低要素	8.0	8.0	3.0	3.0
CET1-最低	4.78	5.5	1.5	2.0
その他ティア1-最高	0.8	0.8	0.0	0.0
バッファー要素	5.58	6.3	1.5	2.0
事業継続時	13.58	14.3	4.5	5.0
うち基本要件	12.86	12.86	4.5	4.5
うちサーチャージ	0.72	1.44	0.0	0.5
事業破綻時	11.6	14.3	4.0	5.0
うち基本要件	10.52	12.86	3.625	4.5
うちサーチャージ	1.08	1.44	0.375	0.5
総損失吸収力	25.18	28.6	8.5	10.0

カウンターシクリカル・バッファーの影響並びに破綻処理可能性及び事業破綻時資本として認識される一定のティア2ロー・トリガー商品に対するリポートを含まない。

2019年度末現在、当グループ及び当行のスイス国内カウンターシクリカル・バッファーは、541百万スイス・フラン（CET1資本の0.2%に相当する。）であり、求められる拡大されたカウンターシクリカル・バッファーは重要ではなかった。2019年度末現在、破綻処理可能性に対するリポートは、当グループ及び当行の自己資本比率に関しては1.856%で、事業破綻時要件は9.744%となり、またレバレッジ比率に関しては0.64%で、事業破綻時レバレッジ要件は3.36%となった。

その他の要件

スイスにおける要件には、RWAの最大2.5%をCET1資本の形態で維持することを銀行に求めるBISのカウンターシクリカル・バッファーに基づく、拡大されたカウンターシクリカル・バッファーが含まれる。拡大されたカウンターシクリカル・バッファーは、貸出残高の伸びが過剰であり、システム全体のリスクの増大につながると判断された場合に、国の規制当局によって課される要件に関連するものである。

スイス連邦参事会は、スイスについてBISカウンターシクリカル・バッファを発動していないが、その代わりに、銀行に対して、スイスにおいて住宅財産に対して融資する抵当貸付に係る自己のRWAの2%の金額のCET1資本を保有するよう求めている（以下、「スイス国内カウンターシクリカル・バッファ」という。）。

FINMAの要件には、スイスにおいて所有者が占有している住宅財産に融資するための抵当貸付について、資本費用（以下、「モーゲージ乗数」という。）が含まれており、これは2019年1月1日までに段階的に導入された。モーゲージ乗数は、BIS及びFINMAの両要件について適用されるものである。

その他の規制上の開示

バーゼルⅢの実施に関して、当グループ及びその子会社の一部は、一定の規制上の開示が要求される。当グループの第3の柱の開示、規制上の開示、資本性商品に関する追加の情報（適格資本ベース及び総損失吸収力リソースの一部を構成する規制目的上の資本性商品及び総損失吸収力適格商品の主な特徴及びその条件を含む。）、G-SIBの財務指標、数値調整要件、レバレッジ比率及び一定の流動性についての開示、並びに子会社の規制上の開示については、当グループのウェブサイトでご覧することができる。

規制の進展

2019年1月、BCBSは、市場リスクのための最低自己資本要件に対する改訂を公表した。これには、内部モデル手法及び標準的手法に対する変更が含まれる。改訂には、トレーディング勘定と銀行勘定の境界の定義に対する変更も含まれている。改訂後の基準は、2022年1月に発効する予定である。

2019年6月、BCBSは、第3の柱の枠組みの一環として、顧客清算デリバティブ取引のレバレッジ比率、規制上の取扱いに関する枠組みの見直し及びレバレッジ比率開示要件の見直しを公表した。顧客清算デリバティブ取引の取扱いに関する見直しは、顧客清算デリバティブ取引のレバレッジ比率の計測と、リスクベースの所要自己資本に適用されるカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーの計測に係る標準的手法との整合性を図ることを目的としている。さらに、見直し後のレバレッジ比率開示要件には、銀行が証券金融取引の四半期末残高及び日次平均残高に基づいてレバレッジ比率を開示する追加的な義務が定められた。いずれも2022年1月1日から施行されるレバレッジ比率基準に適用される。

2019年8月、FINMAは、投資不動産に対する抵当貸付の分野におけるスイス銀行協会による改訂自主規制を、自己資本規則に基づく拘束力のある最低基準として認識した。改訂自主規制は2020年1月1日に発効しており、借入人に対して、適用ある借入比率の少なくとも25%（以前要求されていた10%に代えて）の最低頭金を提供すること及び最大10年以内（従前の最大15年に代えて）に借入比率の3分の2に相当する抵当貸付の部分を返済することを義務付けている。改正後の規則は、新規貸付組成（貸付の増額を含む。）にのみ適用され、2019年12月31日現在の既存の貸付又は所有者居住用不動産に関する既存の基準に対しては適用されない。

2019年11月、スイス連邦参事会は、自己資本規則を改正した。更新後の基準は2020年1月に発効しており、以下の要素が含まれている。

- ・改訂後の自己資本規則では、TLAC制度に基づく既存の事業継続時要件を補完するものとして、当行（親会社）に対する新たな事業破綻時要件が導入された。事業破綻時要件は、リストラクチャリング・シナリオにおいて損失を吸収するために設計されたバイルイン債券によって主に充足する必要がある。これらのバイルイン債券は、当行（親会社）が当グループに対して内部的に発行する。
- ・クレディ・スイス（シュヴァイツ）AGの最低事業破綻時資本要件に変更がある。事業破綻時資本要件は、事業継続時資本要件の62%相当である。
- ・事業破綻時資本要件に関連して、その他の一定の変更がある。これには、満期前2年間に認識された金額に関連するバイルイン債券の適格性を定義するための基準の変更、国内総生産を反映するためのレバレッジ・エクスポージャーに基づくサーチャージ要件の基準値の引き上げが含まれる。

・第三者銀行が発行するベイルイン債券の保有に係る取扱いの改訂がある。

2020年1月1日付で、信用リスクの資本要件に対する一定の改訂が発効した。この改訂は、ファンド及び集中清算機関のポジションに対する持分投資、並びにデリバティブについての新たなカウンターパーティ信用リスクに対する標準的アプローチ（SA-CCR）に関連している。

2020年1月、FINMA及びクレディ・スイスは、無担保貸出金に由来するクレディ・スイス・グループAGに対するクレディ・スイス・エイ・ジーのエクスポージャー純額の大部分について、クレディ・スイス・エイ・ジーの追加の事業破綻時資本によりカバーするものとするに合意した。クレディ・スイス・グループAGは、そのシングル・ポイント・オブ・エントリーのベイルイン戦略を支えて、追加の資金を利用可能にすることを義務付けられている。これらの追加資金は、適格な事業破綻時の能力を構成する。ただし、上記のクレディ・スイス・エイ・ジーのエクスポージャー純額が当該資金でカバーされている場合にはその範囲で、クレディ・スイス・エイ・ジー又はクレディ・スイス・グループAGレベルでの企業破綻時資本比率の計算において適格とはならない。

資本性商品

偶発転換資本性商品

当グループは、当グループの資本要件を満たすよう、ハイ・トリガー資本性商品及びロー・トリガー資本性商品を発行した。当グループのハイ・トリガー商品は、一定の特定トリガー事象が生じた場合に、普通株式に強制的に転換されるか、又はその元本金額がゼロに減額される。かかる事象には、当グループのCET1比率が7%（又は適用されるこれより低い最低基準）を下回った場合、或いはFINMAが、当グループが支払不能若しくは破産、重大な額の債務の支払不能又はその他の同様の状態に陥ることを防ぐため、転換が必要であると判断した場合又は当グループに対する公的機関からの資本支援が必要であると判断した場合が含まれる。当グループの求めに応じ、FINMAが一定の状況が存在するため転換は必要ないと認めた場合に限り、転換は行われず。ハイ・トリガー商品は、ロー・トリガー資本性商品を含む当グループのその他の資本性商品に先んじて損失を吸収するよう設計されている。ロー・トリガー資本性商品の特徴は以下に記載する。コンティンジェント・キャピタル報奨は、普通株式に転換することはないが、トリガーイベントが生じた際にはゼロに減額される。

ハイ・トリガー資本金額

当グループの発行済資本性商品の一部についての自己資本比率に応じた減額トリガーは、トリガーの特徴の一部として相対的により高い自己資本比率を設定している他の発行済資本性商品が当該資本性商品の減額に先立ち株式に転換又は減額されることが見込まれるという事実を考慮している。かかる株式への転換又は減額により見込まれる追加資本の額は、ハイ・トリガー資本金額と呼ばれている。

トリガー比率が5.125%であり、ロー・トリガー資本性商品として認められている以下のティア1資本証券（以下、総称して「ティア1資本証券」という。）が、2019年12月31日現在において発行済みである。

- ・2.5十億米ドル6.25%利付ティア1資本証券
- ・2.25十億米ドル7.5%利付ティア1資本証券

トリガー比率が5%であり、ロー・トリガー資本性商品として認められている以下のティア2資本証券（以下、総称して「ティア2資本証券」という。）が、2019年12月31日現在において発行済みである。

- ・2.5十億米ドル6.5%利付ティア2資本証券
- ・1.25十億ユーロ5.75%利付ティア2資本証券

発行

	通貨	発行時 額面 (百万)	利率 (%)	種類	満期年
発行—早期償還条項付ベイルイン商品					

2019年度第1四半期	米ドル	120	-	ゼロクーポンアクリーティング上位社債	2049
	米ドル	120	-	ゼロクーポンアクリーティング上位社債	2049
	米ドル	100	-	ゼロクーポンアクリーティング上位社債	2049
	米ドル	1,050	フロア付き 変動	上位社債	2024
2019年度第2四半期	米ドル	100	フロア付き 変動	上位社債	2023
	米ドル	130	-	ゼロクーポンアクリーティング上位社債	2049
	ユーロ	100	1.59 ¹	上位社債	2030
	ユーロ	1,000 ²	1.0	上位社債	2027
	米ドル	130	-	ゼロクーポンアクリーティング上位社債	2049
2019年度第3四半期	ユーロ	500 ²	1.0	上位社債	2027
	ユーロ	1,000	0.65	上位社債	2029
	米ドル	2,000	2.593	上位社債	2025
2020年度第1四半期	ユーロ	1,250	0.65	上位社債	2028
	米ドル	280	-	ゼロクーポンアクリーティング上位社債	2060
発行者ハイ・トリガー資本性商品					
2019年度第2四半期	シンガポール・ ドル	750	5.625	永久ティア1 コンティンジェント資本証券	-
2019年度第3四半期	米ドル	1,750	6.375	永久ティア1 コンティンジェント資本証券	-
	スイス・フラン	525	3.0	永久ティア1 コンティンジェント資本証券	-
2020年度第1四半期	米ドル	1,000	5.1	永久ティア1 コンティンジェント資本証券	-

(注1) 1.19%にステップダウンする。

(注2) 2019年度第2四半期に、当グループは、1,000百万ユーロ2027年満期1.0%利付早期償還条項付上位社債を発行した。2019年7月、募集が再開され、元本総額が1,000百万ユーロから1,500百万ユーロに増額された。

ティア1資本証券及びティア2資本証券の各シリーズは、ロー・トリガー資本性商品として認められており、減額条項がある。これは、特定のトリガー事由が発生した場合には、当該証券の元本全額は恒久的にゼロに減額されることを意味する。これらの事由は、当グループのCET1比率がその他の既発行の資本性商品を考慮した下記の追加比率と合計で、ティア1資本証券については5.125%未満及びティア2資本証券については5%未満となった場合に発生する。FINMAが、当グループの要請により一定の事情が存在し、減額の必要がないと判断しない限り減額は避けられない。資本証券は、当グループに存続不能の事由が生じた場合にも減額され、当該事由は、FINMAが当グループが支払不能若しくは破産、重大な額の債務の支払不能又はその他の同様の状態に陥ることを防ぐため、減額が必要であると判断した場合又は公的機関による特別な資本援助が必要であると判断した場合に発生する。

CET1比率が5.125%を下回った場合をトリガー事由とする資本性商品については、いずれも2019年度末現在で、ハイ・トリガー資本金額は8.3十億スイス・フランであり、ハイ・トリガー資本比率（ハイ・トリガー資本金額の当グループのすべてのRWAの合計額に対する比率）は2.9%であった。

CET1比率が5%を下回った場合をトリガー事由とする資本性商品については、いずれも2019年度末現在で、ハイ・トリガー資本金額は13.0十億スイス・フランであり、ハイ・トリガー資本比率は4.5%であった。

BIS資本指標

BIS資本指標－当グループ

期末	段階的導入			ルックスルー		
	2019年度	2018年度	増減率(%)	2019年度	2018年度	増減率(%)
資本及びリスク加重資産（百万スイス・フラン）						
CET1資本	36,774	35,824	3	36,774	35,824	3
ティア1資本	49,791	46,040	8	49,791	46,040	8
適格資本合計	53,038	50,239	6	52,725	49,548	6
リスク加重資産	290,463	284,582	2	290,463	284,582	2
自己資本比率（%）						
CET1比率	12.7	12.6	-	12.7	12.6	-
ティア1比率	17.1	16.2	-	17.1	16.2	-
総自己資本比率	18.3	17.7	-	18.2	17.4	-

適格資本—当グループ

期末	段階的導入			ルックスルー		
	2019年度	2018年度	増減率(%)	2019年度	2018年度	増減率(%)
適格資本 (百万スイス・フラン)						
株主持分合計	43,644	43,922	(1)	43,644	43,922	(1)
規制上の調整額 ¹	(247)	(643)	(62)	(247)	(643)	(62)
段階的導入の調整額						
のれん ²	(4,848)	(4,762)	2	(4,848)	(4,762)	2
その他の無形資産 ²	(38)	(47)	(19)	(38)	(47)	(19)
将来収益に依拠する繰延税金資産	(1,465)	(1,647)	(11)	(1,465)	(1,647)	(11)
予想損失引当金不足額	(458)	(461)	(1)	(458)	(461)	(1)
公正価値で測定される負債における自己の信用 の変動による利益／(損失)	2,911	804	262	2,911	804	262
確定給付型年金資産 ²	(2,263)	(1,374)	65	(2,263)	(1,374)	65
自社株式への投資	(426)	(32)	-	(426)	(32)	-
その他の調整額 ³	(36)	64	-	(36)	64	-
段階的導入の調整額	(6,623)	(7,455)	(11)	(6,623)	(7,455)	(11)
CET1資本	36,774	35,824	3	36,774	35,824	3
ハイ・トリガー資本性商品 (トリガー7%)	8,310	5,615	48	8,310	5,615	48
ロー・トリガー資本性商品 (トリガー5.125%)	4,707	4,601	2	4,707	4,601	2
その他ティア1資本	13,017	10,216	27	13,017	10,216	27
ティア1資本	49,791	46,040	8	49,791	46,040	8
ティア2ロー・トリガー資本性商品 (トリガー 5%)	2,934	3,508	(16)	2,934	3,508	(16)
段階的廃止の対象となるティア2商品	313	691	(55)	-	-	-
ティア2資本	3,247	4,199	(23)	2,934	3,508	(16)
適格資本合計	53,038	50,239	6	52,725	49,548	6

(注1) 累積未払配当金を含む、段階的導入の対象ではない規制上の調整額を含む。

(注2) 繰延税金負債控除後。

(注3) キャッシュ・フロー・ヘッジ準備金を含む。

資本変動—当グループ

	段階的導入		ルックスルー	
	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度
CET1資本 (百万スイス・フラン)				
期首残高	35,824	36,711	35,824	34,824
株主に帰属する当期純利益	3,419	2,024	3,419	2,024
外貨換算の影響	(985) ¹	(308)	(985)	(266)
段階的導入要件に関する控除の影響	-	(1,843)	-	-
株式買戻しプログラムに基づく株式の買戻し	(1,000)	-	(1,000)	-
繰延税金資産の規制上の調整額	157	586	157	586
公正価値で測定される金融負債における自己の信用の規制上の調整額	104	(199)	104	(199)
その他 ²	(745)	(1,147)	(745)	(1,145)
期末残高	36,774	35,824	36,774	35,824
その他ティア1資本 (百万スイス・フラン)				
期首残高	10,216	14,771	10,216	12,438
外貨換算の影響	(204)	109	(204)	97
段階的導入要件に関する控除の影響	-	445	-	0
発行	2,796	3,713	2,796	3,713
償還	0	(9,081)	0	(6,139)
その他	209	259	209	107
期末残高	13,017	10,216	13,017	10,216
ティア2資本 (百万スイス・フラン)				
期首残高	4,199	5,214	3,508	4,127
外貨換算の影響	(87)	(53)	(83)	(39)
段階的導入要件に関する控除の影響	-	50	-	0
その他 ³	(865)	(1,012)	(491)	(580)
期末残高	3,247	4,199	2,934	3,508
適格資本 (百万スイス・フラン)				
期末残高	53,038	50,239	52,725	49,548

(注1) 米国GAAP上の累積的外貨換算調整及び規制上のCET1調整に対する外貨換算の影響を含む。

(注2) 未払配当金の影響額、株式報酬及び年金の純影響額、並びにその他の規制上の調整額の変動 (例えばのれん) を含む。

(注3) 主に、商品の満期が近づいてきたことによる所定の減価償却要件の影響を反映している。

当グループのCET1比率は、2018年度末現在の12.6%に対して、2019年度末現在は12.7%であった。これは、CET1資本の増加及びRWAの微増によるものであった。当グループのティア1比率は、2018年度末現在の16.2%に対して、2019年度末現在は17.1%であった。当グループの総自己資本比率は、2018年度末現在の17.7%に対して、2019年度末現在は18.3%であった。

CET1資本は、2018年度末現在の35.8十億スイス・フランに対して、2019年度末現在は36.8十億スイス・フランであった。CET1は、主に株主に帰属する純利益による影響を受けたが、株式買戻しプログラムに基づく株式の買戻し、外貨換算のマイナスの影響及び未払配当金により一部相殺された。

その他ティア1資本は、2018年度末現在の10.2十億スイス・フランに対して、2019年度末現在は13.0十億スイス・フランであった。これは、ハイ・トリガーその他ティア1資本証券の発行を主に反映したものであった。

ティア2資本は、2018年度末現在の4.2十億スイス・フランに対して、2019年度末現在は3.2十億スイス・フランであった。これは主に、商品の満期が近づいてきたことによる所定の減価償却要件の影響によるものであった。

適格資本合計は、2018年度末現在の50.2十億スイス・フランに対して、2019年度末現在は53.0十億スイス・フランであった。これは、その他ティア1資本及びCET1資本の増加を主に反映したものであった。

リスク加重資産

当グループの貸借対照表ポジション及びオフバランス・エクスポージャーはRWAに換算され、当該RWAは、信用リスク、市場リスク及びオペレーショナル・リスクのRWAに分類される。RWAを評価する際には、額面通りの規模ではなく、RWAを決定する貸借対照表ポジション又はオフバランス・エクスポージャーの性質（担保又はヘッジ等によるリスク軽減を含む。）によって評価される。

信用リスクのRWAは、借手若しくは取引先がその金融債務を履行できない結果、又は借手若しくは取引先の信用が悪化した結果被る可能性のある損失に係る必要資本を反映している。バーゼルⅢの下では、一部の規制資本の調整はCET1資本の水準（以下、「基準値」という。）により決定される。基準値を超える金額は、CET1資本から控除され、基準値以下の金額に対してリスクが加重される。かかる基準値調整の対象となるRWAは、信用リスクのRWAに含まれる。信用リスクに関連する資本要件を測定するために、当グループは、先進的内部格付ベース（以下、「A-IRB」という。）の手法の使用につき、FINMAによる承認を受けた。信用リスクを測定するためのA-IRB手法の下では、リスク加重は、デフォルト確率（以下、「PD」という。）、デフォルト時損失率（以下、「LGD」という。）及び有効な満期に関する内部リスクパラメーターを使用して決定される。デフォルト時エクスポージャー（以下、「EAD」という。）は、貸借対照表評価から又はモデルの利用により算出される。取引先信用リスクの資本要件について、当グループは、先進的信用評価調整（以下、「CVA」という。）を実施している。先進的CVAは、取引先の信用スプレッドの変動により生じることが予想される取引先リスクにおける値洗い損失リスクを対象とする。

市場リスクのRWAは、貸借対照表項目及びオフバランス項目の両方に固有の市場の動向に対応した金融商品の公正価値における潜在的な変動に関する資本要件を反映している。市場リスクに関する資本要件の計算には、内部モデル手法及び標準的手法が使用される。FINMA規制資本を目的としたバーゼルの枠組みにおいて、当グループは、リスクの増加費用（以下、「IRC」という。）、ストレス時のバリュエーション・アット・リスク（以下、「VaR」という。）及び非VaRリスク（以下、「RNIV」という。）を含むリスク測定モデルを実施した。

IRCは、トレーディング勘定におけるポジションに係るデフォルト及び遷移リスクに対する規制上の資本費用であり、ストレス時のVaRを含むVaRモデル化の枠組みに適用される追加基準を補完することを目的としている。ストレス時のVaRは、重大な財政困難に関連する1年間の観察期間を考慮して当グループの現在のポートフォリオに対するVaR計算を再現し、市場リスクに対する最低資本要件の景気変動増幅効果の削減に役立つ。RNIV及びストレス時のRNIVとは、一定のベシス・リスク、高次リスク及びクロス・リスクなど、当グループのVaRモデ

ル内で現在適用されていないリスクのことである。

資本目的上、FINMAは、BISの定める要件に従って、先行する12ヶ月連続の期間において4例を超える規制VaRバックテストの例外がある場合はそのそれぞれについて、市場リスク資本の増加を課す乗数を使用する。2019年度において、当グループの市場リスク資本乗数は、FINMA及びBISの最低値に留まったため、当グループの市場リスク資本は増加しなかった。

オペレーショナル・リスクのRWAは、不適切若しくは失敗した内部プロセス、人員及びシステム又は外部要因から生じる損失のリスクに係る必要資本を反映している。オペレーショナル・リスクに関する資本要件の計算について、当グループは、先進的計測手法（以下、「AMA」という。）の使用につき、FINMAの承認を得た。オペレーショナル・リスクを測定するためのAMAに基づき、当グループは、事象モデルを使用して、当グループの主要なオペレーショナル・リスクを説明する重要なシナリオを特定した。

リスク加重資産—当グループ

2019年12月31日現在(十億スイス・フラン)



(注1) 主にトレーディング資産、投資証券及びその他の投資が含まれる。

(注2) 中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券並びに中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券が含まれる。

リスク加重資産—当グループ

期末	スイス・ユ ニバーサ ル・バンク 部門	インターナ ショナル・ ウェルス・ マネジメン ト部門	アジア太平 洋部門	グローバ ル・マー ケッツ 部門	インベスト メント・バ ンキング& キャピタ ル・マー ケッツ部門	ストラテ ジック・リ ゾリューション・ ユニット ¹⁾	コーポレー ト・ センター ¹⁾	当グループ
2019年度(百万スイス・フラン)								
信用リスク	66,307	29,441	26,436	36,806	19,565	-	28,398	206,953
市場リスク	977	1,490	3,010	7,480	97	-	2,138	15,192
オペレーショナル・リスク	11,058	12,857	7,182	12,491	3,897	-	20,833	68,318
リスク加重資産	78,342	43,788	36,628	56,777	23,559	-	51,369	290,463
2018年度(百万スイス・フラン)								
信用リスク	63,280	26,604	27,102	35,380	20,498	5,834	16,201	194,899
市場リスク	1,315	1,669	3,507	9,158	200	1,305	1,489	18,643
オペレーショナル・リスク	11,880	11,843	6,547	14,478	3,492	10,787	12,013	71,040
リスク加重資産	76,475	40,116	37,156	59,016	24,190	17,926	29,703	284,582

(注1) 2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは、現在はアセット・リゾリューション・ユニットで管理され、コーポレート・センターにおいて個別に開示されている。

リスク加重資産の変動

RWAは、2018年度末現在の284.6十億スイス・フランから2%増加し、2019年度末現在は290.5十億スイス・フランであった。これは、主に、信用リスクにおける外部のモデル及びパラメーターの更新、リスクレベルの変動並びに手法及び方針の変更に関連する増加によるものであった。これらの増加は、市場リスクにおける外貨換算

のマイナスの影響、リスクレベルの低下並びに内部のモデル及びパラメーターの更新における減少により一部相殺された。

外貨換算の影響を除くと、信用リスクの増加は、主に、外部のモデル及びパラメーターの更新、勘定の規模に帰属するリスクレベルの変動並びに手法及び方針の変更における増加によるものであり、勘定の質に帰属するリスクレベルの低下により一部相殺された。外部のモデル及びパラメーターの更新は、全部門における一定の貸出金についてのモデル・アプローチから標準化アプローチへの強制的な変更の段階的な影響、スイス・ユニバーサル・バンク部門における住宅用不動産ローンに関連する強制的な調整、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門における船舶金融格付モデルに関連する強制的なバッファ、並びにインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門、コーポレート・センター及びグローバル・マーケット部門における一定のヘッジ取引の認識中止の影響を主に反映したものであった。また、これには、いずれもスイス・ユニバーサル・バンク部門内の収益性不動産（以下、「IPRE」という。）及び非IPREエクスポージャーに対する乗数の追加的な段階的導入、並びにインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門、グローバル・マーケット部門及びアジア太平洋部門における一定のインベストメント・バンキングの法人エクスポージャーに対する乗数の段階的導入も含まれていた。勘定の規模に帰属するリスクレベルの変動は、主として、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門、スイス・ユニバーサル・バンク部門、グローバル・マーケット部門及びアジア太平洋部門における株式エクスポージャーの増加、並びにストレス・ウィンドウ水準調整の定期的な更新に関連する大部分の部門における増加によるものであり、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門における証券化構造からの減少により一部相殺された。手法及び方針の変更による増加は、リースに関する新たな会計基準の影響を反映していた。勘定の質に帰属するリスクレベルの低下は、主に、グローバル・マーケット部門におけるデリバティブの減少によるものであった。

外貨換算の影響を除くと、市場リスクにおける減少は、主に、リスクレベルの変動並びに内部のモデル及びパラメーターの更新によるものであった。リスクレベルの減少は、主にインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門、グローバル・マーケット部門及びコーポレート・センターにおけるものであり、主にグローバル・マーケット部門及びアジア太平洋部門におけるストレス・ウィンドウ水準調整の定期的な更新による増加により一部相殺された。内部のモデル及びパラメーターの更新における減少は、主にRNIV手法の改良によるものであった。

外貨換算の影響を除くと、オペレーショナル・リスクの減少は、主に、先進的計測手法モデルの年間調整に関連する内部のモデル及びパラメーターの更新によるものであった。また、内部のモデル及びパラメーターの更新は、更新されたオペレーショナル・リスク配分表が、グローバル・マーケット部門、コーポレート・センター及びスイス・ユニバーサル・バンク部門におけるオペレーショナル・リスクに関連するRWAの減少をもたらしたが、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門、アジア太平洋部門及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門に関連するRWAの増加により相殺されたことを反映している。

外貨換算の影響2.2十億スイス・フランは、当グループの資本利用をそのリスクの基礎通貨とより良く整合させるため、オペレーショナル・リスクに関連するRWAをスイス・フランではなく米ドルで計算するという2019年度第4四半期における決定に関連していた。

リスクの種類別のリスク加重資産の変動－当グループ

2019年度	スイス・ユニバーサル・バンク部門	インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門	アジア太平洋部門	グローバル・マーケット部門	インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門	ストラテジック・リゾリューション・センター ¹	コーポレート・センター ¹	合計
信用リスク（百万スイス・フラン）								
期首残高	63,280	26,604	27,102	35,380	20,498	5,834	16,201	194,899
振替	-	-	-	-	-	(5,834)	5,834	-
外貨換算の影響	(360)	(488)	(509)	(1,112)	(468)	-	(365)	(3,302)

リスクレベルの変動	914	1,831	(422)	1,460	(1,561)	-	2,992	5,214
うち信用リスク-勘定の規模 ²	761	1,819	(684)	2,665	(1,111)	-	2,907	6,357
うち信用リスク-勘定の質 ³	153	12	262	(1,205)	(450)	-	85	(1,143)
モデル及びパラメーターの更新-内 部 ⁴	(47)	242	(284)	(36)	(22)	-	(8)	(155)
モデル及びパラメーターの更新-外 部 ⁵	2,520	1,252	549	1,114	1,118	-	564	7,117
手法及び方針の変更 ⁶	0	0	0	0	0	-	3,180	3,180
期末残高	66,307	29,441	26,436	36,806	19,565	-	28,398	206,953
市場リスク (百万スイス・フラン)								
期首残高	1,315	1,669	3,507	9,158	200	1,305	1,489	18,643
振替	-	-	-	-	-	(1,305)	1,305	-
外貨換算の影響	(14)	(23)	(48)	(194)	(2)	-	(35)	(316)
リスクレベルの変動	(304)	(810)	93	(666)	10	-	(479)	(2,156)
モデル及びパラメーターの更新-内 部 ⁴	(20)	654	(542)	(806)	(6)	-	(28)	(748)
モデル及びパラメーターの更新-外 部 ⁵	0	0	0	(12)	(105)	-	(114)	(231)
期末残高	977	1,490	3,010	7,480	97	-	2,138	15,192
オペレーショナル・リスク (百万ス イス・フラン)								
期首残高	11,880	11,843	6,547	14,478	3,492	10,787	12,013	71,040
振替	-	-	-	-	-	(10,787)	10,787	-
外貨換算の影響	(349)	(406)	(227)	(394)	(123)	-	(658)	(2,157)
リスクレベルの変動	11	11	34	(55)	0	-	(22)	(21)
モデル及びパラメーターの更新-内 部 ⁴	(484)	1,409	828	(1,538)	528	-	(1,287)	(544)
期末残高	11,058	12,857	7,182	12,491	3,897	-	20,833	68,318
合計 (百万スイス・フラン)								
期首残高	76,475	40,116	37,156	59,016	24,190	17,926	29,703	284,582
振替	-	-	-	-	-	(17,926)	17,926	-
外貨換算の影響	(723)	(917)	(784)	(1,700)	(593)	-	(1,058)	(5,775)
リスクレベルの変動	621	1,032	(295)	739	(1,551)	-	2,491	3,037
モデル及びパラメーターの更新-内 部 ⁴	(551)	2,305	2	(2,380)	500	-	(1,323)	(1,447)
モデル及びパラメーターの更新-外 部 ⁵	2,520	1,252	549	1,102	1,013	-	450	6,886
手法及び方針の変更 ⁶	0	0	0	0	0	-	3,180	3,180
期末残高	78,342	43,788	36,628	56,777	23,559	-	51,369	290,463

- (注1) 2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは、現在はアセット・リゾリューション・ユニットで管理され、コーポレート・センターにおいて個別に開示されている。
- (注2) ポートフォリオの規模の変動を表す。
- (注3) 信用リスククラス全体の平均リスク加重の変動を表す。
- (注4) 内部的に行われるモデルの更新及びクレディ・スイス固有のモデル・パラメーターの再調整による変動を表す。
- (注5) 外部から命じられたモデルの更新及びクレディ・スイス固有のモデル・パラメーターの再調整による変動を表す。
- (注6) クレディ・スイスに特化していない会計並びにエクスポージャーの分類及び処理方針に対する外部から命じられた規制上の手法及び方針の変更から生じる変動を表す。

レバレッジ指標

クレディ・スイスは、BCBSが公表しFINMAによりスイス国内で実施されたBISのレバレッジ比率の枠組みを採用した。BISの枠組みの下では、レバレッジ比率は、ティア1資本を期末エクスポージャーと比較して測定するものである。本書では、レバレッジ・エクスポージャーは、期末の貸借対照表上の資産及び所定の規制上の調整額により構成されている。

レバレッジ・エクスポージャーは、2018年度末現在の881.4十億スイス・フランから3%増加し、2019年度末現在は910.0十億スイス・フランであった。レバレッジ・エクスポージャーの増加は、主に、当グループの連結貸借対照表における増加によるものであり、かかる増加は、営業活動の増加が外国為替換算のマイナスの影響により一部相殺されたことを主に反映したものであった。

ルックスルー・レバレッジ・エクスポージャー—当グループ

期末	2019年度	2018年度

レバレッジ・エクスポージャー（百万スイス・フラン）		
スイス・ユニバーサル・バンク部門	264,987	255,480
インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門	100,664	98,556
アジア太平洋部門	115,442	106,375
グローバル・マーケット部門	257,407	245,664
インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門	42,590	40,485
ストラテジック・リゾリューション・ユニット ¹	-	29,579
コーポレート・センター ¹	128,904	105,247
レバレッジ・エクスポージャー	909,994	881,386

(注1) 2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。
2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは、現在はアセット・リゾリューション・ユニットで管理され、コーポレート・センターにおいて個別に開示されている。

BISレバレッジ比率—当グループ

CET1レバレッジ比率は、2018年度末現在の4.1%に対して、2019年度末現在は4.0%であったが、これは、レバレッジ・エクスポージャーの増加を主に反映したものであった。ティア1レバレッジ比率は、2018年度末現在の5.2%に対して、2019年度末現在は5.5%であったが、これは、ティア1資本の増加を主に反映したものであった。

期末	段階的導入			ルックスルー		
	2019年度	2018年度	増減率 (%)	2019年度	2018年度	増減率 (%)
レバレッジ・エクスポージャー（百万スイス・フラン）						
貸借対照表上の資産	787,295	768,916	2	787,295	768,916	2
調整額						
連結範囲の差異及びティア1資本控除 ¹	(14,146)	(12,655)	12	(14,146)	(12,655)	12
デリバティブ金融商品	75,856	73,110	4	75,856	73,110	4
証券金融取引	(29,580)	(32,278)	(8)	(29,580)	(32,278)	(8)
オフバランス・エクスポージャー	90,569	84,293	7	90,569	84,293	7
調整額合計	122,699	112,470	9	122,699	112,470	9
レバレッジ・エクスポージャー	909,994	881,386	3	909,994	881,386	3

(注1) 会計上連結されているが、規制上の連結の範囲外である、銀行、金融、保険又は営利目的の事業体への投資についての調整額及び貸借対照表上の資産に関連するティア1資本控除を含む。

期末	段階的導入			ルックスルー		
	2019年度	2018年度	増減率 (%)	2019年度	2018年度	増減率 (%)
資本及びレバレッジ・エクスポージャー（百万スイス・フラン）						
CET1資本	36,774	35,824	3	36,774	35,824	3
ティア1資本	49,791	46,040	8	49,791	46,040	8
レバレッジ・エクスポージャー	909,994	881,386	3	909,994	881,386	3
レバレッジ比率 (%)						
CET1レバレッジ比率	4.0	4.1	-	4.0	4.1	-
ティア1レバレッジ比率	5.5	5.2	-	5.5	5.2	-

スイス国内指標

スイス国内資本指標

2019年度末現在、当グループのスイス国内CET1資本比率は12.6%、事業継続時資本比率は18.1%、事業破綻時資本比率は13.2%、TLAC比率は31.3%であった。

ルックスルー・ベースでは、2019年度末現在、当グループのスイス国内CET1資本は36.7十億スイス・フランであり、スイス国内CET1比率は12.6%であった。当グループの事業継続時資本は49.8十億スイス・フランであり、事業継続時資本比率は17.1%であった。当グループの事業破綻時資本は41.1十億スイス・フランであり、事業破

純時資本比率は14.1%であった。当グループの総損失吸収力は90.9十億スイス・フランであり、TLAC比率は31.2%であった。

スイス国内資本指標－当グループ

期末	段階的導入			ルックスルー		
	2019年度	2018年度	増減率 (%)	2019年度	2018年度	増減率 (%)
スイス国内資本及びリスク加重資産（百万スイス・フラン）						
スイス国内CET1資本	36,740	35,719	3	36,740	35,719	3
事業継続時資本	52,691	49,443	7	49,757	45,935	8
事業破綻時資本	38,576	35,678	8	41,138	37,909	9
総損失吸収力	91,267	85,121	7	90,895	83,844	8
スイス国内リスク加重資産	291,282	285,193	2	291,282	285,193	2
スイス国内資本比率（%）						
スイス国内CET1比率	12.6	12.5	-	12.6	12.5	-
事業継続時資本比率	18.1	17.3	-	17.1	16.1	-
事業破綻時資本比率	13.2	12.5	-	14.1	13.3	-
TLAC比率	31.3	29.8	-	31.2	29.4	-

スイス国内資本及びリスク加重資産－当グループ

期末	段階的導入			ルックスルー		
	2019年度	2018年度	増減率 (%)	2019年度	2018年度	増減率 (%)
スイス国内資本（百万スイス・フラン）						
CET1資本－BIS	36,774	35,824	3	36,774	35,824	3
スイスの規制による調整 ¹	(34)	(105)	(68)	(34)	(105)	(68)
スイス国内CET1資本	36,740	35,719	3	36,740	35,719	3
その他ティア1ハイ・トリガー資本性商品	8,310	5,615	48	8,310	5,615	48
適用除外資本性商品	7,641	8,109	(6)	4,707	4,601	2
うちその他ティア1ロー・トリガー資本性商品	4,707	4,601	2	4,707	4,601	2
うちティア2ロー・トリガー資本性商品	2,934	3,508	(16)	-	-	-
スイス国内その他ティア1資本	15,951	13,724	16	13,017	10,216	27
事業継続時資本	52,691	49,443	7	49,757	45,935	8
ベイルイン債券	37,172	33,892	10	37,172	33,892	10
段階的廃止の対象となるティア2商品	314	691	(55)	-	-	-
ティア2償却要素	1,090	1,095	0	1,032	509	103
ティア2ロー・トリガー資本性商品	-	-	-	2,934	3,508	(16)
事業破綻時資本	38,576	35,678	8	41,138	37,909	9
総損失吸収力	91,267	85,121	7	90,895	83,844	8
リスク加重資産（百万スイス・フラン）						
リスク加重資産－BIS	290,463	284,582	2	290,463	284,582	2
スイスの規制による調整 ²	819	611	34	819	611	34
スイス国内リスク加重資産	291,282	285,193	2	291,282	285,193	2

(注1) トレーディング勘定外の一部の未実現利益の調整額を含む。

(注2) 主に、信用リスク乗数における差異を含む。

スイス国内レバレッジ指標－当グループ

期末	段階的導入			ルックスルー		
	2019年度	2018年度	増減率 (%)	2019年度	2018年度	増減率 (%)
スイス国内資本及びレバレッジ・エクスポージャー（百万スイス・フラン）						
スイス国内CET1資本	36,740	35,719	3	36,740	35,719	3
事業継続時資本	52,691	49,443	7	49,757	45,935	8
事業破綻時資本	38,576	35,678	8	41,138	37,909	9
総損失吸収力	91,267	85,121	7	90,895	83,844	8
レバレッジ・エクスポージャー	909,994	881,386	3	909,994	881,386	3
スイス国内レバレッジ比率（%）						
スイス国内CET1レバレッジ比率	4.0	4.1	-	4.0	4.1	-
事業継続時レバレッジ比率	5.8	5.6	-	5.5	5.2	-
事業破綻時レバレッジ比率	4.2	4.0	-	4.5	4.3	-
TLACレバレッジ比率	10.0	9.7	-	10.0	9.5	-

四捨五入による不一致が生じる可能性がある。

クレディ・スイスのスイス国内資本及びレバレッジ比率



四捨五入による不一致が生じる可能性がある。カウンターシクリカル・バッファの影響並びに破綻処理可能性及び事業破綻時資本として認識される一定のティア2ロー・トリガー商品に対するリポートを含まない。

スイス国内レバレッジ指標

スイス国内レバレッジ比率で使用するレバレッジ・エクスポージャーは、BISのレバレッジ比率について使用されるレバレッジ・エクスポージャーと同一の期末ベースで測定される。2019年度末現在、当グループのスイス国内CET1レバレッジ比率は4.0%、事業継続時レバレッジ比率は5.8%、事業破綻時レバレッジ比率は4.2%、TLACレバレッジ比率は10.0%であった。ルックスルー・ベースでは、2019年度末現在、当グループのスイス国内CET1レバレッジ比率は4.0%、事業継続時レバレッジ比率は5.5%、事業破綻時レバレッジ比率は4.5%、TLACレバレッジ比率は10.0%であった。

当行の規制上の開示

以下の資本、RWA及びレバレッジの開示が当行に適用される。当行の事業は、資本、RWA及びレバレッジ指標に関連する事業上の要因及び傾向を含め、当グループの事業と実質的に同一である。

BIS資本指標－当行

期末	段階的導入		
	2019年度	2018年度	増減率(%)
資本及びリスク加重資産（百万スイス・フラン）			
CET1資本	41,933	38,915	8
ティア1資本	54,024	48,231	12
適格資本合計	57,271	52,431	9
リスク加重資産	290,843	286,081	2
自己資本比率（%）			
CET1比率	14.4	13.6	-

ティア1比率	18.6	16.9	-
総自己資本比率	19.7	18.3	-

当行のCET1比率は、2018年度末現在の13.6%に対して、2019年度末現在では14.4%であった。これは、CET1資本の増加を主に反映したものであった。当行のティア1比率は、2018年度末現在の16.9%に対して、2019年度末現在では18.6%であった。当行の総自己資本比率は、2018年度末現在の18.3%に対して、2019年度末現在では19.7%であった。

CET1資本は、2018年度末現在の38.9十億スイス・フランに対して、2019年度末現在は41.9十億スイス・フランであった。CET1は、主に株主に帰属する純利益による影響を受けたが、外貨換算のマイナスの影響により一部相殺された。

その他ティア1資本は、2018年度末現在の9.3十億スイス・フランに対して、2019年度末現在は12.1十億スイス・フランであった。これは、ハイ・トリガーその他ティア1資本証券の発行を主に反映したものであった。

適格資本及びリスク加重資産－当行			
期末	段階的導入		
	2019年度	2018年度	増減率(%)
適格資本 (百万スイス・フラン)			
株主持分合計	46,120	45,296	2
規制上の調整額 ¹	(58)	(49)	18
段階的導入された調整額 ²	(4,129)	(6,332)	(35)
CET1資本	41,933	38,915	8
その他ティア1商品	12,091 ³	9,316	30
その他ティア1資本	12,091	9,316	30
ティア1資本	54,024	48,231	12
ティア2ロー・トリガー資本性商品 (5%トリガー)	2,934	3,508	(16)
段階的廃止の対象となるティア2商品	313	692	(55)
ティア2資本	3,247	4,200	(23)
適格資本合計	57,271	52,431	9
リスクの種類別のリスク加重資産 (百万スイス・フラン)			
信用リスク	207,333	196,398	6
市場リスク	15,192	18,643	(19)
オペレーショナル・リスク	68,318	71,040	(4)
リスク加重資産	290,843	286,081	2

(注1) 累積未払配当金を含む、段階的導入の対象ではない規制上の調整額を含む。

(注2) のれん及びその他の無形資産並びに一部の繰延税金資産を含む、2018年以降100%の段階的導入控除を反映している。

(注3) ハイ・トリガー資本性商品及びロー・トリガー資本性商品で構成される。この金額のうち、8.3十億スイス・フランは減額トリガーが自己資本比率7%の資本性商品であり、3.8十億スイス・フランは減額トリガーが自己資本比率5.125%の資本性商品である。

ティア2資本は、2018年度末現在の4.2十億スイス・フランに対して、2019年度末現在は3.2十億スイス・フランであった。これは主に、商品の満期が近づいてきたことによる所定の減価償却要件の影響によるものであった。

当行の適格資本合計は、2018年度末現在の52.4十億スイス・フランに対して、2019年度末現在は57.3十億スイス・フランであった。これは主に、CET1資本及びその他ティア1資本の増加を反映したものであった。

RWAは、2018年度末現在の286.1十億スイス・フランから4.8十億スイス・フラン増加し、2019年度末現在は290.8十億スイス・フランであった。

レバレッジ・エクスポージャー構成要素－当行

段階的導入

期末	2019年度	2018年度	増減率(%)
レバレッジ・エクスポージャー（百万スイス・フラン）			
貸借対照表上の資産	790,459	772,069	2
調整額			
連結範囲の差異及びティア1資本控除 ¹	(11,545)	(11,493)	0
デリバティブ金融商品	75,906	73,258	4
証券金融取引	(29,580)	(32,278)	(8)
オフバランス・エクスポージャー	90,574	84,298	7
調整額合計	125,355	113,785	10
レバレッジ・エクスポージャー	915,814	885,854	3

(注1) 会計上連結されているが、規制上の連結の範囲外である、銀行、金融、保険又は営利目的の事業体への投資についての調整額及び貸借対照表上の資産に関連するティア1資本控除を含む。

BISレバレッジ指標－当行

	段階的導入		
期末	2019年度	2018年度	増減率(%)
資本及びレバレッジ・エクスポージャー（百万スイス・フラン）			
CET1資本	41,933	38,915	8
ティア1資本	54,024	48,231	12
レバレッジ・エクスポージャー	915,814	885,854	3
レバレッジ比率(%)			
CET1レバレッジ比率	4.6	4.4	-
ティア1レバレッジ比率	5.9	5.4	-

スイス国内資本指標－当行

	段階的導入		
期末	2019年度	2018年度	増減率(%)
スイス国内資本及びリスク加重資産（百万スイス・フラン）			
スイス国内CET1資本	41,899	38,810	8
事業継続時資本	56,924	51,634	10
事業破綻時資本	38,574	35,683	8
総損失吸収力	95,498	87,317	9
スイス国内リスク加重資産	291,650	286,682	2
スイス国内資本比率(%)			
スイス国内CET1比率	14.4	13.5	-
事業継続時資本比率	19.5	18.0	-
事業破綻時資本比率	13.2	12.4	-
TLAC比率	32.7	30.5	-

四捨五入による不一致が生じる可能性がある。

スイス国内資本及びリスク加重資産－当行

	段階的導入		
期末	2019年度	2018年度	増減率(%)
スイス国内資本（百万スイス・フラン）			
CET1資本－BIS	41,933	38,915	8
スイスの規制による調整 ¹	(34)	(105)	(68)
スイス国内CET1資本	41,899	38,810	8
その他ティア1ハイ・トリガー資本性商品	8,315	5,624	48
適用除外資本性商品	6,710	7,200	(7)
うちその他ティア1ロー・トリガー資本性商品	3,776	3,692	2
うちティア2ロー・トリガー資本性商品	2,934	3,508	(16)
スイス国内その他ティア1資本	15,025	12,824	17
事業継続時資本	56,924	51,634	10
バイルイン債券	37,170	33,897	10
段階的廃止の対象となるティア2商品	314	691	(55)
ティア2償却要素	1,090	1,095	0

事業破綻時資本	38,574	35,683	8
総損失吸収力	95,498	87,317	9
リスク加重資産（百万スイス・フラン）			
リスク加重資産－BIS	290,843	286,081	2
スイスの規制による調整 ²	807	601	34
スイス国内リスク加重資産	291,650	286,682	2

（注1） トレーディング勘定外の一部の未実現利益の調整額を含む。

（注2） 主に、信用リスク乗数における差異を含む。

スイス国内レバレッジ指標－当行

期末	段階的導入		
	2019年度	2018年度	増減率(%)
スイス国内資本及びレバレッジ・エクスポージャー（百万スイス・フラン）			
スイス国内CET1資本	41,899	38,810	8
事業継続時資本	56,924	51,634	10
事業破綻時資本	38,574	35,683	8
総損失吸収力	95,498	87,317	9
レバレッジ・エクスポージャー	915,814	885,854	3
スイス国内レバレッジ比率(%)			
スイス国内CET1レバレッジ比率	4.6	4.4	-
事業継続時レバレッジ比率	6.2	5.8	-
事業破綻時レバレッジ比率	4.2	4.0	-
TLACレバレッジ比率	10.4	9.9	-

四捨五入による不一致が生じる可能性がある。

株主持分

当グループ

当グループの株主持分合計は、2018年度末現在の43.9十億スイス・フランに対して、2019年度末現在は43.6十億スイス・フランであった。株主持分合計は、信用リスクに関連する公正価値が選択されている債務における損失、累積的外貨換算調整に係る外貨換算関連の変動、株式報酬の決済に関連する取引、株式買戻しプログラムに基づく株式の買戻し及び配当金支払いによりマイナスの影響を受けた。これらの変動は、株主に帰属する純利益及び株式報酬債務の増加によって相殺された。

当行

当行の株主持分合計は、2018年度末現在の45.3十億スイス・フランに対して、2019年度末現在は46.1十億スイス・フランであった。株主持分合計は、株主に帰属する純利益及び株式報酬債務の増加によりプラスの影響を受けた。これらの変動は、信用リスクに関連する公正価値が選択されている債務における損失、累積的外貨換算調整に係る外貨換算関連の変動及び株式報酬の決済に関連する取引によって一部相殺された。

株主持分及び株式指標

期末	当グループ			当行		
	2019年度	2018年度	増減率(%)	2019年度	2018年度	増減率(%)
株主持分（百万スイス・フラン）						
普通株式	102	102	0	4,400	4,400	0
払込剰余金	34,661	34,889	(1)	45,774	45,557	0
利益剰余金	30,634	26,973	14	13,492	10,179	33
自己株式（原価）	(1,484)	(61)	-	-	-	-
その他包括利益／（損失）累計額	(20,269)	(17,981)	13	(17,546)	(14,840)	18
株主持分合計	43,644	43,922	(1)	46,120	45,296	2
のれん	(4,663)	(4,766)	(2)	(3,960)	(4,056)	(2)
その他の無形資産	(291)	(219)	33	(291)	(219)	33
有形株主持分 ¹	38,690	38,937	(1)	41,869	41,021	2

流通発行済株式（百万）						
発行済普通株式	2,556.0	2,556.0	0	4,399.7	4,399.7	0
自己株式	(119.8)	(5.4)	-	-	-	-
流通発行済株式	2,436.2	2,550.6	(4)	4,399.7	4,399.7	0
額面（スイス・フラン）						
額面	0.04	0.04	0	1.00	1.00	0
一株当たり純資産（スイス・フラン）						
一株当たり純資産の合計額	17.91	17.22	4	10.48	10.30	2
一株当たりののれん	(1.91)	(1.87)	2	(0.90)	(0.92)	(2)
一株当たりのその他の無形資産	(0.12)	(0.08)	50	(0.06)	(0.06)	0
一株当たり有形純資産¹	15.88	15.27	4	9.52	9.32	2

（注1） 有形株主持分及び一株当たり有形純資産は、いずれも非GAAPの財務指標であるが、業界アナリスト及び投資家が評価額及び自己資本の妥当性を判断するために使用し依拠している情報であるため、経営陣は有意義な情報であると考えている。

外国為替エクスポージャー

支店、子会社及び関連会社に対する投資に関する外国為替リスクは、自己資本規制比率の安定の利益とスイス・フラン・ベースでの株主持分の保護の均衡を保つための定義されたパラメーターに基づき管理される。これらのパラメーターに関する決定はCARMCによって行われ、定期的にレビューされる。支店及び子会社の非機能通貨ベースの純資産に関する外国為替リスクは、将来及び過去の経験に基づくヘッジ活動の組合せにより管理されており、これは報告利益の為替変動を抑えることを目標としている。

株式の購入

スイス債務法は自社株の所有及び買戻しについて、会社に対して制限を課している。当グループは、購入価格を支払う上で十分な自由準備金を有し、かつ、買い戻す株式の額面総額が当グループの名目株式資本の10%を超過しない場合にのみ、株式を買い戻すことができる。さらに、当グループは取得した株式の購入価格の金額について、親会社の財務諸表に特別準備金を計上しなければならない。当グループの連結財務諸表においては、自社株は原価で計上されており、自己株式として報告されているため、株主持分合計が減少する結果となっている。当グループにより買い戻された株式は、株主総会における議決権を有さない。

2019年度において、当グループは、951.7百万株の自己株式を買い戻し、795.6百万株の自己株式を売却又は再発行した。このうち871.9百万株は、主にマーケット・メーカーと顧客の注文に対応するため、また当グループの株式報酬に関する交付義務を履行するために、公開市場取引を通じて購入された。2019年12月31日現在、当グループは自己株式119.8百万株を保有していた。

2018年12月12日のインベスター・デーにおいて、当グループは、2019年度の当グループ普通株式の株式買戻しプログラムを公表した。取締役会は、1.5十億スイス・フランを上限とする株式買戻しプログラムを承認した。当グループは、市場及び経済の状況次第であるが、2019年度に少なくとも1.0十億スイス・フランの株式を買い戻す予定であった。当グループは、2019年度株式買戻しプログラムを2019年1月14日に開始し、SIXスイス取引所のセカンドトレーディングラインで79.8百万株を、総額1.0十億スイス・フラン、平均株価12.53スイス・フランで買い戻した（適用あるスイス連邦源泉徴収税の控除の対象である。）。

2019年12月11日の2019年度インベスター・デーにおいて公表したとおり、取締役会は、1.5十億スイス・フランを上限とする2020年度の追加的な株式買戻しプログラムを承認した。COVID-19が拡散する前は、当グループは、市場及び経済の状況次第であるが、2020年度に少なくとも1.0十億スイス・フランの株式を買い戻す予定であった。当グループは、2020年度株式買戻しプログラムを2020年1月6日に開始し、SIXスイス取引所のセカンドトレーディングラインで自己株式を取得している（適用あるスイス連邦源泉徴収税の控除の対象である。）。

2020年3月13日までに、当グループは、325百万スイス・フラン相当の株式を買い戻した。

最近の市場のボラティリティ及び暫くの間COVID-19が経済活動に及ぼす可能性のある影響に鑑みて、取締役会は、市場、金融及び経済に対する見通しに対する確実性が高まった時点で、プログラムの残りについての見込みを見直す予定である。

当グループの取締役会は、2020年4月30日の年次株主総会において、2019年度に買い戻した株式（79.8百万株）及び2020年3月13日までの2020年度初旬に買い戻した株式（28.5百万株）を減資により消却することを提案する。2020年度のその後の期間に買い戻した株式は、将来の年次株主総会において提案される減資により消却される予定である。

発行者による持分有価証券の購入				
	購入株式の総数 (百万株) ¹	購入株式一株当 たりの平均価格 (スイス・フラン)	うち株式買戻しプログラム ²	
			購入株式の総数 (百万株)	今後購入可能な 最大金額 (百万スイス・フラン) ³
2019年				
1月	72.0	12.08	12.9	842
2月	33.4	11.85	1.0	830
3月	177.6	11.84	7.4	739
4月	93.8	12.59	3.7	688
5月	55.0	12.54	13.3	514
6月	41.7	11.53	0.0	514
7月	67.6	12.11	6.8	432
8月	119.3	11.19	11.5	305
9月	79.6	12.44	0.0	305
10月	76.2	11.89	0.0	305
11月	88.1	12.98	14.0	123
12月	47.4	13.15	9.2	-
株式購入総数	951.7	-	79.8	-

(注1) 当グループは、2019年度において、主にマーケット・メイキング目的と顧客の注文に対応するため、また当グループの株式報酬に関する交付義務を履行するために、株式買戻しプログラムを通じる以外に、公開市場取引を通じて、871.9百万株を購入した。

(注2) 2018年12月12日のインベスター・デーにおいて、当グループは、2019年度の当グループ普通株式の株式買戻しプログラムを公表した。取締役会は、1.5十億スイス・フランを上限とする株式買戻しプログラムを承認した。プログラムは、2019年12月30日に完了した。

(注3) 少なくとも1.0十億スイス・フランの株式を買い戻すという当グループの表明された意向に基づく。

(C) リスク管理

事業及び市場環境の変化に応じて、最高リスク責任者機能（以下、「リスク所管」という。）は、以下のイニシアチブを実行した。

- ・2020年に業務執行役員会リスク・フォーラムを発効させた。これは、グループCROが議長を務め、リスクの種類や機能の全体にわたる意思決定に責任を負う。
- ・リスク報告機能の強化を実施した。これにより、FINMAは、当グループによるバーゼル銀行監督委員会の「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」（以下、「BCBS第239号」という。）の重要な遵守を認識することとなった。当グループは、引き続き、その活動の関連するあらゆる側面へのこの原則の統合を深めていく。
- ・ダイバーシティ&インクルージョンのための高い基準を維持しながら、リスク所管機能の従業員の技能をさらに発展させるための人的資本と文化のイニシアチブを開始した。

主要なリスクの動向

当グループは、以下のような主要なリスク及び世界経済の動向を注視している。該当する場合、当グループは、これらの動向に関連する様々な重大度に応じて調整された多くの具体的なストレス・シナリオの下で当グループの脆弱性を評価した。

COVID-19

2020年2月における中国国内及び2020年3月における世界中でのCOVID-19の急速な拡散により、政府の厳格な管理及び渡航禁止が導入され、またその他の措置が実施されて、経済活動が急速に停止し、世界的な経済混乱が増大することとなった。市場は世界的にマイナスの影響を受け、エネルギー、旅行・観光及び運輸部門、並びに中国経済と密接な関連を持つ企業が、今までのところ最も大きな悪影響を受けている。COVID-19は、少なくとも2020年上半期において、世界経済に大きな影響を与えると予想されており、当グループの信用損失の見積り、トレーディング収益、純利息収益及び潜在的なのれんの評価を含む当グループの財務実績に影響を与える可能性が高い。当グループは、COVID-19の拡散並びに当グループの経営及び事業への潜在的な影響を注視している。

世界的な景気循環

2019年の大半の期間において、世界経済の回復の持続性に関して重大な不確実性があった。しかしながら、中央銀行の金融政策における前向きな進展と米国及び中国の間で合意された第1段階の貿易協定の結果として、この不確実性は、2019年の最後の数ヶ月間及び2020年の初旬には緩和された。世界の製造業部門における悪化は安定してきた。しかしながら、COVID-19の影響など、非常に多くの不確実性は持続すると予想され、中央銀行による金融政策緩和の意図せざる帰結として、市場のシステミック・リスクが高まり続ける可能性がある。また、世界のGDP成長率の鈍化が見込まれることや、2020年3月初めにOPEC及びロシアの間の石油生産抑制合意を解消する決定が下されたことで、原油価格の急落につながった。

貿易摩擦

米国と中国の間の緊張の拡大は、両国が追加の関税措置を実施し、先進技術へのアクセス等の紛争の他の側面がより顕著になるなど、2019年中も継続した。さらに、摩擦は米国と他の国との間でも増大した。米国及び中国の間で合意された第1段階の貿易協定は、ある程度の緩和をもたらしたが、より高い水準の関税が実施され続け、政治的な考慮が将来も貿易政策を推進し続ける可能性がある。

米国とイランの間の緊張

2019年中及び2020年の初旬において、米国とイランの間の緊張が高まった。米国は2015年の核合意の再交渉を強制しようとしているのに対して、イランは合意から完全に離脱し、核計画を拡大すると脅している。さらなる緊張の高まりと報復がペルシャ湾地域からの石油及びガスの輸送を激しく混乱させ、世界経済に重大な影響を及ぼす可能性があるとの懸念により、2019年及び2020年第1四半期において、世界的な金融市場は定期的に影響を受けた。

香港及び中南米における社会不安

2019年には、香港や中南米の数ヶ国において、社会的及び政治的な不安が高まった。これらの圧力とCOVID-19の影響に対して、香港政府は財政支援の増額の発表で対応した。2019年の社会不安による影響を最も大きく受けた中南米の国であるチリは、憲法改正を提案しており、今後2020年中に投票が行われる予定である。しかしながら、これらの国やその他の国における社会不安は持続する可能性がある。

トルコ

トルコ経済は2019年に景気後退から脱し、対外赤字が縮小する中でインフレが鈍化した。しかしながら、経済政策は、引き続き、金利引き下げ等の短期的な景気刺激策及び信用成長の加速を通じて、GDPを押し上げることに焦点が当てられており、これが対外赤字の再拡大、債務水準の上昇及び外国資本の流入への依存度の高まりをもたらす可能性がある。

船舶金融

米国がより保護主義的な対外貿易政策に転換していること及び世界的なGDP成長を取り巻く不確実性は、世界貿易及び海運市場に影響を及ぼし続けた。業界は非常に不安定で、収益及び価値は2019年の大半の期間について需要と供給の変化に極めて敏感であったが、2019年第4四半期にはある程度改善した。しかしながら、2020年第1四半期における海運業の収益及び価値は、COVID-19の拡散の悪影響を受けた。

英国のEU離脱

英国のEU離脱をめぐる交渉の結果に関する不確実性は、2019年を通して持続し、この不確実性は、2020年もある程度は継続する可能性が高い。英国は2020年1月末に正式にEUを離脱したが、現在の移行期間が2020年12月31日に終了する前に、新たな取決めの詳細について合意することは困難である可能性がある。この不確実性は、英国において経済的な悪影響を及ぼし続ける可能性がある。当グループは、当グループのEUの事業体における運用上の準備を確実にし、2020年を通じて移行期間終了前に、影響を受ける業務の移管及び顧客の移行活動を完了することに重点を置いている。

気候変動

気候リスクは、規制やイニシアチブの増加、業界の動向、顧客及び投資家の期待並びに世論の圧力により、銀行及び金融機関にとって重要な問題となっている。当グループの取締役会（以下、「取締役会」という。）及び経営陣は、この問題に非常に重点を置いている。2019年には、従前は新規の未開発地域の燃料炭鉱へのあらゆる形態の融資を除外していた部門別の方針及びガイドラインが改訂され、新規の石炭火力発電所の開発に特定のに関連するあらゆる形態の融資も除外された。気候関連リスクは、当グループ全体のリスク分類に組み込まれている。

サイバー・リスク

金融業界は、引き続きテクノロジーへの依存を増しており、様々な者からの活動的なサイバー脅威に直面している。当グループは、サイバー攻撃に係る予想、探知、防御及び回復の能力を強化するため、当グループの情報及びサイバーセキュリティ・プログラムへの多額の投資を続けている。当グループは、当グループの主要なコントロールの有効性を定期的に評価しており、また回復力及び力強いサイバー・リスク文化を根付かせるために従業員研修及び啓発活動（主要な経営幹部を含む。）を継続的に行っている。

銀行間取引金利の置換

銀行間取引金利（IBOR）のベンチマークの置換に関して、グローバルな金融市場における大きな構造上の変更が進行中である。金融リスク、非金融リスク（法務リスク、オペレーショナル・リスク及びコンダクト・リスクを含む。）、並びに顧客又は市場の準備不足による時機を失した移行のリスクなど、移行に関する重大なリスクが存在する。クレディ・スイスは、代替参照金利への移行を必要とするIBOR指数に連動する負債及び資産を事業全体にわたりかなりの水準で有しており、移行準備を全社規模で調整するためのIBOR移行プログラムを用意している。

リスク管理の監督

当グループの戦略的な優先事項に従った堅実なリスク負担は、その事業活動及び成功にとって欠かせないものである。リスク管理の主な目的は当グループの財務力と評判を保護する一方で、事業活動及び成長を支えるために資本が適切に使用されるようにすることである。当グループのリスク管理の枠組みは、透明性、経営責任と独立した監視に基づいている。リスク管理は、上級経営陣及び取締役会の強い関与とともに、事業計画のプロセスの不可欠な一部分である。

不安定な市場環境と規制環境の変化による複雑さの増大からもたらされる課題に対処するために、当グループは当グループ全体のリスク管理の強化に継続的に取り組んでいる。包括的なリスク管理手続や高度な統制システムを利用して、当グループは、リスクの集中から生じ得る悪影響を最低限にするよう継続的に取り組んでいる。

リスク文化

当グループの事業運営は、意識的かつ規律あるリスク負担に基づいている。当グループは、独立したリスク管理、コンプライアンス及び監査手順並びに適切な経営説明責任が、利害関係者の利益及び懸念にとって重要であると考えている。当グループのリスク文化は、以下の原則により支えられている。

- ・当グループが負担する準備ができているリスクの種類及び水準を定めた明確なリスク選好を策定する。
- ・当グループのリスク負担及びリスク管理に係る権限及び責任を定めるリスク管理及びコンプライアンス方針を実施する。
- ・リスクについての複合的な予測を促進し、単一のリスク測定への依存度を減らすような弾力性のあるリスク制約を確立するよう努める。
- ・積極的にリスクを監視し、許容レベル外に陥った場合には、軽減措置を講じる。
- ・リスク制限又は許容度の違反については特定、分析及び上申が行われ、大規模、反復的又は無権限の例外案件については、解雇、報酬減額又はその他懲戒処分の対象となり得る。

当グループは、強固なリスク文化を推進しており、従業員は責任を持ってリスクを特定して上申し、不適切な措置に対して異議を申し立てることを奨励される。各事業は、それぞれの事業により生じたリスクのすべて（従業員の言動及び行為に関連するものを含む。）を、当グループのリスク選好に沿って管理する責任を負う。リスク文化に関して期待するところについては、定期的の上級経営陣より連絡され、方針や研修を通じて強化され、業務評価や報酬プロセスにおいて検討され、従業員の行為については、正式な懲戒審査委員会により評価される。

当グループは、従業員及び取締役に期待される行動基準及び倫理価値に関する明確な記載を定める当グループの行動規範を通じて責任ある言動を奨励し、それにより、品位、公正な取引及び均整のとれたリスク負担に係る当グループの評判を維持及び強化しようと努めている。加えて、当グループの6つの行動及び倫理基準（顧客重視、能力主義、利害関係者の管理、説明責任、提携先及び透明性）は、当グループの中核的な倫理価値を事業戦略及び組織の体制に組み込む上での重要部分である。

6つの行動及び倫理基準は、当グループの利害関係者の信頼を守るために、従業員が責任感、敬意、誠意及びコンプライアンス精神をもって行動するよう奨励するために策定されている。この分野におけるイニシアチブにより、従業員に対して、慎重かつ熟慮した言動及び倫理的に行動し過ちから学ぶことの重要性について、実務的なガイダンスが出された。当グループの従業員の業務評価及び報酬プロセスは、行動及び倫理基準並びに行動規範と関連付けられている。

リスク・ガバナンス

効果的なリスク・ガバナンスは、包括的なリスク管理規律のための強固な基盤となっている。当グループのリスク・ガバナンスの枠組みは、「3層の防御ライン」ガバナンス・モデルに基づくもので、各ラインが明確な責任を伴う特定の役割を負っており、リスクを特定、評価及び軽減するため、密に連携して業務を行う。

第1の防御ラインはフロント・オフィスであり、当グループの戦略的リスク目標及びコンプライアンス要件の範囲内で適切な事業機会を追求する責任を負う。その主たる責任は、関連する法令要件の遵守を確保し、効果的な内部統制を維持し、当グループがそのリスク選好内で事業活動を行うよう確保することである。

第2の防御ラインには、リスク所管、コンプライアンス、規制業務、ジェネラル・カウンセル及び商品管理といった当グループ全体にわたる機能が含まれる。第2の防御ライン内の機能は、リスクの効果的な管理及びコントロールについての基準や期待を明確にするが、これには、適用される法律上及び規制上の要件に関するアドバイス、関連方針の公表及び遵守の評価が含まれる。これらは、フロント・オフィスの活動につきレビュー、測定及び対処を行うこと、並びに上級経営陣及び規制当局への独立した評価及びリスク報告を作成することに責任を負う。リスク所管は、当グループ全体にわたるリスク選好の枠組みの明確化及び設計にも責任を負う。

第3の防御ラインは内部監査機能で、これは、リスク管理及びガバナンスの実務をはじめとする様々な機能や業務全体のコントロールの有効性を監視するものである。

2020年3月5日付で、規制業務機能は、現在は当グループの最高コンプライアンス&規制業務責任者（以下、「CCO」という。）の直属となっている。

当グループの業務は、当グループが事業を営む法域それぞれの当局により規制されている。当グループの事業を監督する規制当局には、中央銀行及びその他の銀行監督当局、金融サービス機関、証券機関並びに証券取引所及び自主規制組織等がある。FINMAが当グループの一義的な規制当局である。

リスク管理問題を担当する主要な運営組織及び委員会



(注1) 部門リスクは、それぞれの法人リスク管理委員会が担当することもできる。

当グループのガバナンスには、委員会組織と、取締役会、業務執行役員会、それらの各委員会、CRO、CCO及び重要な子会社の取締役会が、それぞれの責任及び権限のレベルに従い策定、レビュー及び承認した包括的な一連の企業方針が含まれている。

取締役会

取締役会は、当グループの戦略の方向性、監督及び管理について、また当グループの全般的なリスク許容範囲を明らかにすることについて責任を負う。この目的のため、取締役会は、リスク管理の枠組みを承認し、全体的なリスク選好をそのリスク委員会と協議の上で設定する。

リスク委員会は、リスク所管機能、その資源及び主要なリスクを定期的にレビューすることにより取締役会が監督責任を遂行できるよう支援する責任を負う。

監査委員会は、財務報告、内部統制、会計並びに法律及び規制のコンプライアンスに関する経営陣のアプローチを監視することにより取締役会が監督責任を遂行できるよう支援する責任を負う。さらに、内部監査役及び外部監査人の独立性と実績を監視する責任がある。

行動&金融犯罪管理委員会は、当グループの金融犯罪リスクに対するエクスポージャーに関して取締役会が監督義務を遂行できるよう支援する責任を負う。金融犯罪に立ち向かう中での行動及び警戒の向上に焦点を当てた金融犯罪コンプライアンスのプログラム及びイニシアチブの有効性を監視及び評価することが任務とされている。

報酬委員会は、当グループの報酬の基本原則の決定、レビュー及び提案に責任を負う。報酬リスクの枠組みの下、リスク所管、コンプライアンス、ジェネラル・カウンセル、人事、内部監査及び商品管理を含む各種のコーポレート機能は、部門及び一定の個人の全体的なリスクや行動実績の評価のためのインプットを提供し、全体的なリスク格付を決定する。リスク格付は、報酬委員会、リスク委員会及び監査委員会の議長に提示され、部門及び一定の個人の実績の一部として考慮される。

業務執行役員会

業務執行役員会は、当グループの戦略的事業計画を確立する責任を負う。これらは、取締役会の承認を得ることが必要となる。さらに、リスク所管機能のための重要なイニシアチブをレビュー及び調整し、当グループ全体のリスク方針を策定する。CRO及びCCOは、それぞれリスク所管機能及びコンプライアンス機能を代表し、業務執行役員会及び取締役会に対して定期的な情報及び報告を提供する。

2020年に設計されその後発効した業務執行役員会リスク・フォーラムは、CROが議長を務め、リスクの種類及び機能の全体にわたる意思決定に責任を負う。同フォーラムの主な責任には、当グループのリスクテイクのレビュー及び正当性調査、重要かつ部門横断的、機能横断的に上申されたリスク問題の解決、重要な承認事項（例えばリスク選好、上限の配分、リスク資本の配分及び合併・買収活動）の監督、並びに主要なリスクの傾向及び関連する指標の監視が含まれる。

業務執行役員会付属委員会

2020年に、業務執行役員会付属委員会に対して一定の修正が実施された。これには、資本配分&リスク管理委員会（CARMC）の3つのサイクルに関するものが含まれる。従前のレピュテーション・リスク&サステナビリティ委員会の責任は、すべての主要なポジション・リスク及び顧客リスクの要因を単一の委員会においてより全体論的に評価することを可能とするため、新たなCARMCのポジション&顧客リスク（以下、「PCR」という。）サイクルに統合された。リスク・プロセス&基準委員会の責任は、CROに完全に割り当てられている。

資本配分&リスク管理委員会（CARMC）は、当グループのリスク・プロファイルを監督し、指示すること、リスク委員会及び取締役会に対して当グループレベルでのリスク制限を提案すること、様々な事業においてリスク選好を定め、分配すること、新規の重要な事業戦略又は事業戦略の変更（事業の移行を含む。）をレビューすること、上申に対するリスク関連の決定を行うこと、並びにリスク・ポートフォリオを監視及び管理するための手段、方法及びツールを適用することに責任を負う。CARMCは、さらに、追加の監督を要する項目を業務執行役員会リスク・フォーラムに上申する。CARMCには3つのサイクルがあり、それぞれが四半期ごとに開催される。

- ・PCRサイクルでは、当グループの市場リスク、信用リスク及び顧客リスクの管理戦略を実施し、リスク選好並びにその他当グループの市場リスク、信用リスク及び顧客リスクのプロファイルを監視及び管理するための適切な手段を設定及び承認する。PCRサイクルは、従前の市場&信用リスクのサイクルに代わるものであり、その権限はレピュテーション・リスクを含む顧客関連リスクを包含するよう拡張された。

- ・資産&負債管理（以下、「ALM」という。）サイクルでは、資金調達及び貸借対照表の傾向及び活動をレビューし、規制上及び事業上の流動性要件並びに内部及び規制上の適正資本を計画及び監視し、すべての重要な事業の移行に対するガバナンス及び監視を行い、法人の戦略的イニシアチブが当グループのリスク選好内にあり、適切に支援及び管理されるよう確保する。
- ・内部統制システム（以下、「ICS」という。）サイクルでは、重大な非金融リスク（オペレーショナル・リスク、法務リスク及びコンプライアンス・リスクを含む。）を監視及び分析し、年に1度、事業継続プログラムが企業戦略と一致しているかをレビューして承認し、重大な非金融リスク（オペレーショナル・リスク・エクスポージャーを含む。）を管理するために特定の事業について制限、上限及びトリガーを設定し、内部統制システムの適切性及び効率性をレビューし評価する。

ALMサイクル及びICSサイクルは大部分は変更されていないが、顧客リスク及びレピュテーション・リスクは現在はPCRサイクルにより管理及び監視されている。

評価リスク管理委員会（以下、「VARMC」という。）は、一部の重要な資産の評価並びに評価プロセスに適用される方針及び計算方法に関する方針策定に責任を負う。さらに、VARMCは、評価リスクを監視及び評価すること、在庫評価の結論をレビューすること、並びに重要な在庫評価問題の解決を指示することに責任を負う。

部門及び法人リスク管理委員会

部門及び法人リスク管理委員会は、各部門及び各法人に特有のリスク、法律、コンプライアンス及び内部統制問題をそれぞれレビューする。

リスク所管組織

リスク所管は、リスク管理の監督を行い、リスク問題を管理する組織的な基礎を確立する責任を負う。リスク所管は、各部門及び当グループのリスク・プロファイルの形成において、正当性調査を行い、事業部門と積極的に協働する。

リスク所管の重要な組織上の要素には、部門／法人カバレッジとグローバル・リスク・タイプ機能からなる構造が含まれる。この構造は、当グループの事業戦略及び法人検討事項を反映しており、戦略実現機能により支えられている。

リスク所管組織は、リスクに対して当グループのリスク選好を反映した戦略的かつ持続可能なリターンを推進する当グループの努力を支援するために進化を続けてきた。これには、一定のグローバル・リスク・タイプ機能及び戦略実現機能の変更及び形成が含まれる。

グローバル・リスク・タイプ機能

グローバル・リスク・タイプ機能は、当グループのリスク選好の枠組みを設計し、モデル及び手法のグローバルな調和を図る。この機能は、信用リスク管理（レピュテーション・リスクを含む。）、市場リスク管理、非金融リスク管理、モデル・リスク管理、フィデューシャリー・リスク管理、グローバル資金&流動性リスク、企業戦略リスク及び定量的分析&技術で構成されており、各機能のリスク監視及びリスク制限の枠組みについて、世界レベル及び現地法人レベルで責任を負う。また、各機能のモデル、手法及び方針並びに機能関連の規制上の変更にも責任を負う。

信用リスク・レビューは、信用リスク管理から独立したレビュー機能であり、リスク委員会議長直属で、管理上はCROの監督下にある。信用リスク・レビューは、当グループの信用エクスポージャー並びに信用リスク管理のプロセス及び実務を評価する。

部門／法人カバレッジ

当グループのガバナンスの枠組みには、各部門について専任のリスク管理委員会が含まれている。スイス・ユニバーサル・バンク部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門、アジア太平洋部門、グローバル・マーケット部門及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門の部門最高リスク責任者は、その事業部門の特有の需要を扱うためのより細かいリスク選好の枠組み及び報告機能を確立しており、当グループの部門間でリスク管理活動の整合性を確保する責任を負う。

法人の最高リスク責任者は、当グループの主要な営業場所における特定の重要な法人のリスク監視を行う。同責任者は、当グループのリスク管理及びリスク選好の枠組みが一貫して適用され、現地で遵守されるよう確保することに責任を負う。

戦略実現機能

コンプライアンス及びリスク所管の間の共有機能であるデジタル・トランスフォーメーション&プロダクト・ラボは、主要なフロントからバックプロセスへの変換、並びに共通プラットフォーム上での高度な分析、ケース・マネジメント、セルフサービスのデジタル支援及びロボット工学機能の提供を推進する。

CRO&規制変更は、クレディ・スイスに影響を及ぼすリスク関連規制の実施に責任を負い、事業及びリスク所管のための必要な変更の提供を支援し、日常の事業運営のための関連する移行を促進する。

リスク所管組織内のさらなる戦略実現機能には、最高業務執行責任者及びスタッフの最高責任者が含まれる。

コンプライアンス及び規制業務

コンプライアンス

コンプライアンスは、適用ある法律、規制、規則又は市場基準の不遵守の可能性から生じるリスクを管理するために、事業部門と協働するCCO監督下の独立したグローバルな機能である。第2の防御ライン機能としての責任には、コンプライアンス・リスクの独立した評価、監視及びテストの活動の実行、並びに当グループのコンプライアンス・リスク選好の遵守及びその他の重要な問題に関する取締役会及び上級経営陣への報告が含まれる。

各部門の最高コンプライアンス責任者は、それぞれの地域で最も重要な法人のコンプライアンスの監督も行っているが、それぞれの部門及び法人に関連するコンプライアンス・リスク及び規制リスクに対する独立した監督及び管理に責任を負う。

コンプライアンスは、グローバルなリスク監督プログラム（例えば、クロスボーダー及び顧客の税務コンプライアンス）を運営し、マネー・ロンダリング、賄賂及び汚職並びに制裁に関する方針、ガイドライン、手続及びコントロールを確立し、監視する。また、当グループのコンプライアンスのプロセス及びコントロールの重大な違反の特定及び是正に責任を負う。

規制業務

規制業務は、CCO監督下の独立したグローバル機能であり、当グループの規制上の相互作用を管理し、その透明性を確保すること、並びにすべての関連部門及びコーポレート機能のための当グループの規制上のコミットメントの実行を調整することを通じて当グループによる規制リスクの軽減を支援する責任を負う。さらに、重要な戦略上及び規制上の重要性の問題に対する当グループの適切かつ一貫した位置付けを支援する。これにより、規制業務は、規制上の期待に沿った当グループの対応を評価し、クレディ・スイスに影響を及ぼすリスク関連規制について利害関係者に戦略的に助言する。

リスク選好の枠組み

概要

当グループは、グローバル・ポリシーに準ずる包括的な当グループ全体のリスク選好の枠組みを維持しており、当グループ全体でのリスク選好の設定及び管理のための強固な基礎を提供している。この枠組みの重要な要素として、当グループの財務及び資本計画に沿って取締役会が承認したリスク選好の詳細なステートメントがある。また、この枠組みには、当グループの全体的なリスク・プロファイルを制限するために求められる適切なリスク選好度を評価するためのプロセス及びシステムも含まれている。

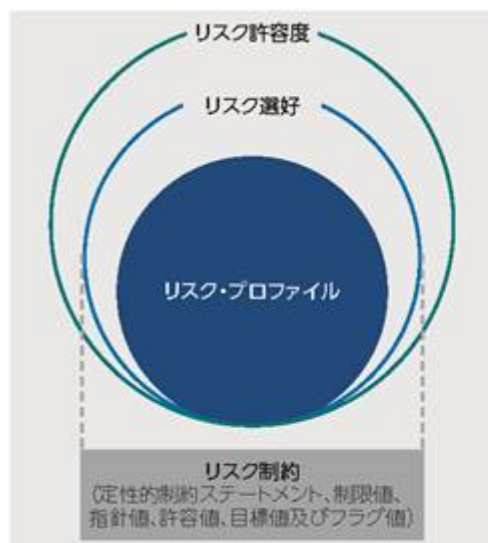
リスク許容度とは、当グループが流動性及び資本の要件、事業環境並びに預金者、株主、投資家その他利害関係者に対する当グループの責任により決められた制約に反することなく、現在の資源レベルで負うことができる最大レベルのリスクのことである。リスク選好とは、当グループの戦略的目標及び事業計画を達成するために当グループのリスク許容度内で負担する用意があるリスクのレベル及び種類の総計を示している。リスク・プロファイルとは、各関連リスク分類内又はリスク分類の間にわたって合計された当グループのリスク・エクスポージャーの純額を一時点において評価したものであり、様々な異なる定量的リスク指標及び定性的リスク観察において示される。当グループのリスク・プロファイルの規模は、リスク制限値、指針値、許容値及び目標値をはじめとするリスク制約の使用によって、計画された当グループのリスク選好度までに制限されている。

重要な要素及びプロセス

当グループのリスク選好の枠組みは、リスク制約を調整し、リスク・プロファイルを管理するための特定の方針、プロセス及びシステムを含む全体的なグローバル・ポリシーに準じている。戦略的リスク目標（以下、「SR0」という。）は、当グループが取締役会により定義される基準値内で事業活動を行うよう確保する努力の一環として、一連の異なる種類のリスク指標（定量的及び定性的）を通じて、当グループ、事業部門及び法人レベルで組織全体にわたって有効に組み込まれている。SR0は、当グループのリスク管理プロセスの継続的な強化の一環として、定期的に評価される。2019年12月、取締役会は、当グループの2020年の戦略的目標をさらに補助するため、SR0の改良版を承認した。SR0は、より具体的かつ測定可能となるよう再定義され、以下により構成されている。

- ・財務目標に沿った業績を支える収益の安定性を推進すること。
- ・通常時及びストレス状況下における資金調達及び流動性の健全な管理を確保すること。
- ・通常時及びストレス状況下のいずれにおいても適正資本を維持すること。
- ・当グループの事業及び営業の健全性を維持すること。

リスク選好の枠組み—主要な定義



リスク許容度: 当グループが資本及び流動性の所要量、事業環境並びに預金者、株主、投資家その他利害関係者に対する当グループの責任により決められた制約に反することなく、現在の資源レベルで負うことができる最大レベルのリスク。

リスク選好: 当グループの戦略的目標及び事業計画を達成するために当グループのリスク許容度内で負担する用意があるリスクのレベル及び種類の総計。

リスク・プロファイル: 各関連リスク分類内又はリスク分類間にわたって合計された当グループのリスク・エクスポージャーの純額を一時点において評価したものであり、様々な異なる定量的リスク指標及び定性的リスク観察において示される。

リスク制約: 当グループの総リスク選好を事業、法人、リスク分野、集中及び、適宜その他のレベルに割り当てるとの将来の仮定に基づく定量的及び定性的基準。

集中リスクのコントロールに関する従前のSR0は、収益の安定性、資金調達及び流動性並びに適正資本に関するSR0に統合された。持続可能な業績を確保するための非金融リスクの管理、レピュテーション・リスクの最小化並びにコンダクト・リスクの管理及び軽減に関する従前のSR0は、当グループの事業及び営業の健全性の維持に関する新規のSR0の下に整理統合された。

当グループ全体のリスク選好は、年に1度、財務及び資本計画プロセスと共に、事業ごとの計画されたリスク利用を反映したボトム・アップの予測並びに取締役会が主導するトップ・ダウンの戦略的リスク目標及びリスク選好に基づき決定される。財務及び資本計画のシナリオ・ストレス・テストは、リスク選好を調整するプロセスにおいて欠かせない要素であり、これを通じて当グループの戦略的リスク目標、財源及び事業計画が調整される。また、資本計画は、利用可能経済資本についてのボトム・アップのリスク計画のさらなる評価手法を提供する、当グループの経済資本カバレッジ比率を利用して分析される。リスク選好は、CRO及びCFO、CARMC、リスク委員会及びその後の取締役会による共同承認を含む、内部のガバナンスに係る多くの会議体を通じて承認される。

リスク選好ステートメントは、取締役会が承認した正式な計画で、当グループ全体のリスク選好に関するものである。部門間での割当は、当グループから直列的に行われ、部門リスク管理委員会により承認される。法人リスク選好は、当グループにより確立された制限内で、現地法人の取締役会により設定される。トップ・ダウン及びボトム・アップのリスク選好修正プロセスには、以下の重要な段階が含まれている。

トップ・ダウン

- ・当グループレベルの戦略的リスク目標は、取締役会により当グループの財務及び資本目標に沿って合意される。
- ・トップ・ダウンのリスク許容度及びリスク選好は、利用可能な資源及び規制上の最低基準等の重要な基準値を参照して決定される。
- ・リスク選好ステートメントは、取締役会により毎年決定及び承認されるもので、戦略的リスク目標、当グループの予測財務業績及び資本要件の包括的シナリオ・ストレス・テスト並びに当グループの経済資本の枠組みに基づく。リスク選好度及びリスク許容度については、半期に1度のレビューが実施される。リスク選好ステートメントには、組織全体のリスク選好を適切にコントロールするために必要な定量的及び定性的リスク指標が含まれている。トップ・ダウン及びボトム・アップのリスク選好度並びにかかるリスク選好度の部門及び法人間への割り当てについてのレビューは、CARMCが行う。
- ・重要な子会社については、これとは別に、現地の規制要件に沿った法人リスク選好の枠組みが実施されている。統合された年度末計画プロセスにより、個々の法人リスク選好と当グループのレベルとの整合性を確保している。
- ・部門リスク委員会は、各部門事業ラインのレビュー及び要件に基づき、リスク選好を各部門に割り当てる責任を負う。

ボトム・アップ

- ・計画されたリスクレベル及び関連するリスク選好に係る要請は、事業戦略との整合性を図るため、フロント・オフィスの事業専門家が財務及び資本計画と併せて設定する。リスク計画は、該当するリスク管理委員会によりレビューされる。
- ・ボトム・アップのリスク予測は、部門及びグループ全体のリスク計画を評価し、経営陣が既存のリスク選好度の変更又は新しいリスク選好指標の必要性について判断する際の材料とするため、全事業にわたる総計を出す。

- ・事業戦略を実施し財務目標の達成を確認するためのリスク選好の有効性は、リスク選好有効性の枠組みにより評価される。この枠組みは、上級経営陣及び取締役会が適切なリスク選好度の設定や、その後のリスク制約の適切な調整を確実にを行うことをアシストする。
- ・リスク計画、財務計画及び資本計画は、業務執行役員会と取締役会が共同でレビュー及び承認する。

当グループ全体のリスク選好の枠組みは、複数の定量的側面と定性的側面を包含している。定量的なリスク選好の側面は、資本、収益及び流動性、リスク加重資産並びに経済リスク資本に関連するストレス・シナリオ指標を含む様々な指標を用いて測定される。定性的なリスク選好の側面は、国際的及び現地の法律及び規制、業界のガイドライン並びに社内方針の遵守状況を監視するために使用され、当グループのコンダクト・リスク及びレピュテーション・リスクを管理及び軽減するために設計されている。部門固有のリスク選好ステートメントは、信用リスク、市場リスク及び非金融リスクにわたる制約を含めることにより、当グループ全体の定量的側面及び定性的側面を強化しており、当グループの事業によるリスクテイク活動が当グループ全体のリスク選好の範囲内に収まるよう確保するために設計されている。

リスク制約

当グループのリスク選好の枠組みの中核要素の一つは、統合的リスク制約の堅固なシステムである。これらにより、当グループがリスク・プロファイルを当グループ全体のリスク選好の範囲内で維持することが可能となり、また当グループのリスク・プロファイル及びリスク選好の評価に関する関連事業、リスク所管機能及び上級経営陣の間の有意義な議論が促進される。検討項目には、外部要因の変化（市場の動向、地政学的状況及び顧客の需要など）と内部要因（財務資源、事業ニーズ及び戦略的見解など）が含まれる。当グループのリスク選好の枠組みは、当グループのリスク選好の総計を反映し、当グループの組織全体（事業部門及び法人の間を含む。）でリスク選好をさらに上から下に段階的に伝達するため、種類の異なる一連のリスク制約を利用している。リスク制約は、一定の市場環境、事業戦略及び損失吸収に利用できる財源に基づき、当グループの貸借対照表上のエクスポージャー及びオフバランス・エクスポージャーの上限を定めるものである。各種類のリスク制約について、異なるレベルの優先順位が対応付けされているが、これは、特定の恒久的又は一時的な修正、執行及び違反對応プロトコルを要求する。リスク制約は、その目的を満たし続けるよう確保する当グループの努力の一環として、定期的に監視されている。

当グループは、以下のリスク制約カテゴリーを定めている。

- ・**定性的制約**：特定されたが定量化が不可能又は主観的なリスクの管理に用いられる制約であり、その遵守は適正レベルの制約権限者によって評価される。
- ・**定量的制約**：特定された定量化可能なリスクの管理に用いられる制約であり、制限値、指針値、許容値、目標値及びフラグ値の形態で存在する。

リスク制約の制約権限者は、承認権限を有する機構により決定されており、現在、制約は、取締役会、そのリスク委員会、業務執行役員会リスク・フォーラム及びCARMCを含むすべての主要なリスク・ガバナンス機構及び委員会について実施されている。当グループのリスク選好の範囲内における様々なリスク区分（市場リスク、信用リスク、非金融リスク及び流動性リスクを含む。）に対する制約の種類は、適切な種類のリスク制約の個々の特徴を考慮して判断される。

一般的に、リスク制約は、それぞれの機能及び目的に応じて、異なる方法で設定される。例えば、あるリスク制約は最大のリスク選好を反映するが、他の制約は、関連する事業、リスク所管機能及び上級管理職のメンバーの間の適時の上申及びフィードバックを確実にするために、現在の使用状況により近い形で設定される。これらの考慮は、外部及び内部要因の変化に応じて、一定のリスク制約を導入、修正又は廃止する範囲にも影響を与える。

当グループは、以下の種類のリスク制約を定めている。

- ・ **定性的制約ステートメント**：すべての定性的制約について要求される。定性的制約ステートメントは、定量化が不可能又は主観的なリスクのリスク・プロファイルが容易に評価できることを確保するために、具体的でありかつそれぞれのリスクを明確に定義していることが必要である。
- ・ **制限値、指針値及び許容値**：一定のリスク評価指標に対応する特定の基準値である。制限値は、違反を回避するために協議が必要であり、違反が生じた場合には、直ちに是正措置が開始される拘束力のある基準値のことである。指針値は、違反が生じた場合、指針値を下回るようリスクを減らすための行動計画が求められるか、又は指針値の調整を提案、正当化及び合意するための行動計画が求められる基準値のことである。許容値は、協議を開始する管理基準値として指定されるもので、許容値に反した場合には、関連する制約権限者によるレビューが開始される。
- ・ **目標値**：当グループが事業目的を追求する中で将来の特定の時点において容認しようとするリスク水準である。
- ・ **フラグ値**：主として当グループの本部、財務部門及びリスク所管のための事業リスクの管理及び監督上の管理ツールの役割を果たす早期警戒指標である。フラグ値は、定量化可能なリスクについて設定することができ、他の種類の制約を補完することもある。

制限値、指針値及び許容値については、適切なリスク制約の選定において、確立された基準が適用される。これには、（i）当グループ全体のリスク選好への寄与度に関する各リスク評価指標の重要性、（ii）定性的観点から見た、組織に対する当該リスク制約の重要性、（iii）例えばリスクの集中又は当グループにとって優先順位の高いリスクといった、各リスクの特徴、及び（iv）各リスクに関する、当グループのリスク・プロファイル进行管理するための軽減策の利用可能性の評価が含まれる。

当グループは、当グループのリスク・プロファイルを、VaR、シナリオ分析、経済リスク資本及び当グループレベルの様々なエクスポージャー制限を含む複数の指標を使用して管理する制約の構造を確立している。当グループの全体的なリスク制限は、リスク委員会と協議の上、取締役会によって定められ、拘束力を有する。2019年度及び2018年度において、取締役会制限の超過はなかった。CROは、次回のCARMCの会議まで、予め定められた水準を上限として一定のCARMCの制限の一時的な超過を承認することができる。CROはまた、対応する是正計画を承認し、一時的な超過及び是正計画をグループCEOに直ちに通知し、次回の会議でCARMC及び取締役会に通知する。

また、個々の事業及び法人の特定のリスク・プロファイルを対象とした専用の制約も実施されている。当グループの全体的なリスク選好について、取締役会がそのリスク委員会と協議して定める制限に定義される通り、CARMCは、事業の個別ラインにおけるリスクを管理するために必要とみなされる主要な制限を部門に割り当てる責任を負う。部門のリスク管理委員会並びに部門の最高リスク責任者及び法人の最高リスク責任者は、さらに組織内でリスク選好を割り当てる責任を負う。このため、個別の事業及び総合的なリスク負担を詳細に管理するよう設計された個別のリスク制限の詳細な枠組みが用いられる。リスク制約は、以下を目的としている。

- ・ 当グループのリスク選好に対する全体的なリスク負担を制限すること。
- ・ 全体的なリスク・プロファイルにおける実質上の変更があった場合に、上級経営陣と関連する事業、リスク管理及びガバナンス委員会との協議を開始させること。
- ・ 全事業で一貫したリスク測定が使用されるようにすること。
- ・ 事業への資源の割当について共通の枠組みを提供すること。
- ・ 当グループの資本基盤を保護するための基礎を提供し、戦略的リスク目標を満たすようにすること。

制限の責任者が、リスク制限についての警告トリガーをレビューする責任を有する。発生源となる事業の性質を考慮の上、適切と思料される承認制限より低い水準で、制限超過の可能性に対する警告トリガーを設定することができる。リスク制約の設定及び上申の権限を含む役割及び責任を定義する包括的なリスク選好制約の枠組みが整備されている。リスク制限の違反に対しては、厳格な上申手続が適用される。

リスク・カバレッジ及び管理

当グループは、当グループの事業活動から生じる様々なリスクに対処するため、幅広い範囲のリスク管理実務を行っている。方針、手順、基準、リスク評価及び測定方法、リスク選好の制約、並びにリスクの監視及び報告は、当グループのリスク管理実務の重要な構成要素である。当グループのリスク管理実務は、潜在的な損失の分析において互いに補い合い、相互依存性及び組織全体のリスクの相互作用の特定を互いに支援し、当グループのエクスポージャーの包括的な見解を提供する。当グループは定期的に当グループのリスク管理実務をレビューして更新し、当グループの事業活動との整合性並びに当グループの事業及び財務戦略との関連性を確保するようにしている。リスク管理実務は、業界内で標準化されず、時間をかけて進化してきたため、企業間での比較は有意義でない場合がある。2019年度に、当グループは、グローバルなリスク分類とより合致させるために主なリスクの種類の分類を更新した。当グループの主なリスクの種類には以下が含まれる。

- ・資本リスク
- ・信用リスク
- ・市場リスク
- ・非金融リスク
- ・モデル・リスク
- ・レピュテーション・リスク
- ・ビジネス・リスク
- ・気候関連リスク
- ・フィデューシャリー・リスク
- ・年金リスク

主要なリスクの種類を分類する目的上、非トレーディング市場リスク及び資金流動性は併せて、当グループのグローバルなリスク分類における単一のリスクの種類となる。非トレーディング市場リスクは市場リスクの一部として以下にさらに記載されているが、資金流動性は財務部門により管理されている。資金流動性は、当グループが、支払能力を有するが、その債務を期限到来時に充足することを可能とする十分な財源を有していないか、又は過度なコストによってのみかかる財源を確保できるというリスクである。

資本リスク

定義

資本リスクとは、当グループがその活動をサポートし、最低所要自己資本を維持するために十分な資本を有していないリスクである。バーゼル枠組みの下で、当グループは自己資本の適正性を評価し、内部資本目標を定義し、これらの資本目標が当グループの全体的なリスク・プロファイルと現在の経営環境に沿ったものであるよう確保するための堅固で包括的な枠組みを維持する必要がある。

資本リスクの原因

資本リスクは、当グループのリスク・エクスポージャー、利用可能な資本資源、規制要件及び会計基準から発生する。

資本リスクの評価及び管理

ストレス・テストの枠組み及び経済リスク資本は、当グループが資本リスクを評価及び管理するために利用するツールである。資本管理の枠組みは、当グループ及びその規制対象子会社のためのすべての規制上の資本要件を当グループが満たすよう確保するために設計されている。

ストレス・テストの枠組みの概要

ストレス・テスト又はシナリオ分析は、例えば、過去又は不利な未来の事象が生じた場合に当グループのポートフォリオに何が生じるか等の仮定的な質問を定式化するリスク管理手法である。適切に開発されたストレス・テストの枠組みは、上級経営陣がこれらのリスクを特定し、利益及び資本を望ましくない影響から保護するための是正措置を講じる際の強力なツールとなる。

ストレス・テストは、当グループの財政状態及びリスク・プロファイルが、厳しい経済状況の影響にも耐えられるだけの十分な回復力を備えることができるようにするための全体的なリスク管理に含まれる当グループ全体のリスク選好枠組みの基本的要素である。ストレス・テストの結果は、リスク制限に照らして監視され、リスク選好に関する議論及び戦略的事業の計画において、また当グループ内部の資本妥当性評価をサポートするために使用される。リスク選好枠組みの範囲内で、CARMCは、当グループ全体及び部門別のストレス後の最低資本比率に対応するストレス時のポジション損失制限を設定する。現在、当該制限は、ルックスルーのBISのCET1資本比率に基づき設定されている。ストレス・テストは、当グループの資本計画及び再建・破綻処理計画（以下、「RRP」という。）のプロセスにおいても不可欠なものである。RRPでは、ストレス・テストにより、再建及び破綻処理の資本水準を達成するために必要なシナリオ上の重大性を示すことができる。

ストレス・テストにより、リスク選好の枠組みの以下の目的を管理するための重要なインプットが提供される。

- ・規制ベース及びストレス時の状況下における当グループ全体の自己資本の適切性を確保すること。当グループは、純収益、営業費用合計、法人税等控除前利益及びリスク加重資産等の予想財務指標についての一連のシナリオを実施している。ストレス後自己資本比率は、当グループのリスク選好に対して評価されている。
- ・安定した利益を維持すること。当グループは、主に利益の安定性リスクを定量的に評価するために使用している。利益－損失トリガーは、当グループの利益安定性に危険を及ぼすような過度のリスク負担を防止するために確立され、監視されている。

また、当グループは、規制当局の特定の要件を満たす外部で定義されたストレス・テストも実施している。例えば、様々な定期ストレス・テスト及び分析の一環として、FINMAは、半期ごとの損失可能性の分析を行うよう求めており、これには、主に欧州債務危機の悪化の結果として世界経済が深刻な景気後退に陥るとの極端なシナリオと、あまり極端ではない中国及び米国のストレス・シナリオの2つのストレス・テストが含まれている。

当グループ全体のストレス・テストの方法及び範囲

ストレス・テストは、過去に基づくストレス・テスト・シナリオ、将来の予測に基づくストレス・テスト・シナリオ及びリバース・ストレス・テスト・シナリオを用いて、ストレス時におけるポジション損失、収益ボラティリティ及びストレス時における自己資本比率を判断するために実施される。ストレス・テストの範囲には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、事業リスク及び年金リスクが含まれる。ストレス・テストには、市場、信用及び営業上の構成要素における変動によりリスク加重資産に与えるシナリオ上の影響も含まれる。

当グループは、市場が極端な混乱に陥った期間の市場ショックの影響を検討するために過去に基づくストレス・テスト・シナリオを用いる。重大性レベルを標準化することで、異なるリスクの種類にわたる重大性を比較することができる。不調な日や週、重大な事象や極端な事象のシナリオの調整は、近年起きた最悪の動きに関する情報に基づいて行われる。極度の質への逃避（以下、「SFTQ」という。）は、当グループ全体のストレス・テストの実施及びリスク選好の設定を行う際に用いられる主要なシナリオである。これは、市場ショックとデフォルトを組み合わせたもので、2008年度／2009年度の金融危機と同様の状況を反映するものである。SFTQシナリオでは、金融市場全体における深刻な破綻を、ストレス時のデフォルト率とともに想定している。

当グループは、過去に基づくシナリオを補完するために、将来の予測に基づくストレス・テスト・シナリオを用いる。将来の予測に基づくシナリオは、潜在的なマクロ経済的、地理的及び政策的脅威に重点を置いている。内部のエコノミスト、並びにフロント・オフィス、リスク所管及びCFO機能（以下、「財務所管」という。）の代表者らで構成されるシナリオ管理監視委員会は、将来の予測に基づく複数のシナリオの背景について検討する。シナリオ管理監視委員会は、幅広いシナリオをレビューし、主要なマクロ経済上のショックの分析に最適なシナリオを選択する。将来の予測に基づくシナリオには、例えば、欧米の景気後退、いわゆる新興市場経済の「ハード・ランディング」及び中央銀行の金融政策変更による影響等が含まれている。また、当グループ全体にわたるリスク集中を軽減するため、信用集中シナリオ等の様々なシナリオが使用される。2019年度中、当グループは、以下の将来の予測に基づくシナリオに重点を置き続けた。

- ・ユーロ圏における金融部門の諸問題：市場がシステム上重要な銀行の支払能力を疑い、ヨーロッパの金融部門全体及びユーロ圏の特定の国々を強く圧迫する。ヨーロッパ経済が後退を余儀なくされる。ヨーロッパから米国市場及び新興市場経済への景気後退の波及が、相当なものになると考えられる。
- ・新興市場「ハード・ランディング」シナリオ：中国は、民間非金融・金融部門で相次ぐデフォルトにより、深刻な景気後退に陥る。中国の困難な状況が、コモディティ価格の低下、資本の逃避及び域内貿易の減少を通じて、すべての大きな新興市場に悪影響を及ぼす。また、米国及びヨーロッパの経済にも重大な悪影響を及ぼす。
- ・英国及び米国に関するストレス・シナリオ：シナリオは、経済政策見通しにおける不確実性の著しい増大と、国債利回りの無秩序な上昇を引き起こすインフレの大幅な加速リスクの高まりを考慮に入れている。英国のストレス・シナリオは、EU離脱交渉に伴って出現する可能性のあるリスクに注目したものである。米国のストレス・シナリオは、より積極的な財政政策及びより保護主義的な貿易慣行への移行に伴って出現する可能性のある事業リスクに注目したものである。

当グループは、また、質への逃避ライトシナリオ（以下、「FTQライト」という。）を使用しているが、これは、SFTQより影響の重大性は低いが発生の可能性は高い3年に1度の可能性シナリオである。FTQライトは、当グループの収益の頑健性をテストするために使用される。

シナリオは、市場や事業戦略の展開に応じて定期的にレビューされ、更新される。2019年度において、米国及び中国の間の最近の貿易、技術及び海外投資に係る緊張の増大を反映するために、「貿易戦争エクストリーム」と呼ばれる25年に1度の可能性シナリオが開発された。貿易戦争エクストリームは、当グループの適正資本をテストするために使用される。かかる定期的なシナリオ分析に加え、当グループは、積極的なリスク管理手段として、現在起こっている出来事に関連する臨時のシナリオ分析（例えば、中東における地政学的な緊張の増大に関するもの）も行っている。

当グループは、従来のストレス・テストを補完し、事業モデルの脆弱性についての当グループの理解を深めるために、リバース・ストレス・テスト・シナリオを用いる。リバース・ストレス・テスト・シナリオは、広範な極端に不利な結果を定義し、何が当該不利な結果につながるのかを特定する。より極端なシナリオには、大手取引先の倒産、市況の急変動、オペレーショナル・リスク事象、信用格付の引き下げ及び大口資金調達市場の閉鎖が含まれる。

経済リスク資本の概要

経済リスク資本は、規制上又は会計上のルールというよりは、経済の実態に照らしてリスクを測定するものであり、市場、事業及び営業状況が危機的な状態であっても、1年間は目標財務力（当グループの長期信用格付）を前提とする支払能力を維持して事業を継続するために必要な資本額を見積るものである。この枠組みにより、当グループは、「事業継続時」及び「事業破綻時」の両方のシナリオにおいて適正資本及び支払能力に関するリスクを評価、監視及び管理することが可能となっている。「事業継続時」シナリオでは、当グループは、業務の

継続性を確保するために損失を吸収する十分な資本を保持する。「事業破綻時」シナリオでは、当グループは、想定外の損失を信頼水準99.97%で吸収するため及び公的資産に頼ることなく秩序ある破綻処理を行うための資金調達を行うために十分な資本を保持する。経済リスク資本は、当グループのRRPプロセスを補完する。

経済リスク資本は、資本管理及び制限監視に関する一貫した総合的なツールとして用いられる。経済リスク資本は、当グループの資本基盤に影響力を有するような、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、年金リスク及び費用リスク等の定量化可能なリスクによる一体的な影響を測定し、報告するための当グループ全体のリスク管理ツールである。経済リスク資本カバレッジ比率は、主に当グループの支払能力の評価を提供することを目的としており、極端なシナリオにおける当グループのリスク及び損失吸収能力についての内部評価を反映するものである。経済リスク資本カバレッジ比率は、事業破綻時シナリオにおいて損失を吸収するために利用可能な資本（利用可能経済資本）の資本ニーズ（経済リスク資本）に対する比率と定義され、当グループの自己資本比率目標によってリスク選好の枠組みに組み込まれる。業績管理の指標としての経済リスク資本に対するリターンは、当グループ及びその部門のための規制資本に対するリターンなどの他の指標と比較して提供した利点が限られていたため、重視されていない。

経済リスク資本の手法及び範囲

経済リスク資本は、想定外の損失を信頼水準99.97%で吸収するために必要な水準に設定される。当グループの経済リスク資本モデルは、当グループの事業活動に関連する定量化可能なリスクを一貫した方法で測定するために使用される一連の手法である。経済リスク資本は、ポジション・リスク（市場リスク及び信用リスクに対する当グループのエクスポージャーを反映する。）、オペレーショナル・リスク及びその他のリスクについて、各リスク分類のための適切な手法を用いて、別々に算出される。経済リスク資本は、ポジション・リスク、オペレーショナル・リスク及びその他のリスクを合計することにより算出される。

ポジション・リスクは、当グループの貸借対照表上及びオフバランスシートのポジションのポートフォリオから1年間の保有期間について生じる想定外の損失の水準であり、市場リスク及び信用リスクを含む。ポジション・リスクは、「事業継続時」シナリオを反映して、リスク管理目的での99%の信頼水準で、また「事業破綻時」破綻処理シナリオを反映して、資本管理目的での99.97%の信頼水準で算出される。当グループのポジション・リスクの分類は、「ポジション・リスクの分類」の表に記載の通りである。当グループの全体的なポジション・リスクを判断するため、当グループは、リスクの種類間にわたる分散化の効果を検討する。リスク管理目的でポジション・リスクを分析する際には、当グループは、分散化の効果前後の個々のリスクの種類について検討する。

オペレーショナル・リスクとは、不適切若しくは機能不全の内部手続、人員及びシステム又は外的要因により生じる財務上の損失リスクである。当グループは、内部モデルを使用して、オペレーショナル・リスクについての経済資本要件を、99.97%の信頼水準で1年間の保有期間の場合について算出する。

対象となるその他のリスクには、経費リスク、年金リスク、所有不動産リスク、利用可能経済資本と経済リスク資本の間の為替リスク、顧客の金利マージンのポジションに対する金利リスク及び繰延株式報酬からの利益が含まれる。

利用可能経済資本は、バーゼルⅢに基づき報告されたBISのCET1資本に基づく損失を吸収するために利用可能な資本に係る当グループの内部見解のことであり、当グループの経済リスク資本との一貫性を持たせるため、経済的な調整が適用される。

経済リスク資本カバレッジ比率は、当グループの業務上の支払能力を監視及び管理するための主要なコントロール基準である多数の所定基準範囲と併せて運用される。経済リスク資本カバレッジ比率が125%を下回った場合には上級経営陣によるレビューが求められる。カバレッジ比率が100%を下回った場合には、リスク軽減又は資本対策等の対策が直ちに取られる。取締役会は、このカバレッジ比率の最低レベルを80%に設定した。

ポジション・リスクの分類

	把握されたリスク
信用リスク	・貸付商品（貸出金及び信用保証を含む。）又はデリバティブ及びより短期のエクスポージャー（引受コミットメント及びトレーディング勘定の在庫等）の形態で直接的に保有されるインベストメント・バンキング及びプライベート・バンキングの信用エクスポージャーに関連する取引先の債務不履行のリスク、経済リスク資本の枠組みにおいて把握されない決済リスク ・プライベート・バンキングの企業及びリテールの信用エクスポージャーに関連する信用度の潜在的変動
非取引信用スプレッド・リスク	・インベストメント・バンキングの信用エクスポージャーに関連する信用度の潜在的変動
証券化商品	・商業用及び住宅用不動産取引（不動産担保証券、抵当貸付及び競売で取得した不動産を含む。）、及びその他の証券化商品（資産担保証券を含む。） ・一定の市場リスク・ヘッジからの利益
取引リスク	・金利、信用スプレッド、為替レート、株価及びコモディティ価格並びにボラティリティ、エクイティ・リスク裁定取引、ライフ・ファイナンス及び訴訟活動、並びに流動性ヘッジ・ファンド・エクスポージャー ・現在は当グループの取引リスク（主に債券及び株式取引）のための経済リスク資本モデルで実行されていないリスク（一定のベースス・リスク、高次リスク及び資産クラス間のクロス・リスク等）
新興市場カントリー・イベント・リスク	・ソブリン・デフォルトにより引き起こされた企業取引先の債務不履行による損失
エクイティ投資	・プライベート・エクイティ及びその他の非流動性エクイティ投資エクスポージャー

資本リスクのガバナンス

当グループのストレス・テストの枠組みは、包括的なものであり、専従の運営委員会であるシナリオ運営委員会によって管理されている。シナリオ運営委員会は、シナリオ手法をレビューし、シナリオの枠組みに対する変更を承認する。同委員会は、様々なリスク機能（市場リスク、流動性リスク、信用リスク及びオペレーショナル・リスク）を代表するストレス手法の専門家で構成され、当グループの各部門及び主要な法人も代表している。シナリオ管理監視委員会は、CARMCから、当グループ全体のシナリオ調整及び分析のプロセス（シナリオ設計及びシナリオの結果の評価と承認を含む。）に対する責任を引き受けている。ストレス・テストは、定期的実施され、ストレス・テストの結果、傾向情報及び補足分析は、取締役会、上級経営陣及び規制当局に報告される。

当グループの経済リスク資本の枠組みは、専従の運営委員会により管理及び維持されており、当該運営委員会は、経済リスク資本手法を市場及び規制の動向、リスク管理実務並びに組織上の変更にも照らして、定期的にレビュー、評価及び更新する。また、運営委員会は、新しい手法を承認し、その3要素（ポジション・リスク、オペレーショナル・リスク及びその他のリスク）について実施の優先順位を決定する。

信用リスク

定義

信用リスクとは、借手若しくは取引先がその金融債務を履行することができない場合又は借手若しくは取引先の信用度が悪化した場合に生じる財務損失のリスクである。債務不履行事由の発生の際、銀行は通常、債務者が負担すべき金額から、差押、担保の流動化、債務会社の再編成又はその他の債務者からの回収資金から生じる回収額を差し引いた額の損失を負担する。取引先の信用度の変化は、公正価値で評価される資産の評価に影響を及ぼし、評価の変更は連結損益計算書に計上される。

信用リスクの原因

信用リスクは、当グループの各部門における事業戦略の実行から発生し、貸付商品（貸出金及び信用保証を含む。）又はデリバティブの形式で直接保有するエクスポージャー、引受コミットメントのような短期エクスポージャー、並びに典型的な証券と資金の同時決済（DVP）の体系外での現金又は証券の交換に関連する決済リスクを反映している。部門については、信用リスクの主な原因は、「部門別の信用リスクの主な原因」の表に示されている。

信用リスクの評価及び管理方法

当グループは、当グループ全体にわたる信用リスクの一貫した評価、測定及び管理を定めた信用リスク管理の枠組みを使用している。内部リスク見積り及びリスク加重資産のための信用リスク・エクスポージャーの評価は、デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）及びデフォルト時エクスポージャー（EAD）からなるモデルに基づいて計算される。信用リスクの枠組みには、以下の中核要素が組み込まれている。

- ・取引先及び取引の評価：内部信用格付の適用（PD）、取引先及び取引に関連するLGD及びEADの値の割当て
- ・与信限度：エクスポージャーに対する主要なリスク・コントロールとしての役割を果たし、過度のリスクの集中を防止するための、与信限度の設定（委任された権限保有者による承認を条件とする。）
- ・与信管理、減損及び引当金：悪化及び後発的な影響の早期特定を支援する信用エクスポージャーの継続的な監視及び管理を支えるプロセス
- ・リスク軽減：現金売買、参加持分、担保、保証、保険又はヘッジ商品の使用を通じた信用エクスポージャーの積極的な管理

部門別の信用リスクの主な原因	
スイス・ユニバーサル・バンク部門	不動産金融、企業顧客への貸付及び金融担保に対する貸付
インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門	金融担保及び実物資産（不動産、船舶、航空機等）に対する貸付並びに企業向け貸付
アジア太平洋部門	金融担保に対する個人顧客への貸付、企業向け貸付及びデリバティブ
グローバル・マーケット部門	ローン引受コミットメント、機関顧客との証券金融活動、並びにデリバティブ
インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門	企業向け貸付活動及びデリバティブ
コーポレート・センター	貸借対照表管理を通じたマネー・マーケット・エクスポージャー、集中清算機関との信用エクスポージャー、及び過去のポジション

取引先及び取引の評価

当グループは、当グループが信用エクスポージャーを有する取引先及び顧客を査定及び評価する。取引先及び顧客の大部分について、当グループは、各取引先のPDを反映することを意図した内部信用格付を決定するために、内部で開発された統計的格付モデルを使用する。これらの格付モデルは、内部の実績に対してバックテストが実施され、モデル開発から独立した部署により検証され、バーゼル枠組みのA-IRB手法に基づき規制上の資本の算出への適用が当グループの主な規制当局により承認されている。バックテストからの発見事項は、将来の格付モデル開発のための重要なインプットの役目を果たす。

内部の統計的格付モデルは、定量的要因（例えば、金融経済指標及び市場データ）と定性的要因（例えば、信用情報及び景気傾向）の組み合わせに基づいている。

統計的格付モデルが使用されない残りの取引先については、内部信用格付は、同業者分析、業界比較、外部格付及び調査の多様なインプットとともに専門の審査役の判断を利用した、構造化された専門家アプローチに基づき割り当てられる。

取引先の格付に加えて、信用リスク管理は、個人の取引のリスク・プロファイルを評価し、優先順位、保証及び担保等の具体的な契約条件を反映した取引格付を割り当てる。

内部信用格付は、外部の信用格付（該当する場合）とは異なる可能性があり、定期的なレビューの対象となる。当グループの内部格付は、格付に関連するPDの範囲に対してマッピングされ、かかるPDの範囲は、内部データ及び外部のデータ・ソースを使用し、過去の債務不履行に関する実績に基づき調整される。

LGDは、債務不履行が生じた場合に信用エクスポージャーに発生する可能性がある損失の規模を見積もるものである。当グループは、取引の構造及び担保又は保証等の信用軽減措置に基づいて信用エクスポージャーに対してLGDを割り当てる。LGDの値は、マクロ経済環境の下降を反映し、回収コストを含めるために調整される。

EADは、債務不履行が生じた場合の信用エクスポージャーの予想金額を示したものであり、現在の実行済エクスポージャー及び信用エクスポージャーの将来展開に関する予測を反映している。貸出金エクスポージャーについては、現在の利用と承認された信用枠の金額との間の追加的な実行金額を予測するため、信用換算係数が適用される。デリバティブ等の取引商品に関連する信用エクスポージャーは、統計モデルを使用したシミュレーションに基づいている。

当グループは、与信限度並びに信用ポートフォリオ管理、信用方針、管理報告、リスク調整業績測定、経済リスク資本の測定・割当及び財務会計を承認、確立及び監視する目的で、一貫して内部格付手法を使用している。

クレディ・スイス取引先格付

格付	PDの範囲 (%)	定義	S&P	フィッチ	ムーディーズ	詳細
AAA	0.000－0.021	実質リスクなし	AAA	AAA	Aaa	極めて低リスク。非常に高い長期的安定性。極端な状況下でも支払可能。
AA+	0.021－0.027	最低限のリスク	AA+	AA+	Aa1	非常に低リスク。長期的安定性。永続的悪条件下でも十分な返済源あり。極めて高い中期的安定性。
AA	0.027－0.034		AA	AA	Aa2	
AA-	0.034－0.044		AA-	AA-	Aa3	
A+	0.044－0.056	若干のリスク	A+	A+	A1	低リスク。短中期的安定性。若干の悪化は長期的に吸収可能。非常に困難な状況下でも短中期的には支払可能。
A	0.056－0.068		A	A	A2	
A-	0.068－0.097		A-	A-	A3	
BBB+	0.097－0.167	平均的なリスク	BBB+	BBB+	Baa1	中～低リスク。高い短期的安定性。中期的存続に適切な内容。短期的に非常に安定。
BBB	0.167－0.285		BBB	BBB	Baa2	
BBB-	0.285－0.487		BBB-	BBB-	Baa3	
BB+	0.487－0.839	許容範囲のリスク	BB+	BB+	Ba1	中程度のリスク。短期間のみの安定性。中期的に小幅な悪化のみ吸収可能。短期的に安定。年度内に予測される信用リスクの増加なし。
BB	0.839－1.442		BB	BB	Ba2	
BB-	1.442－2.478		BB-	BB-	Ba3	
B+	2.478－4.259	高リスク	B+	B+	B1	リスクの増加。将来の不測の悪化を吸収する能力は限定的。
B	4.259－7.311		B	B	B2	
B-	7.311－12.550		B-	B-	B3	
CCC+	12.550－21.543	非常に高リスク	CCC+	CCC+	Caa1	高リスク。将来の不測の悪化を吸収する能力は非常に限定的。
CCC	21.543－100.00		CCC	CCC	Caa2	
CCC-	21.543－100.00		CCC-	CCC-	Caa3	
CC	21.543－100.00		CC	CC	Ca	
C	100	切迫した又は実際の損失	C	C	C	重大な信用リスク（取引先の経営不振及び／又は債務不履行等）が具体化。将来の悪化が直接貸し倒れにつながるため、適切な個別引当金の計上が必要。
D1	デフォルト・リスク具体化		D	D		
D2						

格付Cの取引は潜在的に問題のある債権であり、格付D1の取引は不良資産であり、格付D2の取引は未収利息不計上である。

与信限度

当グループの信用エクスポージャーは、現在の及び潜在的な将来のエクスポージャーに関連して適用される与信限度に従って、取引先及び最終親会社のレベルで管理される。取引先及び関連会社のグループに対する与信限度は、信用エクスポージャーが発生する部門内での委任された権限に基づく正式な承認の対象となり、規模又はリスク・プロファイルの観点から重要である場合には、さらに当グループの最高与信責任者又はCROに上申される。

取引先及び最終親会社のエクスポージャーに加えて、与信限度及びその許容度は、特定の産業、国又は商品等へのリスクの集中を監視及び管理するために、ポートフォリオレベルでも適用される。また、信用リスクの集中は、信用&リスク管理委員会により定期的に監督されている。

信用の監視、減損及び引当金

綿密な信用度の監視プロセスは、顧客の信用度の変化の可能性の早期特定をもたらすために実施されており、定期的な資産及び担保品質のレビュー、事業及び財務諸表の分析並びに関連する経済及び業界の調査を含んでいる。信用リスク管理は、定期的に更新される警戒リストを維持しており、信用度が悪化するおそれのある取引先を再評価するためにレビュー会議を開催する。顧客及び取引先の信用度のレビューは、資産又はコミットメントの会計処理に基づくものではない。

信用度の悪化により債務不履行が生じる場合、信用エクスポージャーは、信用リスク管理内の回収管理機能に移管され、四半期回収レビュー委員会に対する正式な報告の対象となる。かかるエクスポージャーに関する貸倒引当金の決定は、エクスポージャーのプロファイル及び回収の見込みの評価に基づいているが、これらは当グループの最高与信責任者との間で検討される。全額の又は部分的な償却には、同責任者の承認を要する。

当グループは、償却原価で評価される貸出金のうち、潜在的に問題のあるエクスポージャー、不良エクスポージャー、未収利息不計上エクスポージャー又は貸出条件緩和エクスポージャーとして具体的に分類されるものについて減損手続を有している。当グループは、特定の評価引当金を維持しているが、当該評価引当金を既存の信用ポートフォリオにおいて特定された損失の合理的な見積額であると考えており、また、該当する場合には担保価格を考慮し、すべての取引先の定期的かつ詳細な分析に基づいて貸倒に備えている。元本又は利息のいずれかの返済に関して不確実性が存在する場合は、これに応じて特定の評価引当金が積み立てられ又は調整される。特定の貸倒引当金は、当グループの信用リスク管理により、借手のリスク・プロファイル又は信用関連事象に応じて、最低年1回又はそれ以上の頻度で再評価される。貸倒引当金の妥当性は、信用ポートフォリオ&引当金レビュー委員会が定期的にレビューする。

内在的な（又は一般的な）貸倒引当金は、減損として具体的に特定されておらず、ポートフォリオベースで内在的な損失を含んでいるとみなされるすべての貸出金に対して見積もられる。一定の貸付ポートフォリオ内の内在的な損失の決定方法は、各取引先の信用格付及び業種を考慮に入れて長期的な業界全体にわたる過去の債務不履行及び回収データを使用する、市場を織り込んだモデルに基づいている。当該計算の別の構成要素は、現在の市況を貸倒引当金に反映する。その他すべてのエクスポージャーについては、事業及びエクスポージャーの性質によって、貸付ポートフォリオの内在的な損失が、格付及び損失パラメーターの過去の債務不履行及び損失実績を適用して、現在の内部リスク格付、担保及びエクスポージャー構造に基づき決定される。モデルにより把握されない現在の市況又はその他の要因を反映するための定性的調整は、経営陣により承認され貸倒引当金に反映される。偶発債務及び取消不能のコミットメント等、オフバランスの貸付関連エクスポージャーにおける内在的な損失の引当金も、貸付ポートフォリオについて使用される方法と類似の方法で決定される。

2020年1月1日付で、当グループは、米国GAAPに基づく新会計基準の採用により、貸倒引当金の計算のための手法を変更した。新しい手法は、現在予想信用損失（以下、「CECL」という。）手法と呼ばれる将来予測的な予想損失アプローチである。従前のアプローチでは、貸倒引当金は発生した損失のみに基づいていた。新しい手法は、予想される全期間損失を計算し、新しいモデルと重要な経営判断を必要とする。新しいモデルの将来予測的な要素は、ポートフォリオ固有及び地域固有のマクロ経済要因の予測を通じて反映される。これらのシステムティック・リスクの要素に加えて、モデルには固有リスク要因が含まれている。定性的な調整は、モデルでは把握されない残りの固有リスク及びポートフォリオ固有リスクを反映している。これらのモデルの調整は、内部及び／又は外部のデータに基づいている。CECLアプローチでは、PDは内部信用格付に基づいているが、時間依存性の将来予測的要素も含んでおり、LGDは当グループのCECLモデルでの使用のために特に調整されており、貸出金固有の属性を含むことがある。さらに、選択されたLGDモデルには、将来予測的要素が含まれている。LGDと同様に、CECLアプローチに基づくEADモデルは個別に調整されており、貸出金固有の情報及び／又は将来予測的な情報を含むことがある。CECLモデルはすべて、当グループの内部ガバナンスのプロセスの対象となる。

公正価値で保有される貸出金に係る信用度の変化は、収益に直接計上される評価の変更に反映されているため、償却原価ベースで評価される貸出金のみを含む減損貸出金残高には含まれない。

リスク軽減

実行済み及び未実行の信用エクスポージャーは、履行強制可能な法律文書により裏付けられた金融担保及び非金融担保をとること、並びにクレジット・ヘッジ技術を利用することにより管理されている。現金、市場性証券（例えば株式、債券又はファンド）及び保証の形式による金融担保は、内在的な貸倒リスクを軽減し、債務不履行の場合の回収額を向上させる役割を果たしている。金融担保は、適格性に関するコントロールの対象であり、エクスポージャーが十分に担保され続けているよう確保するため、資産の種類に応じて、頻繁に行われる市場評価により裏付けられる。担保の質によって、適切なヘアカットがリスク管理目的で適用される。

住宅用及び商業用不動産、有形資産（例えば船舶又は航空機）、在庫並びに商品等の非金融担保は、信用エクスポージャーの種類及び担保カバレッジ比率によって、信用審査時に評価され、その後は定期的に評価される。

担保に加えて、当グループは、単一銘柄及びインデックスのクレジット・デフォルト・スワップ、並びにストラクチャード・ヘッジ及び保険商品により提供されるプロテクションの形式による信用ヘッジも利用している。信用ヘッジは、貸出金ポートフォリオから生じるリスク、貸出金引受エクスポージャー及び取引先信用リスクを軽減するために使用される。ヘッジは、特定の取引先の債務不履行又は全体的な信用リスク・ポートフォリオに影響を与える、より広範な市場の低迷からの損失のリスクを低減することを意図している。信用ヘッジ契約は、典型的には二社間又は中央決済のデリバティブ取引であり、担保付取引の取決めに従う。ヘッジによるリスク軽減は、ベシス・リスク又は期間のリスクが適切に特定され管理されるよう確保するために評価される。

担保及びヘッジ戦略に加えて、当グループは、また、その貸出金ポートフォリオを積極的に管理しており、更なるリスク軽減の形式として、貸出金ポートフォリオにおけるポジションの売却又はサブ・パーティシペーションを行うことがある。

信用リスクのガバナンス

信用リスクは、リスク所管内で信用リスク管理及び部門の最高リスク責任者により管理及び統制され、方針及び委員会の包括的な枠組みが適用されている。重要なプロセスは、当グループの最高与信責任者を含む信用リスク管理による定期的な監督確認によりレビューされる。

当グループの最高与信責任者は、信用リスク管理機能の全体的な管理及び監督を支援するため、エグゼクティブ・ガバナンス&変更委員会を設置した。同委員会は、信用リスク管理内の主要機能の上級職員及び部門の最高与信責任者から構成される。ガバナンスの枠組みは、信用リスクの枠組みの主要分野を対象とする委員会構造に基づいており、これには、信用リスク選好委員会、信用リスク方針委員会、信用リスク・コントロール委員会並びに各種のプロジェクト及び変更に関連するガバナンス委員会が含まれる。ガバナンスの枠組みは、グローバル信用リスク管理機能の適切な監督及び当グループの信用エクスポージャーの管理のための必要なグローバル基準の維持を確保する。

信用リスク・レビュー

信用リスク管理内のガバナンス及び監督の検査は、信用リスク・レビュー機能によって補完される。信用リスク・レビュー機能は、信用リスク管理から独立しており、機能上はリスク委員会議長の直属で、管理上はCROの監督下にある。信用リスク・レビューの主な責任は、当グループの信用エクスポージャー並びに信用リスク管理のプロセス及び実務について適時のかつ独立した評価を提供することである。調査結果及び合意された措置は、上級経営陣及び必要な場合にはリスク委員会に対して報告される。

市場リスク

定義

市場リスクとは、市場リスク要因の変動から生じる財務損失のリスクである。財務損失をもたらす市場リスク要因の変動とは、金利、信用スプレッド、為替レート、株価及びコモディティ価格並びに市場ボラティリティ及び資産クラス間の市場価格の相関関係等のその他の要因における不利な変化のことである。典型的な取引又は金融商品におけるポジションは多くの異なる市場リスク要因に晒される可能性がある。

当グループの主要なリスクの種類を分類する目的上、市場リスクには資金流動性が含まれているが、本項における記載は、主にトレーディング市場リスク及び非トレーディング市場リスクに関連している。資金流動性は、当グループが、支払能力を有するが、その債務を期限到来時に充足することを可能とする十分な財源を有していないか、又は過度なコストによってのみかかる財源を確保できるというリスクである。

市場リスクの原因

市場リスクは、当グループのトレーディング事業活動及び非トレーディング事業活動の両方から生じる。資産及び負債のトレーディング勘定及び銀行勘定のポートフォリオへの分類により、当グループの市場リスク・エクスポージャーを分析するために使用される手法が決まる。この分類は、トレーディング目的についての事業及び規制上のリスク管理の見解を反映するものであり、財務報告目的でのこれら資産及び負債のトレーディング資産又はトレーディング負債としての分類とは異なる場合がある。

トレーディング勘定

当グループのトレーディング勘定から生じる市場リスクは、主にグローバル・マーケット部門（インターナショナル・トレーディング・ソリューションズを含む。）及びアジア太平洋部門における当グループのトレーディング活動に関連するものである。リスク管理目的で測定される場合、当グループのトレーディング勘定には、通常は、公正価値ポジションのみが含まれ、デリバティブ市場を含め、顧客の利便性及びマーケット・メイキングを目的とした発行市場及び流通市場の活動への当グループの関与から発生するリスクが含まれる。

当グループは、デリバティブ及びストラクチャード商品を含む幅広い取引商品やヘッジ商品を使用して、主要な取引市場でグローバルに事業を行っている。ストラクチャード商品は、しばしば金融商品の組み合わせを使用してカスタマイズされた取引であり、特定の顧客又は内部のニーズを満たすために実行される。当グループは広範な商品と市場に参加しているため、当グループの取引戦略はそれに対応して多様であり、エクスポージャーは一般的に様々なリスクと場所に分散している。

ポートフォリオ（当グループのストラクチャード商品に組み込まれたデリバティブ要素を含む。）に関連する市場リスクは、当グループの全体のリスク管理の枠組みの一部として積極的に監視及び管理されており、当グループのVaR測定に反映されている。

銀行勘定

当グループの銀行勘定から生じる市場リスクは、主に資産と負債のミスマッチのエクスポージャー、公正価値で評価される貸付関連エクスポージャー、資本参加や債券及び短期金融市場商品への投資に関連するものである。当グループの事業及び財務部門は、市場リスクのある非トレーディング・ポートフォリオを有している。これらの市場リスクは主として金利の変動に関連しているが、外国為替レートや株価に加え、若干ではあるがコモディティ価格の変動にも関連している。リスク管理目的で測定される場合、当グループの銀行勘定には、通常は、貸出金、中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券、現金及び銀行に対する預け金、未収仲介料、銀行からの預り金、顧客の預金、中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券、未払仲介料、短期借入金及び長期債務のうち選択されたポジション、ヘッジ商品並びにトレーディング・ポートフォリオに含まれないその他資産及び負債が含まれる。

当グループは、貸付及び預金受入れ、マネー・マーケット及び資金調達活動、連結ベースの株式の展開、並びに部門レベルの銀行勘定ポジションに係るマーケット・メーカー及びトレーディング活動を含むその他の活動を通じて、銀行勘定における金利リスクを負っている。貯蓄口座及びその他多数のリテール・バンキング商品は、契約上の満期日又は直接的な市場に関連する金利を有しておらず、当グループのプライベート・バンキング、法人及び諸機関向け事業のために、複製ポートフォリオを用いてプール・ベースでリスク管理されている。複製ポートフォリオは、原商品の金利特性とほぼ同様である。この市場リスク特有の原因は、毎日監視されている。

非トレーディング外国為替リスクの大部分は、スイス・フラン以外の通貨建ての海外支店、子会社及び関連会社に対する当グループの純投資に関連している。このエクスポージャーは、当グループの資本及びレバレッジ比率をヘッジするために積極的に管理され、当グループのリスク選好の枠組み内で制御されている。

プライベート・エクイティ、ヘッジファンド、シード・キャピタル、ローン担保証券（以下、「CLO」という。）のリスク保有及び共同投資等の投資は、非流動性投資として分類され、特有のリスク管理及びガバナンスのプロセスに服する。非流動性投資のためのリスク選好は、当グループ及び部門レベルで提案され、CARMCにより承認される。

公正価値評価された銀行勘定のエクスポージャーの一部は、内部リスク管理目的で使用されるVaRモデルにおいても把握され、値洗いリスクはトレーディング勘定の市場リスクと同様の方法で管理されている。

市場リスクの評価と管理

当グループは、当グループが取り組む多くの事業活動全体を通して比較可能なエクスポージャーを計算できる市場リスクの測定及び管理方法を使用し、特定の商品やポートフォリオの特有の性質をモデル化することに特化したツールを利用している。これらのツールは、社内での市場リスク管理、市場リスク報告及び社外への開示のために使用される。当グループのトレーディング勘定のための主要な市場リスク測定方法は、VaR、ストレス・テストの枠組みに含まれるシナリオ分析、当グループの経済リスク資本に含まれるポジション・リスク、及び感応度分析である。これらの測定方法は、当グループの市場リスク評価において互いに補完し合い、当グループレベルの市場リスクを測るために使用される。当グループのリスク管理実務は、定期的にレビューされ、適切性を確保するようにしている。

バリュー・アット・リスクを使用した市場リスクの測定

VaRは、一定の信頼水準では超過されないと想定される、一定の保有期間についての金融商品の指定されたポートフォリオに関する潜在的な損失を定量化するリスク測定方法である。VaRは、十分な価格履歴のあるすべての金融商品について算出することができる。ポジションは、商品別ではなくリスクの要素別に集約される。例えば、金利リスクVaRは、幅広い金利商品（金利、スワップ及びスワップション等）に加え、金利リスクが主たる市場リスク要因ではないその他の商品（外国為替、デリバティブ及び株式デリバティブ等）に影響を与える金利変動によって生じる潜在的損失も把握する。VaRの使用は、異なる事業間でのリスクの比較を可能にする。VaRはまた、ポートフォリオ多様化の利益を考慮に入れて、異なる資産の間の過去の相関関係を反映させるために、ポートフォリオ内の様々なポジションを集約及びネッティングする手段を提供する。当グループのVaRモデルは、すべての資産クラスにわたる包括的な一連のリスク要因を考慮するよう設計されている。

VaRは、リスク管理における重要なツールであり、市場リスクに晒されている当グループの活動から生じる定量化可能なリスクを毎日測定するために使用されている。また、VaRは、制限監視、財務報告、規制資本の算出及び規制上のバックテストについても、主要なリスク測定方法の一つである。

当グループの内部VaRモデルは、妥当な将来の取引損失を導き出す過去のデータ動向に基づいている。当該モデルは、より近時の事象により重みを置く指数関数的加重の使用と、すべての極端に有害な事象がモデルにおい

て考慮されるようにするための期待ショートフォールと同等の測定基準の使用により、市況の変化に反応する。当グループでは、リスク管理（制限監視及び財務報告を含む。）、規制資本算出及び規制上のバックテスト目的で、同一のVaRモデルを使用しているが、考慮される信頼水準、保有期間、過去の参照期間及び金融商品の範囲は異なる可能性がある。

リスク管理VaRについて、当グループは、過去2年間連続のデータ、1日の保有期間及び98%の信頼水準を使用している。これは、1日当たりの値洗い取引損失が報告されたVaRを超過する可能性が、複数年の観察期間にわたる取引日100日において平均2回以下であることを想定するものである。98%の信頼水準のVaRは、同等の期待ショートフォール手法を使用して計算される。期待ショートフォールは、潜在的な最悪の損失の平均を表す。この測定は、トレーディング勘定におけるリスクのみを把握するものであり、証券化ポジションを含んでいる。この測定は、当グループがトレーディング活動に関連するリスクを検討する方法及び当グループが資本目的の規制VaRを測定するために使用するモデルと密接に連携している。内部リスク管理及び監視を目的として、当グループは、一定の公正価値による銀行勘定ポジションをリスク管理VaR算出の範囲に加えている。

規制資本目的では、当グループは、バーゼルIIIの市場リスクの枠組みに基づき運用しており、これには、規制資本の算出について、規制VaR、ストレスVaR、IRC、非VaRリスク（RNIV）、ストレスRNIV及び証券化のための規制上定められた標準的手法という要素が含まれている。資本目的の規制VaRでは、過去2年間のデータ、10日の保有期間及び期待ショートフォール手法を使用して計算された99%の信頼水準を使用している。この測定は、トレーディング勘定におけるすべてのリスク並びに銀行勘定における外国為替リスク及びコモディティ・リスクを把握するものであり、証券化ポジションは、規制上の目的では証券化手法により扱われるため、除外される。ストレスVaRは、当グループの重大な金融ストレスの期間を反映する継続的な1年間の観察期間について当グループの現在のポートフォリオに対する規制VaRの計算を再現するものである。2006年からの過去のデータは、より長期間の過去の潜在的損失事象の把握を可能とし、市場リスクについての最低資本要件の景気循環増幅効果を減らすことに役立つ。IRCは、10日間の保有期間に基づく適切に把握されない可能性があるトレーディング勘定のポジションに係るデフォルト及び遷移リスクに対する規制上の資本賦課である。RNIVは、例えば十分又は正確なリスク又は過去の市場のデータがないためにVaRモデルでは適切に把握されない様々なリスク（一部のベシス・リスク、高次リスク及び資産クラス間のクロス・リスク等）を把握する。

バックテストVaRでは、過去2年間のデータ、1日の保有期間及び期待ショートフォール手法を使用して計算された99%の信頼水準を使用している。この測定は、トレーディング勘定におけるリスクを把握するものであり、証券化ポジションを含んでいる。バックテストVaRは、規制資本の計算のために使用される構成要素ではないが、バックテストの例外の数が規制上の基準値を超えた場合には規制資本乗数を通じて影響を及ぼす可能性がある。

規制資本目的の当グループの市場リスク測定方法で使用される仮定値は、BCBSにより公表された基準その他の市場リスク測定のための国際基準に適合するものである。当グループは、市場リスクの必要資本の計算に当グループの規制VaRモデルを使用することについて、FINMA及びその他の当グループの子会社の規制当局からの承認を取得している。当グループのVaR手法の継続的な改善は、その重要性によって規制当局の承認又は通知の対象となり、モデルは規制当局及び当グループの独立したモデル・リスク管理機能による定期的なレビューの対象となる。

リスクに関するバーゼルの枠組みの第3の柱に基づき要求される情報については、当グループのウェブサイトにて閲覧可能である。

VaRの前提条件及び限界

VaRモデルは当グループが合理的であると判断した仮定や見積りを利用するが、VaRは過去の市況に基づきポートフォリオの損失の可能性を数値化するものである。リスク測定としてのVaRの主な前提条件と限界は、以下の通りである。

- ・ VaRは、市況の将来の変化を推定するために過去のデータに依存している。ヒストリカル・シナリオでは、特にボラティリティの増加及び資産クラス間の市場価格の相関関係の変化など市場環境の大幅な変化がある場合にすべての潜在的な将来の成果を把握できない可能性がある。
- ・ VaRは特定の信頼水準で損失を見積る。期待ショートフォールと同等の測定基準の使用により、極端に有害な事象のすべてがモデルにおいて考慮されるようにすることが可能となる。
- ・ VaRは1日（内部リスク管理、バックテスト及び開示目的）、又は10日間（規制資本目的）の保有期間のいずれかに基づいている。これはリスクが保有期間にわたって売却又はヘッジできることを前提としているが、特に市場の流動性が損なわれている場合や市場の混乱期には、すべての種類のエクスポージャーについて可能とは限らない。また、リスクが全保有期間にわたり存在し続けることも前提としている。
- ・ VaRは、各営業日終了時の保有ポジションを使用して計算され、エクスポージャーの日中の変化は含まない。

VaRの限界の一部を軽減し、異常な危機的市場の動向に関連する損失を見積るため、当グループは、リスク管理目的及び上述の目的のために策定されたその他の指標を使用する。これには、ストレスVaR、シナリオ分析（当グループのストレス・テストの枠組みに含まれるもの）、ポジション・リスク（当グループの経済リスク資本に含まれるもの）及び感応度分析が含まれる。

リスクの種類によっては、当グループのVaRモデルで計算するために必要な過去のデータが不十分な場合もある。これは、主に、原資産商品が期間限定でのみ取引された場合に生じる。十分な市場データがない場合には、かかるリスクの種類について代用の市場データ又は極端なパラメーターの変動のいずれかを使用する。代用の市場データは、原資産商品にできる限り近いものが選ばれる。適切な市場データ・セット又は原資産商品に近い代用データのいずれも入手できない場合は、極端な市場の変動を使用する。

当グループは、リスク要因特定プロセスを用いて、リスクが把握のために特定されるよう確保している。このプロセスは二つの部分で構成されている。第1に、市場データ依存アプローチにより、フロント・オフィス価格設定モデルで使用したデータのインプットに基づきリスク要件を体系的に判断し、これを当グループのVaRモデル及びRNIVの枠組みにより把握されたリスクの種類と比較する。第2に、商品ベース・アプローチは、商品タイプの定性的分析で、当該商品タイプが晒されるであろうリスクの種類を特定するために行われるものである。VaR及びRNIVの枠組みにより把握されたリスクの種類との比較が再度行われる。このプロセスは、VaRモデル又はRNIVの枠組みで把握されなかったリスクを特定する。その後、これらのリスクを一つ又はその他の枠組みに含めるための計画を立案することができる。RNIVは、当グループの経済リスク資本の枠組みで把握される。

VaRバックテスト

バックテストは、当グループがリスク管理及び規制資本の目的で使用する当グループのVaRモデルの正確性及び性能を評価するために用いられる方法の一つであり、強化の可能性がある分野を強調する役割を果たす。バックテストは、規制当局により、VaRを用いて計算された当グループが保有する規制資本の妥当性を評価するために使用される。

バックテストには、VaRモデルにより導き出された結果を、トレーディング勘定上の仮想トレーディング収益と比較することが含まれる。仮想トレーディング収益は、規制要件に従って定義されており、（i）非市場要素（手数料、コミッション、解約及び解除、資金調達コスト純額並びに信用関連の評価調整等）並びに（ii）日中の取引による損益を除外することにより、VaRモデルのアウトプットと合わせられている。仮想トレーディング損失が1日当たりのVaR見積額を上回った場合は、バックテストの例外となる。

資本目的上、かつBISの定める要件に従って、FINMAは、12ヶ月連続の先行する期間において4例を超える規制VaRバックテストの例外がある場合はそのそれぞれについて資本乗数を増加させ、結果として当グループの追加的な市場リスク資本要件が発生する。バックテストの例外が5例未満であるVaRモデルは、規制当局により、「グリーン・ゾーン」の定義に分類されるとみなされる。「グリーン・ゾーン」は、銀行のモデルの質又は正確性に係る問題をそれ自体としては示唆しないバックテストの結果に相当する。

感応度分析

当グループの銀行勘定ポジションに関連する市場リスクは、経済リスク資本、シナリオ分析、感応度分析及びVaR等の複数のツールを使用して測定及び監視されている。本開示においては、当グループの銀行勘定ポジションに関連する総市場リスクは、感応度分析を用いて測定される。感応度分析は、特定の一組の仮定値に基づき、独立変数の値の差異が特定の従属変数にどの程度影響を与えるかを測るために使用される手法である。銀行勘定ポジションの感応度分析は、市場要因（例えば金利）に対する特定の仮定的ショックから生じる経済価値の潜在的な変動を測るものである。銀行勘定ポジションは一般的に損益計算書を通じて時価評価されるものではないため、これは、当期の報告された利益に与える潜在的影響を測るものではない。

信用評価調整及び負債評価調整

信用評価調整は、取引先の信用リスクを反映するために使用されるデリバティブ資産の価値の測定法に対する修正である。負債評価調整は、事業体自身の信用リスクを反映するために使用されるデリバティブ負債の価値の測定法に対する修正である。これらの調整及びその影響は、VaRの枠組みでは把握されない。

市場リスク制約

当グループの市場リスク制約の枠組みには、当グループ、部門、法人及び事業ラインレベルでのVaR、シナリオ分析の結果及び感応度分析を含む様々な市場リスク測定値に対する詳細な制約が含まれる。例えば、当グループには、連結市場リスク・エクスポージャー及びポートフォリオにおける集中について、コントロール基準がある。リスク制約は、各事業の下位組織レベルへと段階的に適用される。リスク制限は、拘束力があり、リスク・エクスポージャーにおける大幅な増加は、適時に上申される。当グループの組織ガイドライン及び規則並びに当グループの内部方針は、制限設定権限、一定の状況下でのかかる制限の一時的修正、並びに当グループ、並びにかかる制限の超過を引き起こす可能性がある事例について当行、部門、事業及び法人レベルで必要とされる承認権限を定めている。市場リスク制限の超過は一定の決まった上申手順に従うものとし、超過に関連するリスク増加分については、市場リスク管理内の責任あるリスク管理者による承認を受けなければならない。市場リスク制限の大部分は毎日監視される。性質上計算期間が長い制限又はリスク・プロファイルの変更の頻度が低い制限については、その制限の性質によって、監視の頻度は低くなる（毎週、毎月又は四半期ごと）。事業は、通知を行った上で3営業日以内に市場リスク制限の超過を是正することを義務付けられている。3日より長くなる是正措置については、方針範囲外是正プロセス（上級経営陣への上申手順を含む。）の対象となる。

市場リスクの軽減

取引が実行されると、当グループのリスク監視プロセスの一部として把握され、市場リスク制約の枠組みの対象となる。具体的な方針は、新たな原材料及び／又は例外的な取引については、市場リスク管理機能が関与し、適切な承認が求められるよう確保する。これらの取引は、ポートフォリオのリスク・プロファイルが実行後のリスク選好に沿うように、市場リスク管理機能によってレビューされ承認される。

市場リスクは、金融証券、デリバティブ、保険契約又はその他の適切な手段を用いて軽減される。

市場リスクのガバナンス

市場リスクは、市場リスク管理及びリスク所管内の各部門の最高リスク責任者により管理及び制御され、方針及び委員会の包括的な枠組みにより管理されている。

市場リスク管理機能の監督は、関連する枠組み、リスク選好、定量的アプローチ、リスク・プロファイルの進化、重要な新規取引及び新規事業活動を対象とする、当グループ、法人及び部門レベルでの各種委員会及び監督上のレビューにより提供される。委員会は、上級市場リスク担当者と構成されている。関連する問題は上級管理職に上申される。

ガバナンスの枠組みは、当グループの市場リスク・エクスポージャーの適切な監督を確保する。

Varガバナンス

その他のモデルと同様に、当グループのVarモデルは、モデル開発者から独立したモデル化専門家のチームによる検証等の内部ガバナンスの対象となる。検証には、モデルの仮定条件及び限界の特定及びテスト、過去及び未来のストレス事象による性能の調査、並びにモデルの実際の実施状況が意図された通りに作用しているかについてのテストを含んでいる。当グループでは、異なるコントロール・プロセスを幅広く採用し、市場リスクについて使用されるモデルが常に適切なものであるよう役立てている。これらのコントロール・プロセスの一環として、専従の市場リスク定量運営委員会は、定期的に会合を開いてモデル性能をレビューし、新規又は修正モデルの承認を行っている。

非金融リスク

非金融リスクの定義及び原因

非金融リスクは、金融市場外の原因から発生する不利な直接又は間接的な影響のリスクであり、オペレーショナル・リスク、テクノロジー・リスク、サイバー・リスク、コンプライアンス・リスク、規制リスク、法務リスク及びコンダクト・リスクが含まれるが、これらに限定されない。非金融リスクは、当グループの事業（当グループの活動を支えるシステム及びプロセスを含む。）のほとんどの側面に内在するリスクである。これは、多くの完全に異なるリスクから成り、様々な形で現れる。例として、物的資産への損害、事業の混乱、データの完全性及び取引処理に関連する障害、サイバー攻撃、内部又は外部の詐欺的な又は無許可の取引、不適切なクロスボーダーの活動、マネー・ロンダリング、機密情報の不適切な取扱い、利益相反、不適切な贈答及び接待、並びに顧客に対する義務の不履行のリスクが含まれる。

非金融リスクは、人的ミス、不適切な行為、システム、プロセス及び管理における障害、意図的な攻撃又は天災及び人災を含む非常に多様な内部及び外部の力により生じる可能性がある。外部委託先及び外部の第三者もまた、事業プロセス、システム安定性、データ管理、評判及び規制遵守の維持に関するリスクを引き起こす可能性がある。非金融リスクの主な種類及び原因は、以下に記載されている。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、不適切若しくは機能不全の内部プロセス、人員若しくはシステム、又は外部事象に起因する悪影響のリスクである。オペレーショナル・リスクには、事業リスク及びレピュテーション・リスクは含まれないが、一部のオペレーショナル・リスクは風評問題につながる可能性があり、そのため、これらのリスクは密接に関連する可能性がある。

テクノロジー・リスク

テクノロジー・リスクは、当グループの事業モデルを取り巻く複雑な技術的展望を考慮すると、特別な注意に値する。情報資産の機密性、完全性及び利用可能性が保護されているよう確保することは、当グループの業務にとって極めて重要である。テクノロジー・リスクは、サービスの停止又は情報セキュリティインシデント等のシステムに関連した問題が事業に混乱をもたらすリスクである。テクノロジー・リスクは、当グループの情報技術資産に内在するだけでなく、それらに関わる人及びプロセス（第三者供給者及び世界全体の電気通信インフラストラクチャーへの依存による場合を含む。）にも内在する。当グループは、重要な事業プロセス及び報告をサポートするために使用されるデータが安全、完全、正確、利用可能、適時であり、かつ適切な品質及び完全性の基準を満たすよう確保することを目指している。当グループは、当グループの継続的な経営、意思決定、コミュニケーション及び報告を支援するため、当グループの重要なITシステムが特定され、安全であり、回復機能を持ち、かつ利用可能であることを必要としている。当グループのシステムはまた、現在及び将来の事業目的、当グループの顧客のニーズ、並びに規制上及び法律上の期待に見合う能力、容量、拡張性及び適合性も備えていなければならない。これらの基準及び要件が満たされなければ、当グループに風評被害、罰金、訴訟、規制上の制裁措置、財務損失又は市場シェアの喪失をもたらす有害事象を招く可能性がある。テクノロジー・リスクは、当グループのテクノロジー・リスク管理プログラム、事業継続性管理計画、並びに事業非常事態及び回復計画を通じて管理されている。テクノロジー・リスクは、潜在的な影響及び可能性の観点から最も重要なリスクに焦点を当てた前向きのアプローチに基づく、当グループの全体的な企業リスク及びコントロール評価の一部として含まれている。

サイバー・リスク

テクノロジー・リスクの一部であるサイバー・リスクは、サイバー攻撃、セキュリティ侵入、不正アクセス、データの喪失若しくは破壊、サービス利用不能、コンピューター・ウィルス又はその他セキュリティに悪影響を与えるおそれのある事象により、当グループが危機に晒されるリスクである。かかる事象が生じた場合、当グループは、訴訟の対象となったり、財務損失、事業の混乱、顧客への賠償責任、規制当局の介入又は風評被害を被るおそれがある。また、当グループは、当グループの予防策の修正又は脆弱性若しくはその他のエクスポージャーを調査及び改善するため、多大な追加的資源を投入することが求められる可能性がある。

当グループは、サイバー・リスクが急速に進化する外部のリスク環境を表していると認識している。金融業界は、金銭的、政治的その他の動機に動かされた様々な者からのサイバー脅威に直面し続けている。当グループは、外部のインシデント及び脅威を積極的に監視し、これによって明らかになる可能性がある潜在的な脆弱性を評価し対応している。当グループはまた、業界フォーラムや情報交換イニシアチブにも積極的に参加し、この問題に関して規制当局との協議を行っている。

当グループは、当グループのリスク選好に沿って、安全で革新的な事業環境を可能にする最適化された徹底したセキュリティ及びリスク能力を達成するための取り組みの一環として戦略的指針を提供するために、全社的なサイバーセキュリティ戦略を有している。テクノロジー・セキュリティ・チームは、当グループが安全な境界を維持し、リアルタイムで脅威を検知して対応できるよう支援するために、幅広い先進的なテクノロジー・ソリューションと業界のベスト・プラクティスを活用している。

当グループは、重要なコントロールの有効性を定期的に評価しており、また、強固なサイバー・リスク文化を根付かせるために、継続的な従業員教育・啓発活動（主要経営幹部向けのものを含む。）を実施している。企業リスク及びコントロールの枠組み（以下、「ERCF」という。）の一環として、業務執行役員会、並びに部門及び法人のリスク管理委員会には、より広範なテクノロジー・リスク・エクスポージャーに関する最新情報が提供されている。

重要なインシデントは、主要な発見事項や軽減措置とともにリスク委員会に上申される。関連する事業継続性及び対応計画はテストされ、シミュレーションが業務執行役員会及び取締役会レベルまで実施されている。

法務リスク

法務リスクとは、法的義務（契約上、法律上その他によるものかを問わない。）の不遵守、執行実務の変更、当グループに対する法的異議若しくは請求の申立て、当グループの法的権利の行使不能又は当グループの権利保護のための対策をとらなかったこと等の状況から生じる、損失、若しくは損害賠償金、科料、罰金その他の法的責任の賦課、又はその他重大な悪影響のリスクである。

コンプライアンス・リスク

コンプライアンス・リスクとは、適用ある法律、規制、規則又は市場基準を遵守しないことから生じる、法律上若しくは規制上の制裁又は財務損失のリスクである。

規制リスク

規制リスクは、法律、規制、規則又は市場基準の変更が、当グループの活動の制限及び当グループの事業若しくは戦略的イニシアチブの実施能力に対する悪影響をもたらし、又は事業の営業費用の増加若しくは顧客向けの当グループの商品及びサービス価格の上昇につながるリスクである。

コンダクト・リスク

当グループにおいて、コンダクト・リスクとは、当グループの従業員による不適切な行為又は判断が、当グループの顧客、従業員若しくは当グループに財務上、非財務上若しくは評判上の悪影響をもたらし、又は金融市場の健全性に対して悪影響を与えるリスクであると考えられている。コンダクト・リスクは、様々な活動や様々な種類の行動から発生する可能性がある。当グループ全体のコンダクト・リスクの定義は、当グループの従業員がそのコンダクト・リスクに関する共通の理解を持ち、コンダクト・リスクを常に管理及び軽減する努力の支えとなる。また、かかる定義により、当グループの従業員の間で責任ある行動及び倫理の基準がさらに推進される。コンダクト・リスクの管理には、各事業がもたらすリスク及び関連する軽減コントロールの強度の検討が含まれる。コンダクト・リスクは、当グループ内及び金融サービス業界の他企業の過去のインシデントをレビューし、そこから学ぶことから評価される。

強力なリスク文化に対する継続的な注力及び投資は、コンダクト・リスクの管理の基本である。当グループの行動規範は、当グループの行動及び倫理基準により支えられた当グループの行動に対する期待及び倫理価値に関する明確なステートメントを定めている。

2019年7月に、当グループのコンダクト・リスクの監督は、当グループが全体的な従業員の基盤にわたってコンダクト・リスクを管理及び軽減する方法における実効性及び相乗効果をさらに高めるため、コンプライアンスから人事に移管された。

非金融リスクの評価及び管理

当グループは、その日常業務が持続可能で回復力を備えており、当グループを大きな損失にさらすことなく、かつ従業員が当グループの価値観及び企業としての望ましい評判に沿って意思決定し業務を遂行することを可能とするものであるよう確保することにより、非金融リスクの管理及び監督の指針となる中核的な原則として、当グループの事業、経営及び評判の誠実性を維持することを目指している。

各事業分野は、非金融リスク並びに当該リスクを管理するための適切な資源及び手続を提供する責任を負う。事業は、指定された第2防御ラインのチームにより支援される。かかるチームは、その事業分野における独立したリスクの監督、方法、ツール及び報告について、また、経営陣とともに、発生する非金融リスクの問題に取り

組むことについて責任を負う。各事業分野及び関連するコントロール機能は、定期的に会合を開き、非金融リスクの問題について話し合い、リスク軽減に必要な措置を特定する。

非金融リスク管理は、当グループの確立されたERCFを監督し、当グループの非金融リスクを評価及び監視するための一貫した統一的なアプローチを提供している。ERCFは、非金融リスク及びコントロールのプロセス並びにレビュー及び正当性評価の活動について、当グループ全体の共通の最低基準を設定している。リスク及びコントロールの評価は、すべての部門及び機能にわたって実施されており、リスク及びコントロールの自己評価、コンプライアンス・リスク評価及び法務リスク評価からなる。主要な非金融リスクは毎年特定され、上級管理職の注意を要する最も重大なリスクを表す。適切な場合には、是正計画が、CARMCを通じた業務執行役員会レベルの継続的な監督の下、上級管理職の所有により設定される。

非金融リスク資本の管理

非金融リスク資本を管理するための当グループの活動には、以下にさらに記載される通り、シナリオ分析及びオペレーショナル・リスクの規制上の資本測定が含まれる。また、当グループでは、一定の場合において、一定の非金融リスクから生じうる損失のリスクを第三者の保険会社に移転している。

非金融リスクのシナリオ分析

非金融リスクのシナリオ分析は、将来を考慮したものであり、幅広い潜在的な有害事象（無許可取引、取引処理エラー及びコンプライアンス問題等）に対するエクスポージャーを特定及び測定するために用いられるものである。これらのシナリオは、事業及び機能が既存のリスクを踏まえてコントロールが適切であるかを評価し、仮定ではあるが有り得るリスク・エクスポージャーを見積もる際に役立つものである。シナリオは、当グループが事業を行う法域の規制当局により定められた規制要件の一部としてのストレス時における損失予想並びに資本の計算（経済資本及び規制資本の両方）を支援するための定性的見積り手法として開発されている。

非金融リスクの規制資本要件

当グループは、当グループ及び法人全体の非金融リスクの規制資本要件（「オペレーショナル・リスク資本」ともいう。）を算出するために、内部で認証し承認したモデル一式を使用している。当グループの規制資本要件については、当グループは、先進的計測手法（AMA）に基づくモデルを使用している。当該モデルは、損失分布アプローチに基づいているが、これは、無許可取引インシデント、執行エラー、詐欺、訴訟事由又は重大な業務混乱等の異なる種類の潜在的な非金融リスクの損失について頻度分布及び重大度分布を見積もるための、関連ある過去の内部及び外部の損失データを使用している。事業専門家及び上級経営陣は、資本予想が合理的でかつ将来を考慮したものであるよう確保するため、事業環境の変化や内部統制の要因を考慮に入れて、モデル・パラメーターのレビュー及び正当性評価を行う。当グループが保有する保険契約の緩和価値を計上するため、非金融リスクの規制資本要件から控除が行われている。規制資本要件は、当グループの1年間にわたるオペレーショナル損失合計の推定分布の99.9パーセンタイルを表している。事業に資本を割り当てるためにリスク感応性の高い手法が適用される。関連するリスクが発生する主要通貨に資本利用を可能な限り一致させるために、当グループは、非金融リスクに関連する当グループのリスク加重資産の計算を変更しており、現在はスイス・フランではなく米ドルを使用している。この変更はFINMAによって承認され、2019年度第4四半期に実施された。

非金融リスクのガバナンス

効果的なガバナンス・プロセスは、非金融リスクの管理について明確な役割と責任を確立し、想定外のレベルの結果に関する適切な上申プロセスを明確にする。当グループは、従業員がどのように業務を行うことが期待されているかについて定めた一連の包括的な方針及び手順を活用している。

非金融リスク管理は、当グループレベルで、非金融リスクのための方針及び手続をもって最低基準を設定する責任を負う。これには、特にこれらのリスクの特定、評価、軽減、監視及び報告に関して、方針、ツール及び実務が当グループ全体で統一されているよう確保することが含まれる。他の第2の防御ラインの非金融リスク監督機能は、該当する場合、補足的な方針及び手続を設定する責任を負う。

非金融リスクのエクスポージャー、指標、問題及び改善の取組みは、四半期ごとのCARMCの内部統制システムの会議、並びに関連するすべての機能の上級代表者が出席する、部門のオペレーショナル・リスク及びコンプライアンスの管理委員会の会合において議論される。

コンダクト・リスクについては、指標の定期的な監視は、重大度レベルによって設定された基準値に基づいており、重要な傾向は特定され、必要に応じて上級管理職に上申される。

モデル・リスク

他の金融機関の多くと同様に、当グループは、様々な形態の金融リスクの見積り、有価証券の評価、ストレス・テスト、適正資本の評価、顧客へのウェルス・マネジメント・サービスの提供及び様々な報告要件の充足を含む幅広い適用を裏付けるために、すべての事業ライン及び法人にわたり、高度な定量的モデルに依存している。

モデル・リスクの定義及び原因

モデル・リスクとは、モデルの結果が不正確であるか、誤って解釈されるか又は不適切に使用される場合に、かかるモデルの結果に基づいて行われた決定が不利な結果をもたらすリスクである。すべての定量的モデルは不完全な概算であり、そのアウトプットにおいて、モデルの複雑性及びその意図される適用などに応じて程度の異なる不確実性の影響を受ける。結果として、モデル化の誤りは避けられず、不適切な経営判断、財務損失、規制リスク及びレピュテーション・リスク並びに不正確又は不適切な資本報告につながる可能性がある。当グループ全体のモデル・リスクの主な要因として、モデルの誤り、内在的な不確実性及び不適切な使用がある。

モデル・リスクの評価及び管理

当グループは、グローバルなモデル・リスク管理及びガバナンスの枠組みを通じて、当グループのグローバル・モデル・エコシステムに組み込まれたモデルの使用から生じるすべての重要なリスクを特定、測定及び軽減しようと努めている。モデル・リスクは、さらに、モデル検証のベスト・プラクティスとともにモデル・ガバナンスの方針及び手続の両方が含まれる、適切に設計された強固なモデル・リスク管理の枠組みによって軽減することができる。

モデルの限界の特定、計測及び解消に焦点を当てることにより、当グループのモデル・リスクが定義されたモデル内に留まるようにするために当グループのすべてのモデルを含む中央一覧表を使用して評価及び管理されるよう確保するには、強固なモデル・リスク管理が不可欠である。当グループのモデル・ガバナンス方針に基づき、モデル・リスク管理は、規制機関が定めた基準に従い、すべての新モデル及び既存モデルに対する重要な変更を実施前に検証及び承認する。開発者、所有者及びモデル監督者は、そのモデルの特定、開発、実施及びテストに責任を負う。モデル監督者は、モデルが検証及び承認のためにモデル・リスク管理に服し、当グループのモデル一覧表に記入されるよう確保する責任を負う。モデル・リスク管理機能は、モデルの利用者、開発者及び監督者とは独立するように構成される。

厳格な検証の実施により、モデルが概念的に健全であり、モデルの所有者及び開発者によって正しく実施され、かつ意図された通りに機能するよう確保しなければならない。これを達成するために、モデル・リスク管理は、モデル・リスクを軽減するための指針として、すべての種類のモデルに対して効果的な正当性調査を行うた

めに必要な技能及び知識を有する、客観的で情報に通じた主題専門家（モデル検証担当者）のチームを配置する。

当グループのモデル・ガバナンス方針に基づき、すべてのモデルは、モデルを4つのリスク階層のいずれかに割り当てるための複雑性と重要性を組み合わせた内部スコアリング方法に従ってリスク階層化される。これらの格付の階層は、モデルに優先順位を付け、当初の検証、年次レビュー及び継続的な監視のための資源を割り当てるために用いられる。

モデル・リスクのガバナンス

ガバナンスは、モデル・リスク管理の重要な部分である。モデル・リスク管理内の様々なモデル・レビュー委員会は、モデル・リスクの集中を特定し、是正のための勧告を行うために役立つ集計モデル・リスク報告書を作成する。これらの報告書は、専従のモデル・リスク・ガバナンス委員会に定期的に提出され、同委員会は、必要に応じて、当グループのモデル・リスク運営委員会及び取締役会のリスク委員会に問題を上申する。

モデル・リスク管理は、モデルを毎年レビューし、モデルの限界を主要な利害関係者に報告し、検証結果についての是正計画を追跡し、モデル・リスクの許容度及び指標について上級経営陣に報告する。モデル・リスク管理は、完全かつ正確なグループ全体のモデル一覧表をサポートするためのコントロールを監督し、モデル一覧表の完全性及び正確性を確認する検証を年1回実施する。

レピュテーション・リスク

レピュテーション・リスクの定義及び原因

レピュテーション・リスクとは、当グループの利害関係者（顧客、取引先、従業員、株主、規制当局及び一般大衆を含む。）による否定的な認識が顧客の獲得に悪影響を及ぼし、当グループと顧客及び取引先との事業関係を損なう可能性があり、従業員の士気に影響を与え、利用可能な資金調達源の減少につながるリスクである。

レピュテーション・リスクは、提案される取引又はサービスの性質又は目的、潜在的な顧客の身元又は活動、事業が行われている環境における規制又は政治の動向、並びに問題の生じる可能性のある取引の環境若しくは社会的影響又は取引自体を取り巻く重大な世間の注目を含むがこれらに限らず、多様な原因から生じる場合がある。このリスクは、サイバー犯罪又は従業員が期待される行動及び倫理基準を満たさないこと等の非金融リスクに関するインシデントをきっかけとする風評被害からも生じる可能性がある。

レピュテーション・リスクの評価及び管理

レピュテーション・リスクは、リスク負担が承認されたリスク選好と合致していることを確実にするため、当グループのリスク選好の枠組みに含まれている。当グループは、その評判を高く評価しており、リスク負担に対する慎重なアプローチ及び事業に対する責任あるアプローチを通じて、それを保護するよう全力を尽くしている。これは、潜在的なレピュテーション・リスクの特定、評価、管理及び報告に焦点を当てた専用のプロセス、資源及び方針の使用を通じて達成される。また、当グループの行動規範並びに当グループの行動及び倫理アプローチに定められているように、個人的責任及び倫理的行動の最高基準を適用することによっても達成される。提案された事業取引及び顧客売買から生じる可能性のあるレピュテーション・リスクは、レピュテーション・リスク・レビューのプロセスにおいて評価される。当グループのグローバルなレピュテーション・リスクに関する方針により、従業員は、評判に与える潜在的な影響を評価する際は慎重さを求められ、一部の指標が潜在的なレピュテーション・リスクを上昇させる場合には、関連する事業提案又はサービスを、レピュテーション・リスク・レビューのプロセスを通じて提出しなければならない。これには、オリジネーター（従業員）による提出、事業分野の責任者若しくは指定された者による承認、及び指定されたレピュテーション・リ

スクの承認者（それぞれ経験ある高位の上級マネージャーで、事業部門から独立しており、当グループの取引又はサービスへの参加につき、承認、拒否又は条件を付す権限を有する者）の1人へのその後の照会が含まれる。

レピュテーション・リスクのガバナンス

世界レベルではCARMC内のPCRサイクルが、部門又は法人レベルではレピュテーション・リスク委員会が、レピュテーション・リスク及び持続可能性に関する問題の監督及び積極的な議論に責任を持つ運営組織である。取締役会レベルでは、リスク委員会及び監査委員会が共同で、当グループのリスク選好の枠組みをレビュー及び承認し、レピュテーション・リスクの管理の適切性を評価することにより、取締役会がレピュテーション・リスクの監督責任を果たせるよう支援している。

当グループが、銀行業固有の環境及び社会的リスクをどのように管理しているかを当グループの利害関係者に報告するために、当グループは、企業責任報告書を公表している。これには、環境面及び社会面で責任を持ち、かつ社会に広く貢献する方法で事業を行うための、当グループの取組みも記載されている。

ビジネス・リスク

ビジネス・リスクの定義及び原因

ビジネス・リスクとは、当グループの戦略及び外部の経営環境に対応して事業を管理する方法に関連して、当グループの財務目標及び理念を達成することができないリスクである。外部要因には、市場及び経済の両方の状況並びに規制環境における変化が含まれる。内部的には、当グループは、不適切な戦略決定、事業戦略の効果のない実行、又は経営環境の変化（顧客及び競合他社の行動に関連するものを含む。）に対応した事業戦略の採用ができないことから生じるリスクに直面している。

当グループの事業は、当グループの配当支払い又は株式買戻しプログラムに悪影響を及ぼす可能性がある様々なリスクに晒されている。さらに、当グループは子会社からの配当、分配その他の支払いに依存しており、これらの子会社における資本の支払いは、規制上、税務上又はその他の制約の結果として、制限される可能性がある。

ビジネス・リスクの評価及び管理

当グループの財務計画は、財務目標及び理念の基礎であり、これを基準として事業及び法人が年間を通じて定期的に評価される。これらの定期的なレビューには、財務実績、資本化及び資本利用、主要なビジネス・リスク、全体的な経営環境及び事業戦略の評価が含まれる。これにより、経営陣は、必要な場合には当グループの経営及び戦略に対する変更を特定し実行することが可能となる。

ビジネス・リスクのガバナンス

戦略及び関連する財務計画は、各部門により毎年策定され、当グループの財務計画として集約される。これは、業務執行役員会全体に提示される前に、CRO、CFO及びCEOによりレビューされる。業務執行役員会の承認後、当グループの財務計画は取締役会に提出され、レビュー及び承認が行われる。取締役会及び業務執行役員会は、定期的に、当グループの戦略のより根本的で詳細なレビューを実施し、当グループの業績目標を再評価する。

気候関連リスク

気候関連リスクの定義及び原因

気候関連リスクは、気候変動の移行期の又は物理的な影響による当グループの財務指標、経営又は評判に対する潜在的に有害な直接及び間接の影響である。気候関連リスクは、信用リスク、市場リスク、非金融リスク、ビジネス・リスク又はレピュテーション・リスク等の既存のリスクの種類を通じて現れる可能性がある。

気候関連リスクの原因

当グループは、気候変動の物理的影響及び移行の影響のいずれかから発生する複数の主要なリスク及び機会を特定した。物理的リスクは、気候及び天候に関連する事象（熱波、干魃、洪水、暴風雨及び海面上昇等）から生じる可能性があり、潜在的に、資産価値や借入人の信用力を損なうことで重大な金銭的損失を引き起こす可能性がある。移行リスクは、気候政策の変化、技術開発及び破壊的ビジネス・モデルを通じた低炭素経済への調整のプロセスから発生し、投資家及び消費者の心理を変化させる可能性がある。物理的及び移行の気候リスクは、当グループの物理的資産、コスト及び事業を通じて直接的に、又は当グループの顧客との財務関係を通じて間接的に、組織としての当グループに影響を及ぼす可能性がある。

気候関連リスクの評価及び管理

2018年に、当グループは、気候に関連するリスク及び機会の外部開示に関する金融安定理事会の気候関連財務情報開示タスクフォース（以下、「TCFD」という。）の提言に対応するための気候変動プログラムを確立した。2019年に、当グループは、当グループのTCFD採用プログラムを当グループ全体の気候リスク戦略プログラムに統合した。これは、TCFDの提言実施の促進と同様に、顧客による低炭素経営、技術及びサービスへのエネルギー転換を支援する戦略を開発することを目指すものである。気候リスク戦略プログラムは、CROが主催し、当グループの5つの事業部門から、またジェネラル・カウンセル、コンプライアンス及びリスク所管機能並びにインパクト・アドバイザー&ファイナンス部からの上級管理職の代表者が含まれる。

クレディ・スイスは、気候関連リスクへの取り組みの一環として、3方面からのアプローチを追求している。第一に、当グループは、顧客による低炭素で気候変動に対応できる事業モデルへの移行を支援するために顧客と協力する準備を進めており、当グループのリスク管理モデルに気候変動をさらに統合することに取り組んでいる。第二に、当グループは、顧客による目標達成を援助し、国連の持続可能な開発目標の実現に貢献する持続可能な金融ソリューションの提供に注力している。第三に、当グループ自身の業務によるカーボンフットプリントのさらなる削減に取り組んでいる。

TCFDの提言の実施に向けた当グループの努力は、2019年度も継続した。当グループの活動の概要は以下の通りである。

戦略

当グループは、基本的な気候リスクを当グループの既存のリスクの種類に位置付けることにより、既存のリスク管理プロセス及び能力を気候リスク・エクスポージャーの管理のために活用することを目指している。気候リスクを評価する手法が進化するにつれて、当グループは、リスク管理の目的に役立つと考える一貫性のある気候関連の指標を開発している。

当グループは、その内部報告を強化し、2018年に導入した2℃及び4℃のシナリオに加えて、さらなる気候リスク関連のシナリオ分析を開発している。

当グループは、より低炭素で気候回復力の高い経済への移行を支援し得る広範な活動に従事している。当グループのグリーン・ファイナンス・ソリューションは、当グループの全部門にわたる様々な専門部署の専門知識を活かして、当グループの顧客のための財務的価値を創造しつつ、環境へのプラスの影響を達成することを目的としている。

2019年9月に、当グループは、国連責任銀行原則に署名した。これは、国連の持続可能な開発目標及びパリ気候協定の目標に沿った取り組みを進めることを銀行部門に求めており、署名者のためのあらゆる事業分野にわたる持続可能性の統合のための包括的な枠組みを示している。

リスク管理

気候関連リスクは、当グループ全体のリスク分類に組み込まれている。これらのリスクは、他の環境的及び社会的なリスクとともに、当グループ全体の標準化されたレピュテーション・リスク・レビュー・プロセスの中で検討される。当グループは、より大きい環境的及び社会的なリスク（気候への影響を含む。）を有する感応度の高い部門を特定し、これらの部門内の顧客に対する金融サービスの責任ある提供を統治する方針及びガイドラインを策定した。これらの部門別の方針及びガイドラインは、石油・ガス、鉱業、発電、林業並びにアグリビジネス（パルプ・製紙及びパーム油の製造を含む。）の分野を対象としている。結果として、レピュテーション・リスク・レビュー・プロセスの中で、当グループは、企業の温室効果ガスのフットプリント又はエネルギー効率目標などの要素を評価するが、当グループの方針又はガイドラインの一部では、顧客に対して気候変動リスクに対処する計画を整備するよう要求している。2019年には、従前は新規の未開発地域の燃料炭鉱へのあらゆる形態の融資を除外していた部門別の方針及びガイドラインが改訂され、新規の石炭火力発電所の開発に特定のに関連するあらゆる形態の融資も除外された。さらに、当グループは、他の銀行と協力して、信用ポートフォリオとパリ協定の目標との整合性を測定する手法の開発に取り組んでいる。気候変動の直接的な物理的リスクは、自然災害などの他の物理的リスクとともに、事業継続性管理プロセスを通じて特定され評価される。

指標及び目標

当グループは、気候の影響を受ける部門に対する当グループ自身のエクスポージャーに関する幅広い内部分析を開発した。

2013年から2019年末まで、当グループは、30十億米ドルを超えるサステナビリティ関連負債金融商品（グリーンボンド、サステナビリティボンド、気候アクションボンド及び国連の持続可能な開発目標に連動する債券、並びにグリーン譲渡性預金証書及びコマーシャル・ペーパー等）の発行を支援した。当グループはまた、サステナビリティローン市場にも積極的に参画しており、2019年には、合計20十億米ドルを超えるサステナビリティ連動ローンに関与した。

当グループは、クリーン・エネルギー及び再生可能エネルギーの事業を積極的に支援している。2010年から2019年末までに、当グループは、この分野において130件以上、金額としては100十億米ドルを超える取引に関与した。

さらに、当グループは、ISO 14001の認証を受けた環境管理システムに基づいて、当グループの事業活動からの温室効果ガスの排出を管理及び開示している。運用レベルでは、当グループは、2010年から全世界で温室効果ガス・ニュートラルに取り組んでいる。2019年には、当グループが全世界で消費する電力の約90%は、再生可能資源を利用して発電されていた。

気候関連リスクのガバナンス

気候変動に関連する責任は、取締役会のリスク委員会規則に含まれている。業務執行役員会レベルでは、CARMC内のPCRサイクルが全体的な気候変動戦略について責任を引き受けており、気候変動を含む関連する長期的なリスク傾向の管理能力が実施されるよう確保することが求められている。さらに、主要な内部方針には、気候リスク管理の重要な要素が組み込まれている。2019年には、取締役会会議の特定のセッションが、気候関連のリスクと持続可能性の問題に向けられた。

フィデューシャリー・リスク

フィデューシャリー・リスクの定義及び原因

フィデューシャリー・リスクとは、当グループ又はその従業員が、受託者、投資マネージャーとして又は法の定めるところにより、受託者としての資格において行為する場合に、商品関連市場リスク、信用リスク、流動性リスク、取引先リスク及び非金融リスクの観点からのものを含め、当グループの顧客の資産に係る助言及び／又は管理の提供に関連して顧客の最善の利益となるよう行為しなかった場合に生じる財務損失のリスクである。

フィデューシャリー・リスクの評価及び管理

フィデューシャリー・リスクは主に一任投資関連の活動に関連するものであるため、当グループの顧客のポートフォリオ及び投資ファンドにおける投資成績の評価及び将来的な投資リスクのレビューが、当グループの投資監督プログラムの中心である。重点分野には、以下が含まれる。

- ・一任された顧客のポートフォリオ及び投資ファンドの投資成績を測定及び監視し、ベンチマーク及び比較対象企業に対する収益を比較して、収益の水準、源泉及び要因を理解すること。
- ・当グループのポートフォリオ全体のエクスポージャー、感応性、ストレス・シナリオ、期待ボラティリティ及び流動性等のリスク測定値を評価して、顧客の期待及びリスク許容度に従い資産を運用するようにすること。
- ・顧客を善良な管理者の注意をもって扱うこと。これには、情報開示、申込及び償還手続、取引の執行並びに最高レベルの倫理的行動の必要性が含まれる。
- ・一任されたポートフォリオの運用者の投資手法が目論見書、規制及び顧客のガイドラインに従ったものであるようにすること。
- ・顧客投資指針値又は投資ファンドの制限値を監視すること。一定の場合においては、内部の制限値又は指針値も設定され、監視される。

フィデューシャリー・リスクのガバナンス

取引の執行及び投資プロセスを含むすべての一任資産運用活動には、堅固なガバナンスが不可欠である。当グループのプログラムは、すべてのポートフォリオ運用活動の監視を毎日、毎月又は四半期ごとに行い、独立した分析を上級経営陣に提供することを目標としている。正式なレビュー会議が開催されており、投資成績及びリスクが期待と一致したものであり、適切に監督されることを確実にしている。

年金リスク

年金リスクの定義及び原因

年金リスクとは、当グループが年金制度のスポンサー及び／又は参加者として晒される契約上の又はその他の債務からの金融リスクである。これは、潜在的債務（すなわち資金不足）のために当グループが年金制度に対して予期せぬ支払い又はその他の拠出を行うことを要求される可能性があるというリスクである。

当グループは、以下の3種類の年金制度のスポンサーとなっている。

- ・確定給付型制度
- ・確定拠出型制度
- ・当グループのスイス貯蓄型制度

年金リスクは、確定給付型制度、及び確定給付型制度の要素を有するスイス貯蓄型制度から発生する。これらの制度の下では、制度負債が制度資産を上回るような積立不足が生じた場合、当グループは、制度スポンサーとして、追加的な資金提供を行わなければならないという潜在的なリスクを負う。確定拠出型年金制度の下では、退職時における確定給付がなく、従業員が運用リスクを負っており、結果として、制度スポンサーは積立不足の

責任を負わない。当グループの年金リスクの大部分は、スイス、英国及び米国の確定給付型制度から発生している。

リスクの原因は、資産投資リスク（例えば債券、株式及び代替投資のアンダーパフォーマンス）と、主に金利変動、インフレ及び長寿命からの債務リスクに大別することができる。

年金リスクの評価及び管理

年金制度体系

当グループの主要な年金制度は、スポンサー企業から分離した事業体として設立されており、制定法上及び規制上の要件に基づき、制度構成員の利益を保護する責務を負う受託者によって管理されている。当グループの年金基金内におけるリスクテイク活動は、通常、スポンサー企業の直接的な統制の範囲内ではない。しかしながら、当グループは、制度スポンサーとして、積立不足による潜在的な拠出義務を有する可能性があり、当グループの資本及び法人税等控除前利益にマイナスの影響が及ぶ可能性がある。

指標及び目標

年金リスクは、当グループ全体のストレス・テストに使用される内部のマクロ経済的ストレス・シナリオとともに、当グループのリスク選好評価の不可欠な部分を構成している。これらは、受託者及びその外部顧問によって実施される評価に追加されるものである。

リスク所管内では、年金リスクは、当グループのストレス・テストの枠組みと、当グループの資本要件を評価するために使用される内部資本指標の両方を通じて、測定され定量化される。これらの措置は、年金資産及び年金負債の再評価が当グループの資本指標及び法人税等控除前利益に及ぼす潜在的な影響を評価することが意図されている。

年金リスクのガバナンス

当グループの年金制度の全体的な年金リスクの枠組み及びガバナンス構造は、以下の3つの要素からなる。

- ・受託者は、現地の法域の要件によって雇用主から独立している可能性があるが、年金数理人及び外部コンサルタントによる追加的な監督を受けて、年金制度の受益者の代理として行動する。受託者は、年金制度が適正に運営され、かつ構成員の利益が安全であるよう確保する責任を負う。
- ・法域によって、現地の資金調達、投資戦略、制度変更又は年金基金のその他の行為に関して、上級管理職、受託者、年金数理人及び／又はアドバイザーによって提供される監督が存在する
- ・リスク所管は、様々な測定指標及び分析を監視し、リスク所管及び関連する年金委員会内の上級管理職に対して報告する（例えば、経済リスク資本、極度の質への逃避及び損失可能性分析）。

リスク・ポートフォリオ分析

資本リスク

経済リスク資本

手法及びモデルの開発

当グループの経済リスク資本の手法は、市場及び事業戦略が変化する中、モデルが妥当であり続けるよう確保するため、定期的にレビュー及び更新がなされている。

2019年度中に、当グループは、非取引信用スプレッド・リスクのデータ収集を強化し、当グループのポジション・リスク・モデルの中で、取引商品及び証券化商品のリスクに関する一定のモデル・パラメーターを再調整した。その他のリスクの中では、当グループは、経費リスク・モデルについて、データ収集を強化し、一定のモデ

ル・パラメーターを再調整した。2019年度に実施された変更及び更新を除くと、2018年12月31日現在の当グループの経済リスク資本は、1.4十億スイス・フラン（4.7%）減の28.0十億スイス・フランとなる。

BISのCET1資本等の規制上の資本指標の測定に合わせて、過年度の残高は、手法の変更、データ・セットの更新又はモデル・パラメーターの更新のために修正再表示されていない。

利用可能経済資本の傾向

当グループの利用可能経済資本は、2018年12月31日現在から4.2十億スイス・フラン増加して、2019年12月31日現在は53.3十億スイス・フランであった。BISのCET1資本は、1.0十億スイス・フラン増加したが、これは、株主に帰属する純利益が、2019年度株式買戻しプログラムに基づく株式の買戻し、外貨換算のマイナスの影響及び未払配当金により一部相殺されたことを主に反映したものであった。経済調整は、3.2十億スイス・フラン増加したが、これは、主にハイ・トリガー・ティア1資本性商品の発行によるものであった。

経済リスク資本及びカバレッジ比率			
期末	2019年度	2018年度	増減率(%)
利用可能経済資本（百万スイス・フラン（別途記載がある場合を除く））			
BISのCET1資本（バーゼルIII）	36,774	35,824	3
経済調整 ¹	16,556	13,355	24
利用可能経済資本	53,330	49,179	8
ポジション・リスク			
信用リスク	1,921	2,155	(11)
非取引信用スプレッド・リスク	3,146	3,463	(9)
証券化商品	2,543	1,706	49
取引リスク	1,294	1,574	(18)
新興市場カントリー・イベント・リスク	713	697	2
エクイティ投資	834	417	100
分散化の効果 ²	(1,363)	(1,195)	14
ポジション・リスク（リスク管理目的に係る99%の信頼水準）	9,088	8,817	3
経済リスク資本			
ポジション・リスク（99.97%の信頼水準）	20,182	19,471	4
オペレーショナル・リスク	6,474	6,702	(3)
その他のリスク ³	2,694	3,248	(17)
経済リスク資本	29,350	29,421	0
経済リスク資本カバレッジ比率(%)⁴	182	167	-

(注1) 主にハイ・トリガー及びロー・トリガーの資本性商品、所有不動産の未実現利益調整額、繰延税金資産計上減額並びに年金資産及び負債の処理調整額を含む。バーゼルIIIの枠組みの下で経済リスク資本と利用可能経済資本を比較できるようにするため、BISのCET1資本に対して経済調整が行われている。

(注2) 分散化の効果は、同一のポートフォリオ内の異なる完全には相関していないリスクの種類を結合する際に発生するリスクの減少を表しており、個々のリスクの種類の合計と結合されたポートフォリオに対して計算されたリスクの差異として測定される。

(注3) 所有不動産リスク、費用リスク、年金リスク、利用可能経済資本及び経済リスク資本間における外国為替リスク、財政状態の金利リスク、分散化の効果、並びに繰延株式報酬付与の影響が含まれている。

(注4) 利用可能経済資本の経済リスク資本に対する比率。

部門別の経済リスク資本						
	期末			平均		
	2019年度	2018年度	増減率(%)	2019年度	2018年度	増減率(%)
百万スイス・フラン						
スイス・ユニバーサル・バンク部門	5,597	5,562	1	5,441	5,634	(3)
インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門	3,202	3,128	2	3,195	3,206	0
アジア太平洋部門	5,369	4,499	19	5,023	3,965	27
グローバル・マーケット部門	7,922	7,819	1	8,035	7,491	7
インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門	3,630	3,815	(5)	3,723	3,384	10
ストラテジック・リゾリューション・ユニット ¹	-	3,006	(100)	-	3,837	(100)

コーポレート・センター ¹	3,630	1,592 ²	128	4,090	1,718 ²	138
経済リスク資本	29,350	29,421	0	29,507	29,235	1

- (注1) 2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは、現在はコーポレート・センター内のアセット・リゾリューション・ユニットで管理されている。2019年度第1四半期から、ストラテジック・リゾリューション・ユニットの平均経済リスク資本は、コーポレート・センターに含まれている。
- (注2) 主にオペレーショナル・リスク及び費用リスクが含まれていた。

経済リスク資本の傾向

当グループの経済リスク資本は、2019年12月31日現在は29.4十億スイス・フランであり、2018年12月31日現在と比べ横ばいであったが、これは、ポジション・リスクの増加が、その他のリスク及びオペレーショナル・リスクの減少により相殺されたことを反映したものであった。ポジション・リスクの増加は、主として、主にグローバル・マーケット部門におけるエクスポージャーの増加及び株式デリバティブ・ヘッジの利益の減少による証券化商品リスクの増加、並びにスイス・ユニバーサル・バンク部門及びインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門において報告された当グループのSIXグループAGに対する株式投資の会計処理の変更を主に反映した株式投資エクスポージャーの増加によるものであった。これらの増加は、主に、グローバル・マーケット部門における株式デリバティブの高次リスクの減少及び一定のモデル・パラメーターの再調整からの影響による取引リスクの減少、並びに信用リスクの減少により一部相殺された。信用リスクの減少は、グローバル・マーケット部門及びコーポレート・センターにおけるカウンターパーティ・エクスポージャーの減少、スイス・ユニバーサル・バンク部門における企業向け貸付エクスポージャーの減少、並びに当グループのリスク加重資産に関連して実行されたヘッジ取引からの利益のためのデータ収集の強化を主に反映していた。その他のリスクの減少は、主として、主に営業費用の減少並びに主にスイス・ユニバーサル・バンク部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門及びグローバル・マーケット部門に影響を与えたデータ収集の強化及びパラメーターの再調整による経費リスクの減少によるものであった。この減少は、主に当グループのスイスの年金制度に対する低金利の影響による年金リスクの増加、並びに全事業部門における繰延株式報酬からの利益の減少により一部相殺された。オペレーショナル・リスクの減少は、主として、オペレーショナル・リスクに関連する当グループのリスク加重資産の計算においてスイス・フランではなく米ドルを使用するという変更によるものであった。米ドル換算の影響を除くと、経済リスク資本は2%増加した。

当グループの全体的なリスク管理の一環として、当グループはヘッジ・ポートフォリオを保有している。ヘッジ取引は、その他のトレーディング有価証券と同様に市場の動向によって影響を受け、ヘッジ取引の対象とされていたポートフォリオの損益を相殺する損益を生じさせる可能性がある。ヘッジ取引の変動的な性質及び構造により、かかる損益はポートフォリオの損益を完全に相殺しない場合がある。

信用リスク

信用リスクの概要

借入人若しくは取引先が金融債務を履行しないことの結果又は借入人若しくは取引先の信用度の悪化の結果として生じる損失可能性に晒されるすべての取引は、信用リスク・エクスポージャーの測定及び管理の対象である。

規制資本においては、信用リスクは複数の規制上の分類から成り、信用リスクの測定及び関連する規制資本要件がバーゼル枠組みに基づく様々な測定手法の対象となる。規制上の信用リスクの分類、信用の質の指標及び信用リスクの集中に関する詳細は、リスクに関連してバーゼル枠組みにおける第3の柱に基づき義務付けられている当グループの開示に記載されており、これは当グループのウェブサイトでご覧に供される。

貸出金及び解約不能貸付契約債務

下表は、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則による部門別の貸出金及び解約不能貸付契約債務の概要を示したものであり、バーゼル枠組みの第3の柱に基づき義務付けられている当グループの開示に示された規制上の信用リスク・エクスポージャーとの比較はできない。

貸出金及び解約不能貸付契約債務		
期末	2019年度	2018年度
百万スイス・フラン		
貸出金総額	297,841	288,596
解約不能貸付契約債務	125,127	118,446
貸出金及び解約不能貸付契約債務合計	422,968	407,042¹
うちスイス・ユニバーサル・バンク部門	183,604	178,595
うちインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門	58,774	56,013
うちアジア太平洋部門	50,295	48,087
うちグローバル・マーケット部門	78,420	76,312 ¹
うちインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門	49,833	46,001
うちストラテジック・リゾリューション・ユニット ²	-	1,591
うちコーポレート・センター ²	2,042	443

(注1) 前年度は訂正されている。

(注2) 2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは、現在はコーポレート・センター内のアセット・リゾリューション・ユニットで管理されている。

売却目的貸出金及び取引貸出金

2019年及び2018年12月31日現在、売却目的貸出金は、それぞれ25百万スイス・フラン及び29百万スイス・フランの連結された変動持分事業体（以下、「VIE」という。）による期間が経過した米国サブプライム住宅用抵当貸付を含んでいた。取引貸出金は、2019年及び2018年12月31日現在、それぞれ173百万スイス・フラン及び761百万スイス・フランの米国サブプライム住宅用抵当貸付を含んでいた。

貸出金

「貸出金」の表は、当グループの貸出金を事業部門ごとに、貸出金クラス、減損貸出金、関連貸倒引当金及び選択された貸出金測定基準別の概要を示したものである。貸出金及び関連する貸倒引当金の帳簿価額は、米国において一般に公正妥当と認められている会計基準に従い示したものであり、バーゼル枠組みの第3の柱に基づき義務付けられている当グループの開示に示された規制上の信用リスク・エクスポージャーとの比較はできない。

貸出金総額は、2018年12月31日現在と比べ9.2十億スイス・フラン増加し、2019年12月31日現在は297.8十億スイス・フランとなった。これは主に、不動産部門向け貸出金の増加、有価証券を担保とする貸出金の増加、金融機関向け貸出金の増加及び個人向け抵当貸付の増加によるものであり、米ドル及びユーロからの換算の影響により一部相殺された。不動産部門向け貸出金における2.5十億スイス・フランの純増は、アジア太平洋部門及びスイス・ユニバーサル・バンク部門における増加を主に反映したものであった。有価証券を担保とする貸出金は2.3十億スイス・フラン増加したが、主にインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門、アジア太平洋部門及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門における増加によるものであった。金融機関向け貸出金における1.9十億スイス・フランの純増は、主にグローバル・マーケット部門、アジア太平洋部門及びスイス・ユニバーサル・バンク部門における増加によるものであった。個人向け抵当貸付は、1.7十億スイス・フラン増加したが、主にスイス・ユニバーサル・バンク部門における増加によるものであった。

貸出金

期末	スイス・ユニバーサル・バンク部門	インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門	アジア太平洋部門	グローバル・マーケッツ部門	インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門	ストラテジック・リゾリューション・ユニット ¹	コーポレート・センター ¹	クレディ・スイス
2019年度（百万スイス・フラン）								
抵当貸付	104,257	3,883	1,400	0	0	-	39	109,579
有価証券を担保とする貸出金	6,757	20,466	15,110	7	1,993	-	31	44,364
消費者金融	3,791	504	21	7	0	-	78	4,401
個人	114,805	24,853	16,531	14	1,993	-	148	158,344
不動産	23,569	2,076	3,095	287	178	-	15	29,220
商工融資	29,395	25,294	21,712	5,170	3,198	-	879	85,648
金融機関	2,650	1,619	4,678	10,469	510	-	441	20,367
政府及び公共機関	744	237	878	2,237	0	-	166	4,262
法人及び諸機関	56,358 ²	29,226 ³	30,363 ⁴	18,163	3,886	-	1,501	139,497
貸出金、総額	171,163	54,079	46,894	18,177	5,879	-	1,649	297,841
うち公正価値で計上	190	31	3,922	7,537	484	-	498	12,662
(前受収益)/繰延費用、純額	96	(106)	(45)	(47)	(15)	-	1	(116)
貸倒引当金 ⁵	(487)	(179)	(74)	(70)	(73)	-	(63)	(946)
貸出金、純額	170,772	53,794	46,775	18,060	5,791	-	1,587	296,779
2018年度（百万スイス・フラン）								
抵当貸付	102,358	3,979	1,435	0	0	73	0	107,845
有価証券を担保とする貸出金	6,978	19,416	14,161	0	1,444	35	0	42,034
消費者金融	3,298	508	3	13	0	83	0	3,905
個人	112,634	23,903	15,599	13	1,444	191	0	153,784
不動産	22,902	2,109	1,273	184	242	17	0	26,727
商工融資	30,291	24,095	21,938	5,182	3,567	458	167	85,698
金融機関	2,294	1,592	4,175	9,080	632	521	200	18,494
政府及び公共機関	694	245	843	1,876	0	235	0	3,893
法人及び諸機関	56,181 ²	28,041 ³	28,229 ⁴	16,322	4,441	1,231	367	134,812
貸出金、総額	168,815	51,944	43,828	16,335	5,885	1,422	367	288,596
うち公正価値で計上	37	85	5,263	7,572	1,221	695	0	14,873
(前受収益)/繰延費用、純額	82	(118)	(33)	(32)	(11)	(1)	0	(113)
貸倒引当金 ⁵	(504)	(131)	(82)	(60)	(69)	(56)	0	(902)
貸出金、純額	168,393	51,695	43,713	16,243	5,805	1,365	367	287,581

- (注1) 2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは、現在はコーポレート・センター内のアセット・リゾリューション・ユニットで管理されている。
- (注2) 担保付貸出金に関連する金融資産担保及び抵当貸付の価額（関連する貸出金の額を上限として判断）は、2019年12月31日現在ではそれぞれ10,038百万スイス・フラン及び33,920百万スイス・フランであり、2018年12月31日現在ではそれぞれ10,834百万スイス・フラン及び33,533百万スイス・フランであった。
- (注3) 担保付貸出金に関連する金融資産担保及び抵当貸付の価額（関連する貸出金の額を上限として判断）は、2019年12月31日現在ではそれぞれ22,816百万スイス・フラン及び2,826百万スイス・フランであり、2018年12月31日現在ではそれぞれ22,040百万スイス・フラン及び2,151百万スイス・フランであった。
- (注4) 担保付貸出金に関連する金融資産担保及び抵当貸付の価額（関連する貸出金の額を上限として判断）は、2019年12月31日現在ではそれぞれ19,606百万スイス・フラン及び822百万スイス・フランであり、2018年12月31日現在ではそれぞれ17,220百万スイス・フラン及び183百万スイス・フランであった。
- (注5) 貸倒引当金は、公正価値で計上されていない貸出金にのみ基づくものである。

部門レベルでは、貸出金総額は、アジア太平洋部門において3.1十億スイス・フラン、スイス・ユニバーサル・バンク部門において2.3十億スイス・フラン、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門において2.1十億スイス・フラン及びグローバル・マーケッツ部門において1.8十億スイス・フラン増加した。2019年の初めに、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなり、2018年度末現在報告されていた残存貸出金ポートフォリオ1.4十億スイス・フランは、コーポレート・センターに移管された。インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門の貸出金総額は横ばいであった。

2019年12月31日現在、スイス国内の住宅用抵当貸付ポートフォリオの総額110.5十億スイス・フランのうち97%は、貸付対担保価値（以下、「LTV」という。）比率が80%以下であった。2018年12月31日現在、スイス国

内の住宅用抵当貸付ポートフォリオの総額108.5十億スイス・フランのうち97%は、LTV比率が80%以下であった。2019年度及び2018年度に組成されたスイス国内の住宅用抵当貸付の実質上すべてについて、平均LTV比率は、組成時において80%以下であった。当グループのLTV比率は、最新の担保の評価額に基づいている。

減損貸出金

期末	スイス・ユニバーサル・バンク部門	インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門	アジア太平洋部門	グローバル・マーケッツ部門	インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門	ストラテジック・リゾリューション・ユニット ¹	コーポレート・センター ¹	クレディ・スイス
2019年度（百万スイス・フラン）								
不良債権	453	482	166	36	51	-	62	1,250
未収利息不計上債権	204	43	0	0	0	-	13	260
不良債権及び未収利息不計上債権	657	525	166	36	51	-	75	1,510
貸出条件緩和債権	66	203	0	5	8	-	68	350
潜在的に問題のある債権	155	47	0	32	29	-	3	266
その他の減損貸出金	221	250	0	37	37	-	71	616
減損貸出金、総額²	878	775³	166	73	88	-	146	2,126
うち個別引当金のある貸出金	799	468	166	68	80	-	133	1,714
うち個別引当金のない貸出金	79	307	0	5	8	-	13	412
2018年度（百万スイス・フラン）								
不良債権	365	534	183	29	37	55	0	1,203
未収利息不計上債権	245	43	0	0	0	12	0	300
不良債権及び未収利息不計上債権	610	577	183	29	37	67	0	1,503
貸出条件緩和債権	76	130	0	5	8	80	0	299
潜在的に問題のある債権	247	128	2	9	0	4	0	390
その他の減損貸出金	323	258	2	14	8	84	0	689
減損貸出金、総額²	933	835³	185	43	45	151	0	2,192
うち個別引当金のある貸出金	842	308	100	38	37	145	0	1,470
うち個別引当金のない貸出金	91	527	85	5	8	6	0	722

- (注1) 2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは、現在はコーポレート・センター内のアセット・リゾリューション・ユニットで管理されている。
- (注2) 減損貸出金は、公正価値で計上されていない貸出金にのみ基づくものである。
- (注3) 2019年度第2四半期末、2019年及び2018年12月31日現在、それぞれ39百万スイス・フラン及び62百万スイス・フランの大部分が投資適格の輸出信用機関により提供された保証により担保されている減損貸出金総額を含む。

減損貸出金

減損貸出金総額は、2018年12月31日現在に比べて66百万スイス・フラン減少し、2019年12月31日現在は2.1十億スイス・フランとなった。これは主に、スイス・ユニバーサル・バンク部門における潜在的に問題のある債権の減少及び未収利息不計上債権の減少、並びにインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門における潜在的に問題のある債権の減少及び不良債権の減少によるものであった。これらの減少は、主に、スイス・ユニバーサル・バンク部門における不良債権の増加及びインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門における貸出条件緩和債権の増加により一部相殺された。

インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門では、減損貸出金総額は60百万スイス・フラン減少したが、これは主に、船舶金融、航空機金融及び輸出金融における減少によるものであり、ヨーロッパの抵当貸付及び証券担保貸付における増加により一部相殺された。スイス・ユニバーサル・バンク部門では、減損貸出金総額は55百万スイス・フラン減少したが、これは主に、コモディティ取引金融における返済及び償却、並びに大規模なスイス企業及び中小規模企業の事業分野における償却が、コモディティ取引金融、大規模なスイス企業及び中小規模企業の事業分野における新規の減損ポジションにより一部相殺されたことを反映したものであった。アジア太平洋部門では、減損貸出金総額は19百万スイス・フラン減少したが、これは主に、インドのインフラストラクチャー開発会社1件及び香港の証券担保貸付4件の償却並びに船舶金融における返済によるものであり、新た

に減損した株式担保貸出金により一部相殺された。インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門及びグローバル・マーケット部門の減損貸出金総額は、それぞれ43百万スイス・フラン及び30百万スイス・フラン増加したが、これは主に、石油・ガス、スーパーマーケット及び警備員サービス部門における米国拠点のリボルビング・ローン数件の減損によるものであり、ヨーロッパのスーパーマーケット部門における償却により一部相殺された。2019年の初めに、ストラテジック・リゾリューション・ユニットにおける2018年度末現在の残存減損貸出金ポートフォリオ151百万スイス・フランがコーポレート・センターに移管された。

貸倒引当金

期末	スイス・ユニバーサル・バンク部門	インターナショナル・ウェルスマネジメント部門	アジア太平洋部門	グローバル・マーケット部門	インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門	ストラテジック・リゾリューション・ユニット ¹	コーポレート・センター ¹	クレディ・スイス
2019年度（百万スイス・フラン）								
期首残高²	504	131	82	60	69	56	0	902
うち個別に減損評価	358	91	47	27	30	55	0	608
うち集合的に減損評価	146	40	35	33	39	1	0	294
移管及び分類変更	0	0	0	0	0	(56)	56	0
損益計算書に認識された変動額、純額	106	49	43	36	46	-	4	284
償却減、総額	(136)	(15)	(75)	(29)	(42)	-	(2)	(299)
回収額	10	2	10	1	1	-	1	25
償却減、純額	(126)	(13)	(65)	(28)	(41)	-	(1)	(274)
利息引当金	5	14	15	1	2	-	5	42
外貨換算影響額及びその他の調整額、純額	(2)	(2)	(1)	1	(3)	-	(1)	(8)
期末残高²	487	179	74	70	73	-	63	946
うち個別に減損評価	345	131	23	24	24	-	62	609
うち集合的に減損評価	142	48	51	46	49	-	1	337

- (注1) 2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは、現在はコーポレート・センター内のアセット・リゾリューション・ユニットで管理されている。
- (注2) 貸倒引当金は、公正価値で計上されていない貸出金にのみ基づくものである。

以下の表は、貸出金ポートフォリオの減損貸出金及び関連する貸倒引当金の変動の概要をセグメント別に示したものである。

貸出金ポートフォリオのセグメント別の減損貸出金、総額

	個人	法人及び諸機関	合計
2019年度（百万スイス・フラン）			
期首残高	677	1,515	2,192
新規減損貸出金	488	757	1,245
既存減損貸出金増加	25	73	98
正常債権への分類変更	(260)	(99)	(359)
返済 ¹	(121)	(483)	(604)
担保の流動化、保険又は保証支払い	(43)	(95)	(138)
売却 ²	0	(11)	(11)
償却減	(77)	(193)	(270)
外貨換算影響額及びその他の調整額、純額	(6)	(21)	(27)
期末残高	683	1,443	2,126

- (注1) 元本の全額又は一部返済。
- (注2) 満期保有貸出金を売却する目的で売却可能に組替えられた貸出金を含む。

貸出金ポートフォリオのセグメント別の貸倒引当金

	個人	法人及び 諸機関	合計
2019年度（百万スイス・フラン）			
期首残高	187	715	902
うち個別に減損評価	146	462	608
うち集散的に減損評価	41	253	294
損益計算書に認識された変動額、純額	63	221	284
償却減、総額	(86)	(213)	(299)
回収額	9	16	25
償却減、純額	(77)	(197)	(274)
利息引当金	14	28	42
外貨換算影響額及びその他の調整額、純額	(1)	(7)	(8)
期末残高	186	760	946
うち個別に減損評価	145	464	609
うち集散的に減損評価	41	296	337

貸倒引当金

貸倒引当金は、2018年12月31日現在に比べて44百万スイス・フラン増加し、2019年12月31日現在は946百万スイス・フランとなった。これは主に、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門、グローバル・マーケット部門及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門における純増によるものであり、スイス・ユニバーサル・バンク部門及びアジア太平洋部門における減少により一部相殺された。インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門においては、貸倒引当金の48百万スイス・フランの増加は、主に、船舶金融、証券担保貸付及びヨーロッパの抵当貸付における引当金の増加が、輸出金融における減少により一部相殺されたことを反映したものであった。グローバル・マーケット部門及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門においては、貸倒引当金のそれぞれ10百万スイス・フラン及び4百万スイス・フランの増加は、主に、準備金の評価に基づく石油・ガス部門における米国拠点のリボルビング・ローンに対する新規引当金が増加し、ヨーロッパのスーパーマーケット部門における償却により一部相殺されたことを反映したものであった。さらに、貸倒引当金の増加は、市場を織り込んだPDの上昇及び損失発生期間パラメーターの増加を反映している。スイス・ユニバーサル・バンク部門においては、貸倒引当金の17百万スイス・フランの減少は、主に、コモディティ取引金融、大規模なスイス企業、消費者金融及び中小規模企業の事業分野における償却が、中小規模企業、消費者金融及びコモディティ取引金融の事業分野における新規引当金により一部相殺されたことを反映したものであった。アジア太平洋部門においては、貸倒引当金の8百万スイス・フランの減少は、主に、香港の証券担保貸付4件及びインドのインフラストラクチャー開発会社1件の償却が、担保の公正価値に基づくインドネシアの株式担保貸付に対する新規引当金により一部相殺されたことを反映したものであった。さらに、貸倒引当金の増加は、市場を織り込んだPDの上昇を反映している。2019年の初めに、ストラテジック・リゾリューション・ユニットにおける2018年度末現在の残存貸出金ポートフォリオに対する貸倒引当金56百万スイス・フランがコーポレート・センターに移管された。

貸出金指標

期末	スイス・ユニバーサル・バンク部門	インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門	アジア太平洋部門	グローバル・マーケット部門	インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門	ストラテジック・リゾリューション・ユニット ¹	コーポレート・センター ¹	クレディ・スイス
2019年度（%）								
不良債権及び未収利息不計上債権／貸出金、総額	0.4	1.0	0.4	0.3	0.9	-	6.5	0.5
減損貸出金、総額／貸出金、総額	0.5	1.4	0.4	0.7	1.6	-	12.7	0.7
貸倒引当金／貸出金、総額	0.3	0.3	0.2	0.7	1.4	-	5.5	0.3
個別貸倒引当金／減損貸出金、総額	39.3	16.9	13.9	32.9	27.3	-	42.5	28.6

2018年度 (%)								
不良債権及び未収利息不計上								
債権／貸出金、総額	0.4	1.1	0.5	0.3	0.8	9.2	0.0	0.5
減損貸出金、総額／貸出金、総額	0.6	1.6	0.5	0.5	1.0	20.8	0.0	0.8
貸倒引当金／貸出金、総額	0.3	0.3	0.2	0.7	1.5	7.7	0.0	0.3
個別貸倒引当金／減損貸出金、総額	38.4	10.9	25.4	62.8	66.7	36.4	-	27.7

貸出金総額及び減損貸出金総額は、公正価値で計上されている貸出金を除く。また、貸倒引当金は、公正価値で計上されていない貸出金にのみ基づくものである。

(注1) 2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。
2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは、現在はコーポレート・センター内のアセット・リゾリューション・ユニットで管理されている。

デリバティブ商品

当グループは、マーケット・メイキング、ポジショニング及び裁定取引目的並びに金利、外国為替及び信用リスクの軽減を含む当グループのリスク管理需要のために、通常の業務においてデリバティブ契約を締結する。

デリバティブは、個別に交渉されたOTC契約又は規制された取引所で取引された標準的な契約のどちらかである。最も頻繁に用いられているデリバティブ商品は、金利スワップ、クロス・カレンシー・スワップ及びCDS、金利及び為替オプション、外国為替予約並びに為替及び金利先物等を含んでいる。

デリバティブ商品の再取得価値は、連結貸借対照表日における公正価値と一致し、個人顧客勘定及び自己勘定で行う取引から生じる。プラスの再取得価値（以下、「PRV」という。）は資産を構成するが、マイナスの再取得価値（以下、「NRV」という。）は負債を構成する。公正価値は、将来の利益又は損失ではなく、むしろ、開始時にデリバティブ商品と引き換えに支払い又は受領されたプレミアム（該当する場合）及びある時点におけるすべてのデリバティブのマーケット・メイキングによる未実現利益及び損失を示している。デリバティブの公正価値は、入手可能な場合は主に観測可能な市場価格か、これが存在しない場合は類似の特徴及び満期を有する商品の観測可能な市場パラメーター、現在価値純額の分析、又は適切なその他の価格設定モデル等の、様々な方法を使用して決定される。

以下の表は、法的に強制力のあるネットティング契約及び担保契約の利用により、デリバティブ債権に対する信用リスクがどの程度軽減されるかを示している。ネットティング契約が法的に強制力のある場合、当グループは、ネットティング契約により、同一の取引先と取引されるデリバティブ資産と負債の残高を相殺させることができる。連結貸借対照表において、再取得価値は、当該契約の正味額が開示される。担保契約は、取引先及び／又は取引の性質に基づき特定の取引先と締結され、当該契約により、関連取引の担保として当グループに対し現金又は有価証券を提供することが求められる。デリバティブの帳簿価額は、米国において一般に公正妥当と認められている会計基準に従って表示されており、パーゼル枠組みにおける第3の柱に基づき義務付けられている当グループの開示に示されたデリバティブ指標と比較することはできない。

満期別のデリバティブ商品

期末／満期年度	2019年度				2018年度			
	1年未満	1年から5年	5年超	プラスの再取得価値	1年未満	1年から5年	5年超	プラスの再取得価値
十億スイス・フラン								
金利商品	6.1	18.1	44.3	68.5	8.0	19.1	42.6	69.7
外国為替商品	11.7	5.6	4.7	22.0	14.8	7.5	5.6	27.9
株式／指数関連商品	6.4	5.3	0.3	12.0	5.5	5.8	0.2	11.5
クレジット・デリバティブ	0.5	4.7	1.0	6.2	0.6	2.9	1.9	5.4
その他の商品 ¹	0.4	0.0	1.0	1.4	0.7	0.0	1.0	1.7
OTCデリバティブ商品	25.1	33.7	51.3	110.1	29.6	35.3	51.3	116.2
取引所取引デリバティブ商品				5.7				12.2
ネットティング契約 ²				(97.9)				(110.1)
デリバティブ商品合計				17.9				18.3
うちトレーディング資産として計上				17.7				18.3

うちその他の資産として計上

0.2

0.0

(注1) 主に、貴金属、コモディティ及びエネルギー商品。

(注2) 法的に強制力のあるネットティング契約を考慮。

信用リスクに晒されるデリバティブ取引は、信用供与のための請求及び承認プロセス、現行の信用及び取引先の監視並びに信用度レビュープロセスの対象である。以下の表は、当グループの信用格付別のデリバティブ商品による信用エクスポージャー分布を示している。

取引先の信用格付別のデリバティブ商品		
期末	2019年度	2018年度
十億スイス・フラン		
AAA	1.2	1.3
AA	6.5	5.9
A	2.4	3.3
BBB	4.8	5.5
BB以下	2.2	1.7
OTCデリバティブ商品	17.1	17.7
取引所取引デリバティブ商品 ¹	0.8	0.6
デリバティブ商品合計¹	17.9	18.3

(注1) 法的に強制力のあるネットティング契約を考慮。

当行の満期別及び取引先の信用格付別のデリバティブ商品は、絶対額及び条件の変動にかかわらず、上記に記載される当グループの情報と大きく異なっていない。

デリバティブ商品は、トレーディング活動によるエクスポージャー（トレーディング）及びヘッジ会計に適切なエクスポージャー（ヘッジング）に分類される。トレーディングには、マーケット・メーカー、ポジショニング及び裁定取引に関連する活動が含まれている。また、これには、当グループが自身のリスク管理目的のためにデリバティブ契約を締結する場合で、当該契約が米国GAAPに基づくヘッジ会計として処理することは認められていない場合の経済的ヘッジを含む。ヘッジには、公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジ及び純投資ヘッジ等、米国GAAPに基づくヘッジ会計として処理することが認められる契約が含まれる。

先渡し契約及び先物契約

当グループは、商業用及び住宅用抵当を購入又は販売するために、ローン担保証券、外国為替及びコミットメントの先買及び先売契約を締結している。また、当グループは、エクイティ・ベースの指数及びその他の金融商品並びに先物取引のオプションに関する先物契約を締結している。これらの契約は、通常、顧客のニーズに応じるために、取引及びヘッジ目的で締結されている。

先渡し契約において、当グループは、取引先の信用リスクに晒されている。この信用リスクを軽減するために、当グループは、取引先の取引を制限し、定期的に与信限度をレビューし、内部で確立された信用拡大方針を遵守している。

先物契約及び先物契約のオプションにおいて、市場価格の変化は、クリアリング・ブローカーにより毎日現金で処理される。そのため、クリアリング・ブローカーに対する当グループの信用リスクは、1日当たりの市場価格の正味のプラスの変化に制限される。

スワップ

スワップ契約は主に金利スワップ、CDS、通貨及びエクイティ・スワップで構成される。当グループは、取引及びリスク管理の目的でスワップ契約を締結している。金利スワップとは、合意された、想定元本及び満期に基づき、金利の支払いを交換するための契約上の合意である。CDSは、スワップの買主が、参照法人のクレジット

ト・イベントの発生によるスワップの売主による偶発的な支払金と引き換えに、定期的な費用を支払う契約の合意である。クレジット・イベントとは、一般的に、破産、支払不能、財産管理、極めて不利な内容での債務の再構成、又は支払期限時における債務支払不履行として定義されている。通貨スワップは、合意された想定元本及び通貨の組み合わせに基づき異なる通貨による支払いを交換する契約上の合意である。エクイティ・スワップは、通常は指数又は金利の変動に基づく別のレートを支払う代わりに、株式商品の特定の行使価格に基づく価値の上昇及び下落を受ける契約上の合意である。

オプション

当グループは、特に、顧客のニーズに対応する目的及び取引目的のオプションを引き受けている。これらの引き受けられたオプションは、行使により、取引先ではなく当グループが、実行する義務を負担することになるため、当グループを顧客の信用リスクに晒すことはない。当グループは、契約期間の初めに現金でプレミアムを受領する。契約期間中、当グループは、オプションの原資産金融商品の価値の好ましくない変化に関するリスクを負担する。かかる市場リスクを管理するため、当グループは、現金又はデリバティブ金融商品を購入又は売却する。かかる購入及び売却は、債券及び持分証券、先渡し及び先物契約、スワップ並びにオプションを含む場合がある。

また、当グループは、顧客のニーズに対応するため、取引目的及びヘッジ目的でオプションを購入している。購入したオプションに対し、当グループは、指定された日付以前に固定価格で原資産商品を購入又は売却する権利を取得する。契約期間中、当グループのリスクは、支払プレミアムに限定される。これらのオプションの原資産商品は、一般的に、債券及び持株証券、外国通貨及び金利商品又は指数を含んでいる。これらのオプション契約の取引先は、信用度を評価するために定期的にレビューされる。

選択されたヨーロッパ諸国における信用リスク・エクスポージャー

当グループが開示するヨーロッパ諸国における信用リスク・エクスポージャーの範囲には、3つの主要な格付機関のうち少なくとも一つによりAA（又はAA相当）を下回る格付がなされ、かつ、当グループの総エクスポージャーが当グループの定量的基準である0.5十億ユーロを超えるEUの国をすべて含んでいる。当グループは、外部の格付は、不利な事業、金融及び経済状況に対する脆弱性の兆候を含む、債務の支払いのための国家の財力を判断するために有効な手段であると考えている。

選択されたヨーロッパ諸国における信用リスク・エクスポージャーの監視

当グループのこれらのヨーロッパ諸国に対する信用リスク・エクスポージャーは、当グループのリスク管理プロセス全体の一部として管理されている。当グループは、国別与信限度を利用しており、定期的にシナリオ分析を行っている。かかる分析は、当グループの選択されたヨーロッパの金融機関に対するエクスポージャーからの間接的なソブリン信用リスク・エクスポージャーの分析を含んでいる。この間接的なソブリン信用リスク・エクスポージャーの評価には、当グループの開示の所定の範囲内における、ヨーロッパ諸国に対する取引先のエクスポージャーの公的に入手可能な開示の分析が含まれる。当グループは、毎月の報告を通して、自己のOTCデリバティブ及び売戻条件付取引のエクスポージャーを裏付ける担保の集中度を監視しており、また、ソブリン格付の格下げが担保の適格性に与える影響も監視している。G7及び非G7諸国によるソブリン担保に関する厳しい制限は、毎月監視されている。類似の開示は、規制当局に対する当グループの定期的なリスク報告の一部である。

当グループの世界的なシナリオ枠組みの一環として、取引先信用リスクのストレス・テスト枠組みは、入手可能な履歴に見られる最悪の1年間及び1ヶ月間の変動並びに同データ・セット中の最悪の1週間の変動の99パーセンタイルに設定されたシナリオに基づいて、取引先エクスポージャーを測定する。シナリオに基づく測定結果は、当グループがエクスポージャーを有するすべてのヨーロッパ諸国を含む、当グループのすべての取引先につ

いて、取引先別に合計される。さらに、取引先デフォルトのシナリオは、特定の事業体がデフォルトとなった場合に実施される。これらのシナリオのうち一つにおいて、ヨーロッパ1国のソブリン・デフォルトが調査されている。このシナリオは、この国がデフォルトとなった場合にその国に対して当グループが有する最大のエクスポージャーを決定し、また、モデル化された国がデフォルトとなったことにより、実質的にエクスポージャーが生じる取引先を特定する役割を果たしている。

シナリオ枠組みは、選択されたヨーロッパ諸国（現在はギリシャ、アイルランド、イタリア、ポルトガル及びスペインをモデルとしている。）がデフォルトに陥った場合を仮定した特定のユーロ圏における危機のシナリオを含む、幅広いその他の深刻なシナリオも検討している。これらの諸国におけるソブリン、金融機関及び法人がデフォルトとなり、ソブリン及び金融機関のエクスポージャーについては100%の損失、法人についてはその信用格付に応じて0%から100%の損失になると仮定している。このシナリオの一部として、当グループは、さらに、株式市場の崩壊を含む深刻な市場急落、信用スプレッドの拡大、金価格の反発及びユーロの通貨としての評価減を仮定している。また、ユーロ圏の危機のシナリオは、選択されたヨーロッパ諸国全体のデフォルトにより深刻な影響を受けると当グループが考える、少数の当グループの市場取引先のデフォルトを仮定している。当グループは、これらの取引先が、該当諸国における直接的な存在及び直接的なエクスポージャー故に最も影響を受ける機関であると考えため、これらの取引先は、デフォルトとなると仮定されている。これらのプロセスを通して、当グループのエクスポージャーに関する再評価及びリデノミネーションのリスクは、当グループのリスク管理機能により定期的に検討されている。

選択されたヨーロッパ諸国における信用リスク・エクスポージャーの表示

カントリー・エクスポージャーの表示は、当グループの内部リスクの所在地の考え方を基準とする。かかるリスクの所在地の基準は、法律上の相手方の本拠地をもとに判断され、親会社が国外に所在する場合でも、報告の対象となる国に本拠地を置く法人のエクスポージャーが含まれる場合がある。

表に記載されている信用リスク・エクスポージャーは、リスク・ベースの観点に基づき、関連する貸倒引当金控除前の額で表示される。当グループは、当グループの信用リスク・エクスポージャー及び関連するリスク軽減を以下の明確な分類で表示する。

- ・信用リスク・エクスポージャー総額は、実行された貸出金、発行された信用状及び契約ファシリティの未引出部分の元本金額、法的強制力のあるネットティング契約を考慮後のデリバティブ商品のPRV、マネーマーケット・ファンドに対する投資の想定元本並びに発行者レベルでネットされた証券金融取引及び負債現金取引ポートフォリオ（短期証券）の市場価値を含む。
- ・リスク軽減は、CDS及びその他のヘッジ（想定元本純額）、保証、保険並びに担保（主に、当グループのプライベート・バンキング、法人及び諸機関向け事業の法人及びその他に対するエクスポージャーに関する、主として現金、有価証券、及びこれらより額は少ないが、不動産）を含む。エクスポージャー純額の算定に利用される担保価格は、当グループのリスク管理方針に従って決定され、該当するマージンの対価を反映したものである。
- ・信用リスク・エクスポージャー純額は、リスク軽減控除後の信用リスク・エクスポージャー総額を示している。
- ・在庫とは、発行者レベルですべてネットされる、それぞれ市場価値による取引及び非取引における実体的な負債及び合成ポジションのロング・ポジションの在庫を示している。実体的な負債とは、非デリバティブ負債ポジション（例えば社債）をいい、合成ポジションはOTC契約（購入及び／又は売却されたCDS及びトータル・リターン・スワップ）を通して創出される。

リスク軽減の列に表示されるCDSは、当グループのOTCエクスポージャーに対する直接的なヘッジとして購入されたものであり、リスク軽減の影響は、プロテクション・プロバイダーに対するCDSリスク管理の値洗い公正価

値とともに、リスク目的での契約の想定元本とみなされる。CDSの想定元本純額は、購入したCDSプロテクションの想定元本から売却したCDSプロテクションの想定元本を控除した金額を反映しており、CDS取引先ではなくCDSの参照する信用のオリジネーションに基づいている。在庫の列に含まれるCDSは、在庫の列に含まれる商品の信用リスクをヘッジする当グループの取引帳簿に記録されている契約を示しており、これらがヘッジしている債券商品の価格と同様の基準で開示されている。

当グループは、これらのヨーロッパ諸国に対してトランシェCDSポジションを有しておらず、少額の指数化クレジット・デリバティブが在庫に含まれる。

CDS契約自体の信用リスク、すなわちCDS相手方がデフォルトの場合に履行しないリスクは、参照される信用の信用リスクとは別に管理されている。かかる信用リスクを軽減するために、概ねすべてのCDS契約が担保されている。また、当グループが法的強制力があり、毎日証拠金を算出することを規定しているISDAのマスター契約を結んでいる相手方との間においてそれらは締結されている。

選択されたヨーロッパ諸国における信用リスク・エクスポージャー

	信用リスク・ エクスポ ージャー総額		信用リスク・ エクスポ ージャー純額		在庫 ²		信用リスク・エク スポージャー合計	
		CDS	その他 ¹			合成在庫純 額 ³	総額	純額
2019年12月31日								
キプロス (百万ユーロ)								
ソブリン	0	0	0	0	1	0	1	1
金融機関	14	0	14	0	1	0	15	1
法人及びその他	1,495	0	1,188	307	0	0	1,495	307
合計	1,509	0	1,202	307	2	0	1,511	309
ギリシャ								
ソブリン	59	59	0	0	0	(9)	59	0
金融機関	256	0	255	1	0	0	256	1
法人及びその他	543	0	451	92	4	1	547	96
合計	858	59	706	93	4	(8)	862	97
アイルランド								
ソブリン	1,443	0	0	1,443	0	(6)	1,443	1,443
金融機関	1,634	0	260	1,374	24	(46)	1,658	1,398
法人及びその他	888	0	336	552	19	(353)	907	571
合計	3,965	0	596	3,369	43	(405)	4,008	3,412
イタリア								
ソブリン	522	108	41	373	72	72	594	445
金融機関	823	0	409	414	90	(39)	913	504
法人及びその他	3,572	119	2,911	542	92	(145)	3,664	634
合計	4,917	227	3,361	1,329	254	(112)	5,171	1,583
マルタ								
金融機関	89	0	0	89	0	0	89	89
法人及びその他	555	0	520	35	3	3	558	38
合計	644	0	520	124	3	3	647	127
ポルトガル								
ソブリン	0	0	0	0	25	24	25	25
金融機関	390	0	272	118	15	0	405	133
法人及びその他	247	3	204	40	1	(161)	248	41
合計	637	3	476	158	41	(137)	678	199
スペイン								
ソブリン	392	0	0	392	0	(65)	392	392
金融機関	1,162	10	723	429	54	(32)	1,216	483
法人及びその他	1,896	0	1,290	606	100	(4)	1,996	706
合計	3,450	10	2,013	1,427	154	(101)	3,604	1,581
合計								
ソブリン	2,416	167	41	2,208	98	16	2,514	2,306
金融機関	4,368	10	1,933	2,425	184	(117)	4,552	2,609
法人及びその他	9,196	122	6,900	2,174	219	(659)	9,415	2,393
合計	15,980	299	8,874	6,807	501	(760)	16,481	7,308

(注1) その他のヘッジ（デリバティブ商品）、保証、保険及び担保を含んでいる。

(注2) 発行者レベルでネッティングされたロング・ポジションの在庫を示している。

(注3) 実質的にすべてがCDSによるものである。ショート・ポジションを除くロング・ポジションの在庫を示している。

選択されたヨーロッパ諸国における信用リスク・エクスポージャーの推移

リスク軽減考慮前の総額ベースで、当グループのキプロス、クロアチア、ギリシャ、アイルランド、イタリア、マルタ、ポルトガル及びスペインに対するリスク・ベースのソブリン信用リスク・エクスポージャーは、2018年12月31日現在の3,350百万ユーロに比べ25%減少して、2019年12月31日現在は2,514百万ユーロとなった。当グループのこれらのソブリンに対するエクスポージャー純額は、2018年12月31日現在の2,640百万ユーロに比べ13%減の2,306百万ユーロとなった。2019年12月31日現在のこれらの国における当グループの非ソブリン・リスク・ベースの信用リスク・エクスポージャーには、金融機関に対するエクスポージャー純額2,609百万ユーロ（2018年12月31日現在と比べ6%増）並びに法人及びその他取引先に対するエクスポージャー純額2,393百万ユーロ（2018年12月31日現在と比べ17%減）が含まれていた。2019年12月31日現在、当グループは、クロアチアに対する信用リスク・エクスポージャーを有していなかった。

購入した信用プロテクションのほとんどは、開示対象国外の集中清算機関又は銀行との取引によるものである。開示対象国内の集中清算機関又は銀行から購入した信用プロテクションについては、かかる信用リスクは、それぞれの国に対するエクスポージャーの総額及び純額に反映されている。

ソブリン債の格付の変動

2018年度末から2020年2月29日にかけて、下表に記載される国々の長期ソブリン債格付は、次の通り変更された。スタンダード&プアーズは、クロアチアの格付をBB+からBBB-に格上げし、ギリシャの格付をB+からBB-に格上げし、アイルランドの格付をA+からAA-に格上げし、ポルトガルの格付をBBB-からBBBに格上げし、スペインの格付をA-からAに格上げた。フィッチは、クロアチアの格付をBB+からBBB-に格上げし、ギリシャの格付をBB-からBBに格上げた。ムーディーズは、チェコ共和国の格付をA1からAA3に格上げし、ギリシャの格付をB3からB1に格上げし、マルタの格付をA3からA2に格上げた。これらの格付の変更は、当グループの財政状態、経営業績、流動性又は資本資源に重大な影響を及ぼさなかった。

市場リスク

トレーディング勘定

トレーディング勘定リスクの動向

「1日当たり、98%トレーディング勘定リスク管理VaR」及び「部門別の1日当たり平均、98%トレーディング勘定リスク管理VaR」と題する表は、1日当たり、98%リスク管理VaRで測定した当グループのトレーディング勘定の市場リスク・エクスポージャーを、スイス・フラン及び米ドルで表したものである。当グループは基準通貨として米ドルを使用して内部リスク管理のためのトレーディング勘定のVaRを測定しているため、VaRの数値は日々の外国為替換算レートを使用してスイス・フランに換算された。VaRの見積りは、各リスクの種類とポートフォリオ全体について別々に計算されている。異なるリスクの種類は、金利リスク、信用スプレッド・リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びエクイティ・リスクの5つに分類されている。

当グループは、VaRモデルが変化する市況及びトレーディング・ポートフォリオ構成に鑑みて適切なものであるよう、VaRモデルを定期的にレビューしている。2019年度においては、当グループのVaR手法に重要な変更はなかった。

部門別の1日当たり平均、98%トレーディング勘定リスク管理VaR

期中	スイス・ユニバーサル・バンク 部門	インターナショナル・ウェルスマネジメント部門	アジア太平洋部門	グローバル・マーケッツ部門	ストラテジック・リゾリューション・ユニット ¹	コーポレート・センサー ¹	分散化の効果 ²	クレディ・スイス
百万スイス・フラン								
2019年度	0	2	10	23	-	3	(11)	27
2018年度	0	2	15	22	3	0	(13)	29

2017年度	0	4	13	21	6	0	(18)	26
百万米ドル								
2019年度	0	2	10	24	-	3	(12)	27
2018年度	0	2	15	23	4	0	(15)	29
2017年度	0	4	13	21	6	0	(18)	26

取引先及び当グループの信用エクスポージャーに関連するリスクを除く。インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門は、銀行勘定ポジションのみを有している。

(注1) 2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。
2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは、現在はコーポレート・センター内のアセット・リゾリューション・ユニットで管理されている。

(注2) 各部門別のVaRの合計と当グループのVaRとの間の差異を表す。

1日当たり、98%トレーディング勘定リスク管理VaR

期中／期末	金利	信用 スプレッド	外国為替	コモディ ティ	エクイティ	分散化の 効果 ¹	合計
百万スイス・フラン							
2019年度							
平均	16	22	4	2	10	(27)	27
最小	7	17	2	1	7	- ²	21
最大	34	34	9	3	16	- ²	32
期末	19	22	3	1	9	(29)	25
2018年度							
平均	17	20	4	1	11	(24)	29
最小	11	17	3	1	8	- ²	22
最大	26	23	14	2	24	- ²	36
期末	16	19	3	1	14	(23)	30
2017年度							
平均	16	19	6	2	10	(27)	26
最小	11	16	4	1	8	- ²	21
最大	23	23	12	6	13	- ²	31
期末	15	19	5	1	10	(22)	28
百万米ドル							
2019年度							
平均	16	22	4	2	10	(27)	27
最小	8	16	2	1	7	- ²	21
最大	34	34	9	3	16	- ²	33
期末	19	23	3	1	9	(29)	26
2018年度							
平均	18	20	5	1	12	(27)	29
最小	11	17	3	1	9	- ²	22
最大	26	24	14	3	24	- ²	36
期末	16	19	3	1	14	(23)	30
2017年度							
平均	16	19	6	2	10	(27)	26
最小	11	17	4	1	8	- ²	22
最大	23	23	12	7	13	- ²	33
期末	15	19	5	1	10	(21)	29

取引先及び当グループの信用エクスポージャーに関連するリスクを除く。

(注1) 分散化の効果は、同一のポートフォリオ内の異なる完全には相関していないリスクの種類を結合する際に発生するリスクの減少を表しており、個々のリスクの種類の合計と結合されたポートフォリオに対して計算されたリスクの差異として測定される。

(注2) 最大値及び最小値は、異なるリスクの種類ごとに異なる日に発生するため、ポートフォリオ分散化の効果を計算することは有意ではない。

当グループのトレーディング活動の大部分は米ドルで行われているため、VaRは米ドルで測定している。

期末リスク管理VaRは、2018年12月31日現在の30百万米ドルから13%減少し、2019年12月31日現在は26百万米ドルであった。これは、主に、グローバル・マーケット部門及びアジア太平洋部門におけるエクイティ・プロファイル並びにアジア太平洋部門における金利の低下によるものであった。平均リスク管理VaRは、2018年度と比べ7%減少し、2019年度は27百万米ドルであった

「1日当たりのトレーディング勘定リスク管理VaR」と題する表は、当グループの連結ベースのトレーディング勘定における総市場リスクを示している。

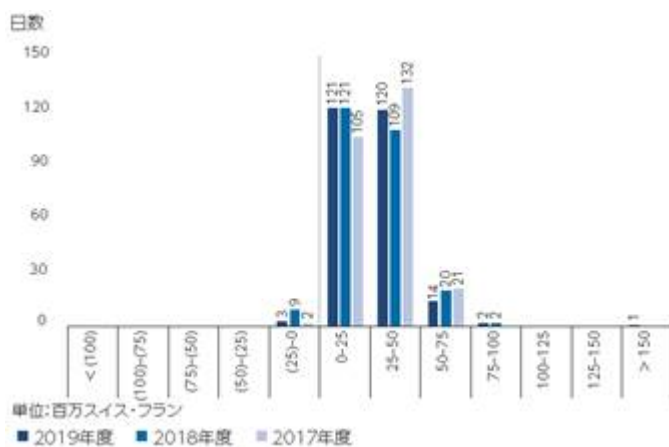
1日当たりのトレーディング勘定リスク管理VaR



取引先及び当グループの信用エクスポージャーに関連するリスクを除く。

「実際の1日当たりトレーディング収益」と題するヒストグラムは、2019年度の実際の1日当たりトレーディング収益を2018年度及び2017年度の実際の1日当たりトレーディング収益と比較している。トレーディング収益の分散は、当グループのトレーディング活動における日々のボラティリティを示すものである。2018年度には取引損失が生じた日が9日であったのに対し、2019年度に取引損失が生じた日は3日であったが、各日の取引損失額は25百万スイス・フラン以下であった。

実際の1日当たりのトレーディング収益



取引収益には、取引先及び当グループの信用エクスポージャーに関連する評価の調整は含まれない。

資本目的上、かつBISの定める要件に従って、FINMAは、12ヶ月連続の先行する期間において4例を超える規制VaRバックテストの例外がある場合はそのそれぞれについて資本乗数を増加させ、結果として当グループの追加的な市場リスク資本要件が発生する。当グループの規制VaRモデルにおけるバックテストでのVaR超過は、2018年度においては1例であり、2017年度においては存在しなかったのに対し2019年度においては存在せず、3期中すべてにおいて規制上の「グリーン・ゾーン」に留まっていた。

銀行勘定

銀行勘定金利リスクの動向

銀行勘定ポジションの金利リスクは、イールドカーブが1ベーシス・ポイント平行上昇することが金利に感応する銀行勘定ポジションの現在価値に与える影響を見積ることにより測定される。これは、当グループの銀行勘

定全体に対して測定される。以下に開示される金利リスク感応度は、当グループの内部リスク管理の見解に沿ったものである。

イールドカーブの1ベース・ポイントの平行上昇による金利感応度は、2018年12月31日現在がマイナス1.5百万スイス・フランであったのに対して、2019年12月31日現在はマイナス4.0百万スイス・フランであった。この変化は、主に、スイスにおけるプライベート・バンキング業務に関連するエクスポージャーの変動、及びオペレーショナル・リスクに関連する当グループのリスク加重資産の計算においてスイス・フランではなく米ドルを使用するという変更に関連する当グループの資本ヘッジ戦略の調整による純利息収益のヘッジ業務における取引量の増加によるものであった。

イールドカーブの1ベース・ポイントの平行上昇の影響（通貨別）－銀行勘定ポジション

期末	スイス・フラン	米ドル	ユーロ	英ポンド	その他	合計
2019年度（百万スイス・フラン）						
現在価値に対する影響	(1.8)	(2.1)	0.0	(0.2)	0.1	(4.0)
2018年度（百万スイス・フラン）						
現在価値に対する影響	0.0	(1.6)	0.1	(0.1)	0.1	(1.5)

銀行勘定ポジションの金利リスクは、イールドカーブの大幅な変動による潜在的な価値の変動等、その他の基準でも評価される。「金利シナリオの結果－銀行勘定ポジション」の表は100ベース・ポイント及び200ベース・ポイントのイールドカーブの即時の変動による影響を表したものである。

イールドカーブの200ベース・ポイントの上昇又は下落による銀行勘定ポジションの現在価値に対する最も不利な影響は、2018年12月31日現在は183百万スイス・フランの損失であったのに対し、2019年12月31日現在は628百万スイス・フランの損失であった。これは主に、当グループの資本ヘッジ戦略の調整の影響によるものであった。

金利シナリオの結果－銀行勘定ポジション

期末	スイス・フラン	米ドル	ユーロ	英ポンド	その他	合計
2019年度（百万スイス・フラン）						
金利の上昇（＋）／下落（－）						
＋200 bp	(335)	(337)	58	(28)	14	(628)
＋100 bp	(175)	(187)	13	(15)	8	(356)
－100 bp	192	223	17	17	(9)	440
－200 bp	400	481	65	34	(17)	963
2018年度（百万スイス・フラン）						
金利の上昇（＋）／下落（－）						
＋200 bp	17	(266)	61	(8)	13	(183)
＋100 bp	6	(145)	20	(5)	7	(117)
－100 bp	0	169	0	7	(9)	167
－200 bp	6	362	20	15	(18)	385

銀行勘定のエクイティ・リスクの動向

当グループの銀行勘定のエクイティ・ポートフォリオには、プライベート・エクイティ、ヘッジファンド、戦略的投資やその他の商品におけるポジションが含まれている。これらのポジションは一般的な株式市場と強い相関性がない場合がある。銀行勘定ポジションのエクイティ・リスクは、先進国の株式市場の10%の下落及び新興市場国の株式市場の20%の下落による価値の潜在的変動を見積る感応度分析によって測定される。このシナリオにより予想される影響額は、銀行勘定ポートフォリオの価値において、2018年12月31日現在は312百万スイス・フランの減少であったのに対して、2019年12月31日現在は330百万スイス・フランの減少であった。

銀行勘定のコモディティ・リスクの動向

当グループの銀行勘定のコモディティ・ポートフォリオには、貴金属（主に金）が含まれている。銀行勘定ポジションのコモディティ・リスクは、コモディティ価格の20%の下落による価値の潜在的変動を見積る感応度分

析によって測定される。このシナリオにより予想される銀行勘定ポートフォリオの価値に対する影響額は、2019年及び2018年12月31日現在、それぞれ0.2百万スイス・フラン及び0.1百万スイス・フランの減少であった。

信用及び負債評価調整

VaRは、デリバティブ商品における相手方と当グループ両者の信用スプレッドの変更の影響を除外している。2019年12月31日現在の感応度の見積りは、相手方と当グループ両方の信用スプレッドが1 ベーシス・ポイント増加すれば、当グループの取引事業におけるデリバティブ・ポジション全体において1.2百万スイス・フランの利益となったことを示している。さらに、当グループの公正価値に基づく仕組債ポートフォリオの自身の信用スプレッドが1 ベーシス・ポイント上昇（ヘッジの影響を含む。）すれば、2019年12月31日現在で15.3百万スイス・フランの利益になったと見積もられる。

4【経営上の重要な契約等】

クレディ・スイス・インベストラボAG

当グループは、2019年6月に発表された譲渡に係る初回のクロージングを2019年9月に完了した。当該譲渡は、当グループのオープン・アーキテクチャの投資ファンド・プラットフォームであるインベストラボをオールファンズに統合させるものであった。当該取引には、インベストラボ法人、その関連する従業員及びサービス契約のオールファンズに対する譲渡が含まれる。当グループは、統合事業の少数株主となった。

2019年9月に当グループのオープン・アーキテクチャの投資ファンド・プラットフォームであるインベストラボとオールファンズの統合の第1段階が完了したことに続き、2020年3月には、関連する販売契約をオールファンズに移管し、統合の第2段階と最終段階を完了した。この最終段階の完了を経て、クレディ・スイスは統合事業の18%を有する株主となり、今後取締役を派遣することになる。

クレディ・スイス・ファウンダー・セキュリティーズ・リミテッド

2020年4月17日、当グループは、資本注入及び関連する手続により、当グループの証券合併会社であるクレディ・スイス・ファウンダー・セキュリティーズ・リミテッドの持分を現行の33.3%から51%に拡大させることを中国証券監督管理委員会より承認されたと発表した。

グループ内資金調達の劣後化

損失吸収手段に関連するグループ内資金調達は、内部TLACに関する国際基準及び2020年1月1日に発効したスイス自己資本規則の新条項126bに準拠している。これに準拠することにより、クレディ・スイス・エイ・ジーが非連結の資金調達事業体であるクレディ・スイス・グループ・ファンディング（ガーンジー）に対して発行したベイルイン債は、2019年に恒久的に劣後された。2019年12月31日現在、これらの発行済新規劣後債の帳簿価額は22.0十億スイス・フランであった。

5【研究開発活動】

該当事項なし。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当グループが所有する主要な事務所は、スイス チューリッヒ パラデプラッツ 8 番地に存する。2019年度末現在、当グループは、世界各国に344の事務所及び支店を有しており、そのうちの約56%がスイスに存する。

2019年度末現在、当グループの世界各国の事務所及び支店の約23%は、当グループが直接所有しているものであり、それ以外は商用リースに基づき使用されている。商用リースに基づき保有する事務所及び支店に関するリース契約のうち52%は、2024年より後に終了する。当グループが所有する不動産のうち最大の10件の簿価総額は、2019年度末現在で約0.7十億スイス・フランであった。当グループの主要な設備には、抵当権又は一部の金融機関に対する債務に関連して付与されるその他の担保権が設定されていない。

当グループは、当グループの現在の設備が既存の事業にとって適切であると考えている。経営陣は、当グループの事業設備の適切性、マーケット・プレゼンス、修繕及びメンテナンスにつき、定期的に評価を行う。

2【主要な設備の状況】

上記1を参照のこと。

3【設備の新設、除却等の計画】

重要なものはない。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】（2019年12月31日現在）

	授權株数（株）	発行済株式総数（株）	未発行株式数（株）
額面0.04スイス・フランの記名式株式	3,209,011,720	2,556,011,720	653,000,000 ¹

(注1) 未発行株式数のうち最大で653,000,000株（条件付き、転換及び承認済の資本）までは株主によるさらなる承認なしで発行できる。これらの株式のうち111,193,477株は資本商品のために確保されている。

②【発行済株式】（2019年12月31日現在）

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
額面0.04スイス・フランの記名式株式	普通株式	2,556,011,720	スイス及びニューヨーク（米国預託 株式のみ）の各証券取引所	普通 株式
計	-	2,556,011,720	-	-

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3)【発行済株式総数及び資本金の推移】

	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 （スイス・フラン）	資本金残高 （スイス・フラン）
2015年1月1日 ～2015年12月31日 ¹	350,210,297		14,008,412 (1,569百万円)	
2015年12月31日		1,957,379,244		78,295,170 (8,771百万円)
2016年1月1日 ～2016年12月31日 ²	132,518,134		5,300,725 (594百万円)	
2016年12月31日		2,089,897,378		83,595,895 (9,364百万円)
2017年1月1日 ～2017年12月31日 ³	466,114,342		18,644,574 (2,089百万円)	
2017年12月31日		2,556,011,720		102,240,469 (11,453百万円)
2018年1月1日 ～2018年12月31日	-		-	
2018年12月31日		2,556,011,720		102,240,469 (11,453百万円)
2019年1月1日 ～2019年12月31日	-		-	
2019年12月31日		2,556,011,720		102,240,469 (11,453百万円)

(注1) この増加額は下記の合計である。

- ・2015年11月23日における私募に関連して、58,000,000株増加したことによる、2,320,000スイス・フラン
- ・2015年12月4日におけるライツ・オフリングに関連して、260,983,898株増加したことによる、10,439,356スイス・フラン
- ・2015年5月における株式配当に関連して、31,226,399株の新株が発行されたことによる、1,249,056スイス・フラン

(注2) この増加額は下記の合計である。

- ・2016年5月における転換資本により30,000,000株発行したことによる、1,200,000スイス・フラン
- ・2016年6月におけるヨーク・キャピタル・マネジメントの買収に関連したアーンアウト・オプションによる決済に伴い27,000,000株発行したことによる、1,080,000スイス・フラン
- ・2016年6月における株式配当に関連して、75,518,134株の新株が発行されたことによる、3,020,725スイス・フラン

(注3) この増加額は下記の合計である。

- ・2017年6月8日におけるライツ・オファリングに関連して、393,232,572株増加したことによる、15,729,303スイス・フラン
- ・2017年5月における株式配当に関連して、72,881,770株の新株が発行されたことによる、2,915,271スイス・フラン

(4) 【所有者別状況】 (2019年12月31日現在)

	株主数 (人)	割合 (%)	所有株式数 (株)	割合 (%)
個人投資家	102,226	97	193,914,934	8
機関投資家	2,816	3	1,197,045,392	47
株主名簿に登録されている株式	105,042	100	1,390,960,326	54
株主名簿に登録されていない株式	-	-	1,165,051,394	46
計	-	-	2,556,011,720	100

(5) 【大株主の状況】 (2019年12月31日現在)

主要株主

金融市場インフラ並びに証券及びデリバティブ取引における市場行動に関する連邦法（以下、「FMIA」という。）では、SIXスイス取引所に上場されている会社の株式を保有する者は、商業登記簿に登録された議決権の保有比率が3%、5%、10%、15%、20%、25%、33 1/3%、50%又は66 2/3%に届くか、下回るか又は超過した場合には、議決権の行使能力の有無にかかわらず、当該会社及びSIXスイス取引所に通知を行うことを義務づけられている（すなわち、通知にはオプションや類似する商品等の一定のデリバティブの保有も含まれなくてはならない。）。当該通知を受領後、会社には、情報を公表する義務が生じる。さらに、スイス債務法に従い、毎年の連結財務諸表の注記において、会社の株式の5%超を保有している株主を明らかにしなくてはならない。以下に、株式を購入又は売却する権限を含む、主要株主による株式保有の概要を最新の開示通知をもとに示す。FMIAの要件に従い、以下に示す保有比率は、各開示通知の日付の時点の定款に記載された株式資本に関連して計算されたものである。株主は保有比率が上記の基準値に届いた場合、下回った場合は又は上回った場合にのみ会社やSIXスイス取引所に通知することが義務付けられているため、当グループの主要株主の保有比率は各株主の直近の通知日時点の比率と現在の比率が一致しない場合がある。開示通知の全文は当グループのウェブサイト（credit-suisse.com/shareholders）で閲覧可能である。下記記載の場合を除き、保有者は株式1株につき議決権1個を有する。

当グループは、主要な外部株主に対する開示要件と同様の開示要件の対象である自社株式（上記株式買戻しプログラムに基づき取得した株式を含む。）に対するポジションを保有している。かかるポジションは変動し、株式買戻しプログラムによる取引に加えて、主にマーケット・メイキング、顧客注文の促進及び従業員に対する報酬制度に基づく義務の履行を反映している。当グループが保有する株式は議決権を有していない。2019年12月31日現在、当グループの保有高は、4.87%相当の買いポジション（記名式株式4.62%及び新株引受権0.25%）及び4.41%相当の売りポジション（売却権）であった。売りポジションは、主に、一定のトリガー事由の発生時に普通株式に転換される当グループのティア1資本商品に関するものであった。2019年度及び2020年度の株式買戻しプログラムにより、自社株式に対する当グループの買いポジションは2019年度中及び2020年度の初期において

徐々に増加した。取締役会は、2020年の年次株主総会において、2019年度及び2020年3月13日までの2020年度の初期において買い戻した株式を、減資により消却することを株主に提案する予定である。

主要株主

	最新の通知日	株式数 (百万)	株式保有率 概算 (%) ¹	購入権 (%)
2019年12月31日又は直近の通知日				
カタール投資庁（登録企業－カタール・ホールディングLLC）	2018年9月6日	133.2	5.21	0.39 ²
ノルウェー銀行	2018年2月15日	127.4	4.98	－
ザ・オラヤン・グループ（登録企業－コンペトル・エスタブリッシュメント）	2018年12月12日	126.0	4.93	0.07 ³
ブラックロック・インク	2017年9月2日	86.9	4.17	－
ハリス・アソシエイツL.P.	2013年11月9日 ⁴	81.5	5.17	－
ドッジ&コックス	2018年12月28日 ⁵	78.2	3.06	－
シルチェスター・インターナショナル・インベスターズLLP	2018年12月7日	77.4	3.03	－
2018年12月31日又は直近の通知日				
カタール投資庁（登録企業－カタール・ホールディングLLC）	2018年9月6日	133.2	5.21	0.39
ノルウェー銀行	2018年2月15日	127.4	4.98	－
ザ・オラヤン・グループ（登録企業－コンペトル・エスタブリッシュメント）	2018年12月12日	126.0	4.93	0.07
ブラックロック・インク	2017年9月2日	86.9	4.17	－
ハリス・アソシエイツL.P.	2013年11月9日	81.5	5.17	－
ドッジ&コックス	2018年12月28日	78.2	3.06	－
シルチェスター・インターナショナル・インベスターズLLP	2018年12月7日	77.4	3.03	－
2017年12月31日又は直近の通知日				
ノルウェー銀行	2018年2月15日	127.4	4.98	－
カタール投資庁（登録企業－カタール・ホールディングLLC）	2017年8月16日	126.2	4.94	10.97
オラヤン・グループ（登録企業－クレセント・ホールディングGmbH）	2017年6月2日	106.6	4.93	5.29
ブラックロック・インク	2017年9月2日	86.9	4.17	－
ハリス・アソシエイツL.P.	2013年11月9日	81.5	5.17	－
キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク	2017年10月31日	76.6	3.01	－

(注1) 株式保有率概算は、該当する開示通知時点の株式資本に関連して計算されたものである。そのため、開示通知日より後の発行済株式数の変更起因する保有率の変動は反映されていない。

(注2) クレディ・スイス・グループ（ガーンジー）IIリミテッドは、その2.5十億スイス・フラン9.0%利付ハイ・トリガー・ティア1資本商品及び1.72十億米ドル9.5%利付ハイ・トリガー・ティア1資本商品（強制偶発株式転換永久証券）を2018年10月23日に繰上償還した。この取引の結果、カタール投資庁に関して2017年に開示した10.97%の購入権は現在存在しない。0.39%の購入権は、プット・オプションに関連している。

(注3) クレディ・スイス・グループ（ガーンジー）IIリミテッドは、その1.725十億米ドル9.5%利付ハイ・トリガー・ティア1資本商品（強制偶発株式転換永久証券）を2018年10月23日に繰上償還した。この取引の結果、ザ・オラヤン・グループに関して2017年に開示した5.29%の購入権のうち5.24%は現在存在しない。0.07%の購入権は、プット・オプション及び永久ティア1偶発転換社債に関連している。

(注4) この持分は、ハリス・アソシエイツ・インベストメント・トラストの報告義務のある持分（2018年8月1日にSIXスイス取引所が公表した4.97%の株式保有）を含んでいる。

(注5) この持分は、ドッジ&コックス・インターナショナル・ストック・ファンドの報告義務のある持分（2019年2月5日にSIXスイス取引所が公表した3.09%の株式保有）を含んでいる。

2【配当政策】

スイス債務法によって、配当は、過年度の分配可能な利益がある場合のみ当該分配可能な利益の範囲内で、又は配当をするに足る制限のない準備金を有している場合のみ行うことができる。さらに、年間純利益の少なくとも5%は、法定準備金が払込み株式資本の20%未満である限り、法定準備金として維持及び計上されなくてはならな

い。当グループの準備金は、現在この20%の基準値を上回っている。さらに配当金は、年次株主総会で株主に承認されて初めて支払われる。取締役会は、配当金の支払いを提案することができるが、配当金自体を設定することはできない。スイスでは、監査役は、利益剰余金の処分が、スイス法及び定款に合致しているか否かを確認する義務がある。実際には、株主は、通常は取締役会の配当案を承認する。配当金は、通常は利益の処分に関する株主決議が採択された後に支払期日が到来する。スイス債務法に基づき、宣言された配当の支払請求に関する除斥期間は5年間である。

2019年度中に支払われた2018年事業年度における配当は、一株当たりの0.2625スイス・フランの現金による資本拠出の準備金からの現金配当により構成されていた。この配当はスイスの源泉徴収税の課税対象とはならず、スイスに居住する個人投資家が個人的な投資として株式を所有している場合には所得税の課税対象にもならなかった。

当グループの配当政策は、投資者に効率的な形で、収益に応じて資本を分配することを目指している。当グループの配当支払政策は、業績並びに適時の取締役会の決定及び株主の承認を条件として、1株当たりの現金配当を支払うというものである。当グループは、株主に対する持続可能な普通株式配当を生み出し、また年率で普通株式配当を少なくとも5%増額する見込みである。

当グループが持株会社構造であることを反映して、当社は、事業会社ではなく、出資を通じて子会社を保有している。したがって、株主に対して配当金を支払い、長期債務を返済するために子会社からの配当金に依存している。当グループの子会社は、通常、配当支払可能額に関する法的な制約に服している。事業子会社からの配当金は、その事業に関する今後の業績及び成長の予想を考慮した上で決定されている。

普通株式一株当たりの配当金

	米ドル ¹	スイス・フラン
各事業年度の普通株式一株当たりの配当金		
2019年度	0.1321	0.1388
2018年度	0.2571	0.2625
2017年度	0.2490	0.25
2016年度	0.7161	0.70
2015年度	0.7194	0.70

(注1) 各米国預託株式への配当を表す。詳細は、credit-suisse.com/dividendを参照のこと。

調整後資本分配案

2020年3月25日、当グループは、2020年開催の年次株主総会の招集通知を公表し、同招集通知には、2019年度に関して一株当たり0.2776スイス・フランの現金配当を行う旨の取締役会の提案が含まれていた。

COVID-19のパンデミックを考慮し、また、FINMAからの要請に応じて、取締役会は、2020年開催の年次株主総会において株主に対して配当に関する修正議案を提出することを2020年4月9日に発表した。取締役会は、1株当たり0.2776スイス・フランの配当総額の代わりに、1株当たり0.1388スイス・フランの現金分配を提案したが、かかる分配の50%は、資本拠出準備金を原資とし、スイス源泉所得税の課税対象外であり、個人投資を目的として株式を保有するスイス個人居住者に対する所得税も課されない。残りの50%は利益剰余金を原資とし、35%のスイスの源泉徴収税が控除される。2020年4月30日、2020年の年次株主総会で、株主は当該提案を承認した。

2020年秋に、取締役会は、1株当たり0.1388スイス・フランの第2回現金分配を提案する意向であり、これは、市場及び経済の状況次第であるが、その時点の臨時株主総会で株主の承認を得るために提出されることになる。

取締役会は、当グループの財務の健全性が株主に対する当初の配当提案を引き続き下支えするものであったとの見解を維持しているが、このFINMAの要請への対応は、当グループの同業他社が行った同様の決定に沿ったものであり、COVID-19のパンデミックがもたらした課題に直面した場合に資本を維持するための賢明かつ理性的な措置であり、今年後半にこの危機がもたらす経済的な影響の範囲に関して充実した評価することが可能になると考えている。この評価に続く確認及びその後の株主の承認を条件に、2020年の配当総額は、少なくとも年率5%の増配の意向に沿ったものとなる。

3【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

(A) 概要

当グループのコーポレート・ガバナンスは、当グループの利害関係者の利益を保護するというコミットメントを反映している。当グループのコーポレート・ガバナンスは、世界的に認められた基準に従ったものであり、当グループは、優れたコーポレート・ガバナンスの重要性を認識している。また、当グループは、ガバナンスに関する透明性の高い開示が、利害関係者による当グループのコーポレート・ガバナンスの質に対する評価を可能にし、投資家による投資判断の一助となることを認識している。

コーポレート・ガバナンスの進展

2019年度及び2020年度初旬における当グループのコーポレート・ガバナンスの主な進展には、以下が含まれる。

- ・2020年2月14日付で、当グループの最高経営責任者（CEO）であるティージャン・ティアムが辞任し、取締役会はトーマス・ゴットシュタインを新CEOとして任命した。
- ・2020年の年次株主総会における選任に向けて、リチャード・メディングスが、新取締役候補者として選定及び指名された。同氏は、勅許会計士であり、かつ金融サービス分野での30年以上の経験と上場会社で監査委員会及びリスク委員会の議長を務めた経験を有する一般に認められた金融専門家である。また、アレキサンダー・ガットは、2020年の年次株主総会において取締役再任のための立候補をしない旨が発表された。
- ・業務執行役員会に対して多くの変更が行われた。これには、いずれも2019年2月26日付で、最高リスク責任者としてララ・ワーナー、最高コンプライアンス責任者（2020年3月5日付の組織変更以降は最高コンプライアンス&規制業務責任者）としてリディ・ハドソン及びグローバル最高人事責任者としてアントワネット・ポスチャンが任命されたこと、その後、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門CEOとしてフィリップ・ペーレ（2019年7月1日付）、最高業務執行責任者としてジェームス・ウォーカー（2019年10月1日付）、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門CEOとしてデヴィッド・ミラー（2019年11月11日付）及びスイス・ユニバーサル・バンク部門CEOとしてアンドレ・ヘルフェンシュタイン（2020年2月14日付）が任命されたことが含まれる。
- ・2019年の年次株主総会において、当グループの取締役会（以下、「取締役会」という。）の新取締役2名、クリスチャン・ゲラストッド及びシャン・リーが選任された。これは、特にグローバルなウェルス・マネジメント及びアジアの金融サービス市場に関し、取締役会の金融サービス業界の専門知識にさらなる知見を追加するものであった。
- ・当グループの行動&金融犯罪管理委員会が2019年1月1日付で成功裏に設置され稼働した。同委員会は、当グループの金融犯罪コンプライアンスのプログラム及び関連するイニシアチブを監督する。
- ・トップレベルのリスク問題のより効果的な監督を促進するため、業務執行役員会リスク委員会の構造が強化された。これには、業務執行役員会リスク・フォーラムの導入及び資本配分&リスク管理委員会の3つのサイクルに対する一定の変更が含まれる。
- ・2020年12月31日に終了する会計年度から、当グループの外部監査人をKPMG AG（以下、「KPMG」という。）からプライスウォーターハウスクーパースAG（以下、「PwC」という。）に移行するための準備が行われた。取締役会は、2020年の年次株主総会において、KPMGの後任となる当グループの新法定監査人としてPwCを提案した。

当グループは、当グループの事業運営に関連するすべての法域におけるコーポレート・ガバナンスのガイドライン、規制及びベスト・プラクティス（最良慣行）基準の進展状況を定期的に監視している。2019年度において、スイス議会は、スイス会社法改正案の議論を継続した。かかる改正案には、業務執行役員報酬（上場株式会

社に関する過剰報酬に対するスイス連邦規則（以下、「過剰報酬規則」又は「Oaec」という。）の規制を連邦法に移行すること等）、株主総会、並びに取締役会及び業務執行役員会レベルでの性別多様性に影響を与える提案が含まれている。具体的措置には、上場会社の取締役会及び業務執行役員会における各性別の割合を、それぞれ30%及び20%以上にするというガイドラインが含まれる。上場会社には、取締役会の性別ガイドラインの遵守のために5年間、業務執行役員会レベルでの実施のために10年間の移行期間が与えられる。不遵守についての制裁はないが、開示義務が適用される予定である（「遵守又は説明」）。2019年1月1日、大規模な英国の非公開会社のコーポレート・ガバナンスの新規範である英国財務報告評議会の大規模非公開会社に対するウェイツ・コーポレート・ガバナンス原則（以下、「ウェイツ原則」という。）による報告が発効した。6つの原則には、目的及びリーダーシップ、取締役会の構成、取締役会の責任、機会及びリスク、報酬並びに利害関係者との関係及びエンゲージメントが含まれる。ウェイツ原則は、当グループの英国子会社を含む英国拠点の大規模非上場会社に対して適用されるが、強制的ではない。当グループの英国の主要な子会社2社、クレディ・スイス・インターナショナル及びクレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッドは、2019年の年次報告のため、ウェイツ原則を採用した。

危機管理のガバナンス

当グループは、危機的状況の効果的な管理を可能とするため、危機管理の枠組み及び強固なガバナンス・プロセスを整えている。危機管理の枠組みには、会社全体からの上級管理職及び専門家機能の代表者により構成されるグローバル及び地域的な危機アセスメント・チーム（以下、「CAT」という。）及び危機管理チーム（以下、「CMT」という。）の実施が含まれる。グローバルCATは、全世界レベルで具体的な危機的事象の会社に対する影響を評価し、最終決定のためにグローバルCMTに提言を行う。グローバルCMTのメンバーには、全業務執行役員が含まれる。具体的な危機的事象が発生した場合、全社規模の事業継続性管理対応措置が発動され、業務執行役員会により監督される。このような事象には、例えば、ソブリン危機、大規模なシングルネーム・デフォルト、サイバーその他の運用障害、及びグローバルなマクロ経済的若しくは市場での事象又は公衆衛生上の危機（COVID-19のアウトブレイク等）が含まれ得る。危機管理プロセスが発動すると、当グループの危機に特有のリスク報告（必要な場合）その他の可能性のある措置（規制当局への通知等）を含む多数の対応措置が始動する。2020年2月、当グループが事業を行う国及び地域におけるCOVID-19のアウトブレイクに応じて、業務執行役員会は、当グループの危機管理プロセスを発動し、当グループの事業運営の継続を確保するため並びに従業員の健康及び安全を保護するための様々な対応措置（旅行制限、検疫プロトコル、顧客との会議及び従業員の集会に対するガイドライン、並びに重要プロセスの日常運営に対する一定の変更を含む。）を実施した。取締役会は、現在の市場ボラティリティ及び経営上の課題に対する当グループの対応（事業継続性管理及び実施される危機緩和措置の有効性を含む。）の継続的な監視に携わり、これらの事項に関して業務執行役員会との定期的な対話を行っている。

コーポレート・ガバナンスの枠組み



コーポレート・ガバナンスの枠組み

当グループのコーポレート・ガバナンスの枠組みは、スイスの会社法及びコーポレート・ガバナンスについての国際的なベスト・プラクティス（最良慣行）に関する基準に従った統治機関、統治機関の適格性その他のコーポレート・ガバナンス関連規則を定めるコーポレート・ガバナンス方針及び手続、並びに当グループ全体で遵守される慣行で構成されている。当グループの統治機関は以下の通りである。

- ・株主総会
- ・取締役会
- ・業務執行役員会
- ・外部監査人

株主は、年次株主総会において、毎年、取締役及び外部監査人を選任し、連結財務諸表、増資並びに取締役会及び業務執行役員会の報酬等の必要な決議事項を承認する。取締役会は、当グループの全般的な戦略的方向性、監督及び管理について責任を負い、業務執行役員を選任する。業務執行役員は、当グループ事業の日常的な運営並びに事業計画の策定及び実施について責任を負う。

当グループは、銀行業に従事しており、スイス・ユニバーサル・バンク部門、インターナショナル・ウェルズ・マネジメント部門、アジア太平洋部門、グローバル・マーケッツ部門及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門の5つの事業部門から構成される。2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは現在アセット・リゾリューション・ユニットで管理され、コーポレート・センターにおいて個別に開示されている。部門は、インフラ及びサービスを提供し、内部統制責任を有するコーポレート機能によって支えられている。当グループの銀行業は、様々な法域で事業を展開し、当該法域内のガバナンス規則及び規制機関の監督に服する法人を通じて遂行されている。当グループは、全体として当グループの事業運営の重要な部分を占める一定の主要な子会社を特定した。これらの主要子会社は、すべてクレディ・スイス銀行の子会社であるが、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG、クレディ・スイス・ホールディングス（USA）インク、クレディ・スイス・インターナショナル及びクレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッドである。クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッドの事業活動の一部は、クレディ・スイス・インターナショナルに統合中であり、クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッドは2020年末までに主要子会

社として定義されないこととなる見込みである。これは、当グループの法人戦略の関係において当グループの法人構造を簡素化及び最適化するという目標に沿ったものである。これらの主要子会社におけるコーポレート・ガバナンスは、当グループのコーポレート・ガバナンスと緊密に連携している。

英国のEU離脱に対する当グループの準備の一環として、事業経営の一部が英国のクレディ・スイスの子会社から他の子会社であるドイツのクレディ・スイス（ドイツ）AG及びスペインのクレディ・スイス・セキュリティーズ・ソシエダ・デ・バローレスS.A.に移管されており、よって当グループの全体的な経営に対するこれらのEU子会社の重要性が増している。これらのEU子会社のコーポレート・ガバナンスは、それに応じて改変されており、これには新たな上級経営陣の代表者を取締役として任命することを通じてそれぞれの取締役会を強化することによるものが含まれる。

当グループのコーポレート・ガバナンスの枠組みは、上図の通りである。統治機関の職務及び責任は、以下に詳述される。

取締役会によって採用されている当グループのコーポレート・ガバナンスの方針及び手続は、一連の文書に定められており、これには以下が含まれる。これらはすべて当グループのウェブサイト上、credit-suisse.com/governanceにおいて閲覧可能である。

- ・定款：当グループの事業目的、資本構成及び基本的な組織の枠組みを定義する。クレディ・スイス・グループAGの定款は2019年4月26日付であり、クレディ・スイス銀行の定款は2014年9月4日付である。クレディ・スイス・グループAG及びクレディ・スイス銀行の定款は、当グループのウェブサイト上、credit-suisse.com/articlesにおいて閲覧可能である。
- ・行動規範：当グループの取締役会及び全従業員が従うべき、当グループの倫理価値観及び業務基準を定義したものである。これには、当グループの健全性、公正な取引及び慎重なリスク負担に係る当グループの評判を維持及び強化するためのあらゆる法律、規制及び指針の遵守が含まれる。当グループの行動規範は、当グループのウェブサイト上、credit-suisse.com/codeにおいて10ヶ国語で閲覧可能である。
- ・組織ガイドライン及び規則（以下、「OGR」という。）：当グループ内の組織構造、取締役会、取締役会付属委員会及び様々な上級管理組織の責任及び権限の範囲、並びにこれに関連する報告手続を定義する。OGRは、当グループのウェブサイト上、credit-suisse.com/ogrにおいて閲覧可能である。
- ・取締役会規則：取締役会の組織及び責務を概説する。取締役会規則は、当グループのウェブサイト上、credit-suisse.com/boardcharterにおいて閲覧可能である。
- ・取締役会付属委員会規則：委員会の組織及び責務を定義する。取締役会付属委員会規則は、当グループのウェブサイト上、credit-suisse.com/committeecharterにおいて閲覧可能である。
- ・報酬方針：健全な報酬制度及び慣行の発展基盤を提供する。当グループの報酬方針は、当グループのウェブサイト上、credit-suisse.com/compensationpolicyにおいて閲覧可能である。

本書における当グループの定款及びスイス債務法の重要な条項の要約は、完全なものとは意図されておらず、定款及びスイス債務法を参照することにより完全な形として認められる。

クレディ・スイス・グループAG及びクレディ・スイス銀行は、スイスにおける登録会社である。当グループの株式は、SIXスイス取引所及び米国預託証券（以下、「ADR」という。）により表章される米国預託株式（以下、「ADS」という。）の形式によりニューヨーク証券取引所（以下、「NYSE」という。）に上場されている。当グループの事業目的は、その定款第2条に定める通り、スイス内外のあらゆる種類の業務、とりわけ銀行業、金融業、資産管理業及び保険業の各分野における企業の持分を直接的又は間接的に保有することである。当行の事業目的は、その定款第2条に定める通り、銀行業を営むことであり、スイス内外の関連するあらゆる種類の銀行業務、金融業務、コンサルタント業務、サービス及び取引活動も伴っている。当グループ及び当行の定款は、企業を設立し、既存の会社の持分の過半数又は少数持分を取得し、かつ融資を行う権限、また、スイス国内及び国外の不動産を取得し、これに担保を設定し、かつこれを売却する権限を定めている。

会社概要

	当グループ	当行
正式名称	クレディ・スイス・グループAG	クレディ・スイス・エイ・ジー
事業目的	持株会社として事業運営	銀行として事業運営
登記の詳細	チューリッヒ州の商業登記 1982年3月3日付 CHE-105.884.494号	チューリッヒ州の商業登記 1883年4月27日付 CHE-106.831.974号
設立日（無期限）	1982年3月3日	1856年7月5日
登記上の事務所	スイス チューリッヒ 8001 パラデプラッツ 8 番地	スイス チューリッヒ 8001 パラデプラッツ 8 番地
株式上場	SIXスイス取引所 ISIN: CH0012138530 NYSE ADSの形式による ISIN: US2254011081	—
米国における 権限ある代理店	クレディ・スイス（USA）インク ニューヨーク州 10010 ニューヨーク マディソン・アベニュー11	クレディ・スイス（USA）インク ニューヨーク州 10010 ニューヨーク マディソン・アベニュー11

従業員との関係

2019年12月31日現在、当グループの全世界における従業員数は47,860名であり、そのうちスイス国内は16,140名、海外は31,720名である。当グループの役職には、マネージング・ディレクター、ディレクター、バイス・プレジデント、アシスタント・バイス・プレジデント及びノン・オフィサー・スタッフが含まれる。従業員の過半数は組合に所属していない。当グループにおいて、近年は重大なストライキ、業務拒否行為又は労働紛争は発生していない。当グループは、労使関係が良好な状態にあると判断している。

行動規範

クレディ・スイスでは、当グループの事業に対する責任あるアプローチが、当グループの長期的な成功を左右する決定的な要因であると確信している。したがって、当グループは、すべての従業員及び取締役に対して当グループの行動規範に定められた業務基準及び倫理的価値を遵守することを期待しており、これには、誠実さ、公正な取引及び慎重なリスクテイクに対する当グループの評判を保護するために、適用あるすべての法令、規制及び方針を遵守するという当グループの取り組みが含まれる。また、行動規範は、2002年米国サーベンス・オクスリー法（以下、「SOX」という。）に基づき定められた要件を、当グループのCEO、主要な財務及び会計担当役員並びに同様の職務を遂行するその他の者に向けた倫理に関する規定を含めることによって実施している。当グループの行動規範の下では、いかなる免責又は例外も認められていない。

企業責任

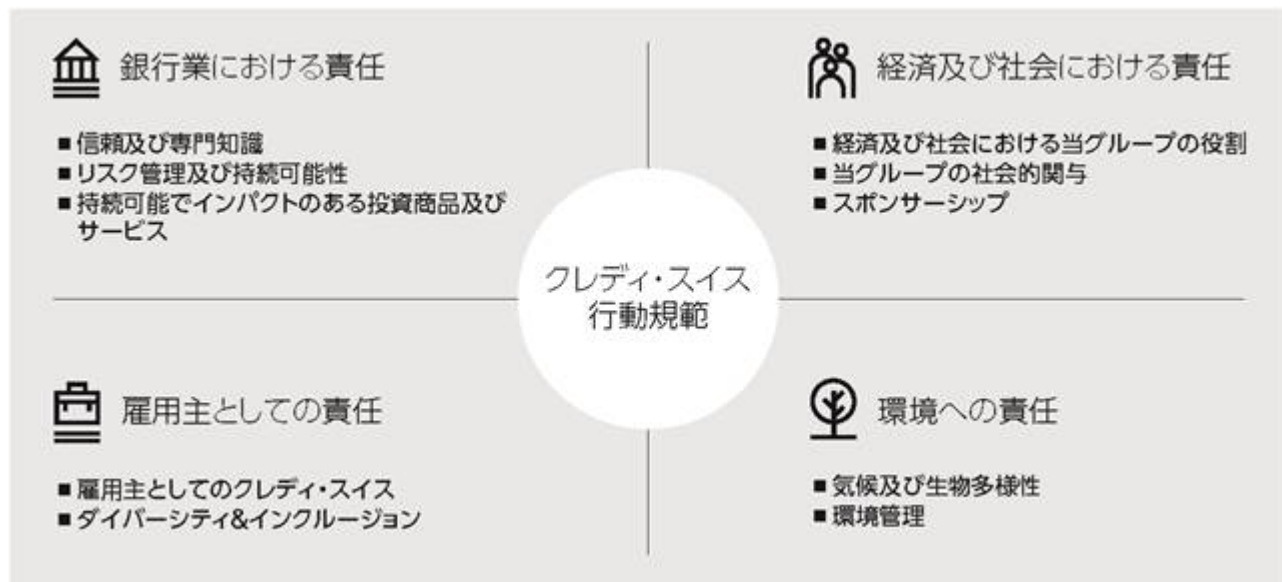
クレディ・スイスにとって、企業責任は、顧客、株主、従業員及びその他の利害関係者のために持続可能な価値を創造することである。当グループは、利害関係者との関係を含め、当グループの業務のすべての側面において、行動規範に定められた倫理的価値観と業務基準を遵守するよう努めている。当グループによるそのような行いは、金融サービス提供者及び雇用主として、また経済及び社会に欠かせない存在としての当グループの責務の幅広い認識に基づいている。このアプローチは、環境保護に対する当グループの取り組みも反映したものでもある。当グループは、毎年、企業責任レポートを公表しており、重要な経済、環境及び社会の問題を特定するために行う重要性評価等を通じて、当グループの企業責任の報告の活動を、当グループの事業及び利害関係者に関連する問題に集中させることを目指している。

当グループの企業責任に関する報告は、持続可能性の報告に関するグローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）基準（中核オプション）を反映する一方で、国際連合（以下、「国連」という。）グローバル・コンパクトの10原則の実施における当グループによる進捗に関する情報及び国連の持続可能な開発目標の実現に

向けて当グループが貢献できる事例も提供している。当グループの2019年企業責任レポートは、サステナビリティ報告書を発行する会社向けのオプトイン規則に従って、SIXスイス取引所に任意で報告される。

当グループの企業責任に対するアプローチは、以下の図に説明されているが、広範であり、顧客、株主、従業員、環境及び社会全体に対する当グループのそれぞれの責任を考慮している。当グループは、これが長期的な成功のために不可欠であると考えている。有能で意欲のある従業員からの能力、顧客重視、コンプライアンス、勤勉さ及び責任ある行動が、当グループの事業の成功の鍵である。当グループは、世界的な金融機関として、自らが経済及び社会に欠かせない存在とみなしている。当グループは、金融仲介機関としての役割を通じて、起業活動及び経済成長を支援し、雇用主、納税者及び契約相手方として経済貢献を行っている。当グループは、様々な人道的及び慈善的な組織及びプロジェクト、並びに文化及びスポーツのイベントの支援も行っている。当グループは、例えば持続可能でインパクトのある投資商品及びサービスの開発を通じて、環境の持続可能性を支援している。当グループの持続可能性に関するステートメントは、当グループのウェブサイト上、credit-suisse.com/responsibilityにおいて公表されている。

当グループによる企業責任の認識



企業責任の活動

2019年度中に、当グループは、上記の企業責任アプローチに対するコミットメントを反映する幅広い活動を引き受け、環境・社会・ガバナンス（以下、「ESG」という。）の要素を当グループの事業努力の様々な側面にさらに埋め込むことに向けて、多くの重要な成果を上げた。かかる活動及び成果には以下が含まれる。

- ・ 持続可能な未来の発展における銀行分野の役割及び責任を特定する国連環境計画金融イニシアチブの責任銀行原則の署名参加機関となった。
- ・ 当グループの顧客による低炭素で気候変動に対応できる事業モデルへの移行を支援し、気候変動を当グループのリスク管理モデルにさらに組み込み、持続可能な金融ソリューションを顧客に提供し、当グループ自身のカーボンフットプリントを減少させることを目的として、当グループ全体の気候リスク戦略プログラムを開始した。
- ・ 評価プロセスの一環として、潜在的な環境及び社会リスクのための取引及び顧客との関係の選択並びにこれらの取引に関与する一部の顧客とのエンゲージメントについて、当グループのサステナビリティ問題機能によるレビューを行った。

- ・気候変動から生じる重要なリスク及び機会に関する自発的な報告に関する金融安定理事会の気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）による提言に対応するための努力を継続した。当グループは、信用ポートフォリオのパリ協定の目標との整合性を測定するための手法を開発するために他の銀行と協力している。
- ・顧客に投資利益を与えることに主に注力しつつ、経済的及び社会的にプラスの影響を持つプロジェクト及びイニシアチブを促進するため、インパクト・アドバイザー&ファイナンス（以下、「IAF」という。）部を拡大した。IAF部は、2019年度においてウェルス・マネジメント及びコーポレート&インベストメント・バンキングの両方にわたり、大きな推進力を生み出した。これは、例えば、気候債券イニシアチブとのパートナーシップの開始及び当グループの顧客向けに発行されたグリーンボンドの量の増加を通じて反映された。
- ・クレディ・スイス・アセット・マネジメントがESG要素をその投資プロセスに組み込むための計画を公表した。第一段階において、30超のアクティブ運用投資ファンドが、クレディ・スイスの投資枠組みにより定義されたESG基準を満たすよう再配置され、アセット・マネジメントはそのESGの提供の拡大に取り組んでいる。
- ・2019年7月に、非営利のキャリア・パスウェイ組織であるHERE to HEREとの新たな3年間のパートナーシップ（約束された資金調達を含む。）を公表した。このパートナーシップは、若者向け徒弟制度により若者の教育から雇用への移行を助けているキャリアワイズ・ニューヨークの業務を支援する。
- ・世界中の多数のクレディ・スイスの従業員が、その技能及び専門知識を地域コミュニティの利益のために活用して、慈善目的を支援するためにボランティアを行うことを継続した。銀行は、従業員に対して、当グループのパートナーが運営する社会プロジェクトを支援するために年4日を上限として費やすことを奨励している。
- ・当グループのダイバーシティ&インクルージョンの枠組みをさらに強化し、「リアル・リターン」プログラムのようなイニシアチブ及び女性の昇進を促進するための措置を継続するとともに、ダイバーシティ・インターンシップ・プログラムを構築した。当グループのインクルーシブな職場環境を育む努力は、様々な受賞によって認められている。

当グループの企業責任レポートは、当グループのウェブサイト上、credit-suisse.com/responsibilityにおいて閲覧可能である。

(B) 株主

資本構成

2019年12月31日現在の当グループの発行済株式資本合計は、102,240,469スイス・フランであり、一株当たり額面価格0.04スイス・フランの株式2,556,011,720株に分割されている。2019年度について取締役会により承認された株式買戻しプログラムの結果として、当グループは、2019年度中に79,818,000株を1,000,244,961スイス・フランで買い戻した。2019年12月11日、当グループは、2020年度について当グループの株式を1.5十億スイス・フランを上限として買い取るための株式買戻しプログラムを取締役会が承認した旨、並びに、市場及び経済の状況次第であるが、当期純利益の50%以上を株主に分配するという当グループの意向に沿って、2020年度に少なくとも1.0十億スイス・フランを買い戻すことを見込んでいる旨を発表した。最近の市場ボラティリティ及び近い将来における経済活動に対するCOVID-19の影響の可能性を考慮して、取締役会は、市場、財務及び経済の見通しに対する不確実性が増す場合には、プログラムの残りについての見込みを見直す予定である。

株主情報

株主ベース

当グループは幅広い株主層を有しており、大部分の株式はスイス国外の機関投資家が直接的又は間接的に保有している。2019年12月31日現在、105,042名の株主が発行済株式総数の54%にあたる1,390,960,326株の保有者として当グループの株主名簿に登録されている。残りの46%は当グループの株主名簿には登録されていない。2019年12月31日現在、発行済株式のうち91,129,317株すなわち3.6%は米国預託株式の形式であった。下記の表に記載の情報は、2019年12月31日現在において当グループの株主名簿に登録された当グループの株式の分布を示したものである。

当グループの株式の分布

期末	2019年度				2018年度			
	株主数	割合 (%)	株式数	割合 (%)	株主数	割合 (%)	株式数	割合 (%)
当グループの株式の分布								
個人投資家	102,226	97	193,914,934	8	109,205	97	201,455,312	8
スイス国内	91,492	87	161,708,453	6	99,472	88	178,240,134	7
スイス国外	10,734	10	32,206,481	1	9,733	9	23,215,178	1
機関投資家	2,816	3	1,197,045,392	47	3,206	3	1,274,073,707	50
スイス国内	2,444	2	275,856,250	11	2,773	2	291,385,944	11
スイス国外 ¹	372	0	921,189,142	36	433	0	982,687,763	38
株主名簿に登録済の株式	105,042	100	1,390,960,326	54	112,411	100	1,475,529,019	58
うちスイス国内	93,936	89	437,564,703	17	102,245	91	469,626,078	18
うちヨーロッパ	9,398	9	578,893,120	23	9,178	8	623,937,087	24
うち米国 ¹	139	0	349,295,718	14	144	0	356,918,183	14
うちその他地域	1,569	1	25,206,785	1	844	1	25,047,671	1
株式名簿に未登録の株式	-	-	1,165,051,394	46	-	-	1,080,482,701	42
発行済株式合計	-	-	2,556,011,720	100	-	-	2,556,011,720	100

(注1) 米国預託株式の形式で発行された株式を含む。

株主名簿における産業別機関投資家の分布

期末	2019年度				2018年度			
	株主数	割合 (%)	株式数	割合 (%)	株主数	割合 (%)	株式数	割合 (%)
産業別機関投資家								
銀行	18	1	987,663	0	21	1	1,235,285	0
保険会社	77	3	16,219,642	1	83	3	17,129,086	1
年金基金	388	14	57,414,038	5	431	13	62,737,967	5
投資信託	324	12	203,160,475	17	371	12	207,173,146	16
その他信託	451	16	9,895,856	1	524	16	9,247,355	1
政府機関	24	1	757,697	0	22	1	646,705	0
その他 ¹	1,435	51	148,320,147	12	1,642	51	157,040,518	12
直接保有	2,717	96	436,755,518	36	3,094	97	455,210,062	36
信託に基づく保有	99	4	760,289,874	64	112	3	818,863,645	64
機関投資家総数	2,816	100	1,197,045,392	100	3,206	100	1,274,073,707	100

四捨五入により誤差が生じる可能性がある。

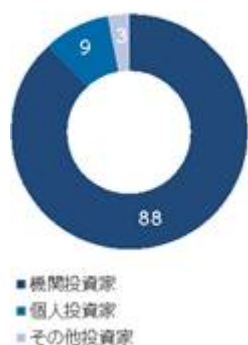
(注1) 業界別の内訳を行うことが不可能であるその他の機関投資家が含まれる。

当グループは、外部の国際的なマーケット・インテリジェンス・ファームを利用することにより、当グループの株主名簿に未登録の当グループの株式に関する情報を含む、当グループの株主ベースの構成に関する追加情報を定期的に収集している。当該データによると、2019年12月31日現在の当グループの株主ベースは、機関投資家が88%を占めており、かかる投資家のうち約半分は北米に所在していた。当グループの株式保有の投資家別及び地域別の分布は以下の通りである。

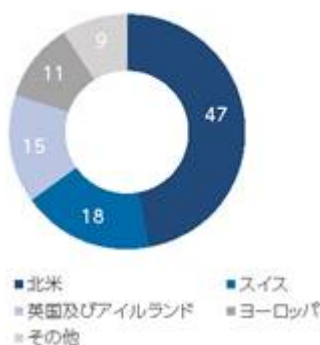
投資家別のグループ株式保有

地域別の機関投資家

2019年度末(%)



2019年度末(%)



株主対応

当グループは、株主及び議決権行使助言会社と定期的にやり取りを行っている。かかるやり取りは、株主側の見解を理解すること、当グループの戦略、財務業績、コーポレート・ガバナンス及び報酬並びに当グループ又は株主にとって重要なその他の事項に関して意見交換することを目的としている。株主とのエンゲージメント会議には、取締役会会長（以下、「会長」という。）、報酬委員会議長、CEO、CFO及びその他の取締役又は上級経営陣が出席できる。株主対応の責任については、インベスター・リレーションズ部が監督する。当グループは、全株主が当グループの現在の進展状況を常時把握し、情報に基づく判断を行うために必要な関連情報を確実に受領できるように努める。

情報ポリシー

当グループは、株主及び関係者との関係でオープンかつ公正な情報ポリシーの確立に尽力している。当グループのインベスター・リレーションズ部門及びコーポレート・コミュニケーションズ部門は、受領した問い合わせの対応を担当している。株主名簿に登録された当グループの株主はすべて年次株主総会の招集通知（年次報告書及びその他の報告書の受取方法に関する指示を含む。）を受領する。名簿上の各株主は、当グループの財務業績に関する四半期報告書の受領を選択することができる。これらの報告書及び情報はすべて当グループのウェブサイトのcredit-suisse.com/investorsにて入手することができる。

スイス法に基づき要求される通知

スイス法に基づき要求される株主への通知は、スイス商業官報を通じて行われる。取締役会は、株主に対する通知方法を追加で指定することができる。SIXスイス取引所の上場規則で必要とされる通知は、スイスの新聞2紙にドイツ語及びフランス語で掲載された上で、SIXスイス取引所に送付されるか又は適用される上場規則に従いその他の方法でSIXスイス取引所に伝達される。SIXスイス取引所は、関連する情報をさらに周知することができる。

主要株主

主要株主に関する情報は、上記1「株式等の状況」（5）「大株主の状況」を参照のこと。

株式持ち合い

当グループは、他社の資本又は議決権の5%を超える株式持ち合いは行っていない。

株主の権利

当グループは、すべての株主を平等に扱っている。以下に挙げるのは、当グループにおける株主の特定の権利の概要である。

議決権及び株式譲渡

スイス法及び当グループの定款において、当グループ株式を保有する権利は制限されていない。

原則として、1株は年次株主総会における1議決権に相当する。ただし、当グループが保有する株式には議決権がない。以下に挙げる除外事項が一つでも当てはまる場合を除き、単独の個人株主又は単一の集団株主が議決権を行使することのできる株式は、発行済株式資本合計の2%を超えることができない。議決権に関する制限は、以下には適用されない。

- ・年次株主総会により選任された独立代理人による議決権の行使。
- ・株主が当グループに対し本人名義及び本人の負担で購入したと認めており、FMIA並びにその他の関連法令及び規制に従った開示要件が遵守されている株式。
- ・ノミニーの名義で登録されている株式。ただし、当該ノミニーが当グループの発行済流通株式資本合計の0.5%以上を代理として所有する実質所有者又は関連する実質所有者の集団の名前、住所及び株式保有についての情報を要請に応じて当グループに提供する意思がある場合に限り。

議決権を行使するには、株式を直接又はノミニー名義で株主名簿に登録する必要がある。株式を株主名簿に登録する際、株式の購入者は、預託銀行に株式登録フォームを提出しなくてはならない。株主名簿への株式の登録はいつでも申請することができる。かかる株式の登録を怠ると、購入者は議決権の行使又は株主総会への出席ができない。しかし、各株主は、株主名簿における登録の有無にかかわらず、年次株主総会で承認された配当及びその他の分配を受領する権利を有する。譲渡制限は、記名式株式の口座での保管に関する方法及び形式並びに当該譲渡に適用される規定を問わずに適用される。当グループの株式に基づく間接保有証券の譲渡及び当該間接保有証券に対する質権の設定はスイス連邦間接保有証券法の規定に従う。書面による株式の譲渡又は質権の設定は認められない。

年次株主総会

スイス法の下では、年次株主総会は、会計年度終了後6ヶ月以内に開催されなくてはならない。年次株主総会の通知には、議題並びに取締役会及び株主からの提案が含まれており、当該通知はスイス商業官報において、年次株主総会の少なくとも20日前までに公表されなくてはならない。

株式は、年次株主総会の遅くとも3日前に議決権付株式として株主名簿に登録されていない場合、年次株主総会における議決権を有しない。

株主総会の招集

年次株主総会は、取締役会、又は必要に応じて法定監査人によって招集され、20日前の通知が行われる。取締役会は、株主総会において臨時株主総会を開催する旨の決議がなされた場合、又は名目資本金を総額で10%以上保有している株主からの要請があった場合、臨時株主総会を招集しなければならない。臨時株主総会開催の要請は、書面にて取締役会に提出されるものとし、同時に名目資本金の10%以上に相当する当グループ株式が保護預りのために預託されなければならない。預託された株式は、臨時株主総会の翌日まで保管される。

議題の提案

総額40,000スイス・フラン以上の額面価額の株式を保有する株主は、特定の事項を年次株主総会の議題にし、当該事項につき決議を行うよう要請する権利を有する。特定の議題及び関連する提案は、総会の45日前までに書面により取締役会に提出されなくてはならない。同時に、総額40,000スイス・フラン以上の額面価額の当グルー

プ株式が保護預りのために預託されなければならない。預託された株式は、年次株主総会の翌日まで保管される。

法定定足数

年次株主総会は、下記の場合を除き、原則として、株主総会に出席している株主又は株主の代理人の数に関係なく決議を行うことができる。強行法規又は定款に別段の定めのある場合を除いて、決議及び選任には、通常、総会における出席株主の議決権の過半数の承認が必要である。

出席株主の議決権の過半数の承認が必要な決議には、以下が含まれる。

- ・定款の変更（特別決議による承認を必要とするものを除く。）。
- ・取締役、会長、報酬委員会委員、独立代理人及び法定監査人の選任。
- ・取締役及び業務執行役員の報酬の承認。
- ・年次報告書、法定の連結計算書の承認。
- ・取締役及び業務執行役員の行為の免責。
- ・利益剰余金処分の決定。

少なくとも出席株主の議決権の3分の2以上が必要な決議には以下のようなものがある。

- ・会社の目的の変更。
- ・議決権が強化された株式の発行。
- ・株式譲渡制限の実行。
- ・条件付資本及び授權資本の増加。
- ・剰余金の資本組入れ又は現物出資による増資。
- ・新株引受権の制限又は停止。
- ・本店の移転。
- ・清算を伴わない会社の解散。

株式資本合計の少なくとも半分以上の議決権を有する株主の出席、及び出席株主の総議決権数の4分の3以上の承認が必要な決議には以下のようなものがある。

- ・記名式株式から無記名式株式への転換。
- ・ノミニーの登録及び議決権に関する定款の変更。
- ・会社の解散。

定款の議決権に関する条項を変更するには、株式資本合計の少なくとも半分以上の議決権を有する株主の出席、及び行使された総議決権数の8分の7以上の承認が必要である。

セイ・オン・ペイ (Say On Pay)

スイスのコーポレート・ガバナンスのベスト・プラクティス（最良慣行）規範に従い、2019年の年次株主総会において株主による勧告的決議を行うため、当グループは、報酬報告書（年次報告書の報酬に関する部分に含まれる。）を提出した。報酬規則に従い、当グループは、2020年の年次株主総会において、株主による拘束力のある各議決権行使のため、以下の通り取締役会及び業務執行役員会の報酬案を提出する。

- ・取締役会：2020年の年次株主総会から2021年の年次株主総会までの間の取締役会に対する報酬の上限金額。
- ・業務執行役員会：変動短期インセンティブ（STI）報酬からなる2019会計年度の業務執行役員の変額報酬の総額。
- ・業務執行役員会：2020年の年次株主総会から2021年の年次株主総会までの間の業務執行役員会に対する固定報酬の上限金額。

- ・業務執行役員会：変動長期インセンティブ（LTI）報酬からなる2020会計年度の業務執行役員の変額報酬の総額（付与時の公正価値に基づく。）。

当グループは、現行の慣行に従い、株主による勧告的決議のために引き続き報酬報告書を提出する。

取締役会及び業務執行役員会の行為の免責

スイス法の下では、年次株主総会は、取締役及び業務執行役員の行為の責任を免責する権限を有する。2019年の年次株主総会は、2018年度に関する取締役及び業務執行役員の責任を免除した。

新株引受権及び優先引受権

スイス法の下では、株式の発行には、現金若しくは現金以外の対価を伴うか、又は無償であるかを問わず、株主の事前承認が必要である。スイス企業の株主は、保有する株式の額面価額に応じて、新株を引き受けることができる新株引受権及びオプション社債、転換社債又はオプション若しくは転換権が付された類似の債券を引き受けることができる一定の優先権を有している。ただし、株主総会における特別決議により、特定の状況下における新株引受権が制限又は停止されることがある。

公開買付義務

スイス法は、上場スイス企業の議決権（行使可能かは問わない。）の33 1/3%以上を直接若しくは間接的に、又は第三者と協調して取得する場合には、当該企業の定款が別段の規定がある場合を除き、当該企業の上場エクイティ証券のすべてを取得する公開買付を行われなければならない。当グループの定款には、別段の規定は定められていない。この強制的な公開買付義務は、スイス企業買収委員会又はスイス金融市場監督当局（以下、「FINMA」という。）により一定の状況においては免除される場合がある。免除が認められない場合には、強制的な公開買付はFMIA及びその施行規則に定める手続に従い実施されなければならない。

経営権の変更に関する条項

当グループが知る限り、当グループの経営権の変更が生じる可能性のある契約は存在しない。経営権の変更が生じた場合に、報酬委員会又は取締役会がすべての従業員（業務執行役員を含む。）に対する未決済の報奨の取扱いを決定することを可能にする、当グループの従業員報酬制度の一定の条項には従うものの、契約及び報酬制度において、取締役会若しくは業務執行役員会の構成員又はその他の上級経営陣に利益をもたらす、臨時給付の支払を要する条項は存在しない。具体的には、当グループの経営権の変更が生じた場合における退職金支払金を契約上合意したものは存在しない。

資金の借入及び調達

スイス法及び当グループの定款は、いかなる方法であれ資金を借入れ又は調達する当グループの能力を制限していない。資金の借入の決定は、株主による決議を要することなく当グループの取締役会により決定される。

清算

当グループは、スイス法及び当グループの定款に基づき、以下によっていつでも解散することができる。

- ・当グループが清算により解散する場合には、株主総会において行使された議決権の4分の3以上の特別決議により可決された株主総会決議。
- ・上記以外の場合には、株主総会における出席株主の議決権の3分の2以上であり、かつ出席株主の株式の額面価額の絶対多数を占める特別決議により可決された株主総会決議。

当グループが倒産した場合、FINMAの命令による解散の可能性もある。スイス法に基づき、清算の際に生じた剰余金は、（すべての債権者による債務履行請求の処理が完了した後で）保有する株式の払込済額面価額に応じて株主に分配される。

(C) 取締役会

一般情報

取締役の地位及び資格

定款（当グループの定款第IV章第2部（取締役会）第15条第1項及び当行の定款第III章第6条（取締役会）第6.1項）上、取締役会は最低7名の取締役から構成されることが規定されている。現在、取締役会は、13名の取締役から成る。当グループは、取締役会が委員会に適格な委員を配置できる規模を有していなければならないと考えている。同時に、取締役会は有効かつ迅速な意思決定を保証できる程度の規模に抑えられなければならない。各取締役は年次株主総会において当グループの株主により1年の任期で選任され、再任の資格を有する。株主は、取締役会会長となる取締役及び報酬委員会の各委員も1年の任期で選任する。任期1年とは、年次株主総会から次の年次株主総会の終了時までと理解されている。取締役は、原則、取締役として12年間務めた後、同職を辞任する。特定の状況下では、取締役会は、特定の取締役の任期の期限をさらに最大3年間延長することができる。

取締役及び委員会の委員の地位は、以下の通りである。当グループ及び当行の取締役会の構成は同一である。

取締役会の構成及び後継者計画

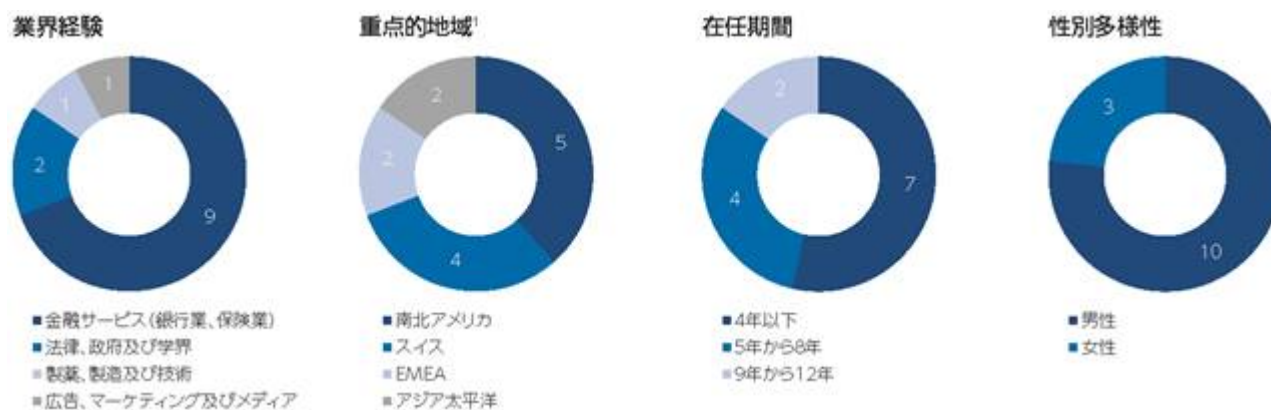
ガバナンス&指名委員会（旧チェアマンズ&ガバナンス委員会）は、委員会への人材配置を考慮した上で、取締役会全体の構成を定期的に検討する。ガバナンス&指名委員会は、OGR（第II章（取締役会）第8.2.3項）が定める基準に従って取締役候補の擁立及び評価を行う。ガバナンス&指名委員会は、新たな取締役候補の認定及び擁立に関して、外部コンサルタントに依頼することもできる。取締役候補を評価する上で、ガバナンス&指名委員会は取締役に必要とされる能力及び資質を検討し、取締役会全体の構成も考慮する。数ある検討項目の中でも、ガバナンス&指名委員会は、取締役会がその職責を全うする上で必要となる能力、経営経験、独立性及び多様性等を考慮する。ガバナンス&指名委員会は、取締役候補のその他の活動及び責務も検討し、当該候補者が当グループの取締役としての職務に十分な時間を充てることができるかを検討する。

取締役¹

	取締役 就任年	独立性	ガバナ ンス&指名委 員会	監査 委員会	報酬 委員会	行動&金融 犯罪管理委 員会	リスク 委員会
2019年の年次株主総会において選任							
ウルス・ローナー、会長	2009年	独立	議長	-	-	議長	-
アイリス・ボーネット	2012年	独立	-	-	委員	-	-
クリスチャン・グラスタッド	2019年	独立	-	-	委員	委員	-
アンドレアス・ゴットシュリング	2017年	独立	委員	委員	-	-	議長
アレキサンダー・ガット	2016年	独立	-	委員	-	-	-
マイケル・クライン	2018年	独立	-	-	委員	-	委員
シャン・リー	2019年	独立	-	-	-	-	委員
セライナ・マシア	2015年	独立	-	-	-	-	委員
カイ・S・ナルゴルワラ	2013年	独立	委員	-	議長	委員	-
アナ・ポーラ・ペソア	2018年	独立	-	委員	-	委員	-
ホアキン・J・リバイロ	2016年	独立	-	委員	-	-	-
セヴェリン・シュワン、副会長兼上級独立取締役	2014年	独立	委員	-	-	-	委員
ジョン・タイナー	2009年	独立	委員	議長	-	委員	委員

（注1） 2020年4月30日開催の年次株主総会において、アレキサンダー・ガットは、取締役再任のための立候補をしなかった。リチャード・メディンクスは、株主により新規取締役として選任された。その他のすべての取締役は再任された。

取締役会の構成



(注1) 重点的地域は、取締役がその専門的な活動を最も集中させている地域を表しており、当該個人の国籍とは異なる可能性がある。

当グループの取締役の経歴、能力及び経験は多様で幅広く、例えば、スイス国内外の金融サービスその他の企業での最高経営幹部や、政府、学界及び国際機関における指導的立場にあること又はあったことなどがある。取締役会は、金融及び財務管理、リスク管理、監査、イノベーション及びテクノロジー、法務、コンプライアンス及び規制関連業務、広告、マーケティング及びメディア、並びに人事及びインセンティブ構造を含む主要な分野における幅広い専門知識を有する個人によって構成されている。文化、経験及び意見の多様性は、性別多様性ととも、取締役会の構成の重要な側面である。取締役の男女比率は年度によって異なるが、取締役会は長期的に男女比の良好なバランスを維持することに専心している。当グループに特に関連するとみなされる主要な分野にわたる2019年度末現在の当グループの取締役会の集団としての経験及び専門知識は、以下の図に示される通りである。

取締役の経験及び専門知識

(取締役の数及び割合)



取締役会の集団としての経験及び専門知識の強化が必要であり得る分野においては、取締役会は、新たな専門家としての知識を有する取締役候補者の指名、外部の専門家の雇用、又はその他の措置の実施を決定することができる。例えば、2019年より前は、アジアの深い知識及びアジアにおける経験を有する取締役は1名であった。中国で事業を拡大するという当グループの抱負を考慮して、取締役会は、特に中国の金融サービス市場における取締役レベルの経験及び専門知識が追加で必要であると結論付け、その後、シャン・リーを新取締役として指名し、同人は2019年の年次株主総会において取締役に選任された。

今後も高水準の専門性、多様性及び独立性を維持するため、取締役会は、取締役の候補者を早期に選定するための後継者計画プロセスを有している。このプロセスにより、取締役が取締役会を退任する際の態勢が十分に整っている。後継者計画プロセスの目的は、取締役会の安定性及び専門性を維持しつつ、主要な取締役会の能力の適切な引き継ぎと将来の課題に対応するために適した取締役会の構成を確保することである。潜在的な候補者は、以下を含む候補者の専門知識及び経験を評価するために定められた基準に従って評価される。

- ・金融サービス又はその他の業界における国際的な事業環境で獲得した適切なリーダーとしての資質を持つ管理職としての証明された実績。
- ・上記の主要分野における適切な職務能力及び資質。
- ・グローバルな銀行業、金融市場及び金融規制の理解。
- ・複数の地理的地域において働いた実績を伴う幅広い国際的な経験及びグローバルなビジネスの観点。
- ・複雑な状況を洞察し明確にする能力、並びに経営陣に対して異議申立てと積極的な支援の両方を行う能力。
- ・高水準の誠実性及びに当グループの価値及び企業文化との類似性。
- ・取締役会及び委員会の会議の準備及び出席のために十分な時間を充てる意欲。

候補者の評価では、法律及び規制上の要件並びにスイスのコーポレート・ガバナンスのベスト・プラクティス（最良慣行）規範と合致した、取締役のための形式的な独立性その他の基準も考慮される。さらに、当グループは、チームのダイナミクス及び取締役に關する個人的な評判をはじめとするその他の観点も、取締役会の効果的な機能を確保するため重要であると考えている。そのため、当グループは、取締役会のために自身の特定の技能と経験をもって全力を尽くす人材の適正な組み合わせに最も重点を置いている。

取締役会は、年間を通して有力な候補者を継続的に検討しているが、次年度の後継者計画は、一般的に年度の半ばに開催されるオフサイトの年次戦略取締役会で開始される。当グループの戦略についての協議に加えて、取締役会はコーポレート・ガバナンスに関する特定目的の会議を開催する。かかる会議では、数ある課題の中でも、適正な取締役会の構成に対する需要等、現取締役会の構成及び今後の需要について協議される。これらの協議の結果に基づき、特定の候補者の利害及び可能性についてさらに調査が行われる。取締役会の協議は、通常年度末に開催される年次自己評価会議で継続され、次回の年次株主総会で提案される取締役会構成の具体的な変更について検討する。取締役会は、新取締役として年次株主総会における選任のために指名される候補者を、年次報告書公表の直前の2月又は3月の会議で最終的に承認する。

会長の引き継ぎ

2021年の年次株主総会の時点において、ウルス・ローナーは取締役会における12年の最大標準任期を務めたことになり、それに応じて、2021年の年次株主総会において再任の立候補をしない旨をかなり以前に取締役会に伝えている。したがって、取締役会は、可能性のある候補者を評価し、2021年の年次株主総会における選任に向けて取締役会会長としてのウルス・ローナーの後任者を指名するためのプロセスを実施している。ガバナンス&指名委員会が会長の引継プロセスを主導しているが、プロセスはかなり進行しており、計画通りに進捗している。

新規取締役及び研修の継続

新たに任命された取締役は、当グループの組織構造、戦略プラン、重要な財務、会計及びリスクに関する問題並びに当グループのガバナンスに関するその他の重要な事項について習熟するために、オリエンテーション・プログラムに参加する必要がある。オリエンテーション・プログラムは個々の新取締役の経歴及び専門分野における経験のレベルに合わせて設定される。さらに、当該プログラムの力点は、該当する取締役が所属する委員会も考慮して調整される。取締役は継続的に研修を受けることを推奨される。取締役会及びその付属委員会は、当グループの事業において重大な問題となっている事項、又は今後重大な問題となる可能性のある事項について、取

締役の理解を深めるために、当グループ内の専門家を定期的に会議に招いて、特定のトピックについて講義を依頼している。

会議

2019年度中、取締役会は取締役らが実際に出席する定例会議を7回行い、さらに、9回の追加会議を行った。また、取締役会は2日半の戦略会議を開催した。取締役は、取締役会及び自身が所属する委員会の会議のすべてに出席することが奨励される。

会議の出席状況－取締役会及び取締役会付属委員会

	取締役会 ¹	ガバナンス&指名委員会 ²	監査委員会 ³	報酬委員会 ⁴	行動&金融犯罪管理委員会 ⁵	リスク委員会 ⁶
2019年度						
開催された会議数合計	16	16	17	11	6	7
うち対面会議	7	1	9	6	6	7
うち電話会議	9	15	8	5	0	0
会議の出席状況 (%)	99	91	99	95	100	93
すべて出席した取締役／委員の数	13	4	4	4	5	6
1回欠席した取締役／委員の数	2	0	1	2	0	0
2回以上欠席した取締役／委員の数	0	2	0	0	0	1
概算会議時間 (時間) ⁷	7.5-8.5	1-2	3.5-4.5	2-3	2-3	3.5-4.5

会議の出席状況は、2019暦年について示されているが、同暦年は2つの取締役会期間にまたがっている。2019年の年次株主総会までの取締役は13名で、その後も13名であるが、2019年度中に取締役を務めた個人は合計で15名存在していた。

- (注1) 取締役会は、本年度の初め及び本年度末とも13名の取締役で構成されていた。2名の取締役（クリスチャン・ゲラストッド及びシャン・リー）が就任し、2名の取締役（アンドレアス・N・クープマン及びアレクサンドル・ツェラー）が退任した。
- (注2) ガバナンス&指名委員会は、本年度の初めは6名、本年度末は5名の委員で構成されていた。1名の委員（アレクサンドル・ツェラー）が退任した。
- (注3) 監査委員会は、本年度の初め及び本年度末とも5名の委員で構成されていた。
- (注4) 報酬委員会は、本年度の初め及び本年度末とも4名の委員で構成されていた。2名の委員（クリスチャン・ゲラストッド及びマイケル・クライン）が就任し、2名の委員（アンドレアス・N・クープマン及びアレクサンドル・ツェラー）が退任した。
- (注5) 2019年1月1日付で設立された。行動&金融犯罪管理委員会は、本年度の初め及び本年度末とも5名の委員で構成されていた。1名の委員（クリスチャン・ゲラストッド）が就任し、1名の委員（アレクサンドル・ツェラー）が退任した。
- (注6) リスク委員会は、本年度の初めは5名、本年度末は6名の委員で構成されていた。1名の委員（シャン・リー）が就任した。
- (注7) 概算会議時間（時間）は対面会議のみに関連している。ただし、その会議の大部分を電話会議で行うガバナンス&指名委員会を除く。報酬委員会の会議は、平均2－3時間であるが、当グループ及び業務執行役員会の変動報酬を提案するための年度初めの会議は例外であり、この会議の概算時間は4－5時間である。

すべての取締役は職務の適切な遂行のために、会議時間外にも必要な時間を取ることが求められている。会長は、適切な通知により会議を招集し、各会議の議題を作成する。ただし、その他の取締役も必要とみなされた場合に臨時の会議を招集する権利を有している。会長は、その裁量により、経営陣のメンバー及びその他の者を会議に招集することができる。一般的に、取締役会との効果的な相互関係を確保するため、業務執行役員は、一部の会議に出席する。また、取締役会は、経営陣の出席しない個別の非公開会議を開催する。議事録は取締役会の議事及び決議について作成される。

会議の出席状況－各取締役

出席率	75%未満	75%～84%	85%～94%	95%～100%
取締役				
ウルス・ローナー、会長				●

アイリス・ボーネット		●
クリスチャン・ゲラスタッド ¹		●
アンドレアス・ゴットシュリング		●
アレキサンダー・ガット		●
マイケル・クライン	●	
シャン・リー ¹		●
セライナ・マシア		●
カイ・S・ナルゴルワラ	●	
アナ・ポーラ・ペソア		●
ホアキン・J・リベyro	●	
セヴェリン・シュワン	●	
ジョン・タイナー		●

取締役会及び委員会の会議への出席を含む。
(注1) 2019年の年次株主総会の時点における取締役。

取締役会は随時稟議により一部の事項について決定を行うことができるが、いずれかの取締役が、書面による合意で決定するのではなく会議で協議するように要請した場合にはこの限りではない。当グループの2019年度年次報告書の公表日（2020年3月25日）現在、2020年度において、取締役会は対面会議を3回、追加会議を2回行った。

職責委託

当グループの取締役は、当グループ外の会社及び組織の取締役、業務執行役又はその他の役割に就くことができ、これらは職責委託と総称される。報酬規則上、会社は自社の定款において職責委託の範囲内の業務活動を特定し、取締役及び業務執行役員が兼任できる職責委託数の制限を設けなければならない。当グループの定款（第IV章第2部（取締役会）第20条b）上、職責委託には、上場会社並びにスイスの商業登記簿又はこれに相当するスイス国外の商業登記簿に登録する義務があるその他すべての法人の最上級業務執行及び経営機関の業務活動が含まれる。取締役は、当グループに対するすべての職責委託及びその取締役任期中に発生する変更を開示する義務を負う。会社又は組織での新たな職責委託を引き受けることを希望する取締役は、利益相反その他の問題がないことを確保するため、かかる職責委託を受ける前にまず会長に相談しなければならない。

取締役が当グループ外で引き受ける職責委託に対する制限は、以下の表に要約される通りである。

職責委託の種類及び制限－取締役会	
職責委託の種類	制限
上場会社	他の職責委託4件以下
その他の形態の法人 ¹	職責委託5件以下
当グループのための法人 ²	職責委託10件以下
慈善団体 ³	職責委託10件以下

(注1) 非公開の非上場会社を含む。
(注2) 事業及び業界団体への参加を含む。
(注3) 文化又は教育団体における名誉職も含む。

いかなる取締役も、これらの制限を超えて職責委託を引き受けていない。上記の制限は、当グループが支配する法人（子会社の取締役会等）に係る取締役の職責委託には適用されない。

独立性

取締役会は、当グループの非業務執行取締役のみで構成されている。このうち、少なくとも過半数は、独立性を有する者と判断されなければならない。独立性を判断する際に、取締役会はOGR（第II章（取締役会）第3.2

項)、委員会規則、並びに適用される法律、規制及び上場基準が規定する要素を考慮している。当グループの独立性基準は、他の新しいベスト・プラクティス（最良慣行）基準とも定期的に比較して評価される。

ガバナンス&指名委員会は、年に一度、各取締役の独立性を評価し、その結果を取締役会に報告し、各取締役の独立性の最終的な決定を求める。独立性の定義を決定するに当たり、取締役会は、SIXスイス取引所のコーポレート・ガバナンスの関連情報に関する取引所指令、FINMA、スイスのコーポレート・ガバナンスのベスト・プラクティス（最良慣行）規範、並びにNYSE及びナスダック証券市場（以下、「NASDAQ」という。）の規則による独立性基準を適用した。

全取締役に適用される独立性基準

一般的に、取締役は、以下のすべてを満たす場合に独立していると判断される。

- ・現在又は過去3年間に当グループ若しくはその子会社の業務執行役員として又は当グループのその他の重要な職務において雇用されていないこと。
- ・現在又は過去3年間に当グループの外部監査人の従業員又は関係者ではないこと。
- ・取締役会の評価により、当グループ又はその子会社との間で、その性質又は範囲により利益相反を引き起こすような直接的又は間接的に重大な取引関係を維持していないこと。
- ・現在又は過去3年間に当該取締役に雇用する別の会社の報酬委員会において業務執行役員が委員を務めるという相互就任の一部とはなっていないこと。

当グループ又はその子会社と取締役との間の関係が重大であるか否かは、とりわけ以下の要素により判断される。

- ・取締役の、又は取締役がパートナー、主要株主若しくは業務執行役員を務める組織の財務状況及び信用状態に関連して行われた取引の量及び規模。
- ・同等の信用状態にある取引先との取引に適用される条件と当該取引に適用される条件の比較。
- ・当該取引が、その他の相手方との間で行われる取引と同じ内部承認手続の対象となっているか否か。
- ・当該取引が通常の事業活動の一環として行われているか否か。
- ・当該取引が、第三者との間で同等な条件で締結可能となる方法及び条件で構成されているか否か。

さらに、上記の基準により独立と認められない近親者を持つ取締役は、独立性の判断のために、近親者が独立性基準を満たした後3年間の冷却期間の適用を受ける。一般的に、主要株主の状況は、株式保有率が当グループの資本の10%を超える場合又はその他により株主が重要な形で当グループに影響を及ぼす可能性がある事例を除き、独立性の判断基準とはならない。

具体的な独立性の検討事項

監査委員会の委員を務める取締役は、その他の取締役が遵守すべき独立性の要件以外の要件にも従うものとする。監査委員会の委員を務める取締役は、当グループの関係者であってはならず、また、当グループから取締役及びその委員会の委員としての通常の報酬以外にコンサルティング、助言又はその他の報酬費用を直接又は間接に受領してはならない。

報酬委員会の委員を務める取締役に関する独立性の判断にあたっては、報酬委員会委員の職務に関連して、当該取締役の経営からの独立性に重大な影響を与える当グループとの関係を当該取締役が有しているか否かを判断する際に関係するすべての要因を考慮している（以下の事項を含むが、これらに限定されない。）。

- ・当グループから当該取締役に支払われるコンサルティング、助言又はその他の報酬費用を含む、報酬委員会委員のすべての報酬の資金源。
- ・報酬委員会委員が、当グループ、当グループの子会社又は当グループの子会社の関連会社のいずれかと関係しているか否か。

その他の独立性基準

当グループは適用対象とならないが、取締役会は、一部の議決権行使助言会社が、当グループの取締役の独立性の判断のため異なる基準を用いることを認識している。当該基準には、取締役の在任期間、常勤取締役としての地位、業務執行役員に対する支払いの範囲と比較した取締役の年次報酬の水準、又は3年超前の期間における取締役の元業務執行役員としての地位が含まれる。

独立性の判断

2019年12月31日現在、すべての取締役が、取締役会により、独立性を有すると判断された。

取締役会におけるリーダーシップ

取締役会会長

会長は、スイスの銀行法に基づく、取締役会の非業務執行取締役であり、当グループの主要な規制機関であるFINMAが期待するプラクティスに沿って、常勤でその役割を遂行している。会長は、

- ・取締役会の作業を調整する。
- ・各委員会の職務を調整するために議長と協力する。
- ・取締役にその職務遂行に関連する情報が提供されるよう確保する。
- ・取締役会の議題を牽引する。
- ・特に当グループの戦略的発展、後継者計画、当グループの構造及び組織、コーポレート・ガバナンス、並びにCEO及び業務執行役員会の業績評価及び報酬をはじめとする報酬及び報酬構造に関する、取締役会における主要なトピックを牽引する。
- ・取締役会、ガバナンス&指名委員会、行動&金融犯罪管理委員会及び株主総会の議長を務める。
- ・主要株主、投資家、規制機関及び監督機関、企業団体並びにその他の外部の利害関係者に対して当グループを代表する積極的な役割を担う。
- ・当グループ内において業務執行責任を有しない。
- ・ガバナンス&指名委員会及び行動&金融犯罪管理委員会を除き、取締役会会長は、取締役会の他のいかなる常任委員会にも属していない。
- ・委員会の特定の会議の全部又は一部に、議決権を持たない客員として出席することができる。

副会長及び上級独立取締役

副会長は1名以上とする。副会長は、

- ・取締役会の一員である。
- ・指名された会長代理である。
- ・会長を支えて助言すること、会長の欠席時又は病気時において会長の役割を務めること、並びにそれに伴い取締役会を主導することを通じて会長を補佐する。

当グループのOGR（第II章（取締役会）第3.4項）に従い、取締役会は、上級独立取締役を任命することができる。会長が独立性を有しないと取締役会により判断された場合、取締役会は、上級独立取締役を任命しなければならない。上級独立取締役は、

- ・会長の出席を要せずに会議を招集することができる。
- ・上級独立取締役は、特に非独立取締役会会長及び独立取締役との間で何らかの問題が生じた場合（非独立取締役会会長の利益相反がある場合等）に、取締役の中で主導的な役割を担う。
- ・取締役会による会長の年次評価を主導する。

・取締役会の業務及び取締役会に関連する手続が円滑に運営されることを確保する。

現在はセヴェリン・シュワンが副会長及び上級独立取締役を務めている。

職務の分離

スイスの銀行法に従い、当グループは、取締役会が責任を負う監督職務を、業務執行役員会が責任を負う経営に関する職務から厳密に分離させた二重構造のもとで取締役会を運営している。会長（非業務執行）及びCEO（業務執行）の役割は分離されており、別々の2名により行われている。

取締役会の責任

OGR（第II章（取締役会）第5.1項）に基づき、取締役会は一定の職務を取締役会付属委員会に委託し、また法律、とりわけスイス債務法第716条a及び第716条b並びに定款（当グループの定款第IV章第2部（取締役会）第17条及び当行の定款第III章第6条（取締役会）第6.3項）に従って、会社の経営並びに取締役会決議の作成及び実施を一定の経営組織又は業務執行役員に委任する。

取締役会は、会社の全体的な監督、管理及び統制に関する責任を有し、

- ・定期的に当グループの競争状態を検討し、その戦略及び財務計画並びにリスク選好ステートメント及び全体的なリスク上限を承認する。
- ・会長及び業務執行役員を任命又は解任し、内部監査責任者及び規制監査人を任命又は解任する。
- ・その各定例会議において、当グループの業績、資本、資金調達及び流動性の状況に関する報告書を受領する。
- ・当グループの業績及び財務状況に関する詳細な情報を含む経営情報を毎月受領するほか、現在の状況及び今後想定されるシナリオをまとめた四半期ごとのリスク報告も受領する。
- ・経営陣から、必要とみなされた場合又は要請を受けた場合に、主要な問題及び重要な事象について定期的に最新情報を受領する。
- ・責任を適切に果たすため、当グループに関するすべての情報へのアクセスを認められている。
- ・当グループの構成及び組織の重大な変更をレビューしてこれを承認する。
- ・当グループ及び部門の年間変動報酬を承認し、取締役会及び業務執行役員会の報酬を年次株主総会において株主の承認を得るために提案する。
- ・買収、事業の売却、投資及びその他の主要なプロジェクトをはじめとする重要なプロジェクトに対する監督を行う。
- ・当グループ及びその主要子会社の回復・破綻処理計画を承認する。
- ・付属委員会とともに、取締役会が適切とみなす場合、その権限の範囲内のすべての案件について、経営陣と協議することなく、当グループの費用負担で、法律、財務又はその他に関する外部顧問を雇うことができる。

経営管理情報システム

当グループは、取締役会及び上級経営陣がそれぞれの監督及び管理責任を実行するために必要な情報及び報告の提供を受けるよう確保するための当グループの努力の一環として、包括的な経営管理情報システム（MIS）を実施している。会長は、必要と判断した場合には、追加の報告を要請することができる。

当グループの子会社のガバナンス

取締役会は、当グループの子会社の適切なガバナンスを確立する監督責任を引き受ける。当グループのガバナンスは、全世界的な範囲を持つ統合された監督及び管理体制の原則に基づいており、これにより、一つの経済ユ

ニットとしての当グループの管理が可能となる。当グループは、効率的で調和の取れた当グループの運営を確実にするためのコーポレート・ガバナンス基準を設けている。0GR（第II章（取締役会）第5.1.12項）に従い、取締役会は、当グループの主要子会社の取締役会会長及び取締役を任命及び解任し、その報酬を承認する。対象となる子会社の範囲の決定並びに任命及び報酬に関する手続のガイドラインの提供に関する方針は、取締役会により定期的にレビューされる。現地のあらゆる適用法令に従うことを条件に、主要子会社のガバナンスは、0GRその他のコーポレート・ガバナンス関連書類に反映されている当グループのコーポレート・ガバナンスの原則と一致しなければならない。当グループと子会社のガバナンスの一貫性及び整合性を促進するため、当グループは、取締役会が各主要子会社の取締役会に当グループの取締役1名以上を任命することを方針としている。当グループ及びその主要子会社の取締役及び役員は、当グループ全体の透明性及び連携の確保に努める。

取締役会の評価

取締役会は年に一度自己評価を行い、規程に列挙された責任及び取締役会の目標に対する自己の業績をレビューし、また、次年度の特別な重点目標を含む将来の目標を策定する。会長の業績評価は副会長により主導され、会長は自身の業績に関する議論には参加しない。自己評価の一環として、取締役会は、取締役会の構造及び構成、連絡及び報告、議題設定並びに継続的改善をはじめとする、多くの異なる側面に関する有効性に関する評価を行っている。取締役会は、評価プロセスの促進を、随時、外部顧問に委託することもできる。取締役会は、2020年度下半期に、外部企業に取締役会の有効性評価を委託する予定である。2017年に完了した直前の評価と同様に、2020年度の有効性評価には、取締役会のプロセス及び文書の包括的レビュー、外部評価者による会長及び個々の取締役との面談、並びに外部評価者による取締役会、取締役会付属委員会の会議へのオブザーバー参加及び2020年度又は2021年度初旬における取締役会会議における結果の提示及び検討が含まれると予測されている。取締役会は、3年ごとに外部の取締役会有効性評価を実施することを目指している。

取締役の変更

2019年の年次株主総会において、クリスチャン・ゲラストッド及びシャン・リーが新取締役として選任された。アンドレアス・クープマンは再任のための立候補をせず、アレクサンドル・ツェラーは2019年2月28日付で取締役を退任した。取締役会は、2020年4月30日における年次株主総会において、リチャード・メディングスを新たな非業務執行取締役として選任するよう提案した。この任命は、2020年4月30日、年次株主総会において提出会社の株主により承認された。リチャード・メディングスは、2020年の年次株主総会における選任の後、ジョン・タイナーの後任として監査委員会議長となった。アレキサンダー・ガットは、2020年の年次株主総会において取締役を退任した。その他すべての取締役は、2020年の年次株主総会において取締役として再任された。さらに、2020年の年次株主総会では、ウルス・ローナーが会長として再任され、アイリス・ボネット、クリスチャン・ゲラストッド、カイ・S・ナルゴルワラ及びマイケル・クラインが報酬委員会の委員に再任された。

取締役会の活動

2019年度及び2020年度初旬において、取締役会は、多くの主要な分野（以下に記載される活動を含むが、これらに限定されない。）に注力した。取締役会は、特に以下を行った。

- ・CEOであるティージャン・ティアムの辞任を全会一致で受け入れた。これは2020年2月7日に公表され、2019年に発生した監視事件のマスコミ報道のクレディ・スイスに対する評判上の影響に関する取締役会による徹底的な審議及びCEOとの議論の後に行われた。
- ・ガバナンス&指名委員会の提言により、2020年2月14日付での新CEOとしてのトーマス・ゴットシュタインの任命を承認し、業務執行役員会の多くの変更をレビューし承認した。

- ・2020年初旬におけるCOVID-19のアウトブレイクの後に業務執行役員会により実施された全社規模の事業継続性管理及び危機対応措置、並びに観測された市場ボラティリティ及び当グループの経営に対するその他の関連する影響の評価に関する定期的な最新情報をレビューした。
- ・業務執行役員会とともに年間戦略ワークショップを開催した。これには、当グループの資本力及び規制上の資本要件、各事業部門における成長機会、並びに当グループの競争上の位置付け、経済的環境及び業界の見通しの評価が含まれた。
- ・デジタル機能及び将来のサービスモデルへの投資、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門における選択された成長イニシアチブ及び当グループのインベストメント・バンキング事業との協力の機会、並びに中国で当グループの事業を成長させる計画に焦点を当てた戦略的事業レビュー（スイス・ユニバーサル・バンク部門のレビューを含む。）を行った。
- ・当グループのオープン・アーキテクチャの投資ファンド・プラットフォームであるクレディ・スイス・インベストラボAGをオールファンズ・グループと統合させるための2019年6月に公表された取引をレビューし承認した。
- ・予定される英国のEU離脱を見越して影響を受けるすべての事業分野の円滑な移行を確保するために、当グループの戦略的なEUプログラムの進捗を注意深く監視し続けた。
- ・当グループの2020年度の主要な財務上の抱負及び2020年度の株式買戻しプログラムの開始、並びにリスク委員会による評価を受けた2020年度の当グループのリスク選好の枠組み及び関連するリスク制約をレビューし承認した。
- ・当グループの金融犯罪コンプライアンスのプログラムの有効性に対する取締役会の継続的な監督にさらに重点を置く新たな取締役会付属委員会である行動&金融犯罪管理委員会を始動させ、同委員会を取締役会のガバナンスの枠組みに統合することに成功した。
- ・マスコミにより大きく報道された2名の元業務執行役員の監視事件への特別調査を命令して注意深く監督し、監視は容認できないものであり取締役会が奨励してきた企業文化にふさわしくないとみなしていることを強調し、かかる行為が将来発生することを防止する目的で関連する内部方針及び上申手続を改良するための措置を経営陣とともに開始した。
- ・取締役会の定例会議における常設項目として最高コンプライアンス&規制業務責任者及びグローバル最高人事責任者が共同で主導する特定目的の行動及び倫理セッションを設定することにより、グローバルな行動及び倫理プログラムの監督を強化した。2019年度中にレビューされた問題には、従業員エンゲージメント及び研修イニシアチブ、コンダクト・リスクの傾向、並びに就労中のセクシャル・ハラスメントに対応するための継続的な努力からの洞察が含まれていた。
- ・リスク所管及びコンプライアンスの組織、現在の機能及び将来における主要な優先事項に関し、2019年に新たに任命された最高リスク責任者及び最高コンプライアンス&規制業務責任者との特定目的のレビュー・セッションを行った。
- ・スイスの「大きすぎて潰せない」制度に基づくスイスにおけるシステム上重要な銀行向けの要件に従い、FINMAへの提出のためにクレディ・スイスのスイス緊急計画をレビューし承認した。かかる計画は、2020年2月にFINMAにより有効とみなされた。
- ・当グループの人材管理戦略（採用、教育及びダイバーシティ&インクルージョンの分野における主要なイニシアチブを含む。）をレビューし、当グループの上級職人材プログラムの参加者との対話型セッションを開催した。
- ・当グループ及び業務執行役員会に対する2019会計年度の変動報酬をレビューし承認した。業務執行役員会の報酬案を承認のために2020年の年次株主総会に提出した。

- ・当グループの主要子会社におけるコーポレート・ガバナンスへの注力を継続し、当グループ及び各主要子会社の取締役が関与する4回目の年次取締役会リーダーシップ・イベントを開催した。これには、持続可能性及び気候リスクに関する展望に対する当グループのアプローチの包括的レビューが含まれていた。
- ・当グループのサイバーセキュリティ・プログラムの進捗をレビューし、内部及び外部の専門家とともに、取締役会レベルでのサイバー・インシデント・シミュレーションを初めて実施した。
- ・取締役会の諮問委員会であるイノベーション&テクノロジー委員会を通じて、取締役会レベルでイノベーション及びテクノロジーへの注力を維持した。

取締役会付属委員会

取締役会には、ガバナンス&指名委員会、監査委員会、報酬委員会、行動&金融犯罪管理委員会及びリスク委員会の5つの常任委員会がある。また、取締役会には、諮問委員会であるイノベーション&テクノロジー委員会がある。株主によって毎年選任される報酬委員会委員を除き、各委員会の委員は、任期を1年として取締役会によって選任される。

各取締役会会議において、委員会の議長は各委員会の活動について取締役会に報告する。さらに、委員会の議事録及び書類は、すべての取締役がこれを閲覧することができる。

各委員会は、取締役会によって承認される独自の規則を持つ。各常任委員会は、年一回、自己評価を行い、その中で各委員会規則に記載される責任及び委員会の目的に照らして自己の実績をレビューし、また、次年度の特別な重点目標を策定する。

ガバナンス&指名委員会

ガバナンス&指名委員会は、会長、副会長及び各取締役会付属委員会の議長並びに取締役会が指名するその他の者から構成されており、非独立取締役も含まれる場合があるが、委員の過半数は独立性を有しなければならない。2019年2月28日にアレクサンドル・ツェラーが取締役を退任した後、当グループのガバナンス&指名委員会は、現在は6名の委員から構成されている。当グループのガバナンス&指名委員会の委員は、全員が独立取締役である。

ガバナンス&指名委員会は、概ね毎月会議を行い、会議には通常はCEOが出席する。また、その他の経営陣のメンバー又は専門家に会議に出席するよう要請することもできる。

その主要な責務及び責任の一環として、ガバナンス&指名委員会は以下を行う。

- ・会長に対する顧問として機能し、取締役会会議に備えて会長の支援を行う。
- ・当グループに影響を及ぼすコーポレート・ガバナンスの問題に対応し、コーポレート・ガバナンス原則及び当グループにとって適切とみなすその他のコーポレート・ガバナンス関連文書を作成して取締役会に提示する。
- ・取締役の独立性を毎年レビューして、その評価を取締役会に提示し、最終的な判断を求める。
- ・取締役の選任基準（適用ある法律及び規制の要件を反映するものとする。）を設定すること、並びに取締役候補者の特定、評価及び指名を行うことについて責任を負う。
- ・会長、CEO及び業務執行役員の業績の年次評価を行う上で、取締役会に対する指導を行う。
- ・取締役会に対し、業務執行役員の任命、交代又は解任、及び取締役会による承認を要するその他の任命に関する提案を行う。
- ・業務執行役員に関して、取締役会会長及びCEOとともに後継者計画をレビューし、その他の上級経営陣の後継者計画についての情報を維持する。

ガバナンス&指名委員会の活動

2019年度及び2020年度初旬において、ガバナンス&指名委員会は、多くの主要な分野（以下に記載される活動を含むが、これらに限定されない。）に注力した。ガバナンス&指名委員会は、特に以下を行った。

- ・CEOとしてのティージャン・ティアムの後任者の選定について会長に助言及び支援を行い、2020年2月に承認を受けるためにトーマス・ゴットシュタインを新CEOとして取締役会に提言することを是認した。
- ・2020年4月30日に年次株主総会において選任のために提案され、監査委員会議長としてジョン・タイナーの後任となる予定の新取締役候補者であるリチャード・メディングスの評価及び選定を主導した。
- ・業務執行役員会の変更について助言し、最高リスク責任者、最高コンプライアンス&規制業務責任者、グローバル最高人事責任者、最高業務執行責任者、並びにインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門及びスイス・ユニバーサル・バンク部門の部門CEOの役割の後任者について取締役会による承認を提言した。
- ・2019年度の実行役会の年次戦略ワークショップの計画のために会長を支援した。かかるワークショップは、当グループの3ヶ年リストラクチャリング・プログラムの完了後最初の通年における当グループの将来の戦略的優先事項の明確化に焦点が置かれた。
- ・元業務執行役員2名の監視に対する外部の法律事務所であるホンブルガー法律事務所による特別調査の開始を取締役会による承認のために提案した。これには、監査委員会議長に対する調査の監督の委託が含まれていた。
- ・当グループの主要な子会社の取締役会のための取締役後継者計画をレビューし承認した。これには、2019年2月28日付で当グループ及びスイス子会社の取締役を辞任するアレクサンドル・ツェラーの後任となるクレディ・スイス（シュヴァイツ）AGの新たな非業務執行会長を任命すること、並びに2020年2月14日付でトーマス・ゴットシュタインの後任となるクレディ・スイス（シュヴァイツ）AGのCEOとしてアンドレ・ヘルフェンシュタインを任命することが含まれていた。
- ・会長及びCEOの年次業績評価に対するガイダンスを提供した。
- ・取締役の年次独立性評価を作成し、取締役会による承認を提言した。

監査委員会

監査委員会は3名以上の委員から構成され、その全員が独立取締役でなければならない。リスク委員会の議長は、通常、監査委員会の一員に指名される。現在、当グループの監査委員会は5名の委員から構成され、その全員が独立取締役である。

監査委員会規則は、監査委員会の委員全員が財務に精通した者でなければならない旨を定めている。また、当グループの監査委員会の委員として就任することに支障を来さないと取締役会が判断した場合を除き、当グループを除く2社超の監査委員会委員に就任することはできない。

さらに、SECは、監査委員会委員がSOXに定義する監査委員会財務専門家に該当するか否かの開示を求めている。取締役会は、ジョン・タイナーが監査委員会財務専門家に該当すると判断している。

監査委員会はその規則に従い、当グループの連結財務諸表が発表される前に、少なくとも四半期に一度、会議を開催する。通常、監査委員会は年間を通じて、その他の会議及びワークショップを複数回招集する。会議には、適宜経営陣の代表者、内部監査責任者及び外部監査人の上席代表者が出席する。内部監査及び外部監査人に監査委員会と問題点を議論する機会を提供するため、経営陣が出席しない非公開の会議が定期的に行われる。内部監査責任者は、監査委員会議長に直属する。

その主要な責務及び責任の一環として、監査委員会は以下を行う。

- ・当グループの財務状況、業績及びキャッシュ・フローの開示、並びに当グループの財務諸表の全体的な整合性を監視及び評価する。
- ・財務会計及び報告プロセスの適切性、並びに財務報告に関する内部統制の有効性を監視する。

- ・開示に関するコントロール及び手続を含む、すべての重要な側面における、当グループの法律及び規則上の要件の遵守を確実にするためのプロセスを監視する。
- ・リスク委員会と共同で、財務報告の領域を超えた内部統制の有効性の査定を含むオペレーショナル・リスクの管理の適切性を監視する。
- ・リスク委員会と共同で、レピュテーション・リスクの管理の適切性を監視する。
- ・行動&金融犯罪管理委員会と共同で、共同レビューが適切と判断されるコンプライアンス及び行動に関連する重要事項をレビューする。
- ・外部監査人及び内部監査役の資格、独立性及び実績を監視する。

監査委員会はプロセスをさらに改善するための重要なプロジェクト及びイニシアチブについて定期的に報告を受け、重要な法務、コンプライアンス、懲戒、税務及び規制の問題に関する最新情報を定期的に受領する。さらに、監査委員会は、潜在的な不正行為を申し立てる会計、内部会計管理、監査その他の問題に関する重要な性質の苦情の受付、保持及び解決のための手続を確立した。これには、秘密かつ匿名による告発手段を提供するための、内部告発者ホットラインが含まれる。

監査委員会の活動

2019年度及び2020年度初旬において、監査委員会は、多くの主要な分野（以下に記載される活動を含むが、これらに限定されない。）に注力した。監査委員会は、特に以下を行った。

- ・四半期及び年次財務業績並びに関連する会計、報告及び内部統制並びに開示に関する事項の定期的なレビューを行った。
- ・米国の税源浸食濫用防止税の評価を含む当グループの税務問題など、2019年度において特に関係のある一定の会計及び報告上の問題について具体的なレビューを行った。
- ・インベストメント・バンキング事業及び事業体の間の関係を簡略化する機会、並びに全ての事業部門及び重要な法人を含めるためのプログラムの次の段階の計画に焦点を当てた、当グループのグローバル・ブックイング・モデル及び収益性レビュー・プログラムの評価に関する最新情報を受領した。
- ・主要なコンプライアンス・リスク及び関連する内部統制についての最高コンプライアンス責任者による各定例会議におけるブリーフィングを通して、継続的にコンプライアンスに関する課題に注力した。
- ・ITシステムに対する特権的アクセス権及び個々の改善プログラムに関連する内部統制事項に関する包括的なレビューを実施した。
- ・当グループの内部告発のプロセス及びガバナンス、並びに選ばれた事例及びその解決をレビューした。
- ・行動&金融犯罪管理委員会と共同で、金融犯罪コンプライアンスの観点から、内部監査報告書の所見、並びに自動取引監視技術の適用及び開発をレビューした。
- ・2020年1月1日に発効した現在予想信用損失（CECL）に関する新たな米国GAAP会計基準の実施に関して定期的な最新情報を受領した。
- ・リスク委員会と共同で、システム・アーキテクチャの複雑性及び関連するリスク、耐用年数管理（旧式のインフラストラクチャーの更新）、アーキテクチャの簡素化並びにプラットフォーム戦略を含むITアーキテクチャに関する包括的セッションを開催した。
- ・リスク委員会と共同で、当グループのデータ管理の枠組み、関連する規制上のコミットメント、並びにデータ問題の内部報告及び上申の手続をレビューした。
- ・リスク委員会と共同で、外部の第三者との関係、各リスク・プロファイル及び規制上の要件、並びに関連する評価プロセスの概要を含む当グループの第三者リスク管理をレビューした。

- ・内部監査責任者から主要な監査結果に関する最新情報を定期的に受領し、組織のリスク分析、新たに発生するリスク及び管理に関する課題、並びに監査の計画及び手法について、また人材及び後継者計画等の内部監査機能の組織上の問題について、内部監査の上級チームと特定目的のワークショップを開催した。
- ・KPMGからPwCへの当グループの外部監査法人の移行プログラムを監督し、2019年半ばにPwCが提供した独立性確認書を承認した。

内部監査

当グループの内部監査機能は、約400名の専門家で構成されるチームから成り、ほぼすべての当該専門家が監査活動に直接的に関与している。内部監査責任者は、監査委員会議長に対し、直接報告を行い、監査委員会は内部監査機能の活動を指示し監督する。

内部監査は、当グループの事業に価値を付加するため、独立かつ客観的な保証機能を果たす。系統的で統制のとれたアプローチを取ることで、内部監査チームは、当グループのリスク管理、統制及びガバナンスのプロセスの有効性に関する評価を行い、これを強化する。

内部監査は、内部監査規則に沿った当グループの定期監査の実施に対して責任を負う。内部監査規則は、監査委員会により承認されており、一般の閲覧に供されている。内部監査では、業界の動向、戦略的及び組織的決定、最良の慣行並びに規制等を考慮した上で、当グループの各種事業活動におけるリスク・エクスポージャーについて定期的かつ独立した評価が行われる。かかる評価の結果に基づき、内部監査は詳細な年間監査目標の設定、主要リスク項目の定義及び必要資金の明確化を行い、監査委員会の承認を求める。

最良の慣行を実施する努力の一環として、内部監査はその監査の手法及び手段を同業他社のものと定期的に比較している。さらに内部監査は、定期内部報告書及びその要約を経営陣、取締役会会長及び監査委員会議長に提出する。内部監査責任者は、少なくとも四半期に一度、及び必要があればそれ以上の頻度で監査委員会に対して報告を行う。内部監査はその運営につき最大の効果が得られるよう外部監査人と協同する。

監査委員会は、内部監査機能の実績及び有効性の査定を毎年行う。2019年度について、監査委員会は、内部監査機能が内部監査規則を遵守するための適切な資源を備えており、有効かつ独立であるとの結論を出した。

外部監査

監査委員会は、当グループの外部監査人の監督に責任を負う。外部監査人は、当グループの財務書類の監査に関して監査委員会及び取締役会に直接報告し、最終的に株主に対して説明責任を負う。監査委員会は、監査及び非監査業務のすべてについて外部監査人の維持並びに外部監査人に支払う費用を事前に承認する。

外部監査人のローテーション

PwCは、2020年12月31日に終了する会計年度について新法定監査人として任命されており、この任命は、2020年4月、年次株主総会において、提出会社の株主により承認され、2020年12月31日に終了する会計年度について有効となった。PwCは、2020年12月31日に終了する会計年度からFINMA規制上の監査人として取締役会により任命されている。

2019年度を通じて、外部監査人の責任の秩序ある有効な移行を確保するため、監査委員会により対応措置が講じられた。監査委員会は、適用ある外部監査人の独立性基準に従い、PwCの独立性を確保するために従ったプロセスをレビューし、非監査業務の制限に関する方針の範囲をPwCに適用した。監査委員会は、2019年7月にPwCの正式な独立性確認書を受け入れた。

報酬委員会

報酬委員会は3名以上の取締役から構成され、その全員が独立取締役でなければならない。当グループの報酬委員会は、現在は4名の委員から構成されている。当グループの報酬委員会の委員は、全員が独立取締役である。

報酬委員会は、その規則に従い、1年に少なくとも4回の会議を開催するが、いつでも追加で会議を招集することもできる。委員会の会議には、経営陣の代表者が適宜出席する。

その主要な責務及び責任の一環として、報酬委員会は以下を行う。

- ・当グループの報酬方針をレビューする。
- ・報酬制度の新設又は既存の報酬制度の改正を行い、取締役会に提言してその承認を求める。
- ・当グループ及び部門の業績のレビューを行い、当グループ及び部門の変動報酬プールについて取締役会に提言してその承認を求める。
- ・取締役会に対し、各取締役の報酬を提案する。
- ・CEOの報酬案を協議してこれを取締役に提言する。
- ・CEOからの提案に基づき、業務執行役員の報酬を協議してこれを取締役に提言する。
- ・業務執行役員候補の報酬をレビューして取締役会にこれを提言する。
- ・株主による諮問投票のために年次株主総会において提出される年次報酬報告書をレビューし承認する。

報酬規則に従い、取締役及び業務執行役員の報酬案はすべて年次株主総会の承認を必要とする。

報酬委員会は、報酬委員会が職責を遂行するにあたって必要な指針を得るため、当グループの費用負担で外部顧問を雇用する権限を有している。報酬委員会は、外部顧問を任命する前に、SECの規則並びにNYSE及びNASDAQの上場基準に基づき顧問に関する独立性評価を行う。

報酬委員会の活動

2019年度及び2020年度初旬において、報酬委員会は、多数の主要な分野（以下に記載される活動を含むが、これらに限定されない。）に注力した。報酬委員会は、特に以下を行った。

- ・報酬に関する株主との幅広いエンゲージメントを継続した。これには、会長、報酬委員会議長及びグローバル最高人事責任者が関与して、株主との数多くの会議を開催したことが含まれている。これらの会議からのフィードバック及び主要な課題は、委員会全体により定期的に対処された。
- ・2020年度の業務執行役員報酬の設計をレビューし承認した。かかる設計は、2019年度の報酬設計と概ね同じであった。また、2020年度の当グループの戦略及び財務目標を反映した2020年度の短期インセンティブ（以下、「STI」という。）報奨及び長期インセンティブ（以下、「LTI」という。）報奨の業績指標及び目標、並びに非財務指標を提言した。
- ・2019年度及び2020年度初旬において就任及び退任する業務執行役員（新たに任命される当グループのCEOを含む。）のための報酬の取決めをレビューし、取締役会による承認を提言した。
- ・当グループの報酬の枠組みについて、年次レビューを行い、それが目的に適合し、当グループの報酬目標に全体として整合していると判断した。
- ・当グループの業績を評価し、当グループのリスク及びコントロール機能（行動及び倫理委員会を含む。）からのインプットを考慮して、2019年度の変動報酬プールを決定した。
- ・規制上のガイダンス及び当グループの報酬方針に従って、特定の従業員グループに対する変動報酬金額案を事前検討した。これには、懲戒上の問題点及び／又は肯定的な認定のポイントが含まれていた。
- ・業界及び規制の展開に関する定期的な報告（役員報酬の傾向、競合他社の慣行、並びに報酬に影響を及ぼす重要なコーポレート・ガバナンスの展開及び規制上の議題を含む。）を受領し評価した。

- ・当グループの報酬方針及び実施基準の2019年度版をレビューし承認した。また、当グループの報酬報告書における包括的で透明性のある開示の確保に引き続き重点を置いた。

行動&金融犯罪管理委員会

2019年度に、行動&金融犯罪管理委員会は、金融犯罪リスクに厳格に対処すること、並びに最高水準の行動及び警戒が当グループ全体で維持されるよう確保することに対する当グループの優先度を反映して設置された。行動&金融犯罪管理委員会は、3名以上の委員から構成されている。行動&金融犯罪管理委員会には非独立取締役が含まれる場合があるが、委員の過半数は独立性を有しなければならない。監査委員会議長は、通常、行動&金融犯罪管理委員会の一員に指名される。現在、当グループの行動&金融犯罪管理委員会は5名の委員から構成され、その全員が独立取締役である。

行動&金融犯罪管理委員会は、その規則に従い、1年に少なくとも4回の会議を開催する。行動&金融犯罪管理委員会は、適切にその責務を遂行するために、年間を通じて追加の会議を開催することができる。委員会の会議には、経営陣の代表者並びに内部監査の代表者及び当グループの外部監査人が適宜出席する。

行動&金融犯罪管理委員会は、当グループの金融犯罪リスクに対するエクスポージャーに関して取締役会が監督義務を遂行できるよう支援する。金融犯罪に立ち向かう中での行動及び警戒の改善に焦点を当てた金融犯罪コンプライアンスのプログラム及びイニシアチブの有効性を監視及び評価することが任務とされている。

その主要な責務及び責任の一環として、行動&金融犯罪管理委員会は以下を行う。

- ・金融犯罪リスクへの対処のための当グループ全体のコンプライアンスの枠組み（方針、手順及び組織の設立を含む。）をレビューし評価する。
- ・金融犯罪コンプライアンスのプログラムの有効性を監視し評価する。これには、以下の分野に関するものが含まれる：マネー・ロンダリング防止、顧客の識別及び顧客確認の手続、顧客の受入れ及び削除、重要な公的地位を有する者、経済及び貿易制裁、贈収賄防止、腐敗防止並びに顧客の税務コンプライアンス。
- ・金融犯罪に立ち向かう中での行動及び警戒の改善に焦点を当てた関連する方針及び手続並びに重要なイニシアチブ（従業員の意識啓発及び研修プログラムを含む。）の実施の状況をレビューする。
- ・金融犯罪の申立て又はその他上記の分野に関連する不正行為の報告に対する調査をレビューし監視する。
- ・経営陣とともに、上記の分野に関する内部監査及び外部監査人の監査所見及び提言（規制上の年次監査報告書を含む。）をレビューする。
- ・上記の分野に関する規制、立法及び業界特有の進展について、経営陣による定期的な最新情報を受領する。
- ・監査委員会及び／又はリスク委員会と共同で、合同レビューが適切であると判断された事項をレビューする。これには、年次コンプライアンス・リスク評価及びコンダクト・リスクに対処するための当グループの枠組みが含まれる。
- ・当グループの報酬プロセスの一環として、上記の分野に関して、報酬委員会への支援及び関連性があり適切な場合には助言を提供する。

新設の行動&金融犯罪管理委員会が引き受ける責任は、従前は、重要なコンプライアンス問題に対する監督の役割の中で監査委員会により遂行されていたものである。

行動&金融犯罪管理委員会の活動

2019年度及び2020年度初旬において、行為&金融犯罪管理委員会は、多くの主要な分野（以下に記載される活動を含むが、これらに限定されない。）に注力した。行動&金融犯罪管理委員会は、特に以下を行った。

- ・金融犯罪コンプライアンス機能の組織、能力及びリーダーシップをレビューし、当グループの金融犯罪コンプライアンス活動及び主要な指標に関する定期的な最新情報を各会議において、また金融犯罪コンプライアンス関連の重要な規制及び方針の進展に関する最新情報を受領した。

- ・ マネー・ロンダリング対策プロセスのさらなる改善を義務付けた2018年9月以降の施行令の一部としてのFINMAによる勧告に関連して、改善計画の主要成果物に関する進捗の最新情報を各会議において受領し、FINMAが任命した独立第三者による関連作業に関する状況報告書をレビューした。
- ・ 顧客のライフサイクルを通じたマネー・ロンダリング対策管理、特定の顧客グループ（重要な公的地位にある者等）に適用される強化された管理、及び経済制裁コンプライアンスの実施及び監視のための当グループのプログラムを含む特定の金融犯罪コンプライアンス・プログラムに関する集中的なセッションを実施した。
- ・ 各部門のCEO及び最高コンプライアンス責任者とともに、各事業部門内の行動及び金融犯罪コンプライアンスのイニシアチブをレビューした。
- ・ 内部監査報告書における金融犯罪コンプライアンス関連の所見に焦点を当てた内部監査からの四半期ごとの最新情報を受領し、年次のマネー・ロンダリング対策の規制上の監査の結果についてKPMGと検討した。
- ・ 金融犯罪コンプライアンスの問題に関する世界的な調査及び関連する行動調査の状況及び所見を定期的にレビューした。
- ・ 顧客オンボーディング及び継続的な顧客リスク管理プロセスの透明性を高め、有効性を向上させるための技術によるソリューションなど、主要な金融犯罪コンプライアンス・プロセスを支援するための改良された技術及びデータ分析ソリューションに焦点を当てた主要なイニシアチブの状況をレビューした。
- ・ 監査委員会との複数の合同セッションを開催した。これには、金融犯罪コンプライアンス取引の監視及び監督方法並びに技術ソリューションに関するセッションが含まれる。
- ・ 当初の行動&金融犯罪管理委員会規則を是認し、取締役会による承認を提言した。

リスク委員会

リスク委員会は、3名以上の委員から構成されている。リスク委員会には非独立取締役が含まれる場合がある。監査委員会議長は、通常、リスク委員会の一員に指名される。当グループのリスク委員会は、現在は7名の委員から構成され、その全員が独立取締役である。

リスク委員会は、その規則に従い、1年に少なくとも4回の会議を開催する。さらに、リスク委員会は、適切にその責務を遂行するために、通常、年間を通じて追加の会議を開催する。委員会の会議には、経営陣の代表者が適宜出席する。

リスク委員会は、当グループのリスク管理機能、その資源及び主要なリスクを定期的にレビューすることを通じて、取締役会が監督責任を果たせるよう補佐する責任を負う。

その主要な責務及び責任の一環として、リスク委員会は以下を行う。

- ・ 当グループのリスク管理機能の完全性及び適切性をレビューし評価する。
- ・ 資本リスク、流動性リスク、資金調達リスク、信用リスク、市場リスク、モデル・リスク、気候リスク、並びに監査委員会と共同で、オペレーショナル・リスク及び風評リスクを検討して、当グループレベル及び主要事業レベルにおけるリスク選好をレビューし調整する。
- ・ 主要なリスクの集中をレビューし調整する。
- ・ 監査委員会と共同で、主要なインフラストラクチャー及び約束した変更プログラムの状況をレビューし評価する。
- ・ 監査委員会と共同で、当グループの内部統制の環境（事業継続性管理、企業リスク及びコントロールの枠組み及び全社規模のリスク管理の枠組み、並びにコントロール機能の報酬へのインプットを含む。）をレビューし評価する。

リスク委員会は、規制変更に対応し、かつ当グループ全体のリスク管理をさらに改善するための主要なリスクの問題及び重要なイニシアチブを含む当グループのリスク・プロファイルについて定期的に報告を受ける。また、リスク委員会は、信用リスク・レビュー機能に対して、クレディ・スイスの信用リスク管理慣行を独自に評

価し、信用リスク管理の質に影響を及ぼす問題を特定し、その所見をリスク委員会に報告するよう義務付けている。

さらに、リスク委員会は、変化するサイバー・リスクの状況など、主要なリスクの展開が適切に対処されるよう確保することにも目を向けている。上級経営陣、取締役会及びリスク委員会は、脅威の範囲及びサイバー・インシデントを管理するために実施されている軽減措置について、積極的に関与し、定期的に情報提供を受けている。業務執行役員会及び取締役会レベルまで、関連する事業継続性及び対応計画がテストされシミュレーションが行われている。重要なインシデントは、主要な所見及び軽減措置とともにリスク委員会に上申される。

リスク委員会の活動

2019年度及び2020年度初旬において、リスク委員会は、多数の主要な分野（以下に記載される活動を含むが、これらに限定されない。）に注力した。リスク委員会は、特に以下を行った。

- ・戦略的に重要な課題（自己資本、流動性及び資金の適切性並びに当グループの事業及び主要な子会社への資本の配分を含む。）のレビューのために取締役会を支援することに引き続き焦点を置いた。
- ・バーゼル銀行監督委員会第239号「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」を含む規制上の期待に沿った主要な変更計画についての最新情報を定期的に受領した。
- ・改訂されたリスク選好の枠組み並びに当グループの戦略的リスク目標及び当行のリスク選好ステートメントをレビューし承認した。
- ・当グループの自己資本充実度に関する評価プロセス（ICAAP）のレビュー及びトレーディング勘定の抜本的見直し（FRTB）の更新の一部としてのバーゼルIII改革の影響をレビューした。
- ・当グループのリスク管理の枠組みの側面（例えばモデル・リスク、ソブリン・リスク、流動性リスク、ストレス・テスト及び内部統制の枠組みに関するもの）を監視した。
- ・信用エクスポージャー、担保の集中、非流動性ポジション、新興市場国及びレバレッジ貸付を含む多くのリスクの集中について集中的な信用リスク・レビューを行った。
- ・コーポレート・バンク事業、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門のプライベート・バンキング事業、スイス・ユニバーサル・バンク部門の各種事業及びアジア太平洋部門のマーケットツ事業を含む様々な事業に関するリスク・プロファイル及びリスク選好を定期的に監視した。
- ・2021年末までに予定される一定のIBORベンチマークの代替に向けた全社規模での移行準備を調整するための努力である当グループのIBOR移行プログラムの進捗を監視した。これには、主要な移行リスクに関する最新情報及び移行シナリオの分析が含まれていた。
- ・監査委員会と共同で、データ管理、IT及びアウトソーシングに関連するリスクをレビューした。
- ・イノベーション&テクノロジー委員会と共同で、ITセキュリティ、データ保護及びサイバー・リスクに関連するリスクをレビューした。
- ・既存のレピュテーション・リスクのプロセスにおける課題及びTCFDの提言などの持続可能性に関する主要な展開に特に重点を置いて、レピュテーション・リスク及び持続可能性に関する当グループの方針及び姿勢をレビューした。

イノベーション&テクノロジー委員会

2015年、取締役会は、異分野提携の諮問グループとしてイノベーション&テクノロジー委員会を設立した。このグループは、イノベーション及びテクノロジーのイニシアチブ並びに関連する業界全体の技術動向に関して、社内の進展を協議するための上級プラットフォームとして活動する。イノベーション&テクノロジー委員会は、元取締役であるセバスチャン・スランがシニア・アドバイザーとして議長を務めている。イノベーション&テクノロジー委員会の参加者には、取締役、経営陣のメンバー、内部のテクノロジー専門家及び上級サイバーセキュ

リティ・アドバイザーが含まれる。2019年度においては、イノベーション&テクノロジー委員会は2回の会議を開催した。当委員会の活動には、リスク委員会と共同で実施された、スイス・ユニバーサル・バンク部門におけるデジタル化イニシアチブ、金融機能における選ばれたイノベーション・プロジェクト、並びに当グループのサイバー及び情報セキュリティ関連業務の評価のレビューが含まれる。当委員会は、さらに、クレディ・スイスが完全所有し運営する事業であるクレディ・スイス・ラボの活動及び進捗状況について概要説明を受けた。クレディ・スイス・ラボは、クレディ・スイス及び潜在的にはより広範な銀行業界が使用するための新たなビジネス及びテクノロジーのコンセプト、製品及びプラットフォームの開発に焦点を当てている。

(D) 業務執行役員会

業務執行役員

業務執行役員会は、当グループの最も上級の経営機関である。業務執行役員は、取締役会により任命される。業務執行役員の任命前に、当グループとの個々の雇用契約の条件は、報酬委員会によりレビューされる。現在、業務執行役員会は、12名から構成されている。当グループ及び当行の業務執行役員会の構成は、アンドレ・ヘルフェンシュタインが当グループの業務執行役員であるが当行の業務執行役員ではないことを除き、同一である。

業務執行役員の変更

当グループは、2019年度及び2020年度初旬において業務執行役員会への多くの変更を公表した。2019年2月26日、リディ・ハドソン及びアントワネット・ポスチャンが、それぞれ最高コンプライアンス責任者（2020年3月5日の組織変更以降は最高コンプライアンス&規制業務責任者）及びグローバル最高人事責任者を担当する新規の業務執行役員として任命された。ララ・ワーナーは、従前は最高コンプライアンス&規制業務責任者であったが、最高リスク責任者として任命された。最高人事責任者であったピーター・ゴアーク及び最高リスク責任者であったヨアヒム・エクスリンは、業務執行役員を退任した。2019年7月1日付で、業務執行役員を退任したイクバル・カーンの後任として、フィリップ・ベーレがインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門の新CEOとして任命された。2019年10月1日付で、監視事件の結果として業務執行役員を辞任したピエール・オリヴィエ・ブウエの後任として、ジェームス・B・ウォーカーが最高業務執行責任者（以下、「C00」という。）として任命された。ブウエは、その後、正当な理由により解任された。2019年11月11日、新たに創設された当グループのアセット・マネジメント事業内のプライベート・クレジット・オポチュニティー責任者の役割を引き受けたジム・アミンの後任として、デヴィッド・ミラーがインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門の新CEOとして任命された。

2019年12月31日現在の業務執行役員

氏名	役職	業務執行役員	
		就任年	役割
ティージャン・ティアム	最高経営責任者	2015年	グループCEO
ロメオ・チェルッティ	ジェネラル・カウンセル	2009年	コーポレート機能責任者
ブライアン・チン	グローバル・マーケット部門CEO	2016年	部門責任者
トーマス・P・ゴットシュタイン	スイス・ユニバーサル・バンク部門CEO	2015年	部門責任者
リディ・ハドソン	最高コンプライアンス責任者	2019年	コーポレート機能責任者
デイビッド・R・メイザース	最高財務責任者	2010年	コーポレート機能責任者
デヴィッド・ミラー	インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門CEO	2019年	部門責任者
アントワネット・ポスチャン	グローバル最高人事責任者	2019年	コーポレート機能責任者
ヘルマン・シトハン	アジア太平洋部門CEO	2015年	部門責任者
ジェームス・B・ウォーカー	最高業務執行責任者	2019年	コーポレート機能責任者
ララ・J・ワーナー	最高リスク責任者	2015年	コーポレート機能責任者

フィリップ・ペーレ	インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門CEO	2019年	部門責任者

2020年2月7日、ティージャン・ティアムの後任として、トーマス・ゴットシュタインが当グループのCEOとして任命され、トーマス・ゴットシュタインの後任として、アンドレ・ヘルフェンシュタインがスイス・ユニバーサル・バンク部門の新CEO及びクレディ・スイス（シュヴァイツ）AGの新CEOとして任命された。いずれの任命も、2020年2月14日付で発効した。

2020年2月14日現在の業務執行役員

氏名	役職	業務執行役員 就任年	役割
トーマス・P・ゴットシュタイン	最高経営責任者	2015年	グループCEO
ロメオ・チェルッティ	ジェネラル・カウンセル	2009年	コーポレート機能責任者
ブライアン・チン	グローバル・マーケティング部門CEO	2016年	部門責任者
アンドレ・ヘルフェンシュタイン	スイス・ユニバーサル・バンク部門CEO	2020年	部門責任者
リディ・ハドソン	最高コンプライアンス&規制業務責任者 ¹	2019年	コーポレート機能責任者
デイビッド・R・メイザース	最高財務責任者	2010年	コーポレート機能責任者
デヴィッド・ミラー	インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケティング部門CEO	2019年	部門責任者
アントワネット・ボスチャン	グローバル最高人事責任者	2019年	コーポレート機能責任者
ヘルマン・シトハン	アジア太平洋部門CEO	2015年	部門責任者
ジェームス・B・ウォーカー	最高業務執行責任者	2019年	コーポレート機能責任者
ララ・J・ワーナー	最高リスク責任者	2015年	コーポレート機能責任者
フィリップ・ペーレ	インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門CEO	2019年	部門責任者

(注1) リディ・ハドソンは、2020年3月5日付で規制業務の責任を引き受けた。

責任

業務執行役員会は、CEOのリーダーシップの下、当グループの日常的な運営管理に責任を負う。

その主要な責務及び責任の一環として、業務執行役員会は以下を行う。

- ・取締役会による承認を条件として、当グループ全体及び主要事業の戦略的事業計画を策定する。
- ・部門及びコーポレート機能における重要なイニシアチブ、プロジェクト及び事業展開（重要なリスク管理事項を含む。）を定期的にレビューし調整する。
- ・連結及び部門の財務業績（主要な業績指標に係る進展を含む。）並びに当グループ及びその重要な子会社の資本及び流動性ポジションを定期的にレビューする。
- ・シニア・マネージャー（内部監査からのマネージャーを除く。）を任命及び解任し、当グループ全体の上級管理職の人材及び人材開発プログラムを定期的にレビューする。
- ・事業取引（合併、買収、合併事業の設立及び子会社の設立を含む。）をレビューし承認する。
- ・当グループの主要方針を承認する。

業務執行役員会付属委員会

業務執行役員会は、いくつかの常任委員会を有する。これらは業務執行役員が議長を務め、年間を通じて定期的に及び／又は必要に応じて会議を行う。これらの委員会は以下の通りである。

- ・業務執行役員会リスク・フォーラム：CROが議長を務める業務執行役員会リスク・フォーラムは、2020年に新設されたものであり、リスクの種類及び機能の全体にわたる意思決定に責任を負う。同フォーラムの主な

責任には、当グループのリスクテイク戦略のレビュー及び正当性調査、重要かつ部門横断的、機能横断的に上申されたリスク問題の解決、重要な承認事項（例えばリスク選好、上限の配分、リスク資本の配分及び合併・買収活動）の監督、並びに主要なリスクの傾向及び関連する指標の監視が含まれる。

- ・資本配分&リスク管理委員会（CARMC）：CARMCは、当グループのリスク・プロファイルを監督し、指示すること、リスク委員会及び取締役会に対して当グループレベルでのリスク制限を提案すること、様々な事業においてリスク選好を定め、分配すること、新規の重要な事業戦略又は事業戦略の変更（事業の移行を含む。）をレビューすること、上申に対するリスク関連の決定を行うこと、並びにリスク・ポートフォリオを監視及び管理するための手段、方法及びツールを適用することに責任を負う。CARMCは、さらに、追加の監督を要する項目を業務執行役員会リスク・フォーラムに上申する。CARMCには、ポジション&顧客リスク（PCR）サイクル（CROが議長を務める。）、資産&負債管理サイクル（CFOが議長を務める。）並びに内部統制システムサイクル（CRO及び最高コンプライアンス責任者（2020年3月5日以降は最高コンプライアンス&規制業務責任者）が共同で議長を務める。）の3つのサイクルがあり、それぞれが四半期ごとに会議を行う。
- ・評価リスク管理委員会（VARMC）：VARMC（CFOが議長を務める。）は、一部の重要な資産の評価並びに評価プロセスに適用される方針及び計算方法に関する方針策定に責任を負う。さらに、VARMCは、評価リスクの監視及び評価、在庫評価の結論のレビュー並びに重要な評価の問題の解決の指揮に対して責任を負う。
- ・当グループの行動&倫理委員会：当グループのCEB（グローバル最高人事責任者及び最高コンプライアンス責任者（2020年3月5日以降は最高コンプライアンス&規制業務責任者）が共同で議長を務める。）は、部門及びコーポレート機能内で行動及び倫理に関する事項が取り扱われる方法を監督し、当グループ全体にわたる実施の一貫性及び整合性を確保することに責任を負う。当グループのCEBは、また、従業員の制裁のレビューを実施し、各部門及びコーポレート機能に設置されたCEBにより報告された具体的な事項について二次評価を実施することができる。当グループのCEBはまた、行動・倫理オンブズパーソン活動を監督する。

セクシュアル・ハラスメントの苦情の取扱いに対する当グループの世界的アプローチのレビューの結果として、行動・倫理オンブズパーソンの役割が2018年に創設された。オンブズパーソンは、最高経営責任者並びに当グループの行動及び倫理委員会に対して直接説明責任を負う。オンブズパーソンの役割は、セクシュアル・ハラスメントの苦情が発生した場合に、直接の上申先として機能し、かかる苦情に対する適切な認識及び注意を確保することである。オンブズパーソンは、当グループのコンプライアンス、ジェネラル・カウンセラー及び人事機能、並びに当グループの事業部門と協力して、当グループの関連するグローバルな研修プログラム、方針及びプロトコルをレビューし、就労中のセクシュアル・ハラスメントを防止すること及びすべての事例が当グループのグローバルな枠組みの中で公正、正確かつ一貫性のある方法で管理されることを確実にすることに対する当グループの努力の一環として、それらがさらに強化されるようにする。

従前の業務執行役員会の常設委員会であったリスク・プロセス&基準委員会（RPSC）及びレピュテーション・リスク&サステナビリティ委員会（RRSC）の2つは、もはや単独の委員会として存在していない。従前のRRSCの責任は、主要なポジション及び顧客リスクの要因を単一の委員会においてより全体論的に評価することを可能とするため、CARMCのポジション&顧客リスクサイクルに統合された。従前のRPSCの責任は、CROに完全に割り当てられた。

業務執行役員会の職責委託

当グループの業務執行役員は、取締役と同様に、当グループ外の会社及び組織の取締役、業務執行役又はその他の役割に就くことができ、これらは職責委託と総称される。当グループの定款（第IV章第3部（業務執行役員会）第20条f）上、業務執行役員が当グループ外の上場会社その他の組織において有することができる職責委託

数には、報酬規則を遵守するため及び当グループの業務執行役員がその業務執行の役割を果たすことに十分な時間を充てるよう確保するために、一定の制限が課されている。

業務執行役員が当グループ外で引き受ける職責委託に対する制限は、以下の表に要約される通りである。

職責委託の種類及び制限－業務執行役員会	
職責委託の種類	制限
上場会社	他の職責委託 1 件以下
その他の形態の法人 ¹	職責委託 2 件以下
当グループのための法人 ²	職責委託10件以下
慈善団体 ³	職責委託10件以下

(注1) 非公開の非上場会社を含む。

(注2) 事業及び業界団体への参加を含む。

(注3) 文化又は教育団体における名誉職も含む。

いかなる業務執行役員も、これらの制限を超えて職責委託を引き受けていない。上記の制限は、当グループが支配する法人（子会社の取締役会等）に係る業務執行役員の職責委託には適用されない。

(E) 追加情報

取締役及び業務執行役員との間の銀行取引関係並びに関連当事者取引

当グループは、世界的な金融サービス会社である。取締役及び業務執行役員、その近親者又はそれらに関連する企業の多くは、当グループと銀行取引に係る関係を有している。当グループ又はその銀行子会社は、現在の取締役又は業務執行役員がSECによって定義されている重要な影響力を有する（その企業において役員及び／又は取締役レベルの役職についているなど）企業と融資契約及びその他の銀行取引契約を締結している場合がある。下記の取引を除き、業務執行役員及び取締役並びに当該企業との関係は通常の業務におけるものであり、独立第三者間取引条件で実行されている。また、特に断りのない限り、取締役及び業務執行役員、その近親者又はそれらに関連する企業に対する貸付はすべて、通常の業務の一環として、他の個人に対する同等の取引におけるその時点の一般的な条件と実質的に同じ条件（金利及び担保を含む。）で行われており、回収可能性について一般的なリスクを超えるリスクはなく、その他の不利な特性も示していなかった。2019年、2018年及び2017年の各年の12月31日現在、通常の業務外で、一般的な市場条件外で行われた、このような関連当事者に対する貸付エクスポージャーはなかった。

関連当事者取引

2018年12月、当グループの子会社1社が、関連会社1社との間で、取引プラットフォームにおける少数持分を約80百万米ドルの利益と引換えに売却するための取引を行った。

外部監査

外部監査は、当グループのコーポレート・ガバナンスの枠組みの重要な一部を成しており、当グループの事業及び内部統制に関する独立した評価を行うことで大きな役割を果たしている。

主たる外部監査人

当グループは、法定（財務）監査とFINMAが義務付けている規制監査業務の両方を遂行する主たる外部監査人として、単一のグローバルな監査法人を雇っている。法定監査人は年次株主総会により毎年選任され、規制監査人の選任には取締役会が責任を負う。

2020年4月30日まで、当グループの主たる外部監査人は、Badenerstrasse 172, 8004 Zurich, Switzerlandに所在するKPMGであった。委任が最初に行われたのは、1989／1990事業年度であった。当グループは強制的な外部監査法人のローテーション要件の適用を受けていないが、主席監査パートナーは、定期的なローテーション要件の適用を受ける。監査パートナーのローテーションは、最高レベルの監査品質を確保するための鍵となる。一般的に、当グループ又は重要なグループ事業体のための主要な役割又は署名義務を有する監査パートナーは、最高5年間の継続監査期間の適用を受ける。重要ではないグループ事業体を監督し又は補足的な役割を務める役割を有する監査パートナーは、最高7年間の継続監査期間の適用を受ける。専門家パートナー（IT、評価、税務及び法務分野を含むが、これらに限定されない。）は、強制的なローテーションの適用を受けない。当グループの主席エンゲージメント・パートナーは、グローバル・リード・パートナーであるフィリップ・リカート（2019年から2020年）及びグループ・エンゲージメント・パートナーであるニコラス・エドモンズ（2016年から2020年）であった。フィリップ・リカートは、主席規制監査パートナーを兼任していた（2019年から2020年）。

取締役会は、2020年12月31日に終了する会計年度から、PwCを新法定監査人として選任するよう提案した。この任命は、2020年4月30日、年次株主総会において提出会社の株主により承認された。取締役会は、また、PwCを新規規制監査人としても任命した。PwCは、よって、2020年12月31日に終了する会計年度から、当グループの主たる外部監査人としてKPMGと交代した。

ガバナンス

監査委員会は、主たる外部監査人の業務に対し支払われる報酬を管理し、事前の承認を行う。監査委員会は、民間監査法人の採用に関する方針を策定し承認したが、当該方針は、外部監査人の独立性を常に確保することを助けるよう設計されている。

当該方針は、監査に関して主たる外部監査人が当グループ及びその子会社に対して提供する業務の範囲を限定し、監査委員会が事前に承認した監査関連業務及び税務業務を含む、一定の許可された非監査業務を規定している。主たる外部監査人は、監査委員会に対し、提供する業務の範囲及び当該時点までに履行した業務に係る費用に関する報告書を定期的に提出することを求められている。主たる外部監査人は、また、少なくとも1年に1度、その独立性について監査委員会に報告を行う。当グループの事前承認方針に従い、かつ過年度と同様に、2019年度に提供されたすべての非監査業務は、事前に承認されていた。

2019会計年度及び2018会計年度について当グループの主たる外部監査人としてのKPMGに支払われた報酬は以下の表に記載されている。

主たる外部監査人に対する報酬			
会計年度	2019年度	2018年度	増減率（％）
報酬（百万スイス・フラン）			
監査業務 ¹	56.0	49.8	12
監査関連業務 ²	5.5	5.7	(4)
税務業務 ³	2.4	3.0	(20)

- (注1) 監査業務には、当グループの連結財務諸表及び法定財務諸表の統合的監査、期中レビュー、並びにコンフォート・レター及びコンセント・レターが含まれる。さらに、監査業務には、当グループ及びその子会社の法定提出書類に関連する、すべての保証業務及び証明業務も含まれる。監査報酬からは付加価値税が除外される。
- (注2) 監査関連業務には、主に (i) 当グループの契約上の規定の遵守又は契約に基づく計算に関連する報告、(ii) 会計に関する助言、(iii) プライベート・エクイティ・ファンド及び従業員給付制度の監査、並びに (iv) 規制に関する助言業務が含まれる。
- (注3) 税務業務には、(i) 当グループ及びその子会社の納税申告書の作成及び／又はレビュー、(ii) 税務監査及び税金に関する申立ての支援、並びに (iii) 当グループの事業体の適格仲介人としての地位に関する承認といった、税制の遵守及びコンサルティング業務に関する業務が含まれる。

主たる外部監査人は、監査委員会のすべての会議に出席し、監査及び／又は中間レビューの結果について報告を行う。監査委員会は、年間ベースで主たる外部監査人の監査計画をレビューし、その業務及びその上席代表者の責任の履行につき評価を行う。さらに、監査委員会は、スイス法に従い、株主の承認を条件に、取締役会に対して主たる外部監査人の任命又は罷免につき提案を行う。

特別監査人

また、当グループは、主に現物出資に係る適格資本の増加を考慮した企業評価に関連し、スイス債務法第652条 f に基づき提出を求められる増資に関する報告書を発行する目的で、特別監査人としてFabrikstrasse 50, 8031 Zurich, SwitzerlandのビーディーオーAGに対する委任を行っている。ビーディーオーAGは、2019年度及び2018年度においてかかる役務を提供しなかった。

その他の情報

規則及び規制の遵守

当グループは、2014年8月28日付のスイスのコーポレート・ガバナンスのベスト・プラクティス（最良慣行）規範（取締役会及び業務執行役員会の報酬を決定する手続に関する提言を定める追加規定を含む。）の理念を完全に遵守している。

当グループは、SIXスイス取引所におけるプライマリー上場会社として、2018年3月20日付のコーポレート・ガバナンスの関連情報に関する指令及びその更新版の適用も受けている。当グループの株式は、ADSの形式でNYSEにも上場しており、当グループの上場債券の一部は、NASDAQに上場している。その結果、当グループは一定の米国の規則及び規制の対象となる。外国民間発行者に適用されない例外的な規定を除き、当グループは、NYSE及びNASDAQのコーポレート・ガバナンスに関する上場基準（以下、「NYSE及びNASDAQ基準」という。）に従っている。

以下は当グループのコーポレート・ガバナンス基準とNYSE及びNASDAQに上場している米国国内の発行会社に適用されるコーポレート・ガバナンス基準との間の主な相違点である。

- ・従業員給付制度の承認：NYSE及びNASDAQ基準は一定の株式報酬制度の確立及びその重要な変更につき、株主の承認を要求している。当グループが遵守するスイスの法律は、従業員給付制度及びその他の株式報酬制度のための株式の発行を可能とするために使用される条件付資本の設定につき、株主の承認を要求しているが、これらの制度の諸条項については株主の承認を要求していない。
- ・リスク評価及びリスク管理：NYSE基準は、リスク評価及びリスク管理を行う際のプロセスに適用されるガイドライン及び方針の検討を監査委員会の責任としているが、当グループでは、これはリスク委員会の責任とされている。当グループの監査委員会の委員はNYSE及びNASDAQの独立性基準を満たしているが、当グループのリスク委員会には非独立の委員を含むことができる。
- ・任命及びコーポレート・ガバナンス委員会の独立性：NYSE及びNASDAQ基準は、任命及びコーポレート・ガバナンス委員会のすべての委員が独立性を有することを要求している。当グループのガバナンス&指名委員会

の委員は、現在、全員が独立した委員で構成されているものの、規則上、非独立の委員を含むことができる。

- ・報告：NYSE基準は、一部の取締役会附属委員会が株主に一定の情報を直接報告することを求めているが、スイスの法律の下では、取締役会のみが株主に対して直接報告を行い、委員会は取締役会に報告書を提出することとされている。
- ・外部監査人の任命：NYSE及びNASDAQ基準は、上場会社の監査委員会が、1934年米国証券取引法ルール10A-3に基づく要件を遵守すること及び当該要件の遵守に必要な権限を有することを要求している。ルール10A-3上、本国の法律において異なる要件が定められている場合を除き、監査委員会が外部監査人の任命、報酬、留任及び監督について直接責任を負うものとしている。スイスの法律の下では、外部監査人の任命は、監査委員会の助言及び提言を受けた取締役会の提案に基づき、年次株主総会において株主の承認を受ける必要がある。
- ・監査委員会規則：NASDAQ基準は、監査委員会に対し、その規則の適切性を毎年レビュー及び査定することを求めている。一方で、当グループの監査委員会規則は、適時のレビュー及び査定を行うことを求めているのみである。
- ・幹部会議：NYSE及びNASDAQ基準は、独立取締役のみにより構成される幹部会議を定期的を開催することを求めている。当グループの取締役は、非独立であると判断される取締役も含む、すべての取締役で構成される幹部会議において、定期的に会合している。ただし、会議において協議される事項が当グループの特定の取締役の利益と相反する場合、当該取締役は、関連する意思決定に参加できない。スイス法に従い、取締役会には、経営陣メンバーを兼任する者が含まれていない。
- ・定足数：NASDAQ基準は、会社の付属定款に、普通株式の保有者による株主総会における定足数を会社の発行済普通株式の33 1/3%以上と規定することを要求している。当グループの定款（第IV章第1部（株主総会）第12条）は、特定の場合に定足数を要求しているものの、株主総会においては発行済普通株式の保有者の33 1/3%以上という定足数を要求していない。
- ・独立性：NYSE及びNASDAQの独立性基準は、（i）取締役の職務に対する報酬及びその他の認められる支払いを除く、会社から取締役又はその近親者に対する直接報酬並びに（ii）会社と、当該取締役又は近親者が業務執行役員、支配株主、パートナー又は従業員である別の会社との間の支払いにつき、上限額の基準を定めている。当グループの独立性基準は、直接報酬又は会社間取引による収益に関する基準を規定していないが、独立性の観点から、全体的な取引関係の重要性の判断を行うにあたり、これらの事実を考慮している。

信託義務及び補償

スイス連邦債務法は、取締役及び上級経営陣に対して、会社の利益を保護することを求めており、この要件に関連して、取締役及び上級経営陣に対して注意義務及び忠実義務を課している。スイス連邦法には利益相反に関する特別規定はないが、注意義務及び忠実義務は、取締役及び上級経営陣が自らに直接影響を与える可能性のある決定に参加する資格を奪うものと一般的に理解されている。取締役及び上級経営陣は、これらの規定の違反について会社に対して個人的責任を負う。

当グループの定款及び当行の定款には、取締役及び役員の補償に関する規定は含まれていない。スイスの制定法に従い、従業員は、雇用契約に基づく当該者の義務の遂行において当該者が負担した損失及び費用について、かかる損失及び費用が従業員の重過失又は故意の違法行為により生じた場合を除き、雇用主による補償を受ける権利を有する。当グループの方針では、一定の条件又は除外があるが、当グループ、当グループの関連会社又は当グループが認めたその他の事業体の取締役又は従業員としての業務に関する一定の損失及び費用に対して、現在及び過去の実績及び／又は従業員に補償することとしている。当グループは、その取締役及び役員について、取締役及び役員の保険に加入している。

ADSの保有者に対する手数料及び費用

2016年11月、当グループは、ADSの預託銀行としてのバンク・オブ・ニューヨーク・メロン（以下、「現預託銀行」という。）との間で、預託契約を締結した。預託契約に従い、現預託銀行は、当グループのADSの保有者に対し、直接的又は間接的に、以下に記載される金額を上限として手数料及び費用を請求することができる。

現預託銀行は、ADSの引渡し又は引出しに関する手数料及び関連費用を、撤回のためADSを預託し又は引き出す投資家から直接回収するか、これを仲介する仲介業者から回収する。現預託銀行は、保有者に対する分配を行うための手数料及び費用を、当該手数料及び費用を分配金額から差し引く又は分配可能な資産の一部を売却することにより回収する。一般的に、現預託銀行は、これらのサービスに対する手数料及び費用が支払われるまで、手数料の対象となるサービスの提供を拒否することができる。

ADSの保有者に対する手数料及び費用**手数料**

100ADS（又はその一部）当たり5米ドル（又はそれ未満）	株式の分配、株主配当、株式分割及びその他の資産による発行を含む、ADSの発行に対する手数料、権利行使により発行されるADSに対する手数料並びに株式消却及び撤回に伴うADSの引出しに関する手数料。
1 ADS当たり0.05米ドル（又はそれ未満）	ADSの登録保有者に対する現金分配に関する手数料（権利の売却又はその他の権利付与における場合を含む。）。
登録又は名義書換費用	保有者が株式を預託し又は引き出す際に、当グループの株主名簿上の株式について、現預託銀行若しくはその代理人の名義へと又はその名義から名義書換及び登録するための手数料。

費用

現預託銀行の費用	電信及びファクシミリ送信の費用（預託契約に明示的に規定される場合）並びに外国通貨を米ドルに交換する際の費用。
税金及びその他の政府関係費用	必要な場合において、現預託銀行又はADS若しくはADSの対象株式に関する一定の金額を支払う証券保管機関に対して支払われる費用。例えば、株式譲渡税、印紙税又はこれに関連する利息若しくは罰金の費用。
その他の費用	必要な場合において、預託された株式のサービスに関して現預託銀行又はその代理人に支払われた費用。

現預託銀行から当グループに支払われた金額

2019年度において、預託契約に従い、現預託銀行は、当グループに対して、ADSプログラムに関連する費用の払い戻しを含め、合計で400百万米ドルの支払いを行った。現預託銀行はまた、一部のADSプログラムに関連するサービスを無償で提供することに契約上同意した。

当グループによる現預託銀行の廃止又はADSプログラムの終了を含む一定の状況において、当グループは、当グループに対して支払われた一部の金額を返金し、また、当グループを代理して現預託銀行が支払った金額又は提供したサービスについて補償する義務を負う。

(F) 報酬**(a) 業務執行役員報酬****2019年度の報酬の結果**



(注1) 付与日現在のLTI報奨の公正価値は、主要な国際会計事務所の一つにより適用される確率論的評価手法を用いて決定される。

固定報酬

業務執行役員会の固定報酬総額は、2018年度の29.2百万スイス・フランに対して、2019年度は31.5百万スイス・フランであった。

年間短期インセンティブ (STI) 報奨

2019年度のSTI報奨は、事前設定された財務基準及び非財務基準に対して測定された2019年度における業績に基づいて決定された。業務執行役員 (CEOを除く。) の最大の機会の平均は、前年度が基本給の1.36倍であったのに対して、基本給の1.23倍であった。業務執行役員会のSTI報奨総額22.4百万スイス・フランは、前年度から27%減であったが、これは主に、業務執行役員会の構成の変更 (関連する未払報酬の失権を含む。)、2019年度に設定された財務業績目標の達成度の低下、並びに報酬委員会の評価による非財務基準の達成度の低下によるものである。STIの財務要素の結果は以下の図に示す通りであり、前年同期比では大幅に改善したものの、最大支払水準は達成されなかったことから、業績目標が厳しい水準に設定されたことを示している。

- 調整後法人税等控除前利益5.0十億スイス・フランは、前年度比18%増であり、業績水準の基準値と目標値の間であった。
- RoTE 8.7%は、前年度比3.3%ポイント増であり、業績水準の目標値と上限値の間であった。

非財務業績評価については、報酬委員会は、業務執行役員会の業績を6つの大分類に照らして評価し、平均として、2018年度は非財務要素の最大の機会の91%であったのに対して、76%を達成したと判断した。CEOを除くと、全体の非財務スコアは、2018年度は最大機会の89%であったのに対して、82%であった。非財務評価の要約は、以下にさらに記載されている。

2019年度のSTI報酬は、株主による承認のため、2020年の年次株主総会に遡及的に提出される。

2019年度のSTI報奨：目標に対する業績

業績基準	加重係数	業績水準			2019年度業績	支払水準 (最大の機会に対する割合)			
		基準値	目標値	上限値		0%	基準値 25%	目標値 67%	上限値 100%
調整後法人税等控除前利益 (十億スイス・フラン)	33⅓%	4.2	5.2	6.1	5.0		57%		
RoTE (%)	33⅓%	6.0%	8.5%	10.5%	8.7%		71%		
非財務基準 (平均)	33⅓%	別項参照					76%		
合計	100%						68%		

調整後業績は、当グループが報告した業績に含まれる一定の科目を控除した非GAAPの財務指標である。詳細については、第3「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(1) クレディ・スイスの業績」の「調整後業績の差異調整」を参照のこと。RoTEは、貸借対照表上に記載の通り、株主持分合計からのれん及びその他の無形資産を控除して計算される非GAAPの財務指標である有形株主持分に基いている。

2019年度のSTI報奨：非財務業績評価

分類	業務執行役員会の評価	CEOの評価
戦略的再編	- 前年度比48%増となる当グループの新規純資産79十億スイス・フランを達成した。 2018年度におけるコスト目標の達成後、成長分野への投資を続ける一方で慎重なコスト管理を維持し続けた。 - 増益、資本効率性の向上及び事業の変動性の低下を優先して、資本配分を変更し続けた。	2019年度中に、ティアム氏は、当グループの活動の再調整に焦点を当て続けた。これには、高成長で変動性の少ないウェルス・マネジメント関連事業への資本のシフトが含まれる。 - 同氏は、3年間の大規模なリストラクチャリングの後、当グループの強固な資本基盤及びコスト管理の維持を監督し続けた。
顧客重視、事業の質及びイノベーション	- 顧客サービスの優秀性を認める様々な業界賞を受賞した。これには、ユーロマネー・アワードの「Best Bank in Switzerland 2019」、「Best Investment Bank in Switzerland 2019」及び「Asia's Best Bank for Wealth Management」、ザ・バンカーの「Best Private Bank for Entrepreneurs」、インターナショナル・ファイナンス・レビューの「Best Asia Bank」が含まれる。 - グローバル新規株式公開（IPO）においてトップ5に入った（ディーロジック）。 2019年のレバレッジド・ファイナンスにおいて第2位及びスポンサーにおいて第1位となった（ディーロジック）。 - 強化された営業モデルによる技術向上を推進し続け、約250のアプリケーションを廃止し、インフラ・インシデント・チケットの約50%を自動化し、クレディ・スイスのサーバーの約40%をプライベート・クラウド化した。	- ティアム氏は、顧客重視の文化の推進を続けた。これは、顧客満足度の高さと2019年度の各四半期におけるプラスの新規純資産に反映されている。 - 主要セグメントにおけるインベストメント・バンキング事業の成長を監督し、新規株式公開（IPO）においてはトップ5、レバレッジド・ファイナンスにおいてはトップ2に入った（ディーロジック）。
人材管理	- 人材及び次世代リーダーの開発のための複数のプログラムを実施し、上位の指導的役割（マネージング・ディレクター及びディレクター）の48%が内部的に満たされた。 - 業績優秀者の離職率の低下に反映されるように主要な人材維持を確実にし、自主退職率は2018年度の11.4%に対して2019年度は9.8%となった。 - ダイバーシティ&インクルージョンの措置及びプログラムに積極的に注力し続け、上級管理職（マネージング・ディレクター及びディレクター）における女性の割合は前年度の21%から2019年度は22%に増加した。	- ティアム氏は、性別のみでなく人種にも焦点を当てて、複数の人材開発及び多様性のイニシアチブの推進に貢献してきた。 - 同氏は、2019年の新たな業務執行役員5名全員が内部の候補者であったことに反映されるように、内部人材の開発を促進した。
リスク及び規制	- 主要な規制当局との建設的な対話を支援し、これに貢献した。 - リスクのより良い評価及び監視への当グループの取り組みにおいて、モデル及びシステムの改善するためのコントロール機能への投資を継続した。 - オペレーショナル・リスク及び事業リスクを積極的に管理した。 - 監査報告書の約80%が少なくとも満足のいく評価又はより高い評価を受けた。 - 当グループの顧客による低炭素で気候変動に対応できる事業モデルへの移行を支援し、気候変動を当グループのリスク管理モデルにさらに組み込み、持続可能な金融ソリューションを顧客に提供し、当グループ自身のカーボンフットプリントを減少させることを目的として、当グループ全体の気候リスク戦略プログラムを開始した。 - 環境・社会・ガバナンスの要素（ESG）を一定の投資プロセスに組み込んだ。	- ティアム氏は、当グループの主要な規制当局との関係強化を続けた。 - 同氏は、ESGをクレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンドの投資プロセスに組み込むなど、環境、社会及びコーポレート・ガバナンスの要素への一層の注力を奨励した。
行動及び倫理	- 当グループ全体の研修プログラム、システム及びプロセス管理の改善を実施すること並びに率先垂範することを通じて、グローバルな行動及び倫理の文化を強化し続けた。 - より厳しい懲戒の件数を前年度と比較して約20%減少させた。 - 取締役会の定例会議における常設項目として最高コンプライアンス責任者及びグローバル最高人事責任者が共同で主導する特定目的の行動及び倫理セッションを設定した。2019年度中にレビューされた問題には、従業員エンゲージメント及び研修イニシアチブ、コンダクト・リスクの傾向、並びに就労中のセクシャル・ハラスメントに対応するための継続的な努力からの洞察が含まれていた。	- ティアム氏は、正式な行動及び倫理の枠組みと当グループ全体の研修プログラムを通じて、グローバルな行動及び倫理の文化を強化し続けてきた。 - 同氏は、事業成長の重要な要素として、コントロール機能への投資を支援し続けた。 - 同氏は、当グループの行動及び倫理の基準に対する個人的なコミットメントの点で、率先垂範してきたが、監視問題が当グループに重大な影響を及ぼしたことを認識して、同氏の非財務評価スコアは引き下げられた。
チームワーク及びリーダーシップ	- 事業間の協力を深めるための進展を続けた。これには、2019年度におけるインターナショナル・トレーディング・ソリューションズ（ITS）の収益の継続的な成長が含まれる。 - ITSの成長を再現し、グローバルな連結性を強化するため、APACトレーディング・ソリューションズ（ATS）を設立した。	- ティアム氏は、そのリーダーシップの間、業務執行役員の間でチームワーク及び協力の精神を育んだ。これは、組織全体に浸透してきている。 - 同氏は、強力なITSビジネス・モデルにより証明されるように、ウェルス・マネジメント事業とインベストメント・バンキング事業の間の統合されたアプローチを導いた。

2019年度の長期インセンティブ (LTI) の機会 (2019-2021年度業績期間)

2019年度のLTIの付与時における公正価値は、主要な国際会計事務所の一つにより決定され、2019年の年次株主総会において株主により承認されたところでは、30.2百万スイス・フランであり、業務執行役員の退任及び離職による失権後は23.5百万スイス・フランであった。業績サイクルの終了時に達成される金額は、付与時における公正価値とは異なる可能性があり、よって、実際の業績は、3年間の業績期間の終了後に測定され開示される。業務執行役員（CEOを除く。）の最大の機会の平均値は、前年度が基本給の2.32倍であったのに対して、基本給の2.20倍であった。

CEO及び最高報酬額を受領した業務執行役員の報酬

2019年度について、最高報酬額を受領した業務執行役員であるティージャン・ティアムCEOは、報酬総額10.7百万スイス・フラン（配当相当額並びに年金及びその他の給付を含む。）を支給された。この金額は、前年度より15%減であったが、主に、STIの財務業績目標の達成度が低かったこと、2019年度の実務評価のスコアが50%であったこと及び2019年度のLTIの機会の公正価値が前年度のLTIに対して低下したことによる。同氏の2019年度の年間STI報奨は、上記の業務執行役員会と同じ財務基準及び業績に基づいていた。非財務要素は、監視事件を踏まえて、前年度は同氏の最大の機会の100%であったのに対して、50%と報酬委員会により評価された。

2019年度に実現した報酬に関しては、ティアム氏は、以下の形式により6.9百万スイス・フランを受領した。

- ・基本給3.0百万スイス・フラン。
- ・2019年度のSTI報奨の非繰延現金部分1.6百万スイス・フラン（2020年の年次株主総会での承認を条件として、2020年に支払われる。）。
- ・2016年度のLTIの初回の権利確定済の分割部分に関連して、交付時の価値が0.5百万スイス・フランの当グループの株式。
- ・2015年度のSTI報奨の繰延現金部分1.7百万スイス・フラン。

加えて、ティアム氏は、権利確定済の報奨に対する配当相当額の補償として0.3百万スイス・フラン、並びに年金及びその他の給付0.3百万スイス・フランを受領した。

2020年度のLTIの機会 (2020-2022年度業績期間)

2020年度のLTIの機会は、2019年度のLTIの機会と同一の構造、財務指標及びRTSR支払水準であるが、業績水準は改訂される。当グループの内部財務計画、前年度の実績、アナリストの予想及び当グループが公表した抱負を考慮した上で、報酬委員会は、基準値のRoTE水準を7.0%に引き上げ、目標値のRoTE水準を10.5%に引き上げ、上限値の業績水準を13.0%に設定することを決定した。対応するTBVPSの基準値、目標値及び上限値の業績水準は、以下の表に示す通り、それぞれ18.10スイス・フラン、19.60スイス・フラン及び20.90スイス・フランに引き上げられている。2020年度のLTIの付与時における公正価値は、最大の機会の53%である。2020年の年次株主総会において、株主は、付与時における公正価値に基づいた2020年度のLTIの金額28.6百万スイス・フランを承認するよう求められる。この金額は、2020年度の業務執行役員報酬開示の一部を構成することになる。

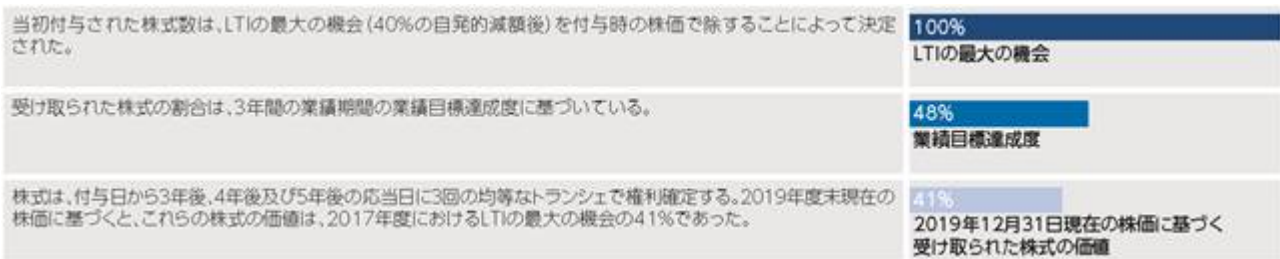
2020年度のLTIの業績目標水準

業績基準	業績目標		
	基準値	目標値	上限値
3年平均RoTE	7.0%	10.5%	13.0%
3年平均TBVPS（スイス・フラン）	18.10	19.60	20.90

2017年度のLTI報奨 (2017-2019年度業績期間)

2016年の報酬報告書に開示されている通り、2017年度のLTI報奨の業績は、3年間にわたり、当グループ及び部門固有の財務指標並びにRTSR構成要素（50%加重）の組み合わせに照らして測定された。2017年度のLTI報奨は、最大の機会の合計が31.2百万スイス・フランであった。当初付与株式数は、最大の機会を付与時におけるクレディ・スイス・グループの株価で除すことにより計算された。2017-2019年度業績測定期間にわたる株価の低迷を反映して、RTSR構成要素は支払いが25%となった。また、財務指標に対する業績を考慮すると、業績条件に基づいて受け取られる株式数は、合計で、業務執行役員会のための最大の機会の48%に相当する。CEOについては、3年間に業績条件に基づいて受け取られる株式数（以下、「支払水準」という。）は、その最大の機会の51%に相当し、部門及び機能の責任者については、支払水準は、個人の最大の機会の41%から65%の範囲である。付与日以降の株価変動の影響は、以下の図に示した通りであり、2019年度末時点の株価に基づく2017年度のLTI報奨の価値は、最大の機会の41%となっている。LTI報奨は、付与日から3年目、4年目及び5年目の応当日に3回の均等なトランシェで権利確定する。交付時における報奨の最終的な価値は、その後の株価の変動により、2019年度末における価値とは異なる場合がある。

2017年度のLTI報奨の権利確定



2017年度のLTI報奨：目標値に対する業績

業績基準	加重係数 ¹			目標業績水準	2019年度業績	支払水準 (最大の機会に対する割合)			
	CEO	部門責任者	機能責任者			0%	基準値 25%	目標値 80%	上限値 100%
相対的総株主利益率 (RTSR) ²	50%	50%	50%		11	25%			
CET1比率 ³ (%)	5%	5%	5%	12.9%	12.8%	76%			
CET1レバレッジ比率(%)	5%	5%	5%	3.9%	4.0%	94%			
コスト目標 ⁴ (百万スイス・フラン)	15%	20%	15%	17,239	16,697	100%			
部門の指標(平均)	25%	20%	25%			43%			
合計	100%	100%	100%			48%			

- (注1) 役割の性質により、当グループ及び部門の指標の加重係数は、英国PRAの重要なリスク・テイクアー（以下、「MRT」という。）として分類される業務執行役員については異なっている。
- (注2) RTSRは2017-2019年度の3年間の業績期間にわたり測定され、2019年度の結果は株式上場会社19社のうち11位である。
- (注3) CET1比率は、2017年度の目標値設定時には実施されていなかった銀行勘定の証券化に関する2018年発効のバーゼルIII規則の変更により生じた追加のリスク加重資産2.2十億スイス・フランを除外している。
- (注4) コスト目標は、調整後営業費用に基づいており、また、負債評価調整（DVA）関連ボラティリティ53百万スイス・フラン及び一定の会計処理の変更193百万スイス・フラン（2017年度にコスト目標が設定された時には実施されていなかったもの）を除外している。調整後業績は、当グループが報告した業績に含まれる一定の科目を控除した非GAAPの財務指標である。

補足情報

業務執行役員に対する報酬（監査済）

期中	給与及び役職手当	配当相当額 ¹	年金及びその他の給付 ²	固定報酬総額	STI報奨（非繰延） ³	STI報奨（繰延） ⁴	STI報酬総額	LTI報酬公正価値（繰延） ⁵	変動報酬総額	報酬総額 ^{6,7}
2019年度（百万スイス・フラン）										
17名	27.03	2.06	2.46	31.55	11.04	11.35	22.39	23.49	45.88	77.43
報酬総額に占める割合（%） ⁸				41%			29%	30%	59%	

うち、2019年度中の新任者及び 退任者（10名）	10.57	0.67	1.08	12.32	3.36	3.36	6.72	3.56	10.28	22.60
報酬総額に占める割合（％）				55%			30%	15%	45%	
うち、CEO：ティージャン・ティ アム	3.00	0.26	0.25	3.51	1.63	1.63	3.26	3.95	7.21	10.72
報酬総額に占める割合（％）				33%			30%	37%	67%	
2018年度（百万スイス・フラン）										
12名	26.35	0.77	2.08	29.20	15.10	15.46	30.56	33.73	64.29	93.49
報酬総額に占める割合（％） ⁸				32%			33%	35%	68%	
うち、CEO：ティージャン・ティ アム	3.00	0.00	0.35	3.35	2.47	2.47	4.94	4.36	9.30	12.65
報酬総額に占める割合（％）				26%			39%	35%	74%	

2019年度中に業務執行役員に就任した個人及び業務執行役員を退任した個人については、業務執行役員であった期間に関連する報酬、また、退任者については、それぞれの通知期間中の報酬が、上記の表に含まれている。

- (注1) 配当相当額は、実際の株式に支払われた配当に相当する額の現金で支払われた。
- (注2) その他の給付は、住宅手当、費用手当及び引越手当からなる。
- (注3) 2019年度のSTI非繰延報奨は、10.74百万スイス・フラン（2018年度は14.74百万スイス・フラン）の現金、並びにメイザース氏が2019年度及び2018年度中に英国PRAのMRTとして分類されたことにより規制上の要件に従うために同氏に対して譲渡制限付株式として付与された追加の0.30百万スイス・フラン（2018年度は0.36百万スイス・フラン）で構成されている。
- (注4) 2019年度のSTI繰延報奨は、10.89百万スイス・フラン（2018年度は14.93百万スイス・フラン）の繰延現金報奨、並びにメイザース氏が2019年度及び2018年度中に英国PRAのMRTとして分類されたことにより規制上の要件に従うために同氏に対して株式報奨として付与された0.46百万スイス・フラン（2018年度は0.53百万スイス・フラン）で構成されている。
- (注5) 付与日現在のLTI報奨の公正価値は、主要な国際会計事務所の一つにより適用される確率論的評価手法を用いて決定される。
- (注6) 業務執行役員に支給される報酬総額について、当グループは、居住地及び雇用形態に応じて各業務執行役員に適用される社会保障法に基づき課される雇用者の義務である社会保障拠出金を補填するために、2019年度に3.3百万スイス・フラン（2018年度は3.2百万スイス・フラン）を支払った。当該拠出金は、業務執行役員の報酬の一部とみなされない。
- (注7) 保証された賞与、サインオン又は代替報奨は、2019年度及び2018年度について業務執行役員に支払われなかった。
- (注8) 変動報酬は、2019年度においては報酬総額の37%から82%、2018年度においては52%から81%の範囲であった。

旧業務執行役員（監査済）

2019年度については、クレディ・スイスを退社した旧業務執行役員に対して、いかなる報酬支払いも行われなかった。これは、2018年度も同様であった。さらに、競合禁止に関する取決めに基づく旧業務執行役員に対する支払いはなかった。旧業務執行役員の一部は、業務執行役員を退任した後、クレディ・スイス内で他の役割を引き受けた。当グループに対してもはや業務の提供を行っていない当グループの最高業務執行機関の旧委員の一部は、オフィス設備及び秘書業務の提供を受ける権利を依然として有している。これらのサービスは既存の資源に基づくものであり、日常的には使用されていない。

2019年の年次株主総会で承認された業務執行役員報酬の利用

2019年の年次株主総会において、株主は、2019年の年次株主総会から2020年の年次株主総会までの間に、業務執行役員に対して支払われる固定報酬総額上限を31.0百万スイス・フランとすることを承認した。固定報酬には、基本給、役職手当、配当相当額、年金及びその他の給付が含まれる。過剰報酬規則に従って、かつ当社定款に記載される通り、報酬が既に株主により承認されている期間中に新たな者が業務執行役員会に加わった場合又は業務執行役員が昇進した場合、既に承認された総額のさらに30%を当該者の報酬に使用することができる。この追加金額のうち、約0.6百万スイス・フランは、新業務執行役員であるアンドレ・ヘルフェンシュタインの基本給の一部及び新任CEOであるトーマス・ゴットシュタインの基本給の増額の資金として使用される。詳細な金額は、2020年の報酬報告書において開示される。2020年の年次株主総会の時点までに、総額約31.6百万スイス・フランが業務執行役員に対して支払われており、うち27.15百万スイス・フランは2019年の年次株主総会の時点

で業務執行役員であった個人に関連し、4.4百万スイス・フランは2019年の年次株主総会の後及び2020年初旬に業務執行役員となった個人に関連している。

また、2019年の年次株主総会において、株主は、2019年会計年度に業務執行役員に付与されるLTI報酬を、付与時の公正価値30.2百万スイス・フラン及び対応する最大の機会57.5百万スイス・フランで承認し、この金額がその後業務執行役員に支給された。各業務執行役員が受け取る2019年度のLTI報奨の金額は、3年間の業績期間の完了後にのみ決定することができる。

株式報奨の現金決済

業務執行役員は、最低株式保有要件に従い、事前に決定された決済前の特定日において、権利確定済の株式報奨を、株式、現金又は株式50%及び現金50%で受領することを選択することを認められており、いずれの場合も、決済時の当グループの株価に基づき算定される。現金による受領を選択した場合でも、決済時点の当グループの株価が、選択時点の当グループの株価の75%を下回った場合には、当該選択を取り消すことができる。決済の時期及び価格は、以前の報奨制度及び非業務執行役員の制度に基づくものと同様となる。

契約期間、終了及び経営権の変更に關する規定

すべての業務執行役員は、当グループと雇用契約を締結しており、当該契約は終了するまで有効である。当グループ又は各業務執行役員のいずれかによる雇用関係を終了するための標準的な通知期間は6ヶ月である。業務執行役員は、1年を上限とする競合禁止期間に拘束されることがあり、この期間について相互合意により報酬を受けることができる。雇用終了の場合、業務執行役員に対して通知期間中に支給される通常の報酬以外の退職金の支払いを認める契約上の規定は存在しない。雇用関係の終了が任意であるか、強制であるか、相互合意によるものか又は経営権の変更の結果によるものであるかによって、未払繰延報酬の支払いについて、業務執行役員を含む全従業員に適用される所定の支払条件が適用される。正当事由による終了の場合、繰延報酬及び未払報奨は失権となる。当グループのその他の従業員に通常提供されない、雇用終了に関するその他の種類の支払い又は給付を定めた業務執行役員との契約、合意又は取決めは存在しない。

経営権の変更の場合、業務執行役員を含むすべての従業員に対する未払報奨の取扱い、状況及び市場の実勢に従い、株主の利益を最大限とする目的で、報酬委員会の提案に基づき取締役会により決定される。業務執行役員の雇用契約又はその他の事前に決定された取決めには、経営権の変更の場合に、特別退職金又は取引プレミアムを含む、いかなる種類の臨時給付を支払うことを求める規定も存在しない。

その他の未払報奨

2019年12月31日現在、過年度において一部の業務執行役員に付与された未払繰延現金報奨は、キャピタル・オポチュニティ・ファシリティ、コンティンジェント・キャピタル報奨（以下、「CCA」という。）、繰延現金支給制度（以下、「DCAP」という。）及び繰延STI現金報奨からなる。かかる現金報奨の付与日現在における累積価値は、2019年12月31日現在の価値が39.8百万スイス・フランであったのに対し、38.8百万スイス・フランであった。これらの金額には、各付与日及び2019年12月31日現在の権利未確定の株式報奨に関連する配当相当額の現金価値も含まれる。

最低株式保有要件

2019年12月31日現在、CEO及び業務執行役員は、2019年2月に業務執行役員となった1名を除き、その全員が、それぞれ500,000株及び300,000株の最低株式保有要件を満たしていた（所有株式数に、実際の達成水準（3年間の業績期間の終了時に達している報奨の場合）又は最大の機会（3年間の業績期間の終了時に達していない報奨の場合）に基づいて計算された権利未確定の報奨数を加算した数値に照らして測定されている。）。CEO及

び業務執行役員は、それぞれの支給株式に対する納税義務を履行するために必要な場合を除き、最低株式保有要件を満たすまでは株式の売却を認められていない。

業務執行役員の繰延株式報奨の個人別による保有数及び価値

期末	保有株式数 ¹	権利未確定株式 報奨数 ²	保有株式及び権 利未確定株式報 奨数	付与時の権利未確定 報奨価値 (最大の機会の場合) (スイス・フラン) ³	12月31日現在の権利 未確定報奨の価値 (公正価値による) (スイス・フラン) ⁴
2019年度					
ティージャン・ティアム	66,422	1,303,823	1,370,245	19,084,599	10,833,091
ロメオ・チェルッティ	323,165	458,513	781,678	6,750,770	3,820,259
ブライアン・チン	494,030	1,430,886	1,924,916	20,368,149	11,843,258
トーマス・P・ゴットシュタイン	150,214	672,361	822,575	9,574,478	5,530,279
リディ・ハドソン	26,175	295,386	321,561	3,739,373	2,832,024
デイビッド・R・メイザース	84,360	1,029,891	1,114,251	13,509,668	9,392,954
デヴィッド・ミラー	-	734,280	734,280	10,240,437	8,888,164
アントワネット・ボスチャン	123,318	139,024	262,342	1,693,270	1,302,361
ヘルマン・シトハン	264,737	1,007,352	1,272,089	14,683,925	8,198,365
ジェームス・B・ウォーカー	100,153	317,330	417,483	4,181,205	3,834,492
ララ・J・ワーナー	-	786,568	786,568	11,361,535	6,138,554
フィリップ・ペーレ	21,540	364,059	385,599	4,735,987	3,862,390
合計	1,654,114	8,539,473	10,193,587	119,923,396	76,476,192
2018年度					
ティージャン・ティアム	64,302	990,706	1,055,008	16,430,736	6,923,084
ジェームズ・L・アミン	426,726	1,046,190	1,472,916	17,300,812	7,049,362
ビュール・オリヴィエ・ブウェ	74,079	512,085	586,164	8,287,028	4,019,900
ロメオ・チェルッティ	269,373	389,685	659,058	6,423,655	2,734,410
ブライアン・チン	431,274	1,137,731	1,569,005	18,494,683	8,600,260
ピーター・ゴアーク	21,953	342,324	364,277	5,655,877	2,438,237
トーマス・P・ゴットシュタイン	118,976	402,042	521,018	6,752,150	2,831,436
イクバル・カーン	70,060	519,389	589,449	8,757,970	3,530,037
デイビッド・R・メイザース	84,360	793,632	877,992	13,180,647	5,973,132
ヨアヒム・エクスリン	61,092	406,852	467,944	6,771,566	2,779,441
ヘルマン・シトハン	264,737	822,060	1,086,797	13,497,946	5,857,016
ララ・J・ワーナー	2,036	469,641	471,677	7,989,249	3,102,330
合計	1,888,968	7,832,337	9,721,305	129,542,319	55,838,645

(注1) 当初繰延報酬として付与され、権利確定した株式を含む。

(注2) 実際の業績指標の達成水準とそれに関連する権利未確定の株式数は業績期間が終了するまで決定できないことから、3年間の業績期間の終了時に達していない報奨に対する最大の機会に基づいて算定されたLTIの機会から生じる権利未確定の株式を含んでいる。3年間の業績期間の終了時に達したLTI報奨については、権利未確定の株式数は、業績目標水準の達成に基づく実際に受け取られた株式数を反映している。

(注3) 権利未確定の報奨数に付与時の株価を乗じた金額に基づいて決定されている。

(注4) 権利未確定のLTIの機会の価値を含む。3年間の業績期間の終了時に達しているLTI報奨については、価値は権利確定の資格のある実際の株式数に基づいている。3年間の業績期間の終了時に達していないLTI報奨については、付与時の公正価値による株式数に年度末における株価を乗じた金額に基づいて決定される。

業務執行役員の未払繰延報奨

期中／期末	2018年度 未現在の 未払合計	2019年度 における 付与 ¹	2019年度 における 支払い	事後の顕 在的調整	事後の潜 在的調整	2019年度 未現在の 未払合計	事後の顕 在的調整 を受ける 割合 (%)
業務執行役員（百万スイス・フラン）							
CCA	7	2	(2)	-	1	8	100%
繰延現金報奨 ²	13	13	(3)	(2)	-	21	100%
株式報奨 ³	78	56	(7)	(23)	13	117	100%
業績株式報奨	8	5	(5)	-	2	10	100%
CCA株式報奨	9	-	(11)	-	2	-	100%
合計	115	76	(28)	(25)	18	156	

(注1) 業務執行役員に就任する前に業務執行役員に付与された報奨を含む。

(注2) STI報奨の繰延現金部分を含む。

(注3) 最大の機会の場合の2017年度、2018年度及び2019年度のLTIの機会の未払分を含む。

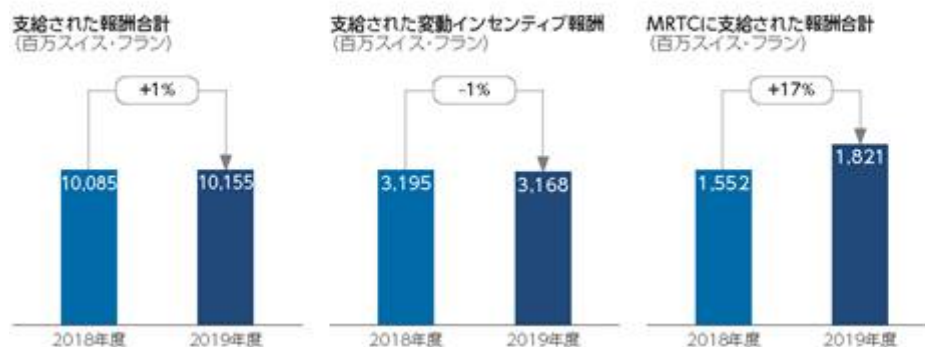
業務執行役員に対する貸付金（監査済）

業務執行役員に対する貸付金残高の大部分が、抵当貸付又は有担保の貸付金である。かかる貸付は、当グループの従業員給付制度に基づいて従業員に提供されるものと同一の条件で行われている。当社定款に基づき、各業務執行役員は、最大20百万スイス・フランの個別の信用枠又は貸付金を利用することができる。2019年、2018年及び2017年の各年の12月31日の時点で、業務執行役員に対する貸付残高は、それぞれ32百万スイス・フラン、33百万スイス・フラン及び26百万スイス・フランであった。2019年度期首及び期末現在に借入残高を有する個人は、それぞれ8名及び5名であり、借入残高が最も多かったのはシトハン氏の17百万スイス・フランであった。

業務執行役員に対するすべての抵当貸付は、一定期間の変動金利又は固定金利で貸し付けられる。通常、抵当貸付は10年以内の期間で行われる。適用金利は借換コスト及びマージンに基づき適用され、金利及びその他の条件は、他の従業員に適用されるものと同一である。有担保の貸付金は他の従業員に適用される当該貸付金の金利及び条件で付与される。業務執行役員に対しても、他の従業員と同様の信用審査及びリスク審査の手続が適用される。別段に記載されない限り、業務執行役員に対するすべての貸付金は、通常業務の一環として、その時点で他者との類似の取引において一般的に適用される、実質的に同様の金利及び担保を含む条件に基づき、また、当グループのすべての従業員に適用される条件を考慮して行われた。これらの貸付金は、回収可能性に関する通常以上のリスクを含まず、その他の不利な特徴を示すものでもなかった。

(b) 当グループの報酬

2019年度の報酬の結果



(注1) 付与日現在のLTI報奨の公正価値は、主要な国際会計事務所の一つにより適用される確率論的評価手法を用いて決定される。

支給された変動インセンティブ報酬

2019年度について、報酬委員会は、当グループの全体的な変動インセンティブ報酬プールを3,168百万スイス・フランとすることを提案し、取締役会により承認された。この金額は、前年度と比較して1%減であった。当グループの財務業績は、リストラクチャリング期間の完了以来、大幅に改善してきたが、報酬委員会は、比較対象企業と比較した相対的業績、市場ポジション及び市場動向、並びにリスク、コントロール、コンプライアンス、並びに行動及び倫理の検討といったその他の幅広い要因の検討も行った。報酬委員会は、インベストラボのファンド・プラットフォームのオールファンズ・グループへの譲渡からの収益及び当グループのSIXグループAGに対する持分投資の再評価に関連する利益の非経常的な性質も考慮した。厳しい市場環境、貿易摩擦の高まり及び地政学的な不確実性の増大があったものの、事業は好調であった。これらの達成にかかわらず、報酬委員会は、利益及び収益性を保護するため、また株主と従業員との間のより均衡のとれた利益分配を達成するために、当グループの変動インセンティブ報酬プールを前年度から1%減少させると決定した。支給された変動インセンティブ報酬の約54%は繰り延べられ、将来の期間においてかつ将来の勤務、業績並びにマルス基準及びその他の制限条項を条件として支出される。

未払パフォーマンス株式報奨に対するマイナス調整

2019年度にインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門が報告した法人税等控除前損失を考慮して、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門に所属している間に当該報奨を受領した従業員が現在保有する未払パフォーマンス株式報奨については、総額約7百万スイス・フランの下方調整がなされている。

重要なリスク・テイカー及び経理管理者（以下、「MRTC」という。）に対して支給された報酬

MRTCに対して支給された報酬総額は、2018年度の1,552百万スイス・フランに対して、2019年度は1,821百万スイス・フランであった。これは主に、MRTCとして分類される従業員の数が2018年度の1,030名から1,444名に増加した結果である。MRTCの人数の増加は主に、ウェルス・マネジメント関連事業において上級リレーションシップ・マネージャー（特に超富裕層セグメント内の者又はクロスボーダーの顧客を抱える者）が含まれたことによるものであった。

支給された報酬総額

	2019年度			2018年度		
	無制限	繰延	合計	無制限	繰延	合計
固定報酬（百万スイス・フラン）						
給与	5,241	108	5,349	5,235	99	5,334
社会保障	642	-	642	652	-	652
その他 ¹	786	-	786	748	-	748
固定報酬合計	6,669	108	6,777	6,635	99	6,734
変動インセンティブ報酬（百万スイス・フラン）						
現金	1,433	-	1,433	1,555	-	1,555
株式報奨	37	626	663	35	638	673
パフォーマンス株式報奨	-	553	553	-	532	532
コンティンジェント・キャピタル報奨	-	268	268	-	299	299
繰延現金報奨	-	251	251	-	136	136
変動インセンティブ報酬合計	1,470	1,698	3,168	1,590	1,605	3,195
その他の変動報酬（百万スイス・フラン）						
退職報奨	98	-	98	34	-	34
慰留報奨	-	40	40	-	25	25
その他 ²	19	53	72	23	74	97
その他の変動報酬合計	117	93	210	57	99	156
支給された報酬合計（百万スイス・フラン）						
支給された報酬合計	8,256	1,899	10,155	8,282	1,803	10,085
うち保証された賞与	26	34	60	26	33	59

過年度は、当事業年度の表示に一致させるため組み替えられている。給与には役職手当が含まれる。

(注1) 年金及びその他の退職後費用が、2019年度及び2018年度にそれぞれ437百万スイス・フラン及び411百万スイス・フラン含まれている。

(注2) 過去の雇用主によって取り消された繰延報奨の同等の公正価値を従業員に補償するための代替報奨、及びサインオン支払金が含まれている。

変動インセンティブ及びその他の報酬を支給された従業員数

	2019年度			2018年度		
	MRTC ¹	その他従業員	合計	MRTC ¹	その他従業員	合計
変動インセンティブ報酬を支給された従業員数						
変動インセンティブ報酬	1,398	41,827	43,225	1,003	41,210	42,213
うち現金	1,211	41,232	42,443	977	40,996	41,973
うち株式報奨	1,277	5,796	7,073	944	6,004	6,948
うちパフォーマンス株式報奨	1,297	823	2,120	952	873	1,825
うちコンティンジェント・キャピタル報奨	1,262	4,644	5,906	933	4,843	5,776
うち繰延現金報奨	245	796	1,041	69	431	500

その他の変動報酬を支給された従業員数						
退職報奨	27	764	791	1	217	218
慰留報奨	17	35	52	5	50	55
保証された賞与	7	123	130	4	129	133
その他 ²	34 ³	556	590	29 ³	542	571

過年度は、当事業年度の表示に一致させるため組み替えられている。それぞれ2019年12月31日及び2018年12月31日に在任していた業務執行役員を除く。

(注1) スイス国外の法域の規制要件に従ってMRTCとして分類された可能性のある個人、特に米国連邦準備制度により対象従業員として分類されたグローバル・マーケット部門及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門内の米国拠点の収益産出者を除く。

(注2) 過去の雇用主によって取り消された繰延報奨の同等の公正価値を従業員に補償するための代替報奨、及びサインオン支払金が含まれている。

(注3) 2019年度及び2018年度について、サインオン支払金がそれぞれ8名及び5名のMRTCに対して支払われた。

重要なリスク・テイカー及び経理管理者に支給された報酬						
	2019年度			2018年度		
	無制限	繰延	合計	無制限	繰延	合計
固定報酬 (百万スイス・フラン)						
固定報酬合計 ¹	640	57	697	514	58	572
変動インセンティブ報酬 (百万スイス・フラン)						
現金	228	–	228	230	–	230
株式報奨	37	205	242	35	192	227
パフォーマンス株式報奨	–	357	357	–	328	328
コンティジェント・キャピタル報奨	–	136	136	–	128	128
繰延現金報奨	–	90	90	–	40	40
変動インセンティブ報酬合計	265	788	1,053	265	688	953
その他の変動報酬 (百万スイス・フラン)						
退職報奨	9	–	9	1	–	1
慰留報奨	–	37	37	–	6	6
その他 ²	2 ³	23	25	4 ³	16	20
その他の変動報酬合計	11	60	71	5	22	27
支給された報酬合計 (百万スイス・フラン)						
支給された報酬合計	916	905	1,821	784	768	1,552
うち保証された賞与	1	5	6	1	3	4

過年度は、当事業年度の表示に一致させるため組み替えられている。それぞれ2019年12月31日及び2018年12月31日に在任していた業務執行役員を除く。2019年度及び2018年度についてMRTCに支給された報酬総額のうち、それぞれ50%及び49%が繰り延べられた。2019年度及び2018年度についてMRTCに支給された変動インセンティブ報酬総額のうち、それぞれ75%及び72%が繰り延べられた。

(注1) 2019年度及び2018年度について固定報酬を受領するMRTCの数は、それぞれ1,444名及び1,030名であった。

(注2) 過去の雇用主によって取り消された繰延報奨の同等の公正価値を従業員に補償するための代替報奨、及びサインオン支払金が含まれている。

(注3) 2019年度及び2018年度について、MRTCに対して支払われたサインオン支払金は、総額でそれぞれ1百万スイス・フラン及び1百万スイス・フランであった。

当グループの報酬費用

当年度の損益計算書において認識される報酬費用には、給与、役職手当、変動報酬、給付及び報酬に対する雇用主負担税金が含まれる。変動報酬費用は、当年度の変動現金報酬及び過年度に付与された繰延報奨の償却を反映している。

当グループの報酬費用						
	2019年度			2018年度		
	現行報酬	繰延報酬	合計	現行報酬	繰延報酬	合計
固定報酬費用 (百万スイス・フラン)						
給与	5,241	102 ¹	5,343	5,235	85 ¹	5,320

社会保障 ²	642	-	642	652	-	652
その他 ³	786	-	786	748	-	748
固定報酬費用合計	6,669	102	6,771	6,635	85	6,720
変動インセンティブ報酬費用（百万スイス・フラン）						
現金	1,433	-	1,433	1,555	-	1,555
株式報奨	37	590 ⁴	627	35	514 ⁴	549
パフォーマンス株式報奨	-	438	438	-	382	382
コンティンジェント・キャピタル報奨	-	308	308	-	154	154
コンティンジェント・キャピタル株式報奨	-	(1)	(1)	-	2	2
キャピタル・オポチュニティ・ファシリ ティ報奨	-	8	8	-	12	12
繰延現金報奨 ⁵	-	310	310	-	136	136
変動インセンティブ報酬費用合計	1,470	1,653	3,123	1,590	1,200	2,790
その他の変動報酬費用（百万スイス・フラン）						
退職報奨	98	-	98	34	-	34
慰留報奨	-	22	22	-	54	54
その他 ⁶	22	-	22	22	-	22
その他の変動報酬費用合計	120	22	142	56	54	110
報酬費用合計（百万スイス・フラン）	8,259	1,777	10,036	8,281	1,339	9,620

過年度は、当事業年度の表示に一致させるため組み替えられている。給与には役職手当が含まれる。当グループの戦略レビューに関連するリストラクチャリング費用は別途開示されており、報酬費用合計の一部ではなかった。2018年度においては、リストラクチャリング費用には1,647名の従業員に関連する現金退職費用169百万スイス・フランが含まれている。

(注1) 現金報奨に関連する繰延固定現金報酬費用が、2019年度及び2018年度にそれぞれ102百万スイス・フラン及び85百万スイス・フラン含まれている。

(注2) 従業員の強制社会保障のうち、当グループの負担部分を表す。

(注3) 年金及びその他の退職後費用が、2019年度と2018年度にそれぞれ437百万スイス・フラン及び411百万スイス・フラン含まれている。

(注4) 2019年度及び2018年度に付与された代替株式報奨に関連する報酬費用がそれぞれ10百万スイス・フラン及び22百万スイス・フラン含まれている。

(注5) 2019年度及び2018年度に付与された代替現金報奨に関連する報酬費用がそれぞれ4百万スイス・フラン及び9百万スイス・フラン含まれている。

(注6) サインオン支払金が含まれている。

当グループの未認識の見積報酬費用

以下の表は、2019年度及び過年度について付与され2019年12月31日現在未払であった繰延報奨についてのまだ損益計算書を通じて認識されていない見積報酬費用を、2018年度の比較情報とともに示したものである。これらの見積りは、関連する業績基準の現在見積もられる結果及び見積もられる将来の失権を考慮に入れた、付与日における各報奨の公正価値に基づいている。将来の値洗い調整については、いかなる見積りも含まれていない。

当グループの未認識の見積報酬費用						
	繰延報酬		2019年度	繰延報酬		2018年度
	2019年度 分	前年度の 報奨分	合計	2018年度 分	前年度の 報奨分	合計
未認識の見積報酬費用（百万スイス・フラン）						
株式報奨	596	477 ¹	1,073	629	452 ¹	1,081
パフォーマンス株式報奨	519	193	712	521	167	688
コンティンジェント・キャピタル報奨	257	165	422	273	141	414
繰延現金報奨	251	181 ²	432	136	161 ²	297
慰留報奨	-	48	48	-	32	32
未認識の見積報酬費用合計	1,623	1,064	2,687	1,559	953	2,512

過年度は、当事業年度の表示に一致させるため組み替えられている。

(注1) 過年度に関連しない2019年度及び2018年度に新従業員に付与された代替株式報奨に関連する未認識の見積報酬費用がそれぞれ28百万スイス・フラン及び38百万スイス・フラン含まれている。

(注2) 過年度に関連しない2019年度及び2018年度に新従業員に付与された代替現金報奨に関連する未認識の見積報酬費用がそれぞれ11百万スイス・フラン及び13百万スイス・フラン含まれている。

未払繰延報奨の価値の変化

従業員は、潜在的及び顕在的の両方の価値変化により、権利確定期間における繰延報奨の価値の変化を経験する。潜在的な価値変化は、当グループの株価の変化、CCAの価値の変化及び為替レートの変動といった市場要因による影響を主に反映している。顕在的な価値変化は、パフォーマンス株式報奨におけるマイナスの業績、失権、又はすべての繰延報奨におけるマルス規定に関連する条件により発動されるリスク調整を反映している。報奨の最終価値は、決済時にのみ決定される。

以下の表は、2018年度末及び2019年度末時点の未払繰延報奨の比較を提供しており、事後の潜在的調整及び事後の顕在的調整による変化の値を示している。2019年度については、未払繰延報奨の価値における変化は、主として、主に当グループの株価の変化、為替レートの変動及びCCAの価値の変化による潜在的な調整によるものである。

未払繰延報奨		2018年度	2019年度	2019年度	事後の顕	事後の潜	2019年度	事後の顕
期中／期末		末現在の	における	における	在的調整	在的調整	末現在の	在的調整
		未払合計	付与	支払い			未払合計	割合
								(%)
当グループ (百万スイス・フラン) ¹								
CCA	現金ベース	547	286	(170)	(21)	105	747	100%
繰延現金報奨 ²	現金ベース	276	103	(132)	(4)	(2)	241	100%
株式報奨 ²	株式ベース	898	811	(491)	(71)	301	1,448	100%
業績株式報奨	株式ベース	557	534	(306)	(33)	196	948	100%
CCA株式報奨	株式ベース	36	-	(44)	(1)	10	1	100%
合計		2,314	1,734	(1,143)	(130)	610	3,385	
重要なリスク・テイカー及び経理管理者 (MRTC) (百万スイス・フラン) ³								
CCA	現金ベース	246	152	(65)	-	21	354	100%
繰延現金報奨 ²	現金ベース	87	63	(42)	-	-	108	100%
株式報奨 ²	株式ベース	294	307	(160)	(11)	102	532	100%
業績株式報奨	株式ベース	315	341	(155)	(5)	118	614	100%
CCA株式報奨	株式ベース	10	-	(12)	-	3	1	100%
合計		952	863	(434)	(16)	244	1,609	

(注1) 2019年12月31日に在任していたMRTC及び業務執行役員を含む。

(注2) 慰留報奨を含む。

(注3) 2019年12月31日に在任していた業務執行役員を除く。

補足情報

均等な報酬機会

クレディ・スイスは、いかなる形態の差別、特に民族、国籍、性別、性的志向、性同一性、宗教、年齢、婚姻暦若しくは家族状況、妊娠、障害、又は地域法により保護されるその他の身分に基づく差別も許容しない。当グループは、ダイバーシティ&インクルージョンを成功の原動力として認識し、評価している。当グループの方針及び慣行は、公正な文化を支えるものであり、報酬の決定を含む雇用関連の決定は、個人の資質、業績及び行動、又は当グループ若しくは個人の部門及び部署の収益性、並びに当グループの戦略的ニーズといった他の正当な事業上の考慮事項に基づいて行われる。公正な報酬に対する当グループの長期的なコミットメントと一貫して、報酬委員会は、より注意が必要な潜在的分野を特定するために当グループの報酬慣行を定期的に見直す。内部的には、当グループは、インクルーシブな文化を育て、既存の柔軟な労働機会を拡大し、従業員のプロセスにおける潜在的な無意識の偏見に対処することに尽力している。外部的には、当グループは、業界全体のより上級レベルでの性別多様性及び金融サービスにおける女性のキャリア機会の拡大を促進するための多くのイニシアチブにおいて積極的なパートナーとなっている。

株主持分に対する株式報酬の影響

一般的に、株式報酬の税引前ベースでの損益計算書上の費用認識は、株主資本に対して中立の影響を及ぼす。費用認識による株主持分の減少は、株式の交付義務によって相殺されるが、かかる義務は対応する金額による資本の増加として認識されるためである。株主資本には、払込剰余金として、費用計上及びその後の株式報酬の決済に関連する税務上の便益が含まれる。

2017年度以降は、当グループは、市場で株式を購入することにより株式交付義務を履行している。当グループは、2019年度中もこの慣行を維持しており、市場での購入を通じて将来の株式交付義務に対応し続ける意向である。

未払株式報酬

2019年度末現在、183.0百万個の未払株式報酬があり、うち110.5百万個は株式報酬、72.4百万個はパフォーマンス株式報酬、0.1百万個はCCA株式報酬である。

後発活動

2020年度初旬に、当グループは、2019年度の業績に関して新たな株式報酬約57.9百万個及び新たなパフォーマンス株式報酬約50.7百万個を付与した。さらに、当グループは、当グループの報酬方針に従い、CCAの形式による繰延変動インセンティブ報酬268百万スイス・フランを支給した。

2020年度上半期に、当グループは、過年度からの繰延報酬71.8百万個を決済する予定であり、うち44.9百万個は株式報酬、26.8百万個はパフォーマンス株式報酬、0.1百万個はCCA株式報酬であった。当グループは、市場での購入によりこの交付義務を履行する予定である。

当グループの報酬の枠組み

現在の当グループ従業員の報酬の枠組みの主要要素及び各種の従業員カテゴリーへの適用方法は、以下に記載される通りである。

基本給

全従業員は、基本給の支払いを受ける。給与の水準は、個人の技能、資格及び関係する専門知識、役割により要求される責任並びに外部の市場要因に基づく。

役職手当

役職手当は、英国の規制要件に基づくPRAの重要なリスク・テイカー（MRT）又はその他のEU規制要件に基づく重要なリスク・テイカーとして特定される一定の従業員に対して支給される固定報酬の構成要素である。これらの役職手当は、個人の役割及び組織上の責任に基づき決定される。役職手当は、CRD IV及び自己資本要求規則により要求される変動インセンティブ報酬の上限の計算においては固定報酬とみなされる。DCAPは、主に南北アメリカにおいて使用される役職手当の形式である。

変動インセンティブ報酬

2019年度については、変動インセンティブ報酬は現金で支払われた。ただし、ある従業員に対して2019年度に与えられた報酬総額が250,000スイス・フラン若しくは現地通貨相当額以上、又は報酬総額が米ドル建ての従業員については250,000米ドル以上である場合には、一部は現金で支払われ、残額は後日に権利確定するものとして繰り延べられた。

一般的に、従業員はその変動インセンティブ報酬の現金部分を、付与日に近い通常の給与決済日に受領する。CRD IVの要件に従うため、EU域内の一定の当グループ子会社について重要なリスク・テイカーの役割を有する従業員は、現金で支払われたであろう変動インセンティブ報酬の非繰延部分の50%について株式を受領する。これらの株式は、付与日に権利確定するが、譲渡制限に従い、12ヶ月間は譲渡禁止である。

2019年度については、17.5%から85%の範囲の繰延率による1つのグローバルな繰延表が存在していた。2019年度について現金で支払われた変動インセンティブ報酬の金額は、従業員1名当たり2百万スイス・フラン若しくは現地通貨相当額（又は報酬総額が米ドル建ての従業員については2百万米ドル）が上限とされた。

従業員カテゴリー別の報酬構成要素

従業員カテゴリー	報酬総額				
	固定報酬	変動報酬			
		繰延報酬			
	基本給	現金	株式報酬	パフォーマンス 株式報酬	コンティンジェント・ キャピタル報酬
マネージング・ディレクター及び MRTCに該当するディレクター			30%	50%	20%
その他のディレクター			80%		20%
その他のMRTC			50%	50%	
その他、報酬総額が250,000スイス・フラン／米ドル 以上の従業員			100%		
報酬総額が250,000スイス・フラン／米ドル 未満の従業員					

(注1) 繰延報酬は、報酬総額が250,000スイス・フラン／米ドル以上の従業員に適用される。

繰延報酬：主要な特徴

報酬	交付 ¹	権利確定期間 ¹	業績条件
株式報酬	- 各報酬当たり1記名式株式。 - 配当相当額（交付時に支払い）。	3年間（比例按分による権利確定）。 - リスク・マネージャー²については5年間（比例按分による権利確定）。 - シニア・マネージャー³については7年間（3年目の応当日から5年間の比例按分による権利確定）。	追加の業績条件なし。
パフォーマンス 株式報酬	- 各報酬当たり1記名式株式。 - 配当相当額（交付時に支払い）。	3年間（比例按分による権利確定）。 - リスク・マネージャー²については5年間（比例按分による権利確定）。 - シニア・マネージャー³については7年間（3年目の応当日から5年間の比例按分による権利確定）。	- 未払報酬の残額全額に対して業績条件が適用される。 - 従業員が2019年12月31日現在勤務していた部門による部門損失⁴の場合、又は当グループの自己資本利益率（以下、「RoE」という。）がマイナスの場合には、調整額が大きい方のマイナス調整が適用される。 - コーポレート機能及びコーポレート・センターの従業員については、当グループのRoEがマイナスの場合にのみマイナス調整が適用される。
コンティン ジェント・ キャピタル 報酬	- 決済時に、CCAの公正価値に基づくコンティンジェント・キャピタル商品又は現金の支払い。 - 決済前には、利息相当額の半年ごとの現金支払いを受ける条件付権利。 - 時期及び決済時の分配形態は、スイス金融市場監督庁（FINMA）による承認を条件とする。	3年間（一括型権利確定） - リスク・マネージャー²については5年間（一括型権利確定） - シニア・マネージャー³については7年間（一括型権利確定）	- 決済前において、以下の場合には元本金額がゼロに減額され失権する。 - 当グループの報告上のCET1比率が7%を下回った場合。 - FINMAが、いずれの場合も当グループが支払不能となり又はその他による破綻することを防止するために、CCA及びその他類似のコンティンジェント・キャピタル商品の消却が必要であるか、又は当グループが公共部門の資本支援を必要とすると決定した場合。

(注1) 一定の法域の個人は、現地の法的要件又は規制要件に従うために、ここに記載されるもの以外の条件に服する可能性がある。

(注2) リスク・マネージャーは、当グループの英国事業体についてリスク負担又は重要なリスク機能を管理又は監督する責任を負うと特定される個人として定義された英国PRAのMRTのサブセットである。

- (注3) シニア・マネージャーは、当グループの英国事業の戦略的方向性に対して最大の影響力を有し、また関連する英国事業体についてPRA及び英国金融行為規制機構の指定上級管理機能及び「指定責任」の1つ以上を遂行する個人として定義された英国PRAのMRTのサブセットである。
- (注4) 「パフォーマンス株式報奨の潜在的な下方調整」を参照。

パフォーマンス株式報奨の潜在的な下方調整

以下の表に記載される通り、パフォーマンス株式報奨は、部門損失の場合にはマイナス調整を受ける可能性がある。潜在的なマイナス調整の金額は、以下の表に記載される通りである。

部門に損失が発生した場合の下方調整	
部門の法人税等控除前損失 (十億スイス・フラン)	報酬残高に対する 下方調整 (%)
1.00	15
2.00	30
3.00	45
4.00	60
5.00	75
6.00	90
6.67	100

競争力のあるベンチマーキング

当グループは市場からの情報に基づく競争力のある報酬水準を目指して努力しているため、経済環境及び競争環境の評価は、報酬プロセスの重要な要素である。地域差を考慮に入れて、関係する比較対象企業に対して報酬水準のベンチマーキングを行うために、社内の専門知識及び報酬コンサルティング会社のサービスが使用される。報酬委員会は、競合他社の業績及び支払動向を含む業界及び市場の動向について、独立した報酬アドバイザーから定期的な報告書の提供を受けている。当グループの比較対象企業ベンチマーキングのために検討される中核グループは、バンク・オブ・アメリカ、バークレイズ、シティグループ、ドイツ銀行、ゴールドマン・サックス、JPモルガン・チェース、モルガン・スタンレー及びUBSである。具体的なベンチマーキングには、適切な場合には、事業分野又は地理的所在地により他の比較対象企業が含まれることがある。

ヨーロッパ及び地域の慣行の検討のため、報酬委員会は、大きさ、規模、業務の世界的範囲及び経済的影響力におけるクレディ・スイスとの比較可能性に基づいて選定されたヨーロッパに本社を置く多国籍企業の業界横断的な比較対象企業グループも参照している。上記に既に挙げた会社及び業務執行役員LTIのRTSR比較対象企業グループの一部として含まれるものに加えて、業務執行役員報酬のために検討される比較対象企業には、アストラゼネカ、バイエル、コメルツ銀行、クレディ・アグリコル、ダンスケ銀行、グラクソ・スミスクライン、HSBC、ロイズ・バンキング・グループ、メルクKGaA、ナティクシス、ノバルティス、ロシュ及びユニクレディットが含まれる。

リスク及びコントロールの重視

リスク及びコントロールの検討は、業績評価及び報酬プロセスの不可欠な部分である。これにより、当グループの報酬に対するアプローチが、リスク及び内部統制に係る事項の重視を含み、過剰なリスク負担を抑止するよう確保される。当グループのコーポレート機能（リスク所管、コンプライアンス、ジェネラル・カウンセル、人事、内部監査及び商品管理を含む。）の上級経営陣は、当グループのリスク及びコントロールの文化の評価に関連する、当グループ全体にわたる規制、監査、懲戒及びリスクに係る問題又は動向の包括的フィードバックを報酬委員会に提供する。年度のリスク及び行動の評価基準に対して部門が評価され、統合された結果が報酬委員会及びCEOに提示される。これらの評価に基づき、報酬委員会は、CEOにより提案された部門のプール水準に対する調整を承認することができる。

リスクの検討とは別に、懲戒事由も報酬の決定に影響を与える可能性がある。CEBは、すべての懲戒事由をレビューし、コントロール機能からの代表者を含む勧告チームにより提案された懲戒的罰則について決定を下す。CEBは、当グループ全体レベルのほか、各事業部門及びコーポレート機能全体についても設けられている。当グ

ループのCEBは、適用された罰則が当グループのリスク選好、市場慣行及び規制要件と整合しているよう確保するため、四半期ごとに会議を行う。

マルス規定及びクローバック規定

付与されるすべての繰延報奨には、参加者が一定の有害行為に関与した場合に当グループが決済前に報奨の減額又は取消を行うことを可能とするマルス規定が含まれている。マルス規定は、2019年度中に実施された。英国PRAのMRT及びイタリア中央銀行による規制を受ける従業員に付与されたすべての変動インセンティブ報酬は、クローバック規定の適用を受ける。その他のEU規制従業員もまた、適用ある法的要件又は規制要件により要求されるクローバック規定の適用を受ける。

	適用	範囲／基準
マルス	・決済前における未払の繰延報奨の減額又は取消。 ・付与された未払の繰延報奨すべてに適用される。	・当グループの情報の許容外開示若しくは悪用、又は当グループの利益に著しく有害である行動への意図的な関与。 ・深刻な不正行為又は深刻な過失を明白に示す行動。 ・当グループ又は部門若しくは地域が財務実績又は規制資本基盤の著しい下落を被ることとなる、その可能性がある又はその可能性があった行動。 ・リスク管理の重大な失敗。 ・当グループの懲戒行為、倫理又は類似の委員会によりレビューされる行動。
クローバック	・権利確定及び決済後における繰延及び非繰延の変動報酬の返還要求。 ・英国PRAのMRTについて、クローバックは付与日から7年間（又は必要に応じてより長い期間）を上限として適用することができる。 ・当グループは、必要な場合には、現地の法律に基づき許容される範囲に限り、クローバック規定を適用する。	英国PRAのMRTについて、クローバックは、以下を含む一定の状況において適用することができる。 ・当グループに多額の損失をもたらす行動。 ・適合性及び妥当性の適切な基準を満たさなかった場合。 ・不法行為若しくは不正行為又は重大な若しくは深刻な過失の合理的な証拠。 ・当グループ又は関連する事業ユニットがリスク管理の重大な失敗を被った場合。 ・規制機関が当グループ又は部門若しくは地域について規制資本の大幅な増額を命じた場合。 ・個人が当グループ又は部門若しくは地域に対して課される規制上の制裁の一因となった場合。 同様のクローバック規定が、イタリア中央銀行による規制を受ける従業員及びクローバック要件の適用を受けるその他のEU規制従業員について適用される。

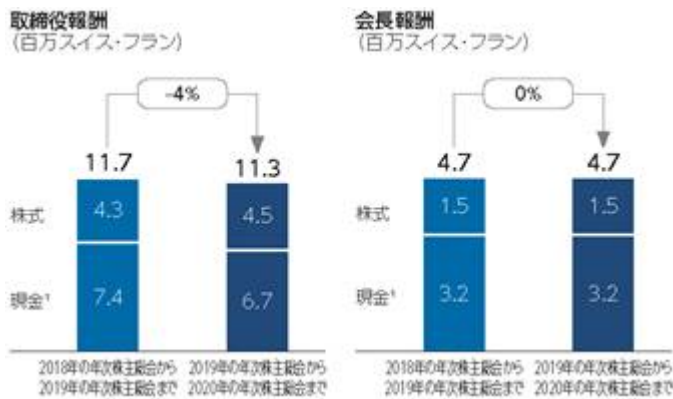
対象従業員（重要なリスク・テイカー及び経理管理者を含む。）

対象従業員は、その報酬と業績及びリスクの検討との整合性に対して、より高い水準の監督を受ける。

従業員カテゴリー		報酬プロセス
対象従業員	・ MRTC ・ グローバル・マーケティング部門及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケティング部門において米国を拠点とする収入を生じる者	リスク評価の重視 ・ 対象従業員及びそのマネージャーは、役割に特有のリスク目標を定義し、その業績評価において及び変動インセンティブ報酬を設定する際に、リスクの検討を組み込むことを求められる。 ・ 検討されるリスクの種類は、役割によって異なる（例えばレピュテーション・リスク、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク、流動性、法務及びコンプライアンス）。 ・ 実現したものと潜在的なものの両方のリスク結果が評価される。
MRTC	・ 業務執行役員 ・ 業務執行役員の直属の従業員 ・ 個人として又はグループの一員として、当グループの資本の重大な金額をリスクにさらすことが可能な従業員 ・ 報酬総額に基づき当グループ全体で上位150名に入る従業員 ・ EU／英国の規制機関の規定に基づき、当グループを代表して重大なリスクを負担又は管理すると特定される従業員 ・ ウェルス・マネジメント関連事業における上級リレーションシップ・マネージャー ・ 当グループの市場リスク、レピュテーション・リスク及びオペレーショナル・リスクに対して潜在的な影響力を有すると特定された役割を有するその他の個人	

(c) 取締役報酬

2019年度の報酬の結果



上記の数値には、四捨五入による不一致が含まれる可能性がある。

(注1) 2018年の年次株主総会から2019年の年次株主総会までの期間及び2019年の年次株主総会から2020年の年次株主総会までの期間の年金及びその他の給付が含まれる。

2019年の年次株主総会から2020年の年次株主総会までの期間については、取締役会への報酬総額11.3百万スイス・フランは、当グループの取締役会メンバーシップに関連する10.8百万スイス・フランと、子会社の取締役会メンバーシップについて一部の取締役に支払われる報酬0.5百万スイス・フランからなる。これは、2019年の年次株主総会において株主により予測的に承認された金額12.0百万スイス・フランと同等である。取締役報酬総額は前期比4%減となったが、これは主に、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AGの取締役会会長が当グループの取締役ではなくなったことによる子会社の取締役報酬の減少によるものであった。

2019年の年次株主総会から2020年の年次株主総会までの期間の取締役会メンバーシップ報酬及び委員会報酬の金額は、2019年度に設立された行動&金融犯罪管理委員会のための新たな委員会報酬75,000スイス・フランを除き、前年と一致している。

2020年の年次株主総会から2021年の年次株主総会までの期間について、取締役会は、以下を除き、これらの報酬額を変更しない意向である。

- ・監査委員会の議長報酬は、現在の480,000スイス・フランから400,000スイス・フランに引き下げられる。
- ・行動&金融犯罪管理委員会の新たな議長報酬150,000スイス・フランが、同委員会の次期議長について導入される。この委員会は、現在は会長が議長を務めており、この役割に対する追加報酬は受け取っていない。

会長の報酬

2019年の年次株主総会から2020年の年次株主総会までの期間の会長の報酬は、前期間と比較して変更されなかった。会長の役割は常勤の任命であり、当グループの現地市場の慣行に沿って、当グループの年金基金から給付を受け取ること及び年金基金への拠出を行うこともできる。会長に対して支払われる報酬総額は、常勤であること、また、当グループの戦略の立案、当グループの業務管理、CEO及び上級経営陣との関与及び緊密な仕事上の関係の維持、並びに適切な場合には監督、助言及びサポートの提供における主体的な役割を反映したものである。取締役会会長は、取締役会の活動を調整し、委員会議長と協力して委員会の職務を調整し、取締役にその職務遂行に関連する十分な情報が提供されるようにする。会長は、当グループの戦略的發展、企業文化、後継者計画並びに当グループの構造及び組織等の重要な主題に関する取締役会の議題を推進する。会長は取締役会、ガバナンス&指名委員会、行動&金融犯罪管理委員会及び株主総会の議長を務める。規制機関、監督機関、主要株主、投資家及びその他の外部利害関係者に対して当グループを代表する主体的な役割を担っている。さらに、会長は、当グループの代表としてスイス銀行協会、スイス金融評議会、国際金融協会及びヨーロッパ・バンキング・グループを含む幾つかのスイス国内及び国際的な業界団体の理事を務めている。

委員会議長報酬

委員会議長報酬は、監査委員会、報酬委員会及びリスク委員会について支払われる。これらの報酬の金額は事前に確定され、当グループの財務業績とは連動していない。議長報酬には、委員会業務の準備及び主導に必要な多くの勤務時間に加え、本年度中におけるこれら3つの委員会議長による規制機関、株主、事業部門及びコーポレート機能並びにその他の利害関係者との関与が反映されている。近年の銀行業の規制の発展は、リスク委員会及び監査委員会の議長に対する要求を増加させ、特に、内部統制、リスク、資本及びこれらの委員会の監督下にあるその他の事項に関する当グループの主な規制機関との関与の頻度を増加させている。同様に、報酬に対する株主及び規制当局からの注目度の高まりにより、報酬委員会議長と主要株主及び株主議決権行使助言機関の間の関与並びに規制当局との関与が増加した。2019年度中に、報酬委員会は11回の会議及び電話会議を開催し、報酬委員会議長は個人的に主要株主及び議決権行使助言機関との44回の個別会議に参加した。監査委員会の議長報酬は、四半期決算報告及び関連する届出・提出のレビュー及び承認のために監査委員会が頻繁に会議を開催する必要があること、並びに内部監査機能に対する監督役を担う監査委員会議長の役割が考慮されている。監査委員会は、2019年度中に17回の会議及び電話会議を開催した。リスク委員会の議長報酬には、リスク委員会議長と当グループの最高リスク責任者及びリスク管理機能に關係するその他の上級経営陣との間で要求される定期的な交流、並びにリスク委員会議長直属である信用リスク・レビュー機能に対する監督の役割が反映されている。リスク委員会は、2019年度中に7回の会議を開催し、また、リスク委員会議長は規制機関及びその他の利害関係者と多くの会議を行った。

子会社の取締役を兼任する取締役の報酬

複数の取締役は、当グループ子会社の取締役を兼任している。この慣行は、当グループのガバナンス慣行と主要子会社のガバナンス慣行との緊密な整合を目指す当グループの法人ガバナンス方針に合致している。

会長を除き、取締役は、取締役報酬に加えて、子会社の取締役職について現金で支払われる報酬を別に受領することができる。当該報酬は、当該子会社の取締役会で承認され、当グループの取締役会の追認を条件とする。すべての子会社取締役報酬は、年次株主総会で議案として提出される取締役報酬の報酬総額に含まれる。会長は、これらのメンバーシップは会長の報酬の一部として含まれていると考えられるため、他の当グループ会社の取締役として別に報酬を受領しない。

子会社取締役を務めるよう新たに任命される取締役は、子会社取締役報酬として一律100,000スイス・フラン（取締役が子会社取締役会会長又は委員会議長を務める場合にはより高い金額）を受領する。この金額は、当該取締役は既に当グループの事業体及び活動に通じていることを考慮して、一般的にその他の外部子会社取締役が受領する金額よりも少ない。それでもなお、子会社取締役を務めることは、例えば以下の表に示す年度中に開催される子会社取締役会の回数を考えると、これらの取締役にとって重要な追加の責任である。

子会社取締役会の会議数

	取締役会 ¹	委員会 ²	合計
子会社			
クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG	10	16	26
クレディ・スイス・インターナショナル（CSI）／クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）Ltd.（CSSEL）	18	11	29
クレディ・スイス・ホールディングス（USA）インク ³	23	17	40

（注1） 臨時会議及び電話会議を含む。

（注2） 各子会社の取締役会の監査委員会及びリスク委員会の会議を含む。

（注3） 取締役会及び委員会の会議は、一部はクレディ・スイス（USA）インク及びクレディ・スイス・セキュリティーズ（USA）LLCと合同で開催された。

補足情報

2019年の年次株主総会から2020年の年次株主総会までの取締役報酬（監査済）

	当グループ									子会社				
	GNC	AC	CC	CF CCC	RC	基本取締役 報酬	委員会報酬	議長報酬	年金及び その他の 給付	合計	うち当グ ループ株式 による報酬 1	子会社取締 役報酬 2	年金及び その他の 給付	子会社取締 役を含む 合計 3
スイス・フラン ウルス・ローナー、 会長 4	C				C	3,000,000		1,500,000	218,665	4,718,665	1,500,000			4,718,665
アイリス・ボーネッ ト				M		250,000	100,000			350,000	175,000			350,000
クリスチャン・ゲラ スタッド				M	M	250,000	175,000			425,000	212,500			425,000
アンドレアス・ゴッ トシュリング	M	M			C	250,000	200,000	400,000		850,000	425,000	100,000		950,000
アレキサンダー・ ガット		M				250,000	150,000			400,000	200,000	150,000		550,000
マイケル・クライン シャン・リー				M	M	250,000	200,000			450,000	225,000			450,000
セライナ・マシア カイ・S・ナルゴル ワラ					M	250,000	100,000			350,000	175,000			350,000
アナ・ボーラ・ベン ア	M			C	M	250,000	125,000	300,000		675,000	337,500			675,000
ホアキン・J・リベ イロ		M			M	250,000	225,000			475,000	237,500			475,000
セヴェリン・シュワ ン		M				250,000	150,000			400,000	200,000			400,000
ジョン・タイナー	M	C			M	250,000	225,000	480,000		955,000	477,500	225,000		1,180,000
合計						6,000,000	1,900,000	2,680,000	218,665	10,798,665	4,540,000	475,000	0	11,273,665

GNC：ガバナンス&指名委員会、AC：監査委員会、CC：報酬委員会、CFCCC：行動&金融犯罪管理委員会、RC：リスク委員会、C：議長、M：委員

(注1) 2019年12月31日現在、当グループ株式として付与される取締役報酬の半分が取締役に付与された。当グループ株式の適用株価は12.19スイス・フランであった。残りの株式は、2020年の年次株主総会当日又はその前後に取締役に交付される予定であり、当該交付時点で2回目の当該株式交付の株価が決定する。当グループ株式は、4年間の譲渡制限付である。

(注2) 子会社取締役報酬は、以下の子会社取締役会の役割について与えられた。

- i) ゴットシュリング氏は、英国の子会社であるクレディ・スイス・インターナショナル及びクレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッドの非執行取締役、リスク委員会の委員及び諮問報酬委員会の議長を務めており、これらの役割について100,000スイス・フランの年間報酬を受領している。
- ii) ガット氏は、スイスの子会社であるクレディ・スイス（シュヴァイツ）AGの非執行取締役及び監査委員会議長を務めており、これらの役割についてそれぞれ100,000スイス・フラン及び50,000スイス・フランの年間報酬を受領している。
- iii) タイナー氏は、米国の子会社であるクレディ・スイス・ホールディングス（USA）インク、クレディ・スイス（USA）インク及びクレディ・スイス・セキュリティーズ（USA）LLCの非執行取締役を務めている。タイナー氏の場合、これらの報酬は、子会社の取締役を兼任する当グループの取締役について100,000スイス・フランの上限が採用される前に合意された。

(注3) 2019年の年次株主総会において、株主は、2020年の年次株主総会までに支払う取締役報酬総額の上限を12百万スイス・フランとする旨を承認した。当グループは、取締役報酬総額について、取締役個人の居住地及び雇用形態に応じて当該取締役に適用される社会保障法に基づき課される雇用主の義務である社会保障拠出金を補填するために、2019年/2020年の取締役会期間において0.5百万スイス・フランを支払う。当該拠出金は、取締役報酬の一部とみなされない。

(注4) 会長の議長報酬は、1.5百万スイス・フランであり、100%が当グループ株式として付与される。会長の報酬総額には、2019年の年次株主総会から2020年の年次株主総会までの期間についての218,665スイス・フランの給付金（年金及び健康保険給付を含む。）が含まれていた。

2018年の年次株主総会から2019年の年次株主総会までの取締役報酬（監査済）

	当グループ							子会社					
	GNC	AC	CC	RC	基本取締役報酬	委員会報酬	議長報酬	年金及びその他の給付	合計	うち当グループ株式による報酬 1	子会社取締役報酬 2	年金及びその他の給付	子会社取締役会を含む合計 3
スイス・フラン ウルス・ローナー、 会長 4	C				3,000,000		1,500,000	217,437	4,717,437	1,500,000			4,717,437
アイリス・ボーネッ ト			M		250,000	100,000			350,000	175,000			350,000
アンドレアス・ゴッ トシュリング	M	M		C	250,000	200,000	400,000		850,000	425,000	100,000		950,000
アレキサンダー・ ガット		M			250,000	150,000			400,000	200,000	150,000		550,000
マイケル・クライン アンドレアス・N・ クープマン				M	250,000	100,000			350,000	175,000			350,000
セライナ・マシア				M	250,000	100,000			350,000	175,000			350,000

カイ・S・ナルゴル ワラ	M	C	250,000	50,000	300,000	600,000	300,000		600,000
アナ・ポーラ・ペソ ア		M	250,000	150,000		400,000	200,000		400,000
ホアキン・J・リベ イロ		M	250,000	150,000		400,000	200,000		400,000
セヴェリン・シュワ ン	M		M	250,000	150,000	400,000	200,000		400,000
ジョン・タイナー アレクサンドル・ ツェラー 5	M	C	M	250,000	150,000	480,000	880,000	440,000	220,500
	M		M	208,333	125,000		333,333	166,667	666,667
								180,993	1,180,993
合計				5,958,333	1,525,000	2,680,000	217,437	10,380,770	4,331,667
								1,137,167	180,993
									11,698,930

GNC：ガバナンス&指名委員会、AC：監査委員会、CC：報酬委員会、RC：リスク委員会、C：議長、M：委員

- (注1) 2018年12月31日現在、当グループ株式として付与される取締役報酬の半分が取締役に付与された。当グループ株式の適用株価は13.03スイス・フランであった。残りの株式は、2019年の年次株主総会当日又はその前後に取締役へ交付され、当該交付時点で2回目の当該株式交付の株価が決定した。当グループ株式は、4年間の譲渡制限付である。
- (注2) 子会社取締役報酬は、以下の子会社取締役会の役割について与えられた。
- i) ゴットシュリング氏は、英国の子会社であるクレディ・スイス・インターナショナル及びクレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッドの非執行取締役並びにリスク委員会及び諮問報酬委員会の委員を務めている。
 - ii) ガット氏は、スイスの子会社であるクレディ・スイス（シュヴァイツ）AGの非執行取締役及び監査委員会議長を務めている。
 - iii) タイナー氏は、米国の子会社であるクレディ・スイス・ホールディングス（USA）インク及びクレディ・スイス・セキュリティーズ（USA）LLCの非執行取締役を務めている。タイナー氏の場合、これらの報酬は、子会社の取締役を兼任する当グループの取締役について100,000スイス・フランの上限が採用される前に合意された。
 - iv) ツェラー氏は、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AGの非執行取締役及び会長を務めている。
- (注3) 2018年の年次株主総会において、株主は、2019年の年次株主総会までに支払う取締役報酬総額の上限を12百万スイス・フランとする旨を承認した。当グループは、取締役報酬総額について、取締役個人の居住地及び雇用形態に応じて当該取締役に適用される社会保障法に基づき課される雇用主の義務である社会保障拠出金を補填するために、2018年/2019年の取締役会期間において0.6百万スイス・フランを支払った。当該拠出金は、取締役報酬の一部とみなされない。
- (注4) 会長の議長報酬は、1.5百万スイス・フランであり、100%が当グループ株式として付与される。会長の報酬総額には、2018年の年次株主総会から2019年の年次株主総会までの期間についての217,437スイス・フランの給付金（年金及び健康保険給付を含む。）が含まれていた。
- (注5) ツェラー氏は、2019年2月28日付で、当グループの取締役並びにクレディ・スイス（シュヴァイツ）AGの取締役及び取締役会会長を退任した。したがって、ツェラー氏の取締役報酬は、2018年の年次株主総会から2019年2月28日までの期間について按分されている。この期間において、ツェラー氏は、子会社であるクレディ・スイス（シュヴァイツ）AGの取締役会会長及び取締役としての役割に関連して年金及び健康保険給付の資格を有していたが、当グループの取締役としての役割では資格を有していなかった。

取締役による株式保有

以下の表は、取締役、その近親者、並びに取締役が影響力を有する会社による株式保有状況を開示している。2019年及び2018年12月31日現在、未行使のオプションを保有する取締役はいなかった。

取締役個人による株式保有		
期末	2019年度	2018年度
12月31日（株式数） ¹		
ウルス・ローナー	298,416	268,250
アイリス・ボーネット	74,916	61,311
クリスチャン・ゲラスタッド ²	51,716	-
アンドレアス・ゴットシュリング	51,391	19,210
アレキサンダー・ガット	51,455	37,707
マイケル・クライン	22,369	6,713
シャン・リー ²	7,178	-
セライナ・マシア	63,432	49,827
カイ・S・ナルゴルワラ	324,088	299,872
アナ・ポーラ・ペソア	24,758	7,672
ホアキン・J・リベイロ	53,253	37,705
セヴェリン・シュワン	145,505	129,957
ジョン・タイナー	278,188	244,317
合計	1,446,665	1,162,541 ³

- (注1) 最長4年間の譲渡制限期間を伴う当グループ株式を含む。近親者が所有する株式も含む。
 (注2) クリスチャン・ゲラスタッド及びジャン・リーは、2019年の年次株主総会において新たに選任された。
 (注3) 2019年4月26日時点で取締役の再任に立候補していなかったアンドレアス・N・クープマンが保有していた131,231株及び2019年2月28日付で取締役を退任したアレクサンドル・ツェラーが保有していた79,763株を除く。

取締役に対する貸付金

取締役に対する貸付金残高の大部分が、抵当貸付又は有担保の貸付金である。取締役に対する貸付は、第三者である顧客に対する条件と同一の条件により行われている。当社定款に基づき、各取締役は、市場条件により最大20百万スイス・フランの個別の信用枠又は貸付金の供与を受けることができる。2019年、2018年及び2017年の各年の12月31日時点において、取締役に対する貸付金残高は、それぞれ9百万スイス・フラン、6百万スイス・フラン及び11百万スイス・フランであった。

貸付を受ける取締役（会長を含む。）は、従業員に対する貸付条件を享受するのではなく、同等の信用状態を有する顧客向けの貸付条件に服する。別段に記載されない限り、取締役に対するすべての貸付金は、通常の業務の一環として、その時点で他者との同等の取引において一般的な条件と実質的に同じ条件（金利及び担保を含む。）で行われている。当該貸付金は、回収可能性について一般的なリスクを超えるリスクはなく、その他の不利な特性も示していない。下記の貸付金に加え、当グループ又は銀行業務を行うその子会社は、現職の取締役が米国証券取引委員会（SEC）によって定義されている重要な影響力を有する企業と融資契約及びその他の銀行取引契約を締結する場合がある。具体例として、これらの企業において業務執行役員及び／又は取締役レベルの役職についている場合が挙げられる。別段に記載されない限り、当グループから当該企業に行われる貸付金も、通常の業務の一環として、一般的な市場条件で行われる。2019年、2018年及び2017年の各年の12月31日現在、通常の業務外で、一般的な市場条件外で行われた、このような関連当事者会社に対する貸付エクスポージャーはなかった。

取締役に対する貸付金		
期末	2019年度	2018年度
12月31日(スイス・フラン)		
ウルス・ローナー	4,575,000	4,660,000
クリスチャン・ゲラスタッド	3,533,550	-
アレキサンダー・ガット	30,000	30,000
セライナ・マシア	952,000	960,000
合計	9,090,550	5,650,000 ¹

近親者及び各取締役が50%以上の株式を有する会社に対する貸付金を含む。

- (注1) 2019年4月26日時点で取締役の再任に立候補していなかったアンドレアス・N・クープマンが保有していた貸付金4,122,750スイス・フランを除く。

旧取締役

旧取締役1名は、オフィス設備及び秘書業務を利用する権利を有している。これらのサービスは既存の資源に基づくものであり、日常的には使用されていない。2019年度及び2018年度において、旧取締役又は関係者に対して、追加の手数料、退職金又はその他の報酬は支払われていない。

(d) 報酬の設計

報酬戦略及び目標

過年度と一貫して、当グループの主要な報酬目標は、以下のような報酬慣行を維持することである。

- ・優れた業績を差別化し、それに報いる実力に基づいた業績文化を育む。
- ・従業員を惹きつけて引き止め、また、誠実かつ公正に成果を達成するよう動機付ける。

- ・履行された役割の価値及び責任を適切に反映し、適切な行動及び行為に影響を与えるために、固定報酬と変動報酬の組み合わせを均衡させる。
- ・当グループのコンプライアンス及びコントロールの文化と整合した効果的なリスク管理慣行を推進する。
- ・マルス及び報奨の両方を適用する制度を通じて高い行動及び倫理の基準を厳守する文化を創造する。
- ・当グループ全体でのチームワーク及び協力を奨励する。
- ・当グループの業績及び市場環境に応じて、長期的に株主及び従業員の間の均衡のとれた利益分配を達成する。
- ・株主のための持続可能な価値を創造するため、当グループの長期的な業績を考慮に入れる。

当グループが行うこと

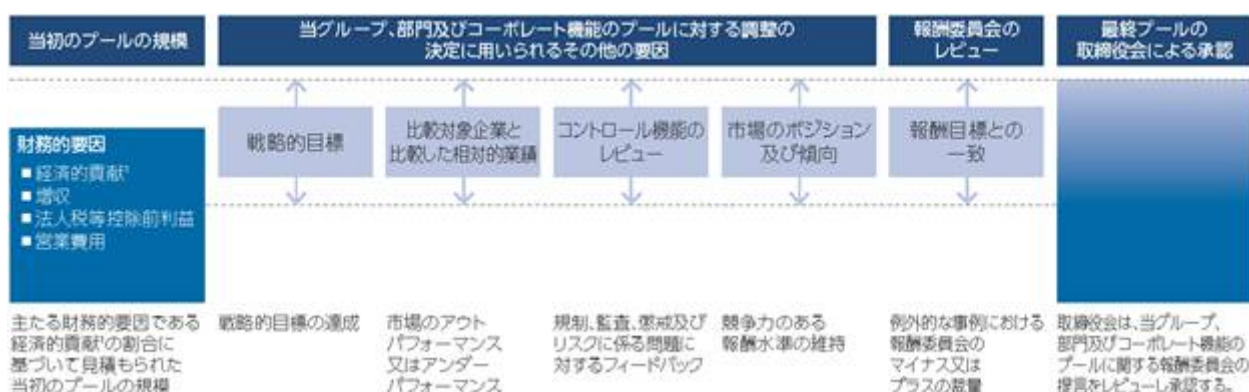
- ・業績調整の支払い：業務執行役員会及び従業員の報酬の重要な部分が「アット・リスク」であり、当グループの財務成績及び株主価値の創出に連動した業績目標の達成によって決定される。
- ・繰延株式報奨における変動報酬の大部分は権利確定期間が最低3年である。
- ・リスク、コンプライアンス及び行動・倫理の留意事項が報酬決定プロセスにおいて考慮される。
- ・最低株式保有要件：業務執行役員は、要件を満たすまで、株式の売却又は現金による株式報奨の受領を制限される。
- ・一定の有害な行動があった場合に未決済の報奨の取消又は減額を可能にする強力なマルス規定。
- ・支払水準及び支払慣行について十分な情報に基づいた意思決定を行うための比較対象企業に対する競争力のあるベンチマーキング。
- ・市場での株式の購入を通じて当グループの株式交付義務を履行することによる既存株主の持分希薄化の軽減。
- ・報酬プログラム及び慣行に関するフィードバックを収集し、当グループの意思決定に反映させるための年間を通じた株主エンゲージメント。

当グループが行わないこと

- ・「ゴールデン・パラシュート」契約、又は従業員に対する特別退職金を含むその他の事前に決定された雇用終了契約の禁止。
- ・取締役に対する通知期間中に支給される通常の報酬を超える特別退職金の禁止。
- ・未払の株式報奨のヘッジの禁止、及び権利未確定又は権利確定済だが未分配の株式報奨の担保提供の禁止。
- ・複数年保証のインセンティブ報奨の禁止。
- ・他の従業員に提供されるものとは異なる特別な業務執行手当の禁止。業務執行役員は、他の従業員と同一の年金制度体系の一部である。

当グループの変動インセンティブ報酬プールの決定

当グループの全従業員（CEO及びその他の業務執行役員を含む。）向けの変動インセンティブ報酬プールは、年間ベースで決定され、年間を通して発生する。当グループ、部門及びコーポレート機能のプールの決定において、報酬委員会は、当グループの利益の分配を株主と従業員の間で均衡させることを目指す。当グループレベル、並びに部門及び機能レベルで考慮される要因は、以下の図に示されている。当初のプール金額の主たる要因は、経済的貢献であり、最終レベルに達するまで非財務的要因が考慮される。



(注1) 経済的貢献は、規制資本に基づいて計算された資本利用費用控除後の変動インセンティブ報酬費用を除外した調整後法人税等控除前利益として測定される。報酬目的での規制資本は、部門ごとに、部門のバーゼルⅢのリスク加重資産

の平均の10%と部門のレバレッジ・エクスポージャーの平均の3.5%のいずれか高い方と定義された。この経済的貢献の測定は、部門及び当グループの収益性、並びにこの収益性を達成するために利用された資本を考慮している。

報酬委員会は、発生及び関連する財務情報を定期的にレビューし、プール全体の規模が当グループの報酬目標と一致しているよう確保するために、例外的な状況においては調整を適用する。

コーポレート機能のための変動インセンティブ報酬プールの総額は、コーポレート機能の従業員が支援又は監督する特定の部門の業績には連動せず、当グループの経済的貢献及び非財務的要因の形で測定される当グループ全体の財務業績を考慮している。したがって、コーポレート機能で働く従業員（コントロール機能を遂行する者を含む。）は、同人が監視及び支援する事業の業績とは独立して報酬を受けている。事業部門と同様に、リスク、コントロール、コンプライアンス並びに行動及び倫理上の考慮事項並びに比較対象企業と比較した相対的業績、並びに市場及び規制上の環境が考慮される。

変動インセンティブ報酬プールの決定



2019年度の業務執行役員報酬の枠組み：主要要素

業務執行役員報酬には、基本給並びに年金及び給付の形式による固定報酬（報酬総額の約30～40%）と、年間のSTI報奨及びLTIの機会による変動報酬（報酬総額の約60～70%）の2つの主要な構成要素がある。STI及びLTIの主な特徴は、以下の図に記載されているが、これには、遡及的に開示されている2019年度のSTI報奨の業績目標と、2018年の報酬報告書において予測的に開示されたLTIの業績目標が含まれている。基準値、目標値及び上限値の業績水準を設定するにあたり、報酬委員会は、業務執行役員会にとって挑戦的で意欲を高めるような業績目標を設定するために、当グループの内部の財務計画、前年度の業績、アナリストの予想及び公開された抱負を考慮に入れる。

2019年度STI報奨:主な特徴

- 当グループの年間目標の達成度に対する報奨
- 各業務執行役員は、役割、市場経験及び地域を考慮した最大の機会を有する。
 - ー業務執行役員:基本給の0.33~2.50倍の範囲
 - ーCEO:基本給の1.83倍
- STI報奨の最大プールは業務執行役員の個々の最大の機会の総額に相当する。報奨プールの金額は、事前に設定された当グループの財務指標及び非財務指標の達成度に基づいて決定される。
- 各業務執行役員のSTI報奨額は、個別化されたバランス・スコアカードに基づいてCEOが評価する。この評価に基づき、報酬委員会が取締役会に提案を行い最終的なSTI報奨額の承認を得る。
- 当グループの財務基準に係る支払水準(水準の間は報奨機会に対する直線的な割合として算出):

基準値以下	基準値	目標値	上限値
0%	25%	67%	100%

業績基準	加重係数	基準値	業績目標 目標値	上限値
調整後税引前利益 ¹ (十億スイス・フラン)	33⅓%	4.2	5.2	6.1
RoTE ² (%)	33⅓%	6.0%	8.5%	10.5%
非財務基準(平均)	33⅓%	別項参照		

権利確定及び交付:STI報奨				
2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
STI 業績測定 期間	50%のSTI即時現金が 2020年度第1四半期に支払われる ³			
	50%のSTI繰延現金が 2023年度第1四半期に 支払われる ³			

2019年度LTI機会(2019-2021年度業績サイクル):主な特徴

■長期事業計画及び長期株主利益率の達成度に対する報奨

■各業務執行役員は、役割、市場経験及び地域を考慮した最大の機会を有する。
ー業務執行役員:基本給の0.67-4.25倍の範囲
ーCEO:基本給の2.50倍

■当グループの財務基準に係る支払水準は3年間の平均業績により決定される(水準の間は報奨機会に対する直線的な割合として算出):
基準値以下 基準値 目標値 上限値
0% 25% 67% 100%

■RTSR要素については、スイスの市場慣行に沿って、下位5位は支払いがなく、中間値以下は支払いが限定される。

■RTSRの比較対象企業グループは、規模、地理的範囲、事業構成及び外部の市場状況への対応の点における正の株価の相関の組み合わせに基づき報酬委員会により選定された上場企業18社。比較対象企業グループは、RTSR基準が導入された2016年以降変更されておらず、パンコ・サンタンデル、バンク・オブ・アメリカ、バークレイズ、BBVA、BNPパリバ、シティグループ、ドイツ銀行、ゴールドマン・サックス、INGグループ、インテサ・サンパウロ、JPモルガン・チェース、ジュリアス・ペア、モルガン・スタンレー、ノルディア・バンク、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド、ソシエ・ジェネラル、スタンダード・チャータード及びUBSから構成されている。

業績基準

加重係数

業績目標

基準値 目標値 上限値

3年平均RoTE²

33⅓%

6.0% 8.5% 11.5%

3年平均TBVPS(スイス・フラン)⁴

33⅓%

17.50 18.55 19.60

相対的総株主利益率(RTSR)

33⅓%

「RTSR支払水準」参照

RTSR支払水準

上位5位
100%支払い

75%支払い

50%支払い

25%支払い

10%支払い

下位5位
0%支払い

15-19位 13/14位 11/12位 9/10位
(中間値) 6-8位 1-5位

比較対象企業に対するクレディ・スイスの順位

2019年度

2020年度

2021年度

2022年度

2023年度

2024年度

LTIの3年間の業績測定期間

1/3のLTI残高が2022年度第1四半期に権利確定³

1/3のLTI残高が2023年度第1四半期に権利確定³

1/3のLTI残高が2024年度第1四半期に権利確定³

権利確定

- (注1) 調整後業績とは、当グループの報告業績に含まれる一定の項目を除く非GAAPの財務指標である。
- (注2) RoTEは、貸借対照表上に記載の通り、株主持分合計からのれん及びその他の無形資産を控除して計算される非GAAPの財務指標である有形株主持分に基いている。
- (注3) 英国PRAのMRT（重要なリスク・テイカー）については、規制上の要件に従うため、交付は、即時現金の支払い20%、即時のクレディ・スイス・グループAG記名式株式20%（12ヶ月の譲渡禁止期間に服する。）、並びに繰延現金30%及び繰延株式30%（付与日の3年後から7年後の応当日に5回の均等なトランシェで権利確定する。）で構成される。
- (注4) TBVPSは、有形株主持分を発行済流通株式総数で除すことにより計算される非GAAPの財務指標であり、業績期間中に支払われた配当、自己の信用の変動及び為替レートの変動の影響は含まれないが、株式買戻しの影響は含まれる。

2019年度の当グループの従業員報酬の枠組み：主要要素

業務執行役員会に属さない従業員の報酬体系は、以下の図に示す通り、基本給並びに年金及び給付の形式による固定報酬と、現金、株式報奨、パフォーマンス株式報奨及びコンティンジェント・キャピタル報奨の形式による変動報酬からなる。

特徴	権利確定(年度)					設計
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
固定	基本給					■技能、資格、関係する専門知識、責任及び外部の市場要因に基づく。 ■役職手当が一定のMRTCに適用される。
	年金及び給付					■現地の市場慣行と一致した年金及び給付。
変動	現金報奨					■報酬総額が250,000スイス・フラン/米ドル未満の従業員は、その変動報酬の全額を即時現金報奨の形式で受領する。
	株式報奨			⅓	⅓	■追加業績条件のない繰延株式報奨。
	パフォーマンス株式報奨			⅓	⅓	■マネージング・ディレクター(MD)及びMRTCは、その繰延報酬の一部として、業績条件を伴う繰延株式報奨を受領する。
	CCA				⅓	■MD及びMRTCは、損失吸収性コンティンジェント・キャピタル報奨を受領する。

注：一部の法域における個人は、現地の法律又は規制上の要件を遵守するために、上記以外の条件の対象となる可能性がある。

2019年度の取締役報酬の枠組み：主要要素

2019年度の取締役報酬の枠組みは、引き続き、ある年次株主総会から次の年次株主総会までの期間についての固定報酬体系に基づいており、取締役メンバーシップ、委員会委員及び委員会議長の報酬は事前に決定されている。業界の慣行に沿って、取締役報酬は当グループの財務業績とは連動していない。取締役会の特定の指導的役割に対する報酬は、定期的に見直され、必要に応じて調整される。基本取締役報酬は、10年以上変更されていない。

取締役メンバーシップ報酬：2019年の年次株主総会から2020年の年次株主総会まで（スイス・フラン）

役割	取締役会	ガバナンス・指名委員会 (GNC)	監査委員会 (AC)	報酬委員会 (CC)	行動・金融犯罪管理委員会 (CFCCC)	リスク委員会 (RC)	支払形式	支払時期
基本報酬／委員会報酬 (会長を除く。)	250,000	50,000	150,000	100,000	75,000	100,000	50%は現金、50%は4年間売却及び譲渡不能な当グループの株式	2回の均等分割で後払い
委員会議長報酬		2	480,000	300,000	2	400,000		現在の取締役会期間の終了時に一括
会長の基本報酬	3,000,000						現金	12ヶ月の月次払い
会長の議長報酬	1,500,000						4年間売却及び譲渡不能な当グループの株式	現在の取締役会期間の終了時に一括

注：副会長及び上級独立取締役は、その役割に対して追加の報酬を受領しない。上記の報酬は、2020年の年次株主総会から2021年の年次株主総会までの期間について、監査委員会の議長報酬が400,000スイス・フランに引き下げられ、行動＆金融犯罪管理委員会の次期議長のための新たな議長報酬150,000スイス・フランが導入されることを除き、変更されていない。

(注1) 委員会議長は、その議長報酬に追加して委員会報酬を受領しない。

(注2) 会長は、GNC及びCFCCCの議長についていかなる追加報酬も受領しない。

(e) 報酬ガバナンス

報酬委員会

報酬委員会は、報酬方針、実務及び計画のための監督及び統治組織である。報酬の設計及び設定において、報酬委員会は、当グループの最善の利益になるよう決定を行うこと及び当グループの従業員の利益を株主の利益と整合させることを目指している。報酬委員会は、当グループ、業務執行役員会及び取締役会の報酬に関する提案をレビューし、取締役会の承認を得るために提言を行う。業務執行役員報酬及び取締役報酬の総額はまた、過剰報酬規則及び当社定款に従い、株主の承認を条件とする。

報酬委員会は3名以上の取締役から構成され、その全員が独立取締役でなければならない。2019年の年次株主総会から2020年の年次株主総会までの期間中の委員は、カイ・S・ナルゴルワラ（議長）、アイリス・ボーネット、クリスチャン・ゲラストッド及びマイケル・クラインであった。取締役会は、これらの個人全員が独立取締役であると決定するに当たり、SIXスイス取引所のコーポレート・ガバナンスの関連情報に関する指令、FINMA、スイスのコーポレート・ガバナンスのベスト・プラクティス規範、並びにNYSE及びNASDAQの上場基準の独立性基準を適用した。

報酬委員会の活動

会長及びCEOは、報酬委員会の会議に出席することができ、報酬委員会の議長は、適宜、その他の取締役、業務執行役員、上級経営陣、報酬顧問及び外部の法律顧問の出席を決定することができる。会長、CEO、業務執行取締役及び上級経営陣は、自らの報酬の結果に関する議論には参加しない。

2019年度中、報酬委員会議長により開催された44回の投資家及び議決権行使助言機関の会議に加えて、報酬委員会は11回の内部会議及び電話会議を行い、その全体的な出席率は95%であった。2019年度における報酬委員会の焦点分野は、以下の表に要約した通りである。

2019年度における報酬委員会の活動

	1月	2月	3月	4月	6月	7月	8月	10月	12月
報酬のガバナンス、設計及び開示									
報酬方針及び規則の更新のレビュー					●		●		●
報酬報告書のレビュー			●	●				●	
業務執行役員報酬の設計のレビュー及び改良	●		●		●		●	●	●
当グループの報酬構造及び報奨計画のレビュー		●	●	●	●		●	●	●
報酬委員会の自己評価及び焦点分野	●								
リスク及び規制									
コントロール機能からのインプットのレビュー	●	●					●		
懲戒事由／潜在的なマルスの適用のレビュー	●	●		●	●			●	●
規制上の進展のレビュー					●		●		
年次報酬レビュー									
変動インセンティブ報酬プールの発生及び通年予想	●	●		●		●		●	●
業績評価及び全体的な当グループのプールの提言	●	●							●
CEO及び業務執行役員の業績の目的及び目標の設定		●	●			●		●	
CEO及び業務執行役員の業績評価及び報奨	●	●	●	●	●		●		●
取締役報酬のレビュー				●					
外部									
株主のエンゲージメント及びフィードバックのレビュー				●	●			●	●
市場動向のレビュー				●	●		●	●	●
ベンチマーク・データのレビュー				●				●	●

報酬委員会の顧問

報酬委員会は、その職責を遂行するにあたって支援を提供する外部顧問を雇用する権限を有している。デロイトLLP（以下、「デロイト」という。）は、当グループの報酬プログラムが競争力を持ち、規制上の進展にすぐに対応しかつ報酬方針に沿ったものであり続けるよう確保するに当たり報酬委員会を支援するために雇用された。デロイトは、報酬委員会に対して助言するシニア・コンサルタントを任命した。報酬委員会の支援を除き、このシニア・コンサルタントは、当グループに対してその他いかなる業務も提供しない。報酬委員会はまた、2019年度中に、報酬方針及び設計に関する様々な問題について外部からの法律上の助言も得た。報酬委員会は、任命前に、SECの規則並びにNYSE及びNASDAQの上場基準に基づき、その顧問に関する独立性評価を行った。

報酬ガバナンスのその他の側面

報酬方針

報酬方針は、当グループのすべての従業員及び報酬制度に適用される。報酬方針には、当グループの報酬の原則及び目標並びに報酬プログラムに関する詳細が記載されている。また、報酬方針は、報酬の策定、管理、実施及びガバナンスに関連する基準及びプロセスを規定している。報酬方針は、credit-suisse.com/compensationpolicyから入手可能である。

承認権限

従業員の異なるグループに対する報酬方針及び報酬を設定する承認権限は、当グループの組織ガイドライン及び規則並びに報酬委員会規則に定義されている。これらは、credit-suisse.com/governanceから入手可能である。

当グループの報酬方針の設定又は変更	R	A
報酬計画の策定又は変更	R	A
当グループ及び部門の変動インセンティブ報酬プールの設定	R	A
業務執行役員報酬（CEOの報酬を含む。）の決定	R	A ¹
取締役報酬（会長の報酬を含む。）の決定	R	A ¹
内部監査責任者の報酬の決定	A ²	n/a
MRTC及びその他の選択された経営幹部の報酬の決定	A	n/a

R：提言、A：承認

(注1) 過剰報酬規則及び当社定款に従い、株主承認要件の適用を受ける。

(注2) 監査委員会議長と協議。

リスク及びコントロールの検討

当グループの業績の年次レビューの間に、報酬委員会は、リスクの検討についてのリスク委員会議長からのインプット及び内部統制の検討についての監査委員会議長からのインプットを検討する。報酬委員会はまた、コントロール及びコンプライアンスの問題並びに関連する規則及び規制又は当グループの行動規範の違反に関する、リスク所管、コンプライアンス、ジェネラル・カウンセル、人事、内部監査及び商品管理を含む様々なコーポレート機能からのインプットも検討する。

リスクを負担する活動に従事する従業員に関する規制ガイドラインに従うため、報酬委員会は、MRTCとして特定された従業員の報酬をレビューし承認する。リスク委員会は、MRTCの報酬のレビュープロセスに関与する。

(2) 【役員の状況】

男性の取締役及び業務執行役員の人数：19名

女性の取締役及び業務執行役員の人数：6名

(取締役及び業務執行役員のうち女性の比率：24.0%)

取締役（本書提出日現在）

クレディ・スイス・グループAGとクレディ・スイス銀行の取締役会の構成は同じである。

氏名及び誕生年	略歴

ウルス・ローナー (1959年)	職歴	
	2004年－現在	クレディ・スイス 取締役 (2009年－現在) 取締役会会長並びにガバナンス&指名委員会議長 (2011年－現在) 行動&金融犯罪管理委員会委員 (2020年－現在、議長：2019年－2020年) イノベーション&テクノロジー委員会委員 (2015年－現在) クレディ・スイス (シュヴァイツ) AG (スイス子会社) 取締役 (2015年－現在) 取締役会副会長並びにガバナンス&指名委員会委員 (2009年－2011年) リスク委員会委員 (2009年－2011年) 最高業務執行責任者 (2006年－2009年) ジェネラル・カウンセル (2004年－2009年) 業務執行役員会メンバー (2004年－2009年)
	2000年－2004年	プロジーベンザット 1・メディアAG業務執行役員会会長兼最高経営責任者
	1983年－1999年	レンツ・アンド・スタヘリン法律事務所 パートナー (1992年－1999年) 弁護士 (1983年－1988年、1990年－1992年)
	1988年－1989年	ニューヨークのサリヴァン・アンド・クロムウェルLLP弁護士
	学歴	
	1990年	ニューヨーク州弁護士資格を取得
	1986年	チューリッヒ州弁護士資格を取得
	1983年	スイスのチューリッヒ大学で法律学修士号 (lic.iur.: 修士相当学位) を取得
	その他の活動及び職務	
	グラクソ・スミスクラインPLC取締役 スイス銀行協会副会長 ¹ スイス金融評議会理事 ¹ 国際金融協会理事 ¹ ヨーロッパ・バンキング・グループメンバー ¹ 欧州金融サービス・ラウンドテーブルメンバー ¹ チューリッヒ大学経済学部諮問委員会議長 ルツェルン音楽祭理事	
(注1) ローナー氏は、当グループ会長として、これらの機関での職務を遂行している。		

氏名及び誕生年	略歴
アイリス・ボーネット (1966年)	職歴 2012年－現在 クレディ・スイス 取締役 (2012年－現在) 報酬委員会委員 (2012年－現在) イノベーション&テクノロジー委員会委員 (2015年－現在) 1998年－現在 ハーバード・ケネディスクール 学部長 (2018年－現在、2011年－2014年) ビジネス及び政治学のアルバート・プラット教授 (2018年－現在) 女性及び公共政策プログラム・ディレクター (2008年－現在) 公共政策の教授 (2006年－2018年) 公共政策の准教授 (2003年－2006年) 公共政策の助教 (1998年－2003年) 1997年－1998年 カリフォルニア大学バークレー校ハース・ビジネススクール客員研究員 学歴 1997年 スイスのチューリッヒ大学の経済学博士号を取得 1992年 スイスのチューリッヒ大学の経済史、経済学及び政治学の修士号を取得 その他の活動及び職務 アプライド取締役 エコノミック・ディビデンド・フォー・ジェンダー・イクオリティ (EDGE) 諮問委員 ウィ・シェープ・テック諮問委員 ウーマン・イン・バンキング・アンド・ファイナンス後援者 英国政府機会均等省／BIT、アドバイザー テイク・ザ・リード・ウーマン、アドバイザー ジェンイクオリティ、アドバイザー

氏名及び誕生年	略歴
クリスチャン・ゲラスタッド (1968年)	職歴 2019年－現在 クレディ・スイス 取締役 (2019年－現在) 行動&金融犯罪管理委員会議長 (2020年－現在) ガバナンス&指名委員会委員 (2020年－現在) 報酬委員会委員 (2019年－現在) 行動&金融犯罪管理委員会委員 (2019年－2020年) 1994年－2018年 ピクテグループ ピクテ・ウェルス・マネジメントCEO (2007年－2018年) ジュネーヴのバンク・ピクテ&シーS.A.業務執行委員会委員 (2013年－2018年) ピクテグループ、エクイティ・パートナー (2006年－2018年) ルクセンブルクのバンク・ピクテ&シー (ヨーロッパ) S.A.CEO兼マネージング・ディレクター (2000年－2007年) バハマのピクテ・バンク&トラスト・リミテッド副CEO兼シニア・バイス・プレジデント (1996年－2000年) ジュネーヴのピクテ&シーのファイナンシャル・アナリスト&ポートフォリオ・マネージャー (1994年－1996年) 1994年以前 カーギル・インターナショナル エマージング・マーケット・トレーダー 学歴 2019年 国際経営開発研究所 取締役ディプロマ修了 1996年 国際公認投資アナリスト (CIIA) & 公認ポートフォリオ・マネージャー及びファイナンシャル・アナリスト (AZEK/CFPI) 1993年 スイスのザンクトガレン大学 (HSG) で経営管理学及び経済学の修士号を取得 その他の活動及び職務 トーラス・グループSA、取締役 FAVI・SA、取締役 AFICA・SA、取締役 ツァンペロー SA、取締役

氏名及び誕生年	略歴
アンドレアス・ゴット シュリング (1967年)	職歴 2017年－現在 クレディ・スイス 取締役 (2017年－現在) リスク委員会議長 (2018年－現在) ガバナンス&指名委員会委員 (2018年－現在) 監査委員会委員 (2018年－現在) リスク委員会委員 (2017年－現在) クレディ・スイス・インターナショナル及びクレディ・スイス・セ キュリティーズ (ヨーロッパ) リミテッド (いずれも英国子会社)、 取締役 (2018年－現在) 2013年－2016年 エアステ・グループ・バンク (ウィーン) 最高リスク責任者兼執行役会メンバー 2012年－2013年 マッキンゼー・アンド・カンパニー (チューリッヒ) リスクプラクティス担当シニア・アドバイザー 2005年－2012年 ドイツ銀行 (ロンドン、フランクフルト及びチューリッヒ) リスク・エグゼクティブ委員会委員兼ディビジョナル・ボード・メン バー (2005年－2012年) オペレーショナル・リスク担当グローバル責任者 (2006年－2010年) リスク分析及び商品担当グローバル責任者 (2005年－2011年) 2003年－2005年 LGTキャピタル・マネジメント (スイス)、計量調査責任者 2000年－2003年 ユーロクォンツ (ドイツ)、コンサルタント 1997年－2000年 ドイツ銀行 (フランクフルト)、計量分析責任者 学歴 1997年 米国カリフォルニア大学サンディエゴ校で経済学博士号を取得 1991年 米国ケンブリッジのハーバード大学で物理学、数学及び経済学のポストグラ デュエート課程修了 1990年 ドイツのフライブルク大学で数学及び経済学の学位を取得 その他の活動及び職務 ゴットシュリング氏は現在、他の組織の役職には就いていない。

氏名及び誕生年	略歴
マイケル・クライン (1963年)	職歴 2018年－現在 クレディ・スイス 取締役（2018年－現在） 報酬委員会委員（2019年－現在） リスク委員会委員（2018年－現在） 2010年－現在 M クライン・アンド・カンパニー マネージング・パートナー 1985年－2008年 シティグループ 副会長 インスティテューショナル・クライアント・グループ会長 マーケッツ&バンキング部門会長兼共同CEO マーケッツ&バンキング部門共同プレジデント グローバル・バンキング部門CEO EMEAマーケッツ&バンキング部門CEO その他、複数のシニア・マネジメント職 学歴 1985年 ペンシルバニア大学ウォートン校で経済学（ファイナンス及び会計学）の理 学士号を取得 その他の活動及び職務 クラリベイト・アナリティクス取締役 チャーチル・キャピタル・コーポⅡ、取締役会会長兼最高経営責任者 チャーチル・キャピタル・コーポⅢ、取締役会会長兼最高経営責任者 ティービージー・ヨーロッパⅣ、取締役 プロ・フットボール・ホール・オブ・フェーム・ビリッジ理事ハーバード大学グローバ ル・アドバイザー・ボード・メンバー ピーターソン国際経済研究所理事 国際連合世界食糧計画投資諮問委員 コンサベーション・インターナショナル取締役 ホレースマン・スクール理事

氏名及び誕生年	略歴
シャン・リー (1963年)	職歴
	2019年－現在 クレディ・スイス 取締役 (2019年－現在) リスク委員会委員 (2019年－現在)
	2015年－現在 香港のシルクロード・ファイナンス・コーポレーション・リミテッド CEO
	2010年－現在 上海のチャイナストーン・キャピタル・マネジメント・リミテッド 会長兼CEO
	2005年－現在 香港のサン・シャン・キャピタル・パートナーズ 設立パートナー
	1998年－現在 ファン・ホールディングス・リミテッド 共同創業者
	2013年－2015年 北京の国家開発銀行 チーフ・インターナショナル・ビジネス・アドバイザー
	2010年－2011年 香港のUBSアジア・インベストメント・バンク 副会長
	2001年－2005年 香港の中銀国際ホールディングス CEO
	1999年－2001年 香港のリーマン・ブラザーズ・アジア 中国投資銀行業務責任者
	1998年－1999年 北京の国家開発銀行 投資銀行プリペレーション・リーディング・グループ部門長補佐
	1993年－1998年 ゴールドマン・サックス ロンドンのゴールドマン・サックス・インターナショナル業務執行取 締役 (1997年－1998年) 香港のゴールドマン・サックス (アジア) 業務執行取締役 (1995年－ 1997年) ニューヨークのゴールドマン・サックス、国際エコノミスト (1993年 －1995年)
	1993年 ニューヨークのクレディ・スイス・ファースト・ボストン アソシエイト
	学歴
	1994年 マサチューセッツ工科大 (MIT) で経済学博士号を取得
	1988年 カリフォルニア大学デービス校で経済学修士号を取得
	1986年 北京の清華大学で経営情報システムの学士号を取得
	その他の活動及び職務
	CMMBヴィジョン・ホールディングスLtd、取締役
	香港中華金融商会副会長
	中国人民政治協商会議 (CPPCC) 第13期全国委員会メンバー
	MIT経済学部客員委員会メンバー
	シルクロード・プランニング・リサーチ・センター副会長
	清華ガバナンス研究所副会長
	MITスローン・ファイナンス諮問委員会メンバー
	清華大学中国経済研究センター デピュティ・ディレクター

氏名及び誕生年	略歴
セライナ・マシア (1968年)	職歴 2015年－現在 クレディ・スイス 取締役 (2015年－現在) リスク委員会委員 (2018年－現在) 監査委員会委員 (2015年－2018年) 2017年－現在 ブラックボードU.S.ホールディングス・インク (AIGコーポレーション) AIGエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼ブラックボード (テクノロジー専門のAIG子会社、旧ハミルトンUSA) CEO 2016年－2017年 ハミルトン・インシュアランス・グループ ハミルトンUSA、CEO 2013年－2016年 AIGコーポレーション AIGニューヨーク業務執行バイス・プレジデント兼地域管理・経営担当CEO (2015年－2016年) AIG EMEA ロンドンの最高経営責任者兼プレジデント (2013年－2016年) 2010年－2013年 XLインシュアランス・ノースアメリカ、チーフ・エグゼクティブ 2002年－2010年 チューリッヒ・ファイナンシャル・サービス チューリッヒ・ノース・アメリカ・コマーシャル、ニューヨーク、スペシャリティ・ビジネス・ユニット、プレジデント (2007年－2010年) チューリッヒ・ノース・アメリカ・コマーシャル、ニューヨークのCFO (2006年－2007年) その他様々な役職：ジョイント・インベスター・リレーションズ部門及び格付機関管理部門長、格付機関管理の代表並びにシニア・インベスター・リレーションズ・オフィサー (2002年－2008年) 2000年－2002年 NZBノイエ・チェルヒャー・バンクの設立パートナー兼ファイナンシャル・アナリスト 1990年－2000年 スイス・リー スイス・リー・グループ、格付機関コーディネーター (2000年) シニア・アンダーライター兼ファイナンシャル・プロダクツ部門メルボルン、部門長補佐 (1996年－1999年) チューリッヒにおける様々な引受査定及び財務部門上級職 (1990年－1996年)
	学歴 2001年 米国CFA協会、認定証券アナリスト (CFA) 1999年 オーストラリアのモナシュ・マウントエリザ・ビジネススクールにおいてMBAを取得 1997年 オーストラリアのディーキン大学において経営学の準修士号を取得
	その他の活動及び職務 バンキュー会長 CFA協会メンバー フード・バンク・フォー・ニューヨーク・シティ議長

氏名及び誕生年	略歴
リチャード・メディン グス (1958年)	職歴 2020年－現在 クレディ・スイス 取締役（2020年－現在） 監査委員会議長（2020年－現在） ガバナンス&指名委員会委員（2020年－現在） 行動&金融犯罪管理委員会委員（2020年－現在） リスク委員会委員（2020年－現在） 2018年－現在 TSBバンクplc 会長 暫定業務執行会長（2018年－2019年） 2017年－2019年 ジャーディン・ロイド・トンブソン・グループPlc 非業務執行取締役 報酬委員会議長 監査・リスク委員会委員 2015年－2019年 ドイツ銀行AG 監査役会メンバー 監査委員会議長、リスク委員会委員兼戦略委員会委員 2014年－2017年 リーガル&ジェネラル・グループPlc 非業務執行取締役 リスク委員会議長 監査・報酬委員会委員 2008年－2014年 3iグループPlc 非業務執行取締役兼上級独立取締役 監査・リスク委員会議長 2002年－2014年 スタンダードチャータード・グループplc グループ業務執行取締役 財務ディレクター（2006年－2014年） 2000年－2002年 バークレイズPlc グループ財務コントローラー ウェルス・マネジメント部門C00 1999年－2000年 ウォリッジPlc グループ財務ディレクター 1999年以前 BZW（CSFB）（1996年－1999年） ヒル・サミュエル・バンク（1984年－1996年） プライス・ウォーターハウス（1980年－1984年）
	学歴 1983年 イングランド・ウェールズ 勅許会計士協会の英国勅許会計士の資格取得 1980年 オックスフォード大学エクセター・カレッジにおいて現代史の学士号を取得
	その他の活動及び職務 英国財務省委員会非執行理事 国際商業会議所英国委員会理事 ティーチ・ファースト理事兼評議員 ヘースティングズ・エドューケショナル・オポチュニティ・アジア議長

氏名及び誕生年	略歴
カイ・S・ナルゴルワ ラ (1950年)	職歴 2008年－現在 クレディ・スイス 取締役 (2013年－現在) 行動&金融犯罪管理委員会委員 (2019年－現在) 報酬委員会議長 (2017年－現在) ガバナンス&指名委員会委員 (2017年－現在) イノベーション&テクノロジー委員会委員 (2015年－現在) 報酬委員会委員 (2014年－現在) リスク委員会委員 (2013年－2017年) クレディ・スイスのアジア太平洋地域担当非業務執行会長 (2010年－2011年) 業務執行役員会メンバー (2008年－2010年) クレディ・スイスのアジア太平洋地域担当最高経営責任者 (2008年－2010年) 1998年－2007年 スタンダードチャータードPLC、主要業務執行取締役 1998年以前 バンク・オブ・アメリカ 香港のアジア・ホールセール・バンキング・グループ、グループ・エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼部門長 (1990年－1995年) サンフランシスコ及びニューヨークのハイテク産業グループ部門長 (1984年－1990年) 英国における様々な管理職及びその他の役職 (1976年－1984年) ロンドンのピート・マーウィック・ミッチェル・アンド・カンパニー、会計士 (1970年－1976年)
	学歴 1974年 イングランド・ウェールズ勅許会計士協会上席会員の資格を取得 1969年 デリー大学で経済学の学士号の学位を取得
	その他の活動及び職務 ブルデンシャルPLC /ブルデンシャル・コーポレーション・アジア・リミテッド、取締役 シンガポールのPSAインターナショナル・プライベート・リミテッド取締役 クリフォード・キャピタル・ホールディングス取締役兼非業務執行会長 クリフォード・キャピタル・プライベート・リミテッド取締役兼非業務執行会長 テマセク・サステイナブル・ファイナンス運営委員会共同議長シンガポール・インスティテュート・オブ・ディレクターズ、フェロー

氏名及び誕生年	略歴
アナ・ポーラ・ペソア (1967年)	職歴 2018年－現在 クレディ・スイス 取締役 (2018年－現在) 行動&金融犯罪管理委員会委員 (2019年－現在) 監査委員会委員 (2018年－現在) イノベーション&テクノロジー委員会委員 (2018年－現在) 2017年－現在 クヌミAI、パートナー、インベスター及び会長 2015年－2017年 2016年オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会CFO 2012年－2015年 ブランズウィック・グループブラジル支店マネージング・パートナー 2001年－2011年 インフォグローボ・ニューズペーパー・グループ、CFO兼イノベーション・ディレクター 1993年－2001年 グローボ・オーガニゼーションの複数のメディア部門におけるシニア・マネジメント職 学歴 1991年 カリフォルニア州スタンフォード大学においてFRI (開発経済学) の修士号を取得 1988年 カリフォルニア州スタンフォード大学において経済学及び国際関係学の学士号を取得 その他の活動及び職務 スザーノ・パルプ・アンド・ペーパー取締役 ヴァンシ・グループ取締役 ニューズ・コーポレーション取締役 スタンフォード大学グローバル・アドバイザリー・カウンスル、メンバー インスティテュート・アトランティコ・デ・ゴビエルノ諮問委員 ロベルトマリーニョ財団監査委員会委員
ホアキン・J・リベiro (1956年)	職歴 2016年－現在 クレディ・スイス 取締役 (2016年－現在) 監査委員会委員 (2016年－現在) 1997年－2016年 デロイトLLP (USA) 副会長 (2010年－2016年) グローバル・フィナンシャル・サービス・インダストリー業会長 (2010年－2016年) 米国フィナンシャル・サービス・インダストリー業部門長 (2003年－2010年) アジアにおけるグローバル・フィナンシャル・サービス・インダストリー業部門長 (1997年－2003年) 東南アジアのコーポレート・リストラクチャリング業部門長 (1997年－2000年) 2005年－2010年 世界経済フォーラム、財務総裁委員会シニア・アドバイザー 学歴 1996年 ニューヨーク州のコロンビア・ビジネススクールのエグゼクティブビジネス・サーティフィケートを取得 1988年 ニューヨーク州のニューヨーク大学でファイナンス分野に関するMBAを取得 1980年 ニューヨーク州公認会計士 1978年 ニューヨーク州のペース大学で会計学の学士号を取得 その他の活動及び職務 リベiro氏は現在、他の組織の役職には就いていない

氏名及び誕生年	略歴
セヴェリン・シュワン (1967年)	職歴 2014年－現在 クレディ・スイス 取締役 (2014年－現在) 取締役会副会長兼上級独立取締役 (2017年－現在) ガバナンス&指名委員会委員 (2017年－現在) リスク委員会委員 (2014年－現在) クレディ・スイス (シュヴァイツ) AG (スイス子会社) の取締役 (2015年－2017年) 1993年－現在 ロシュ・グループ CEO (2008年－現在) ロシュ・ホールディング・リミテッド取締役 (2013年－現在) ディビジョン・ロシュ・ダイアグノスティックスCEO (2006年－2008 年) ロシュ・ダイアグノスティックス・シンガポール、アジア太平洋地域 代表 (2004年－2006年) ロシュ・ダイアグノスティックス・バーゼル、グローバル・ファイナ ンス・アンド・サービスズ代表 (2000年－2004年) ドイツ、ベルギー及びスイスのロシュにおける様々な管理職及びその 他の役職 (1993年－2000年) 学歴 1993年 オーストリアのインスブルック大学において法学博士号を取得 1991年 オーストリアのインスブルック大学において経済学及び法学修士号を取得 その他の活動及び職務 国際製薬団体連合会 (IFPMA) バイス・プレジデント 上海市市長国際企業家諮詢会議メンバー

氏名及び誕生年	略歴
ジョン・タイナー (1957年)	職歴 2009年－現在 クレディ・スイス 取締役（2009年－現在） 監査委員会委員（2009年－現在） 行動&金融犯罪管理委員会委員（2019年－2020年） 監査委員会議長（2011年－2020年） ガバナンス&指名委員会委員（2011年－2020年） リスク委員会委員（2011年－2020年） クレディ・スイス・ホールディングス（USA）インク、クレディ・スイス（USA）インク及びクレディ・スイス・セキュリティーズ（USA）LLC（いずれも米国子会社）、取締役（2015年－現在） 2008年－2013年 レゾリューション・オペレーションズLLP、CEO 2001年－2007年 金融サービス庁（FSA） CEO（2003年－2007年） 投資、保険、消費者保護総局マネージング・ディレクター（2001年－2003年） 2001年以前 アーサー・アンダーセン、英国 英国ビジネス・コンサルティング担当マネージング・パートナー（1998年－2001年） 世界金融サービス業マネージング・パートナー（1997年－2001年） 英国金融サービス事業長（1993年－1997年） 銀行業・キャピタル・マーケット担当パートナー（1988年－1997年） タンズリー・ヴィット（後のアーサー・アンダーセン、英国）の監査役兼コンサルタント（1976年－1988年） 学歴 2010年 ロンドンのキングストン大学で名誉文学博士号を取得 1981年 イングランド・ウェールズ 勅許会計士協会の英国勅許会計士の資格を取得 その他の活動及び職務 アルドナ・グループ・リミテッド会長 サルコム・ブルワリー・リミテッド会長

各取締役の保有株式（クレディ・スイス・グループAGの株式）、報酬及び任期については、上記「（１）コーポレート・ガバナンスの概要」を参照のこと。

クレディ・スイス・グループAGの業務執行役員（本書提出日現在）

クレディ・スイス・グループAGとクレディ・スイス銀行の業務執行役員会の構成は、アンドレ・ヘルフェンシュタインがクレディ・スイス・グループAGの業務執行役員であるが、クレディ・スイス銀行の業務執行役員ではないことを除き、同じである。

氏名、誕生年及び役職	略歴
トーマス・P・ゴットシュタイン (1964年) 最高経営責任者	職歴 1999年－現在 クレディ・スイス 業務執行役員会メンバー（2015年－現在） 当グループ最高経営責任者（2020年－現在） クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG、取締役（2020年－現在） クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG、CEO（2016年－2020年） スイス・ユニバーサル・バンク部門CEO（2015年－2020年） スイス・プレミアム顧客&グローバル・エクスターナル・アセット・マネジャー責任者（2014年－2015年） インベストメント・バンキング・カバレッジ・スイス責任者（2010年－2013年） EMEAエクイティ・キャピタル・マーケット部門共同責任者（2007年－2009年） スイス、オーストリア及びスカンジナビアのベンチャーキャピタル市場責任者（ロンドン）（2005年－2007年） スイスのエクイティ・キャピタル・マーケット部門責任者（チューリッヒ）（2002年－2005年） スイスのインベストメント・バンキング部門（1999年－2002年） 1999年以前 UBS テレコムズ・インベストメント・バンキング及びエクイティ・キャピタル・マーケット部門担当（ロンドン） グループ・コントローリング部門担当（チューリッヒ） 学歴 1995年 チューリッヒ大学で財政・会計学博士号を取得 1989年 チューリッヒ大学で経営・経済学の学位を取得 その他の活動及び職務 クレディ・スイス財団理事 スイス・アントレプレナーズ・ファウンデーション財団理事 チューリッヒ歌劇場理事兼監査委員会委員

氏名、誕生年及び役職	略歴
ロメオ・チェルッティ (1962年) ジェネラル・カウンス ル	職歴 2006年－現在 クレディ・スイス 業務執行役員会メンバー (2009年－現在) ジェネラル・カウンスル (2009年－現在) 当行コンプライアンス担当グローバル共同責任者 (2008年－2009年) プライベート・バンキング担当ジェネラル・カウンスル (2006年－ 2009年) 1999年－2006年 ロンバー・オディエ・ダリエ・ヘンチ グループ・ホールディング、パートナー (2004年－2006年) 企業財務責任者 (1999年－2004年) 1995年－1999年 ホンブルガー法律事務所 (チューリッヒ) 弁護士 1995年以前 レイサム・アンド・ワトキンス (ロサンゼルス) 弁護士 学歴 1998年 フライブルク大学で法務博士研究員 (大学教授資格を取得) 1992年 カリフォルニア州の弁護士資格を取得 1992年 カリフォルニア大学ロサンゼルス校で法学修士号 (LLM) を取得 1990年 フライブルク大学で法学博士号を取得 1989年 チューリッヒ州の弁護士資格を取得 1986年 フライブルク大学で法律学修士号 (lic.iur.: 修士相当学位) を取得 その他の活動及び職務 ビフォー・ファーマ・リミテッド副会長 スイス・ファイナンス基金 (SFI) 会長 在瑞アメリカ商工会議所、法務グループ・メンバー ウルリコ・オエプリ財団理事
ブライアン・チン (1977年) グローバル・マーケッ ツ部門CEO	職歴 2003年－現在 クレディ・スイス 業務執行役員会メンバー (2016年－現在) グローバル・マーケッツ部門CEO (2016年－現在) クレディ・スイス・ホールディングス (USA) インク、クレディ・ス イス (USA) インク及びクレディ・スイス・セキュリティーズ (USA) LLC (いずれも米国子会社)、取締役 (2016年－現在) グローバル・マーケッツ部門クレジット・ピラー担当共同責任者 (2015年－2016年) 証券化商品担当グローバル責任者兼南北アメリカ債券担当共同責任者 (2012年－2016年) インベストメント・バンキング部門のその他の上級職 (2003年－2012 年) 2000年－2003年 デロイト&トウシュLLP、証券化取引チーム シニア・アナリスト 2000年以前 プライスウォーターハウスクーパースLLP、資本市場アドバイザー 業務 米国連邦検事事務所不正監視局 学歴 2000年 ラトガース大学で会計学理学士号を取得 その他の活動及び職務 クレディ・スイス・アメリカズ財団理事

氏名、誕生年及び役職	略歴
アンドレ・ヘルフェン シュタイン (1967年) スイス・ユニバーサル・バンク部門CEO	職歴 2007年－現在 クレディ・スイス クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG、CEO（2020年－現在） スイス・ユニバーサル・バンク部門CEO（2020年－現在） スイス・ユニバーサル・バンク部門インスティテューショナル・クライアント責任者（2017年－2020年） スイス・ユニバーサル・バンク部門コーポレート&インスティテューショナル・クライアント責任者（2015年－2017年） スイスにおけるプライベート&ウェルス・マネジメント組織担当：チューリッヒ地域責任者兼プライベート・バンキング・クライアント（チューリッヒ地域）責任者（2013年－2015年） スイスにおけるプライベート&ウェルス・マネジメント組織担当：プライベート・クライアント（チューリッヒ地域）責任者（2010年－2013年） クレディ・スイス・プライベート・バンキング、グローバル商品、販売&価格責任者（2007－2010年） ザ・ボストン・コンサルティング・グループ（以下、「BCG」という。） パートナー兼マネジング・ディレクター（2005年－2007年） BCGスイス採用ディレクター兼BCGスイス・米国キャリア開発委員会委員（2000年－2007年） 管理職等を担当（1996年－2000年） 1993年－1995年 STBウンターネーメンゼントヴィックルンゲンAG（VZファーマーグンツェントルンAG） アソシエイト 学歴 1992年 ザンクトガレン大学大学で経営学修士号を取得 1990年 ソルボンヌ大学で心理学／社会学の学位を取得 その他の活動及び職務 CSグループ（シュヴァイツ）年金基金、理事兼投資委員会委員 CSグループ（シュヴァイツ）第2年金基金、理事 トーンハレ協会（チューリッヒ）理事 ベンチャー・インキュベーターAG、取締役会副会長 FINMAプライベート・バンキング・パネル、メンバー SIXグループAG取締役兼リスク委員会委員 ベサミン財団、理事

氏名、誕生年及び役職	略歴
リディ・ハドソン (1979年) 最高コンプライアンス&規制業務責任者	職歴 2008年－現在 クレディ・スイス 業務執行役員会メンバー (2019年－現在) 最高コンプライアンス&規制業務責任者 (2020年－現在) 最高コンプライアンス責任者 (2019年－2020年) グローバル・マーケットC00 (2015年－2019年) グローバル・エクイティC00 (2014年－2015年) 株式、債券及び資産運用における様々な管理及び戦略に関わる役職 (2008年－2014年) 2006年－2008年 ザ・ボストン コンサルティング グループ、コンサルタント 2001年－2004年 リーマン・ブラザーズ グローバル・リアルエステート・グループ、アソシエイト兼アナリスト 学歴 2006年 ハーバード大学ビジネススクールで経営学修士号 (MBA) を取得 2001年 ミドルベリー大学で文学士 (国際政治及び経済学) を取得 その他の活動及び職務 グット・シェパード・サービスズ理事 世界経済フォーラム、ヤング・グローバル・リーダー
デイビッド・R・メイ ザース (1965年) 最高財務責任者	職歴 1998年－現在 クレディ・スイス 業務執行役員会メンバー (2010年－現在) 最高財務責任者 (2010年－現在) クレディ・スイス・インターナショナル及びクレディ・スイス・セキュリティーズ (ヨーロッパ) リミテッド (いずれも英国子会社) CEO (2016年－現在) アセット・リゾリューション・ユニット会長 (2019年－現在) ストラテジック・リゾリューション・ユニット責任者 (2015年－2018年) IT・オペレーション責任者 (2012年－2015年) インベストメント・バンキング部門財務責任者兼最高業務執行責任者 (2007年－2010年) クレディ・スイスの株式事業における上級職 (ヨーロッパ・リサーチのディレクター及びヨーロッパ株式共同責任者を含む。) (1998年－2007年) 1998年以前 HSBC グローバル株式リサーチ責任者 (1997年－1998年) HSBC ジェームズ・ケイベル、リサーチ・アナリスト (1987年－1997年) 学歴 1991年 ソサイエティ・オブ・インベストメント・アナリシスでアソシエイト・サーティフィケーションを取得 1991年 英国ケンブリッジ大学で自然科学修士号を取得 1987年 英国ケンブリッジ大学で自然科学学士号を取得 その他の活動及び職務 ヨーロッパCF0ネットワーク会員 ロビンソン大学 (ケンブリッジ)、理工分野における女性プログラム (WISE) 並びに学術賞・助成金の出資者 その他様々な慈善事業に関与

氏名、誕生年及び役職	略歴
デヴィッド・ミラー (1965年) インベストメント・バン キング&キャピタル・マー ケッツ部門 CEO	職歴 2000年－現在 クレディ・スイス 業務執行役員会メンバー (2019年－現在) インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門CEO (2019年－現在) クレディ・スイス・ホールディングス (USA) インク、クレディ・スイ ス (USA) インク及びクレディ・スイス・セキュリティーズ (USA) LLC (いずれも米国子会社)、取締役 (2019年－現在) クレジット担当責任者 (2016年－2019年) グローバル・マーケッツ部門南北アメリカ共同責任者 (2016年－2019 年) グローバル信用商品担当責任者 (2015年－2019年) グローバル信用商品担当共同責任者兼債券南北アメリカ信用商品共同 責任者 (2013年－2015年) グローバル・レバレッジ金融資本市場担当責任者 (2008年－2013年) シンジケート・ローン・グループ担当共同責任者 (2006年－2013年) 債券CMBS処分担当 (2009年－2010年) シンジケート・ローン資本市場、組成担当者 (2004年－2006年) ローン組成及び銀行業務で様々な業務を担当 (2000年－2004年) 2000年以前 ドナルドソン・ラフキン&ジェンレット (DLJ) (ロサンゼルス) ローン組成担当シニア・バイス・プレジデント (1997年－2000年) 学歴 1998年 コーネル大学で財務MBAを取得 1987年 コーネル大学で理学士号 (電気工学) を取得 その他の活動及び職務 クレディ・スイス・アメリカズ財団理事 コーネル大学諮問委員会委員
アントワネット・ポス チャン (1956年) グローバル最高人事責 任者	職歴 2008年－現在 クレディ・スイス 業務執行役員会メンバー (2019年－現在) グローバル最高人事責任者 (2019年－現在) 行動倫理オンブズマン (2018年－現在) コーポレート機能担当人事部門責任者 (2018年－2019年) 人材開発&組織効率部門責任者 (2015年－2017年) 報酬、手当&給与部門責任者 (2012年－2014年) 人材共有サービス部門責任者 (2008年－2012年) 2007年－2008年 アクサ・ヴィンタートゥーア、業務執行役員会メンバー兼人事責任者 2003年－2007年 ヴィンタートゥーアスイス保険グループ人事責任者 2001年－2003年 チューリッヒ州行政人事責任者 1998年－2001年 バロワーズ・グループ、バスラー・インシュランス人事責任者 学歴 2016年 コロンビア大学でオーガニゼーション・エグゼクティブ・コーチング証明 書を取得 1989年 チューリッヒ大学で教育学、心理学、哲学の修士号を取得 その他の活動及び職務 ポスチャン氏は現在、他の組織の役職には就いていない。

氏名、誕生年及び役職	略歴
ヘルマン・シトハン (1965年) アジア太平洋部門CEO	職歴 1999年－現在 クレディ・スイス 業務執行役員会メンバー (2015年－現在) アジア太平洋部門CEO (2015年－現在) APAC地域CEO (2014年－2015年) アジア太平洋地域インベストメント・バンキング責任者 (2012年－2015年) 新興市場評議会共同責任者 (2012年－2015年) 東南アジア担当CEO (2010年－2015年) インベストメント・バンキング部門－アジア太平洋地域共同責任者 (2009年－2012年) グローバル・マーケット・ソリューションズ・グループ－アジア太平洋地域共同責任者 (2009年－2012年) インドネシア担当国別CEO (1999年－2010年) 1999年以前 バンカーズ・トラスト、デリバティブ・グループ シティバンク、コーポレート・バンク シュルンベルジェ・オーバーシーズ、フィールドエンジニア 学歴 1989年 バンドン工科大学で工学理学士号を取得 その他の活動及び職務 クレディ・スイス財団理事 ルーム・トゥ・リード・シンガポール・リミテッド地域委員会委員、SEA委員会議長
ジェームス・B・ウォーカー (1965年) 最高業務責任者	職歴 2009年－現在 クレディ・スイス 業務執行役員会メンバー (2019年－現在) 最高業務責任者 (2019年－現在) クレディ・スイス・ホールディングス (USA) インク最高財務責任者 兼南北アメリカ大陸財務責任者 (2018年－2019年) 財務最高業務責任者 (2016年－2019年) 財務改革責任者 (2014年－2019年) グローバル商品管理責任者 (2011年－2019年) 南北アメリカ投資銀行業務責任者兼グローバルOTC業務責任者 (2009年－2011年) 2007年－2009年 バークレイズ・キャピタル (ニューヨーク) CFO、南北アメリカ担当 1994年－2007年 メリルリンチ グローバル・マーケット&インベストメント・バンキング (ニューヨーク) CFO (2005年－2007年) グローバル株式及び債券 (ニューヨーク) CFO (2003年－2005年) グローバル債券 (ニューヨーク) CFO (2002年－2003年) 証券業務部 (ニューヨーク) CFO (2000年－2002年) 様々な上級管理職を担当 (香港及びロンドン) (1994年－2000年) 1986年－1994年 モルガン・スタンレー、様々な財務及びデリバティブ金融に係る職務を担当 (ロンドン及び東京) 学歴 1986年 スターリング大学でポストグラデュエート課程 (金融) を修了 1985年 グラスゴー大学で理学士 (数学) 号を取得 その他の活動及び職務 ウォーカー氏は現在、他の組織の役職には就いていない。

氏名、誕生年及び役職	略歴
ララ・J・ワーナー (1967年) 最高リスク責任者	職歴 2002年－現在 クレディ・スイス 業務執行役員会メンバー（2015年－現在） 最高リスク責任者（2019年－現在） クレディ・スイス・ホールディングス（USA）インク、クレディ・スイス（USA）インク及びクレディ・スイス・セキュリティーズ（USA）LLC（いずれも米国子会社）、取締役（2019年－現在） 最高コンプライアンス&規制業務担当責任者（2015年－2019年） インベストメント・バンキング部門最高業務執行責任者（2013年－2015年） インベストメント・バンキング部門最高財務責任者（2010年－2015年） グローバル債券リサーチ責任者（2009年－2010年） 米国株式リサーチ責任者（2004年－2009年） 上級株式リサーチ・アナリスト（2002年－2004年） 1999年－2001年 リーマン・ブラザーズ、株式リサーチ・アナリスト 1999年以前 AT&T インベスター・リレーションズ・ディレクター（1997年－1999年） 競合地域電話事業の最高財務責任者（1995年－1997年） 様々な財務及び運営上の任務（1988年－1995年） 学歴 1988年 ペンシルベニア州立大学で理学士（金融）号を取得 その他の活動及び職務 ハーバード大学ジョン・F・ケネディ行政大学院女性リーダーシップ・ボード委員 ハーバード・ケネディスクール、学部長執行委員会理事 ペンシルベニア州立大学ボード・オブ・ビジターズ・メンバー アスペン研究所ビジネス・アンド・ソサエティ・プログラム理事
フィリップ・ベーレ (1974年) インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門CEO	職歴 2005年－現在 クレディ・スイス 業務執行役員会メンバー（2019年－現在） インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門CEO（2019年－現在） インターナショナル・ウェルス・マネジメント・ファイナンス責任者（2015年－2019年） ファイナンス・プライベート・バンキング・カバレッジ責任者（2015年） スイスのフィナンシャル・マネジメント・リージョン&ウェルス・マネジメント責任者（2013年－2014年） アジア太平洋地域のフィナンシャル・マネジメント・プライベート・バンキング責任者（2011年－2012年） スイスのプライベート・バンキング責任者（2007年－2011年） スイスのプライベート・バンキング、ビジネスディベロップメント担当シニア・プロジェクト・マネージャー（2005年－2007年） 2001年－2005年 コンサート・マネジメント・コンサルタント コンサルタント／プロジェクト・マネージャー 学歴 2001年 ドイツのボン大学で経済学修士号を取得 その他の活動及び職務 クレディ・スイス・アセット・マネジメント&インベスター・サービス（シュヴァイツ）ホールディングスAG、取締役 クレディ・スイス財団理事

各業務執行役員の保有株式（クレディ・スイス・グループAGの株式）については、上記「（１）コーポレート・ガバナンスの概要」を参照のこと。各業務執行役員については任期の定めはない。

（３）【監査の状況】

(A) 監査役監査の状況

上記（１）「(C) 取締役会－取締役会附属委員会－監査委員会」を参照のこと。

(B) 内部監査の状況

上記（１）「(C) 取締役会－取締役会附属委員会－監査委員会」を参照のこと。

(C) 会計監査の状況

(a) 会計監査人

上記（１）「(E) 追加情報－外部監査」を参照のこと。

(b) 会計監査人の選定方針、理由及び評価

上記（１）「(C) 取締役会－取締役会附属委員会－監査委員会」及び「(E) 追加情報－外部監査」を参照のこと。

(c) 会計監査人の異動

最近２会計年度において異動はなかった。ただし、2020年12月31日に終了する会計年度について外部監査人のローテーションが予定されている。上記（１）「(C) 取締役会－取締役会附属委員会－監査委員会」及び「(E) 追加情報－外部監査」を参照のこと。

(d) 監査報酬の内容等

① 外国監査公認会計士等に対する報酬の内容

上記（１）「(E) 追加情報－外部監査」を参照のこと。

② その他重要な報酬の内容

上記（１）「(E) 追加情報－外部監査」を参照のこと。

③ 外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

上記（１）「(E) 追加情報－外部監査」を参照のこと。

④ 監査報酬の決定方針

上記（１）「(C) 取締役会－取締役会附属委員会－監査委員会」及び「(E) 追加情報－外部監査」を参照のこと。

(4) 【役員の報酬等】

該当事項なし。なお、取締役及び業務執行役員の報酬については、上記（１）「(F) 報酬」に記載している。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項なし。

第6【経理の状況】

クレディ・スイス・グループAGは、本国において公表されSECに提出された年次報告書の一部として財務書類を開示している。本書記載のクレディ・スイス・グループAGの財務書類は、(i) 米国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成された、クレディ・スイス・グループAGの2019年12月31日及び2018年12月31日現在の連結貸借対照表、2019年12月31日に終了した事業年度までの3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書、並びに関連注記（以下、総称して「連結財務書類」という。）と、(ii) スイスの会計及び財務報告に関する法律（32nd title of the Swiss Code of Obligations）に準拠して作成された、2019年12月31日に終了した事業年度のクレディ・スイス・グループAGの貸借対照表、損益計算書及び注記（以下、総称して「単独財務書類」という。）からなっている。当該連結財務書類及び単独財務書類は、本国において公表され、2020年3月30日にSECに提出されたクレディ・スイス・グループAGの年次報告書に含まれている。当該連結財務書類及び単独財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下、「財務諸表等規則」という。）第131条第1項の規定の適用を受けている。

外国監査法人等であるケーピーエムジーAGにより発行され本財務書類に含まれている監査報告書に記載されている通り、原文（英文）財務書類は監査を受けており、当該監査報告書は金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる。

本書記載の日本語の財務書類は、上記英文財務書類を翻訳したものである。日本語の財務書類における主要な計数についてスイス・フランから日本円の換算は、財務諸表等規則第134条の規定に基づき、2020年4月13日現在の株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信直物売買相場の仲値、1スイス・フラン＝112.02円で換算したものである。当該換算は、その金額が当該為替相場又は他の為替相場での円貨額を表したり、あるいは円に換算されたものであったり、円に換算され得たものであるというように解釈すべきものではない。また日本円に換算された金額は、百万円単位（四捨五入）で表示されておりそのため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

上記の主要な計数の円換算額及び本項4の「会計原則及び会計慣行の主要な相違」に関する記載は英文財務書類には含まれておらず、従って上記監査の対象には含まれてはいない。

1【財務書類】

A 連結財務書類

(1) 連結損益計算書

		12月31日に終了した事業年度					
参照 注記		2019年		2018年		2017年	
		(百万スイス ・フラン)	(百万円)	(百万スイス ・フラン)	(百万円)	(百万スイス ・フラン)	(百万円)
利息及び配当金収益	5	20,184	2,261,012	19,613	2,197,048	17,057	1,910,725
支払利息	5	(13,167)	(1,474,967)	(12,604)	(1,411,900)	(10,500)	(1,176,210)
純利息収益	5	7,017	786,044	7,009	785,148	6,557	734,515
手数料収益	6	11,158	1,249,919	11,890	1,331,918	11,817	1,323,740
トレーディング収益	7	1,739	194,803	624	69,900	1,317	147,530
その他の収益	8	2,570	287,891	1,397	156,492	1,209	135,432
純収益		22,484	2,518,658	20,920	2,343,458	20,900	2,341,218
貸倒引当金繰入額	9	324	36,294	245	27,445	210	23,524
報酬費用	10	10,036	1,124,233	9,620	1,077,632	10,367	1,161,311
一般管理費	11	6,128	686,459	5,798	649,492	6,645	744,373
支払手数料		1,276	142,938	1,259	141,033	1,430	160,189
リストラクチャリング費用	12	-	-	626	70,125	455	50,969
その他営業費用合計		7,404	829,396	7,683	860,650	8,530	955,531
営業費用合計		17,440	1,953,629	17,303	1,938,282	18,897	2,116,842
法人税等控除前利益		4,720	528,734	3,372	377,731	1,793	200,852
法人税等費用	28	1,295	145,066	1,361	152,459	2,741	307,047
当期純利益/(損失)		3,425	383,669	2,011	225,272	(948)	(106,195)
非支配持分に帰属する当期純利益/ (損失)		6	672	(13)	(1,456)	35	3,921
株主に帰属する当期純利益/(損失)		3,419	382,996	2,024	226,728	(983)	(110,116)
一株当たり利益/(損失) (スイス・フ ラン)							
基本的一株当たり利益/(損失)	13	1.35	151.23	0.79	88.50	(0.41)	(45.93)
希薄化後一株当たり利益/(損失)	13	1.32	147.87	0.77	86.26	(0.41)	(45.93)

(2) 連結包括利益計算書

包括利益/(損失)	12月31日に終了した事業年度					
	2019年		2018年		2017年	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
当期純利益/(損失)	3,425	383,669	2,011	225,272	(948)	(106,195)
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利益/(損失)	100	11,202	(10)	(1,120)	(27)	(3,025)
外貨換算調整	(1,025)	(114,821)	(325)	(36,407)	(1,031)	(115,493)
有価証券に係る未実現利益/(損失)	20	2,240	(17)	(1,904)	(13)	(1,456)
保険数理利益/(損失)	326	36,519	(391)	(43,800)	695	77,854
過去勤務利益/(費用)、純額	217	24,308	(135)	(15,123)	(121)	(13,554)
信用リスクに関連した負債に係る利益/(損失)	(1,860)	(208,357)	1,654	185,281	(1,976)	(221,352)
その他包括利益/(損失) (税引後)	(2,222)	(248,908)	776	86,928	(2,473)	(277,025)
包括利益/(損失)	1,203	134,760	2,787	312,200	(3,421)	(383,220)
非支配持分に帰属する包括利益/(損失)	8	896	(15)	(1,680)	28	3,137
株主に帰属する包括利益/(損失)	1,195	133,864	2,802	313,880	(3,449)	(386,357)

添付の連結財務書類注記はこれらの財務書類にとって不可欠なものである。

(3) 連結貸借対照表

		12月31日現在			
資産	参照 注記	2019年		2018年	
		(百万スイス ・フラン)	(百万円)	(百万スイス ・フラン)	(百万円)
現金及び銀行に対する預け金		101,879	11,412,486	100,047	11,207,265
うち公正価値報告分		356	39,879	115	12,882
うち連結VIEからの報告分		138	15,459	173	19,379
利付銀行預け金		741	83,007	1,142	127,927
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券 及び借入有価証券	15	106,997	11,985,804	117,095	13,116,982
うち公正価値報告分		85,556	9,583,983	81,818	9,165,252
担保受入有価証券（公正価値報告分）		40,219	4,505,332	41,696	4,670,786
うち債権者に対する差入れ分		22,521	2,522,802	25,711	2,880,146
トレーディング資産（公正価値報告分）	16	153,797	17,228,340	133,635	14,969,793
うち債権者に対する差入れ分		46,650	5,225,733	32,452	3,635,273
うち連結VIEからの報告分		2,788	312,312	3,048	341,437
投資有価証券	17	1,006	112,692	1,479	165,678
うち公正価値報告分		1,006	112,692	1,479	165,678
その他の投資	18	5,666	634,705	4,890	547,778
うち公正価値報告分		3,550	397,671	2,434	272,657
うち連結VIEからの報告分		1,412	158,172	1,505	168,590
貸出金、純額	19	296,779	33,245,184	287,581	32,214,824
うち公正価値報告分		12,662	1,418,397	14,873	1,666,073
うち債権者に対する差入れ分		293	32,822	230	25,765
うち連結VIEからの報告分		649	72,701	387	43,352
貸倒引当金		(946)	(105,971)	(902)	(101,042)
のれん	20	4,663	522,349	4,766	533,887
その他の無形資産	21	291	32,598	219	24,532
うち公正価値報告分		244	27,333	163	18,259
未収仲介料		35,648	3,993,289	38,907	4,358,362
その他資産	22	39,609	4,437,000	37,459	4,196,157
うち公正価値報告分		10,402	1,165,232	7,263	813,601
うち債権者に対する差入れ分		217	24,308	279	31,254
うち連結VIEからの報告分		1,694	189,762	2,049	229,529
資産合計		787,295	88,192,786	768,916	86,133,970

添付の連結財務書類注記はこれらの財務書類にとって不可欠なものである。

12月31日現在

		2019年		2018年	
	参照 注記	(百万スイス ・フラン)	(百万円)	(百万スイス ・フラン)	(百万円)
負債及び持分					
銀行からの預り金	24	16,744	1,875,663	15,220	1,704,944
うち公正価値報告分		322	36,070	406	45,480
顧客の預金	24	383,783	42,991,372	363,925	40,766,879
うち公正価値報告分		3,339	374,035	3,292	368,770
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券 及び貸付有価証券	15	27,533	3,084,247	24,623	2,758,268
うち公正価値報告分		10,715	1,200,294	14,828	1,661,033
担保受入有価証券返還義務（公正価値報告分）		40,219	4,505,332	41,696	4,670,786
トレーディング負債（公正価値報告分）	16	38,186	4,277,596	42,169	4,723,771
うち連結VIEからの報告分		8	896	3	336
短期借入金		28,385	3,179,688	21,926	2,456,151
うち公正価値報告分		11,333	1,269,523	8,068	903,777
うち連結VIEからの報告分		4,885	547,218	5,465	612,189
長期債務	25	152,005	17,027,600	154,308	17,285,582
うち公正価値報告分		70,331	7,878,479	63,935	7,161,999
うち連結VIEからの報告分		1,671	187,185	1,764	197,603
未払仲介料		25,683	2,877,010	30,923	3,463,994
その他負債	22	31,043	3,477,437	30,107	3,372,586
うち公正価値報告分		7,891	883,950	9,001	1,008,292
うち連結VIEからの報告分		297	33,270	277	31,030
負債合計		743,581	83,295,944	724,897	81,202,962
普通株式		102	11,426	102	11,426
払込剰余金		34,661	3,882,725	34,889	3,908,266
利益剰余金		30,634	3,431,621	26,973	3,021,515
自己株式（原価）		(1,484)	(166,238)	(61)	(6,833)
その他包括利益/(損失)累計額	26	(20,269)	(2,270,533)	(17,981)	(2,014,232)
株主持分合計		43,644	4,889,001	43,922	4,920,142
非支配持分		70	7,841	97	10,866
持分合計		43,714	4,896,842	44,019	4,931,008
負債及び持分合計		787,295	88,192,786	768,916	86,133,970

	参照 注記	12月31日現在			
		2019年		2018年	
株式に関する追加情報					
額面金額		0.04スイス・フラン	4.48円	0.04スイス・フラン	4.48円
授権株式 1		3,209,011,720株		3,271,129,950株	
発行済普通株式	26	2,556,011,720株		2,556,011,720株	
自己株式	26	(119,761,811)株		(5,427,691)株	
発行済流通株式	26	2,436,249,909株		2,550,584,029株	

¹ 発行済株式及び未発行株式（条件付株式、転換株式及び授権資本）を含む。

添付の連結財務書類注記はこれらの財務書類にとって不可欠なものである。

[次へ](#)

(4) 連結株主持分変動計算書

	株主に帰属					株主持分合計	非支配持分	持分合計
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他 包括利益 /(損失) 累計額			
	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)
2019年								
期首残高	102	34,889	26,973	(61)	(17,981)	43,922	97	44,019
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入 ^{1,2}	-	-	-	-	-	-	(103)	(103)
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却 ²	-	-	-	-	-	-	74	74
当期純利益/(損失)	-	-	3,419	-	-	3,419	6	3,425
会計方針の変更による累積影響額 (税引後)	-	-	242	-	(64)	178	-	178
その他包括利益/(損失)合計 (税引後)	-	-	-	-	(2,224)	(2,224)	2	(2,222)
自己株式の売却	-	11	-	9,613	-	9,624	-	9,624
自己株式の買戻し	-	-	-	(11,536)	-	(11,536)	-	(11,536)
株式報酬 (税引後)	-	334	-	500	-	834	-	834
自己株式に連動した金融商品 ³	-	122	-	-	-	122	-	122
配当金支払	-	(695) ⁴	-	-	-	(695)	(1)	(696)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	(5)	(5)
期末残高	102	34,661	30,634	(1,484)	(20,269)	43,644	70	43,714

- ¹ ファンドの所有者への分配は、当初の出資元本の返済及び関連する配当金の支払を含む。
- ² ファンドの活動に関連する所有権の変更を伴う取引及び伴わない取引はすべて、「所有権の変更を伴わないもの」として表示される。
- ³ 株式報酬を経済的にヘッジするために当グループが購入した自己株式の特定のコール・オプションを含む。これらのコール・オプションは米国GAAPに従って資本性金融商品として指定されているため、当初は公正価値で株主持分に認識され、その後再測定されていない。
- ⁴ 資本拠出準備金から支払われた。

添付の連結財務書類注記はこれらの財務書類にとって不可欠なものである。

	株主に帰属					株主持分合計	非支配持分	持分合計
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他 包括利益 /(損失) 累計額			
2019年	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
期首残高	11,426	3,908,266	3,021,515	(6,833)	(2,014,232)	4,920,142	10,866	4,931,008
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入 1,2	-	-	-	-	-	-	(11,538)	(11,538)
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却 2	-	-	-	-	-	-	8,289	8,289
当期純利益/(損失)	-	-	382,996	-	-	382,996	672	383,669
会計方針の変更による累積影響額 (税引後)	-	-	27,109	-	(7,169)	19,940	-	19,940
その他包括利益/(損失)合計 (税引後)	-	-	-	-	(249,132)	(249,132)	224	(248,908)
自己株式の売却	-	1,232	-	1,076,848	-	1,078,080	-	1,078,080
自己株式の買戻し	-	-	-	(1,292,263)	-	(1,292,263)	-	(1,292,263)
株式報酬 (税引後)	-	37,415	-	56,010	-	93,425	-	93,425
自己株式に連動した金融商品 3	-	13,666	-	-	-	13,666	-	13,666
配当金支払	-	(77,854) 4	-	-	-	(77,854)	(112)	(77,966)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	(560)	(560)
期末残高	11,426	3,882,725	3,431,621	(166,238)	(2,270,533)	4,889,001	7,841	4,896,842

- 1 ファンドの所有者への分配は、当初の出資元本の返済及び関連する配当金の支払を含む。
- 2 ファンドの活動に関連する所有権の変更を伴う取引及び伴わない取引はすべて、「所有権の変更を伴わないもの」として表示される。
- 3 株式報酬を経済的にヘッジするために当グループが購入した自己株式の特定のコール・オプションを含む。これらのコール・オプションは米国GAAPに従って資本性金融商品として指定されているため、当初は公正価値で株主持分に認識され、その後再測定されていない。
- 4 資本拠出準備金から支払われた。

添付の連結財務書類注記はこれらの財務書類にとって不可欠なものである。

[次へ](#)

	株主に帰属					株主持分合計	非支配持分	持分合計
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他 包括利益 /(損失) 累計額			
	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)
2018年								
期首残高	102	35,668	24,973	(103)	(18,738)	41,902	287	42,189
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入	-	-	-	-	-	-	(69)	(69)
所有権の変更を伴う非支配持分への 子会社株式の売却	-	2	-	-	-	2	(2)	-
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却	-	-	-	-	-	-	30	30
当期純利益/(損失)	-	-	2,024	-	-	2,024	(13)	2,011
会計方針の変更による累積影響額 (税引後)	-	-	(24)	-	(21)	(45)	-	(45)
その他包括利益/(損失)合計 (税引後)	-	-	-	-	778	778	(2)	776
自己株式の売却	-	(28)	-	11,721	-	11,693	-	11,693
自己株式の買戻し	-	-	-	(12,441)	-	(12,441)	-	(12,441)
株式報酬 (税引後)	-	(120)	-	762	-	642	-	642
自己株式に連動した金融商品	-	28	-	-	-	28	-	28
配当金支払	-	(661)	-	-	-	(661)	(5)	(666)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	(129)	(129)
期末残高	102	34,889	26,973	(61)	(17,981)	43,922	97	44,019

添付の連結財務書類注記はこれらの財務書類にとって不可欠なものである。

	株主に帰属					株主持分合計	非支配持分	持分合計
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他 包括利益 /(損失) 累計額			
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
2018年								
期首残高	11,426	3,995,529	2,797,475	(11,538)	(2,099,031)	4,693,862	32,150	4,726,012
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入	-	-	-	-	-	-	(7,729)	(7,729)
所有権の変更を伴う非支配持分への 子会社株式の売却	-	224	-	-	-	224	(224)	-
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却	-	-	-	-	-	-	3,361	3,361
当期純利益/(損失)	-	-	226,728	-	-	226,728	(1,456)	225,272
会計方針の変更による累積影響額 (税引後)	-	-	(2,688)	-	(2,352)	(5,041)	-	(5,041)
その他包括利益/(損失)合計 (税引後)	-	-	-	-	87,152	87,152	(224)	86,928
自己株式の売却	-	(3,137)	-	1,312,986	-	1,309,850	-	1,309,850
自己株式の買戻し	-	-	-	(1,393,641)	-	(1,393,641)	-	(1,393,641)
株式報酬 (税引後)	-	(13,442)	-	85,359	-	71,917	-	71,917
自己株式に連動した金融商品	-	3,137	-	-	-	3,137	-	3,137
配当金支払	-	(74,045)	-	-	-	(74,045)	(560)	(74,605)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	(14,451)	(14,451)
期末残高	11,426	3,908,266	3,021,515	(6,833)	(2,014,232)	4,920,142	10,866	4,931,008

添付の連結財務書類注記はこれらの財務書類にとって不可欠なものである。

[次へ](#)

	株主に帰属					株主持分合計	非支配持分	持分合計
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他 包括利益 /(損失) 累計額			
	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)	(百万 スイス ・フラン)
2017年								
期首残高	84	32,131	25,954	0	(16,272)	41,897	414	42,311
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入	-	-	-	-	-	-	(163)	(163)
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却	-	-	-	-	-	-	65	65
当期純利益/(損失)	-	-	(983)	-	-	(983)	35	(948)
会計方針の変更による累積影響額 (税引後)	-	-	2	-	-	2	-	2
その他包括利益/(損失)合計 (税引後)	-	-	-	-	(2,466)	(2,466)	(7)	(2,473)
普通株式の発行	18	5,195	-	-	-	5,213	-	5,213
自己株式の売却	-	1	-	12,033	-	12,034	-	12,034
自己株式の買戻し	-	-	-	(12,757)	-	(12,757)	-	(12,757)
株式報酬 (税引後)	-	36	-	621	-	657	-	657
自己株式に連動した金融商品	-	19	-	-	-	19	-	19
配当金支払	-	(1,546)	-	-	-	(1,546)	(4)	(1,550)
連結範囲の変更	-	-	-	-	-	-	(41)	(41)
その他	-	(168)	-	-	-	(168)	(12)	(180)
期末残高	102	35,668	24,973	(103)	(18,738)	41,902	287	42,189

添付の連結財務書類注記はこれらの財務書類にとって不可欠なものである。

	株主に帰属					株主持分合計	非支配持分	持分合計
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他 包括利益 /(損失) 累計額			
2017年	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
期首残高	9,410	3,599,315	2,907,367	0	(1,822,789)	4,693,302	46,376	4,739,678
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入	-	-	-	-	-	-	(18,259)	(18,259)
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却	-	-	-	-	-	-	7,281	7,281
当期純利益/(損失)	-	-	(110,116)	-	-	(110,116)	3,921	(106,195)
会計方針の変更による累積影響額 (税引後)	-	-	224	-	-	224	-	224
その他包括利益/(損失)合計 (税引後)	-	-	-	-	(276,241)	(276,241)	(784)	(277,025)
普通株式の発行	2,016	581,944	-	-	-	583,960	-	583,960
自己株式の売却	-	112	-	1,347,937	-	1,348,049	-	1,348,049
自己株式の買戻し	-	-	-	(1,429,039)	-	(1,429,039)	-	(1,429,039)
株式報酬 (税引後)	-	4,033	-	69,564	-	73,597	-	73,597
自己株式に連動した金融商品	-	2,128	-	-	-	2,128	-	2,128
配当金支払	-	(173,183)	-	-	-	(173,183)	(448)	(173,631)
連結範囲の変更	-	-	-	-	-	-	(4,593)	(4,593)
その他	-	(18,819)	-	-	-	(18,819)	(1,344)	(20,164)
期末残高	11,426	3,995,529	2,797,475	(11,538)	(2,099,031)	4,693,862	32,150	4,726,012

添付の連結財務書類注記はこれらの財務書類にとって不可欠なものである。

[次へ](#)

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書

	12月31日に終了した事業年度					
	2019年		2018年		2017年	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
営業活動						
当期純利益/(損失)	3,425	383,669	2,011	225,272	(948)	(106,195)
当期純利益/(損失)を営業活動から生じた/(に使用した)正味資金に調整するための修正						
減損費用、減価償却費及び償却費	1,275	142,826	936	104,851	894	100,146
貸倒引当金繰入額	324	36,294	245	27,445	210	23,524
繰延税金繰入/(戻入)	589	65,980	800	89,616	2,238	250,701
長期債務に関する評価調整	10,221	1,144,956	(4,743)	(531,311)	1,910	213,958
持分法適用投資からの純利益/(損失)持分	(79)	(8,850)	(111)	(12,434)	(153)	(17,139)
トレーディング資産及び負債、純額	(27,892)	(3,124,462)	25,536	2,860,543	4,672	523,357
その他資産の(増加)/減少	2,808	314,552	3,453	386,805	(15,597)	(1,747,176)
その他負債の増加/(減少)	(6,615)	(741,012)	(14,294)	(1,601,214)	(1,931)	(216,311)
その他、純額	(2,480)	(277,810)	(950)	(106,419)	183	20,500
修正合計	(21,849)	(2,447,525)	10,872	1,217,881	(7,574)	(848,439)
営業活動から生じた/(に使用した)正味資金	(18,424)	(2,063,856)	12,883	1,443,154	(8,522)	(954,634)
投資活動						
利付銀行預け金の(増加)/減少	411	46,040	(427)	(47,833)	40	4,481
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券の(増加)/減少	8,386	939,400	(1,372)	(153,691)	14,286	1,600,318
投資有価証券の購入	(557)	(62,395)	(683)	(76,510)	(86)	(9,634)
投資有価証券の売却収入	6	672	255	28,565	14	1,568
投資有価証券の満期償還	1,007	112,804	567	63,515	318	35,622
子会社への投資及びその他の投資	(285)	(31,926)	(547)	(61,275)	(1,094)	(122,550)
その他の投資の売却収入	1,158	129,719	1,772	198,499	1,970	220,679
貸出金の(増加)/減少	(15,344)	(1,718,835)	(12,500)	(1,400,250)	(13,674)	(1,531,761)
貸出金の売却収入	4,612	516,636	5,980	669,880	9,938	1,113,255
建物及び設備並びにその他の無形資産への資本的支出	(1,293)	(144,842)	(1,095)	(122,662)	(1,068)	(119,637)
建物及び設備並びにその他の無形資産の売却収入	30	3,361	30	3,361	1	112
その他、純額	543	60,827	342	38,311	65	7,281
投資活動から生じた/(に使用した)正味資金	(1,326)	(148,539)	(7,678)	(860,090)	10,710	1,199,734

添付の連結財務書類注記はこれらの財務書類にとって不可欠なものである。

	12月31日に終了した事業年度					
	2019年		2018年		2017年	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
財務活動						
銀行からの預り金及び顧客の預金の増加/(減少)	24,853	2,784,033	1,808	202,532	3,423	383,444
短期借入金増加/(減少)	6,919	775,066	(2,990)	(334,940)	5,018	562,116
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券の増加/(減少)	3,381	378,740	(2,052)	(229,865)	(5,251)	(588,217)
長期債務の発行	34,963	3,916,555	33,172	3,715,927	43,556	4,879,143
長期債務の返済	(46,290)	(5,185,406)	(43,851)	(4,912,189)	(62,554)	(7,007,299)
普通株式の発行	0	0	0	0	4,253	476,421
自己株式の売却	9,624	1,078,080	11,693	1,309,850	12,034	1,348,049
自己株式の買戻し	(11,536)	(1,292,263)	(12,441)	(1,393,641)	(12,757)	(1,429,039)
配当金支払	(696)	(77,966)	(666)	(74,605)	(590)	(66,092)
その他、純額	971	108,771	344	38,535	161	18,035
財務活動から生じた/(に使用した)正味資金	22,189	2,485,612	(14,983)	(1,678,396)	(12,707)	(1,423,438)
為替レートの変動による現金及び銀行に対する預け金への影響						
為替レートの変動による現金及び銀行に対する預け金への影響	(607)	(67,996)	10	1,120	(827)	(92,641)
現金及び銀行に対する預け金の純増加/(減少)						
現金及び銀行に対する預け金の純増加/(減少)	1,832	205,221	(9,768)	(1,094,211)	(11,346)	(1,270,979)
期首現金及び銀行に対する預け金 ¹	100,047	11,207,265	109,815	12,301,476	121,161	13,572,455
期末現金及び銀行に対する預け金 ¹	101,879	11,412,486	100,047	11,207,265	109,815	12,301,476

¹ 制限付預け金を含む。

キャッシュ・フローに関する補足情報

	12月31日に終了した事業年度					
	2019年		2018年		2017年	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
法人税及び利息に関する現金支払						
法人税	729	81,663	678	75,950	540	60,491
利息	13,115	1,469,142	12,772	1,430,719	9,961	1,115,831
事業分離による売却資産及び負債						
売却資産	38	4,257	0	0	1,777	199,060
売却負債	8	896	0	0	1,658	185,729

添付の連結財務書類注記はこれらの財務書類にとって不可欠なものである。

[次へ](#)

連結財務書類注記

1 重要な会計方針の要約

クレディ・スイス・グループAG（以下、「当グループ」という。）の添付の連結財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下、「米国 GAAP」という。）に準拠して作成されており、スイス・フラン（CHF）で表示されている。当グループの事業年度は12月31日に終了する。過年度の連結財務書類は、当事業年度の表示に一致させるため特定の組替が行われている。この組替が当期純利益／（損失）にも株主持分合計にも影響を及ぼすことはなかった。

連結財務書類の作成にあたり、経営陣は特定の金融資産・負債の公正価値による測定、貸倒引当金、変動持分事業体（以下、「VIE」という。）の評価、貸出金以外の資産の減損、繰延税金資産の認識、税務上の不確実性、年金債務及び様々な偶発債務などの見積り及び仮定を行うことを要求されているが、これらに限定されない。これらの見積り及び仮定は連結貸借対照表日における資産・負債の報告数値や偶発資産・負債の開示及び報告期間の収益・費用の報告数値に影響を及ぼす。経営陣は継続的に見積り及び仮定に関する評価を行っているものの、実際の結果は経営陣の見積りと大幅に異なる可能性がある。これらの見積りに適用された判断に関するリスク及び複雑性は、市場の状況により増加する可能性もある。

連結方針

連結財務書類は、当グループ及びその子会社の財務書類を含んでいる。当グループが直接又は間接にある事業体に対して50%超の議決権を保有するか、支配権を行使できる場合に、その事業体は子会社とみなされる。当グループは、当グループがゼネラル・パートナーでありかつ、リミテッド・パートナーが除外する権利若しくは参加する権利を実質的に保有していない場合、又はリミテッド・パートナーがゼネラル・パートナーを除外する権利若しくはパートナーシップを解散する権利及び通常の事業において重要な決定に参加する権利を実質的に有している場合にリミテッド・パートナーシップを連結する。当グループはまた、会計基準編纂書（以下、「ASC」という。）Topic 810「連結」に従って当グループが主たる受益者である場合、VIEを連結している。重要なグループ内取引の影響及び残高は、消去されている。

当グループの子会社が独立した法人で、ASC Topic 946「金融サービス－投資会社」において定義される投資会社であると判断された場合、当子会社が保有するその他の事業体の持分は連結されず、公正価値で計上される。

ASC Topic 940「金融サービス－ブローカー・ディーラー」において定義されるブローカー・ディーラー業務を行う事業体であると判断された当グループの事業体は、投資がトレーディング目的で一時的に保有されている場合、連結が適切であるとされる場合を除いて、議決権持分を有する事業体への投資を連結しない。さらに、ブローカー・ディーラー業務の戦略的要素である子会社は保有意思とは関係なく、連結される。

外貨換算調整

関連企業の機能通貨以外の通貨建ての取引は、取引日の為替レートにより関連企業の機能通貨に換算されている。連結貸借対照表日現在の未収金及び未払金等の貨幣性資産及び負債は、期末日の直物為替レートにより計上されている。外貨換算差額は、連結損益計算書に計上される。非貨幣性資産及び負債は、過去の為替レートにより計上されている。

連結目的上、機能通貨がスイス・フラン以外のグループ会社の資産及び負債は、期末日の直物為替レートによりスイス・フラン相当額に換算され、収益及び費用は期中の加重平均為替レートにより換算されている。連結により生じた外貨換算調整勘定は、株主持分合計のその他包括利益／（損失）累計額（以下、「AOCI」という。）に含まれている。当グループが連結在外子会社を売却し、その支配権を喪失した場合には、累積的外貨換算調整額がAOCIから連結損益計算書に組み替えられる。

公正価値による測定及び公正価値オプション

公正価値による測定に関する指針は、公正価値に関する単一の正式な定義を確立し、公正価値による測定に関するフレームワークを構築している。公正価値オプションは、特定の金融資産及び金融負債の代替的な測定方法を確立している。公正価値オプションは、適格項目の当初認識時又は当グループが適格項目を生じさせる契約（例えば、確定契約又は貸付契約）を締結した日に選択することができる。当初認識時に選択されなかった場合、公正価値オプションは、ある項目に新しい会計処理の根拠をもたらすような特定事象の発生時にその項目に適用される。金融資産又は金融負債に対する公正価値オプションの適用は、貸借対照表上の分類を変更することなく、選択は取消不能である。当該選択による公正価値の変動はトレーディング収益に計上される。

詳細については、注記35「金融商品」の「公正価値オプション」を参照のこと。

現金及び銀行に対する預け金

現金及び銀行に対する預け金は、手持通貨、銀行又はその他の金融機関の要求払い預金及び現金等価物で構成されている。現金等価物は、当初の満期が3ヶ月以下で、資金管理目的で保有される流動性の高い短期金融商品である。

売戻条件付及び買戻条件付取引

売戻条件付有価証券購入取引（以下、「売戻条件付取引」という。）及び実質的に同一の有価証券の買戻条件付有価証券売却取引（以下、「買戻条件付取引」という。）は、経済的に売却としての性質を持たないため、担保付資金取引として取り扱われ、それぞれ現金支払額又は受取額で連結貸借対照表に計上されている。売戻条件付取引は担保資産として計上され、買戻条件付取引は、対象となる売却有価証券を引き続きトレーディング資産又は投資有価証券に計上したまま負債として計上される。買い戻される及び売り戻される有価証券の公正価値は毎日監視され、必要に応じて信用エクスポージャーを抑えるために追加担保が取得されている。

これらの契約に基づき計上された資産及び負債は、発生主義又は公正価値のいずれかにより会計処理されている。発生主義では、売戻条件付取引に係る受取利息及び買戻条件付取引に係る支払利息は、それぞれ利息及び配当金収益並びに支払利息に計上されている。公正価値に基づく会計処理は、ASC Topic 825「金融商品」に従って選択することができ、公正価値の変動はトレーディング収益に計上される。未收受取利息及び未払支払利息は、発生主義会計と同様に計上される。当グループは、契約の一部について、公正価値に基づく会計処理を選択している。

売戻条件付及び買戻条件付取引は、同一の相手先、満期日、及び特定の要件を満たす同一の清算機関によって決済され、強制力のあるマスター・ネットリング契約又は中央清算を行う取引相手の規約に基づき相殺権が存在する場合に、相殺される。

有価証券貸借取引

現金担保付借入有価証券及び貸付有価証券は、受払現金の金額にて連結貸借対照表に計上される。有価証券貸借取引において担保として受け入れた有価証券を、売却若しくは担保として再提供することが認められる場合、当該有価証券は担保受入有価証券として連結貸借対照表に計上され、当該有価証券の返却に関する負債が計上される。当グループが受入担保を売却又は再担保する権利を有する非現金担保が付された貸付有価証券取引は、受入担保の公正価値で計上される。貸付有価証券取引では、当グループは通常、貸付有価証券の市場価値を超える金額を現金又は有価証券担保で受け取る。当グループは、借入有価証券及び貸付有価証券の公正価値を毎日監視し、必要に応じて追加担保を取得している。

受取又は支払手数料及び利息は、発生主義でそれぞれ利息及び配当金収益並びに支払利息に計上されている。公正価値に基づく会計処理が選択された場合、公正価値の変動はトレーディング収益に計上される。未收受取利息及び未払支払利息は、発生主義会計と同様に計上される。

金融資産の譲渡

当グループは、様々な金融資産を譲渡している。これらの資産は特別目的事業体（以下、「SPE」という。）に売却される場合があり、その特別目的事業体は投資家に証券を発行する。当グループは、市場価格を用いて算出した公正価値（それらのポジションが活発に取引の行われている取引所で取引されている場合）、又は観察可能及び観察不能なインプットを組み込んだ金融モデルを用いて算出した公正価値で受益持分を評価している。

当グループの譲渡活動に関する詳細情報については、注記34「金融資産の譲渡及び変動持分事業体」を参照のこと。

トレーディング資産及び負債

トレーディング資産及び負債は、負債証券、市場性のある資本性金融商品、デリバティブ商品、ブローカー・ディーラー業務を行う事業体が保有する特定の貸出金、商品並びに貴金属を含む。トレーディング・ポートフォリオに含まれる項目は公正価値で計上され、経営陣の意図に基づきトレーディング目的保有に分類される。一般的な有価証券取引は約定日基準で計上される。トレーディング・ポジションに係る未実現及び実現損益は、トレーディング収益に計上される。

デリバティブ

独立したデリバティブ契約は、トレーディング目的であるかリスク管理目的であるかに関わらず、公正価値をもって連結貸借対照表に計上される。売却目的で保有される抵当貸付の組成契約は、会計目的上デリバティブとみなされる。特定の契約に組み込まれている構成要素のうちデリバティブの定義を満たす要素が、その主契約と明確かつ密接な関連性を有していないとみなされる場合、当該組込要素は主契約とは別個に公正価値で会計処理

されるか、若しくは当該組込要素を含む契約全体が公正価値で会計処理される。いずれの場合も公正価値の変動は連結損益計算書に計上される。測定目的で別個に会計処理された場合、当該デリバティブは、連結貸借対照表上で、主契約と同一の科目に計上される。

トレーディング資産及び負債として分類されるデリバティブには、トレーディング目的で保有されているもの、及びリスク管理目的で使用されヘッジ会計が適用されないものが含まれている。トレーディング目的で保有されるデリバティブは、自己勘定トレーディング活動及び顧客目的の活動から発生する。実現損益並びに未実現損益の変動及び利息のフロー金額はトレーディング収益に含まれる。公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ又は純投資ヘッジとして指定されかつ適格なデリバティブ契約は、その他資産又はその他負債に計上される。

上場デリバティブの公正価値は、一般的に観察可能な市場価格及び／又は観察可能な市場パラメータから導き出される。店頭（以下、「OTC」という。）デリバティブの公正価値は、様々なインプット・パラメータを用いる自社モデルに基づいて算定される。デリバティブ契約は、強制力のあるマスター・ネットリング契約又は中央清算機関の規約に基づく相殺権が存在する場合には、相手先ごとの相殺金額で計上される。そうした相殺権が存在しない場合、公正価値は総額ベースで計上される。

ヘッジ会計が適用される場合、当グループは、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係すべてに係る正式な文書を作成するが、この中にはヘッジ取引を実行するにあたってのリスク管理目的及び戦略も含まれている。ヘッジ関係に関しては、ヘッジの開始時及びそれ以降も継続的に、ヘッジ取引に用いられているデリバティブがヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺する上で極めて有効であるかどうかについて、正式な評価を行う。当グループは、以下の状況が発生した場合には、その後のヘッジ会計の適用を中止する。

- (i) 当該デリバティブが、ヘッジ対象（予定取引も含む）の公正価値又はキャッシュ・フローの変動を効果的に相殺しなくなった場合。
- (ii) 当該デリバティブが期日を迎えるか、売却された場合、終了若しくは権利行使された場合。
- (iii) 予定取引が発生する可能性がなくなったため、当該デリバティブがヘッジ手段として指定されなくなった場合。
- (iv) 上記以外の理由で、当該デリバティブをヘッジ手段として指定することが適切でない場合。

デリバティブが公正価値ヘッジに指定されかつ適格と認められる場合、ヘッジ対象の帳簿価額はヘッジされたリスクについて公正価値調整が行われる。これらのデリバティブに係る公正価値の変動は、ヘッジ対象資産又は負債のヘッジされたリスクに係る公正価値の変動と同じ連結損益計算書の科目に計上される。

当グループが、ヘッジとして有効ではないと判断し、公正価値ヘッジ会計を中止したデリバティブは、連結貸借対照表に公正価値で引き続き計上され、それ以降、ヘッジ対象資産又は負債について、ヘッジされたリスクに起因する公正価値の変動に対する調整が行われることはない。基礎となっているヘッジ対象に対する金利関連の公正価値調整は、当該ヘッジ対象の残存期間にわたり償却され、連結損益計算書に計上される。ヘッジ対象である資産の売却又は負債の消滅時に、未償却の金利関連の公正価値調整は、連結損益計算書に計上される。その他の公正価値ヘッジ調整は、ヘッジ対象資産又は負債の帳簿価額に含まれたまま、ヘッジ対象が処分される際の処分損益の一部として、連結損益計算書に認識される。

予定取引及び変動金利資産又は負債からのキャッシュ・フローの変動のヘッジについては、指定されたデリバティブに係る公正価値の変動がAOCIに計上される。これらの金額は、ヘッジ対象からのキャッシュ・フローの変動が収益に影響を与える時（例：変動金利資産又は負債に係る定期的な決済が連結損益計算書に計上される場合、又はヘッジ対象が処分される場合）に、ヘッジ対象が計上されている連結損益計算書上の項目に振替えられる。

キャッシュ・フロー・ヘッジについてヘッジ会計が中止された場合、純損益は引き続きAOCIに計上され、かつてヘッジ対象であった取引が連結損益計算書に計上されるのと同じ年度に連結損益計算書に振替えられる。予定取引が期日又は期日から2ヶ月以内に発生する可能性がないことを理由に当グループがヘッジ会計を中止する場合、当該デリバティブは引き続き公正価値で連結貸借対照表に計上され、それまでAOCIに計上されていた損益は、直ちに連結損益計算書に認識される。

海外事業への純投資のヘッジに関して、ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動は、AOCIに計上される。当グループは先物法により純投資ヘッジの有効性を判断しており、先物為替の時間的価値をAOCIに計上している。

投資有価証券

投資有価証券は、満期保有目的に分類される負債証券及び売却可能に分類される負債証券を含む。一般的な有価証券取引は約定日基準で計上される。

当グループが負債証券を満期まで保有する明確な意思と能力がある場合には、当該負債証券は満期保有目的に分類され、未償却プレミアム又はディスカウント控除後の償却原価で計上される。

売却可能に分類される負債証券は、公正価値で計上される。公正価値と償却原価の差額である未実現損益は、AOCIに計上される。AOCIへの計上額は、法人税控除後のものである。

プレミアム又はディスカウントは、有価証券の満期日までの期間にわたり実効利回法により償却され、利息及び配当金収益に計上される。

負債証券の公正価値が償却原価を下回るまで下落し、その下落が一時的なものではないと判断された場合、言い換えれば、有価証券の契約条件に基づく受取予定額の回収が主に発行体の信用度の低下により不可能であるとみなされる場合に、当該負債証券に係る減損が連結損益計算書に認識される。金利の変動による価値の下落については、当グループに当該有価証券を売却する意図がなく、償却原価ベースの回復（満期時の場合もある）前に当該有価証券の売却が必要となる可能性も低い場合には、減損は計上されない。

負債証券の減損を認識した場合には、減損後の金額が新しい原価となり、その後の価値の回復に対する調整は行わない。

有価証券の売却が決定した場合、売却可能有価証券における未実現損失が連結損益計算書に認識される。

その他の投資

その他の投資には、持分法適用投資、ヘッジ・ファンド、プライベート・エクイティ証券、当グループが被投資会社に対し重要な影響力や支配権を持たない市場性のないミューチュアル・ファンドへの一定の投資などの公正価値を容易に決定できない持分証券、及び投資目的の保有不動産が含まれている。

持分法適用投資は、当グループが営業及び財務方針に重要な影響力を及ぼす能力を持つ投資である。重要な影響力を有する場合とは一般に、会社の議決権株式又は実質的な普通株式を20%から50%保有しているか、若しくはリミテッド・パートナーシップの持分を5%以上保有している場合である。持分法適用投資は、持分法又は公正価値オプションによって会計処理される。持分法による会計処理では、当グループの利益又は損失に対する比例持分及び被投資会社の減損は、該当する場合、その他の収益に計上される。公正価値オプションでは、公正価値の変動はその他の収益に計上される。当グループは、持分法適用投資の一部に対して、公正価値に基づく会計処理を選択している。

公正価値を容易に決定できない持分証券は、公正価値、純資産価値に係る簡便法を用いて見積った公正価値、又は取得原価から減損を差し引き、観察可能な価格の変動について調整した金額（代替的な測定手法）で計上される。証券取引所の会員権は取得原価から減損を差し引いた金額で計上される。ASC Topic 946「金融サービス—投資会社」において定義される投資会社であると判断された当グループの子会社が保有する公正価値を容易に決定できない持分証券は公正価値で計上され、公正価値の変動はその他の収益に計上される。

ASC Topic 940「金融サービス—ブローカー・ディーラー」の適用範囲に含まれる子会社が保有する持分法適用投資及び公正価値を容易に決定できない持分証券は、ブローカー・ディーラー業務を行う事業体がトレーディング目的で資産を一時的に保有する意図がある場合、公正価値で測定され、トレーディング資産に計上される。公正価値の変動はトレーディング収益に計上される。公正価値を容易に決定できない持分証券には、1株当たり純資産又はそれに準じるものを定期的に算定し、公正価値の変動をその他の収益に計上している事業体への投資が含まれる。

投資目的の保有不動産は、減価償却累計額控除後の取得原価で計上され、通常40年から67年の見積耐用年数にわたって減価償却される。投資目的の保有不動産に分類される土地は取得原価で計上され、減価償却されない。

投資目的の保有不動産は毎年、又は帳簿価額が回収できない可能性を示唆する事象若しくは状況の変化が発生した場合には、より頻繁に減損テストが行われる。投資目的の保有不動産に関し、公正価値は割引キャッシュ・フロー分析又は外部の市場評価に基づいて評価されていた。このような資産の減損を認識した場合には、減損後の金額が新しい原価となり、その後の価値の回復に対する調整は行わない。

貸出金

満期保有貸出金

当グループが満期まで保有する意図がある貸出金は、以下の項目、すなわち購入した場合は未償却プレミアム、ディスカウント、新規で実行した場合は繰延貸付組成手数料及び貸付実行に係る直接費用を控除後の元本残高に未収利息を加えた金額で計上される。受取利息は、未払元本残高に対して発生主義で計上され、正味繰延プレミアム／ディスカウント及び手数料／費用は通常、貸出金の利回りに対する調整額として関連する貸出金の期間にわたり償却される。

当グループの方針に従って、減損貸出金には不良債権、未収利息不計上債権、貸出条件緩和債権及び潜在的に問題のある債権が含まれる。

詳細については、注記19「貸出金、貸倒引当金及び信用の質」を参照のこと。

満期保有貸出金に係る貸倒引当金

貸倒引当金は、ポートフォリオに固有の貸倒損失及び個別に認識された損失という構成要素からなる。貸倒引当金の変動は連結損益計算書の貸倒引当金繰入額及び受取利息（延滞利息引当金について）に計上される。

当グループは、貸倒引当金を見積りを行うにあたり、債務不履行の発生可能性に関するボラティリティ、格付の変更、潜在的な損失の規模、内部的なリスク格付並びに地域、産業及びその他の経済的要因を含む数多くの要因を評価している。ポートフォリオに固有の潜在的な損失を対象とした引当金は、個別に減損が認識されていない貸出金のうち、ポートフォリオとして貸倒の可能性があるものとみなされるものに対して設定される。個人向け貸出金ポートフォリオに対する引当金の当該構成要素の見積りは、過去及び現在の債務不履行の可能性並びに過去の回収実績及び関連する現在の仮定を、内部的なリスク格付及び商品タイプが類似している貸出金に適用することによって算定される。法人及び諸機関向け貸出金ポートフォリオに対する引当金の当該構成要素を見積るため、当グループは貸出金をリスク、産業、国の格付によって分類している。個別に減損が認識されている、又は公正価値で保有されている個人向け並びに法人及び諸機関向け貸出金は、この見積プロセスから除外される。貸付関連契約に対する貸倒引当金繰入額は、過去の損失実績及び回収実績に基づき見積られ、その他負債に計上されている。貸付関連契約に関する貸倒損失見積額の変動は、連結損益計算書の貸倒引当金繰入額に計上される。

減損貸出金に関して個別に認識された貸倒損失に対する引当金の見積りは、ポートフォリオ内の個々の貸出金に対する、担保及び相手先リスクを考慮に入れた、定期的かつ詳細な分析に基づいている。直近の情報及び事象に基づき、貸付契約規定に基づく回収が見込めないと思われる場合、当グループは貸出金が減損したとみなす。無担保減損貸出金に関する減損は、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を用いて測定される。ただし、貸出金の観察可能な市場価格に基づいて減損が測定される可能性のある場合を除く。担保付減損貸出金に関しては、減損は担保の公正価値を用いて測定される。

元本及び／若しくは利息の支払が契約期日より120日以上延滞している場合に不良債権として分類されるサブプライム住宅ローンを除き、元本及び／若しくは利息の支払が契約期日より90日以上延滞している場合、貸出金は不良債権に分類される。追加の30日は、一般的にサブプライム住宅ローンのサービス業務が譲渡されている間に、これらの貸出金を不適切に不良債権として評価しないようにするために設けられている。しかし、経営陣は、貸出金の元本及び／若しくは利息の支払が契約期日から90日未満の延滞、又はサブプライム住宅ローンについては120日未満の延滞であっても、不良債権に分類するべきであると判断する場合もある。不良債権に関して

は、貸出金が不良債権に分類された日において計上しているが支払われていない利息について、連結損益計算書上に引当金が費用計上される。さらに、当グループは回収目的で未収受取利息を引き続き発生主義で貸出金残高に計上する一方で、受取利息の認識が発生しないよう引当金を計上する。その後最低でも年1回、元本残額の回収可能性が評価され、必要に応じて引当金が設定される。

利息回収が疑わしく、未収利息の更なる計上が不適切と判断された場合、貸出金はさらに未収利息不計上債権へと格下げされる。その時点及び最低でも四半期ごとに、様々なリスク要因に基づき過去に計上した引当金控除後の元本残額の回収可能性が評価され、必要に応じて追加的引当金が設定される。

通常、延滞していた元本及び利息の支払いが貸付契約規定に基づいて履行され、一定の業績基準が満たされた場合にのみ、不良債権及び未収利息不計上債権は正常債権に再分類される。

不良債権及び未収利息不計上債権に関して回収された利息は、現金主義か原価回収法又は両方の組み合わせにより会計処理される。

不良債権のリストラクチャリングにより貸出条件が変更されている貸出金は、貸出条件緩和債権として報告される。通常、貸出条件緩和債権は減損しているとみなされ、リストラクチャリングの前に関連する貸倒引当金が設定されている。不良債権のリストラクチャリングにより貸出条件が変更されている貸出金は、貸出金の条件が変更された事業年度末に貸出条件緩和債権として報告されるか、あるいは、リストラクチャリング合意（貸出条件緩和債権又はリストラクチャリング時に行われた金利の減免に関連している）に明記された条件に基づく貸倒引当金が存在する限り、貸出条件緩和債権として報告される。金利の減免を行うかどうかを判断するにあたって、同一の信用の質を有する債務者に対する、類似したリスクを伴う貸出金の市場金利が考慮される。不良債権のリストラクチャリングにより貸出条件が緩和され新しい貸出条件に従っている貸出金は、継続的に利息を計上する。貸出金のリストラクチャリングには、貸出金の返済における資産の受領、貸出条件の変更（例えば、金利の引き下げ、類似したリスクを伴う新規貸出金に対する現在の市場金利よりも低い表示金利で満期日の延長を行う、あるいは元本及び/又は未収利息の減額）、又はこの両方の組み合わせが含まれる場合がある。

潜在的に問題のある債権は、契約上の支払いは予定通り受領されているものの将来的な契約上の支払額の回収に疑義が生じている減損貸出金である。潜在的に問題のある債権は個別に減損評価され、必要に応じて貸倒引当金が設定される。潜在的に問題のある債権は、継続的に利息を計上する。

減損貸出金の純貸出金手数料又は費用の償却は、一般的に期日到来済みの元本及び利息が未払いの期間中は停止される。貸出金の決済において、貸出金残高の全額が回収されなかった場合、必要に応じて未回収金額に対して引当金が設定され、繰延貸付手数料及び費用控除後の残高は償却される。

元本残高が回収可能でないことが確実である場合に貸出金が償却される。過去に償却された貸出金の回収は、現金又はその他の受領金額の見積公正価値に基づき計上される。

貸出金の償却及び関連する会計方針の詳細については、注記19「貸出金、貸倒引当金及び信用の質」の「減損貸出金」を参照のこと。

売却目的の貸出金

当グループが予測される将来において売却する意図がある貸出金は売却目的とみなされ、償却原価又は市場価値のうちいずれか低い方で計上される。これは、個別法、若しくはプールとして売却又は証券化される場合は類似する貸出金のプールに対する総額で決定される。売却目的の貸出金は、その他資産に含まれる。売却目的の貸出金への振替の際に生じた評価損は、通常、信用損失として計上される。売却目的の貸出金に係る損益は、売却目的に振り替えられた後、その他の収益に計上される。

購入した減損貸出金

取得時において契約上要求される支払金額が受領されない可能性がある購入した貸出金は、購入価格純額で計上され、引当金は繰り越されない。回収される見積キャッシュ・フローの支払額を超過する部分は、回収の時期

及び金額について合理的に見積ることのできる見積回収期間にわたり、受取利息に計上される。当グループは、取得時に当該貸出金が減損しているとは考えていない。当該貸出金は、受取予定のキャッシュに関する当グループの見積りが取得時の見積りを下回る場合にのみ、減損しているとみなされる。予想される見積回収額の増加は、もしあれば引当金の戻入れとして計上され、その後貸出金の実効利回りの調整として認識される。

公正価値オプションに基づき公正価値で保有される貸出金

公正価値オプションが選択されている貸出金及び貸付契約債務（ローン・コミットメント）は、公正価値で計上され、公正価値の変動はトレーディング収益に計上される。公正価値オプションの適用による貸出金の分類の変更はない。公正価値で計上された貸付契約債務（ローン・コミットメント）は、それぞれ、その他資産又はその他負債に計上される。

のれん及びその他の無形資産

のれんは、子会社の買収及び持分法適用投資によって生じる。のれんは、譲渡された対価の公正価値、被買収企業に対する非支配持分の公正価値及び被買収子会社に対する以前の保有株式持分の公正価値が、識別可能な取得資産及び引受債務の取得日における公正価値を超過した金額として測定される。のれんは償却されず、毎年、又は減損の可能性を示唆する事象若しくは状況の変化が発生した場合には、より頻繁に減損テストが行われる。のれんは、減損テストの目的で、当グループの報告単位に配分される。

その他の無形資産は、個別に、若しくは企業結合により引き受ける資産グループの一部として取得される。その他の無形資産には、特許、ライセンス、著作権、商標、支店網、抵当貸付サービス権、顧客基盤及び預金顧客関係などが含まれる。取得した無形資産は、当初、現金支払額又は分配されたその他資産の公正価値に基づき測定される。有限の耐用年数を持つその他の無形資産は、当該耐用年数にわたり償却される。2002年1月1日より後に取得した、不確定の耐用年数を有するとみなされるその他の無形資産は償却されず、毎年、当該資産が減損している可能性を示唆する事象若しくは状況の変化が発生した場合には、より頻繁に減損テストが行われる。抵当貸付サービス権は非償却性その他の無形資産に公正価値で計上され、公正価値の変動はその発生年度に損益を通じて認識される。抵当貸付サービス権とは第三者のために特定の抵当貸付サービス業務を行う権利である。抵当貸付サービス権は第三者から購入されるか、又は購入した貸出金あるいは新規で実行した貸出金の売却時に留保される。

非金融資産における減損の認識

当グループは、建物、設備、使用权（ROU）資産及び有限の耐用年数を持つ無形資産の減損について、少なくとも年に一度、また帳簿価額が回収不能であることを示唆する事象若しくは状況の変化が発生した場合はいつでも、評価を行っている。資産の帳簿価額が回収可能な金額を上回る場合、かかる資産は減損しているとみなされ、減損が一般管理費に計上される。このような資産の減損を認識した場合には、減損後の金額が新しい原価となり、その後の価値の回復に対する調整は行わない。

法人税

繰延税金資産及び負債は、資産及び負債の連結貸借対照表日の計上額と各税務基準額の間の一時差異につき将来期待される税務的効果に関して計上される。繰延税金資産及び負債は現在の実効税率にて計算され、その他資産及びその他負債にそれぞれ計上される。税金費用又は便益は、株主持分合計に直接計上される取引に係る税効果を除き、法人税等費用／（便益）に計上される。繰延税金資産は、必要に応じて評価性引当金を計上することによって、経営陣が実現する可能性が高いと考える金額まで減額される。繰延税金資産及び負債に関する税法及び税率の変更による影響は、当該変更が関係当局により承認された期間に調整される。繰延税金資産及び負債は、同一の税管轄地における同一の税務項目について純額で表示される。

当グループは、ASC Topic 740「法人所得税」に準拠している。当該指針は、法人税の申告が確定していない状況において維持すべき未払法人税の適正水準を決定するための一貫した枠組みについて規定している。当グループは、タックス・ポジションが税務調査において認められる可能性が高いかどうかをテクニカル・メリットに基づいて判断する。認められたタックス・ポジションは次に、連結財務書類に認識することができる便益を決定するために測定される。認められた各タックス・ポジションは、最終的に確定した時点で実現する見込みが高い便益の最大額で測定される。

ブローカー債権及びブローカー債務

当グループは、顧客、銀行及びブローカー・ディーラー業務を行う事業体との間で購入及び売却した金融商品の取引によって生じた受取手数料及び支払手数料を認識している。当グループは、取引の相手方が購入又は売却した金融商品に対する支払い又は引渡しを行わないことによって生じる損失リスクにさらされる。その場合、これらの金融商品を市場価格で購入又は売却する必要がある。取引所又は清算機関が取引の相手方となっている場合には、通常、信用リスクは限定的であると考えられる。当グループは顧客ごとに信用限度額を設定しており、顧客に対して、該当する規制上の指針及び内部的な指針に準拠して委託保証金を維持するよう求めている。当グループは、取引所又は第三者銀行との取引を実行するために委託証拠金を確保するよう要求されており、通常は取引所又はブローカーとの取引に使用する個別の証拠金勘定に現金及び預金といった形式で保持する。ブローカー債権が減損している可能性を示唆する有用な情報が存在する場合、引当金が設定される。未収金が回収不能とみなされる場合には、ブローカー債権の償却が行われる。

建物及び設備

土地を除く建物及び設備（当グループが貸し手であるオペレーティング・リースに係る設備を含む。）は、減価償却累計額控除後の取得原価で計上される。

建物は、通常40年から67年の見積耐用年数にわたり定額法にて減価償却され、建物改良費は、通常5年から10年を超えない見積耐用年数にわたり定額法にて減価償却される。土地は取得原価で計上され、減価償却されない。賃貸物件に対する改築及び改良のようなリース物件改良費は、リース期間又は見積耐用年数のいずれか短い方の期間（10年を超えない期間）にわたり定額法にて減価償却を行う。コンピューター、機械、家具、車両及びその他有形非金融資産のような設備は、通常3年から10年の見積耐用年数にわたり定額法にて減価償却される。データセンターの発電機などの特定のリース物件改良費及び設備は、見積耐用年数が10年を超える可能性がある。

当グループは測定可能な経済的利益をもたらすソフトウェアの取得、設置及び開発に係る費用について、当該費用が識別可能でかつ信頼性の高い測定が可能な場合に限り資産計上を行う。当グループは、資産計上されているソフトウェア費用について、陳腐化、技術、競争及びその他の経済要因の影響を考慮に入れた上で、見積使用年数（通常7年以内）にわたり定額法で減価償却している。

リース

借り手としての契約について、当グループは、その他負債又は長期債務として計上されているリース負債、及びその他資産として計上されている使用権資産を認識している。リース負債は、リース期間にわたるリース料の現在価値に基づいてリース開始日に認識される。使用権資産は、当初にリース負債に基づき測定され、当初直接コスト、リース開始日以前に支払ったリース料及びリース・インセンティブにより調整される。

詳細については、注記22「その他資産及びその他負債」、注記23「リース」及び注記25「長期債務」を参照のこと。

当グループがリースを延長又は解約を認めるオプションは、当グループが延長オプションを行使するか、又は解約オプションを行使しないことが合理的に確信できる場合のみ、使用権資産及びリース負債の測定に含まれる。指数又は参照レートに応じて決まるリース料は、かかる支払が不可避であると考えられ、リース負債に含め

られる。その他の変動リース料や、指数又は参照レートの事後の変動は、リース負債から除外される。リース料の現在価値を決定する際に使用される当グループの追加借入利率は、リース開始日に入手可能な情報から導出される。

償却及び金利構成要素を含むオペレーティング・リース費用は、残りのリース期間にわたり定額ベースで認識される。オペレーティング・リースの費用及び変動リースの費用は、一般管理費で認識される。使用権資産には有形固定資産と同一の減損指針が適用される。

貸し手としての販売型リース及び直接ファイナンス・リース契約は貸出金に分類され、当グループは原資産の認識を中止し、正味リース投資未回収額を認識する。リース投資未回収額は、リース債権に、見積無保証残存額を加えたものとして計算される。リース債権は、当初に、リース期間にわたって将来の未収リース料と、借り手又は関連のない第三者のいずれかにより保証されているリース期間末時点の見積残存額の合計の現在価値として測定される。リース条件には、借り手が当該リースを延長又は更新することを認めるオプションが含まれる場合がある。当該オプションは、借り手がこれらのオプションを行使することが合理的に確信できる場合のみ、販売型リース及び直接ファイナンス・リースのリース債権の測定に含まれる。その後、未収収益は、実効金利法を使用してリース期間にわたって利息収益に償却される。

詳細については、注記19「貸出金、貸倒引当金及び信用の質」及び注記23「リース」を参照のこと。

貸し手としての契約に基づくオペレーティング・リースについて、当グループは、原資産の認識を継続し、予想耐用年数にわたって減価償却する。リース収益はリース期間にわたって定額ベースでその他の収益に認識される。

顧客の預金

顧客の預金は、顧客（個人及び法人双方）並びに銀行から預かった資金であり、利付要求払預金、貯蓄預金、定期預金から構成される。預金契約の契約条項に基づき、利息が発生する。

長期債務

長期債務合計は、デリバティブを含まない発行債券（一般債券）、及び当グループの仕組商品活動の一環として発行されている組込デリバティブを含む複合負債商品で構成される。長期債務は、スイス・フラン建て及びその他の通貨建ての固定及び変動利付社債を含んでいる。

当グループは、主に金利及び通貨スワップのデリバティブ契約を利用して、一般債券の金利リスク及び為替リスクを積極的に管理している。特に、固定利付債券は、固定受取・変動支払の金利スワップによってヘッジされている。当グループは2007年1月1日から公正価値オプションを適用したことにより、当該固定利付債券を公正価値で評価することを選択しており、公正価値の変動は、2016年より、その他包括利益（税引後）に計上され、当該債務が認識中止された際にトレーディング収益に振り替えられる自己の信用リスクに帰属するものを除き、トレーディング収益の一部として認識している。当グループは、2008年1月1日以降に当グループが発行した固定利付債券に対しては、公正価値オプションを適用せずに、ASC Topic 815「デリバティブ及びヘッジ」の指針に従ってヘッジ会計を行うことを選択した。

資本管理上、当グループは、償却又は偶発株式転換の特性を持つ、ティア1適格及びティア2適格のロー・トリガー及ハイ・トリガーキャピタル証券の形式により、ハイブリッド資本商品を発行している。通常、この商品は会計上区分処理された組込デリバティブを有している。この組込デリバティブは別個に測定され、公正価値の変動はトレーディング収益に計上される。公正価値オプションが選択され当該商品全体が公正価値で計上される場合を除き、原契約は通常、償却原価法で計上される。

当グループの長期債務には、組込デリバティブの要素を備え持つ様々なエクイティ・リンク型及びその他のインデックス型商品が含まれており、その支払及び償還の価値は、コモディティ、株式、インデックス、通貨又はその他の資産に連動している。当グループは、実質的にすべてのこれらの商品を公正価値で会計処理することを選択した。これらの商品の公正価値の変動は、その他包括利益（以下、「OCI」という。）（税引後）に計上さ

れ、当該債務が認識中止された際に、トレーディング収益に振り替えられる自己の信用リスクに帰属するものを除き、トレーディング収益の一部として認識される。

保証

当グループが保証人となる場合には、当グループは、そのような保証の発行により引き受けた債務の保証開始時における公正価値をその他負債に負債として認識する。当該保証には、特定の事象若しくは状態が発生した場合の保証期間にわたる継続的な履行義務が含まれる。

年金及びその他の退職後給付

クレディ・スイスは、確定給付型年金制度及びその他の退職後給付を含む、世界各地の従業員向けの退職後給付制度のいくつかのスポンサーとなっている。主要な退職給付制度はスイス、英国、米国にある。

当グループは、確定給付及びその他の退職後給付制度に関連する予測給付債務（以下、「PB0」という。）並びに当期勤務費用及び過去勤務費用又は利益の現在価値を決定するため、予測単位積増保険数理法を使用している。数理評価を行う測定日は12月31日であり、独立した有資格の年金数理人により行われている。

保険数理評価の実施にあたり、特定の重要な仮定が用いられている。支払われる給付金の金額及び時期を決める将来の事象に関してこれらの仮定が必要であり、当グループの経営陣は重要な判断及び見積りを要求される。これには、割引率、昇給、預金残高に対する利率、制度資産に対する長期期待収益率及び死亡率(将来平均余命)に関する仮定が含まれる。

仮定割引率は、年金給付が実効的に決済できる率を反映している。これらの率は、現在入手可能かつ市場で観察可能な優良社債から構成されるイールドカーブを基準に決定され、年金給付の支払までの期間において適用可能であると予測される。より長期物の優良社債の十分な市場が存在しない国々においては、国債利回り及びリスクプレミアムを含めた入手可能な最善の市場情報がイールドカーブの設定に使用される。

昇給は、過去の慣行と外部の市場データを見直すと同時に内部予測を検討することによって決定される。

預金残高に対する利率は、クレディ・スイスのスイス年金制度(スイス年金制度)のみに適用される。スイス年金制度評議会は、年次で累積預金残高に適用される利率を設定している。クレディ・スイスは、スイス年金制度評議会により承認された行動と利率に加え、割引率に使用されたイールドカーブに基づいた金利環境の将来の変化を踏まえて、預金残高に適用する将来の利率を見積もっている。

年金資産の長期的期待収益率は、資産配分、過去の収益率、類似する年金制度資産に対するインデックス指数、将来収益率の長期的予測及び投資戦略を考慮して、制度ごとに決定される。

死亡率の仮定は、標準的な死亡率表や標準的なモデルに加え、外部の独立した保険数理会や保険数理機関によって策定され公表された死亡率に対する将来の改善を予測するための手法に基づいている。

医療費趨勢率は外部データ及び当グループの医療費実績の見直しにより決定される。

当グループの確定給付退職後制度及び年金制度の積立状況は連結貸借対照表に認識されている。

PB0又は年金資産の市場価値のいずれか大きい方の10%を超える保険数理損益、未認識の過去勤務費用又は利益は、給付を受け取ると予想される在職従業員の平均残存勤務期間にわたり定額法で償却され、純期間年金費用及びその他の退職後給付費用として計上される。

当グループは従業員による役務の提供に伴い、確定拠出型制度に対する年金費用を計上しているが、原則的にはその時点で制度への現金拠出も行っている。

株式報酬

従業員に付与されたすべての株式報酬に係る報酬費用は、必要な役務が提供されると予想される報酬の公正価値に基づいて付与日又は変更日現在で測定され、要求される役務提供期間にわたり連結損益計算書に認識される。

米国 GAAPの勘定科目に計上された報酬費用と受領した税控除額の差異に係る漸増的な税効果は、税控除が計上された時点で損益計算書に計上される。

権利確定期間末に全体の権利が確定するもの（一括型で権利が確定する）及び、毎年均等に権利が確定する（段階的に権利が確定する）ものであって、役務条件のみが権利確定に影響を与える株式報奨に対する報酬費用は、報奨全体について役務期間にわたり定額法で認識される。ただし、段階的に権利が確定する報酬において業績条件が含まれる場合、1回ごとの報酬が別個の報酬であるかのように費用計上される（先行費用認識される）。さらに、報酬費用の認識は、従業員が退職の資格を得る日まで繰り上げられる。

パフォーマンス株式報奨には業績条件が含まれている。当グループの株主資本利益率（以下、「ROE」という。）が負に転じた、又は当グループの各部門の業績が損失を計上した場合、未行使のパフォーマンス株式報奨が削減される。計上された報酬費用額には、予想される株式報奨削減の見積もりが含まれている。付与日以降の各報告期間について、権利確定に伴い最終的に付与される予想株式数が見直され、損益計算書に計上された累積報酬費用に対する調整として反映される。ROE算定の根拠は、パフォーマンス株式が付与される年度における報酬委員会の決定により、年度ごとに異なる場合がある。

特定の従業員は、当グループが管理する特定のファンドの繰越持分として株式持分を所有している。当該所有持分に基づき認識された費用は連結損益計算書の報酬費用に反映されている。

自己株式、自社債券及び自己株式を基礎とする金融商品

当グループは、当グループの通常のトレーディング及び値付業務活動の範囲において、自己株式、自社債券及び自己株式を基礎とする金融商品を売買することがある。加えて、当グループは、従業員株式報酬制度より生じる契約債務に備えて自己株式を保有することもある。自己株式は、取得原価で自己株式として計上され、株主持分合計から控除される。自己株式を基礎とする金融商品は、資産又は負債、あるいは持分への分類に関する基準が満たされる場合は持分として計上される。子会社が自己株式より受け取った配当金及び株主持分合計に分類される自己株式に係る未実現及び実現損益は連結損益計算書には反映されない。

当グループ会社が発行した債券の保有分は、連結財務書類上で消去されている。

純利息収益

公正価値又は低価法により計上されているものを除いて、利付資産及び負債から生じる受取利息及び支払利息は発生主義で計上され、関連する正味繰延プレミアム、ディスカウント、組成手数料又は費用は、利回りに対する調整額として関連する資産及び負債の期間にわたり償却される。トレーディング資産及びトレーディング負債として計上される負債証券の利息及び持分証券の配当金は、利息及び配当金収益に計上されている。

貸出金に係る利息の詳細については、「貸出金」を参照のこと。

手数料収益

手数料収益には、顧客との契約から生じる収益が含まれる。当グループは、契約上の履行義務を満たす場合に収益を認識する。当グループは、履行義務に関係する基礎となる財又はサービスの支配を顧客に移転した時点で当該履行義務を充足する。支配とは、当該財又はサービスの使用を指図し、当該財又はサービスからの残りの便益のほとんどすべてを獲得する能力を指す。当グループは、財又はサービスの支配が一定の期間にわたり移転されるかどうかを判断しなければならない。その場合、関連する収益は当該財又はサービスが顧客に移転されるに従い、一定の期間にわたり認識する。それ以外の場合、当該財又はサービスの支配は一時点で移転される。履行義務は通常、契約におけるサービスを提供した時点で充足される。収益は顧客との契約で規定された対価に基づいて測定されるが、第三者に代わって回収された額は除外される。取引価格は固定金額の場合もあれば、業績ボーナスやその他類似項目により変動する場合もある。変動対価の金額に伴う不確実性がその後解決された際に、認識された累積的な収益額に重要な戻入が起きない可能性が大きくなった場合にのみ、変動対価は取引価格に含められる。通常、変動対価の計上に関して重要な判断は必要とされない。

他の当事者が顧客への財又はサービスの提供に関与している場合、当グループは、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務（すなわち、企業が本人）であるのか、それらの財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務（すなわち、企業が代理人）であるのかを判断しなければならない。当グループは、自らが本人であるのか代理人であるのかを、顧客に約束した特定された財又はサービスのそれぞれについて判断している。当グループが取引において本人として行動している場合、総額表示が適切となる（収益を収益項目に、費用を費用項目に表示する）。反対に、当グループが取引における代理人として行動している場合、純額表示が適切となる（収益と費用を純額で報告する）。

取引関連費用は発生時に費用計上される。引受費用は引受収益とともに繰り延べ、認識する。

詳細については注記14「顧客との契約から生じる収益」を参照のこと。

2 最近公表された会計基準

最近適用された会計基準

ASC Topic 220「損益計算書－包括利益の報告」

2018年1月、米国財務会計基準審議会(以下、「FASB」という。)はASC Topic 220「損益計算書－包括利益の報告」のアップデートである会計基準アップデート(以下、「ASU」という。)第2018-02号「特定の税効果に関するその他包括利益累計額からの分類変更」(以下、「ASU 2018-02」という。)を公表した。ASU 2018-02の改訂は、米国新税制により生じる取り残された税効果を、AOCIから利益剰余金に振り替えることを認めたものである。ASU 2018-02は、2018年12月15日より後に開始する事業年度とその中間期間に適用される。2019年1月1日からのASU 2018-02の適用により、AOCIから利益剰余金へ振り替えられた結果、利益剰余金は64百万スイス・フランの純増となったが、これは税率の変更に関連した繰延税金資産及び負債の再測定の結果であった。

ASC Topic 350「無形資産-のれん及びその他」

2018年8月に、FASBはASC Subtopic 350-40「無形資産－のれん及びその他－内部利用ソフトウェア」へのアップデートであるASU第2018-15号「サービス契約であるクラウドコンピューティング契約において発生した導入コストの顧客による会計処理」(以下、「ASU 2018-15」という。)を公表した。ASU 2018-15の改訂は、サービス契約であるホスティング契約において発生した導入コストの資産化要件を、内部利用ソフトウェアの開発又は取得のために発生した導入コストの資産化要件と整合させるものである。ASU 2018-15は、2019年12月15日より後に開始する事業年度(これらの事業年度の中間期間を含む)に適用され、遡及適用と将来に向かっての適用のいずれも可能である。中間期間における適用を含む早期適用は認められる。当グループは、ASU 2018-15を2019年1月1日から将来に向かって早期適用することを選択した。ASU 2018-15の適用は、当グループの財政状態、経営成績、キャッシュ・フローのいずれにも大きな影響を与えていない。

ASC Topic 715「報酬-退職給付」

2018年8月にFASBは、ASC Topic 715「報酬－退職給付－確定給付年金－総則(Subtopic 715-20)：開示フレームワーク」へのアップデートであるASU第2018-14号「確定給付制度に関する開示規定の改訂」(以下、「ASU 2018-14」という。)を公表した。ASU 2018-14は、確定給付型年金制度又はその他退職給付制度を提供する雇用主に対する開示規定を改善するための開示フレームワークを修正するものである。ASU 2018-14は、2020年12月15日より後に終了する事業年度に適用され、早期適用が認められている。当グループは、2019年1月1日からASU 2018-14を遡及的に早期適用することを選択した。これらの改訂は開示にのみ関連しているため、ASU 2018-14の適用が当グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響はない。

ASC Topic 815「デリバティブ及びヘッジ」

2017年8月、FASBはASC Topic 815「デリバティブ及びヘッジ」へのアップデートであるASU第2017-12号「ヘッジ活動に関する会計処理の限定的改善」(以下、「ASU 2017-12」という。)を公表した。ASU 2017-12は、事業体のリスク・マネジメント活動をより詳細に反映した財務報告を容易にし、ヘッジ会計適用の簡素化を意図したヘッジ会計モデルに変更を加えている。ASU 2017-12の改訂は、ヘッジ会計にふさわしいより多くのヘッジ戦略を設け、文書化及び有効性評価の要件を緩和し、ヘッジ会計活動の表示及び開示要件の変更を行っている。ASU 2017-12は、2018年12月15日より後に開始する事業年度とこれらの事業年度の中間期間に適用される。2019年1月1日からのASU 2017-12の適用は、当グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに大きな影響を与えていない。

2018年10月に、FASBはASC Topic 815「デリバティブ及びヘッジ」へのアップデートであるASU第2018-16号「SOFR(担保付翌日物調達金利)を基礎とするOIS(翌日物金利スワップ)レートをヘッジ会計におけるベンチ

マーク金利として認定」（以下、「ASU 2018-16」という。）を公表した。ASU 2018-16は、SOFRを基礎とするOISレートをヘッジ会計の米国におけるベンチマーク金利として使用することを認めるものであり、当グループはASU 2018-16を2019年1月1日から適用している。2019年1月1日からのASU 2018-16の適用は、当グループの既存のヘッジに影響を与えていない。

ASC Topic 820「公正価値測定」

2018年8月に、FASBはASC Topic 820「公正価値測定」のアップデートであるASU第2018-13号「開示フレームワーク - 公正価値測定に関する開示規定の改訂」（以下、「ASU 2018-13」という。）を公表した。ASU 2018-13の改訂は、ASC Topic 820「公正価値測定」の特定の開示要件を削除、修正及び追加している。ASU 2018-13は、2019年12月15日より後に開始する事業年度と、これらの事業年度の間期間に適用される。削除された又は修正された開示要件については、中間期間における適用を含む早期適用が認められる。当グループは、ASU 2018-13の公表時における特定の開示の削除及び修正に対する規定を早期適用した。当グループは、2020年1月1日に残りの改訂を適用している。これらの改訂は開示にのみ関連しているため、この適用は、当グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を与えていない。

ASC Topic 842「リース」

2016年2月、FASBはASC Topic 842「リース」を策定し、ASC Topic 840「リース」を置き換えた、ASU第2016-02号「リース」（以下、「ASU 2016-02」という。）を公表した。ASU 2016-02は、借り手と貸し手の双方に対してリースの認識、測定、表示及び開示の原則を定めるものである。ASU 2016-02はまた、リースから生じるキャッシュ・フローの金額、期間及び不確実性についてより多くの情報を提供するための開示に関する要求事項を含んでいる。貸し手の会計処理については、以前の会計ガイダンスに比較して実質的な変更はない。以前の借り手の会計処理モデルにおいて、当グループは、貸借対照表に認識されるファイナンス・リースと、貸借対照表に認識されないオペレーティング・リースとを区別することが求められていた。ASU 2016-02は借り手に対し、リースの分類に関係なく、貸借対照表上に使用権資産及び対応するリース債務を表示するよう求めている。

当グループはASU 2016-02及びその後の改訂を、修正遡及アプローチを使用して2019年1月1日から適用し、修正再表示による比較は行わず、移行調整として利益剰余金に認識した。当グループは、複数連の実務上の便法と、後知恵（事後的判断）を用いる実務上の便法の使用を選択した。

適用の結果として、当グループは、リース負債及び関連する使用権資産としてそれぞれ約3.5十億スイス・フランと3.3十億スイス・フラン認識した。また、当グループは、およそ0.2十億スイス・フランの利益剰余金の増加（税引後）を認識した。これにはセール・アンド・リースバック取引時の以前の繰延利益及び以前の未認識の減損損失も含まれている。

今後適用される基準

ASC Topic 326「金融商品－信用損失」

2016年6月、FASBはASC Topic 326「金融商品-信用損失」を策定したASU第2016-13号「金融商品の信用損失の測定」（以下、「ASU 2016-13」という。）を公表した。ASU 2016-13は、償却原価ベースで測定される金融資産（貸出金を含むがこれに限定されない。）、正味リース投資未回収額、及びオフバランス信用エクスポージャーにおける信用損失を早い段階から計上することによって、財務報告の改善を図ることを意図している。ASU 2016-13は、貸倒損失を認識する現行の発生損失モデルでの「可能性が高い」という当初認識の閾値を撤廃している。その代わりにASU 2016-13は、過去の実績、現在の状況、合理的かつ裏付け可能な予想に基づいて、残存契約期間にわたり（早期償還の影響を考慮して）、報告日現在保有される金融資産に関する予想信用損失の全額を測定することを求めている。当グループは、将来予測的な情報及びマクロ経済要因を信用損失の見積りに組み

込む予定である。ASU 2016-13は、投資家及び他の財務諸表の利用者が、信用損失の見積りに用いた重要な見積りや判断のほか、信用の質や企業ポートフォリオの引受基準に関する理解を深められるようにするため、開示の拡充を求めている。

2019年5月に、FASBは、ASU 2019-05「金融商品-信用損失」（以下、「ASU 2019-05」という。）を公表し、ASU 2016-13の適用時における特定項目を対象とした移行時の救済措置を提供した。本改訂は、企業に対し、移行時に特定の金融資産に係る公正価値オプションを選択する取消不能の選択肢を設けるものである。

当グループは、米国証券取引委員会(以下、SECという。)の登録企業であるため、ASU 2016-13及びその後の改訂は2019年12月15日より後に開始する事業年度とその中間期間に適用される。当グループは、2020年1月1日から修正遡及アプローチを適用して、ASU 2016-13及びその後の改訂を適用した。その結果、0.2十億スイス・フラン未満の利益剰余金の減少につながったが、規制資本への大きな影響はなかった。

ASC Topic 740「法人所得税」

2019年12月に、FASBは、ASC Topic 740「法人所得税」のアップデートである、ASU第2019-12号「法人所得税の会計処理の簡略化」（以下、「ASU 2019-12」という。）を公表した。ASU 2019-12の改訂は、海外の所有権に変更が生じた場合の期間内税配分方法、期中の法人所得税の算定方法及び課税標準の差異に関する会計処理に関する一部の適用免除を撤廃するものである。また、ASU 2019-12は、法人所得税の一部の領域における会計処理の明確化及び簡素化を含んでいる。本改訂は、2020年12月15日より後に開始する事業年度とその中間期間に適用される。中間期間における適用を含め早期適用は認められている。当グループは現在、ASU 2019-12の適用が当グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響を評価しているところである。

ASC Topic 848「参照金利改革」

2020年3月に、FASBは、ASU第2020-04号「財務報告における金利指標改革の影響を緩和」（以下、「ASU 2020-04」という。）を公表し、ASC Topic 848「金利指標改革」を策定した。ASU 2020-04の改訂は、期限が迫る中で財務報告に対する金利指標改革から生じる会計の処理（又はその影響の認識）の負荷を軽減するために選択可能な指針を定めている。本改訂は選択的であり、参照金利改革により廃止が見込まれるロンドン銀行間取引金利又は他の参照金利を参照している契約、ヘッジ関係及び他の取引に適用されるものである。当グループは、2020年3月12日現在から2022年12月31日まで本改訂の適用を選択できる。当グループは現在、ASU 2020-04の適用が当グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響を評価しているところである。

3 事業展開、重要な株主及び後発事象

事業展開

クレディ・スイス・インベストラボAG

当グループは、2019年6月に発表された譲渡に係る初回のクロージングを2019年9月に完了した。当該譲渡は、当グループのオープンアーキテクチャの投資ファンドプラットフォームであるクレディ・スイス・インベストラボAG（以下、「インベストラボ」という。）をオールファンズ・グループ（以下、「オールファンズ」という。）に統合させるものであった。当該取引には、インベストラボ法人、その関連する従業員及びサービス契約のオールファンズに対する譲渡が含まれる。当グループは、統合事業の少数株主となった。関連する販売契約のその後の譲渡は、2020年第1四半期に完了する見込みである。2019年におけるその他の収益は、この初回のクロージングからの327百万スイス・フランを含み、スイス・ユニバーサル・バンク部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門及びアジア太平洋部門の純収益に反映されている。

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の蔓延は、少なくとも2020年上半期の世界経済に重大な影響を与えることが見込まれており、信用損失の推計、トレーディング収益、純利息収益及び潜在的な「のれん」の評価を含む、クレディ・スイス・グループAGの業績に影響を及ぼす可能性がある。

重要な株主

株式登録簿に登録された重要な株主

以下の表には当グループ株式の議決権を5%以上保有し、2019年12月31日及び2018年12月31日現在の株式登録簿に登録されている重要な株主（ノミニーを含む。）が含まれている。

株式登録簿に登録された重要な株主

12月31日現在

	2019年			2018年		
	株式数 (百万株)	額面総額 (百万スイ ス・フラン)	保有株式 (%)	株式数 (百万株)	額面総額 (百万スイ ス・フラン)	保有株式 (%)
直接保有株主¹						
チェース・ノミニーズ・Ltd. ²	343	14	13.43	388	16	15.19
ノートラスト・ノミニーズ・Ltd. ²	163	7	6.37	149	6	5.84

¹ 報告期間の12月31日現在の当グループの株式登録簿に登録されている通り、ノミニーとして登録されている株主を含む。

² （保有持分が）2%を超えるノミニーは、発行済株式資本の0.5%超を保有する個人株主がないことを当該ノミニーが確認する場合、又は発行済株式資本の0.5%超を保有する受益権保有者の身元を当該ノミニーが開示する場合のみ、（ノミニーの保有する）記名式株式は議決権を付与される。

株式登録簿に登録されていない株主から受領した情報

当グループの株式登録簿に登録された株式保有者に加えて、証券取引及びデリバティブ取引における金融市場のインフラ及び市場行動に関するスイス連邦法の通知要件に従って、情報を株主から入手してスイス証券取引所（以下、「SIX」という。）に報告している。これらの株主はノミニーを通じて当グループの株式を保有する場合がある。以下の株主の通知は、スイス債務法に従い財務諸表の注記で開示することが要求される、全議決権の5%を超える記名式株式の議決権に関係している。

2013年11月9日付けで当グループが公表した開示通知において、2013年11月4日現在、当グループは、ハリス・アソシエイツ・エル・ピーが、通知された取引日における当グループの発行済記名式株式の議決権の5.17%に相当する81.5百万株を保有していた旨の通知を受けた。2013年以降、当グループの記名式株式の保有に関してハリス・アソシエイツ・エル・ピーからこれ以上の開示通知を受領していない。この持分は、2018年8月1日にSIXが公表した通り、ハリス・アソシエイツ・インベストメント・トラストの報告義務のある持分（議決権の4.97%）を含んでいる。

2018年9月6日付けで当グループが公表した開示通知において、2018年8月24日現在、当グループは、カタール・ホールディング・エルエルシーが、通知された取引日における当グループの発行済記名式株式の議決権の5.21%に相当する133.2百万株を保有していた旨の通知を受けた。2018年以降、当グループの記名式株式の保有に関してカタール・ホールディング・エルエルシーからこれ以上の開示通知は受領していない。

後発事象

連結財務諸表の貸借対照表日以降における後発事象はなかった。

4 セグメント情報

当グループは、スイスに本社を置く、世界的な金融サービス会社であり、地域に焦点を当てた3つの部門、すなわち、スイス・ユニバーサル・バンク部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門、アジア太平洋部門を通じて顧客へのサービスを提供している。これらの地域的な業務はインベストメント・バンキングの能力に特化したその他の2つの部門、すなわち、グローバル・マーケッツ部門、並びにインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門により支援されている。2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは、現在はアセット・リゾリューション・ユニットで管理され、当グループのコーポレート・センター内で個別に開示されている。

セグメント情報には、税引前基準で管理及び報告されている、以下の当グループの報告可能セグメント及びコーポレート・センターが反映されている。

- **スイス・ユニバーサル・バンク部門**は、主に当グループの拠点市場であるスイスが所在地である個人、法人及び諸機関顧客に対して包括的なアドバイス及び広範囲にわたる財務ソリューションを提供している。プライベート・クライアント事業は、当グループの国内市場における有数の事業基盤を有し、超富裕層、富裕層及び中級・小口顧客に、サービスを提供している。法人及び諸機関向けの銀行事業は、大企業顧客、中小企業、諸機関、外部の資産運用会社、金融機関及び商品取引業者にサービスを提供している。
- **インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門**はプライベート・バンキング事業を通じ、欧州、中東及びアフリカ（以下、「EMEA」という。）及び中南米の富裕層及び外部の資産管理者向けに包括的なアドバイザリーサービス及びニーズに合わせた投資及びファイナンスソリューションを提供している。アセット・マネジメント事業では、世界中で年金基金、政府、財団や基金、法人や個人を含むその他の幅広い顧客に対して、投資ソリューション及びサービスを提供している。
- **アジア太平洋部門**においては、ウェルス・マネジメント、ファイナンス、引受、アドバイザリーの各チームが緊密に連携し、ターゲットとする超富裕層、起業家及び法人顧客向けに一体型のアドバイザリーサービスとソリューションを提供している。ウェルス・マネジメント及びコネクテッド事業は、ウェルス・マネジメント事業とファイナンス、引受、アドバイザリー事業を組み合わせたものである。マーケッツ事業は当グループのアジア太平洋地域における株式及び債券の販売及びトレーディング業務を行うとともに、ウェルス・マネジメント事業のサポートを行う一方、多岐にわたる金融法人顧客との取引を幅広く行っている。

- ー **グローバル・マーケット**部門は、顧客主導型の事業に対し幅広い金融商品及びサービスを提供しているほか、当グループのグローバル・ウェルス・マネジメント事業とその顧客を支援している。株式、ソリューション及び信用商品・信用サービスには、世界中での証券取引、約定及び決済、プライムブローカレッジ及び包括的な運用調査が含まれる。顧客には、世界中の金融機関、事業法人、政府及び、年金基金やヘッジ・ファンドのような機関投資家や個人が含まれる。
- ー **インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット**部門は、法人、金融機関、金融スポンサー、超富裕層及び政府向けに、幅広い投資銀行サービスを提供している。商品及びサービスの範囲には、M&A、分割、買収防衛、事業再編及びスピノフに関するアドバイスが含まれる。当該部門は公募債の売り出し及び私募の債券及び株式の引受にも従事している。

コーポレート・センターには、当グループの資金調達、当グループが支援するプロジェクトの費用及びセグメントに割り当てられていない特定の費用及び収益等の親会社の事業が含まれている。さらに、コーポレート・センターには、グループ企業間の収益及び費用を消去するために必要な連結及び消去の調整が含まれている。

収益分配及び費用配分

各商品に関する責任は、特定のセグメントに割り当てられており、そこですべての関連する収益及び費用が計上される。収益分配及びサービス・レベル契約は、あるセグメントが別のセグメントの収益を発生させる場合又はサービスを提供する場合の報酬を決定する。こうした契約については、商品ごとに関連セグメントによって定期的に交渉が行われる。

収益分配契約及びサービス・レベル・アグリーメントは、独立第三者間取引の価格構造を反映させるようにしている。

ファイナンス、オペレーション、人事、法務、コンプライアンス、リスク管理及び、ITにおけるコーポレート・サービス及びビジネス・サポートはコーポレート機能により提供されており、その関連費用は要件及びその他の関連する基準に基づいてセグメント及びコーポレート・センターに配分される。

資金調達

当グループは、その資金調達活動を一元管理している。資金調達及び自己資本目的の新規金融商品は、クレディ・スイス・グループAG及び当グループのスイスの銀行直接子会社であるクレディ・スイス・エイ・ジー（以下、「当行」という。）によって発行されている。当行は営業活動を行っている子会社及び関連会社に対して、必要に応じて優先及び劣後の形式で（後者は一般的に自己資本規制を満たすため）、あるいは経営陣が望む場合には新規事業への投資目的で資金を融資している。資本は自己資本規制、経済資本運用状況並びに過去及び将来の資本収益率等の要因を考慮した上で、各セグメントに配分されている。

資本及び資金調達に関する純収益及び純費用は、市場レートをを用いた移転価格で各セグメントに計上される。当グループの行内移転価格システムは、資金の効率的な利用を奨励する方法で資金調達コストを事業に配分することを目的としている。当グループの行内移転価格システムは、貸借対照表項目関連用途に用いる資金やオフ・バランスシート項目関連の偶発的な用途に用いる資金の短期及び長期調達コストを各事業に配分する重要な手段である。この行内移転価格の枠組みは、通常営業が可能な状況におけるあらゆる資金調達コストの配分に寄与する重要な枠組みであるが、資金調達がより困難であり調達コストが上昇している悪化した資本市場環境においては、その重要性がより高まる。この枠組みにおいて、当グループの事業は長期の安定した資金調達を提供する範囲で評価される。

純収益及び法人税等控除前利益／（損失）

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

純収益

	2019年	2018年	2017年
スイス・ユニバーサル・バンク	6,020	5,564	5,396
インターナショナル・ウェルス・マネジメント	5,887	5,414	5,111
アジア太平洋	3,590	3,393	3,504
グローバル・マーケット	5,752	4,980	5,551
インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット	1,666	2,177	2,139
ストラテジック・リゾリューション・ユニット 1	-	(708)	(886)
コーポレート・センター	(431)	100	85

純収益

22,484	20,920	20,900

法人税等控除前利益/(損失)

スイス・ユニバーサル・バンク	2,697	2,125	1,765
インターナショナル・ウェルス・マネジメント	2,138	1,705	1,351
アジア太平洋	902	664	729
グローバル・マーケット	956	154	450
インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット	(162)	344	369
ストラテジック・リゾリューション・ユニット 1	-	(1,381)	(2,135)
コーポレート・センター	(1,811)	(239)	(736)

法人税等控除前利益

4,720	3,372	1,793

¹ 2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは、現在はアセット・リゾリューション・ユニットで管理され、当グループのコーポレート・センター内で個別に開示されている。

資産合計

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2019年	2018年
資産合計		
スイス・ユニバーサル・バンク	232,729	224,301
インターナショナル・ウェルス・マネジメント	93,059	91,835
アジア太平洋	107,660	99,809
グローバル・マーケッツ	214,019	211,530
インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ	17,819	16,156
ストラテジック・リゾリューション・ユニット ¹	-	20,874
コーポレート・センター	122,009	104,411
資産合計	787,295	768,916

¹ 2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。2018年12月31日現在の残存ポートフォリオは、現在はアセット・リゾリューション・ユニットで管理され、当グループのコーポレート・センター内で個別に開示されている。

地域別の純収益及び法人税等控除前利益／（損失）

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

	2019年	2018年	2017年
純収益			
スイス	8,434	7,646	7,775
EMEA	1,962	1,686	1,231
南北アメリカ	9,103	8,731	8,928
アジア太平洋	2,985	2,857	2,966
純収益	22,484	20,920	20,900
法人税等控除前利益／（損失）			
スイス	2,985	1,924	1,736
EMEA	(1,786)	(2,082)	(2,769)
南北アメリカ	3,409	3,452	2,746
アジア太平洋	112	78	80
法人税等控除前利益	4,720	3,372	1,793

純収益及び法人税等控除前利益／（損失）は、取引を計上している事務所の所在地に基づいている。この表示は、当グループの管理方法を反映していない。

地域別の資産合計

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2019年	2018年
資産合計		
スイス	242,991	234,291
EMEA	144,888	149,400
南北アメリカ	305,328	309,616
アジア太平洋	94,088	75,609
資産合計	787,295	768,916

地域別の資産合計は、顧客の所在地に基づいている。

5 純利息収益

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

	2019年	2018年	2017年
純利息収益			
貸出金	7,179	6,770	5,979
投資有価証券	9	80	47
トレーディング資産	7,340	7,131	6,697
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券 及び借入有価証券	2,926	2,856	2,515
その他	2,730	2,776	1,819
利息及び配当金収益	20,184	19,613	17,057
預金	(3,055)	(2,287)	(1,354)
短期借入金	(409)	(359)	(166)
トレーディング負債	(3,513)	(3,453)	(3,542)
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券 及び貸付有価証券	(1,668)	(1,877)	(1,284)
長期債務	(3,412)	(3,816)	(3,722)
その他	(1,110)	(812)	(432)
支払利息	(13,167)	(12,604)	(10,500)
純利息収益	7,017	7,009	6,557

6 手数料収益

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

手数料収益

	2019年	2018年	2017年
貸付業務	1,687	1,931	1,839
投資及びポートフォリオ管理	3,438	3,582	3,494
その他証券業務	63	48	46
信託業務	3,501	3,630	3,540
引受	1,564	1,718	1,806
仲介	2,893	2,813	3,004
引受及び仲介	4,457	4,531	4,810
その他サービス	1,513	1,798	1,628
手数料収益	11,158	11,890	11,817

7 トレーディング収益

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

トレーディング収益

	2019年	2018年	2017年
金利商品	96	757	3,228
為替商品	668	367	1,989
エクイティ／インデックス関連商品	1,071	(307)	(2,888)
信用商品	(513)	(97)	(1,096)
コモディティ及びエネルギー商品	144	102	86
その他の商品	273	(198)	(2)
トレーディング収益	1,739	624	1,317

商品ごとの収益を示しており、セグメント業績には様々な商品の種類にわたる金融商品が考慮されているため、この収益はセグメントにおける業績を表すものではない。

トレーディング収益には、以下のトレーディング金融資産及び負債に係る収益が含まれる。

- － エクイティ
- － コモディティ
- － 上場及びOTCデリバティブ
- － ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズと連動しているデリバティブ及びファンド・オブ・ヘッジ・ファンズに対して資金を提供するデリバティブ
- － 国債及び関連するOTCデリバティブ・スワップ市場におけるマーケット・メイキング
- － 内国債、社債及びソブリン債、転換及び非転換型優先株式並びに変動金利債及びコマーシャル・ペーパー（以下、「CP」という。）等の短期証券
- － 為替商品におけるマーケット・メイキング及びポジショニング
- － 投資適格及びハイイールドのクレジットに対するクレジット・デリバティブ
- － 原資産プールに基づくあらゆる形態の有価証券の売買及び証券化
- － 生命保険決済契約

また、トレーディング収益には、米国 GAAPに基づき公正価値オプションの適用が選択されている金融資産及び負債の公正価値の変動も含まれる。主な構成要素には、以下のカテゴリーに該当する特定の商品が含まれる。

- － 中央銀行ファンド借入金／貸出金
- － 売戻条件付買入有価証券／買戻条件付売渡有価証券
- － 借入／貸付有価証券
- － 貸出金及び貸付契約（ローン・コミットメント）
- － 顧客の預金、短期借入金及び長期債務

リスク管理

当グループが金融商品及び市場に広く関与することによって、当グループのトレーディング戦略は多様化し、エクスポージャーは通常、様々なリスク要因及び所在地に分散される。当グループは、全般的なリスク負担を制限するために経済資本による制限構造を用いている。当グループの各部門で発生したリスクの水準は、様々な要因や特定のリスク制限（トレーディング・エクスポージャーに対する統合管理を含む）によってさらに管理される。また、全般的なリスク管理の一環として、当グループは経済的ヘッジのポートフォリオを保有している。ヘッジは、トレーディング有価証券と同様に市場の変動による影響を受け、結果として当該ヘッジに係る損益が生じる可能性がある。当該損益は、経済的ヘッジに指定されたポートフォリオに係る損益と相殺される。当グループは市場リスク及び信用リスクの両方に関するトレーディング・リスクを管理している。当グループは、複数の活動における比較可能なエクスポージャーの算定を可能にする市場リスクの測定及び管理手法を使用し、特定の商品又はポートフォリオに固有の特徴をモデル化できる集中的ツールを採用している。

トレーディング勘定のエクスポージャーに対する主要なリスク測定手法は、バリュー・アット・リスクである。トレーディング勘定の市場リスクと信用リスクを管理し軽減するため、マクロ経済及び特定のヘッジ戦略を採用している。

[次へ](#)

8 その他の収益

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン	2019年	2018年	2017年
その他の収益			
SEIを持たない非支配持分	0	(2)	3
売却目的貸出金	(14)	(4)	3
売却目的長期性資産	252	39	(18)
持分法適用投資	232	228	233
その他の投資	1,141 ¹	337	80
その他	959	799	908
その他の収益	2,570	1,397	1,209

¹ SIXグループAGへの持分投資の再評価益を含む。詳細については、注記18「その他の投資」を参照のこと。

9 貸倒引当金繰入額

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン	2019年	2018年	2017年
貸倒引当金繰入額			
貸倒引当金	284	201	190
貸付業務関連及びその他のエクスポージャーに対する引当金	40	44	20
貸倒引当金繰入額	324	245	210

10 報酬費用

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン	2019年	2018年	2017年
報酬費用			
給与及び変動報酬	8,608	8,220	8,906
社会保障	642	652	671
その他 ¹	786	748	790
報酬費用	10,036	9,620	10,367

¹ 2019年、2018年及び2017年には、確定給付型年金制度の勤務費用及び確定拠出型年金制度の雇用主負担拠出金に関して年金関連費用437百万スイス・フラン、411百万スイス・フラン及び432百万スイス・フランが含まれている。

11 一般管理費

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

	2019年	2018年	2017年
一般管理費			
賃料	1,090	964	1,000
IT、機械及び設備	1,343	1,174	1,156
引当金及び損失	640	425	698
旅費・交際費	337	338	321
専門家費用	1,712	1,803	2,446
その他の無形資産の償却費及び減損費用	10	9	9
その他 ¹	996	1,085	1,015
一般管理費	6,128	5,798	6,645

¹ 2019年、2018年及び2017年には、確定給付型年金制度に関する純期間給付費用の特定の構成要素に関して、年金関連費用／（利益）それぞれ（204）百万スイス・フラン、（208）百万スイス・フラン及び（190）百万スイス・フランが含まれている。

12 リストラクチャリング費用

当グループは、新戦略の実行に関連して、2018年度末に3カ年リストラクチャリング計画を完了した。リストラクチャリング費用は主として、退職費用、特定の繰延報奨の前倒しに関連する費用及び不動産関連の解約費用などであった。

セグメント別リストラクチャリング費用

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

	2018年	2017年
セグメント別リストラクチャリング費用		
スイス・ユニバーサル・バンク	101	59
インターナショナル・ウェルス・マネジメント	115	70
アジア太平洋	61	63
グローバル・マーケッツ	242	150
インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ	84	42
ストラテジック・リゾリューション・ユニット	21	57
コーポレート・センター	2	14
リストラクチャリング費用合計	626	455

種別別リストラクチャリング費用

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

種別別リストラクチャリング費用

	2018年	2017年
報酬関連費用	246	294
うち退職金費用	169	192
うち早期退職関連費用	77	102
一般管理費関連費用	380	161
うち年金費用	74	49
リストラクチャリング費用合計	626	455

リストラクチャリング引当金

12月31日に終了した事業年度、 単位：百万スイス・フラン	2019年			2018年			2017年		
	報酬 費用	一般 管理費	合計	報酬 費用	一般 管理費	合計	報酬 費用	一般 管理費	合計
リストラクチャリング引当金									
期首残高	156	190	346	196	110	306	217	94	311
正味繰入額 ¹	-	-	-	169	219	388	192	88	280
分類変更	(156) ²	(190) ³	(346)	-	-	-	-	-	-
目的使用	-	-	-	(209)	(139)	(348)	(213)	(72)	(285)
期末残高	0	0	0	156	190	346	196	110	306

¹ 当グループのリストラクチャリングにより2018年及び2017年に費用が加速的に増加した次の項目はリストラクチャリング引当金に含まれていない。未決済の株式報酬は、それぞれ56百万スイス・フラン及び71百万スイス・フランであり、引き続き株主資本合計に分類されている。未決済の年金債務は、それぞれ74百万スイス・フラン及び49百万スイス・フランであり、引き続き年金負債に分類されている。未決済の現金決済型繰延報酬は、それぞれ21百万スイス・フラン及び31百万スイス・フランであり、引き続き報酬負債に分類されている。加速減価償却累計額及び減損額は、それぞれ87百万スイス・フラン及び24百万スイス・フランであり、引き続き建物及び設備に分類されている。未決済の株式報酬の決済日は3年で変更されていない。

² 2019年に、97百万スイス・フランが訴訟引当金に振替えられ、59百万スイス・フランがその他負債に振替えられた。

³ 2019年に、167百万スイス・フランがASU第2016-02号に従い使用権資産に振替えられ、23百万スイス・フランがその他負債に振替えられた。

13 一株当たり利益

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

	2019年	2018年	2017年
株主に帰属する基本的当期純利益/(損失)			
基本的一株当たり利益計算における株主に帰属する 当期純利益/(損失)	3,419	2,024	(983)
希薄化後一株当たり利益計算における株主に帰属する 当期純利益/(損失)	3,419	2,024	(983)
加重平均発行済株式（百万株）			
基本的一株当たり利益計算における普通株式に帰属する 加重平均発行済株式数	2,524.2	2,574.2	2,413.8
希薄化株式オプション及びワラント	2.7	3.0	0.0
希薄化株式報酬	59.9	53.8	0.0
希薄化後一株当たり利益計算における普通株式に帰属する 加重平均発行済株式数 ¹	2,586.8	2,631.0	2,413.8 ²
普通株式に帰属する一株当たり利益/(損失) （スイス・フラン）			
普通株式に帰属する基本的一株当たり利益/(損失)	1.35	0.79	(0.41)
普通株式に帰属する希薄化後一株当たり利益/(損失)	1.32	0.77	(0.41)

- ¹ 各期間において希薄化効果をもたらさなかった（そのため上記の希薄化後一株当たり利益の計算に含まれていない）が、将来において一株当たり利益に希薄化効果をもたらす可能性のある商品に関する潜在的な加重平均普通株式は、2019年、2018年及び2017年において、それぞれ7.9百万株、8.7百万株及び9.8百万株であった。
- ² 2017年の純損失により、逆希薄化効果があるため、発行済の加重平均株式オプション及びワラント2.9百万株と、未払加重平均株式報酬57.7百万株は、希薄化後一株当たり利益の計算から除外されている。

14 顧客との契約から生じる収益

収益は顧客との契約で規定された対価に基づいて測定されるが、第三者に代わって回収された額は除外される。当グループが顧客から回収した、政府当局が課した税金及び、特定の収益を生じる取引に課され、同時発生する税金は、収益から除外される。当グループは契約上の履行義務を満たす場合、収益を認識する。変動対価の金額に関する不確実性が後に解消された際に、認識した収益の累計額に重大な戻入が行われる可能性が大きくなった場合にのみ、変動対価は取引価格に含まれる。通常、変動対価の計上に関して重要な判断は必要とされない。

契約開始時において報酬が変動的な口座価値の一定割合に固定されている場合、契約上の対価は当グループの影響を超えた要因により非常に変動しやすいことから、手数料収入の認識が制限される。しかし、業績測定のための各期末において（例えば、一日の終了時、月末、四半期末）、当グループに権利がある対価の累積額の認識には、これが既知の口座価値に基づいて算定され、手数料収入が変動的ではなくなることから、制限がなくなる。

サービスの特性

当グループが顧客との契約から収益を生じている主要な活動の詳細は以下の通りである。

履行義務は通常、契約上のサービスが提供される際に充足される。契約条件はほとんどの場合、契約上の資産をもたらすことはない。契約はほとんどの場合、重要な財務上の構成要素、払戻義務、その他の同様の義務のいずれも含まない。金額の不確実性が解決され、認識した収益の累計額に重大な戻入が起きない可能性が大きい場合のみ、変動対価は取引価格に含まれる。

クレディ・スイスのウェルス・マネジメント事業は、資産運用、投資顧問及び投資運用、ウェルス・プランニング並びに高度な資金取引の実行及びストラクチャー化をはじめとした投資サービスとソリューションを顧客に提供している。当グループはこれらのサービスの投資顧問料及び投資運用報酬を受け取っており、原則としてこれらは以下の表「顧客との契約及び収益の分解」の「投資及びポートフォリオ運用」の項目に反映されている。原則として、提供されるサービスの報酬はサービス提供期間にわたって認識される。

ウェルス・マネジメント事業は個人、法人及び機関投資家の顧客に対し、包括的なアドバイザリーサービス及びニーズに合わせた投資及びファイナンスソリューションを提供している。サービスの特性は、顧客との契約により一定期間に提供されるサービスである、投資及びウェルス・マネジメント活動から、仲介業務、セールス並びにトレーディングサービス及びクライアントに合ったファイナンス商品の提供をはじめとする、より取引に特化したサービスまで多岐にわたる。クレディ・スイスの顧客の要請に応じてサービスが提供され、サービスが提供された時点で、要求されたサービスに対する報酬が認識される。

当グループのアセット・マネジメント事業では、世界中で年金基金、政府、財団や基金、法人や個人を含む幅広い顧客に対して、投資ソリューション及びサービスを提供している。ファンドマネージャーは通常、投資運用及びその他のサービスを提供するためのさまざまな契約を締結する。ファンドマネージャーは独自に履行義務を充足させる、又は第三者を雇用して、ファンドマネージャーに代わり履行義務の一部又はすべてを充足させる可能性がある。ファンドマネージャーは投資運用サービス全体に関する情報を提供するため、第三者を雇用する可能性があるが、顧客に投資運用サービスを提供する契約義務は、引き続きファンドマネージャーの責任となっている。このため、ファンドマネージャーは当該取引の本人として活動している。ファンドマネージャーとして、当グループは原則として基本運用報酬を受け取り、それに加えて業績に基づく運用報酬を受け取る可能性があり、この二つはともに、以下の「顧客との契約及び収益の分解」の「投資及びポートフォリオ運用」の項目として認識されている。基本運用報酬は原則として、顧客の投資の純資産価値（NAV）に基づいて計算され、業績期間中に変更される可能性がある。業績に基づく運用報酬は、原ファンドの財務実績によりグループが受け取る変動報酬である。基本運用報酬及び業績に基づく運用報酬はともに変動するため、認識された収益の重大な戻入が発生しない可能性が大きく、金額の不確実性が解決された際に、当グループは当該報酬を認識する。これらの変動報酬の見積りは業績測定期間終了時まで制限される。原則として、この不確実性は業績測定期間終了時に解決されるため、変動対価を記録する際、重要な判断は必要とされない。クローバック義務規定の下では、ファンドマネージャーは特定の業績基準、すなわちベンチマークがファンドの存続期間終了時に達成されない場合、ファンドから受け取る特定の分配の返還を求められる可能性がある。契約上のクローバック義務は、制約を評価する際に考慮される不確実性に関する新たな要因となる。業績に基づく運用報酬が発生するものの、クローバック条項が失効していない場合、このクローバック義務は返還債務として計上される。

当グループのキャピタル・マーケット部門は顧客に代わり証券の引受及び販売を行っている。通常、これらの業務の報酬は、当該取引が完了した一時点、すなわち、当該証券が投資家に販売され、引受手数料として認識された際に認識される。履行義務が充足される際に発生したすべての費用は繰り延べられ、当該取引が完了した時点で認識される。原則として、クレディ・スイス及び他行は、顧客のために証券を引受け、発行するため、シンジケートグループを形成している。当グループは主幹事又はシンジケートグループの参加メンバーとして行動する可能性がある。主幹事及び参加引受業者を含むシンジケートグループの各メンバーは、シンジケートの比例持分に関して本人として活動している。その結果、個々の引受業者は引受収入及び引受費用の比例持分を総額ベースで反映させる。

当グループはグローバルな証券取引、約定及び決済、プライムブローカレッジ及び包括的な運用調査を含む、インベストメント・バンキング業務における仲介業務も行っている。提供されたサービス、例えば証券又はデリバティブにおける顧客取引の執行に関し、当グループは通常、当該取引の約定時に仲介手数料を稼得している。当

グループは原則として、取引所取引の現物証券、取引所取引のデリバティブ又は中央清算されるOTCデリバティブを顧客に代わって売買する際、代理人として行動している。

クレディ・スイスのインベストメント・バンキング業務は、コーポレート・ファイナンス活動に関連したアドバイザリー業務を含むサービスを提供している。「アドバイザリー」という用語は、アドバイザリー業務を行う能力において、当グループが提供するすべてのサービスの種類を含む。これらの種類のサービスについて、当グループは原則として、コーポレート・ファイナンス活動が完了した場合に取引受領額に対する割合で表される、払戻不可のリターナー・フィー及び/又は成功報酬を受け取る。さらに、当該契約はコーポレート・ファイナンス活動が公表された際に支払われる「アナウンスメント・フィー」をはじめとする目標達成報酬を含む可能性がある。通常、インベストメント・バンキング業務における報酬は、取引に関連する履行義務が完了したと判断された特定の時点で認識される。履行義務を充足させる前に、当グループがアドバイザリーサービスに関するリターナー・フィー又はアナウンスメント・フィーをはじめとする支払を受け取る場合、契約債務が計上される。当グループが契約を締結したサービスが、取引の完了が成功することに関連しておらず、これを条件としていない特定の期間にわたり、顧問として活動するというシナリオである場合、契約顧問料が経時的に比例した率で認識される。これらのサービスから認識された収益は、以下の表の「その他のサービス」の項目に反映されている。

顧客との契約及び収益の分解

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

顧客との契約

	2019年	2018年
投資及びポートフォリオ運用	3,438	3,582
その他の証券業務	63	48
引受	1,564	1,718
仲介	2,891	2,829
その他のサービス	1,521	1,902
顧客との契約から生じる収益合計	9,477	10,079

上記の表はASC Topic 606「顧客との契約から生じる収益」の対象である顧客との契約から生じた収益のみを含んでいることから、注記6-「手数料収益」とは異なる。

契約残高

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

契約残高

	2019年	2018年
契約債権	880	791
契約債務	53	56

契約残高

12月31日に終了した事業年度、

単位：百万スイス・フラン

認識された収益

期首の契約債務残高に含まれる、
報告期間中に認識された収益

2019年 第4四半期	2019年 第3四半期	2019年 第2四半期	2019年 第1四半期
14	19	10	7

過年度に充足した履行義務から生じた収益に関し、当グループが報告期間中に認識したものはなかった。

2019年にも2018年にも、契約債権に係る重要な正味減損損失はなかった。当グループは、2019年にも2018年にも契約資産を計上していない。

資産計上費用

当グループには、資産計上となる、契約を獲得するための費用も契約を履行するための費用も発生していない。

残存履行義務

ASC Topic 606の簡便法により、当グループは当初の予想期間が1年以内の契約の一部である履行義務について残存履行義務の開示を除外することが認められている。また、変動対価に関連する不確実性が後に解消された際に、認識された収益の累計額に重大な戻入が行われる可能性が高い変動対価は、かかる変動対価は、かかる変動対価が取引価格に含まれないことから（例えば、投資運用報酬）、残存履行義務の開示対象とはならない。検討の結果、当グループは残存履行義務の開示対象となる重要な残存履行義務はないと判断した。

15 借入有価証券、貸付有価証券及び買戻条件付有価証券

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

借入有価証券又は売戻条件付買入有価証券

中央銀行ファンド貸出金及び売戻条件付買入有価証券

借入有価証券に対する預け金

中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券

2019年	2018年
78,835	77,770
28,162	39,325
106,997	117,095

貸付有価証券又は買戻条件付売渡有価証券

中央銀行ファンド借入金及び買戻条件付売渡有価証券

貸付有価証券に対する預り金

中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券

21,741	20,305
5,792	4,318
27,533	24,623

買戻及び売戻条件付契約は、純利息収益の稼得、流動性向上、若しくはトレーディング業務促進のために使用される担保付資金取引を表す。これらの商品は、主に政府発行有価証券、マネーマーケット商品及び社債で担保されており、一般にオーバー・ナイトから長期又は不特定の期間を有する。

売戻契約又は有価証券貸付契約は、契約相手の債務不履行の際に、保有担保を処分する権利を当グループに与えている。当グループの通常の事業活動において、売却又は再担保可能な受取担保の大部分が、2019年及び2018年12月31日現在、売却又は再担保されている。

16 トレーディング資産及び負債

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2019年	2018年
トレーディング資産		
負債証券	66,994	63,567 ¹
持分証券	64,542	46,463
デリバティブ商品 ²	17,731	18,312
その他	4,530	5,293
トレーディング資産	153,797	133,635 ¹
トレーディング負債		
ショート・ポジション	24,714	26,946
デリバティブ商品 ²	13,472	15,223
トレーディング負債	38,186	42,169

¹ 従前に投資有価証券に計上されていた住宅ローン担保証券及び商業用不動産担保証券は、公正価値オプションに基づき公正価値で計上されることからトレーディング資産に分類変更されている。

² 表示金額は契約相手及び現金担保とのネットティング後の金額である。

デリバティブ商品の現金担保

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2019年	2018年
現金担保－相殺されたもの ¹		
現金担保支払額	20,695	20,216
現金担保受取額	14,633	13,213
現金担保－相殺されないもの ²		
現金担保支払額	4,570	7,057
現金担保受取額	7,457	6,903

¹ 注記27「金融資産と金融負債の相殺」においてデリバティブ商品の現金担保とのネットティングとして計上されている。

² 注記22「その他資産及びその他負債」においてデリバティブ商品の現金担保として計上されている。

17 投資有価証券

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2019年	2018年 ¹
投資有価証券		
売却可能負債証券	1,006	1,479
投資有価証券合計	1,006	1,479

¹ 従前に含まれていた住宅ローン担保証券及び商業用不動産担保証券は、公正価値オプションに基づき公正価値で計上されることからトレーディング資産に分類変更されている。

種類別投資有価証券

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	償却原価	未実現利益 総額	未実現損失 総額	公正価値
2019年				
スイス連邦、州又は地方自治体発行の負債証券	2	0	0	2
外国政府発行の負債証券	163	8	0	171
社債	807	28	2	833
売却可能負債証券	972	36	2	1,006
2018年				
スイス連邦、州又は地方自治体発行の負債証券	2	0	0	2
外国政府発行の負債証券	821	7	0	828
社債	649	0	0	649
売却可能負債証券	1,472	7	0	1,479 ¹

¹ 従前に含まれていた住宅ローン担保証券及び商業用不動産担保証券は、公正価値オプションに基づき公正価値で計上されることからトレーディング資産に分類変更されている。

投資有価証券の未実現損失総額及び公正価値

12月31日に終了した事業年度、 単位：百万スイス・フラン	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	公正価値	未実現損失 総額	公正価値	未実現損失 総額	公正価値	未実現損失 総額
2019年						
社債	204	2	0	0	204	2
売却可能負債証券	204	2	0	0	204	2

売却可能有価証券の売却収入、実現利益及び実現損失

12月31日に終了した事業年度、 単位：百万スイス・フラン	2019年		2018年		2017年	
	負債証券	持分証券 ¹	負債証券	持分証券 ¹	負債証券	持分証券
追加情報						
売却収入	6	-	255	-	7	7
実現利益	0	-	8	-	0	0

¹ ASU 2016-01導入の結果、売却可能持分証券は現在ではトレーディング資産に認識され、投資有価証券として認識されていない。

負債証券の償却原価、公正価値及び平均利回り

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン（別途記載があるものを除く）	売却可能負債証券		
	償却原価	公正価値	平均利回り (%)
2019年			
1年以内満期	168	168	0.36
1年から5年満期	2	2	3.65
5年から10年満期	802	836	0.61
負債証券合計	972	1,006	0.57

18 その他の投資

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

その他の投資

持分法適用投資

持分証券（公正価値が容易に決定できないもの）¹

うち純資産価値で評価

うち代替的測定で評価

うち公正価値で評価

うち減損控除後の取得原価で評価

投資目的の保有不動産²

ライフ・ファイナンス商品³

その他の投資合計

2019年	2018年
2,367	2,467
2,148	1,207
409	530
274	227
1,434	208
31	242
99	79
1,052	1,137
5,666	4,890

¹ プライベート・エクイティ、ヘッジ・ファンド及び制限株投資、並びに当グループが被投資会社に対し重要な影響力や支配権を持たない市場性のないミューチュアル・ファンドへの一定の投資を含む。

² 2019年及び2018年12月31日現在における投資目的の保有不動産には、差し押さえ又は再保有した不動産がそれぞれ24百万スイス・フラン及び3百万スイス・フラン含まれており、そのうちのそれぞれ10百万スイス・フラン及び3百万スイス・フランは住宅用不動産に関連するものであった。

³ 一時払即時開始年金契約を含む。

2019年及び2018年には投資目的の保有不動産に係る減損が計上されなかった一方、2017年には22百万スイス・フランの減損が計上されている。2017年の数値は修正されている。

代替的測定による持分証券－減損及び調整

12月31日に終了した事業年度/12月31日現在、
単位：百万スイス・フラン

減損及び調整

減損及び下方調整

上方調整

2019年	累計	2018年
(1)	(8)	(7) ¹
11	11	0

¹ 過年度の数値は修正再表示されている。

このような投資の詳細については注記35「金融商品」を参照のこと。

当グループは、2019年6月に発表された譲渡に係る初回のクロージングを2019年9月に完了した。当該譲渡は、当グループのオープン・アーキテクチャの投資ファンドプラットフォームであるインベストラボをオールファンズ・グループに統合させるものであった。当該取引には、インベストラボ法人、その関連従業員及びサービス役務契約の譲渡が含まれる。クレディ・スイスは統合事業の少数株主となった。

2019年12月に、クレディ・スイスはSIXグループAGについて保有する持分の会計処理の見直しを完了し、この持分投資に関して米国GAAPに基づき公正価値会計を選択した。

投資目的保有不動産に関連する減価償却累計額は、2019年、2018年及び2017年において、それぞれ34百万スイス・フラン、31百万スイス・フラン及び140百万スイス・フランであった。

19 貸出金、貸倒引当金及び信用の質

貸出金は「個人」並びに「法人及び諸機関」の2つのポートフォリオ・セグメントに分かれている。個人向け貸出金は、抵当貸付、有価証券を担保とする貸出金及び消費者金融に分類される。法人及び諸機関向け貸出金は、不動産、商工融資、金融機関、政府及び公共機関に分類される。

財務報告において、貸出金及び関連する貸倒引当金の帳簿価額は米国GAAPに従って表示しており、これはバーゼル枠組みのピラー3に基づき要求される開示で表示している規制上の信用リスク・エクスポージャーとは比較可能ではない。

貸出金

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

貸出金

抵当貸付

有価証券を担保とする貸出金

消費者金融

個人

不動産

商工融資

金融機関

政府及び公共機関

法人及び諸機関

貸出金、総額

うち償却原価で計上

うち公正価値で計上

(前受収益)/繰延費用、純額

貸倒引当金

貸出金、純額

所在地別貸出金、総額

スイス

スイス国外

貸出金、総額

減損貸出金

不良債権

未収利息不計上債権

不良債権及び未収利息不計上債権合計

貸出条件緩和債権

潜在的に問題のある債権

その他の減損貸出金合計

減損貸出金、総額

2019年	2018年
109,579	107,845
44,364	42,034
4,401	3,905
158,344	153,784
29,220	26,727
85,648	85,698
20,367	18,494
4,262	3,893
139,497	134,812
297,841	288,596
285,179	273,723
12,662	14,873
(116)	(113)
(946)	(902)
296,779	287,581
163,133	160,444
134,708	128,152
297,841	288,596
1,250	1,203
260	300
1,510	1,503
350	299
266	390
616	689
2,126	2,192

貸倒引当金

単位：百万スイス・フラン	2019年			2018年			2017年		
	個人	法人及び諸機関	合計	個人	法人及び諸機関	合計	個人	法人及び諸機関	合計
貸倒引当金									
期首残高	187	715	902	220	662	882	216	722	938
損益計算書に認識された変動額、純額	63	221	284	19	182	201	54	136	190
評価減、総額	(86)	(213)	(299)	(85)	(184)	(269)	(60)	(242)	(302)
回収額	9	16	25	21	37	58	12	41	53
評価減、純額	(77)	(197)	(274)	(64)	(147)	(211)	(48)	(201)	(249)
利息引当金	14	28	42	11	19	30	(1)	14	13
外貨換算影響額及びその他の調整額、純額	(1)	(7)	(8)	1	(1)	0	(1)	(9)	(10)
期末残高	186	760	946	187	715	902	220	662	882
うち個別に減損評価	145	464	609	146	462	608	179	475	654
うち集散的に減損評価	41	296	337	41	253	294	41	187	228
償却原価で計上された貸出金、総額									
期末残高	158,314	126,865	285,179	153,761	119,962	273,723	152,277	112,553	264,830
うち個別に減損評価 ¹	683	1,443	2,126	677	1,515	2,192	632	1,478	2,110
うち集散的に減損評価	157,631	125,422	283,053	153,084	118,447	271,531	151,645	111,075	262,720

¹ 個別引当金のある減損貸出金及び個別引当金のない減損貸出金の総額を示す。

取得、分類変更及び売却

12月31日に終了した事業年度 単位：百万スイス・フラン	2019年			2018年			2017年		
	個人	法人及び諸機関	合計	個人	法人及び諸機関	合計	個人	法人及び諸機関	合計
償却原価で計上された貸出金									
取得 ¹	18	2,478	2,496	0	2,163	2,163	0	3,381	3,381
売却目的貸出金からの分類変更 ²	0	11	11	0	1	1	0	63	63
売却目的貸出金への分類変更 ³	0	3,138	3,138	1	2,351	2,352	0	7,407	7,407
売却 ³	0	3,001	3,001	1	2,267	2,268	0	7,051	7,051

¹ 取得したローン・コミットメントに基づく貸付実行額を含む。

² 以前に売却目的に分類変更されたが売却されず、再度満期保有貸出金に分類変更された貸出金を含む。

³ 償却原価で計上された貸出金のうち、売却されるものはすべて、売却日又はその前に売却目的貸出金に分類変更されている。

[次へ](#)

償却原価で計上された貸出金の信用の質

経営陣は、一貫性のある手法で、リスクを評価、測定、監視及び管理できるよう構造化された当グループの信用リスク管理プロセスを通じて、貸出金の信用の質を監視している。当該信用リスク管理プロセスは、与信増額案、特定の限度額の設定、エクスポージャー期間中のモニタリング、信用補完ツールの積極的な利用及び信用の減損を認識するための統制のとれたアプローチについて慎重に検討することを要求している。

経営陣は、貸出金の信用の質を評価するにあたり、数多くの要因を評価している。これらの要因には、デフォルト率のボラティリティ、格付の変化、潜在的な損失の規模、内部格付のほか、地理、業種等の経済的要因が含まれる。当グループは、信用の質について開示することを目的として、詳細かつ内部的なリスク格付を行い、その結果を集計して信用の質の指標（投資適格か投資非適格か）として用いている。

当グループは、内部的に取引相手方の格付を行うことを目的として、一連の信用格付を採用している。信用格付は、各取引相手方の債務不履行リスクを反映することを意図している。格付は内部で開発された格付モデル及びプロセスに基づいて割り当てられ、ガバナンス及び内部的に独立した検証手続の対象となる。

内部格付は、取引相手方の信用の質に対する当グループの内部の見解を反映するために、すべての貸出金に割り当てられている。取引相手方の外部格付が入手可能な場合には、内部格付は取引相手方の外部格付とは異なる場合がある。内部格付は、エクスポージャーの種類、顧客が属するセグメント、担保の有無又はクレジット・イベントの発生を考慮して定期的に見直している。内部リスク見積り（取引相手方の債務不履行時の予想損失の見積り等）及びリスク加重資産の算出においては、各ファシリティに対し、デフォルト確率（以下、「PD」という。）、デフォルト時損失率（以下、「LGD」という。）及びデフォルト時エクスポージャーが割り当てられる。これら3種類のパラメーターは、主に内部で開発された統計的モデルから導出されたものであり、このモデルに関しては、行内の実績に対してバックテストが実施され、モデル担当部署とは異なる部署により定期的に検証されており、当グループの主要規制当局から、バーゼル枠組の先進的内部格付手法（以下、「A-IRB手法」という。）による規制資本の算出に適用が承認されている。顧客及び取引相手先の大部分については、内部格付又はPDを、自社の統計的格付モデルを用いて直接算出している。当該モデルは、経済動向や財務ファンダメンタルズに焦点を当てた定量的要因（法人の場合には主として貸借対照表情報、また抵当貸付の場合には担保掛目と債務者の所得水準等）及び定性的要因（例えば、信用調査機関の信用履歴等）より構成される、内部で蓄積されたデータに基づくものである。PDを算出する統計格付モデルでは、スタンダード&プアーズの格付と同等の格付を、各格付に関連するPDの範囲に基づき割り当てており、開示情報もこの方法を用いて作成している。統計格付モデルが利用されない残りのファシリティについては、専門家による体系的なアプローチに基づく内部格付の割当てを通じてPDを決定している。クレジット・信用審査役は分析目的で、同業者分析、業界比較、外部格付及び調査、並びに信用専門家の判断を利用している。各内部格付をもとに決定したPDは、内部情報やスタンダード&プアーズから得た外部情報を用いて確認した過去の貸倒実績に基づいて調整していた。

売戻条件付契約は全額担保で保証されており、売戻条件付契約は、取引相手方の債務不履行時に、当グループに保有担保を清算する権利を提供する。当グループのリスク管理においては、取引相手方の返済能力に基づいてリスク管理が行われる貸出金とは対照的に、これらの商品については基礎となる担保の価値に基づいてリスク管理を行っている。したがって、売戻条件付契約に関しては、基礎となる担保の価値が最も適切な信用の質の指標となる。そのため、売戻条件付契約は本注記の表に含まれていない。

以下の表は、この信用の質について開示するため、信用の質の指標として用いている、集計した取引相手方の内部的な信用格付の結果（投資適格か投資非適格か）別に、償却原価で計上されている貸出金に対する当グループの投資額及び期間別分析を示したものである。

取引相手方の内部格付別の償却原価で計上された貸出金総額

12月31日現在

投資適格

投資非適格

単位：百万スイス・フラン

	格付 AAAからBBB	格付 BBからC	格付D	合計
2019年				
抵当貸付	99,613	9,604	362	109,579
有価証券を担保とする貸出金	40,060	4,182	122	44,364
消費者金融	1,527	2,677	167	4,371
個人	141,200	16,463	651	158,314
不動産	20,524	7,674	125	28,323
商工融資	40,860	39,896	1,117	81,873
金融機関	13,267	2,122	47	15,436
政府及び公共機関	1,166	67	0	1,233
法人及び諸機関	75,817	49,759	1,289	126,865
償却原価で計上された貸出金、総額	217,017	66,222	1,940	285,179
担保価値 ¹	200,521	54,543	1,378	256,442
2018年				
抵当貸付	97,404	10,046	395	107,845
有価証券を担保とする貸出金	39,281	2,676	77	42,034
消費者金融	1,465	2,247	170	3,882
個人	138,150	14,969	642	153,761
不動産	19,461	6,494	110	26,065
商工融資	40,872	37,633	1,268	79,773
金融機関	10,715	2,138	86	12,939
政府及び公共機関	1,132	53	0	1,185
法人及び諸機関	72,180	46,318	1,464	119,962
償却原価で計上された貸出金、総額	210,330	61,287	2,106	273,723
担保価値 ¹	192,579	47,999	1,456	242,034

¹ 関連する貸出金残高を上限とした担保価値を含む。抵当貸付については、貸付実行日に担保価値が評価され、その後は定期的に当グループのリスク管理方針及び指示に従って見直しが行われている。見直しまでの最長期間は、対象不動産の種類、市場の流動性及び市場の透明性によって決められている。

担保価値

当グループのプライベート・バンキング、法人及び諸機関向け事業では、担保種別、市場流動性、及び市場透明性に基づいて決定される最長レビュー期間において、当グループのリスク管理方針及び指示に従って定期的に貸出金に対するすべての担保価値の見直しが行われる。例えば上場有価証券は日次で再評価され、不動産価値は、物件の特徴、関連する不動産市場の現在の動向及び債務者に対する現在の信用エクスポージャー水準を考慮して、1年超の期間にわたって評価される。債務者に対する信用エクスポージャーに大幅な変動があった場合、市場が不安定な場合、又は一般的な市場リスクが上昇した場合に、担保価値はより頻繁に評価される可能性がある。担保価値のより頻繁な更新が必要となる程度まで市場が不安定であるか、又は一般的な市場リスクが上昇しているかどうかについて評価する際には、経営陣の判断が用いられる。外部から提供された予測、シナリオ手法、及びマクロ経済的調査の分析に加えて、統計的に過去の実績と異なる監視リスク指標の変動が考慮される。

減損貸出金の担保の公正価値は、減損が識別された日から90日以内に決定され、その後は、減損の見直しのプロセスにおいて、当グループの信用リスク管理により定期的に再評価される。

当グループのインベストメント・バンキング事業においては、担保付貸出金は、最低でも年1回、又は貸出金に関連する事象が生じた場合に評価される。

償却原価で計上された貸出金総額－期間別分析

12月31日現在	正常	延滞					
単位：百万スイス・フラン		30日まで	31日から 60日まで	61日から 90日まで	90日超	合計	合計
2019年							
抵当貸付	109,190	83	16	9	281	389	109,579
有価証券を担保とする 貸出金	44,232	79	0	2	51	132	44,364
消費者金融	3,826	283	61	43	158	545	4,371
個人	157,248	445	77	54	490	1,066	158,314
不動産	28,094	95	10	2	122	229	28,323
商工融資	80,606	528	62	71	606	1,267	81,873
金融機関	15,300	85	1	3	47	136	15,436
政府及び公共機関	1,207	26	0	0	0	26	1,233
法人及び諸機関	125,207	734	73	76	775	1,658	126,865
償却原価で計上された 貸出金、総額	282,455	1,179	150	130	1,265	2,724	285,179
2018年							
抵当貸付	107,364	155	23	10	293	481	107,845
有価証券を担保とする 貸出金	41,936	21	0	0	77	98	42,034
消費者金融	3,383	286	35	32	146	499	3,882
個人	152,683	462	58	42	516	1,078	153,761
不動産	25,914	63	4	0	84	151	26,065
商工融資	78,439	378	96	82	778	1,334	79,773
金融機関	12,768	66	19	3	83	171	12,939
政府及び公共機関	1,172	13	0	0	0	13	1,185
法人及び諸機関	118,293	520	119	85	945	1,669	119,962
償却原価で計上された 貸出金、総額	270,976	982	177	127	1,461	2,747	273,723

減損貸出金

減損貸出金のカテゴリー

当グループの方針に従って、減損貸出金には不良債権、未収利息不計上債権、貸出条件緩和債権及び潜在的に問題のある債権が含まれる。

減損貸出金のカテゴリーの詳細については、注記1「重要な会計方針の要約」の「貸出金」を参照のこと。

2019年及び2018年12月31日現在、当グループは、不良債権のリストラクチャリングにおいて貸出条件が緩和された債務者に対する追加的な資金の貸付を行うことになる重要な契約を有していなかった。

カテゴリー別の減損貸出金総額

12月31日現在、 単位：百万スイス・フラン	不良債権及び未収利息不計上債権			その他の減損貸出金			合計
	不良債権	未収利息 不計上 債権	合計	貸出条件 緩和債権	潜在的に 問題のある 債権	合計	

2019年							
抵当貸付	329	8	337	25	30	55	392 ¹
有価証券を担保とする 貸出金	110	12	122	0	0	0	122
消費者金融	164	4	168	0	1	1	169
個人	603	24	627	25	31	56	683
不動産	151	4	155	0	2	2	157
商工融資	491	191	682	325	231	556	1,238
金融機関	5	41	46	0	2	2	48
法人及び諸機関	647	236	883	325	235	560	1,443
減損貸出金、総額	1,250	260	1,510	350	266	616	2,126
2018年							
抵当貸付	304	12	316	34	72	106	422 ¹
有価証券を担保とする 貸出金	62	13	75	0	3	3	78
消費者金融	170	6	176	0	1	1	177
個人	536	31	567	34	76	110	677
不動産	80	4	84	0	38	38	122
商工融資	547	223	770	265	272	537	1,307
金融機関	40	42	82	0	4	4	86
法人及び諸機関	667	269	936	265	314	579	1,515
減損貸出金、総額	1,203	300	1,503	299	390	689	2,192

¹ 2019年及び2018年12月31日現在、管轄法域の現地の要件に基づいて正式な差押手続が進行中の住宅用不動産で担保されている個人向抵当貸付に関する金額は、それぞれ208百万スイス・フラン及び123百万スイス・フランであった。

貸出金の償却及び回収

元本残高が回収可能でないことが確実である場合に貸出金が償却される。当グループのインベスト・バンキング事業では、貸倒引当金が貸出金の想定元本の大部分を占めた場合に、貸出金は正味帳簿価額まで評価減される。ただし、貸出金の返済が翌2四半期の間に予測できる場合を除く。当グループのプライベート・バンキング、法人及び諸機関向け事業では、貸出金の一部又は全額が回収不能となることが確実となった場合には、当グループの信用リスク管理部門が実施した個々の取引相手方の評価に基づいて償却が行われる。担保付貸出金については、担保が評価され、無担保エクスポージャーについて償却が行われる。無担保貸出金の償却は、債務者がフリー・キャッシュ・フローから貸出金残高を返済する能力に基づいて行われる。当グループは、債務者が契約上の支払債務の全額若しくは一部について債務不履行となるか、あるいは、第三者の援助によってのみこれらの債務を返済することができると予想される場合には、付与した貸出金の回収可能性について評価する。貸出金若しくは担保の実現価値の見積りを反映するために調整が行われる。負の展開を捉えて債務者の信用力の評価を行う契機となる事象には、以下のようなものが含まれる。i) 利息又は元本返済についての90日超の債務不履行、ii) 当グループによる利息若しくは元本の権利放棄、iii) 貸出金の未収利息不計上債権への格下げ、iv) 差押命令、破産手続又は担保の実現による債務の回収、若しくは、v) 債務者の破産。こうした評価に基づき、当グループの信用リスク管理部門は償却の必要性について引き続き個別に評価を行っている。

過去に償却された貸出金の回収は、現金又はその他の資産受領金額の見積公正価値に基づき計上される。

減損貸出金総額の詳細

12月31日現在、 単位：百万スイス・フラン	2019年			2018年		
	投資計上額	未払元本 残高	関連する 個別引当金	投資計上額	未払元本 残高	関連する 個別引当金
抵当貸付	317	299	30	278	262	21
有価証券を担保とする貸出金	122	108	22	77	63	35
消費者金融	168	144	93	174	154	90
個人	607	551	145	529	479	146
不動産	120	111	11	82	73	10
商工融資	939	900	416	773	742	401
金融機関	48	47	37	86	84	51
法人及び諸機関	1,107	1,058	464	941	899	462
個別引当金のある減損貸出金、 総額	1,714	1,609	609	1,470	1,378	608
抵当貸付	75	75	-	144	144	-
有価証券を担保とする貸出金	0	0	-	1	1	-
消費者金融	1	1	-	3	3	-
個人	76	76	-	148	148	-
不動産	37	37	-	40	40	-
商工融資	299	299	-	534	534	-
金融機関	0	0	-	0	0	-
法人及び諸機関	336	336	-	574	574	-
個別引当金のない減損貸出金、 総額	412	412	-	722	722	-
減損貸出金、総額	2,126	2,021	609	2,192	2,100	608
うち個人向け	683	627	145	677	627	146
うち法人及び諸機関向け	1,443	1,394	464	1,515	1,473	462

	2019年			2018年			2017年		
12月31日に終了した事業年度、 単位：百万 スイス・フラン	平均投資 計上額	受取利息 計上額	受取利息 計上額 (現金主義)	平均投資 計上額	受取利息 計上額	受取利息 計上額 (現金主義)	平均投資 計上額	受取利息 計上額	受取利息 計上額 (現金主義)
抵当貸付	289	3	2	261	2	1	229	2	1
有価証券を担保 とする貸出金	76	2	0	92	1	1	116	1	1
消費者金融	172	2	1	176	2	2	167	5	5
個人	537	7	3	529	5	4	512	8	7
不動産	81	1	1	90	0	0	78	1	0
商工融資	818	22	7	917	14	5	1,163	17	5
金融機関	83	1	0	58	1	0	76	1	1
政府及び公共機 関	0	0	0	0	0	0	5	0	0
法人及び諸機関	982	24	8	1,065	15	5	1,322	19	6
個別引当金のあ る減損貸出金、 総額	1,519	31	11	1,594	20	9	1,834	27	13
抵当貸付	114	4	0	91	3	0	83	3	0
有価証券を担保 とする貸出金	0	0	0	1	0	0	7	0	0
消費者金融	2	0	0	3	0	0	3	0	0
個人	116	4	0	95	3	0	93	3	0
不動産	30	0	0	14	1	0	27	1	0
商工融資	395	9	1	292	16	1	271	11	1
金融機関	5	0	0	0	0	0	0	0	0
法人及び諸機関	430	9	1	306	17	1	298	12	1
個別引当金のな い減損貸出金、 総額	546	13	1	401	20	1	391	15	1
減損貸出金、 総額	2,065	44	12	1,995	40	10	2,225	42	14
うち個人向け	653	11	3	624	8	4	605	11	7
うち法人及び 諸機関向け	1,412	33	9	1,371	32	6	1,620	31	7

減損貸出金に関して個別に認識された貸倒損失に対する引当金

直近の情報及び事象に基づき、貸付契約の契約条件に基づく回収が見込めないと思われる場合、当グループは貸出金が減損したとみなす。当グループは、回収及び出口オプションなどの要因並びに担保及び取引相手方リスクを考慮して、減損貸出金の綿密な検討及び分析を行っている。原則として、すべての減損貸出金は個別に評価される。利息、元本、その他契約上の支払債務の不払を契機として減損貸出金が検出される。さらに、スイスを基盤とする法人及び金融機関向け貸出金は、エクスポージャーの種類、顧客が属するセグメント、担保の有無又はクレジット・イベントの発生を考慮して定期的に見直している。その他のすべての法人及び諸機関向け貸出金については、債務者の財務書類及び債務者が経験する可能性のある困難の兆候に基づいて最低でも年1回見直しが行われている。減損していないものの、コベナントの変更、格下げ、財務上の不利な報道及びその他の不利な展開により要注意に分類されている貸出金は、回収管理へ移管されるか又はウォッチ・リストに含まれる。ウォッチ・リスト内のすべての貸出金は、ウォッチ・リストから除外すべきか、ウォッチ・リストに残すべきか、又は回収管理に移管すべきかどうかについて判断するために最低でも四半期ごとに見直される。回収管理が所管するスイスを基盤とする貸出金については、大口残高の場合、クレジット・イベントの発生による変化が生じた場合、四半期ごとに見直しが行われている。それ以外の場合は、これらの貸出金について少なくとも年1回見直しが行われる。回収管理が所管するその他のすべての貸出金に対しては、少なくとも四半期に1回見直しが行われている。評価にあたって個々に識別された個別の貸出金が減損しているとみなされた場合、報告期間末現在で存在する貸倒損失の合理的な見積りとして引当金が決定される。その後、引当金は信用リスク管理によって最低でも年1回、若しくは債務者のリスク・プロファイル又はクレジット・イベントによってはより頻繁に再評価される。特定の無担保減損貸出金に関する減損は、貸出金の観察可能な市場価格に基づいて減損が測定される可能性のある場合を除いて、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を用いて測定される。見積将来キャッシュ・フローの現在価値が用いられる場合、減損貸出金及び関連する引当金は、時間の経過を反映するために再評価される。担保付減損貸出金に関しては、減損は担保の公正価値を用いて測定される。

償却原価で計上される貸出条件緩和債権

12月31日に終了した 事業年度、単位：百万 スイス・フラン(別途記載があ るものを除く)	2019年			2018年			2017年		
	契約数	条件 緩和前 投資 計上額	条件 緩和後 投資 計上額	契約数	条件 緩和前 投資 計上額	条件 緩和後 投資 計上額	契約数	条件 緩和前 投資 計上額	条件 緩和後 投資 計上額
抵当貸付	1	7	7	5	29	29	0	0	0
商工融資	25	172	161	13	182	160	15	123	119
合計	26	179	168	18	211	189	15	123	119

貸出条件緩和から12ヶ月以内に債務不履行となった償却原価で計上される貸出条件緩和債権

12月31日に終了した事業年度、単位：百万 スイス・フラン(別途記載がある場合を除く)	2019年		2018年		2017年	
	契約数	投資 計上額	契約数	投資 計上額	契約数	投資 計上額
抵当貸付	1	13	1	8	0	0
商工融資	1	2	8	76	1	48
合計	2	15	9	84	1	48

2019年の当グループの貸出条件緩和には、債権放棄、金利の減免、分割弁済及び返済の猶予を含む返済期限の延長、貸出金の劣後化及び新条件での借り換えが含まれる。

20 のれん

単位：百万スイス・フラン	スイス・ユニバーサル・バンク	インターナショナル・ウェルス・マネジメント	アジア太平洋	グローバル・マーケッツ	インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ	クレディ・スイス・グループ ¹
2019年						
のれん総額						
期首残高	615	1,544	2,278	3,182	1,026	8,657
外貨換算影響額	(5)	(22)	(20)	(6)	(9)	(62)
その他	(3)	(28)	(10)	0	0	(41)
期末残高	607	1,494	2,248	3,176	1,017	8,554
減損累計額						
期首残高	0	0	772	2,719	388	3,891
期末残高	0	0	772	2,719	388	3,891
帳簿価額、純額						
帳簿価額、純額	607	1,494	1,476	457	629	4,663
2018年						
のれん総額						
期首残高	610	1,544	2,268	3,178	1,021	8,633
外貨換算影響額	2	8	10	4	5	29
その他	3	(8)	0	0	0	(5)
期末残高	615	1,544	2,278	3,182	1,026	8,657
減損累計額						
期首残高	0	0	772	2,719	388	3,891
期末残高	0	0	772	2,719	388	3,891
帳簿価額、純額						
帳簿価額、純額	615	1,544	1,506	463	638	4,766

¹ のれん総額及び減損累計額には、開示されている部門に関するものに加えて、旧ストラテジック・リゾリューション・ユニットに2015年第4四半期に移管され、それと同時に全額償却された過去の事業に関連する12百万スイス・フランが含まれる。

当グループは、米国GAAPに従って、のれんの見直しの要因となる事象の有無を継続的に評価している。当グループは、2019年においてのれんの見直しの要因となる事象がアジア太平洋部門－マーケット事業、グローバル・マーケット部門及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門で発生したと判断した。

2019年12月31日現在ののれんの減損分析に基づき、当グループは、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門及びアジア太平洋部門－マーケット事業の報告単位の見積公正価値は関連する帳簿価額をそれぞれ9%及び8%上回っているため、減損を計上する必要はないと結論付けた。これらの報告単位の評価は対顧客取引及び投資活動との相関性が高いため、各報告単位に配分されたのれんの減損に対する感応度はより高まってきている。当グループは、のれんが生じている他の報告単位の見積公正価値は、すべてが関連する帳簿価額を大幅に上回っており、2019年12月31日現在、減損を計上する必要はないと結論付けた。

のれんの減損テストに用いる各報告単位の帳簿価額は、報告単位のリスク加重資産の利用状況、レバレッジ比率のエクスポージャー、繰延税金資産、のれん及び無形資産を考慮して算定されている。各報告単位には、これらの要素をすべて考慮した後の残余持分が比例配分されている。

当グループは、報告単位の公正価値を見積る際に、マーケット・アプローチとインカム・アプローチを組み合わせ適用した。マーケット・アプローチでは、同様の取引が行われている企業の株価予想収益率又は株価純資産倍率及び同じ業界又は関連業界で発生した最近の取引において支払われた価格を考慮した。インカム・アプローチでは、リスク及び報告単位の予測キャッシュ・フローの不確実性を反映した割引率を適用した。予測キャッシュ・フローは当グループの財務計画から決定されている。

当グループは、見積公正価値を決定する際に、取締役会が承認した最新の5カ年戦略的事業計画に依拠していた。この計画には、現在及び将来の経済状況並びに規制上の変更に関する当グループの見解に基づいた経営陣の重要な仮定及び見積りが含まれている。

当グループは、2019年12月31日現在のアジア太平洋部門－マーケット事業、グローバル・マーケット部門及びインベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門の3つの報告単位の評価を支援することを目的として、独立した専門鑑定人によるサービスを利用した。評価は、マーケット・アプローチとインカム・アプローチを組み合わせで行われた。

各報告単位ののれんの減損評価の結果は、評価プロセスにおいて使用される基礎となるパラメーターの不利な変動によって、重大な悪影響を受けることとなる。実際の結果が、報告単位の評価に適用される主要な経済的仮定及び関連するキャッシュ・フローの最善の見積りと大幅に不利に異なる場合、当グループは、将来、重大な減損費用を計上する可能性がある。

当グループは、企業買収により、連結貸借対照表上の資産としてのれんを計上している。そのうちの最も重要な構成要素は2000年のドナルドソン・ラフキン&ジェンレット・インクの買収により生じたものである。

21 その他の無形資産

12月31日現在、 単位：百万スイス・フラン	2019年			2018年		
	帳簿価額 総額	償却 累計額	帳簿価額 純額	帳簿価額 総額	償却 累計額	帳簿価額 純額
その他の無形資産						
商号/商標	27	(26)	1	27	(26)	1
顧客関係	20	(2)	18	43	(20)	23
その他	(3)	4	1	(2)	2	0
償却性のその他の無形資産合計	44	(24)	20	68	(44)	24
非償却性のその他の無形資産	271	-	271	195	-	195
うち公正価値にて計上された 抵当貸付サービス権	244	-	244	163	-	163
その他の無形資産合計	315	(24)	291	263	(44)	219

追加情報

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン	2019年	2018年	2017年
償却総額及び減損			
償却総額	5	8	7
減損	5	1	2

見積償却額

単位：百万スイス・フラン

見積償却額

2020年	3
2021年	2
2022年	2
2023年	2
2024年	2

[次へ](#)

22 その他資産及びその他負債

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

その他資産

デリバティブ商品の現金担保

非デリバティブ取引の現金担保

ヘッジ目的に利用されるデリバティブ商品

売却用資産

うち貸出金¹

うち不動産²

うち長期性資産

建物、設備及び使用権資産³

分離勘定に計上された資産

未収利息及び手数料

繰延税金資産

前払費用

うちクラウド・コンピューティング契約導入費用

不成立の購入取引

確定給付型年金及び退職後給付制度資産

その他

その他資産

その他負債

デリバティブ商品の現金担保

非デリバティブ取引の現金担保

ヘッジ目的に利用されるデリバティブ商品

オペレーティング・リース債務

引当金

うちオフバランス・シート・リスク

リストラクチャリング負債

分離勘定に計上された負債

未払利息及び手数料

当期税金負債

繰延税金負債

不成立の売却取引

確定給付型年金及び退職後給付制度負債

その他

その他負債

2019年	2018年
4,570	7,057
428	465
183	33
8,971	6,744
8,886	6,630
38	54
47	60
7,832	4,838
111	125
4,688	5,055
4,399	4,943
431	613
27	-
1,643	1,283
2,878	1,794
3,475	4,509
39,609	37,459
7,457	6,903
516	514
48	8
3,213	-
1,179	928
172	151
0	346
111	125
5,101	5,159
678	927
523	438
936	2,187
455	518
10,826	12,054
31,043	30,107

¹ 2019年及び2018年12月31日現在における制限付貸出金（借入金担保を表す）、それぞれ800百万スイス・フラン及び687百万スイス・フランを含む。

² 2019年及び2018年12月31日現在における売却用不動産には、差し押さえ又は再保有した不動産、それぞれ9百万スイス・フラン及び13百万スイス・フランが含まれており、そのうちそれぞれ9百万スイス・フラン及び10百万スイス・フランは住宅用不動産に関連するものであった。

³ 建物及び設備は従前は連結貸借対照表において別建てで表示されていた。

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

建物及び設備

2019年	2018年

建物及び不動産（土地を含まない）	1,436	1,617
土地	294	347
賃借物改良費	1,855	1,880
ソフトウェア	6,478	5,909
設備	1,887	1,805
建物及び設備	11,950	11,558
減価償却累計額	(7,153)	(6,720)
建物及び設備合計、純額	4,797	4,838
使用権資産		
使用権資産 オペレーティング・リース	3,035	-
建物、設備及び使用権資産合計	7,832	4,838

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン	2019年	2018年	2017年
減価償却、償却及び減損			
建物及び設備に係る減価償却	939	830	826
建物及び設備に係る減損	3	8	33
使用権資産に係る償却及び減損	324	-	-

使用権資産の詳細については、注記23「リース」を参照のこと。

23 リース

当グループは、借り手としての契約及び貸し手としての契約の双方を締結している。

詳細については、注記1「重要な会計方針の要約」、注記2「最近公表された会計基準」及び注記22「その他資産及びその他負債」を参照のこと。

リース契約

当グループは、主にオペレーティング・リースを締結している。不動産リースがリース構成部分と非リース構成部分の双方を有する場合、当グループは、相対的な独立販売価格に基づき、当該契約の対価を配分する。不動産リース以外のすべてのリースについて、当グループは、リース構成部分と非リース構成部分を分離していない。当グループのファイナンス・リースは重要ではない。

当グループは、不動産、設備及び車両に関するリースを締結している。

一部の設備及び不動産は、その後、サブリースされている。サブリース収益はその他の収益に認識される。

リース費用

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン	2019年
リース費用	
オペレーティング・リース費用	388
変動リース費用	40
サブリース収益	(78)
リース費用（純額）	350

当グループは、資産を売却し、直後にその資産を賃借するセール・アンド・リースバック取引を締結する場合がある。特定の要件が満たされる場合、当該資産について貸借対照表上での認識を中止し、オペレーティング・リースを認識する。

2019年に、当グループはリース期間が5年から10年の4件のセール・アンド・リースバック取引を締結した。2018年には、当グループはリース期間が10年の1件のセール・アンド・リースバック取引を締結した。2017年には、当グループはセール・アンド・リースバック取引を締結していない。

その他の情報

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン	2019年
その他の情報	
セール・アンド・リースバック取引に係る利益/(損失)	274
営業キャッシュ・フローに計上されているオペレーティング・リース負債の測定に含まれる金額に対する現金支払額	(464)
新規のオペレーティング・リース負債と交換に取得した使用権資産 ¹	102
オペレーティング・リースのリース条件変更により使用権資産に生じた変更	221

¹ 変動持分事業体（VIE）の範囲における振替変更に関連する使用権資産を含む。

加重平均残存リース期間及び割引率は、すべてのオペレーティング・リース残高や、それぞれのリース期間及び残存リース債務に基づいている。

加重平均残存リース期間及び割引率

12月31日現在	2019年
オペレーティング・リース	
残存リース期間（年）	12.2
割引率（％）	2.8

以下の表は、予想リース期間に基づいた、今後5年間及びそれ以降のリースからの割引前キャッシュ・フローを反映している。

オペレーティング・リース契約に関する満期

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2019年
満期	
1 年未満	468
1 年以上 2 年未満	387
2 年以上 3 年未満	371
3 年以上 4 年未満	336
4 年以上 5 年未満	286
5 年以上	1,963
オペレーティング・リース債務	3,811
将来の支払利息	(598)
オペレーティング・リース負債	3,213

オペレーティング・リース契約債務に関連する満期

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2018年
満期	
2019年	503
2020年	484
2021年	381
2022年	354
2023年	320
それ以降	2,209
将来のオペレーティング・リース契約債務	4,251
控除：解約不能サブリースに係る最低受取リース料	(190)
将来の最低リース契約債務合計、純額	4,061

2019年1月1日からASU2016-02及びその後の改訂を適用した際に、当グループは、予想リース期間を反映して将来のオペレーティング・リース契約債務を修正した。それまでは、オペレーティング・リース契約債務は当該リースの最低契約期間に基づいていた。

貸し手としての契約

当グループは、設備、車両、不動産及び住居用ソーラーパネルについて、販売型リース、直接ファイナンス・リース及びオペレーティング・リースを締結している。不動産リースがリース構成部分と非リース構成部分の双方を有する場合、当グループは、独立販売価格に比例して契約対価を配分している。不動産リース以外のすべてのリースについて、当グループは、リース構成部分と非リース構成部分を分離していない。

2019年12月31日現在、当グループは、貸し手としての契約に関連して約0.8十億スイス・フランの残価保証を有している。

リース対象資産の残存価値に関連する当グループの損失リスクは、製造業者又は販売業者との契約上の取決めで通じて軽減されている。また、リース対象資産は、リース組成時の残存価値予測及び残存価値に対する定期的な見直しを通じて監視されている。

詳細については、注記19「貸出金、貸倒引当金及び信用の質」を参照のこと。

正味リース投資未回収額

2019年12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	販売型	直接 ファイナンス
正味リース投資未回収額		
リース債権	526	2,573
無保証残存価値	28	440
評価性引当金	(3)	(15)
正味リース投資未回収額合計	551	2,998

貸し手としての契約に関する満期

2019年12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	販売型	直接 ファイナンス	オペレーティン グ・リース
満期			
1 年未満	221	917	54
1 年以上 2 年未満	129	689	47
2 年以上 3 年未満	90	550	42
3 年以上 4 年未満	53	391	39
4 年以上 5 年未満	25	136	38
5 年以上	37	110	103
合計	555	2,793	323
将来の受取利息	(29)	(220)	-
リース債権	526	2,573	-

当グループは、特定の消費税及びその他の類似の税金が貸し手の費用なのか、借り手の費用なのかを評価しない簡便法を選択しており、当該費用は関連する費用と共にリース収益から除外されている。

当グループは、リース開始時に正味リース投資未回収額に含まれ、かかる支払は避けられないと考えられている固定又は変動リース料、若しくは指数又は参照レートに基づくリース料の支払いによるリースを締結している。その他の変動リース料や、指数又は参照レートのその後の変動は、正味リース投資未回収額から除外されている。リース料は、満期時及び借り手の支払時に計上される。

リース収益

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2019年
リース収益	
販売型リースに係る利息収益	13
直接ファイナンス・リースに係る利息収益	97
オペレーティング・リースに係るリース収益	103
変動リース収益	3
リース収益合計	216

特定のリースは、i)30日間の通知期間により開始日後3ヶ月以内に借り手がリースを解約することを認める解約オプション、ii)当グループがリースを解約するものの同一オプションを借り手に提供しないことを認める解約オプション、iii)解約違約金、iv)残存リース期間のリース料を前払いするオプション、又はv)借り手がリース資産を市場価格又は、市場価格と残存リース料の正味現在価値（NPV）のいずれか高い金額などで購入することを認めるオプションを含んでいる。

当グループは、貸し手として取締役会又は業務執行役員会のメンバーと自動車リースを締結することができる。取締役会のメンバーとのリース条件は、第三者とのリース条件と同様であり、業務執行役員会のメンバーとのリース条件は標準的な従業員に対する条件を反映している。

24 預金

12月31日現在、 単位：百万スイス・フラン	2019年			2018年		
	スイス	スイス 国外	合計	スイス	スイス 国外	合計
預金						
無利子要求払預金	2,665	1,744	4,409	2,713	1,979	4,692
利付要求払預金	118,566	30,552	149,118	125,985	27,794	153,779
貯蓄預金	64,304	46	64,350	63,924	48	63,972
定期預金	27,539	155,111	182,650 ¹	31,681	125,021	156,702 ¹
預金合計	213,074	187,453	400,527 ²	224,303	154,842	379,145 ²
うち銀行からの預り金	-	-	16,744	-	-	15,220
うち顧客の預金	-	-	383,783	-	-	363,925

スイス対スイス国外の区分は、預金を計上した事務所の所在地に基づいている。

¹ 2019年及び2018年12月31日現在、スイス及びスイス国外の事務所における100,000米ドル超に相当する個人定期預金、それぞれ182,036百万スイス・フラン及び156,562百万スイス・フランを含む。

² 2019年及び2018年12月31日現在、貸出金に分類変更された当座貸越、それぞれ116百万スイス・フラン及び137百万スイス・フランは含まれていなかった。

25 長期債務

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

長期債務

	2019年	2018年
上位社債	108,667	136,392
劣後社債	41,667	16,152
連結VIEからのノンリコース債務	1,671	1,764
長期債務	152,005	154,308
うち公正価値報告分	70,331	63,935
うち仕組債	49,435	48,064

仕組債－商品別

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2019年	2018年
持分商品	31,666	30,698
固定利付商品	13,558	13,128
信用商品	3,734	3,898
その他	477	340
仕組債合計	49,435	48,064

長期債務合計は、財務部門が管理するデリバティブ要素を含まない発行債券（バニラ債）に加え、当グループの仕組商品活動の一環として発行されている組込デリバティブを含む複合負債商品を含んでいる。長期債務は、スイス・フラン建てと外貨建て双方の固定利付社債と変動利付社債を含んでいる。

以下の表に示されている金利範囲は、当グループのバニラ債の契約条件に基づいている。公正価値評価が選択されている仕組商品のクーポン支払額は、組込デリバティブ及びクーポン支払時の市況による影響を受けるため、これらのクーポンの将来支払額に関する金利範囲は以下の表には含まれていない。さらに、ヘッジに利用されるデリバティブの影響は、関連する債券の金利範囲には含まれていない。

損失吸収手段に関連するグループ内資金調達は、内部TLACに関する国際基準及び2020年1月1日に発効したスイス自己資本規則の新条項126bに準拠している。これに準拠することにより、クレディ・スイス・エイ・ジーがクレディ・スイス・グループAG及び非連結の資金調達事業体であるクレディ・スイス・グループ・ファンディング（ガーンジー）に対して発行したベイルイン債は、2019年に恒久的に劣後された。2019年12月31日現在、これらの発行済新規劣後債の帳簿価額は22.0十億スイス・フランであった。

長期債務－満期別

12月31日現在、
単位：百万スイス・フラン

当グループ親会社

上位社債

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年 以降	合計
固定金利	0	0	0	2,661	1,293	13,270	17,224
変動金利	0	0	54	924	1,861	163	3,002
金利範囲（％） ¹	-	-	2.6	0.6-3.6	2.1-4.2	0.7-5.4	-

劣後社債

固定金利	0	0	1,553	4,769	3,421	3,928	13,671
金利範囲（％） ¹	-	-	7.1	3.9-7.5	3.5-6.3	3.0-7.3	-

小計－当グループ親会社

0	0	1,607	8,354	6,575	17,361	33,897

子会社

上位社債

固定金利	5,437	8,114	2,998	1,941	3,849	13,049	35,388
変動金利	12,824	9,588	6,392	2,938	4,346	16,965	53,053
金利範囲（％） ¹	0.1-22.5	0.1-9.6	0.1-9.6	0.1-2.2	0.1-3.6	0.0-7.1	-

劣後社債

固定金利	5,557	1,461	5,277	5,503	23	8,953	26,774
変動金利	54	968	195	0	5	0	1,222
金利範囲（％） ¹	0.6-7.0	3.2-4.7	0.1-7.5	1.0-6.5	0.4-5.7	0.9-8.0	-

連結VIEからのノン・リコース債務

固定金利	0	148	233	0	0	0	381
変動金利	24	18	22	23 ²	2 ²	1,201	1,290
金利範囲（％） ¹	7.0	2.2-10.3	2.4-2.9	-	-	0.0-10.7	-

小計－子会社

23,896	20,297	15,117	10,405	8,225	40,168	118,108

長期債務合計

23,896	20,297	16,724	18,759	14,800	57,529	152,005

うち仕組債	12,178	8,687	5,222	2,844	4,033	16,471	49,435

永久債の満期は最も早い繰上償還可能日に基づいている。その他の債務の満期はすべて約定の満期日に基づいており、市場における規定の変動又は市場動向に基づく強制早期償還オプションを有する特定の仕組債を含む。この中には、約定の満期日までの期間が1年超であるものの、モデリング評価に基づく1年以内に償還を迎える可能性が高い仕組債が約3.6十億スイス・フラン含まれている。

¹ 公正価値評価が選択されている仕組債は、関連するクーポンの支払額が組込デリバティブ及びクーポン支払時の市況による影響を受けるため、ここには含まれていない。

² 支払額が一定ではないエクイティ・リンク債が反映されている。

当グループ及び当行は、各事業体が上位社債、劣後社債、ワラント、並びに関連する保証の発行を随時行うことを可能にする証券発行登録書をSECに継続して提出している。子会社の保証に関する詳細については、注記41「子会社の保証に関する情報」を参照のこと。

当グループは、ユーロ建てミディアム・ターム・ノート・プログラムを維持しており、これは当行が優先社債の発行を可能にするほか、スイス銀行法及び関連規則に基づいて、スイス金融市場監督当局（以下、「FINMA」という。）による法定救済措置（ベイルイン）が認められる特定の特徴を持つ証券をクレディ・スイス・グループAGが発行することを可能にする。

当グループは、FINMAによる法定救済措置（ベイルイン）が認められる特定の性質を持つ上位社債の発行が可能で、上位社債発行プログラムを2つ維持している。

当行は、500十億円のサムライ債の発行登録書を提出しており、優先社債及び劣後社債を随時発行することができる。

26 その他包括利益累計額及び株式に関する追加情報

その他包括利益累計額

単位：百万スイス・フラン	キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利益/(損失)	累積的外貨換算調整	有価証券に係る未実現利益/(損失)	保険数理利益/(損失)	過去勤務利益/(費用)、純額	信用リスクに関連する負債に係る利益/(損失)	AOCI
2019年							
期首残高	(72)	(13,442)	10	(3,974)	387	(890)	(17,981)
増加/(減少)	65	(1,015)	20	44	338	(2,053)	(2,601)
持分法適用投資による増加/(減少)	10	(18)	0	0	0	0	(8)
当期純利益/(損失)に含まれる分類変更による調整	25	6	0	282	(121)	193	385
会計方針の変更による累積影響額、税引後 ¹	0	0	0	(42)	0	(22)	(64)
増加/(減少)合計	100	(1,027)	20	284	217	(1,882)	(2,288)
期末残高	28	(14,469)	30	(3,690)	604	(2,772)	(20,269)
2018年							
期首残高	(62)	(13,119)	48	(3,583)	522	(2,544)	(18,738)
増加/(減少)	(114)	(342)	(10)	(710)	(26)	1,605	403
持分法適用投資による増加/(減少)	(10)	0	0	0	0	0	(10)
当期純利益/(損失)に含まれる分類変更による調整	114	19	(7)	319	(109)	49	385
増加/(減少)合計	0	0	(21)	0	0	0	(21)
期末残高	(10)	(323)	(38)	(391)	(135)	1,654	757
	(72)	(13,442)	10	(3,974)	387	(890)	(17,981)
2017年							
期首残高	(35)	(12,095)	61	(4,278)	643	(568)	(16,272)
増加/(減少)	(61)	(1,054)	(13)	337	0	(2,008)	(2,799)
持分法適用投資による増加/(減少)	1	0	0	0	0	0	1
当期純利益/(損失)に含まれる分類変更による調整	33	30	0	358	(121)	32	332
増加/(減少)合計	(27)	(1,024)	(13)	695	(121)	(1,976)	(2,466)
期末残高	(62)	(13,119)	48	(3,583)	522	(2,544)	(18,738)

¹ ASU2018-02を適用した結果として、その他包括利益累計額から利益剰余金への分類変更を反映している。詳細は、注記2「最近公表された会計基準」を参照のこと。

その他包括利益/(損失)累計額の変動に関する法人税等費用/(便益)については、注記28「法人税等」及び注記31「年金及びその他の退職後給付」を参照のこと。

重要な分類変更による調整の詳細

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

当期純利益に含まれる組替調整

外貨換算調整累計額

分類変更による調整 ¹

2019年	2018年	2017年
6	19	30

保険数理利益/(損失)

認識された保険数理損失の償却 ²

法人税等費用/(便益)

355	396	444
(73)	(77)	(86)
282	319	358

法人税等控除後

過去勤務利益/(費用)、純額

認識された過去勤務利益/(費用)の償却 ²

法人税等費用/(便益)

(153)	(138)	(153)
32	29	32
(121)	(109)	(121)

法人税等控除後

¹ 2018年におけるクレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨハネスブルグ）プロプライエタリー・リミテッドの清算による純額21百万スイス・フラン及び2017年におけるクレディ・スイス（モナコ）S.A.M.の売却額純額23百万スイス・フランを含んでいる。この分類変更額は、外貨換算調整累計額から変更され、その他の収益の純利益に含まれていた。

² これらの構成要素は、給付費用合計の計算に含まれている。詳細については、注記31「年金及びその他の退職後給付」を参照のこと。

株式に関する追加情報

	2019年	2018年	2017年
発行済普通株式			
期首残高	2,556,011,720	2,556,011,720	2,089,897,378
普通株式の発行	0	0	466,114,342
期末残高	2,556,011,720	2,556,011,720	2,556,011,720
自己株式			
期首残高	(5,427,691)	(5,757,666)	0
自己株式の売却	795,576,688	770,559,108	809,307,879
自己株式の買戻し	(951,743,509)	(816,841,331)	(857,049,873)
株式報酬	41,832,701	46,612,198	41,984,328
期末残高	(119,761,811)	(5,427,691)	(5,757,666)
流通発行済普通株式			
期末残高	2,436,249,909 ¹	2,550,584,029 ¹	2,550,254,054

¹ 一株当たり額面0.04スイス・フランで全額払込済み。自己株式の他に、最大653,000,000株の未発行株式（条件付、転換及び授権資本）が株主の承認を必要とすることなく発行可能であった。これらの株式のうち111,193,477株が、資本商品のために準備された。

27 金融資産と金融負債の相殺

以下の表に示されている開示には、以下のデリバティブ、売戻及び買戻契約、並びに有価証券貸付及び借入取引が含まれる。

- 当グループの連結貸借対照表上で相殺されているもの
- 当グループの連結貸借対照表上で相殺されているか否かに関わらず、強制力のあるマスター・ネットting契約又は類似の契約（強制力のあるマスター・ネットting契約）の対象となるもの

類似の契約には、デリバティブ清算契約、グローバル・レポ取引基本契約及びグローバル有価証券貸借取引基本契約が含まれる。

デリバティブ

当グループは、主として国際スワップ・デリバティブズ協会（以下、「ISDA」という。）のマスター契約及び店頭デリバティブ商品に関するスイス・マスター契約に基づいて、相対でOTCデリバティブ（以下、「OTCデリバティブ」という。）取引を行っている。これらの契約は、債務不履行又は解約の際に、一括払により契約上のすべての取引を純額決済することになっている。これらの契約は、当グループがデリバティブ資産及び負債、並びに同一契約相手との間で取引を行った現金担保に関連した債権及び債務残高を相殺することを認めている。OTCデリバティブに対する担保は、現金及び市場性のある有価証券の形態で受領及び提供される。担保は、ISDAクレジット・サポート・アネックスの業界標準規約の対象となる場合もある。ISDAクレジット・サポート・アネックスの規約は、担保として受領又は提供された有価証券は取引期間中に差入れ又は売却可能で、取引満了時には返還しなければならないと規定している。これらの規約はまた、各契約相手に対して、他の契約相手が担保を差し入れることができなかった場合に関連取引を中止する権利を与えている。OTCデリバティブに関して受領又は差し入れられた金融担保もまた、金融担保の使用を制限する担保契約の対象となる場合がある。

取引所で取引されるデリバティブ（以下、「取引所取引デリバティブ」という。）及び中央清算を行う契約相手との間で取引されるデリバティブ（以下、「中央清算されるOTCデリバティブ」という。）については、これらの取引所及び中央清算を行う取引相手について規定する規約の条件がそうしたネッティング及び相殺を認めている場合、正及び負の再取得価額（以下、「PRV/NRV」という。）と関連現金担保を相殺することができる。

そうした契約又は条件が存在しない場合、公正価値は総額ベースで計上される。

取引所取引デリバティブや中央清算されるOTCデリバティブであって、全額が証拠金でカバーされ、かつ日次の証拠金決済がエクスポージャー残高の決済となるものは、日次決済のため相殺の対象とならないことから、相殺に関する開示には含まれていない。次回決済サイクルの実施まで決済されない日次の証拠金決済は、未収仲介料又は未払仲介料に表示されている。このような日次で決済されるデリバティブの想定元本は、注記32「デリバティブ及びヘッジ取引」の「デリバティブ商品の公正価値」の表に含まれている。

当グループは、米国GAAPに基づき、主契約と明確かつ緊密に関連しているとみなされない組込デリバティブを含む実質的にすべての金融商品を公正価値で会計処理することを選択している。ただし、当グループが公正価値による会計処理を選択していない、区分処理が可能な一部の複合負債商品を除く。これらの区分処理された組込デリバティブは、通常、強制力のあるマスター・ネッティング契約の対象とならず、トレーディング資産及び負債、又はその他資産及びその他負債の項目にデリバティブ商品として計上されない。したがって、区分処理された組込デリバティブに関する情報は、相殺に関する開示には含まれていない。

以下の表は、契約及び取引種類別の強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象となるデリバティブの総額、相殺金額、強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象とならないデリバティブの金額及び連結貸借対照表に表示された純額を示したものである。

デリバティブの相殺

12月31日現在、単位：十億スイス・フラン	2019年		2018年	
	デリバティブ 資産	デリバティブ 負債	デリバティブ 資産	デリバティブ 負債
強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象となるデリバティブ総額				
中央清算されるOTC	3.8	3.0	5.5	4.8
OTC	63.7	61.9	63.4	60.6
取引所取引	0.3	0.2	0.2	0.3
金利商品	67.8	65.1	69.1	65.7
中央清算されるOTC	0.1	0.2	0.1	0.2
OTC	21.0	25.4	26.9	31.1
為替商品	21.1	25.6	27.0	31.3
OTC	10.1	10.4	10.2	10.2
取引所取引	5.3	5.0	11.8	14.2
エクイティ／インデックス関連商品	15.4	15.4	22.0	24.4
中央清算されるOTC	2.8	3.0	1.5	1.6
OTC	3.1	4.0	3.8	4.9
クレジット・デリバティブ	5.9	7.0	5.3	6.5
OTC	1.2	0.5	1.2	0.4
取引所取引	0.0	0.0	0.1	0.3
その他の商品¹	1.2	0.5	1.3	0.7
中央清算されるOTC	6.7	6.2	7.1	6.6
OTC	99.1	102.2	105.5	107.2
取引所取引	5.6	5.2	12.1	14.8
強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象となるデリバティブ総額合計	111.4	113.6	124.7	128.6

12月31日現在、単位：十億スイス・フラン	2019年		2018年	
	デリバティブ 資産	デリバティブ 負債	デリバティブ 資産	デリバティブ 負債
相殺				
中央清算されるOTC	(6.0)	(5.3)	(5.9)	(5.8)
OTC	(87.0)	(93.6)	(92.6)	(99.0)
取引所取引	(4.9)	(4.9)	(11.6)	(12.5)
相殺	(97.9)	(103.8)	(110.1)	(117.3)
うち契約相手とのネットティング	(83.2)	(83.2)	(96.9)	(96.9)
うち現金担保とのネットティング	(14.7)	(20.6)	(13.2)	(20.4)
連結貸借対照表に表示されたデリバティブ純額				
中央清算されるOTC	0.7	0.9	1.2	0.8
OTC	12.1	8.6	12.9	8.2
取引所取引	0.7	0.3	0.5	2.3
強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象となるデリバティブ純額合計	13.5	9.8	14.6	11.3
強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象とならないデリバティブ合計²	4.4	3.7	3.7	3.9
連結貸借対照表に表示されたデリバティブ純額合計	17.9	13.5	18.3	15.2
うちトレーディング資産及びトレーディング負債に計上	17.7	13.5	18.3	15.2
うちその他資産及びその他負債に計上	0.2	0.0	0.0	0.0

¹ 主として貴金属、コモディティ及びエネルギー商品。

² 債務不履行又は契約に基づく解約の際の相殺の強制力を裏付ける弁護士の見書が添付されていないデリバティブを表す。

売戻及び買戻契約並びに有価証券貸付及び借入取引

売戻及び買戻契約は、通常、グローバル・レポ取引基本契約でカバーされる。例えば、債務不履行時など特定の状況においては、当該契約に基づくすべての契約は解約され、一括払により純額で決済される。グローバル・レポ取引基本契約には、当該契約に基づく何らかの取引又は他の根拠に基づき、各当事者が、相手方当事者に対し、同一通貨で同一日に支払うべき額はいずれも相殺しなければならないと定めている、通常業務の過程で支払うか決済すべき額の相殺に関する条項も盛り込まれている。

これらの契約に基づく取引は、同一契約相手及び同一満期日を有し、同一清算機関を通じて決済され、同一の強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象となる場合、連結貸借対照表上で相殺される。相殺金額は、基礎となる取引と同じ基準（すなわち発生主義又は公正価値基準）で測定される。

有価証券貸付及び借入取引は、通常、ISDAマスター契約と類似した相殺条件を有するグローバル有価証券貸借取引基本契約に基づき実行されている。例えば、債務不履行時など特定の状況においては、当該契約に基づくすべての契約は解約され、一括払により純額で決済される。これらの契約が売戻及び買戻契約として同一の相殺要件における権利を満たしている場合、それらの契約に基づく取引は、連結貸借対照表上で相殺される。通常、多くの有価証券貸付及び借入取引は、取引開始時において特定された同一決済日の存在という要件を満たさないため、連結貸借対照表上での相殺に適格とならない。ただし、明確な満期日を有する有価証券貸付及び借入取引は、連結貸借対照表上で相殺することが適格とされる場合もある。

売戻及び買戻契約は、主として国債、マネー・マーケット商品及び社債を担保とし、翌日物からより長期又は不確定期間を有する。売戻契約又は有価証券貸付契約は、契約相手の債務不履行の際に、保有担保を清算する権利を当グループに与えている。当グループの通常の事業過程における場合と同様に、2019年12月31日現在及び2018年12月31日現在で売却又は再担保に付することができる、実質的に受取担保の大部分は、売却又は再担保に付

された。特定の状況においては、契約期間中は、受領した金融担保を売却又は再担保に付すことを制限される場合がある（トライパーティ・レポなど）。

以下の表は、強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象となる売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券の総額、相殺金額、強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象とならない売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券の金額並びに連結貸借対照表上に表示された純額を示したものである。

売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券の相殺

12月31日現在、 単位：十億スイス・フラン	2019年			2018年		
	総額	相殺	帳簿価額、純額	総額	相殺	帳簿価額、純額
売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券						
売戻条件付買入有価証券	80.6	(10.9)	69.7	86.6	(20.9)	65.7
借入有価証券	12.3	(0.5)	11.8	12.6	(2.2)	10.4
強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象となるもの合計	92.9	(11.4)	81.5	99.2	(23.1)	76.1
強制力のあるマスター・ネットティング契約の対象とならないもの合計¹	25.5	-	25.5	41.0	-	41.0
合計	118.4	(11.4)	107.0²	140.2	(23.1)	117.1²

¹ 売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券で、債務不履行又は契約に基づく解約の際の相殺の強制力を裏付ける弁護士の意見書が添付されていないものを表す。

² 2019年及び2018年末日現在の純額合計で、それぞれ85,556百万スイス・フラン及び81,818百万スイス・フランが公正価値で計上されている。

以下の表は、強制力のあるマスター・ネットィング契約の対象となる買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券の総額、相殺金額、強制力のあるマスター・ネットィング契約の対象とならない買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券の金額並びに連結貸借対照表上に表示された純額を示したものである。

買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券の相殺

12月31日現在、 単位：十億スイス・フラン	2019年			2018年		
	総額	相殺	帳簿価額、純額	総額	相殺	帳簿価額、純額
買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券						
買戻条件付売渡有価証券	28.0	(11.4)	16.6	42.3	(22.5)	19.8
貸付有価証券	5.5	0.0	5.5	4.2	(0.6)	3.6
担保受入有価証券返還義務（公正価値報告分）	39.0	0.0	39.0	39.4	0.0	39.4
強制力のあるマスター・ネットィング契約の対象となるもの合計	72.5	(11.4)	61.1	85.9	(23.1)	62.8
強制力のあるマスター・ネットィング契約の対象とならないもの合計¹	2.0	-	2.0	3.5	-	3.5
合計	74.5	(11.4)	63.1	89.4	(23.1)	66.3
うち、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券	34.3	(11.4)	22.9 ²	47.7	(23.1)	24.6 ²
うち、担保受入有価証券返還義務（公正価値報告分）	40.2	0.0	40.2	41.7	0.0	41.7

¹ 買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券で、債務不履行又は契約に基づく解約の際の相殺の強制力を裏付ける弁護士の意見書が添付されていないものを表す。

² 2019年及び2018年末日現在の純額合計で、それぞれ10,715百万スイス・フラン及び14,828百万スイス・フランが公正価値で計上されている。

以下の表は、強制力のあるマスター・ネットリング契約の対象となる金融資産及び負債の連結貸借対照表上の純額並びに連結貸借対照表上で相殺されない金融商品及び現金担保の総額を示したものである。この表は、債務不履行又は契約に基づく解約の際の相殺の強制力を裏付ける弁護士の意見書が整備されていない、強制力のあるマスター・ネットリング契約の対象とならないデリバティブ、売戻及び買戻契約並びに貸付及び借入有価証券を除外している。エクスポージャー純額は、担保によるリスクの軽減を反映している。

連結貸借対照表上で相殺されない金額

12月31日現在、 単位：十億スイス・フラン	2019年				2018年			
	純額	金融 商品 ¹	現金担保 の受取／ 差入 ¹	エク スポ ー ジャ ー純 額	純額	金融 商品 ¹	現金担保 の受取／ 差入 ¹	エク スポ ー ジャ ー純 額
強制力のあるマスター・ネットリング契約の対象となる金融資産								
デリバティブ	13.5	4.4	0.0	9.1	14.6	4.5	0.1	10.0
売戻条件付買入有価証券	69.7	69.7	0.0	0.0	65.7	65.7	0.0	0.0
借入有価証券	11.8	11.2	0.0	0.6	10.4	10.0	0.0	0.4
強制力のあるマスター・ネットリング契約の対象となる金融資産合計	95.0	85.3	0.0	9.7	90.7	80.2	0.1	10.4
強制力のあるマスター・ネットリング契約の対象となる金融負債								
デリバティブ	9.8	1.7	0.0	8.1	11.3	1.4	0.0	9.9
買戻条件付売渡有価証券	16.6	16.6	0.0	0.0	19.8	19.7	0.1	0.0
貸付有価証券	5.5	4.5	0.0	1.0	3.6	3.2	0.0	0.4
担保受入有価証券返還義務（公正価値報告分）	39.0	33.0	0.0	6.0	39.4	34.3	0.0	5.1
強制力のあるマスター・ネットリング契約の対象となる金融負債合計	70.9	55.8	0.0	15.1	74.1	58.6	0.1	15.4

¹ 金融商品（認識済金融資産及び金融負債並びに現金以外の金融資産担保）に計上された金額及び現金担保の合計額は、連結貸借対照表に表示されている関連商品の金額を上限としているため、これらのポジションの超過担保は含まれていない。

エクスポージャー純額については、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）及び信用保険契約の使用により、エクスポージャーを他の市場の取引相手に移転することによりさらなる信用リスク削減が行われている。したがって、上表に示されているエクスポージャー純額は、当グループのカウンターパーティー・エクスポージャーを表すものではない。

28 法人税等

当期及び繰延税金の内訳

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

当期及び繰延税金

	2019年	2018年	2017年
スイス	175	135	82
スイス国外	531	426	421
当期税金費用	706	561	503
スイス	171	479	244
スイス国外	418	321	1,994
繰延税金費用/(便益)	589	800	2,238
法人税等費用	1,295	1,361	2,741
株主持分に計上された法人税等費用/(便益)：			
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利益/(損失)	13	(28)	(24)
外貨換算調整累計額	(4)	(7)	1
有価証券に係る未実現利益/(損失)	7	(5)	1
保険数理利益/(損失)	99	(102)	172
過去勤務利益/(費用)、純額	58	(33)	(32)
株式報酬及び自己株式	(5)	1	3

スイス法定税率で算出された税金の調整

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

法人税等控除前利益/(損失)

	2019年	2018年	2017年
スイス	2,985	1,924	1,736
スイス国外	1,735	1,448	57
法人税等控除前利益	4,720	3,372	1,793

スイス法定税率で算出された税金の調整

22%の法定税率で算出された法人税等/(便益)	1,038	742	394
法人税等の増加/(減少)			
外国税率差異	(101)	107	(110)
損金不算入のその他の無形資産の償却及びのれんの減損	1	3	0
その他の損金不算入費用	371	457	354
追加的課税所得	7	5	0
低率課税所得	(325)	(190)	(276)
非支配持分に対する課税(所得)/損失	8	12	7
税法及び税率の変更	(28)	(2)	2,095
繰延税金評価性引当金の変動	116	(106)	123
投資に係る一時差異の認識の変動	4	(32)	(19)
損金算入可能なスイスにおける子会社の投資の減損	0	(65)	88
株式報酬に関する（偶発的な税務上の便益） ／税金費用不足額	39	10	91
その他	165	420	(6)
法人税等費用	1,295	1,361	2,741

2019年度

外国税率差異である101百万スイス・フランは、主に英国などのより税率の高い法域における損失及び主にシンガポールなどのより税率の低い法域で稼得した利益に関する外国税の便益が反映されているが、ブラジルなどのより税率の高い法域で生じた利益によって部分的に相殺されている。949百万スイス・フランの外国税率による費用には、法定税率に基づく外国税費用だけでなく、下記の追加的な調整項目に関する税務上の影響によるものもある。

その他の損金不算入費用である371百万スイス・フランには、損金不算入の利息費用に関する274百万スイス・フラン（偶発的な未払費用の28百万スイス・フランを含む）、損金不算入の銀行税費用並びにその他の損金不算入の報酬費用及び管理費用である56百万スイス・フラン、損金不算入の罰金に関する34百万スイス・フランのほか様々な少額の損金不算入費用による影響が含まれている。

低率課税所得である325百万スイス・フランには、インベストラボファンドプラットフォームのオールファンズ・グループへの譲渡及びスイスにおけるSIXグループAGへの持分投資に係る再評価益に関連する160百万スイス・フラン、非課税の生命保険収益に関連する73百万スイス・フラン、非課税の配当所得に関連する45百万スイス・フラン、税額を軽減及び低減された所得に関する26百万スイス・フラン、免税の所得に関する14百万スイス・フラン及び様々な少額の項目に係る税務上の便益が含まれている。

繰延税金評価性引当金の変動である116百万スイス・フランには、主に日本、英国及び米国の当グループの事業会社3社に係る、繰延税金資産に対する評価性引当金が273百万スイス・フラン増加したことによる税金費用が含まれている。また、主に英国の当グループの事業会社1社に係る157百万スイス・フランの繰延税金資産に対する評価性引当金の取崩しによる正味の影響が含まれている。

その他の項目である165百万スイス・フランには、米国の税源浸食濫用防止税（以下、「BEAT」という。）に係る165百万スイス・フラン、自己の信用の変動について、IFRS第9号の適用開始により生じた移行時調整の税務上の影響に係る123百万スイス・フランが含まれているが、当グループの信用評価益の58百万スイス・フラン、事前確認に関連する税務当局との合意及び税務調査の終了に係る53百万スイス・フラン、過年度調整額20百万スイス・フランにより一部相殺されている。残りの金額には、様々な少額の項目が含まれている。

2018年度

外国税率差異である107百万スイス・フランは、米国などのより税率の高い法域で生じた利益に関する外国税の費用が反映されているが、主にシンガポールなどのより税率の低い法域における利益に関する外国税率差異によって部分的に相殺されている。747百万スイス・フランの外国税率による費用は、法定税率に基づく外国税費用だけでなく、下記の追加的な調整項目に関する税務上の影響によるものである。

その他の損金不算入費用である457百万スイス・フランには、損金不算入の利息費用に関する325百万スイス・フラン（偶発的な未払費用の92百万スイス・フランを含む）、損金不算入の銀行税費用並びにその他の損金不算入の報酬費用及び経営陣関連費用である49百万スイス・フラン、損金不算入の罰金に関する15百万スイス・フラン及び様々な少額の損金不算入の費用による影響が含まれている。

低率課税所得である190百万スイス・フランには、非課税の配当所得に関連する66百万スイス・フラン、非課税の生命保険収益に関連する48百万スイス・フラン、税額を軽減及び低減された所得に関する33百万スイス・フラン、非課税所得に関する23百万スイス・フラン及び様々な少額の項目に係る税務上の便益が含まれている。

繰延税金評価性引当金の変動である106百万スイス・フランには、主に英国の当グループの事業会社2社に係る、191百万スイス・フランの評価性引当金の取崩しによる税務上の便益が含まれている。また、主にスイスの当グループの事業会社1社に係る85百万スイス・フランの繰延税金資産に対する評価性引当金の増加の純額による影響が含まれている。

その他の項目である420百万スイス・フランには、自己の信用の変動について、IFRS第9号の初度適用から生じた移行時調整による税務上の影響に係る202百万スイス・フラン、当グループの信用評価益の130百万スイス・フラン、BEATに係る65百万スイス・フラン、スイスの当グループの事業会社1社に係る繰延税金残高を正味再評価したことによる56百万スイス・フラン、偶発的な未払税金費用の増加に係る26百万スイス・フラン並びに様々な少額の残高が含まれているが、過年度調整額76百万スイス・フランにより一部相殺されている。

2017年度

外国税率差異である110百万スイス・フランは、米国などのより税率の高い法域で生じた損失に関する外国税の便益が反映されているが、主にガーンジーなどのより税率の低い法域における損失に関する外国税率差異によって部分的に相殺されている。2,415百万スイス・フランの外国税率による費用は、法定税率に基づく外国税の便益だけでなく、下記の追加的な調整項目に関する税務上の影響によるものである。

その他の損金不算入費用である354百万スイス・フランには、損金不算入の利息費用に関する217百万スイス・フラン（偶発的な未払費用の155百万スイス・フランを含む）、訴訟引当金及び和解費用の損金不算入部分に関する57百万スイス・フラン、損金不算入の銀行税費用並びにその他の損金不算入の報酬費用及び経営陣関連費用である27百万スイス・フラン、損金不算入の外国為替損に関する10百万スイス・フラン、並びに様々な少額の損金不算入の費用43百万スイス・フランによる影響が含まれている。

低率課税所得である276百万スイス・フランには、非課税の生命保険収益に関連する86百万スイス・フラン、非課税の配当所得に関連する78百万スイス・フラン、法定税率を下回る税率で課税された所得に関する31百万スイス・フラン、非課税所得に関する25百万スイス・フラン及び様々な少額の項目に係る税務上の便益が含まれている。

税法及び税率の変更による2,095百万スイス・フランは、2018年1月1日より連邦法人税率を35%から21%に引き下げる結果となった、2017年12月22日に制定された米国の税制改革の影響を主に反映している。米国の税制改革により繰延税金資産の再評価が必要となった。

繰延税金評価性引当金の変動である123百万スイス・フランには、主に英国における当グループの事業会社2社に係る、320百万スイス・フランの繰延税金資産に対する評価性引当金の増加の最終的な影響が含まれている。また、主に英国の1社及びスイスの1社から成る当グループの事業会社2社に係る197百万スイス・フランの評価性引当金の取崩しによる税務上の便益が含まれる。

その他の項目である6百万スイス・フランには、当グループの信用評価益105百万スイス・フラン、以前費用計上した未払訴訟費用の損金算入可能性に関する85百万スイス・フラン及び裁判所の有利な判決に関する49百万スイス・フランが含まれているが、クレディ・スイス・アセット・マネジメント&インベスター・サービスズ（シュヴァイツ）ホールディングスAGの設立、今年度の不利な収益構成並びに将来の収益見通しの変更を受けて、スイスにおける当行の事業会社2社に係る繰延税金残高を正味再評価したことによる248百万スイス・フランの税金費用及び過年度調整額17百万スイス・フラン及び偶発的な未払税金費用の増加に係る16百万スイス・フランにより相殺されている。

残りの金額には、様々な少額の項目が含まれている。

2019年12月31日現在、当グループが有するスイス国外の子会社による未分配収益累計額は、2018年12月31日の9.6十億スイス・フランに対し、17.8十億スイス・フランであった。2018年度末からの増加は、当グループの事業体の1つにおける剰余金振替を反映したものであった。これらの収益に関しては永久的に再投資される予定であるため、当該金額に関する繰延税金負債は計上されていない。これらの未分配スイス国外収益に関する未認識の繰延税金負債の金額を見積もることは実務的ではない。

繰延税金資産及び負債

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

繰延税金資産及び負債

	2019年	2018年
報酬費用	956	957
貸出金	598	192
投資有価証券	1,437	1,986
引当金	769	582
リース	439	-
デリバティブ	72	62
不動産	189	285
繰越欠損金	5,753	6,227
のれん及び無形資産	405	518
その他	78	198
評価性引当金控除前の繰延税金資産総額	10,696	11,007
控除：評価性引当金	(4,136)	(4,021)
評価性引当金控除後の繰延税金資産総額	6,560	6,986
報酬費用	(650)	(426)
貸出金	(348)	(87)
投資有価証券	(503)	(1,170)
引当金	(337)	(369)
企業結合	0	(1)
リース	(405)	-
デリバティブ	(224)	(214)
不動産	(35)	(60)
その他	(182)	(154)
繰延税金負債総額	(2,684)	(2,481)
繰延税金資産純額	3,876	4,505
うち繰延税金資産	4,399	4,943
うち繰越欠損金	1,465	1,647
うち損金算入可能な一時差異	2,934	3,296
うち、繰延税金負債	(523)	(438)

2018年から2019年にかけての繰延税金資産純額の減少である629百万スイス・フランは、主に、当年度の利益に関連する502百万スイス・フラン、日本における繰延税金残高の再評価による87百万スイス・フラン、及びその他包括利益/(損失)累計額（以下、「AOCI」という。）に計上されていた為替換算調整額に含まれる為替差損64百万スイス・フランの影響によるものである。これらの減少は、主に自己の信用の変動に関連する、株主資本及びその他包括利益に直接計上された税金の影響24百万スイス・フランにより一部相殺されている。

最も重要な繰延税金資産純額は米国及びスイスで生じており、2018年末時点の評価性引当金584百万スイス・フラン控除後の4,175百万スイス・フランから、2019年末現在、評価性引当金606百万スイス・フラン控除後の3,855百万スイス・フランに減少している。

当グループは将来の必要額を稼得する能力及び課税所得の構成に関する不確実性を考慮して、2018年12月31日時点の4.0十億スイス・フランに対し、2019年12月31日現在、繰延税金資産に対する評価性引当金4.1十億スイス・フランを計上した。

繰越欠損金の金額及び期限

2019年12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	合計
繰越欠損金	
1年以内に期限が到来	10
2年から5年以内に期限が到来	7,348
6年から10年以内に期限が到来	3,754
11年から20年以内に期限が到来	6,172
期限が到来する金額	17,284
期限が到来しない金額	17,637
繰越欠損金合計	34,921

評価性引当金の変動

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

	2019年	2018年	2017年
評価性引当金の変動			
期首残高	4,021	4,279	4,188
純変動額	115	(258)	91
期末残高	4,136	4,021	4,279

通常の事業慣行の一環として、当グループは将来の業績予測についての詳細な評価を行った。この評価は、将来の業績予測を作成する際に用いられる経営陣の見積り及び仮定に依拠している。将来の業績予測は、現在の経済状況及び変更される可能性のある将来の経済状況に関する仮定によって影響を受ける戦略的事業計画プロセスに基づいたものである。また当該評価では、将来の課税所得予想に関する肯定的及び否定的証拠や様々なストレス・シナリオを考慮している。評価結果は、米国、スイス及び英国など当グループが重要な繰延税金資産総額を有している法域において、将来の業績予測が達成される可能性が高いことを示唆している。当グループはこの評価を行った後、それらの将来の業績予測を、繰延税金資産の利用について規定している準拠法と比較している。繰越欠損金に関して、米国税法は2017年12月31日現在における既存の欠損金には20年間の繰越期間、新たな欠損金には無制限の繰越期間を認めている。スイス税法は7年間の繰越期間を認め、英国税法は無期限で繰越を認めている。

株式報酬に関連する税務上の便益

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

株式報酬に関連する税務上の便益

連結損益計算書に計上された税務上の便益¹

2019年	2018年	2017年
263	242	314

¹ 評価性引当金考慮前の法定税率で算定されている。

株式報酬に関する詳細情報は、注記29「従業員繰延報酬」を参照のこと。

株式報酬の決済に際し、当グループが連結財務書類において認識した累積報酬費用を税控除額が上回る場合、超過控除額に関連する、利用された税務上の便益は「偶発利益」とみなされ、連結損益計算書に認識されるとともに、連結キャッシュ・フロー計算書に営業キャッシュ・フローとして反映される。株式報酬の決済に際し、当グループが連結財務書類において認識している累積報酬費用を税控除額が下回る場合、下回った部分に関連する税金費用は「不足額」とみなされる。不足額に関して生じた税金費用は、連結損益計算書に認識される。

不確実なタックス・ポジション

米国GAAPは、2段階のプロセスを経て不確実なタックス・ポジションを評価することを要求している。第一段階で、企業は、タックス・ポジションが税務調査において認められる（関連する上訴又は訴訟手続きの結果として認められる場合を含む。）可能性が高いかどうかをテクニカル・メリットに基づいて判断する。どちらかと言えば認識基準を満たすであろうタックス・ポジションについては、次に、連結財務書類に認識することができる便益を決定するための測定を行う。各タックス・ポジションは、最終的に確定した時点で実現する見込みが高い便益の最大額で測定される。

未認識の税務上の便益総額の期首から期末残高への調整

単位：百万スイス・フラン

未認識の税務上の便益総額の変動

	2019年	2018年	2017年
期首残高	574	481	410
過年度中のタックス・ポジションによる、未認識の税務上の便益の増加	27	10	131
過年度中のタックス・ポジションによる、未認識の税務上の便益の減少	(64)	(2)	(104)
当期中のタックス・ポジションによる、未認識の税務上の便益の増加	105	112	117
税務当局との和解に関連した未認識の税務上の便益の減少	0	0	(73)
適用される時効の成立による未認識の税務上の便益の減額	(35)	(4)	(3)
その他（為替換算を含む）	(12)	(23)	3
期末残高	595	574	481
うち認識された場合に実効税率に影響を及ぼすもの	595	574	481

利息及び延滞金

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

利息及び延滞金

	2019年	2018年	2017年
連結損益計算書に計上された利息及び延滞金	(10)	(28)	29
連結貸借対照表に計上された利息及び延滞金	77	87	115

利息及び延滞金は、税金費用として報告されている。当グループは、現在、ブラジル、オランダ、米国、英国及びスイスを含む多数の法域で税務当局から税務監査及び調査を受けており、訴訟を提起されている。これらの監査、調査及び訴訟の終了時期は確定していないが、報告日から12カ月以内にはその一部が解決される可能性が高い。

報告日から12カ月以内に、未認識の税務上の便益が、ゼロから303百万スイス・フランの範囲で減少する可能性が十分にある。

当グループは引き続き主要な国々において、以下に記載された年度以降に、連邦、州又は地方の法域による税務調査を受ける可能性がある（ブラジル－2014年、英国－2012年、スイス－2011年、米国－2010年及びオランダ－2006年）。

[次へ](#)

29 従業員繰延報酬

従業員に対する繰延報酬の支払額は、事業の性質、役割及び所在地並びに従業員の業績により決定される。契約上の義務がない限り、繰延報酬は、報酬委員会及び上級経営陣の裁量のみによって付与される。契約上の義務の一部として付与された特別繰延報酬は通常、新規の上級従業員が当グループに入社した時に以前の雇用主からの権利喪失した報奨を補償するために使われる。当グループの方針では複数年の保証は行わない。

繰延報酬として付与された株式及びその他の報奨に関して連結損益計算書に認識される報酬費用は、各報奨の特定の条件に基づいて認識され、主として、将来の役務提供期間及び権利確定期間（制度、従業員の退職資格及びその他の特定の条件によって決定される）にわたって認識される。すべての繰延報酬制度には、通常、非競合条項／引き抜き禁止条項を含む制限条項が適用される。繰延報酬として付与された株式及びその他の報奨の報酬費用はまた、適用業績基準の現在の予想結果、将来における予想権利喪失及び未行使となっている一定の現金報奨に関する時価調整等も考慮している。

以下の表は、2019年、2018年及び2017年に連結損益計算書に認識された、2019年及び過年度に付与された繰延報酬費用、付与株式数合計、2019年及び過年度に付与され、2019年12月31日現在、未行使となっている繰延報酬に関する未認識の見積報酬費用並びに未認識の見積報酬費用が認識される残存役務提供期間を示している。未認識の見積報酬費用は、付与日の各報奨の公正価値に基づいて決定され、関連する業績基準に関する現在の予想結果及び将来における予想権利喪失を考慮しているものの、将来における時価調整等については考慮していない。2020年2月に付与された繰延報酬の報酬費用は2020年から認識されているため、2019年の連結財務書類には影響を与えなかった。

2019年度の繰延報酬

2020年2月に、当グループは、株式報奨、パフォーマンス株式報奨及びコンティンジェント・キャピタル報奨（以下、「CCA」という。）を繰延報酬として付与した。繰延報酬は、報酬総額が250,000スイス・フラン／米ドル若しくは現地通貨にして同額相当又はこれを超える額が従業員に付与される。

繰延報酬費用

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

	2019年	2018年	2017年
繰延報酬費用			
株式報奨	590	514	521
パフォーマンス株式報奨	438	382	348
コンティンジェント・キャピタル報奨	308	154	280
コンティンジェント・キャピタル株式報奨	(1)	2	18
キャピタル・オポチュニティ・ファシリティ報奨	8	12	14
2008年パートナー・アセット・ファシリティ報奨 ¹	-	-	7
その他の現金報奨	412	221	333
慰留報奨	22	54	115
繰延報酬費用合計	1,777	1,339	1,636
付与株式数合計（単位：百万株）			
付与株式数合計	41.8	46.6	42.0

過年度の数値は当事業年度の表示に一致させるため分類変更されている。

¹ 報酬費用には主に当期中のインデックス資産の公正価値の変動が含まれている。

未認識の見積繰延報酬

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2019年
未認識の見積報酬費用	
株式報奨	477
パフォーマンス株式報奨	193
コンティンジェント・キャピタル報奨	165
その他の現金報奨	181
慰留報奨	48
合計	1,064
加重平均残存役務提供期間合計（単位：年）	
加重平均残存役務提供期間合計	1.3

2019年に関して2020年に付与された報酬に関連する見積未認識報酬費用は含まれていない。

株式報奨

2020年2月に付与された株式報奨は、2019年2月に付与された株式報奨と類似の報奨である。株式報奨の保有者には、付与された各株式報奨につき当グループの株式1株を受け取る権利が付与されており、勤務条件が対象となっている。当該株式報奨は3年間にわたり権利が確定し、付与日から3年目までの各応当日に株式報奨の3分の1ずつ権利が確定する（比例按分による権利確定）。ただし、英国健全性監督機構（PRA）の報酬規制又は他の国・地域の類似の規則に基づき、リスク・マネージャー又はシニア・マネージャーに区分される個人に付与される報奨を例外とする。リスク・マネージャーに付与された株式報奨は、付与日から5年目までの各応当日に5分の1の権利が確定する。一方、シニア・マネージャーに付与される株式報奨は、付与日から3年目の応当日に開始される5年間にわたり権利が確定し、付与日から3年目から7年目までの各応当日に5分の1ずつ権利が確定する。株式報奨は当該報奨の勤務期間にわたり費用計上される。当該株式報奨の価値は、受渡時の当グループの株価によって変わる。

当グループの株式報奨には、譲渡制限株式及び特別報奨などの新規従業員に付与されるその他の報奨が含まれる。その他の株式報奨は、保有者に当グループの株式1株を受け取る権利を与えるものであり、当グループでの雇用の継続を通常条件とし、制限条項及び解約規定を含み、権利確定期間は通常0年から5年である。

2020年2月28日に当グループは、総価値626百万スイス・フランの株式報奨57.9百万個を付与した。従業員に付与された株式報奨の数は、通常、株式報奨として付与される変動報酬の繰延部分を2020年3月5日に終了した連続5取引日の当グループの平均株価で除することにより決定された。付与日における各株式報奨の公正価値は、付与日における当グループの株価である10.81スイス・フランであった。付与された株式報奨の大部分には、権利確定時に配当相当額を受給する権利が含まれている。未認識の見積報酬費用596百万スイス・フランは付与日の株式報奨の公正価値（将来における権利喪失に関する現在の見積りを考慮している。）に基づいて決定され、早期退職に関する規定に従い、権利確定期間にわたって認識される。

過年度に関して付与された株式報奨

報酬年度	2019年	2018年	2017年
株式報奨の数（単位：百万個）	57.9	55.6	34.1
株式報奨の価値（単位：百万スイス・フラン）	626	638	613
各株式報奨の公正価値（単位：スイス・フラン） ¹	10.81	11.75	17.22

¹ 付与日における当グループの株価に基づく。

当グループは自己資本指令IVの要件に準拠することを目的として、当グループの特定の子会社において重要な役割を担う従業員は、現金で支払われることになっていた金額の50%を譲渡制限株式の形式で受領する。これらの株式は6ヶ月から3年までの期間（所在地により異なる。）にわたって譲渡が制限される。

2020年2月28日に当グループは、総価値37百万スイス・フランの譲渡制限株式3.2百万株を付与した。当該譲渡制限株式は、付与時に直ちに権利が確定し、将来における役務提供要件はなく、2019年に提供された役務に基づいて付与された。

過年度に関して付与された譲渡制限付株式報奨

報酬年度	2019年	2018年	2017年
株式報奨の数（単位：百万個）	3.2	3.0	2.1
株式報奨の価値（単位：百万スイス・フラン）	37	35	38

株式報奨

	2019年		2018年		2017年	
	株式報奨数 (単位:百万 個)	付与日にお ける加重平 均公正価値 (単位:スイ ス・フラン)	株式報奨数 (単位:百万 個)	付与日にお ける加重平 均公正価値 (単位:スイ ス・フラン)	株式報奨数 (単位:百万 個)	付与日にお ける加重平 均公正価値 (単位:スイ ス・フラン)
株式報奨						
期首残高	83.2	16.15	84.9	15.73	73.2	18.77
付与	69.3	11.68	43.8	16.91	54.3 ¹	14.53
決済	(36.9)	16.15	(40.7)	16.09	(38.2)	19.74
権利喪失	(5.1)	13.83	(4.8)	16.24	(4.4)	16.47
期末残高	110.5	13.46	83.2	16.15	84.9	15.73
うち権利確定済	11.9	-	8.6	-	8.5	-
うち権利未確定	98.6	-	74.6	-	76.4	-

¹ 2017年5月18日に承認されたライツ・オファリングに伴う当グループ株式の希薄化を補填するために、2017年第2四半期に付与された、株式報奨に係る調整を含む。各個人が保有する繰延株式報奨の数は3.64%増加した。調整された株式の条件は既存の株式報奨と同一であり、当該報奨の保有者は追加の株式付与により有利になることも不利になることもない。

パフォーマンス株式報奨

マネージング・ディレクター並びにすべての重要なリスク・テイクー及び経理管理者（その活動が当グループのリスク・プロファイルに潜在的に重要な影響を及ぼすとみなされる従業員）は、繰延変動報奨の一部を、パフォーマンス株式報奨の形式で受領した。パフォーマンス株式報奨は、過年度に付与されたものを含む未行使パフォーマンス株式報奨の全額が業績に基づくマルス規定の対象となることを除き、株式報奨と類似の報奨である。

パフォーマンス株式報奨は、2019年12月31日現在で従業員が勤務する部門の業績で損失が生じた場合、若しくは、当グループのROEがマイナスである場合、いずれか大きい方の調整額に基づいてマイナスの調整の対象となる。コーポレート機能及びアセット・リゾリューション・ユニットの従業員に関しては、当グループのROEがマイナスの場合にのみマイナスの調整が適用され、部門の業績とは連動しない。インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門における2019年の税引前損失を考慮し、当該部門の従業員が保有するパフォーマンス株式報奨にマイナスの調整が適用されている。ROEの計算基礎は、パフォーマンス株式報奨が付与される年度における報酬委員会の決定により異なる。

2020年2月28日に当グループは、総価値553百万スイス・フランのパフォーマンス株式報奨50.7百万個を付与した。従業員に付与されたパフォーマンス株式報奨の数は、通常、パフォーマンス株式報奨として付与されている変動報酬の繰延部分を、2020年3月5日に終了した連続5取引日の当グループの平均株価で除することにより決定された。付与日における各パフォーマンス株式報奨の公正価値は、10.81スイス・フランであった。付与された株式報奨の大部分には、権利確定時に配当相当額を受給する権利が含まれている。未認識の見積報酬費用519百万スイス・フランは付与日現在の報奨の公正価値（関連する業績基準に関する現在の見積結果及び将来における権利喪失に関する現在の見積りを考慮している。）に基づいており、早期退職に関する規定に従い、権利確定期間にわたって認識される。

過年度に関して付与されたパフォーマンス株式報奨

報酬の対象事業年度	2019年	2018年	2017年
過年度に付与されたパフォーマンス株式報奨			
パフォーマンス株式報奨（単位：百万個）	50.7	46.1	26.5
パフォーマンス株式報奨の価値 （単位：百万スイス・フラン）	553	532	478
各パフォーマンス株式報奨の公正価値 （単位：スイス・フラン） ¹	10.81	11.75	17.22

¹ 付与日における当グループの株価に基づく。

パフォーマンス株式報奨の変動

	2019年		2018年		2017年	
パフォーマンス株式報奨	パフォーマンス株式報奨の数 (単位:百万個)	付与日における加重平均公正価値 (単位:スイス・フラン)	パフォーマンス株式報奨の数 (単位:百万個)	付与日における加重平均公正価値 (単位:スイス・フラン)	パフォーマンス株式報奨の数 (単位:百万個)	付与日における加重平均公正価値 (単位:スイス・フラン)
期首残高	51.7	16.33	54.2	15.88	48.4	19.11
付与	45.4	11.60	26.5	16.98	31.8 ¹	14.41
決済	(22.8)	16.51	(26.3)	16.07	(23.9)	20.41
権利喪失	(1.9)	13.67	(2.7)	16.26	(2.1)	16.38
期末残高	72.4	13.38	51.7	16.33	54.2	15.88
うち権利確定済	6.7	-	5.4	-	6.7	-
うち権利未確定	65.7	-	46.3	-	47.5	-

¹ 2017年5月18日に承認されたライツ・オファリングに伴う当グループ株式の希薄化を補填するために、2017年第2四半期に付与された、パフォーマンス株式報奨に係る調整を含む。各個人が保有する繰延株式報奨の数は3.64%増加した。調整された株式の条件は既存の株式報奨と同一であり、当該報奨の保有者は追加のパフォーマンス株式付与により有利になることも不利になることもない。

コンティンジェント・キャピタル報奨 (CCA)

CCAは2019年、2018年及び2017年のマネージング・ディレクター及び取締役に対する繰延変動報酬の一部として、2020年、2019年及び2018年の2月に付与した報奨で、当グループが市場で発行しているコンティンジェント・キャピタル商品に類似した権利及びリスクが付帯している。CCAは英国健全性監督機構 (PRA) の報酬規定又は他の国・地域の類似の規則に基づき、リスク・マネージャー又はシニア・マネージャーに区分される個人に付与された報奨を除き、付与日から3年目の応当日に権利が確定することが予定されている。CCAがリスク・マネージャー又はシニア・マネージャーに付与される場合は、付与日から5年目及び7年目の応当日にそれぞれ権利が確定し、権利確定期間にわたって費用計上される。CCAは概して決済までの金利相当額を現金で半年ごとに受け取る条件付権利を付帯しており、金利は以下の権利確定期間及び通貨により異なる。2020年、2019年及び2018年に付与された付与日より5年目又は7年目に権利が確定するCCAは、金利相当額を現金で半年ごとに受け取る権利を付帯していない。

- 2020年、2019年及び2018年に米ドル建てで付与日より3年目に権利が確定するCCAは、それぞれ、6ヶ月物米ドル・ロンドン銀行間取引金利（以下、「LIBOR」という。）に3.77%、4.46%及び3.05%を加えた年率で金利相当額を受け取る。
- 2020年、2019年及び2018年に付与されたスイス・フラン建てで付与日より3年目に権利が確定するCCAは、それぞれ、6ヶ月物スイス・フランLIBORに3.29%、3.73%及び2.24%を加えた年率で金利相当額を受け取る。

金利は付与時点の市況と、当グループが発行している既発行のハイ・トリガー・コンティンジェント・キャピタル商品及びロー・トリガー・コンティンジェント・キャピタル商品に応じて設定されている。2020年2月に付与されたCCAについては、報酬をスイス・フラン建てで受け取っている従業員のCCAはスイス・フラン建てで、他の従業員のCCAは、米ドル建てで支給される。

CCAに係る資本は、当グループの事業継続を前提とした損失吸収資本として適格な資本のため、決済に伴う支給の時期及び形態については、スイス金融市場監査局（以下、「FINMA」という。）の承認が必要となる。決済の際、従業員はCCAの公正価値に基づき、コンティンジェント・キャピタルか現金のいずれかを受給することとなる。公正価値は、当グループがその裁量で算定する。現金決済の場合には、CCAが付与された通貨から各従業員の現地通貨に換金される。

CCAに係る資本には、損失吸収性があるため、決済前に、トリガーとなる下記のいずれかの事象が生じた場合、CCAの評価額はゼロに切り下げられ、権利喪失する。

- 当グループが報告している普通株式等ティア1（以下、「CET1」という。）比率が7%を下回った場合。又は、
- FINMAが、CCA及び他の類似コンティンジェント・キャピタルによる報奨を打ち切る必要があると判断するか、当グループに対し債務超過に陥るか破産することを回避するため公的資金の注入を求める必要があると判断した場合。

2020年2月28日に、当グループは、権利確定期間にわたって費用計上される268百万スイス・フランのコンティンジェント・キャピタル報奨（CCA）を付与した。未認識の見積報酬費用257百万スイス・フランは付与日現在の報奨の公正価値（関連する業績基準に関する現在の見積結果、将来における権利喪失に関する現在の見積り及び半年ごとの利息相当額の現金による支払予定を考慮している。）に基づいており、権利確定期間にわたって認識される。

過年度に関して付与されたコンティンジェント・キャピタル報奨

報酬年度	2019年	2018年	2017年
CCA価値（単位：百万スイス・フラン）	268	299	241

コンティンジェント・キャピタル株式報奨

2016年3月に、当グループは従業員が任意で個々のCCAのすべて又は一部を、コンティンジェント・キャピタル株式報奨に転換できる権利を有する、任意交換オファーを実施した。コンティンジェント・キャピタル株式報奨の付与日における公正価値はそれぞれ14.45スイス・フランであり、従来のCCAと同一の契約期間、権利確定期間、業績基準及びその他の条件を有する。

コンティンジェント・キャピタル株式報奨の変動

	2019年	2018年	2017年
コンティンジェント・キャピタル株式報奨（単位：百万個）			
期首残高	3.4	8.4	13.5
付与	0.0	0.0	0.3 ¹
決済	(3.3)	(4.9)	(5.0)
権利喪失	0.0	(0.1)	(0.4)
期末残高	0.1	3.4	8.4
うち権利確定済	0.0	0.7	1.3
うち権利未確定	0.1	2.7	7.1

¹ 2017年5月18日に承認されたライツ・オファリングに伴う当グループ株式の希薄化を補填するために、2017年第2四半期に付与された、コンティンジェント・キャピタル株式報奨に係る調整を含む。各個人が保有する繰延株式報奨の数は3.64%増加した。調整された株式の条件は既存の株式報奨と同一であり、当該報奨の保有者は追加のコンティンジェント・キャピタル株式付与により有利になることも不利になることもない。

キャピタル・オポチュニティ・ファシリティ報奨

2011年の年次報酬プロセスの一環として、当グループは、上級従業員に対して、2011年パートナー・アセット・ファシリティ（以下、「PAF 2」という。）ユニットの形式で繰延変動報酬の一部を付与した。PAF 2 ユニットの基本的には固定利付仕組債であり、当グループのデリバティブ活動（現在及び将来生じるスワップ及びその他のデリバティブ取引を含む。）において生じる信用リスクの一部にさらされている。

このPAF 2 報奨は、従業員に一部のリスクを移転して当グループの資金負担を軽減することを目的に当グループの信用エクスポージャー（不良債権）をまとめて組成されたポートフォリオのパフォーマンスに連動する報奨であったが、規制の変更によりこの報奨による資金負担軽減が不能になった。そのため、当グループは、PAF 2 報奨を再編し、PAF 2 報奨の受給者に対し、エクスポージャー連動型報奨の種類を、信用リスクのある取引相手に対する債権のプールのパフォーマンスに連動する既存のPAF 2 報奨から、下記の i 又は ii のいずれか又は組合せに変更するよう求めた。

i) キャピタル・オポチュニティ・ファシリティ（以下、「COF」という。）報奨：受給者は、COF報奨と呼ばれる報奨を選択することができる。COF報奨は、COF管理チームが組成した、従業員に一部のリスクを移転して当グループの資金負担を軽減することを目的に当グループのリスク債権をまとめたポートフォリオのパフォーマンスに連動する、権利確定期間が7年の報奨で、その評価額は、連動するポートフォリオにて損失が生じた場合、報奨総額を上限として切り下げられる。COF報奨を選択した受給者は、2021年の現金決済時まで、年率6.5%で半年ごとに米ドル建てで現金支払いを受けることとなる。なお2021年に支払われる現金決済額は、前述の半年ごとの現金支払いの分だけ減少する。

ii) CCA：受給者は、2013年の報奨の一環として付与された金融商品に適用される条件と類似の条件でCCAの受給を選択できる。

繰延現金報奨

繰延現金報奨は、任意繰延報酬制度及び従業員投資制度、並びに特定の特別報奨より構成される。特定の特別報奨に関する報酬費用は主として権利確定スケジュールにより決定されるが、その他の繰延現金報奨に関する報酬費用は、大半の報奨が全面的に権利確定するに伴って、主として時価とパフォーマンスにより調整され決定される。

固定繰延現金報奨

2019年、2018年及び2017年に、当グループは、南北アメリカの特定の従業員に対し、それぞれ固定繰延現金報奨108百万スイス・フラン、98百万スイス・フラン及び90百万スイス・フランを付与した。この報奨は、グローバル・マーケット部門、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門及びインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門において、付与日より3年間の権利確定期間にわたって費用計上される。2019年におけるこの報奨の償却額は合計で102百万スイス・フランであり、このうち58百万スイス・フランが2019年に付与された報奨に関連するものであった。

アップフロント現金報奨

2020年2月に、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケット部門及びアジア太平洋部門の特定のマネージング・ディレクター及びディレクターに対し、2019年の変動報酬の現金部分の一部として、アップフロント現金報奨146百万スイス・フランが付与された。2019年には、アジア太平洋部門の特定のマネージング・ディレクター及びディレクターに対し、アップフロント現金報奨47百万スイス・フランが付与された。これらの報奨は、その報奨付与から3年以内に、自己都合退職した又は、他の特定の事象若しくは状況に起因若しくは関連して解雇された場合には、従業員による払い戻し（クローバック）の対象となる。払い戻しの対象となる金額

は、付与日より3年間、毎月均等に減額される。当該費用認識は、3年間の権利確定期間にわたり勤務条件に応じて発生する。2019年における当該報奨の償却額は合計で21百万スイス・フランであった。

慰留報奨

2019年、2018年及び2017年に、当グループはそれぞれ現金及び株式による繰延慰留報奨40百万スイス・フラン、25百万スイス・フラン及び65百万スイス・フランを付与した。この報奨は、付与日より該当する権利確定期間にわたり費用計上される。2019年における当該報奨の償却額は合計で22百万スイス・フランであった。

付与株式

2019年、2018年及び2017年には、当グループは株式の買い付けを通じて、株式を付与する義務を果たした。

30 関連当事者

当事者は、その一方がもう一方を支配する能力を有している場合若しくはもう一方の財務上若しくは事業上の決定に対して重大な影響力を行使している場合、又は他の当事者が双方を支配している場合に、関連があるとみなされる。当グループの関連当事者には、主要な経営幹部、その近親者及び、主要な経営幹部又はその近親者によって支配されるか、重大な影響を受けるか、又は重大な議決権を保有される企業が含まれる。主要な経営幹部とは、当グループの活動を計画、指示、管理する権限と責任を有する個人、すなわち、業務執行役員会及び取締役会のメンバーである。

銀行取引関係

当グループは、世界的な金融サービス会社である。業務執行役員会及び取締役会のメンバー又は当該メンバーの近親者、若しくはその関連企業の多くは、当グループと銀行取引に係る関係を有している。当グループ又はその銀行子会社は、業務執行役員会又は取締役会の現在のメンバーがSECによって定義されている重要な影響力を有する（その企業において役員及び／又は取締役レベルの役職についているなど）企業と融資契約及びその他の銀行取引契約を締結している場合がある。下記の取引を除く、業務執行役員会及び取締役会のメンバー並びに当該企業との関係は通常の業務におけるものであり、独立第三者間取引条件で実行されている。また、特に断りのない限り、業務執行役員会及び取締役会のメンバー又は当該メンバーの近親者、若しくは関連企業に対する貸出はすべて、通常の業務の一環として、他の個人に対する同等の取引におけるその時点の一般的な条件と実質的に同じ条件（金利及び担保を含む。）で行われており、回収可能性について一般的なリスクを超えるリスクはなく、その他の不利な特性も示していなかった。2019年、2018年及び2017年12月31日現在、通常の業務外で、一般的な市場条件外で行われた、このような関連当事者に対する貸付エクスポージャーはなかった。

関連当事者への貸出金

業務執行役員会及び取締役会のメンバーへの貸出金

業務執行役員会及び取締役会のメンバーに対する貸出金残高の大部分は、抵当貸付又は有価証券担保の貸出金である。

業務執行役員会のメンバーに対する抵当貸付はすべて、変動金利又は固定金利で一定の期間にわたり実行される。一般的に、抵当貸付は10年までの期間で実行される。適用金利は、借換費用にマージンを加えたもので、金利及びその他の条件は、他の従業員に対して適用されるものと同じである。有価証券担保貸出金は、他の従業員に対して実行される時と同じ金利及び条件で実行される。業務執行役員会のメンバーに対し貸付を実行する際の与信承認及びリスク評価手続きは、他の従業員に対する貸出金の場合と同様である。特に断りのない限り、業務

執行役員会のメンバーに対する貸出金はすべて、通常の業務の一環として、金利及び担保等、他の個人と類似の取引を行う際の一般的な条件と実質的に同一条件で、すべての当グループの従業員に適用される条件を考慮して行われる。当該取引において、通常の回収リスク以上のリスクはなく、他の不利な特性も示されていない。2019年12月31日現在、業務執行役員会のメンバーに対する最高貸出金残高は、ヘルマン・シトハンに対する貸出金の17百万スイス・フランであった。

取締役会会長を含む、貸出金を有する取締役会メンバーは、従業員に対する条件の恩恵を受けず、同様の信用力を有する顧客に適用される条件が付される。特に断りのない限り、取締役会のメンバーに対する貸付はすべて、通常の業務の一環として、他の個人に対する同等の取引におけるその時点の一般的な条件と実質的に同じ条件（金利及び担保を含む。）で行われており、回収可能性について一般的なリスクを超えるリスクはなく、その他の不利な特性も示していなかった。

業務執行役員会及び取締役会のメンバーへの貸出金

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

業務執行役員会のメンバーに対する貸出金

	2019年	2018年	2017年
期首残高	33 ¹	26	25
増加	13	8	3
減少	(14)	(1)	(2)
期末残高	32 ¹	33	26

取締役会のメンバーに対する貸出金

期首残高	10 ²	11	10
増加	3	0	1
減少	(4)	(1)	0
期末残高	9 ²	10	11

¹ 当事業年度の期首及び期末現在、貸出金残高を有するメンバーの数は、8名及び5名であった。

² 当事業年度の期首及び期末現在、貸出金残高を有するメンバーの数は4名であった。

持分法適用出資会社への貸出金

当グループ又は子会社から持分法適用出資会社への貸出金は、通常の業務の一環として行われている。

持分法適用投資先の一覧については、注記40「重要な子会社及び持分法適用投資」を参照のこと。

当グループ又は子会社から持分法適用出資会社への貸出金

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

持分法適用出資会社への貸出金

	2019年	2018年	2017年
期首残高	253	173	173
借入/(返済)、純額	46	80 ¹	0
期末残高	299	253 ¹	173

¹ 過年度の数値は修正再表示されている。

その他の関連当事者取引

2018年12月に、当グループの子会社は取引プラットフォームに対する少数株主持分を関連会社に売却する取引を実行し、約80百万米ドルの売却益を得た。

当グループの年金制度に関する負債

2019年及び2018年12月31日現在の、当グループの確定給付年金制度に関する負債はそれぞれ703百万スイス・フラン及び735百万スイス・フランであり、当グループの連結貸借対照表上の様々な負債項目に反映されていた。

[次へ](#)

31 年金及びその他の退職後給付

当グループでは、確定拠出型年金制度、確定給付型年金制度及びその他の退職後確定給付制度に拠出している。

確定拠出型年金制度

確定拠出型年金制度は、各加入者に個人の勘定を提供する。加入者に支給される給付額は、従業員の勘定に対する拠出額のみに基づいており、当該勘定に割り当てられた収益、費用及び損益に影響される。そのため、退職時の確定年金給付額に関する規定はなく、加入者は年金数理リスク及び投資リスクのすべてを負う。

当グループは、主として米国及び英国、並びに世界各国において様々な確定拠出型年金制度に拠出している。2019年、2018年及び2017年において、当グループはこれらの制度へ拠出し、それぞれ167百万スイス・フラン、153百万スイス・フラン及び165百万スイス・フランを費用として認識した。

確定給付型年金制度及びその他の退職後確定給付制度

確定給付型年金制度

確定給付型年金制度は、従業員の退職時に従業員に対する個別の給付額を確定する年金制度である。これらの給付額は、通常、従業員の給与、勤続年数及び退職年齢を考慮して決定される。退職者は、年金数理リスク（たとえば、制度の対象となる退職者が想定より長生きするリスク）又は投資リスク（すなわち、拠出額に対する収益が低いかマイナスとなることにより投資資産及び関連収益が予想給付額を満たすのに十分でないリスク）のいずれも負わない。これらの制度に対する当グループの拠出方針は、各国の法律や税務当局の要件に準ずるものとなっている。

スイス年金制度

当グループで最も重要な確定給付型年金制度であるクレディ・スイス スイス年金制度（以下、「スイス年金制度」という。）は、スイスで運営されスイスの従業員を対象としている制度で、チューリッヒを所在地とする信託として設定されている。当スイス年金制度は、老齢・遺族・障害年金制度（BVG）に基づいて退職、死亡及び障害時に給付金を支給しており、スイス連邦法により求められる最低給付額を満たしているか、若しくは上回っている。スイス年金制度における給付額は、雇用主と従業員の拠出累計額と利息収入累計額をもとに算定されている。当スイス年金制度は、事実上は確定拠出型制度であるが、拠出額に対する最低給付額と生存中の年金給付が保証されていることを主な理由として、米国GAAPのもとでは確定給付型制度として取り扱われている。2019年及び2018年12月31日現在、当スイス年金制度は、確定給付制度に加入している当グループの従業員全体のそれぞれ71%及び69%、制度資産の公正価値の81%及び82%、並びに当グループの確定給付制度における年金給付債務のそれぞれ82%及び83%を構成している。

積立部分における従業員の拠出額は従業員の年齢によって異なり、基準給与の割合で決定される。従業員は、その年齢に応じて基準給与の5%から14%の間で変動する3つの拠出額レベルから選択することができる。当グループの拠出額は、従業員の年齢に応じて基準給与の7.5%から25%の間で変動する。

スイス連邦政府は、BVGの最低年金給与に適用される積立残高に関する最低法定利子率（2020年1月1日現在及び2019年1月1日現在1.0%）を毎年設定している。積立残高に関する法定利子率は、超過部分の強制給付額には適用されない。スイス年金制度評議会は、積立残高に適用される利子率を毎年設定している。

従業員が退職すると、積立残高は年金に転換され、転換率はスイス年金制度において発生した資産を年間生涯退職年金に転換するために使用される割合を用いている。転換率の水準は、将来の退職者の平均余命及び資本市場における長期的なリターンの見込みに依存している。スイス年金制度評議会は、制度の転換率を設定する責任を有している。転換率の決定は、最低8年の期間にわたって設定される予定である。

2019年に、クレディ・スイスは、スイスの既存の確定給付型年金制度の改訂及び新たな確定拠出型年金制度の導入について発表した。2020年1月1日より、一定の閾値を超える税込給与額の構成要素に係る口座への拠出は、スイスの新たな確定拠出型年金制度に入金され、既存の確定給付型年金制度の一括払いの構成要素には払い込まれなくなる。スイスの新確定拠出型年金制度において、被保険者の従業員は投資戦略を選択することが可能となり、投資リスクを負担することになる。これらの変更により、スイスの年金制度の債務は減少し、既存の確定給付型年金制度全体の財源における剰余金は428百万スイス・フラン（税引後で338百万スイス・フラン）増加し、これは2019年第2四半期に過去勤務利益として認識されている。制度の改訂により、2019年第1四半期の市場データに基づく制度資産及び負債の再評価が行われ、保険数理上利益や、スイスの確定給付年金制度の財源全体における剰余金における406百万スイス・フラン（税引後で323百万スイス・フラン）の追加的な増加につながった。スイスの確定給付型年金制度全体の財源における剰余金の増加額合計は、「その他資産－確定給付型年金及び退職後給付制度資産」に反映されている。

海外年金制度

スイス国外の当グループの従業員は、様々な確定給付型年金制度の対象となっている。これらの制度では、退職、死亡、障害又は雇用終了時に給付金が支給される。海外年金制度における退職給付は、年齢、拠出額及び給与により異なる。スイス国外の当グループの主要な確定給付型年金制度は、米国及び英国において設定されているが、両国のこれらの制度は、いずれも積立済みで、新規加入及び給付が打ち切られている。他国では、より小規模な確定給付型年金制度（積立済制度と未積立制度の両方）が運営されている。

2019年に、英国の確定給付型年金制度の制度資産及び負債は、英国法に基づく弾力的な配分割当契約に従ってクレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッドからクレディ・スイス・インターナショナルに移管された。この移管により、年初来から2019年8月末までの業績と市場データに基づく制度資産及び負債の暫定的な再測定が行われ、英国の確定給付型年金制度に係る保険数理利益と財源全体における剰余金の増加につながった。156百万スイス・フランの財源全体における剰余金の増加額合計は、「その他資産－確定給付型年金及び退職後給付制度資産」に反映されたほか、118百万スイス・フラン（税引後）の株主持分におけるその他包括利益累計額の増加にもつながった。

その他の退職後確定給付制度

米国では、年金給付以外の退職後給付を行う当グループの確定給付制度として主に、一部の退職した従業員に対する医療給付及び福祉給付に重点を置いている。従業員が提供する現在の役務と引き換えに、当グループは、退職後の医療給付及び福祉給付を支給することを約束している。当該報酬に対する当グループの債務は、従業員が退職後給付を得るために必要な役務を提供した時点で発生する。

純期間給付費用合計の構成要素

12月31日に終了した事業年度、 単位：百万スイス・フラン	確定給付型年金制度						その他の 退職後確定給付制度		
	スイス			海外			海外		
	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年	2017年
純期間給付費用									
給付債務に対する勤務費用	256	242	243	14	16	22	0	0	0
給付債務に対する利息費用	52	63	57	90	86	91	6	5	6
制度資産の期待収益	(394)	(483)	(473)	(108)	(114)	(133)	0	0	0
認識過去勤務費用/(利益)の 償却費	(155)	(126)	(131)	1	0	0	0	0	0
認識保険数理損失/(利益)の 償却費	293	306	340	19	47	60	3	8	7
清算損/(益)	41	35	37	0	0	0	0	0	0
縮小損/(益)	0	(12)	(23)	0	(1)	(10)	0	0	0
特別退職給付	14	38	19	0	0	0	0	0	0
純期間給付費用/(利益)	107	63	69	16	34	30	9	13	13

給付債務に対する勤務費用は報酬及び給付に反映されている。純期間給付費用のその他の構成要素は、一般管理費に反映されるか、又は2018年12月31日まではリストラクチャリング費用に反映されている。

確定給付制度に伴う純期間給付費用

確定給付型年金制度及びその他の退職後確定給付制度の純期間給付費用は、従業員の役務提供期間の各制度の費用である。実際の計上額は、特に当期勤務費用、利息費用、制度資産の期待収益並びにAOCIに計上された過去勤務費用／（利益）及び保険数理損失／（利益）両方の償却費を考慮する標準的な年金数理手法を用いて決定される。

2019年、2018年及び2017年の報酬費用－その他に反映されている給付債務に対する勤務費用は、それぞれ270百万スイス・フラン、258百万スイス・フラン、265百万スイス・フランであった。

当グループは、戦略的計画の一環として、人員削減を含む数多くのコスト効率対策の導入を開始した。その結果、2018年及び2017年においては、それぞれ縮小利益12百万スイス・フラン及び23百万スイス・フランが発生した。なおこれらの損益は、役務提供されないと予想される勤続年数に関する損益の即時認識額に相当するものである。2019年、2018年及び2017年には、所属事業部門の売却により事実上解雇されたか当グループを退職したスイスの従業員に対する年金債務の清算に関連する追加費用として、それぞれ41百万スイス・フラン、35百万スイス・フラン及び37百万スイス・フランを認識した。2019年、2018年及び2017年には、当該コスト効率対策に関連して、スイスにおける早期退職に関する特別退職給付費用それぞれ14百万スイス・フラン、38百万スイス・フラン及び19百万スイス・フランを認識した。

給付債務

給付債務は、累積給付債務（以下、「ABO」という。）又はPBOのいずれかで表される。ABOは、測定日以前の従業員の役務提供に基づく保険数理上の現在価値であり、現在及び過去の報酬水準を考慮に入れるが、PBOは、将来の報酬水準に関する仮定を適用する。

「制度の債務及び積立状況」の表は、確定給付型年金制度及びその他の退職後確定給付制度に関するPBO及びABO、並びに制度資産の公正価値における変動及び連結貸借対照表計上額を示したものである。

米国GAAPは、雇用主に対し、確定給付型年金制度及びその他の退職後確定給付制度の積立状況を貸借対照表上で認識するよう要求している。これらの制度の積立状況は、制度資産の公正価値とPBOとの間の差額として決定されており、制度資産の公正価値の変動並びに基礎となる仮定及び加入者データの変化に伴うPBOの変動を受けて、年ごとに異なる場合がある。2019年及び2018年に、PBOに影響を及ぼした、スイスにおける縮小、決済及び特別退職給付は、コスト効率対策に関する人員削減に関連するものである。

制度の債務及び積立状況

12月31日に終了した事業年度／
12月31日現在
単位：百万スイス・フラン

PBO ¹

	確定給付型年金制度				その他の 退職後確定給付制度	
	スイス		海外		海外	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
測定期間開始時	15,432	15,885	2,951	3,390	160	173
制度加入者拠出額	205	204	0	0	0	0
勤務費用	256	242	14	16	0	0
利息費用	52	63	90	86	6	5
制度の修正	(428)	20	0	10	0	0
清算	(152)	(125)	0	(1)	0	0
縮小	0	(8)	0	(1)	0	0
特別退職給付	14	38	0	1	0	0
保険数理損失/(利益)	1,262	(58)	410	(229)	13	(9)
給付額	(662)	(829)	(149)	(233)	(12)	(11)
換算損失/(利益)	0	0	9	(88)	(3)	2
測定期間終了時	15,979	15,432	3,325	2,951	164	160

制度資産の公正価値

測定期間開始時	16,225	16,996	3,604	4,088	0	0
制度資産の実際収益	1,767	(454)	487	(141)	0	0
雇用主拠出額	407	433	130	19	12	11
制度加入者拠出額	205	204	0	0	0	0
清算	(152)	(125)	0	(1)	0	0
給付額	(662)	(829)	(149)	(233)	(12)	(11)
換算利益/(損失)	0	0	39	(128)	0	0
測定期間終了時	17,790	16,225	4,111	3,604	0	0

積立状況合計

制度積立状況 －積立超過/(積立不足)	1,811	793	786	653	(164)	(160)
12月31日現在の連結貸借対照表上の積立状況	1,811	793	786	653	(164)	(160)

計上額合計

固定資産	1,811	793	1,068	1,001	0	0
流動負債	0	0	(6)	(10)	(11)	(11)
固定負債	0	0	(276)	(338)	(153)	(149)
12月31日現在の連結貸借対照表計上額合計	1,811	793	786	653	(164)	(160)

ABO ²

測定期間終了時	15,459	14,534	3,294	2,921	164	160

¹ 見積将来昇給額を含む。

² 見積将来昇給額を除く。

2019年及び2018年12月31日現在の、確定給付型年金制度に関する連結貸借対照表への計上額純額は、それぞれ2,597百万スイス・フラン及び1,446百万スイス・フランの積立超過であった。

2019年12月31日現在計上されているスイス年金制度に係る再測定利益は、資産ポートフォリオの利益1,373百万スイス・フランにより構成されているが、主に割引率の引き下げ及び加入者データの更新による財政上及び人口動態上の仮定の変更を起因とする、PBOに係る損失1,262百万スイス・フランにより一部相殺されている。2018年12月31日現在計上されているスイス年金制度に係る再測定損失は、資産ポートフォリオの損失937百万スイス・フランにより構成されているが、主に割引率の引き上げ及び加入者データの更新による財政上及び人口動態上の仮定の変更を起因とする、PBOに係る利益58百万スイス・フランにより一部相殺されている。

2019年12月31日現在計上されている海外年金制度に係る再測定損失は、主に割引率の引き下げ及び加入者データの更新による財政上及び人口動態上の仮定の変更を起因とする、PBOに係る損失410百万スイス・フランにより構成されているが、資産ポートフォリオの利益379百万スイス・フランにより一部相殺されている。2018年12月31日現在計上されている海外年金制度に係る再測定損失は、資産ポートフォリオの損失である255百万スイス・フランにより構成されているが、主に割引率の引き上げによる財政上及び人口動態上の仮定の変更を起因とする、PBOに係る利益229百万スイス・フランにより一部相殺されている。

2019年には、ドイツの確定給付型年金制度に111百万スイス・フランの臨時的現金拠出を行った。2020年に、当グループはスイス年金制度に290百万スイス・フラン、海外確定給付型年金制度に11百万スイス・フラン及びその他の退職後確定給付制度に11百万スイス・フランを拠出する予定である。

制度資産を超過するPBO又はABO

以下の表は、2019年及び2018年12月31日現在のPBO及びABOの総額、並びにPBO及びABOが制度資産を超過している確定給付型年金制度の制度資産の公正価値総額をそれぞれ示したものである。

PBO又はABOが制度資産を超過している確定給付型年金制度

12月31日現在、 単位：百万スイス・フラン	海外			
	制度資産の公正価値を超過するPBO ¹		制度資産の公正価値を超過するABO ¹	
	2019年	2018年	2019年	2018年
制度資産を超過しているPBO/ABO				
PBO	1,455	1,336	1,443	1,325
ABO	1,431	1,312	1,422	1,304
制度資産の公正価値	1,174	989	1,163	978

¹ PBO／ABOが制度資産の公正価値を超過した確定給付型年金制度のみを含む。

スイスには、PBO又はABOが制度資産を超過した確定給付型年金制度はない。

AOCI及びその他包括利益への計上額

以下の表は、AOCIに計上され、その後、純期間給付費用の構成要素として認識された保険数理利益／（損失）、過去勤務利益／（費用）及び会計方針の変更による累積影響額を示したものである。

AOCIへの計上額（税引後）

12月31日現在、 単位：百万スイス・フラン	確定給付型 年金制度		その他の退職後 確定給付制度		合計	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
AOCIへの計上額						
保険数理利益/(損失)	(3,618)	(3,951)	(30)	(23)	(3,648)	(3,974)
過去勤務利益/(費用)	601	384	3	3	604	387
会計方針の変更による累積影響額	(42)	-	0	-	(42)	-
合計	(3,059)	(3,567)	(27)	(20)	(3,086)	(3,587)

以下の表は、2019年及び2018年中にAOCIに計上され、後に純期間給付費用の構成要素として認識された、保険数理利益／（損失）、過去勤務利益／（費用）、及び会計方針の変更による累積影響額を示したものである。

その他包括利益への計上額

12月31日に終了した事業年度、 単位：百万スイス・フラン	確定給付型年金制度			その他の退職後確定給付制度			合計、 純額
	総額	税額	純額	総額	税額	純額	
2019年							
保険数理利益/(損失)	82	(29)	53	(12)	3	(9)	44
過去勤務利益/(費用)	428	(90)	338	0	0	0	338
保険数理損失/(利益)の償却費	312	(65)	247	3	(1)	2	249
過去勤務費用/(利益)の償却費	(154)	33	(121)	0	0	0	(121)
縮小/決済による即時認識	41	(8)	33	0	0	0	33
会計方針の変更による累積影響額	0	(42)	(42)	0	0	0	(42)
合計	709	(201)	508	(9)	2	(7)	501
2018年							
保険数理利益/(損失)	(905)	182	(723)	9	(2)	7	(716)
過去勤務利益/(費用)	(30)	4	(26)	0	0	0	(26)
保険数理損失/(利益)の償却費	353	(68)	285	8	(2)	6	291
過去勤務費用/(利益)の償却費	(126)	27	(99)	0	0	0	(99)
縮小/決済による即時認識	30	(6)	24	0	0	0	24
合計	(678)	139	(539)	17	(4)	13	(526)

仮定

純期間給付費用及び給付債務の測定は明確な仮定を用いて決定されており、それぞれが特定の将来の事象の最良の見積りを表している。

純期間給付費用及び給付債務の決定に用いられた加重平均仮定値

12月31日現在、単位：％	確定給付型年金制度						その他の退職後 確定給付制度		
	スイス			海外			海外		
	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年	2017年
純期間給付費用									
割引率－勤務費用	1.19	1.02	1.01	3.28	2.96	2.92	4.38	3.86	4.03
割引率－利息費用	0.57	0.41	0.37	3.28	2.77	2.79	3.95	3.28	3.48
昇給率	0.75	0.50	0.50	2.92	2.97	3.55	-	-	-
貯蓄残高に対する利子率	1.03	0.86	0.85	-	-	-	-	-	-
制度資産の長期期待収益率	2.40	3.00	3.00	3.00	3.22	3.88	-	-	-
給付債務									
割引率	0.45	1.03	0.86	2.38	3.30	2.83	3.23	4.37	3.70

昇給率	1.50	0.75	0.50	2.84	2.90	2.97	-	-	-
貯蓄残高に対する利子率	0.45	1.03	0.86	-	-	-	-	-	-

純期間給付費用及び給付債務の仮定

測定日の給付債務を決定する際に使用される仮定は、当該日より12カ月間の純期間給付費用を算定する際にも使用される。

割引率は、現在入手可能かつ市場で観察可能であり、年金給付の支払満了までの期間にわたって入手可能であると見込まれる優良社債で構成されるイールドカーブを基準に決定される。より長期物の優良社債の市場が十分に厚くない国々では、国債利回りやリスクプレミアムを含め、入手可能な最善の市場情報がイールドカーブの設定に使用される。クレディ・スイスは、スポット・レートでの評価手法を採用している。当該手法では、制度の給付債務や将来の勤務費用及び利息費用を測定する際に、各年度のキャッシュ・フローにイールドカーブ上の個々のスポット・レートが適用される。

昇給率に関する仮定は、PBOの算定に用いられており、将来の報酬水準に関する仮定により測定されている。

クレディ・スイスが貯蓄残高に対する利子率を見積もる場合には、将来の金利環境の変化が考慮される。具体的には、クレディ・スイスは、割引率に使用されるイールドカーブのキャッシュ・フロー加重平均を、これらの長期予測に対する貯蓄残高の利子率の最善の見積もりとして用いている。年金資産の長期期待収益率には、純期間給付費用の構成要素として制度資産の期待収益を算定するために、資産の市場関連価値に仮定が用いられ、PBOに含まれる給付額を満たすために投資された又は投資される資金の平均期待利益率を反映している。利益率の見積りにおいては、制度資産から稼得される収益及び再投資に利用できる収益率を適切に考慮する。年金資産の長期期待収益率は、各保有資産クラス間／内での相互関係を示している、予想総収益率、予想ボラティリティ及び相関関係の見積りに基づいている。可能な場合、様々な資産クラスの収益率を予測するために、関連がない場合でも類似のアプローチがとられている。

負債証券の長期期待収益率は、未収利息の計上及び価格収益の両方を反映している。総収益率及び特定の外生変数との間に存在する可能性の高い長期的関係が用いられており、負債証券の総収益率の予測とマクロ経済環境の予測を連動させている。

ROEの長期期待収益率は、2段階配当割引モデルに基づいている。このモデルは、市場の株式のインプライド・リスク・プレミアムを算定する際に経済見通しや市場予想を考慮に入れる。配当は、市場のコンセンサス利益及び過去の配当率を用いて見積もられる。その後のシナリオ分析は収益水準のストレス・テストに用いられている。

不動産の長期期待収益率は、直接不動産市場の賃貸市場側及び資本市場側の両方を反映している経済モデルに基づいている。これにより、不動産エクイティ、ファンド及び直接市場指数の期待収益に関する反復可能で強固な予測手法が可能となる。

プライベート・エクイティ及びヘッジ・ファンドの長期期待収益率は、プライベート・エクイティ及びヘッジ・ファンドの指標及び指数を用い、過去の実績における主要な要素を判定するという方法で見積もられる。これらの要素を把握するために遅延収益を伴う多重線形回帰モデルが用いられる。

死亡率の仮定は、標準的な死亡率表や標準的なモデルに加え、外部の独立した保険数理協会及び保険数理機関によって策定され公表された死亡率に対する将来の改善を予測するための手法に基づいている。

主要制度の死亡率表及び平均余命

12月31日現在	男性被保険者の65歳時の平均余命				女性被保険者の65歳時の平均余命			
	65歳		45歳		65歳		45歳	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
平均余命（年）								
スイス BVG 2015年テーブル ¹	21.6	21.6	23.2	23.2	23.6	23.6	25.2	25.1
英国 SAPS S2 ライトテーブル ²	23.2	23.7	24.8	25.3	24.3	24.8	26.1	26.5
米国 Pri-2012 死亡率表 ³	21.1	21.5	22.2	22.7	22.7	23.4	23.8	24.5

¹ 年間1.25%の長期改善率を用いた最終CMI予測を含むBVG 2016年テーブルが使用された。

² 年率1.5%の長期改善率を用いた最終CMI予測案を含む、自己管理型年金制度（SAPS）S2 ライトテーブルの95%が使用された。

³ 社会保障局の暫定的な改善基準に基づく予測を用いた2012年個人退職金制度（Pri-2012）の死亡率表が使用された。

米国GAAPでは、PBO評価に使用する仮定は、常に測定日現在の最善の見積りでなければならない。クレディ・スイスは、定期的な確定給付債務の評価及び測定に使用される保険数理計算上の仮定を、米国GAAPで要求されている通り、定期的に検証している。

医療費の仮定

医療費趨勢は、適切なその他の退職後確定給付費用を決定するために用いられる。これらの費用（対象とされた医療給付費用）の決定においては、加重平均年率が仮定されている。

以下の表は、医療費趨勢率の仮定の概要を表したものである。

医療費趨勢率

12月31日に終了した事業年度／12月31日現在	2019年	2018年	2017年
医療費趨勢率（％）			
加重平均医療費趨勢年率 ¹	8.0	8.7	8.3

¹ 医療費趨勢年率は徐々に減少し、2026年までには長期医療費趨勢率が5％になると仮定されている。

2020年の純期間確定給付費用の決定に用いられた医療費趨勢年率は8.0%であった。

制度資産及び投資戦略

制度資産は、制度給付に備えて分離され制限されている資産であり、測定日現在の公正価値で測定される。

当グループの確定給付型年金制度は、総投資収益アプローチを採用している。当該アプローチでは、リスクを低水準に抑えつつ長期年金資産収益率を最大化するために、負債証券、持分証券及びオルタナティブ投資（特にヘッジ・ファンド及びプライベート・エクイティ）の多様な組み合わせが用いられる。この戦略の意図は、長期にわたり年金債務と同額の又はこれを上回る成果を上げることにある。リスク許容範囲は、年金債務、年金積立状況、会社の財政状態を慎重に考慮した上で決定される。さらに、持分証券は、各国外株式への分散に加えて、グロース株、バリュース株、小型・大型株に分散されている。不動産並びにプライベート・エクイティ及びヘッジ・ファンドといったオルタナティブ投資は、ポートフォリオの多様性を向上させると同時に、長期収益率を高めるために利用されている。デリバティブは、市場エクスポージャーをヘッジする若しくは増加させるために用いられることがあるが、対象となる投資の時価を超えてポートフォリオのレバレッジをきかせるために用いられることはない。投資リスクは、定期的な資産／負債調査及び四半期ごとの投資ポートフォリオ・レビューを通して継続的に測定及び監視される。投資リスクを限定するために、当グループの年金制度は、確定戦略資産配分ガイドラインに従っている。投資先市場の不確実性やストレスが高い場合には、このガイドラインに従い、当該市場への資産配分（投資）がより制限される可能性がある。

2019年12月31日及び2018年12月31日現在、当グループの持分証券及びオプションの公正価値合計は、それぞれ89百万スイス・フラン及び76百万スイス・フランであった。

制度資産の公正価値ヒエラルキー

公正価値ヒエラルキーについては、注記35「金融商品」の公正価値測定を参照のこと。

制度資産の公正価値

以下の表は、当グループの確定給付型年金制度に関する2019年及び2018年12月31日現在の経常的に公正価値で測定された制度資産を示している。

経常的に公正価値で測定された制度資産

12月31日現在、 単位：百万スイス・フラン	2019年					2018年				
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	一株当たり純資産 価値で測定された 資産	合計	レベル 1	レベル 2	レベル 3	一株当たり純資産 価値で測定された 資産	合計
公正価値で測定された 制度資産										
現金及び現金等価物	703	0	0	0	703	763	0	0	0	763
負債証券	6,448	199	0	303	6,950	3,742	150	34	751	4,677
うち社債	6,448	199	0	303	6,950	3,742	150	34	751	4,677
持分証券	5,015	0	0	0	5,015	5,113	0	0	0	5,113
不動産	1,277	0	1,351	0	2,628	875	0	1,345	0	2,220
うち直接	0	0	1,351	0	1,351	0	0	1,297	0	1,297
うち間接	1,277	0	0	0	1,277	875	0	48	0	923
オルタナティブ投資	0	424	0	2,070	2,494	704	24	0	2,724	3,452
うちプライベート・ エクイティ	0	0	0	1,561	1,561	0	0	0	1,503	1,503
うちヘッジ・ ファンド	0	385	0	126	511	356	0	0	762	1,118
うちその他	0	39	0	383	422	348	24	0	459	831
スイス	13,443	623	1,351	2,373	17,790	11,197	174	1,379	3,475	16,225
現金及び現金等価物	14	104	0	0	118	86	123	0	0	209
負債証券	2,277	1,016	0	430	3,723	1,889	846	0	328	3,063
うち国債	1,904	9	0	0	1,913	1,574	5	0	0	1,579
うち社債	373	1,007	0	430	1,810	315	841	0	328	1,484
持分証券	58	0	0	91	149	52	12	0	74	138
不動産－間接	0	0	0	29	29	0	0	0	29	29
オルタナティブ投資	0	(37)	0	45	8	0	19	0	61	80
うちヘッジ・ ファンド	0	0	0	45	45	0	0	0	61	61
うちその他	0	(37) ¹	0	0	(37)	0	19 ¹	0	0	19
その他の投資	0	84	0	0	84	0	85	0	0	85
海外	2,349	1,167	0	595	4,111	2,027	1,085	0	492	3,604
公正価値で測定された 制度資産合計	15,792	1,790	1,351	2,968	21,901	13,224	1,259	1,379	3,967	19,829

スイス年金制度では、ポートフォリオの経済エクスポージャーを管理する際に取引所で取引される先物が用いられる。これらの先物は、日次決済され未収/未払仲介料とみなされるため、米国GAAPでは公正価値で計上されない。従って、当該先物は上記の表には含まれない。当該先物により2019年及び2018年には、現金及び現金等価物の経済エクスポージャーが、それぞれ(685)百万スイス・フラン及び(86)百万スイス・フラン増加/(減少)し、持分証券の経済エクスポージャーが、2019年及び2018年にそれぞれ(685)百万スイス・フラン及び(86)百万スイス・フラン(増加)/減少した。

¹ 主にデリバティブ商品に関連するものである。

レベル3に関して経常的に公正価値で測定された制度資産

単位：百万スイス・フラン	期首 残高	レベル3 への 振替	レベル3 からの 振替	制度資産の 実際収益		購入、 売却、 決済	外貨換算 影響額	期末 残高
				報告日 現在の 保有資産	期中に 売却され た資産			
2019年								
負債証券－社債	34	0	(34)	0	0	0	0	0
不動産	1,345	0	(48)	54	0	0	0	1,351
うち直接	1,297	0	0	54	0	0	0	1,351
うち間接	48	0	(48)	0	0	0	0	0
公正価値で測定された 制度資産合計	1,379	0	(82)	54	0	0	0	1,351
うちスイス	1,379	0	(82)	54	0	0	0	1,351
2018年								
負債証券－社債	37	0	0	0	0	(3)	0	34
不動産	1,257	0	0	53	0	35	0	1,345
うち直接	1,244	0	0	53	0	0	0	1,297
うち間接	13	0	0	0	0	35	0	48
公正価値で測定された 制度資産合計	1,294	0	0	53	0	32	0	1,379
うちスイス	1,294	0	0	53	0	32	0	1,379

公正価値の測定に用いられた評価技法の定性的開示

現金及び現金等価物

現金及び現金等価物には、銀行の引受手形、譲渡性預金証書、CP、証書のない請求権、財務省証券、その他の権利及び合同運用ファンドなどの短期金融市場商品が含まれる。短期金融市場商品及び合同運用ファンドの評価は一般的に観察可能な情報に基づいている。

負債証券

負債証券には、通常活発な市場で値が付けられる国債及び社債並びにミューチュアル・ファンドの受益証券が含まれる。市場価格が入手できない負債証券の評価は、発行体の既知のリスク及び当該証券の満期、市場における最近の売却又は他の評価技法を反映させた利回りに基づいており、判断を伴う可能性がある。公開証券取引所で直接値が付けられていない、及び／又は公正価値が容易に決定できないミューチュアル・ファンドの受益証券は、NAVを用いて公正価値で測定される。

持分証券

持分証券には、普通株式、転換社債並びに投資会社の株式及びミューチュアル・ファンドの受益証券が含まれる。普通株式は通常、市場価格が定期的に入手可能な公開証券取引所で取引されている。転換社債は一般的に観察可能な価格設定に関する情報を用いて評価される。公開証券取引所で直接値が付けられていない、及び／又は公正価値が容易に決定できない投資会社の株式及びミューチュアル・ファンドの受益証券は、NAVを用いて公正価値で測定される。

不動産

不動産には、直接不動産及び不動産投資会社、信託又はミューチュアル・ファンドへの投資が含まれる。直接不動産は当初、公正価値の最善の見積りである取引価格で測定される。その後、直接不動産は、第三者投資家が関与する直近の資金調達、比較可能な企業の取引、キャッシュ・フロー又は帳簿価格の多重分析、又は割引キャッシュ・フロー分析などの様々な要因に基づく公正価値で個々に測定される。これらの評価技法で用いられる情報は入手が限られており、時間の経過に伴ってこれらの様々な要因を評価する上で重要な判断を伴う。公開証券取引所で直接値が付けられていない、及び／又は公正価値が容易に決定できない不動産投資会社、信託及びミューチュアル・ファンドは、NAVを用いて公正価値で測定される。

オルタナティブ投資

プライベート・エクイティには、直接投資、様々なポートフォリオとなる会社及びファンドへのプライベート・エクイティ及び関連投資を行うパートナーシップへの投資、並びにファンド・オブ・ファンズ・パートナーシップが含まれる。プライベート・エクイティは、公開市場で取引されている有価証券及び未公開有価証券で構成されている。制限のある、又は活発な市場で値が付けられていない、公開市場で取引されている投資は、流動性又は取引制限に関して適切な調整を行った価格で評価される。未公開持分は、関係者ではない新規投資家が関与する直近の資金調達、比較可能な企業を用いた株価収益率分析又は割引キャッシュ・フロー分析など、多数の要因を考慮して評価される。公正価値が容易に決定できないプライベート・エクイティは、ゼネラル・パートナーが提供するNAVを用いて公正価値で測定される。

公開証券取引所で直接値が付けられていない、及び／又は公正価値が容易に決定できないヘッジ・ファンドは、ファンドの管理者が提供するNAVを用いて公正価値で測定される。

デリバティブ

デリバティブには、OTC及び取引所取引デリバティブが含まれる。OTCデリバティブの公正価値は、当該商品の経済性に影響を及ぼすデリバティブの特性を含む情報に基づいて決定される。必要な情報は通常、市場で観察可能であるため、多くのデリバティブの公正価値の決定に主観が介入するのはごく限られた場合のみである。より複雑なその他のデリバティブは、観察不能な情報を用いることがある。そのような観察不能な情報には、OTCオプション取引に関する長期ボラティリティの仮定及びクレジット・デリバティブ取引に関する回収率の仮定が含まれる。取引所取引デリバティブの公正価値は原則として、観察可能な取引価格及び／又は観察可能な情報から導き出される。

制度資産配分

以下の表は、資産カテゴリー別の業績を含む測定日の公正価値に基づいて算定した測定日現在の制度資産配分を示したものである。

制度資産配分

12月31日現在、単位：％	スイス		海外	
	2019	2018年	2019年	2018年
加重平均				
現金及び現金等価物	3.9	4.7	2.9	5.8
負債証券	39.1	28.8	90.6	85.0
持分証券	28.2	31.5	3.6	3.8
不動産	14.8	13.7	0.7	0.8
オルタナティブ投資	14.0	21.3	0.2	2.2
保険	0.0	0.0	2.0	2.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

以下の表は、当グループの投資戦略に従った2020年の期待制度資産配分を示したものである。期待制度資産配分は、2020年の純期間給付費用に考慮すべき制度資産の期待収益を決定するために用いられる。

2020年の期待制度資産配分

2020年、単位：％

加重平均

	スイス	海外
現金及び現金等価物	5.0	0.3
負債証券	35.0	93.7
持分証券	30.0	2.2
不動産	15.0	0.6
オルタナティブ投資	15.0	1.2
保険	0.0	2.0
合計	100.0	100.0

見積将来給付額

以下の表は、確定給付型年金制度及びその他の退職後確定給付制度に関する見積将来給付額を示したものである。

見積将来給付額

単位：百万スイス・フラン

見積将来給付額

	確定給付型 年金制度	その他の退職後 確定給付制度
2020年	1,025	11
2021年	937	12
2022年	905	12
2023年	907	11
2024年	904	11
2025年以降 5 年間	4,431	47

[次へ](#)

32 デリバティブ及びヘッジ取引

デリバティブは、通常、個別にOTCで交渉された契約、又は規制された取引所で取引された標準的な契約のどちらかである。当グループで最も頻繁に用いられている独立したデリバティブ商品は、トレーディング及びリスク管理目的で契約が締結され、金利、クレジット・デフォルト及びクロスカレンシー・スワップ、金利及び為替オプション、外国為替予約並びに為替及び金利先物等を含んでいる。

当グループは、契約そのものはデリバティブとはみなされないが、組込デリバティブの要素を含む契約を締結する。このような取引には主として、収益が持分証券、指数、又は第三者の信用リスクを参照値として計算されている、若しくは非標準的な金利又は為替条項を有している発行済み及び購入済み仕組負債商品が含まれている。

デリバティブ契約締結日に、当グループはデリバティブを以下のいずれかのカテゴリーに属するものとして指定する。

- － トレーディング活動
- － リスク管理に係る取引であるが、会計基準上ヘッジとみなされないもの（「経済的ヘッジ」という。）
- － 認識された資産又は負債の公正価値のヘッジ
- － 認識された資産又は負債若しくは予定取引に関する受払キャッシュ・フローの変動に係るヘッジ
- － 海外事業への純投資額に対するヘッジ

トレーディング活動

当グループはほとんどの主要取引市場において業務を行っており、多くの取引商品及びヘッジ商品の取引を行っている。上述のとおり、この中には販売活動及びトレーディング活動に関連するスワップ、先物、オプション及び仕組商品（複数のデリバティブを組み合わせてカスタマイズされた取引等）が含まれている。トレーディング活動には、マーケット・メイキング、ポジショニング及び裁定取引が含まれる。当グループが保有しているデリバティブの大半は、トレーディング活動目的で使用されている。

経済的ヘッジ

当グループが自身のリスク管理目的のためにデリバティブ契約を締結するときに経済的ヘッジが生じるが、締結された契約は、米国GAAPのもとではヘッジ会計として処理することは認められていない。これらの経済的ヘッジには以下が含まれる。

- － 中核となる銀行業務における特定の資産及び負債に係る正味金利リスクを管理するための金利デリバティブ
- － 中核となる銀行業務における特定の収益及び費用項目、並びに中核となる銀行業務の資産及び負債に係る為替リスクを管理するための為替デリバティブ
- － 特定の貸出金ポートフォリオに係る信用リスクを管理するためのクレジット・デリバティブ
- － 転換社債を含むエクイティ・ポジションに係るリスクを管理するための先物、及び
- － 特定の仕組商品に係るエクイティ／インデックス・リスクを管理するためのエクイティ・デリバティブ

経済的ヘッジで利用されるデリバティブは、連結貸借対照表のトレーディング資産又はトレーディング負債に含まれる。

ヘッジ会計

公正価値ヘッジ

当グループは、公正価値ヘッジを、金利変動から生じる収益の変動を最小限に抑えるためにデリバティブ商品を利用する包括的金利リスク管理戦略の一部として指定する。当グループでは、貸出金及び長期負債商品に関する金利リスクによって生じる公正価値の変動をヘッジするためにデリバティブを用いている。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

当グループは、変動金利資産を固定金利に変換する金利スワップを用いて、抵当貸付及び貸出金に係る金利キャッシュ・フローの変動性をヘッジしている。さらに、当グループでは外国為替予約を用いて、特定の予定取引に関する為替リスクをヘッジしている。2019年12月31日現在、当グループが予定取引に関する将来キャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーをヘッジした最長期間は12カ月であった。ただし、既存の金融商品に係る変動金利の支払いに関連する予定取引を除く。

純投資ヘッジ

当グループは、純投資ヘッジを、外国為替相場の不利な変動に対して特定の海外事業への純投資をヘッジする戦略の一部として指定しており、通常、外国為替予約を利用している。

ヘッジの有効性の評価

当グループは、ヘッジ関係の有効性を非遡及的及び遡及的に評価している。非遡及的な評価は、ヘッジ関係の開始時及び継続的に行われ、当グループは、当該ヘッジ関係が将来にわたり高い有効性を維持するという予測を立証する必要がある。遡及的な評価も継続的に行われ、当グループは、ヘッジ関係が実際有効であったかどうかを判断する必要がある。

デリバティブ商品の公正価値

以下の表は、契約の種類及びトレーディング目的でデリバティブが利用されているか、あるいは適格なヘッジ関係にあるかどうかによって分類したデリバティブの再取得価額の総額を表している。当グループのデリバティブ活動における取引高を示すために、想定元本も表示されている。

区分処理された組込デリバティブに係る情報は、以下の表に含まれていない。当グループは、米国GAAPに基づき、主契約と明確かつ緊密に関連しているとみなされない組込デリバティブを含む実質的にすべての金融商品を公正価値で会計処理することを選択している。

詳細については、注記35「金融商品」を参照のこと。

デリバティブ商品の公正価値

単位：十億スイス・フラン

2019年12月31日現在	トレーディング目的			ヘッジ手段 ¹		
	想定元本	正の 再取得価額 (PRV)	負の 再取得価額 (NRV)	想定元本	正の 再取得価額 (PRV)	負の 再取得価額 (NRV)
デリバティブ商品						
先渡及び金利先渡契約	6,226.5	0.9	0.9	0.0	0.0	0.0
スワップ	9,183.5	50.8	48.4	113.2	0.5	0.1
購入及び売却オプション（OTC）	1,355.4	16.3	16.4	0.0	0.0	0.0
先物	264.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション（取引所）	103.4	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0
金利商品	17,133.0	68.3	65.9	113.2	0.5	0.1
先渡契約	1,073.5	8.0	9.1	14.1	0.1	0.1
スワップ	389.5	10.9	13.7	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション（OTC）	270.8	3.0	3.5	0.0	0.0	0.0
先物	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション（取引所）	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
為替商品	1,743.0	21.9	26.3	14.1	0.1	0.1
先渡契約	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
スワップ	175.2	4.3	4.6	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション（OTC）	213.6	7.7	7.3	0.0	0.0	0.0
先物	41.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション（取引所）	427.2	5.4	5.1	0.0	0.0	0.0
エクイティ／インデックス関連商品	858.2	17.4	17.0	0.0	0.0	0.0
クレジット・デリバティブ ²	538.1	6.2	7.2	0.0	0.0	0.0
先渡契約	13.2	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0
スワップ	11.6	1.0	0.5	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション（OTC）	15.5	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0
先物	14.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション（取引所）	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の商品 ³	56.8	1.4	0.7	0.0	0.0	0.0
デリバティブ商品合計	20,329.1	115.2	117.1	127.3	0.6	0.2

2019年12月31日現在、想定元本、PRV及びNRV（トレーディング目的及びヘッジ手段）は、それぞれ20,456.4十億スイス・フラン、115.8十億スイス・フラン及び117.3十億スイス・フランであった。

¹ 米国GAAPのもとでヘッジ会計の要件を満たしているデリバティブ契約に関連している。

² 主としてクレジット・デフォルト・スワップ。

³ 主として貴金属、コモディティ及びエネルギー商品。

単位：十億スイス・フラン

2018年12月31日現在	トレーディング目的			ヘッジ手段 ¹		
	想定元本	正の 再取得価額 (PRV)	負の 再取得価額 (NRV)	想定元本	正の 再取得価額 (PRV)	負の 再取得価額 (NRV)
デリバティブ商品						
先渡及び金利先渡契約	7,477.7	3.6	3.7	0.0	0.0	0.0
スワップ	13,148.6 ²	49.0	45.4	116.5 ²	0.1	0.2
購入及び売却オプション (OTC)	2,027.6	17.0	17.1	0.0	0.0	0.0
先物	256.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション(取引所)	111.1	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0
金利商品	23,021.8 ²	69.9	66.5	116.5 ²	0.1	0.2
先渡契約	1,124.5	9.5	10.5	12.0	0.1	0.1
スワップ	456.6	14.4	17.4	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション (OTC)	313.0	3.9	4.3	0.0	0.0	0.0
先物	10.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション (取引所)	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
為替商品	1,906.1	27.8	32.2	12.0	0.1	0.1
先渡契約	0.7	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0
スワップ	152.6	4.0	5.1	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション (OTC)	211.9	7.3	6.5	0.0	0.0	0.0
先物	39.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション (取引所)	356.7	11.9	14.4	0.0	0.0	0.0
エクイティ／インデックス関連商品	761.1	23.4	26.1	0.0	0.0	0.0
クレジット・デリバティブ ³	469.4	5.4	6.6	0.0	0.0	0.0
先渡契約	8.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
スワップ	13.5	1.5	0.6	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション (OTC)	9.5	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
先物	9.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
購入及び売却オプション (取引所)	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の商品 ⁴	42.4	1.7	0.8	0.0	0.0	0.0
デリバティブ商品合計	26,200.8 ²	128.2	132.2	128.5 ²	0.2	0.3

2018年12月31日現在、想定元本、PRV及びNRV（トレーディング目的及びヘッジ手段）は、それぞれ26,329.3十億スイス・フラン、128.4十億スイス・フラン及び132.5十億スイス・フランであった。

¹ 米国GAAPのもとでヘッジ会計の要件を満たしているデリバティブ契約に関連している。

² 過年度の数値は修正再表示されている。

³ 主としてクレジット・デフォルト・スワップ。

⁴ 主として貴金属、コモディティ及びエネルギー商品。

公正価値ヘッジに係る利益／（損失）

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

	2019年	2018年	2017年
	純利息収益	トレーディング収益	トレーディング収益
金利商品			
ヘッジ対象	(1,721)	423	290
ヘッジ手段として指定されたデリバティブ	1,550	(415)	(285)
ヘッジの非有効部分に係る純利益/(損失)	-	8	5

2019年1月1日からASU2017-12を適用した結果、金利リスクヘッジに係る利益／（損失）は純利息収益に含まれることになったが、過年度にはトレーディング収益に計上されていた。さらに、ヘッジの非有効部分に係る利益／（損失）は別建ての測定と計上が行われなくなっている。公正価値ヘッジに係る経過利息は純利息収益に計上されており、この表からは除外されている。

公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象

12月31日に終了した事業年度、単位：十億スイス・フラン

	2019年		
	ヘッジ対象		
	帳簿価額	ヘッジ調整 ¹	中止されたヘッジ ²
資産及び負債			
貸出金、純額	15.2	0.1	0.7
長期債務	65.8	1.2	0.3

¹ 帳簿価額に含まれる公正価値ヘッジ調整累計額に関連している。

² ヘッジ会計が中止されたヘッジ対象について残存する公正価値ヘッジ調整累計額に関連している。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

	2019年	2018年	2017年
金利商品			
AOCIに計上されたデリバティブに係る利益/(損失)	85	(76)	(56)
AOCIから利息及び配当収入に組み替えられた利益/(損失)	3	(85)	(11)
為替商品			
AOCIに計上されたデリバティブに係る利益/(損失)	4	(95)	(30)
トレーディング収益	(7)	(37)	(17)
その他の収益	(4)	(6)	(7)
その他営業費用合計	(16)	(5)	0
AOCIから損益に組替えられた利益/(損失)	(27)	(48)	(24)
トレーディング収益で計上された有効性の評価から除外された利益/(損失) ¹	(20)	-	-
金利商品及び為替商品			
ヘッジの非有効部分に係る純利益/(損失)	-	0	(1) ²

2019年1月1日からASU2017-12を適用した結果、ヘッジの非有効部分に係る利益／（損失）は別建ての測定と計上が行われなくなっている。

¹ 為替先渡のフォワード・ポイントに関連している。

2 トレーディング収益に含まれている。

今後12ヶ月間にAOCIから組み替えられると予想されるキャッシュ・フロー・ヘッジに係る純利益は、25百万スイス・フランであった。

純投資ヘッジ

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン	2019年	2018年	2017年
為替商品			
AOCIの外貨換算調整累計額に計上された利益/(損失)	(138)	133	(475)
AOCIの外貨換算調整累計額からその他の収益に分類変更された利益/(損失)	0	(2)	8

当グループは、ヘッジ会計関係に含まれていないすべてのデリバティブ商品をトレーディング活動に含めている。

商品の種類別のトレーディング活動に係る損益については、注記7「トレーディング収益」を参照のこと。

偶発的信用リスク関連の開示

当グループのデリバティブ商品の一部には、当グループに対して主要な各信用格付機関が公表する特定の信用格付を維持することを要求する規定が盛り込まれている。契約で規定された格付を下回った場合、契約相手方はネットで負債ポジションにあるデリバティブ商品に関して追加担保の支払いを要求する可能性がある。また、デリバティブ契約の一部には、当グループ又は契約相手のいずれかの格付が低下した際に既存のデリバティブ契約の再取得価額（時価）で当該契約を終了することを規定するものもある。このようなデリバティブ契約には、清算コストが反映されている。

以下の表は、信用補完契約を含む相対契約相手先及び特別目的事業体（以下、「SPE」という。）とのデリバティブ契約に関連する偶発的信用リスクから生じる当グループのカレント・エクスポージャーの純額、関連する差入担保、格付が1段階、2段階若しくは3段階低下した場合にそれぞれ必要となる追加担保を示している。この表にはまた、信用補完契約がなく、偶発的信用リスク特性があり、早期解約事由が発生したデリバティブ契約も含まれている。相対契約相手先とのデリバティブ契約及び早期解約事由が発生した契約に関するカレント・エクスポージャーの純額は、ネットで負債ポジションにあるデリバティブ商品の公正価値総額である。SPEのカレント・エクスポージャーの純額は、格下げが生じた場合に支払うべき担保を決定するために使用される契約上の金額である。この契約上の金額には、デリバティブ商品の負の再取得価額及び想定元本の一定割合が含まれる場合がある。

偶発的信用リスク

12月31日現在、単位：十億スイス・フラン

偶発的信用リスク**2019年**

	相対契約 相手先	特別目的 事業体	早期解約	合計
カレント・エクスポージャーの純額	3.1	0.0	0.3	3.4
差入担保	2.7	0.1	-	2.8
格付が1段階低下することによる影響	0.1	0.0	0.0	0.1
格付が2段階低下することによる影響	0.2	0.0	0.0	0.2
格付が3段階低下することによる影響	0.7	0.1	0.1	0.9

2018年

カレント・エクスポージャーの純額	3.6	0.1	0.3	4.0
差入担保	3.4	0.1	-	3.5
格付が1段階低下することによる影響	0.2	0.0	0.0	0.2
格付が2段階低下することによる影響	0.9	0.0	0.1	1.0
格付が3段階低下することによる影響	1.0	0.1	0.2	1.3

格付が低下することによる影響は、相対契約相手先及び特別目的事業体に必要とされる追加担保の額並びに早期解約に伴う追加解約費用をそれぞれ反映している。

クレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブは、通常、参照事業体又は資産にクレジット・イベントが発生した場合に売り手が偶発的支払いを行うことと引き換えに買い手が手数料を支払う契約である。クレジット・デリバティブは、通常、多くの決済及び支払条件が付された個別にOTCで交渉された契約であり、ほとんどのクレジット・デリバティブは、特定可能なクレジット・イベントの発生を特定できるように組成されている。クレジット・イベントには、破産、支払不能、管財人による管理、債務の重大な不利な条件の変更、又は期日を迎えた債務の不履行が含まれる。

当グループは、通常の業務において及びマーケット・メーカーとして、顧客取引を容易にするために保証を売買するクレジット・デリバティブ契約を締結している。これには、顧客が信用リスクをヘッジできるよう顧客に対して仕組信用商品を提供することが含まれている。これらの仕組信用商品の参照商品は、投資適格及び投資非適格の、社債、ソブリン債、ABS及び貸出金が含まれる場合がある。これらの商品は、単一銘柄で構成される（単一銘柄商品）、あるいはポートフォリオごとに組み合わせられる（複数銘柄商品）。当グループは、様々な形式の信用エクスポージャーを経済的にヘッジするため（例：貸出金ポートフォリオ又はその他のキャッシュポジションの経済的ヘッジ）、保証を購入している。最終的に、当グループは、購入した又は販売した保証のいずれかの形式をとることができる自己勘定ポジションもとる。

当グループが最も一般的に取引を行うクレジット・デリバティブは、CDS及びクレジット・スワップションである。CDSは、参照事業体又は資産のクレジット・イベント発生後に売り手が偶発的の支払いを行うことと引き換えに、スワップの買い手が前払手数料及び／又は定期的な手数料を支払う契約である。クレジット・スワップションは、特定の参照クレジット・イベントに対するCDSによる保証を売買する、特定の満期日を有するオプションである。

また、信用リスクを軽減するため、当グループは、デリバティブの取引相手と法的に強制力のあるネットティング契約を締結している。これらのデリバティブ契約の担保の差入れは、通常、取引相手ごとの純額で行われ、特定のデリバティブ契約に配分できない。

相殺に関する詳細については、注記27「金融資産と金融負債の相殺」を参照のこと。

販売した信用保証

販売した信用保証は潜在的な最大支払額であり、この金額はデリバティブの想定元本に基づき、信用リスク関連イベントにより当グループが要求される将来の支払額を表している。当グループは、潜在的な最大支払額は、過去の実績に基づく実際の損失エクスポージャーを表すものではないと考えている。この金額は、原資産に関する当グループの権利と関連するキャッシュ・フローにより減額されることはない。大部分のクレジット・デリバティブ契約のもとでは、クレジット・イベント（又は決済トリガー）が発生した場合、当グループは通常、販売した信用保証と原資産の価値において保有している遡求権との差額について責任を負う。将来の潜在的な最大支払額は、すべてのデリバティブ・エクスポージャー（関連するマスター・ネットティング契約に基づく取引相手方とのクレジット・デリバティブを含む）を相殺した後に算定されるため、将来の潜在的な最大支払額はその取引相手方に支払った現金担保によって減額されることはない。このような相殺プロセスのため、クレジット・デリバティブ・エクスポージャーのみに対応する担保額を決定することは不可能である。

販売した信用保証に係る支払リスクの質を反映するため、当グループは契約における参照商品を内部で開発された格付に基づいて評価している。内部格付は、経験のあるクレジット・アナリストにより、定量要因及び定性要因の両方を分析及び評価に組み入れた専門家の判断に基づいて設定されている。分析された特定要因及びその相対的重要度は、取引相手方の種類による。この分析は、将来予測的な手法を強調しており、経済動向及び財務ファンダメンタルズに焦点を当て、同業分析、業界比較及びその他の定量ツールを使用している。外部格付及び市場情報が入手可能な場合、それらも分析プロセスにおいて使用する。

購入した信用保証

購入した信用保証は、その参照商品が、販売した信用保証の参照商品と同一である金融商品を表す。個々の同一の参照商品に関する購入した信用保証の潜在的な最大支払額は、販売した保証の想定元本を上回る、又は下回る可能性がある。

当グループはまた、特定のクレジット・イベントが発生した場合に受け取る見積回収額も考慮している。見積回収額には、多くの場合、当グループに譲渡される参照資産の予想価値と、参照商品及び商品の種類が同一である、購入した保証の影響額の双方が含まれている。

購入したその他の保証

通常の事業の過程において、販売した信用保証のリスクを相殺するために、当グループは参照商品が類似ではあるが同一ではない保証を購入し、類似ではあるが同一ではない商品を利用する場合がある。このような保証により、クレジット・デリバティブ・エクスポージャー合計が減少する。購入したその他の保証は当該商品の想定元本に基づいている。

当グループは、銀行及びブローカー・ディーラー、その他の金融機関並びにその他の取引相手から保証を購入している。

販売した信用保証の公正価値

デリバティブ契約に基づく潜在的支払が確実にになったときには負の公正価値が増加することから、販売した信用保証の公正価値は支払リスクの金額を示している。

販売した／購入した信用保証

以下の表は、すべてのクレジット・デリバティブを含んでいないため、「デリバティブ商品の公正価値」の表に示されているクレジット・デリバティブとは異なっている。これは、米国GAAPに基づき特定のクレジット・デリバティブ商品を除外しているためである。米国GAAPは、(a) 原資産の1つ以上が特定の企業（又は企業グループ）の信用リスク又は企業グループの信用リスクに基づくインデックスに関連しており、(b) 契約に規定されている信用リスク関連の事象から生じる潜在的な損失に売り手がさらされている、デリバティブ商品をクレジット・デリバティブとして定義している。

2019年及び2018年12月31日現在、それぞれ16.7十億スイス・フラン及び9.7十億スイス・フランのトータル・リターン・スワップ（以下、「TRS」という。）が、売り手が契約に規定されている信用リスク関連の事象から生じる潜在的な損失にさらされていないため、除外されている。TRSは、資産価値の損失に対してのみ保証を提供し、特定のクレジット・イベントによる追加の金額に対しては保証を提供していない。

販売した／購入した信用保証

2019年12月31日現在、 単位：十億スイス・フラン	販売した 信用保証	購入した 信用保証 ¹	(販売した)/ 購入した信用 保証、純額	購入した その他の 保証	販売した 信用保証の 公正価値
単一銘柄商品					
投資適格 ²	(52.6)	47.9	(4.7)	11.5	0.5
投資非適格	(32.1)	29.5	(2.6)	16.1	0.9
単一銘柄商品合計	(84.7)	77.4	(7.3)	27.6	1.4
うちソブリン	(17.2)	15.4	(1.8)	4.1	0.0
うち非ソブリン	(67.5)	62.0	(5.5)	23.5	1.4
複数銘柄商品					
投資適格 ²	(109.5)	108.9	(0.6)	44.0	0.7
投資非適格	(27.7)	24.5	(3.2)	17.1 ³	1.0
複数銘柄商品合計	(137.2)	133.4	(3.8)	61.1	1.7
うちソブリン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち非ソブリン	(137.2)	133.4	(3.8)	61.1	1.7
商品合計					
投資適格 ²	(162.1)	156.8	(5.3)	55.5	1.2
投資非適格	(59.8)	54.0	(5.8)	33.2	1.9
商品合計	(221.9)	210.8	(11.1)	88.7	3.1
うちソブリン	(17.2)	15.4	(1.8)	4.1	0.0
うち非ソブリン	(204.7)	195.4	(9.3)	84.6	3.1

¹ 原資産及び回収額が同一の購入した信用保証を示す。

² 内部格付BBB以上に基づく。

³ シンセティック型証券化ローンポートフォリオ取引を含む。

2018年12月31日現在、
単位：十億スイス・フラン

	販売した 信用保証	購入した 信用保証 ¹	(販売した)/ 購入した信用 保証、純額	購入した その他の 保証	販売した信用 保証の 公正価値
単一銘柄商品					
投資適格 ²	(46.0)	43.1	(2.9)	11.8	0.2
投資非適格	(26.2)	24.3	(1.9)	17.7	(0.2)
単一銘柄商品合計	(72.2)	67.4	(4.8)	29.5	0.0
うちソブリン	(16.4)	15.0	(1.4)	5.5	(0.1)
うち非ソブリン	(55.8)	52.4	(3.4)	24.0	0.1
複数銘柄商品					
投資適格 ²	(102.9)	102.4	(0.5)	25.1	(0.8)
投資非適格	(26.5)	25.3	(1.2)	8.4 ³	0.1
複数銘柄商品合計	(129.4)	127.7	(1.7)	33.5	(0.7)
うちソブリン	(0.2)	0.2	0.0	0.0	0.0
うち非ソブリン	(129.2)	127.5	(1.7)	33.5	(0.7)
商品合計					
投資適格 ²	(148.9)	145.5	(3.4)	36.9	(0.6)
投資非適格	(52.7)	49.6	(3.1)	26.1	(0.1)
商品合計	(201.6)	195.1	(6.5)	63.0	(0.7)
うちソブリン	(16.6)	15.2	(1.4)	5.5	(0.1)
うち非ソブリン	(185.0)	179.9	(5.1)	57.5	(0.6)

¹ 原資産及び回収額が同一の購入した信用保証を示す。

² 内部格付BBB以上に基づく。

³ シンセティック型証券化ローンポートフォリオ取引を含む。

以下の表は、「デリバティブ商品の公正価値」の表に含まれているクレジット・デリバティブの想定元本の「販売した／購入した信用保証」の表への調整である。

クレジット・デリバティブ

12月31日現在、単位：十億スイス・フラン

	2019年	2018年
クレジット・デリバティブ		
販売した信用保証	221.9	201.6
購入した信用保証	210.8	195.1
購入したその他の保証	88.7	63.0
その他の商品 ¹	16.7	9.7
クレジット・デリバティブ合計	538.1	469.4

¹ トータル・リターン・スワップ及びその他のデリバティブ商品より構成される。

満期日別及びリスク別の将来における支払額の分類によって、デリバティブ契約に基づく履行の可能性の現状を示している。

販売した信用保証の満期

12月31日現在、単位：十億スイス・フラン	1年未満満期	1年－5年満期	5年超満期	合計
2019年				
単一銘柄商品	19.2	60.6	4.9	84.7
複数銘柄商品	41.9	79.8	15.5	137.2
商品合計	61.1	140.4	20.4	221.9
2018年				
単一銘柄商品	13.1	54.9	4.2	72.2
複数銘柄商品	28.8	80.6	20.0	129.4
商品合計	41.9	135.5	24.2	201.6

33 保証及び契約債務

保証

通常の事業の過程において、取引相手が借入契約又はその他の契約に基づく債務を履行できなかった場合に、当グループが第三者に支払義務を負う保証が提供されている。保証の表に開示されている総額は、保証に基づく潜在的支払額の最大額を反映している。帳簿価額は、当初の公正価値（原則として、受け取った又は受け取ることができる関連手数料）から償却累計額を差し引いた後の額と、既存の保証契約で求められる支払いに関する当グループの現行の最善の見積りのいずれか高い方の額である。

当グループが提供する保証は、信用保証及び類似商品、履行保証及び類似商品、デリバティブ並びにその他の保証に分類される。

保証

12月31日現在 単位：百万スイス・フラン	1年未満 満期	1年－ 3年満期	3年－ 5年満期	5年 超満期	総額	純額 合計 ¹	帳簿価額	受入担保
2019年								
信用保証及び類似商品	2,206	252	185	471	3,114	3,061	10	1,655
履行保証及び類似商品	4,942	3,059	668	188	8,857	7,833	31	2,793
デリバティブ ²	13,194	2,665	695	690	17,244	17,244	295	- ³
その他の保証	4,257	1,386	367	493	6,503	6,457	64	4,003
保証合計	24,599	7,362	1,915	1,842	35,718	34,595	400	8,451
2018年								
信用保証及び類似商品	2,228	439	218	398	3,283	3,194	14	1,748
履行保証及び類似商品	5,008	1,344	552	240	7,144	6,278	44	3,153
デリバティブ ^{2,4}	16,228	3,995	1,256	778	22,257	22,257	919	- ³
その他の保証	4,325	1,405	640	517	6,887	6,814	56	4,169
保証合計	27,789	7,183	2,666	1,933	39,571	38,543	1,033	9,070

¹ 純額合計は、総額から他者の負担分を控除した金額として計算される。

² 取引のある特定の商業銀行及び投資銀行並びにその他の特定の取引相手とのデリバティブ契約は、現金決済が可能で、当グループが契約開始時に取引相手が原資産を保有していた可能性があるとして結論づける根拠がないため、これらのデリバティブ契約は除外されている。

³ 保証として会計処理されたデリバティブの担保は重要なものではないとみなされている。

⁴ 過年度の数値は修正再表示されている。

信用保証及び類似商品

信用保証及び類似商品は、第三者が特定の既存の信用債務を履行できなかった場合に、当グループに支払義務が発生する契約である。このポジションには、スタンバイ信用状、商業用及び住宅用抵当貸付保証、並びにVIEに関連するその他保証等の商品が含まれる。

法人向け貸出業務及びその他の法人向け業務において、当グループは取引相手に対してスタンバイ信用状の発行という形式で保証を提供するが、これは、当該取引相手が借入契約又はその他の契約上の義務に基づく債務を履行できなかった場合に、当グループが第三者に対する支払義務を負うものである。

商業用及び住宅用抵当貸付保証は、米国における当グループの商業用抵当貸付業務に関連して行われており、当グループは特定の商業用及び住宅用抵当貸付をファニーメイに売却し、借り手が抵当貸付の債務不履行となった場合に損失の一部を負担することに合意している。また、当グループは、ファニーメイが発行した抵当貸付証券の裏付資産である特定の貸出金に損失があった場合（借り手の抵当貸付債務不履行によって生じる）に、ファニーメイに当該損失を弁済する保証を提供している。

また、当グループはVIE及びその他の取引相手に対して保証を提供しており、当該保証に基づき、特定トリガーイベント（格付の引き下げ及び／又は当該資産の公正価値の大幅な下落等）が発生した場合には、これらの事業体から資産を購入する義務が生じる可能性がある。

履行保証及び類似商品

履行保証及び類似商品は、所定の履行関連目標又は契約条項を達成できなかった場合に、偶発的支払いが要求される契約である。当該契約条項には、特定の商品やサービスの提供、又は建設契約に基づく履行といった顧客の義務が含まれることもある。履行保証は、プロジェクト・ファイナンス取引の一環として頻繁に提供されてい

る。このポジションには、プライベート・エクイティ・ファンドの保証及び住宅用抵当貸付の証券化業務に関連する保証が含まれる。

プライベート・エクイティ・ファンドの保証について、当グループは、当グループの企業が資金提供しているプライベート・エクイティ・ファンドの投資家に対して、残存投資の業績が下落した場合に過去に繰越持分として特定のゼネラル・パートナーに支払われた金額を返還するというゼネラル・パートナーの潜在的義務に係る保証を提供してきた。当グループは、このエクスポージャーを管理するため、通常、繰越持分の分配金の一部を留保して、いかなる返済義務にも対応できるようにしている。さらに、特定の契約のもとで、当グループは、特定のプライベート・エクイティ・ファンドの一部の投資家に対して、一定の業績基準を達成できなかった場合に現金を支払うことが義務付けられている。

さらに、米国における当グループの住宅用抵当貸付の証券化業務の一環として、当グループは、サービサーによる回収及び証券化信託への期前返済違約金の支払いを保証することもある。当グループは、サービサーが期前返済違約金を支払わなかった場合にこれらの保証に基づき履行しなければならない。

デリバティブ

保証の特徴も有することがあるデリバティブは、通常の事業の過程において、一般的にプット・オプションの売りの形式で発行されている。そのようなデリバティブ契約は、現金決済が可能で、当グループが、契約開始時に取引相手が当該契約に関する原資産を保有していた可能性があると結論づける根拠がない場合、保証の特徴に合致しない。当グループは、取引のある特定の商業銀行及び投資銀行並びにその他の特定の取引相手に関して、これらの条件が満たされていると結論づけており、その結果、これらの契約をデリバティブとしてのみ報告している。

当グループでは、エクスポージャーを軽減するための様々なヘッジ戦略により、これらのデリバティブに係るエクスポージャーを管理している。金利キャップ又は通貨オプションの売りといった契約の場合、金利や為替レートが理論上、無限に上昇する可能性があるため、最大支払額を確定することができない。こうした契約に関しては、基礎となるエクスポージャーの指標として、上記の表に想定元本が開示されている。さらに、当グループは、すべてのデリバティブを公正価値により連結貸借対照表上に計上しており、公正価値決定の際に履行事由及び支払可能性を考慮している。取引相手方に対してイン・ザ・マネーの状態にあるプット・オプションの売りが行使される可能性が高い。この場合、当グループのエクスポージャーは、表に反映されている帳簿価額に限定される。

その他の保証

その他の保証には、銀行の支払承諾、残存価値保証、預金保険、企業結合における条件付対価、ミューチュアル・ファンド又はプライベート・エクイティ・ファンドに対する投資の最低価値、並びに上記のいずれにも分類されない他のすべての保証が含まれている。

スイス及びその他の特定の欧州諸国においては、預金受入銀行及び証券ディーラーは、特定の制限又は預金受入銀行の強制清算が起こった場合に、優先支払預金の支払いを保証することが要求されている。スイスにおいては、預金受入銀行及び証券ディーラーは共同で60億スイス・フランを上限として金額を保証している。スイス金融市場監督庁（以下、「FINMA」という。）による特定の事業の制限あるいは他の預金受入銀行の強制清算により支払いが求められる事由が生じた場合の当グループの拠出額は、優先支払預金全体に対する当グループの優先支払預金の割合に応じて算出される。当グループのスイスの銀行子会社に関するFINMAの見積りに基づいた、2019年7月1日から2020年6月30日までの期間の預金保険保証制度における当グループの負担割合は0.5十億スイス・フランであった。この預金保険に関する保証は、その他の保証に反映されている。

住宅用抵当貸付売却に関する表明及び保証

グローバル・マーケット部門による米国の住宅用抵当貸付の売却に関連して、当グループは、売却された貸出金に関する特定の表明及び保証を提供している。当グループは、機関投資家（主に銀行）並びに非政府系又はプライベート・レーベルの証券化に対して貸出金の売却に関する表明及び保証を提供している。これらの売却された貸出金は主に、当グループが他の当事者から購入した貸出金である。表明及び保証がある場合、その範囲は取引によるが、抵当貸付の所有権及び貸出金を売却できる法的能力、融資比率及び不動産・借り手・貸出金のその他の特性、貸出金の担保となる先取特権の妥当性及び延滞税又は関連する先取特権の不在、引受基準への準拠及び文書の完全性、並びに法律に準拠した貸出金の実行を含む場合がある。表明及び保証の違反があったと判断される場合、当グループは関連する貸出金を買い戻す、又は投資家に対して損失を全額補償することが求められる可能性がある。当グループが買い戻しに関連して損失を負担するか否か、及び損失の全額を支払うか否かは、賠償請求が行われる範囲、出訴期間内に行われた賠償請求の妥当性（賠償を強制する能力及び可能性を含む。）、当グループが当グループに貸出金を売却し表明及び保証を行った当事者に対して賠償請求を行うことが可能か否か、住宅不動産市場（債務不履行件数を含む。）、並びに証券化ビークルの債務が第三者によって保証されているか否か等によって決まる。

調停若しくは訴訟の対象となっている、あるいは当該報告期間中に調停若しくは訴訟の対象となった売却済住宅用抵当貸付に関する買戻請求については、保証及び契約債務の開示には含まれていないものの、訴訟並びに関連する偶発損失及び引当金の開示において説明されている。当グループは、売却された住宅用抵当貸付の表明及び保証に関する訴訟に関与している。

詳細情報については、注記39「訴訟」を参照のこと。

[次へ](#)

処分関連の偶発事象及びその他の補償

当グループが有している保証の中には、偶発債務の最大値を数値化できないものがある。このような保証は「保証」の表に含まれておらず、以下に説明されている。

処分関連の偶発事象

資産又は事業の売却に関連して、当グループは購入者に対して特定の補償条件を提示することがある。当該補償条件は、取引相手ごとに範囲及び期間が異なっており、売却された資産や事業の種類によって決まる。このような補償条件は、通常、特定の数値化できない未知の偶発損失（訴訟、税金、及び知的財産事項等）のリスクを購入者から売却者へと移管するものである。当グループはこのような契約すべてを慎重に監視し、補償引当金が当グループの連結財務書類上に適切に計上されるようにしている。

その他の補償

当グループは、通常の業務活動に関連して、特定の取引相手に補償を提供しているが、それにより発生しうる支払義務の最大額を見積ることは不可能である。当グループの有価証券発行の一環として、通常、当グループは当該有価証券保有者に対し、適用税法の改正やその解釈の変更により生じた追加的な源泉徴収費用又は課税額を払い戻すことに合意している。追加分の支払いに同意する契約を含む有価証券は、通常、当該証券の償還又は早期償還に関する条項も含んでおり、これらの条項は、法の改正や解釈の変更によって支払義務が生じ、かつ発行者が合理的な措置をとることによっても追加分の支払いを避けることができない場合に実行される。このような潜在的債務は、将来の税法の改正により生じるため、そのような改正の結果として当グループが負担することとなる関連負債金額を合理的に見積ることは不可能である。通常は、早期償還条項が含まれていることから、当グループでは税金総額に係る潜在的負債が重要なものになることはないと考えている。

当グループは様々な証券取引所及び決済機関の会員となっているため、会員規約により、他の会員の債務不履行が生じ、関連証券取引所又は決済機関のデフォルト・ウォーターフォールに関する定めに沿って利用できる額が、他の会員の債務不履行に伴う損失の補填に十分な額ではない場合に履行が要求される可能性がある。証券取引所又は決済機関が、会員の債務不履行を管理するために設けている手順により、当該取引所又は機関は、債務を履行できなかった会員以外の会員に対する資金の要求に備えることができるが、この資金の要求は、当該保証基金への当グループの拠出額（又はその一定倍の額）を限度とするため、これにより損失を十分補填できない場合には、前述のデフォルト・ウォーターフォールに関する定めや債務不履行管理手順に従い更なる損失の配分をしなければならない場合がある。また、決済機関と会員の取決めの中には、会員の債務不履行に伴う損失以外の損失についても、損失額が、当該損失を補填するために当該取引所又は決済機関が設けていた資金等の額を超えている場合には、当該損失の一定割合を負担するよう会員に求めている。決済機関による保証基金への拠出や当初の証拠金の投資から生じる、会員の債務不履行に伴う損失以外の損失は、会員の債務不履行とは無関係なその他の損失である。当グループでは、前述の取決めに基づき将来負担しなければならない可能性のある最大額を合理的に見積ることは不可能であると判断している。加えて当グループでは、当該取決めに基づいて支払義務が生じる可能性は低いと確信している。

その他の契約債務

荷為替信用状の解約不能契約債務

荷為替信用状の解約不能契約債務は商業信用状に関連した貿易金融によるエクスポージャーを含んでおり、当グループは、船荷書類やその他の書類の提示を条件に、輸出業者に対する支払いを保証している。

解約不能貸付契約

解約不能貸付契約は、顧客に供与されている解約不能なクレジット・ファシリティ契約で、法的拘束力があり、当グループが無条件に解約できない契約（全額又は一部未利用の枠のある契約を含む）である。売却目的で保有される抵当貸付を実行するための契約債務は、会計目的上デリバティブとみなされ、この開示には含まれていない。こうした契約債務は、連結貸借対照表においてデリバティブとして反映されている。

売戻条件付取引予約取引

売戻条件付取引予約取引は、売戻条件付取引の当初の現金と債権の交換が将来の指定された期日に行われる取引のことである。当グループでは、売戻条件付契約をすでに締結している取引相手方と、売戻条件付取引予約取引を締結している。取引相手方とクレディ・スイスとの契約の詳細により、新たな手法では、取引相手方とすでに締結している売戻条件付契約と、当該契約に基づく、同じ取引相手方との売戻条件付取引予約取引の両方を考慮している。

その他の契約債務

その他の契約債務には、プライベート・エクイティ契約、有価証券引受確定契約、後日払い信用状及び支払承諾から生じる契約債務、並びに株式及びその他の持分証券のコール及びプット・オプションに係る負債が含まれる。

その他の契約債務

12月31日現在 単位：百万スイス・フラン	1年未満 満期	1年－ 3年満期	3年－ 5年満期	5年 超満期	総額	純額合計 ¹	受入担保
2019年							
荷為替信用状の解約不能契約債務	4,434	163	0	0	4,597	4,518	3,077
解約不能貸付契約債務 ²	27,145	38,974	48,856	10,152	125,127	120,436	60,118
売戻条件付取引予約取引	41	0	0	0	41	41	41
その他の契約債務	630	121	121	58	930	930	127
その他の契約債務合計	32,250	39,258	48,977	10,210	130,695	125,925	63,363
2018年							
荷為替信用状の解約不能契約債務	5,056	182	0	0	5,238	5,077	3,651
解約不能貸付契約債務 ^{2,3}	26,947	34,188	45,938	11,373	118,446	114,340	59,461
売戻条件付取引予約取引	31	0	0	0	31	31	31
その他の契約債務	329	11	119	33	492	492	4
その他の契約債務合計	32,363	34,381	46,057	11,406	124,207	119,940	63,147

¹ 純額合計は、総額から他者の負担分を控除した金額として算出されている。

² 解約不能貸付契約債務には、2019年12月31日及び2018年12月31日現在、顧客に通知を行うことによって当グループの自由裁量で無効にすることができる未使用の信用枠、それぞれ128,294百万スイス・フラン及び113,580百万スイス・フランは含まれていない。

3 過年度の数値は修正再表示されている。

34 金融資産の譲渡及び変動持分事業体

通常の事業の過程において、当グループはSPEと取引を締結し、これを利用している。SPEは、それを設立した会社の特定の限定された要求を満たすことを目的とした信託又はその他の法的構造による事業体であり、通常は当グループを含め他の事業体の債権者からSPEの資産を分離させる構造となっている。SPEは主に、金融資産の証券化及び投資商品の形成において当グループ及び当グループの顧客を支援するために使用される。当グループはまた、資金調達を容易にするため等、その他の顧客主導型の活動及び当グループの税務上の目的又は規制目的でSPEを利用している。

金融資産の譲渡

証券化

当グループの証券化業務の大半は、抵当貸付及び抵当貸付関連証券に関係したものであり、大部分はSPEを利用して取引されている。通常の証券化では、SPEは、SPEによる負債及び持分証券、証書、CP及びその他の債務証券の発行による収入を原資として資産を購入する。これらの資産及び負債はSPEの貸借対照表に計上され、当グループが事業体に資産を売却して売却に関する会計上の要件が満たされなかった場合、あるいは当グループがSPEを連結した場合を除き、当グループの連結貸借対照表には反映されない。

当グループは、証券化目的で商業用抵当貸付や住宅用抵当貸付を購入し、これらの抵当貸付をSPEに売却する。これらのSPEは、商業用抵当貸付証券（以下、「CMBS」という。）、住宅用抵当貸付証券（以下、「RMBS」という。）及びABSを発行している。これらの証券は、SPEに譲渡された資産を担保とし、当該資産からの回収に基づいて投資収益を支払う。このような抵当貸付証券又はABSの投資家は、通常はSPEの資産に対して遡求権を有する。第三者からの保証により資産の信用度がさらに高まる場合がある。当該投資家及びSPEは、当グループの資産に対する遡求権を有していない。当グループは、通常、当該有価証券の引受人でありマーケット・メーカーである。

当グループはまた、過去に発行したRMBS証券の再証券化取引も行う。通常、再証券化は、既存の証券化事業体が発行した証券を新設の別個の証券化事業体に対して売却するものである。これらの再証券化は、投資家にさまざまなリスク格付や特徴の投資を与えることを目的として、既存の証券をリパッケージするために開始されることが多い。

当グループはまた、顧客主導型の活動に関連するその他のアセット・バック資金調達及び当グループの税務上又は規制上の目的でSPEを利用している。この区分におけるストラクチャーには、マネージド担保債務証券（以下、「CLO」という。）、CLO、レバレッジド・ファイナンス、リパッケージ及びその他の種類の取引（生命保険ストラクチャー、資金調達、ローン・パーティシペーション又は貸付実行を目的として設立される新興市場ストラクチャー及びベンチャー・キャピタル類似投資に投資することを目的として創設されるその他のオルタナティブ投資ストラクチャー等）が含まれる。CLOは、CLO事業体に譲渡された貸出金を担保とし、当該貸出金からの回収に基づいて投資収益を支払う。レバレッジド・ファイナンス・ストラクチャーは、当グループが保有する特定の貸出金のシンジケーションを支援するために用いられ、リパッケージ・ストラクチャーは顧客に対し、当グループから購入した担保を裏付資産とする、特定のキャッシュ・フロー又は信用リスクに対する担保付エクスポージャーを提供するものである。これらのアセット・バック資金調達ストラクチャーでは、通常、投資家はSPEの担保資産に対して遡求権を有しているが、当グループの資産に対する遡求権を有していない。

当グループが資産をSPEに譲渡する場合、当該譲渡が資産の売却として会計処理されるかどうかを評価しなければならない。資産が法的に当グループから分離されていない場合、及び／又は当グループの継続的関与によって資産に対する有効な支配が生じるとみなされる場合、資産の譲渡は売却の要件を満たさない場合がある。譲渡が売却とみなされない場合、当該取引は担保付き借入として会計処理され、譲渡資産は担保となる。

証券化取引による損益は、譲渡に関連する抵当貸付及び貸出金の帳簿価額により決定される部分があり、売却日における相対的な公正価値に基づき、売却資産と留保受益持分の間で配分される。

当グループは、証券化における重要なサービシング義務を留保していない。

以下の表は、売却処理及びその後の認識中止の要件を満たす2019年、2018年及び2017年の金融資産の証券化に関連した損益及び資産の譲渡に係る収入、並びに証券化の時期にかかわらず、当グループが継続的に関与している証券化において使用された当グループとSPEとの間のキャッシュ・フローを表している。

証券化

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン	2019年	2018年	2017年
利益/(損失)及びキャッシュ・フロー			
CMBS			
純利益 ¹	10	10	37
資産の譲渡に係る収入	7,757	5,861	6,604
継続的に保有する持分に関して受領した現金	162	41	28
RMBS			
純利益/(損失) ¹	2	(1)	0
資産の譲渡に係る収入	21,566	22,536	14,817
従前に譲渡した金融資産又はその裏付担保の購入	(1)	0	(2)
サービシング手数料	2	3	3
継続的に保有する持分に関して受領した現金	312	576	368
その他のアセット・バック資金調達活動			
純利益 ¹	101	77	31
資産の譲渡に係る収入	11,702	6,422	7,664
従前に譲渡した金融資産又はその裏付担保の購入	(763)	(318)	(380)
手数料 ²	151	142	135
継続的に保有する持分に関して受領した現金	6	3	4

¹ 引受収入、繰延組成手数料、SPEへの担保売却損益及び第三者への新規発行証券売却損益が含まれるが、証券化前の資産に係る純利息収益は含まれない。担保売却損益は、証券化の価格決定日より前の日における公正価値と貸出金の売却価格との差額である。

² マネージドCLOに提供した投資運用業務により稼得した運用報酬及び業績報酬を表している。

譲渡された金融資産への継続的な関与

当グループは、SPEに譲渡された金融資産へ継続的に関与する場合がある。継続的な関与は、サービシング、償還請求及び保証、譲渡資産の購入又は償還契約、デリバティブ商品、担保の差し入れ、及び譲渡資産に対する受益持分等の様々な形式によるが、これらに限定されるわけではない。受益持分は公正価値で評価され、SPEが受領した特定の現金流入額のすべて又は一部を受領する権利を含む。ここには、「パススルー」又は「ペイスルー」される利息、元本あるいはその他の現金流入額の優先持分及び劣後持分、保証人に対する支払保険料、CP債務、並びに残存持分（負債又は持分のいずれか）が含まれるが、これらに限定されるわけではない。

譲渡された金融資産への継続的な関与によって生じる当グループのエクスポージャーは、一般的に受益持分に限定されている。当グループは、通常、SPEが発行する金融商品（優先、劣後又は残余トランシェ）の形式でこの受益持分を保有している。これらの商品は、通常、引受け又はマーケット・メイキング業務に関連して当グループが保有しており、連結貸借対照表のトレーディング資産に含まれる。当該受益持分に係る公正価値の変動は、連結損益計算書に認識される。

投資家は、通常、SPEの資産に対して遡求権を有し、しばしば担保勘定などのその他の信用補完、あるいは与信枠若しくは資産購入契約の流動性プット・オプションなどの流動性ファシリティによる恩恵を受ける。SPEはまた、デリバティブ契約を締結し、原資産の利回り又は通貨をSPE投資家の要求に合わせて変換したり、SPEの信用リスクを限定又は変更したりすることもある。当グループは、特定の信用補完の提供者並びに関連するデリバティブ契約の取引相手になることがある。

以下の表は、譲渡の時期にかかわらず、2019年及び2018年12月31日現在、当グループがSPEへ金融資産を譲渡した後も引き続きリスクを負う資産の元本残高及びSPEの資産合計を表したものである。

継続的な関与によって生じた元本残高及びSPEの資産合計

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン	2019年	2018年
CMBS		
元本残高	21,079	25,330
SPEの資産合計	28,748	35,760
RMBS		
元本残高	54,001	40,253
SPEの資産合計	55,595	41,242
その他のアセット・バック資金調達活動		
元本残高	27,982	23,036
SPEの資産合計	54,974	47,542

元本残高は当グループから譲渡された資産に関連しており、第三者から譲渡された資産の元本金額は含まれていない。

受益持分の公正価値

譲渡日及び報告日現在保有している受益持分（継続的な関与によって生じたもの）の公正価値は、市場参加者が慣習的に評価手法において用いる仮定を組み込んだ見積将来キャッシュ・フローの現在価値など、公正価値に基づく評価手法を用いて決定される。継続的な関与によって生じた資産又は負債の公正価値は、当グループが固有のリスクをヘッジするために利用する金融商品による利益を含んでいない。

譲渡日現在における重要な経済上の仮定

公正価値ヒエラルキーについての詳細は、注記35「金融商品」の「公正価値測定」を参照のこと。

譲渡日現在における受益持分の公正価値を評価する際に用いられた重要な経済上の仮定

12月31日に終了した事業年度	2019年		2018年		2017年	
単位：百万スイス・フラン (別途記載があるものを除く)	CMBS	RMBS	CMBS	RMBS	CMBS	RMBS
譲渡日現在						
受益持分の公正価値	549	3,171	662	3,613	445	2,400
うちレベル2	455	2,978	640	3,509	444	2,221
うちレベル3	94	193	22	103	1	179
加重平均年数（年）	5.5	5.5	6.6	7.8	10.0	6.0
予測早期償還率（年率：％） ¹	- ²	2.0-37.3	- ²	5.0-13.5	- ²	1.0-22.9
キャッシュ・フロー割引率 （年率：％） ³	2.5-8.3	1.5-15.7	3.6-9.8	3.0-13.6	2.4-9.0	2.0-29.5
予測貸倒率（年率：％） ⁴	1.3-1.9	1.5-7.6	1.8-3.1	2.3-7.2	0.6-3.4	0.8-6.3

当グループが受益持分を保有していない資産の譲渡は上記の表に含まれていない。

- ¹ 予測早期償還率（以下、「PSA」という。）は、住宅用抵当貸付の残存期間にわたる早期償還を予測する際に用いられている、業界標準の早期償還速度測定基準である。PSAは一定早期償還率（以下、「CPR」という。）仮定を用いている。100％早期償還仮定では、1カ月目の抵当貸付の元本残額に対し、年率0.2％で早期償還が行われると仮定している。その後、抵当貸付の期間を通じて0.2％ポイントずつ上昇し、30カ月目にCPR 6％（年率）になったところで止まり、それ以降は抵当貸付期間を通じて毎月6％となる。100PSAは6CPRに等しい。
- ² 早期償還を抑制するため、商業用抵当貸付は通常、早期償還禁止及び利回り維持などの対策を取り入れている。
- ³ この率の基礎になっているのは受益持分の加重平均利回りである。
- ⁴ 予測貸倒率の範囲は、すべての商品の予測貸倒率がゼロでない限り、予測貸倒率がゼロを上回る商品のみを反映している。

報告日現在の重要な経済上の仮定

以下の表は、2019年及び2018年12月31日現在、SPEに保有されている受益持分の公正価値を評価する際に用いられた重要な経済上の仮定の感応度分析を表したものである。

SPEに保有されている受益持分の公正価値を評価する際に用いられた重要な経済上の仮定

12月31日現在	2019年			2018年		
単位：百万スイス・フラン (別途記載があるものを除く)	CMBS ¹	RMBS	その他のア セット・ バック資金 調達活動 ²	CMBS ¹	RMBS	その他のア セット・ バック資金 調達活動 ²
受益持分の公正価値	399	2,282	751	805	2,006	226
うち投資非適格分	46	711	15	112	307	26
加重平均年数 (年)	6.4	5.7	1.6	5.7	7.9	5.6
予測早期償還率 (年率：%) ³	-	3.0-35.7	-	-	2.0-20.0	-
10%不利な変化があった場合の 公正価値に対する影響	-	(38.1)	-	-	(22.3)	-
20%不利な変化があった場合の 公正価値に対する影響	-	(72.6)	-	-	(43.2)	-
キャッシュ・フロー割引率 (年率：%) ⁴	2.2-15.2	1.5-36.2	0.7-13.1	3.4-14.3	3.0-21.3	1.0-21.2
10%不利な変化があった場合の 公正価値に対する影響	(6.8)	(38.3)	(2.1)	(20.7)	(52.1)	(2.9)
20%不利な変化があった場合の 公正価値に対する影響	(13.4)	(74.7)	(4.2)	(37.6)	(101.3)	(5.7)
予測貸倒率 (年率：%) ⁵	0.5-8.5	1.1-34.5	0.7-12.8	0.8-4.7	0.6-18.8	1.0-21.2
10%不利な変化があった場合の 公正価値に対する影響	(4.1)	(24.1)	(2.0)	(10.2)	(23.8)	(2.4)
20%不利な変化があった場合の 公正価値に対する影響	(8.1)	(47.3)	(4.0)	(17.3)	(46.7)	(4.8)

¹ 早期償還を抑制するため、商業用抵当貸付は通常、早期償還禁止及び利回り維持などの対策を取り入れている。

² このカテゴリーのCDO及びCLOは通常、早期償還リスクから守られるよう組成されている。

³ PSAは、住宅用抵当貸付の残存期間にわたる早期償還を予測する際に用いられている、業界標準の早期償還速度測定基準である。PSAはCPRによる仮定を用いている。100%早期償還仮定では、1カ月目の抵当貸付の元本残額に対し、年率0.2%で早期償還が行われると仮定している。その後、抵当貸付期間を通じて0.2%ポイントずつ上昇し、30カ月目にCPR 6% (年率) になったところで止まり、それ以降は、抵当貸付期間を通じて毎月 6% となる。100PSAは6CPRに等しい。

⁴ この率の基礎になっているのは受益持分の加重平均利回りである。

⁵ 予測貸倒率の範囲は、すべての商品の予測貸倒率がゼロでない限り、予測貸倒率がゼロを上回る商品のみを反映している。

このような感応度は仮説上のものであり、経済的ヘッジ活動による影響を反映していない。仮定の変化と公正価値の変化との関係が線形ではない可能性があるため、一般的に、仮定における10%又は20%の変化による公正価値の変動を推計することはできない。また、特定の仮定が変化したことによる受益持分の公正価値への影響は、他の仮定を一切変更せずに計算されている。実際には、ある一つの仮定が変化することにより、他の仮定にも変化が生じることがあり (例えば、市場金利が上昇することにより早期償還率が低下し、貸倒率が上昇する等)、その結果、感応度を増幅又は弱める可能性がある。

売却処理が行われなかった金融資産の譲渡

以下の表は、2019年及び2018年12月31日現在、売却処理が行われなかった、譲渡された金融資産及び関連する負債の帳簿価額を表している。

詳細については注記36「担保資産及び担保」を参照のこと。

売却処理が行われなかった、譲渡された金融資産及び負債の帳簿価額

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

その他のアセット・バック資金調達活動

	2019年	2018年
トレーディング資産	279	255
SPEに対する負債（その他負債に含まれる）	(279)	(255)

担保付借入金として会計処理される買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券

担保付借入金として会計処理される買戻条件付売渡有価証券及び証券貸付取引に関し、米国GAAPでは、差入担保及び譲渡後に譲渡人が継続してさらされる関連リスクの開示が求められる。これにより、こうした種類の取引を通じた短期物の担保付資金調達の性質とリスクを把握することができる。

買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券は、純利息収益の稼得、流動性の増加又はトレーディング活動の推進のために用いられる、担保付資金調達取引である。こうした取引の差入担保は、主に政府の負債証券、社債、資産担保证券、持分証券などで、期間は要求払いから長期まで様々である。

当グループが債務不履行となった場合、又は差入担保の公正価値が下落した場合、買戻契約により、カウンターパーティーには保有担保を処分する権利又は追加担保を要求する権利が付与される。同様に、当グループが債務不履行となった場合、有価証券貸付により、カウンターパーティーには借入有価証券を処分する権利が付与される。

以下の表には、2019年及び2018年12月31日現在の買戻条件付売渡有価証券、貸付有価証券及び担保受入有価証券返還義務に関する債務総額が、差入担保の種類及び契約上の残存期間別に示されている。

差入担保種類別の買戻条件付売渡有価証券、貸付有価証券及び担保受入有価証券返還義務

12月31日現在、単位：十億スイス・フラン	2019年	2018年
政府の負債証券	14.0	31.1
社債	11.0	9.6
資産担保証券	2.5	1.8
持分証券	0.7	0.0
その他	0.2	0.2
買戻条件付売渡有価証券	28.4	42.7
政府の負債証券	0.1	1.4
社債	0.1	0.2
持分証券	5.4	3.2
その他	0.1	0.2
貸付有価証券	5.7	5.0
政府の負債証券	5.3	3.6
社債	1.8	1.0
資産担保証券	0.1	0.1
持分証券	33.0	37.0
担保受入有価証券返還義務（公正価値報告分）	40.2	41.7
合計	74.3	89.4

契約上の残存期間別の買戻条件付売渡有価証券、貸付有価証券及び担保受入有価証券返還義務

12月31日現在、 単位：十億スイス・フラン	要求に応じて ¹	契約上の残存期間			合計
		30日まで ²	31日から90日	90日超	
2019年					
買戻条件付売渡有価証券	5.2	15.1	5.9	2.2	28.4
貸付有価証券	5.7	0.0	0.0	0.0	5.7
担保受入有価証券返還義務 (公正価値報告分)	40.0	0.1	0.1	0.0	40.2
合計	50.9	15.2	6.0	2.2	74.3
2018年					
買戻条件付売渡有価証券	7.4	26.3	6.7	2.3	42.7
貸付有価証券	4.1	0.9	0.0	0.0	5.0
担保受入有価証券返還義務 (公正価値報告分)	41.4	0.1	0.2	0.0	41.7
合計	52.9	27.3	6.9	2.3	89.4

¹ 通知期間を伴う解約取決めなどの満期を定めていない契約を含む。

² オーバーナイト取引を含む。

買戻条件付売渡有価証券、貸付有価証券及び担保受入有価証券返還義務の総額及び連結貸借対照表上に開示されている純額についての詳細は、注記27「金融資産と金融負債の相殺」を参照のこと。

変動持分事業体

通常の業務の一環として、当グループはVIEとみなされる事業体との様々な取引を行っている。その関係は、債務担保证券（以下、「CDO」という。）/CLO、CPコンジット及び金融仲介活動の3つの主要なカテゴリーに分類される。VIEは、出資持分だけではその事業活動を賄えず、追加的な劣後財務支援を必要とするSPEか、又は議決権保有者が当該事業体の損益に実質的に参加しないよう構成されたSPEである。VIEは、当グループ又は第三者がスポンサーとなる場合がある。そのような事業体は連結のための評価を受けることを要求され、主たる受益者がVIEを連結することになる。連結の評価は、企業に対し、企業がVIEの経済状況に最も影響を与える活動を指示する力を有しているかどうか、並びに報告企業がVIEに対して重要な潜在的利益又は損失を有しているかどうかを判断することを要求している。主たる受益者の評価は継続的に再評価されなければならない。

VIEの連結に関する要件を適用する場合には、重要な判断が必要となる。VIEの連結が要求される場合、当グループのエクスポージャーは、VIEの資産のうち、当グループの正味エクスポージャーをヘッジするためのリスク管理活動を行う以前に、当グループが保有していた変動持分に関連する部分に限定される。VIEが当グループによって連結されたとしても、第三者によるVIEの保有持分は、通常、当グループの経営成績に影響を及ぼさない。

VIEとの取引は、通常、証券化活動を促進する、あるいは流動性や投資機会の提供といった顧客の特定のニーズを満たすために実施され、当該活動の一環として、当グループはVIEの持分を保有することもある。VIEとの証券化に関連した取引は、資産の売却又は購入、及びVIEとの関連するデリバティブ契約の締結の可能性、流動性、信用、又はその他支援の提供を含む。VIEとのその他の取引は、当グループが主たる仲介者として関与するデリバティブ取引を含む。当グループはまた、資金提供又は資産取得を目的とするVIEとの貸付契約を締結している。通常、VIEの資産は、主に事業体の義務を果たすために保有されているという点において、本質的に制限されている。さらに、当グループは、顧客に対する代替的な投資ソリューションを提供するために組織されたVIEに関与している。このようなVIEは主に、プライベート・エクイティ投資、ファンド関連事業体又はファンド・オブ・ファンドに関連しており、当グループは、ストラクチャラー、マネージャー、ディストリビューター、ブローカー、マーケット・メーカー又は流動性の提供者として業務を行う。

このような活動の結果として、当グループはVIEの変動持分を保有している。そのような変動持分は、VIEによって発行され当グループが保有している金融商品、VIEとのデリバティブ契約、又はVIEに対する貸出金より構成される。当グループがVIEに対して又はVIEに代わって発行する保証も、変動持分として適格である。保証の役割を果たすデリバティブを含むそれらの保証に関しては、エクスポージャーの金額を表すため、それぞれの保証の想定元本が示される。一般的に、連結されたVIEの投資家は、保証が投資家に対して提供された場合、又は当グループがVIEの関与するデリバティブ取引の取引相手である場合を除いて、債務不履行に陥った場合に当グループに対する遡求権を有していない。

第三者投資家の保有する持分のために当グループの関与が非常に少ないとしても、当グループの関与する連結VIE及び非連結VIEの資産総額はVIEの資産総額を表す。当グループが大きく関与している非連結VIEの資産残高は、所有資産の元本残高に関して当グループが入手可能な最新の情報を表している。当グループが公正価値情報を容易に入手できる場合を除き、多くの場合、資産残高は公正価値の減損を考慮しない償却原価基準で表される。

当グループの損失に対する最大エクスポージャーは、VIEの資産の帳簿価額とは異なる。この最大損失エクスポージャーは、VIEの資産総額ではなく、トレーディング資産、デリバティブ及び貸出金として保有される当グループの変動持分の帳簿価額、及びVIEに対する保証及びオフ・バランスシート・コミットメントの想定元本で構成されている。損失に対する最大エクスポージャーは、当グループがこれらのVIEに固有のリスクを経済的にヘッジするために利用する金融商品の効果等の、当グループのリスク管理活動を反映していない。当グループが保有するVIEのエクスポージャーに伴う経済リスクは、すべての関連するリスク軽減策と共に、当グループのリスク管理の枠組みの中に含まれる。

当グループは連結及び非連結VIEに対し、契約上、提供することを義務付けられていない財務上の支援もその他の支援も提供していない。

債務担保証券及びローン担保証券

当グループは、CDO/CLO取引を行い、顧客及び投資家のニーズを満たすとともに、手数料の稼得及び金融資産を売却するほか、CLOに対してローンを売却している。当グループは引受人、証券発行代理人又はアセット・マネージャーとして関与することがあり、取引完了まで資産を保管することもある。ストラクチャード・ファイナンス事業の一環として、証券化目的で、当グループは貸出金及びその他の債務を、顧客から及び顧客の代理として購入している。貸出金及びその他の債務はVIEに売却され、VIEはCDO/CLOを発行し、投資適格かつ高利回りの社債等の資産の購入資金を調達する。

一般的に、担保マネージャーは、その管理するCDO/CLOにおいて事業体の経済状況に最も影響を与える活動を指示する力を有する事業体とみなされる。スタティックCDO/CLOの場合、この「力」の役割は分析がより困難であり、事業体のスポンサーの場合もあればCDSの取引相手の場合もある。

CDO/CLOは、ABS又はローンのポートフォリオ（現物CDO/CLO）、又は有価証券若しくはローンの参照ポートフォリオ（シンセティックCDO/CLO）の信用リスク・エクスポージャーを提供している。現物CDO/CLO取引は実際の有価証券又はローンを保有し、シンセティックCDO/CLO取引は現物資産の代わりにCDSを用いて、基礎となる信用リスクを交換するものである。当グループは、また、VIEの一般的に変動持分ではないデリバティブの取引相手としての役割を果たし、当該VIEが発行した債券や株式の一部に投資することもある。CDO/CLO事業体は、アクティブ運用型ポートフォリオ又はスタティック・ポートフォリオを有している。

これらのVIEが発行した有価証券は、関連する担保のキャッシュ・フローを唯一の支払源としており、債務不履行が生じた場合でもこれらのVIEの第三者債権者は当グループに対して遡求権を有さない。

CDO/CLO取引における当グループのエクスポージャーは、通常、引受業務又はマーケット・メイキング業務に関連して保有する持分に限定されている。当グループが事業体に対して「力」を有しているときみなされ、当該持分が潜在的に重要でない限り、当グループはビークルの主たる受益者に該当せず、事業体を連結しない。当グループの損失に対する最大エクスポージャーには、VIEのリスクを経済的にヘッジするために利用される金融商品の効果は考慮されていない。

コマーシャル・ペーパー・コンジット

顧客と当グループの資金調達のために用いるマルチセラー・アセット・バックCPコンジットである、アルパイン・セキュライゼーション・リミテッド（以下、「アルパイン」という。）に対して、当グループは流動性や信用補完枠の管理者及び提供者としての活動を行っている。アルパインは、CPの投資家に向けて特定のポートフォリオや資産データを公表しており、CPの公開格付を取得するため格付機関にそのポートフォリオを提出している。このCPコンジットは、主として貸出金及び債権等の資産を顧客から購入又は、リバース・レポ契約を締結し、これらの資産を裏付資産とするCPを発行することにより購入資金を調達している。当グループ（アルパインを含む）は、第三者の事業体に流動性補完と信用補完を提供するためにこれらの事業体からの資産を購入することが要求される可能性がある流動性ファシリティを、これらの事業体と締結することが可能である。当該資金調達は、超過担保に加え、他の資産に特有の補完という形で、信用補完を提供する形に仕組まれている。アルパインは当グループが完全所有する独立した法人である。ただし、その資産は債務を弁済する目的にのみ使用できる。さらに、管理者並びに流動性ファシリティの提供者として、当グループはアルパインの活動に対して重要なエクスポージャー及びパワーを有している。アルパインは会計目的上VIEとみなされる。当グループはアルパインの主たる受益者と判断され、アルパインを連結している。

2019年12月31日現在、アルパインの発行済CP全体の満期までの平均期間は約116日であった。アルパインのCPはスタンダード&プアーズからはA-1(sf)の格付を、ムーディーズからはP-1(sf)の格付を取得しており、主として当グループ企業とのリバース・レポ契約、消費者金融、航空機ローン及びリース、自動車ローン及びリース、商業用リース並びに中小企業向け融資に対するエクスポージャーを有している。

当グループのこのCPコンジットに対する財務上の契約債務は流動性契約による債務を構成している。流動性契約は資産特有の契約であり、当グループは、CP市場の流動性が枯渇し、CPコンジットがその債務をリファイナンスできなくなった場合や、原資産が債務不履行に陥った場合など特定の状況下で、CPコンジットに短期融資を行う、又はCPコンジットから資産を購入することが求められている。資産の売り手である顧客によって提供される資産特有の信用補完は、かかる購入の結果によっても変化しない。こういった契約を締結するにあたり、当グループは他の与信に適用するものと同じ基準で、これらの取引に関連した信用リスクを検討する。

当グループは、第三者により管理及び出資されるCPコンジットとの間で流動性ファシリティを締結している。これらの第三者のCPコンジットは、会計目的上VIEとみなされる。当グループは主たる受益者ではなく、これらの第三者のCPコンジットを連結していない。当グループのこれらの第三者のCPコンジットに対する財務上の契約債務は、流動性契約による債務を構成している。流動性契約は資産特有の契約であり、CP市場の流動性が枯渇し、CPコンジットがその債務をリファイナンスできない場合や、原資産が債務不履行に陥った場合など特定の状況下で、CPコンジットに短期融資を行う、又はCPコンジットから資産を購入することが求められている。資産の売り手である顧客によって提供される資産特有の信用補完は、それがあっても、かかる購入の結果によっても変化しない。こういった契約を締結するにあたり、当グループは他の与信に適用するものと同じ基準で、これらの取引に関連した信用リスクを検討する。状況によっては、当グループはアルパインを通じてこれら第三者のCPコンジットとの間で流動性ファシリティを締結することができる。2019年12月31日現在、アルパインを通じてこれら第三者のコンジットに提供された当グループのファシリティ残高は、非連結のVIEの表形式の開示には含まれておらず、最大損失エクスポージャーは6,159百万スイス・フランであり、これらの非連結のVIEの総資産は13,488百万スイス・フランである。

アルパインのCPコンジット及び第三者のCPコンジットに関連する当グループの経済リスクは、カウンターパーティー、経済リスク資本、シナリオ分析等の当グループのリスク管理フレームワークに含まれている。

金融仲介活動

当グループは、顧客の代わりに金融仲介業者として役割を果たすことにより、VIEと深く関わっている。

当グループは、リスク軽減活動（経済的ヘッジ戦略や担保の取決めを含むがそれらに限定されない）により、最大エクスポージャーと同額の損失が発生する可能性は低いと考えている。金融仲介活動から生じる連結及び非連結VIEのエクスポージャーに伴う当グループの経済リスクは、すべての関連するリスク軽減策と共に、当グループのリスク管理枠組みに含まれている。

金融仲介活動は、証券化、ファンド、貸出金及びその他のビークルにより構成されている。

証券化

証券化は、主にCMBS、RMBS及びABSビークルである。当グループは、特定の証券化取引に関係して、引受人、マーケット・メーカー、流動性の提供者、デリバティブの取引相手、及び／又はVIEに対する信用補完の提供者として業務を行っている。

損失に対する最大エクスポージャーは、貸付証券及び変動持分であるデリバティブのポジションの帳簿価額に、（保有している場合）当グループが提供している信用補完から生じるエクスポージャーを加えた金額である。当グループの損失に対する最大エクスポージャーには、VIEのリスクを経済的にヘッジするために利用される金融商品の効果は考慮されていない。

証券化ビークルに最も影響を与える活動は、債務不履行となった貸出金に関する判断であり、それはサービサーによって支配されている。サービシング業務を支配する者は、証券化ビークルの活動の成果に重大な影響を及ぼす決定を下す能力を有している。証券化ビークルに特定資産のサービシング業務を支配している者が複数存在する場合、当グループが証券化ビークルの資産の50%超のサービシング業務を支配している場合、当グループに権限があると判断する。サービサー又は関連当事者が利益及び/又は損失の大部分を吸収し得る経済的持分を有する場合には主たる受益者とみなされ、ビークルを連結する。当グループが関連するサービシング業務を支配していると判断する場合には、主に当グループが保有する証券化ビークルが発行した有価証券の金額及び内容を評価することによって、当グループが当該ビークルに対して潜在的に重要となり得る証券化ビークルから生じた損失を負担する義務又は恩恵を享受する権利を有しているかどうかについて判断する。この分析において考慮される要因には、保有している有価証券の劣後水準及びポジションの規模が含まれ、これらは有価証券の各クラスの割合及び発行済み有価証券のクラス別の取引合計に基づいている。保有している有価証券の水準が劣後すればするほど、当グループが主たる受益者となる可能性は高くなる。この連結分析は、保有資産及び証券化において残存している資産水準の変動に基づいて、報告期間ごとに実施される。当グループは、当グループがサービサーであり、引受人としての役割から派生して持分を保有する場合には通常、証券化ビークルを連結する。証券化ビークルにおける短期的なマーケット・メイキングのための保有は、通常、当該評価の目的に照らして潜在的に重要であるとはみなされない。

過年度に発行されたRMBS証券の再証券化が行われる場合には、再証券化ビークルは本質的に消極的であり、管理を必要とする重要な継続的な活動を有していないため、当初の証券化取引の策定が当該ビークルの重要な権限となる。当初の活動には、資産の選定及び資本構造の決定が含まれる。再証券化ビークルをめぐる権限は、通常当グループと当該ビークルの策定及び設立に関与した投資家の間で共有される。当グループが当該ビークルより発行された実質的にすべての債券を保有している場合、当グループは再証券化ビークルの主たる受益者であると結論付けている。

ファンド

ファンドには、ミューチュアル・ファンド、ファンド・オブ・ファンズ、プライベート・エクイティ・ファンド及びファンド関連商品などの投資ストラクチャーが含まれており、投資家の権利は通常、持分よりもむしろ負債の形式を取っているため、結果としてこれらはVIEを形成している。当グループは、ストラクチャラー、投資アドバイザー、投資マネージャー、管理者、カストディアン、引受人、証券発行代理人、マーケット・メーカーという立場で、及び/又は主たるブローカーとして、このようなVIEとの様々な取引関係を有することがある。これらの活動の中には、ファンド関連商品、ヘッジ・ファンド・オブ・ファンズ、又はプライベート・エクイティ投資商品を構築し、顧客にオルタナティブ投資への投資機会を提供するといったことも含まれている。このような取引において、VIEは原投資を保有するとともに、これらの投資の運用成績に基づき投資家に収益をもたらす有価証券を発行する。

損失に対する最大エクスポージャーは、引受け又はマーケット・メイキング業務の結果として当グループが保有するようなストラクチャーの発行された金融商品、これらのビークルへ提供される資金並びに元本保証及び償還条項から生じる当グループのエクスポージャーの公正価値で構成されている。投資家は一般的に、このような取引における損失リスクを留保するが、特定のファンドについては、当グループが投資家の市場のダウンスайд・リスクへのエクスポージャーを制限するために有価証券に元本保証を提供する場合もある。当グループの損失に対する最大エクスポージャーには、VIEのリスクを経済的にヘッジするために利用される金融商品の効果は考慮されていない。

米国GAAPでは、連結についてファンドを評価するために別のモデルが用いられる。支配力及び重要なリスク及び経済価値を吸収する潜在能力の概念が組み込まれた連結モデルの代わりに従前の連結モデルが使用され、その結果当グループは主たる受益者となり、ファンドの発行済み証券の50%超を保有する場合にファンドを連結することになった。

貸出金

当グループは、顧客又は第三者が所有する、あるいはスポンサーとなっている資金調達ビークルに貸付を行っている。これらの貸付契約は、顧客の資産の購入、リース、又は資金調達及び管理といった目的に合わせて設定されており、特定の顧客資産、顧客又は事業ベンチャーが用いる個別の単一の資産の資金調達を含んでいる。当該資産の各所有者又は当該事業の経営者は、当該ビークルに資本を提供している。

損失に対する最大エクスポージャーは、当グループの貸出金エクスポージャーの帳簿価額と同額であり、顧客に直接発行される貸出金と同一の信用リスク管理手続の対象となる。顧客の信用力は慎重にレビューされ、融資比率は厳密に設定される。また顧客は、持分、追加担保又は保証を提供し、これらすべてによって当グループのエクスポージャーは大幅に軽減される。当グループは、超過担保及び十分な融資比率を維持するための効果的なモニタリングを含む当グループのリスク軽減への取り組みにより、最大エクスポージャーと同額の損失が発生する可能性は低いと考えている。

VIEの第三者スポンサーは通常、資産の全期間にわたる支配権並びに重要な利益及び損失を吸収する潜在能力を有する。当グループは通常、これらのストラクチャーの主たる受益者ではないため、これらを連結する必要はない。ただし、スポンサーの債務不履行等、ストラクチャーに変更があった場合は、当グループが資産の支配権を獲得することもある。当グループの融資が重要である場合、事業体の連結を求められる可能性がある。

その他

その他には、当グループが資金提供するその他のビークル及び信託優先証券発行ビークルが含まれる。信託優先証券発行ビークルは当グループの資本効率的な資金調達を補助する目的で用いられる。VIEは、当グループが保証する優先株式を発行し、その収入によって当グループの債務を購入する。当グループによる自社の債務に対する保証は変動持分とはみなされず、当グループはこれらのビークルに対する持分を保有していないことから、損失に対する最大エクスポージャーを持たない。非連結VIEには、当グループがこれらの事業体に対する変動持分を有していないため、信託優先証券発行ビークルの資産総額のみが開示されている。

連結VIE

当グループは、顧客の代わりに金融仲介業者として活動することで、VIEと深く関わっている。当グループは、自身が主たる受益者である金融仲介活動に関連するすべてのVIEを連結している。

連結VIEの表は、2019年及び2018年12月31日現在の連結VIEの資産及び負債の帳簿価額並びに分類を表している。

当グループが主たる受益者である連結VIE

12月31日現在、 単位：百万スイス・フラン	金融仲介活動						合計
	CDO/CLO	CPコン ジット	証券化	ファンド	貸出金	その他	
2019年							
現金及び銀行に対する預け金	6	1	71	11	39	10	138
トレーディング資産	75	0	1,554	82	1,063	14	2,788
その他の投資	0	0	0	113	1,052	247	1,412
貸出金、純額	0	325	53	1	29	241	649
その他資産	1	21	638	4	87	943	1,694
うち売却目的貸出金	0	0	93	0	0	0	93
うち建物及び設備	0	0	0	0	36	8	44
連結VIEの資産総額	82	347	2,316	211	2,270	1,455	6,681
トレーディング負債	0	0	0	0	8	0	8
短期借入金	0	4,885	0	0	0	0	4,885
長期債務	7	0	1,614	1	13	36	1,671
その他負債	0	54	1	4	92	146	297
連結VIEの負債総額	7	4,939	1,615	5	113	182	6,861
2018年							
現金及び銀行に対する預け金	15	1	68	17	52	20	173
トレーディング資産	72	0	1,602	418	944	12	3,048
その他の投資	0	0	0	153	1,073	279	1,505
貸出金、純額	0	0	119	0	23	245	387
その他資産	57	16	863	4	72	1,037	2,049
うち売却目的貸出金	57	0	107	0	3	0	167
うち建物及び設備	0	0	0	0	39	0	39
連結VIEの資産総額	144	17	2,652	592	2,164	1,593	7,162
トレーディング負債	0	0	0	0	3	0	3
短期借入金	0	5,465	0	0	0	0	5,465
長期債務	48	0	1,487	174	26	29	1,764
その他負債	0	43	1	8	98	127	277
連結VIEの負債総額	48	5,508	1,488	182	127	156	7,509

非連結VIE

非連結VIEの表は、当グループの連結貸借対照表に計上された変動持分の資産の帳簿価額及び分類、損失に対する最大エクスポージャー並びに非連結VIEの資産総額を表している。

企業が関与する変動持分の資産総額は、当グループの連結貸借対照表に計上された非連結VIEの変動持分（投資ファンド、貸出金及びその他の債権などの直接保有分）の帳簿価額を表している。

損失に対する最大エクスポージャーは、当グループが計上した非連結VIEの変動持分の資産総額の帳簿価額及び非連結VIEに供与されている変動持分としての保証及びオフ・バランスシート・コミットメントの想定元本を表している。想定元本（特にデリバティブ、保証及びオフ・バランスシート・コミットメントの想定元本）は、担保の影響、回収又は損失の可能性を考慮に入れていないため、これらの取引に関連する予想損失を表すものではない。また、これは、これらのリスクを軽減するために保有している金融商品の相殺による影響を除外しており、保証、オフ・バランスシート・コミットメント又はデリバティブに関連して当グループがそれまでに計上した未実現損失によって減額されていない。

非連結VIEの資産総額は、非連結VIE自身の資産であり、第三者の投資家が保有する変動持分により、当該事業体に対する当グループのエクスポージャーには通常無関係である。このため、リスク管理目的で考慮される金額ではない。

第三者が組成し、当グループの持分がその棚卸資産に保有される有価証券の形を取るVIE、当グループが資金を提供しているが超過担保や保証により損失のリスクが極めて低い、当グループがスポンサーとなっていない特定のファンドに対する買戻付資金供与及び単一資産の資金調達ビークル、当グループが他の持分を一切保有していない不成立の売却取引、及び範囲外の他の事業体を含む特定のVIEは以下の表に含まれていない。

非連結VIE

12月31日現在

単位：百万スイス・フラン

	CDO/CLO	金融仲介活動				合計
		証券化	ファンド	貸出金	その他	
2019年						
トレーディング資産	230	4,897	962	109	4,311	10,509
貸出金、純額	456	904	1,945	7,930	709	11,944
その他資産	3	26	518	0	380	927
変動持分の資産総額	689	5,827	3,425	8,039	5,400	23,380
損失に対する最大エクスポージャー	785	7,664	3,430	12,239	5,937	30,055
非連結VIEの資産総額	8,057	141,608	128,984	25,590	35,998	340,237
2018年						
トレーディング資産	209	4,527	927	183	3,703	9,549
貸出金、純額	154	1,475	1,591	5,246	430	8,896
その他資産	3	19	120	0	444	586
変動持分の資産総額	366	6,021	2,638	5,429	4,577	19,031
損失に対する最大エクスポージャー	366	7,637	2,653	8,680	5,150	24,486
非連結VIEの資産総額	7,033	96,483	68,258	20,804	31,336	223,914

[次へ](#)

35 金融商品

以下に記載される当グループの金融商品の開示には次のセクションが含まれている。

- － 信用リスクの集中
- － 公正価値測定（公正価値ヒエラルキー、レベル間の振替、レベル3の調整、評価技法の定性的及び定量的開示並びに非経常的な公正価値の変動を含む）
- － 公正価値オプション
- － 公正価値で計上されない金融商品の公正価値に関する開示

信用リスクの集中

類似する取引活動に従事する多数の取引相手が、同じ地理的地域において事業を行う場合、又は取引相手の契約債務を充たす能力が経済状態の変化によって同様の影響を受けるような類似した経済的特徴を有している場合、信用リスクの集中が発生する。

当グループは、広範囲の数量化手段及び評価指数を用いて、取引相手別、業界別、国別、及び商品別に信用リスク・ポートフォリオを定期的に監視し、このような集中の可能性を特定できるようにしている。取引相手及び商品に関連する信用限度額は、当グループが引受ける意思のある一定期間にわたる特定の取引相手の最大信用エクスポージャーを設定している取引相手別の限度額を通して管理されている。国別の限度額を設定しているのは、ある国に過度にリスクが集中することを防ぐためである。

業界の観点からみると、当グループが有する総合信用エクスポージャーは分散されている。信用エクスポージャーの大部分は、特にスイスにおける住宅用抵当貸付を通じた個人顧客に起因するもの、又は金融機関との取引によるものである。どちらの場合も、顧客基盤が広範であり、取引の数・種類とも多岐にわたっている。金融機関との取引についても、業務の焦点が南北アメリカ、ヨーロッパ、そしてこれらより頻度は低いもののアジア太平洋地域にも置かれていることから、地理的に広範にわたっている。

公正価値測定

当グループの金融商品の大部分は公正価値で計上されている。金融市場の悪化はこれらの金融商品の公正価値や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。

当グループが保有する大半の金融商品の公正価値は、活発な市場における市場価格又は観察可能な情報に基づいている。このような金融商品には、国債及び政府機関債、一部の短期借入金、ほとんどの投資適格社債、一部のハイイールド債、取引所取引デリバティブ及び一部のOTCデリバティブ並びにほとんどの上場持分証券が含まれる。

さらに当グループは、市場価格が入手できず、かつ観察可能な情報がほとんど若しくはまったくない金融商品を有している。このような金融商品の公正価値を決定する際には、流動性、価格設定上の仮定、現在の経済環境及び競争環境、並びに特定の商品に影響を及ぼすリスクに応じて、主観的な評価と判断が要求される。このような状況において、市場参加者が資産又は負債の価格設定をする際に用いる仮定（リスクに関する仮定を含む）についての経営陣の独自の判断に基づいて、評価額が決定される。このような金融商品には、金利、外国為替、エクイティ及びクレジット・デリバティブを含む一部のOTCデリバティブ、一部のエクイティ・リンク社債、抵当貸付関連証券、プライベート・エクイティ投資、レバレッジド・ファイナンスを含む一部の貸出金及び信用商品、一部のシンジケート・ローン、一部のハイイールド債並びに生命保険商品が含まれる。日次で決済されるデリバティブは公正価値測定の開示から除外されている。

金融商品の公正価値は、基準金利、第三者が発行した金融商品の価格、商品相場、為替レート及びインデックス・プライス若しくはレート等の要因の影響を受ける。加えて、市場価格が取引相手の信用の質を示していない場合、評価調整は評価プロセスに不可欠であり、OTCデリバティブ及び負債商品の双方に適用される。資産の公正価値を測定する際は、取引相手方の信用スプレッドの変動の影響（信用評価調整として知られる）を検討し、負債の公正価値を測定する際は、当グループの信用スプレッドの変動の影響（負債評価調整として知られる）を検討する。OTCデリバティブの公正価値を測定する際は、現在のCDS価格に基づき、当グループ及び取引相手の双方の信用状態の変化の影響を検討する。調整には、担保の保有やマスター・ネットリング契約等、取引相手に対する当グループの信用エクスポージャーを減らすことを目的とした契約要素も考慮される。デリバティブの特徴を組み込んだ複合負債商品の公正価値を測定する際は、現在の借入負債スプレッドに基づいて、当グループの信用状態の変化の影響を検討する。

米国GAAPでは、報告企業が、金融資産及び金融負債グループの公正価値を、特定のリスク・エクスポージャーに関して測定日における市場参加者の間で行われる正常な取引で正味ロング・ポジションを売却して受け取る価格又は正味ショート・ポジションを移転するために支払う価格に基づいて測定することを認めている。したがって、当グループは、正味ポジションの価値を中値から特定の市場リスクの正味ロング又は正味ショート・ポジションに関する通常の市況で実現される適切な買呼値又は売呼値水準に調整するために、現物有価証券及び／又はデリバティブ商品の正味ポートフォリオに対して引き続き呼値の調整を適用する。また、当グループは、債務不履行時に信用リスク・エクスポージャーを軽減する法的に強制力のある契約を当グループが取引相手方と締結している場合、デリバティブ商品の信用リスクに対する正味エクスポージャーを反映している。

評価調整は合理的かつ継続的に計上され、個別の会計単位に配分されているように財務書類注記の関連する開示に割り当てられる。

公正価値ヒエラルキー

公正価値ヒエラルキーのレベルは、以下のように定義されている。

- ー レベル1：当グループが入手可能な、活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（未調整）。このレベルの公正価値ヒエラルキーは、最も信頼できる公正価値の証拠を提供しており、入手可能な場合は常に公正価値を測定するために使用される。
- ー レベル2：資産又は負債に関して、直接的又は間接的に観察可能な、レベル1に含まれる市場価格以外の情報。これらの情報には以下が含まれる。（i）活発な市場における類似する資産又は負債の市場価格。（ii）活発ではない市場、すなわち資産又は負債の取引がほとんど行われていないため最新の価格が入手できない、あるいは市場価格が時間の経過に伴って大幅に変化するかマーケット・メーカー間で大幅に異なる市場、若しくは情報がほとんど公開されていない市場における同一又は類似する資産又は負債の市場価格。（iii）資産又は負債に関する市場価格以外の観察可能な情報。あるいは、（iv）相関関係又はその他の方法によって主として観察可能な市場データから導かれるか、又は当該データによって裏付けられた情報。
- ー レベル3：資産又は負債に関して観察不能な情報。当該情報は、資産又は負債の価格設定において市場参加者が用いる前提に関する当グループ独自の仮定を反映している（リスクに関する仮定を含む）。これらの情報は、個々の状況下で入手可能な最善の情報に基づいたものであり、当グループ独自のデータを含んでいる。市場参加者が異なる仮定を用いることを示す場合、観察不能な情報を導くために用いられた当グループ独自のデータに調整が加えられる。

当グループは、ロング・ポジションの場合は買建値で、ショート・ポジションの場合は売建値で正味オープン・ポジションを計上している。ただし、当グループがこのようなポジションのマーケット・メーカーである場合は、仲値が用いられる。公正価値による測定値は取引費用に関する調整を行っていない。

[次へ](#)

評価技法の定性的開示

以下の様々な金融商品の評価技法及び重要で観察不能な情報に関する情報、並びに「重要な観察不能な情報の使用による報告日時点の公正価値による測定値の不確実性」のセクションは、「経常的に公正価値で測定される資産及び負債」、「公正価値で計上されるレベル3の資産に関する定量的情報」及び「公正価値で計上されるレベル3の負債に関する定量的情報」の表と併せて読むべきものである。

中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券

売戻条件付買入有価証券及び買戻条件付売渡有価証券は、割引キャッシュ・フロー分析を用いて公正価値で測定されている。将来キャッシュ・フローは、当該商品の原担保と、該当する期間の買戻/売戻に係る観察可能な市場金利カーブを用いて割引かれる。したがって、売戻条件や買戻条件のある証券の大半は公正価値ヒエラルキーのレベル2に含められている。仕組物の売戻条件付契約や買戻条件付契約には、トレーディング目的で保有されている、又は、ヘッジ会計に関連して用いられている単独のデリバティブ契約に対する下記の手法と同じ手法を用いて測定されている組込デリバティブが含まれる。組込デリバティブの価値が重要で観察不能なインプットを用いて決定されている場合には、これらの含まれている仕組物の売戻又は買戻契約は公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される。重要で観察不能なインプットは資金調達スプレッドである。

売戻条件付買入有価証券は、通常、担保である政府発行有価証券、金融市場商品、社債及びその他の負債商品により全額保証されているか、担保の価額が売戻条件付買入有価証券の価額を上回っている。担保契約により、契約相手の債務不履行時には、当グループには保有担保を処分できる権利が与えられている。

負債証券

外国政府

外国政府の負債証券は通常、活発な市場における市場価格を有しており、主としてレベル1の金融商品として分類される。市場価格が入手できない外国政府負債証券の評価は、信用格付、過去の実績、延滞、損失の規模、当該証券の満期、市場における最近の取引又は他の評価技法を反映させた利回りに基づいており、これらは判断を伴う場合がある。価格又はモデルの情報が市場において観察可能な有価証券はレベル2の金融商品に分類されるが、価格が観察可能ではなく、重要なモデルの情報が観察不能な有価証券は公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される。

企業

社債は最近の市場の取引又はブローカー若しくはディーラーの価格による現在の市場水準を反映して価格設定される。特定の証券の市場価格が直接入手可能でない場合は、特定の又は類似の企業の資本構造にあるその他の金融商品を反映し、順位及び満期の差異を調整し、市場データが入手可能な類似の証券を基準とした利回り（クレジット、流動性及び満期の差異を考慮後）に基づいて評価が入手されるか、又は現在の金利カーブ及び観察可能なCDSスプレッドなどの観察可能な情報を用いてキャッシュ・フロー評価技法を適用することによって評価が入手される。重要で観察不能な情報には相関及び価格が含まれることがある。比較可能な市場価格を用いる有価証券において、レベル2とレベル3の区別は、関連する利回り調整の重要性並びに比較される特徴の正確性に基づいて行われる（すなわち、観察可能な比較可能な有価証券は同国内の別業種に存在する可能性があり、レベルが異なる可能性がある。比較可能性が低いほどレベル3となる可能性が高くなる）。

RMBS、CMBS及びCDO証券

RMBS、CMBS及びCDOの公正価値は、相場価格によって見積ることができ、類似する仕組債又は債務担保証券がディーラー及び顧客間で取引されるときに価格に基づくことが多い。重要で観察不能な情報のあるRMBS、CMBS及びCDOの公正価値は、資本還元率及び割引率を用いて評価される。関連する有価証券の最後に実行された取引から経過した時間の長さ、類似する金融商品の価格の使用、又は気配相場に基づく価格の使用等の多くの理由により、公正価値測定上、価格は観察可能でない可能性がある。比較可能な市場価格で決定される公正価値には、デフォルト率、割引率、期限前返済率及び損失の規模を用いた割引キャッシュ・フロー・モデルを含むことがある。類似する観察可能な金融商品の価格は、割引キャッシュ・フローによる観察不能な金融商品の評価に使用する含意の情報の算出に用いられる。そして、割引キャッシュ・フロー価格は観察不能な価格と比較され、その合理性の評価が行われる。

大半の仕組債の公正価値の決定には、流動性、所有集中度並びに現在の経済環境及び競争環境により主観的な評価が必要となる。評価は、市場参加者が当該資産にどのような価格設定を行うかについてのフロント・オフィスの仮定に基づき決定される。社債／ローン担保証券は、様々な仕組トランシェに分割され、各トランシェは、個々の格付及びその仕組を裏付ける原担保に基づいて評価される。評価モデルはキャッシュ型CDOとシンセティックCDOの評価に利用されている。

持分証券

当グループが保有する持分証券の大部分は、市場価格が容易かつ定期的に入手可能な公開取引所で取引されているため、レベル1の金融商品に分類される。レベル2及びレベル3の持分証券にはファンド関連商品、転換社債又は譲渡制限付であって活発な市場で取引されていない株式が含まれている。重要で観察不能な情報には、支払利息、税金、減価償却控除前利益(以下、「EBITDA」という。)倍率及び市場の類似価格が含まれる可能性がある。

デリバティブ

トレーディング目的で保有されている、又はヘッジ会計に関連して用いられているデリバティブには、OTCデリバティブと取引所取引デリバティブが含まれる。観察可能な取引価格を用いて測定された取引所取引デリバティブの公正価値は、公正価値ヒエラルキーのレベル1に含まれる。取引所取引デリバティブのうち取引量の少ないものについては、観察可能な取引価格が報告日において実行可能でないとみなされる場合がある。その場合、当該デリバティブの公正価値は、類似の観察可能なOTCデリバティブと同じ方法で測定され、公正価値ヒエラルキーのレベル2に含まれる。取引所取引デリバティブの公正価値測定に用いる類似のOTCデリバティブが観察不能なものの場合、取引所取引デリバティブの公正価値は、公正価値ヒエラルキーのレベル3に含まれる。

OTCデリバティブの公正価値は、業界の標準モデル又は自社で開発した独自のモデルに基づいて決定される。どちらの種類のモデルとも公正価値を決定するために様々な観察可能及び観察不能な情報を用いている。その情報には、当該商品の経済性に影響を及ぼすデリバティブの特性が含まれている。必要な情報は市場で観察可能であるため、多くのデリバティブ商品の公正価値の決定に主観が介入するのはごく限られた場合のみであるが、より複雑なその他のデリバティブは、特定の独自のモデル仮定に依存する観察不能な情報を用いることがある。観察可能な情報（取引所、ディーラー、ブローカー又は市場のコンセンサス・データ提供者による価格）が入手できない場合、モデル・カリブレーション（直物レート及び先渡レート、平均回帰性、基準金利カーブ及び一般に取引されるオプション商品のボラティリティ情報）により、観察可能な価格から価値を推測する試みがなされる。その他の情報源から導き出すことができない情報は過去のデータから推計される。価値の大部分が市場の観察可能な情報から導かれるOTCデリバティブはレベル2の金融商品に分類され、価値の大部分が観察不能な情報から導かれるものは公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される。

当グループでは、デリバティブの公正価値測定に、無担保OTCデリバティブの調達コストを踏まえた調整を含めている。

金利デリバティブ

金利スワップ、スワップション並びにキャップ及びフロアー等のOTC一般金利商品は将来予測キャッシュ・フローを割り引くことにより評価される。将来キャッシュ・フロー及び割引は市場の標準的なイールド・カーブ及び業界の標準的なボラティリティ情報から導かれる。該当する場合には、取引所の取引価格も取引所取引の先物及びオプションの評価に用いられ、イールド・カーブの形成にも用いることができる。より複雑な商品に関する情報にはベシス・スプレッド、相関、信用スプレッド、期限前返済率及びボラティリティ・スキューが含まれるが、これらに限定されるわけではない。

為替デリバティブ

為替デリバティブには、将来予測割引キャッシュ・フローが為替先物カーブ及び業界の標準的なオプションリティ・モデリング技法によって決定される直物契約、先物為替予約及びオプション契約等の一般商品が含まれる。該当する場合には、取引所の取引価格も先物価格及びオプション価格に用いられる。より複雑な商品の情報には、偶発事象の可能性、相関及び期限前返済率が含まれるが、これらに限定されるわけではない。

エクイティ及びインデックス関連デリバティブ

エクイティ・デリバティブには、バニラ・オプション及びスワップから、カスタマイズされたペイオフ条件に基づくエキゾチックな商品が含まれる。エクイティ・デリバティブの評価に用いられる主な情報には、買戻しの可能性、相関、ギャップ・リスク、価格及びボラティリティが含まれる。

一般に、相関及びボラティリティ間の相互関係は正の相関関係を有する。

クレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブには、より複雑な仕組信用商品に加えて、インデックス型並びにシングルネーム及びマルチネームCDSが含まれる。一般的な商品は業界の標準的なモデル並びに信用スプレッド及び回収率を含む一般的に市場において観察可能な情報を用いて評価される。

複雑な仕組クレジット・デリバティブは相関、信用スプレッド、資金調達スプレッド、損失の規模、期限前返済率及び回収率等の情報が必要な独自のモデルを用いて評価される。これらの情報は通常、入手可能な市場の観察可能データから推測される。

その他のトレーディング資産

その他のトレーディング資産には主に生命保険決済及びプレミアム・ファイナンス商品並びにRMBS貸出金が含まれる。生命保険決済及びプレミアム・ファイナンス商品は、複数の情報を用いて独自のモデルにより評価される。生命保険決済及びプレミアム・ファイナンス商品の公正価値に関する重要で観察不能な情報は市場予想の平均余命の見積りであり、RMBS貸出金の公正価値に関する重要で観察不能な情報は市場における類似価格である。

生命保険決済及びプレミアム・ファイナンス商品については個人の平均余命は、通常、専門的な保険数理機関が提供している被保険者人口全体の基礎死亡率曲線と個人特有の数値を乗じることによって決定される。個人特有の乗数は、外部機関である平均余命データ提供者（被保険者の健康状態、家族の病歴及びその他の要因を調査し、平均余命の見積りを行う業者）から入手したデータに基づいて決定される。

RMBS貸出金の場合、市場における類似価格の使用は個別の貸出金によって異なる。一部の貸出金では、観察不能なRMBS有価証券と同様に、類似する観察可能な商品の価格が、割引キャッシュ・フローで評価される観察不能な金融商品のインプライド情報の計算に使用される。そして、割引キャッシュ・フロー価格は観察不能な価格と比較され、その合理性の評価が行われる。その他のRMBS貸出金の場合、貸出金は融資比率(LTV)、平均勘定残高、貸出金の種類（一世帯又は多世帯住宅用）、先取特権、シーズニング、クーポン、FICOスコア、地域性、延滞状況、キャッシュ・フロー速度、ロール・レート、借入用途、入居状況、債権回収業者との事前取決めの種類、条件変更の状況、連邦住宅局の保険、不動産価値及び文書の質等の個別の特性に応じて分類される。価格が観察不能な貸出金は、一貫性のある区分に分類され、その後観察不能な価格の合理性を評価するために観察可能な市場における類似価格と比較される。

その他の投資

プライベート・エクイティ・ファンド、ヘッジ・ファンド及び持分法適用投資ファンド

持分法適用投資ファンドは主に、a)第三者ヘッジ・ファンド、プライベート・エクイティ・ファンド及びファンド・オブ・ファンズへの直接投資、b)当グループが被投資会社の営業及び財務方針に重要な影響力を及ぼす能力を持つ持分法適用投資、及び c)市場性のない持分証券への直接投資の形態による持分投資が含まれる。

第三者ヘッジ・ファンド、プライベート・エクイティ・ファンド及びファンド・オブ・ファンズへの直接投資は、ASC Topic 820「公正価値の測定」で認められる公表されたNAVに基づき公正価値で測定される。投資運用会社によって公表されたNAVが観察された市場データと整合しないという十分な証拠がある場合、当該投資がNAV以外の金額で売却される可能性がある場合、あるいは公表されたNAVに調整が必要となるその他の状況が存在する場合、NAVに調整が行われることがある。調整が行われるのはまれであるが、公表されたNAVに調整を行う際には重要な判断が必要となる。NAVの簡便法を用いて公正価値が測定される投資は、公正価値ヒエラルキーに分類されていない。

市場性のない持分証券への直接投資は、不動産投資及び非不動産投資の両方で構成される。市場性のない持分証券への持分法適用投資及び直接投資は、取引価格が公正価値の最善の見積りであるため、当初取引価格で測定される。その後、これらの投資は第三者投資家が関与する直近の資金調達、比較可能な企業取引、キャッシュ・フロー若しくは帳簿価額の多重分析又は割引キャッシュ・フロー分析等、多数の要因を考慮して個々の公正価値で測定される。これらの評価技法で用いられる情報は入手が限られており、時間の経過に伴ってこれらの様々な要因を評価する上で重要な判断を伴う。そのため、これらの投資は公正価値ヒエラルキーのレベル3に含まれる。

ライフ・ファイナンス商品

ライフ・ファイナンス商品には一時払即時開始年金（以下、「SPIA」という。）及びその他のプレミアム・ファイナンス商品が含まれる。ライフ・ファイナンス商品は、上記の「その他のトレーディング資産」セクションで生命保険決済及びプレミアム・ファイナンス商品について記載された手法と同様の手法で評価される。

貸出金

公正価値で測定される当グループの貸出金ポートフォリオは、主として商工融資及び金融機関向け貸出金により構成される。これらの区分において、公正価値で測定される貸出金には商業貸出金、不動産貸出金、法人向け貸出金、レバレッジド・ファイナンス・ローン及び新興市場貸出金が含まれる。公正価値は最新の取引及び市場価格が入手可能な場合は、それらに基づいている。最近の取引及び市場価格が入手不可能な場合、公正価値は比較価値のベンチマーク（同一の資本構造における他のポジションに基づく価格決定、その他の類似の貸出金実行、一般的な業界の信用スプレッド、特定の借手についてCDSから導かれた予想信用スプレッド及び企業評価が含まれる）により決定されるか、又は現在の市況に基づいて担保の出口価格を用いて算定される。

法人向け貸出金ポートフォリオのリボルビング信用枠の実行済及び未実行の部分は、信用リスク換算係数(CCF)、信用スプレッド、回収率及び貸出金の加重平均期間を含む重要な情報の見積りが必要な貸出金の価格決定モデルを用いて評価される。重要で観察不能な情報には信用スプレッド及び価格が含まれる場合がある。

当グループのその他資産及びその他負債には、証券化活動に関連して保有されている抵当貸付及びVIEの資産と負債、並びに米国GAAPにおける売却処理基準を満たしていない抵当貸付の証券化が含まれる。証券化活動に関連して保有されている抵当貸付の公正価値は、ホールローン基準で決定され、上記の「その他のトレーディング資産」に記載されているRMBS貸出金の評価と整合する。ホールローン評価は、最新の市況を反映している出口価格を基準に計算される。VIEの資産及び負債並びに米国GAAPにおける売却処理基準を満たしていない抵当貸付の証券化の公正価値は、入手可能な場合には証券化債券の市場価格、又は市場価格が入手できない場合には、証券化債券に関するキャッシュ・フロー分析に基づいて決定される。債務担保金融事業体として適格なRMBS及びCMBSの証券化ビークルの連結金融資産の公正価値は、観察可能性がより高いVIEの金融負債の公正価値に基づいて測定される。

短期借入金及び長期債務

当グループの短期借入金及び長期債務には、仕組債（区分処理可能及び区分処理不能の両方の複合金融商品）及びバニラ債が含まれる。仕組債の公正価値は、市場価格が入手可能な場合は市場価格に基づいている。市場価格が入手不可能な場合、公正価値は当グループの信用スプレッド、仕組債の組込デリバティブの価値及びコール・オプションに基づく発行の残存期間を組み込んだ割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて決定される。発行された仕組債に組み込まれたデリバティブは上述のトレーディング目的で保有されている、又はヘッジ関係に用いられている当グループの単独のデリバティブ契約と同様に評価される。仕組債の公正価値は、コール・オプションと内在するデリバティブの収益の組み合わせにより大きな影響を受ける。短期借入金及び長期債務の重要で観察不能な情報には、買戻しの可能性、相関、信用スプレッド、ギャップ・リスク、平均回帰性、価格、回収率及びボラティリティが含まれる。

一般に、相関、信用スプレッド、ギャップ・リスク及びボラティリティ情報間の相互関係は正の相関関係を有する。

その他負債

不成立の売却取引

これらの負債は、米国GAAPでは売却会計処理の要件を満たさなかった資産の資金調達を示す。不成立の売却取引は関連する金融商品に整合する方法で評価される。

経常的に公正価値で測定された資産及び負債

2019年12月31日現在 単位：百万スイス・フラン	レベル 1	レベル 2	レベル 3	相殺 影響額 ¹	一株当たり 純資産価値 で測定され た資産 ²	合計
資産						
現金及び銀行に対する預け金	0	356	0	-	-	356
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有 価証券及び借入有価証券	0	85,556	0	-	-	85,556
担保受入有価証券	36,438	3,780	1	-	-	40,219
トレーディング資産	85,559	157,151	7,885	(97,606)	808	153,797
うち負債証券	19,430	45,641	1,923	-	-	66,994
うち外国政府債	19,281	7,484	198	-	-	26,963
うち社債	16	10,905	1,128	-	-	12,049
うちRMBS	0	23,199	317	-	-	23,516
うち持分証券	60,675	2,862	197	-	808	64,542
うちデリバティブ	3,539	108,264	3,534	(97,606)	-	17,731
うち金利商品	1,091	66,764	554	-	-	-
うち為替商品	23	21,754	152	-	-	-
うちエクイティ／インデックス関連商品	2,417	13,918	1,040	-	-	-
うちクレジット・デリバティブ	0	5,336	879	-	-	-
うちその他のデリバティブ	5	66	909	-	-	-
うちその他のトレーディング資産	1,915	384	2,231	-	-	4,530
投資有価証券	2	1,004	0	-	-	1,006
その他の投資	24	5	2,523	-	998	3,550
うちその他の持分証券	24	5	1,463	-	589	2,081
うちライフ・ファイナンス商品	0	0	1,052	-	-	1,052
貸出金	0	8,945	3,717	-	-	12,662
うち商工融資	0	2,491	1,283	-	-	3,774
うち金融機関	0	3,730	1,201	-	-	4,931
うち政府及び公共機関	0	2,200	831	-	-	3,031
その他無形資産(抵当貸付サービス権)	0	0	244	-	-	244
その他資産	101	8,902	1,846	(447)	-	10,402
うち売却目的貸出金	0	6,594	1,619	-	-	8,213
公正価値による資産合計	122,124	265,699	16,216	(98,053)	1,806	307,792

¹ デリバティブ契約はレベルごとに総額ベースで計上されている。相殺影響額は法的に強制力のあるマスター・ネットティング契約を反映している。

² 米国GAAPに従い、一株当たり純資産価値による簡便法を用いて公正価値で測定されている特定の投資は、公正価値ヒエラルキーに分類されていない。上記の表中の公正価値は、連結貸借対照表に表示された金額へ公正価値ヒエラルキーを調整できることを意図したものである。

2019年12月31日現在
単位：百万スイス・フラン

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	相殺 影響額 ¹	一株当たり 純資産価値 で測定され た負債 ²	合計
負債						
銀行からの預り金	0	322	0	-	-	322
顧客の預金	0	2,865	474	-	-	3,339
中央銀行ファンデーション借入金、買戻条件付売渡有 価証券及び貸付有価証券	0	10,715	0	-	-	10,715
担保受入有価証券返還義務	36,438	3,780	1	-	-	40,219
トレーディング負債	23,010	115,062	3,854	(103,742)	2	38,186
うち負債証券	3,636	5,286	0	-	-	8,922
うち外国政府債	3,544	345	0	-	-	3,889
うち持分証券	15,628	109	53	-	2	15,792
うちデリバティブ	3,746	109,667	3,801	(103,742)	-	13,472
うち金利商品	1,101	64,643	167	-	-	-
うち為替商品	31	26,156	98	-	-	-
うちエクイティ／インデックス関連商品	2,603	12,518	1,921	-	-	-
うちクレジット・デリバティブ	0	5,963	1,211	-	-	-
短期借入金	0	10,336	997	-	-	11,333
長期債務	0	57,721	12,610	-	-	70,331
うち満期までの期間が 1 年超 2 年以内の仕組債	0	9,291	891	-	-	10,182
うち満期までの期間が 2 年超の仕組債	0	27,626	11,458	-	-	39,084
うちハイトリガー商品	0	7,589	5	-	-	7,594
うちその他の劣後債	0	5,502	0	-	-	5,502
その他負債	0	6,654	1,385	(148)	-	7,891
公正価値による負債合計	59,448	207,455	19,321	(103,890)	2	182,336

- ¹ デリバティブ契約はレベルごとに総額ベースで計上されている。相殺影響額は法的に強制力のあるマスター・ネットリング契約を反映している。
- ² 米国GAAPに従い、一株当たり純資産価値による簡便法を用いて公正価値で測定されている特定の投資は、公正価値ヒエラルキーに分類されていない。上記の表中の公正価値は、連結貸借対照表に表示された金額へ公正価値ヒエラルキーを調整できることを意図したものである。

2018年12月31日現在
単位：百万スイス・フラン

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	相殺 影響額 ¹	一株当たり 純資産価値 で測定され た資産 ²	合計
資産						
現金及び銀行に対する預け金	0	115	0	-	-	115
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入 有価証券及び借入有価証券	0	81,818	0	-	-	81,818
担保受入有価証券	37,962	3,704	30	-	-	41,696
トレーディング資産 ³	76,124	157,332	8,980	(109,927)	1,126	133,635
うち負債証券	23,726	37,587	2,242	-	12	63,567
うち外国政府債	23,547	4,542	232	-	-	28,321
うち社債	66	7,984	1,260	-	12	9,322
うちRMBS	0	20,919	432	-	-	21,351
うち持分証券	42,758	2,459	132	-	1,114	46,463
うちデリバティブ	7,999	116,942	3,298	(109,927)	-	18,312
うち金利商品	3,557	65,823	507	-	-	-
うち為替商品	25	27,526	258	-	-	-
うちエクイティ/インデックス関連商品	4,415	17,967	1,054	-	-	-
うちクレジット・デリバティブ	0	4,739	673	-	-	-
うちその他のデリバティブ	1	633	806	-	-	-
うちその他のトレーディング資産	1,641	344	3,308	-	-	5,293
投資有価証券 ³	2	1,477	0	-	-	1,479
その他の投資	14	7	1,309	-	1,104	2,434
うちライフ・ファイナンス商品	0	0	1,067	-	-	1,067
貸出金	0	10,549	4,324	-	-	14,873
うち商工融資	0	3,976	1,949	-	-	5,925
うち金融機関	0	4,164	1,391	-	-	5,555
うち不動産	0	146	515	-	-	661
その他無形資産（抵当貸付サービス権）	0	0	163	-	-	163
その他資産	117	5,807	1,543	(204)	-	7,263
うち売却目的貸出金	0	4,238	1,235	-	-	5,473
公正価値による資産合計	114,219	260,809	16,349	(110,131)	2,230	283,476

¹ デリバティブ契約はレベルごとに総額ベースで計上されている。相殺影響額は法的に強制力のあるマスター・ネットリング契約を反映している。

² 米国GAAPに従い、一株当たり純資産価値による簡便法を用いて公正価値で測定されている特定の投資は、公正価値ヒエラルキーに分類されていない。上記の表中の公正価値は、連結貸借対照表に表示された金額へ公正価値ヒエラルキーを調整できることを意図したものである。

³ 従前に投資有価証券に計上されていた住宅ローン担保証券及び商業用不動産担保証券は、公正価値オプションに基づき公正価値で計上されることからトレーディング資産に分類変更されている。

2018年12月31日現在
単位：百万スイス・フラン

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	相殺 影響額 ¹	一株当たり 純資産価値 で測定され た負債 ²	合計
負債						
銀行からの預り金	0	406	0	-	-	406
顧客の預金	0	2,839	453	-	-	3,292
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡 有価証券及び貸付有価証券	0	14,828	0	-	-	14,828
担保受入有価証券返還義務	37,962	3,704	30	-	-	41,696
トレーディング負債	31,940	123,615	3,589	(116,985)	10	42,169
うち負債証券	4,460	3,511	25	-	-	7,996
うち外国政府債	4,328	255	0	-	-	4,583
うち持分証券	18,785	118	37	-	10	18,950
うちデリバティブ	8,695	119,986	3,527	(116,985)	-	15,223
うち金利商品	3,699	62,649	189	-	-	-
うち為替商品	32	31,983	160	-	-	-
うちエクイティ/インデックス関連商品	4,961	19,590	1,500	-	-	-
うちクレジット・デリバティブ	0	5,485	1,140	-	-	-
短期借入金	0	7,284	784	-	-	8,068
長期債務	0	51,270	12,665	-	-	63,935
うち満期までの期間が 1年超2年以内の仕組債	0	7,242	528	-	-	7,770
うち満期までの期間が2年超の仕組債	0	28,215	11,800	-	-	40,015
その他負債	0	7,881	1,341	(221)	-	9,001
公正価値による負債合計	69,902	211,827	18,862	(117,206)	10	183,395

- ¹ デリバティブ契約はレベルごとに総額ベースで計上されている。相殺影響額は法的に強制力のあるマスター・ネットティング契約を反映している。
- ² 米国GAAPに従い、一株当たり純資産価値による簡便法を用いて公正価値で測定されている特定の投資は、公正価値ヒエラルキーに分類されていない。上記の表中の公正価値は、連結貸借対照表に表示された金額へ公正価値ヒエラルキーを調整できることを意図したものである。

レベル3に関して経常的に公正価値で測定された資産及び負債

2019年 単位：百万スイス・フラン	期首残高	レベル3 への振替	レベル3 からの振替	取得	売却	発行	決済
資産							
中央銀行ファンド貸出金、 買戻条件付売渡 有価証券及び貸付有価証券	0	0	(12)	0	0	12	0
担保受入有価証券	30	0	0	2	(31)	0	0
トレーディング資産	8,980	1,600	(2,723)	16,544	(17,005)	1,142	(1,641)
うち負債証券	2,242	793	(1,508)	4,037	(3,537)	0	0
うち外国政府債	232	30	(43)	67	(69)	0	0
うち社債	1,260	485	(843)	3,076	(2,768)	0	0
うちRMBS	432	130	(528)	732	(465)	0	0
うち持分証券	132	83	(57)	174	(84)	0	0
うちデリバティブ	3,298	592	(734)	0	0	1,142	(1,616)
うち金利商品	507	24	(11)	0	0	72	(104)
うち為替商品	258	56	(78)	0	0	16	(28)
うちエクイティ/ インデックス関連商品	1,054	224	(400)	0	0	361	(402)
うちクレジット・ デリバティブ	673	282	(244)	0	0	390	(765)
うちその他のデリバティブ	806	6	(1)	0	0	303	(317)
うちその他のトレーディング資 産	3,308	132	(424)	12,333	(13,384)	0	(25)
その他の投資	1,309	48	(6)	1,184	(195)	0	0
うちその他の持分証券	227	48	(6)	1,134	9	0	0
うちライフ・ファイナンス商品	1,067	0	0	39	(186)	0	0
貸出金	4,324	731	(470)	255	(275)	1,436	(2,170)
うち商工融資	1,949	269	(335)	49	(194)	346	(734)
うち金融機関	1,391	414	(76)	5	(81)	524	(957)
うち政府及び公共機関	446	48	(58)	199	0	251	(28)
その他無形資産 (抵当貸付サービス権)	163	0	0	85	0	0	0
その他資産	1,543	470	(283)	1,970	(1,913)	703	(565)
うち売却目的貸出金	1,235	444	(222)	1,718	(1,693)	703	(564)
公正価値による資産合計	16,349	2,849	(3,494)	20,040	(19,419)	3,293	(4,376)
負債							
顧客の預金	453	0	0	0	0	6	(34)
担保受入有価証券返還義務	30	0	0	2	(31)	0	0
トレーディング負債	3,589	743	(723)	874	(891)	2,079	(2,478)
うち持分証券	37	11	(1)	859	(849)	0	0
うちデリバティブ	3,527	723	(714)	1	(4)	2,079	(2,478)
うち金利デリバティブ	189	21	(10)	0	0	28	(60)
うち為替デリバティブ	160	45	(26)	0	0	8	(58)
うちエクイティ/インデック ス関連デリバティブ	1,500	344	(405)	0	0	692	(761)
うちクレジット・ デリバティブ	1,140	314	(273)	0	0	1,101	(1,327)
短期借入金	784	187	(494)	0	0	1,477	(1,151)
長期債務	12,665	2,707	(4,521)	0	0	6,079	(5,668)
うち満期までの期間が 1年超2年以内の仕組債	528	406	(479)	0	0	1,024	(630)
うち満期までの期間が 2年超の仕組債	11,800	2,286	(3,708)	0	0	4,546	(4,744)
うちハイトリガー商品	6	0	0	0	0	(1)	0
その他負債	1,341	51	(80)	80	(131)	114	(383)
公正価値による負債合計	18,862	3,688	(5,818)	956	(1,053)	9,755	(9,714)
公正価値による純資産/(負債)	(2,513)	(839)	2,324	19,084	(18,366)	(6,462)	5,338

	トレーディング収益		その他の収益		その他包括利益 累計額		外貨換算 影響額	期末残高
	レベル3 への/か らの振替	その他 すべて	レベル3 への/か らの振替	その他 すべて	レベル3 への/か らの振替	その他 すべて		
2019年								
単位：百万スイス・フラン								
資産								
中央銀行ファンド貸出金、 買戻条件付売渡	0	0	0	0	0	0	0	0
有価証券及び貸付有価証券 担保受入有価証券	0	0	0	0	0	0	0	1
トレーディング資産	(80)	1,281	0	0	0	0	(213)	7,885
うち負債証券	17	(41)	0	0	0	0	(80)	1,923
うち外国政府債	3	(13)	0	0	0	0	(9)	198
うち社債	21	(52)	0	0	0	0	(51)	1,128
うちRMBS	(4)	34	0	0	0	0	(14)	317
うち持分証券	(3)	(45)	0	0	0	0	(3)	197
うちデリバティブ	(92)	1,034	0	0	0	0	(90)	3,534
うち金利商品	2	85	0	0	0	0	(21)	554
うち為替商品	(8)	(60)	0	0	0	0	(4)	152
うちエクイティ/ インデックス関連商品	(80)	316	0	0	0	0	(33)	1,040
うちクレジット・ デリバティブ	(6)	565	0	0	0	0	(16)	879
うちその他のデリバティブ	0	128	0	0	0	0	(16)	909
うちその他のトレーディング資 産	(2)	333	0	0	0	0	(40)	2,231
その他の投資	0	151	0	56	0	0	(24)	2,523
うちその他の持分証券	0	1	0	56	0	0	(6)	1,463
うちライフ・ファイナンス商品	0	150	0	0	0	0	(18)	1,052
貸出金	4	(64)	0	0	0	0	(54)	3,717
うち商工融資	0	(49)	0	0	0	0	(18)	1,283
うち金融機関	0	(9)	0	0	0	0	(10)	1,201
うち政府及び公共機関	2	(9)	0	0	0	0	(20)	831
その他無形資産 (抵当貸付サービス権)	0	0	0	2	0	0	(6)	244
その他資産	17	(48)	0	0	0	0	(48)	1,846
うち売却目的貸出金	3	36	0	0	0	0	(41)	1,619
公正価値による資産合計	(59)	1,320	0	58	0	0	(345)	16,216
負債								
顧客の預金	0	23	0	0	0	51	(25)	474
担保受入有価証券返還義務	0	0	0	0	0	0	0	1
トレーディング負債	108	626	0	0	0	0	(73)	3,854
うち持分証券	0	(2)	0	0	0	0	(2)	53
うちデリバティブ	108	631	0	0	0	0	(72)	3,801
うち金利デリバティブ	(2)	3	0	0	0	0	(2)	167
うち為替デリバティブ	(11)	(20)	0	0	0	0	0	98
うちエクイティ/インデック ス関連デリバティブ	92	500	0	0	0	0	(41)	1,921
うちクレジット ・デリバティブ	28	249	0	0	0	0	(21)	1,211
短期借入金	30	191	0	0	0	0	(27)	997
長期債務	149	1,301	0	0	13	175	(290)	12,610
うち満期までの期間が 1年超2年以内の仕組債	42	20	0	0	0	2	(22)	891
うち満期までの期間が 2年超の仕組債	94	1,256	0	0	13	173	(258)	11,458
うちハイトリガー商品	0	0	0	0	0	0	0	5
その他負債	(4)	70	0	351	0	0	(24)	1,385
公正価値による負債合計	283	2,211	0	351	13	226	(439)	19,321
公正価値による純資産/(負債)	(342)	(891)	0	(293)	(13)	(226)	94	(3,105)

2018年 単位：百万スイス・フラン	期首残高	レベル3 への振替	レベル3 からの振替	取得	売却	発行	決済
資産							
担保受入有価証券	46	0	(15)	102	(103)	0	0
トレーディング資産 ¹	8,796	1,571	(1,723)	40,338	(40,166)	1,394	(1,682)
うち負債証券	2,334	810	(1,025)	3,582	(3,289)	0	(205)
うち外国政府債	270	21	(12)	45	(67)	0	0
うち社債	1,412	491	(593)	2,582	(2,583)	0	0
うちRMBS	360	219	(346)	651	(361)	0	(205)
うち持分証券	163	132	(95)	51	(185)	0	0
うちデリバティブ	3,289	510	(525)	0	0	1,394	(1,434)
うち金利商品	801	18	(66)	0	0	100	(116)
うち為替商品	188	3	(2)	0	0	14	(24)
うちエクイティ/ インデックス関連商品	833	329	(317)	0	0	447	(436)
うちクレジット・ デリバティブ	634	160	(141)	0	0	505	(438)
うちその他のデリバティブ	833	0	1	0	0	328	(420)
うちその他のトレーディング資 産	3,010	119	(78)	36,705	(36,692)	0	(43)
その他の投資	1,601	79	(102)	229	(406)	0	0
うちライフ・ファイナンス商品	1,301	0	0	151	(299)	0	0
貸出金	4,530	934	(393)	163	(491)	1,563	(1,866)
うち商工融資	2,207	348	(29)	1	(226)	783	(1,057)
うち金融機関	1,480	335	(53)	150	(133)	332	(746)
うち不動産	171	196	(81)	0	0	307	(64)
その他無形資産 (抵当貸付サービス権)	158	0	0	1	0	0	0
その他資産	1,511	288	(191)	1,610	(1,357)	300	(540)
うち売却目的貸出金	1,350	243	(166)	1,447	(1,310)	300	(539)
公正価値による資産合計	16,642	2,872	(2,424)	42,443	(42,523)	3,257	(4,088)
負債							
顧客の預金	455	0	0	0	0	0	0
担保受入有価証券返還義務	46	0	(15)	102	(103)	0	0
トレーディング負債	3,226	768	(641)	127	(107)	2,573	(1,527)
うち負債証券	2	30	(24)	39	(23)	0	0
うち持分証券	55	19	(5)	87	(80)	0	0
うちデリバティブ	3,169	719	(612)	1	(4)	2,573	(1,527)
うち金利デリバティブ	317	25	(11)	0	0	156	(145)
うち為替デリバティブ	100	19	(1)	0	0	55	(29)
うちエクイティ/インデック ス関連デリバティブ	1,301	429	(364)	0	0	1,306	(548)
うちクレジット・ デリバティブ	898	247	235	0	0	806	(572)
短期借入金	845	335	(242)	0	0	1,090	(1,133)
長期債務	12,501	2,988	(3,108)	0	0	5,628	(3,656)
うち満期までの期間が 1年超2年以内の仕組債	149	452	(296)	0	0	745	(501)
うち満期までの期間が 2年超の仕組債	12,259	2,368	(2,800)	0	0	4,761	(3,115)
その他負債	1,478	117	(29)	45	(128)	20	(420)
公正価値による負債合計	18,551	4,208	(4,035)	274	(338)	9,311	(6,736)
公正価値による純資産/(負債)	(1,909)	(1,336)	1,611	42,169	(42,185)	(6,054)	2,648

¹ 従前に投資有価証券に計上されていた住宅ローン担保証券及び商業用不動産担保証券は、公正価値オプションに基づき公正価値で計上されることからトレーディング資産に分類変更されている。

	トレーディング収益		その他の収益		その他包括利益 累計額		外貨換算 影響額	期末残高
	レベル3 への/か らの振替	その他 すべて	レベル3 への/か らの振替	その他 すべて	レベル3 への/か らの振替	その他 すべて		
2018年 単位：百万スイス・フラン								
資産								
担保受入有価証券	0	0	0	0	0	0	0	30
トレーディング資産	(21)	488	0	0	0	0	(15)	8,980
うち負債証券	25	35	0	(3)	0	0	(22)	2,242
うち外国政府債	0	4	0	0	0	0	(29)	232
うち社債	31	(72)	0	(4)	0	0	(4)	1,260
うちRMBS	(3)	111	0	0	0	0	6	432
うち持分証券	8	55	0	3	0	0	0	132
うちデリバティブ	(56)	144	0	0	0	0	(24)	3,298
うち金利商品	17	(237)	0	0	0	0	(10)	507
うち為替商品	(2)	79	0	0	0	0	2	258
うちエクイティ/ インデックス関連商品	(77)	300	0	0	0	0	(25)	1,054
うちクレジット・ デリバティブ	5	(59)	0	0	0	0	7	673
うちその他のデリバティブ	1	61	0	0	0	0	2	806
うちその他のトレーディング資 産	2	254	0	0	0	0	31	3,308
その他の投資	0	(93)	0	5	0	0	(4)	1,309
うちライフ・ファイナンス商品	0	(96)	0	0	0	0	10	1,067
貸出金	7	(134)	0	(13)	0	0	24	4,324
うち商工融資	0	(83)	0	(5)	0	0	10	1,949
うち金融機関	10	8	0	0	0	0	8	1,391
うち不動産	2	(8)	0	(8)	0	0	0	515
その他無形資産 (抵当貸付サービス権)	0	0	0	1	0	0	3	163
その他資産	22	(32)	0	(1)	0	0	(67)	1,543
うち売却目的貸出金	21	(44)	0	0	0	0	(67)	1,235
公正価値による資産合計	8	229	0	(8)	0	0	(59)	16,349
負債								
顧客の預金	0	32	0	0	0	(21)	(13)	453
担保受入有価証券返還義務	0	0	0	0	0	0	0	30
トレーディング負債	(7)	(839)	0	(3)	0	0	19	3,589
うち負債証券	0	1	0	0	0	0	0	25
うち持分証券	(3)	(33)	0	(3)	0	0	0	37
うちデリバティブ	(4)	(807)	0	0	0	0	19	3,527
うち金利デリバティブ	16	(171)	0	0	0	0	2	189
うち為替デリバティブ	0	15	0	0	0	0	1	160
うちエクイティ/インデックス 関連デリバティブ	(36)	(592)	0	0	0	0	4	1,500
うちクレジット・デリバティブ	16	(30)	0	0	0	0	10	1,140
短期借入金	3	(117)	0	(4)	0	0	7	784
長期債務	(25)	(1,368)	0	0	(2)	(417)	124	12,665
うち満期までの期間が 1年超2年以内の仕組債	(10)	(14)	0	0	0	0	3	528
うち満期までの期間が 2年超の仕組債	(17)	(1,355)	0	0	(2)	(417)	118	11,800
その他負債	7	97	0	161	0	0	7	1,341
公正価値による負債合計	(36)	(2,195)	0	154	(2)	(438)	144	18,862
公正価値による純資産/(負債)	44	2,424	0	(162)	2	438	(203)	(2,513)

経常的に公正価値で測定された資産及び負債に関する利益及び損失（レベル3）

12月31日に終了した事業年度 単位：百万スイス・フラン	2019年			2018年		
	トレーディング収益	その他の収益	収益合計	トレーディング収益	その他の収益	収益合計
資産及び負債に関する利益及び損失						
純収益に計上された実現/未実現利益(損失)、純額	(1,233)	(293)	(1,526) ¹	2,468	(162)	2,306 ¹
うち、						
報告日現在において保有している資産及び負債に係る未実現利益/(損失)	(1,394)	149	(1,245)	100 ²	(5)	95 ²

¹ 外貨換算の影響に関連する実現/未実現利益/(損失)、純額は除く。

² 過年度の数値は修正再表示されている。

観察可能及び観察不能な両情報は、レベル3に分類されたポジションの公正価値を決定するために用いることができる。その結果、上表に示されたレベル3の資産及び負債に係る未実現利益及び損失は、観察可能及び観察不能な両情報に関連する公正価値の変動を含む場合がある。

当グループは、様々な経済的ヘッジの手法を用いてレベル3ポジションのリスクを含むリスクの管理を行っている。このような手法は、レベル1及び/又はレベル2に分類された金融商品の取得又は売却を含む場合がある。上表に示されるレベル3の資産及び負債に係る実現及び未実現利益及び損失は、レベル1及び/又はレベル2に分類された経済的ヘッジ手段に関して生じる実現・未実現利益及び損失を反映していない。

当グループは、通常、最善の利用を反映する手法で、経常的及び非経常的に公正価値で測定される非金融資産を利用している。

レベル3への振替/レベル3からの振替

2019年のレベル3の資産への振替は、主としてトレーディング資産及び貸出金からの振替で、2,849百万スイス・フランであった。当該振替は、価格設定に関するデータの観察可能性が限られていること及び外部提供者からの価格決定に関する情報が減少したことにより、主にクレジット及びファイナンス事業において行われた。2019年のレベル3の資産からの振替は、主としてトレーディング資産及び貸出金におけるもので、3,494百万スイス・フランであった。レベル3の資産からの振替は、価格決定に関するデータの観察可能性が改善したこと及び外部提供者からの価格決定に関する情報の入手可能性が増加したことにより、主としてクレジット、ファイナンス及びエクイティ・デリバティブ事業において行われた。

2018年のレベル3の資産への振替は、主としてトレーディング資産及び貸出金からの振替で、2,872百万スイス・フランであった。当該振替は、価格決定に関するデータの観察可能性が限られていること及び外部提供者からの価格決定に関する情報が減少したことにより、主にファイナンス及びクレジット事業において行われた。2018年のレベル3の資産からの振替は、主としてトレーディング資産及び貸出金におけるもので、2,424百万スイス・フランであった。レベル3の資産からの振替は、価格決定に関するデータの観察可能性が改善したこと及び外部提供者からの価格決定に関する情報の入手可能性が増加したことにより、主としてファイナンス及び債券事業において行われた。

重要で観察不能な情報の使用による報告日時点の公正価値による測定値の不確実性

買戻しの可能性、相関、資金調達スプレッド、死亡率、価格、回収率、ボラティリティやボラティリティ・スキューなどの重要で観察不能な情報を有するレベル3の資産の場合、一般的に、重要で観察不能な情報が高まると公正価値は増加する。信用スプレッド、デフォルト率、割引率、ギャップ・リスク、市場予想の平均寿命（生

命保険決済及びプレミアム・ファイナンス商品の場合）や期限前返済率などの重要で観察不能な情報を有するレベル3の資産の場合、一般的に、重要で観察不能な情報が高まると公正価値は減少する。

レベル3の負債の場合、一般的に、関連する重要で観察不能な情報が高まると、公正価値に逆の影響が及ぶ。重要で観察不能な情報である信用スプレッド、偶発事象の可能性、ギャップ・リスク、市場予想の平均寿命（生命保険決済及びプレミアム・ファイナンス商品）や回収率が増大すると、公正価値は増加する。重要で観察不能な情報である買戻しの可能性、相関、割引率、ファンド・ギャップ・リスク、資金調達スプレッド、平均回帰性、死亡率、期限前返済率、価格、そしてボラティリティが高まると、公正価値は減少する。

重要で観察不能な情報間の相関関係

上記を除き、金融商品の重要で観察不能な情報間に重要な相関関係はない。重要で観察不能な情報は独立して変動するため、一般的に一つの重要で観察不能な情報が増大又は減少しても、他の重要で観察不能な情報に影響を及ぼすことはない。

評価技法の定量的開示

以下の表は、レベル3の資産及び負債の重要で観察不能な情報のそれぞれについて、当該金融商品にとって最も重要な関連する評価技法ごとに、代表的な最低及び最高価値の範囲と関連加重平均を示している。

公正価値で計上されるレベル3の資産に関する定量的情報

2019年12月31日現在 単位：百万スイス・フラン (別途記載があるものを除く)	公正価値	評価技法	観察不能な情報	最低価値	最高価値	加重平均 ¹
担保受入有価証券	1	-	-	-	-	-
トレーディング資産	7,885					
うち負債証券	1,923					
うち外国政府債	198	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	140	140	140
うち社債	1,128					
うち	503	市場の類似価格	価格(%)	0	129	97
うち	913	オプション・モデル	相関(%)	(60)	100	63
			ギャップ・リスク(%)	0	2	0
			ボラティリティ(%)	0	275	27
うちRMBS	317	割引キャッシュ・フロー	デフォルト率(%)	0	12	2
			割引率(%)	1	36	13
			損失の規模(%)	0	100	46
			期限前返済率(%)	2	45	10
うち持分証券	197	ベンダー価格	実際の価格	0	36,760	383
うちデリバティブ	3,534					
うち金利商品	554	オプション・モデル	相関(%)	0	100	69
			期限前返済率(%)	1	28	10
			ボラティリティ・スキュー(%)	(4)	6	(1)
うち為替商品	152	オプション・モデル	相関(%)	5	70	30
			期限前返済率(%)	23	28	25
うちエクイティ/ インデックス関連商品	1,040	オプション・モデル	買戻しの可能性(%)	50	100	70
			相関(%)	(50)	100	64
			ギャップ・リスク(%) ²	0	2	0
			ボラティリティ(%)	0	275	30

¹ 現物商品は、通常加重平均基準で表示されるが、一部のデリバティブ商品は関連する情報の加重平均と算術平均の組合せ又は算術平均基準で表示されている。

² 原資産価値が担保の決済日の間に予想外に著しく減少するリスク。

2019年12月31日現在	公正価値	評価技法	観察不能な情報	最低価値	最高価値	加重平均 ¹
単位：百万スイス・フラン (別途記載がある場合を除く)						
うちクレジット・デリバティブ	879					
うち	691	割引キャッシュ・フロー	相関(%)	97	97	97
			信用スプレッド(bp)	2	1,033	150
			デフォルト率(%)	1	20	4
			割引率(%)	8	27	16
			資金調達スプレッド(bp)	100	115	102
			損失の規模(%)	29	85	69
			期限前返済率(%)	0	7	4
			回収率(%)	0	40	26
うち	142	市場の類似価格	価格(%)	86	110	98
うちその他のデリバティブ	909	割引キャッシュ・フロー	市場予想平均余命(年)	2	15	6
			死亡率(%)	71	134	97
うちその他のトレーディング資産	2,231					
うち	856	割引キャッシュ・フロー	市場予想平均余命(年)	2	15	7
うち	1,118	市場の類似価格	価格(%)	0	112	27
うち	233	オプション・モデル	死亡率(%)	0	70	6
その他の投資	2,523					
うちその他の持分証券	1,463					
うち	398	割引キャッシュ・フロー	割引率(%)	9	9	9
			最終成長率(%)	3	3	3
うち	147	市場の類似価格	価格(%)	100	100	100
うち	857	ベンダー価格	実際の価格	1	869	231
うちライフ・ファイナンス商品	1,052	割引キャッシュ・フロー	市場予想平均余命(年)	2	16	6
貸出金	3,717					
うち商工融資	1,283					
うち	996	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	96	1,484	654
			回収率(%)	25	25	25
うち	273	市場の類似価格	価格(%)	0	99	64
うち金融機関	1,201					
うち	984	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	111	1,261	412
			回収率(%)	25	25	25
うち	135	市場の類似価格	価格(%)	16	100	36
うち政府及び公共機関	831					
うち	468	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(%)	457	526	500
			回収率(%)	25	40	30
うち	166	市場の類似価格	価格(%)	62	62	62
その他無形資産 (抵当貸付サービス権)	244	-	-	-	-	-
その他資産	1,846					
うち売却目的貸出金	1,619					
うち	501	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	117	381	243
			回収率(%)	0	1	1
うち	1,026	市場の類似価格	価格(%)	0	180	91
公正価値で計上される レベル3の資産合計	16,216					

¹ 現物商品は、通常加重平均基準で表示されるが、一部のデリバティブ商品は関連する情報の加重平均と算術平均の組合せ又は算術平均基準で表示される。

2018年12月31日現在 単位：百万スイス・フラン (別途記載がある場合を除く)	公正価値	評価技法	観察不能な情報	最低価値	最高価値	加重平均 ¹
担保受入有価証券	30	-	-	-	-	-
トレーディング資産 ²	8,980					
うち負債証券	2,242					
うち外国政府債	232	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	140	140	140
うち社債	1,260					
うち	441	市場の類似価格	価格(%)	0	118	94
うち	621	オプション・モデル	相関(%)	(60)	98	68
			ボラティリティ(%)	0	178	30
うちRMBS	432	割引キャッシュ・フロー	デフォルト率(%)	0	11	3
			割引率(%)	1	26	7
			損失の規模(%)	0	100	63
			期限前返済率(%)	1	22	8
うち持分証券	132					
うち	76	市場の類似価格	EBITDA倍率	2	9	6
			価格(%)	100	100	100
うち	49	バンダー価格	実際の価格	0	355	1
うちデリバティブ	3,298					
うち金利商品	507	オプション・モデル	相関(%)	0	100	69
			期限前返済率(%)	1	26	9
			ボラティリティ・スキュー(%)	(4)	0	(2)
うち為替商品	258					
うち	28	割引キャッシュ・フロー	偶発事象の可能性(%)	95	95	95
うち	218	オプション・モデル	相関(%)	(23)	70	24
			期限前返済率(%)	21	26	23
			ボラティリティ(%)	80	90	85
うちエクイティ/ インデックス関連商品	1,054	オプション・モデル	買戻しの可能性(%)	50	100	74
			相関(%)	(40)	98	80
			ギャップ・リスク(%) ³	0	4	1
			ボラティリティ(%)	2	178	34

2018年12月31日現在 単位：百万スイス・フラン (別途記載がある場合を除く) うちクレジット・ デリバティブ	公正価値	評価技法	観察不能な情報	最低価値	最高価値	加重平均 ¹
	673	割引キャッシュ・フロー	相関(%)	97	97	97
			信用スプレッド(bp)	3	2,147	269
			デフォルト率(%)	1	20	4
			割引率(%)	3	28	15
			損失の規模(%)	16	85	56
			期限前返済率(%)	0	12	6
			回収率(%)	0	68	8
うちその他のデリバティブ	806	割引キャッシュ・フロー	市場予想平均余命(年)	2	16	5
			死亡率(%)	87	106	101
うちその他のトレーディング資 産	3,308					
うち	870	割引キャッシュ・フロー	市場予想平均余命(年)	3	17	7
うち	2,119	市場の類似価格	価格(%)	0	110	30
うち	249	オプション・モデル	死亡率(%)	0	70	6
その他の投資	1,309					
うちライフ・ファイナンス商品	1,067	割引キャッシュ・フロー	市場予想平均余命(年)	2	17	6
貸出金	4,324					
うち商工融資	1,949					
うち	1,531	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	159	1,184	582
うち	306	市場の類似価格	価格(%)	0	99	65
うち金融機関	1,391					
うち	1,157	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	88	1,071	596
うち	73	市場の類似価格	価格(%)	1	100	74
うち不動産	515	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	200	1,522	612
			回収率(%)	25	40	39
その他無形資産 (抵当貸付サービス権)	163	-	-	-	-	-
その他資産	1,543					
うち売却目的貸出金	1,235					
うち	422	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	105	2,730	394
			回収率(%)	25	87	56
うち	739	市場の類似価格	価格(%)	0	130	82
公正価値で計上される レベル3の資産合計	16,349					

- 1 現物商品は、通常加重平均基準で表示されるが、一部のデリバティブ商品は関連する情報の加重平均と算術平均の組合せ又は算術平均基準で表示される。
- 2 従前に投資有価証券に計上されていた住宅ローン担保証券及び商業用不動産担保証券は、公正価値オプションに基づき公正価値で計上されることからトレーディング資産に分類変更されている。
- 3 原資産価値が担保の決済日の間に予想外に著しく減少するリスク。

公正価値で計上されるレベル3の負債に関する定量的情報

2019年12月31日現在 単位：百万スイス・フラン (別途記載があるものを除く)	公正価値	評価技法	観察不能な情報	最低価値	最高価値	加重平均 ¹
顧客の預金	474	オプション・モデル	相関(%)	0	100	77
			信用スプレッド(bp)	46	79	71
			平均回帰性(%) ²	10	10	10
担保受入有価証券返還義務	1	-	-	-	-	-
トレーディング負債	3,854					
うち持分証券	53	ベンダー価格	実際の価格	0	66	2
うちデリバティブ	3,801					
うち金利デリバティブ	167	オプション・モデル	相関(%)	0	100	47
			期限前返済率(%)	1	28	7
うち為替デリバティブ	98					
うち	37	割引キャッシュ・フロー	偶発事象の可能性(%)	95	95	95
			信用スプレッド(bp)	47	147	71
うち	12	市場の類似価格	価格(%)	100	100	100
うち	47	オプション・モデル	相関(%)	35	70	53
			期限前返済率(%)	23	28	25
うちエクイティ/インデックス 関連デリバティブ	1,921	オプション・モデル	買戻しの可能性(%) ³	50	100	70
			相関(%)	(60)	100	66
			ボラティリティ(%)	0	275	26
うちクレジット・ デリバティブ	1,211					
うち	745	割引キャッシュ・フロー	相関(%)	38	45	44
			信用スプレッド(bp)	2	1,041	142
			デフォルト率(%)	1	20	4
			割引率(%)	8	27	15
			資金調達スプレッド(bp)	100	154	122
			損失の規模(%)	29	85	69
			期限前返済率(%)	0	8	5
			回収率(%)	0	40	31
うち	412	市場の類似価格	価格(%)	89	110	99
うち	23	オプション・モデル	相関(%)	49	50	49
			信用スプレッド(bp)	17	1,225	270
短期借入金	997					
うち	56	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	(40)	937	138
			回収率(%)	40	40	40
うち	847	オプション・モデル	買戻しの可能性(%)	50	100	70
			相関(%)	(50)	100	62
			ファンド・ギャップ・ リスク(%) ²	0	2	0
			ボラティリティ(%)	1	275	39

長期債務	12,610					
うち満期までの期間が 1年超2年以内の仕組債	891					
うち	78	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	(15)	3,206	246
			回収率(%)	25	25	25
うち	813	オプション・モデル	買戻しの可能性(%) ³	50	100	70
			相関(%)	(50)	100	64
			ファンド・ギャップ・ リスク(%) ²	0	2	0
			ボラティリティ(%)	1	275	36
うち満期までの期間が 2年超の仕組債	11,458					
うち	1,141	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	(12)	1,260	40
			回収率(%)	25	40	29
うち	22	市場の類似価格	価格(%)	43	46	43
うち	9,972	オプション・モデル	買戻しの可能性(%) ³	50	100	70
			相関(%)	(60)	100	63
			ギャップ・リスク(%) ²	0	2	0
			平均回帰性(%) ⁴	(55)	0	(7)
			ボラティリティ(%)	0	275	26
うちハイトリガー商品	5	-	-	-	-	-
その他負債	1,385	-	-	-	-	-
公正価値で計上される レベル3の負債合計	19,321					

- ¹ 現物商品は、通常加重平均基準で表示されるが、一部のデリバティブ商品は関連する情報の加重平均と算術平均の組合せ又は算術平均基準で表示される。
- ² 原資産価値が担保の決済日の間に予想外に著しく減少するリスク。
- ³ 仕組債がその金融商品の残存期間において投資家の選択により当グループに買い戻される可能性の見積り。
- ⁴ 金利が長期平均に回帰する速度に関する経営陣の最善の見積り。

2018年12月31日現在 単位：百万スイス・フラン (別途記載があるものを除く)	公正価値	評価技法	観察不能な情報	最低価値	最高価値	加重平均 ¹
顧客の預金	453	-	-	-	-	-
担保受入有価証券返還義務	30	-	-	-	-	-
トレーディング負債	3,589					
うち負債証券	25	-	-	-	-	-
うち持分証券	37	ベンダー価格	実際の価格	0	3	0
うちデリバティブ	3,527					
うち金利デリバティブ	189	オプション・モデル	ベースス・スプレッド(bp)	(20)	147	48
			相関(%)	1	100	41
			期限前返済率(%)	1	26	7
うち為替デリバティブ	160					
うち	62	割引キャッシュ・フロー	偶発事象の可能性(%)	95	95	95
			信用スプレッド(bp)	146	535	379
うち	37	市場の類似価格	価格(%)	100	100	100
うち	57	オプション・モデル	相関(%)	35	70	53
			期限前返済率(%)	21	26	23
うちエクイティ/インデックス 関連デリバティブ	1,500	オプション・モデル	買戻しの可能性(%) ²	50	100	74
			相関(%)	(60)	98	74
			ボラティリティ(%)	0	178	30
うちクレジット・ デリバティブ	1,140					
うち	566	割引キャッシュ・フロー	相関(%)	38	82	47
			信用スプレッド(bp)	3	2,937	262
			デフォルト率(%)	1	20	4
			割引率(%)	3	28	14
			損失の規模(%)	16	95	56
			期限前返済率(%)	0	12	6
			回収率(%)	0	80	14
うち	508	市場の類似価格	価格(%)	75	104	89
うち	20	オプション・モデル	相関(%)	50	50	50
			信用スプレッド(bp)	35	1,156	320
短期借入金	784					
うち	61	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	1,018	1,089	1,067
			回収率(%)	40	40	40
うち	644	オプション・モデル	買戻しの可能性(%)	50	100	74
			相関(%)	(40)	98	64
			ファンド・ギャップ ・リスク(%) ³	0	4	1
			ボラティリティ(%)	2	178	32

長期債務	12,665					
うち満期までの期間が 1年超2年以内の仕組債	528					
うち	3	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	112	112	112
うち	427	オプション・モデル	相関(%)	(40)	98	71
			ボラティリティ(%)	2	178	31
うち満期までの期間が 2年超の仕組債	11,800					
うち	1,570	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bp)	(11)	1,089	136
うち	43	市場の類似価格	価格(%)	0	46	30
うち	9,533	オプション・モデル	買戻しの可能性(%) ²	50	100	74
			相関(%)	(60)	98	65
			ギャップ・リスク(%) ³	0	4	1
			平均回帰性(%) ⁴	(55)	(1)	(7)
			ボラティリティ(%)	0	178	27
その他負債	1,341	-	-	-	-	-
公正価値で計上される レベル3の負債合計	18,862					

- ¹ 現物商品は、通常加重平均基準で表示されるが、一部のデリバティブ商品は関連する情報の加重平均と算術平均の組合せ又は算術平均基準で表示される。
- ² 仕組債がその金融商品の残存期間において投資家の選択により当グループに買い戻される可能性の見積り。
- ³ 原資産価値が担保の決済日の間に予想外に著しく低下するリスク。
- ⁴ 金利が長期平均に回帰する速度に関する経営陣の最善の見積り。

[次へ](#)

重要で観察不能な情報の範囲に関する定性的説明

以下のセクションでは、上記の表に含まれる重要な観察不能な情報の範囲に関する情報を示している。上記の表で開示されている金融商品における集約及び多様性の水準により、重要な情報の範囲は拡大し、資産及び負債のカテゴリーに不均等に配分される。

ベシス・スプレッド

ベシス・スプレッドはノンコーラブルのコンスタント・マチュリティ・トレジャリーCMS商品に関する主に重要な観察不能な情報であり、貸出利率と借入利率が異なることから生じる金利リスクを決定するために使用される。

買戻しの可能性

買戻しの可能性は、法的な期限到来前に償還される仕組債に関する可能性である。

偶発事象の可能性

偶発事象の可能性は、条件付きの為替先物取引について、その受渡しや執行、プレミアムの支払が、M&A取引の成立や商品に対する規制当局の承認などといった事象の結果に依存する場合の主に重要な観察不能な情報である。

相関

クレジット相関、クロス・アセット相関（エクイティー金利相関等）及び同一資産間相関（金利－金利相関等）等、様々な種類の相関情報がある。相関情報は、一般的に、複合及びエキゾチック金融商品の評価に用いられる。当該金融商品の複雑かつ特有の性質により、相関情報の範囲はポートフォリオごとに大幅に異なる場合がある。

信用スプレッド及び回収率

信用スプレッドが重要な観察不能な情報である金融商品の場合、範囲の広さは様々なレベルのリスクのあるポジションを示す。信用スプレッドの範囲の下限は一般に、短期の金融商品及び／又は信用リスクが有利と考えられる金融商品を示す。信用スプレッドの上限は一般に、長期の金融商品若しくは参照クレジットが不良、投売り、又は減損の状態にある金融商品から構成される。同様に、参照クレジットと指数との間のスプレッドは、金融商品のリスクにより大幅に変動する可能性がある。デフォルト・リスクが指数（構成要素の加重平均値に基づく）よりも高い金融商品は、スプレッドが正となり、デフォルト・リスクが指数よりも低い金融商品はスプレッドが負となる。

同様に、回収率は各取引の個別の資産及び条件によって大幅に変動する可能性がある。序列が高い、又は担保の価値が高いほど、取引の回収率は高くなり、序列が低い、又は担保の価値が低いほど、回収率は低くなる。

デフォルト率及び損失の規模

住宅用不動産又はその他の資産を裏付けとする金融商品の場合、デフォルトのレベルが異なることにより、ポートフォリオの多様性が損失の規模の幅広さに反映される。範囲の下限は、PDが低い高条件又は政府保証の担保物件若しくは元本及び利息の支払いが適時に行われることが保証されていることを示し、範囲の上限はデフォルト・リスクが高い担保物件である。

割引率

割引率は金融商品の予想キャッシュ・フローの現在価値を計算する際に用いられる利率である。金融商品のクーポン、予想キャッシュ・フローの期間及び基礎となるリスク等、特定の金融商品の割引率に影響を及ぼす複数の要素がある。2つの金融商品の期間及び予想キャッシュ・フローが類似していても当該金融商品のクーポンは異なるために割引率は大幅に異なる可能性がある。

EBITDA倍率

EBITDA倍率は業界の類似価格を用いてベンチマーキングされる、一部のエクイティ取引に関する主に重要な観察不能な情報である。EBITDA倍率は同業他社の会計方針との差異による影響を受けないため、他の手段より選好される可能性がある。

ファンディング・ギャップ・リスク及びギャップ・リスク

ギャップ・リスクは、ペイオフがヘッジポートフォリオの変化の影響を受けやすい、ファンド連動コンスタント・プロポジション・ポートフォリオ・インシュランス型商品及びストラクチャーに関する、主に重要な観察不能な情報である。

資金調達スプレッド

資金調達スプレッドは特別目的事業体の調達ファシリティに関する主に重要な観察不能な情報である。担保資産を示す合成調達カーブが、ストラクチャード・ファイナンス取引の価値を測定するために使用される。これらのカーブは、有担保資金調達の見積りを示し、参照ベンチマークレートに関連するベース・ポイント・スプレッドとして表される。

市場推測の平均余命

市場推測の平均余命は生命保険決済商品、プレミアム・ファイナンス商品及びSPIA等の商品に関する重要な観察不能な情報であり、各契約における基礎となる被保険者の死亡率の見積りを示す。この見積りは、被保険者の年齢及び個別の健康状態等の複数の要因によって変動する可能性がある。

平均回帰性

平均回帰性はコーラブルのコンスタント・マチュリティ・スワップ（CMS）スプレッド債等のエキゾチック商品に関する重要な観察不能な情報であり、価格とリターンが最終的には過去の平均実績値に戻ることを示す。

死亡率

死亡率は、年金・スワップに関する主に重要な観察不能な情報である。取引の将来キャッシュ・フローの期待現在価値は性、年齢、年金額及びその他といった要素別にグループ化された年金基金に含まれる個人の死亡率によって左右される。場合によっては、死亡率予測を過去の実績に合わせる「スケーラー」（ローディング又は乗数とも呼ばれる）を死亡率に加味して、出口レベルに調整する。

期限前返済率

期限前返済率は、担保プールごとに異なり、基礎となる借手の種類及び所在地、債務の残存期間並びに借手が支払う金利の水準及び種類（固定又は変動）等の様々な担保固有の要素の影響を受ける可能性がある。

価格

債券相当価格は複数の商品に関する重要な観察不能な情報である。金融商品に関する市場価格が入手不能な場合、取引期間やパフォーマンスの差異の調整を考慮したうえで、ベンチマーキングを利用して類似銘柄（同一業界及び類似商品の組合せ）を特定する可能性がある。

最終成長率（ターミナル成長率）

最終成長率とは、フリー・キャッシュ・フローが、安定した全般的な評価プロセスの一部として永続的に成長していくことを予想する場合の成長率のことである。最終成長率は、原則として過去の物価上昇率（2～3％）と平行して変動し、成熟段階の企業評価に用いられる割引キャッシュ・フロー・モデルに適用される。

ボラティリティ及びボラティリティ・スキュー

ボラティリティ及びボラティリティ・スキューは、デリバティブの基礎となるリスク、期間及び行使価格の影響を受ける。金利デリバティブの場合、ボラティリティは異なる通貨や満期日のオプション間で大幅に異なる可能性がある。同様に、エクイティ・デリバティブの場合、ストラクチャーに起因するボラティリティは、デリバティブの基礎となる参照銘柄によって異なる可能性がある。

1 株当たりNAVで測定される投資ファンド

トレーディング資産及びトレーディング負債に保有されているファンドへの投資は、主に仕組債の経済ヘッジとしてエクイティ・ファンド・オブ・ファンズに保有されているポジション、及び顧客に発行されたデリバティブで当該ファンドと同一の基礎となるリスク及び流動性条件を参照するものが含まれる。これらのファンドの大部分は、投資の流動性の点から償還期間におけるファンドからの引出金額に制限が課せられている。その他の場合には、解約通知期間によって引出金額が異なり、通常、解約通知期間が長いほど大きな金額となる。さらに、当初の投資から特定の期間内の解約の場合には違約金が発生する場合がある。

その他の投資で保有されるファンドへの投資は、主に非上場株式、並びにこれより少ないが上場株式及びファンド・オブ・ファンズへの投資である。これらの投資の一部は、ファンドの取締役会の裁量による解約制限、及び／又は制限がなく解約が認められる場合でも、総資産の一定の割合又は一定の期日以降のみに制限される。

トレーディング資産及びトレーディング負債並びにその他の投資で保有される解約不能な投資については、当該ファンドの原資産は通常10年以内であるファンドの期間にわたり現金化されると予想される。

下表は、1株当たりNAV又は同等値を算定する特定の事業体への投資、主にプライベート・エクイティ及びヘッジ・ファンドを示したものである。これらの投資は容易に公正価値を決定することができないため、NAVを用いて公正価値で測定されている。

1 株当たりNAVで測定される投資ファンドの公正価値、未実行契約債務及び解約条件

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン	解約不能	解約可能	公正価値 合計	未実行契約 債務
2019年				
投資ファンドの公正価値及び未実行契約債務				
デット・ファンド	0	0	0	0
エクイティ・ファンド	58	750 ¹	808	53
空売りのエクイティ・ファンド	0	(2)	(2)	0
トレーディング資産及びトレーディング負債で保有される ファンド合計	58	748	806	53
デット・ファンド	1	0	1	49
エクイティ・ファンド	104	0	104	51
不動産ファンド	183	0	183	36
その他のプライベート・エクイティ・ファンド	35	0	35	25
プライベート・エクイティ・ファンド	323	0	323	161
デット・ファンド	12	22	34	0
エクイティ・ファンド	0	35	35	0
その他のヘッジ・ファンド	9	8	17	0
ヘッジ・ファンド	21	65 ³	86	0
持分法適用投資ファンド	187	402	589	14
その他の投資で保有されるファンド	531	467	998	175
投資ファンドの公正価値及び未実行契約債務	589 ⁵	1,215	1,804	228

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

2018年

投資ファンドの公正価値及び未実行契約債務

	解約不能	解約可能	公正価値 合計	未実行契約 債務
デット・ファンド	12	0	12	0
エクイティ・ファンド	103	1,011 ²	1,114	53
空売りのエクイティ・ファンド	(8)	(2)	(10)	0
トレーディング資産及びトレーディング負債で保有される ファンド合計	107	1,009	1,116	53
デット・ファンド	1	0	1	0
エクイティ・ファンド	130	0	130	43
不動産ファンド	214	0	214	34
その他のプライベート・エクイティ・ファンド	24	5	29	29
プライベート・エクイティ・ファンド	369	5	374	106
デット・ファンド	68	34	102	0
エクイティ・ファンド	14	14	28	0
その他のヘッジ・ファンド	2	24	26	0
ヘッジ・ファンド	84	72 ⁴	156	0
持分法適用投資ファンド	52	522	574	21
その他の投資で保有されるファンド	505	599	1,104	127
投資ファンドの公正価値及び未実行契約債務	612 ⁵	1,608	2,220	180 ⁶

¹ エクイティ・ファンドの解約可能な公正価値の金額の61%は、主に解約通知期間30日未満で要求により解約可能であり、26%は主に解約通知期間30日未満で月次で解約可能であり、13%は主に解約通知期間60日超で四半期ごとに解約可能である。

² エクイティ・ファンドの解約可能な公正価値の金額の46%は、主に解約通知期間30日未満で要求により解約可能であり、40%は主に解約通知期間30日超で月次で解約可能であり、13%は主に解約通知期間45日超で四半期ごとに解約可能であり、1%は解約通知期間30日未満で年次で解約可能である。

³ ヘッジ・ファンドの解約可能な公正価値の金額の68%は、主に解約通知期間30日未満で要求により解約可能であり、20%は解約通知期間60日超で四半期ごとに解約可能であり、12%は主に解約通知期間30日未満で月次で解約可能である。

⁴ ヘッジ・ファンドの解約可能な公正価値の金額の65%は、主に解約通知期間60日超で四半期ごとに解約可能であり、35%は主に解約通知期間30日未満で要求により解約可能である。

⁵ 2019年及び2018年12月31日において、非支配持分に帰属するそれぞれ41百万スイス・フラン及び102百万スイス・フランを含む。

⁶ 非支配持分に帰属する23百万スイス・フランを含む。

非経常的に公正価値で測定されている資産

特定の資産及び負債は非経常的に公正価値で測定されている。すなわち、これらの資産及び負債は継続的に公正価値で測定されていないが、特定の状況下（減損の証拠が存在する場合等）において公正価値による調整が行われている。当グループは、通常、最も有効な利用方法を反映する手法で、経常的及び非経常的に公正価値で測定される非金融資産を利用している。非経常的な測定は、特に記載がない限り、期末時点で完了している。

2019年及び2018年に非経常的に公正価値で測定された重要な資産はなかった。

公正価値オプション

当グループは、公正価値オプションの適用によってもたらされる会計処理の簡素化を利用している。一般的に、この会計処理の簡素化は、米国GAAPのヘッジ会計要件の影響を受ける項目に対して、初度適用時及びその後の取引時に公正価値オプションを選択することによって達成される。当グループは、ヘッジ会計処理を達成できなかったものの当グループが経済的ヘッジを行った金融商品に対して、原則として、公正価値オプションを選択している。当グループが公正価値に基づいて事業活動を管理しているものの、過年度において公正価値に基づく会計処理ができなかった場合、当グループのリスク管理目的の報告を財務会計と一致させるため、原則として、公正価値オプションを利用している。

当グループは下記の財務書類項目の一部について公正価値オプションの適用を選択した。

中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券

当グループは、仕組売戻契約及びほとんどのマッチド・ブック売戻契約を公正価値で会計処理することを選択している。これらの活動は、公正価値に基づいて管理されているため、公正価値による会計処理は報告目的上より適切であるとみなされている。当グループは、ファイナンス売戻確定契約が一般的に公正価値に近似しているものの公正価値に基づいて管理されていない翌日物の契約であることから、公正価値オプションを選択していない。

その他の投資

当グループは、特定の持分法適用投資について、公正価値による会計処理を選択している。これらの活動は、公正価値に基づいて管理されているため、公正価値による会計処理は報告目的上より適切であるとみなされている。

2019年12月に、クレディ・スイスは、SIXグループAGに対する保有持分の会計処理に関する見直しを完了し、この持分投資に関連し、米国GAAPに基づく公正価値による会計処理を選択した。

貸出金

当グループは、実質的にすべてのインベストメント・バンキング業務による企業向け貸出金及び貸付契約並びにインベストメント・バンキング業務による一部の新興市場向け貸出金について、公正価値による会計処理を選択している。これらの活動は、公正価値に基づいて管理されているため、公正価値に基づく会計処理は報告目的上より適切であるとみなされていた。さらに、公正価値に基づく認識により、これらの貸出金を管理するために当グループが用いている経済的ヘッジから生じた不一致を解消することができる。プロジェクト・ファイナンス、リース・ファイナンス、現金担保付ローン及びつなぎローン等、公正価値オプションの要件を満たす一部の類似する貸出金は、現在利用可能な公正価値評価のインフラストラクチャーがないため、又は、このような貸出金を経済的にヘッジすることが不可能であるため、公正価値による会計処理は選択されていない。さらに、当グループは国内の消費者向け貸出金、抵当貸付及び法人向け貸出金等、プライベート・バンキング業務、コーポ

レート・バンキング業務及びインスティテューショナル・バンキング業務が提供する貸出金について、これらが公正価値に基づいて管理されていないことから、公正価値に基づく会計処理を選択していない。

その他資産

当グループは、売却目的の貸出金について、その保有期間が短く、近い将来に売却する意思があることから、公正価値オプションを選択した。その他資産には、VIEの資産及び米国GAAPに基づく売却処理基準を満たしていない抵当貸付の証券化も含まれている。当グループは、この種類の取引について、公正価値オプションを選択している。

銀行からの預り金及び顧客の預金

当グループは、新興市場活動に関連する特定の定期預金について公正価値オプションを選択した。当グループが保有する顧客の預金には、ファンド連動型預金が含まれている。当グループは、当該ファンド連動型預金について公正価値オプションを選択している。ファンド連動型商品は、公正価値に基づいて運用されており、公正価値に基づく会計処理は、報告目的上より適切であるとみなされた。

中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券

当グループは、仕組買戻契約及びほとんどのマッチド・ブック買戻契約を公正価値で会計処理することを選択している。これらの活動は、公正価値に基づいて管理されているため、公正価値に基づく会計処理は報告目的上より適切であるとみなされていた。当グループは、ファイナンス買戻確定契約が一般的に公正価値に近似しているものの公正価値に基づいて管理されていない翌日物の契約であることから、公正価値オプションを選択していない。

短期借入金

当グループの短期借入金は、組込デリバティブの特徴を有する複合負債商品を含んでいる。これらの組込デリバティブの一部は、区分処理が可能な負債商品を発生させる。当グループは、米国GAAPの規定に従って2006年1月1日現在において、当該金融商品の一部について公正価値オプションを選択した。2006年に締結された区分処理が可能な新規負債商品は、公正価値で計上されている。一部の複合負債商品は、結果的に区分処理が可能な負債商品とならない。米国GAAPの適用によって、当グループは、区分処理できない複合負債商品に対して公正価値による会計処理を選択することが可能となった。公正価値による会計処理を選択しなかった一部の区分処理が可能な複合負債商品を除いて、当グループは、2007年1月1日現在保有しているすべての複合負債商品及び、2007年1月1日より後に組成された複合負債商品について、公正価値で会計処理することを選択している。このような活動は公正価値に基づいて管理されており、公正価値による会計処理は、報告目的上適切であるとみなされた。公正価値による会計処理が選択されなかったものとして、主に以下2つの類似する金融商品がある。一つは、当グループのプライベート・バンキング業務、コーポレート・バンキング業務及びインスティテューショナル・バンキング業務が行っている貸出事業に関連するものであり、仕組預金や類似の投資商品を含んでいる。これらは区分処理又は発生主義で管理されており、公正価値による会計処理は適切ではないと考えられた。もう一つは、既に満期を迎えた、又は近い将来において満期を迎える金融商品であり、それらの公正価値は満期時に実現される。

長期債務

当グループの長期債務には、上記の短期借入金で説明されている組込デリバティブの特徴を有する複合負債商品が含まれている。当グループの長期債務にはまた、その財務部門によって管理されているデリバティブの特徴

を含んでいない債務（一般負債）も含まれている。当グループは、デリバティブを用いてこれらの金融商品の金利リスクを積極的に管理している。特に、固定金利負債は、固定金利を受け取り、変動金利を支払う金利スワップによってヘッジされている。当グループは2007年1月1日に公正価値オプションを適用したことにより、当該固定金利負債を公正価値で評価することを選択しており、公正価値の変動はトレーディング収益の一部として認識している。当グループは、2008年1月1日以降に当グループが発行した固定金利負債には公正価値オプションの適用を選択せず、米国GAAPの指針に基づいてヘッジ会計を適用している。

その他負債

その他負債には、VIEの負債及び米国GAAPに基づく売却処理基準を満たしていない抵当貸付の証券化が含まれている。当グループは、この種類の取引について、公正価値オプションを選択している。

公正価値オプションを選択した金融商品の公正価値総額と未払元本残高総額間の差額

12月31日現在、 単位：百万スイス・フラン	2019年			2018年		
	公正価値 総額	未払元本 総額	差額	公正価値 総額	未払元本 総額	差額
金融商品						
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付 買入有価証券及び借入有価証券	85,556	85,463	93	81,818	81,637	181
貸出金	12,662	13,104	(442)	14,873	15,441	(568)
その他資産 ¹	9,710	12,006	(2,296)	6,706	9,240	(2,534)
銀行からの預り金及び顧客の預金	(582)	(508)	(74)	(859)	(778)	(81)
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付 売渡有価証券及び貸付有価証券	(10,715)	(10,719)	4	(14,828)	(14,827)	(1)
短期借入金	(11,333)	(11,187)	(146)	(8,068)	(8,647)	579
長期債務	(70,331)	(72,126)	1,795	(63,935)	(70,883)	6,948
その他負債	(709)	(1,681)	972	(2,068)	(3,125)	1,057
不良債権及び未収利息不計上債権 ²	543	3,235	(2,692)	640	3,493	(2,853)

¹ 主に売却目的貸出金。

² 貸出金又はその他資産に含まれている。

金融商品に係る利益及び損失

	2019年	2018年	2017年
12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン	純利益/(損失)	純利益/(損失)	純利益/(損失)
金融商品			
利付銀行預け金	29 ¹	2 ¹	13 ¹
うち信用リスクに関連するもの	11	(10)	0
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券	2,696 ¹	2,451 ¹	2,206 ¹
その他の投資	268 ²	241 ³	216 ²
うち信用リスクに関連するもの	2	(1)	(4)
貸出金	908 ¹	717 ¹	1,542 ¹
うち信用リスクに関連するもの	26	(296)	7
その他資産	892 ¹	770 ¹	480 ¹
うち信用リスクに関連するもの	111	61	96
銀行からの預り金及び顧客の預金	(29) ²	(39) ²	1 ²
うち信用リスクに関連するもの	1	(37)	5
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券	(612) ¹	(890) ¹	(418) ¹
短期借入金	(50) ²	2,807 ²	(512) ²
うち信用リスクに関連するもの	8	(5)	(23)
長期債務	(8,501) ²	4,206 ²	(6,857) ²
うち信用リスクに関連するもの	(5)	7	(32)
その他負債	92 ³	73 ³	183 ³
うち信用リスクに関連するもの	50	4	83

¹ 主に純利息収益に計上されている。

² 主にトレーディング収益に計上されている。

³ 主にその他の収益に計上されている。

上表に示されている資産に対する信用リスクの影響は、基準金利又はリスク・フリー金利の変動による影響額を控除後の公正価値の変動総額の一部として算定されている。上表に示されている負債に係る当グループの信用リスクの変動による影響額は、報告日現在の当該金融商品の公正価値と、報告期間末日現在のイールド・カーブを用いて算定された当該金融商品の理論上の公正価値との差額として算定されており、移行日から報告日までの当グループの信用スプレッドにおける変動額が調整されている。

受取利息及び支払利息は、各取引で指定されている約定金利に基づいて算定されており、金融商品の性質及び関連する市場の慣行に応じて連結損益計算書に計上されている。当該金融商品の公正価値の変動の一部として計上されている利息は、トレーディング収益に含まれるか、さもなければ、利息及び配当金収益若しくは支払利息に含まれる。利息及び配当金収益は、トレーディング収益とは別に認識される。

公正価値オプションを選択した負債の固有の信用リスクの変動に起因する利益／（損失）

下記の表は、AOCIに計上された、公正価値オプションを選択した負債に関する金融商品固有の信用リスクの変動から生じる損益に関する追加情報を示したものである。この表には、金融商品固有の信用リスクの変動から生じた期中の変動額と変動累計額の双方が含まれる。それに加え、従前にはAOCIに計上されていたものの、期中に純利益に振り替えられた金融商品固有の信用リスクに関連した損益を含んでいる。

金融商品固有の信用リスクの変動に係る利益/（損失）

12月31日に終了した事業年度、 単位：百万スイス・フラン	AOCIに計上された利益/(損失) ¹			純利益に振り替えられた、 AOCIに計上された 利益/(損失) ¹	
	2019年	累計額	2018年	2019年	2018年
金融商品					
預け金	(51)	(65)	36	0	(6)
短期借入金	(2)	(56)	6	2	2
長期債務	(2,190)	(2,992)	1,603	190	53
うち満期までの期間が2年超の政府債	(1,198)	(1,113)	759	0	0
うち満期までの期間が2年超の仕組債	(769)	(1,720)	774	179	53
合計	(2,243)	(3,113)	1,645	192	49

¹ 金額は税引前で表示されている。

公正価値で計上されない金融商品

「公正価値で計上されない金融商品の帳簿価額及び公正価値」の表は、連結貸借対照表において公正価値で計上されない金融商品の帳簿価額及び公正価値を示している。リース取引、不動産、建物及び設備、持分法適用投資、年金及び退職給付債務等のすべての非金融商品は開示から除かれている。

公正価値で計上されない金融商品の帳簿価額及び公正価値

12月31日現在、 単位：百万スイス・フラン	帳簿価額	公正価値			
		レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
2019年					
金融資産					
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付 買入有価証券及び借入有価証券	21,441	0	21,441	0	21,441
貸出金	280,568	0	278,337	11,562	289,899
その他の金融資産 ¹	114,543	101,600	12,225	720	114,545
金融負債					
銀行からの預り金及び顧客の預金	396,867	189,419	207,453	0	396,872
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付 売渡有価証券及び貸付有価証券	16,818	0	16,818	0	16,818
短期借入金	17,052	0	17,052	0	17,052
長期債務	81,674	0	83,018	1,123	84,141
その他の金融負債 ²	15,867	0	15,705	168	15,873
2018年					
金融資産					
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付 買入有価証券及び借入有価証券	35,277	0	35,243	35	35,278
貸出金	269,147	0	269,825	7,047	276,872
その他の金融資産 ¹	117,353	99,976	16,750	797	117,523
金融負債					
銀行からの預り金及び顧客の預金	375,403	196,674	178,755	0	375,429
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付 売渡有価証券及び貸付有価証券	9,795	0	9,795	0	9,795
短期借入金	13,857	0	13,859	0	13,859
長期債務	90,373	0	89,651	854	90,505
その他の金融負債 ²	16,357	0	16,101	184	16,285

¹ 主に現金及び銀行に対する預け金、利付銀行預け金、売却目的貸出金、デリバティブ商品の現金担保、未収利息及び手数料並びに市場性のない持分証券を含んでいる。

² 主にデリバティブ商品の現金担保並びに未払利息及び手数料を含んでいる。

36 担保資産及び担保

担保資産

当グループは主に買戻条件付証券取引及びその他の証券金融契約のために資産を担保に供している。特定の担保資産には処分上の制約がある場合がある。すなわち、これらの資産には売却若しくは再担保される権利が付されている。処分上の制約がある資産は、連結貸借対照表上に内書きで開示されている。

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン	2019年	2018年
担保資産		
担保資産又は担保として提供されている資産合計	133,333	117,895
うち処分上の制約を受けるもの	69,681	58,672

担保

当グループは売戻条件付証券取引、借入及び貸出有価証券、デリバティブ取引、証券担保仲介業貸付等に関連して現金及び有価証券を受け入れている。当グループが受け入れた担保及び有価証券の大部分は、買戻契約、有価証券空売り、貸出有価証券及び借入、清算機関への担保、証券取引法令上の分別要求、デリバティブ取引及び銀行借入に関連して売却若しくは再担保された。

担保

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン	2019年	2018年
売却権・再担保権付の担保受入資産の公正価値	412,765	406,389
うち売却済・再担保済	185,935	193,267

その他の情報

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン	2019年	2018年
スイス国立銀行が要求する最低流動性準備金	2,059	2,042
金融機関に対するスイス及び外国の規制下にあるその他の現金及び有価証券	25,568	25,139

37 自己資本

当グループは、スイスにおいて実施されているバーゼルIIIの枠組みだけでなく、システム上重要な銀行に対するスイスの法律及び規則（以下、「スイス国内要件」という。）の対象となっている。スイス国内要件には、資本、流動性、レバレッジ及び大口エクスポージャーに係る要件並びに破産の恐れがある場合においてもシステム上関連する機能を維持するよう策定された緊急計画に関する規定が含まれる。バーゼルIII枠組みを実施する法律のもとでは、システム上関連する銀行は、当グループを含め、システム上関連する銀行向けのバーゼルIIIの最低基準を上回ることが求められている。スイスにおける総損失吸収資本（TLAC）基準は、2016年から2019年にかけて段階的に導入され、2020年1月1日から完全に導入された。資本に関する国内要件を遵守できない場合には、当グループの規制当局によって制限が課せられる可能性がある。FINMAの規制が適用される当グループは、FINMA通達2013/1号で認められているように、自己資本を米国GAAPに基づいて算定している

自己資本規則に基づき、当グループのような国際展開するシステム上重要な銀行に分類されるスイスの銀行は、損失吸収能力について二つの異なる最低要件の対象となる。すなわち、当グループのような銀行は、業務の継続性を確保するために損失を吸収する十分な資本を保持することが求められ（以下、「事業継続時要件」という。）、また公的資金に頼ることなく秩序立った破綻処理を行うための資本調達手段として十分な債券を発行することが求められる（以下、「事業破綻時要件」という。）。事業継続時資本及び事業破綻時資本は合わせて、当グループの総損失吸収力を形成する。事業継続時要件及び事業破綻時要件は、一般的に、金融安定理事会の総損失吸収力基準に沿ったものである。事業継続時資本及び事業破綻時資本のいずれも、徐々に引き上げられる要件及び一定の発行済商品についての適用除外条項を伴い、段階的導入の対象となっており、2020年1月1日から全面的に適用された。また、国際的に事業を営むシステム上重要な銀行としての当グループに適用されるFINMA令がある。これには、自己資本要件並びに流動性及びリスクの分散化の要件が含まれる。最低要件を維持できない銀行は、配当及び変動賞与の支払い並びにその他の利益分配を行う能力を制限される可能性がある。

当グループの貸借対照表残高及びオフバランス・エクスポージャーはリスク加重資産に換算され、信用リスク、市場リスク及びオペレーショナル・リスクのリスク加重資産に分類される。リスク加重資産を評価するに当たり重要なものは、額面通りの規模ではなく、貸借対照表残高又はオフバランス・エクスポージャーの性質（担保やヘッジ等によるリスク軽減を含む。）である。

レバレッジ・エクスポージャーは期末の貸借対照表上の資産及び所定の規制上の調整額により構成されている。

自己資本比率はリスク加重資産に対する当グループの資本の構成要素を計測し、レバレッジ比率は期末のレバレッジ・エクスポージャーに対する当グループの資本の構成要素を計測するものである。

2019年12月31日及び2018年12月31日現在で、当グループの資本比率は、スイス国内要件の規制条項に基づく資本要件を上回っている。

証券業務

当グループの証券子会社の一部もまた自己資本規制に準拠しなければならない。2019年及び2018年12月31日現在、当グループと子会社は、該当するすべての自己資本規制基準に準拠していた。

スイス国内指標

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン	段階的導入	
	2019年	2018年
スイス国内資本		
スイス国内CET 1 資本	36,740	35,719
事業継続時資本	52,691	49,443
事業破綻時資本	38,576	35,678
総損失吸収力	91,267	85,121
スイス国内リスク加重資産及びレバレッジ・エクスポージャー		
スイス国内リスク加重資産	291,282	285,193
レバレッジ・エクスポージャー	909,994	881,386
スイス国内資本比率（％）		
スイス国内CET 1 比率	12.6	12.5
事業継続時資本比率	18.1	17.3
事業破綻時資本比率	13.2	12.5
TLAC比率	31.3	29.8
スイス国内レバレッジ比率（％）		
スイス国内CET 1 レバレッジ比率	4.0	4.1
事業継続時レバレッジ比率	5.8	5.6
事業破綻時レバレッジ比率	4.2	4.0
TLACレバレッジ比率	10.0	9.7
スイス国内資本比率要件（％）		
スイス国内CET 1 比率要件	9.68	9.46
事業継続時資本比率要件	13.58	12.86
事業破綻時資本比率要件	11.6	8.9
TLAC比率要件	25.18	21.76
スイス国内レバレッジ比率要件（％）		
スイス国内CET 1 レバレッジ比率要件	3.2	2.9
事業継続時レバレッジ比率要件	4.5	4.0
事業破綻時レバレッジ比率要件	4.0	3.0
TLACレバレッジ比率要件	8.5	7.0

配当制限

当グループの子会社の一部は、例えばスイス債務法における会社法に準拠して、支払い可能な配当額が法律によって制限されている。

スイス債務法では、企業が過年度において分配可能な利益がある場合に限りその範囲内で、あるいは配当金の分配を可能にするのに十分な、制限のない準備金がある場合に、配当金を支払うことができる。さらに、一般法定準備金が払込株式資本の20%未満である限り、純利益の最低5%を一般法定準備金として留保し、計上しなければならない。当該一般法定準備金は現在、この20%の基準を超えている。また、定時株主総会での承認後にのみ配当は支払われる。

2019年及び2018年12月31日現在、クレディ・スイス・グループAGが配当案で示された金額を支払う能力に関して、制限はなかった。

38 運用資産

以下の開示は、顧客資産、運用資産及び新規純資産に関する情報であり、FINMAの規定に従っている。

運用資産

運用資産は、当グループが投資顧問又は一任勘定資産運用サービスを提供する資産、投資ファンドの資産及び当行親会社が運用する、その他の投資ファンドに類似した集団投資スキームに投資される資産を含む。運用資産の分類は、当グループが提供するサービスの性質と、クライアントの意図が条件となる。運用資産の分類は、各顧客の運用の意図及び目的、並びに当該顧客に提供する銀行サービスに基づき個別に評価される。運用資産として分類されるためには、現在又は予測できる将来において、当グループの（資産運用担当者又は投資アドバイザーとしての）銀行又は投資専門家が提供するサービスの性質が、純粋な取引執行又は保管以外のサービスでなければならない。

預かり資産は主に取引執行に関連した、又は保護預かり／カストディ目的で所有される顧客の資産であり、当グループは通常、アセット・アロケーションもファイナンシャル・アドバイスも提供していないため、運用資産とはみなされない。

主にキャッシュマネジメント又は取引執行目的で用いられ、投資アドバイスが提供されない法人顧客及び公的機関の資産は、商業用資産又は預かり資産として分類され、運用資産とみなされない。

運用資産の分類目的では、複数の口座を有する顧客について全体的な取引関係の観点から評価される。他の顧客との関係から明確に区別され、カストディ目的でのみ保有する資産を代表している口座は、運用資産に含まれていない。

顧客との関係は継続的に再評価されるため、資産の当初の分類は恒久的ではない。顧客の意図又は行動の変化により、顧客の資産分類の再評価が正当化される場合、顧客の意図又は行動の変化が起きた際、直ちに必要な分類変更による調整が行われる。運用資産と取引関連又はカストディ目的で所有する資産との間の分類変更により、該当する新規純資産の流入又は流出が発生する。2019年1月1日から、当グループは、主として顧客の資産が運用資産とみなされるかどうかを評価するためのより具体的な基準を導入する目的で、運用資産方針を改定した。この改定方針の適用により、2019年の構造上の影響を反映して18.8十億スイス・フランの運用資産が預かり資産に分類変更された。当グループのアジア太平洋部門における一部の顧客関係に関連する運用資産の分類に対する2019年の見直しに続き、当グループは、2019年12月31日現在で運用資産及び関連する新規純資産の総額4.3十億円スイス・フランの認識を中止した。過年度の数値は当事業年度の表示に一致させるため分類変更されている。これらの顧客関係の条件に対する変更は、将来における運用資産の認識の中止につながる場合がある。

当グループの運用資産の一部は二重計上になっている。二重計上は、運用資産が複数のレベルの資産運用サービスの対象となる場合に生じる。個別の投資顧問サービス又は一任勘定サービスはそれぞれ顧客に一層の便益を

提供し、また当グループに追加の収益をもたらす。具体的には、二重計上は主に、当グループの運用する集合投資商品に運用資産を投資することによって発生する。二重計上の内訳は、以下の表において開示されている。

運用資産

12月31日現在、単位：十億スイス・フラン

	2019年	2018年
クレディ・スイスの運用する集合投資商品における資産	212.2	186.4
一任勘定運用資産	277.5	256.5
その他運用資産	1,017.5	902.0
運用資産（二重計上分を含む）	1,507.2	1,344.9
うち二重計上分	51.0	44.2

過年度の数値は当事業年度の表示に一致させるため分類変更されている。

運用資産の変動

単位：十億スイス・フラン

	2019年	2018年
運用資産		
運用資産の期首残高¹	1,344.9	1,376.1
新規純資産/(資産純流出)	79.3	53.7
市場の変動、利息、配当金及び外国為替	106.8	(67.9)
うち市場の変動、利息及び配当金 ²	126.6	(54.7)
うち外国為替	(19.8)	(13.2)
その他の影響	(23.8)	(17.0)
運用資産の期末残高	1,507.2	1,344.9

過年度の数値は当事業年度の表示に一致させるため分類変更されている。

¹ 二重計上分を含む。

² 手数料及びその他の費用並びに利息費用控除後。

新規純資産

新規純資産は、運用資産をどの程度取得することができたか、又は正当な分類変更によりどの程度運用資産が増減したかを測定するものである。この計算は、個別の資金取引、証券の受渡し、及び貸出金の増加や返済から生じたキャッシュ・フローを考慮する直接法に基づいて行われる。

顧客に支払う利息及び配当収益、並びに銀行業務に関する報酬、利息及び手数料に加え、通貨及び市場のボラティリティによる運用資産の変動は、これらの費用又は市場の動向が当グループが運用資産をどの程度取得したかということに直接関係しないため、新規純資産を算出する際には考慮されない。同様に、取得又は売却による資産の流入及び流出、事業撤退又は市場からの撤退、若しくは新しい規制要件による撤退といった他の影響も、新規純資産を算出する際には考慮されない。当グループは、顧客資産に関する関連する方針を定期的に検証する。

部門別の配分

スイス・ユニバーサル・バンク部門のプライベート・クライアント事業、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門及びアジア太平洋部門のプライベート・バンキング事業、スイス・ユニバーサル・バンク部門のコーポレート&インスティテューショナル事業並びに2018年12月31日までのストラテジック・リゾリューション・ユニットに対する運用資産及び新規純資産は、当該資産を実効的に管理しているマネジメントエリア（ビジネスエリア）に基づいて配分されている。2019年以降、ストラテジック・リゾリューション・ユニットは、当グループの単独の部門として存続しなくなった。残りの運用資産は、他の部門に振替えられたか、又は運用資産として適格でなくなった。内部のリファーマル契約から生じた新規純資産の配分は、新規純資産の各事業への配分に関する所与のパーセンテージを含む、新規純資産リファーマル制度に基づいて管理されている。

インターナル・ウェルス・マネジメント部門のアセット・マネジメントに対する運用資産及び新規純資産の配分は、投資ビークルが管理されている拠点及びファンド管理費用が発生する拠点を反映して行われている。

[次へ](#)

39 訴訟

当グループは、以下に開示されるものを含め、当グループの事業の遂行に関連して生じた事項について、様々な訴訟手続、規制上の手続及び仲裁手続の対象となっている。これらの訴訟等の一部は様々な集団の原告を代表して提起されたものであり、多額及び／又は不確定な金額の損害賠償を求める内容である。

当グループは、損失、追加の損失又は損失の範囲の蓋然性が高く、かつ合理的に見積り可能である場合、特定の訴訟等に係る偶発損失訴訟引当金を繰り入れ、収益から控除している。また、偶発損失引当金を積み立てていない案件を含め、当グループは当該訴訟等に係る外部弁護士及びその他のサービス提供者の報酬及び費用の見積額についての訴訟引当金を積み立てる。当該報酬及び費用が発生する可能性が高く、合理的に見積り可能である場合、当グループは当該報酬及び費用について訴訟引当金を繰り入れ、収益から控除している。当グループは、訴訟引当金の妥当性を判断するため、訴訟等を四半期ごとに検討しており、経営陣の判断及び弁護士の助言に基づき引当金を増加又は取り崩す場合がある。かかる訴訟等の進展によっては、今後さらなる引当金の追加又は訴訟引当金の取崩しが必要となる可能性もある。

以下に記載する詳細な内容には（a）損失を被る可能性が高く、その損失額が合理的に見積ることができる場合において、当グループが偶発損失引当金を計上している訴訟等、及び（b）関連する損失額を合理的に見積ることができない等の理由により、偶発損失引当金を計上していない訴訟等が含まれる。以下の一部の事項では、当グループが偶発損失引当金を計上していることの記述が含まれ、当該引当金の金額を開示しているが、その他の事項については当該記述はない。

当該記述のないものについては、（a）当グループが偶発損失引当金を設定しておらず、該当事項が適用される会計基準に基づき偶発債務として取り扱われる場合、又は（b）当グループは当該引当金を設定しているが、当該事実の開示が当グループに適用される守秘義務違反に該当すると判断した場合、弁護士・依頼者間の秘匿特権、職務活動成果の保護、若しくはその他の開示に対する保護を損なう場合、又はその事項について当グループの管理を損なうと判断した場合である。当グループが偶発損失引当金を計上した事項について将来発生する流出額は、現在入手可能な情報に基づき確実性をもって見積もることは不可能であり、したがって、最終的に当グループの貸借対照表に反映されている引当金を大きく上回る（又は下回る）場合がある。

当グループの多くの訴訟等に関して、損失が生じる可能性が高いか若しくは合理的に生じる可能性があるかを判断すること又は損失若しくは損失範囲の金額を見積めることは、本質的に困難である。見積りは、その性質上、判断及び現在入手可能な情報に基づいて行われ、多様な要素が影響を与える。当該要素には、訴訟等の種類及び性質、事案の進展状況、弁護士の助言、当グループの抗弁及び類似の事案における経験、並びに類似の又は関連する訴訟等におけるその他の被告も関与した事案（和解を含む。）の評価が含まれるが、これに限定されるものではない。訴訟等に係る損失、追加の損失又は損失範囲の合理的な見積りが可能となる前に、多くの場合複雑な事実認定及び法的な評価を行わなければならない。

当グループに対して係属中であるほぼすべての事案は、不確定な金額の損害賠償を求めるものである。請求金額を明示する事案も存在するが、かかる請求金額は当グループの合理的に発生し得る損失額を示すものではない可能性がある。下記の一部の訴訟等については、当グループが請求された賠償金額及び一般的に入手可能なその他の定量化可能な情報を公表している。

下表は当グループの訴訟引当金合計の増減明細をまとめたものである。

訴訟引当金

単位：百万スイス・フラン

2019年

期首残高	681
訴訟引当金の増加	734
訴訟引当金の減少	(111)

和解及びその他の現金による支払いの減少	(495)
分類変更	97 ¹
外貨為替換算	(8)
期末残高	898

(注1) 2018年末に、当グループは、改訂された戦略に関連して実施された3ヶ年リストラクチャリング計画を完了した。2019年に、97百万スイス・フランがリストラクチャリング引当金から訴訟引当金に振り替えられた。

当グループの訴訟引当金総額には、損失が発生する可能性がありかつ当該損失を合理的に見積ることのできる訴訟等に関する損失、追加損失又はその損失範囲の見積りが含まれている。当グループは、訴訟等の複雑さ、一部の請求の新規性、訴訟等が初期の段階にあること、既に行われた証拠開示範囲が限られていること及び／又はその他の要因により、一部の訴訟等に関し合理的に発生し得る損失のすべての範囲を見積ることは難しいと考えている。下記で説明される訴訟等に関する既存の引当金の対象外である合理的に発生し得る損失のうち、当グループが見積り可能と考えているもののすべての範囲における当グループの見積りは、ゼロから1.3十億スイス・フランである。

当グループは、訴訟引当金を考慮の上、現在入手可能な情報及び弁護士の助言に基づき、かかる訴訟等の結果が総合的に、当グループの財政状況に重大な悪影響を及ぼすことはない判断している。但し、規制機関又はその他の政府当局により提起された訴訟等を含む、かかる訴訟の潜在的な不確定要素を鑑みると、かかる訴訟を解決するために当グループが最終的に負担するコストは、現在の訴訟引当金を超過する可能性があり、当該超過額が、特定の期間における当グループの業績によっては、当該期間の業績に重大な影響を与える可能性がある。

エンロン関連の訴訟

クレディ・スイス・セキュリティーズ (USA) LLC (以下、「CSS LLC」という。) 及びその関連会社の一部は、ドイチェ・バンク・セキュリティーズ・インク、ドイツ銀行及びメリルリンチ・アンド・カンパニー・インクとともに、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所 (以下、「SDNY」という。) におけるシルバークリーク・マネジメント・インク対シティグループ他の訴訟という1件のエンロン関連の訴訟において被告となっている。この訴訟において、原告は、エンロンの財務書類に依拠した旨主張し、エンロンの財務書類における不正確な記載について被告に責任を求めた。原告は、エンロン投資に関連する損失280百万米ドルについて、連邦法及び州法に基づく請求を申し立てた。2017年11月10日、被告は、サマリー・ジャッジメントの申立てを行った。2018年9月28日、SDNYは、被告のサマリー・ジャッジメントの申立ての一部を認め、一部を退けて、一定の請求を棄却した。2018年12月28日、CSS LLC及びその関連会社は、ドイチェ・バンク・セキュリティーズ・インク、ドイツ銀行及びメリルリンチ・アンド・カンパニー・インクとともに、この訴訟を解決するための原告との合意を締結した。2019年1月10日、SDNYは、これらの被告に対するすべての請求を再訴不可の形で棄却する最終判決を下した。これにより、CSS LLC及びその関連会社のエンロン関連の最後の訴訟が終了した。

抵当貸付関連の問題

政府及び規制機関に関連する問題

CSS LLC及びその関連会社の一部を含む複数の金融機関は、サブプライム及び非サブプライム住宅ローン・商業用不動産ローンの組成、購入、証券化、サービシング及び取引、並びにその関連事項に関して、米国司法省 (以下、「DOJ」という。) 及び米国金融詐欺対策タスクフォースの住宅ローン担保証券 (以下、「RMBS」という。) 作業部会のその他複数のメンバーを含む一部の規制機関及び／又は政府機関から情報開示の要請を受け、並びに／又はこれらの機関が提起した民事訴訟の被告となっている。CSS LLC及びその関連会社は、かかる情報の要請に協力している。

RMBSに関するDOJとの和解

従前に開示した通り、2017年1月18日、CSS LLC並びにその現在及び以前の米国子会社及び米国関連会社は、2007年まで行われていた旧来のRMBS事業に関し、DOJと和解した。この和解により、かかるクレディ・スイスの事業体のうちの一部によるRMBSの証券化、販売促進、ストラクチャリング、手配、引受、発行及び販売に関しては、DOJによる民事請求の可能性がなくなった。和解の条件に従い、民事制裁金が2017年1月にDOJに支払われた。和解はまた、上記の事業体に対し、一定金額の消費者救済措置（支払可能な家賃の提供及び貸出金の免除を含む。）を和解から5年以内に提供することも求めており、DOJとクレディ・スイスは、和解の消費者救済要件の履行完了を監視するための独立監視人を指名することに合意した。監視人は、消費者救済要件の充足に向けたクレディ・スイスの協力及び進展を記載した報告書を定期的に公表している。

NJAGの訴訟

2013年12月18日、ニュージャージー州検事総長（以下、「NJAG」という。）は、ニュージャージー州を代表して、2008年より前のRMBS取引の発行体、スポンサー、寄託者及び／又は引受業者を務めたCSS LLC及びその関連会社に対して、同州マーサー郡のニュージャージー州最高裁判所衡平法部（以下、「SCNJ」という。）において民事訴訟を提起した。当初訴状は、CSS LLC及びその関連会社が2006年及び2007年に発行、出資、寄託及び引受けを行った13のRMBSに関するものであったが、CSS LLC及びその関連会社が、RMBSの募集及び販売に関して、投資家に対して誤った説明をし、詐欺又は不正行為を行った旨主張し、不確定の金額の損害賠償を請求した。2014年8月21日、SCNJは、NJAGがCSS LLC及びその関連会社に対し提起した訴訟について再訴可能な棄却を行った。2014年9月4日、NJAGは、CSS LLC及びその関連会社を相手方として修正訴状を提出し、当初訴状における請求数又は言及されるRMBSの数を拡大せずに追加の主張を行った。2019年8月21日、NJAGは、部分的なサマリー・ジャッジメントの申立てを提出した。2019年11月18日、CSS LLC及びその関連会社は、部分的なサマリー・ジャッジメントの反対申立てを提出した。

民事訴訟

CSS LLC及び／又はその関連会社の一部は、RMBS取引の発行体、スポンサー、寄託者、引受業者及び／又はサービス提供者としての役割に関する複数の民事訴訟においても被告となっている。これらの訴訟には、集団訴訟、RMBSの個別投資家による訴訟、特定のRMBSについて元本及び利息の支払いを保証したモノライン保険会社による訴訟、並びにRMBSのトラスト、受託者及び／又は投資家による買戻し訴訟が含まれており、又は含まれていた。訴訟ごとに主張は異なるが、集団訴訟及び個別投資家による訴訟の原告は、概して、RMBS証券化信託が発行する証券の目論見書に、裏付資産である抵当貸付の実施根拠である引受基準に関する記述を含む、重大な虚偽表示及び不表示が含まれていたことを主張している。モノライン保険業者は、当該モノライン保険業者が付保したRMBSの担保とされる貸付が、証券化の際の貸付について行われた表明及び保証に違反しており、当該モノライン保険業者が不当に取引の締結を勧誘されたと主張している。買戻し訴訟の原告は、概して、抵当貸付に関する表明及び保証の違反並びに適用される契約の下で要求される通りに当該抵当貸付の買戻しが行われなかったことについて主張している。以下に開示される金額は、現在までの実際の原告の実現損失又は予想される将来の訴訟エクスポージャーを反映していない。むしろ、別途記載されない限り、これらの金額は、当該訴訟において主張された当初の未払元本残高を反映しており、発行以降の元本金額のいかなる減額も含んでいない。さらに、別途記載されない限り、個別投資家による訴訟についての「有効な申立て」に帰属する金額は、有効な申立ての後に金額を変更させる原因となる和解、棄却又はその他の出来事（もしあれば）により変更されていない。以下に記載される抵当貸付関連訴訟に加えて、他の多くの事業体が、様々なRMBS関連の発行に関連して、CSS LLC及び／又はその関連会社に対して請求を主張する恐れがある。

個別投資家の訴訟

RMBSの発行体、引受業者及び／又はその他の参加者として、CSS LLC及び場合によってはその関連会社は、他の被告とともに、以下の訴訟の被告となっている。

- (i) シチズンズ・ナショナル・バンク及びストラテジック・キャピタル・バンクの管財人である連邦預金保険公社（以下、「FDIC」という。）がSDNYに提起した訴訟1件。同訴訟でのCSS LLC及びその関連会社に対する請求は、係争対象のRMBS約28百万米ドル（有効な申立てにおけるすべての被告に対する係争金額141百万米ドルの約20%）に関連している。2019年10月18日、SDNYは、被告（CSS LLC及びその関連会社を含む。）が2017年9月に提出したFDICの第二修正訴状の棄却申立てを退けた。
- (ii) コロニアル・バンクの管財人であるFDICがSDNYに提起した訴訟1件。同訴訟でのCSS LLCに対する請求は、係争対象のRMBS約92百万米ドル（有効な申立てにおけるすべての被告に対する係争金額394百万米ドルの約23%）に関連している。
- (iii) シアトル連邦住宅貸付銀行（以下、「FHLBシアトル」という。）がワシントン州裁判所に提起した訴訟1件。同訴訟でのCSS LLC及びその関連会社に対する請求は、係争対象のRMBSのうち約145百万米ドルに関連しており、係争対象のRMBS約249百万米ドルから減額されている。2019年10月3日、ワシントン州最高裁判所は、従前にワシントン州控訴裁判所により支持された2016年5月4日の第一審裁判所によるFHLBシアトルの請求を再訴不可な形で棄却したサマリー・ジャッジメントの命令を覆し、更なる手続のために訴訟を第一審裁判所に差し戻した。事実審理は、2020年8月に開始する予定である。
- (iv) ボストン連邦住宅貸付銀行がマサチューセッツ州裁判所に提起した訴訟1件。同訴訟でのCSS LLC及びその関連会社に対する請求は、係争対象のRMBS約333百万米ドルに関連しているが、かかる金額は、CSS LLC及びその関連会社が訴えられた一部のRMBS募集に関する請求に係る2015年10月27日の再訴不可な形での任意的取下げの合意を受けて、373百万米ドル（有効な申立てにおけるすべての被告に対する係争金額5.7十億米ドルのうち約6%）から減額されている。この訴訟の事実審理は、2021年3月に開始する予定である。

これらの訴訟は様々な手続段階にある。

CSS LLC及びその関連会社の一部は、IKBドイツ産業銀行及びその関連会社がニューヨーク州ニューヨーク郡高位裁判所（以下、「SCNY」という。）に提起した訴訟において唯一の被告となっている。同訴訟でのCSS LLC及びその関連会社に対する請求は、係争対象のRMBS約97百万米ドルに関連している。この訴訟は、中間手続段階にある。CSS LLC及びその関連会社1社は、ロイヤル・パーク・インベストメンツSA/NV（以下、「ロイヤル・パーク」という。）がSCNYに提起した訴訟において被告となった。同訴訟でのCSS LLC及びその関連会社に対する請求は、係争対象のRMBS約360百万米ドルに関連している。2018年10月9日、SCNYの控訴部第一部門（以下、「第一部門」という。）は、第一審裁判所によるCSS LLC及びその関連会社に対するすべての請求の再訴不可な形での棄却を維持し、2019年1月15日、ニューヨーク州上訴裁判所は、ロイヤル・パークによる更なる上訴の請求を退けた。

クレディ・スイスの2019年の第2四半期財務報告書に開示されている通り、2019年5月16日、コロニアル・バンクの管財人であるFDICが提起した訴訟を管轄するアラバマ州モンゴメリー郡巡回裁判所は、和解を受けて、係争対象のRMBS約139百万米ドルに関連するCSS LLC及びその関連会社に対するすべての請求を再訴不可な形で棄却した。

モノライン保険業者との紛争

CSS LLC及びその関連会社の一部は、SCNYにおいて係属中のモノライン保険業者に関する訴訟1件において被告となっている。当該訴訟は、クレディ・スイス被告がスポンサーであった募集において発行された約770百万米ドルのRMBSに係る元本及び利息の支払いの保証人であるMBIAインシュランス・コープ（以下、「MBIA」とい

う。)によって開始された。MBIAが主張する責任の見解の一つは、CSS LLCの関連会社が、係争対象のトラストから、特定の抵当貸付を買い戻さなければならないというものである。MBIAは、大部分の裏付抵当貸付が表明及び保証の一部に違反している旨、並びに当該関連会社が、瑕疵があるとされる貸付の買戻しを行うことを怠った旨を主張している。さらに、MBIAは、詐欺的な勧誘、重大な虚偽表示、保証違反、買戻し義務並びに補償について請求を行った。MBIAは、約549百万米ドルの当初の元本残高のローンの買戻し請求を申し立てた。2017年3月31日、SCNYは、両当事者それぞれのサマリー・ジャッジメントの申立ての一部を認め、一部を退けた。これにより、とりわけ、MBIAの詐欺的な勧誘に係る申立てが再訴不可な形で棄却されることとなった。2018年9月13日、第一部門は、特に、MBIAの詐欺的な勧誘の主張の棄却を再訴不可な形で維持するという決定を下した。第一部門はまた、交差上訴についてCSS LLC及びその関連会社の一部に有利な決定をして、第一審裁判所による一定の表明保証の解釈を取り消し、その意味は事実審理において決定されるべきと判示した。その決定の後、第一部門は、更なる手続のために訴訟を第一審裁判所に差し戻した。2019年8月2日、SCNYは2週間の非陪審審理を終了した。当事者は、2019年11月21日、審理後の説明を完了した。決定はまだ下されていない。

買戻しに関する訴訟

DLJモーゲージ・キャピタル・インク（以下、「DLJ」という。）は、以下の訴訟の被告となっている。

- (i) アセット・バック・セキュリティーズ・コーポレーション・ホーム・エクイティ・ローン・トラスト・シリーズ2006-HE7により提起された訴訟1件。同訴訟では、原告は、2019年8月19日に提出された修正訴状において374百万米ドル以上（341百万米ドル以上から増額された。）の損害賠償金額を請求している。同訴訟は、従前に係属中であった控訴の解決を受けて、SCNYにおいて進められている。2020年1月13日、DLJは、この訴訟の全面的な棄却申立てを行った。
- (ii) ホーム・エクイティ・アセット・トラスト・シリーズ2006-8により提起された訴訟1件。同訴訟では、原告が436百万米ドル以上の損害賠償金額を請求している。
- (iii) ホーム・エクイティ・アセット・トラスト2007-1により提起された訴訟1件。同訴訟では、原告は420百万米ドル以上の損害賠償金額を請求している。2018年12月27日、SCNYは、この訴訟におけるDLJの部分的なサマリー・ジャッジメントの申立てを退け、第一部門は、2019年10月10日、SCNYによるサマリー・ジャッジメントの命令を支持した。2020年1月30日、第一部門は、その決定につきニューヨーク州上訴裁判所にさらに上訴する許可をDLJに与えた。この訴訟における事実審理は、2020年10月に開始される予定であったが、2020年3月2日、DLJによるサマリー・ジャッジメントの上訴の最終解決まで延期された。
- (iv) ホーム・エクイティ・アセット・トラスト・シリーズ2007-3により提起された訴訟1件。同訴訟では、原告は206百万米ドル以上の損害賠償金額を請求している。同訴訟は、2015年12月21日にSCNYの命令により再訴可能の形で棄却されたが、1年以内に再訴可能とされた。原告は2016年12月20日に再訴し、裁判所は2017年3月15日に再訴を認め係属中とした。
- (v) ホーム・エクイティ・アセット・トラスト2007-2によって提起された訴訟1件。同訴訟では、原告は495百万米ドル以上の損害賠償金額を請求している。
- (vi) CSMCアセット・バック・トラスト2007-NC1によって提起された訴訟1件。同訴訟では、損害賠償金額について請求がなされていない。

これらの訴訟はSCNYにおいて提起され、様々な手続段階にある。DLJ及びその関連会社であるセレクト・ポートフォリオ・サービシング・インク（以下、「SPS」という。）は、一定の手続上の目的（事実審理を含む。）のためにSCNYにおいて併合された以下の2件の訴訟の被告となっている。

- ・ホーム・エクイティ・モーゲージ・トラスト・シリーズ2006-1、ホーム・エクイティ・モーゲージ・トラスト・シリーズ2006-3及びホーム・エクイティ・モーゲージ・トラスト・シリーズ2006-4により提起された訴

訟1件。同訴訟では、原告は、730百万米ドル以上の損害賠償金額を主張しており、SPSが一部のオリジネーション・ファイルの受託者への合理的な提供を拒否したことにより、モーゲージ・プールの瑕疵の完全な調査を妨害したと主張している。

- ・ホーム・エクイティ・モーゲージ・トラスト・シリーズ2006-5により提起された訴訟1件。同訴訟では、原告は、500百万米ドル以上の損害賠償金額を主張しており、DLJの表明保証違反をSPSが発見していたにもかかわらず、自らの契約義務に反して受託者に当該違反を通知しなかった可能性があるとして主張している。

2019年1月10日、SCNYは、これらの訴訟におけるDLJの部分的なサマリー・ジャッジメントの申立てを退け、第一部門は、2019年9月17日、SCNYによるサマリー・ジャッジメントの命令を支持した。2019年12月12日、第一部門は、その決定につきニューヨーク州上訴裁判所にさらに上訴する許可をDLJに与えた。これらの訴訟における事実審理は、2019年12月に開始される予定であり、その後2020年1月の開始に変更されていたが、2019年12月17日、DLJによるサマリー・ジャッジメントの上訴の最終解決まで延期された。

当グループの2013年度第4四半期の財務報告書に開示されている通り、ホーム・エクイティ・アセット・トラスト2006-5、ホーム・エクイティ・アセット・トラスト2006-6及びホーム・エクイティ・アセット・トラスト2006-7がDLJに対して提起した買戻しに関する併合訴訟3件は、2013年に再訴不可な形で棄却された。これらの棄却は、2019年2月19日にニューヨーク州上訴裁判所により支持された。2019年7月8日、原告の併合訴状に従前は含まれなかった新たな請求を原告が申し立てることを認めるため、SCNYの2013年の棄却決定を修正するように求める原告の請求をSCNYが2017年4月に退けたことから原告が第一部門に提出した控訴の通知は、原告が裁判所により命じられた期日までに控訴をさらに追行することを断った時に棄却されたものとみなされた。2019年8月15日、ホーム・エクイティ・アセット・トラスト2006-5、ホーム・エクイティ・アセット・トラスト2006-6及びホーム・エクイティ・アセット・トラスト2006-7の受託者は、SCNYにおいて、DLJに対する買戻しに関する新たな訴訟を開始した。同訴訟において、原告は、2013年に再訴不可な形で棄却された買戻しに関する併合訴訟3件において主張されたものと実質的に類似したDLJに対する請求を主張して、936百万米ドル以上の損害賠償金額を主張した。2019年9月20日、DLJは棄却申立てを行い、2019年11月25日、SCNYはこの新たな訴訟を再訴不可な形で棄却する命令を下した。2019年12月20日、原告は第一部門に対して控訴の通知を提出した。

銀行の貸付に関する訴訟

CSS LLC及びその関連会社の一部は、イエローストーン・クラブ及びレイク・ラスベガス並びにその他これに類似する不動産開発を含む一定の不動産開発に関する一定の訴訟の当事者となっている。これらの件におけるクレディ・スイス被告は、これらの不動産開発に係る借主のうち、過去において倒産又は差押えを経験した者に対するシンジケート・ローンのアレンジャーやエージェントであった。当該訴訟には、テキサス州裁判所及びニューヨーク州裁判所においてハイランド・キャピタル・マネジメントLP（以下、「ハイランド」という。）に関連する事業体により提起された訴訟2件が含まれている。テキサス州裁判所における訴訟では、積極的な虚偽表示及び不表示による不正な勧誘が行われたと主張するハイランドの請求について、2014年12月に陪審裁判が開催された。陪審員は、積極的な虚偽表示による不正勧誘の主張については原告に有利な評決を下したが、CSS LLC及び関連会社1社が不表示により不正な勧誘を行ったという原告の主張は退けた。テキサス州裁判所の裁判官は、2015年5月及び6月に、ハイランドの残りの請求について非陪審審理を行い、2015年9月4日、原告側を支持し、287百万米ドル（判決前の利息を含む。）の支払いを認める判決を下した。両当事者とも控訴し、2018年2月21日、控訴裁判所は下級裁判所の決定を支持した。2018年3月7日、被告は、再審理の申立てを控訴裁判所に提出した。2018年4月2日、控訴裁判所に対する再審理の申立ては却下された。2018年7月18日、被告は、テキサス州最高裁判所の再審査請求を提出した。2018年12月14日、裁判所は、再審査請求における請求実体に係る趣意書を要求する命令を下した。2019年10月4日、テキサス州最高裁判所は再審査請求を認めた。2020年1月8日、テキサス州最高裁判所は口頭弁論を聴取した。決定はまだ下されていない。ニューヨーク州裁判所におけ

る訴訟では、裁判所は、CSS LLC及びその関連会社の一部によるサマリー・ジャッジメントの申立ての一部を認め、一部を退けた。両当事者はかかる決定に控訴したものの、控訴裁判所は当該決定を全面的に支持した。この訴訟は、現在は証拠開示中である。CSS LLC及びその関連会社の一部は、関連取引に関してハイランドが管理するファンドを相手方として別途提訴し、未払元本及び判決前の利息の支払いを認める有利な判決を受けた。ハイランドは、判決のうち判決前の利息を認める部分について控訴したものの、当初の決定が全面的に支持された。その後、両当事者は、判決に基づき、ハイランドが管理するファンドが支払うべき金額を決済することに合意した。

税法及び証券法上の問題

2014年5月19日、クレディ・スイス・エイ・ジーは、米国クロス・ボーダー案件について幾つかの米国規制機関と和解合意を締結した。合意の一環として、クレディ・スイス・エイ・ジーは、とりわけ、ニューヨーク州金融サービス局に対する報告を行う独立企業監視官を雇用した。2018年7月31日付で、監視官はその審査及び任務を完了した。クレディ・スイス・エイ・ジーは、監視官の勧告の実施について、一定の当局に対して定期的な最新情報の提供を続けている。

レート関連の問題

規制上の問題

米国、英国、欧州連合及びスイスを含む複数の法域の規制当局は、長期間にわたり、複数の通貨に関するLIBOR及びその他の参照レートの設定並びに関連する一定のデリバティブの価格設定について調査を行っている。これらの継続調査には、LIBOR設定の実務に関する規制機関からの情報提供の依頼及び複数の金融機関の活動の検査が含まれている。かかる金融機関には、3つのLIBORレート設定パネル（米ドルLIBOR、スイス・フランLIBOR及びユーロLIBOR）のメンバーであるクレディ・スイス・グループAGが含まれる。クレディ・スイスは、これらの調査に全面的に協力している。特に、規制当局は、当該金融機関の財務健全性に対する市場認識を向上させ、及び／又は自己勘定売買ポジションの価値を引き上げるために、当該金融機関が、個別に又は他の機関と連携して、LIBORを不正操作していたか否かを調査していると報じられている。規制当局の照会に応じて、クレディ・スイスはこれらの問題の精査を行った。現在までのところ、クレディ・スイスはこれらの問題について重大なリスクがあることを示す証拠を確認していない。

スイス競争委員会（以下、「COMCO」という。）、欧州委員会、南アフリカ競争委員会及びブラジル競争当局を含む複数の法域の規制当局は、外国為替（電子取引を含む。）市場における取引活動、情報共有及び基準レートの設定に関する調査を行っている。

2014年3月31日、COMCOは、外国為替取引における為替レートの設定に関連して、多くのスイス国内及び国際的な金融機関（クレディ・スイス・グループAGを含む。）を対象とする正式な調査を発表した。クレディ・スイスは、この継続中の調査への協力を続けている。

2018年7月26日、クレディ・スイス・グループAG及び一定の関連会社は、クレディ・スイスの事業体がその外国為替取引事業に関連して反競争的取引慣行に關与したと主張する異議表明書を欧州委員会から受領した。異議表明書は、欧州委員会の予備的な見解を記載したものであり、その調査の最終的な結果を予断するものではない。

参照レートに関する調査には、国際機関、準ソブリン及び政府機関（以下、「SSA」という。）の債券、並びにコモディティ（貴金属を含む。）市場に関する規制機関による情報請求も含まれている。クレディ・スイスは、当該調査に全面的に協力している。

2018年12月20日、クレディ・スイス・グループAG及びクレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッドは、クレディ・スイスの事業体がSSA債の取引事業に関連して反競争的取引慣行に關与したと主張する

異議表明書を欧州委員会から受領した。異議表明書は、欧州委員会の予備的な見解を記載したものであり、その調査の最終的な結果を予断するものではない。

調査は継続中であり、調査の最終的な結果を予想することは早計である。

民事訴訟

米ドルLIBORに関する訴訟

2011年から、クレディ・スイスの事業体の一部は、米ドルLIBORパネルの参加銀行がその評判を利用して利益を増加させるために米ドルLIBORを操作したとして、米国で提起された複数の民事訴訟において被告となった。これらの訴訟は、1件を除いて、事実審理前の手続きのために広域係属訴訟としてSDNYに併合された。訴訟の大部分はその開始時から停止されているが、少数の個別訴訟及び適格性認定前の集団訴訟が進行している。クレディ・スイスの事業体は、停止されていない適格性認定前の集団訴訟のすべてから除外されている。

棄却申立てに対する2013年から2018年までの一連の判決において、SDNYは、(i) クレディ・スイスの事業体及び他の被告に対する請求の範囲を縮小し（反トラスト、威力脅迫及び腐敗組織に関する法律（以下、「RICO法」という。）、商品取引所法及び州法に基づく請求の棄却）、(ii) 請求を行うことができる原告の範囲を縮小し、かつ(iii) LIBOR訴訟における被告の範囲を縮小した（クレディ・スイスの事業体の一部を対人管轄権を理由として複数の事件から除外したことを含む。）。原告は、SDNYの決定の一部について米国連邦第2巡回区控訴裁判所（以下、「第2巡回裁」という。）に控訴した。2018年2月23日、第2巡回裁は、個別（非集団）訴訟における控訴のうち1件について決定を行い、クレディ・スイス・グループAGに関する州法及び証券法上の請求の一部の棄却を支持するものを含め、SDNYの決定の大部分を支持したが、一部の決定は無効とし、更なる手続のために訴訟を差し戻した。もう1件の第2巡回裁への併合控訴は係属中である。

これとは別に、2017年5月4日、停止されていない適格性認定前の集団訴訟3件における原告が、集団訴訟認定の申立てを行った。2018年2月28日、SDNYは、訴訟のうち2件においては認定を退け、LIBOR連動デリバティブの店頭購入者により提起された訴訟における単一の反トラスト請求に対しては認定を認めた。同一の決定において、裁判所は、訴訟において唯一残っているクレディ・スイスの事業体であるクレディ・スイス・エイ・ジーを店頭訴訟から除外した。すべての当事者が集団訴訟認定の決定に対する即時の再審理の申立てを行ったが、第2巡回裁は再審理の申立てを退けた。

2018年6月15日、数件の非集団訴訟の原告が、修正訴状を提出し、又は有効な訴状を修正するための許可申立てを行った。2018年7月13日、被告は、修正訴状の棄却申立てを行い、修正の許可に反対した。2019年3月25日、SDNYは、被告による様々の訴訟に対する棄却申立て及び原告による訴状修正のための一定の許可申立てにつき、一部を認め、一部を退けた。SDNYの決定は、対人管轄権、出訴期限及び実体的事項に関連する理由により、残りの個人投資家の訴訟の一部における請求の範囲を縮小した。

広域係属訴訟に併合されていない訴訟1件において、SDNYは、2015年3月31日、被告の棄却申立てを認めた。2015年6月1日、原告はSDNYに第2修正訴状を提出するための許可申立てを行った。2018年3月20日、SDNYは、原告の修正訴状を提出するための許可請求を退け、実体について訴訟を棄却した。原告は、第2巡回裁に控訴した。2019年4月30日、第2巡回裁は、SDNYによる2018年3月20日付の請求棄却の決定を支持した。2019年7月29日、原告は米国連邦最高裁判所に対して移送令状の申立てを行ったが、2019年10月7日に退けられ、更なる上訴の道は残されていない。

米ドルICE LIBORに関する訴訟

2019年1月、米ドルインターコンチネンタル取引所（以下、「ICE」という。）LIBORパネルの参加銀行（クレディ・スイス・グループAG及びその関連会社の一部を含む。）は、パネル銀行が被告の売買ポジションに有利に作用させるべく米ドルICE LIBORを抑制したとして、適格性認定前の民事集団訴訟3件の被告となった。これら

の訴訟は、SDNYにおいて併合された。2019年7月1日、原告は併合訴状を提出した。2019年8月30日、被告は棄却申立てを行った。

スイス・フランLIBORに関する訴訟

2015年2月、スイス・フランLIBORパネルに参加した複数の銀行（クレディ・スイス・グループAGを含む。）は、被告の売買ポジションに有利に作用させるべくスイス・フランLIBORを不正操作したとして、SDNYに提起された適格性認定前の民事集団訴訟の被告となった。2017年9月25日、SDNYは、すべての請求の棄却を求める被告の申立てを認めたが、原告が修正訴状を提出することを認めた。2018年2月7日、被告は修正訴状の棄却申立てを行った。2019年9月16日、SDNYは、裁判所は当該訴訟に対する事物管轄権を欠いているとして、被告の棄却申立てを認めた。2019年10月16日、原告は控訴の通知を提出した。

SIBOR／SORに関する訴訟

2016年7月、シンガポール銀行間取引レート（以下、「SIBOR」という。）パネル及びシンガポールスワップ取引レート（以下、「SOR」という。）パネルに参加した多数の銀行（クレディ・スイス・グループAG及び関連会社を含む。）は、被告の売買ポジションに有利に作用させるべくSIBOR及びSORを不正操作したとして、SDNYに提起された適格性認定前の民事集団訴訟の被告となった。2017年8月18日、SDNYは、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社（並びに複数のその他被告）に対するすべての請求を棄却したが、原告が訴状を修正することを認めた。2018年10月4日、SDNYは、原告の第2修正訴状に対する被告の棄却申立ての一部を認め、一部を退けて、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその他のパネル銀行である被告に対する反トラスト請求を支持したが、請求をシンガポール・ドルSIBORに関連するものに縮小し、1名を除くすべての原告を訴訟から除外した。裁判所はまた、RICO法に基づく請求を、修正の許可なく棄却した。2018年10月25日、残った原告は第3修正訴状を提出した。2018年11月15日、残った被告は棄却申立てを行った。2019年7月26日、SDNYは、裁判所は当該訴訟に対する事物管轄権を欠いているとして、被告の棄却申立てを認め、原告の訴状修正のための許可申立てを退けた。2019年8月26日、原告は控訴の通知を提出した。

外国為替に関する訴訟

クレディ・スイス・グループAG及び関連会社並びにその他の金融機関は、外国為替レートの不正操作の疑いに関連してSDNYで係属中の5件の民事訴訟の被告となっている。

1件目の係属中の事案は適格性認定前の併合集団訴訟である。2015年1月28日、裁判所は、米国を拠点とする投資家及び米国で取引した外国人の原告が提出した当初併合訴状に対する被告の棄却申立てを退けたものの、外国拠点の投資家の米国外の取引に係る請求に対する被告の棄却申立ては認めた。2015年7月、原告は第2併合修正訴状を提出し、同訴状の中で被告を追加し、適格性認定前の第2集団訴訟の為替投資家を代理して追加請求を行った。2016年9月20日、SDNYは、当グループ及び関連会社が他の金融機関とともに提出した棄却申立ての一部を認め、一部を退けた。これにより、適格性認定前の集団訴訟の規模は縮小したが、主要な独占禁止法及び商品取引所法に基づく請求は存続が認められた。2018年5月31日、原告が集団訴訟認定の申立てを行い、2018年10月25日、当グループ及び関連会社はこれに異議を申し立てた。2019年9月3日、SDNYは、権利侵害及び損害の両方の証明は個別に進められなければならないとして、原告によるルール23(b)(3)損害賠償の集団訴訟認定の申立てを退けたが、共謀の疑いに関する2件の最低基準の問題についての認定を認めた。SDNYは、また、提案された第2の集団訴訟の認定に対する原告の申立てを全面的に退けた。

2件目の係属中の事案では、クレディ・スイス・エイ・ジー及び関連会社並びに他の金融機関は、2015年6月3日にSDNYに提起された適格性認定前の集団訴訟の被告となっている。この訴訟は、併合集団訴訟と同一の行為の疑いに基づいており、1974年米国従業員退職所得保障法（以下、「ERISA」という。）の違反を主張してい

る。2016年8月23日、SDNYは、クレディ・スイス・エイ・ジーの関連会社が他の金融機関とともに提出した棄却申立てを認めた。原告は、当該決定について控訴し、2018年7月10日、第2巡回裁は、クレディ・スイス・エイ・ジー及び関連会社並びに他の被告金融機関に対するERISAに係る適格性認定前の集団訴訟を棄却するというSDNYの決定を全面的に支持し、原告による訴状を修正するための許可申立てを退ける命令を下した。

3件目の係属中の事案では、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社並びに他の金融機関は、外国為替商品の間接購入者のために外国為替市場を不正操作したとして、SDNYに提起された適格性認定前の併合集団訴訟において当初被告とされた。2018年3月15日、裁判所は、被告の共同の棄却申立てを認め、併合訴状を全面的に棄却する決定を下した。2018年10月25日、SDNYは、予定される第2併合集団訴訟訴状を提出するための原告による許可申立ての大部分を認め、2018年11月28日、原告はかかる訴状を提出した。2018年12月20日、当グループは、他の金融機関とともに、対人管轄権に基づく棄却申立てを提出した。2019年2月19日、原告はクレディ・スイス・グループAGに対する請求を自発的に取り下げた。

4件目の係属中の事案では、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社は、電子外国為替取引に関連する不正慣行を主張して2017年7月12日にSDNYに提起された適格性認定前の集団訴訟の被告となった。2018年4月12日、SDNYは、仲裁強制を求める被告の申立てを認めた。

5件目の係属中の事案では、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社並びに他の金融機関は、2018年11月13日にSDNYに提起された民事訴訟において当初被告とされた。この訴訟は、併合集団訴訟において主張されたと同一の行為に基づくものである。2019年3月1日、原告は修正訴状を提出した。2019年4月1日、被告は棄却申立てを行った。2019年4月23日、原告は、被告の申立てに応じる代わりに、第2修正訴状を提出するための許可を求めた。2019年4月26日、SDNYは、修正に反対し棄却申立てを更新する被告の権利に服することを条件として、原告に対して第2修正訴状案を提出するよう命じ、2019年6月11日、原告は第2修正訴状を提出した。2019年6月28日、原告はクレディ・スイス・グループAGに対する請求を自発的に取り下げた。2019年7月25日、被告は第2修正訴状の棄却申立てを行った。2019年9月6日、2018年11月13日にSDNYに提起された民事訴訟において、原告はクレディ・スイス・インターナショナルに対する請求を自発的に取り下げた。クレディ・スイス・エイ・ジー及びCSS LLCに対する請求は係属中である。

クレディ・スイス・グループAG及びその関連会社の一部は、他の金融機関とともに、併合集団訴訟と類似の主張内容を有するカナダにおける適格性認定前の集団訴訟2件でも被告となっている。さらに、クレディ・スイス・グループAG及びその関連会社の一部は、他の金融機関とともに、併合集団訴訟と類似の主張内容を有するイスラエルにおける適格性認定前の集団訴訟2件でも被告となっている。

財務省証券市場に関する訴訟

CSS LLCは、20以上の米国財務省証券のプライマリー・ディーラーとともに、米国財務省証券市場に関連して米国内における複数の適格性認定前の民事集団訴訟の訴状において被告となっている。当該訴状は概して、被告が米国財務省証券の入札及び発行日前取引における米国財務省証券の価格設定の不正操作を共謀し、関連する先物商品及びオプションに影響を及ぼしたと主張している。当該訴訟は、SDNYにおける広域係属訴訟として併合された。2017年8月23日、SDNYは主任弁護士を任命し、2017年8月25日、集団代表者であると主張する3名は、共同かつ個別の訴訟として訴状を再提出した。2017年11月15日、原告は、CSS LLC、クレディ・スイス・グループAG及びクレディ・スイス・インターナショナル（以下、「CSI」という。）を他の被告の縮小グループとともに被告とする併合修正集団訴訟訴状を提出した。当該併合訴状には、従前の主張に加えて、米国財務省証券の流通市場における匿名の網羅的取引の出現を阻止するための集団的ボイコットに関する新たな主張が含まれている。2018年2月23日、被告は、原告に対して棄却の申立てを行い、SDNYは、クレディ・スイス・グループAG及びその他の被告持株会社に対する任意的取下げの合意を記録した。2018年3月26日、SDNYは、対人管轄権の欠如を理由とするCSIに対する任意的取下げの合意を記録した。

SSA債に関する訴訟

クレディ・スイス・グループAG及び関連会社は、他の金融機関及び個人とともに、SSA債に関連してSDNYに提起された数件の適格性認定前の集団訴訟の訴状において被告となっている。当該訴状は概して、流通市場の投資家に対するSSA債の売買価格を固定するために被告が共謀したと主張している。これらの訴訟はSDNYで併合された。2017年4月7日、原告は併合集団訴訟訴状を提出した。原告は2017年11月3日に併合修正集団訴訟訴状を提出し、被告は2017年12月12日にその棄却を申し立てた。2018年8月24日、SDNYは、請求の趣旨不十分を理由とする被告の棄却申立てを認めたが、原告に対して修正の許可を与えた。2018年11月6日、原告は第2併合修正集団訴訟訴状を提出し、被告は2018年12月21日にその棄却を申し立てた。2019年9月30日、SDNYは、クレディ・スイス及びその他の被告の一部が行った対人管轄権の欠如及び不適切な裁判地を理由とする棄却申立てを認めた。裁判所は、請求の趣旨不十分を理由とする被告の棄却申立てについてもさらに対応することを示唆した。

これとは別に、2019年2月7日、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその関連会社の一部は、他の金融機関及び個人とともに、SDNYに提起された適格性認定前の集団訴訟の被告となった。かかる訴訟は、併合集団訴訟と類似の主張内容を有するが、当該購入がニューヨークにおいて又はニューヨーク州に関連して行われた場合における米ドル建SSA債の間接購入者の適格性認定前の集団を代表しようとするものである。

クレディ・スイス・グループAG及びその関連会社の一部は、他の金融機関とともに、併合集団訴訟と類似の主張内容を有するカナダにおける適格性認定前の集団訴訟2件でも被告となっている。

バンク・ビル・スワップに関する訴訟

2016年8月16日、クレディ・スイス・グループAG及びクレディ・スイス・エイ・ジーは、他の金融機関とともに、オーストラリアのバンク・ビル・スワップ・レート（銀行間取引レート）を不正操作したとして、SDNYに提起された適格性認定前の集団訴訟の被告となった。2016年12月16日、原告は修正訴状を提出し、被告は2017年2月24日にその棄却を申し立てた。2018年11月26日、SDNYは、被告の棄却申立ての一部を認め、一部を退けた。これには、クレディ・スイス・グループAG及びクレディ・スイス・エイ・ジーに対する訴状全体の棄却が含まれる。2019年3月4日、原告は第2修正訴状の提出を認められた。2019年4月3日、原告は第2修正訴状を提出した。2019年5月20日、被告は棄却申立てを行った。2020年2月13日、SDNYは被告の棄却申立ての一部を認め、一部を退けた。

メキシコ国債に関する訴訟

クレディ・スイス・エイ・ジー及び関連会社は、クレディ・スイスの事業体及びその他のディーラー銀行がメキシコ国債市場の不正操作を行うために共謀したとして、米国連邦裁判所における複数の適格性認定前の集団訴訟において被告となっている。これらの訴訟は、SDNYにおいて併合されており、2018年7月18日、原告は併合修正訴状を提出した。2018年9月17日、被告は、併合修正訴状の棄却申立てを行った。2019年9月30日、SDNYは被告の棄却申立てを認めた。2019年12月9日、原告は第2修正訴状を提出したが、同訴状ではクレディ・スイスの事業体は被告とされていない。

政府系金融機関の債券に関する訴訟

2019年2月22日以来、クレディ・スイス・エイ・ジー及びCSS LLCは、他の金融機関とともに、フレディマック、ファニーメイ、連邦住宅貸付銀行及び連邦農業信用銀行が発行した無担保債券の価格を固定するために金融機関の間で共謀したとして、SDNYに提起された複数の適格性認定前の集団訴訟の訴状において被告となっている。

2019年4月3日、SDNYは適格性認定前の集団訴訟の訴状を併合した。2019年5月23日、適格性認定前の併合集団訴訟における集団訴訟原告は併合修正訴状を提出したが、同訴状ではクレディ・スイス・エイ・ジーは被告から除外された。2019年6月13日、被告は棄却申立てを行った。2019年7月12日、原告は第2併合修正訴状を提出した。2019年8月29日、SDNYは被告の棄却申立てを認めたが、原告に対して修正の許可を与えた。2019年9月10日、原告は第3併合修正訴状を提出した。2019年9月17日、被告は訴状の一定の側面について棄却申立てを行ったが、2019年10月15日に退けられた。2019年12月6日、当事者は、適格性認定前の集団訴訟を全面的に和解する原則的合意に達した。集団訴訟原告は、2019年12月16日、包括的和解の暫定承認を求める申立てを提出し、2020年2月3日、SDNYは包括的和解を暫定的に承認する命令を下した。

クレディ・スイス・エイ・ジー及びCSS LLCは、他の金融機関とともに、一定の政府系金融機関が発行した無担保債券の価格を固定するために金融機関の間で共謀したとして、米国ルイジアナ州中部地区連邦地方裁判所で以下の2件の訴訟において被告となっている。

- ・2019年9月23日にルイジアナ州検事総長がルイジアナ州を代表して提起した訴訟1件。
- ・2019年10月21日にバトンルーージュ市が提起した訴訟1件。

店頭取引に関する訴訟

クレディ・スイス・グループAG及び関連会社は、他の金融機関とともに、金利スワップに関連する適格性認定前の併合民事集団訴訟1件の訴状及び個別の原告が申し立てた併合訴訟1件の訴状において被告となっている。訴状では、ディーラーである被告が、金利スワップ取引所の整備を妨害するために取引プラットフォームと共謀したと主張されている。個別訴訟は、かかる被告の共謀によって利益を逸失したとして、スワップ執行ファシリティであるテラ・エクスチェンジLLC及び関連会社、並びにスワップ執行ファシリティであるジャベリン・キャピタル・マーケットLLC及び関連会社が提起したものである。すべての金利スワップ訴訟は、SDNYにおける広域係属訴訟として併合された。2016年12月9日、集団訴訟及び個別訴訟の両原告は第2修正併合訴状を提出し、2017年1月20日、被告はその棄却を申し立てた。2017年7月28日、SDNYは、被告の棄却申立ての一部を認め、一部を退けた。2018年5月30日、集団訴訟原告は第3修正併合集団訴訟訴状を提出した。

2018年6月14日、新たな直接請求の訴状がスワップ執行ファシリティであるトゥルーEX LLCにより提出された。2018年6月20日、トゥルーEX LLCの訴状は、既存の広域係属訴訟に追加された。2018年8月9日、トゥルーEX LLCは、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社並びに他の金融機関に対する修正訴状を提出し、被告は2018年8月28日にその棄却を申し立てた。2018年11月20日、SDNYは、トゥルーEX LLCの修正訴状に対する被告の棄却申立ての一部を認め、一部を退ける命令を下した。

2019年2月20日、併合広域係属訴訟における集団訴訟原告は、集団訴訟認定の申立てを提出した。2019年3月20日、集団訴訟原告は第4修正併合集団訴訟訴状を提出した。2019年6月18日、被告は原告による集団訴訟認定の申立てに対する異議申立てを行った。

2017年6月8日、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社は、他の金融機関とともに、テラ・グループ・インク及び関連する事業体（以下、総称して「テラ」という。）がSDNYに提起した民事訴訟において、クレジット・デフォルト・スワップ（以下、「CDS」という。）のディーラーがテラの電子CDS取引プラットフォームの市場参入を妨害するために共謀したとの主張に関連して独占禁止法違反として被告となっている。2017年9月11日、被告は棄却申立てを行った。2019年7月30日、SDNYは被告の棄却申立ての一部を認め、一部を退けた。2020年1月30日、原告は修正訴状を提出した。

クレディ・スイス・グループAG及びその関連会社の一部並びに他の金融機関は、SDNYにおける複数の民事訴訟において当初被告とされた。その一部は、集団訴訟原告により、被告が貸株取引を店頭取引に限定するために共謀し、市場に参入しようとした一定の取引プラットフォームを共同ボイコットしたとして提起されたものであり、また一部は、市場に参入しようとした取引プラットフォームにより、被告が当該プラットフォームを共同ボ

イコットしたとして提起されたものである。SDNYは、適格性認定前の集団訴訟における被告の棄却申立てを退けた。各訴訟において、裁判所は、クレディ・スイス・グループAG及びその他の被告持株会社に対する任意的取下げの合意を記録したが、クレディ・スイス・グループAGの一定の関連会社は、引き続き係属中の訴訟の当事者となっている。

2019年8月6日、市場に参入しようとした貸株の取引プラットフォームに対する利益の承継者であると主張する者によりSDNYに提起された民事訴訟のうち1件において、SDNYは被告の棄却申立てを認め、被告勝訴の判決を下した。2019年9月3日、原告は、修正訴状の提出を原告に認めるか又はその代わりに一定の請求を再訴可能の形で棄却するための判決の修正を申し立てた。2019年9月10日、SDNYは、原告の判決修正の申立ての一部を退けたが、一定の請求を再訴可能の形で棄却すべきか否かについては追加の説明を命じた。2020年1月6日、SDNYは原告の判決修正の申立てを退けた。

ATAに関する訴訟

2014年11月10日、ニューヨーク州東部連邦地方裁判所（以下、「EDNY」という。）において、米国反テロリズム法（以下、「ATA」という。）に基づく請求を主張する訴訟が、複数の銀行（クレディ・スイス・エイ・ジーを含む。）に対して提起された。当該訴訟では、イランと様々な国際金融機関（被告を含む。）とが共謀して、イラン当事者による財務活動及び取引を米国当局から隠匿することを明確な目的として、イラン当事者が関与する支払メッセージについて情報の書換え、改ざん及び削除を行うことに合意したと主張された。約200の原告による訴状は、当該共謀の結果、イランから米国軍人・民間人に危害を加えるために活発に活動するヒズボラ及びその他のテロ組織への送金が可能となったと主張した。2016年7月12日、原告は、ATAに基づく請求を主張する複数の銀行（クレディ・スイス・エイ・ジーを含む。）に対する第2修正訴状をEDNYに提出した。2016年9月14日、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその他の被告は、EDNYに対し、原告の第2修正訴状に関する棄却の申立てを行った。2019年9月16日、EDNYは被告の棄却申立てを認めた。原告は、棄却の一部につき部分的な再審議を申し立てたが、これはクレディ・スイスに関係するものではなく、2019年10月28日、裁判所はこれを退けた。2019年11月26日、原告は控訴の通知を提出した。

2017年11月9日、ATAに基づく請求を主張する別の訴訟が、複数の銀行（クレディ・スイス・エイ・ジーを含む。）に対してSDNYに提起された。2018年3月2日、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその他の被告は、原告の訴状の棄却を申し立てた。2019年3月28日、SDNYは棄却申立てを認めた。2019年4月22日、原告は訴状修正のための許可申立てを行い、2019年5月20日、被告はこれに対して異議を申し立てた。2020年2月25日、裁判所は原告の訴状修正の申立てを退け、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその他の申立てを行っている銀行被告について、再訴不可な形で訴訟を棄却した。

2018年12月、ATA及びテロ支援者制裁法に基づく請求を主張する追加の訴訟5件が、EDNY又はSDNYにおいて、複数の銀行（クレディ・スイス・エイ・ジーを含み、2件においてはクレディ・スイス・エイ・ジーのニューヨーク支店を含む。）に対して提起された。これらの訴訟では、同様に、イランと様々な国際機関（被告を含む。）とが共謀して、イラン当事者が関与する支払メッセージについて情報の書換え、改ざん及び削除を行うことに合意したと主張され、また、当該共謀の結果、イランから米国軍人・民間人に危害を加えるために活発に活動するテロ組織への送金が可能となったと主張された。

2019年4月11日、ATAに基づく請求を主張する別の訴訟が、EDNYに提起された。これは、既にEDNYにおいて係属中である他のATA訴訟に関連しており、それらと実質的に類似の主張を行っている。2020年1月6日、被告はこれらの訴訟のうち2件に対して棄却申立てを行ったが、これは被告の棄却申立てを認めたのと同じEDNYの裁判官の下で係属中である。

既に決定がなされた訴訟又は棄却申立てが係属中である場合を除き、これらの訴訟は、上記の決定の一部の結果を待って停止されている。

MPS

2014年後期において、モンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナ財団（以下、「本財団」という。）は、クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド（以下、「CSSEL」という。）、パンカ・レオナルド・アンド・カンパニーS.p.A.及び本財団の経営委員会の元委員を相手方として、イタリアのミラノ民事裁判所において、30億ユーロの損害賠償金を求める訴訟を提起した。当該訴訟は、2008年におけるモンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナ銀行（以下、「BMPS」という。）によるパンカ・アントンベネタS.p.A.の90億ユーロの買収に関連して、CSSEL及びパンカ・レオナルド・アンド・カンパニーS.p.A.が本財団に対して交付した公正性に関する意見書に関するものである。BMPSは、50億ユーロのライツ・オフリング及びBMPS株式に転換可能な償還不能有価証券の発行を通じて買収資金を調達し、本財団はそれぞれに2.9十億ユーロ及び490百万ユーロを出資した。本財団は、主要な財務情報がない状態で公正性に関する意見書が発行されたと主張している。CSSELは、当該請求には訴訟原因が欠如しており、入手可能な証拠による裏付けがないと考えている。2017年11月、ミラノ民事裁判所は、CSSELに有利な決定を行い、本財団の請求を却下した。2018年1月、本財団はこの決定に対して上訴した。2019年6月11日、和解を受けて、ミラノ民事裁判所はすべての請求を棄却した。

顧客口座に関する問題

複数の顧客が、スイスの元リレーションシップ・マネージャーが顧客ポートフォリオの管理に係る自らの投資権限を超過したため、特定のエクスポージャーに対する過度の集中及び投資損失が生じたと訴えた。クレディ・スイス・エイ・ジーは、当該請求内容及び顧客間の取引を調査している。クレディ・スイス・エイ・ジーは、ジュネーブ検察当局に対し、元リレーションシップ・マネージャーを告訴し、ジュネーブ検察当局はこれを受けて犯罪捜査を開始した。元リレーションシップ・マネージャーの複数の顧客も、ジュネーブの検察当局に告訴状を提出した。2018年2月9日、元リレーションシップ・マネージャーは、ジュネーブ刑事裁判所により、詐欺、文書偽造及び犯罪的不正管理の罪で懲役5年の判決を受け、約130百万米ドルの損害賠償の支払いを命じられた。一部の当事者は、判決に対して控訴した。2019年6月26日、ジュネーブ刑事控訴裁判所は、元リレーションシップ・マネージャーに対する判決の控訴審において決定を下し、ジュネーブ刑事裁判所の主要な事実認定を支持した。当該決定に対して、複数の当事者はスイス連邦最高裁判所に上訴した。2020年2月19日、スイス連邦最高裁判所は、上訴に対し、ジュネーブ刑事裁判所の事実認定を実質的に認める判決を下した。元リレーションシップ・マネージャーに対する刑事訴訟において立証された事実に基づき、シンガポール高等裁判所、ニュージーランド高等裁判所及びバミューダ最高裁判所においてクレディ・スイス・エイ・ジー及び一定の関連会社に対する民事訴訟が2017年8月7日から2017年8月25日にかけて提起された。2018年7月17日、ニュージーランド高等裁判所は、クレディ・スイス・エイ・ジーに対して提起された民事訴訟を棄却し、ニュージーランドで設立された関連会社に対する同一の訴訟を停止した。2018年8月31日、民事訴訟はシンガポール高等裁判所のアシスタント・レジストラにより停止された。ニュージーランド及びシンガポールの両方の民事手続における原告は、これらの決定に対して控訴した。2019年1月18日、シンガポール高等裁判所は、原告の控訴を棄却し、シンガポールにおける民事訴訟を停止するというアシスタント・レジストラの決定を支持した。2019年4月29日、原告は、クレディ・スイスの関連会社に対する訴訟についてのみ、シンガポール高等裁判所の決定に対して上訴した。2019年6月21日、原告は、シンガポールの裁判所におけるクレディ・スイス・エイ・ジーに対する訴訟を中止した。2019年5月3日、原告は、ニュージーランド控訴裁判所における控訴の取り下げの通知を提出した。

FIFA関連の問題

国際サッカー連盟（以下、「FIFA」という。）を取り巻く賄賂及び汚職に対する金融機関の関与に対する米国及びスイス政府当局の捜査に関連して、クレディ・スイスは、FIFAの関係者又は関係企業との間の銀行取引につ

いて当該政府当局から照会を受けた。かかる関係者又は関係企業には、ニューヨーク州東部地区連邦検察官事務所が提出した2015年5月20日付の起訴状及び2015年11月25日付の優先起訴状に記載及び／又は言及されたものが含まれるがこれらに限定されない。米国及びスイスの調査には、クレディ・スイスを含む複数の金融機関が、FIFAの一部関係者及び関係企業の口座に関し、疑わしい若しくは不正な取引の処理を許可したか否か又はマネー・ロンダリング対策法令の遵守を怠ったか否かが含まれていた。クレディ・スイスは、本件について米国当局に協力し続けている。従前に開示した通り、スイス金融市場監督当局（FINMA）は、その調査の終結を公表した。

外部の資産運用会社に関する問題

複数の顧客が、ジュネーブに拠点を置く外部の資産運用会社が資金を横領し、銀行の取引明細書を偽造し、損失を隠蔽するためにカストディアンであるクレディ・スイス・エイ・ジーにある顧客の口座間で資産を移転させ、これらの顧客の承認を得ずに投資を行ったと訴えた。ジュネーブ検察は、外部の資産運用会社の代表者とクレディ・スイス・エイ・ジーの元従業員2名に対する犯罪調査に着手した。この調査は、2018年11月に拡大され、クレディ・スイス・エイ・ジーの元従業員1名及び現従業員1名、並びにクレディ・スイス・エイ・ジーの統制及び監督の妥当性を評価するためにクレディ・スイス・エイ・ジー自体も含まれることとなった。2019年第3四半期に、クレディ・スイス・エイ・ジーは、影響を受けた顧客との間で、2段階の条件付和解合意を締結した。ジュネーブ検察の協力を得て、和解の第1段階は2019年11月に完了した。

モサック・フォンセカ／イスラエル・デスクに関する問題

クレディ・スイスは、多くの金融機関とともに、金融機関、顧客及びパナマを拠点とする法律事務所であるモサック・フォンセカとの間の銀行取引関係に関して、政府当局及び規制当局から照会を受けた。クレディ・スイスは、クレディ・スイスのスイスに拠点を置くイスラエル・デスクが行ったクロス・ボーダー業務に関しても、政府及び規制当局からの照会を受けている。クレディ・スイスは、これらの問題の精査を行っており、当局に協力している。

モザンビークに関する問題

クレディ・スイスは、モザンビークの国営企業であるProindicus S.A.及びEmpresa Mocambiacana de Atum S.A.（以下、「EMATUM」という。）に対する貸付についてのクレディ・スイスの一部の事業体によるアレンジメント、2013年9月のEMATUMへの貸付に関連したローン・パーティシペーション・ノート（以下、「LPN」という。）の個人投資家への販売、並びにこれらのLPNを後にモザンビーク共和国が発行したユーロ債に転換した際のクレディ・スイスの一部の事業体の役割に関連して、規制当局及び取締当局からの要請に対応している。2019年1月3日、ニューヨーク州東部地区連邦検察官は、本件に関連する個人数名（クレディ・スイスの元従業員3名を含む。）に対する起訴状の封を切った。2019年5月20日、2019年7月19日及び2019年9月6日、元従業員3名は、モザンビークの国営企業2社との間で行った金融取引に関連して不正な個人的利益を受けたことにつき罪を認めた。クレディ・スイスはこの問題に関して当局に協力している。2019年2月27日、クレディ・スイスの一部の事業体、同じ元従業員3名及び複数の他の無関係の事業体は、モザンビーク共和国によりイングランド高等法院において訴えられた。2020年1月21日、クレディ・スイスは答弁書を提出した。モザンビーク共和国は、クレディ・スイスの子会社により部分的にアレンジ及び資金提供が行われたProIndicusのローン・シンジケーションに関連して発行された国家保証は無効であるとの宣言を求めており、また、ProIndicus及びEMATUMが関与する取引並びにクレディ・スイスがMozambique Asset Management S.A.とは関与していない取引に関連して発生したと主張される、金額を特定しない損害賠償を求めている。

クロス・ボーダー・プライベート・バンキングに関する問題

英国、オランダ及びフランスを含む様々な場所におけるクレディ・スイスの事務所が、規制当局及び法執行当局により、クロス・ボーダー・ベースでの、また一部は現地の支店及び銀行を通じての過去のプライベート・バンキング・サービスの調査に関する記録及び情報を求める接触を受けている。クレディ・スイスは、これらの問題の精査を行っており、当局に協力している。クレディ・スイスは、脱税に対する厳格な容認ゼロ方針を適用している。

雇用慣行に関する調査

2018年5月30日、クレディ・スイス（香港）リミテッド（以下、「CSHKL」という。）は、アジア太平洋地域における2007年から2013年の間の過去の雇用慣行に係るDOJによる調査を解決するために訴追免除合意を締結し、これに基づき、CSHKLは、47百万米ドルの罰金を支払った。刑事告訴はなされず、監視は要求されなかった。合意の一環として、クレディ・スイス・エイ・ジーは、DOJへの協力、コンプライアンス・プログラムにおける所定の水準の維持及び強化したコンプライアンス・プログラムの機能状況についてのDOJへの報告を含む継続的な義務を負っている。2018年7月5日、クレディ・スイス・グループAGは、同一行為の並行調査を解決するため、29.8百万米ドルで米国証券取引委員会と和解に達した。

評価損に関する訴訟

2017年12月22日、クレディ・スイス・グループAG並びに現役員及び元役員の一部は、クレディ・スイス・グループAGの米国預託証券（以下、「ADR」という。）の購入者の適格性認定前の集団を代表してSDNYに提出された集団訴訟訴状において被告とされた。同訴状は、被告が取引上限の引上げを許可したことで、最終的に2015年第4四半期及び2016年第1四半期における評価損並びにADRの市場価値の低下を招いたとして、1934年米国証券取引所法第10条(b)及び第20条(a)並びに同法に基づく規則10b-5の違反について請求を主張している。2018年4月18日、原告は修正訴状を提出したが、かかる訴状は、元の訴状と実質的に同一の請求を主張している。2019年2月19日、SDNYは、被告による修正訴状の棄却申立てにつき一部を認め、一部を退けた。当該決定により、クレディ・スイスのリスク制限及び統制に関するステートメントに関連する請求に対する訴訟範囲が縮小された。2019年5月16日、SDNYは被告の再審議の申立てを退けた。証拠開示手続が継続中である。

ETN関連の訴訟

2018年3月14日以来、3件の集団訴訟訴状が、2030年12月4日満期S&P 500 VIX短期先物指数連動型ペロシティシェアーズ・デイリー・インバースVIX短期上場投資証券（以下、「XIV ETN」という。）の購入者の適格性認定前の集団を代表してSDNYに提出された。2018年8月20日、原告は、クレディ・スイス・グループAG並びに一定の関連会社及び役員を、ジェーナス・インデックス&カルキュレーション・サービスズLLC及び関連会社とともに被告とする併合修正集団訴訟訴状を提出した。同訴状は、1934年米国証券取引所法第9条(a)(4)、第9条(f)、第10条(b)及び第20条(a)並びに同法に基づく規則10b-5、並びに1933年米国証券法第11条及び第15条の違反について請求を主張し、2018年2月5日におけるXIV ETNの価値の下落を受けた投資家の損失については被告に責任があると主張している。被告は、2018年11月2日に修正訴状の棄却申立てを行った。2019年9月25日、SDNYは被告の棄却申立てを認め、被告に対するすべての請求を再訴不可な形で棄却した。2019年10月18日、原告は控訴の通知を提出した。

2018年4月17日、クレディ・スイス・エイ・ジーは、ジェーナス・インデックス&カルキュレーション・サービスズLLCとともに、ニューヨーク州の併合集団訴訟において主張されたものと類似の主張内容を有するアラバマ州北部地区における個別民事訴訟において被告となった。被告は、2018年8月10日に訴訟をSDNYに移管するための申立てを行ったが、2018年12月17日に退けられた。2018年9月26日、被告はアラバマ州の訴状の棄却申立て

を行った。2018年12月4日、原告は修正訴状を提出し、被告は2019年1月11日にその棄却を申し立てた。2019年8月22日、裁判所は被告の棄却申立ての一部を認め、一部を退けた。

2019年2月4日、クレディ・スイス・グループAG並びに一定の関連会社及び役員は、ジェーナス・インデックス&カルキュレーション・サービスズLLC及び関連会社とともに、EDNYにおいて提起された別の個別訴訟において被告となった。かかる訴訟は、併合集団訴訟におけるものと実質的に類似する請求を主張している。2019年3月29日、原告は、訴訟を自発的に取り下げ、実質的に類似の訴状をSDNYに提出した。2019年5月16日、被告は棄却申立てを行った。2020年1月2日、SDNYは被告の棄却申立てを認めた。2020年2月3日、原告は控訴の通知を提出した。

2019年6月3日、クレディ・スイス・エイ・ジー、関連会社1社及び役員は、XIV ETNの購入者によりSDNYにおいて提起された別の個別訴訟において被告となった。かかる訴訟は、併合集団訴訟の訴状におけるものと類似する請求並びにニューヨーク州法及びペンシルバニア州法に基づく追加の請求を主張している。2019年11月12日、被告は棄却申立てを行った。原告は、棄却申立てに異議を唱える代わりに修正訴状を提出することにより、棄却申立てに対応した。訴訟は併合集団訴訟における控訴の解決まで停止されている。

2019年2月4日、クレディ・スイス・グループAG並びに一定の関連会社及び役員は、ジェーナス・インデックス&カルキュレーション・サービスズLLC及び関連会社とともに、2030年12月4日満期S&P 500 VIX中期先物指数連動型ベロシティシェアーズ・デイリー・インバースVIX中期上場投資証券（以下、「ZIV ETN」という。）の購入者の適格性認定前の集団を代表してSDNYに提出された集団訴訟訴状において被告とされた。同訴状は、1934年米国証券取引所法第9条(a)(4)、第9条(f)、第10条(b)及び第20条(a)並びに同法に基づく規則10b-5、並びに1933年米国証券法第11条及び第15条の違反について請求を主張し、2018年2月におけるZIV ETNの価値の下落を受けた投資家の損失については被告に責任があると主張している。2019年8月20日、原告は修正訴状を提出した。2019年10月21日、被告は棄却申立てを行った。

TWINT

2018年11月13日、COMCOは、スイスの金融機関数社（UBSスイスAG、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG、アデュノ・ホールディングAG、ポストファイナンスAG及びスイスカードAECS GmbHを含む。）に対する調査を発表した。COMCOによると、その調査は、これらの金融機関が自らのスイス支払ソリューションであるTWINTを保護するために国際的プロバイダーのモバイル支払ソリューション（Apple Pay及びSamsung Payを含む。）をボイコットするための合意を結んだか否かに焦点を当てている。

SWM

CSIは、2008年から2012年の間に締結された一連の金利スワップに関連して、ドイツの公益会社であるシュタットベルケ・ミュンヘンGmbH（以下、「SWM」という。）がドイツの裁判所に提起した訴訟において被告となっている。原告は、投資家特有及び投資特有の両方の助言を提供するという顧問の義務（特に開始時における取引の当初値洗い価値を開示する義務を含む。）の違反を主張している。2019年3月22日、第一審裁判所（フランクフルト・アム・マイン地方裁判所）は、CSIに対する請求を全面的に棄却した。2019年4月29日、原告は控訴の通知及び補充的判決の申立てを提出した。2019年11月29日、裁判所は補充的判決の申立てに対する決定を行い、SWMはCSIからマイナス利息の払戻しを受ける権利を有すると判示した。CSIはこの決定に対して控訴している。

ブルガリアの元顧客に関する事項

クレディ・スイス・エイ・ジーは、クレディ・スイス・エイ・ジーの口座を通じて資金を洗浄した疑いのあるブルガリアの元顧客との過去の関係に適用されたデリジェンス及び統制に関するスイス検察当局による調査に対

応している。クレディ・スイス・エイ・ジーは、自らのデリジェンス及び統制が適用法令の要件を遵守したものであったと考えており、精力的に防御する方針である。

[次へ](#)

40 重要な子会社及び持分法適用投資

以下の表に表示されている事業体には、通常、総資産100百万スイス・フラン超又は株主に帰属する純利益が10百万スイス・フラン超の子会社が含まれる。また、地域的に重要又は経営上の観点から関連性があるとみなされる事業体についても含まれる。

重要な子会社

会社名	所在地	通貨	名目資本 (単位:百万)	株式保 有比率 (%)
クレディ・スイス・グループ AG				
クレディ・スイス・エイ・ジー	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	4,399.7 100
クレディ・スイス・インシュランス・リンクド・ストラテジー・リミテッド	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	0.2 100
クレディ・スイス (ポーランド) SP.z o.o	ワルシャワ	ポーランド	ポーランド・ズロチ	20.0 100
クレディ・スイス・サービスZAG	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	1.0 100
クレディ・スイス・トラストAG	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	5.0 100
クレディ・スイス・トラスト・ホールディングス・リミテッド	セント・ピーター・ポート	ガーンジー	英国ポンド	2.0 100
CS LP・ホールディングAG	ツーク	スイス	スイス・フラン	0.1 100
インレスカ・リミテッド	セント・ピーター・ポート	ガーンジー	英国ポンド	3.0 100
サヴォイ・ホテル・パウアー・エン・ビルAG	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	7.5 88
クレディ・スイス・エイ・ジー				
アルパイン・セキュリティゼーション LTD	ジョージタウン	ケイマン諸島	米ドル	0.0 100
アセット・マネジメント・ファイナンスLLC	ウィルミントン	米国	米ドル	167.0 100
バンコ・クレディ・スイス (ブラジル) S.A.	サンパウロ	ブラジル	ブラジル・レアル	53.6 100
バンコ・クレディ・スイス (メキシコ), S.A.	メキシコシティ	メキシコ	メキシコ・ペソ	1,716.7 100
バンコ・デ・インベストメントス・クレディ・スイス (ブラジル) S.A.	サンパウロ	ブラジル	ブラジル・レアル	164.8 100
バンク・ナウ AG	ホルゲン	スイス	スイス・フラン	30.0 100
ボストン・リ・Ltd.	ハミルトン	バミューダ	米ドル	2.0 100
カーサ・デ・ボルサ・クレディ・スイス (メキシコ), S.A.de C.V.	メキシコシティ	メキシコ	メキシコ・ペソ	274.0 100
コラム・ファイナンシャル, Inc.	ウィルミントン	米国	米ドル	0.0 100
クレディ・スイス (オーストラリア) リミテッド	シドニー	オーストラリア	オーストラリア・ドル	34.1 100
クレディ・スイス (ブラジル) S.A.	サンパウロ	ブラジル	ブラジル・レアル	98.4 100
コレットラ・デ・ティチュロス・エ・ヴァロレス・モビリアリオス				
クレディ・スイス (ドイツ) アクティエンゲゼルシャフト	フランクフルト	ドイツ	ユーロ	130.0 100
クレディ・スイス (香港) リミテッド	香港	中国	香港ドル	13,758.0 100
クレディ・スイス (イタリア) S.p.A.	ミラノ	イタリア	ユーロ	170.0 100
クレディ・スイス (ルクセンブルク) S.A.	ルクセンブルク	ルクセンブルク	スイス・フラン	230.9 100
クレディ・スイス (カタール) LLC	ドーハ	カタール	米ドル	29.0 100
クレディ・スイス (シュヴァイツ) AG	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	100.0 100
クレディ・スイス (シンガポール) リミテッド	シンガポール	シンガポール	シンガポール・ドル	743.3 100
クレディ・スイス (UK) リミテッド	ロンドン	英国	英国ポンド	245.2 100
クレディ・スイス (米国), Inc.	ウィルミントン	米国	米ドル	0.0 100
クレディ・スイス・アセット・マネージメント (UK) ホールディング・リミテッド	ロンドン	英国	英国ポンド	144.2 100
クレディ・スイス・アセット・マネージメント・イモビリエ・カピタルアンラゲゲゼルシャフト GmbH	フランクフルト	ドイツ	ユーロ	6.1 100

会社名	所在地	通貨	名目資本 (単位: 百万)	株式保 有比率 (%)
クレディ・スイス・アセット・マネー ジメント・インターナショナル・ホー ルディング Ltd	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	20.0 100
クレディ・スイス・アセット・マネー ジメント・インベストメント Ltd	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	0.1 100
クレディ・スイス・アセット・マネー ジメント リミテッド	ロンドン	英国	英国ポンド	45.0 100
クレディ・スイス・アセット・マネー ジメント LLC	ウィルミントン	米国	米ドル	1,106.0 100
クレディ・スイス・アトラス・インベ ストメンツ (ルクセンブルク) S.à.r.l.	ルクセンブルク	ルクセンブルク	米ドル	0.0 100
クレディ・スイス・ブラジル (バハ マ) リミテッド	ナッソー	バハマ	米ドル	70.0 100
クレディ・スイス・ビジネス・アナリ ティクス (インド) プライベート・リ ミテッド	ムンバイ	インド	インド・ルピー	40.0 100
クレディ・スイス・キャピタル LLC	ウィルミントン	米国	米ドル	1,437.3 100
クレディ・スイス・エネルギー LLC	ウィルミントン	米国	米ドル	0.0 100
クレディ・スイス・アントレプレ ナー・キャピタルAG	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	15.0 100
クレディ・スイス・エクイティ (オーストラリア) リミテッド	シドニー	オーストラリア	オーストラリア・ ドル	62.5 100
クレディ・スイス・ファイナンス (インド) プライベート・リミテッド	ムンバイ	インド	インド・ルピー	1,050.1 100
クレディ・スイス・ファースト・ボス トン (ラタム・ホールディングス) LLC	ジョージタウン	ケイマン諸島	米ドル	23.8 100
クレディ・スイス・ファースト・ボス トン・ファイナンス B.V.	アムステルダム	オランダ	ユーロ	0.0 100
クレディ・スイス・ファースト・ボス トン・モーゲージ・キャピタル LLC	ウィルミントン	米国	米ドル	356.6 100
クレディ・スイス・ファースト・ボス トン・ネクスト・ファンズ, Inc.	ウィルミントン	米国	米ドル	10.0 100
クレディ・スイス・ファンズ・マネー ジメント S.A.	ルクセンブルク	ルクセンブルク	スイス・フラン	0.3 100
クレディ・スイス・ファンズ・サービ シズ (ルクセンブルク) S.A.	ルクセンブルク	ルクセンブルク	スイス・フラン	1.5 100
クレディ・スイス・ファンズAG	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	7.0 100
クレディ・スイス・グループ・ファイ ナンス (米国) Inc.	ウィルミントン	米国	米ドル	100.0 100
クレディ・スイス・ヘッジング・グリ フォ・コレトラ・デ・ヴァロレス S.A.	サンパウロ	ブラジル	ブラジル・レアル	29.6 100
クレディ・スイス・ホールディング・ ヨーロッパ (ルクセンブルク) S.A.	ルクセンブルク	ルクセンブルク	スイス・フラン	32.6 100
クレディ・スイス・ホールディングス (オーストラリア) リミテッド	シドニー	オーストラリア	オーストラリア・ ドル	3.0 100
クレディ・スイス・ホールディングス (米国), Inc.	ウィルミントン	米国	米ドル	550.0 100
クレディ・スイス・インターナショナ ル	ロンドン	英国	米ドル	11,366.2 100 ¹
クレディ・スイス・イスタンブール・ メンクル・デガラー A.S.	イスタンブール	トルコ	トルコ・リラ	10.0 100
クレディ・スイス・リーシング 92A, L.P.	ウィルミントン	米国	米ドル	43.9 100
クレディ・スイス・ライフ・アンド・ ペンション AG	ファドゥーツ	リヒテンシュタ イン	スイス・フラン	15.0 100
クレディ・スイス・ライフ (バミュー ダ) Ltd.	ハミルトン	バミューダ	米ドル	0.5 100
クレディ・スイス・ローン・ファン ディング LLC	ウィルミントン	米国	米ドル	1.5 100
クレディ・スイス・マネージメント LLC	ウィルミントン	米国	米ドル	891.4 100
クレディ・スイス・プライム・セキュ リティーズ・サービス (米国) LLC	ウィルミントン	米国	米ドル	113.3 100

会社名	所在地		通貨	名目資本 (単位: 百万)	株式保 有比率 (%)
クレディ・スイス・プライベート・ エクイティ, LLC	ウィルミントン	米国	米ドル	8.1	100
クレディ・スイス PSL GmbH	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	0.0	100
クレディ・スイス・サウジアラビア	リヤド	サウジアラビア	サウジアラビア・ リヤル	737.5	100
クレディ・スイス・セキュリティーズ (カナダ), Inc.	トロント	カナダ	カナダ・ドル	3.4	100
クレディ・スイス・セキュリティーズ (ヨーロッパ) リミテッド	ロンドン	英国	米ドル	3,859.3	100
クレディ・スイス・セキュリティーズ (香港) リミテッド	香港	中国	香港ドル	2,080.9	100
クレディ・スイス・セキュリティーズ (インド) プライベート・リミテッド	ムンバイ	インド	インド・ルピー	2,214.7	100
クレディ・スイス証券株式会社	東京	日本	円	78,100.0	100
クレディ・スイス・セキュリティーズ (ヨハネスブルグ) プロプライエタ リー・リミテッド	ヨハネスブルグ	南アフリカ	南アフリカ・ ランド	0.0	100
クレディ・スイス・セキュリティーズ (マレーシア) Sdn.Bhd.	クアラルンプー ル	マレーシア	マレーシア・ リンギット	100.0	100
クレディ・スイス・セキュリティーズ (シンガポール) Pte リミテッド	シンガポール	シンガポール	シンガポール・ ドル	30.0	100
クレディ・スイス・セキュリティー ズ・ソシエダ・デ・バローレスS.A.	マドリード	スペイン	ユーロ	4.8	100
クレディ・スイス・セキュリティーズ (タイ) リミテッド	バンコク	タイ	タイ・バーツ	500.0	100
クレディ・スイス・セキュリティーズ (米国) LLC	ウィルミントン	米国	米ドル	2,887.6	100
クレディ・スイス・サービスズ (インド) プライベート・リミテッド	プネ	インド	インド・ルピー	0.1	100
クレディ・スイス・サービスズ (米国) LLC	ウィルミントン	米国	米ドル	13.8	100
CS ノン・トラディショナル・プロダク ツ Ltd.	ナッソー	バハマ	米ドル	0.1	100
CSAM アメリカズ・ホールディング・ コーポレーション	ウィルミントン	米国	米ドル	0.0	100
DLJ マーチャント・バンキング・ ファンディング, Inc	ウィルミントン	米国	米ドル	0.0	100
DLJ モーゲージ・キャピタル, Inc.	ウィルミントン	米国	米ドル	0.0	100
フィデス・トレジャリー・サービスズ AG	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	2.0	100
JSC“ バンク・クレディ・スイス (モス クワ) ”	モスクワ	ロシア	米ドル	37.8	100
ライム・レジデンシャル, Ltd.	ナッソー	バハマ	米ドル	100.0	100
LLC“ クレディ・スイス・セキュリ ティーズ (モスクワ) ”	モスクワ	ロシア	ロシア・ルーブル	97.1	100
メルバン・エクイティ AG	ツーク	スイス	スイス・フラン	0.1	100
マーチャント・ホールディング, LLC	ウィルミントン	米国	米ドル	0.0	100
ノイヤ・アールガウアー・バンク AG	アラウ	スイス	スイス・フラン	134.1	100
ソーラー・インベストコ II リミテッ ド	ジョージタウン	ケイマン諸島	米ドル	0.0	100
SPS ホールディング・エンタープライ ズ・コープ	ウィルミントン	米国	米ドル	0.0	100
SRリースCo VI Ltd.		ケイマン諸島	米ドル	0.0	100
PT クレディ・スイス・セキュリティー タス・インドネシア	ジャカルタ	インドネシア	インドネシア・ ルピア	235,000.0	99
クレディ・スイス・ハイポテーケン AG	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	0.1	98

1 議決権の98%と株式持分の98%をクレディ・スイス・エイ・ジーが保有。

重要な持分法適用投資

会社名	所在地	株式保有 比率(%)
クレディ・スイス・グループAG		
クレディ・スイス・グループ・ファイナンス (ガーンジー) リミテッド	セント・ピーター・ポート	ガーンジー 100 ¹
クレディ・スイス・グループ・ファンディング (ガーンジー) リミテッド	セント・ピーター・ポート	ガーンジー 100 ¹
クレディ・スイス・エイ・ジー		
スイスカード AECS GmbH	ホルゲン	スイス 50
クレディ・スイス・ファウンダー・セキュリ ティーズ・リミテッド	北京	中国 33
E.L. & C. ベイリー・ストックブローキング (ホールディングス) Pty Ltd	メルボルン	オーストラリア 23
ICBC クレディ・スイス・アセット・マネージ メント Co., Ltd.	北京	中国 20
ヨーク・キャピタル・マネージメント・グロー バル・アドバイザーズ, LLC	ニューヨーク	米国 5 ²
ホールディング・ベルデ・エンプレエンディ メントス・エ・パルティシパソエスS.A.	サンパウロ	ブラジル 0 ²

¹ 米国GAAPでは、当グループは主たる受益者ではないため連結から除外されている。

² 当グループは、重要な非支配持分を保有している。

[次へ](#)

41 子会社の保証に関する情報

ガーンジーにて設立された非セルラー型有限責任株式会社である、クレディ・スイス・グループ・ファンディング（ガーンジー）リミテッドを含む特定の当グループの完全所有金融子会社は、当グループが完全かつ無条件に保証する偶発転換証券を発行している。当グループの子会社の一部に適用される様々な法的要件及び規制上の要件（ガーンジーの子会社に対するガーンジー法に基づくソルベンシー・テストの充足を含む）は、当グループの子会社が配当金又は分配金を支払う能力及び当グループに対して融資を行う能力を制限する場合がある。

当グループと当行は、クレディ・スイス(米国), Inc.の発行済SEC登録負債証券について完全かつ無条件で複数の保証を発行している。この保証に従って、クレディ・スイス（米国）, Inc.が、当該負債証券に係る契約に規定された期限どおりに支払いを行うことが不可能となった場合、当該負債証券の保有者は、先にクレディ・スイス（米国）, Inc.に対して法的手続きを取るのではなく、当グループ又は当行のいずれかに支払いを求めることができる。グループの保証は、上位債務に劣後する。クレディ・スイス（米国）, Inc.は、当グループの間接的な完全所有子会社である。

要約連結損益計算書

2019年12月31日に終了した事業年度 単位：百万スイス・フラン	クレディ・ スイス (米国), Inc. (連結)	当行親会社 及びその他 の子会社 ¹	当行	当グループ 親会社	相殺消去及 び連結による 調整	クレディ・ スイス・ グループ
要約連結損益計算書						
利息及び配当金収益	4,040	16,140	20,180	1,307	(1,303)	20,184
支払利息	(4,191)	(8,940)	(13,131)	(1,343)	1,307	(13,167)
純利息収益	(151)	7,200	7,049	(36)	4	7,017
手数料収益	3,217	7,854	11,071	23	64	11,158
トレーディング収益	543	1,230	1,773	(68)	34	1,739
その他の収益	2,058	735	2,793	3,565 ²	(3,788)	2,570
純収益	5,667	17,019	22,686	3,484	(3,686)	22,484
貸倒引当金繰入額	14	310	324	0	0	324
報酬費用	2,772	6,333	9,105	101	830	10,036
一般管理費	2,193	5,395	7,588	(37)	(1,423)	6,128
支払手数料	213	1,063	1,276	1	(1)	1,276
その他営業費用合計	2,406	6,458	8,864	(36)	(1,424)	7,404
営業費用合計	5,178	12,791	17,969	65	(594)	17,440
法人税等控除前利益/(損失)	475	3,918	4,393	3,419	(3,092)	4,720
法人税等費用/(便益)	167	1,131	1,298	0	(3)	1,295
当期純利益/(損失)	308	2,787	3,095	3,419	(3,089)	3,425
非支配持分に帰属する当期純利益/(損失)	5	9	14	0	(8)	6
株主に帰属する当期純利益/(損失)	303	2,778	3,081	3,419	(3,081)	3,419

¹ 相殺消去及び連結による調整を含む。

² 主に持分法に基づき会計処理された当グループ企業への投資によって生じた収益より構成される。

要約連結包括利益計算書

2019年12月31日に終了した事業年度 単位：百万スイス・フラン	クレディ・ スイス (米国), Inc. (連結)	当行親会社 及びその他 の子会社 ¹	当行	当グループ 親会社	相殺消去及 び連結による 調整	クレディ・ スイス・ グループ
包括利益						
当期純利益/(損失)	308	2,787	3,095	3,419	(3,089)	3,425
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る 利益/(損失)	0	86	86	14	0	100
外貨換算調整	(284)	(711)	(995)	(15)	(15)	(1,025)
有価証券に係る未実現利益/(損失)	0	21	21	0	(1)	20
保険数理利益/(損失)	(7)	(17)	(24)	0	350	326
過去勤務利益/(費用)、純額	0	1	1	0	216	217
信用リスクに関連した負債に係る 利益/(損失)	(73)	(1,665)	(1,738)	(65)	(57)	(1,860)
その他包括利益/(損失) (税引後)	(364)	(2,285)	(2,649)	(66)	493	(2,222)
包括利益/(損失)	(56)	502	446	3,353	(2,596)	1,203
非支配持分に帰属する包括利益	4	3	7	0	1	8
株主に帰属する包括利益/(損失)	(60)	499	439	3,353	(2,597)	1,195

¹ 相殺消去及び連結による調整を含む。

要約連結損益計算書（続き）

2018年12月31日に終了した事業年度
単位：百万スイス・フラン

要約連結損益計算書

	クレディ・ スイス (米国), Inc. (連結)	当行親会社 及びその他 の子会社 ¹	当行	当グループ 親会社	相殺消去及 び連結による 調整	クレディ・ スイス・ グループ
利息及び配当金収益	4,086	15,537	19,623	932	(942)	19,613
支払利息	(4,210)	(8,288)	(12,498)	(983)	877	(12,604)
純利息収益	(124)	7,249	7,125	(51)	(65)	7,009
手数料収益	3,725	8,017	11,742	26	122	11,890
トレーディング収益	474	(18)	456	88	80	624
その他の収益	2,006	(509)	1,497	2,020 ²	(2,120)	1,397
純収益	6,081	14,739	20,820	2,083	(1,983)	20,920
貸倒引当金繰入額	(1)	246	245	0	0	245
報酬費用	2,653	6,211	8,864	58	698	9,620
一般管理費	1,944	5,124	7,068	0	(1,270)	5,798
支払手数料	229	1,030	1,259	0	0	1,259
リストラクチャリング費用	237	291	528	0	98	626
その他営業費用合計	2,410	6,445	8,855	0	(1,172)	7,683
営業費用合計	5,063	12,656	17,719	58	(474)	17,303
法人税等控除前利益/(損失)	1,019	1,837	2,856	2,025	(1,509)	3,372
法人税等費用	261	873	1,134	1	226	1,361
当期純利益/(損失)	758	964	1,722	2,024	(1,735)	2,011
非支配持分に帰属する当期純利益/(損失)	6	(13)	(7)	0	(6)	(13)
株主に帰属する当期純利益/(損失)	752	977	1,729	2,024	(1,729)	2,024

¹ 相殺消去及び連結による調整を含む。

² 主に持分法に基づき会計処理された当グループ企業への投資によって生じた収益より構成される。

要約連結包括利益計算書（続き）

2018年12月31日に終了した事業年度 単位：百万スイス・フラン	クレディ・ スイス (米国), Inc. (連結)	当行親会社 及びその他 の子会社 ¹	当行	当グループ 親会社	相殺消去及 び連結による 調整	クレディ・ スイス・ グループ
包括利益						
当期純利益/(損失)	758	964	1,722	2,024	(1,735)	2,011
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る 利益/(損失)	0	(7)	(7)	(3)	0	(10)
外貨換算調整	142	(463)	(321)	(11)	7	(325)
有価証券に係る未実現利益/(損失)	0	(18)	(18)	0	1	(17)
保険数理利益/(損失)	22	9	31	0	(422)	(391)
過去勤務利益/(費用)、純額	0	(10)	(10)	0	(125)	(135)
信用リスクに関連した負債に係る 利益/(損失)	28	1,414	1,442	83	129	1,654
その他包括利益/(損失)（税引後）	192	925	1,117	69	(410)	776
包括利益/(損失)	950	1,889	2,839	2,093	(2,145)	2,787
非支配持分に帰属する包括利益/(損失)	6	(9)	(3)	0	(12)	(15)
株主に帰属する包括利益/(損失)	944	1,898	2,842	2,093	(2,133)	2,802

¹ 相殺消去及び連結による調整を含む。

要約連結損益計算書（続き）

2017年12月31日に終了した事業年度
単位：百万スイス・フラン

要約連結損益計算書

	クレディ・ スイス (米国), Inc. (連結)	当行親会社 及びその他 の子会社 ¹	当行	当グループ 親会社	相殺消去及 び連結による 調整	クレディ・ スイス・ グループ
利息及び配当金収益	5,294	11,767	17,061	577	(581)	17,057
支払利息	(4,437)	(5,932)	(10,369)	(632)	501	(10,500)
純利息収益	857	5,835	6,692	(55)	(80)	6,557
手数料収益	3,756	7,916	11,672	28	117	11,817
トレーディング収益	(23)	1,323	1,300	(55)	72	1,317
その他の収益	942	359	1,301	(911) ²	819	1,209
純収益	5,532	15,433	20,965	(993)	928	20,900
貸倒引当金繰入額	4	206	210	0	0	210
報酬費用	3,066	6,898	9,964	74	329	10,367
一般管理費	1,929	5,484	7,413	(80)	(688)	6,645
支払手数料	255	1,174	1,429	3	(2)	1,430
リストラクチャリング費用	173	223	396	0	59	455
その他営業費用合計	2,357	6,881	9,238	(77)	(631)	8,530
営業費用合計	5,423	13,779	19,202	(3)	(302)	18,897
法人税等控除前利益/(損失)	105	1,448	1,553	(990)	1,230	1,793
法人税等費用/(便益)	(42)	2,823	2,781	(7)	(33)	2,741
当期純利益/(損失)	147	(1,375)	(1,228)	(983)	1,263	(948)
非支配持分に帰属する当期純利益	11	16	27	0	8	35
株主に帰属する当期純利益/(損失)	136	(1,391)	(1,255)	(983)	1,255	(983)

¹ 相殺消去及び連結による調整を含む。

² 主に持分法に基づき会計処理された当グループ企業への投資によって生じた収益より構成される。

要約連結包括利益計算書（続き）

2017年12月31日に終了した事業年度 単位：百万スイス・フラン	クレディ・ スイス (米国), Inc. (連結)	当行親会社 及びその他 の子会社 ¹	当行	当グループ 親会社	相殺消去及 び連結による 調整	クレディ・ スイス・ グループ
包括利益						
当期純利益/(損失)	147	(1,375)	(1,228)	(983)	1,263	(948)
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る 利益/(損失)	0	(35)	(35)	8	0	(27)
外貨換算調整	(756)	(259)	(1,015)	1	(17)	(1,031)
有価証券に係る未実現利益/(損失)	0	(13)	(13)	0	0	(13)
保険数理利益/(損失)	(7)	28	21	0	674	695
過去勤務利益/(費用)、純額	0	0	0	0	(121)	(121)
信用リスクに関連した負債に係る 利益/(損失)	(33)	(1,651)	(1,684)	(188)	(104)	(1,976)
その他包括利益/(損失)（税引後）	(796)	(1,930)	(2,726)	(179)	432	(2,473)
包括利益/(損失)	(649)	(3,305)	(3,954)	(1,162)	1,695	(3,421)
非支配持分に帰属する包括利益/(損失)	24	(33)	(9)	0	37	28
株主に帰属する包括利益/(損失)	(673)	(3,272)	(3,945)	(1,162)	1,658	(3,449)

¹ 相殺消去及び連結による調整を含む。

[次へ](#)

要約連結貸借対照表

2019年12月31日現在 単位：百万スイス・フラン	クレディ・ スイス (米国), Inc. (連結)	当行親会社 及びその他の 子会社 ¹	当行	当グループ 親会社	相殺消去及び 連結による 調整	クレディ・ スイス・ グループ
資産						
現金及び銀行に対する預け金	2,642	98,402	101,044	277	558	101,879
利付銀行預け金	10	663	673	489	(421)	741
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入 有価証券及び借入有価証券	26,905	80,092	106,997	0	0	106,997
担保受入有価証券	2,921	37,298	40,219	0	0	40,219
トレーディング資産	35,339	118,556	153,895	1	(99)	153,797
投資有価証券	0	1,004	1,004	32,853	(32,851)	1,006
その他の投資	621	5,013	5,634	49,780	(49,748)	5,666
貸出金、純額	11,907	292,118	304,025	0	(7,246)	296,779
のれん	715	3,245	3,960	0	703	4,663
その他の無形資産	276	15	291	0	0	291
未収仲介料	17,012	18,636	35,648	0	0	35,648
その他資産	12,843	24,226	37,069	625	1,915	39,609
資産合計	111,191	679,268	790,459	84,025	(87,189)	787,295
負債及び持分						
銀行からの預り金	63	16,679	16,742	2,287	(2,285)	16,744
顧客の預金	1	384,949	384,950	0	(1,167)	383,783
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡 有価証券及び貸付有価証券	5,799	21,842	27,641	0	(108)	27,533
担保受入有価証券返還義務	2,921	37,298	40,219	0	0	40,219
トレーディング負債	8,468	29,718	38,186	0	0	38,186
短期借入金	8,720	20,149	28,869	0	(484)	28,385
長期債務	43,821	107,179	151,000	37,596	(36,591)	152,005
未払仲介料	15,213	10,470	25,683	0	0	25,683
その他負債	9,414	20,992	30,406	498	139	31,043
負債合計	94,420	649,276	743,696	40,381	(40,496)	743,581
株主持分合計	16,713	29,407	46,120	43,644	(46,120)	43,644
非支配持分	58	585	643	0	(573)	70
持分合計	16,771	29,992	46,763	43,644	(46,693)	43,714
負債及び持分合計	111,191	679,268	790,459	84,025	(87,189)	787,295

¹ 相殺消去及び連結による調整を含む。

2018年12月31日現在
単位：百万スイス・フラン

資産

	クレディ・ スイス (米国), Inc. (連結)	当行親会社 及びその他の 子会社 ¹	当行	当グループ 親会社	相殺消去及び 連結による 調整	クレディ・ スイス・ グループ
現金及び銀行に対する預け金	2,540	96,774	99,314	324	409	100,047
利付銀行預け金	22	1,052	1,074	498	(430)	1,142
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入 有価証券及び借入有価証券	35,640	81,455	117,095	0	0	117,095
担保受入有価証券	4,751	36,945	41,696	0	0	41,696
トレーディング資産 ²	29,341	104,518	133,859	0	(224)	133,635
投資有価証券 ²	0	1,477	1,477	23,456	(23,454)	1,479
その他の投資	826	3,998	4,824	48,030	(47,964)	4,890
貸出金、純額	12,263	280,612	292,875	0	(5,294)	287,581
のれん	727	3,329	4,056	0	710	4,766
その他の無形資産	200	19	219	0	0	219
未収仲介料	20,772	18,135	38,907	0	0	38,907
その他資産 ³	12,967	23,706	36,673	547	239	37,459
資産合計	120,049	652,020	772,069	72,855	(76,008)	768,916

負債及び持分

銀行からの預り金	59	15,161	15,220	1,364	(1,364)	15,220
顧客の預金	0	365,263	365,263	0	(1,338)	363,925
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡 有価証券及び貸付有価証券	6,296	18,327	24,623	0	0	24,623
担保受入有価証券返還義務	4,751	36,945	41,696	0	0	41,696
トレーディング負債	8,693	33,478	42,171	0	(2)	42,169
短期借入金	9,679	12,740	22,419	0	(493)	21,926
長期債務	47,074	106,359	153,433	27,112	(26,237)	154,308
未払仲介料	17,452	13,471	30,923	0	0	30,923
その他負債	9,995	20,332	30,327	457	(677)	30,107
負債合計	103,999	622,076	726,075	28,933	(30,111)	724,897
株主持分合計	15,971	29,325	45,296	43,922	(45,296)	43,922
非支配持分	79	619	698	0	(601)	97
持分合計	16,050	29,944	45,994	43,922	(45,897)	44,019
負債及び持分合計	120,049	652,020	772,069	72,855	(76,008)	768,916

¹ 相殺消去及び連結による調整を含む。

² 従前は投資有価証券に計上されていた住宅ローン担保证券及び商業用不動産担保证券は、公正価値オプションに基づき公正価値で計上されることからトレーディング資産に分類変更されている。

³ これまで連結貸借対照表で個別に表示されていた建物及び設備を含む。

要約連結キャッシュ・フロー計算書

2019年12月31日に終了した事業年度 単位：百万スイス・フラン	クレディ・ スイス (米国), Inc. (連結)	当行親会社 及びその他の 子会社 ¹	当行	当グループ 親会社	相殺消去及び 連結による 調整	クレディ・ スイス・ グループ
営業活動						
営業活動から生じた/(に使用した)正味資金	(4,694)	(13,724)	(18,418)	(141) ²	135	(18,424)
投資活動						
利付銀行預け金の(増加)/減少	12	399	411	9	(9)	411
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入 有価証券及び借入有価証券の(増加)/減少	8,321	65	8,386	0	0	8,386
投資有価証券の購入	0	(557)	(557)	(9,396)	9,396	(557)
投資有価証券の売却収入	0	6	6	0	0	6
投資有価証券の満期償還	0	1,007	1,007	942	(942)	1,007
子会社への投資及びその他投資	(34)	(250)	(284)	(10)	9	(285)
その他投資の売却収入	516	617	1,133	48	(23)	1,158
貸出金の(増加)/減少	93	(17,402)	(17,309)	0	1,965	(15,344)
貸出金の売却収入	0	4,612	4,612	0	0	4,612
建物及び設備並びにその他の無形資産 への資本的支出	(397)	(736)	(1,133)	0	(160)	(1,293)
建物及び設備並びにその他の無形資産 の売却収入	0	30	30	0	0	30
その他、純額	27	510	537	6	0	543
投資活動から生じた/(に使用した)正味資金	8,538	(11,699)	(3,161)	(8,401)	10,236	(1,326)
財務活動						
銀行からの預り金及び顧客の預金の増加/(減 少)	6	24,678	24,684	923	(754)	24,853
短期借入金金の増加/(減少)	(809)	7,720	6,911	0	8	6,919
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡 有価証券及び貸付有価証券の増加/(減少)	(397)	3,888	3,491	0	(110)	3,381
長期債務の発行	206,056	(171,145)	34,911	10,396	(10,344)	34,963
長期債務の返済	(208,631)	162,341	(46,290)	(942)	942	(46,290)
普通株式の発行	0	0	0	(10)	10	0
自己株式の売却	0	0	0	3	9,621	9,624
自己株式の買戻し	0	0	0	(1,916)	(9,620)	(11,536)
配当金支払	(1)	(10)	(11)	(728)	43	(696)
その他、純額	75	133	208	768	(5)	971
財務活動から生じた/(に使用した)正味資金	(3,701)	27,605	23,904	8,494	(10,209)	22,189
為替レートの変動による現金及び銀行に対す る預け金への影響						
為替レートの変動による現金及び銀行に対す る預け金への影響	(41)	(554)	(595)	1	(13)	(607)
現金及び銀行に対する預け金の純増加/(減 少)						
現金及び銀行に対する預け金の純増加/(減 少)	102	1,628	1,730	(47)	149	1,832
期首現金及び銀行に対する預け金 ³	2,540	96,774	99,314	324	409	100,047
期末現金及び銀行に対する預け金 ³	2,642	98,402	101,044	277	558	101,879

¹ 相殺消去及び連結による調整を含む。

² 当グループ会社からの支払配当金（銀行及び銀行以外の子会社からそれぞれ10百万スイス・フラン及び14百万スイス・フラン）並びに当グループの資金調達など親会社の活動によるその他の現金項目より構成される。

³ 制限付預け金を含む。

2018年12月31日に終了した事業年度 単位：百万スイス・フラン	クレディ・ スイス (米国), Inc. (連結)	当行親会社 及びその他の 子会社 ¹	当行	当グループ 親会社	相殺消去及び 連結による 調整	クレディ・ スイス・ グループ
営業活動						
営業活動から生じた/(に使用した)正味資金	(8,326)	20,860	12,534	(215)²	564	12,883
投資活動						
利付銀行預け金の(増加)/減少	11	(375)	(364)	(5)	(58)	(427)
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入 有価証券及び借入有価証券の(増加)/減少	22,936	(24,308)	(1,372)	0	0	(1,372)
投資有価証券の購入	0	(683)	(683)	(8,793)	8,793	(683)
投資有価証券の売却収入	0	255	255	0	0	255
投資有価証券の満期償還	0	567	567	290	(290)	567
子会社への投資及びその他投資	(99)	(447)	(546)	(10)	9	(547)
その他投資の売却収入	540	1,230	1,770	4	(2)	1,772
貸出金の(増加)/減少	310	(14,011)	(13,701)	0	1,201	(12,500)
貸出金の売却収入	0	5,981	5,981	0	(1)	5,980
建物及び設備並びにその他の無形資産 への資本的支出	(307)	(682)	(989)	0	(106)	(1,095)
建物及び設備並びにその他の無形資産 の売却収入	0	80	80	0	(50)	30
その他、純額	5	337	342	0	0	342
投資活動から生じた/(に使用した)正味資金	23,396	(32,056)	(8,660)	(8,514)	9,496	(7,678)
財務活動						
銀行に対する債務及び顧客の預金の増加/(減 少)	(213)	2,219	2,006	609	(807)	1,808
短期借入金の増加/(減少)	(1,298)	(1,687)	(2,985)	0	(5)	(2,990)
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡 有価証券及び貸付有価証券の増加/(減少)	(9,127)	7,075	(2,052)	0	0	(2,052)
長期債務の発行	119,547	(86,239)	33,308	8,805	(8,941)	33,172
長期債務の返済	(124,405)	80,547	(43,858)	(290)	297	(43,851)
自己株式の売却	0	0	0	0	11,693	11,693
自己株式の買戻し	0	0	0	(757)	(11,684)	(12,441)
配当金支払	(2)	(13)	(15)	(661)	10	(666)
その他、純額	(120)	(374)	(494)	829	9	344
財務活動から生じた/(に使用した)正味資金	(15,618)	1,528	(14,090)	8,535	(9,428)	(14,983)
為替レートの変動による現金及び銀行に対す る預け金への影響	30	(10)	20	2	(12)	10
為替レートの変動による現金及び銀行に対す る預け金への影響	30	(10)	20	2	(12)	10
現金及び銀行に対する預け金の純増加/(減 少)	(518)	(9,678)	(10,196)	(192)	620	(9,768)
期首現金及び銀行に対する預け金 ³	3,058	106,452	109,510	516	(211)	109,815
期首現金及び銀行に対する預け金³	2,540	96,774	99,314	324	409	100,047

¹ 相殺消去及び連結による調整を含む。

² 当グループ会社からの支払配当金（銀行及び銀行以外の子会社からそれぞれ10百万スイス・フラン及び6百万スイス・フラン）並びに当グループの資金調達など親会社の活動によるその他の現金項目より構成される。

³ 制限付預け金を含む。

2017年12月31日に終了した事業年度 単位：百万スイス・フラン	クレディ・ スイス (米国), Inc. (連結)	当行親会社 及びその他の 子会社 ¹	当行	当グループ 親会社	相殺消去及び 連結による 調整	クレディ・ スイス・ グループ
営業活動						
営業活動から生じた/(に使用した)正味資金	7,860	(16,330)	(8,470)	(142)²	90	(8,522)
投資活動						
利付銀行預け金の(増加)/減少	0	40	40	(488)	488	40
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入 有価証券及び借入有価証券の(増加)/減少	20,626	(6,340)	14,286	0	0	14,286
投資有価証券の購入	0	(86)	(86)	(5,673)	5,673	(86)
投資有価証券の売却収入	0	14	14	0	0	14
投資有価証券の満期償還	0	318	318	0	0	318
子会社への投資及びその他投資	(206)	(888)	(1,094)	(4,101)	4,101	(1,094)
その他投資の売却収入	488	1,479	1,967	0	3	1,970
貸出金の(増加)/減少	3,131	(17,910)	(14,779)	(5,336)	6,441	(13,674)
貸出金の売却収入	0	9,938	9,938	0	0	9,938
建物及び設備並びにその他の無形資産 への資本的支出	(295)	(655)	(950)	0	(118)	(1,068)
建物及び設備並びにその他の無形資産 の売却収入	2	58	60	0	(59)	1
その他、純額	41	24	65	0	0	65
投資活動から生じた/(に使用した)正味資金	23,787	(14,008)	9,779	(15,598)	16,529	10,710
財務活動						
銀行からの預り金に対する債務及び顧客の預 金の増加/(減少)	191	2,996	3,187	(2,189)	2,425	3,423
短期借入金増加/(減少)	(4,113)	9,620	5,507	0	(489)	5,018
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡 有価証券及び貸付有価証券の増加/(減少)	(37,382)	32,131	(5,251)	0	0	(5,251)
長期債務の発行	30,223	13,344	43,567	14,035	(14,046)	43,556
長期債務の返済	(19,174)	(43,470)	(62,644)	0	90	(62,554)
普通株式の発行	0	0	0	4,253	0	4,253
自己株式の売却	0	0	0	0	12,034	12,034
自己株式の買戻し	0	0	0	(630)	(12,127)	(12,757)
配当金支払	(9)	(4)	(13)	(584)	7	(590)
その他、純額	(696)	4,315	3,619	433	(3,891)	161
財務活動から生じた/(に使用した)正味資金	(30,960)	18,932	(12,028)	15,318	(15,997)	(12,707)
為替レートの変動による現金及び銀行に対す る預け金への影響						
為替レートの変動による現金及び銀行に対す る預け金への影響	(120)	(717)	(837)	0	10	(827)
現金及び銀行に対する預け金の純増加/(減 少)						
現金及び銀行に対する預け金の純増加/(減 少)	567	(12,123)	(11,556)	(422)	632	(11,346)
期首現金及び銀行に対する預け金 ³	2,491	118,575	121,066	938	(843)	121,161
期末現金及び銀行に対する預け金³	3,058	106,452	109,510	516	(211)	109,815

¹ 相殺消去及び連結による調整を含む。

² 当グループ会社からの支払配当金（銀行及び銀行以外の子会社からそれぞれ10百万スイス・フラン及び14百万スイス・フラン）並びに当グループの資金調達など親会社の活動によるその他の現金項目より構成される。

³ 制限付預け金を含む。

[次へ](#)

42 クレディ・スイス・グループ親会社

クレディ・スイス・グループ親会社の要約財務情報については、注記41「子会社の保証に関する情報」を参照のこと。

43 米国GAAPとスイスGAAPのもとでの銀行法（真実かつ公正な概観）の間の重要な評価及び収益の認識の相違

当グループの連結財務書類は、米国GAAPに従って作成されている。

FINMAは、スイスを所在地とし、米国GAAP又はIFRSのいずれかにより財務書類を表示する銀行に対し、スイスGAAP銀行法（真実かつ公正な概観）とその銀行の主要会計基準の間の主な相違について記述するよう求めている。

銀行の財務報告基準を規定するスイス銀行規則（銀行業法）及びFINMA通達2015／1号「会計処理－銀行」（スイスGAAP）の主な規定は、特定の部分において米国GAAPと異なる。主な相違は以下のとおりである。

当グループの会計方針の詳細については、注記1「重要な会計方針の要約」を参照のこと。

連結の範囲

スイスGAAPでは、長期投資とみなされず当グループの中核事業に携わってもいない過半数所有子会社は、金融資産投資又は持分法適用投資として計上されている。米国GAAPでは、過半数所有子会社の連結に関するそのような例外はない。

外国為替換算

米国GAAPでは、機能通貨がスイス・フランではない支店の連結から生じる外国為替換算調整は、株主持分中のAOCIに含まれる。スイスGAAPでは、海外支店の連結から生じる外国為替換算調整は、トレーディング活動及び公正価値オプションからの純利益／（損失）に認識される。

米国GAAPでは、売却可能有価証券に関する外国為替測定調整は株主持分合計の一部である、AOCIに計上されるが、スイスGAAPでは法定上、損益計算書に含まれている。

投資有価証券

スイスGAAPでは、有価証券投資の分類と測定は当該投資の内容によって変わる。

非連結参加持分

米国GAAPでは、会社が投資先の事業方針及び財務方針に重要な影響力を有している持分証券への投資は、持分法又は公正価値オプションによって会計処理される。持分法では、利益又は損失に対する会社の持分は、当該参加持分に対する減損と同様に、その他の収益に計上されている。

スイスGAAPでは、恒久的な投資の意図で保有されている、又は金融業界のインフラへの投資である場合の持分証券への投資は、保有している議決権株式の株式数に関わりなく、参加持分に含められる。他の参加持分は当初に取得原価で認識され、一年に一度は減損のテストが行われる。参加持分に対する公正価値オプションは認められていない。

スイスGAAPでは、会社が保有する参加持分は、各個別の参加持分のレベルで減損をテストしている。参加持分のポートフォリオの帳簿価額が公正価値を上回っている場合には、減損が計上される。仮に減損した参加持分の公正価値がその後の期間に回復し、かかる回復が持続可能であるとみられる場合には、過年度の減損は、取得原価を上回らない範囲で、公正価値まで戻し入れることが可能であるが、減損の戻入益は損益計算書の特別利益として計上される。

売却可能負債証券

米国GAAPでは、売却可能負債証券は、公正価値で評価される。公正価値の変動による未実現損益（為替差損益を含む）は、連結損益計算書には計上されず、税引後の金額が株主持分合計の一部であるAOCIに計上される。公正価値が取得原価を下回るまで下落し、その下落が一時的ではないとみなされる場合、連結損益計算書に減損が認識される。ただし、売却の意図若しくは必要性のない負債証券に関する信用損失以外の要因に関連した金額は引き続きAOCIに計上される。新しい原価ベースは、その後公正価値が回復しても変更されない。

スイスGAAPでは、売却可能有価証券は償却原価と市場価格のいずれか低い方で計上され、市場価格の変動による評価減及び回復は、それぞれその他の経常費用及び収益に計上される。為替差損益は、トレーディング活動及び公正価値オプションからの純利益／（損失）に認識される。

市場性のない持分証券

米国GAAPでは、容易に算定可能な公正価値のない持分証券は代替的な測定手法を用いたNAVの実務上の便法に従って、又は公正価値で評価される。

スイスGAAPでは、市場性のない持分証券は低価法で計上される。

満期保有目的有価証券における減損

米国GAAPでは、満期保有目的有価証券の公正価値が取得原価を下回るまで下落し、その下落が一時的ではないとみなされる場合、連結損益計算書に減損として認識される。ただし、売却の意図若しくは必要性のない負債証券に関する信用損失以外の要因に関連した金額は、引き続きAOCIに計上される。当該減損を将来の期間において戻入することはできない。

スイスGAAPでは、すべての減損が連結損益計算書に認識される。満期保有目的有価証券において認識された減損は、その商品の公正価値がその後回復した場合、償却原価を上限として戻入れられる。戻入益は、連結損益計算書に計上される。

公正価値オプション

米国GAAPとは異なり、スイスGAAPでは通常、一定のトレーディング目的以外の金融資産及び負債、保証及び契約債務に関して選択的かつ代替的な測定方法を確立している公正価値オプションの概念を認めていない。公正価値オプションは、公正価値を用いて当初及びその後の測定を行い、公正価値の変動を連結損益計算書上に計上することを認めている。

一定の要件を満たす発行済仕組商品に関しては、公正価値測定が適用可能である。連結損益計算書に認識することのできない自己の信用に係る公正価値の調整を除き、組込デリバティブ及び主契約の公正価値の変動は、共

にトレーディング収益に計上される。自己の信用スプレッドの変動による影響は、その他資産又はその他負債のどちらかとして補償勘定で認識される。

公正価値ヘッジに使用されるデリバティブ

米国GAAPでは、公正価値ヘッジについて、基礎となるヘッジ対象の帳簿価額は、ヘッジされたリスクの公正価値の変動に対して調整される。関連する指定されたデリバティブの公正価値の変動は、それぞれの資産又は負債に係るヘッジされたリスクの公正価値の変動として、連結損益計算書の同一の表示項目に計上される。

スイスGAAPでは、ヘッジ対象の帳簿価額は調整されない。ヘッジされるリスクに関連するヘッジ対象の公正価値の変動を表す金額は、その他資産又はその他負債に含まれる補償勘定の中に計上される。

キャッシュ・フロー・ヘッジに使用されるデリバティブ金融商品

米国GAAPでは、キャッシュ・フロー・ヘッジの指定されたデリバティブの公正価値の変動はAOCIに計上される。

スイスGAAPでは、キャッシュ・フロー・ヘッジの指定されたデリバティブの公正価値の変動はその他資産又はその他負債に含まれる補償勘定の中に計上される。

金融商品の認識の中止

米国GAAPでは、取引が以下の、(i) 金融資産が法的に譲渡人から独立している、(ii) 譲受人が譲渡された資産を再担保又は転売する権利を有している、及び(iii) 譲渡人が当該譲渡資産に係る実質的な支配を維持していない、という基準を満たす場合のみ、金融商品の認識が中止される。

スイスGAAPでは、経済的支配が売り手から買い手に移転した場合、金融商品の認識が中止される。金融商品からの将来的なリターンを受け取る支配力と当該金融商品のリスクを吸収する義務を持つ当事者は、金融商品に対する経済的支配を有しているとみなされる。

負債発行費用

米国GAAPでは、負債発行費用は、関連する負債の帳簿価額からの直接控除項目として計上される。スイスGAAPでは、負債発行費用は、貸借対照表の資産項目の未収収益及び前払費用に計上される。

オペレーティング・リースーリース契約

米国GAAPでは、オペレーティング・リースの開始時に、借手は将来のリース料に係るリース負債及び、リース契約から生じる将来の便益を反映する使用権資産を認識する。当初のリース負債は将来のリース料の現在価値と等しく、前払いで支払われた金額は含まれていない。使用権資産は、受け取ったリース・インセンティブを控除後の、当初のリース負債、当初直接コスト及び前払リース料の合計と等しくなる。償却費及び金利構成要素を含むオペレーティング・リース費用は、残りのリース期間にわたり定額法で認識される。報告企業が恒久的に建物を明け渡し、別の当事者に対して、損失を出してリース資産をサブリースする場合、使用権資産に対して減損が認識される。当該減損は、使用権資産の帳簿価額とサブリース期間にわたって見込まれるサブリース収益の現在価値の差額として認識される。

スイスGAAPでは、オペレーティング・リースの開始時に、借り手の貸借対照表上で認識される使用権資産及びリース負債はない。定期的なリース費用の算定には、当初直接コスト、リース・インセンティブ及び前払リース料が考慮され、リース契約の合計費用はリース期間にわたり定額法で費用計上される。報告企業が恒久的に建物を明け渡す場合、サブリース収益の見込額控除後の、リース契約に基づく将来のリース料に対して引当金が計上される。

のれんの償却

米国GAAPでは、のれんは償却されず、毎年、又は事象若しくは状況の変化がのれんの減損の可能性を示唆する場合には、それ以上の頻度で、減損テストが行われる。

スイスGAAPでは、のれんは、妥当性が証明される場合には最長10年の耐用年数が容認されるが、通常は5年を超えない耐用年数にわたって償却される。さらに、のれんに関して一年に一度以上は減損テストが行われる。

無形資産の償却

米国GAAPでは、耐用年数が無期限の無形資産は償却されず、毎年、又は事象若しくは状況の変化が資産の減損の可能性を示唆する場合には、それ以上の頻度で、減損テストが行われる。

スイスGAAPでは、無形資産は、妥当性が証明される場合には最長10年の耐用年数が容認されるが、最長5年間の耐用年数にわたって償却される。さらに、これらの資産に対して一年に一度以上は減損テストが行われる。

保証

米国GAAPでは、すべての保証を当初に公正価値で認識することが求められる。保証発行時に、保証人は、当初の公正価値を反映した負債を認識することが求められる。すなわち、同時に、保証の全期間にわたる将来的な保証料収益を反映させた債権が計上される。

スイスGAAPでは、未収又は前払保証手数料のみが貸借対象表上に計上される。将来的な保証手数料に関する負債及び債権は、保証発行時には計上されない。

貸付組成手数料及び費用

米国GAAPでは、公正価値オプションに基づき保有される貸付金以外の貸付金の組成に関連して直接発生し、前払いで受領した手数料を繰り延べることが求められる。

スイスGAAPでは、金利関連の構成要素とみなされる前受金又は前受手数料のみが繰り延べられる（例：プレミアム及びディスカウント）。借手から受け取る手数料のうち、約定手数料、組成手数料及びアレンジメント・フィー等サービス関連の手数料とみなされるものは、直ちに受取手数料として認識される。

特別利益及び費用

米国GAAPと異なり、スイスGAAPでは、計上される収益又は費用が営業外で非経常的なものである場合に、特定の費用も収益も特別項目として計上する。

年金及び退職後給付

米国GAAPでは、負債及び関連の年金費用は、給付債務の予測単位積増年金数理法に基づいて決定される。

スイスGAAPでは、負債及び関連の年金費用は、主にスイスGAAPの企業会計報告基準（FER）第26号に規定されている年金制度評価に基づいて決定される。年金制度の法定基準を上回る過剰積立により、将来的な経済的便益が生じる場合は年金資産が認識され、年金制度の法定基準を下回る積立不足により将来的な経済的負担が生じる場合は年金負債が認識される。

雇用主拠出準備金は、将来的な経済的便益となる場合には、資本計上しなければならない。将来的な経済的便益が発生するのは、雇用主が、雇用主拠出準備金を取り崩すことにより、年金制度への将来的な法定年次拠出金を減額することが可能な場合である。

年金費用には、スイス法で定められた必要拠出額、年金基金受託会社によって義務付けられた追加的な拠出額及び年次の年度末年金制度評価に基づいて決定される2測定日間の年金資産又は負債の価値の変動が含まれる。

廃止事業

米国GAAPでは、廃止事業の資産及び負債は、通常の連結貸借対照表項目から独立しており、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い方で測定され、廃止事業として計上される。したがって、廃止事業からの収益及び費用は、連結損益計算書の別個の項目として計上される。

スイスGAAPでは、これらの残高は、実際に処分されるまでそのまま貸借対照表の当初の項目に計上され、その項目に応じて引き続き評価される。

貸付有価証券取引における担保受入有価証券

米国GAAPでは、貸付有価証券取引における担保受入有価証券は資産として計上され、担保返還義務に相当する負債が認識される。

スイスGAAPでは、貸付有価証券取引における担保受入有価証券及び担保返還義務は貸借対照表に認識されない。

貸付契約（ローン・コミットメント）

米国GAAPでは、顧客への事前の通知なく当グループが一方的に任意の時期に取消可能なコミットメントを除き、ローン・コミットメントにはすべての融資実行契約、未使用の与信枠、リボルビング型与信枠、将来の信用保証及び当座貸越契約が含まれる。

スイスGAAPでは、6週間以内に通知を行い、当グループが一方的に任意の時期に取消可能なコミットメントを除き、ローン・コミットメントにはすべての融資実行契約、未使用の与信枠、リボルビング型与信枠、将来の信用保証及び当座貸越契約が含まれる。

[次へ](#)

B クレディ・スイス・グループAG単独財務書類

(1) 損益計算書

科目	期別 参照 注記	12月31日に終了した事業年度			
		2019年		2018年	
		(百万スイス・ フラン)	(百万円)	(百万スイス・ フラン)	(百万円)
収益					
参加持分からの配当金収益		30	3,361	19	2,128
その他の金融収益	3	1,440	161,309	1,132	126,807
その他の収益	4	206	23,076	147	16,467
収益合計		1,676	187,746	1,298	145,402
金融費用	5	1,445	161,869	1,172	131,287
報酬費用	6	103	11,538	57	6,385
その他の費用	7	106	11,874	104	11,650
非流動資産に係る償却、減価 償却及び減損損失		9	1,008	0	0
営業費用合計		1,663	186,289	1,333	149,323
税引前純利益/(損失)		13	1,456	(35)	(3,921)
法人税等		17	1,904	16	1,792
当期純利益/(損失)		(4)	(448)	(51)	(5,713)

(2) 貸借対照表

科目	期別	参照 注記	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
			(百万スイス・ フラン)	(百万円)	(百万スイス・ フラン)	(百万円)
資産						
現金及び現金等価物			79	8,850	822	92,080
その他の短期債権		8	253	28,341	258	28,901
デリバティブ金融商品			0	0	89	9,970
未収収益及び前払費用		9	593	66,428	482	53,994
流動資産合計			925	103,619	1,651	184,945
金融投資		10	31,848	3,567,613	23,906	2,677,950
参加持分		11	52,090	5,835,122	52,117	5,838,146
長期資産合計			83,938	9,402,735	76,023	8,516,096
資産合計			84,863	9,506,353	77,674	8,701,041
負債及び株主持分						
短期利付負債		12	2,331	261,119	1,482	166,014
その他の短期負債			46	5,153	6	672
未払費用及び繰延収益		13	672	75,277	530	59,371
短期負債合計			3,049	341,549	2,018	226,056
長期利付負債		14	35,828	4,013,453	27,591	3,090,744
引当金			311	34,838	311	34,838
長期負債合計			36,139	4,048,291	27,902	3,125,582
負債合計			39,188	4,389,840	29,920	3,351,638
株式資本		15	102	11,426	102	11,426
資本拠出準備金			25,659	2,874,321	26,321	2,948,478
その他の資本準備金			1,800	201,636	1,800	201,636
法定資本準備金			27,459	3,075,957	28,121	3,150,114
自己株式準備金		16	500	56,010	3,929	440,127
法定利益準備金			500	56,010	3,929	440,127
法定準備金及び任意準備金			10,500	1,176,210	10,500	1,176,210
利益準備金繰越額			8,538	956,427	5,160	578,023
純利益/(損失)			(4)	(448)	(51)	(5,713)
任意利益剰余金			19,034	2,132,189	15,609	1,748,520
その他の資本準備金に対する自己株式			(420)	(47,048)	(7)	(784)
任意利益剰余金に対する自己株式			(1,000)	(112,020)	-	-
自己株式		17	(1,420)	(159,068)	(7)	(784)
株主持分合計			45,675	5,116,514	47,754	5,349,403
負債及び株主持分合計			84,863	9,506,353	77,674	8,701,041

(3) 財務書類注記

1 概要及び後発事象

企業概要

クレディ・スイス・グループAGは、スイスのチューリッヒに登録事務所を有する株式会社（公開有限会社）として設立されたスイスの持株会社である。クレディ・スイス・グループAGの財務書類はスイス債務法に準拠して作成されており、スイス・フランで表示されている。事業年度は12月31日に終了する。

従業員数

当事業年度の平均従業員数（常勤換算）は、前年度と同様50人を上回ることにはなかった。

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の蔓延は、少なくとも2020年上半期の世界経済に重大な影響を与えることが見込まれており、クレディ・スイス・グループAGの業績に影響を及ぼす可能性がある。

後発事象

貸借対照表日からこれらの財務書類の発行日である2020年3月25日までに後発事象に該当するものは発生していない。

2 会計方針及び評価原則

本財務書類は、商業会計及び財務報告に関するスイス法（スイス債務法第32編）の規定に従って作成されている。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は額面価額で計上されている。

デリバティブ金融商品

貸借対照表上の表示項目に計上されるデリバティブ金融商品は、低価法で計上されている。実現利益は、その他の金融収益に計上されており、実現及び未実現損失は金融費用に認識されている。

金融投資

金融投資には貸借対照表日後の満期までの残存期間が12ヶ月超の負債証券が含まれる。これらの証券は取得原価で計上される。評価調整も減損損失も求められていない。

参加持分

参加持分は、取得価額から減損を控除した額で評価される。減損テスト上、経済的に密接に関連した参加持分に係る明確化されたサブポートフォリオに対して、ポートフォリオ評価法が適用される。減損は各貸借対照表日に又は事実及び状況により減損テストの契機となる事象が生じたことが示唆される時点において評価する。減損金額は（もしあれば）サブポートフォリオ単位で評価され、各参加持分に対し個別には評価されない。すべての他の参加持分は個別に評価される。減損損失は、帳簿価額が参加持分のサブポートフォリオの公正価値を上回る場合に計上される。参加持分の公正価値が著しく回復し持続可能であると考えられる場合には、前年度の減損は、当該参加持分の帳簿価額を上限として戻し入れられることが可能である。

利付負債

短期利付負債及び長期利付負債は額面価額で計上されている。

自己株式

自社の株式は取得価額で算定され、自己株式として計上されており、株式資本合計から減額されている。自社の株式の売却による実現利益及び実現損失は、その他の金融収益又はその他の金融費用として、損益計算書で認識されている。

収益認識

収益は実現時又は未実現時に認識され、稼得される。配当金収益は当該配当が宣言された報告期間に計上される。

外国為替換算

外国通貨建ての資産及び負債は、期末の実勢為替レートでスイス・フランに換算されている。ただし、非貨幣性資産及び負債は取得時の為替レートによりスイス・フラン建てで計上されている。外貨換算の影響はすべて、その他の金融収益又はその他の金融費用で認識される。

3 その他の金融収益

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

その他の金融収益

	2019年	2018年
受取利息	1,325	942
自己株式売却益	69	21
デリバティブ金融商品に係る実現及び未実現利益	45	169
外国為替換算益	1	0
その他の金融収益	1,440	1,132

4 その他の営業収益

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

その他の営業収益

	2019年	2018年
管理手数料	98	57
商標関連手数料	62	63
参加持分売却益	23	0
保証手数料	22	26
その他	1	1
その他の営業収益	206	147

5 金融費用

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

金融費用

	2019年	2018年
支払利息 ¹	1,358	988
デリバティブ金融商品に係る実現及び未実現損失	84	172
自己株式売却損	2	11
為替換算差損	0	1
その他	1	0
金融費用	1,445	1,172

¹ 2019年及び2018年のそれぞれマイナスの支払利息14百万円スイス・フラン及び0百万円スイス・フランを含む。

6 人件費

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

人件費

	2019年	2018年
給与	38	34
変動報酬費用	55	16
その他	10	7
人件費	103	57

7 その他の営業費用

12月31日に終了した事業年度、単位：百万スイス・フラン

その他の営業費用

	2019年	2018年
ブランディング費用	62	63
その他の一般管理費	44	41
その他の営業費用	106	104

8 その他の短期債権

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

その他の短期債権

未収商標関連手数料

その他

その他の短期債権

2019年	2018年
234	223
19	35
253	258

9 未収収益及び費用

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

未収収益及び費用

未収利息収益

繰延負債発行費用

発行済債券に係る未償却ディスカウント

その他

未収収益及び費用

2019年	2018年
412	328
167	139
8	11
6	4
593	482

クレディ・スイス・グループAGでは、額面価額1.0十億米ドルの固定金利負債の金利変動リスクに対するエクスポージャーを、同額を想定元本とし、固定金利を受け取る金利スワップを用いてヘッジしている。このヘッジは、ヘッジ関係が終了するまで高い有効性を維持するものとしてみなされており、会社の貸借対照表や損益計算書には、再調達価額や評価額の変動（すなわち、公正な再調達価額の変動）は計上されていない。金利スワップに関して授受する利息は、損益計算書の、ヘッジ対象エクスポージャーに係る支払利息の調整に計上されている。

10 金融投資

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

金融投資

負債証券¹

持分証券

金融投資

2019年	2018年
31,847	23,905
1	1
31,848	23,906

¹ クレディ・スイス・エイ・ジーにより発行された債券を反映している。

11 参加持分

直接的な参加持分

会社名	所在地		通貨	名目資本 (百万)	議決権 比率(%)	株式所有 比率 (%)
キャピタル・ユニオン・バンク B.S.C. (閉鎖) (清算中)	マナーマ	バーレーン	米ドル	50.0	26	26
クレディ・スイス・エイ・ジー	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	4,399.7	100	100
クレディ・スイス・グループ・ファ イナンス (ガーンジー) リミテッド	セント・ピー ター・ポート	ガーンジー	米ドル	0.0	100	100
クレディ・スイス・グループ・ファ ンディング (ガーンジー) リミテッ ド	セント・ピー ター・ポート	ガーンジー	米ドル	0.1	100	100
クレディ・スイス・インシュラン ス・リンクド・ストラテジー Ltd.	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	0.2	100	100
クレディ・スイス・インターナショ ナル	ロンドン	英国	米ドル	11,366.2	2 ¹	2 ¹
クレディ・スイス・アイビーGmbH	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	0.0	100	100
クレディ・スイス・サービス AG	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	1.0	100	100
クレディ・スイス・トラスト AG	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	5.0	100	100
クレディ・スイス・トラスト・ホー ルディングス・リミテッド	セント・ピー ター・ポート	ガーンジー	英国ポンド	2.0	100	100
CS LP ホールディング AG	ツーク	スイス	スイス・フラン	0.1	100	100
インレスカ・リミテッド	セント・ピー ター・ポート	ガーンジー	英国ポンド	3.0	100	100
サヴォイ・ホテル・パウアー・エ ン・ビル AG	チューリッヒ	スイス	スイス・フラン	7.5	88	88

¹ 98%は他のグループ企業が保有している。

間接的な参加持分

主な間接的な参加持分の詳細については、VIクレディ・スイス・グループ連結財務書類の注記40「重要な子会社及び持分法適用投資」を参照のこと。

12 短期利付負債

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2019年	2018年
短期利付負債		
銀行からの預り金	2,287	1,364
受取現金担保（担保金）	44	118
短期利付負債	2,331	1,482

13 未払費用及び繰延収益

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2019年	2018年
未払費用及び繰延収益		
未払利息費用	415	332
取得した負債証券に係る繰延手数料	161	130
未払人件費及びその他の営業費用に関する未払費用	87	56
負債証券に係る未償却ディスカウント	8	11
その他	1	1
未払費用及び繰延収益	672	530

14 長期利付負債

12月31日現在						2019年	2018年
通貨	想定元本 (百万)	金利	発行日	初回繰上償還日	満期日	帳簿価額 (百万スイ ス・フラン)	帳簿価額 (百万スイ ス・フラン)
ティア1 適格ハイ・トリガー・キャピタル証券							
米ドル	1,500	7.125% ¹	2017年1月30日	2022年7月29日	無期限	1,454	1,479
米ドル	2,000	7.500% ¹	2018年7月16日	2023年7月17日	無期限	1,938	1,973
スイス・フラン	200	3.875% ¹	2017年3月22日	2023年9月22日	無期限	200	200
シンガポール・ド ル	750	5.625% ¹	2019年6月6日	2024年6月6日	無制限	540	-
スイス・フラン	300	3.500% ¹	2018年9月4日	2024年9月4日	無期限	300	300
米ドル	1,500	7.250% ¹	2018年9月12日	2025年9月12日	無期限	1,454	1,479
スイス・フラン	525	3.000% ¹	2019年9月11日	2025年11月11日	無制限	525	-
米ドル	1,750	6.375% ¹	2019年8月21日	2026年8月21日	無制限	1,696	-
ティア1 適格ロー・トリガー・キャピタル証券							
米ドル	2,250	7.500% ¹	2013年12月11日	2023年12月11日	無期限	2,180	2,219
米ドル	2,500	6.250% ¹	2014年6月18日	2024年12月18日	無期限	2,423	2,466
無担保上位社債							
米ドル	60	3ヶ月物米ドル LIBOR +0.55% ²	2017年10月6日	2021年10月6日	2022年10月6日	58	986
米ドル	1,750	3.574%	2017年1月9日	2022年1月9日	2023年1月9日	1,696	1,726
豪ドル	185	5.000% ⁵	2018年2月8日	2022年2月8日	2038年2月8日	126	123
米ドル	100	3ヶ月物米ドル LIBOR +0.55% ³	2019年4月9日	2022年4月9日	2023年4月9日	97	-
日本円	38,700	0.553% ¹	2017年10月27日	2022年10月27日	2023年10月27日	345	346
米ドル	1,000	2.997% ¹	2017年9月14日	2022年12月14日	2023年12月14日	969	986
米ドル	500	3ヶ月物米ドル LIBOR +1.2%	2017年9月14日	2022年12月14日	2023年12月14日	485	493
豪ドル	125	3.500% ¹	2018年3月8日	2023年3月8日	2024年3月8日	85	87
豪ドル	175	3ヶ月物米ドル BBSW +1.25%	2018年3月8日	2023年3月8日	2024年3月8日	119	122
米ドル	1,050	3ヶ月物米ドル LIBOR +0.80% ⁴	2019年3月8日	2023年3月8日	2024年3月8日	1,018	-
米ドル	319	4.600% ⁵	2018年3月29日	2023年3月29日	2048年3月29日	309	301
米ドル	1,250	4.207% ¹	2018年6月12日	2023年6月12日	2024年6月12日	1,211	1,233
米ドル	750	3ヶ月物米ドル LIBOR +1.24%	2018年6月12日	2023年6月12日	2024年6月12日	727	740
米ドル	152	5.000% ⁵	2018年6月29日	2023年6月29日	2048年6月29日	148	143
米ドル	200	5.000% ⁵	2018年8月31日	2023年8月31日	2048年8月31日	193	187
米ドル	105	5.350% ⁵	2018年10月26日	2023年10月26日	2048年10月26日	102	99
米ドル	105	5.400% ⁵	2018年12月27日	2023年12月27日	2048年12月27日	102	99
米ドル	120	5.350% ⁵	2019年1月30日	2024年1月30日	2049年1月30日	116	-
米ドル	120	5.350% ⁵	2019年1月30日	2024年1月30日	2049年1月30日	116	-
米ドル	100	5.300% ⁵	2019年1月30日	2024年1月30日	2049年1月30日	97	-
米ドル	130	4.700% ⁵	2019年5月29日	2024年5月29日	2049年5月29日	126	-

米ドル	130	4.500% ⁵	2019年6月27日	2024年6月27日	2049年6月27日	126	-
ユーロ	1,500	1.250% ¹	2017年7月17日	2024年7月17日	2025年7月17日	1,629	1,693
米ドル	2,000	2.593% ¹	2019年9月11日	2024年9月11日	2025年9月11日	1,938	-
英ポンド	750	2.125% ¹	2017年9月12日	2024年9月12日	2025年9月12日	954	943
ユーロ	1,500	1.000% ^{1,7}	2019年6月24日	2026年6月24日	2027年6月24日	1,629	-
日本円	8,300	0.904% ¹	2017年10月27日	2026年10月27日	2027年10月27日	74	74
米ドル	2,250	4.282%	2017年1月9日	2027年1月9日	2028年1月9日	2,180	2,219
米ドル	2,000	3.869% ¹	2018年1月12日	2028年1月12日	2029年1月12日	1,938	1,973
ユーロ	100	2.455%	2018年7月11日	2028年7月11日	2034年7月4日	109	113
ユーロ	100	1.590% ^{1,6}	2019年6月11日	2029年3月11日	2030年3月11日	109	-
ユーロ	1,000	0.650%	2019年9月10日	-	2029年9月10日	1,086	-
日本円	10,000	1.269% ¹	2017年10月27日	2032年10月27日	2033年10月27日	89	89
定期預金							
スイス・フラン						3,012	2,700
合計						35,828	27,591

¹ 初回繰上償還日以降は変動金利となる。

² 最低利率 0.55% / 最高利率 3.55%。2019年に想定元本1,000百万米ドルのうち、940百万米ドルが買い戻されている。

³ 最低利率 0.55%

⁴ 最低利率 0.80%

⁵ これらのゼロ・クーポン・シニア・コーラブル債の金利は当該債券の利回りを反映している。

⁶ 金利は2020年3月11日から1.19%となる。

⁷ 2019年7月23日に売出しが再開され、元本総額は1,000百万ユーロから1,500百万ユーロに増加した。

クレディ・スイス・グループAGが発行したティア1適格ハイ・トリガー・キャピタル証券及びティア1適格ロー・トリガー・キャピタル証券は無期限証券であり、固定又は最終償還期限は定められていない。特定の条件を充足することを条件として、これらの証券は当該証券の条件として特定されている通り、初回の繰上償還日又はその後に、発行体の任意により償還可能である。

ティア1適格ハイ・トリガー・キャピタル証券は、各商品の条件で定められている通り、特定の所与のトリガーイベントが発生した場合には、強制的にクレディ・スイス・グループAGの普通株式に転換されるか永続的にゼロまで減額される。このイベントには、当グループの連結上の普通株等Tier1比率（CET1比率）が7%を下回る場合、又はスイス金融市場監督機構（FINMA）が、（債券の）転換若しくは元本の削減が必要である、又はクレディ・スイス・グループAGが支払不能に陥る、債務不履行に陥る、負債の大半に係る支払ができなくなる、若しくは他の類似の状況を回避するために公的資金の注入が必要であると決定した場合が含まれる。クレディ・スイス・グループAGの要請を受けて、特定の状況が存在し、転換又は（元本の）減額が必要ないとFINMAが決定した場合に限り元本の減額が回避され得る。ハイ・トリガー商品は、ロー・トリガー・資本商品を含む他の資本商品に先だって損失を吸収するよう設計されている。

ティア1適格ロー・トリガー・キャピタル証券には、ライトダウン（元本の削減）事象と呼ばれる特定の所与のトリガーイベントが発生した場合に、当該債券に係る利息の計上が停止し元本金額全額が永続的にゼロまで削減される、ライトダウン（元本の削減）という特徴がある。貸借対照表の四半期末日又は中間キャピタルレポートの報告日のいずれかの時点で、当グループの連結上のCET1比率とハイ・トリガー資本比率（すなわち、ハイ・トリガー資本金額の、当グループのすべてのリスク加重資産の合計額に対する比率）の和が5.125%を下回った場合に、ライトダウン（元本の削減）事象が発生する。また、当該債券の元本の削減が必要である、又はクレディ・スイス・グループAGが支払不能に陥る、債務不履行に陥る、負債の大半に係る支払ができなくなる、若しくは他の類似の状況を回避するために特別な公的資金の注入が必要であるとFINMAが決定した場合にも、ライトダウン（元本の削減）事象が発生する。当グループの要請を受けて、特定の状況が存在し、転換又は（元本の）減額が必要ないとFINMAが判断した場合に限り、元本の減額が回避され得る。

ティア1適格ハイ・トリガー・キャピタル証券及びティア1適格ロー・トリガー・キャピタル証券に加え、クレディ・スイス・グループAGは、総損失吸収資本（TLAC）として適格な無担保上位社債を発行している。無担保上位社債には償還期限が決められており、発行体の任意により繰上償還日に償還可能である。無担保上位社債は、クレディ・スイス・グループAGの事業再編において、クレディ・スイス・グループAGの資本性金融商品の消却後や規制資本（ティア1適格ハイ・トリガー・キャピタル証券及びティア1適格ロー・トリガー・キャピタル証券を含む。）の元本の減額や株式への転換後の損失を吸収するよう整備されたペイルイン債である。ペイルイン債は、事業再編以外の目的で減額及び／又は株式への転換を行うことになる資本トリガーではないものの、クレディ・スイス・グループAGが正式に事業再編手続に入り、FINMAが事業再編計画において資本対策（すなわち、元本の減額及び／又は株式への転換）を命じた場合にはじめて損失を吸収する。

15 クレディ・スイス・グループの株式資本、条件付、転換及び授權資本

	記名式株式数	額面金額 単位：スイス・ フラン	既存の株式資本 の割合(%)	記名式株式数	額面金額 単位：スイス・ フラン
2018年12月31日現在の株式 資本				2,556,011,720	102,240,469
条件付資本					
ワラント及び転換社債					
2018年12月31日現在の資本	400,000,000	16,000,000			
2019年12月31日現在の資本	400,000,000¹	16,000,000	16		
転換資本					
2018年12月31日現在の資本	150,000,000	6,000,000			
2019年12月31日現在の資本	150,000,000²	6,000,000	6		
授權資本					
2018年12月31日現在の資本	165,118,230	6,604,729			
2019年4月26日の年次株主 総会-減少	(62,118,230)	(2,484,729)			
2019年12月31日現在の資本	103,000,000	4,120,000	4		
2019年12月31日現在の株式 資本				2,556,011,720	102,240,469

¹ 72.2百万の記名式株式は、1,500百万米ドル、7.125%のティア1 適格ハイ・トリガー・キャピタル証券のために留保されている。

² 39.0百万の記名式株式は、1,500百万米ドル、7.125%のティア1 適格ハイ・トリガー・キャピタル証券のために留保されている。

16 子会社が保有するクレディ・スイス・グループの株式

	2019年		2018年	
	株式同等物	時価 (百万スイス・ フラン)	株式同等物	時価 (百万スイス・ フラン)
期末残高				
実際の保有	4,772,328 ¹	63	5,022,410	54
保有持分(未決済債務控除後)	1,308,618	17	(1,334,536)	(14)

¹ 2019年12月31日現在の発行済株式の0.2%である。

2019年に、3,429百万円スイス・フランが自己株式準備金から利益剰余金に振替えられた。

17 自己株式の購入と売却

	売却益/(損)純額 (百万スイス・ フラン)	自己株式 (取得原価) (百万スイス・ フラン)	株式数	株式当たり平均 (スイス・フラン)
2019年				
2018年12月31日現在の残高		7	405,281	16.38
自己株式の売却 ¹	67	(503)	(42,047,920)	13.56
自己株式の購入		1,916	156,632,122	12.23
2019年の変動	67	1,413	114,584,202	
2019年12月31日の残高		1,420	114,989,483	12.35
2018年				
2017年12月31日現在の残高		12	745,253	15.64
自己株式の売却 ¹	10	(762)	(46,612,198)	16.55
自己株式の購入		757	46,272,226	16.36
2018年の変動	10	(5)	(339,972)	
2018年12月31日の残高		7	405,281	16.38

2019年：市場取引による最高値は13.65スイス・フラン（5月2日支払）であり、最安値は10.81スイス・フラン（8月15日支払）であった。

2018年：市場取引による最高値は18.63スイス・フラン（1月24日支払）であり、最安値は15.46スイス・フラン（4月4日支払）であった。

¹ 決済した株式報酬を表している。

18 重要な株主

	2019年			2018年		
	株式数 (百万株)	額面総額 (百万スイス・ フラン)	保有株式 (%)	株式数 (百万株)	額面総額 (百万スイス・ フラン)	保有株式 (%)
直接株主¹						
チェース・ノミ ニー Ltd. ²	343	14	13.43	388	16	15.19
ノートラスト・ノ ミニー Ltd. ²	163	7	6.37	149	6	5.84

¹ 報告期間の12月31日現在の当グループの株式登録簿に登録されている通り、ノミニー又はADS預託銀行として登録されている株主を含む。

² (保有持分が) 2%を超えるノミニーは、発行済株式資本の0.5%超を保有する個人株主がいないことを当該ノミニーが確認する場合、又は発行済株式資本の0.5%超を保有する受益権保有者の身元を当該ノミニーが開示する場合のみ、(ノミニーの保有する) 記名式株式は議決権を付与される。

クレディ・スイス・グループAGの株式登録簿に登録されていない株主から受け取った情報については、VIクレディ・スイス・グループ連結財務書類の注記3「事業展開、重要な株主及び後発事象」を参照のこと。

19 所有権の保持の対象となっている資産

2019年及び2018年12月31日現在、5百万円スイス・フランの現金及び現金同等物が所有権留保の対象となっていた。

20 偶発債務

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

偶発債務

	2019年	2018年
損害補償債務、保証債務及びその他偶発債務残高総額（負債計上額控除後）	22,766	24,026
うち子会社のために締結しているもの ¹	22,766	24,026

¹ 子会社が発行した無担保シニア債、2019年12月31日時点での21,785百万スイス・フラン及び2018年12月31日時点での22,165百万スイス・フランが含まれており、これはTLACとして認められている基礎となる想定元本（規制上の調整の対象となっている）の一部である。

偶発負債には債務保証、履行連動保証、第三者へのレター・オブ・コンフォートが含まれる。金額が明らかな偶発事象は上表に含まれている。ただし、一部の例では、クレディ・スイス・グループAGのエクスポージャーは金額として定められるのではなく、子会社のソルベンシーのような特定の状況に関連している。

付加価値税

当社はクレディ・スイス・グループの中のスイス付加価値税グループに属しているため、クレディ・スイス・グループ全体の付加価値税債務に対してスイス連邦税務当局に共同責任を負っている。

スイス年金制度

クレディ・スイス・グループAGの従業員は、「クレディ・スイス・グループ（シュヴァイツ）の年金基金」と呼ばれる年金制度（以下、「スイス年金制度」という。）に加入している。この制度には、クレディ・スイス・グループAGの大半のスイスの子会社に加え、クレディ・スイス・グループAGと事業や財務上の関係が深い、いくつかの企業が加入している。スイス年金制度は、信託として運営されている独立した自家保険型年金制度であり、スイス連邦法に基づく確定拠出型制度（貯蓄制度）として適格な制度である。

スイス年金制度の年次財務書類は、対象従業員全体の年金情報をもとに、スイスGAAPの企業会計報告基準（FER）第26号に準拠して作成されている。各加入企業の個別年次財務書類は作成されていない。スイス年金制度は、全加入企業が無制限に連帯責任を負うべき、複数雇用主による制度のため、当該制度の積立超過又は積立不足に伴う経済的便益は、制度が決定する配賦方法に基づき各加入企業に配賦される。

21 関連当事者との間の資産及び負債

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

	2019年	2018年
資産		
現金及び現金等価物	74	817
その他の短期債権	235	243
デリバティブ金融商品	0	89
未収収益及び前払費用	417	331 ¹
流動資産合計 - 関連当事者	726	1,480
金融投資	31,847	23,905
参加持分	52,090	52,117
長期資産合計 - 関連当事者	83,937	76,022
資産合計 - 関連当事者	84,663	77,502
負債		
短期利付負債	2,331	1,482
その他の短期負債	2	5
未払費用及び繰延収益 ²	214	170
流動負債合計 - 関連当事者	2,547	1,657
長期利付負債	3,012	2,700
長期負債合計 - 関連当事者	3,012	2,700
負債合計 - 関連当事者	5,559	4,357

資産及び負債は、別途示されているものを除き、グループ会社との間の債権債務を表している。

¹ 過年度の数値は修正再表示されている。

² 2019年12月31日及び2018年12月31日現在、それぞれ44百万スイス・フラン及び28百万スイス・フランの経営陣に対する債務が含まれている。

22 劣後資産及び劣後負債

12月31日現在、単位：百万スイス・フラン

劣後資産及び劣後負債

	2019年	2018年
劣後資産	32,259	9,292
劣後負債	12,915	10,282

損失吸収手段に関連するグループ内資金調達は、内部TLACに関する国際基準及び2020年1月1日に発効したスイス自己資本規則の新条項126bに準拠している。これに準拠することにより、クレディ・スイス・エイ・ジーがクレディ・スイス・グループAGに発行したベイルイン債は2019年に恒久的に劣後された。2019年12月31日現在、これらの発行済新規劣後債の帳簿価額は20.3十億スイス・フランであった。

23 株式保有状況

業務執行役員会の株式保有状況

「業務執行役員会による個人別の保有状況及び繰延株式報酬の価値」の表は、業務執行役員会の各メンバー及びその近親者、並びに彼らが支配権を有する会社による株式保有状況と、2019年12月31日及び2018年12月31日現在で業務執行役員会のメンバーが保有している権利未確定の株式報酬の価値を表している。

業務執行役員会による個人別の保有状況及び繰延株式報酬の価値

	保有株式数 ¹	権利未確定の株式 報酬数 ²	保有株式及び 権利未確定の株式 報酬数	付与日の 権利未確定の株式 報酬の価値 ³ (スイス・フラン)	年度末現在の権利 未確定の株式報酬 の価値 (公正価値) ⁴ (スイス・フラン)
2019年12月31日					
ティージャン・ティアム	66,422	1,303,823	1,370,245	19,084,599	10,833,091
ロメオ・チェルッティ	323,165	458,513	781,678	6,750,770	3,820,259
ブライアン・チン	494,030	1,430,886	1,924,916	20,368,149	11,843,258
トーマス・P・ゴットシュタイン	150,214	672,361	822,575	9,574,478	5,530,279
リディ・ハドソン	26,175	295,386	321,561	3,739,373	2,832,024
デイビッド・R・メイザース	84,360	1,029,891	1,114,251	13,509,668	9,392,954
デヴィッド・ミラー	-	734,280	734,280	10,240,437	8,888,164
アントワネット・ポスチャン	123,318	139,024	262,342	1,693,270	1,302,361
ヘルマン・シトハン	264,737	1,007,352	1,272,089	14,683,925	8,198,365
ジェームス・B・ウォーカー	100,153	317,330	417,483	4,181,205	3,834,492
ララ・J・ワーナー	-	786,568	786,568	11,361,535	6,138,554
フィリップ・ベーレ	21,540	364,059	385,599	4,735,987	3,862,390
合計	1,654,114	8,539,473	10,193,587	119,923,396	76,476,192
2018年12月31日					
ティージャン・ティアム	64,302	990,706	1,055,008	16,430,736	6,923,084
ジェームス・L・アミン	426,726	1,046,190	1,472,916	17,300,812	7,049,362
ビエール-オリヴィエ・ブウェ	74,079	512,085	586,164	8,287,028	4,019,900
ロメオ・チェルッティ	269,373	389,685	659,058	6,423,655	2,734,410
ブライアン・チン	431,274	1,137,731	1,569,005	18,494,683	8,600,260
ピーター・ゴアーク	21,953	342,324	364,277	5,655,877	2,438,237
トーマス・P・ゴットシュタイン	118,976	402,042	521,018	6,752,150	2,831,436
イクバル・カーン	70,060	519,389	589,449	8,757,970	3,530,037
デイビッド・R・メイザース	84,360	793,632	877,992	13,180,647	5,973,132
ヨアヒム・エクスリン	61,092	406,852	467,944	6,771,566	2,779,441
ヘルマン・シトハン	264,737	822,060	1,086,797	13,497,946	5,857,016
ララ・J・ワーナー	2,036	469,641	471,677	7,989,249	3,102,330
合計	1,888,968	7,832,337	9,721,305	129,542,319	55,838,645

1 当初繰延報酬として付与され権利確定した株式を含む。

2 実際の業績指標の達成水準とそれに関連する権利未確定の株式数は業績期間が終了するまで決定できないことから、3年間の業績期間の終了時に達していない報酬に対する最大の機会に基づいて算定されたLTI報酬から生じる権利未確定の株式を含んでいる。3年間の業績期間が終了したLTI報酬については、権利未確定の株式数は業績指標水準の達成度に基づき獲得した実際の株式数を反映している。

3 付与時の株価を乗じた権利未確定の株式報酬数に基づき算定されている。

4 権利未確定のLTI機会を含む。3年間の業績期間が終了したLTI報酬については、当該価額は権利確定した株式の実数に基づいている。3年間の業績期間が終了していないLTI機会については、付与時の公正価値で計上した株式数に年度末の株価を乗じて算定されている。

取締役会による株式の保有状況

取締役会の各メンバー及びその近親者、並びに彼らが支配権を有する会社による株式の保有状況は下表に開示されている。2019年12月31日及び2018年12月31日現在、未行使オプションを有する取締役会のメンバーはいなかった。

取締役会の個人別の株式の保有状況

12月31日現在	2019年	2018年
株式数¹		
ウルス・ローナー	298,416	268,250
アイリス・ボーネット	74,916	61,311
クリスティアン・ゲラストッド ²	51,716	-
アンドレアス・ゴットシュリング	51,391	19,210
アレクサンダー・ガット	51,455	37,707
マイケル・クライン	22,369	6,713
シャン・リー ²	7,178	-
セライナ・マシア	63,432	49,827
カイ・S・ナルゴルワラ	324,088	299,872
アナ・ポーラ・ペソア	24,758	7,672
ホアキン・J・リベイロ	53,253	37,705
セヴェリン・シュワン	145,505	129,957
ジョン・タイナー	278,188	244,317
合計	1,446,665	1,162,541³

¹ 最長4年間の譲渡制限付のグループ株式を含み、近親者の保有株式も含む。

² クリスティアン・ゲラストッド氏とシャン・リー氏は2019年度の年次株主総会で新たに選任された。

³ 2019年4月26日の取締役会で再任されなかったアンドレアス・クープマン氏が保有していた131,231株及び2019年2月28日付で取締役役を退任したアレクサンドル・ツェラーが保有していた79,763株を除いている。

付与された株式

2019年12月31日に終了した年度	株式数	株式の価値 (百万スイス・フラン)
付与された株式		
取締役会	335,089	4
理事会 ¹	2,041,167	24
従業員 ²	106,275,209	1,192

株式、株式報奨及び業績株式報奨、並びに業務執行役員会に対して公正価値で付与されたLTI報奨が含まれる。

¹ 2019年中に業務執行役員会に加わった個人及び業務執行役員会から退任した個人について、業務執行役員会のメンバーであった期間、及び退任者についてはそれぞれの通知期間中に関連する報奨を含む。

² クレディ・スイス・グループAGの子会社の従業員に対する株式報奨を含み、業務執行役員会に対する株式報奨を除く。

株式報奨の状況

12月31日現在

	2019年		2018年	
	株式報奨数 (百万個)	公正価値 (百万スイス・ フラン)	株式報奨数 (百万個)	公正価値 (百万スイス・ フラン)
株式報奨¹				
従業員	183	2,397	138	1,490
株式報奨合計	183	2,397	138	1,490

¹ 透明性の点から、クレディ・スイス・グループAGの子会社の従業員に付与した株式報奨も本表の開示の中で考慮されている。

利益剰余金及び資本拋出の処分案

利益剰余金処分案

単位：百万スイス・フラン

利益剰余金

期首残高

2019年

5,109

自己株式準備金からの振替

3,429

純利益/(損失)

(4)

期末残高

8,534

2019事業年度につき、記名式株式あたり0.1388スイス・フランの分配案¹

(339)

繰越額

8,195

¹ 2019年12月31日現在の記名式株式（自社が保有する自己株式控除後）は2,441,022,237株であり、分配可能な記名式株式数は記名式株式の新規発行及び自己株式の変動により変化する可能性がある。

資本拋出準備金からの分配案

単位：百万スイス・フラン

資本拋出準備金

期首残高

2019年

26,321

2018事業年度の資本分配

(662)

期末残高

25,659

2019事業年度につき、記名式株式あたり0.1388スイス・フランの分配案¹

(339)

分配後残高

25,320

この配当金はスイスの源泉徴収税の課税対象とはならず、スイスに居住する個人の投資家が個人的な投資として株式を所有している場合、所得税の課税対象にもならない。

¹ 2019年12月31日現在の記名式株式（自社が保有する自己株式控除後）は2,441,022,237株であり、分配可能な記名式株式数は記名式株式の新規発行及び自己株式の変動により変化する可能性がある。

[次へ](#)

統制及び手続

開示に係る統制及び手続の評価

当グループは、1934年証券取引所法（以下、「証券取引所法」という。）ルール13(a)から15(a)に基づき、当グループの最高経営責任者（以下、「CEO」という。）及び最高財務責任者（以下、「CFO」という。）の監督と関与のもとで、本報告書が対象とする期間の末日現在の開示に係る統制及び手続の整備状況と運用状況の評価を行った。人為ミス、統制や手続の回避又は無効化などが起こり得ることにより、統制及び手続のシステムの有効性には固有の限界がある。従って、統制や手続が有効であっても、その統制目標の達成に関しては合理的な保証しか与えることはできない。

CEO及びCFOは、2019年12月31日現在、証券取引所法に基づいて提出される報告書の中に開示が求められている情報が、要請されているとおりに、また要請されている時点で記録され、処理され、要約され、報告されるよう確実にするために、当グループの開示に係る統制及び手続がすべての重要な点において有効であると結論付けた。

財務報告に係る内部統制に関する経営者報告書

当グループの経営者には、財務報告に係る十分な内部統制を整備し維持する責任がある。当グループの財務報告に係る内部統制は、米国会計基準に準拠した外部報告目的の財務報告の信頼性及び財務書類の作成に関し、合理的な保証を与えることを目的として整備されるプロセスである。固有の限界により、財務報告に係る内部統制は虚偽表示を防止又は発見することができない可能性がある。また、将来の期間に対する有効性の評価の予測は、状況の変化により統制が不十分なものになるリスクや、方針又は手続への遵守の程度が低下する可能性があるというリスクにさらされている。

経営者は、トレッドウェイ委員会組織委員会（COSO）が2013年に公表した「内部統制－統合的枠組み」の中に定められている要件を用いて、2019年12月31日現在の当グループの財務報告に係る内部統制の評価と判定を行った。

そのレビュー及び評価に基づき、CEO及びCFOを含む経営者は、当グループの財務報告に係る内部統制が2019年12月31日現在有効であると結論付けている。

当グループの独立監査人であるケーピーエムジーAGは、後述の報告書の中で、2019年12月31日現在の当グループの財務報告に係る内部統制の有効性に対して無限定適正意見を表明している。

財務報告に係る内部統制の変更

本報告書が対象としている期間中には、当グループの財務報告に係る内部統制に重要な影響を与えた、又は重要な影響を与える可能性が相当に高いと考えられる、当グループの財務報告に係る内部統制の変更はなかった。

[次へ](#)

独立登録監査法人による報告書

クレディ・スイス・グループAG、株主及び取締役会御中

財務報告に係る内部統制に対する意見

私たちは、2019年12月31日現在のクレディ・スイス・グループAG及び子会社（以下、「当グループ」という。）の財務報告に係る内部統制について、トレッドウェイ委員会組織委員会が公表した「内部統制—統合的枠組み - 2013年」に定められている規準に基づいて監査を実施した。私たちの意見では、当グループは、トレッドウェイ委員会組織委員会が公表した「内部統制—統合的枠組み - 2013年」に定められている規準に準拠して、2019年12月31日現在、すべての重要な点において、財務報告に係る有効な内部統制を維持していると認める。

私たちは、公開会社会計監視委員会（米国）（以下、「PCAOB」という。）の基準に準拠して、2019年12月31日及び2018年12月31日現在の当グループの連結貸借対照表、2019年12月31日に終了した事業年度までの3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書、並びに関連注記（以下、総称して「連結財務書類」という。）の監査を実施し、2020年3月25日付の私たちの報告書には、これらの連結財務書類に関する無限定適正意見が表明されている。

意見の基礎

当グループの取締役会と経営者には、財務報告に係る有効な内部統制を維持する責任があり、当グループの経営者には、添付の財務報告に係る内部統制に関する経営者報告書に含まれている、財務報告に係る内部統制の有効性の評価に関する責任がある。私たちの責任は、私たちの監査に基づいて当グループの財務報告に係る内部統制に対して意見を表明することにある。私たちはPCAOBの登録監査法人であり、米国連邦証券法に加え、証券取引委員会及びPCAOBの該当規則及び規定に準拠して当グループから独立していることが求められる。

私たちは、PCAOBの基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、全ての重要な点において、財務報告に係る内部統制が有効に維持されているかどうかについて合理的な保証を得るために、私たちが監査を計画し、実施することを要求している。財務報告に係る内部統制に関する私たちの監査には、財務報告に関する内部統制に対する理解、重要な不備が存在するリスクの評価及び評価したリスクに基づく内部統制の整備及び運用状況の有効性についての検証及び評価が含まれている。私たちの監査には、その状況下において必要であると判断した他の手続の実施も含まれる。私たちは、私たちの得た監査証拠が意見表明のための適切な基礎を提供していると考えている。

財務報告に係る内部統制の定義及び限界

企業の財務報告に係る内部統制は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して、外部報告向けの財務報告及び財務書類の作成の信頼性に関し、合理的な保証を提供するよう設計されたプロセスである。企業の財務報告に係る内部統制には、（1）企業の資産の取引及び処分を合理的な詳細さで正確かつ適正に反映した記録の維持に関連した方針及び手続、（2）一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠した財務書類の作成が行えるよう必要に応じ取引が記録されており、企業による受領又は支出が当該企業の経営者及び取締役の承認に基づいてのみ行われているという合理的な保証を提供するための方針及び手続、並びに（3）財務書類に重要な影響を及ぼし得る企業の資産が未承認で取得、利用又は処分されることを防止又は適時に発見することに関して合理的な保証を提供するための方針及び手続が含まれている。

固有の限界により、財務報告に係る内部統制は、虚偽表示を防止又は発見できない可能性がある。また、将来期間に対する有効性の評価の予測は、当該統制が状況の変化により不十分なものとなるリスク、又は方針若しくは手続に関する遵守の程度が悪化するリスクにさらされている。

ケーピーエムジーAG

(署名)

ニコラス・エドモンド

公認会計士

担当監査人

(署名)

ショーン・ケンドリガン

公認会計士

グローバル監査パートナー

チューリッヒ市、スイス

2020年3月25日

[次へ](#)

Consolidated financial statements

Consolidated statements of operations

in	Note	2019	2018	2017
Consolidated statements of operations (CHF million)				
Interest and dividend income	5	20,184	19,613	17,097
Interest expense	5	(13,167)	(12,604)	(10,500)
Net interest income	5	7,017	7,009	6,557
Commissions and fees	6	11,158	11,890	11,817
Trading revenues	7	1,739	624	1,317
Other revenues	8	2,570	1,397	1,209
Net revenues		22,484	20,920	20,900
Provision for credit losses	9	324	245	210
Compensation and benefits	10	10,036	9,620	10,367
General and administrative expenses	11	6,128	5,798	6,645
Commission expenses		1,276	1,269	1,430
Restructuring expenses	12	–	626	455
Total other operating expenses		7,404	7,683	8,530
Total operating expenses		17,440	17,303	18,897
Income before taxes		4,720	3,372	1,793
Income tax expense	28	1,295	1,361	2,741
Net income/(loss)		3,425	2,011	(948)
Net income/(loss) attributable to noncontrolling interests		6	(13)	35
Net income/(loss) attributable to shareholders		3,419	2,024	(983)
Earnings/(loss) per share (CHF)				
Basic earnings/(loss) per share	13	1.35	0.79	(0.41)
Diluted earnings/(loss) per share	13	1.32	0.77	(0.41)

Consolidated statements of comprehensive income

in	2019	2018	2017
Comprehensive income/(loss) (CHF million)			
Net income/(loss)	3,425	2,011	(948)
Gains/(losses) on cash flow hedges	100	(10)	(27)
Foreign currency translation	(1,025)	(325)	(1,031)
Unrealized gains/(losses) on securities	20	(17)	(13)
Actuarial gains/(losses)	326	(391)	695
Net prior service credit/(cost)	217	(135)	(121)
Gains/(losses) on liabilities related to credit risk	(1,860)	1,654	(1,976)
Other comprehensive income/(loss), net of tax	(2,222)	776	(2,473)
Comprehensive income/(loss)	1,203	2,787	(3,421)
Comprehensive income/(loss) attributable to noncontrolling interests	8	(15)	28
Comprehensive income/(loss) attributable to shareholders	1,195	2,802	(3,449)

The accompanying notes to the consolidated financial statements are an integral part of these statements.

Consolidated balance sheets

end of	Note	2019	2018
Assets (CHF million)			
Cash and due from banks		101,879	100,047
of which reported at fair value		356	115
of which reported from consolidated VIEs		138	173
Interest-bearing deposits with banks		741	1,142
Central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	15	106,997	117,095
of which reported at fair value		85,556	81,818
Securities received as collateral, at fair value		40,219	41,696
of which encumbered		22,521	25,711
Trading assets, at fair value	16	153,797	133,635
of which encumbered		46,650	32,452
of which reported from consolidated VIEs		2,788	3,048
Investment securities	17	1,006	1,479
of which reported at fair value		1,006	1,479
Other investments	18	5,666	4,890
of which reported at fair value		3,550	2,434
of which reported from consolidated VIEs		1,412	1,505
Net loans	19	296,779	287,581
of which reported at fair value		12,662	14,873
of which encumbered		293	230
of which reported from consolidated VIEs		649	387
allowance for loan losses		(946)	(902)
Goodwill	20	4,663	4,766
Other intangible assets	21	291	219
of which reported at fair value		244	163
Brokerage receivables		35,648	38,907
Other assets	22	39,609	37,459
of which reported at fair value		10,402	7,263
of which encumbered		217	279
of which reported from consolidated VIEs		1,694	2,049
Total assets		787,295	768,916

The accompanying notes to the consolidated financial statements are an integral part of these statements.

Consolidated balance sheets (continued)

end of	Note	2019	2018
Liabilities and equity (CHF million)			
Due to banks	24	16,744	15,220
of which reported at fair value		322	406
Customer deposits	24	383,783	363,925
of which reported at fair value		3,339	3,292
Central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	15	27,533	24,623
of which reported at fair value		10,715	14,828
Obligation to return securities received as collateral, at fair value		40,219	41,696
Trading liabilities, at fair value	16	38,186	42,169
of which reported from consolidated VIEs		8	3
Short-term borrowings		28,385	21,926
of which reported at fair value		11,333	8,068
of which reported from consolidated VIEs		4,885	5,465
Long-term debt	25	152,005	154,308
of which reported at fair value		70,331	63,935
of which reported from consolidated VIEs		1,671	1,764
Brokerage payables		25,683	30,923
Other liabilities	22	31,043	30,107
of which reported at fair value		7,891	9,001
of which reported from consolidated VIEs		297	277
Total liabilities		743,581	724,897
Common shares		102	102
Additional paid-in capital		34,661	34,889
Retained earnings		30,634	26,973
Treasury shares, at cost		(1,484)	(61)
Accumulated other comprehensive income/(loss)	26	(20,269)	(17,961)
Total shareholders' equity		43,644	43,922
Noncontrolling interests		70	97
Total equity		43,714	44,019
Total liabilities and equity		787,295	768,916

end of	Note	2019	2018
Additional share information			
Par value (CHF)		0.04	0.04
Authorized shares [†]		3,209,011,720	3,271,129,950
Common shares issued	26	2,556,011,720	2,556,011,720
Treasury shares	26	(119,761,811)	(5,427,691)
Shares outstanding	26	2,436,249,909	2,550,584,029

[†] Includes issued shares and unissued shares (conditional, conversion and authorized capital).

The accompanying notes to the consolidated financial statements are an integral part of these statements.

Consolidated statements of changes in equity

	Attributable to shareholders							Total equity
	Common shares	Additional paid-in capital	Retained earnings	Treasury shares, at cost	AOI	Total shareholders' equity	Non-controlling interests	
2019 (CHF million)								
Balance at beginning of period	102	34,889	26,973	(61)	(17,981)	43,922	97	44,019
Purchase of subsidiary shares from non-controlling interests, not changing ownership ^{1, 2}	–	–	–	–	–	–	(103)	(103)
Sale of subsidiary shares to noncontrolling interests, not changing ownership ²	–	–	–	–	–	–	74	74
Net income/(loss)	–	–	3,419	–	–	3,419	6	3,425
Cumulative effect of accounting changes, net of tax	–	–	242	–	(64)	178	–	178
Total other comprehensive income/(loss), net of tax	–	–	–	–	(2,224)	(2,224)	2	(2,222)
Sale of treasury shares	–	11	–	9,613	–	9,624	–	9,624
Repurchase of treasury shares	–	–	–	(11,536)	–	(11,536)	–	(11,536)
Share-based compensation, net of tax	–	334	–	500	–	834	–	834
Financial instruments indexed to own shares ³	–	122	–	–	–	122	–	122
Dividends paid	–	(695) ⁴	–	–	–	(695)	(1)	(696)
Changes in scope of consolidation, net	–	–	–	–	–	–	(5)	(5)
Balance at end of period	102	34,661	30,634	(1,484)	(20,269)	43,644	70	43,714
2018 (CHF million)								
Balance at beginning of period	102	35,668	24,973	(103)	(18,738)	41,902	287	42,189
Purchase of subsidiary shares from non-controlling interests, not changing ownership	–	–	–	–	–	–	(69)	(69)
Sale of subsidiary shares to noncontrolling interests, changing ownership	–	2	–	–	–	2	(2)	–
Sale of subsidiary shares to noncontrolling interests, not changing ownership	–	–	–	–	–	–	30	30
Net income/(loss)	–	–	2,024	–	–	2,024	(13)	2,011
Cumulative effect of accounting changes, net of tax	–	–	(24)	–	(21)	(45)	–	(45)
Total other comprehensive income/(loss), net of tax	–	–	–	–	778	778	(2)	776
Sale of treasury shares	–	(26)	–	11,721	–	11,693	–	11,693
Repurchase of treasury shares	–	–	–	(12,441)	–	(12,441)	–	(12,441)
Share-based compensation, net of tax	–	(120)	–	762	–	642	–	642
Financial instruments indexed to own shares	–	28	–	–	–	28	–	28
Dividends paid	–	(661)	–	–	–	(661)	(5)	(666)
Changes in scope of consolidation, net	–	–	–	–	–	–	(129)	(129)
Balance at end of period	102	34,889	26,973	(61)	(17,981)	43,922	97	44,019

¹ Distributions to owners in funds include the return of original capital invested and any related dividends.

² Transactions with and without ownership changes related to fund activity are all displayed under "not changing ownership".

³ Includes certain call options the Group purchased on its own shares to economically hedge share-based compensation awards. In accordance with US GAAP, these call options were designated as equity instruments and, as such, were initially recognized in shareholders' equity at their fair values and not subsequently remeasured.

⁴ Paid out of capital contribution reserves.

The accompanying notes to the consolidated financial statements are an integral part of these statements.

Consolidated statements of changes in equity (continued)

	Attributable to shareholders						Non-controlling interests	Total equity
	Common shares	Additional paid-in capital	Retained earnings	Treasury shares, at cost	AOCI	Total shareholders' equity		
2017 (CHF million)								
Balance at beginning of period	84	32,131	25,954	0	(16,272)	41,897	414	42,311
Purchase of subsidiary shares from non-controlling interests, not changing ownership	-	-	-	-	-	-	(163)	(163)
Sale of subsidiary shares to noncontrolling interests, not changing ownership	-	-	-	-	-	-	65	65
Net income/(loss)	-	-	(983)	-	-	(983)	35	(948)
Cumulative effect of accounting changes, net of tax	-	-	2	-	-	2	-	2
Total other comprehensive income/(loss), net of tax	-	-	-	-	(2,466)	(2,466)	(7)	(2,473)
Issuance of common shares	18	5,195	-	-	-	5,213	-	5,213
Sale of treasury shares	-	1	-	12,033	-	12,034	-	12,034
Repurchase of treasury shares	-	-	-	(12,757)	-	(12,757)	-	(12,757)
Share-based compensation, net of tax	-	36	-	621	-	657	-	657
Financial instruments indexed to own shares	-	19	-	-	-	19	-	19
Dividends paid	-	(1,546)	-	-	-	(1,546)	(4)	(1,550)
Changes in scope of consolidation	-	-	-	-	-	-	(41)	(41)
Other	-	(166)	-	-	-	(166)	(12)	(180)
Balance at end of period	102	35,668	24,973	(103)	(18,738)	41,902	287	42,189

The accompanying notes to the consolidated financial statements are an integral part of these statements.

Consolidated statements of cash flows

in	2019	2018	2017
Operating activities (CHF million)			
Net income/(loss)	3,425	2,011	(948)
Adjustments to reconcile net income/(loss) to net cash provided by/(used in) operating activities (CHF million)			
Impairment, depreciation and amortization	1,275	936	894
Provision for credit losses	324	245	210
Deferred tax provision/(benefit)	589	800	2,238
Valuation adjustments relating to long-term debt	10,221	(4,743)	1,910
Share of net income/(loss) from equity method investments	(79)	(111)	(153)
Trading assets and liabilities, net	(27,892)	25,536	4,672
(Increase)/decrease in other assets	2,808	3,453	(15,597)
Increase/(decrease) in other liabilities	(6,615)	(14,294)	(1,931)
Other, net	(2,480)	(950)	183
Total adjustments	(21,849)	10,672	(7,574)
Net cash provided by/(used in) operating activities	(18,424)	12,883	(8,522)
Investing activities (CHF million)			
(Increase)/decrease in interest-bearing deposits with banks	411	(427)	40
(Increase)/decrease in central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	8,386	(1,372)	14,286
Purchase of investment securities	(557)	(683)	(96)
Proceeds from sale of investment securities	6	255	14
Maturities of investment securities	1,007	567	318
Investments in subsidiaries and other investments	(285)	(547)	(1,094)
Proceeds from sale of other investments	1,158	1,772	1,970
(Increase)/decrease in loans	(15,344)	(12,500)	(13,674)
Proceeds from sales of loans	4,612	5,980	9,938
Capital expenditures for premises and equipment and other intangible assets	(1,293)	(1,095)	(1,068)
Proceeds from sale of premises and equipment and other intangible assets	30	30	1
Other, net	543	342	65
Net cash provided by/(used in) investing activities	(1,326)	(7,678)	10,710

The accompanying notes to the consolidated financial statements are an integral part of these statements.

Consolidated statements of cash flows (continued)

in	2019	2018	2017
Financing activities (CHF million)			
Increase/(decrease) in due to banks and customer deposits	24,853	1,808	3,423
Increase/(decrease) in short-term borrowings	6,919	(2,990)	5,018
Increase/(decrease) in central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	3,381	(2,052)	(5,251)
Issuances of long-term debt	34,963	33,172	43,556
Repayments of long-term debt	(46,290)	(43,851)	(62,554)
Issuances of common shares	0	0	4,253
Sale of treasury shares	9,624	11,693	12,034
Repurchase of treasury shares	(11,536)	(12,441)	(12,757)
Dividends paid	(696)	(666)	(590)
Other, net	971	344	161
Net cash provided by/(used in) financing activities	22,189	(14,983)	(12,707)
Effect of exchange rate changes on cash and due from banks (CHF million)			
Effect of exchange rate changes on cash and due from banks	(607)	10	(827)
Net increase/(decrease) in cash and due from banks (CHF million)			
Net increase/(decrease) in cash and due from banks	1,832	(9,768)	(11,346)
Cash and due from banks at beginning of period [†]	100,047	109,815	121,161
Cash and due from banks at end of period [†]	101,879	100,047	109,815

[†] Includes restricted cash.

Supplemental cash flow information

in	2019	2018	2017
Cash paid for income taxes and interest (CHF million)			
Cash paid for income taxes	729	678	540
Cash paid for interest	13,115	12,772	9,961
Assets and liabilities sold in business divestitures (CHF million)			
Assets sold	38	0	1,777
Liabilities sold	8	0	1,658

The accompanying notes to the consolidated financial statements are an integral part of these statements.

Notes to the consolidated financial statements

1 Summary of significant accounting policies

The accompanying consolidated financial statements of Credit Suisse Group AG (the Group) are prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the US (US GAAP) and are stated in Swiss francs (CHF). The financial year for the Group ends on December 31. Certain reclassifications have been made to the prior year's consolidated financial statements to conform to the current presentation which had no impact on net income/(loss) or total shareholders' equity.

In preparing the consolidated financial statements, management is required to make estimates and assumptions including, but not limited to, the fair value measurements of certain financial assets and liabilities, the allowance for loan losses, the evaluation of variable interest entities (VIEs), the impairment of assets other than loans, recognition of deferred tax assets, tax uncertainties, pension liabilities and various contingencies. These estimates and assumptions affect the reported amounts of assets and liabilities and the disclosure of contingent assets and liabilities as of the dates of the consolidated balance sheets and the reported amounts of revenues and expenses during the reporting period. While management evaluates its estimates and assumptions on an ongoing basis, actual results could differ materially from management's estimates. Market conditions may increase the risk and complexity of the judgments applied in these estimates.

Principles of consolidation

The consolidated financial statements include the financial statements of the Group and its subsidiaries. The Group's subsidiaries are entities in which it holds, directly or indirectly, more than 50% of the voting rights or where it exercises control. The Group consolidates limited partnerships in cases where it is the general partner and the limited partners do not have either substantive kick out rights and/or substantive participating rights or is a limited partner with substantive rights to kick out the general partner or dissolve the partnership and participate in significant decisions made in the ordinary course of business. The Group also consolidates VIEs if the Group is the primary beneficiary in accordance with Accounting Standards Codification (ASC) Topic 810 – Consolidation. The effects of material intercompany transactions and balances have been eliminated.

Where a Group subsidiary is a separate legal entity and determined to be an investment company as defined by ASC Topic 946 – Financial Services – Investment Companies, interests in other entities held by this Group subsidiary are not consolidated and are carried at fair value.

Group entities that qualify as broker-dealer entities as defined by ASC Topic 940 – Financial Services – Brokers and Dealers do not consolidate investments in voting interest entities that would otherwise qualify for consolidation when the investment is held on a temporary basis for trading purposes. In addition, subsidiaries that are strategic components of a broker-dealer's operations are consolidated regardless of holding intent.

Foreign currency translation

Transactions denominated in currencies other than the functional currency of the related entity are recorded by remeasuring them in the functional currency of the related entity using the foreign exchange rate on the date of the transaction. As of the dates of the consolidated balance sheets, monetary assets and liabilities, such as receivables and payables, are reported using the year-end spot foreign exchange rates. Foreign exchange rate differences are recorded in the consolidated statements of operations. Non-monetary assets and liabilities are recorded using the historic exchange rate.

For the purpose of consolidation, the assets and liabilities of Group companies with functional currencies other than the Swiss franc are translated into Swiss franc equivalents using year-end spot foreign exchange rates, whereas revenues and expenses are translated at weighted average foreign exchange rates for the period. Translation adjustments arising from consolidation are included in accumulated other comprehensive income/(loss) (AOCI) within total shareholders' equity. Cumulative translation adjustments are released from AOCI and recorded in the consolidated statements of operations when the Group disposes and loses control of a consolidated foreign subsidiary.

Fair value measurement and option

The fair value measurement guidance establishes a single authoritative definition of fair value and sets out a framework for measuring fair value. The fair value option creates an alternative measurement treatment for certain financial assets and financial liabilities. The fair value option can be elected at initial recognition of the eligible item or at the date when the Group enters into an agreement which gives rise to an eligible item (e.g., a firm commitment or a written loan commitment). If not elected at initial recognition, the fair value option can be applied to an item upon certain triggering events that give rise to a new basis of accounting for that item. The application of the fair value option to a financial asset or a financial liability does not change its classification on the face of the balance sheet and the election is irrevocable. Changes in fair value resulting from the election are recorded in trading revenues.

→ Refer to "Fair value option" in Note 35 – Financial instruments for further information.

Cash and due from banks

Cash and due from banks consists of currency on hand, demand deposits with banks or other financial institutions and cash equivalents. Cash equivalents are defined as short-term, highly liquid instruments with original maturities of three months or less, which are held for cash management purposes.

Reverse repurchase and repurchase agreements

Purchases of securities under agreements to resell (reverse repurchase agreements) and securities sold under agreements to repurchase substantially identical securities (repurchase agreements) do not constitute economic sales and are therefore treated as collateralized financing transactions, which are carried in the consolidated balance sheet at the amount of cash disbursed or received, respectively. Reverse repurchase agreements are recorded as collateralized assets while repurchase agreements are recorded as liabilities, with the underlying securities sold continuing to be recognized in trading assets or investment securities. The fair value of securities to be repurchased and resold is monitored on a daily basis, and additional collateral is obtained as needed to protect against credit exposure.

Assets and liabilities recorded under these agreements are accounted for on one of two bases, the accrual basis or the fair value basis. Under the accrual basis, interest earned on reverse repurchase agreements and interest incurred on repurchase agreements are reported in interest and dividend income and interest expense, respectively. The fair value basis of accounting may be elected pursuant to ASC Topic 825 – Financial Instruments, and any resulting change in fair value is reported in trading revenues. Accrued interest income and expense are recorded in the same manner as under the accrual method. The Group has elected the fair value basis of accounting on selected agreements.

Reverse repurchase and repurchase agreements are netted if they are with the same counterparty, have the same maturity date, settle through the same clearing institution that meets certain criteria and a right of offset exists under an enforceable master netting agreement or a central counterparty's clearing rules.

Securities lending and borrowing transactions

Securities borrowed and securities loaned that are cash-collateralized are included in the consolidated balance sheets at amounts equal to the cash advanced or received. If securities received in a securities lending and borrowing transaction as collateral may be sold or repledged, they are recorded as securities received as collateral in the consolidated balance sheet and a corresponding liability to return the security is recorded. Securities lending transactions against non-cash collateral in which the Group has the right to resell or repledge the collateral received are recorded at the fair value of the collateral initially received. For securities lending transactions, the Group receives cash or securities collateral in an amount generally in excess of the market value of securities lent. The Group monitors the fair value of securities borrowed and loaned on a daily basis with additional collateral obtained as necessary.

Fees and interest received or paid are recorded in interest and dividend income and interest expense, respectively, on an accrual basis. If the fair value basis of accounting is elected, any resulting change in fair value is reported in trading revenues. Accrued

interest income and expense are recorded in the same manner as under the accrual method.

Transfers of financial assets

The Group transfers various financial assets, which may result in the sale of these assets to special purpose entities (SPEs), which in turn issue securities to investors. The Group values its beneficial interests at fair value using quoted market prices, if such positions are traded on an active exchange or financial models that incorporate observable and unobservable inputs.

→ Refer to "Note 34 – Transfers of financial assets and variable interest entities" for further information on the Group's transfer activities.

Trading assets and liabilities

Trading assets and liabilities include debt securities, marketable equity instruments, derivative instruments, certain loans held in broker-dealer entities, commodities and precious metals. Items included in the trading portfolio are carried at fair value and classified as held for trading purposes based on management's intent. Regular-way security transactions are recorded on a trade-date basis. Unrealized and realized gains and losses on trading positions are recorded in trading revenues.

Derivatives

Freestanding derivative contracts are carried at fair value in the consolidated balance sheets regardless of whether these instruments are held for trading or risk management purposes. Commitments to originate mortgage loans that will be held for sale are considered derivatives for accounting purposes. When derivative features embedded in certain contracts that meet the definition of a derivative are not considered clearly and closely related to the host contract, either the embedded feature is accounted for separately at fair value or the entire contract, including the embedded feature, is accounted for at fair value. In both cases, changes in fair value are recorded in the consolidated statements of operations. If separated for measurement purposes, the derivative is recorded in the same line item in the consolidated balance sheets as the host contract.

Derivatives classified as trading assets and liabilities include those held for trading purposes and those used for risk management purposes that do not qualify for hedge accounting. Derivatives held for trading purposes arise from proprietary trading activity and from customer-based activity. Realized gains and losses, changes in unrealized gains and losses and interest flows are included in trading revenues. Derivative contracts designated and qualifying as fair value hedges, cash flow hedges or net investment hedges are reported as other assets or other liabilities.

The fair value of exchange-traded derivatives is typically derived from observable market prices and/or observable market parameters. Fair values for over-the-counter (OTC) derivatives are determined on the basis of proprietary models using various input parameters. Derivative contracts are recorded on a net basis per

counterparty where a right to offset exists under an enforceable master netting agreement or a central counterparty's clearing rules. Where no such rights exist, fair values are recorded on a gross basis.

Where hedge accounting is applied, the Group formally documents all relationships between hedging instruments and hedged items, including the risk management objectives and strategy for undertaking hedge transactions. At inception of a hedge and on an ongoing basis, the hedge relationship is formally assessed to determine whether the derivatives that are used in hedging transactions are highly effective in offsetting changes in fair values or cash flows of hedged items attributable to the hedged risk. The Group discontinues hedge accounting prospectively in the following circumstances:

- (i) the derivative is no longer effective in offsetting changes in the fair value or cash flows of a hedged item (including forecasted transactions);
- (ii) the derivative expires or is sold, terminated or exercised;
- (iii) the derivative is no longer designated as a hedging instrument because it is unlikely that the forecasted transaction will occur; or
- (iv) the designation of the derivative as a hedging instrument is otherwise no longer appropriate.

For derivatives that are designated and qualify as fair value hedges, the carrying value of the underlying hedged items is adjusted to fair value for the risk being hedged. Changes in the fair value of these derivatives are recorded in the same line item of the consolidated statements of operations as the change in fair value of the risk being hedged for the hedged assets or liabilities.

When the Group discontinues fair value hedge accounting because it determines that the derivative no longer qualifies as an effective hedge, the derivative will continue to be carried in the consolidated balance sheets at its fair value, and the hedged asset or liability will no longer be adjusted for changes in fair value attributable to the hedged risk. Interest-related fair value adjustments made to the underlying hedged items will be amortized to the consolidated statements of operations over the remaining life of the hedged item. Any unamortized interest-related fair value adjustment is recorded in the consolidated statements of operations upon sale or extinguishment of the hedged asset or liability, respectively. Any other fair value hedge adjustments remain part of the carrying amount of the hedged asset or liability and are recognized in the consolidated statements of operations upon disposition of the hedged item as part of the gain or loss on disposition.

For hedges of the variability of cash flows from forecasted transactions and floating rate assets or liabilities, the change in the fair value of a designated derivative is recorded in AOCI. These amounts are reclassified into the line item in the consolidated statements of operations in which the hedged item is recorded when the variable cash flow from the hedged item impacts earnings (for example, when periodic settlements on a variable rate

asset or liability are recorded in the consolidated statements of operations or when the hedged item is disposed of).

When hedge accounting is discontinued on a cash flow hedge, the net gain or loss will remain in AOCI and be reclassified into the consolidated statements of operations in the same period or periods during which the formerly hedged transaction is reported in the consolidated statements of operations. When the Group discontinues hedge accounting because it is probable that a forecasted transaction will not occur within the specified date or period plus two months, the derivative will continue to be carried in the consolidated balance sheets at its fair value, and gains and losses that were previously recorded in AOCI will be recognized immediately in the consolidated statements of operations.

For hedges of a net investment in a foreign operation, the change in the fair value of the hedging derivative is recorded in AOCI. The Group uses the forward method of determining effectiveness for net investment hedges, which results in the time value portion of a foreign currency forward being reported in AOCI.

Investment securities

Investment securities include debt securities classified as held-to-maturity and debt securities classified as available-for-sale. Regular-way security transactions are recorded on a trade-date basis.

Debt securities where the Group has the positive intent and ability to hold such securities to maturity are classified as such and are carried at amortized cost, net of any unamortized premium or discount.

Debt securities classified as available-for-sale are carried at fair value. Unrealized gains and losses, which represent the difference between fair value and amortized cost, are recorded in AOCI. Amounts reported in AOCI are net of income taxes.

Amortization of premiums or discounts is recorded in interest and dividend income using the effective yield method through the maturity date of the security.

Recognition of an impairment on debt securities is recorded in the consolidated statements of operations if a decline in fair value below amortized cost is considered other-than-temporary, that is, amounts due according to the contractual terms of the security are not considered collectible, typically due to deterioration in the creditworthiness of the issuer. No impairment is recorded in connection with declines resulting from changes in interest rates to the extent the Group does not intend to sell the investments, nor is it more likely than not that the Group will be required to sell the investments before the recovery of their amortized cost bases, which may be maturity.

Recognition of an impairment for debt securities establishes a new cost basis, which is not adjusted for subsequent recoveries.

Unrealized losses on available-for-sale securities are recognized in the consolidated statements of operations when a decision has been made to sell a security.

Other investments

Other investments include equity method investments, equity securities without a readily determinable fair value, such as hedge funds, private equity securities and certain investments in non-marketable mutual funds for which the Group has neither significant influence nor control over the investee, and real estate held-for-investment.

Equity method investments are investments for which the Group has the ability to significantly influence the operating and financial policies. Significant influence is typically characterized by ownership of 20% to 50% of the voting stock or in-substance common stock of a corporation or 5% or more of limited partnership interests. Equity method investments are accounted for under the equity method of accounting or the fair value option. Under the equity method of accounting, the Group's proportionate share of the profit or loss, and any impairment on the investee, if applicable, is reported in other revenues. Under the fair value option, changes in fair value are reported in other revenues. The Group has elected the fair value basis of accounting on some of its equity method investments.

Equity securities without a readily determinable fair value are carried at fair value, net asset value practical expedient to estimate fair value or at cost less impairment, adjusted for observable price changes (measurement alternative). Memberships in exchanges are reported at cost, less impairment. Equity securities without a readily determinable fair value held by the Group's subsidiaries that are determined to be investment companies as defined by ASC Topic 946 – Financial Services – Investment Companies are carried at fair value, with changes in fair value recorded in other revenues.

Equity method investments and equity securities without a readily determinable fair value held by subsidiaries that are within the scope of ASC Topic 940 – Financial Services – Brokers and Dealers are measured at fair value and reported in trading assets when the intent of the broker-dealer entity is to hold the asset temporarily for trading purposes. Changes in fair value are reported in trading revenues. Equity securities without a readily determinable fair value include investments in entities that regularly calculate net asset value per share or its equivalent, with changes in fair value recorded in other revenue.

Real estate held-for-investment purposes is carried at cost less accumulated depreciation and is depreciated over its estimated useful life, generally 40 to 67 years. Land that is classified as real estate held-for-investment purposes is carried at historical cost and is not depreciated. Real estate held-for-investment purposes is tested for impairment annually, or more frequently, if events or changes in circumstances indicate that the carrying amount may not be recoverable. For real estate held-for-investment purposes,

the fair values were measured based on either discounted cash flow analyses or external market appraisals. Recognition of an impairment on such assets establishes a new cost base, which is not adjusted for subsequent recoveries in value.

Loans

Loans held-to-maturity

Loans which the Group intends to hold until maturity are carried at outstanding principal balances plus accrued interest, net of the following items: unamortized premiums, discounts on purchased loans, deferred loan origination fees and direct loan origination costs on originated loans. Interest income is accrued on the unpaid principal balance and net deferred premiums/discounts and fees/costs are amortized as an adjustment to the loan yield over the term of the related loans.

In accordance with Group policies, impaired loans include non-performing loans, non-interest-earning loans, restructured loans and potential problem loans.

→ Refer to "Note 19 – Loans, allowance for loan losses and credit quality" for further information.

Allowance for loan losses on loans held-to-maturity

The allowance for loan losses is composed of the following components: probable credit losses inherent in the portfolio and those losses specifically identified. Changes in the allowance for loan losses are recorded in the consolidated statements of operations in provision for credit losses and in interest income (for provisions on past due interest).

The Group evaluates many factors when estimating the allowance for loan losses, including the volatility of default probabilities, rating changes, the magnitude of potential loss, internal risk ratings, and geographic, industry and other economic factors. The component of the allowance representing probable losses inherent in the portfolio is for loans not specifically identified as impaired and that, on a portfolio basis, are considered to contain probable inherent loss. The estimate of this component of the allowance for the consumer loans portfolio involves applying historical and current default probabilities, historical recovery experience and related current assumptions to homogenous loans based on internal risk rating and product type. To estimate this component of the allowance for the corporate & institutional loans portfolio, the Group segregates loans by risk, industry or country rating. Excluded from this estimate process are consumer and corporate & institutional loans that have been specifically identified as impaired or are held at fair value. For lending-related commitments, a provision for losses is estimated based on historical loss and recovery experience and recorded in other liabilities. Changes in the estimate of losses for lending-related commitments are recorded in the consolidated statements of operations in provision for credit losses.

The estimate of the component of the allowance for specifically identified credit losses on impaired loans is based on a regular and detailed analysis of each loan in the portfolio considering

collateral and counterparty risk. The Group considers a loan impaired when, based on current information and events, it is probable that the Group will be unable to collect the amounts due according to the contractual terms of the loan agreement. For non-collateral-dependent impaired loans, an impairment is measured using the present value of estimated future cash flows, except that as a practical expedient an impairment may be measured based on a loan's observable market price. For collateral-dependent impaired loans, an impairment is measured using the fair value of the collateral.

A loan is classified as non-performing no later than when the contractual payments of principal and/or interest are more than 90 days past due except for subprime residential loans which are classified as non-performing no later than when the contractual payments of principal and/or interest are more than 120 days past due. The additional 30 days ensure that these loans are not incorrectly assessed as non-performing during the time when servicing of them typically is being transferred. However, management may determine that a loan should be classified as non-performing notwithstanding that contractual payments of principal and/or interest are less than 90 days past due or, in the case of subprime residential loans, 120 days past due. For non-performing loans, a provision is recorded in an amount equal to any accrued but unpaid interest at the date the loan is classified as non-performing, resulting in a charge to the consolidated statements of operations. In addition, the Group continues to add accrued interest receivable to the loan's balance for collection purposes; however, a provision is recorded resulting in no interest income recognition. Thereafter, the outstanding principal balance is evaluated at least annually for collectability and a provision is established as necessary.

A loan can be further downgraded to non-interest-earning when the collection of interest is considered so doubtful that further accrual of interest is deemed inappropriate. At that time, and on at least a quarterly basis thereafter depending on various risk factors, the outstanding principal balance, net of provisions previously recorded, is evaluated for collectability and additional provisions are established as required.

Generally, non-performing loans and non-interest-earning loans may be restored to performing status only when delinquent principal and interest are brought up to date in accordance with the terms of the loan agreement and when certain performance criteria are met.

Interest collected on non-performing loans and non-interest-earning loans is accounted for using the cash basis or the cost recovery method or a combination of both.

Loans that were modified in a troubled debt restructuring are reported as restructured loans. Generally, a restructured loan would have been considered impaired and an associated allowance for loan losses would have been established prior to the restructuring. Loans modified in a troubled debt restructuring are reported as restructured loans to the end of the reporting year

in which the loan was modified or for as long as an allowance for loan losses based on the terms specified by the restructuring agreement is associated with the restructured loan or an interest concession made at the time of the restructuring exists. In making the determination of whether an interest rate concession has been made, market interest rates for loans with comparable risk to borrowers of the same credit quality are considered. Loans that have been restructured in a troubled debt restructuring and are performing according to the new terms continue to accrue interest. Loan restructurings may include the receipt of assets in satisfaction of the loan, the modification of loan terms (e.g., reduction of interest rates, extension of maturity dates at a stated interest rate lower than the current market rate for new loans with similar risk, or reduction in principal amounts and/or accrued interest balances) or a combination of both.

Potential problem loans are impaired loans where contractual payments have been received according to schedule, but where doubt exists as to the collection of future contractual payments. Potential problem loans are evaluated for impairment on an individual basis and an allowance for loan losses is established as necessary. Potential problem loans continue to accrue interest.

The amortization of net loan fees or costs on impaired loans is generally discontinued during the periods in which matured and unpaid interest or principal is outstanding. On settlement of a loan, if the loan balance is not collected in full, an allowance is established for the uncollected amount, if necessary, and the loan is then written off, net of any deferred loan fees and costs.

Write-off of a loan occurs when it is considered certain that there is no possibility of recovering the outstanding principal. Recoveries of loans previously written off are recorded based on the cash or estimated fair value of other assets received.

→ Refer to "Impaired loans" in Note 19 – Loans, allowance for loan losses and credit quality for further information on the write-off of a loan and related accounting policies.

Loans held-for-sale

Loans, which the Group intends to sell in the foreseeable future, are considered held-for-sale and are carried at the lower of amortized cost or market value determined on either an individual method basis, or in the aggregate for pools of similar loans if sold or securitized as a pool. Loans held-for-sale are included in other assets. Revaluation losses incurred at the transfer into the held-for-sale category are generally recorded as credit losses. Gains and losses on loans held-for-sale subsequent to the transfer into the held-for-sale category are recorded in other revenues.

Purchased impaired loans

Purchased loans for which it is probable at acquisition that all contractually required payments will not be received are recorded at their net purchase price and no allowances are carried over. The excess of the estimated cash flows to be collected over the amount paid is accreted into interest income over the estimated recovery period when reasonable estimates can be made about the timing and amount of recovery. The Group does not consider

such loans to be impaired at the time of acquisition. Such loans are deemed impaired only if the Group's estimate of cash to be received decreases below the estimate at the time of acquisition. Increases in the estimated expected recovery are recorded as a reversal of allowances, if any, and then recognized as an adjustment of the effective yield of the loan.

Loans held at fair value under the fair value option

Loans and loan commitments for which the fair value option is elected are reported at fair value with changes in fair value reported in trading revenues. The application of the fair value option does not change the loan's classification. Loan commitments carried at fair value are recorded in other assets or other liabilities, respectively.

Goodwill and other intangible assets

Goodwill arises on the acquisition of subsidiaries and equity method investments. It is measured as the excess of the fair value of the consideration transferred, the fair value of any non-controlling interest in the acquiree and the fair value of any previously held equity interest in the acquired subsidiary, over the net of the acquisition-date fair values of the identifiable assets acquired and the liabilities assumed. Goodwill is not amortized; instead it is tested for impairment annually, or more frequently if events or changes in circumstances indicate that goodwill may be impaired. Goodwill is allocated to the Group's reporting units for the purposes of the impairment test.

Other intangible assets may be acquired individually or as part of a group of assets assumed in a business combination. Other intangible assets include but are not limited to: patents, licenses, copyrights, trademarks, branch networks, mortgage servicing rights, customer base and deposit relationships. Acquired intangible assets are initially measured at the amount of cash disbursed or the fair value of other assets distributed. Other intangible assets that have a finite useful life are amortized over that period. Other intangible assets acquired after January 1, 2002 that are determined to have an indefinite useful life are not amortized; instead they are tested for impairment annually, or more frequently if events or changes in circumstances indicate that the indefinite intangible asset may be impaired. Mortgage servicing rights are included in non-amortizing other intangible assets and are carried at fair value, with changes in fair value recognized through earnings in the period in which they occur. Mortgage servicing rights represent the right to perform specified mortgage servicing activities on behalf of third parties. Mortgage servicing rights are either purchased from third parties or retained upon sale of acquired or originated loans.

Recognition of an impairment on non-financial assets

The Group evaluates premises, equipment, right-of-use (ROU) assets and finite intangible assets for impairment at least annually and whenever events or changes in circumstances indicate that the carrying amount may not be recoverable. Where the carrying

amount of an asset exceeds the recoverable amount, the asset is considered impaired and an impairment is recorded in general and administrative expenses. Recognition of an impairment on such assets establishes a new cost base, which is not adjusted for subsequent recoveries in value.

Income taxes

Deferred tax assets and liabilities are recorded for the expected future tax consequences of temporary differences between the carrying amounts of assets and liabilities at the dates of the consolidated balance sheets and their respective tax bases. Deferred tax assets and liabilities are computed using currently enacted tax rates and are recorded in other assets and other liabilities, respectively. Income tax expense or benefit is recorded in income tax expense/(benefit), except to the extent the tax effect relates to transactions recorded directly in total shareholders' equity. Deferred tax assets are reduced by a valuation allowance, if necessary, to the amount that management believes will more likely than not be realized. Deferred tax assets and liabilities are adjusted for the effect of changes in tax laws and rates in the period in which changes are approved by the relevant authority. Deferred tax assets and liabilities are presented on a net basis for the same tax-paying component within the same tax jurisdiction.

The Group follows the guidance in ASC Topic 740 – Income Taxes, which sets out a consistent framework to determine the appropriate level of tax reserves to maintain for uncertain tax positions. The Group determines whether it is more likely than not that an income tax position will be sustained upon examination based on the technical merits of the position. Sustainable income tax positions are then measured to determine the amount of benefit eligible for recognition in the consolidated financial statements. Each such sustainable income tax position is measured at the largest amount of benefit that is more likely than not to be realized upon ultimate settlement.

Brokerage receivables and brokerage payables

The Group recognizes receivables and payables from transactions in financial instruments purchased from and sold to customers, banks and broker-dealers. The Group is exposed to risk of loss resulting from the inability of counterparties to pay for or deliver financial instruments purchased or sold, in which case the Group would have to sell or purchase, respectively, these financial instruments at prevailing market prices. To the extent an exchange or clearing organization acts as counterparty to a transaction, credit risk is generally considered to be limited. The Group establishes credit limits for each customer and requires them to maintain margin collateral in compliance with applicable regulatory and internal guidelines. In order to conduct trades with an exchange or a third-party bank, the Group is required to maintain a margin. This is usually in the form of cash and deposited in a separate margin account with the exchange or broker. If available information indicates that it is probable that a brokerage receivable is impaired, an allowance is established. Write-offs of brokerage receivables occur if the outstanding amounts are considered uncollectible.

Premises and equipment

Premises and equipment (including equipment under operating leases where the Group is the lessor), with the exception of land, are carried at cost less accumulated depreciation.

Buildings are depreciated on a straight-line basis over their estimated useful lives, generally 40 to 67 years, and building improvements are depreciated on a straight-line basis over their estimated useful lives, generally not exceeding five to ten years. Land is carried at historical cost and is not depreciated. Leasehold improvements, such as alterations and improvements to rented premises, are depreciated on a straight-line basis over the shorter of the lease term or estimated useful life, which generally does not exceed ten years. Equipment, such as computers, machinery, furnishings, vehicles and other tangible non-financial assets, is depreciated using the straight-line method over its estimated useful lives, generally three to ten years. Certain leasehold improvements and equipment, such as data center power generators, may have estimated useful lives greater than ten years.

The Group capitalizes costs relating to the acquisition, installation and development of software with a measurable economic benefit, but only if such costs are identifiable and can be reliably measured. The Group depreciates capitalized software costs on a straight-line basis over the estimated useful life of the software, generally not exceeding seven years, taking into consideration the effects of obsolescence, technology, competition and other economic factors.

Leases

For lessee arrangements, the Group recognizes lease liabilities, which are reported as other liabilities or long-term debt, and right-of-use assets, which are reported as other assets. Lease liabilities are recognized at the lease commencement date based on the present value of lease payments over the lease term. Right-of-use assets are initially measured based on the lease liability, adjusted for any initial direct costs, any lease payments made prior to lease commencement and for any lease incentives.

→ Refer to "Note 22 – Other assets and other liabilities", "Note 23 – Leases" and "Note 25 – Long-term debt" for further information.

Options that permit the Group to extend or terminate a lease are only included in the measurement of right-of-use assets and lease liabilities when it is reasonably certain that the Group would exercise the extension option or would not exercise the termination option. Lease payments, which depend on an index or a referenced rate, are considered unavoidable and are included in the lease liabilities. Other variable lease payments, as well as subsequent changes in an index or referenced rate, are excluded from the lease liabilities. The Group's incremental borrowing rate, which is used in determining the present value of lease payments, is derived from information available at the lease commencement date.

Operating lease costs, which include amortization and an interest component, are recognized over the remaining lease term on a straight-line basis. Operating and variable lease costs are recognized in general and administrative expenses. Right-of-use assets are subject to the same impairment guidance as property and equipment.

For sales-type and direct financing leases under lessor arrangements, which are classified as loans, the Group de-recognizes the underlying assets and recognizes a net investment in the lease. The net investment in the lease is calculated as the lease receivable plus the unguaranteed portion of the estimated residual value. The lease receivable is initially measured at the present value of the sum of the future lease payments receivable over the lease term and any portion of the estimated residual value at the end of the lease term that is guaranteed by either the lessee or an unrelated third party. Lease terms may include options that permit the lessee to extend or renew these leases. Such options are only included in the measurement of lease receivables for sales-type and direct financing leases when it is reasonably certain that the lessee would exercise these options. Subsequently, unearned income is amortized to interest income over the lease term using the effective interest method.

→ Refer to "Note 19 – Loans, allowance for loan losses and credit quality" and "Note 23 – Leases" for further information.

For operating leases under lessor arrangements, the Group continues to recognize the underlying asset and depreciates the asset over its estimated useful life. Lease income is recognized in other income on a straight-line basis over the lease term.

Customer deposits

Customer deposits represent funds held from customers (both retail and commercial) and banks and consist of interest-bearing demand deposits, savings deposits and time deposits. Interest is accrued based on the contractual provisions of the deposit contract.

Long-term debt

Total long-term debt is composed of debt issuances which do not contain derivative features (vanilla debt), as well as hybrid debt instruments with embedded derivatives, which are issued as part of the Group's structured product activities. Long-term debt includes both Swiss franc and foreign currency denominated fixed and variable rate bonds.

The Group actively manages interest rate risk and foreign currency risk on vanilla debt through the use of derivative contracts, primarily interest rate and currency swaps. In particular, fixed rate debt is hedged with receive-fixed, pay-floating interest rate swaps. The Group elected to fair value this fixed rate debt upon implementation of the fair value option on January 1, 2007, with changes in fair value recognized as a component of trading revenues, except for changes in fair value attributed to own credit

risk, which, since 2016, are recorded in other comprehensive income, net of tax, and recycled to trading revenue when the debt is de-recognized. The Group did not elect to apply the fair value option to fixed-rate debt issued by the Group since January 1, 2008 and instead applies hedge accounting per the guidance of ASC Topic 815 – Derivatives and Hedging.

For capital management purposes, the Group issues hybrid capital instruments in the form of low- and high-trigger tier 1 and tier 2 capital notes, with a write-off or contingent share conversion feature. Typically, these instruments have an embedded derivative that is bifurcated for accounting purposes. The embedded derivative is measured separately and changes in fair value are recorded in trading revenue. The host contract is generally accounted for under the amortized cost method unless the fair value option has been elected and the entire instrument is carried at fair value.

The Group's long-term debt also includes various equity-linked and other indexed instruments with embedded derivative features, for which payments and redemption values are linked to commodities, stocks, indices, currencies or other assets. The Group elected to account for substantially all of these instruments at fair value. Changes in the fair value of these instruments are recognized as a component of trading revenues, except for changes in fair value attributed to own credit risk, which is recorded in other comprehensive income (OCI), net of tax, and recycled to trading revenue when the debt is de-recognized.

Guarantees

In cases where the Group acts as a guarantor, the Group recognizes in other liabilities, at the inception of a guarantee, a liability for the fair value of the obligations undertaken in issuing such a guarantee, including its ongoing obligation to perform over the term of the guarantee in the event that certain events or conditions occur.

Pension and other post-retirement benefits

Credit Suisse sponsors a number of post-employment benefit plans for its employees worldwide, which include defined benefit pension plans and other post-employment benefits. The major plans are located in Switzerland, the UK and the US.

The Group uses the projected unit credit actuarial method to determine the present value of its projected benefit obligations (PBO) and the current and past service costs or credits related to its defined benefit and other post-retirement benefit plans. The measurement date used to perform the actuarial valuation is December 31 and is performed by independent qualified actuaries.

Certain key assumptions are used in performing the actuarial valuations. These assumptions must be made concerning the future events that will determine the amount and timing of the benefit payments and thus require significant judgment and estimates by Group management. This includes making assumptions with regard to discount rates, salary increases, interest rate on savings balances, expected long-term rate of return on plan assets and mortality (future life expectancy).

The assumed discount rates reflect the rates at which the pension benefits could be effectively settled. These rates are determined based on yield curves, constructed from high-quality corporate bonds currently available and observable in the market and are expected to be available during the period to maturity of the pension benefits. In countries where there is no deep market in high-quality corporate bonds with longer durations, the best available market information, including governmental bond yields and risk premiums, is used to construct the yield curve.

Salary increases are determined by reviewing historical practice and external market data as well as considering internal projections.

The interest rate on savings balances is applicable only to the Credit Suisse Swiss pension plan (Swiss pension plan). The Board of Trustees of the Swiss pension plan sets the interest rate to be applied on the accumulated savings balance on an annual basis. Credit Suisse estimates the future interest rate on savings balances, taking into consideration actions and rates approved by the Board of Trustees of the Swiss pension plan and expected future changes in the interest rate environment based on the yield curve used for the discount rate.

The expected long-term rate of return on plan assets is determined on a plan-by-plan basis, taking into account asset allocation, historical rate of return, benchmark indices for similar-type pension plan assets, long-term expectations of future returns and investment strategy.

Mortality assumptions are based on standard mortality tables and standard models and methodologies for projecting future improvements to mortality as developed and published by external independent actuarial societies and actuarial organizations.

Health care cost trend rates are determined by reviewing external data and the Group's own historical trends for health care costs.

The funded status of the Group's defined benefit post-retirement and pension plans is recognized in the consolidated balance sheets.

Actuarial gains and losses in excess of 10% of the greater of the PBO or the market value of plan assets and unrecognized prior service costs or credits are amortized to net periodic pension and other post-retirement benefit costs on a straight-line basis over the average remaining service life of active employees expected to receive benefits.

The Group records pension expense for defined contribution plans when the employee renders service to the company, essentially coinciding with the cash contributions to the plans.

Share-based compensation

For all share-based awards granted to employees, compensation expense is measured at grant date or modification date based on the fair value of the number of awards for which the requisite service is expected to be rendered and is recognized in the

consolidated statements of operations over the required service period.

The incremental tax effects of the difference between the compensation expense recorded in the US GAAP accounts and the tax deduction received, are recorded in the income statement at the point in time the deduction for tax purposes is recorded.

Compensation expense for share-based awards that vest in their entirety at the end of the vesting period (cliff vesting) and awards that vest in annual installments (graded vesting), which only contain a service condition that affects vesting, is recognized on a straight-line basis over the service period for the entire award. However, if awards with graded vesting contain a performance condition, then each installment is expensed as if it were a separate award ("front-loaded" expense recognition). Furthermore, recognition of compensation expense is accelerated to the date an employee becomes eligible for retirement.

Performance share awards contain a performance condition. In the event of either a negative return on equity (ROE) of the Group or a divisional loss, any outstanding performance share awards will be subject to a reduction. The amount of compensation expense recorded includes an estimate of any expected reductions. For each reporting period after the grant date, the expected number of shares to be ultimately delivered upon vesting is reassessed and reflected as an adjustment to the cumulative compensation expense recorded in the income statement. The basis for the ROE calculation may vary from year to year, depending on the Compensation Committee's determination for the year in which the performance shares are granted.

Certain employees own equity interests in the form of carried interests in certain funds managed by the Group. Expenses recognized under these ownership interests are reflected in the consolidated statements of operations in compensation and benefits.

Own shares, own bonds and financial instruments on own shares

The Group may buy and sell own shares, own bonds and financial instruments on own shares within its normal trading and market-making activities. In addition, the Group may hold its own shares to satisfy commitments arising from employee share-based compensation awards. Own shares are recorded at cost and reported as treasury shares, resulting in a reduction to total shareholders' equity. Financial instruments on own shares are recorded as assets or liabilities or as equity when the criteria for equity classification are met. Dividends received by subsidiaries on own shares and unrealized and realized gains and losses on own shares classified in total shareholders' equity are excluded from the consolidated statements of operations.

Any holdings of bonds issued by any Group entity are eliminated in the consolidated financial statements.

Net interest income

Interest income and interest expense arising from interest-bearing assets and liabilities other than those carried at fair value or the lower of cost or market are accrued, and any related net deferred premiums, discounts, origination fees or costs are amortized as an adjustment to the yield over the life of the related asset and liability. Interest from debt securities and dividends on equity securities carried as trading assets and trading liabilities are recorded in interest and dividend income.

→ Refer to "Loans" for further information on interest on loans.

Commissions and fees

Commissions and fees include revenue from contracts with customers. The Group recognizes revenue when it satisfies a contractual performance obligation. The Group satisfies a performance obligation when control of the underlying good or services related to the performance obligation is transferred to the customer. Control is the ability to direct the use of, and obtain substantially all of the remaining benefits from, the good or service. The Group must determine whether control of a good or service is transferred over time. If so, the related revenue is recognized over time as the good or service is transferred to the customer. If not, control of the good or service is transferred at a point in time. The performance obligations are typically satisfied as the services in the contract are rendered. Revenue is measured based on the consideration specified in a contract with a customer, and excludes any amounts collected on behalf of third parties. The transaction price can be a fixed amount or can vary because of performance bonuses or other similar items. Variable consideration is only included in the transaction price once it is probable that a significant reversal in the amount of cumulative revenue recognized will not occur when the uncertainty associated with the amount of variable consideration is subsequently resolved. Generally, no significant judgement is required with respect to recording variable consideration.

When another party is involved in providing goods or services to a customer, the Group must determine whether the nature of its promise is a performance obligation to provide the specified goods or services itself (that is, the Group is a principal) or to arrange for those goods or services to be provided by the other party (that is, the Group is an agent). The Group determines whether it is a principal or an agent for each specified good or service promised to the customer. Gross presentation (revenue on the revenue line and expense on the expense line) is appropriate when the Group acts as principal in a transaction. Conversely, net presentation (revenue and expenses reported net) is appropriate when the Group acts as an agent in the transaction.

Transaction-related expenses are expensed as incurred. Underwriting expenses are deferred and recognized along with the underwriting revenue.

→ Refer to "Note 14 – Revenue from contracts with customers" for further information.

2 Recently issued accounting standards

Recently adopted accounting standards

ASC Topic 220 – Income Statements – Reporting Comprehensive Income

In January 2018, the Financial Accounting Standards Board (FASB) issued Accounting Standards Update (ASU) 2018-02, "Reclassification of Certain Tax Effects from Accumulated Other Comprehensive Income" (ASU 2018-02), an update to ASC Topic 220 – Income Statement – Reporting Comprehensive Income. The amendments in ASU 2018-02 allowed a reclassification from AOCI to retained earnings for the stranded tax effects resulting from the US Tax Cuts and Jobs Act. ASU 2018-02 was effective for annual reporting periods and interim periods within those periods beginning after December 15, 2018. The adoption of ASU 2018-02 on January 1, 2019 resulted in a net increase in retained earnings of CHF 64 million as a result of the reclassification from AOCI to retained earnings, which was the result of the re-measurement of deferred tax assets and liabilities associated with the change in tax rates.

ASC Topic 350 – Intangibles – Goodwill and Other

In August 2018, the FASB issued ASU 2018-15, "Customer's Accounting for Implementation Costs Incurred in a Cloud Computing Arrangement That Is a Service Contract" (ASU 2018-15), an update to ASC Subtopic 350-40 – Intangibles – Goodwill and Other – Internal-Use Software. The amendments in ASU 2018-15 align the requirements for capitalizing implementation costs incurred in a hosting arrangement that is a service contract with the requirements for capitalizing implementation costs incurred to develop or obtain internal-use software. ASU 2018-15 is effective for annual reporting periods beginning after December 15, 2019, including interim periods within those annual reporting periods and can be applied either retrospectively or prospectively. Early adoption, including adoption in an interim period, was permitted. The Group elected to early adopt ASU 2018-15 prospectively on January 1, 2019. The adoption of ASU 2018-15 did not have a material impact on the Group's financial position, results of operations or cash flows.

ASC Topic 715 – Compensation – Retirement Benefits

In August 2018, the FASB issued ASU 2018-14, "Changes to the Disclosure Requirements for Defined Benefit Plans" (ASU 2018-14), an update to ASC Topic 715 – Compensation – Retirement Benefits – Defined Benefit Plans – General (Subtopic 715-20): Disclosure Framework. ASU 2018-14 modifies the disclosure framework to improve disclosure requirements for employers that sponsor defined benefit pension or other post-retirement plans. ASU 2018-14 is effective for annual reporting periods ending after December 15, 2020, with early adoption permitted. The Group elected to early adopt ASU 2018-14 retrospectively on January 1, 2019. As these amendments relate only to disclosures, there was no impact from the adoption of ASU 2018-14 on the Group's financial position, results of operations or cash flows.

ASC Topic 815 – Derivatives and Hedging

In August 2017, the FASB issued ASU 2017-12, "Targeted Improvements to Accounting for Hedging Activities" (ASU 2017-12), an update to ASC Topic 815 – Derivatives and Hedging. ASU 2017-12 made changes to the hedge accounting model intended to facilitate financial reporting that more closely reflected an entity's risk management activities and simplified application of hedge accounting. The amendments in ASU 2017-12 provided more hedging strategies that will be eligible for hedge accounting, eased the documentation and effectiveness assessment requirements and resulted in changes to the presentation and disclosure requirements of hedge accounting activities. ASU 2017-12 was effective for annual reporting periods beginning after December 15, 2018, and for the interim periods within those annual reporting periods. The adoption of ASU 2017-12 on January 1, 2019 did not have a material impact on the Group's financial position, results of operations and cash flows.

In October 2018, the FASB issued ASU 2018-16, "Inclusion of the Secured Overnight Financing Rate (SOFR) Overnight Index Swap (OIS) Rate as a Benchmark Interest Rate for Hedge Accounting Purposes" (ASU 2018-16), an update to ASC Topic 815 – Derivatives and Hedging. ASU 2018-16 permitted the use of the OIS rate based on the SOFR as a US benchmark interest rate for hedge accounting purposes and was effective for the Group on January 1, 2019. The adoption of ASU 2018-16 on January 1, 2019 did not impact the Group's existing hedges.

ASC Topic 820 – Fair Value Measurement

In August 2018, the FASB issued ASU 2018-13, "Disclosure Framework – Changes to the Disclosure Requirements for Fair Value Measurement" (ASU 2018-13), an update to ASC Topic 820 – Fair Value Measurement. The amendments in ASU 2018-13 removed, modified and added certain disclosure requirements in ASC Topic 820, Fair Value Measurement. ASU 2018-13 is effective for annual reporting periods beginning after December 15, 2019 and for the interim periods within those annual reporting periods. Early adoption was permitted, including in an interim period, for any eliminated or modified disclosure requirements. The Group early adopted the amendments for removing disclosures and the amendments for certain modifying disclosures upon issuance of ASU 2018-13. The Group adopted the remaining amendments on January 1, 2020. As these amendments related only to disclosures, there was no impact from the adoption of ASU 2018-13 on the Group's financial position, results of operations or cash flows.

ASC Topic 842 – Leases

In February 2016, the FASB issued ASU 2016-02, "Leases" (ASU 2016-02), creating ASC Topic 842 – Leases and superseding ASC Topic 840 – Leases. ASU 2016-02 set out the principles for the recognition, measurement, presentation and disclosure of leases for both lessees and lessors. ASU 2016-02 also included disclosure requirements to provide more information about the

amount, timing and uncertainty of cash flows arising from leases. Lessor accounting was substantially unchanged compared to the previous accounting guidance. Under the previous lessee accounting model, the Group was required to distinguish between finance leases, which are recognized on the balance sheet, and operating leases, which are not. ASU 2016-02 required lessees to present a right-of-use asset and a corresponding lease liability on the balance sheet irrespective of the lease classification.

The Group adopted ASU 2016-02 and its subsequent amendments on January 1, 2019 using the modified retrospective approach, with a transition adjustment recognized in retained earnings without restating comparatives. The Group elected the use of the package of practical expedients and the practical expedient to use hindsight.

As a result of adoption, the Group recognized lease liabilities and related right-of-use assets of approximately CHF 3.5 billion and CHF 3.3 billion, respectively. In addition, the Group recognized an increase in retained earnings of approximately CHF 0.2 billion, net of tax, which included the release of previously deferred gains on sale lease-back transactions and previously unrecognized impairment losses.

Standards to be adopted in future periods

ASC Topic 326 – Financial Instruments – Credit Losses

In June 2016, the FASB issued ASU 2016-13, "Measurement of Credit Losses on Financial Instruments" (ASU 2016-13), creating ASC Topic 326 – Financial Instruments – Credit Losses. ASU 2016-13 is intended to improve financial reporting by requiring timelier recording of credit losses on financial assets measured at amortized cost basis including, but not limited to loans, net investments in leases and off-balance sheet credit exposures. ASU 2016-13 eliminates the probable initial recognition threshold under the current incurred loss methodology for recognizing credit losses. Instead, ASU 2016-13 requires the measurement of all expected credit losses for financial assets held at the reporting date over the remaining contractual life (considering the effect of prepayments) based on historical experience, current conditions and reasonable and supportable forecasts. The Group will incorporate forward-looking information and macroeconomic factors into its credit loss estimates. ASU 2016-13 requires enhanced disclosures to help investors and other financial statement users to better understand significant estimates and judgments used in estimating credit losses, as well as the credit quality and underwriting standards of an organization's portfolio.

In May 2019, the FASB issued ASU 2019-05, "Financial Instruments – Credit Losses" (ASC 2019-05), to provide targeted transition relief upon the adoption of ASU 2016-13. The amendment provides an entity with the option to irrevocably elect the fair value option on certain financial assets on transition.

As the Group is a US Securities and Exchange Commission (SEC) filer, ASU 2016-13 and its subsequent amendments are effective for annual reporting periods beginning after December 15, 2019, including interim periods within those annual reporting periods. The Group adopted ASU 2016-13 and its subsequent amendments on January 1, 2020, applying the modified retrospective approach, which resulted in a decrease in retained earnings of less than CHF 0.2 billion, with no significant impact on regulatory capital.

ASC Topic 740 – Income Taxes

In December 2019, the FASB issued ASU 2019-12, "Simplifying the Accounting for Income Taxes" (ASU 2019-12), an update to ASC Topic 740 – Income Taxes. The amendments in ASU 2019-12 eliminate certain exceptions related to the approach for intraperiod tax allocation, the methodology for calculating income taxes in an interim period and the accounting for basis differences when there are changes in foreign ownership. In addition, ASU 2019-12 includes clarification and simplification of other aspects of the accounting for income taxes. The amendments are effective for annual reporting periods beginning after December 15, 2020 and for the interim periods within those annual reporting periods. Early adoption is permitted, including in an interim period. The Group is currently evaluating the impact of the adoption of ASU 2019-12 on the Group's financial position, results of operations and cash flows.

ASC Topic 848 – Reference Rate Reform

In March 2020, the FASB issued ASU 2020-04, "Facilitation of the Effects of Reference Rate Reform on Financial Reporting" (ASU 2020-04), creating ASC Topic 848 – Reference Rate Reform. The amendments in ASU 2020-04 provide optional guidance for a limited period of time to ease the potential burden in accounting for (or recognizing the effects of) reference rate reform on financial reporting. The amendments are elective and apply to contracts, hedging relationships and other transactions that reference the London Interbank Offered Rate or another reference rate expected to be discontinued because of reference rate reform. The Group may elect to apply the amendments as of March 12, 2020 through December 31, 2022. The Group is currently evaluating the impact of the adoption of ASU 2020-04 on the Group's financial position, results of operations and cash flows.

3 Business developments, significant shareholders and subsequent events

Business developments

Credit Suisse InvestLab AG

In September 2019, the Group completed the first closing of the transfer announced in June 2019, which combined its open architecture investment fund platform, Credit Suisse InvestLab AG (InvestLab), with Allfunds Group (Allfunds). The transaction included the transfer of the InvestLab legal entity and its related employees and service agreements to Allfunds. The Group became a minority shareholder in the combined business. The subsequent transfer of the related distribution agreements is expected to be completed in the first quarter of 2020. Other revenues in 2019 included CHF 327 million from this first closing as reflected in net revenues of the Swiss Universal Bank, International Wealth Management and Asia Pacific divisions.

COVID-19

The spread of COVID-19 is expected to have a significant impact on the global economy, at least in the first half of 2020, and is likely to affect the Group's financial performance, including credit loss estimates, trading revenues, net interest income and potential goodwill assessments.

Significant shareholders

Significant shareholders registered in the share register

The following table includes significant shareholders (including nominees) with holdings in Group shares of at least 5% of the voting rights, which were registered in the share register as of December 31, 2019 and 2018, respectively.

Significant shareholders registered in the share register

	2019			2018		
	Number of shares (million)	Total nominal value (CHF million)	Shareholding (%)	Number of shares (million)	Total nominal value (CHF million)	Shareholding (%)
end of						
Direct shareholders ¹						
Chase Nominees Ltd. ²	343	14	13.43	388	16	15.19
Nortrust Nominees Ltd. ²	163	7	6.37	149	6	5.84

¹ As registered in the share register of the Group on December 31 of the reporting period; includes shareholders registered as nominees.

² Nominee holdings exceeding 2% are registered with a right to vote only if the nominee confirms that no individual shareholder holds more than 0.5% of the outstanding share capital or if the nominee discloses the identity of any beneficial owner holding more than 0.5% of the outstanding capital.

Information received from shareholders not registered in the share register

In addition to the shareholdings registered in the share register of the Group, the Group has obtained and reported to the SIX Swiss Exchange information from its shareholders in accordance with the notification requirements of the Swiss Federal Act on Financial Market Infrastructures and Market Conduct in Securities and Derivatives Trading. These shareholders may hold their shareholdings in Group shares through a nominee. The following shareholder notifications relate to registered voting rights exceeding 5% of all voting rights, which are subject to disclosure in the notes to the financial statements in accordance with the Swiss Code of Obligations.

In a disclosure notification that the Group published on November 9, 2013, the Group was notified that as of November 4, 2013, Harris Associates L.P. held 81.5 million shares, or 5.17% of the voting rights, of the registered Group shares issued as of the date of the notified transaction. No further disclosure

notification has been received from Harris Associates L.P. relating to holdings of registered Group shares since 2013. This position includes the reportable position of Harris Associates Investment Trust (4.97% of the voting rights), as published by the SIX Swiss Exchange on August 1, 2018.

In a disclosure notification that the Group published on September 6, 2018, the Group was notified that as of August 24, 2018, Qatar Holding LLC held 133.2 million shares, or 5.21% of the voting rights, of the registered Group shares issued as of the date of the notified transaction. No further disclosure notification has been received from Qatar Holding LLC relating to holdings of registered Group shares since 2018.

Subsequent event

There were no subsequent events since the balance sheet date of the consolidated financial statements.

4 Segment information

The Group is a global financial services company domiciled in Switzerland and serves its clients through three regionally focused divisions: Swiss Universal Bank, International Wealth Management and Asia Pacific. These regional businesses are supported by two other divisions specialized in investment banking capabilities: Global Markets and Investment Banking & Capital Markets. Beginning in 2019, the Strategic Resolution Unit ceased to exist as a separate division of the Group. The residual portfolio remaining as of December 31, 2018 is now managed in an Asset Resolution Unit and is separately disclosed within our Corporate Center.

The segment information reflects the Group's reportable segments and the Corporate Center, which are managed and reported on a pre-tax basis, as follows:

- The **Swiss Universal Bank** division offers comprehensive advice and a wide range of financial solutions to private, corporate and institutional clients primarily domiciled in the Group's home market Switzerland. The Private Clients business has a leading franchise in the Group's home market and serves ultra-high-net-worth individual, high-net-worth individual, affluent and retail clients. The Corporate & Institutional Clients business serves large corporate clients, small and medium-sized enterprises, institutional clients, external asset managers, financial institutions and commodity traders.
- The **International Wealth Management** division through its Private Banking business offers comprehensive advisory services and tailored investment and financing solutions to wealthy private clients and external asset managers in Europe, the Middle East, Africa and Latin America. The Asset Management business offers investment solutions and services globally to a broad range of clients, including pension funds, governments, foundations and endowments, corporations and individuals.
- In the **Asia Pacific** division, the wealth management, financing and underwriting and advisory teams work closely together to deliver integrated advisory services and solutions to target ultra-high-net-worth, entrepreneur and corporate clients. The Wealth Management & Connected business combines activities in wealth management with the financing, underwriting and advisory activities. The Markets business represents the Group's equities and fixed income sales and trading businesses, which support the wealth management activities, but also deals extensively with a broader range of institutional clients.
- The **Global Markets** division offers a broad range of financial products and services to client-driven businesses and also supports the Group's global wealth management businesses

and their clients. The suite of products and services includes global securities sales, trading and execution, prime brokerage and comprehensive investment research. Clients include financial institutions, corporations, governments, institutional investors, such as pension funds and hedge funds, and private individuals around the world.

- The **Investment Banking & Capital Markets** division offers a broad range of investment banking services to corporations, financial institutions, financial sponsors and ultra-high-net-worth individuals and sovereign clients. The range of products and services includes advisory services related to mergers and acquisitions, divestitures, takeover defense mandates, business restructurings and spin-offs. The division also engages in debt and equity underwriting of public securities offerings and private placements.

Corporate Center includes parent company operations such as Group financing, expenses for projects sponsored by the Group and certain expenses and revenues that have not been allocated to the segments. In addition, the Corporate Center includes consolidation and elimination adjustments required to eliminate inter-company revenues and expenses.

Revenue sharing and cost allocation

Responsibility for each product is allocated to a specific segment, which records all related revenues and expenses. Revenue-sharing and service level agreements govern the compensation received by one segment for generating revenue or providing services on behalf of another. These agreements are negotiated periodically by the relevant segments on a product-by-product basis. The aim of revenue-sharing and service level agreements is to reflect the pricing structure of unrelated third-party transactions.

Corporate services and business support in finance, operations, human resources, legal, compliance, risk management and IT are provided by corporate functions, and the related costs are allocated to the segments and Corporate Center based on their requirements and other relevant measures.

Funding

The Group centrally manages its funding activities. New instruments for funding and capital purposes are issued by Credit Suisse Group AG and Credit Suisse AG, the direct bank subsidiary of the Group (the Bank). The Bank lends funds to its operating subsidiaries and affiliates on both a senior and subordinated

basis, as needed, the latter typically to meet capital requirements, or as desired by management to capitalize on opportunities. Capital is distributed to the segments considering factors such as regulatory capital requirements, utilized economic capital and the historic and future potential return on capital.

Transfer pricing, using market rates, is used to record net revenues and expenses in each of the segments for this capital and funding. The Group's funds transfer pricing system is designed to allocate funding costs to its businesses in a way that incentivizes their efficient use of funding. The Group's funds transfer pricing system is an essential tool that allocates to the businesses the short-term and long-term costs of funding their balance sheet usages and off-balance sheet contingencies. The funds transfer pricing framework ensures the full funding costs allocation under normal business conditions, but it is of even greater importance in a stressed capital markets environment where raising funds is more challenging and expensive. Under this framework, the Group's businesses are also credited to the extent they provide long-term stable funding.

Net revenues and income/(loss) before taxes

in	2019	2018	2017
Net revenues (CHF million)			
Swiss Universal Bank	6,020	5,564	5,396
International Wealth Management	5,887	5,414	5,111
Asia Pacific	3,590	3,393	3,504
Global Markets	5,752	4,980	5,551
Investment Banking & Capital Markets	1,666	2,177	2,139
Strategic Resolution Unit ¹	-	(708)	(686)
Corporate Center	(431)	100	85
Net revenues	22,484	20,920	20,900
Income/(loss) before taxes (CHF million)			
Swiss Universal Bank	2,697	2,125	1,765
International Wealth Management	2,138	1,705	1,351
Asia Pacific	902	664	729
Global Markets	966	154	450
Investment Banking & Capital Markets	(162)	344	369
Strategic Resolution Unit ¹	-	(1,381)	(2,138)
Corporate Center	(1,811)	(239)	(736)
Income before taxes	4,720	3,372	1,793

¹ Beginning in 2019, the Strategic Resolution Unit ceased to exist as a separate division of the Group. The residual portfolio remaining as of December 31, 2018 is now managed in an Asset Resolution Unit and is separately disclosed within the Corporate Center.

Total assets

end of	2019	2018
Total assets (CHF million)		
Swiss Universal Bank	232,729	224,301
International Wealth Management	93,059	91,835
Asia Pacific	107,660	99,809
Global Markets	214,019	211,530
Investment Banking & Capital Markets	17,819	16,156
Strategic Resolution Unit ¹	-	20,874
Corporate Center	122,009	104,411
Total assets	787,295	768,916

¹ Beginning in 2019, the Strategic Resolution Unit ceased to exist as a separate division of the Group. The residual portfolio remaining as of December 31, 2018 is now managed in an Asset Resolution Unit and is separately disclosed within the Corporate Center.

Net revenues and income/(loss) before taxes by geographical location

in	2019	2018	2017
Net revenues (CHF million)			
Switzerland	8,434	7,646	7,775
EMEA	1,962	1,686	1,231
Americas	9,103	8,731	8,928
Asia Pacific	2,985	2,857	2,966
Net revenues	22,484	20,920	20,900
Income/(loss) before taxes (CHF million)			
Switzerland	2,985	1,924	1,736
EMEA	(1,786)	(2,082)	(2,769)
Americas	3,409	3,452	2,746
Asia Pacific	112	78	80
Income before taxes	4,720	3,372	1,793

The designation of net revenues and income/(loss) before taxes is based on the location of the office recording the transactions. This presentation does not reflect the way the Group is managed.

Total assets by geographical location

end of	2019	2018
Total assets (CHF million)		
Switzerland	242,991	234,291
EMEA	144,888	149,400
Americas	305,328	309,616
Asia Pacific	94,088	75,609
Total assets	787,295	768,916

The designation of total assets by region is based upon customer domicile.

5 Net interest income

in	2019	2018	2017
Net interest income (CHF million)			
Loans	7,179	6,770	5,979
Investment securities	9	80	47
Trading assets	7,340	7,131	6,697
Central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	2,926	2,856	2,515
Other	2,730	2,776	1,619
Interest and dividend income	20,184	19,613	17,057
Deposits	(3,055)	(2,267)	(1,354)
Short-term borrowings	(409)	(359)	(166)
Trading liabilities	(3,513)	(3,453)	(3,542)
Central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	(1,668)	(1,877)	(1,284)
Long-term debt	(3,412)	(3,816)	(3,722)
Other	(1,110)	(812)	(432)
Interest expense	(13,167)	(12,604)	(10,500)
Net interest income	7,017	7,009	6,557

6 Commissions and fees

in	2019	2018	2017
Commissions and fees (CHF million)			
Lending business	1,687	1,931	1,839
Investment and portfolio management	3,438	3,582	3,494
Other securities business	63	48	46
Fiduciary business	3,501	3,630	3,540
Underwriting	1,564	1,718	1,806
Brokerage	2,893	2,813	3,004
Underwriting and brokerage	4,457	4,531	4,810
Other services	1,513	1,798	1,628
Commissions and fees	11,158	11,890	11,617

7 Trading revenues

in	2019	2018	2017
Trading revenues (CHF million)			
Interest rate products	96	757	3,228
Foreign exchange products	668	367	1,989
Equity/index-related products	1,071	(307)	(2,888)
Credit products	(513)	(97)	(1,096)
Commodity and energy products	144	102	86
Other products	273	(198)	(2)
Trading revenues	1,739	624	1,317

Represents revenues on a product basis which are not representative of business results within segments, as segment results utilize financial instruments across various product types.

Trading revenues include revenues from trading financial assets and liabilities as follows:

- Equities;
- Commodities;
- Listed and OTC derivatives;
- Derivatives linked to funds of hedge funds and providing financing facilities to funds of hedge funds;
- Market making in the government bond and associated OTC derivative swap markets;
- Domestic, corporate and sovereign debt, convertible and non-convertible preferred stock and short-term securities such as floating rate notes and commercial paper (CP);
- Market making and positioning in foreign exchange products;
- Credit derivatives on investment grade and high yield credits;
- Trading and securitizing all forms of securities that are based on underlying pools of assets; and
- Life settlement contracts.

Trading revenues also include changes in the fair value of financial assets and liabilities elected to fair value under US GAAP. The main components include certain instruments from the following categories:

- Central bank funds purchased/sold;
- Securities purchased/sold under resale/repurchase agreements;
- Securities borrowing/lending transactions;
- Loans and loan commitments; and
- Customer deposits, short-term borrowings and long-term debt.

Managing the risks

As a result of the Group's broad involvement in financial products and markets, its trading strategies are correspondingly diverse and exposures are generally spread across a diversified range of risk factors and locations. The Group uses an economic capital limit structure to limit overall risk taking. The level of risk incurred by its divisions is further managed by a variety of factors and specific risk constraints, including consolidated controls over trading exposures. Also, as part of its overall risk management, the Group holds a portfolio of economic hedges. Hedges are impacted by market movements, similar to trading securities, and may result in gains or losses on the hedges which offset losses or gains on the portfolios they were designed to economically hedge. The Group manages its trading risk with regard to both market and credit risk. The Group uses market risk measurement and management methods capable of calculating comparable exposures across its many activities and employs focused tools that can model unique characteristics of certain instruments or portfolios.

The principal risk measurement methodology for trading book exposures is value-at-risk. Macroeconomic and specific hedging strategies are in place to manage and mitigate the market and credit risk in the trading book.

8 Other revenues

in	2019	2018	2017
Other revenues (CHF million)			
Noncontrolling interests without SEI	0	(2)	3
Loans held-for-sale	(14)	(4)	3
Long-lived assets held-for-sale	252	39	(18)
Equity method investments	232	228	233
Other investments	1,141 ¹	337	80
Other	959	799	908
Other revenues	2,570	1,397	1,209

¹ Includes SIX Group AG equity investment revaluation gain. Refer to "Note 18 – Other investments" for further information.

9 Provision for credit losses

in	2019	2018	2017
Provision for credit losses (CHF million)			
Provision for loan losses	284	201	190
Provision for lending-related and other exposures	40	44	20
Provision for credit losses	324	245	210

12 Restructuring expenses

The Group completed the three-year restructuring plan at the end of 2018 in connection with the implementation of the revised strategy. Restructuring expenses primarily included termination costs, expenses in connection with the acceleration of certain deferred compensation awards and real estate contract termination costs.

Restructuring expenses by segment

in	2018	2017
Restructuring expenses by segment (CHF million)		
Swiss Universal Bank	101	59
International Wealth Management	115	70
Asia Pacific	61	63
Global Markets	242	150
Investment Banking & Capital Markets	84	42
Strategic Resolution Unit	21	57
Corporate Center	2	14
Total restructuring expenses	626	455

10 Compensation and benefits

in	2019	2018	2017
Compensation and benefits (CHF million)			
Salaries and variable compensation	8,608	8,220	8,906
Social security	642	652	671
Other ¹	786	748	790
Compensation and benefits	10,036	9,620	10,367

¹ Includes pension-related expenses of CHF 437 million, CHF 411 million and CHF 432 million in 2019, 2018 and 2017, respectively, relating to service costs for defined benefit pension plans and employer contributions for defined contribution plans.

11 General and administrative expenses

in	2019	2018	2017
General and administrative expenses (CHF million)			
Occupancy expenses	1,090	964	1,000
IT, machinery and equipment	1,343	1,174	1,156
Provisions and losses	640	425	698
Travel and entertainment	337	338	321
Professional services	1,712	1,803	2,446
Amortization and impairment of other intangible assets	10	9	9
Other ¹	995	1,085	1,015
General and administrative expenses	6,128	5,798	6,645

¹ Includes pension-related expenses/(credits) of CHF (204) million, CHF (208) million and CHF (190) million in 2019, 2018 and 2017, respectively, relating to certain components of net periodic benefit costs for defined benefit plans.

Restructuring expenses by type

in	2018	2017
Restructuring expenses by type (CHF million)		
Compensation and benefits-related expenses	246	294
of which severance expenses	169	192
of which accelerated deferred compensation	77	102
General and administrative-related expenses	380	161
of which pension expenses	74	49
Total restructuring expenses	626	455

Restructuring provision

in	2019			2018			2017		
	Compen- sation and benefits	General and administrative expenses	Total	Compen- sation and benefits	General and administrative expenses	Total	Compen- sation and benefits	General and administrative expenses	Total
Restructuring provision (CHF million)									
Balance at beginning of period	156	190	346	196	110	306	217	94	311
Net additional charges ¹	—	—	—	169	219	388	192	88	280
Reclassifications	(156) ²	(190) ³	(346)	—	—	—	—	—	—
Utilization	—	—	—	(209)	(139)	(348)	(213)	(72)	(285)
Balance at end of period	0	0	0	156	190	346	196	110	306

¹ The following items for which expense accretion was accelerated in 2016 and 2017 due to the restructuring of the Group are not included in the restructuring provision: unsettled share-based compensation of CHF 56 million and CHF 71 million, respectively, which remain classified as a component of total shareholders' equity; unsettled pension obligations of CHF 74 million and CHF 49 million, respectively, which remain classified as pension liabilities; unsettled cash-based deferred compensation of CHF 21 million and CHF 31 million, respectively, which remain classified as compensation liabilities; and accelerated accumulated depreciation and impairment of CHF 87 million and CHF 24 million, respectively, which remain classified as premises and equipment. The settlement date for the unsettled share-based compensation remains unchanged at three years.

² In 2019, CHF 97 million was transferred to litigation provisions and CHF 59 million was transferred to other liabilities.

³ In 2019, CHF 167 million was transferred to right-of-use assets in accordance with ASU 2016-02 and CHF 23 million to other liabilities.

13 Earnings per share

in	2019	2018	2017
Basic net income/(loss) attributable to shareholders (CHF million)			
Net income/(loss) attributable to shareholders for basic earnings per share	3,419	2,024	(983)
Net income/(loss) attributable to shareholders for diluted earnings per share	3,419	2,024	(983)
Weighted-average shares outstanding (million)			
For basic earnings per share available for common shares	2,524.2	2,574.2	2,413.8
Dilutive share options and warrants	2.7	3.0	0.0
Dilutive share awards	59.9	53.8	0.0
For diluted earnings per share available for common shares ¹	2,586.8	2,631.0	2,413.8 ²
Earnings/(loss) per share available for common shares (CHF)			
Basic earnings/(loss) per share available for common shares	1.35	0.79	(0.41)
Diluted earnings/(loss) per share available for common shares	1.32	0.77	(0.41)

¹ Weighted-average potential common shares relating to instruments that were not dilutive for the respective periods (and therefore not included in the diluted earnings per share calculation above) but could potentially dilute earnings per share in the future were 7.9 million, 8.7 million and 9.8 million for 2019, 2018 and 2017, respectively.

² Due to the net loss in 2017, 2.9 million of weighted-average share options and warrants outstanding and 57.7 million of weighted-average share awards outstanding were excluded from the diluted earnings per share calculation, as the effect would be antidilutive.

14 Revenue from contracts with customers

Revenue is measured based on the consideration specified in a contract with a customer, and excludes any amounts collected on behalf of third parties. Taxes assessed by a governmental authority that are collected by the Group from a customer and both imposed on and concurrent with a specific revenue-producing transaction are excluded from revenue. The Group recognizes revenue when it satisfies a contractual performance obligation. Variable consideration is only included in the transaction price once it is probable that a significant reversal in the amount of cumulative revenue recognized will not occur when the uncertainty associated with the amount of variable consideration is subsequently resolved. Generally no significant judgement is required with respect to recording variable consideration.

If a fee is a fixed percentage of a variable account value at contract inception, recognition of the fee revenue is constrained as the contractual consideration is highly susceptible to change due to factors outside of the Group's influence. However, at each performance measurement period end (e.g., end-of-day, end-of-month, end-of-quarter), recognition of the cumulative amount of the consideration to which the Group is entitled is no longer constrained because it is calculated based on a known account value and the fee revenue is no longer variable.

Nature of services

The following is a description of the principal activities from which the Group generates its revenues from contracts with customers.

The performance obligations are typically satisfied as the services in the contract are rendered. The contract terms are generally such that they do not result in any contract assets. The contracts generally do not include a significant financing component or obligations for refunds or other similar obligations. Any variable consideration included in the transaction price is only recognized when the uncertainty of the amount is resolved and it is probable that a significant reversal of cumulative revenue recognized will not occur.

Credit Suisse's wealth management businesses provide investment services and solutions for clients, including asset management, investment advisory and investment management, wealth planning, and origination and structuring of sophisticated financing transactions. The Group receives for these services investment advisory and investment management fees which are generally reflected in the line item "Investment and portfolio management" in the table "Contracts with customers and disaggregation of revenues" below. Generally, the fee for the service provided is recognized over the period of time the service is provided.

The wealth management businesses also provide comprehensive advisory services and tailored investment and financing solutions to private, corporate and institutional clients. The nature of the services range from investment and wealth management activities, which are services rendered over a period of time according to the contract with the customer, to more transaction-specific

services such as brokerage and sales and trading services and the offer of client-tailored financing products. The services are provided as requested by Credit Suisse's clients, and the fee for the service requested is recognized once the service is provided.

The Group's asset management businesses offer investment solutions and services globally to a broad range of clients, including pension funds, governments, foundations and endowments, corporations and individuals. Fund managers typically enter into a variety of contracts to provide investment management and other services. A fund manager may satisfy its performance obligation independently or may engage a third party to satisfy some or all of a performance obligation on the fund manager's behalf. Although the fund manager may have engaged a third party to provide inputs to the overall investment management services, the contractual obligation to provide investment management services to a customer remains the primary responsibility of the fund manager. As such, the fund manager is acting as a principal in the transaction. As a fund manager, the Group typically receives base management fees and may additionally receive performance-based management fees which are both recognized as "Investment and portfolio management" revenues in the table "Contracts with customers and disaggregation of revenues" below. Base management fees are generally calculated based on the net asset value (NAV) of the customer's investment, which can change during the performance period. Performance-based management fees are variable consideration received by the Group depending on the financial performance of the underlying fund. As both the base management fees and performance-based management fees are variable, the Group recognizes the fees once it is probable that a significant reversal of the revenue recognized will not occur and when the uncertainty of the amount is resolved. The estimate of these variable fees is constrained until the end of the performance measurement period. Generally, the uncertainty is resolved at the end of the performance measurement period and therefore no significant judgement is necessary when recording variable consideration. Under a clawback obligation provision, a fund manager may be required to return certain distributions received from a fund if a specific performance threshold, i.e., benchmark, is not achieved at the end of the lifetime of the fund. The contractual clawback obligation is an additional factor of uncertainty which is considered in the constraint assessment. If the performance-based management fee is earned but the clawback provision has not lapsed, the clawback obligation is accounted for as a refund liability.

The Group's capital markets businesses underwrite and sell securities on behalf of customers. Typically, the fees in these businesses are recognized at a single point in time once the transaction is complete, i.e., when the securities have been placed with investors, and recognized as underwriting revenue. All expenses incurred in satisfying the performance obligation are deferred and recognized once the transaction is complete. Generally Credit Suisse and other banks form a syndicate group to underwrite and place the securities for a customer. The Group may act as the lead or a participating member in the syndicate group. Each

member of the syndicate group, including the lead and participating underwriters, is acting as principal for their proportionate share of the syndication. As a result, the individual underwriters reflect their proportionate share of underwriting revenue and underwriting costs on a gross basis.

The Group also offers brokerage services in its investment banking businesses, including global securities sales, trading and execution, prime brokerage and investment research. For the services provided, such as the execution of client trades in securities or derivatives, the Group typically earns a brokerage commission when the trade is executed. The Group generally acts as an agent when buying or selling exchange-traded cash securities, exchange-traded derivatives or centrally cleared OTC derivatives on behalf of clients.

Credit Suisse's investment banking businesses provide services that include advisory services to clients in connection with corporate finance activities. The term "advisory" includes any type of service the Group provides in an advisory capacity. For these types of services, the Group typically receives a non-refundable retainer fee and/or a success fee which usually represents a percentage of the transaction proceeds if and when the corporate finance activity is completed. Additionally, the contract may contain a milestone fee such as an "announcement fee" that is payable upon the public announcement of the corporate finance activity. Typically the fees in the investment banking business are recognized at a specific point in time once it is determined that the performance obligation related to the transaction has been completed. A contract liability will be recorded if the Group receives a payment such as a retainer fee or announcement fee for an advisory service prior to satisfying the performance obligation. Advisory fees are recognized ratably over time in scenarios where the contracted service of the Group is to act as an advisor over a specified period not related to or dependent on the successful completion of a transaction. Revenues recognized from these services are reflected in the line item "Other Services" in the table below.

Contracts with customers and disaggregation of revenues

in	2019	2018
Contracts with customers (CHF million)		
Investment and portfolio management	3,436	3,582
Other securities business	63	48
Underwriting	1,564	1,718
Brokerage	2,891	2,829
Other services	1,521	1,902
Total revenues from contracts with customers	9,477	10,079

The table above differs from "Note 6 – Commissions and fees" as it includes only those contracts with customers that are in scope of ASC Topic 606 – Revenue from Contracts with Customers.

Contract balances

end of / in	2019	2018
Contract balances (CHF million)		
Contract receivables	880	791
Contract liabilities	53	56

Contract balances

in	4Q19	3Q19	2Q19	1Q19
Revenue recognized (CHF million)				
Revenue recognized in the reporting period included in the contract liabilities balance at the beginning of period				
	14	19	10	7

The Group did not recognize any revenues in the reporting period from performance obligations satisfied in previous periods.

There were no material net impairment losses on contract receivables in 2019 or 2018. The Group did not recognize any contract assets during 2019 or 2018.

Capitalized costs

The Group has not incurred costs to obtain a contract nor costs to fulfill a contract that are eligible for capitalization.

Remaining performance obligations

ASC Topic 606's practical expedient allows the Group to exclude from its remaining performance obligations disclosure any performance obligations which are part of a contract with an original expected duration of one year or less. Additionally any variable consideration, for which it is probable that a significant reversal in the amount of cumulative revenue recognized will occur when the uncertainty associated with the variable consideration is subsequently resolved, is not subject to the remaining performance obligations disclosure because such variable consideration is not included in the transaction price (e.g., investment management fees). Upon review, the Group determined that no material remaining performance obligations are in scope of the remaining performance obligations disclosure.

15 Securities borrowed, lent and subject to repurchase agreements

end of	2019	2018
Securities borrowed or purchased under agreements to resell (CHF million)		
Central bank funds sold and securities purchased under resale agreements	78,835	77,770
Deposits paid for securities borrowed	28,162	39,325
Central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	106,997	117,095
Securities lent or sold under agreements to repurchase (CHF million)		
Central bank funds purchased and securities sold under repurchase agreements	21,741	20,305
Deposits received for securities lent	5,792	4,318
Central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	27,533	24,623

Repurchase and reverse repurchase agreements represent collateralized financing transactions used to earn net interest income, increase liquidity or facilitate trading activity. These instruments are collateralized principally by government securities, money market instruments and corporate bonds and have terms ranging from overnight to a longer or unspecified period of time.

In the event of counterparty default, the reverse repurchase agreement or securities lending agreement provides the Group with the right to liquidate the collateral held. In the Group's normal course of business, a significant portion of the collateral received that may be sold or repledged has been sold or repledged as of December 31, 2019 and 2018.

16 Trading assets and liabilities

end of	2019	2018	end of	2019	2018
Trading assets (CHF million)			Cash collateral on derivatives instruments – netted (CHF million) ¹		
Debt securities	66,994	63,567 ¹	Cash collateral paid	20,695	20,216
Equity securities	64,542	45,463	Cash collateral received	14,633	13,213
Derivative instruments ²	17,731	18,312	Cash collateral on derivatives instruments – not netted (CHF million) ²		
Other	4,530	5,293	Cash collateral paid	4,570	7,057
Trading assets	153,797	133,635 ¹	Cash collateral received	7,457	6,903
Trading liabilities (CHF million)			1 Recorded as cash collateral netting on derivative instruments in Note 27 – Offsetting of financial assets and financial liabilities.		
Short positions	24,714	26,946	2 Recorded as cash collateral on derivative instruments in Note 22 – Other assets and other liabilities.		
Derivative instruments ²	13,472	15,223			
Trading liabilities	38,186	42,169			

¹ Residential and commercial mortgage-backed securities that were previously reported in investment securities have been reclassified to trading assets as these securities are carried at fair value under the fair value option.

² Amounts shown after counterparty and cash collateral netting.

17 Investment securities

end of	2019	2018 [†]
Investment securities (CHF million)		
Debt securities available-for-sale	1,006	1,479
Total investment securities	1,006	1,479

[†] Previously included residential and commercial mortgage-backed securities which have been reclassified to trading assets as these securities are carried at fair value under the fair value option.

Investment securities by type

end of	2019				2018			
	Amortized cost	Gross unrealized gains	Gross unrealized losses	Fair value	Amortized cost	Gross unrealized gains	Gross unrealized losses	Fair value
Investment securities by type (CHF million)								
Debt securities issued by Swiss federal, cantonal or local governmental entities	2	0	0	2	2	0	0	2
Debt securities issued by foreign governments	163	6	0	171	821	7	0	828
Corporate debt securities	807	26	2	833	649	0	0	649
Debt securities available-for-sale	972	36	2	1,006	1,472	7	0	1,479 [†]

[†] Previously included residential and commercial mortgage-backed securities which have been reclassified to trading assets as these securities are carried at fair value under the fair value option.

Gross unrealized losses on investment securities and the related fair value

end of	Less than 12 months		12 months or more		Total	
	Fair value	Gross unrealized losses	Fair value	Gross unrealized losses	Fair value	Gross unrealized losses
2019 (CHF million)						
Corporate debt securities	204	2	0	0	204	2
Debt securities available-for-sale	204	2	0	0	204	2

Proceeds from sales, realized gains and realized losses from available-for-sale securities

in	2019		2018		2017	
	Debt securities	Equity securities [†]	Debt securities	Equity securities [†]	Debt securities	Equity securities
Additional information (CHF million)						
Proceeds from sales	6	–	255	–	7	7
Realized gains	0	–	8	–	0	0

[†] As a result of the adoption of ASU 2016-01, equity securities available-for-sale are now recognized in trading assets and no longer in investment securities.

Amortized cost, fair value and average yield of debt securities

end of	Debt securities available-for-sale		
	Amortized cost	Fair value	Average yield (in %)
2019 (CHF million, except where indicated)			
Due within 1 year	168	168	0.36
Due from 1 to 5 years	2	2	3.65
Due from 5 to 10 years	802	836	0.61
Total debt securities	972	1,006	0.57

18 Other investments

end of	2019	2018
Other investments (CHF million)		
Equity method investments	2,367	2,467
Equity securities (without a readily determinable fair value) ¹	2,148	1,207
of which at net asset value	409	530
of which at measurement alternative	274	227
of which at fair value	1,434	208
of which at cost less impairment	31	242
Real estate held-for-investment ²	99	79
Life finance instruments ³	1,052	1,137
Total other investments	5,668	4,890

¹ Includes private equity, hedge funds and restricted stock investments as well as certain investments in non-marketable mutual funds for which the Group has neither significant influence nor control over the investee.

² As of the end of 2019 and 2018, real estate held for investment included foreclosed or repossessed real estate of CHF 24 million and CHF 3 million, respectively, of which CHF 10 million and CHF 3 million, respectively were related to residential real estate.

³ Includes single premium immediate annuity contracts.

No impairments were recorded on real estate held-for-investments in 2019 and 2018, while in 2017, impairments of CHF 22 million were recorded. 2017 has been corrected.

Equity securities at measurement alternative – impairments and adjustments

in / end of	2019	Cumulative	2018
Impairments and adjustments (CHF million)			
Impairments and downward adjustments	(1)	(5)	(7) ¹
Upward adjustments	11	11	0

¹ Prior period has been corrected.

→ Refer to "Note 35 – Financial instruments" for further information on such investments.

In September 2019, we completed the first closing of the transfer announced in June 2019, which combined our open architecture investment fund platform, InvestLab, with Allfunds Group. The transaction included the transfer of the InvestLab legal entity and its related employees and service agreements. Credit Suisse became a minority shareholder in the combined business.

In December 2019, Credit Suisse completed a review of the accounting treatment of the shares that it holds in SIX Group AG and elected fair value accounting under US GAAP in respect of this equity investment.

Accumulated depreciation related to real estate held-for-investment amounted to CHF 34 million, CHF 31 million and CHF 140 million for 2019, 2018 and 2017, respectively.

19 Loans, allowance for loan losses and credit quality

Loans are divided into two portfolio segments, "consumer" and "corporate & institutional". Consumer loans are disaggregated into the classes of mortgages, loans collateralized by securities and consumer finance. Corporate and institutional loans are disaggregated into the classes of real estate, commercial and industrial loans, financial institutions, and governments and public institutions.

For financial reporting purposes, the carrying values of loans and related allowance for loan losses are presented in accordance with US GAAP and are not comparable with the regulatory credit risk exposures presented in our disclosures required under Pillar 3 of the Basel framework.

Loans

end of	2019	2018
Loans (CHF million)		
Mortgages	109,579	107,845
Loans collateralized by securities	44,364	42,034
Consumer finance	4,401	3,905
Consumer	158,344	153,784
Real estate	29,220	26,727
Commercial and industrial loans	85,648	85,698
Financial institutions	20,367	18,494
Governments and public institutions	4,262	3,893
Corporate & institutional	139,497	134,812
Gross loans	297,841	288,506
of which held at amortized cost	265,179	273,723
of which held at fair value	12,662	14,873
Net (unearned income)/deferred expenses	(116)	(113)
Allowance for loan losses	(946)	(902)
Net loans	296,779	287,511
Gross loans by location		
Switzerland	163,133	160,444
Foreign	134,708	128,152
Gross loans	297,841	288,506
Impaired loans		
Non-performing loans	1,250	1,203
Non-interest-earning loans	260	300
Non-performing and non-interest-earning loans	1,510	1,503
Restructured loans	350	299
Potential problem loans	266	390
Other impaired loans	616	689
Gross impaired loans	2,126	2,192

Allowance for loan losses

	2019			2018			2017		
	Consumer	Corporate & institutional	Total	Consumer	Corporate & institutional	Total	Consumer	Corporate & institutional	Total
Allowance for loan losses (CHF million)									
Balance at beginning of period	187	715	902	220	662	882	216	722	938
Net movements recognized in statements of operations	63	221	284	19	182	201	54	136	190
Gross write-offs	(86)	(213)	(299)	(85)	(184)	(269)	(60)	(242)	(302)
Recoveries	9	16	25	21	37	58	12	41	53
Net write-offs	(77)	(197)	(274)	(64)	(147)	(211)	(48)	(201)	(249)
Provisions for interest	14	28	42	11	19	30	(1)	14	13
Foreign currency translation impact and other adjustments, net	(1)	(7)	(8)	1	(1)	0	(1)	(9)	(10)
Balance at end of period	186	760	946	187	715	902	220	662	882
of which individually evaluated for impairment	145	464	609	146	462	608	179	475	654
of which collectively evaluated for impairment	41	296	337	41	253	294	41	187	228
Gross loans held at amortized cost (CHF million)									
Balance at end of period	158,314	126,865	285,179	153,761	119,962	273,723	152,277	112,553	264,830
of which individually evaluated for impairment [†]	683	1,443	2,126	677	1,515	2,192	632	1,478	2,110
of which collectively evaluated for impairment	157,631	125,422	283,053	153,084	118,447	271,531	151,645	111,075	262,720

[†] Represents gross impaired loans both with and without a specific allowance.

Purchases, reclassifications and sales

in	2019			2018			2017		
	Consumer	Corporate & institutional	Total	Consumer	Corporate & institutional	Total	Consumer	Corporate & institutional	Total
Loans held at amortized cost (CHF million)									
Purchases ¹	18	2,478	2,496	0	2,163	2,163	0	3,381	3,381
Reclassifications from loans held-for-sale ²	0	11	11	0	1	1	0	63	63
Reclassifications to loans held-for-sale ³	0	3,138	3,138	1	2,351	2,352	0	7,407	7,407
Sales ³	0	3,001	3,001	1	2,267	2,268	0	7,051	7,051

¹ Includes drawdowns under purchased loan commitments.

² Includes loans previously reclassified to held-for-sale that were not sold and were reclassified back to loans held-to-maturity.

³ All loans held at amortized cost which are sold are reclassified to loans held-for-sale on or prior to the date of the sale.

Credit quality of loans held at amortized cost

Management monitors the credit quality of loans through its credit risk management processes, which are structured to assess, measure, monitor and manage risk on a consistent basis. This process requires careful consideration of proposed extensions of credit, the setting of specific limits, monitoring during the life of the exposure, active use of credit mitigation tools and a disciplined approach to recognizing credit impairment.

Management evaluates many factors when assessing the credit quality of loans. These factors include the volatility of default probabilities, rating changes, the magnitude of potential loss, internal risk ratings, and geographic, industry and other economic factors. For the purpose of credit quality disclosures, the Group uses detailed internal risk ratings which are aggregated to the credit quality indicators investment grade and non-investment grade.

The Group employs a set of credit ratings for the purpose of internally rating counterparties. Credit ratings are intended to reflect the risk of default of each counterparty. Ratings are assigned based on internally developed rating models and processes, which are subject to governance and internally independent validation procedures.

Internal ratings are assigned to all loans reflecting the Group's internal view of the credit quality of the counterparty. Internal ratings may differ from a counterparty's external ratings, if such ratings are available. Internal ratings are regularly reviewed depending on exposure type, client segment, collateral or event-driven developments. For the calculation of internal risk estimates (e.g., an estimate of expected loss in the event of a counterparty default) and risk-weighted assets, a probability of default (PD), loss given default (LGD) and exposure at default are assigned to each facility. These three parameters are primarily derived from internally developed statistical models that have been backtested against internal experience, validated by a function independent of the model owners on a regular basis and approved by the Group's

main regulators for application in the regulatory capital calculation in the advanced internal ratings-based approach (A-IRB) under the Basel framework. For the majority of clients and counterparties, internal ratings or PDs are calculated directly by proprietary statistical rating models. These models are based on internally compiled data comprising both quantitative factors (e.g., primarily balance sheet information for corporates and loan-to-value ratio and the borrower's income level for mortgage lending) and qualitative factors (e.g., credit histories from credit reporting bureaus) concentrating on economic trends and financial fundamentals. For statistical rating models calculating a PD, an equivalent rating based on the Standard & Poor's rating scale is assigned based on the PD band associated with each rating, which is used for disclosure purposes. For the remaining facilities where statistical rating models are not used, a PD is determined through an internal rating assigned on the basis of a structured expert approach. Credit officers make use of peer analyses, industry comparisons, external ratings and research as well as the judgment of credit experts for the purpose of their analysis. The PD for each internal rating is calibrated to historical default experience using internal data and external data from Standard & Poor's.

Reverse repurchase agreements are fully collateralized and in the event of counterparty default the reverse repurchase agreement provides the Group the right to liquidate the collateral held. Group risk management manages these instruments on the basis of the value of the underlying collateral, as opposed to loans, which are risk-managed on the ability of the counterparty to repay. Therefore the underlying collateral coverage is the most appropriate credit quality indicator for reverse repurchase agreements. As such, reverse repurchase agreements have not been included in the tables of this note.

The following tables present the Group's recorded investment in loans held at amortized cost by aggregated internal counterparty credit ratings investment grade and non-investment grade that are used as credit quality indicators for the purpose of this disclosure, and a related aging analysis.

Gross loans held at amortized cost by internal counterparty rating

end of	Investment grade	Non-investment grade		Total
	AAA to BBB	BB to C	D	
2019 (CHF million)				
Mortgages	99,613	9,604	362	109,579
Loans collateralized by securities	40,060	4,182	122	44,364
Consumer finance	1,527	2,677	167	4,371
Consumer	141,200	16,463	651	158,314
Real estate	20,524	7,674	125	28,323
Commercial and industrial loans	40,860	39,896	1,117	81,873
Financial institutions	13,267	2,122	47	15,436
Governments and public institutions	1,166	67	0	1,233
Corporate & institutional	75,817	49,759	1,289	126,865
Gross loans held at amortized cost	217,017	66,222	1,940	285,179
Value of collateral [†]	200,521	54,543	1,378	256,442
2018 (CHF million)				
Mortgages	97,404	10,046	395	107,845
Loans collateralized by securities	39,281	2,676	77	42,034
Consumer finance	1,465	2,247	170	3,882
Consumer	138,150	14,969	642	153,761
Real estate	19,461	6,494	110	26,065
Commercial and industrial loans	40,872	37,633	1,268	79,773
Financial institutions	10,715	2,138	86	12,939
Governments and public institutions	1,132	53	0	1,185
Corporate & institutional	72,180	46,318	1,464	119,962
Gross loans held at amortized cost	210,330	61,287	2,106	273,723
Value of collateral [†]	192,579	47,999	1,456	242,034

[†] Includes the value of collateral up to the amount of the outstanding related loans. For mortgages, the value of collateral is determined at the time of granting the loan and thereafter regularly reviewed according to the Group's risk management policies and directives, with maximum review periods determined by property type, market liquidity and market transparency.

Value of collateral

In the Group's private banking, corporate and institutional businesses, all collateral values for loans are regularly reviewed according to the Group's risk management policies and directives, with maximum review periods determined by collateral type, market liquidity and market transparency. For example, traded securities are revalued on a daily basis and property values are appraised over a period of more than one year considering the characteristics of the property, current developments in the relevant real estate market and the current level of credit exposure to the borrower. If the credit exposure to a borrower has changed significantly, in volatile markets or in times of increasing general market risk, collateral values may be appraised more frequently. Management judgment is applied in assessing whether markets

are volatile or general market risk has increased to a degree that warrants a more frequent update of collateral values. Movements in monitored risk metrics that are statistically different compared to historical experience are considered in addition to analysis of externally-provided forecasts, scenario techniques and macro-economic research. For impaired loans, the fair value of collateral is determined within 90 days of the date the impairment was identified and thereafter regularly revalued by Group credit risk management within the impairment review process.

In the Group's investment banking businesses, collateral-dependent loans are appraised on at least an annual basis, or when a loan-relevant event occurs.

Gross loans held at amortized cost – aging analysis

	Current				Past due		
end of		Up to 30 days	31–60 days	61–90 days	More than 90 days	Total	Total
2019 (CHF million)							
Mortgages	109,190	83	16	9	261	369	109,579
Loans collateralized by securities	44,232	79	0	2	51	132	44,364
Consumer finance	3,826	283	61	43	158	545	4,371
Consumer	157,248	445	77	54	490	1,066	158,314
Real estate	28,094	95	10	2	122	229	28,323
Commercial and industrial loans	80,606	528	62	71	605	1,267	81,873
Financial institutions	15,300	85	1	3	47	136	15,436
Governments and public institutions	1,207	26	0	0	0	26	1,233
Corporate & institutional	125,207	734	73	76	775	1,658	126,865
Gross loans held at amortized cost	282,455	1,179	150	130	1,265	2,724	285,179
2018 (CHF million)							
Mortgages	107,364	155	23	10	293	481	107,845
Loans collateralized by securities	41,935	21	0	0	77	98	42,034
Consumer finance	3,363	286	35	32	146	499	3,882
Consumer	152,683	462	58	42	516	1,078	153,761
Real estate	25,914	63	4	0	84	151	26,065
Commercial and industrial loans	78,439	378	96	82	778	1,334	79,773
Financial institutions	12,768	66	19	3	83	171	12,939
Governments and public institutions	1,172	13	0	0	0	13	1,185
Corporate & institutional	118,293	520	119	85	945	1,669	119,962
Gross loans held at amortized cost	270,976	982	177	127	1,461	2,747	273,723

Impaired loans

→ Refer to "Loans" in Note 1 – Summary of significant accounting policies for further information on categories of impaired loans.

Categories of impaired loans

In accordance with Group policies, impaired loans include non-performing loans, non-interest-earning loans, restructured loans and potential problem loans.

As of December 31, 2019 and 2018, the Group did not have any material commitments to lend additional funds to debtors whose loan terms had been modified in troubled debt restructurings.

Gross impaired loans by category

end of	Non-performing and non-interest-earning loans			Other impaired loans			Total
	Non-performing	Non-interest-earning	Total	Re-structured	Potential problem	Total	
2019 (CHF million)							
Mortgages	329	8	337	25	30	55	392
Loans collateralized by securities	110	12	122	0	0	0	122
Consumer finance	164	4	168	0	1	1	169
Consumer	603	24	627	25	31	56	683
Real estate	151	4	155	0	2	2	157
Commercial and industrial loans	491	191	682	325	231	556	1,238
Financial institutions	5	41	46	0	2	2	48
Corporate & institutional	647	236	883	325	235	560	1,443
Gross impaired loans	1,250	260	1,510	350	268	618	2,128
2018 (CHF million)							
Mortgages	304	12	316	34	72	106	422
Loans collateralized by securities	62	13	75	0	3	3	78
Consumer finance	170	6	176	0	1	1	177
Consumer	536	31	567	34	76	110	677
Real estate	80	4	84	0	38	38	122
Commercial and industrial loans	547	223	770	265	272	537	1,307
Financial institutions	40	42	82	0	4	4	86
Corporate & institutional	667	269	936	265	314	579	1,515
Gross impaired loans	1,203	300	1,503	299	390	689	2,192

[†] As of December 31, 2019 and 2018, CHF 208 million and CHF 123 million, respectively, were related to consumer mortgages secured by residential real estate for which formal foreclosure proceedings according to local requirements of the applicable jurisdiction were in process.

Write-off and recovery of loans

Write-off of a loan occurs when it is considered certain that there is no possibility of recovering the outstanding principal. In the Group's investment banking businesses, a loan is written down to its net book value once the loan provision accounts for a substantial part of the loan notional amount, unless repayment of the loan is anticipated to occur within the next two quarters. In the Group's private banking, corporate and institutional businesses, write-offs are made, based on an individual counterparty assessment performed by Group credit risk management, if it is certain that parts of a loan or the entire loan will not be recoverable. For collateralized loans, the collateral is assessed and the unsecured exposure is written off. Write-offs on uncollateralized loans are based on the borrower's ability to pay back the outstanding loan out of free cash flow. The Group evaluates the recoverability of the loans granted, if a borrower is expected to default wholly or

partly on its contractual payment obligations or to meet these only with third-party support. Adjustments are made to reflect the estimated realizable value of the loan or any collateral. Triggers to assess the creditworthiness of a borrower to absorb the adverse developments include i) a default on interest or principal payments by more than 90 days, ii) a waiver of interest or principal by the Group, iii) a downgrade of the loan to non-interest-earning, iv) the collection of the debt through seizure order, bankruptcy proceedings or realization of collateral, or v) the insolvency of the borrower. Based on such assessment, Group credit risk management evaluates the need for write-offs individually and on an ongoing basis.

Recoveries of loans previously written off are recorded based on the cash or estimated fair value of other assets received.

Gross impaired loan details

end of	2019			2018		
	Recorded investment	Unpaid principal balance	Associated specific allowance	Recorded investment	Unpaid principal balance	Associated specific allowance
CHF million						
Mortgages	317	299	30	278	262	21
Loans collateralized by securities	122	108	22	77	63	35
Consumer finance	168	144	93	174	154	90
Consumer	607	551	145	529	479	146
Real estate	120	111	11	82	73	10
Commercial and industrial loans	939	900	416	773	742	401
Financial institutions	48	47	37	86	84	51
Corporate & institutional	1,107	1,058	464	941	899	462
Gross impaired loans with a specific allowance	1,714	1,609	609	1,470	1,378	608
Mortgages	75	75	-	144	144	-
Loans collateralized by securities	0	0	-	1	1	-
Consumer finance	1	1	-	3	3	-
Consumer	76	76	-	148	148	-
Real estate	37	37	-	40	40	-
Commercial and industrial loans	299	299	-	534	534	-
Financial institutions	0	0	-	0	0	-
Corporate & institutional	336	336	-	574	574	-
Gross impaired loans without specific allowance	412	412	-	722	722	-
Gross impaired loans	2,126	2,021	609	2,192	2,100	608
of which consumer	683	627	145	677	627	146
of which corporate & institutional	1,443	1,394	464	1,515	1,473	462

Gross impaired loan details (continued)

in	2019			2018			2017		
	Average recorded investment	Interest income recognized	Interest income recognized (cash basis)	Average recorded investment	Interest income recognized	Interest income recognized (cash basis)	Average recorded investment	Interest income recognized	Interest income recognized (cash basis)
CHF million									
Mortgages	269	3	2	261	2	1	229	2	1
Loans collateralized by securities	76	2	0	92	1	1	116	1	1
Consumer finance	172	2	1	176	2	2	167	5	5
Consumer	537	7	3	529	5	4	512	8	7
Real estate	81	1	1	90	0	0	78	1	0
Commercial and industrial loans	818	22	7	917	14	5	1,163	17	5
Financial institutions	83	1	0	58	1	0	76	1	1
Governments and public institutions	0	0	0	0	0	0	5	0	0
Corporate & institutional	982	24	8	1,065	15	5	1,322	19	6
Gross impaired loans with a specific allowance	1,519	31	11	1,584	20	9	1,834	27	13
Mortgages	114	4	0	91	3	0	83	3	0
Loans collateralized by securities	0	0	0	1	0	0	7	0	0
Consumer finance	2	0	0	3	0	0	3	0	0
Consumer	116	4	0	95	3	0	93	3	0
Real estate	30	0	0	14	1	0	27	1	0
Commercial and industrial loans	395	9	1	292	16	1	271	11	1
Financial institutions	5	0	0	0	0	0	0	0	0
Corporate & institutional	430	9	1	306	17	1	298	12	1
Gross impaired loans without specific allowance	546	13	1	401	20	1	391	15	1
Gross impaired loans	2,065	44	12	1,985	40	10	2,225	42	14
of which consumer	653	11	3	624	8	4	605	11	7
of which corporate & institutional	1,412	33	9	1,371	32	6	1,620	31	7

Allowance for specifically identified credit losses on impaired loans

The Group considers a loan impaired when, based on current information and events, it is probable that the Group will be unable to collect the amounts due according to the contractual terms of the loan agreement. The Group performs an in-depth review and analysis of impaired loans considering factors such as recovery and exit options as well as collateral and counterparty risk. In general, all impaired loans are individually assessed. The trigger to detect an impaired loan is non-payment of interest, principal amounts or other contractual payment obligations. In addition, loans to corporates and institutions managed on the Swiss platform are regularly reviewed depending on exposure type, client segment, collateral or event-driven developments. All other corporate and institutional loans are reviewed at least annually based on the borrower's financial statements and any indications of difficulties they may experience. Loans that are not impaired, but which are of special concern due to changes in covenants, downgrades, negative financial news and other adverse developments, are either transferred to recovery management or included on a watch list. All loans on the watch list are reviewed at least

quarterly to determine whether they should be released, remain on the watch list or be moved to recovery management. For loans in recovery management from the Swiss platform, larger positions are reviewed on a quarterly basis for any event-driven changes. Otherwise, these loans are reviewed at least annually. All other loans in recovery management are reviewed on at least a quarterly basis. If an individual loan specifically identified for evaluation is considered impaired, the allowance is determined as a reasonable estimate of credit losses existing as of the end of the reporting period. Thereafter, the allowance is revalued by credit risk management at least annually or more frequently depending on the risk profile of the borrower or credit relevant events. For non-collateral-dependent impaired loans, an impairment is measured using the present value of estimated future cash flows, except that as a practical expedient an impairment may be measured based on a loan's observable market price. If the present value of estimated future cash flows is used, the impaired loan and related allowance are revalued to reflect the passage of time. For collateral-dependent impaired loans, an impairment is measured using the fair value of the collateral.

Restructured loans held at amortized cost

in	2019			2018			2017		
	Number of contracts	Recorded investment – pre-modification	Recorded investment – post-modification	Number of contracts	Recorded investment – pre-modification	Recorded investment – post-modification	Number of contracts	Recorded investment – pre-modification	Recorded investment – post-modification
CHF million, except where indicated									
Mortgages	1	7	7	5	29	29	0	0	0
Commercial and industrial loans	25	172	161	13	182	160	15	123	119
Total	26	179	168	18	211	189	15	123	119

Restructured loans held at amortized cost that defaulted within 12 months from restructuring

in	2019		2018		2017	
	Number of contracts	Recorded investment	Number of contracts	Recorded investment	Number of contracts	Recorded investment
CHF million, except where indicated						
Mortgages	1	13	1	8	0	0
Commercial and industrial loans	1	2	8	76	1	48
Total	2	15	9	84	1	48

In 2019, the loan modifications of the Group included a waiver of claims, interest rate concessions, extended loan repayment terms including the suspension of amortizations and repayments, the subordination of loans and refinancings at new terms.

20 Goodwill

	Swiss Universal Bank	International Wealth Management	Asia Pacific	Global Markets	Investment Banking & Capital Markets	Credit Suisse Group ¹
2019						
Gross amount of goodwill (CHF million)						
Balance at beginning of period	615	1,544	2,278	3,182	1,026	8,657
Foreign currency translation impact	(5)	(22)	(20)	(6)	(9)	(62)
Other	(3)	(26)	(10)	0	0	(41)
Balance at end of period	607	1,494	2,248	3,176	1,017	8,554
Accumulated impairment (CHF million)						
Balance at beginning of period	0	0	772	2,719	388	3,891
Balance at end of period	0	0	772	2,719	388	3,891
Net book value (CHF million)						
Net book value	607	1,494	1,476	457	629	4,663
2018						
Gross amount of goodwill (CHF million)						
Balance at beginning of period	610	1,544	2,268	3,178	1,021	8,633
Foreign currency translation impact	2	8	10	4	5	29
Other	3	(6)	0	0	0	(5)
Balance at end of period	615	1,544	2,278	3,182	1,026	8,657
Accumulated impairment (CHF million)						
Balance at beginning of period	0	0	772	2,719	388	3,891
Balance at end of period	0	0	772	2,719	388	3,891
Net book value (CHF million)						
Net book value	615	1,544	1,506	463	638	4,766

¹ Gross amount of goodwill and accumulated impairment include CHF 12 million related to legacy business transferred to the former Strategic Resolution Unit in 4Q15 and fully written off at the time of transfer, in addition to the divisions disclosed.

In accordance with US GAAP, the Group continually assesses whether or not there has been a triggering event requiring a review of goodwill. The Group determined in 2019 that goodwill triggering events occurred for the Asia Pacific – Markets, Global Markets and Investment Banking & Capital Markets reporting units.

Based on its goodwill impairment analysis performed as of December 31, 2019, the Group concluded that there was no impairment necessary for its Investment Banking & Capital Markets and Asia Pacific – Markets reporting units as the estimated fair values of these reporting units exceeded their related carrying values by 9% and 8%, respectively. The goodwill allocated to these reporting units has become more sensitive to an impairment as the valuation of these reporting units is highly correlated with client trading and investing activity. The Group concluded that the estimated fair value for all of its other reporting units with goodwill substantially exceeded their related carrying values and that no impairment was necessary as of December 31, 2019.

The carrying value of each reporting unit for the purpose of the goodwill impairment test is determined by considering the reporting units' risk-weighted assets usage, leverage ratio exposure, deferred tax assets, goodwill and intangible assets. Any residual equity, after considering the total of these elements, is allocated to the reporting units on a pro-rata basis.

In estimating the fair value of its reporting units, the Group applied a combination of the market approach and the income approach. Under the market approach, consideration was given to price to projected earnings multiples or price to book value multiples for similarly traded companies and prices paid in recent transactions that have occurred in its industry or in related industries. Under the income approach, a discount rate was applied that reflects the risk and uncertainty related to the reporting unit's projected cash flows, which were determined from the Group's financial plan.

In determining the estimated fair value, the Group relied upon its latest five-year strategic business plan which included significant management assumptions and estimates based on its view of current and future economic conditions and regulatory changes, and as approved by the Board of Directors.

The Group engaged the services of an independent valuation specialist to assist in the valuation of the Asia Pacific – Markets, Global Markets and Investment Banking & Capital Markets reporting units as of December 31, 2019. The valuations were performed using a combination of the market approach and income approach.

The results of the impairment evaluation of each reporting unit's goodwill would be significantly impacted by adverse changes in the underlying parameters used in the valuation process. If actual

outcomes adversely differ by a significant margin from its best estimates of the key economic assumptions and associated cash flows applied in the valuation of the reporting unit, the Group could potentially incur material impairment charges in the future.

As a result of acquisitions, the Group has recorded goodwill as an asset in its consolidated balance sheets, the most significant component of which arose from the acquisition of Donaldson, Lufkin & Jenrette Inc. in 2000.

21 Other intangible assets

	2019			2018		
	Gross carrying amount	Accumulated amortization	Net carrying amount	Gross carrying amount	Accumulated amortization	Net carrying amount
end of						
Other intangible assets (CHF million)						
Trade names/trademarks	27	(26)	1	27	(26)	1
Client relationships	20	(2)	18	43	(20)	23
Other	(3)	4	1	(2)	2	0
Total amortizing other intangible assets	44	(24)	20	68	(44)	24
Non-amortizing other intangible assets	271	—	271	195	—	195
of which mortgage servicing rights, at fair value	244	—	244	163	—	163
Total other intangible assets	315	(24)	291	263	(44)	219

Additional information

in	2019	2018	2017
Aggregate amortization and impairment (CHF million)			
Aggregate amortization	5	8	7
Impairment	5	1	2

Estimated amortization

Estimated amortization (CHF million)	
2020	3
2021	2
2022	2
2023	2
2024	2

22 Other assets and other liabilities

end of	2019	2018	end of	2019	2018
Other assets (CHF million)			Other liabilities (CHF million)		
Cash collateral on derivative instruments	4,570	7,057	Cash collateral on derivative instruments	7,457	6,903
Cash collateral on non-derivative transactions	428	465	Cash collateral on non-derivative transactions	516	514
Derivative instruments used for hedging	189	33	Derivative instruments used for hedging	48	8
Assets held-for-sale	8,971	6,744	Operating leases liabilities	3,213	–
of which loans ¹	8,886	6,630	Provisions	1,179	928
of which real estate ²	38	54	of which off-balance sheet risk	172	151
of which long-lived assets	47	60	Restructuring liabilities	0	346
Premises and equipment and right-of-use assets ³	7,832	4,838	Liabilities held for separate accounts	111	125
Assets held for separate accounts	111	125	Interest and fees payable	5,101	5,159
Interest and fees receivable	4,688	5,055	Current tax liabilities	678	927
Deferred tax assets	4,399	4,943	Deferred tax liabilities	523	438
Prepaid expenses	431	613	Failed sales	936	2,187
of which cloud computing arrangement implementation costs	27	–	Defined benefit pension and post-retirement plan liabilities	455	518
Failed purchases	1,643	1,283	Other	10,826	12,054
Defined benefit pension and post-retirement plan assets	2,878	1,794	Other liabilities	31,043	30,107
Other	3,475	4,509			
Other assets	39,609	37,459			

¹ Included as of December 31, 2019 and 2018 were CHF 800 million and CHF 687 million, respectively, in restricted loans, which represented collateral on secured borrowings.

² As of December 31, 2019 and 2018, real estate held-for-sale included foreclosed or repossessed real estate of CHF 9 million and CHF 13 million, respectively, of which CHF 9 million and CHF 10 million, respectively, were related to residential real estate.

³ Premises and equipment were previously presented separately in the consolidated balance sheet.

Premises, equipment and right-of-use assets

end of	2019	2018
Premises and equipment (CHF million)		
Buildings and improvements	1,436	1,617
Land	294	347
Leasehold improvements	1,855	1,880
Software	6,478	5,909
Equipment	1,887	1,805
Premises and equipment	11,950	11,558
Accumulated depreciation	(7,153)	(6,720)
Total premises and equipment, net	4,797	4,838
Right-of-use assets (CHF million)		
Right-of-use assets-operating leases	3,035	–
Total premises and equipment and right-of-use assets	7,832	4,838

Depreciation, amortization and impairment

end of	2019	2018	2017
CHF million			
Depreciation on premises and equipment	939	830	826
Impairment on premises and equipment	3	8	33
Amortization and impairment on right-of-use assets	324	–	–

→ Refer to "Note 23 Leases" for further information on right-of-use assets.

23 Leases

The Group enters into both lessee and lessor arrangements.

→ Refer to "Note 1 – Summary of significant accounting policies", "Note 2 – Recently issued accounting standards" and "Note 22 – Other assets and other liabilities" for further information.

Lessee arrangements

The Group primarily enters into operating leases. When a real estate lease has both lease and non-lease components, the Group allocates the consideration in the contract based on the relative standalone selling price. For all leases other than real estate leases, the Group does not separate lease and non-lease components. The Group's finance leases are not material.

The Group has entered into leases for real estate, equipment and vehicles.

Certain equipment and real estate have subsequently been sub-leased. Sublease income is recognized in other revenues.

Lease costs

end of	2019
Lease costs (CHF million)	
Operating lease costs	388
Variable lease costs	40
Sublease income	(78)
Net lease costs	350

From time to time, the Group enters into sale-leaseback transactions in which an asset is sold and immediately leased back. If specific criteria are met, the asset is derecognized from the balance sheet and an operating lease is recognized.

During 2019, the Group entered into 4 sale-leaseback transactions with lease terms ranging from 5 to 10 years. During 2018, the Group entered into one sale-leaseback transaction with a lease term of ten years. During 2017, the Group did not enter into any sale-leaseback transactions.

Other information

end of	2019
Other information (CHF million)	
Gains/(losses) on sale and leaseback transactions	274
Cash paid for amounts included in the measurement of operating lease liabilities recorded in operating cash flows	(464)
Right-of-use assets obtained in exchange of new operating lease liabilities ¹	102
Changes to right-of-use assets due to lease modifications for operating leases	221

¹ Includes right-of-use assets relating to changes in classification of scope of variable interest entities.

The weighted average remaining lease terms and discount rates are based on all outstanding operating leases as well as their respective lease terms and remaining lease obligations.

Weighted average remaining lease term and discount rate

end of	2019
Operating leases	
Remaining lease term (years)	12.2
Discount rate (%)	2.8

The following table reflects the undiscounted cash flows from leases for the next five years and thereafter, based on the expected lease term.

Maturities relating to operating lease arrangements

end of	2019
Maturity (CHF million)	
Due within 1 year	468
Due between 1 and 2 years	387
Due between 2 and 3 years	371
Due between 3 and 4 years	336
Due between 4 and 5 years	286
Thereafter	1,963
Operating lease obligations	3,811
Future interest payable	(598)
Operating lease liabilities	3,213

Maturities relating to operating lease commitments

end of	2018
Maturity (CHF million)	
2019	503
2020	484
2021	381
2022	354
2023	320
Thereafter	2,209
Future operating lease commitments	4,251
Less minimum non-cancellable sublease rentals	(190)
Total net future minimum lease commitments	4,061

Upon adoption of ASU 2016-02 and its subsequent amendments on January 1, 2019, the Group revised the future operating lease commitments to reflect the expected term of the leases. Previously, the operating lease commitments were based on the minimum contractual term of the lease.

Lessor arrangements

The Group enters into sales-type, direct financing and operating leases for equipment, vehicles, real estate and residential solar panels. When a real estate lease has both lease and non-lease components, the Group allocates the consideration in the contract based on the relative standalone selling price. For all leases other than real estate leases, the Group does not separate lease and non-lease components.

As of December 31, 2019, the Group had approximately CHF 0.8 billion of residual value guarantees associated with lessor arrangements.

The Group's risk of loss relating to the residual value of leased assets is mitigated through contractual arrangements with manufacturers or suppliers. Leased assets are also monitored through projections of the residual values at lease origination and periodic reviews of residual values.

→ Refer to "Note 19 – Loans, allowance for loan losses and credit quality" for further information.

Net investments

	Sales-type leases	Direct financing leases
end of 2019		
Net investments (CHF million)		
Lease receivables	526	2,573
Unguaranteed residual values	28	440
Valuation allowances	(3)	(15)
Total net investments	551	2,998

Maturities relating to lessor arrangements

	Sales-type leases	Direct financing leases	Operating leases
end of 2019			
Maturity (CHF million)			
Due within 1 year	221	917	54
Due between 1 and 2 years	129	689	47
Due between 2 and 3 years	90	550	42
Due between 3 and 4 years	53	391	39
Due between 4 and 5 years	25	136	38
Thereafter	37	110	103
Total	555	2,793	323
Future interest receivable	(29)	(220)	–
Lease receivables	526	2,573	–

The Group elected the practical expedient to not evaluate whether certain sales taxes and other similar taxes are lessor cost or lessee cost and excludes these costs from being reported as lease income with an associated expense.

The Group enters into leases with fixed or variable lease payments, or with lease payments that depend on an index or a referenced rate which are included in the net investment in the lease at lease commencement, as such payments are considered unavoidable. Other variable lease payments, as well as subsequent changes in an index or referenced rate, are excluded from the net investment in the lease. Lease payments are recorded when due and payable by the lessee.

Lease income

	2019
end of	
Lease income (CHF million)	
Interest income on sales-type leases	13
Interest income on direct financing leases	97
Lease income from operating leases	103
Variable lease income	3
Total lease income	216

Certain leases include i) termination options that allow lessees to terminate the leases within three months of the commencement date, with a notice period of 30 days; ii) termination options that allow the Group to terminate the lease but do not provide the lessee with the same option; iii) termination penalties; iv) options to prepay the payments for the remaining lease term; or v) options that permit the lessee to purchase the leased asset at market value or at the greater of market value and the net present value of the remaining payments.

The Group may enter into vehicle leases as a lessor with members of the Board of Directors or the Executive Board. The terms of such leases with members of the Board of Directors are similar to those with third parties and the terms of such leases with members of the Executive Board reflect standard employee conditions.

24 Deposits

end of	2019			2018		
	Switzer- land	Foreign	Total	Switzer- land	Foreign	Total
Deposits (CHF million)						
Non-interest-bearing demand deposits	2,665	1,744	4,409	2,713	1,979	4,692
Interest-bearing demand deposits	118,566	30,552	149,118	125,985	27,794	153,779
Savings deposits	64,304	46	64,350	63,924	48	63,972
Time deposits	27,539	155,111	182,650 ¹	31,681	125,021	156,702 ¹
Total deposits	213,074	187,453	400,527 ²	224,303	154,842	379,145 ²
of which due to banks	–	–	16,744	–	–	15,220
of which customer deposits	–	–	383,783	–	–	363,925

The designation of deposits in Switzerland versus foreign deposits is based upon the location of the office where the deposit is recorded.

¹ Included CHF 182,036 million and CHF 156,562 million as of December 31, 2019 and 2018, respectively, of the Swiss franc equivalent of individual time deposits greater than USD 100,000 in Switzerland and foreign offices.

² Not included as of December 31, 2019 and 2018 were CHF 116 million and CHF 137 million, respectively, of overdraw deposits reclassified as loans.

25 Long-term debt

end of	2019	2018
Long-term debt (CHF million)		
Senior	108,667	136,392
Subordinated	41,667	16,152
Non-recourse liabilities from consolidated VIEs	1,671	1,764
Long-term debt	152,005	154,308
of which reported at fair value	70,331	63,935
of which structured notes	49,435	48,064
end of	2019	2018
Structured notes by product (CHF million)		
Equity	31,666	30,698
Fixed income	13,558	13,128
Credit	3,734	3,898
Other	477	340
Total structured notes	49,435	48,064

Total long-term debt includes debt issuances managed by Treasury that do not contain derivative features (vanilla debt), as well as hybrid debt instruments with embedded derivatives, which are issued as part of the Group's structured product activities.

Long-term debt includes both Swiss franc and foreign exchange denominated fixed and variable rate bonds.

The interest rate ranges presented in the table below are based on the contractual terms of the Group's vanilla debt. Interest rate ranges for future coupon payments on structured products for which fair value has been elected are not included in the table below as these coupons are dependent upon the embedded derivative and prevailing market conditions at the time each coupon is paid. In addition, the effects of derivatives used for hedging are not included in the interest rate ranges on the associated debt.

Group-internal funding related to loss-absorbing instruments has been aligned to international standards for internal TLAC instruments and to the new article 126b of the Swiss Capital Adequacy Ordinance, effective January 1, 2020. Due to this alignment, the bail-in debt instruments issued by Credit Suisse AG to Credit Suisse Group Funding (Guernsey) Limited, a non-consolidated funding entity, have been permanently subordinated in 2019. As of December 31, 2019, the carrying value of these newly subordinated notes issued was CHF 22.0 billion.

Long-term debt by maturities

end of	2020	2021	2022	2023	2024	Thereafter	Total
Group parent company (CHF million)							
Senior debt							
Fixed rate	0	0	0	2,661	1,293	13,270	17,224
Variable rate	0	0	54	924	1,861	163	3,002
Interest rate (range in %) ¹	–	–	2.6	0.6–3.6	2.1–4.2	0.7–5.4	–
Subordinated debt							
Fixed rate	0	0	1,553	4,769	3,421	3,908	13,671
Interest rates (range in %) ¹	–	–	7.1	3.9–7.5	3.5–6.3	3.0–7.3	–
Subtotal – Group parent company	0	0	1,607	8,354	6,575	17,361	33,897
Subsidiaries (CHF million)							
Senior debt							
Fixed rate	5,437	8,114	2,998	1,941	3,849	13,049	35,388
Variable rate	12,824	9,568	6,392	2,938	4,346	16,965	53,053
Interest rates (range in %) ¹	0.1–22.5	0.1–9.6	0.1–9.6	0.1–2.2	0.1–3.6	0.0–7.1	–
Subordinated debt							
Fixed rate	5,557	1,461	5,277	5,503	23	8,953	26,774
Variable rate	54	968	195	0	5	0	1,222
Interest rates (range in %) ¹	0.6–7.0	3.2–4.7	0.1–7.5	1.0–6.5	0.4–5.7	0.9–8.0	–
Non-recourse liabilities from consolidated VIEs							
Fixed rate	0	148	293	0	0	0	381
Variable rate	24	18	22	23 ²	2 ²	1,201	1,290
Interest rates (range in %) ¹	7.0	2.2–10.3	2.4–2.9	–	–	0.0–10.7	–
Subtotal – Subsidiaries	23,896	20,297	15,117	10,405	8,225	40,168	118,108
Total long-term debt	23,896	20,297	16,724	18,759	14,800	57,529	152,005
of which structured notes	12,178	8,687	5,222	2,844	4,033	16,471	49,435

The maturity of perpetual debt is based on the earliest callable date. The maturity of all other debt is based on contractual maturity and includes certain structured notes that have mandatory early redemption features based on stipulated movements in markets or the occurrence of a market event. Within this population there are approximately CHF 3.6 billion of such notes with a contractual maturity of greater than one year that have an observable likelihood of redemption occurring within one year based on a modelling assessment.

¹ Excludes structured notes for which fair value has been elected as the related coupons are dependent upon the embedded derivatives and prevailing market conditions at the time each coupon is paid.

² Reflects equity linked notes, where the payout is not fixed.

The Group and the Bank maintain a shelf registration statement with the SEC, which allows each entity to issue, from time to time, senior and subordinated debt securities, warrants and guarantees.

→ Refer to "Note 41 – Subsidiary guarantee information" for further information on subsidiary guarantees.

The Group maintains a euro medium-term note program that allows the Bank to issue senior debt securities and that allows Credit Suisse Group AG to issue securities, which contain certain features that are designed to allow for statutory bail-in by the

Swiss Financial Market Supervisory Authority FINMA (FINMA) under Swiss banking laws and regulations.

The Group maintains two senior debt programs that allow the Group to issue senior debt securities with certain features that are designed to allow for statutory bail-in by FINMA.

The Bank maintains a JPY 500 billion Samurai shelf registration statement that allows it to issue, from time to time, senior and subordinated debt securities.

26 Accumulated other comprehensive income and additional share information

Accumulated other comprehensive income

	Gains/ (losses) on cash flow hedges	Cumulative translation adjustments	Unrealized gains/ (losses) on securities	Actuarial gains/ (losses)	Net prior service credit/ (cost)	Gains/ (losses) on liabilities relating to credit risk	AOI
2019 (CHF million)							
Balance at beginning of period	(72)	(13,442)	10	(3,974)	387	(890)	(17,981)
Increase/(decrease)	65	(1,015)	20	44	338	(2,053)	(2,601)
Increase/(decrease) due to equity method investments	10	(18)	0	0	0	0	(8)
Reclassification adjustments, included in net income/(loss)	25	6	0	282	(121)	193	385
Cumulative effect of accounting changes, net of tax [†]	0	0	0	(42)	0	(22)	(64)
Total increase/(decrease)	100	(1,027)	20	284	217	(1,882)	(2,269)
Balance at end of period	28	(14,469)	30	(3,690)	604	(2,772)	(20,269)
2018 (CHF million)							
Balance at beginning of period	(62)	(13,119)	48	(3,583)	522	(2,544)	(18,738)
Increase/(decrease)	(114)	(342)	(10)	(710)	(26)	1,605	403
Increase/(decrease) due to equity method investments	(10)	0	0	0	0	0	(10)
Reclassification adjustments, included in net income/(loss)	114	19	(7)	319	(109)	49	385
Cumulative effect of accounting changes, net of tax	0	0	(21)	0	0	0	(21)
Total increase/(decrease)	(10)	(323)	(38)	(391)	(135)	1,654	757
Balance at end of period	(72)	(13,442)	10	(3,974)	387	(890)	(17,981)
2017 (CHF million)							
Balance at beginning of period	(35)	(12,095)	61	(4,278)	643	(568)	(16,272)
Increase/(decrease)	(61)	(1,054)	(13)	337	0	(2,008)	(2,799)
Increase/(decrease) due to equity method investments	1	0	0	0	0	0	1
Reclassification adjustments, included in net income/(loss)	33	30	0	358	(121)	32	332
Total increase/(decrease)	(27)	(1,024)	(13)	695	(121)	(1,976)	(2,466)
Balance at end of period	(62)	(13,119)	48	(3,583)	522	(2,544)	(18,738)

[†] Reflects the reclassification from AOI to retained earnings as a result of the adoption of ASU 2018-02. Refer to "Note 2 – Recently issued accounting standards" for further information.

→ Refer to "Note 26 – Tax" and "Note 31 – Pension and other post-retirement benefits" for income tax expense/(benefit) on the movements of accumulated other comprehensive income/(loss).

Details of significant reclassification adjustments

in	2019	2018	2017
Reclassification adjustments, included in net income/(loss) (CHF million)			
Cumulative translation adjustments			
Reclassification adjustments ¹	6	19	30
Actuarial gains/(losses)			
Amortization of recognized actuarial losses ²	355	396	444
Tax expense/(benefit)	(73)	(77)	(86)
Net of tax	282	319	358
Net prior service credit/(cost)			
Amortization of recognized prior service credit/(cost) ²	(153)	(138)	(153)
Tax expense/(benefit)	32	29	32
Net of tax	(121)	(109)	(121)

¹ Includes net releases of CHF 21 million on the liquidation of Credit Suisse Securities (Johannesburg) Proprietary Limited in 2018 and net releases of CHF 23 million on the sale of Credit Suisse (Monaco) S.A.M. in 2017. These were reclassified from cumulative translation adjustments and included in net income in other revenues.

² These components are included in the computation of total benefit costs. Refer to "Note 31 – Pension and other post-retirement benefits" for further information.

Additional share information

	2019	2018	2017
Common shares issued			
Balance at beginning of period	2,556,011,720	2,556,011,720	2,089,897,378
Issuance of common shares	0	0	466,114,342
Balance at end of period	2,556,011,720	2,556,011,720	2,556,011,720
Treasury shares			
Balance at beginning of period	(5,427,691)	(5,757,666)	0
Sale of treasury shares	795,576,668	770,559,108	809,307,879
Repurchase of treasury shares	(951,743,509)	(816,841,331)	(857,049,873)
Share-based compensation	41,832,701	46,612,198	41,984,328
Balance at end of period	(119,761,811)	(5,427,691)	(5,757,666)
Common shares outstanding			
Balance at end of period	2,436,249,909 ¹	2,550,584,029 ¹	2,550,254,054

¹ At par value CHF 0.04 each, fully paid. In addition to the treasury shares, a maximum of 653,000,000 unissued shares (conditional, conversion and authorized capital) were available for issuance without further approval of the shareholders. 111,193,477 of these shares were reserved for capital instruments.

27 Offsetting of financial assets and financial liabilities

The disclosures set out in the tables below include derivatives, reverse repurchase and repurchase agreements, and securities lending and borrowing transactions that:

- are offset in the Group's consolidated balance sheets; or
- are subject to an enforceable master netting agreement or similar agreement (enforceable master netting agreements), irrespective of whether they are offset in the Group's consolidated balance sheets.

Similar agreements include derivative clearing agreements, global master repurchase agreements and global master securities lending agreements.

Derivatives

The Group transacts bilateral OTC derivatives (OTC derivatives) mainly under International Swaps and Derivatives Association (ISDA) Master Agreements and Swiss Master Agreements for OTC derivative instruments. These agreements provide for the net settlement of all transactions under the agreement through a single payment in the event of default or termination under the agreement. They allow the Group to offset balances from derivative assets and liabilities as well as the receivables and payables to related cash collateral transacted with the same counterparty. Collateral for OTC derivatives is received and provided in the form of cash and marketable securities. Such collateral may be subject to the standard industry terms of an ISDA Credit Support Annex. The terms of an ISDA Credit Support Annex provide that securities received or provided as collateral may be pledged or sold during the term of the transactions and must be returned upon maturity of the transaction. These terms also give each counterparty the right to terminate the related transactions upon the other counterparty's failure to post collateral. Financial collateral received or pledged for OTC derivatives may also be subject to collateral agreements which restrict the use of financial collateral.

For derivatives transacted with exchanges (exchange-traded derivatives) and central clearing counterparties (OTC-cleared

derivatives), positive and negative replacement values (PRV/NRV) and related cash collateral may be offset if the terms of the rules and regulations governing these exchanges and central clearing counterparties permit such netting and offset.

Where no such agreements or terms exist, fair values are recorded on a gross basis.

Exchange-traded derivatives or OTC-cleared derivatives, which are fully margined and for which the daily margin payments constitute settlement of the outstanding exposure, are not included in the offsetting disclosures because they are not subject to offsetting due to the daily settlement. The daily margin payments, which are not settled until the next settlement cycle is conducted, are presented in brokerage receivables or brokerage payables. The notional amount for these daily settled derivatives is included in the fair value of derivative instruments table in "Note 32 – Derivatives and hedging activities".

Under US GAAP, the Group elected to account for substantially all financial instruments with an embedded derivative that is not considered clearly and closely related to the host contract at fair value. There is an exception for certain bifurcable hybrid debt instruments which the Group did not elect to account for at fair value. However, these bifurcated embedded derivatives are generally not subject to enforceable master netting agreements and are not recorded as derivative instruments under trading assets and liabilities or other assets and other liabilities. Information on bifurcated embedded derivatives has therefore not been included in the offsetting disclosures.

The following table presents the gross amount of derivatives subject to enforceable master netting agreements by contract and transaction type, the amount of offsetting, the amount of derivatives not subject to enforceable master netting agreements and the net amount presented in the consolidated balance sheets.

Offsetting of derivatives

	2019		2018	
	Derivative assets	Derivative liabilities	Derivative assets	Derivative liabilities
<i>end of</i>				
Gross derivatives subject to enforceable master netting agreements (CHF billion)				
OTC-cleared	3.8	3.0	5.5	4.8
OTC	63.7	61.9	63.4	60.6
Exchange-traded	0.3	0.2	0.2	0.3
Interest rate products	67.8	65.1	69.1	65.7
OTC-cleared	0.1	0.2	0.1	0.2
OTC	21.0	25.4	26.9	31.1
Foreign exchange products	21.1	25.6	27.0	31.3
OTC	10.1	10.4	10.2	10.2
Exchange-traded	5.3	5.0	11.8	14.2
Equity/index-related products	15.4	15.4	22.0	24.4
OTC-cleared	2.8	3.0	1.5	1.6
OTC	3.1	4.0	3.8	4.9
Credit derivatives	5.9	7.0	5.3	6.5
OTC	1.2	0.5	1.2	0.4
Exchange-traded	0.0	0.0	0.1	0.3
Other products ¹	1.2	0.5	1.3	0.7
OTC-cleared	6.7	6.2	7.1	6.6
OTC	99.1	102.2	105.5	107.2
Exchange-traded	5.6	5.2	12.1	14.8
Total gross derivatives subject to enforceable master netting agreements	111.4	113.6	124.7	128.6
Offsetting (CHF billion)				
OTC-cleared	(6.0)	(5.3)	(5.9)	(5.8)
OTC	(87.0)	(93.6)	(92.6)	(99.0)
Exchange-traded	(4.9)	(4.9)	(11.6)	(12.5)
Offsetting	(97.9)	(103.8)	(110.1)	(117.3)
of which counterparty netting	(83.2)	(83.2)	(96.9)	(96.9)
of which cash collateral netting	(14.7)	(20.6)	(13.2)	(20.4)
Net derivatives presented in the consolidated balance sheets (CHF billion)				
OTC-cleared	0.7	0.9	1.2	0.8
OTC	12.1	8.6	12.9	8.2
Exchange-traded	0.7	0.3	0.5	2.3
Total net derivatives subject to enforceable master netting agreements	13.5	9.8	14.6	11.3
Total derivatives not subject to enforceable master netting agreements ²	4.4	3.7	3.7	3.9
Total net derivatives presented in the consolidated balance sheets	17.9	13.5	18.3	15.2
of which recorded in trading assets and trading liabilities	17.7	13.5	18.3	15.2
of which recorded in other assets and other liabilities	0.2	0.0	0.0	0.0

¹ Primarily precious metals, commodity and energy products.

² Represents derivatives where a legal opinion supporting the enforceability of netting in the event of default or termination under the agreement is not in place.

Reverse repurchase and repurchase agreements and securities lending and borrowing transactions

Reverse repurchase and repurchase agreements are generally covered by global master repurchase agreements. In certain situations, for example, in the event of default, all contracts under the agreements are terminated and are settled net in one single payment. Global master repurchase agreements also include payment or settlement netting provisions in the normal course of business that state that all amounts in the same currency payable by each party to the other under any transaction or otherwise under the global master repurchase agreement on the same date shall be set off.

Transactions under such agreements are netted in the consolidated balance sheets if they are with the same counterparty, have the same maturity date, settle through the same clearing institution and are subject to the same enforceable master netting agreement. The amounts offset are measured on the same basis as the underlying transaction (i.e., on an accrual basis or fair value basis).

Securities lending and borrowing transactions are generally executed under global master securities lending agreements with netting terms similar to ISDA Master Agreements. In certain situations, for example in the event of default, all contracts under the agreement are terminated and are settled net in one single

payment. Transactions under these agreements are netted in the consolidated balance sheets if they meet the same right of offset criteria as for reverse repurchase and repurchase agreements. In general, most securities lending and borrowing transactions do not meet the criterion of having the same settlement date specified at inception of the transaction, and therefore they are not eligible for netting in the consolidated balance sheets. However, securities lending and borrowing transactions with explicit maturity dates may be eligible for netting in the consolidated balance sheets.

Reverse repurchase and repurchase agreements are collateralized principally by government securities, money market instruments and corporate bonds and have terms ranging from overnight to a longer or unspecified period of time. In the event of counterparty default, the reverse repurchase agreement or securities

lending agreement provides the Group with the right to liquidate the collateral held. As is the case in the Group's normal course of business, a significant portion of the collateral received that may be sold or repledged was sold or repledged as of December 31, 2019 and December 31, 2018. In certain circumstances, financial collateral received may be restricted during the term of the agreement (e.g., in tri-party arrangements).

The following table presents the gross amount of securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions subject to enforceable master netting agreements, the amount of offsetting, the amount of securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions not subject to enforceable master netting agreements and the net amount presented in the consolidated balance sheets.

Offsetting of securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions

end of	2019			2018		
	Gross	Offsetting	Net book value	Gross	Offsetting	Net book value
Securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions (CHF billion)						
Securities purchased under resale agreements	80.6	(10.9)	69.7	86.6	(20.9)	65.7
Securities borrowing transactions	12.3	(0.5)	11.8	12.6	(2.2)	10.4
Total subject to enforceable master netting agreements	92.9	(11.4)	81.5	99.2	(23.1)	76.1
Total not subject to enforceable master netting agreements ¹	25.5	–	25.5	41.0	–	41.0
Total	118.4	(11.4)	107.0 ²	140.2	(23.1)	117.1 ²

¹ Represents securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions where a legal opinion supporting the enforceability of netting in the event of default or termination under the agreement is not in place.

² CHF 85,556 million and CHF 81,618 million of the total net amount as of the end of 2019 and 2018, respectively, are reported at fair value.

The following table presents the gross amount of securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions subject to enforceable master netting agreements, the amount of offsetting, the amount of securities sold under repurchase

agreements and securities lending transactions not subject to enforceable master netting agreements and the net amount presented in the consolidated balance sheets.

Offsetting of securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions

end of	2019			2018		
	Gross	Offsetting	Net book value	Gross	Offsetting	Net book value
Securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions (CHF billion)						
Securities sold under repurchase agreements	28.0	(11.4)	16.6	42.3	(22.5)	19.8
Securities lending transactions	5.5	0.0	5.5	4.2	(0.6)	3.6
Obligation to return securities received as collateral, at fair value	39.0	0.0	39.0	39.4	0.0	39.4
Total subject to enforceable master netting agreements	72.5	(11.4)	61.1	85.9	(23.1)	62.8
Total not subject to enforceable master netting agreements ¹	2.0	–	2.0	3.5	–	3.5
Total	74.5	(11.4)	63.1	89.4	(23.1)	66.3
of which securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	34.3	(11.4)	22.9 ²	47.7	(23.1)	24.6 ²
of which obligation to return securities received as collateral, at fair value	40.2	0.0	40.2	41.7	0.0	41.7

¹ Represents securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions where a legal opinion supporting the enforceability of netting in the event of default or termination under the agreement is not in place.

² CHF 10,715 million and CHF 14,828 million of the total net amount as of the end of 2019 and 2018, respectively, are reported at fair value.

The following table presents the net amount presented in the consolidated balance sheets of financial assets and liabilities subject to enforceable master netting agreements and the gross amount of financial instruments and cash collateral not offset in the consolidated balance sheets. The table excludes derivatives, reverse repurchase and repurchase agreements and securities

lending and borrowing transactions not subject to enforceable master netting agreements where a legal opinion supporting the enforceability of netting in the event of default or termination under the agreement is not in place. Net exposure reflects risk mitigation in the form of collateral.

Amounts not offset in the consolidated balance sheets

end of	2019								2018
	Net book value	Financial instruments [†]	Cash collateral received/ pledged [†]	Net exposure	Net book value	Financial instruments [†]	Cash collateral received/ pledged [†]	Net exposure	
Financial assets subject to enforceable master netting agreements (CHF billion)									
Derivatives	13.5	4.4	0.0	9.1	14.6	4.5	0.1	10.0	
Securities purchased under resale agreements	69.7	69.7	0.0	0.0	65.7	65.7	0.0	0.0	
Securities borrowing transactions	11.8	11.2	0.0	0.6	10.4	10.0	0.0	0.4	
Total financial assets subject to enforceable master netting agreements	95.0	85.3	0.0	9.7	90.7	80.2	0.1	10.4	
Financial liabilities subject to enforceable master netting agreements (CHF billion)									
Derivatives	9.8	1.7	0.0	8.1	11.3	1.4	0.0	9.9	
Securities sold under repurchase agreements	16.6	16.6	0.0	0.0	19.8	19.7	0.1	0.0	
Securities lending transactions	5.5	4.5	0.0	1.0	3.6	3.2	0.0	0.4	
Obligation to return securities received as collateral, at fair value	39.0	33.0	0.0	6.0	39.4	34.3	0.0	5.1	
Total financial liabilities subject to enforceable master netting agreements	70.9	55.8	0.0	15.1	74.1	58.6	0.1	15.4	

[†] The total amount reported in financial instruments (recognized financial assets and financial liabilities and non-cash financial collateral) and cash collateral is limited to the amount of the related instruments presented in the consolidated balance sheets and therefore any over-collateralization of these positions is not included.

Net exposure is subject to further credit mitigation through the transfer of the exposure to other market counterparties by the use of credit default swaps (CDS) and credit insurance contracts.

Therefore the net exposure presented in the table above is not representative of the Group's counterparty exposure.

28 Tax

Details of current and deferred taxes

in	2019	2018	2017
Current and deferred taxes (CHF million)			
Switzerland	175	135	82
Foreign	531	426	421
Current income tax expense	706	561	503
Switzerland	171	479	244
Foreign	418	321	1,994
Deferred income tax expense	589	800	2,238
Income tax expense	1,295	1,361	2,741
Income tax expense/(benefit) reported in shareholders' equity related to:			
Gains/(losses) on cash flow hedges	13	(26)	(24)
Cumulative translation adjustment	(4)	(7)	1
Unrealized gains/(losses) on securities	7	(5)	1
Actuarial gains/(losses)	99	(102)	172
Net prior service credit/(cost)	58	(33)	(32)
Share-based compensation and treasury shares	(5)	1	3

Reconciliation of taxes computed at the Swiss statutory rate

in	2019	2018	2017
Income/(loss) before taxes (CHF million)			
Switzerland	2,985	1,924	1,736
Foreign	1,735	1,448	57
Income before taxes	4,720	3,372	1,793
Reconciliation of taxes computed at the Swiss statutory rate (CHF million)			
Income tax expense/(benefit) computed at the statutory tax rate of 22%	1,038	742	394
Increase/(decrease) in income taxes resulting from:			
Foreign tax rate differential	(101)	107	(110)
Non-deductible amortization of other intangible assets and goodwill impairment	1	3	0
Other non-deductible expenses	371	457	354
Additional taxable income	7	5	0
Lower taxed income	(325)	(190)	(276)
(Income)/loss taxable to noncontrolling interests	8	12	7
Changes in tax law and rates	(26)	(2)	2,095
Changes in deferred tax valuation allowance	116	(106)	123
Change in recognition of outside basis difference	4	(32)	(19)
Tax deductible impairments of Swiss subsidiary investments	0	(65)	88
(Windfall tax benefits) /shortfall tax charges on share-based compensation	39	10	91
Other	165	420	(6)
Income tax expense	1,295	1,361	2,741

2019

Foreign tax rate differential of CHF 101 million reflected a foreign tax benefit mainly driven by losses in higher tax jurisdictions, mainly in the UK, and profits incurred in lower tax jurisdictions, mainly in Singapore, partially offset by profits made in higher tax jurisdictions, such as Brazil. The foreign tax rate expense of CHF 949 million comprised not only the foreign tax expense based on statutory tax rates but also the tax impacts related to additional reconciling items as explained below.

Other non-deductible expenses of CHF 371 million included the impact of CHF 274 million relating to non-deductible interest expenses (including a contingency accrual of CHF 28 million), CHF 56 million relating to non-deductible bank levy costs and other non-deductible compensation expenses and management costs, CHF 34 million relating to non-deductible fines and various smaller non-deductible expenses.

Lower taxed income of CHF 325 million included a tax benefit of CHF 160 million related to the transfer of the InvestLab fund platform to Allfunds Group and SIX Group AG equity investment revaluation gain in Switzerland, CHF 73 million related to non-taxable life insurance income, CHF 45 million related to non-taxable dividend income, CHF 26 million related to concessionary and lower taxed income, CHF 14 million related to exempt income and various smaller items.

Changes in deferred tax valuation allowances of CHF 116 million included a tax charge from the increase in valuation allowances on deferred tax assets of CHF 273 million, mainly in respect of three of the Group's operating entities in Japan, the UK and the US. Also included was the net impact of the release of valuation allowances on deferred tax assets of CHF 157 million, mainly in respect of one of the Group's operating entities in the UK.

Other of CHF 165 million included CHF 165 million relating to the US base erosion and anti-abuse tax (BEAT) and CHF 123 million relating to the tax impact of transitional adjustments arising from the adoption of International Financial Reporting Standards (IFRS) 9 for own credit movements. This was partially offset by CHF 58 million from own credit valuation gains, CHF 53 million relating to agreements reached with tax authorities relating to an advanced pricing agreement and the closure of a tax audit and CHF 20 million relating to a prior year adjustment. The remaining balance included various smaller items.

2018

Foreign tax rate differential of CHF 107 million reflected a foreign tax expense mainly driven by profits made in higher tax jurisdictions, such as the US, partially offset by foreign tax rate differential related to profits incurred in lower tax jurisdictions, mainly in Singapore. The foreign tax rate expense of CHF 747 million comprised not only the foreign tax expense based on statutory tax rates but also the tax impacts related to additional reconciling items as explained below.

Other non-deductible expenses of CHF 457 million included the impact of CHF 325 million relating to non-deductible interest expenses (including a contingency accrual of CHF 92 million), CHF 49 million relating to non-deductible bank levy costs and other non-deductible compensation expenses and management costs, CHF 15 million relating to non-deductible fines and various smaller non-deductible expenses.

Lower taxed income of CHF 190 million included a tax benefit of CHF 66 million related to non-taxable dividend income, CHF 48 million related to non-taxable life insurance income, CHF 33 million related to concessionary and lower taxed income, CHF 23 million related to exempt income and various smaller items.

Changes in deferred tax valuation allowances of CHF 106 million included a tax benefit from the release of valuation allowances of CHF 191 million, mainly in respect of two of the Group's

operating entities in the UK. Also included was the net impact of the increase in valuation allowances on deferred tax assets of CHF 85 million, mainly in respect of one of the Group's operating entities in Switzerland.

Other of CHF 420 million included CHF 202 million relating to the tax impact of transitional adjustments arising on the first adoption of IFRS 9 for own credit movements, CHF 130 million from own credit valuation gains, CHF 65 million relating to BEAT, CHF 56 million relating to the net re-assessment of deferred tax balances in respect of one of the Group's operating entities in Switzerland, CHF 26 million relating to the increase of tax contingency accruals and other smaller balances. This was partially offset by prior year adjustments of CHF 76 million.

2017

Foreign tax rate differential of CHF 110 million reflected a foreign tax benefit mainly driven by losses made in higher tax jurisdictions, such as the US, partially offset by foreign tax rate differential related to losses incurred in lower tax jurisdictions, mainly in Guernsey. The foreign tax rate expense of CHF 2,415 million comprised not only the foreign tax benefit based on statutory tax rates but also the tax impacts related to additional reconciling items as explained below.

Other non-deductible expenses of CHF 354 million included the impact of CHF 217 million relating to non-deductible interest expenses (including a contingency accrual of CHF 155 million), CHF 57 million related to the non-deductible portion of the litigation provisions and settlement charges, CHF 27 million related to non-deductible bank levy costs and other non-deductible compensation expenses and management costs, CHF 10 million related to non-deductible foreign exchange losses and various smaller non-deductible expenses of CHF 43 million.

Lower taxed income of CHF 276 million included a tax benefit of CHF 86 million related to non-taxable life insurance income, CHF 78 million related to non-taxable dividend income, CHF 31 million in respect of income taxed at rates lower than the statutory tax rate, CHF 25 million related to exempt income and various smaller items.

Changes in tax law and rates of CHF 2,095 million mainly reflected the impact of the US tax reform enacted on December 22, 2017 which resulted in a reduction of the federal corporate income tax rate from 35% to 21%, effective as of January 1, 2018. The US tax reform required a re-assessment of the deferred tax assets.

Changes in deferred tax valuation allowances of CHF 123 million included the net impact of the increase in valuation allowances on deferred tax assets of CHF 320 million, mainly in respect of two of the Group's operating entities in the UK. Also included was a tax benefit from the release of valuation allowances of CHF 197 million, mainly in respect of two of the Group's operating entities, one in the UK and one in Switzerland.

Other of CHF 6 million included CHF 105 million from own credit valuation gains, CHF 85 million relating to tax deductibility of previously taken litigation accruals and CHF 49 million from a favorable court decision, offset by CHF 248 million relating to the net re-assessment of deferred tax balances in respect of two of the Group's operating entities in Switzerland reflecting the establishment of Credit Suisse Asset Management & Investor Services (Schweiz) Holding AG, the impact of adverse earnings mix of the current year and changes in forecasted future profitability, CHF 17 million from prior year adjustments and CHF 16 million relating to the increase of tax contingency accruals. The remaining balance included various smaller items.

As of December 31, 2019, the Group had accumulated undistributed earnings from foreign subsidiaries of CHF 17.8 billion compared to CHF 9.6 billion as of December 31, 2018. The increase compared to the end of 2018 reflected a reserve transfer in one of the Group's entities. No deferred tax liability was recorded in respect of those amounts as these earnings are considered indefinitely reinvested. It is not practicable to estimate the amount of unrecognized deferred tax liabilities for these undistributed foreign earnings.

Deferred tax assets and liabilities

end of	2019	2018
Deferred tax assets and liabilities (CHF million)		
Compensation and benefits	956	957
Loans	598	192
Investment securities	1,437	1,986
Provisions	769	582
Leases	439	-
Derivatives	72	62
Real estate	189	265
Net operating loss carry-forwards	5,753	6,227
Goodwill and intangible assets	405	518
Other	78	198
Gross deferred tax assets before valuation allowance	10,696	11,007
Less valuation allowance	(4,136)	(4,021)
Gross deferred tax assets net of valuation allowance	6,560	6,986
Compensation and benefits	(650)	(426)
Loans	(348)	(87)
Investment securities	(503)	(1,170)
Provisions	(337)	(369)
Business combinations	0	(1)
Leases	(405)	-
Derivatives	(224)	(214)
Real estate	(35)	(60)
Other	(182)	(154)
Gross deferred tax liabilities	(2,684)	(2,481)
Net deferred tax assets	3,876	4,505
of which deferred tax assets	4,399	4,943
of which net operating losses	1,465	1,647
of which deductible temporary differences	2,934	3,296
of which deferred tax liabilities	(523)	(438)

The decrease in net deferred tax assets from 2018 to 2019 of CHF 629 million was primarily due to the impact of CHF 502 million related to current year earnings, CHF 87 million from the re-assessment of deferred tax balances in Japan and foreign exchange translation losses of CHF 64 million, which are included within the currency translation adjustments recorded in AOCI. These decreases were partially offset by the tax impacts directly recorded in equity and other comprehensive income of CHF 24 million, mainly related to own credit movements, partially offset by a pension plan re-measurement.

The most significant net deferred tax assets arise in the US and Switzerland, which decreased from CHF 4,175 million, net of a valuation allowance of CHF 584 million as of the end of 2018, to CHF 3,855 million, net of a valuation allowance of CHF 606 million as of the end of 2019.

Due to uncertainty concerning its ability to generate the necessary amount and mix of taxable income in future periods, the Group recorded a valuation allowance against deferred tax assets in the amount of CHF 4.1 billion as of December 31, 2019 compared to CHF 4.0 billion as of December 31, 2018.

Amounts and expiration dates of net operating loss carry-forwards

end of 2019	Total
Net operating loss carry-forwards (CHF million)	
Due to expire within 1 year	10
Due to expire within 2 to 5 years	7,348
Due to expire within 6 to 10 years	3,754
Due to expire within 11 to 20 years	6,172
Amount due to expire	17,284
Amount not due to expire	17,637
Total net operating loss carry-forwards	34,921

Movements in the valuation allowance

in	2019	2018	2017
Movements (CHF million)			
Balance at beginning of period	4,021	4,279	4,188
Net changes	115	(256)	91
Balance at end of period	4,136	4,021	4,279

As part of its normal practice, the Group conducted a detailed evaluation of its expected future results. This evaluation was dependent on management estimates and assumptions in developing the expected future results, which were based on a strategic business planning process influenced by current economic conditions and assumptions of future economic conditions that are subject to change. This evaluation took into account both positive and negative evidence related to expected future taxable income and also considered stress scenarios. This evaluation has indicated the expected future results that are likely to be earned in jurisdictions where the Group has significant gross deferred tax assets, primarily in the US, Switzerland and the UK. The Group

then compared those expected future results with the applicable law governing the utilization of deferred tax assets. US tax law allowed for a 20-year carry-forward period for existing net operating losses as of the end of 2017 and any new net operating losses will have an unlimited carry-forward period. Swiss tax law allows for a seven-year carry-forward period for net operating losses and UK tax law allows for an unlimited carry-forward period for net operating losses.

Tax benefits associated with share-based compensation

In	2019	2018	2017
Tax benefits (CHF million)			
Tax benefits recorded in the consolidated statements of operations ¹	263	242	314

¹ Calculated at the statutory tax rate before valuation allowance considerations.

→ Refer to "Note 29 – Employee deferred compensation" for further information on share-based compensation.

If, upon settlement of share-based compensation, the tax deduction exceeds the cumulative compensation cost that the Group has recognized in the consolidated financial statements, the

utilized tax benefit associated with any excess deduction is considered a "windfall" and recognized in the consolidated statements of operations and reflected as an operating cash inflow in the consolidated statements of cash flows. If, upon settlement, the tax deduction is lower than the cumulative compensation cost that the Group has recognized in the consolidated financial statements, the tax charge associated with the lower deduction is considered a "shortfall". Tax charges arising on shortfalls are recognized in the consolidated statements of operations.

Uncertain tax positions

US GAAP requires a two-step process in evaluating uncertain income tax positions. In the first step, an enterprise determines whether it is more likely than not that an income tax position will be sustained upon examination, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. Income tax positions meeting the more-likely-than-not recognition threshold are then measured to determine the amount of benefit eligible for recognition in the consolidated financial statements. Each income tax position is measured at the largest amount of tax benefit that is more likely than not to be realized upon ultimate settlement.

Reconciliation of gross unrecognized tax benefits

	2019	2018	2017
Movements in gross unrecognized tax benefits (CHF million)			
Balance at beginning of period	574	481	410
Increases in unrecognized tax benefits as a result of tax positions taken during a prior period	27	10	131
Decreases in unrecognized tax benefits as a result of tax positions taken during a prior period	(64)	(2)	(104)
Increases in unrecognized tax benefits as a result of tax positions taken during the current period	105	112	117
Decreases in unrecognized tax benefits relating to settlements with tax authorities	0	0	(73)
Reductions to unrecognized tax benefits as a result of a lapse of the applicable statute of limitations	(35)	(4)	(8)
Other (including foreign currency translation)	(12)	(23)	3
Balance at end of period	595	574	481
of which, if recognized, would affect the effective tax rate	595	574	481

Interest and penalties

In	2019	2018	2017
Interest and penalties (CHF million)			
Interest and penalties recognized in the consolidated statements of operations	(10)	(26)	29
Interest and penalties recognized in the consolidated balance sheets	77	87	115

Interest and penalties are reported as tax expense. The Group is currently subject to ongoing tax audits, inquiries and litigation with the tax authorities in a number of jurisdictions, including Brazil,

the Netherlands, the US, the UK and Switzerland. Although the timing of completion is uncertain, it is reasonably possible that some of these will be resolved within 12 months of the reporting date. It is reasonably possible that there will be a decrease of between zero and CHF 303 million in unrecognized tax benefits within 12 months of the reporting date.

The Group remains open to examination from federal, state, provincial or similar local jurisdictions from the following years onward in these major countries: Brazil – 2014; the UK – 2012; Switzerland – 2011; the US – 2010; and the Netherlands – 2006.

29 Employee deferred compensation

Payment of deferred compensation to employees is determined by the nature of the business, role, location and performance of the employee. Unless there is a contractual obligation, granting deferred compensation is solely at the discretion of the Compensation Committee and senior management. Special deferred compensation granted as part of a contractual obligation is typically used to compensate new senior employees for forfeited awards from previous employers upon joining the Group. It is the Group's policy not to make multi-year guarantees.

Compensation expense recognized in the consolidated statement of operations for share-based and other awards that were granted as deferred compensation is recognized in accordance with the specific terms and conditions of each respective award and is primarily recognized over the future requisite service and vesting period, which is determined by the plan, retirement eligibility of employees and certain other terms. All deferred compensation plans are subject to restrictive covenants, which generally include non-compete and non-solicit provisions. Compensation expense for share-based and other awards that were granted as deferred compensation also includes the current estimated outcome of applicable performance criteria, estimated future forfeitures and mark-to-market adjustments for certain cash awards that are still outstanding.

The following tables show the compensation expense for deferred compensation awards granted in 2019 and prior years that was recognized in the consolidated statements of operations during 2019, 2018 and 2017, the total shares delivered, the estimated unrecognized compensation expense for deferred compensation awards granted in 2019 and prior years outstanding as of December 31, 2019 and the remaining requisite service period over which the estimated unrecognized compensation expense will be recognized. The estimated unrecognized compensation expense was based on the fair value of each award on the grant date and included the current estimated outcome of relevant performance criteria and estimated future forfeitures but no estimate for future mark-to-market adjustments. The recognition of compensation expense for the deferred compensation awards granted in February 2020 began in 2020 and thus had no impact on the 2019 consolidated financial statements.

Deferred compensation awards for 2019

In February 2020, the Group granted share awards, performance share awards and Contingent Capital Awards (CCA) as deferred compensation. Deferred compensation was awarded to employees with total compensation of CHF/USD 250,000 or the local currency equivalent or higher.

Deferred compensation expense

In	2019	2018	2017
Deferred compensation expense (CHF million)			
Share awards	590	514	521
Performance share awards	438	382	348
Contingent Capital Awards	308	154	260
Contingent Capital share awards	(1)	2	18
Capital Opportunity Facility awards	8	12	14
2008 Partner Asset Facility awards ¹	—	—	7
Deferred cash awards	412	221	333
Retention awards	22	54	115
Total deferred compensation expense	1,777	1,339	1,636
Total shares delivered (million)			
Total shares delivered	41.6	46.6	42.0

Prior periods have been reclassified to conform to the current presentation.

¹ Compensation expense mainly includes the change in the underlying fair value of the indexed assets during the period.

Estimated unrecognized deferred compensation

end of	2019
Estimated unrecognized compensation expense (CHF million)	
Share awards	477
Performance share awards	193
Contingent Capital Awards	165
Deferred cash awards	181
Retention awards	48
Total	1,064

Aggregate remaining weighted-average requisite service period (years)

Aggregate remaining weighted-average requisite service period	1.3

Does not include the estimated unrecognized compensation expense relating to grants made in 2020 for 2019.

Share awards

Share awards granted in February 2020 are similar to those granted in February 2019. Each share award granted entitles the holder of the award to receive one Group share, subject to service conditions. Share awards vest over three years with one third of the share awards vesting on each of the three anniversaries of the grant date (ratable vesting), with the exception of awards granted to individuals classified as risk managers or senior managers under the UK PRA Remuneration Code or similar regulations in other jurisdictions. Share awards granted to risk managers vest over five years with one fifth of the award vesting on each of the five anniversaries of the grant date, while share awards granted to senior managers vest over five years commencing on the third anniversary of the grant date, with one fifth of the award vesting on each of the third to seventh anniversaries of the grant

date. Share awards are expensed over the service period of the awards. The value of the share awards is solely dependent on the Group share price at the time of delivery.

The Group's share awards include other awards, such as blocked shares and special awards, which may be granted to new employees. Other share awards entitle the holder to receive one Group share and are generally subject to continued employment with the Group, contain restrictive covenants and cancellation provisions and generally vest between zero and five years.

On February 28, 2020, the Group granted 57.9 million share awards with a total value of CHF 626 million. The number of share awards granted to employees was generally determined by dividing the deferred component of variable compensation being granted as share awards by the average price of a Group share over the five consecutive trading days ended March 5, 2020. The fair value of each share award was CHF 10.81, the Group share price on the grant date. The majority of share awards granted include the right to receive dividend equivalents on vested shares. The estimated unrecognized compensation expense of CHF 596 million was determined based on the fair value of the awards on the grant date, includes the current estimated future forfeitures and will be recognized over the vesting period, subject to early retirement rules.

Share awards granted for previous years

For compensation year	2019	2018	2017
Shares awarded (million)	57.9	55.6	34.1
Value of shares awarded (CHF million)	626	638	613
Fair value of each share awarded (CHF) ¹	10.81	11.75	17.22

¹ Based on the Group's share price on the grant date.

In order to comply with Capital Requirements Directive IV requirements, employees who hold key roles in respect of certain Group subsidiaries receive shares that are subject to transfer restrictions for 50% of the amount that would have been paid to them in cash. These shares are vested at the time of grant but remain blocked, that is, subject to transfer restrictions, for six months to three years from the date of grant, depending on the location.

On February 28, 2020, the Group granted 3.2 million blocked shares with a total value of CHF 37 million that vested immediately upon grant, have no future service requirements and were attributed to services performed in 2019.

Blocked share awards granted for previous years

For compensation year	2019	2018	2017
Blocked shares awarded (million)	3.2	3.0	2.1
Value of shares awarded (CHF million)	37	35	38

Share award activities

	2019		2018		2017	
	Number of share awards in million	Weighted-average grant-date fair value in CHF	Number of share awards in million	Weighted-average grant-date fair value in CHF	Number of share awards in million	Weighted-average grant-date fair value in CHF
Share awards						
Balance at beginning of period	83.2	16.15	84.9	15.73	73.2	18.77
Granted	69.3	11.68	43.8	16.91	54.3 ¹	14.53
Settled	(36.9)	16.15	(40.7)	16.09	(38.2)	19.74
Forfeited	(5.1)	13.83	(4.8)	16.24	(4.4)	16.47
Balance at end of period	110.5	13.48	83.2	16.15	84.9	15.73
of which vested	11.9	—	8.6	—	8.5	—
of which unvested	98.6	—	74.6	—	76.4	—

¹ Includes an adjustment for share awards granted in the second quarter of 2017 to compensate for the proportionate dilution of Group shares resulting from the rights offering approved on May 18, 2017. The number of deferred share-based awards held by each individual was increased by 3.64%. The terms and conditions of the adjusted shares were the same as the existing share-based awards, thereby ensuring that holders of the awards were neither advantaged nor disadvantaged by the additional shares granted.

Performance share awards

Managing directors and all material risk takers and controllers (employees whose activities are considered to have a potentially material impact on the Group's risk profile) received a portion of their deferred variable compensation in the form of performance share awards. Performance share awards are similar to share awards, except that the full balance of outstanding performance share awards, including those awarded in prior years, are subject to performance-based malus provisions.

Performance share awards are subject to a negative adjustment in the event of a divisional loss by the division in which the employees worked as of December 31, 2019, or a negative ROE of the Group, whichever results in a larger adjustment. For employees in corporate functions and the Asset Resolution Unit, the negative adjustment only applies in the event of a negative ROE of the Group and is not linked to the performance of the divisions. Given the pre-tax loss in the Investment Banking & Capital Markets division for 2019, a negative adjustment has been applied to performance share awards held by employees in that division. The basis for the ROE calculation may vary from year to year, depending on the Compensation Committee's determination for the year in which the performance shares are granted.

On February 28, 2020, the Group granted 50.7 million performance share awards with a total value of CHF 553 million. The number of performance share awards granted to employees was generally determined by dividing the deferred component of variable compensation being granted as performance share awards by the average price of a Group share over the five consecutive trading days ended March 5, 2020. The fair value of each performance share award was CHF 10.81, the Group share price on the grant date. The majority of performance share awards granted include the right to receive dividend equivalents on vested shares. The estimated unrecognized compensation expense of CHF 519 million was determined based on the fair value of the awards on the grant date, includes the current estimated outcome of the relevant performance criteria and estimated future forfeitures and will be recognized over the vesting period, subject to early retirement rules.

Performance share awards granted for previous years

For compensation year	2019	2018	2017
Performance shares awarded (million)	50.7	46.1	26.5
Value of performance shares awarded (CHF million)	553	532	478
Fair value of each performance share awarded (CHF) ¹	10.81	11.75	17.22

¹ Based on the Group's share price on the grant date.

Performance share award activities

	2019		2018		2017	
	Number of performance share awards in million	Weighted-average grant-date fair value in CHF	Number of performance share awards in million	Weighted-average grant-date fair value in CHF	Number of performance share awards in million	Weighted-average grant-date fair value in CHF
Performance share awards						
Balance at beginning of period	51.7	16.33	54.2	15.88	48.4	19.11
Granted	45.4	11.60	26.5	16.98	31.8 ¹	14.41
Settled	(22.6)	16.51	(26.3)	16.07	(23.9)	20.41
Forfeited	(1.9)	13.67	(2.7)	16.26	(2.1)	16.38
Balance at end of period	72.4	13.38	51.7	16.33	54.2	15.88
of which vested	6.7	—	5.4	—	6.7	—
of which unvested	65.7	—	46.3	—	47.5	—

¹ Includes an adjustment for performance share awards granted in the second quarter of 2017 to compensate for the proportionate dilution of Group shares resulting from the rights offering approved on May 10, 2017. The number of deferred share-based awards held by each individual was increased by 3.64%. The terms and conditions of the adjusted shares were the same as the existing share-based awards, thereby ensuring that holders of the awards were neither advantaged nor disadvantaged by the additional performance shares granted.

Contingent Capital Awards

CCA were granted in February 2020, 2019 and 2018 to managing directors and directors as part of the 2019, 2018 and 2017 deferred variable compensation and have rights and risks similar to those of certain contingent capital instruments issued by the Group in the market. CCA are scheduled to vest on the third anniversary of the grant date, other than those granted to individuals classified as risk managers or senior managers under the UK PRA Remuneration Code or similar regulations in other jurisdictions, where CCA vest on the fifth and seventh anniversaries of the grant date, respectively, and will be expensed over the vesting period. CCA generally provide a conditional right to receive semi-annual cash payments of interest equivalents until settled, with rates being dependent upon the vesting period and currency of denomination. CCA granted in 2020, 2019 and 2018 that vest five or seven years from the date of grant are not eligible for semi-annual cash payments of interest equivalents.

- CCA granted in 2020, 2019 and 2018 that are denominated in US dollars and vest three years from the date of grant receive interest equivalents at a rate of 3.77%, 4.46% and 3.05%, respectively, per annum over the six-month US dollar London Interbank Offered Rate (LIBOR); and
- CCA granted in 2020, 2019 and 2018 that are denominated in Swiss francs and vest three years from the date of grant receive interest equivalents at a rate of 3.29%, 3.73% and 2.24%, respectively, per annum over the six-month Swiss franc LIBOR.

The rates were set in line with market conditions at the time of grant and existing high-trigger and low-trigger contingent capital instruments that the Group has issued. For CCA granted in February 2020, employees who received compensation in Swiss francs received CCA denominated in Swiss francs and all other employees received CCA denominated in US dollars.

As CCA qualify as going concern loss-absorbing capital of the Group, the timing and form of distribution upon settlement is subject to approval by FINMA. At settlement, employees will receive either a contingent capital instrument or a cash payment based on the fair value of the CCA. The fair value will be determined by the Group. In the case of a cash settlement, the CCA award will be converted into the local currency of each respective employee.

CCA have loss-absorbing features such that prior to settlement, the principal amount of the CCA would be written down to zero and forfeited if any of the following trigger events were to occur:

- the Group's reported common equity tier 1 (CET1) ratio falls below 7%; or
- FINMA determines that cancellation of the CCA and other similar contingent capital instruments is necessary, or that the Group requires public sector capital support, in either case to prevent it from becoming insolvent or otherwise failing.

On February 28, 2020, the Group awarded CHF 268 million of CCA that will be expensed over the vesting period. The estimated unrecognized compensation expense of CHF 257 million was

determined based on the fair value of the awards on the grant date and includes the current estimated outcome of the relevant performance criteria, the estimated future forfeitures and the expected semi-annual cash payments of interest equivalents and will be recognized over the vesting period.

Contingent Capital Awards granted for previous years

For compensation year	2019	2018	2017
CCA awarded (CHF million)	268	299	241

Contingent Capital share awards

In March 2016, the Group executed a voluntary exchange offer, under which employees had the right to voluntarily convert all or a portion of their respective CCA into Contingent Capital share awards. Each Contingent Capital share award had a grant-date fair value of CHF 14.45 and contains the same contractual term, vesting period, performance criteria and other terms and conditions as the original CCA.

Contingent Capital share award activities

	2019	2018	2017
Contingent Capital share awards (million)			
Balance at beginning of period	3.4	8.4	13.5
Granted	0.0	0.0	0.3 ¹
Settled	(3.3)	(4.9)	(5.0)
Forfeited	0.0	(0.1)	(0.4)
Balance at end of period	0.1	3.4	8.4
of which vested	0.0	0.7	1.3
of which unvested	0.1	2.7	7.1

¹ Includes an adjustment for Contingent Capital share awards granted in the second quarter of 2017 to compensate for the proportionate dilution of Group shares resulting from the rights offering approved on May 18, 2017. The number of deferred share-based awards held by each individual was increased by 3.64%. The terms and conditions of the adjusted shares were the same as the existing share-based awards, thereby ensuring that holders of the awards were neither advantaged nor disadvantaged by the additional Contingent Capital shares granted.

Capital Opportunity Facility awards

As part of the 2011 annual compensation process, the Group awarded a portion of deferred variable compensation for senior employees in the form of 2011 Partner Asset Facility (PAF2) units. PAF2 units were essentially fixed income structured notes that are exposed to a portion of the credit risk that arises in the Group's derivative activities, including both current and possible future swaps and other derivative transactions.

PAF2 awards were linked to a portfolio of the Group's credit exposures, providing risk offset and capital relief. Due to regulatory changes, this capital relief would no longer be available. As a result, the Group restructured the awards, requiring PAF2 holders to reallocate the exposure of their awards from the pool of counterparty credit risks in the original PAF2 structure to one of the following options, or a combination thereof:

- i) Capital Opportunity Facility (COF): participants elected for their award to be referenced to a COF. The COF is a seven-year facility that is linked to the performance of a portfolio of risk-transfer and capital mitigation transactions to be entered into with the Group chosen by a COF management team. The value of the COF awards will be reduced if there are losses from the COF portfolio, up to the full amount of the award. Participants who elect the COF will receive semi-annual US dollar cash distributions of 6.5% per annum until settlement in cash in 2021, and such semi-annual distributions will reduce the cash settlement amount payable in 2021; and
- ii) CCA: participants elected to receive CCA, with similar terms to the instruments granted as part of the 2013 compensation awards.

Deferred cash awards

Deferred cash awards include certain special awards as well as voluntary deferred compensation plans and employee investment plans. For certain special awards, compensation expense was primarily driven by their vesting schedule; for other deferred cash awards, compensation expense was driven by mark to market and performance adjustments, as the majority of the awards are fully vested.

Deferred fixed cash awards

The Group granted deferred fixed cash compensation during 2019, 2018 and 2017 of CHF 108 million, CHF 98 million and CHF 90 million, respectively, to certain employees in the Americas. This compensation has been expensed in Global Markets, Investment Banking & Capital Markets and International Wealth Management over a three-year vesting period from the grant date. Amortization of this compensation in 2019 totaled CHF 102

million, of which CHF 58 million was related to awards granted in 2019.

Upfront cash awards

In February 2020, certain managing directors and directors in Investment Banking & Capital Markets and Asia Pacific were granted CHF 146 million of upfront cash awards as part of the cash component of their 2019 variable compensation. In 2019, certain managing directors and directors in the Asia Pacific division were granted CHF 47 million of upfront cash awards. These awards are subject to repayment (clawback) by the employee in the event of voluntary resignation, termination for cause or in connection with other specified events or conditions within three years of the award grant. The amount subject to repayment is reduced in equal monthly installments during the three-year period following the grant date. The expense recognition will occur over the three-year vesting period, subject to service conditions. Amortization of this compensation in 2019 totaled CHF 21 million.

Retention awards

The Group granted deferred cash and stock retention awards during 2019, 2018 and 2017 of CHF 40 million, CHF 25 million and CHF 65 million, respectively. These awards are expensed over the applicable vesting period from the grant date. Amortization of these awards totaled CHF 22 million in 2019.

Delivered shares

The Group fully covered its share delivery obligations through market purchases in 2019, 2018 and 2017.

30 Related parties

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions, or if another party controls both. The Group's related parties include key management personnel, close family members of key management personnel and entities that are controlled, significantly influenced, or for which significant voting power is held, by key management personnel or their close family members. Key management personnel are those individuals having authority and responsibility for planning, directing and controlling the activities of the Group, that is, members of the Executive Board and the Board of Directors.

Banking relationships

The Group is a global financial services provider. Many of the members of the Executive Board and the Board of Directors, their close family members or companies associated with them maintain banking relationships with the Group. The Group or any of its banking subsidiaries may from time to time enter into financing and other banking agreements with companies in which current members of the Executive Board or the Board of Directors have a significant influence as defined by the SEC, such as holding executive and/or board level roles in these companies. With the exception of the transactions described below, relationships with

members of the Executive Board or the Board of Directors and such companies are in the ordinary course of business and are entered into on an arm's length basis. Also, unless otherwise noted, all loans to members of the Executive Board, members of the Board of Directors, their close family members or companies associated with them were made in the ordinary course of business, were made on substantially the same terms, including interest rates and collateral, as those prevailing at the time for comparable transactions with other persons and did not involve more than the normal risk of collectability or present other unfavorable features. As of December 31, 2019, 2018 and 2017, there were no loan exposures to such related parties that were not made in the ordinary course of business and at prevailing market conditions.

Related party loans

Executive Board and Board of Directors loans

The majority of loans outstanding to members of the Executive Board and the Board of Directors are mortgages or loans against securities.

All mortgage loans to members of the Executive Board are granted either with variable or fixed interest rates over a certain period. Typically, mortgages are granted for periods of up to ten years. Interest rates applied are based on refinancing costs plus a margin, and interest rates and other terms are consistent with those applicable to other employees. Loans against securities are granted at interest rates and on terms applicable to such loans granted to other employees. The same credit approval and risk assessment procedures apply to members of the Executive Board as for other employees. Unless otherwise noted, all loans to members of the Executive Board were made in the ordinary course of business and substantially on the same terms, including interest rates and collateral, as those prevailing at the time for comparable transactions with other persons and in consideration of the terms which apply to all Group employees. These loans did not involve more than the normal risk of collectability or present other unfavorable features. The highest loan outstanding to an Executive Board member was CHF 17 million to Helman Sitohang as of December 31, 2019.

Members of the Board of Directors with loans, including the Chairman of the Board of Directors, do not benefit from employee conditions, but are subject to conditions applied to clients with a comparable credit standing. Unless otherwise noted, all loans to members of the Board of Directors were made in the ordinary course of business and substantially on the same terms, including interest rates and collateral, as those prevailing at the time for comparable transactions with other persons. Such loans did not involve more than the normal risk of collectability or present other unfavorable features.

Executive Board and Board of Directors loans

in	2019	2018	2017
Executive Board loans (CHF million)			
Balance at beginning of period	33¹	26	25
Additions	13	8	3
Reductions	(14)	(1)	(2)
Balance at end of period	32¹	33	26
Board of Directors loans (CHF million)			
Balance at beginning of period	10²	11	10
Additions	3	0	1
Reductions	(4)	(1)	0
Balance at end of period	9²	10	11

¹ The number of individuals with outstanding loans was eight at the beginning of the year and five at the end of the year.

² The number of individuals with outstanding loans was four at the beginning and the end of the year.

Equity method investees loans

The Group or its subsidiaries grant loans to equity method investees in the normal course of business.

→ Refer to "Note 40 – Significant subsidiaries and equity method investments" for a list of equity method investments.

Loans made by the Group or any subsidiaries to equity method investees

in	2019	2018	2017
Loans to equity method investees (CHF million)			
Balance at beginning of period	253	173	173
Net borrowings/(repayments)	46	80 ¹	0
Balance at end of period	299	253¹	173

¹ Prior period balance has been corrected.

Other related party transaction

In December 2018, a subsidiary of the Group executed a transaction with an affiliate to sell a minority interest in a trading platform for a gain of approximately USD 80 million.

Liabilities due to own pension plans

Liabilities due to the Group's own defined benefit pension plans as of December 31, 2019 and 2018 of CHF 703 million and CHF 735 million, respectively, were reflected in various liability accounts in the Group's consolidated balance sheets.

31 Pension and other post-retirement benefits

The Group sponsors defined contribution pension plans, defined benefit pension plans and other post-retirement defined benefit plans.

Defined contribution pension plans

Defined contribution plans provide each participant with an individual account. The benefits to be provided to a participant are solely based on the contributions made to that employee's account and are affected by income, expenses and gains and losses allocated to the account. As such, there are no stipulations of a defined annuity benefit at retirement and the participants bear the full actuarial as well as investment risk.

The Group contributes to various defined contribution pension plans primarily in the US and the UK as well as other countries throughout the world. During 2019, 2018 and 2017, the Group contributed to these plans and recognized as expense CHF 167 million, CHF 153 million and CHF 165 million, respectively.

Defined benefit pension and other post-retirement defined benefit plans

Defined benefit pension plans

Defined benefit pension plans are pension plans that define specific benefits for an employee upon that employee's retirement. These benefits are usually determined by taking into account the employee's salary, years of service and age of retirement. Retirees bear neither the actuarial risk (for example, the risk that the retirees of the plan live longer than expected), nor the investment risk (that is, that plan assets invested and associated returns will be insufficient to meet the expected benefits due to low or negative returns on contributions). The Group's funding policy for these plans is in accordance with local laws and tax requirements.

Swiss pension plan

The Group's most significant defined benefit pension plan, the Credit Suisse Swiss Pension Plan (Swiss pension plan), is located and covers its employees in Switzerland and is set up as a trust domiciled in Zurich. The Swiss pension plan provides benefits in the event of retirement, death and disability and meets or exceeds the minimum benefits required under the Swiss Federal Law on Occupational Retirement, Survivors' and Disability Pension Plans (BVG). Benefits in the Swiss pension plan are determined on the basis of the accumulated employer and employee contributions and accumulated interest credited. Although the Swiss pension plan is largely defined contribution in nature, it is treated as a defined benefit plan under US GAAP, mainly due to a guaranteed minimum return on contributions and guaranteed payment of lifetime pensions. As of December 31, 2019 and 2018, the Swiss pension plan comprised 71% and 69%, respectively, of all the Group's employees participating in defined benefit plans, 81% and 82%, respectively, of the fair value of plan assets, and 82% and 83%, respectively, of the pension benefit obligation of the Group's defined benefit plans.

Employee contributions in the savings section depend on their age and are determined as a percentage of the pensionable salary. The employees can select between three different levels of contributions which vary between 5% and 14% depending on their age. The Group's contribution varies between 7.5% and 25% of the pensionable salary depending on the employee's age.

The Swiss Federal council sets the minimum statutory interest rate on savings balances on an annual basis that applies to the BVG minimum pensionable salary (1.0% as of January 1, 2020 and 2019). The statutory interest rate on savings balances does not apply to extra mandatory benefits. The Board of Trustees of the Swiss pension fund sets the interest rate to be applied on the accumulated savings balance on an annual basis.

When employees retire, their savings balance is converted into an annuity and the conversion rate is the percentage used to convert the assets accrued in the Swiss pension plan to an annual lifetime retirement pension. The level of the conversion rate depends on the life expectancy of future retirees and on the long-term potential for returns in the capital markets. The Board of Trustees of the Swiss pension plan has the responsibility to set the conversion rates for the plan. Decisions on conversion rates are to be set for a planning horizon of at least eight years.

In 2019, Credit Suisse announced an amendment to its existing Swiss defined benefit pension plan and the introduction of a new Swiss defined contribution plan. Effective January 1, 2020, savings contributions on gross salary components exceeding a certain threshold will be credited to a new Swiss defined contribution plan and no longer paid into the lump-sum component of the existing Swiss defined benefit pension plan. In the new Swiss defined contribution plan, insured employees can select the investment strategy and will bear the investment risk. These changes resulted in a reduction of the Swiss pension plan liabilities and an increase in the overall funding surplus of the existing Swiss defined benefit pension plan of CHF 428 million (CHF 338 million, net of tax) which was recognized as a prior service credit in the second quarter of 2019. The plan amendment triggered a revaluation of plan assets and liabilities based on the first quarter of 2019 market data, resulting in an actuarial gain and an additional increase in the overall funding surplus of the Swiss defined benefit pension plan of CHF 406 million (CHF 323 million, net of tax). The total increase in the overall funding surplus of the Swiss defined benefit pension plan was reflected in Other assets – defined benefit pension and post-retirement plan assets.

International pension plans

Various defined benefit pension plans cover the Group's employees outside Switzerland. These plans provide benefits in the event of retirement, death, disability or termination of employment. Retirement benefits under the international pension plans depend on age, contributions and salary. The Group's principal defined benefit pension plans outside Switzerland are located in the US and in the UK. Both of these plans are funded, closed to

new participants and have ceased accruing new benefits. Smaller defined benefit pension plans, both funded and unfunded, are operated in other locations.

In 2019, the plan assets and liabilities of the defined benefit pension plan in the UK were transferred from Credit Suisse Securities (Europe) Limited to Credit Suisse International under a flexible apportionment arrangement in accordance with UK law. The transfer triggered an interim re-measurement of the plan assets and liabilities based on year-to-date performance and market data through the end of August 2019, resulting in an actuarial gain and an increase in the overall funding surplus of the defined benefit pension plan in the UK. The total increase in the overall funding surplus of CHF 156 million was reflected in Other assets

– defined benefit pension and post-retirement plan assets and also resulted in an increase in accumulated other comprehensive income in shareholder's equity of CHF 118 million, net of tax.

Other post-retirement defined benefit plan

In the US, the Group has a defined benefit plan that provides post-retirement benefits other than pension benefits that primarily focus on health and welfare benefits for certain retired employees. In exchange for the current services provided by the employee, the Group promises to provide health and welfare benefits after the employee retires. The Group's obligation for that compensation is incurred as employees render the services necessary to earn their post-retirement benefits.

Components of net periodic benefit costs

in	Switzerland			Defined benefit pension plans International			Other post-retirement defined benefit plan International		
	2019	2018	2017	2019	2018	2017	2019	2018	2017
Net periodic benefit costs (CHF million)									
Service costs on benefit obligation	256	242	243	14	16	22	0	0	0
Interest costs on benefit obligation	52	63	57	90	86	91	6	5	6
Expected return on plan assets	(394)	(483)	(473)	(108)	(114)	(133)	0	0	0
Amortization of recognized prior service cost/(credit)	(155)	(126)	(131)	1	0	0	0	0	0
Amortization of recognized actuarial losses/(gains)	293	306	340	19	47	60	3	8	7
Settlement losses/(gains)	41	35	37	0	0	0	0	0	0
Curtailment losses/(gains)	0	(12)	(23)	0	(1)	(10)	0	0	0
Special termination benefits	14	38	19	0	0	0	0	0	0
Net periodic benefit costs/(credits)	107	63	69	16	34	30	9	13	13

Service costs on benefit obligation are reflected in compensation and benefits. Other components of net periodic benefit costs are reflected in general and administrative expenses or, until the end of 2018, in restructuring expenses.

Net periodic benefit costs of defined benefit plans

The net periodic benefit costs for defined benefit pension and other post-retirement defined benefit plans are the costs of the respective plan for a period during which an employee renders services. The actual amount to be recognized is determined using the standard actuarial methodology which considers, among other factors, current service cost, interest cost, expected return on plan assets and the amortization of both prior service costs/(credits) and actuarial losses/(gains) recognized in AOCI.

Service costs on benefit obligation reflected in compensation and benefits – other for 2019, 2018 and 2017 were CHF 270 million, CHF 258 million and CHF 265 million, respectively.

As part of its strategic plan, the Group has launched a number of cost efficiency measures, including headcount reduction. This resulted in curtailment gains of CHF 12 million and CHF 23 million in 2018 and 2017, respectively, reflecting the immediate recognition of a credit relating to the years of service no longer expected to be rendered. Additional costs of CHF 41 million, CHF 35 million and CHF 37 million in 2019, 2018 and 2017, respectively, related to the settlement of the pension obligation for employees in Switzerland whose employment has effectively

been terminated or who have left the Group due to a sale of their business. Special termination benefit costs of CHF 14 million, CHF 38 million and CHF 19 million have been recognized in 2019, 2018 and 2017, respectively, relating to early retirements in Switzerland in the context of the cost efficiency measures.

Benefit obligation

The benefit obligation is expressed as either accumulated benefit obligation (ABO) or PBO. While the ABO refers to the actuarial present value based on employee services rendered prior to that date and takes into account current and past compensation levels, the PBO also applies an assumption as to future compensation levels.

The "Obligations and funded status of the plans" table shows the changes in the PBO, the ABO, the fair value of plan assets and the amounts recognized in the consolidated balance sheets for the defined benefit pension and other post-retirement defined benefit plans.

US GAAP requires an employer to recognize the funded status of the defined benefit pension and other post-retirement defined benefit plans on the balance sheet. The funded status of these plans is determined as the difference between the fair value of

plan assets and the PBO. The funded status may vary from year to year due to changes in the fair value of plan assets and variations of the PBO following changes in the underlying assumptions and membership data used to determine the PBO. In 2019

and 2018, the curtailments, settlements and special termination benefits in Switzerland, which impacted the PBO, related to the headcount reduction in the context of the cost efficiency measures.

Obligations and funded status of the plans

in / end of	Switzerland		Defined benefit pension plans International		Other post-retirement defined benefit plan International	
	2019	2018	2019	2018	2019	2018
PBO (CHF million) ¹						
Beginning of the measurement period	15,432	15,885	2,951	3,390	160	173
Plan participant contributions	206	204	0	0	0	0
Service cost	256	242	14	16	0	0
Interest cost	52	63	90	86	6	5
Plan amendments	(426)	20	0	10	0	0
Settlements	(152)	(125)	0	(1)	0	0
Curtailments	0	(6)	0	(1)	0	0
Special termination benefits	14	38	0	1	0	0
Actuarial losses/(gains)	1,262	(58)	410	(229)	13	(9)
Benefit payments	(662)	(829)	(149)	(233)	(12)	(11)
Exchange rate losses/(gains)	0	0	9	(88)	(3)	2
End of the measurement period	15,979	15,432	3,325	2,951	164	160
Fair value of plan assets (CHF million)						
Beginning of the measurement period	16,225	16,906	3,604	4,088	0	0
Actual return on plan assets	1,767	(454)	487	(141)	0	0
Employer contributions	407	433	130	19	12	11
Plan participant contributions	206	204	0	0	0	0
Settlements	(152)	(125)	0	(1)	0	0
Benefit payments	(662)	(829)	(149)	(233)	(12)	(11)
Exchange rate gains/(losses)	0	0	39	(128)	0	0
End of the measurement period	17,790	16,225	4,111	3,604	0	0
Funded status recognized (CHF million)						
Funded status of the plan – overfunded/(underfunded)	1,811	793	786	653	(164)	(160)
Funded status recognized in the consolidated balance sheet as of December 31	1,811	793	786	653	(164)	(160)
Total amount recognized (CHF million)						
Noncurrent assets	1,811	793	1,068	1,001	0	0
Current liabilities	0	0	(6)	(10)	(11)	(11)
Noncurrent liabilities	0	0	(276)	(338)	(153)	(149)
Net amount recognized in the consolidated balance sheet as of December 31	1,811	793	786	653	(164)	(160)
ABO (CHF million) ²						
End of the measurement period	15,459	14,534	3,294	2,921	164	160

¹ Including estimated future salary increases.

² Excluding estimated future salary increases.

The net amount recognized in the consolidated balance sheets as of December 31, 2019 and 2018 for the defined benefit pension plans was an overfunding of CHF 2,597 million and CHF 1,446 million, respectively.

The remeasurement gain on the Swiss pension plan recorded as of December 31, 2019 consisted of gains on the asset portfolio of CHF 1,373 million, partially offset by losses on the PBO of CHF 1,262 million due to changes in financial and demographic assumptions, primarily a decrease in the discount rate

and updates on the membership data. The remeasurement loss on the Swiss pension plan recorded as of December 31, 2018 consisted of losses on the asset portfolio of CHF 937 million, partially offset by gains on the PBO of CHF 58 million due to changes in financial and demographic assumptions, primarily an increase in the discount rate and updates on the membership data.

The remeasurement loss on the international pension plans recorded as of December 31, 2019 consisted of losses on the

PBO of CHF 410 million due to changes in financial and demographic assumptions, primarily a decrease in the discount rate and updates on the membership data, partially offset by gains on the asset portfolio of CHF 379 million. The remeasurement loss on the international pension plans recorded as of December 31, 2018 consisted of losses on the asset portfolio of CHF 255 million, partially offset by gains on the PBO of CHF 229 million due to changes in financial and demographic assumptions, primarily an increase in the discount rate.

In 2019, there was a special cash contribution made to the defined benefit pension plan in Germany of CHF 111 million. In

2020, the Group expects to contribute CHF 290 million to the Swiss pension plan, CHF 11 million to the international defined benefit pension plans and CHF 11 million to other post-retirement defined benefit plans.

PBO or ABO in excess of plan assets

The following table shows the aggregate PBO and ABO, as well as the aggregate fair value of plan assets for those plans with PBO in excess of plan assets and those plans with ABO in excess of plan assets as of December 31, 2019 and 2018, respectively.

Defined benefit pension plans in which PBO or ABO exceeded plan assets

December 31	PBO exceeds fair value of plan assets ¹		International ABO exceeds fair value of plan assets ¹	
	2019	2018	2019	2018
PBO/ABO exceeded plan assets (CHF million)				
PBO	1,455	1,336	1,443	1,325
ABO	1,431	1,312	1,422	1,304
Fair value of plan assets	1,174	989	1,163	978

¹ Includes only those defined benefit pension plans where the PBO/ABO exceeded the fair value of plan assets.

There were no defined benefit pension plans in Switzerland in which the PBO or the ABO exceeded the plan assets.

Amounts recognized in AOCI and OCI

The following table shows the actuarial gains/(losses), the prior service credits/(costs) and the cumulative effect of accounting changes, which were recorded in AOCI and subsequently recognized as components of net periodic benefit costs.

Amounts recognized in AOCI, net of tax

end of	Defined benefit pension plans		Other post-retirement defined benefit plan		Total	
	2019	2018	2019	2018	2019	2018
Amounts recognized in AOCI (CHF million)						
Actuarial gains/(losses)	(3,618)	(3,951)	(30)	(23)	(3,648)	(3,974)
Prior service credits/(costs)	601	384	3	3	604	387
Cumulative effect of accounting changes	(42)	—	0	—	(42)	—
Total	(3,059)	(3,567)	(27)	(20)	(3,086)	(3,587)

The following table shows the changes in OCI due to actuarial gains/(losses), the prior service credits/(costs) recognized in AOCI during 2019 and 2018, the amortization of the aforementioned items as components of net periodic benefit costs for these periods and the cumulative effect of accounting changes.

Amounts recognized in OCI

in:	Defined benefit pension plans			Other post-retirement defined benefit plan			Total net
	Gross	Tax	Net	Gross	Tax	Net	
2019 (CHF million)							
Actuarial gains/(losses)	82	(29)	53	(12)	3	(9)	44
Prior service credits/(costs)	428	(90)	338	0	0	0	338
Amortization of actuarial losses/(gains)	312	(65)	247	3	(1)	2	249
Amortization of prior service costs/(credits)	(154)	33	(121)	0	0	0	(121)
Immediate recognition due to curtailment/settlement	41	(8)	33	0	0	0	33
Cumulative effect of accounting changes	0	(42)	(42)	0	0	0	(42)
Total	709	(201)	508	(9)	2	(7)	501
2018 (CHF million)							
Actuarial gains/(losses)	(905)	182	(723)	9	(2)	7	(716)
Prior service credits/(costs)	(30)	4	(26)	0	0	0	(26)
Amortization of actuarial losses/(gains)	353	(68)	285	8	(2)	6	291
Amortization of prior service costs/(credits)	(126)	27	(99)	0	0	0	(99)
Immediate recognition due to curtailment/settlement	30	(6)	24	0	0	0	24
Total	(678)	139	(539)	17	(4)	13	(526)

Assumptions

The measurement of both the net periodic benefit costs and the benefit obligation is determined using explicit assumptions, each

of which individually represents the best estimate of a particular future event.

Weighted-average assumptions used to determine net periodic benefit costs and benefit obligation

December 31	Switzerland			Defined benefit pension plans International			Other post-retirement defined benefit plan International		
	2019	2018	2017	2019	2018	2017	2019	2018	2017
Net periodic benefit cost (%)									
Discount rate – service costs	1.19	1.02	1.01	3.28	2.96	2.92	4.38	3.86	4.03
Discount rate – interest costs	0.57	0.41	0.37	3.28	2.77	2.79	3.95	3.28	3.48
Salary increases	0.75	0.50	0.50	2.92	2.97	3.55	–	–	–
Interest rate on savings balances	1.03	0.86	0.85	–	–	–	–	–	–
Expected long-term rate of return on plan assets	2.40	3.00	3.00	3.00	3.22	3.88	–	–	–
Benefit obligation (%)									
Discount rate	0.45	1.03	0.86	2.38	3.30	2.83	3.23	4.37	3.70
Salary increases	1.50	0.75	0.50	2.84	2.90	2.97	–	–	–
Interest rate on savings balances	0.45	1.03	0.86	–	–	–	–	–	–

Net periodic benefit cost and benefit obligation assumptions

The assumptions used to determine the benefit obligation as of the measurement date are also used to calculate the net periodic benefit costs for the 12-month period following this date.

The discount rates are determined based on yield curves, constructed from high-quality corporate bonds currently available and observable in the market and are expected to be available during the period to maturity of the pension benefits. In countries where there is no deep market in high-quality corporate bonds with longer durations, the best available market information, including governmental bond yields and risk premiums, is used to construct the yield curve. Credit Suisse uses the spot rate approach for

valuations, whereby individual spot rates on the yield curve are applied to each year's cash flow in measuring the plan's benefit obligation as well as future service costs and interest costs.

The assumption pertaining to salary increases is used to calculate the PBO, which is measured using an assumption as to future compensation levels.

When Credit Suisse estimates the interest rate on savings balances, expected future changes in the interest rate environment are taken into consideration. Specifically, Credit Suisse uses the cash flow weighted average of the yield curve used for the discount rate as the best estimate for the interest rate on savings balances for these long term projections.

The expected long-term rate of return on plan assets assumption is applied to the market-related value of assets to calculate the expected return on plan assets as a component of the net periodic benefit costs. It reflects the average rate of returns expected on the funds invested or to be invested to provide for the benefits included in the PBO. In estimating that rate, appropriate consideration is given to the returns being earned by the plan assets and the rates of return expected to be available for reinvestment. The expected long-term rate of return on plan assets is based on total return forecasts, expected volatility and correlation estimates, reflecting interrelationships between and within asset classes held. Where possible, similar, if not related, approaches are followed to forecast returns for the various asset classes.

The expected long-term rate of return on debt securities reflects both accruing interest and price returns. The probable long-term relationship between the total return and certain exogenous variables is used, which links the total return forecasts on debt securities to forecasts of the macroeconomic environment.

The expected long-term rate of ROE securities is based on a two-stage dividend discount model which considers economic

and market forecasts to compute a market-implied equity risk premium. Dividends are estimated using market consensus earnings and the historical payout ratio. A subsequent scenario analysis is used to stress test the level of the return.

The expected long-term rate of return on real estate is based on economic models that reflect both the rental and the capital market side of the direct real estate market. This allows for a replicable and robust forecasting methodology for expected returns on real estate equity, fund and direct market indices.

The expected long-term rate of return on private equity and hedge funds is estimated by determining the key factors in their historical performance using private equity and hedge fund benchmarks and indices. To capture these factors, multiple linear regression models with lagged returns are used.

Mortality assumptions are based on standard mortality tables and standard models and methodologies for projecting future improvements to mortality as developed and published by external independent actuarial societies and actuarial organizations.

Mortality tables and life expectancies for major plans

		Life expectancy at age 65 for a male member currently				Life expectancy at age 65 for a female member currently			
		aged 65		aged 45		aged 65		aged 45	
December 31		2019	2018	2019	2018	2019	2018	2019	2018
Life expectancy (years)									
Switzerland	BVG 2015 tables ¹	21.6	21.6	23.2	23.2	23.6	23.6	25.2	25.1
UK	SAPS S2 light tables ²	23.2	23.7	24.8	25.3	24.3	24.8	26.1	26.5
US	Pri-2012 mortality tables ³	21.1	21.5	22.2	22.7	23.4	23.8	24.5	24.5

¹ The BVG 2015 tables were used, which included final 2016 CMI projections, with a long-term rate of improvement of 1.25% per annum.

² 95% of Self-Administered Pension Scheme (SAPS) S2 light tables were used, which included final CMI projections, with a long-term rate of improvement of 1.5% per annum.

³ The Private retirement plan 2012 (Pri-2012) mortality tables were used, with projections based on the Social Security Administration's intermediate improvement scale.

Under US GAAP, the assumptions used to value the PBO should always represent the best estimate as of the measurement date. Credit Suisse regularly reviews the actuarial assumptions used to value and measure the defined benefit obligation on a periodic basis as required by US GAAP.

Health care cost assumptions

The health care cost trend is used to determine the appropriate other post-retirement defined benefit costs. In determining those costs, an annual weighted-average rate is assumed in the cost of covered health care benefits.

The following table provides an overview of the assumed health care cost trend rates.

Health care cost trend rates

In / end of	2019	2018	2017
Health care cost trend rate (%)			
Annual weighted-average health care cost trend rate ¹	8.0	8.7	8.3

¹ The annual health care cost trend rate is assumed to decrease gradually to achieve the long-term health care cost trend rate of 5% by 2026.

The annual health care cost trend rate used to determine the net periodic defined benefit costs for 2020 is 8.0%.

Plan assets and investment strategy

Plan assets, which are assets that have been segregated and restricted to provide for plan benefits, are measured at their fair value as of the measurement date.

The Group's defined benefit pension plans employ a total return investment approach, whereby a diversified mix of debt and equity securities and alternative investments, specifically hedge funds and private equity, are used to maximize the long-term return of plan assets while incurring a prudent level of risk. The intent of this strategy is to meet or outperform plan liabilities over the long term. Risk tolerance is established through careful consideration of plan liabilities, plan funded status and corporate financial condition. Furthermore, equity securities are diversified across different geographic regions as well as across growth, value and small and large capitalization stocks. Real estate and alternative investments, such as private equity and hedge funds, are used to enhance long-term returns while improving portfolio diversification. Derivatives may be used to hedge or increase market exposure, but are not used to leverage the portfolio beyond the market

value of the underlying investments. Investment risk is measured and monitored on an ongoing basis through periodic asset/liability studies and quarterly investment portfolio reviews. To limit investment risk, the Group pension plans follow defined strategic asset allocation guidelines. At times of major market uncertainties and stress, these guidelines may be further restricted.

As of December 31, 2019 and 2018, the total fair value of Group equity securities and options was CHF 89 million and CHF 76 million, respectively.

Fair value hierarchy of plan assets

→ Refer to "Fair value measurement" in Note 35 – Financial instruments for discussion of the fair value hierarchy.

Fair value of plan assets

The following tables present the plan assets measured at fair value on a recurring basis as of December 31, 2019 and 2018 for the Group's defined benefit pension plans.

Plan assets measured at fair value on a recurring basis

end of	2019					2018				
	Level 1	Level 2	Level 3	Assets measured at net asset value per share	Total	Level 1	Level 2	Level 3	Assets measured at net asset value per share	Total
Plan assets at fair value (CHF million)										
Cash and cash equivalents	703	0	0	0	703	763	0	0	0	763
Debt securities	6,448	199	0	303	6,950	3,742	150	34	751	4,677
of which corporates	6,448	199	0	303	6,950	3,742	150	34	751	4,677
Equity securities	5,015	0	0	0	5,015	5,113	0	0	0	5,113
Real estate	1,277	0	1,351	0	2,628	875	0	1,345	0	2,220
of which direct	0	0	1,351	0	1,351	0	0	1,297	0	1,297
of which indirect	1,277	0	0	0	1,277	875	0	48	0	923
Alternative investments	0	424	0	2,070	2,494	704	24	0	2,724	3,452
of which private equity	0	0	0	1,561	1,561	0	0	0	1,503	1,503
of which hedge funds	0	385	0	126	511	356	0	0	762	1,118
of which other	0	39	0	383	422	348	24	0	459	831
Switzerland	13,443	623	1,351	2,373	17,790	11,197	174	1,379	3,475	16,225
Cash and cash equivalents	14	104	0	0	118	86	123	0	0	209
Debt securities	2,277	1,016	0	430	3,723	1,669	846	0	328	3,063
of which governments	1,904	9	0	0	1,913	1,574	5	0	0	1,579
of which corporates	373	1,007	0	430	1,810	315	841	0	328	1,484
Equity securities	58	0	0	91	149	52	12	0	74	138
Real estate – indirect	0	0	0	29	29	0	0	0	29	29
Alternative investments	0	(37)	0	45	8	0	19	0	61	80
of which hedge funds	0	0	0	45	45	0	0	0	61	61
of which other	0	(37) [†]	0	0	(37)	0	19 [†]	0	0	19
Other investments	0	84	0	0	84	0	65	0	0	65
International	2,349	1,167	0	595	4,111	2,027	1,085	0	492	3,604
Total plan assets at fair value	15,792	1,790	1,351	2,968	21,901	13,224	1,259	1,379	3,967	19,829

The Swiss pension fund uses exchange-traded futures to manage the economic exposure of the portfolio. Under US GAAP, these futures are not carried at fair value as they are settled on a daily basis and are considered brokerage receivables and payables. Consequently, they are excluded from this table. These futures increased/(decreased) the economic exposure to cash and cash equivalents by CHF (585) million and CHF (86) million in 2019 and 2018, respectively, and (increased)/decreased the economic exposure to equity securities by CHF (585) million and CHF (86) million in 2019 and 2018, respectively.

[†] Primarily related to derivative instruments.

Plan assets measured at fair value on a recurring basis for level 3

	Balance at beginning of period	Transfers in	Transfers out	Actual return on plan assets On assets still held at reporting date	On assets sold during the period	Purchases, sales, settlements	Foreign currency translation impact	Balance at end of period
2019 (CHF million)								
Debt securities – corporates	34	0	(34)	0	0	0	0	0
Real estate	1,345	0	(48)	54	0	0	0	1,351
of which direct	1,297	0	0	54	0	0	0	1,351
of which indirect	48	0	(48)	0	0	0	0	0
Total plan assets at fair value	1,379	0	(82)	54	0	0	0	1,351
of which Switzerland	1,379	0	(82)	54	0	0	0	1,351
2018 (CHF million)								
Debt securities – corporates	37	0	0	0	0	(3)	0	34
Real estate	1,257	0	0	53	0	35	0	1,345
of which direct	1,244	0	0	53	0	0	0	1,297
of which indirect	13	0	0	0	0	35	0	48
Total plan assets at fair value	1,294	0	0	53	0	32	0	1,379
of which Switzerland	1,294	0	0	53	0	32	0	1,379

Qualitative disclosures of valuation techniques used to measure fair value

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents includes money market instruments such as bankers' acceptances, certificates of deposit, CP, book claims, treasury bills, other rights and commingled funds. Valuations of money market instruments and commingled funds are generally based on observable inputs.

Debt securities

Debt securities include government and corporate bonds which are generally quoted in active markets or as units in mutual funds. Debt securities for which market prices are not available, are valued based on yields reflecting the perceived risk of the issuer and the maturity of the security, recent disposals in the market or other modeling techniques, which may involve judgment. Units in mutual funds which are not directly quoted on a public stock exchange and/or for which a fair value is not readily determinable are measured at fair value using NAV.

Equity securities

Equity securities held include common equity shares, convertible bonds and shares in investment companies and units in mutual funds. The common equity shares are generally traded on public stock exchanges for which quoted prices are regularly available. Convertible bonds are generally valued using observable pricing sources. Shares in investment companies and units in mutual funds, which are not directly quoted on a public stock exchange and/or for which a fair value is not readily determinable, are measured at fair value using NAV.

Real estate

Real estate includes direct real estate as well as investments in real estate investment companies, trusts or mutual funds. Direct

real estate is initially measured at its transaction price, which is the best estimate of fair value. Thereafter, direct real estate is individually measured at fair value based on a number of factors that include any recent rounds of financing involving third-party investors, comparable company transactions, multiple analyses of cash flows or book values, or discounted cash flow analyses. The availability of information used in these modeling techniques is often limited and involves significant judgment in evaluating these different factors over time. Real estate investment companies, trusts and mutual funds which are not directly quoted on a public stock exchange and/or for which a fair value is not readily determinable are measured at fair value using NAV.

Alternative investments

Private equity includes direct investments, investments in partnerships that make private equity and related investments in various portfolio companies and funds and fund of funds partnerships. Private equity consists of both publicly traded securities and private securities. Publicly traded investments that are restricted or that are not quoted in active markets are valued based on publicly available quotes with appropriate adjustments for liquidity or trading restrictions. Private equity is valued taking into account a number of factors, such as the most recent round of financing involving unrelated new investors, earnings multiple analyses using comparable companies or discounted cash flow analyses. Private equity for which a fair value is not readily determinable is measured at fair value using NAV provided by the general partner.

Hedge funds that are not directly quoted on a public stock exchange and/or for which a fair value is not readily determinable are measured at fair value using NAV provided by the fund administrator.

Derivatives

Derivatives include both OTC and exchange-traded derivatives. The fair value of OTC derivatives is determined on the basis of inputs that include those characteristics of the derivative that have a bearing on the economics of the instrument. The determination of the fair value of many derivatives involves only a limited degree of subjectivity since the required inputs are generally observable in the marketplace. Other more complex derivatives may use unobservable inputs. Such inputs include long-dated volatility assumptions on OTC option transactions and recovery rate assumptions for credit derivative transactions. The fair value of exchange-traded derivatives is typically derived from the observable exchange prices and/or observable inputs.

Plan asset allocation

The following table shows the plan asset allocation as of the measurement date calculated based on the fair value at that date including the performance of each asset class.

Plan asset allocation

December 31	Switzerland		International	
	2019	2018	2019	2018
Weighted-average (%)				
Cash and cash equivalents	3.9	4.7	2.9	5.8
Debt securities	59.1	28.8	90.6	85.0
Equity securities	28.2	31.5	3.6	3.8
Real estate	14.8	13.7	0.7	0.8
Alternative investments	14.0	21.3	0.2	2.2
Insurance	0.0	0.0	2.0	2.4
Total	100.0	100.0	100.0	100.0

The following table shows the target plan asset allocation for 2020 in accordance with the Group's investment strategy. The target plan asset allocation is used to determine the expected return on plan assets to be considered in the net periodic benefit costs for 2020.

2020 target plan asset allocation

	Switzerland	International
Weighted-average (%)		
Cash and cash equivalents	5.0	0.3
Debt securities	35.0	93.7
Equity securities	30.0	2.2
Real estate	15.0	0.6
Alternative investments	15.0	1.2
Insurance	0.0	2.0
Total	100.0	100.0

Estimated future benefit payments

The following table shows the estimated future benefit payments for defined benefit pension and other post-retirement defined benefit plans.

Estimated future benefit payments

	Defined benefit pension plans	Other post-retirement defined benefit plan
Payments (CHF million)		
2020	1,025	11
2021	937	12
2022	905	12
2023	907	11
2024	904	11
For five years thereafter	4,431	47

32 Derivatives and hedging activities

Derivatives are generally either privately negotiated OTC contracts or standard contracts transacted through regulated exchanges. The Group's most frequently used freestanding derivative products, entered into for trading and risk management purposes, include interest rate, credit default and cross-currency swaps, interest rate and foreign exchange options, interest rate and foreign exchange forward contracts and foreign exchange and interest rate futures.

The Group also enters into contracts that are not considered derivatives in their entirety but include embedded derivative features. Such transactions primarily include issued and purchased structured debt instruments where the return may be calculated by reference to an equity security, index or third-party credit risk, or that have non-standard interest or foreign exchange terms.

On the date a derivative contract is entered into, the Group designates it as belonging to one of the following categories:

- trading activities;
- a risk management transaction that does not qualify as a hedge under accounting standards (referred to as an economic hedge);
- a hedge of the fair value of a recognized asset or liability;
- a hedge of the variability of cash flows to be received or paid relating to a recognized asset or liability or a forecasted transaction; or
- a hedge of a net investment in a foreign operation.

Trading activities

The Group is active in most of the principal trading markets and transacts in many trading and hedging products. As noted above, this includes the use of swaps, futures, options and structured products, such as custom transactions using combinations of derivatives, in connection with its sales and trading activities. Trading activities include market making, positioning and arbitrage activities. The majority of the Group's derivatives were used for trading activities.

Economic hedges

Economic hedges arise when the Group enters into derivative contracts for its own risk management purposes, but the contracts entered into do not qualify for hedge accounting under US GAAP. These economic hedges include the following types:

- interest rate derivatives to manage net interest rate risk on certain core banking business assets and liabilities;
- foreign exchange derivatives to manage foreign exchange risk on certain core banking business revenue and expense items, as well as on core banking business assets and liabilities;
- credit derivatives to manage credit risk on certain loan portfolios;

- futures to manage risk on equity positions including convertible bonds; and
- equity derivatives to manage equity/index risks on certain structured products.

Derivatives used in economic hedges are included as trading assets or trading liabilities in the consolidated balance sheets.

Hedge accounting

Fair value hedges

The Group designates fair value hedges as part of an overall interest rate risk management strategy that incorporates the use of derivative instruments to minimize fluctuations in earnings that are caused by interest rate volatility. The Group uses derivatives to hedge for changes in fair value as a result of the interest rate risk associated with loans and long-term debt instruments.

Cash flow hedges

The Group hedges the variability in interest cash flows on mortgages and loans by using interest rate swaps to convert variable rate assets to fixed rates. Further, the Group uses foreign currency forwards to hedge the foreign currency risk associated with certain forecasted transactions. As of the end of 2019, the maximum length of time over which the Group hedged its exposure to the variability in future cash flows for forecasted transactions, excluding those forecasted transactions related to the payment of variable interest on existing financial instruments, was 12 months.

Net investment hedges

The Group designates net investment hedges as part of its strategy to hedge selected net investments in foreign operations against adverse movements in foreign exchange rates, typically using forward foreign exchange contracts.

Hedge effectiveness assessment

The Group assesses the effectiveness of hedging relationships both prospectively and retrospectively. The prospective assessment is made both at the inception of a hedging relationship and on an ongoing basis, and requires the Group to justify its expectation that the relationship will be highly effective over future periods. The retrospective assessment is also performed on an ongoing basis and requires the Group to determine whether or not the hedging relationship has actually been effective.

Fair value of derivative instruments

The tables below present gross derivative replacement values by type of contract and whether the derivative is used for trading purposes or in a qualifying hedging relationship. Notional amounts have also been provided as an indication of the volume of derivative activity within the Group.

Information on bifurcated embedded derivatives has not been included in these tables. Under US GAAP, the Group elected to account for substantially all financial instruments with an

embedded derivative that is not considered clearly and closely related to the host contract at fair value.

→ Refer to "Note 35 – Financial instruments" for further information.

Fair value of derivative instruments

	Trading			Hedging ¹		
	Notional amount	Positive replacement value (PRV)	Negative replacement value (NRV)	Notional amount	Positive replacement value (PRV)	Negative replacement value (NRV)
end of 2019						
Derivative instruments (CHF billion)						
Forwards and forward rate agreements	6,226.5	0.9	0.9	0.0	0.0	0.0
Swaps	9,183.5	50.8	48.4	113.2	0.5	0.1
Options bought and sold (OTC)	1,355.4	16.3	16.4	0.0	0.0	0.0
Futures	264.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (exchange-traded)	103.4	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0
Interest rate products	17,133.0	68.3	65.9	113.2	0.5	0.1
Forwards	1,073.5	8.0	9.1	14.1	0.1	0.1
Swaps	389.5	10.9	13.7	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (OTC)	270.8	3.0	3.5	0.0	0.0	0.0
Futures	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (exchange-traded)	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Foreign exchange products	1,743.0	21.9	26.3	14.1	0.1	0.1
Forwards	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Swaps	175.2	4.3	4.6	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (OTC)	213.6	7.7	7.3	0.0	0.0	0.0
Futures	41.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (exchange-traded)	427.2	5.4	5.1	0.0	0.0	0.0
Equity/index-related products	858.2	17.4	17.0	0.0	0.0	0.0
Credit derivatives ²	538.1	6.2	7.2	0.0	0.0	0.0
Forwards	13.2	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0
Swaps	11.6	1.0	0.5	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (OTC)	15.5	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0
Futures	14.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (exchange-traded)	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Other products ³	56.8	1.4	0.7	0.0	0.0	0.0
Total derivative instruments	20,329.1	115.2	117.1	127.3	0.6	0.2

The notional amount, PRV and NRV (trading and hedging) was CHF 20,456.4 billion, CHF 115.8 billion and CHF 117.3 billion, respectively, as of December 31, 2019.

¹ Relates to derivative contracts that qualify for hedge accounting under US GAAP.

² Primarily credit default swaps.

³ Primarily precious metals, commodity and energy products.

Fair value of derivative instruments (continued)

end of 2018	Trading			Hedging ¹		
	Notional amount	Positive replacement value (PRV)	Negative replacement value (NRV)	Notional amount	Positive replacement value (PRV)	Negative replacement value (NRV)
Derivative instruments (CHF billion)						
Forwards and forward rate agreements	7,477.7	3.6	3.7	0.0	0.0	0.0
Swaps	13,148.6 ²	49.0	45.4	116.5 ²	0.1	0.2
Options bought and sold (OTC)	2,027.6	17.0	17.1	0.0	0.0	0.0
Futures	256.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (exchange-traded)	111.1	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0
Interest rate products	23,021.8 ²	69.9	66.5	116.5 ²	0.1	0.2
Forwards	1,124.5	9.5	10.5	12.0	0.1	0.1
Swaps	456.6	14.4	17.4	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (OTC)	313.0	3.9	4.3	0.0	0.0	0.0
Futures	10.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (exchange-traded)	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Foreign exchange products	1,906.1	27.8	32.2	12.0	0.1	0.1
Forwards	0.7	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0
Swaps	152.6	4.0	5.1	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (OTC)	211.9	7.3	6.5	0.0	0.0	0.0
Futures	39.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (exchange-traded)	356.7	11.9	14.4	0.0	0.0	0.0
Equity/index-related products	761.1	23.4	26.1	0.0	0.0	0.0
Credit derivatives ³	469.4	5.4	6.6	0.0	0.0	0.0
Forwards	8.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
Swaps	13.5	1.5	0.6	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (OTC)	9.5	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
Futures	9.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Options bought and sold (exchange-traded)	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Other products ⁴	42.4	1.7	0.8	0.0	0.0	0.0
Total derivative instruments	26,200.8 ²	128.2	132.2	128.5 ²	0.2	0.3

The notional amount, PRV and NRV (trading and hedging) was CHF 26,329.3 billion, CHF 128.4 billion and CHF 132.5 billion, respectively, as of December 31, 2018.

¹ Relates to derivative contracts that qualify for hedge accounting under US GAAP.

² Prior period has been corrected.

³ Primarily credit default swaps.

⁴ Primarily precious metals, commodity and energy products.

Gains or (losses) on fair value hedges

	2019	2018	2017
in	Net interest income	Trading revenues	Trading revenues
Interest rate products (CHF million)			
Hedged items	(1,721)	423	290
Derivatives designated as hedging instruments	1,550	(415)	(285)
Net gains/(losses) on the ineffective portion	—	8	5

As a result of the adoption of ASU 2017-12 on January 1, 2019, the gains/(losses) on interest rate risk hedges are included in net interest income, while in prior periods they were recorded in trading revenue. Additionally, the gains/(losses) on the ineffective portion are no longer separately measured and reported. The accrued interest on fair value hedges is recorded in net interest income and is excluded from this table.

Hedged items in fair value hedges

	2019		
end of	Hedged items		
	Carrying amount	Hedging adjustments ¹	Discontinued hedges ²
Assets and liabilities (CHF billion)			
Net loans	15.2	0.1	0.7
Long-term debt	65.8	1.2	0.3

¹ Relates to cumulative amount of fair value hedging adjustments included in the carrying amount.

² Relates to cumulative amount of fair value hedging adjustments remaining for any hedged items for which hedge accounting has been discontinued.

Cash flow hedges

in	2019	2018	2017
Interest rate products (CHF million)			
Gains/(losses) recognized in AOCI on derivatives	85	(76)	(56)
Gains/(losses) reclassified from AOCI into interest and dividend income	3	(85)	(11)
Foreign exchange products (CHF million)			
Gains/(losses) recognized in AOCI on derivatives	4	(95)	(30)
Trading revenues	(7)	(37)	(17)
Other revenues	(4)	(6)	(7)
Total other operating expenses	(16)	(5)	0
Gains/(losses) reclassified from AOCI into income	(27)	(48)	(24)
Gains/(losses) excluded from the assessment of effectiveness reported in trading revenues ¹	(20)	–	–
Interest rate and foreign exchange products (CHF million)			
Net gains/(losses) on the ineffective portion	–	0	(1) ²

As a result of the adoption of ASU 2017-12 on January 1, 2019 the gains/(losses) on the ineffective portion are no longer separately measured and reported.

¹ Related to the forward points of a foreign currency forward.

² Included in trading revenues.

The net gain associated with cash flow hedges expected to be reclassified from AOCI within the next 12 months was CHF 25 million.

Net investment hedges

in	2019	2018	2017
Foreign exchange products (CHF million)			
Gains/(losses) recognized in the cumulative translation adjustments section of AOCI	(138)	133	(475)
Gains/(losses) reclassified from the cumulative translation adjustments section of AOCI into other revenues	0	(2)	8

The Group includes all derivative instruments not included in hedge accounting relationships in its trading activities.

→ Refer to "Note 7 – Trading revenues" for gains and losses on trading activities by product type.

Disclosures relating to contingent credit risk

Certain of the Group's derivative instruments contain provisions that require it to maintain a specified credit rating from each of the major credit rating agencies. If the ratings fall below the level specified in the contract, the counterparties to the agreements could request payment of additional collateral on those derivative instruments that are in a net liability position. Certain of the derivative contracts also provide for termination of the contract, generally upon a downgrade of either the Group or the counterparty. Such derivative contracts are reflected at close-out costs.

The following table provides the Group's current net exposure from contingent credit risk relating to derivative contracts with bilateral counterparties and SPEs that include credit support agreements, the related collateral posted and the additional collateral required in a one-notch, two-notch and a three-notch downgrade event, respectively. The table also includes derivative contracts with contingent credit risk features without credit support agreements that have accelerated termination event conditions. The current net exposure for derivative contracts with bilateral counterparties and contracts with accelerated termination event conditions is the aggregate fair value of derivative instruments that were in a net liability position. For SPEs, the current net exposure is the contractual amount that is used to determine the collateral payable in the event of a downgrade. The contractual amount could include both the NRV and a percentage of the notional value of the derivative.

Contingent credit risk

end of	2019				2018			
	Bilateral counterparties	Special purpose entities	Accelerated terminations	Total	Bilateral counterparties	Special purpose entities	Accelerated terminations	Total
Contingent credit risk (CHF billion)								
Current net exposure	3.1	0.0	0.3	3.4	3.6	0.1	0.3	4.0
Collateral posted	2.7	0.1	–	2.8	3.4	0.1	–	3.5
Impact of a one-notch downgrade event	0.1	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.0	0.2
Impact of a two-notch downgrade event	0.2	0.0	0.0	0.2	0.9	0.0	0.1	1.0
Impact of a three-notch downgrade event	0.7	0.1	0.1	0.9	1.0	0.1	0.2	1.3

The impact of a downgrade event reflects the amount of additional collateral required for bilateral counterparties and special purpose entities and the amount of additional termination expenses for accelerated terminations, respectively.

Credit derivatives

Credit derivatives are contractual agreements in which the buyer generally pays a fee in exchange for a contingent payment by the seller if there is a credit event on the underlying referenced entity or asset. They are generally privately negotiated OTC contracts, with numerous settlement and payment terms, and most are structured so that they specify the occurrence of an identifiable credit event, which can include bankruptcy, insolvency, receivership, material adverse restructuring of debt or failure to meet obligations when due.

The Group enters into credit derivative contracts in the normal course of business, buying and selling protection to facilitate client transactions and as a market maker. This includes providing structured credit products for its clients to enable them to hedge their credit risk. The referenced instruments of these structured credit products are both investment grade and non-investment grade and could include corporate bonds, sovereign debt, ABS and loans. These instruments can be formed as single items (single-named instruments) or combined on a portfolio basis (multi-named instruments). The Group purchases protection to economically hedge various forms of credit exposure, for example, the economic hedging of loan portfolios or other cash positions. Finally, the Group also takes proprietary positions which can take the form of either purchased or sold protection.

The credit derivatives most commonly transacted by the Group are CDS and credit swaptions. CDSs are contractual agreements in which the buyer of the swap pays an upfront and/or a periodic fee in return for a contingent payment by the seller of the swap following a credit event of the referenced entity or asset. Credit swaptions are options with a specified maturity to buy or sell protection under a CDS on a specific referenced credit event.

In addition, to reduce its credit risk, the Group enters into legally enforceable netting agreements with its derivative counterparties. Collateral on these derivative contracts is usually posted on a net counterparty basis and cannot be allocated to a particular derivative contract.

→ Refer to "Note 27 – Offsetting of financial assets and financial liabilities" for further information on netting.

Credit protection sold

Credit protection sold is the maximum potential payout, which is based on the notional value of derivatives and represents the amount of future payments that the Group would be required to make as a result of credit risk-related events. The Group believes that the maximum potential payout is not representative of the actual loss exposure based on historical experience. This amount has not been reduced by the Group's rights to the underlying assets and the related cash flows. In accordance with most credit derivative contracts, should a credit event (or settlement trigger) occur, the Group is usually liable for the difference between the credit protection sold and the recourse it holds in the value of the underlying assets. The maximum potential amount of future payments has not been reduced for any cash collateral paid to a

given counterparty as such payments would be calculated after netting all derivative exposures, including any credit derivatives with that counterparty in accordance with a related master netting agreement. Due to such netting processes, determining the amount of collateral that corresponds to credit derivative exposures only is not possible.

To reflect the quality of the payment risk on credit protection sold, the Group assigns an internally generated rating to those instruments referenced in the contracts. Internal ratings are assigned by experienced credit analysts based on expert judgment that incorporates analysis and evaluation of both quantitative and qualitative factors. The specific factors analyzed, and their relative importance, are dependent on the type of counterparty. The analysis emphasizes a forward-looking approach, concentrating on economic trends and financial fundamentals, and making use of peer analysis, industry comparisons and other quantitative tools. External ratings and market information are also used in the analysis process where available.

Credit protection purchased

Credit protection purchased represents those instruments where the underlying reference instrument is identical to the reference instrument of the credit protection sold. The maximum potential payout amount of credit protection purchased for each individual identical underlying reference instrument may be greater or lower than the notional amount of protection sold.

The Group also considers estimated recoveries that it would receive if the specified credit event occurred, including both the anticipated value of the underlying referenced asset that would, in most instances, be transferred to the Group and the impact of any purchased protection with an identical reference instrument and product type.

Other protection purchased

In the normal course of business, the Group purchases protection to offset the risk of credit protection sold that may have similar, but not identical, reference instruments, and may use similar, but not identical, products, which reduces the total credit derivative exposure. Other protection purchased is based on the notional value of the instruments.

The Group purchases its protection from banks and broker dealers, other financial institutions and other counterparties.

Fair value of credit protection sold

The fair values of the credit protection sold give an indication of the amount of payment risk, as the negative fair values increase when the potential payment under the derivative contracts becomes more probable.

Credit protection sold/purchased

The following tables do not include all credit derivatives and differ from the credit derivatives in the "Fair value of derivative instruments" table. This is due to the exclusion of certain credit derivative instruments under US GAAP, which defines a credit

derivative as a derivative instrument (a) in which one or more of its underlyings are related to the credit risk of a specified entity (or a group of entities) or an index based on the credit risk of a group of entities and (b) that exposes the seller to potential loss from credit risk-related events specified in the contract.

Total return swaps (TRS) of CHF 16.7 billion and CHF 9.7 billion as of December 31, 2019 and 2018, respectively, were also excluded because a TRS does not expose the seller to potential loss from credit risk-related events specified in the contract. A TRS only provides protection against a loss in asset value and not against additional amounts as a result of specific credit events.

Credit protection sold/purchased

end of	2019					2018				
	Credit protection sold	Credit protection purchased ¹	Net credit protection (sold)/purchased	Other protection purchased	Fair value of credit protection sold	Credit protection sold	Credit protection purchased ¹	Net credit protection (sold)/purchased	Other protection purchased	Fair value of credit protection sold
Single-name instruments (CHF billion)										
Investment grade ²	(52.6)	47.9	(4.7)	11.5	0.5	(46.0)	43.1	(2.9)	11.8	0.2
Non-investment grade	(32.1)	29.5	(2.6)	16.1	0.9	(26.2)	24.3	(1.9)	17.7	(0.2)
Total single-name instruments	(84.7)	77.4	(7.3)	27.6	1.4	(72.2)	67.4	(4.8)	29.5	0.0
of which sovereign	(17.2)	15.4	(1.8)	4.1	0.0	(16.4)	15.0	(1.4)	5.5	(0.1)
of which non-sovereign	(67.5)	62.0	(5.5)	23.5	1.4	(55.8)	52.4	(3.4)	24.0	0.1
Multi-name instruments (CHF billion)										
Investment grade ²	(109.5)	108.9	(0.6)	44.0	0.7	(102.9)	102.4	(0.5)	25.1	(0.8)
Non-investment grade	(27.7)	24.5	(3.2)	17.1 ³	1.0	(26.5)	25.3	(1.2)	8.4 ³	0.1
Total multi-name instruments	(137.2)	133.4	(3.8)	61.1	1.7	(129.4)	127.7	(1.7)	33.5	(0.7)
of which sovereign	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.2)	0.2	0.0	0.0	0.0
of which non-sovereign	(137.2)	133.4	(3.8)	61.1	1.7	(129.2)	127.5	(1.7)	33.5	(0.7)
Total instruments (CHF billion)										
Investment grade ²	(162.1)	156.8	(5.3)	55.5	1.2	(148.9)	145.5	(3.4)	36.9	(0.6)
Non-investment grade	(59.6)	54.0	(5.6)	33.2	1.9	(52.7)	49.6	(3.1)	26.1	(0.1)
Total instruments	(221.8)	210.8	(11.1)	88.7	3.1	(201.6)	195.1	(6.5)	63.0	(0.7)
of which sovereign	(17.2)	15.4	(1.8)	4.1	0.0	(16.6)	15.2	(1.4)	5.5	(0.1)
of which non-sovereign	(204.7)	195.4	(9.3)	84.6	3.1	(185.0)	179.9	(5.1)	57.5	(0.6)

¹ Represents credit protection purchased with identical underlyings and recoveries.

² Based on internal ratings of BBB and above.

³ Includes synthetic securitised loan portfolios.

The following table reconciles the notional amount of credit derivatives included in the table "Fair value of derivative instruments" to the table "Credit protection sold/purchased".

Credit derivatives

end of	2019	2018
Credit derivatives (CHF billion)		
Credit protection sold	221.9	201.6
Credit protection purchased	210.8	195.1
Other protection purchased	88.7	63.0
Other instruments ¹	16.7	9.7
Total credit derivatives	538.1	469.4

¹ Consists of total return swaps and other derivative instruments.

The segregation of the future payments by maturity range and underlying risk gives an indication of the current status of the potential for performance under the derivative contracts.

Maturity of credit protection sold

end of	Maturity less than 1 year	Maturity between 1 to 5 years	Maturity greater than 5 years	Total
2019 (CHF billion)				
Single-name instruments	19.2	60.6	4.9	84.7
Multi-name instruments	41.9	79.6	15.5	137.2
Total instruments	61.1	140.4	20.4	221.9
2018 (CHF billion)				
Single-name instruments	13.1	54.9	4.2	72.2
Multi-name instruments	28.8	80.6	20.0	129.4
Total instruments	41.9	135.5	24.2	201.6

33 Guarantees and commitments

Guarantees

In the ordinary course of business, guarantees are provided that contingently obligate the Group to make payments to third parties if the counterparty fails to fulfill its obligation under a borrowing or other contractual arrangement. The total gross amount disclosed within the Guarantees table reflects the maximum potential payment under the guarantees. The carrying value represents the

higher of the initial fair value (generally the related fee received or receivable) less cumulative amortization and the Group's current best estimate of payments that will be required under existing guarantee arrangements.

Guarantees provided by the Group are classified as follows: credit guarantees and similar instruments, performance guarantees and similar instruments, derivatives and other guarantees.

Guarantees

end of	Maturity less than 1 year	Maturity between 1 to 3 years	Maturity between 3 to 5 years	Maturity greater than 5 years	Total gross amount	Total net amount ¹	Carrying value	Collateral received
2019 (CHF million)								
Credit guarantees and similar instruments	2,206	262	185	471	3,114	3,061	10	1,655
Performance guarantees and similar instruments	4,942	3,059	668	188	8,857	7,833	31	2,793
Derivatives ²	13,194	2,665	695	690	17,244	17,244	295	— ³
Other guarantees	4,257	1,385	367	493	6,503	6,457	64	4,003
Total guarantees	24,599	7,362	1,915	1,842	35,718	34,595	400	8,451
2018 (CHF million)								
Credit guarantees and similar instruments	2,228	439	218	398	3,283	3,194	14	1,748
Performance guarantees and similar instruments	5,008	1,344	552	240	7,144	6,278	44	3,153
Derivatives ^{2,4}	16,228	3,995	1,256	778	22,257	22,257	919	— ³
Other guarantees	4,325	1,405	640	517	6,887	6,814	56	4,169
Total guarantees	27,789	7,183	2,666	1,933	39,571	38,543	1,033	9,070

¹ Total net amount is computed as the gross amount less any participations.

² Excludes derivative contracts with certain active commercial and investment banks and certain other counterparties, as such contracts can be cash settled and the Group had no basis to conclude it was probable that the counterparties held, at inception, the underlying instruments.

³ Collateral for derivatives accounted for as guarantees is not significant.

⁴ Prior period has been corrected.

Credit guarantees and similar instruments

Credit guarantees and similar instruments are contracts that require the Group to make payments should a third party fail to do so under a specified existing credit obligation. The position includes standby letters of credit, commercial and residential mortgage guarantees and other guarantees associated with VIEs.

Standby letters of credit are made in connection with the corporate lending business and other corporate activities, where the Group provides guarantees to counterparties in the form of standby letters of credit, which represent obligations to make payments to third parties if the counterparties fail to fulfill their obligations under a borrowing arrangement or other contractual obligation.

Commercial and residential mortgage guarantees are made in connection with the Group's commercial mortgage activities in the US, where the Group sells certain commercial and residential mortgages to Fannie Mae and agrees to bear a percentage of the losses triggered by the borrowers failing to perform on the mortgage. The Group also issues guarantees that require it to reimburse Fannie Mae for losses on certain whole loans underlying mortgage-backed securities issued by Fannie Mae, which

are triggered by borrowers failing to perform on the underlying mortgages.

The Group also provides guarantees to VIEs and other counterparties under which it may be required to buy assets from such entities upon the occurrence of certain triggering events such as rating downgrades and/or substantial decreases in the fair value of those assets.

Performance guarantees and similar instruments

Performance guarantees and similar instruments are arrangements that require contingent payments to be made when certain performance-related targets or covenants are not met. Such covenants may include a customer's obligation to deliver certain products and services or to perform under a construction contract. Performance guarantees are frequently executed as part of project finance transactions. The position includes private equity fund guarantees and guarantees related to residential mortgage securitization activities.

For private equity fund guarantees, the Group has provided investors in private equity funds sponsored by a Group entity guarantees on potential obligations of certain general partners to return

amounts previously paid as carried interest to those general partners if the performance of the remaining investments declines. To manage its exposure, the Group generally withholds a portion of carried interest distributions to cover any repayment obligations. In addition, pursuant to certain contractual arrangements, the Group is obligated to make cash payments to certain investors in certain private equity funds if specified performance thresholds are not met.

Further, as part of the Group's residential mortgage securitization activities in the US, the Group may guarantee the collection by the servicer and remittance to the securitization trust of prepayment penalties. The Group will have to perform under these guarantees in the event the servicer fails to remit the prepayment penalties.

Derivatives

Derivatives which may also have the characteristics of a guarantee are issued in the ordinary course of business, generally in the form of written put options. Such derivative contracts do not meet the characteristics of a guarantee if they are cash settled and the Group has no basis to conclude it is probable that the counterparties held, at inception, the underlying instruments related to the derivative contracts. The Group has concluded that these conditions were met for certain active commercial and investment banks and certain other counterparties, and accordingly, the Group has reported such contracts as derivatives only.

The Group manages its exposure to these derivatives by engaging in various hedging strategies to reduce its exposure. For some contracts, such as written interest rate caps or foreign exchange options, the maximum payout is not determinable as interest rates or exchange rates could theoretically rise without limit. For these contracts, notional amounts were disclosed in the table above in order to provide an indication of the underlying exposure. In addition, the Group carries all derivatives at fair value in the consolidated balance sheets and has considered the performance triggers and probabilities of payment when determining those fair values. It is more likely than not that written put options that are in-the-money to the counterparty will be exercised, for which the Group's exposure was limited to the carrying value reflected in the table.

Other guarantees

Other guarantees include bankers' acceptances, residual value guarantees, deposit insurance, contingent considerations in business combinations, the minimum value of an investment in mutual funds or private equity funds and all other guarantees that were not allocated to one of the categories above.

Deposit-taking banks and securities dealers in Switzerland and certain other European countries are required to ensure the payout of privileged deposits in case of specified restrictions or compulsory liquidation of a deposit-taking bank. In Switzerland, deposit-taking banks and securities dealers jointly guarantee an amount of up to CHF 6 billion. Upon occurrence of a payout event triggered by a specified restriction of business imposed

by FINMA or by the compulsory liquidation of another deposit-taking bank, the Group's contribution will be calculated based on its share of privileged deposits in proportion to total privileged deposits. Based on FINMA's estimate for the Group's banking subsidiaries in Switzerland, the Group's share in the deposit insurance guarantee program for the period July 1, 2019 to June 30, 2020 is CHF 0.5 billion. These deposit insurance guarantees were reflected in other guarantees.

Representations and warranties on residential mortgage loans sold

In connection with the Global Markets division's sale of US residential mortgage loans, the Group has provided certain representations and warranties relating to the loans sold. The Group has provided these representations and warranties relating to sales of loans to institutional investors, primarily banks, and non-agency, or private label, securitizations. The loans sold are primarily loans that the Group has purchased from other parties. The scope of representations and warranties, if any, depends on the transaction, but can include: ownership of the mortgage loans and legal capacity to sell the loans; loan-to-value ratios and other characteristics of the property, the borrower and the loan; validity of the liens securing the loans and absence of delinquent taxes or related liens; conformity to underwriting standards and completeness of documentation; and origination in compliance with law. If it is determined that representations and warranties were breached, the Group may be required to repurchase the related loans or indemnify the investors to make them whole for losses. Whether the Group will incur a loss in connection with repurchases and make whole payments depends on: the extent to which claims are made; the validity of such claims made within the statute of limitations (including the likelihood and ability to enforce claims); whether the Group can successfully claim against parties that sold loans to the Group and made representations and warranties to the Group; the residential real estate market, including the number of defaults; and whether the obligations of the securitization vehicles were guaranteed or insured by third parties.

Repurchase claims on residential mortgage loans sold that are subject to arbitration or litigation proceedings, or become so during the reporting period, are not included in this Guarantees and commitments disclosure but are addressed in litigation and related loss contingencies and provisions. The Group is involved in litigation relating to representations and warranties on residential mortgages sold.

→ Refer to "Note 39 – Litigation" for further information.

Disposal-related contingencies and other indemnifications

The Group has certain guarantees for which its maximum contingent liability cannot be quantified. These guarantees are not reflected in the "Guarantees" table and are discussed below.

Disposal-related contingencies

In connection with the sale of assets or businesses, the Group sometimes provides the acquirer with certain indemnification provisions. These indemnification provisions vary by counterparty in scope and duration and depend upon the type of assets or businesses sold. They are designed to transfer the potential risk of certain unquantifiable and unknowable loss contingencies, such as litigation, tax and intellectual property matters, from the acquirer to the seller. The Group closely monitors all such contractual agreements in order to ensure that indemnification provisions are adequately provided for in the Group's consolidated financial statements.

Other indemnifications

The Group provides indemnifications to certain counterparties in connection with its normal operating activities for which it is not possible to estimate the maximum amount that it could be obligated to pay. As a normal part of issuing its own securities, the Group typically agrees to reimburse holders for additional tax withholding charges or assessments resulting from changes in applicable tax laws or the interpretation of those laws. Securities that include these agreements to pay additional amounts generally also include a related redemption or call provision if the obligation to pay the additional amounts results from a change in law or its interpretation and the obligation cannot be avoided by the issuer taking reasonable steps to avoid the payment of additional amounts. Since such potential obligations are dependent on future changes in tax laws, the related liabilities the Group may incur as a result of such changes cannot be reasonably estimated. In light of the related call provisions typically included, the Group does not expect any potential liabilities in respect of tax gross-ups to be material.

The Group is a member of numerous securities exchanges and clearing houses and may, as a result of its membership arrangements, be required to perform if another member defaults and available amounts as defined in the relevant exchange's or clearing house's default waterfalls are not sufficient to cover losses of another member's default. The exchange's or clearing house's default management procedures may provide for cash calls to non-defaulting members which may be limited to the amount (or a multiple of the amount) of the Group's contribution to the guarantee fund. However, if these cash calls are not sufficient to cover losses, the default waterfall and default management procedures may foresee further loss allocation. Furthermore, some clearing house arrangements require members to assume a proportionate

share of non-default losses, if such losses exceed the specified resources allocated for such purpose by the clearing house. Non-default losses result from the clearing house's investment of guarantee fund contributions and initial margin or are other losses unrelated to the default of a clearing member. The Group has determined that it is not possible to reasonably estimate the maximum potential amount of future payments due under the membership arrangements. In addition, the Group believes that any potential requirement to make payments under these membership arrangements is remote.

Other commitments

Irrevocable commitments under documentary credits

Irrevocable commitments under documentary credits include exposures from trade finance related to commercial letters of credit under which the Group guarantees payments to exporters against presentation of shipping and other documents.

Irrevocable loan commitments

Irrevocable loan commitments are irrevocable credit facilities extended to clients and include fully or partially undrawn commitments that are legally binding and cannot be unconditionally cancelled by the Group. Commitments to originate mortgage loans that will be held for sale are considered derivatives for accounting purposes and are not included in this disclosure. Such commitments are reflected as derivatives in the consolidated balance sheets.

Forward reverse repurchase agreements

Forward reverse repurchase agreements represent transactions in which the initial cash exchange of the reverse repurchase transactions takes place on specified future dates. The Group enters into forward reverse repurchase agreements with counterparties that may have existing funded reverse repurchase agreements. Depending on the details of the counterparty contract with Credit Suisse, both a counterparty's existing funded reverse repurchase agreement and any forward reverse repurchase agreements under contract with the same counterparty are considered.

Other commitments

Other commitments include private equity commitments, firm commitments in underwriting securities, commitments arising from deferred payment letters of credit and from acceptances in circulation and liabilities for call and put options on shares and other equity instruments.

Other commitments

end of	Maturity less than 1 year	Maturity between 1 to 3 years	Maturity between 3 to 5 years	Maturity greater than 5 years	Total gross amount	Total net amount ¹	Collateral received
2019 (CHF million)							
Irrevocable commitments under documentary credits	4,434	163	0	0	4,597	4,518	3,077
Irrevocable loan commitments ²	27,145	38,974	48,856	10,152	125,127	120,436	60,118
Forward reverse repurchase agreements	41	0	0	0	41	41	41
Other commitments	630	121	121	58	930	930	127
Total other commitments	32,250	39,258	48,977	10,210	130,695	125,925	63,363
2018 (CHF million)							
Irrevocable commitments under documentary credits	5,056	182	0	0	5,238	5,077	3,651
Irrevocable loan commitments ^{2,3}	26,947	34,188	45,938	11,373	118,446	114,340	59,461
Forward reverse repurchase agreements	31	0	0	0	31	31	31
Other commitments	329	11	119	33	492	492	4
Total other commitments	32,363	34,381	46,057	11,406	124,207	119,940	63,147

¹ Total net amount is computed as the gross amount less any participations.

² Irrevocable loan commitments do not include a total gross amount of CHF 128,294 million and CHF 113,580 million of unused credit limits as of December 31, 2019 and 2018, respectively, which were revocable at the Group's sole discretion upon notice to the client.

³ Prior period has been corrected.

34 Transfers of financial assets and variable interest entities

In the normal course of business, the Group enters into transactions with, and makes use of, SPEs. An SPE is an entity in the form of a trust or other legal structure designed to fulfill a specific limited need of the company that organized it and is generally structured to isolate the SPE's assets from creditors of other entities, including the Group. The principal uses of SPEs are to assist the Group and its clients in securitizing financial assets and creating investment products. The Group also uses SPEs for other client-driven activity, such as to facilitate financings, and for Group tax or regulatory purposes.

Transfers of financial assets

Securitizations

The majority of the Group's securitization activities involve mortgages and mortgage-related securities and are predominantly transacted using SPEs. In a typical securitization, the SPE purchases assets financed by proceeds received from the SPE's issuance of debt and equity instruments, certificates, CP and other notes of indebtedness. These assets and liabilities are recorded on the balance sheet of the SPE and not reflected on the Group's consolidated balance sheet, unless either the Group sold the assets to the entity and the accounting requirements for sale were not met or the Group consolidates the SPE.

The Group purchases commercial and residential mortgages for the purpose of securitization and sells these mortgage loans to SPEs. These SPEs issue commercial mortgage-backed securities (CMBS), residential mortgage-backed securities (RMBS) and ABS that are collateralized by the assets transferred to the SPE and that pay a return based on the returns on those assets. Investors in these mortgage-backed securities or ABS typically have recourse to the assets in the SPEs. Third-party guarantees may further enhance the creditworthiness of the assets. The investors and the SPEs have no recourse to the Group's assets. The Group is typically an underwriter of, and makes a market in, these securities.

The Group also transacts in re-securitizations of previously issued RMBS securities. Typically, certificates issued out of an existing securitization vehicle are sold into a newly created and separate securitization vehicle. Often, these re-securitizations are initiated in order to re-securitize an existing security to give the investor an investment with different risk ratings or characteristics.

The Group also uses SPEs for other asset-backed financings relating to client-driven activity and for Group tax or regulatory purposes. Types of structures included in this category include managed collateralized loan obligations (CLOs), CLOs, leveraged finance, repack and other types of transactions, including life insurance structures, emerging market structures set up for financing, loan participation or loan origination purposes, and other alternative structures created for the purpose of investing in venture capital-like investments. CLOs are collateralized by loans transferred to the CLO vehicle and pay a return based on the returns on the loans. Leveraged finance structures are used to assist in the syndication of certain loans held by the Group, while repack structures are designed to give a client collateralized exposure to specific cash flows or credit risk backed by collateral purchased from the Group. In these asset-backed financing structures, investors typically only have recourse to the collateral of the SPE and do not have recourse to the Group's assets.

When the Group transfers assets into an SPE, it must assess whether that transfer is accounted for as a sale of the assets. Transfers of assets may not meet sale requirements if the assets have not been legally isolated from the Group and/or if the Group's continuing involvement is deemed to give it effective control over the assets. If the transfer is not deemed a sale, it is instead accounted for as a secured borrowing, with the transferred assets as collateral.

Gains and losses on securitization transactions depend, in part, on the carrying values of mortgages and loans involved in the transfer and are allocated between the assets sold and any beneficial interests retained according to the relative fair values at the date of sale.

The Group does not retain material servicing responsibilities from securitization activities.

The following table provides the gains or losses and proceeds from the transfer of assets relating to 2019, 2018 and 2017 securitizations of financial assets that qualify for sale accounting and subsequent derecognition, along with the cash flows between the Group and the SPEs used in any securitizations in which the Group still has continuing involvement, regardless of when the securitization occurred.

Securizations

in	2019	2018	2017
Gains/(losses) and cash flows (CHF million)			
CMBS			
Net gain ¹	10	10	37
Proceeds from transfer of assets	7,757	5,861	6,604
Cash received on interests that continue to be held	162	41	28
RMBS			
Net gain/(loss) ¹	2	(1)	0
Proceeds from transfer of assets	21,566	22,536	14,817
Purchases of previously transferred financial assets or its underlying collateral	(1)	0	(2)
Servicing fees	2	3	3
Cash received on interests that continue to be held	312	576	368
Other asset-backed financings			
Net gain ¹	101	77	31
Proceeds from transfer of assets	11,702	6,422	7,664
Purchases of previously transferred financial assets or its underlying collateral	(763)	(318)	(380)
Fees ²	151	142	135
Cash received on interests that continue to be held	6	3	4

¹ Includes underwriting revenues, deferred origination fees, gains or losses on the sale of collateral to the SPE and gains or losses on the sale of newly issued securities to third parties, but excludes net interest income on assets prior to the securitization. The gains or losses on the sale of the collateral is the difference between the fair value on the day prior to the securitization pricing date and the sale price of the loans.

² Represents management fees and performance fees earned for investment management services provided to managed CLOs.

Continuing involvement in transferred financial assets

The Group may have continuing involvement in the financial assets that are transferred to an SPE, which may take several forms, including, but not limited to, servicing, recourse and guarantee arrangements, agreements to purchase or redeem transferred assets, derivative instruments, pledges of collateral and beneficial interests in the transferred assets. Beneficial interests, which are valued at fair value, include rights to receive all or portions of specified cash inflows received by an SPE, including, but not limited to, senior and subordinated shares of interest, principal, or other cash inflows to be "passed through" or "paid through", premiums due to guarantors, CP obligations, and residual interests, whether in the form of debt or equity.

The Group's exposure resulting from continuing involvement in transferred financial assets is generally limited to beneficial interests typically held by the Group in the form of instruments issued by SPEs that are senior, subordinated or residual tranches. These instruments are held by the Group typically in connection with underwriting or market-making activities and are included in trading assets in the consolidated balance sheets. Any changes in the fair value of these beneficial interests are recognized in the consolidated statements of operations.

Investors usually have recourse to the assets in the SPE and often benefit from other credit enhancements, such as collateral accounts, or from liquidity facilities, such as lines of credit or liquidity put option of asset purchase agreements. The SPE may also enter into a derivative contract in order to convert the yield or currency of the underlying assets to match the needs of the SPE investors, or to limit or change the credit risk of the SPE. The Group may be the provider of certain credit enhancements as well as the counterparty to any related derivative contract.

The following table provides the outstanding principal balance of assets to which the Group continued to be exposed after the transfer of the financial assets to any SPE and the total assets of the SPE as of December 31, 2019 and 2018, regardless of when the transfer of assets occurred.

Principal amounts outstanding and total assets of SPEs resulting from continuing involvement

and of	2019	2018
CHF million		
CMBS		
Principal amount outstanding	21,079	25,330
Total assets of SPE	28,748	35,760
RMBS		
Principal amount outstanding	54,001	40,253
Total assets of SPE	55,595	41,242
Other asset-backed financings		
Principal amount outstanding	27,962	23,036
Total assets of SPE	34,974	47,542

Principal amount outstanding relates to assets transferred from the Group and does not include principal amounts for assets transferred from third parties.

Fair value of beneficial interests

The fair value measurement of the beneficial interests held at the time of transfer and as of the reporting date that result from any continuing involvement is determined using fair value estimation techniques, such as the present value of estimated future cash flows that incorporate assumptions that market participants customarily use in these valuation techniques. The fair value of the assets or liabilities that result from any continuing involvement does not include any benefits from financial instruments that the Group may utilize to hedge the inherent risks.

Key economic assumptions at the time of transfer

→ Refer to "Fair value measurement" in Note 35 – Financial instruments for further information on the fair value hierarchy.

Key economic assumptions used in measuring fair value of beneficial interests at time of transfer

at time of transfer, in	2019		2018		2017	
	CMBS	RMBS	CMBS	RMBS	CMBS	RMBS
CHF million, except where indicated						
Fair value of beneficial interests	549	3,171	662	3,613	445	2,400
of which level 2	455	2,978	640	3,509	444	2,221
of which level 3	94	193	22	103	1	179
Weighted-average life, in years	5.5	5.5	6.6	7.8	10.0	6.0
Prepayment speed assumption (rate per annum), in % ¹	- ² 2.0-37.3		- ² 5.0-13.5		- ² 1.0-22.9	
Cash flow discount rate (rate per annum), in % ³	2.5-8.3	1.5-15.7	3.6-9.8	3.0-13.6	2.4-9.0	2.0-29.5
Expected credit losses (rate per annum), in % ⁴	1.3-1.9	1.5-7.6	1.8-3.1	2.3-7.2	0.6-3.4	0.8-6.3

Transfers of assets in which the Group does not have beneficial interests are not included in this table.

¹ Prepayment speed assumption (PSA) is an industry standard prepayment speed metric used for projecting prepayments over the life of a residential mortgage loan. PSA utilizes the constant prepayment rate (CPR) assumptions. A 100% prepayment assumption assumes a prepayment rate of 0.2% per annum of the outstanding principal balance of mortgage loans in the first month. This increases by 0.2 percentage points thereafter during the term of the mortgage loan, leveling off to a CPR of 6% per annum beginning in the 30th month and each month thereafter during the term of the mortgage loan. 100 PSA equals 6 CPR.

² To deter prepayment, commercial mortgage loans typically have prepayment protection in the form of prepayment lockouts and yield maintenances.

³ The rate is based on the weighted-average yield on the beneficial interests.

⁴ The range of expected credit losses only reflects instruments with an expected credit loss greater than zero unless all of the instruments have an expected credit loss of zero.

Key economic assumptions as of the reporting date

The following table provides the sensitivity analysis of key economic assumptions used in measuring the fair value of beneficial interests held in SPEs as of December 31, 2019 and 2018.

Key economic assumptions used in measuring fair value of beneficial interests held in SPEs

end of	2019			2018		
	CMBS ¹	RMBS	Other asset-backed financing activities ²	CMBS ¹	RMBS	Other asset-backed financing activities ²
CHF million, except where indicated						
Fair value of beneficial interests	399	2,262	751	805	2,006	226
of which non-investment grade	46	711	15	112	307	26
Weighted-average life, in years	6.4	5.7	1.6	5.7	7.9	5.6
Prepayment speed assumption (rate per annum), in % ³	-	3.0-35.7	-	-	2.0-20.0	-
Impact on fair value from 10% adverse change	-	(38.1)	-	-	(22.3)	-
Impact on fair value from 20% adverse change	-	(72.6)	-	-	(43.2)	-
Cash flow discount rate (rate per annum), in % ⁴	2.2-15.2	1.5-36.2	0.7-13.1	3.4-14.3	3.0-21.3	1.0-21.2
Impact on fair value from 10% adverse change	(6.8)	(38.3)	(2.1)	(20.7)	(52.1)	(2.9)
Impact on fair value from 20% adverse change	(13.4)	(74.7)	(4.2)	(37.6)	(101.3)	(5.7)
Expected credit losses (rate per annum), in % ⁵	0.5-8.5	1.1-34.5	0.7-12.8	0.8-4.7	0.6-16.8	1.0-21.2
Impact on fair value from 10% adverse change	(4.1)	(24.1)	(2.0)	(10.2)	(23.8)	(2.4)
Impact on fair value from 20% adverse change	(8.1)	(47.3)	(4.0)	(17.3)	(46.7)	(4.8)

¹ To deter prepayment, commercial mortgage loans typically have prepayment protection in the form of prepayment lockouts and yield maintenances.

² CDOs and CLOs within this category are generally structured to be protected from prepayment risk.

³ PSA is an industry standard prepayment speed metric used for projecting prepayments over the life of a residential mortgage loan. PSA utilizes the CPR assumptions. A 100% prepayment assumption assumes a prepayment rate of 0.2% per annum of the outstanding principal balance of mortgage loans in the first month. This increases by 0.2 percentage points thereafter during the term of the mortgage loan, leveling off to a CPR of 6% per annum beginning in the 30th month and each month thereafter during the term of the mortgage loan. 100 PSA equals 6 CPR.

⁴ The rate is based on the weighted-average yield on the beneficial interests.

⁵ The range of expected credit losses only reflects instruments with an expected credit loss greater than zero unless all of the instruments have an expected credit loss of zero.

These sensitivities are hypothetical and do not reflect economic hedging activities. Changes in fair value based on a 10% or 20% variation in assumptions generally cannot be extrapolated because the relationship of the change in assumption to the change in fair value may not be linear. Also, the effect of a variation in a particular assumption on the fair value of the beneficial

interests is calculated without changing any other assumption. In practice, changes in one assumption may result in changes in other assumptions (for example, increases in market interest rates may result in lower prepayments and increased credit losses), which might magnify or counteract the sensitivities.

Transfers of financial assets where sale treatment was not achieved

The following table provides the carrying amounts of transferred financial assets and the related liabilities where sale treatment was not achieved as of December 31, 2019 and 2018.

→ Refer to "Note 36 – Assets pledged and collateral" for further information.

Carrying amounts of transferred financial assets and liabilities where sale treatment was not achieved

end of	2019	2018
CHF million		
Other asset-backed financings		
Trading assets	279	255
Liability to SPE, included in other liabilities	(279)	(255)

Securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions accounted for as secured borrowings

For securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions accounted for as secured borrowings, US GAAP requires the disclosure of the collateral pledged and the associated risks to which a transferor continues to be exposed after the transfer. This provides an understanding of the nature and risks of short-term collateralized financing obtained through these types of transactions.

Securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions represent collateralized financing transactions used to earn net interest income, increase liquidity or facilitate trading activities. These transactions are collateralized principally by government debt securities, corporate debt securities, asset-backed securities, equity securities and other collateral and have terms ranging from on demand to a longer period of time.

In the event of the Group's default or a decline in fair value of collateral pledged, the repurchase agreement provides the counterparty with the right to liquidate the collateral held or request additional collateral. Similarly, in the event of the Group's default, the securities lending transaction provides the counterparty the right to liquidate the securities borrowed.

The following tables provide the gross obligation relating to securities sold under repurchase agreements, securities lending transactions and obligation to return securities received as collateral by the class of collateral pledged and by remaining contractual maturity as of December 31, 2019 and 2018.

Securities sold under repurchase agreements, securities lending transactions and obligation to return securities received as collateral – by class of collateral pledged

end of	2019	2018
CHF billion		
Government debt securities	14.0	31.1
Corporate debt securities	11.0	9.6
Asset-backed securities	2.5	1.8
Equity securities	0.7	0.0
Other	0.2	0.2
Securities sold under repurchase agreements	28.4	42.7
Government debt securities	0.1	1.4
Corporate debt securities	0.1	0.2
Equity securities	5.4	3.2
Other	0.1	0.2
Securities lending transactions	5.7	5.0
Government debt securities	5.3	3.6
Corporate debt securities	1.8	1.0
Asset-backed securities	0.1	0.1
Equity securities	33.0	37.0
Obligation to return securities received as collateral, at fair value	40.2	41.7
Total	74.3	89.4

Securities sold under repurchase agreements, securities lending transactions and obligation to return securities received as collateral – by remaining contractual maturity

end of	Remaining contractual maturities				Total
	On demand ¹	Up to 30 days ²	31–90 days	More than 90 days	
2019 (CHF billion)					
Securities sold under repurchase agreements	5.2	15.1	5.9	2.2	28.4
Securities lending transactions	5.7	0.0	0.0	0.0	5.7
Obligation to return securities received as collateral, at fair value	40.0	0.1	0.1	0.0	40.2
Total	50.9	15.2	6.0	2.2	74.3
2018 (CHF billion)					
Securities sold under repurchase agreements	7.4	26.3	6.7	2.3	42.7
Securities lending transactions	4.1	0.9	0.0	0.0	5.0
Obligation to return securities received as collateral, at fair value	41.4	0.1	0.2	0.0	41.7
Total	52.9	27.3	6.9	2.3	89.4

¹ Includes contracts with no contractual maturity that may contain termination arrangements subject to a notice period.

² Includes overnight transactions.

→ Refer to "Note 27 – Offsetting of financial assets and financial liabilities" for further information on the gross amount of securities sold under repurchase agreements, securities lending transactions and obligation to return securities received as collateral and the net amounts disclosed in the consolidated balance sheets.

Variable interest entities

As a normal part of its business, the Group engages in various transactions that include entities that are considered VIEs and are grouped into three primary categories: collateralized debt obligations (CDOs)/CLOs, CP conduits and financial intermediation. VIEs are SPEs that typically either lack sufficient equity to finance their activities without additional subordinated financial support or are structured such that the holders of the voting rights do not substantively participate in the gains and losses of the entity. VIEs may be sponsored by the Group or third parties. Such entities are required to be assessed for consolidation, compelling the primary beneficiary to consolidate the VIE. The consolidation assessment requires an entity to determine whether it has the power to direct the activities that most significantly affect the economics of the VIE as well as whether the reporting entity has potentially significant benefits or losses in the VIE. The primary beneficiary assessment must be re-evaluated on an ongoing basis.

Application of the requirements for consolidation of VIEs may require the exercise of significant judgment. In the event consolidation of a VIE is required, the exposure to the Group is limited to that portion of the VIE's assets attributable to any variable interest held by the Group prior to any risk management activities to hedge the Group's net exposure. Any interests held in the VIE by third parties, even though consolidated by the Group, will not typically impact its results of operations.

Transactions with VIEs are generally executed to facilitate securitization activities or to meet specific client needs, such as providing liquidity or investing opportunities, and, as part of these activities, the Group may hold interests in the VIEs. Securitization-related transactions with VIEs involve selling or purchasing assets as well as possibly entering into related derivatives with those VIEs, providing liquidity, credit or other support. Other transactions with VIEs include derivative transactions in the Group's capacity as the prime broker. The Group also enters into lending arrangements with VIEs for the purpose of financing projects or the acquisition of assets. Typically, the VIE's assets are restricted in nature in that they are held primarily to satisfy the obligations of the entity. Further, the Group is involved with VIEs which were formed for the purpose of offering alternative investment solutions to clients. Such VIEs relate primarily to private equity investments, fund-linked vehicles or funds of funds, where the Group acts as structurer, manager, distributor, broker, market maker or liquidity provider.

As a consequence of these activities, the Group holds variable interests in VIEs. Such variable interests consist of financial instruments issued by VIEs and which are held by the Group,

certain derivatives with VIEs or loans to VIEs. Guarantees issued by the Group to or on behalf of VIEs may also qualify as variable interests. For such guarantees, including derivatives that act as guarantees, the notional amount of the respective guarantees is presented to represent the exposure. In general, investors in consolidated VIEs do not have recourse to the Group in the event of a default, except where a guarantee was provided to the investors or where the Group is the counterparty to a derivative transaction involving VIEs.

Total assets of consolidated and non-consolidated VIEs for which the Group has involvement represent the total assets of the VIEs even though the Group's involvement may be significantly less due to interests held by third-party investors. The asset balances for non-consolidated VIEs where the Group has significant involvement represent the most current information available to the Group regarding the remaining principal balance of assets owned. In most cases, the asset balances represent an amortized cost basis without regards to impairments in fair value, unless fair value information is readily available.

The Group's maximum exposure to loss is different from the carrying value of the assets of the VIE. This maximum exposure to loss consists of the carrying value of the Group variable interests held as trading assets, derivatives and loans, the notional amount of guarantees and off-balance sheet commitments to VIEs, rather than the amount of total assets of the VIEs. The maximum exposure to loss does not reflect the Group's risk management activities, including effects from financial instruments that the Group may utilize to economically hedge the risks inherent in these VIEs. The economic risks associated with VIE exposures held by the Group, together with all relevant risk mitigation initiatives, are included in the Group's risk management framework.

The Group has not provided financial or other support to consolidated or non-consolidated VIEs that it was not contractually required to provide.

Collateralized debt and loan obligations

The Group engages in CDO/CLO transactions to meet client and investor needs, earn fees and sell financial assets and, for CLOs, loans. The Group may act as underwriter, placement agent or asset manager and may warehouse assets prior to the closing of a transaction. As part of its structured finance business, the Group purchases loans and other debt obligations from and on behalf of clients for the purpose of securitization. The loans and other debt obligations are sold to VIEs, which in turn issue CDO/CLOs to fund the purchase of assets such as investment grade and high yield corporate debt instruments.

Typically, the collateral manager in a managed CDO/CLO is deemed to be the entity that has the power to direct the activities that most affect the economics of the entity. In a static CDO/CLO this "power" role is more difficult to analyze and may be the sponsor of the entity or the CDS counterparty.

CDO/CLOs provide credit risk exposure to a portfolio of ABS or loans (cash CDO/CLOs) or a reference portfolio of securities or loans (synthetic CDO/CLOs). Cash CDO/CLO transactions hold actual securities or loans whereas synthetic CDO/CLO transactions use CDS to exchange the underlying credit risk instead of using cash assets. The Group may also act as a derivative counterparty to the VIEs, which are typically not variable interests, and may invest in portions of the notes or equity issued by the VIEs. The CDO/CLO entities may have actively managed portfolios or static portfolios.

The securities issued by these VIEs are payable solely from the cash flows of the related collateral, and third-party creditors of these VIEs do not have recourse to the Group in the event of default.

The Group's exposure in CDO/CLO transactions is typically limited to interests retained in connection with its underwriting or market-making activities. Unless the Group has been deemed to have "power" over the entity and these interests are potentially significant, the Group is not the primary beneficiary of the vehicle and does not consolidate the entity. The Group's maximum exposure to loss does not include any effects from financial instruments used to economically hedge the risks of the VIEs.

Commercial paper conduit

The Group acts as the administrator and provider of liquidity and credit enhancement facilities for Alpine Securitization Ltd (Alpine), a multi-seller asset-backed CP conduit used for client and Group financing purposes. Alpine discloses to CP investors certain portfolio and asset data and submits its portfolio to rating agencies for public ratings on its CP. This CP conduit purchases assets such as loans and receivables or enters into reverse repurchase agreements and finances such activities through the issuance of CP backed by these assets. The Group (including Alpine) can enter into liquidity facilities with third-party entities pursuant to which it may be required to purchase assets from these entities to provide them with liquidity and credit support. The financing transactions are structured to provide credit support in the form of over-collateralization and other asset-specific enhancements. Alpine is a separate legal entity that is wholly owned by the Group. However, its assets are available to satisfy only the claims of its creditors. In addition, the Group, as administrator and liquidity facility provider, has significant exposure to and power over the activities of Alpine. Alpine is considered a VIE for accounting purposes and the Group is deemed the primary beneficiary and consolidates this entity.

The overall average maturity of Alpine's outstanding CP was approximately 116 days as of December 31, 2019. Alpine's CP was rated A-1(sf) by Standard & Poor's and P-1(sf) by Moody's and had exposures mainly in reverse repurchase agreements with a Group entity, consumer loans, aircraft loans and leases, car loans and leases, commercial leases and small business loans.

The Group's financial commitment to this CP conduit consists of obligations under liquidity agreements. The liquidity agreements are asset-specific arrangements, which require the Group to provide short-term financing to the CP conduit or to purchase assets from the CP conduit in certain circumstances, including but not limited to, a lack of liquidity in the CP market such that the CP conduit cannot refinance its obligations or a default of an underlying asset. The asset-specific credit enhancements provided by the client seller of the assets remain unchanged as a result of such a purchase. In entering into such agreements, the Group reviews the credit risk associated with these transactions on the same basis that would apply to other extensions of credit.

The Group enters into liquidity facilities with CP conduits administered and sponsored by third parties. These third-party CP conduits are considered to be VIEs for accounting purposes. The Group is not the primary beneficiary and does not consolidate these third-party CP conduits. The Group's financial commitment to these third-party CP conduits consists of obligations under liquidity agreements. The liquidity agreements are asset-specific arrangements, which require the Group to provide short-term financing to the third-party CP conduits or to purchase assets from these CP conduits in certain circumstances, including but not limited to, a lack of liquidity in the CP market such that the CP conduits cannot refinance their obligations or a default of an underlying asset. The asset-specific credit enhancements, if any, provided by the client seller of the assets remain unchanged as a result of such a purchase. In entering into such agreements, the Group reviews the credit risk associated with these transactions on the same basis that would apply to other extensions of credit. In some situations, the Group can enter into liquidity facilities with these third-party CP conduits through Alpine. As of December 31, 2019, the Group's outstanding facilities provided to these third-party conduits through Alpine are not included in the tabular disclosure of non-consolidated VIEs and represent a maximum exposure to loss of CHF 6,159 million and total assets of these non-consolidated VIEs of CHF 13,488 million.

The Group's economic risks associated with the Alpine CP conduit and the third-party CP conduits are included in the Group's risk management framework including counterparty, economic risk capital and scenario analysis.

Financial intermediation

The Group has significant involvement with VIEs in its role as a financial intermediary on behalf of clients.

The Group considers the likelihood of incurring a loss equal to the maximum exposure to be remote because of the Group's risk mitigation efforts, including, but not limited to, economic hedging strategies and collateral arrangements. The Group's economic risks associated with consolidated and non-consolidated VIE exposures arising from financial intermediation, together with all relevant risk mitigation initiatives, are included in the Group's risk management framework.

Financial intermediation consists of securitizations, funds, loans, and other vehicles.

Securitizations

Securitizations are primarily CMBS, RMBS and ABS vehicles. The Group acts as an underwriter, market maker, liquidity provider, derivative counterparty and/or provider of credit enhancements to VIEs related to certain securitization transactions.

The maximum exposure to loss is the carrying value of the loan securities and derivative positions that are variable interests, if any, plus the exposure arising from any credit enhancements the Group provided. The Group's maximum exposure to loss does not include any effects from financial instruments used to economically hedge the risks of the VIEs.

The activities that have the most significant impact on the securitization vehicle are the decisions relating to defaulted loans, which are controlled by the servicer. The party that controls the servicing has the ability to make decisions that significantly affect the result of the activities of the securitization vehicle. If a securitization vehicle has multiple parties that control servicing over specific assets, the Group determines it has power when it has control over the servicing of greater than 50% of the assets in the securitization vehicle. When a servicer or its related party also has an economic interest that has the potential to absorb a significant portion of the gains and/or losses, it will be deemed the primary beneficiary and consolidate the vehicle. If the Group determines that it controls the relevant servicing, it then determines if it has the obligation to absorb losses from, or the right to receive benefits of, the securitization vehicle that could potentially be significant to the vehicle, primarily by evaluating the amount and nature of securities issued by the vehicle that it holds. Factors considered in this analysis include the level of subordination of the securities held as well as the size of the position, based on the percentage of the class of securities and the total deal classes of securities issued. The more subordinated the level of securities held, the more likely it is that the Group will be the primary beneficiary. This consolidation analysis is performed each reporting period based on changes in inventory and the levels of assets remaining in the securitization. The Group typically consolidates securitization vehicles when it is the servicer and has holdings stemming from its role as underwriter. Short-term market making holdings in vehicles are not typically considered to be potentially significant for the purposes of this assessment.

In the case of re-securitizations of previously issued RMBS securities, the re-securitization vehicles are passive in nature and do not have any significant ongoing activities that require management, and decisions relating to the design of the securitization transaction at its inception are the key power relating to the vehicle. Activities at inception include selecting the assets and determining the capital structure. The power over a re-securitization vehicle is typically shared between the Group and the investor(s) involved in the design and creation of the vehicle. The Group concludes that it is the primary beneficiary of a re-securitization

vehicle when it owns substantially all of the bonds issued from the vehicle.

Funds

Funds include investment structures such as mutual funds, funds of funds, private equity funds and fund-linked products where the investors' interest is typically in the form of debt rather than equity, thereby making them VIEs. The Group may have various relationships with such VIEs in the form of structurer, investment advisor, investment manager, administrator, custodian, underwriter, placement agent, market maker and/or as prime broker. These activities include the use of VIEs in structuring fund-linked products, hedge funds of funds or private equity investments to provide clients with investment opportunities in alternative investments. In such transactions, a VIE holds underlying investments and issues securities that provide the investors with a return based on the performance of those investments.

The maximum exposure to loss consists of the fair value of instruments issued by such structures that are held by the Group as a result of underwriting or market-making activities, financing provided to the vehicles and the Group's exposure resulting from principal protection and redemptions features. The investors typically retain the risk of loss on such transactions, but for certain fund types, the Group may provide principal protection on the securities to limit the investors' exposure to downside market risk. The Group's maximum exposure to loss does not include any effects from financial instruments used to economically hedge the risk of the VIEs.

Another model is used to assess funds for consolidation under US GAAP. Rather than the consolidation model which incorporates power and the potential to absorb significant risk and rewards, a previous consolidation model is used which results in the Group being the primary beneficiary and consolidating the funds if it holds more than 50% of their outstanding issuances.

Loans

The Group provides loans to financing vehicles owned or sponsored by clients or third-parties. These tailored lending arrangements are established to purchase, lease or otherwise finance and manage clients' assets and include financing of specified client assets, of an individual single-asset used by the client or business ventures. The respective owner of the assets or manager of the businesses provides the equity in the vehicle.

The maximum exposure to loss is the carrying value of the Group's loan exposure, which is subject to the same credit risk management procedures as loans issued directly to clients. The clients' creditworthiness is carefully reviewed, loan-to-value ratios are strictly set and, in addition, clients provide equity, additional collateral or guarantees, all of which significantly reduce the Group's exposure. The Group considers the likelihood of incurring a loss equal to the maximum exposure to be remote because of the Group's risk mitigation efforts, which includes over-collateralization and effective monitoring to ensure that a sufficient loan-to-value ratio is maintained.

The third-party sponsor of the VIE will typically have control over the assets during the life of the structure and have the potential to absorb significant gains and losses; the Group is typically not the primary beneficiary of these structures and will not have to consolidate them. However, a change in the structure, such as a default of the sponsor, may result in the Group gaining control over the assets. If the Group's lending is significant, it may then be required to consolidate the entity.

Other

Other includes additional vehicles where the Group provides financing and trust preferred issuance vehicles. Trust preferred issuance vehicles are utilized to assist the Group in raising capital-efficient financing. The VIE issues preference shares which are guaranteed by the Group and uses the proceeds to purchase the debt of the Group. The Group's guarantee of its own debt

is not considered a variable interest and, as it has no holdings in these vehicles, the Group has no maximum exposure to loss. Non-consolidated VIEs include only the total assets of trust preferred issuance vehicles, as the Group has no variable interests with these entities.

Consolidated VIEs

The Group has significant involvement with VIEs in its role as a financial intermediary on behalf of clients. The Group consolidates all VIEs related to financial intermediation for which it was the primary beneficiary.

The consolidated VIEs table provides the carrying amounts and classifications of the assets and liabilities of consolidated VIEs as of December 31, 2019 and 2018.

Consolidated VIEs in which the Group was the primary beneficiary

				Financial intermediation			
end of	CDO/ CLO	CP Conduit	Securi- tizations	Funds	Loans	Other	Total
2019 (CHF million)							
Cash and due from banks	6	1	71	11	39	10	138
Trading assets	75	0	1,554	62	1,063	14	2,788
Other investments	0	0	0	113	1,052	247	1,412
Net loans	0	325	53	1	29	241	649
Other assets	1	21	638	4	87	943	1,694
of which loans held-for-sale	0	0	93	0	0	0	93
of which premises and equipment	0	0	0	0	36	8	44
Total assets of consolidated VIEs	82	347	2,316	211	2,270	1,455	6,681
Trading liabilities	0	0	0	0	8	0	8
Short-term borrowings	0	4,885	0	0	0	0	4,885
Long-term debt	7	0	1,614	1	13	36	1,671
Other liabilities	0	54	1	4	92	146	297
Total liabilities of consolidated VIEs	7	4,939	1,615	5	113	182	6,661
2018 (CHF million)							
Cash and due from banks	15	1	68	17	52	20	173
Trading assets	72	0	1,602	418	944	12	3,048
Other investments	0	0	0	153	1,073	279	1,505
Net loans	0	0	119	0	23	245	387
Other assets	57	16	863	4	72	1,037	2,049
of which loans held-for-sale	57	0	107	0	3	0	167
of which premises and equipment	0	0	0	0	39	0	39
Total assets of consolidated VIEs	144	17	2,652	592	2,164	1,593	7,162
Trading liabilities	0	0	0	0	3	0	3
Short-term borrowings	0	5,465	0	0	0	0	5,465
Long-term debt	48	0	1,437	174	26	29	1,764
Other liabilities	0	43	1	8	98	127	277
Total liabilities of consolidated VIEs	48	5,508	1,488	182	127	156	7,509

Non-consolidated VIEs

The non-consolidated VIEs table provides the carrying amounts and classification of the assets of variable interests recorded in the Group's consolidated balance sheets, maximum exposure to loss and total assets of the non-consolidated VIEs.

Total variable interest assets for which the company has involvement represent the carrying value of the variable interests in non-consolidated VIEs that are recorded in the consolidated balance sheet of the Group (for example, direct holdings in investment funds, loans and other receivables).

Maximum exposure to loss represents the carrying value of total variable interest assets in non-consolidated VIEs of the Group and the notional amounts of guarantees and off-balance sheet commitments which are variable interests that have been extended to non-consolidated VIEs. Such amounts, particularly notional amounts of derivatives, guarantees and off-balance sheet commitments, do not represent the anticipated losses in connection with these transactions as they do not take into consideration the effect of collateral, recoveries or the probability of loss. In addition, they exclude the effect of offsetting financial instruments that are held to mitigate these risks and have not been reduced by unrealized losses previously recorded by the Group in connection with guarantees, off-balance sheet commitments or derivatives.

Total assets of non-consolidated VIEs are the assets of the non-consolidated VIEs themselves and are typically unrelated to the exposures the Group has with these entities due to variable interests held by third-party investors. Accordingly, these amounts are not considered for risk management purposes.

Certain VIEs have not been included in the following table, including VIEs structured by third parties in which the Group's interest is in the form of securities held in the Group's inventory, certain repurchase financings to funds and single-asset financing vehicles not sponsored by the Group to which the Group provides financing but has very little risk of loss due to over-collateralization and/or guarantees, failed sales where the Group does not have any other holdings and other entities out of scope.

Non-consolidated VIEs

end of	CDO/ CLO	Financial intermediation				Total
		Securi- fications	Funds	Loans	Other	
2019 (CHF million)						
Trading assets	290	4,897	962	109	4,311	10,509
Net loans	456	904	1,945	7,930	709	11,944
Other assets	3	26	518	0	380	927
Total variable interest assets	689	5,827	3,425	8,039	5,400	23,380
Maximum exposure to loss	785	7,664	3,430	12,239	5,937	30,055
Total assets of non-consolidated VIEs	8,057	141,608	128,984	25,590	35,998	340,237
2018 (CHF million)						
Trading assets	209	4,527	927	183	3,703	9,549
Net loans	154	1,475	1,591	5,246	430	8,896
Other assets	3	19	120	0	444	586
Total variable interest assets	366	6,021	2,638	5,429	4,577	19,031
Maximum exposure to loss	366	7,637	2,653	8,680	5,150	24,486
Total assets of non-consolidated VIEs	7,033	96,483	68,258	20,804	31,336	223,914

35 Financial instruments

The disclosure of the Group's financial instruments below includes the following sections:

- Concentration of credit risk;
- Fair value measurement (including fair value hierarchy, transfers between levels; level 3 reconciliation; qualitative and quantitative disclosures of valuation techniques and nonrecurring fair value changes);
- Fair value option; and
- Disclosures about fair value of financial instruments not carried at fair value.

Concentrations of credit risk

Credit risk concentrations arise when a number of counterparties are engaged in similar business activities, are located in the same geographic region or when there are similar economic features

that would cause their ability to meet contractual obligations to be similarly impacted by changes in economic conditions.

The Group regularly monitors the credit risk portfolio by counterparty, industry, country and product to ensure that such potential concentrations are identified, using a comprehensive range of quantitative tools and metrics. Credit limits relating to counterparties and products are managed through counterparty limits which set the maximum credit exposures the Group is willing to assume to specific counterparties over specified periods. Country limits are established to avoid any undue country risk concentration.

From an industry point of view, the combined credit exposure of the Group is diversified. A large portion of the credit exposure is with individual clients, particularly through residential mortgages in Switzerland, or relates to transactions with financial institutions. In both cases, the customer base is extensive and the number

and variety of transactions are broad. For transactions with financial institutions, the business is also geographically diverse, with operations focused in the Americas, Europe and, to a lesser extent, Asia Pacific.

Fair value measurement

A significant portion of the Group's financial instruments is carried at fair value. Deterioration of financial markets could significantly impact the fair value of these financial instruments and the results of operations.

The fair value of the majority of the Group's financial instruments is based on quoted prices in active markets or observable inputs. These instruments include government and agency securities, certain short-term borrowings, most investment grade corporate debt, certain high yield debt securities, exchange-traded and certain OTC derivatives and most listed equity securities.

In addition, the Group holds financial instruments for which no prices are available and which have few or no observable inputs. For these instruments, the determination of fair value requires subjective assessment and judgment, depending on liquidity, pricing assumptions, the current economic and competitive environment and the risks affecting the specific instrument. In such circumstances, valuation is determined based on management's own judgments about the assumptions that market participants would use in pricing the asset or liability, including assumptions about risk. These instruments include certain OTC derivatives, including interest rate, foreign exchange, equity and credit derivatives, certain corporate equity-linked securities, mortgage-related securities, private equity investments and certain loans and credit products, including leveraged finance, certain syndicated loans and certain high yield bonds, and life finance instruments. The fair value measurement disclosures exclude derivative transactions that are daily settled.

The fair value of financial instruments is impacted by factors such as benchmark interest rates, prices of financial instruments issued by third parties, commodity prices, foreign exchange rates and index prices or rates. In addition, valuation adjustments are an integral part of the valuation process when market prices are not indicative of the credit quality of a counterparty, and are applied to both OTC derivatives and debt instruments. The impact of changes in a counterparty's credit spreads (known as credit valuation adjustments) is considered when measuring the fair value of assets, and the impact of changes in the Group's own credit spreads (known as debit valuation adjustments) is considered when measuring the fair value of its liabilities. For OTC derivatives, the impact of changes in both the Group's and the counterparty's credit standing is considered when measuring their fair value, based on current CDS prices. The adjustments also take into account contractual factors designed to reduce the Group's credit exposure to a counterparty, such as collateral

held and master netting agreements. For hybrid debt instruments with embedded derivative features, the impact of changes in the Group's credit standing is considered when measuring their fair value, based on current funded debt spreads.

US GAAP permits a reporting entity to measure the fair value of a group of financial assets and financial liabilities on the basis of the price that would be received to sell a net long position or paid to transfer a net short position for a particular risk exposure in an orderly transaction between market participants at the measurement date. As such, the Group continues to apply bid and offer adjustments to net portfolios of cash securities and/or derivative instruments to adjust the value of the net position from a mid-market price to the appropriate bid or offer level that would be realized under normal market conditions for the net long or net short position for a specific market risk. In addition, the Group reflects the net exposure to credit risk for its derivative instruments where the Group has legally enforceable agreements with its counterparties that mitigate credit risk exposure in the event of default.

Valuation adjustments are recorded in a reasonable and consistent manner that results in an allocation to the relevant disclosures in the notes to the financial statements as if the valuation adjustment had been allocated to the individual unit of account.

Fair value hierarchy

The levels of the fair value hierarchy are defined as follows:

- Level 1: Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities that the Group has the ability to access. This level of the fair value hierarchy provides the most reliable evidence of fair value and is used to measure fair value whenever available.
- Level 2: Inputs other than quoted prices included within level 1 that are observable for the asset or liability, either directly or indirectly. These inputs include: (i) quoted prices for similar assets or liabilities in active markets; (ii) quoted prices for identical or similar assets or liabilities in markets that are not active, that is, markets in which there are few transactions for the asset or liability, the prices are not current or price quotations vary substantially either over time or among market makers, or in which little information is publicly available; (iii) inputs other than quoted prices that are observable for the asset or liability; or (iv) inputs that are derived principally from or corroborated by observable market data by correlation or other means.
- Level 3: Inputs that are unobservable for the asset or liability. These inputs reflect the Group's own assumptions about the assumptions that market participants would use in pricing the asset or liability (including assumptions about risk). These inputs are developed based on the best information available in the circumstances, which include the Group's own data. The Group's own data used to develop unobservable inputs is adjusted if information indicates that market participants would use different assumptions.

The Group records net open positions at bid prices if long, or at ask prices if short, unless the Group is a market maker in such positions, in which case mid-pricing is utilized. Fair value measurements are not adjusted for transaction costs.

Qualitative disclosures of valuation techniques

The following information on the valuation techniques and significant unobservable inputs of the various financial instruments and the section "Uncertainty of fair value measurements at the reporting date from the use of significant unobservable inputs" should be read in conjunction with the tables "Assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis", "Quantitative information about level 3 assets at fair value" and "Quantitative information about level 3 liabilities at fair value".

Central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions

Securities purchased under resale agreements and securities sold under repurchase agreements are measured at fair value using discounted cash flow analysis. Future cash flows are discounted using observable market interest rate repurchase/resale curves for the applicable maturity and underlying collateral of the instruments. As such, the significant majority of both securities purchased under resale agreements and securities sold under repurchase agreements are included in level 2 of the fair value hierarchy. Structured resale and repurchase agreements include embedded derivatives, which are measured using the same techniques as described below for stand-alone derivative contracts held for trading purposes or used in hedge accounting relationships. If the value of the embedded derivative is determined using significant unobservable inputs, those structured resale and repurchase agreements included are classified as level 3 in the fair value hierarchy. The significant unobservable input is funding spread.

Securities purchased under resale agreements are usually fully collateralized or over-collateralized by government securities, money market instruments, corporate bonds, or other debt instruments. In the event of counterparty default, the collateral service agreement provides the Group with the right to liquidate the collateral held.

Debt securities

Foreign governments

Foreign government debt securities typically have quoted prices in active markets and are mainly categorized as level 1 instruments. Valuations of foreign government debt securities for which market prices are not available are based on yields reflecting credit rating, historical performance, delinquencies, loss severity, the maturity of the security, recent transactions in the market or other modeling techniques, which may involve judgment. Those securities where the price or model inputs are observable in the market are categorized as level 2 instruments, while those securities where prices are not observable and significant model inputs are unobservable are categorized as level 3 of the fair value hierarchy.

Corporates

Corporate bonds are priced to reflect current market levels either through recent market transactions or broker or dealer quotes. Where a market price for the particular security is not directly available, valuations are obtained based on yields reflected by other instruments in the specific or similar entity's capital structure and adjusting for differences in seniority and maturity, benchmarking to a comparable security where market data is available (taking into consideration differences in credit, liquidity and maturity), or through the application of cash flow modeling techniques utilizing observable inputs, such as current interest rate curves and observable CDS spreads. Significant unobservable inputs may include correlation and price. For securities using market comparable price, the differentiation between level 2 and level 3 is based upon the relative significance of any yield adjustments as well as the accuracy of the comparison characteristics (i.e., the observable comparable security may be in the same country but a different industry and may have a different seniority level – the lower the comparability the more likely the security will be level 3).

RMBS, CMBS and CDO securities

Fair values of RMBS, CMBS and CDO may be available through quoted prices, which are often based on the prices at which similarly structured and collateralized securities trade between dealers and to and from customers. Fair values of RMBS, CMBS and CDO for which there are significant unobservable inputs are valued using capitalization rate and discount rate. Price may not be observable for fair value measurement purposes for many reasons, such as the length of time since the last executed transaction for the related security, use of a price from a similar instrument, or use of a price from an indicative quote. Fair values determined by market comparable price may include discounted cash flow models using the inputs credit spread, default rate, discount rate, prepayment rate and loss severity. Prices from similar observable instruments are used to calculate implied inputs which are then used to value unobservable instruments using discounted cash flow. The discounted cash flow price is then compared to the unobservable prices and assessed for reasonableness.

For most structured debt securities, determination of fair value requires subjective assessment depending on liquidity, ownership concentration, and the current economic and competitive environment. Valuation is determined based on the Front Office's own assumptions about how market participants would price the asset. Collateralized bond and loan obligations are split into various structured tranches and each tranche is valued based upon its individual rating and the underlying collateral supporting the structure. Valuation models are used to value both cash and synthetic CDOs.

Equity securities

The majority of the Group's positions in equity securities are traded on public stock exchanges for which quoted prices are readily and regularly available and are therefore categorized as level 1 instruments. Level 2 and level 3 equities include fund-linked products, convertible bonds or equity securities with restrictions that are not traded in active markets. Significant

unobservable inputs may include earnings before interest, taxes, depreciation and amortization (EBITDA) multiple and market comparable price.

Derivatives

Derivatives held for trading purposes or used in hedge accounting relationships include both OTC and exchange-traded derivatives. The fair values of exchange-traded derivatives measured using observable exchange prices are included in level 1 of the fair value hierarchy. For exchange-traded derivatives where the volume of trading is low, the observable exchange prices may not be considered executable at the reporting date. These derivatives are valued in the same manner as similar observable OTC derivatives and are included in level 2 of the fair value hierarchy. If the similar OTC derivative used for valuing the exchange-traded derivative is not observable, the exchange-traded derivative is included in level 3 of the fair value hierarchy.

The fair values of OTC derivatives are determined on the basis of either industry standard models or internally developed proprietary models. Both model types use various observable and unobservable inputs in order to determine fair value. The inputs include those characteristics of the derivative that have a bearing on the economics of the instrument. The determination of the fair value of many derivatives involves only a limited degree of subjectivity because the required inputs are observable in the marketplace, while more complex derivatives may use unobservable inputs that rely on specific proprietary modeling assumptions. Where observable inputs (prices from exchanges, dealers, brokers or market consensus data providers) are not available, attempts are made to infer values from observable prices through model calibration (spot and forward rates, mean reversion, benchmark interest rate curves and volatility inputs for commonly traded option products). For inputs that cannot be derived from other sources, estimates from historical data may be made. OTC derivatives where the majority of the value is derived from market observable inputs are categorized as level 2 instruments, while those where the majority of the value is derived from unobservable inputs are categorized as level 3 of the fair value hierarchy.

The valuation of derivatives includes an adjustment for the cost of funding uncollateralized OTC derivatives.

Interest rate derivatives

OTC vanilla interest rate products, such as interest rate swaps, swaptions and caps and floors are valued by discounting the anticipated future cash flows. The future cash flows and discounting are derived from market standard yield curves and industry standard volatility inputs. Where applicable, exchange-traded prices are also used to value exchange-traded futures and options and can be used in yield curve construction. For more complex products, inputs include, but are not limited to basis spread, correlation, credit spread, prepayment rate and volatility skew.

Foreign exchange derivatives

Foreign exchange derivatives include vanilla products such as spot, forward and option contracts where the anticipated

discounted future cash flows are determined from foreign exchange forward curves and industry standard optionality modeling techniques. Where applicable, exchange-traded prices are also used for futures and option prices. For more complex products inputs include, but are not limited to, contingent probability, correlation and prepayment rate.

Equity and index-related derivatives

Equity derivatives include a variety of products ranging from vanilla options and swaps to exotic structures with bespoke pay-off profiles. The main inputs in the valuation of equity derivatives may include buyback probability, correlation, gap risk, price and volatility.

Generally, the interrelationship between the correlation and volatility is positively correlated.

Credit derivatives

Credit derivatives include index, single-name and multi-name CDS in addition to more complex structured credit products. Vanilla products are valued using industry standard models and inputs that are generally market observable including credit spread and recovery rate.

Complex structured credit derivatives are valued using proprietary models requiring inputs such as correlation, credit spread, funding spread, loss severity, prepayment rate and recovery rate. These inputs are generally implied from available market observable data.

Other trading assets

Other trading assets primarily include life settlement and premium finance instruments and RMBS loans. Life settlement and premium finance instruments are valued using proprietary models with several inputs. The significant unobservable inputs of the fair value for life settlement and premium finance instruments is the estimate of market implied life expectancy, while for RMBS loans it is market comparable price.

For life settlement and premium finance instruments, individual life expectancy rates are typically obtained by multiplying a base mortality curve for the general insured population provided by a professional actuarial organization together with an individual-specific multiplier. Individual-specific multipliers are determined based on data from third-party life expectancy data providers, which examine the insured individual's medical conditions, family history and other factors to arrive at a life expectancy estimate.

For RMBS loans, the use of market comparable price varies depending upon each specific loan. For some loans, similar to unobservable RMBS securities, prices from similar observable instruments are used to calculate implied inputs which are then used to value unobservable instruments using discounted cash flow. The discounted cash flow price is then compared to the unobservable prices and assessed for reasonableness. For other RMBS loans, the loans are categorized by specific characteristics, such as loan-to-value ratio, average account balance, loan

type (single or multi-family), lien, seasoning, coupon, FICO score, locality, delinquency status, cash flow velocity, roll rates, loan purpose, occupancy, servicers advance agreement type, modification status, Federal Housing Administration insurance, property value and documentation quality. Loans with unobservable prices are put into consistent buckets which are then compared to market observable comparable prices in order to assess the reasonableness of those unobservable prices.

Other investments

Private equity funds, hedge funds and equity method investment funds

Equity method investment funds principally include equity investments in the form of a) direct investments in third-party hedge funds, private equity funds and funds of funds, b) equity method investments where the Group has the ability to significantly influence the operating and financial policies of the investee, and c) direct investments in non-marketable equity securities.

Direct investments in third-party hedge funds, private equity funds and funds of funds are measured at fair value based on their published NAVs as permitted by ASC Topic 820 – Fair Value Measurement. In some cases, NAVs may be adjusted where there is sufficient evidence that the NAV published by the investment manager is not in line with the fund's observable market data, it is probable that the investment will be sold for an amount other than NAV or other circumstances exist that would require an adjustment to the published NAV. Although rarely adjusted, significant judgment is involved in making any adjustments to the published NAVs. The investments for which the fair value is measured using the NAV practical expedient are not categorized within the fair value hierarchy.

Direct investments in non-marketable equity securities consist of both real estate investments and non-real estate investments. Equity-method investments and direct investments in non-marketable equity securities are initially measured at their transaction price, as this is the best estimate of fair value. Thereafter, these investments are individually measured at fair value based upon a number of factors that include any recent rounds of financing involving third-party investors, comparable company transactions, multiple analyses of cash flows or book values, or discounted cash flow analyses. The availability of information used in these modeling techniques is often limited and involves significant judgment in evaluating these different factors over time. As a result, these investments are included in level 3 of the fair value hierarchy.

Life finance instruments

Life finance instruments include single premium immediate annuities (SPIA) and other premium finance instruments. Life finance instruments are valued in a similar manner as described for life settlement and premium finance instruments under the other trading assets section above.

Loans

The Group's loan portfolio which is measured at fair value primarily consists of commercial and industrial loans and loans to financial institutions. Within these categories, loans measured at fair value include commercial loans, real estate loans, corporate loans, leverage finance loans and emerging market loans. Fair value is based on recent transactions and quoted prices, where available. Where recent transactions and quoted prices are not available, fair value may be determined by relative value benchmarking (which includes pricing based upon another position in the same capital structure, other comparable loan issues, generic industry credit spreads, implied credit spreads derived from CDS for the specific borrower, and enterprise valuations) or calculated based on the exit price of the collateral, based on current market conditions.

Both the funded and unfunded portion of revolving credit lines on the corporate lending portfolio are valued using a loan pricing model, which requires estimates of significant inputs including credit conversion factors, credit spreads, recovery rates and weighted average life of the loan. Significant unobservable inputs may include credit spread and price.

The Group's other assets and liabilities include mortgage loans held in conjunction with securitization activities and assets and liabilities of VIEs and mortgage securitizations that do not meet the criteria for sale treatment under US GAAP. The fair value of mortgage loans held in conjunction with securitization activities is determined on a whole-loan basis and is consistent with the valuation of RMBS loans discussed in "Other trading assets" above. Whole-loan valuations are calculated based on the exit price reflecting the current market conditions. The fair value of assets and liabilities of VIEs and mortgage securitizations that do not meet the criteria for sale treatment under US GAAP are determined based on the quoted prices for securitized bonds, where available, or on cash flow analyses for securitized bonds, when quoted prices are not available. The fair value of the consolidated financial assets of RMBS and CMBS securitization vehicles, which qualify as collateralized financing entities, are measured on the basis of the more observable fair value of the VIEs' financial liabilities.

Short-term borrowings and long-term debt

The Group's short-term borrowings and long-term debt include structured notes (hybrid financial instruments that are both bifurcable and non-bifurcable) and vanilla debt. The fair value of structured notes is based on quoted prices, where available. When quoted prices are not available, fair value is determined by using a discounted cash flow model incorporating the Group's credit spreads, the value of derivatives embedded in the debt and the residual term of the issuance based on call options. Derivatives structured into the issued debt are valued consistently with the Group's stand-alone derivative contracts held for trading purposes or used in hedge accounting relationships as discussed above. The fair value of structured debt is heavily influenced by the combined call options and performance of the underlying derivative returns. Significant unobservable inputs for short-term borrowings and long-term debt include buyback probability, correlation, credit spread, gap risk, mean reversion, price, recovery rate and volatility.

Generally, the interrelationships between correlation, credit spread, gap risk and volatility inputs are positively correlated.

Other liabilities

Failed sales

These liabilities represent the financing of assets that did not achieve sale accounting treatment under US GAAP. Failed sales are valued in a manner consistent with the related underlying financial instruments.

Assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis

end of 2019	Level 1	Level 2	Level 3	Netting impact ¹	Assets measured at net asset value per share ²	Total
Assets (CHF million)						
Cash and due from banks	0	356	0	—	—	356
Central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	0	85,556	0	—	—	85,556
Securities received as collateral	36,438	3,780	1	—	—	40,219
Trading assets	85,559	157,151	7,885	(97,606)	808	153,797
of which debt securities	19,430	45,641	1,923	—	—	66,994
of which foreign governments	19,281	7,484	198	—	—	26,963
of which corporates	16	10,905	1,128	—	—	12,049
of which RMBS	0	23,199	317	—	—	23,516
of which equity securities	60,675	2,862	197	—	808	64,542
of which derivatives	3,539	108,264	3,534	(97,606)	—	17,731
of which interest rate products	1,091	66,764	554	—	—	—
of which foreign exchange products	28	21,754	152	—	—	—
of which equity/index-related products	2,417	13,918	1,040	—	—	—
of which credit derivatives	0	5,336	879	—	—	—
of which other derivatives	5	66	909	—	—	—
of which other trading assets	1,915	384	2,231	—	—	4,530
Investment securities	2	1,004	0	—	—	1,006
Other investments	24	5	2,523	—	998	3,550
of which other equity investments	24	5	1,463	—	589	2,081
of which life finance instruments	0	0	1,052	—	—	1,052
Loans	0	8,945	3,717	—	—	12,662
of which commercial and industrial loans	0	2,491	1,283	—	—	3,774
of which financial institutions	0	3,730	1,201	—	—	4,931
of which government and public institutions	0	2,200	831	—	—	3,031
Other intangible assets (mortgage servicing rights)	0	0	244	—	—	244
Other assets	101	8,902	1,846	(447)	—	10,402
of which loans held-for-sale	0	6,594	1,619	—	—	8,213
Total assets at fair value	122,124	265,699	16,216	(98,053)	1,806	307,792

¹ Derivative contracts are reported on a gross basis by level. The impact of netting represents legally enforceable master netting agreements.

² In accordance with US GAAP, certain investments that are measured at fair value using the net asset value per share practical expedient have not been classified in the fair value hierarchy. The fair value amounts presented in this table are intended to permit reconciliation of the fair value hierarchy to the amounts presented in the consolidated balance sheet.

Assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis (continued)

end of 2019	Level 1	Level 2	Level 3	Netting impact ¹	Liabilities measured at net asset value per share ²	Total
Liabilities (CHF million)						
Due to banks	0	322	0	–	–	322
Customer deposits	0	2,865	474	–	–	3,339
Central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	0	10,715	0	–	–	10,715
Obligation to return securities received as collateral	36,438	3,780	1	–	–	40,219
Trading liabilities	23,010	115,062	3,854	(103,742)	2	38,186
of which debt securities	3,636	5,266	0	–	–	8,902
of which foreign governments	3,544	345	0	–	–	3,889
of which equity securities	15,628	109	53	–	2	15,792
of which derivatives	3,746	109,667	3,801	(103,742)	–	13,472
of which interest rate products	1,101	64,643	167	–	–	–
of which foreign exchange products	31	26,156	98	–	–	–
of which equity/index-related products	2,603	12,518	1,921	–	–	–
of which credit derivatives	0	5,963	1,211	–	–	–
Short-term borrowings	0	10,336	997	–	–	11,333
Long-term debt	0	57,721	12,610	–	–	70,331
of which structured notes over one year and up to two years	0	9,291	891	–	–	10,182
of which structured notes over two years	0	27,626	11,458	–	–	39,084
of which high-trigger instruments	0	7,589	5	–	–	7,594
of which other subordinated bonds	0	5,502	0	–	–	5,502
Other liabilities	0	6,654	1,385	(148)	–	7,891
Total liabilities at fair value	59,448	207,455	19,321	(103,890)	2	182,336

¹ Derivative contracts are reported on a gross basis by level. The impact of netting represents legally enforceable master netting agreements.

² In accordance with US GAAP, certain investments that are measured at fair value using the net asset value per share practical expedient have not been classified in the fair value hierarchy. The fair value amounts presented in this table are intended to permit reconciliation of the fair value hierarchy to the amounts presented in the consolidated balance sheet.

Assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis (continued)

end of 2018	Level 1	Level 2	Level 3	Netting impact ¹	Assets measured at net asset value per share ²	Total
Assets (CHF million)						
Cash and due from banks	0	115	0	–	–	115
Central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	0	81,818	0	–	–	81,818
Securities received as collateral	37,962	3,704	30	–	–	41,696
Trading assets ³	76,124	157,332	8,980	(109,927)	1,126	133,635
of which debt securities	23,726	37,587	2,242	–	12	63,567
of which foreign governments	23,547	4,542	232	–	–	28,321
of which corporates	66	7,984	1,260	–	12	9,322
of which RMBS	0	20,919	432	–	–	21,351
of which equity securities	42,758	2,459	130	–	1,114	46,463
of which derivatives	7,999	116,942	3,296	(109,927)	–	18,312
of which interest rate products	3,557	65,823	507	–	–	–
of which foreign exchange products	25	27,526	256	–	–	–
of which equity/index-related products	4,415	17,967	1,054	–	–	–
of which credit derivatives	0	4,739	673	–	–	–
of which other derivatives	1	633	806	–	–	–
of which other trading assets	1,641	344	3,308	–	–	5,293
Investment securities ³	2	1,477	0	–	–	1,479
Other investments	14	7	1,309	–	1,104	2,434
of which life finance instruments	0	0	1,067	–	–	1,067
Loans	0	10,549	4,324	–	–	14,873
of which commercial and industrial loans	0	3,976	1,949	–	–	5,925
of which financial institutions	0	4,164	1,391	–	–	5,555
of which real estate	0	146	515	–	–	661
Other intangible assets (mortgage servicing rights)	0	0	163	–	–	163
Other assets	117	5,807	1,543	(204)	–	7,263
of which loans held-for-sale	0	4,238	1,235	–	–	5,473
Total assets at fair value	114,219	260,809	16,349	(110,131)	2,230	283,476

¹ Derivative contracts are reported on a gross basis by level. The impact of netting represents legally enforceable master netting agreements.

² In accordance with US GAAP, certain investments that are measured at fair value using the net asset value per share practical expedient have not been classified in the fair value hierarchy. The fair value amounts presented in this table are intended to permit reconciliation of the fair value hierarchy to the amounts presented in the consolidated balance sheet.

³ Residential and commercial mortgage-backed securities that were previously reported in investment securities have been reclassified to trading assets as these securities are carried at fair value under the fair value option.

Assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis (continued)

end of 2018	Level 1	Level 2	Level 3	Netting impact ¹	Liabilities measured at net asset value per share ²	Total
Liabilities (CHF million)						
Due to banks	0	406	0	–	–	406
Customer deposits	0	2,899	453	–	–	3,292
Central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	0	14,828	0	–	–	14,828
Obligation to return securities received as collateral	37,962	3,704	30	–	–	41,696
Trading liabilities	31,940	123,615	3,589	(116,985)	10	42,169
of which debt securities	4,460	3,511	25	–	–	7,996
of which foreign governments	4,328	255	0	–	–	4,583
of which equity securities	18,785	118	37	–	10	18,950
of which derivatives	8,695	119,966	3,527	(116,985)	–	15,223
of which interest rate products	3,699	62,649	189	–	–	–
of which foreign exchange products	32	31,963	160	–	–	–
of which equity/index-related products	4,961	19,590	1,500	–	–	–
of which credit derivatives	0	5,465	1,140	–	–	–
Short-term borrowings	0	7,264	784	–	–	8,068
Long-term debt	0	51,270	12,665	–	–	63,935
of which structured notes over one year and up to two years	0	7,242	528	–	–	7,770
of which structured notes over two years	0	28,215	11,800	–	–	40,015
Other liabilities	0	7,881	1,341	(221)	–	9,001
Total liabilities at fair value	69,902	211,827	18,862	(117,206)	10	183,395

¹ Derivative contracts are reported on a gross basis by level. The impact of netting represents legally enforceable master netting agreements.

² In accordance with US GAAP, certain investments that are measured at fair value using the net asset value per share practical expedient have not been classified in the fair value hierarchy. The fair value amounts presented in this table are intended to permit reconciliation of the fair value hierarchy to the amounts presented in the consolidated balance sheet.

Assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis for level 3

	Balance at beginning of period	Transfers in	Transfers out	Purchases	Sales	Issuances
2019						
Assets (CHF million)						
Central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	0	0	(12)	0	0	12
Securities received as collateral	30	0	0	2	(31)	0
Trading assets	9,960	1,600	(2,723)	16,544	(17,005)	1,142
of which debt securities	2,242	793	(1,508)	4,037	(3,537)	0
of which foreign governments	232	30	(43)	67	(69)	0
of which corporates	1,260	465	(843)	3,076	(2,768)	0
of which RMBS	432	130	(528)	732	(465)	0
of which equity securities	132	83	(57)	174	(84)	0
of which derivatives	3,296	592	(734)	0	0	1,142
of which interest rate products	507	24	(11)	0	0	72
of which foreign exchange derivatives	256	56	(78)	0	0	16
of which equity/index-related products	1,054	224	(400)	0	0	361
of which credit derivatives	673	262	(244)	0	0	390
of which other derivatives	806	6	(1)	0	0	303
of which other trading assets	3,308	132	(424)	12,333	(13,384)	0
Other investments	1,309	48	(6)	1,184	(195)	0
of which other equity investments	227	48	(6)	1,134	9	0
of which life finance instruments	1,067	0	0	39	(185)	0
Loans	4,324	731	(470)	255	(275)	1,436
of which commercial and industrial loans	1,949	269	(335)	49	(194)	346
of which financial institutions	1,391	414	(76)	5	(81)	524
of which government and public institutions	446	48	(58)	199	0	251
Other intangible assets (mortgage servicing rights)	163	0	0	85	0	0
Other assets	1,543	470	(283)	1,970	(1,913)	703
of which loans held-for-sale	1,235	444	(222)	1,718	(1,693)	703
Total assets at fair value	16,349	2,849	(3,494)	20,040	(19,419)	3,293
Liabilities (CHF million)						
Customer deposits	453	0	0	0	0	6
Obligation to return securities received as collateral	30	0	0	2	(31)	0
Trading liabilities	3,589	743	(723)	874	(891)	2,079
of which equity securities	37	11	(1)	859	(849)	0
of which derivatives	3,527	723	(714)	1	(4)	2,079
of which interest rate derivatives	189	21	(10)	0	0	28
of which foreign exchange derivatives	160	45	(26)	0	0	8
of which equity/index-related derivatives	1,500	344	(405)	0	0	692
of which credit derivatives	1,140	314	(273)	0	0	1,101
Short-term borrowings	784	187	(494)	0	0	1,477
Long-term debt	12,665	2,707	(4,521)	0	0	6,079
of which structured notes over one year and up to two years	528	406	(479)	0	0	1,024
of which structured notes over two years	11,800	2,266	(3,708)	0	0	4,546
of which high-trigger instruments	6	0	0	0	0	(1)
Other liabilities	1,341	51	(80)	80	(131)	114
Total liabilities at fair value	18,862	3,688	(5,818)	956	(1,053)	9,755
Net assets/(liabilities) at fair value	(2,513)	(839)	2,324	19,084	(18,366)	(6,462)

	Trading revenues		Other revenues		Accumulated other comprehensive income		Foreign currency translation impact	Balance at end of period
	Settlements	On transfers out On all other	On transfers out On all other	On transfers out On all other	On transfers out On all other	On transfers out On all other		
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	1
(1,641)	(80)	1,281	0	0	0	0	(213)	7,885
0	17	(41)	0	0	0	0	(80)	1,923
0	3	(13)	0	0	0	0	(9)	198
0	21	(52)	0	0	0	0	(51)	1,128
0	(4)	34	0	0	0	0	(14)	317
0	(3)	(45)	0	0	0	0	(3)	197
(1,616)	(92)	1,034	0	0	0	0	(90)	3,534
(104)	2	85	0	0	0	0	(21)	554
(26)	(8)	(60)	0	0	0	0	(4)	152
(402)	(80)	316	0	0	0	0	(33)	1,040
(765)	(6)	565	0	0	0	0	(16)	879
(317)	0	128	0	0	0	0	(16)	909
(25)	(2)	333	0	0	0	0	(40)	2,231
0	0	151	0	56	0	0	(24)	2,523
0	0	1	0	56	0	0	(6)	1,463
0	0	150	0	0	0	0	(18)	1,052
(2,170)	4	(64)	0	0	0	0	(54)	3,717
(734)	0	(49)	0	0	0	0	(18)	1,283
(957)	0	(9)	0	0	0	0	(10)	1,201
(28)	2	(9)	0	0	0	0	(20)	831
0	0	0	0	2	0	0	(6)	244
(565)	17	(48)	0	0	0	0	(48)	1,846
(564)	3	36	0	0	0	0	(41)	1,619
(4,376)	(59)	1,320	0	58	0	0	(345)	16,216
(34)	0	23	0	0	0	51	(25)	474
0	0	0	0	0	0	0	0	1
(2,478)	108	626	0	0	0	0	(73)	3,654
0	0	(2)	0	0	0	0	(2)	53
(2,478)	108	631	0	0	0	0	(72)	3,901
(50)	(2)	3	0	0	0	0	(2)	167
(56)	(11)	(20)	0	0	0	0	0	98
(761)	92	500	0	0	0	0	(41)	1,921
(1,327)	28	249	0	0	0	0	(21)	1,211
(1,151)	30	191	0	0	0	0	(27)	997
(5,666)	149	1,301	0	0	13	175	(290)	12,610
(630)	42	20	0	0	0	2	(22)	891
(4,744)	94	1,256	0	0	13	173	(258)	11,458
0	0	0	0	0	0	0	0	5
(383)	(4)	70	0	351	0	0	(24)	1,395
(9,714)	283	2,211	0	351	13	226	(439)	19,321
5,338	(342)	(891)	0	(293)	(13)	(226)	94	(3,105)

Assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis for level 3 (continued)

2018	Balance at beginning of period	Transfers in	Transfers out	Purchases	Sales	Issuances
Assets (CHF million)						
Securities received as collateral	46	0	(15)	102	(103)	0
Trading assets ¹	8,796	1,571	(1,723)	40,338	(40,166)	1,394
of which debt securities	2,334	810	(1,025)	3,582	(3,289)	0
of which foreign governments	270	21	(12)	45	(67)	0
of which corporates	1,412	491	(593)	2,582	(2,583)	0
of which RMBS	360	219	(346)	651	(361)	0
of which equity securities	163	132	(95)	51	(185)	0
of which derivatives	3,269	510	(525)	0	0	1,394
of which interest rate products	801	18	(66)	0	0	100
of which foreign exchange derivatives	188	3	(2)	0	0	14
of which equity/index-related products	833	329	(317)	0	0	447
of which credit derivatives	634	160	(141)	0	0	505
of which other derivatives	833	0	1	0	0	328
of which other trading assets	3,010	119	(78)	36,706	(36,692)	0
Other investments	1,601	79	(102)	229	(406)	0
of which life finance instruments	1,301	0	0	151	(299)	0
Loans	4,530	934	(393)	163	(491)	1,563
of which commercial and industrial loans	2,207	348	(29)	1	(226)	783
of which financial institutions	1,480	335	(53)	150	(133)	332
of which real estate	171	196	(81)	0	0	307
Other intangible assets (mortgage servicing rights)	158	0	0	1	0	0
Other assets	1,511	288	(191)	1,610	(1,357)	300
of which loans held-for-sale	1,350	243	(166)	1,447	(1,310)	300
Total assets at fair value	16,642	2,872	(2,424)	42,443	(42,523)	3,257
Liabilities (CHF million)						
Customer deposits	455	0	0	0	0	0
Obligation to return securities received as collateral	46	0	(15)	102	(103)	0
Trading liabilities	3,226	768	(641)	127	(107)	2,573
of which debt securities	2	30	(24)	39	(23)	0
of which equity securities	55	19	(5)	87	(80)	0
of which derivatives	3,169	719	(612)	1	(4)	2,573
of which interest rate derivatives	317	25	(11)	0	0	156
of which foreign exchange derivatives	100	19	(1)	0	0	55
of which equity/index-related derivatives	1,301	429	(364)	0	0	1,306
of which credit derivatives	898	247	(235)	0	0	806
Short-term borrowings	845	335	(242)	0	0	1,090
Long-term debt	12,501	2,988	(3,108)	0	0	5,628
of which structured notes over one year and up to two years	149	452	(296)	0	0	745
of which structured notes over two years	12,259	2,368	(2,800)	0	0	4,761
Other liabilities	1,478	117	(29)	45	(128)	20
Total liabilities at fair value	18,551	4,208	(4,035)	274	(338)	9,311
Net assets/(liabilities) at fair value	(1,909)	(1,336)	1,611	42,169	(42,185)	(6,054)

¹ Residential and commercial mortgage-backed securities that were previously reported in investment securities have been reclassified to trading assets as these securities are carried at fair value under the fair value option.

	Trading revenues		Other revenues		Accumulated other comprehensive income		Foreign currency translation impact	Balance at end of period
	Settlements	On transfers out	On all other	On transfers out	On all other	On transfers out	On all other	
0	0	0	0	0	0	0	0	30
(1,682)	(21)	488	0	0	0	0	(15)	8,980
(205)	25	35	0	(3)	0	0	(22)	2,242
0	0	4	0	0	0	0	(29)	232
0	31	(72)	0	(4)	0	0	(4)	1,260
(205)	(3)	111	0	0	0	0	6	432
0	8	55	0	3	0	0	0	132
(1,434)	(56)	144	0	0	0	0	(24)	3,298
(116)	17	(237)	0	0	0	0	(10)	507
(24)	(2)	79	0	0	0	0	2	258
(436)	(77)	300	0	0	0	0	(25)	1,054
(438)	5	(59)	0	0	0	0	7	673
(420)	1	61	0	0	0	0	2	806
(43)	2	254	0	0	0	0	31	3,308
0	0	(93)	0	5	0	0	(4)	1,309
0	0	(96)	0	0	0	0	10	1,067
(1,866)	7	(134)	0	(13)	0	0	24	4,324
(1,057)	0	(83)	0	(8)	0	0	10	1,949
(746)	10	8	0	0	0	0	8	1,391
(64)	2	(8)	0	(8)	0	0	0	515
0	0	0	0	1	0	0	3	163
(540)	22	(32)	0	(1)	0	0	(67)	1,543
(539)	21	(44)	0	0	0	0	(67)	1,235
(4,088)	8	229	0	(8)	0	0	(59)	16,349
0	0	32	0	0	0	(21)	(13)	453
0	0	0	0	0	0	0	0	30
(1,527)	(7)	(839)	0	(3)	0	0	19	3,589
0	0	1	0	0	0	0	0	25
0	(3)	(33)	0	(3)	0	0	0	37
(1,527)	(4)	(807)	0	0	0	0	19	3,527
(145)	16	(171)	0	0	0	0	2	189
(29)	0	15	0	0	0	0	1	160
(546)	(36)	(592)	0	0	0	0	4	1,500
(572)	16	(30)	0	0	0	0	10	1,140
(1,133)	3	(117)	0	(4)	0	0	7	784
(3,656)	(25)	(1,368)	0	0	(2)	(417)	124	12,665
(501)	(10)	(14)	0	0	0	0	3	528
(3,115)	(17)	(1,355)	0	0	(2)	(417)	118	11,800
(420)	(7)	97	0	161	0	0	7	1,341
(6,736)	(36)	(2,185)	0	154	(2)	(438)	144	18,862
2,648	44	2,424	0	(162)	2	438	(203)	(2,513)

Gains and losses on assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis (level 3)

in	2019			2018		
	Trading revenues	Other revenues	Total revenues	Trading revenues	Other revenues	Total revenues
Gains and losses on assets and liabilities (CHF million)						
Net realized/unrealized gains/(losses) included in net revenues	(1,233)	(293)	(1,526) ¹	2,468	(162)	2,306 ¹
Whereof:						
Unrealized gains/(losses) relating to assets and liabilities still held as of the reporting date	(1,394)	149	(1,245)	100 ²	(5)	95 ²

¹ Excludes net realized/unrealized gains/(losses) attributable to foreign currency translation impact.

² Prior period has been corrected.

Both observable and unobservable inputs may be used to determine the fair value of positions that have been classified within level 3. As a result, the unrealized gains and losses for assets and liabilities within level 3 presented in the table above may include changes in fair value that were attributable to both observable and unobservable inputs.

The Group employs various economic hedging techniques in order to manage risks, including risks in level 3 positions. Such techniques may include the purchase or sale of financial instruments that are classified in levels 1 and/or 2. The realized and unrealized gains and losses for assets and liabilities in level 3 presented in the table above do not reflect the related realized or unrealized gains and losses arising on economic hedging instruments classified in levels 1 and/or 2.

The Group typically uses nonfinancial assets measured at fair value on a recurring or nonrecurring basis in a manner that reflects their highest and best use.

Transfers in and out of level 3

Transfers into level 3 assets during 2019 were CHF 2,849 million, primarily from trading assets and loans. The transfers were primarily in the credit and financing businesses due to limited observability of pricing data and reduced pricing information from external providers. Transfers out of level 3 assets during 2019 were CHF 3,494 million, primarily in trading assets and loans. The transfers out of level 3 assets were primarily in the credit, financing and equity derivatives businesses due to improved observability of pricing data and increased availability of pricing information from external providers.

Transfers into level 3 assets during 2018 were CHF 2,872 million, primarily from trading assets and loans. The transfers were primarily in the financing and credit businesses due to limited observability of pricing data and reduced pricing information from external providers. Transfers out of level 3 assets during 2018 were CHF 2,424 million, primarily in trading assets and loans. The transfers out of level 3 assets were primarily in the financing and fixed income businesses due to improved observability of pricing data and increased availability of pricing information from external providers.

Uncertainty of fair value measurements at the reporting date from the use of significant unobservable inputs

For level 3 assets with a significant unobservable input of buy-back probability, correlation, funding spread, mortality rate, price, recovery rate, volatility or volatility skew, in general, an increase in the significant unobservable input would increase the fair value. For level 3 assets with a significant unobservable input of credit spread, default rate, discount rate, gap risk, market implied life expectancy (for life settlement and premium finance instruments) and prepayment rate, in general, an increase in the significant unobservable input would decrease the fair value.

For level 3 liabilities, in general, an increase in the related significant unobservable inputs would have the inverse impact on fair value. An increase in the significant unobservable input credit spread, contingent probability, gap risk, market implied life expectancy (for life settlement and premium finance instruments) and recovery rate would increase the fair value. An increase in the significant unobservable input buyback probability, correlation, discount rate, fund gap risk, funding spread, mean reversion, mortality rate, prepayment rate, price and volatility would decrease the fair value.

Interrelationships between significant unobservable inputs

Except as noted above, there are no material interrelationships between the significant unobservable inputs for the financial instruments. As the significant unobservable inputs move independently, generally an increase or decrease in one significant unobservable input will have no impact on the other significant unobservable inputs.

Quantitative disclosures of valuation techniques

The following tables provide the representative range of minimum and maximum values and the associated weighted averages of each significant unobservable input for level 3 assets and liabilities by the related valuation technique most significant to the related financial instrument.

Quantitative information about level 3 assets at fair value

end of 2019	Fair value	Valuation technique	Unobservable input	Minimum value	Maximum value	Weighted average ¹
CHF million, except where indicated						
Securities received as collateral	1	—	—	—	—	—
Trading assets	7,885					
of which debt securities	1,923					
of which foreign governments	196	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	140	140	140
of which corporates	1,128					
of which	503	Market comparable	Price, in %	0	129	97
of which	913	Option model	Correlation, in %	(60)	100	63
			Gap risk, in %	0	2	0
			Volatility, in %	0	275	27
of which RMBS	317	Discounted cash flow	Default rate, in %	0	12	2
			Discount rate, in %	1	36	13
			Loss severity, in %	0	100	46
			Prepayment rate, in %	2	45	10
of which equity securities	197	Vendor price	Price, in actuals	0	36,760	383
of which derivatives	3,534					
of which interest rate products	554	Option model	Correlation, in %	0	100	69
			Prepayment rate, in %	1	28	10
			Volatility skew, in %	(4)	6	(1)
of which foreign exchange products	152	Option model	Correlation, in %	5	70	30
			Prepayment rate, in %	23	28	25
of which equity/index-related products	1,040	Option model	Buyback probability, in %	50	100	70
			Correlation, in %	(50)	100	64
			Gap risk, in % ²	0	2	0
			Volatility, in %	0	275	30
of which credit derivatives	879					
of which	691	Discounted cash flow	Correlation, in %	97	97	97
			Credit spread, in bp	2	1,033	150
			Default rate, in %	1	20	4
			Discount rate, in %	8	27	16
			Funding spread, in bp	100	115	102
			Loss severity, in %	29	85	69
			Prepayment rate, in %	0	7	4
			Recovery rate, in %	0	40	26
of which	142	Market comparable	Price, in %	86	110	98
of which other derivatives	909	Discounted cash flow	Market implied life expectancy, in years	2	15	6
			Mortality rate, in %	71	134	97
of which other trading assets	2,231					
of which	856	Discounted cash flow	Market implied life expectancy, in years	2	15	7
of which	1,118	Market comparable	Price, in %	0	112	27
of which	233	Option model	Mortality rate, in %	0	70	6

¹ Cash instruments are generally presented on a weighted average basis, while certain derivative instruments either contain a combination of weighted averages and arithmetic means of the related inputs or are presented on an arithmetic mean basis.

² Risk of unexpected large declines in the underlying values occurring between collateral settlement dates.

Quantitative information about level 3 assets at fair value (continued)

end of 2019	Fair value	Valuation technique	Unobservable input	Minimum value	Maximum value	Weighted average *
CHF million, except where indicated						
Other investments	2,523					
of which other equity investments	1,463					
of which	398	Discounted cash flow	Discount rate, in %	9	9	9
			Terminal growth rate, in %	3	3	3
of which	147	Market comparable	Price, in %	100	100	100
of which	857	Vendor price	Price, in actuals	1	869	231
of which life finance instruments	1,052	Discounted cash flow	Market implied life expectancy, in years	2	16	6
Loans	3,717					
of which commercial and industrial loans	1,283					
of which	996	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	96	1,484	654
			Recovery rate, in %	25	25	25
of which	273	Market comparable	Price, in %	0	99	64
of which financial institutions	1,201					
of which	964	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	111	1,261	412
			Recovery rate, in %	25	25	25
of which	135	Market comparable	Price, in %	16	100	36
of which government and public institutions	831					
of which	468	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	457	526	500
			Recovery rate, in %	25	40	30
of which	166	Market comparable	Price, in %	62	62	62
Other intangible assets (mortgage servicing rights)	244	—	—	—	—	—
Other assets	1,846					
of which loans held-for-sale	1,619					
of which	501	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	117	381	243
			Recovery rate, in %	0	1	1
of which	1,026	Market comparable	Price, in %	0	180	91
Total level 3 assets at fair value	16,216					

* Cash instruments are generally presented on a weighted average basis, while certain derivative instruments either contain a combination of weighted averages and arithmetic means of the related inputs or are presented on an arithmetic mean basis.

Quantitative information about level 3 assets at fair value (continued)

end of 2018	Fair value	Valuation technique	Unobservable input	Minimum value	Maximum value	Weighted average ¹
CHF million, except where indicated						
Securities received as collateral	30	—	—	—	—	—
Trading assets ²	8,990					
of which debt securities	2,242					
of which foreign governments	232	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	140	140	140
of which corporates	1,260					
of which	441	Market comparable	Price, in %	0	118	94
of which	621	Option model	Correlation, in %	(60)	98	68
			Volatility, in %	0	178	30
of which RMBS	432	Discounted cash flow	Default rate, in %	0	11	3
			Discount rate, in %	1	26	7
			Loss severity, in %	0	100	63
			Prepayment rate, in %	1	22	8
of which equity securities	132					
of which	76	Market comparable	EBITDA multiple	2	9	6
			Price, in %	100	100	100
of which	49	Vendor price	Price, in actuals	0	355	1
of which derivatives	3,298					
of which interest rate products	507	Option model	Correlation, in %	0	100	69
			Prepayment rate, in %	1	26	9
			Volatility skew, in %	(4)	0	(2)
of which foreign exchange products	258					
of which	28	Discounted cash flow	Contingent probability, in %	95	95	95
of which	218	Option model	Correlation, in %	(23)	70	24
			Prepayment rate, in %	21	26	23
			Volatility, in %	80	90	85
of which equity/index-related products	1,054	Option model	Buyback probability, in %	50	100	74
			Correlation, in %	(40)	98	80
			Gap risk, in % ³	0	4	1
			Volatility, in %	2	178	34
of which credit derivatives	673	Discounted cash flow	Correlation, in %	97	97	97
			Credit spread, in bp	3	2,147	269
			Default rate, in %	1	20	4
			Discount rate, in %	3	28	15
			Loss severity, in %	16	85	56
			Prepayment rate, in %	0	12	6
			Recovery rate, in %	0	68	8
of which other derivatives	806	Discounted cash flow	Market implied life expectancy, in years	2	16	5
			Mortality rate, in %	87	106	101
of which other trading assets	3,308					
of which	870	Discounted cash flow	Market implied life expectancy, in years	3	17	7
of which	2,119	Market comparable	Price, in %	0	110	30
of which	249	Option model	Mortality rate, in %	0	70	6

¹ Cash instruments are generally presented on a weighted average basis, while certain derivative instruments either contain a combination of weighted averages and arithmetic means of the related inputs or are presented on an arithmetic mean basis.

² Residential and commercial mortgage-backed securities that were previously reported in investment securities have been reclassified to trading assets as these securities are carried at fair value under the fair value option.

³ Risk of unexpected large declines in the underlying values occurring between collateral settlement dates.

Quantitative information about level 3 assets at fair value (continued)

end of 2018	Fair value	Valuation technique	Unobservable input	Minimum value	Maximum value	Weighted average ¹
CHF million, except where indicated						
Other investments	1,309					
of which life finance instruments	1,067	Discounted cash flow	Market implied life expectancy, in years	2	17	6
Loans	4,324					
of which commercial and industrial loans	1,949					
of which	1,531	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	159	1,184	582
of which	306	Market comparable	Price, in %	0	99	65
of which financial institutions	1,391					
of which	1,157	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	88	1,071	596
of which	73	Market comparable	Price, in %	1	100	74
of which real estate	515	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	200	1,522	612
			Recovery rate, in %	25	40	39
Other intangible assets (mortgage servicing rights)	163	—	—	—	—	—
Other assets	1,543					
of which loans held-for-sale	1,235					
of which	422	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	105	2,730	394
			Recovery rate, in %	25	87	56
of which	739	Market comparable	Price, in %	0	130	82
Total level 3 assets at fair value	16,349					

Quantitative information about level 3 liabilities at fair value

end of 2018	Fair value	Valuation technique	Unobservable input	Minimum value	Maximum value	Weighted average ¹
CHF million, except where indicated						
Customer deposits	474	Option model	Correlation, in %	0	100	77
			Credit spread, in bp	46	79	71
			Mean reversion, in % ²	10	10	10
Obligation to return securities received as collateral	1	—	—	—	—	—
Trading liabilities	3,854					
of which equity securities	53	Vendor price	Price, in actuals	0	66	2
of which derivatives	3,801					
of which interest rate derivatives	167	Option model	Correlation, in %	0	100	47
			Prepayment rate, in %	1	28	7
of which foreign exchange derivatives	98					
of which	37	Discounted cash flow	Contingent probability, in %	95	95	95
			Credit spread, in bp	47	147	71
of which	12	Market comparable	Price, in %	100	100	100
of which	47	Option model	Correlation, in %	35	70	53
			Prepayment rate, in %	23	28	25
of which equity/index-related derivatives	1,921	Option model	Buyback probability, in % ³	50	100	70
			Correlation, in %	(60)	100	66
			Volatility, in %	0	275	26
of which credit derivatives	1,211					
of which	745	Discounted cash flow	Correlation, in %	38	45	44
			Credit spread, in bp	2	1,041	142
			Default rate, in %	1	20	4
			Discount rate, in %	8	27	15
			Funding spread, in bp	100	154	122
			Loss severity, in %	29	85	69
			Prepayment rate, in %	0	8	5
			Recovery rate, in %	0	40	31
of which	412	Market comparable	Price, in %	89	110	99
of which	23	Option model	Correlation, in %	49	50	49
			Credit spread, in bp	17	1,225	270

¹ Cash instruments are generally presented on a weighted average basis, while certain derivative instruments either contain a combination of weighted averages and arithmetic means of the related inputs or are presented on an arithmetic mean basis.

² Management's best estimate of the speed at which interest rates will revert to the long-term average.

³ Estimate of probability of structured notes being put back to the Group at the option of the investor over the remaining life of the financial instruments.

Quantitative information about level 3 liabilities at fair value (continued)

end of 2019	Fair value	Valuation technique	Unobservable input	Minimum value	Maximum value	Weighted average ¹
CHF million, except where indicated						
Short-term borrowings	997					
of which	56	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	(40)	937	138
			Recovery rate, in %	40	40	40
of which	847	Option model	Buyback probability, in %	50	100	70
			Correlation, in %	(50)	100	62
			Fund gap risk, in % ²	0	2	0
			Volatility, in %	1	275	39
Long-term debt	12,610					
of which structured notes over one year and up to two years	891					
of which	78	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	(15)	3,206	246
			Recovery rate, in %	25	25	25
of which	813	Option model	Buyback probability, in % ³	50	100	70
			Correlation, in %	(50)	100	64
			Fund gap risk, in % ²	0	2	0
			Volatility, in %	1	275	36
of which structured notes over two years	11,458					
of which	1,141	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	(12)	1,260	40
			Recovery rate, in %	25	40	29
of which	22	Market comparable	Price, in %	43	46	43
of which	9,972	Option model	Buyback probability, in % ³	50	100	70
			Correlation, in %	(60)	100	63
			Gap risk, in % ²	0	2	0
			Mean reversion, in % ⁴	(55)	0	(7)
			Volatility, in %	0	275	26
of which high-trigger instruments	5	—	—	—	—	—
Other liabilities	1,385	—	—	—	—	—
Total level 3 liabilities at fair value	19,321					

¹ Cash instruments are generally presented on a weighted average basis, while certain derivative instruments either contain a combination of weighted averages and arithmetic means of the related inputs or are presented on an arithmetic mean basis.

² Risk of unexpected large declines in the underlying values occurring between collateral settlement dates.

³ Estimate of probability of structured notes being put back to the Group at the option of the investor over the remaining life of the financial instruments.

⁴ Management's best estimate of the speed at which interest rates will revert to the long-term average.

Quantitative information about level 3 liabilities at fair value (continued)

end of 2018	Fair value	Valuation technique	Unobservable input	Minimum value	Maximum value	Weighted average ¹
CHF million, except where indicated						
Customer deposits	453	—	—	—	—	—
Obligation to return securities received as collateral	30	—	—	—	—	—
Trading liabilities	3,589	—	—	—	—	—
of which debt securities	25	—	—	—	—	—
of which equity securities	37	Vendor price	Price, in actuals	0	3	0
of which derivatives	3,527	—	—	—	—	—
of which interest rate derivatives	189	Option model	Basis spread, in bp	(20)	147	48
			Correlation, in %	1	100	41
			Prepayment rate, in %	1	26	7
of which foreign exchange derivatives	160	—	—	—	—	—
of which	62	Discounted cash flow	Contingent probability, in %	95	95	95
			Credit spread, in bp	146	535	379
of which	37	Market comparable	Price, in %	100	100	100
of which	57	Option model	Correlation, in %	35	70	53
			Prepayment rate, in %	21	26	23
of which equity/index-related derivatives	1,500	Option model	Buyback probability, in % ²	50	100	74
			Correlation, in %	(60)	96	74
			Volatility, in %	0	178	30
of which credit derivatives	1,140	—	—	—	—	—
of which	566	Discounted cash flow	Correlation, in %	38	82	47
			Credit spread, in bp	3	2,937	262
			Default rate, in %	1	20	4
			Discount rate, in %	3	28	14
			Loss severity, in %	16	95	56
			Prepayment rate, in %	0	12	6
			Recovery rate, in %	0	80	14
of which	508	Market comparable	Price, in %	75	104	89
of which	20	Option model	Correlation, in %	50	50	50
			Credit spread, in bp	35	1,156	320
Short-term borrowings	784	—	—	—	—	—
of which	61	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	1,018	1,089	1,067
			Recovery rate, in %	40	40	40
of which	644	Option model	Buyback probability, in %	50	100	74
			Correlation, in %	(40)	98	64
			Fund gap risk, in % ³	0	4	1
			Volatility, in %	2	178	32
Long-term debt	12,665	—	—	—	—	—
of which structured notes over one year and up to two years	528	—	—	—	—	—
of which	3	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	112	112	112
of which	427	Option model	Correlation, in %	(40)	98	71
			Volatility, in %	2	178	31
of which structured notes over two years	11,800	—	—	—	—	—
of which	1,570	Discounted cash flow	Credit spread, in bp	(11)	1,089	136
of which	43	Market comparable	Price, in %	0	46	30
of which	9,533	Option model	Buyback probability, in % ²	50	100	74
			Correlation, in %	(60)	98	65
			Gap risk, in % ³	0	4	1
			Mean reversion, in % ⁴	(55)	(1)	(7)
			Volatility, in %	0	178	27
Other liabilities	1,341	—	—	—	—	—
Total level 3 liabilities at fair value	18,862					

¹ Cash instruments are generally presented on a weighted average basis, while certain derivative instruments either contain a combination of weighted averages and arithmetic means of the related inputs or are presented on an arithmetic mean basis.

² Estimate of probability of structured notes being put back to the Group at the option of the investor over the remaining life of the financial instruments.

³ Risk of unexpected large declines in the underlying values occurring between collateral settlement dates.

⁴ Management's best estimate of the speed at which interest rates will revert to the long-term average.

Qualitative discussion of the ranges of significant unobservable inputs

The following sections provide further information about the ranges of significant unobservable inputs included in the tables above. The level of aggregation and diversity within the financial instruments disclosed in the tables above results in certain ranges of significant inputs being wide and unevenly distributed across asset and liability categories.

Basis spread

Basis spread is the primary significant unobservable input for non-callable constant maturity treasury-CMS products and is used to determine interest rate risk as a result of differing lending and borrowing rates.

Buyback probability

Buyback probability is the probability assigned to structured notes being unwound prior to their legal maturity.

Contingent probability

Contingent probability is the primary significant unobservable input for contingent foreign exchange forward trades where the delivery or exercise and the premium payment are contingent on an event such as completion of an M&A deal or regulatory approval for a product.

Correlation

There are many different types of correlation inputs, including credit correlation, cross-asset correlation (such as equity-interest rate correlation) and same-asset correlation (such as interest rate-interest rate correlation). Correlation inputs are generally used to value hybrid and exotic instruments. Due to the complex and unique nature of these instruments, the ranges for correlation inputs can vary widely across portfolios.

Credit spread and recovery rate

For financial instruments where credit spread is the significant unobservable input, the wide range represents positions with varying levels of risk. The lower end of the credit spread range typically represents shorter-dated instruments and/or those with better perceived credit risk. The higher end of the range typically comprises longer-dated financial instruments or those referencing non-performing, distressed or impaired reference credits. Similarly, the spread between the reference credit and an index can vary significantly based on the risk of the instrument. The spread will be positive for instruments that have a higher risk of default than the index (which is based on a weighted average of its components) and negative for instruments that have a lower risk of default than the index.

Similarly, recovery rates can vary significantly depending upon the specific assets and terms of each transaction. Transactions with higher seniority or more valuable collateral will have higher recovery rates, while those transactions which are more subordinated or with less valuable collateral will have lower recovery rates.

Default rate and loss severity

For financial instruments backed by residential real estate or other assets, diversity in the portfolio is reflected in a wide range for loss severity due to varying levels of default. The lower end of the range represents high performing or government guaranteed collateral with a low PD or guaranteed timely payment of principal and interest, while the higher end of the range relates to collateral with a greater risk of default.

Discount rate

The discount rate is the rate of interest used to calculate the present value of the expected cash flows of a financial instrument. There are multiple factors that will impact the discount rate for any given financial instrument including the coupon on the instrument, the term and the underlying risk of the expected cash flows. Two instruments of similar term and expected cash flows may have significantly different discount rates because the coupons on the instruments are different.

EBITDA multiple

EBITDA multiple is a primary significant unobservable input for some equity deals which are benchmarked using industry comparables. The EBITDA multiple may be preferred over other measures because it is normalized for differences between the accounting policies of similar companies.

Funding gap risk and gap risk

Gap risk is the primary significant unobservable input for fund-linked Constant Proportion Portfolio Insurance products and structures where the payoff may be sensitive to discontinuity in the hedging portfolio.

Funding spread

Funding spread is the primary significant unobservable input for special purpose vehicle funding facilities. Synthetic funding curves which represent the assets pledged as collateral are used to value structured financing transactions. The curves provide an estimate of where secured funding can be sourced and are expressed as a basis point spread in relation to the referenced benchmark rate.

Market implied life expectancy

Market implied life expectancy is the primary significant unobservable input on such products as life settlement, premium finance and SPIA, and represents the estimated mortality rate for the underlying insured for each contract. This estimate may vary depending upon multiple factors including the age and specific health characteristics of the insured.

Mean reversion

Mean reversion is the primary significant unobservable input for callable constant maturity swap (CMS) spread exotics and represents the idea that prices and returns eventually move back towards the historical average.

Mortality rate

Mortality rate is the primary significant unobservable input for pension swaps. The expected present value of future cash flow

of the trades depend on the mortality of individuals in the pension fund who are grouped into categories such as gender, age, pension amount and other factors. In some cases mortality rates include a "scaler" (also referred to as a loading or multiplier) that align mortality projections with historical experience and calibrate to exit level.

Prepayment rate

Prepayment rates may vary from collateral pool to collateral pool, and are driven by a variety of collateral-specific factors, including the type and location of the underlying borrower, the remaining tenor of the obligation and the level and type (e.g., fixed or floating) of interest rate being paid by the borrower.

Price

Bond equivalent price is a primary significant unobservable input for multiple products. Where market prices are not available for an instrument, benchmarking may be utilized to identify comparable issues (same industry and similar product mixes) while adjustments are considered for differences in deal terms and performance.

Terminal Growth Rate

The terminal growth rate is the rate at which free cash flows are expected to grow in perpetuity as part of an overall firm valuation process. The terminal growth rate typically parallels the historical inflation rate (2-3%) and is applied to the discounted cash flow model to represent mature stage company valuation.

Volatility and volatility skew

Volatility and its skew are both impacted by the underlying risk, term and strike price of the derivative. In the case of interest rate derivatives, volatility may vary significantly between different underlying currencies and expiration dates on the options. Similarly, in the case of equity derivatives, the volatility attributed

to a structure may vary depending upon the underlying reference name on the derivative.

Investment funds measured at NAV per share

Investments in funds held in trading assets and trading liabilities primarily include positions held in equity funds of funds as an economic hedge for structured notes and derivatives issued to clients that reference the same underlying risk and liquidity terms of the fund. A majority of these funds have limitations imposed on the amount of withdrawals from the fund during the redemption period due to illiquidity of the investments. In other instances, the withdrawal amounts may vary depending on the redemption notice period and are usually larger for the longer redemption notice periods. In addition, penalties may apply if redemption is within a certain time period from initial investment.

Investments in funds held in other investments principally involves private equity securities and, to a lesser extent, publicly traded securities and fund of funds. Several of these investments have redemption restrictions subject to the discretion of the board of directors of the fund and/or redemption is permitted without restriction, but is limited to a certain percentage of total assets or only after a certain date.

For those funds held in trading assets and trading liabilities and funds held in other investments that are nonredeemable, the underlying assets of such funds are expected to be liquidated over the life of the fund, which is generally up to ten years.

The following table pertains to investments in certain entities that calculate NAV per share or its equivalent, primarily private equity and hedge funds. These investments do not have a readily determinable fair value and are measured at fair value using NAV.

Fair value, unfunded commitments and term of redemption conditions of investment funds measured at NAV per share

end of	2019				2018			
	Non-redeemable	Redeemable	Total fair value	Unfunded commitments	Non-redeemable	Redeemable	Total fair value	Unfunded commitments
Fair value of investment funds and unfunded commitments (CHF million)								
Debt funds	0	0	0	0	12	0	12	0
Equity funds	58	750 ¹	808	53	103	1,011 ²	1,114	53
Equity funds sold short	0	(2)	(2)	0	(8)	(2)	(10)	0
Funds held in trading assets and trading liabilities	58	748	806	53	107	1,009	1,116	53
Debt funds	1	0	1	49	1	0	1	0
Equity funds	104	0	104	51	130	0	130	43
Real estate funds	183	0	183	36	214	0	214	34
Other private equity funds	35	0	35	25	24	5	29	29
Private equity funds	323	0	323	161	369	5	374	106
Debt funds	12	22	34	0	68	34	102	0
Equity funds	0	35	35	0	14	14	28	0
Other hedge funds	9	8	17	0	2	24	26	0
Hedge funds	21	65 ³	86	0	84	72 ⁴	156	0
Equity method investment funds	187	402	589	14	52	522	574	21
Funds held in other investments	531	467	998	175	505	599	1,104	127
Total fair value of investment funds and unfunded commitments	589⁵	1,215	1,804	228	612⁶	1,608	2,220	180⁶

¹ 61% of the redeemable fair value amount of equity funds is redeemable on demand with a notice period primarily of less than 30 days, 26% is redeemable on a monthly basis with a notice period primarily of less than 30 days and 13% is redeemable on a quarterly basis with a notice period of primarily more than 60 days.

² 46% of the redeemable fair value amount of equity funds is redeemable on demand with a notice period primarily of less than 30 days, 40% is redeemable on a monthly basis with a notice period primarily of more than 30 days, 13% is redeemable on a quarterly basis with a notice period primarily of more than 45 days and 1% is redeemable on an annual basis with a notice period of less than 30 days.

³ 68% of the redeemable fair value amount of hedge funds is redeemable on demand with a notice period primarily of less than 30 days, 20% is redeemable on a quarterly basis with a notice period of more than 60 days and 12% is redeemable on a monthly basis with a notice period of less than 30 days.

⁴ 65% of the redeemable fair value amount of hedge funds is redeemable on a quarterly basis with a notice period primarily of more than 60 days and 35% is redeemable on demand with a notice period primarily of less than 30 days.

⁵ Includes CHF 41 million and CHF 102 million attributable to noncontrolling interests as of the end of 2019 and 2018, respectively.

⁶ Includes CHF 23 million attributable to noncontrolling interests.

Assets measured at fair value on a nonrecurring basis

Certain assets and liabilities are measured at fair value on a non-recurring basis; that is, they are not measured at fair value on an ongoing basis but are subject to fair value adjustments in certain circumstances, for example, when there is evidence of impairment. Nonrecurring measurements are completed as of the end of the period unless otherwise stated.

There were no material assets measured at fair value on a nonrecurring basis in 2019 and 2018.

Fair value option

The Group has availed itself of the simplification in accounting offered under the fair value option. This has been accomplished generally by electing the fair value option, both at initial adoption and for subsequent transactions, on items impacted by the hedge accounting requirements of US GAAP. For instruments for which hedge accounting could not be achieved but for which the Group is economically hedged, the Group has generally elected the fair value option. Where the Group manages an activity on a fair value basis but previously has been unable to achieve fair value

accounting, the Group has generally utilized the fair value option to align its financial accounting to its risk management reporting.

The Group elected fair value for certain of its financial statement captions as follows:

Central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions

The Group has elected to account for structured resale agreements and most matched book resale agreements at fair value. These activities are managed on a fair value basis; thus, fair value accounting is deemed more appropriate for reporting purposes. The Group did not elect the fair value option for firm financing resale agreements as these agreements are generally overnight agreements which approximate fair value, but which are not managed on a fair value basis.

Other investments

The Group has elected to account for certain equity method investments at fair value. These activities are managed on a fair value basis; thus, fair value accounting is deemed more appropriate for reporting purposes.

In December 2019, Credit Suisse completed a review of the accounting treatment of the shares that it holds in SIX Group AG and elected fair value accounting under US GAAP in respect of this equity investment.

Loans

The Group has elected to account for substantially all commercial loans and loan commitments from the investment banking businesses and certain emerging market loans from the investment banking businesses at fair value. These activities are managed on a fair value basis and fair value accounting was deemed more appropriate for reporting purposes. Additionally, recognition on a fair value basis eliminates the mismatch that existed due to the economic hedging the Group employs to manage these loans. Certain similar loans, such as project finance, lease finance, cash collateralized and some bridge loans, which were eligible for the fair value option, were not elected due to the lack of currently available infrastructure to fair value such loans and/or the inability to economically hedge such loans. Additionally, the Group elected not to account for loans granted by its private, corporate and institutional banking businesses at fair value, such as domestic consumer lending, mortgages and corporate loans, as these loans are not managed on a fair value basis.

Other assets

The Group elected the fair value option for loans held-for-sale, due to the short period over which such loans are held and the intention to sell such loans in the near term. Other assets also include assets of VIEs and mortgage securitizations which do not meet the criteria for sale treatment under US GAAP. The Group did elect the fair value option for these types of transactions.

Due to banks and customer deposits

The Group elected the fair value option for certain time deposits associated with its emerging markets activities. The Group's customer deposits include fund-linked deposits. The Group elected the fair value option for these fund-linked deposits. Fund-linked products are managed on a fair value basis and fair value accounting was deemed more appropriate for reporting purposes.

Central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions

The Group has elected to account for structured repurchase agreements and most matched book repurchase agreements at fair value. These activities are managed on a fair value basis and fair value accounting was deemed more appropriate for reporting purposes. The Group did not elect the fair value option for firm financing repurchase agreements as these agreements are

generally overnight agreements which approximate fair value, but which are not managed on a fair value basis.

Short-term borrowings

The Group's short-term borrowings include hybrid debt instruments with embedded derivative features. Some of these embedded derivative features create bifurcable debt instruments. The Group elected the fair value option for some of these instruments as of January 1, 2006, in accordance with the provisions of US GAAP. New bifurcable debt instruments which were entered into in 2006 are carried at fair value. Some hybrid debt instruments do not result in bifurcable debt instruments. US GAAP permits the Group to elect fair value accounting for non-bifurcable hybrid debt instruments. With the exception of certain bifurcable hybrid debt instruments which the Group did not elect to account for at fair value, the Group has elected to account for all hybrid debt instruments held as of January 1, 2007, and hybrid debt instruments originated after January 1, 2007, at fair value. These activities are managed on a fair value basis and fair value accounting was deemed appropriate for reporting purposes. There are two main populations of similar instruments for which fair value accounting was not elected. The first relates to the lending business transacted by the Group's private, corporate and institutional banking businesses, which includes structured deposits and similar investment products. These are managed on a bifurcated or accrual basis and fair value accounting was not considered appropriate. The second is where the instruments were or will be maturing in the near term and their fair value will be realized at that time.

Long-term debt

The Group's long-term debt includes hybrid debt instruments with embedded derivative features as described above in short-term borrowings. The Group's long-term debt also includes debt issuances managed by the Treasury department that do not contain derivative features (vanilla debt). The Group actively manages the interest rate risk on these instruments with derivatives. In particular, fixed-rate debt is hedged with receive-fixed, pay-floating interest rate swaps. The Group elected to fair value fixed-rate debt upon implementation of the fair value option on January 1, 2007, with changes in fair value recognized as a component of trading revenues. The Group did not elect to apply the fair value option to fixed-rate debt issued by the Group since January 1, 2008, but instead applies hedge accounting.

Other liabilities

Other liabilities include liabilities of VIEs and mortgage securitizations that do not meet the criteria for sale treatment under US GAAP. The Group elected the fair value option for these types of transactions.

Difference between the aggregate fair value and unpaid principal balances of fair value option-elected financial instruments

	2019			2018		
	Aggregate fair value	Aggregate unpaid principal	Difference	Aggregate fair value	Aggregate unpaid principal	Difference
end of						
Financial instruments (CHF million)						
Central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	85,556	85,463	93	81,818	81,637	181
Loans	12,662	13,104	(442)	14,873	15,441	(568)
Other assets ¹	9,710	12,006	(2,296)	6,706	9,240	(2,534)
Due to banks and customer deposits	(582)	(508)	(74)	(859)	(778)	(81)
Central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	(10,715)	(10,719)	4	(14,828)	(14,827)	(1)
Short-term borrowings	(11,333)	(11,187)	(146)	(8,068)	(8,647)	579
Long-term debt	(70,331)	(72,126)	1,795	(63,935)	(70,883)	6,948
Other liabilities	(709)	(1,681)	972	(2,068)	(3,125)	1,057
Non-performing and non-interest-earning loans ²	543	3,235	(2,692)	640	3,493	(2,853)

¹ Primarily loans held-for-sale.

² Included in loans or other assets.

Gains and losses on financial instruments

	2019	2018	2017
	Net gains/(losses)	Net gains/(losses)	Net gains/(losses)
in			
Financial instruments (CHF million)			
Interest-bearing deposits with banks	29 ¹	2 ¹	13 ¹
of which related to credit risk	11	(10)	0
Central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	2,696 ¹	2,451 ¹	2,206 ¹
Other investments	268 ²	241 ²	216 ²
of which related to credit risk	2	(1)	(4)
Loans	908 ¹	717 ¹	1,542 ¹
of which related to credit risk	26	(296)	7
Other assets	892 ¹	770 ¹	480 ¹
of which related to credit risk	111	61	96
Due to banks and customer deposits	(29) ²	(39) ²	1 ²
of which related to credit risk	1	(37)	5
Central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	(612) ¹	(890) ¹	(418) ¹
Short-term borrowings	(50) ²	2,807 ²	(512) ²
of which related to credit risk	8	(5)	(23)
Long-term debt	(8,501) ²	4,206 ²	(6,857) ²
of which related to credit risk	(5)	7	(32)
Other liabilities	92 ²	73 ²	183 ²
of which related to credit risk	50	4	83

¹ Primarily recognized in net interest income.

² Primarily recognized in trading revenues.

³ Primarily recognized in other revenues.

The impact of credit risk on assets presented in the table above has been calculated as the component of the total change in fair value, excluding the impact of changes in base or risk-free interest rates. The impact of changes in own credit risk on liabilities presented in the table above has been calculated as the difference between the fair values of those instruments as of the reporting date and the theoretical fair values of those instruments calculated by using the yield curve prevailing at the end of the reporting period, adjusted up or down for changes in the Group's own credit spreads from the transition date to the reporting date.

Interest income and expense, which are calculated based on contractual rates specified in the transactions, are recorded in the consolidated statements of operations depending on the nature of the instrument and its related market convention. When interest is included as a component of the change in the instrument's fair value, it is included in trading revenues. Otherwise, it is included

in interest and dividend income or interest expense. Interest and dividend income is recognized separately from trading revenues.

Gains and losses attributable to changes in instrument-specific credit risk on fair value option elected liabilities

The following table provides additional information regarding the gains and losses attributable to changes in instrument-specific credit risk on fair value option elected liabilities, which have been recorded in AOCI. The table includes both the amount of change during the period and the cumulative amount that were attributable to the changes in instrument-specific credit risk. In addition, the table includes the gains and losses related to instrument-specific credit risk, which were previously recorded in AOCI but have been transferred to net income during the period.

Gains/(losses) attributable to changes in instrument-specific credit risk

in	Gains/(losses) recorded into AOCI [†]		Gains/(losses) recorded in AOCI transferred to net income [†]		
	2019	Cumulative	2018	2019	2018
Financial instruments (CHF million)					
Customer deposits	(51)	(65)	36	0	(6)
Short-term borrowings	(2)	(56)	6	2	2
Long-term debt	(2,190)	(2,992)	1,603	190	53
of which treasury debt over two years	(1,198)	(1,113)	759	0	0
of which structured notes over two years	(769)	(1,720)	774	179	53
Total	(2,243)	(3,113)	1,645	192	49

[†] Amounts are reflected gross of tax.

Financial instruments not carried at fair value

The "Carrying value and fair value of financial instruments not carried at fair value" table provides the carrying value and fair

value of financial instruments which are not carried at fair value in the consolidated balance sheet. The disclosure excludes all non-financial instruments such as lease transactions, real estate, premises and equipment, equity method investments and pension and benefit obligations.

Carrying value and fair value of financial instruments not carried at fair value

end of	Carrying value	Fair value			Total
		Level 1	Level 2	Level 3	
2019 (CHF million)					
Financial assets					
Central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	21,441	0	21,441	0	21,441
Loans	280,568	0	278,337	11,562	289,899
Other financial assets ¹	114,543	101,600	12,225	720	114,545
Financial liabilities					
Due to banks and customer deposits	396,867	189,419	207,453	0	396,872
Central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	16,818	0	16,818	0	16,818
Short-term borrowings	17,052	0	17,052	0	17,052
Long-term debt	81,674	0	83,018	1,123	84,141
Other financial liabilities ²	15,867	0	15,705	168	15,873
2018 (CHF million)					
Financial assets					
Central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	35,277	0	35,243	35	35,278
Loans	269,147	0	269,825	7,047	276,872
Other financial assets ¹	117,353	99,976	16,750	797	117,523
Financial liabilities					
Due to banks and customer deposits	375,403	196,674	178,755	0	375,429
Central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	9,795	0	9,795	0	9,795
Short-term borrowings	13,857	0	13,859	0	13,859
Long-term debt	90,373	0	89,651	854	90,505
Other financial liabilities ²	16,357	0	16,101	184	16,285

¹ Primarily includes cash and due from banks, interest-bearing deposits with banks, loans held-for-sale, cash collateral on derivative instruments, interest and fee receivables and non-marketable equity securities.

² Primarily includes cash collateral on derivative instruments and interest and fee payables.

36 Assets pledged and collateral

Assets pledged

The Group pledges assets mainly for repurchase agreements and other securities financing. Certain pledged assets may be encumbered, meaning they have the right to be sold or repledged. The encumbered assets are parenthetically disclosed on the consolidated balance sheet.

Assets pledged

end of	2019	2018
CHF million		
Total assets pledged or assigned as collateral	133,333	117,895
of which encumbered	69,681	58,672

Collateral

The Group receives cash and securities in connection with resale agreements, securities borrowing and loans, derivative transactions and margined broker loans. A significant portion of the collateral and securities received by the Group was sold or repledged

in connection with repurchase agreements, securities sold not yet purchased, securities borrowings and loans, pledges to clearing organizations, segregation requirements under securities laws and regulations, derivative transactions and bank loans.

Collateral

end of	2019	2018
CHF million		
Fair value of collateral received with the right to sell or repledge	412,765	406,369
of which sold or repledged	185,935	193,267

Other information

end of	2019	2018
CHF million		
Swiss National Bank required minimum liquidity reserves	2,059	2,042
Other cash and securities restricted under Swiss and foreign regulations for financial institutions	25,568	25,139

37 Capital adequacy

The Group is subject to the Basel III framework, as implemented in Switzerland, as well as Swiss legislation and regulations for systemically important banks (Swiss Requirements), which include capital, liquidity, leverage and large exposure requirements and rules for emergency plans designed to maintain systemically relevant functions in the event of threatened insolvency. The legislation implementing the Basel III framework in Switzerland in respect of capital requirements for systemically relevant banks, including the Group, goes beyond the Basel III minimum standards for systemically relevant banks. The Swiss total loss-absorbing capacity (TLAC) standards were phased in from 2016 through 2019 and became fully effective on January 1, 2020. The Group, which is subject to regulation by FINMA, has based its capital adequacy calculations on US GAAP financial statements, as permitted by FINMA Circular 2013/1.

Under the Capital Adequacy Ordinance, Swiss banks classified as systemically important banks operating internationally, such as the Group, are subject to two different minimum requirements for loss-absorbing capacity: such banks must hold sufficient capital that absorbs losses to ensure continuity of service (going concern requirement), and they must issue sufficient debt instruments to fund an orderly resolution without recourse to public resources (gone concern requirement). Going concern capital and gone concern capital together form the Group's total loss-absorbing capacity. The going concern and gone concern requirements are generally aligned with the Financial Stability Board's total loss-absorbing capacity standard. Both the going concern and the gone concern requirements were subject to phase-in, with gradually increasing requirements as well as grandfathering provisions for certain outstanding instruments, and became fully effective on January 1, 2020. Additionally, there are FINMA decrees that apply to the Group as a systemically important bank operating internationally, including capital adequacy requirements as well as liquidity and risk diversification requirements. Banks that do not maintain the minimum requirements may be limited in their ability to pay dividends and make discretionary bonus payments and other earnings distributions.

The Group's balance sheet positions and off-balance sheet exposures translate into risk-weighted assets, which are categorized as credit, market and operational risk-weighted assets. When assessing risk-weighted assets, it is not the nominal size, but rather the nature (including risk mitigation such as collateral or hedges) of the balance sheet positions or off-balance sheet exposures that determines the risk-weighted assets.

Leverage exposure consists of period-end balance sheet assets and prescribed regulatory adjustments.

Capital ratios measure the Group's capital components against risk-weighted assets and leverage ratios measure them against the end-of-period leverage exposure.

As of December 31, 2019 and 2018, the Group's capital position exceeded its capital requirements under the regulatory provisions outlined under Swiss Requirements.

Broker-dealer operations

Certain of the Group's broker-dealer subsidiaries are also subject to capital adequacy requirements. As of December 31, 2019 and 2018, the Group and its subsidiaries complied with all applicable regulatory capital adequacy requirements.

Swiss metrics

end of	Phase-in	
	2019	2018
Swiss capital (CHF million)		
Swiss CET1 capital	36,740	35,719
Going concern capital	52,691	49,443
Gone concern capital	38,576	35,678
Total loss-absorbing capacity	91,267	85,121
Swiss risk-weighted assets and leverage exposure (CHF million)		
Swiss risk-weighted assets	291,282	285,193
Leverage exposure	909,994	881,396
Swiss capital ratios (%)		
Swiss CET1 ratio	12.6	12.5
Going concern capital ratio	18.1	17.3
Gone concern capital ratio	13.2	12.5
TLAC ratio	31.3	29.8
Swiss leverage ratios (%)		
Swiss CET1 leverage ratio	4.0	4.1
Going concern leverage ratio	5.8	5.6
Gone concern leverage ratio	4.2	4.0
TLAC leverage ratio	10.0	9.7
Swiss capital ratio requirements (%)		
Swiss CET1 ratio requirement	9.68	9.46
Going concern capital ratio requirement	13.58	12.86
Gone concern capital ratio requirement	11.6	8.9
TLAC ratio requirement	25.18	21.76
Swiss leverage ratio requirements (%)		
Swiss CET1 leverage ratio requirement	3.2	2.9
Going concern leverage ratio requirement	4.5	4.0
Gone concern leverage ratio requirement	4.0	3.0
TLAC leverage ratio requirement	8.5	7.0

Dividend restrictions

Certain of the Group's subsidiaries are subject to legal restrictions governing the amount of dividends they can pay (for example, pursuant to corporate law as defined by the Swiss Code of Obligations).

Under the Swiss Code of Obligations, dividends may be paid out only if and to the extent the corporation has distributable profits from previous business years, or if the free reserves of the corporation are sufficient to allow distribution of a dividend. In addition, at least 5% of the annual net profits must be retained and booked as general legal reserves for so long as these reserves amount to less than 20% of the paid-in share capital. The reserves

currently exceed this 20% threshold. Furthermore, dividends may be paid out only after shareholder approval at the Annual General Meeting.

As of December 31, 2019 and 2018, Credit Suisse Group AG was not subject to restrictions on its ability to pay the proposed dividends.

38 Assets under management

The following disclosure provides information regarding client assets, assets under management and net new assets as regulated by FINMA.

Assets under management

Assets under management include assets for which the Group provides investment advisory or discretionary asset management services, investment fund assets and assets invested in other investment fund-like pooled investment vehicles managed by the Group. The classification of assets under management is conditional upon the nature of the services provided by the Group and the clients' intentions. Assets are individually assessed on the basis of each client's intentions and objectives and the nature of the banking services provided to that client. In order to be classified as assets under management, the Group must currently or in the foreseeable future expect to provide a service where the involvement of the Group's banking or investment expertise (e.g. as asset manager or investment advisor) is not purely executional or custodial in nature.

Assets under custody are client assets held mainly for execution-related or safekeeping/custody purposes only and therefore are not considered assets under management since the Group does not generally provide asset allocation or financial advice.

Assets of corporate clients and public institutions that are used primarily for cash management or transaction executional purposes for which no investment advice is provided are classified as commercial assets or assets under custody and therefore do not qualify as assets under management.

For the purpose of classifying assets under management, clients with multiple accounts are assessed from an overall relationship perspective. Accounts that are clearly separate from the remainder of the client relationship and represent assets held for custody purposes only are not included as assets under management.

The initial classification of the assets may not be permanent as the nature of the client relationship is reassessed on an on-going basis. If changes in client intent or activity warrant reclassification between client asset categories, the required reclassification

adjustments are made immediately when the change in intent or activity occurs. Reclassifications between assets under management and assets held for transaction-related or custodial purposes result in corresponding net asset inflows or outflows. Effective as of January 1, 2019, the Group updated its assets under management policy primarily to introduce more specific criteria to evaluate whether client assets qualify as assets under management. The introduction of this updated policy resulted in a reclassification of CHF 18.8 billion of assets under management to assets under custody which has been reflected as a structural effect in 2019. Following a review in 2019 of the classification of assets under management relating to certain client relationships in our Asia Pacific division, the Group has derecognized an aggregate CHF 4.3 billion of assets under management and related net new assets as of the end of 2019. Prior periods have been reclassified to conform to the current presentation. Changes to the terms of these client relationships may result in the recognition of assets under management in the future.

A portion of the Group's assets under management results from double counting. Double counting arises when assets under management are subject to more than one level of asset management services. Each separate advisory or discretionary service provides additional benefits to the client and represents additional income for the Group. Specifically, double counting primarily results from the investment of assets under management in collective investment instruments managed by the Group. The extent of double counting is disclosed in the following table.

Assets under management

end of	2019	2018
CHF billion		
Assets in collective investment instruments managed by Credit Suisse	212.2	186.4
Assets with discretionary mandates	277.5	256.5
Other assets under management	1,017.5	902.0
Assets under management (including double counting)	1,507.2	1,344.9
of which double counting	51.0	44.2

Prior periods have been reclassified to conform to the current presentation.

Changes in assets under management

	2019	2018
Assets under management (CHF billion)		
Balance at beginning of period ¹	1,344.9	1,376.1
Net new assets/(net asset outflows)	79.3	53.7
Market movements, interest, dividends and foreign exchange	106.8	(67.9)
of which market movements, interest and dividends ²	126.6	(54.7)
of which foreign exchange	(19.8)	(13.2)
Other effects	(23.8)	(17.0)
Balance at end of period	1,507.2	1,344.9

Prior periods have been reclassified to conform to the current presentation.

¹ Including double counting.

² Net of commissions and other expenses and net of interest expenses charged.

Net new assets

Net new assets measure the degree of success in acquiring assets under management or changes in assets under management through warranted reclassifications. The calculation is based on the direct method, taking into account individual cash payments, security deliveries and cash flows resulting from loan increases or repayments.

Interest and dividend income credited to clients and commissions, interest and fees charged for banking services as well as changes in assets under management due to currency and market volatility are not taken into account when calculating net new assets, as such charges or market movements are not directly related to the Group's success in acquiring assets under management. Similarly

other effects mainly relate to asset inflows and outflows due to acquisition or divestiture, exit from businesses or markets or exits due to new regulatory requirements and are not taken into account when calculating net new assets. The Group reviews relevant policies regarding client assets on a regular basis.

Divisional allocation

Assets under management and net new assets for the Private Clients business in Swiss Universal Bank, the Private Banking businesses in International Wealth Management and Asia Pacific, the Corporate & Institutional Banking business in Swiss Universal Bank and, until December 31, 2018, the Strategic Resolution Unit are allocated based on the management areas (business areas) that effectively manage the assets. Beginning in 2019, the Strategic Resolution Unit ceased to exist as a separate division of the Group. The residual assets under management were either transferred to other divisions or no longer qualify as assets under management. The distribution of net new assets resulting from internal referral arrangements is governed under the net new asset referral framework, which includes preset percentages for the allocation of net new assets to the businesses.

The allocation of assets under management and net new assets for Asset Management in the Internal Wealth Management division reflects the location where the investment vehicles are managed and where the costs of managing the funds are incurred.

39 Litigation

The Group is involved in a number of judicial, regulatory and arbitration proceedings concerning matters arising in connection with the conduct of its businesses, including those disclosed below. Some of these proceedings have been brought on behalf of various classes of claimants and seek damages of material and/or indeterminate amounts.

The Group accrues loss contingency litigation provisions and takes a charge to income in connection with certain proceedings when losses, additional losses or ranges of loss are probable and reasonably estimable. The Group also accrues litigation provisions for the estimated fees and expenses of external lawyers and other service providers in relation to such proceedings, including in cases for which it has not accrued a loss contingency provision. The Group accrues these fee and expense litigation provisions and takes a charge to income in connection therewith when such fees and expenses are probable and reasonably estimable. The Group reviews its legal proceedings each quarter to determine the adequacy of its litigation provisions and may increase or release provisions based on management's judgment and the advice of counsel. The establishment of additional provisions or releases of

litigation provisions may be necessary in the future as developments in such proceedings warrant.

The specific matters described below include (a) proceedings where the Group has accrued a loss contingency provision, given that it is probable that a loss may be incurred and such loss is reasonably estimable; and (b) proceedings where the Group has not accrued such a loss contingency provision for various reasons, including, but not limited to, the fact that any related losses are not reasonably estimable. The description of certain of the matters below includes a statement that the Group has established a loss contingency provision and discloses the amount of such provision; for the other matters no such statement is made. With respect to the matters for which no such statement is made, either (a) the Group has not established a loss contingency provision, in which case the matter is treated as a contingent liability under the applicable accounting standard, or (b) the Group has established such a provision but believes that disclosure of that fact would violate confidentiality obligations to which the Group is subject or otherwise compromise attorney-client privilege, work product protection or other protections against disclosure or compromise the Group's management of the matter. The future

outflow of funds in respect of any matter for which the Group has accrued loss contingency provisions cannot be determined with certainty based on currently available information, and accordingly may ultimately prove to be substantially greater (or may be less) than the provision that is reflected on the Group's balance sheet.

It is inherently difficult to determine whether a loss is probable or even reasonably possible or to estimate the amount of any loss or loss range for many of the Group's legal proceedings. Estimates, by their nature, are based on judgment and currently available information and involve a variety of factors, including, but not limited to, the type and nature of the proceeding, the progress of the matter, the advice of counsel, the Group's defenses and its experience in similar matters, as well as its assessment of matters, including settlements, involving other defendants in similar or related cases or proceedings. Factual and legal determinations, many of which are complex, must be made before a loss, additional losses or ranges of loss can be reasonably estimated for any proceeding.

Most matters pending against the Group seek damages of an indeterminate amount. While certain matters specify the damages claimed, such claimed amount may not represent the Group's reasonably possible losses. For certain of the proceedings discussed below the Group has disclosed the amount of damages claimed and certain other quantifiable information that is publicly available.

The following table presents a roll forward of the Group's aggregate litigation provisions.

Litigation provisions	
	2019
CHF million	
Balance at beginning of period	681
Increase in litigation accruals	734
Decrease in litigation accruals	(111)
Decrease for settlements and other cash payments	(495)
Reclassifications	97 ¹
Foreign exchange translation	(6)
Balance at end of period	896

¹ At the end of 2018, the Group completed its three-year restructuring plan, implemented in connection with its revised strategy. In 2019, CHF 97 million was transferred from restructuring provision to litigation provision.

The Group's aggregate litigation provisions include estimates of losses, additional losses or ranges of loss for proceedings for which such losses are probable and can be reasonably estimated. The Group does not believe that it can estimate an aggregate range of reasonably possible losses for certain of its proceedings because of their complexity, the novelty of some of the claims, the early stage of the proceedings, the limited amount of discovery that has occurred and/or other factors. The Group's estimate of the aggregate range of reasonably possible losses that are not covered by existing provisions for the proceedings discussed below for which the Group believes an estimate is possible is zero to CHF 1.3 billion.

After taking into account its litigation provisions, the Group believes, based on currently available information and advice of counsel, that the results of its legal proceedings, in the aggregate, will not have a material adverse effect on the Group's financial condition. However, in light of the inherent uncertainties of such proceedings, including those brought by regulators or other governmental authorities, the ultimate cost to the Group of resolving such proceedings may exceed current litigation provisions and any excess may be material to its operating results for any particular period, depending, in part, upon the operating results for such period.

Enron-related litigation

Credit Suisse Securities (USA) LLC (CSS LLC) and certain of its affiliates, together with Deutsche Bank Securities Inc., Deutsche Bank AG, and Merrill Lynch & Co., Inc., were named as defendants in an Enron-related action, *Silvercreek Management Inc. v. Citigroup, Inc., et al.*, in the US District Court for the Southern District of New York (SDNY). In this action, plaintiffs asserted they relied on Enron's financial statements, and sought to hold the defendants responsible for any inaccuracies in Enron's financial statements. The plaintiffs sought to assert federal and state law claims relating to its alleged USD 280 million in losses relating to its Enron investments. On November 10, 2017, the defendants filed motions for summary judgment. On September 28, 2018, the SDNY granted in part and denied in part the defendants' motions for summary judgment, dismissing certain claims. On December 28, 2018, CSS LLC and its affiliates, together with Deutsche Bank Securities Inc., Deutsche Bank AG, and Merrill Lynch & Co., Inc. executed an agreement with the plaintiffs to settle this litigation. On January 10, 2019, the SDNY entered an order of final judgment dismissing with prejudice all claims against those defendants. This ends the last of CSS LLC and its affiliates' Enron-related litigation.

Mortgage-related matters

Government and regulatory related matters

Various financial institutions, including CSS LLC and certain of its affiliates, have received requests for information from, and/or have been defending civil actions by, certain regulators and/or government entities, including the US Department of Justice (DOJ) and other members of the Residential Mortgage-Backed Securities (RMBS) Working Group of the US Financial Fraud Enforcement Task Force, regarding the origination, purchase, securitization, servicing and trading of subprime and non-subprime residential and commercial mortgages and related issues. CSS LLC and its affiliates are cooperating with such requests for information.

DOJ RMBS settlement

As previously disclosed, on January 18, 2017, CSS LLC and its current and former US subsidiaries and US affiliates reached a settlement with the DOJ related to its legacy RMBS business, a business conducted through 2007. The settlement resolved potential civil claims by the DOJ related to certain of those Credit

Suisse entities' packaging, marketing, structuring, arrangement, underwriting, issuance and sale of RMBS. Pursuant to the terms of the settlement a civil monetary penalty was paid to the DOJ in January 2017. The settlement also required the above-mentioned entities to provide a specified amount of consumer relief measures, including affordable housing payments and loan forgiveness, within five years of the settlement, and the DOJ and Credit Suisse agreed to the appointment of an independent monitor to oversee the completion of the consumer relief requirements of the settlement. The monitor has published reports periodically noting Credit Suisse's cooperation and progress toward satisfaction of the consumer relief requirements.

NJAG litigation

On December 18, 2013, the New Jersey Attorney General (NJAG), on behalf of the State of New Jersey, filed a civil action in the Superior Court of New Jersey, Chancery Division, Mercer County (SCNJ), against CSS LLC and affiliated entities in their roles as issuer, sponsor, depositor and/or underwriter of RMBS transactions prior to 2008. The original complaint, which referenced 13 RMBS issued, sponsored, deposited and underwritten by CSS LLC and its affiliates in 2006 and 2007, alleges that CSS LLC and its affiliates misled investors and engaged in fraud or deceit in connection with the offer and sale of RMBS, and seeks an unspecified amount of damages. On August 21, 2014, the SCNJ dismissed without prejudice the action brought against CSS LLC and its affiliates by the NJAG. On September 4, 2014, the NJAG filed an amended complaint against CSS LLC and its affiliates, asserting additional allegations but not expanding the number of claims or RMBS referenced in the original complaint. On August 21, 2019, the NJAG filed a motion for partial summary judgment. On November 18, 2019, CSS LLC and its affiliates filed a cross-motion for partial summary judgment.

Civil litigation

CSS LLC and/or certain of its affiliates have also been named as defendants in various civil litigation matters related to their roles as issuer, sponsor, depositor, underwriter and/or servicer of RMBS transactions. These cases include or have included class action lawsuits, actions by individual investors in RMBS, actions by monoline insurance companies that guaranteed payments of principal and interest for certain RMBS, and repurchase actions by RMBS trusts, trustees and/or investors. Although the allegations vary by lawsuit, plaintiffs in the class actions and individual investor actions have generally alleged that the offering documents of securities issued by various RMBS securitization trusts contained material misrepresentations and omissions, including statements regarding the underwriting standards pursuant to which the underlying mortgage loans were issued; monoline insurers allege that loans that collateralize RMBS they insured breached representations and warranties made with respect to the loans at the time of securitization and that they were fraudulently induced to enter into the transactions; and repurchase action plaintiffs generally allege breached representations and warranties in respect of mortgage loans and failure to repurchase such mortgage loans as required under the applicable agreements. The amounts disclosed below do not reflect actual realized

plaintiff losses to date or anticipated future litigation exposure. Rather, unless otherwise stated, these amounts reflect the original unpaid principal balance amounts as alleged in these actions and do not include any reduction in principal amounts since issuance. Further, unless otherwise stated, amounts attributable to an "operative pleading" for the individual investor actions are not altered for settlements, dismissals or other occurrences, if any, that may have caused the amounts to change subsequent to the operative pleading. In addition to the mortgage-related actions discussed below, a number of other entities have threatened to assert claims against CSS LLC and/or its affiliates in connection with various RMBS issuances.

Individual investor actions

CSS LLC and, in some instances, its affiliates, as an RMBS issuer, underwriter and/or other participant, along with other defendants, have been named as defendants in: (i) one action brought by the Federal Deposit Insurance Corporation (FDIC), as receiver for Citizens National Bank and Strategic Capital Bank, in the SDNY, in which claims against CSS LLC and its affiliates relate to approximately USD 28 million of the RMBS at issue (approximately 20% of the USD 141 million at issue against all defendants in the operative pleading); on October 18, 2019, the SDNY denied a motion filed in September 2017 by the defendants, including CSS LLC and its affiliates, to dismiss the FDIC's second amended complaint; (ii) one action brought by the FDIC, as receiver for Colonial Bank, in the SDNY, in which claims against CSS LLC relate to approximately USD 92 million of the RMBS at issue (approximately 23% of the USD 394 million at issue against all defendants in the operative pleading); (iii) one action brought by the Federal Home Loan Bank of Seattle (FHLB Seattle) in Washington state court, in which claims against CSS LLC and its affiliates relate to approximately USD 145 million of the RMBS at issue, reduced from approximately USD 249 million of RMBS at issue; on October 3, 2019, the Washington State Supreme Court reversed the trial court's May 4, 2016 summary judgment order, previously affirmed by the Washington State Court of Appeals, dismissing with prejudice FHLB Seattle's claims, and remanded the action for further proceedings before the trial court; trial is scheduled to begin in August 2020; and (iv) one action brought by the Federal Home Loan Bank of Boston in Massachusetts state court, in which claims against CSS LLC and its affiliates relate to approximately USD 333 million of the RMBS at issue, reduced from USD 373 million (approximately 6% of the USD 5.7 billion at issue against all defendants in the operative pleading) following the October 27, 2015 stipulation of voluntary dismissal with prejudice of claims pertaining to a certain RMBS offering on which CSS LLC and its affiliates were sued, and which has a trial scheduled to begin in March 2021. These actions are at various procedural stages.

CSS LLC and certain of its affiliates are the only defendants named in an action brought by IKB Deutsche Industriebank AG and affiliated entities in the Supreme Court for the State of New York, New York County (SCNY), in which claims against CSS LLC and its affiliates relate to approximately USD 97 million of RMBS at issue; this action is at an intermediate procedural stage. CSS LLC and an affiliate were defendants in an action brought

by Royal Park Investments SA/NV (Royal Park) in the SCNY, in which claims against CSS LLC and its affiliate related to approximately USD 360 million of RMBS at issue; on October 9, 2018, the Appellate Division First Department of the SCNY (First Department) affirmed the trial court's dismissal with prejudice of all claims against CSS LLC and its affiliate and, on January 15, 2019, the New York State Court of Appeals denied Royal Park's request to further appeal.

As disclosed in Credit Suisse's second quarter Financial Report of 2019, on May 16, 2019, following a settlement, the Circuit Court of Montgomery County, Alabama presiding in the action brought by the FDIC, as receiver for Colonial Bank, dismissed with prejudice all claims against CSS LLC and its affiliates relating to approximately USD 139 million of RMBS at issue.

Monoline insurer disputes

CSS LLC and certain of its affiliates are defendants in one monoline insurer action pending in the SCNY, commenced by MBIA Insurance Corp. (MBIA) as guarantor for payments of principal and interest related to approximately USD 770 million of RMBS issued in an offering sponsored by the Credit Suisse defendants. One theory of liability advanced by MBIA is that an affiliate of CSS LLC must repurchase certain mortgage loans from the trusts at issue. MBIA claims that the vast majority of the underlying mortgage loans breach certain representations and warranties, and that the affiliate has failed to repurchase the allegedly defective loans. In addition, MBIA brought claims for fraudulent inducement, material misrepresentations, breaches of warranties, repurchase obligations, and reimbursement. MBIA submitted repurchase demands for loans with an original principal balance of approximately USD 549 million. On March 31, 2017, the SCNY granted in part and denied in part both parties' respective summary judgment motions, which resulted, among other things, in the dismissal of MBIA's fraudulent inducement claim with prejudice. On September 13, 2018, the First Department issued a decision that, among other things, affirmed the dismissal of MBIA's fraudulent inducement claim with prejudice. The First Department also ruled in favor of CSS LLC and certain of its affiliates on their cross-appeal, reversing the trial court's interpretation of certain representations and warranties and ruling that their meaning should be decided at trial. Following its decision, the First Department remanded the action to the trial court for further proceedings. On August 2, 2019, the SCNY concluded a two-week bench trial. The parties completed post-trial briefing on November 21, 2019. A decision has not yet been issued.

Repurchase litigations

DLJ Mortgage Capital, Inc. (DLJ) is a defendant in: (i) one action brought by Asset Backed Securities Corporation Home Equity Loan Trust, Series 2006-HE7, in which plaintiff alleges damages of not less than USD 374 million, increased from not less than USD 341 million, in an amended complaint filed on August 19, 2019, which action is proceeding in the SCNY following the resolution of a previously pending appeal; on January 13, 2020, DLJ filed a motion to dismiss this action in its entirety; (ii) one action brought by Home

Equity Asset Trust, Series 2006-8, in which plaintiff alleges damages of not less than USD 436 million; (iii) one action brought by Home Equity Asset Trust 2007-1, in which plaintiff alleges damages of not less than USD 420 million; on December 27, 2018, the SCNY denied DLJ's motion for partial summary judgment in this action, and the First Department affirmed the SCNY's summary judgment order on October 10, 2019; on January 30, 2020, the First Department granted DLJ leave to further appeal its decision to the New York State Court of Appeals; on March 2, 2020, trial in this action, which was scheduled to begin in October 2020, was postponed pending final resolution of DLJ's summary judgment appeal; (iv) one action brought by Home Equity Asset Trust Series 2007-3, in which plaintiff alleges damages of not less than USD 206 million, which was dismissed without prejudice by order of the SCNY on December 21, 2015 with leave to restore within one year and which plaintiff moved to restore on December 20, 2016, which the court granted on March 15, 2017 by restoring the case to active status; (v) one action brought by Home Equity Asset Trust 2007-2, in which plaintiff alleges damages of not less than USD 495 million; and (vi) one action brought by CSMC Asset-Backed Trust 2007-NC1, in which no damages amount is alleged. These actions are brought in the SCNY and are at various procedural stages. DLJ and its affiliate, Select Portfolio Servicing, Inc. (SPS), are defendants in two actions that have been consolidated for certain procedural purposes, including trial, in the SCNY: one action brought by Home Equity Mortgage Trust Series 2006-1, Home Equity Mortgage Trust Series 2006-3 and Home Equity Mortgage Trust Series 2006-4, in which plaintiffs allege damages of not less than USD 730 million, and allege that SPS obstructed the investigation into the full extent of the defects in the mortgage pools by refusing to afford the trustee reasonable access to certain origination files; and one action brought by Home Equity Mortgage Trust Series 2006-5, in which plaintiff alleges damages of not less than USD 500 million, and alleges that SPS likely discovered DLJ's alleged breaches of representations and warranties but did not notify the trustee of such breaches, in alleged violation of its contractual obligations. On January 10, 2019, the SCNY denied DLJ's motion for partial summary judgment in these actions, and the First Department affirmed the SCNY's summary judgment order on September 17, 2019. On December 12, 2019, the First Department granted DLJ leave to further appeal its decision to the New York State Court of Appeals. On December 17, 2019, trial in these actions, which was scheduled to begin in December 2019 and subsequently rescheduled to begin in January 2020, was postponed pending final resolution of DLJ's summary judgment appeal.

As disclosed in Credit Suisse's fourth quarter Financial Report of 2013, the following repurchase actions were dismissed with prejudice in 2013: the three consolidated actions brought by Home Equity Asset Trust 2006-5, Home Equity Asset Trust 2006-6 and Home Equity Asset Trust 2006-7 against DLJ. Those dismissals were upheld by the New York State Court of Appeals on February 19, 2019. On July 8, 2019, the notice of appeal plaintiffs filed before the First Department from the SCNY's April 2017 denial of plaintiffs' request that its 2013 dismissal decision be modified to allow plaintiffs to assert new claims not previously

included in plaintiffs' consolidated complaint was deemed dismissed when plaintiffs declined to further pursue their appeal by a court-ordered deadline. On August 15, 2019, the trustees for Home Equity Asset Trust 2006-5, Home Equity Asset Trust 2006-6 and Home Equity Asset Trust 2006-7 commenced a new repurchase action against DLJ in the SCNY, in which plaintiffs alleged damages of not less than USD 936 million, asserting substantially similar claims against DLJ as those alleged in the three consolidated repurchase actions that were dismissed with prejudice in 2013. On September 20, 2019, DLJ filed a motion to dismiss and on November 25, 2019, the SCNY entered an order dismissing this new action with prejudice. On December 20, 2019, the plaintiffs filed a notice of appeal to the First Department.

Bank loan litigation

CSS LLC and certain of its affiliates are the subject of certain litigation relating to certain real estate developments including Yellowstone Club and Lake Las Vegas as well as other similar real estate developments. Credit Suisse defendants in these matters arranged, and acted as the agent bank for, syndicated loans provided to borrowers affiliated with such real estate developments, and who have since gone through bankruptcy or foreclosure. Such litigation includes two cases brought in Texas and New York state courts by entities related to Highland Capital Management LP (Highland). In the case in Texas state court, a jury trial was held in December 2014 on Highland's claim for fraudulent inducement by affirmative misrepresentation and omission. A verdict was issued for the plaintiff on its claim for fraudulent inducement by affirmative misrepresentation, but the jury rejected its claim that CSS LLC and an affiliate had committed fraudulent inducement by omission. The Texas judge held a bench trial on Highland's remaining claims in May and June 2015, and entered judgment in the amount of USD 287 million (including prejudgment interest) for the plaintiff on September 4, 2015. Both parties appealed and on February 21, 2018 the appeals court affirmed the lower court's decision. On March 7, 2018, the defendants filed a motion for rehearing with the appeals court. On April 2, 2018, the motion for rehearing with the appeals court was denied. On July 18, 2018, the defendants filed a request for review by the Texas Supreme Court. On December 14, 2018, the court issued an order requiring briefs on the merits in the request for review. On October 4, 2019, the Texas Supreme Court granted the request for review. On January 8, 2020, the Texas Supreme Court heard oral argument. A decision has not yet been issued. In the case in New York state court, the court granted in part and denied in part CSS LLC and certain of its affiliates' summary judgment motion. Both parties appealed that decision, but the appellate court affirmed the decision in full. The case is currently in discovery. CSS LLC and certain of its affiliates separately sued Highland-managed funds on related trades and received a favorable judgment awarding both principal owed and prejudgment interest. Highland appealed the portion of the judgment awarding prejudgment interest, however the original decision was affirmed in its entirety. The parties subsequently agreed to settle the amount owed by the Highland-managed funds under the judgment.

Tax and securities law matters

On May 19, 2014, Credit Suisse AG entered into settlement agreements with several US regulators regarding its US cross-border matters. As part of the agreements, Credit Suisse AG, among other things, engaged an independent corporate monitor that reports to the New York State Department of Financial Services. As of July 31, 2018, the monitor has concluded both his review and his assignment. Credit Suisse AG continues to provide periodic updates to certain authorities in respect of implementing the monitor recommendations.

Rates-related matters

Regulatory matters

Regulatory authorities in a number of jurisdictions, including the US, UK, EU and Switzerland, have for an extended period of time been conducting investigations into the setting of LIBOR and other reference rates with respect to a number of currencies, as well as the pricing of certain related derivatives. These ongoing investigations have included information requests from regulators regarding LIBOR-setting practices and reviews of the activities of various financial institutions, including Credit Suisse Group AG, which is a member of three LIBOR rate-setting panels (US Dollar LIBOR, Swiss Franc LIBOR and Euro LIBOR). Credit Suisse is cooperating fully with these investigations. In particular, it has been reported that regulators are investigating whether financial institutions engaged in an effort to manipulate LIBOR, either individually or in concert with other institutions, in order to improve market perception of these institutions' financial health and/or to increase the value of their proprietary trading positions. In response to regulatory inquiries, Credit Suisse commissioned a review of these issues. To date, Credit Suisse has seen no evidence to suggest that it is likely to have any material exposure in connection with these issues.

Regulatory authorities in a number of jurisdictions, including the Swiss Competition Commission (COMCO), the European Commission (Commission), the South African Competition Commission, and the Brazilian Competition Authority have been conducting investigations into the trading activities, information sharing and the setting of benchmark rates in the foreign exchange (including electronic trading) markets.

On March 31, 2014, COMCO announced its formal investigation of numerous Swiss and international financial institutions, including Credit Suisse Group AG, in relation to the setting of exchange rates in foreign exchange trading. Credit Suisse continues to cooperate with this ongoing investigation.

On July 26, 2018, Credit Suisse Group AG and certain affiliates received a Statement of Objections from the Commission, alleging that Credit Suisse entities engaged in anticompetitive practices in connection with their foreign exchange trading business. The Statement of Objections sets out the Commission's preliminary views and does not prejudge the final outcome of its investigation.

The reference rates investigations have also included information requests from regulators concerning supranational, sub-sovereign and agency (SSA) bonds and commodities (including precious metals) markets. Credit Suisse is cooperating fully with these investigations.

On December 20, 2018, Credit Suisse Group AG and Credit Suisse Securities (Europe) Limited received a Statement of Objections from the Commission, alleging that Credit Suisse entities engaged in anticompetitive practices in connection with its SSA bonds trading business. The Statement of Objections sets out the Commission's preliminary views and does not prejudice the final outcome of its investigation.

The investigations are ongoing and it is too soon to predict the final outcome of the investigations.

Civil litigation

USD LIBOR litigation

Beginning in 2011, certain Credit Suisse entities were named in various civil lawsuits filed in the US, alleging banks on the US dollar LIBOR panel manipulated US dollar LIBOR to benefit their reputation and increase profits. All but one of these matters was consolidated for pre-trial purposes into a multi-district litigation in the SDNY. The majority of the actions have been stayed since their outset, while a handful of individual actions and putative class actions have been proceeding. The Credit Suisse entities have been dismissed from all non-stayed putative class actions.

In a series of rulings between 2013 and 2018 on motions to dismiss, the SDNY (i) narrowed the claims against the Credit Suisse entities and the other defendants (dismissing antitrust, Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act (RICO), Commodity Exchange Act, and state law claims), (ii) narrowed the set of plaintiffs who may bring claims, and (iii) narrowed the set of defendants in the LIBOR actions (including the dismissal of several Credit Suisse entities from various cases on personal jurisdiction grounds). The plaintiffs have appealed several of the SDNY's rulings to the United States Court of Appeals for the Second Circuit (Second Circuit). On February 23, 2018, the Second Circuit decided one of the appeals in an individual (non-class) action and largely affirmed the SDNY's rulings, including upholding the dismissal of certain state law and securities law claims as to Credit Suisse Group AG, but vacated certain rulings and remanded the case for further proceedings. Another consolidated Second Circuit appeal is still pending.

Separately, on May 4, 2017, the plaintiffs in the three non-stayed putative class actions moved for class certification. On February 28, 2018, the SDNY denied certification in two of the actions and granted certification over a single antitrust claim in an action brought by over-the-counter purchasers of LIBOR-linked derivatives. In the same decision, the court dismissed Credit Suisse AG, the only remaining Credit Suisse entity in the action, from the over-the-counter action. All parties moved for immediate appellate review of the class-certification decisions, and the Second Circuit denied their petitions for review.

On June 15, 2018, plaintiffs in several non-class actions filed amended complaints or filed for leave to amend their operative complaints. On July 13, 2018, defendants moved to dismiss the amended complaints and opposed leave to amend. On March 25, 2019, the SDNY granted in part and denied in part defendants' motions to dismiss various actions and certain plaintiffs' motions for leave to amend their complaints. The SDNY's decision narrowed the claims in several of the remaining individual investor actions on grounds relating to personal jurisdiction, the statute of limitations and the merits.

In the one matter not consolidated in the multi-district litigation, the SDNY granted the defendants' motion to dismiss on March 31, 2015. On June 1, 2015, plaintiff moved for leave to file a second amended complaint in the SDNY. On March 20, 2018, the SDNY denied the plaintiff's request for leave to file an amended pleading and dismissed the case on the merits. Plaintiff appealed to the Second Circuit. On April 30, 2019, the Second Circuit affirmed the SDNY's March 20, 2018 decision that dismissed the case. On July 29, 2019, plaintiff filed a petition for a writ of certiorari with the Supreme Court of the United States, which was denied on October 7, 2019, leaving no further avenues for appeal.

USD ICE LIBOR litigation

In January 2019, members of the US dollar Intercontinental Exchange (ICE) LIBOR panel, including Credit Suisse Group AG and certain of its affiliates, were named in three civil putative class action lawsuits alleging that panel banks suppressed US dollar ICE LIBOR to benefit defendants' trading positions. These actions have been consolidated in the SDNY. On July 1, 2019, plaintiffs filed a consolidated complaint. On August 30, 2019, defendants filed a motion to dismiss.

CHF LIBOR litigation

In February 2015, various banks that served on the Swiss franc LIBOR panel, including Credit Suisse Group AG, were named in a civil putative class action lawsuit filed in the SDNY, alleging manipulation of Swiss franc LIBOR to benefit defendants' trading positions. On September 25, 2017, the SDNY granted defendants' motion to dismiss all claims, but permitted the plaintiffs to file an amended complaint. Defendants filed motions to dismiss the amended complaint on February 7, 2018. On September 16, 2019, the SDNY granted defendants' motions to dismiss, finding that the court lacked subject matter jurisdiction over the case. On October 16, 2019, plaintiffs filed a notice of appeal.

SIBOR/SOR litigation

In July 2016, various banks that served on the Singapore Interbank Offered Rate (SIBOR) and Singapore Swap Offer Rate (SOR) panels, including Credit Suisse Group AG and affiliates, were named in a civil putative class action lawsuit filed in the SDNY, alleging manipulation of SIBOR and SOR to benefit defendants' trading positions. On August 18, 2017, the SDNY dismissed all claims against Credit Suisse Group AG and affiliates (and various other defendants) but granted the plaintiffs leave to amend their complaint. On October 4, 2018, the SDNY granted in part and

denied in part defendants' motion to dismiss plaintiffs' second amended complaint, upholding antitrust claims against Credit Suisse AG and other panel bank defendants, but narrowing the claims to those related to Singapore Dollar SIBOR and dismissing all but one plaintiff from the action. The court also dismissed the RICO claims without leave to amend. On October 25, 2018, the remaining plaintiff filed a third amended complaint. The remaining defendants moved to dismiss on November 15, 2018. On July 26, 2019, the SDNY granted defendants' motion to dismiss and denied plaintiff's motion for leave to amend, holding that the court lacked subject matter jurisdiction over the action. On August 26, 2019, plaintiff filed a notice of appeal.

Foreign exchange litigation

Credit Suisse Group AG and affiliates as well as other financial institutions are named in five pending civil lawsuits in the SDNY relating to the alleged manipulation of foreign exchange rates.

The first pending matter is a putative consolidated class action. On January 28, 2015, the court denied defendants' motion to dismiss the original consolidated complaint brought by US-based investors and foreign plaintiffs who transacted in the US, but granted their motion to dismiss the claims of foreign-based investors for transactions outside of the US. In July 2015, plaintiffs filed a second consolidated amended complaint, adding additional defendants and asserting additional claims on behalf of a second putative class of exchange investors. On September 20, 2016, the SDNY granted in part and denied in part a motion to dismiss filed by the Group and affiliates, along with other financial institutions, which reduced the size of the putative class, but allowed the primary antitrust and Commodity Exchange Act claims to survive. On May 31, 2018, plaintiffs served a motion for class certification, which the Group and affiliates opposed on October 25, 2018. On September 3, 2019, the SDNY denied plaintiffs' motion for certification of a Rule 23(b)(3) damages class, ruling that proof of both injury and damages must proceed on an individual basis, but granted certification as to two threshold issues concerning the alleged conspiracy. The SDNY also denied plaintiffs' motion for certification of a second proposed class in its entirety.

The second pending matter names Credit Suisse AG and affiliates, as well as other financial institutions in a putative class action filed in the SDNY on June 3, 2015. This action is based on the same alleged conduct as the consolidated class action and alleges violations of the US Employee Retirement Income Security Act of 1974 (ERISA). On August 23, 2016, the SDNY granted a motion to dismiss filed by affiliates of Credit Suisse AG, along with other financial institutions. Plaintiffs appealed that decision, and on July 10, 2018, the Second Circuit issued an order affirming in full the SDNY's decision to dismiss the putative ERISA class action against Credit Suisse AG and affiliates as well as other defendant financial institutions and denying plaintiffs' request for leave to amend their complaint.

The third pending matter originally named Credit Suisse Group AG and affiliates, as well as other financial institutions, in a consolidated putative class action filed in the SDNY, alleging

manipulation of the foreign exchange market on behalf of indirect purchasers of foreign exchange instruments. On March 15, 2018, the court issued a decision granting defendants' joint motion to dismiss and dismissing the consolidated complaint in its entirety. On October 25, 2018, the SDNY granted in substantial part plaintiffs' motion for leave to file a proposed second consolidated class action complaint, which plaintiffs filed on November 28, 2018. On December 20, 2018, the Group, together with other financial institutions, filed a motion to dismiss on the basis of personal jurisdiction. On February 19, 2019, plaintiffs voluntarily dismissed Credit Suisse Group AG.

The fourth pending matter names Credit Suisse Group AG and affiliates in a putative class action filed in the SDNY on July 12, 2017, alleging improper practices in connection with electronic foreign exchange trading. On April 12, 2018, the SDNY granted defendants' motion to compel arbitration.

The fifth pending matter originally named Credit Suisse Group AG and affiliates, as well as other financial institutions, in a civil action filed in the SDNY on November 13, 2018. This action is based on the same alleged conduct as the consolidated class action. On March 1, 2019, plaintiffs filed an amended complaint. On April 1, 2019, defendants filed motions to dismiss. On April 23, 2019, plaintiffs sought leave to file a second amended complaint in lieu of responding to defendants' motions. On April 26, 2019, the SDNY ordered plaintiffs to file their second amended complaint subject to defendants' right to oppose the amendment and to renew their motions to dismiss, and on June 11, 2019, plaintiffs filed a second amended complaint. On June 28, 2019, plaintiffs voluntarily dismissed Credit Suisse Group AG. On July 25, 2019, defendants filed motions to dismiss the second amended complaint. On September 6, 2019, plaintiffs voluntarily dismissed Credit Suisse International. The claims against Credit Suisse AG and CSS LLC remain pending.

Credit Suisse Group AG and certain of its affiliates, together with other financial institutions, have also been named in two Canadian putative class actions, which make allegations similar to the consolidated class action. Further, Credit Suisse Group AG and certain of its affiliates, together with other financial institutions, have also been named in two putative class actions in Israel, which make allegations similar to the consolidated class action.

Treasury markets litigation

CSS LLC, along with over 20 other primary dealers of US treasury securities, has been named in a number of putative civil class action complaints in the US relating to the US treasury markets. These complaints generally allege that defendants colluded to manipulate US treasury auctions, as well as the pricing of US treasury securities in the when-issued market, with impacts upon related futures and options. These actions have been consolidated into a multi-district litigation in the SDNY. On August 23, 2017, the SDNY appointed lead counsel, and on August 25, 2017, three purported class representatives re-filed their complaints as a collective individual action. On November 15, 2017, plaintiffs filed a consolidated amended class action complaint naming CSS LLC, Credit

Suisse Group AG, and Credit Suisse International (CSI), along with a narrower group of other defendants. The consolidated complaint contains previously-asserted allegations as well as new allegations concerning a group boycott to prevent the emergence of anonymous, all-to-all trading in the secondary market for treasury securities. On February 23, 2018, defendants served motions to dismiss on plaintiffs and the SDNY entered a stipulation voluntarily dismissing Credit Suisse Group AG and other defendant holding companies. On March 26, 2018, the SDNY entered a stipulation voluntarily dismissing CSI for lack of personal jurisdiction.

SSA bonds litigation

Credit Suisse Group AG and affiliates, along with other financial institutions and individuals, have been named in several putative class action complaints filed in the SDNY relating to SSA bonds. The complaints generally allege that defendants conspired to fix the prices of SSA bonds sold to and purchased from investors in the secondary market. These actions have been consolidated in the SDNY. On April 7, 2017, plaintiffs filed a consolidated class action complaint. Plaintiffs filed a consolidated amended class action complaint on November 3, 2017, which defendants moved to dismiss on December 12, 2017. On August 24, 2018, the SDNY granted defendants' motion to dismiss for failure to state a claim, but granted plaintiffs leave to amend. On November 6, 2018, plaintiffs filed a second consolidated amended class action complaint, which defendants moved to dismiss on December 21, 2018. On September 30, 2019, the SDNY granted the motion to dismiss for lack of personal jurisdiction and improper venue made by Credit Suisse and certain other defendants. The court indicated that it will further address defendants' motion to dismiss for failure to state a claim.

Separately, on February 7, 2019, Credit Suisse AG and certain of its affiliates, together with other financial institutions and individuals, were named in a putative class action filed in the SDNY, which makes allegations similar to the consolidated class action, but seeks to represent a putative class of indirect purchasers of US dollar SSA bonds where the purchase was made in or connected to New York.

Credit Suisse Group AG and certain of its affiliates, together with other financial institutions, have also been named in two Canadian putative class actions, which make allegations similar to the consolidated class action.

Bank Bill Swap litigation

On August 16, 2016, Credit Suisse Group AG and Credit Suisse AG, along with other financial institutions, were named in a putative class action brought in the SDNY, alleging manipulation of the Australian Bank Bill Swap reference rate. Plaintiffs filed an amended complaint on December 16, 2016, which defendants moved to dismiss on February 24, 2017. On November 26, 2018, the SDNY granted in part and denied in part defendants' motions to dismiss, including dismissing the complaint in its entirety against Credit Suisse Group AG and Credit Suisse AG. On March 4, 2019, plaintiffs were granted leave to file a second amended complaint. On April 3, 2019, plaintiffs filed a second amended

complaint. On May 20, 2019, defendants filed motions to dismiss. On February 13, 2020, the SDNY granted in part and denied in part defendants' motion to dismiss.

Mexican government bonds litigation

Credit Suisse AG and affiliates have been named in multiple putative class actions in US federal court alleging a conspiracy among Credit Suisse entities and other dealer banks to manipulate the Mexican government bond market. These actions have been consolidated in the SDNY and on July 18, 2018, plaintiffs filed their consolidated amended complaint. On September 17, 2018, defendants filed motions to dismiss the consolidated amended complaint. On September 30, 2019, the SDNY granted defendants' motion to dismiss. On December 9, 2019, plaintiffs filed a second consolidated amended complaint that does not name any Credit Suisse entity as a defendant.

Government-sponsored entity bonds litigation

Since February 22, 2019, Credit Suisse AG and CSS LLC, together with other financial institutions, have been named in multiple putative class action complaints filed in the SDNY, alleging a conspiracy among the financial institutions to fix prices for unsecured bonds issued by Freddie Mac, Fannie Mae, the Federal Home Loan Banks and the Federal Farm Credit Banks.

On April 3, 2019, the SDNY consolidated the putative class action complaints. On May 23, 2019, class plaintiffs in the consolidated putative class action filed a consolidated amended complaint that removed Credit Suisse AG as a defendant. On June 13, 2019, defendants filed a motion to dismiss. On July 12, 2019, plaintiffs filed a second consolidated amended complaint. On August 29, 2019, the SDNY granted defendants' motion to dismiss, but granted plaintiffs leave to amend. On September 10, 2019, plaintiffs filed a third consolidated amended complaint. On September 17, 2019, defendants filed a motion to dismiss certain aspects of the complaint, which was denied on October 15, 2019. On December 6, 2019, the parties reached an agreement in principle to settle the putative class action in its entirety. Class plaintiffs filed a motion seeking preliminary approval of the global settlement on December 16, 2019, and the SDNY issued an order preliminarily approving the global settlement on February 3, 2020.

Credit Suisse AG and CSS LLC, along with other financial institutions, have been named in two civil actions in the US District Court for the Middle District of Louisiana, alleging a conspiracy among financial institutions to fix prices for unsecured bonds issued by certain government-sponsored entities: one action brought by the Louisiana Attorney General on behalf of the State of Louisiana on September 23, 2019, and one action brought by the City of Baton Rouge on October 21, 2019.

OTC trading cases

Credit Suisse Group AG and affiliates, along with other financial institutions, have been named in one consolidated putative civil class action complaint and one consolidated complaint filed

by individual plaintiffs relating to interest rate swaps, alleging that dealer defendants conspired with trading platforms to prevent the development of interest rate swap exchanges. The individual lawsuits were brought by TeraExchange LLC, a swap execution facility, and affiliates, and Javelin Capital Markets LLC, a swap execution facility, and an affiliate, which claim to have suffered lost profits as a result of defendants' alleged conspiracy. All interest rate swap actions have been consolidated in a multi-district litigation in the SDNY. Both class and individual plaintiffs filed second amended consolidated complaints on December 9, 2016, which defendants moved to dismiss on January 20, 2017. On July 28, 2017, the SDNY granted in part and denied in part defendants' motions to dismiss. On May 30, 2018, class plaintiffs filed a third amended consolidated class action complaint.

On June 14, 2018, a new direct action complaint was filed by swap execution facility trueEX LLC. On June 20, 2018, the trueEX LLC complaint was added to the existing multi-district litigation. On August 9, 2018, trueEX LLC filed an amended complaint against Credit Suisse Group AG and affiliates, along with other financial institutions, which defendants moved to dismiss on August 28, 2018. On November 20, 2018, the SDNY issued an order granting in part and denying in part defendants' motion to dismiss the trueEX LLC amended complaint.

On February 20, 2019, class plaintiffs in the consolidated multi-district litigation filed a motion for class certification. On March 20, 2019, class plaintiffs filed a fourth amended consolidated class action complaint. On June 18, 2019, defendants filed their opposition to plaintiffs' motion for class certification.

On June 8, 2017, Credit Suisse Group AG and affiliates, along with other financial institutions, were named in a civil action filed in the SDNY by Tera Group, Inc. and related entities (collectively "Tera"), alleging violations of antitrust law in connection with the allegation that credit default swap (CDS) dealers conspired to block Tera's electronic CDS trading platform from successfully entering the market. On September 11, 2017, defendants filed a motion to dismiss. On July 30, 2019, the SDNY granted in part and denied in part defendants' motion to dismiss. On January 30, 2020, plaintiffs filed an amended complaint.

Credit Suisse Group AG and certain of its affiliates, as well as other financial institutions, were originally named in a number of civil lawsuits in the SDNY, certain of which are brought by class action plaintiffs alleging that the defendants conspired to keep stock-loan trading in an over-the-counter market and collectively boycotted certain trading platforms that sought to enter the market, and certain of which are brought by trading platforms that sought to enter the market alleging that the defendants collectively boycotted the platforms. The SDNY denied defendants' motions to dismiss in the putative class action. In each of the lawsuits, the court entered a stipulation voluntarily dismissing Credit Suisse Group AG and other defendant holding companies, although certain Credit Suisse Group AG affiliates remain part of the ongoing action.

On August 6, 2019, in one of the civil actions filed in the SDNY by a purported successor in interest to a trading platform for stock loans that sought to enter the market, the SDNY granted defendants' motion to dismiss and entered judgment in favor of the defendants. On September 3, 2019, plaintiff filed a motion to amend the judgment to permit plaintiff to file an amended complaint or, in the alternative, to dismiss certain claims without prejudice. On September 10, 2019, the SDNY denied in part plaintiff's motion to amend the judgment but ordered additional briefing on whether certain claims should be dismissed without prejudice. On January 6, 2020, the SDNY denied plaintiff's motion to amend the judgment.

ATA litigation

A lawsuit was filed on November 10, 2014 in the US District Court for the Eastern District of New York (EDNY) against a number of banks, including Credit Suisse AG, alleging claims under the United States Anti-Terrorism Act (ATA). The action alleges a conspiracy between Iran and various international financial institutions, including the defendants, in which they agreed to alter, falsify or omit information from payment messages that involved Iranian parties for the express purpose of concealing the Iranian parties' financial activities and transactions from detection by US authorities. The complaint, brought by approximately 200 plaintiffs, alleges that this conspiracy has made it possible for Iran to transfer funds to Hezbollah and other terrorist organizations actively engaged in harming US military personnel and civilians. On July 12, 2016, plaintiffs filed a second amended complaint in the EDNY against a number of banks, including Credit Suisse AG, alleging claims under the ATA. On September 14, 2016, Credit Suisse AG and the other defendants filed motions to dismiss the plaintiffs' second amended complaint in the EDNY. On September 16, 2019, the EDNY granted defendants' motion to dismiss. Plaintiffs moved for partial reconsideration of portions of the dismissal that do not relate to Credit Suisse, which the court denied on October 28, 2019. On November 26, 2019, plaintiffs filed a notice of appeal.

Another lawsuit was filed on November 9, 2017, in the SDNY against a number of banks, including Credit Suisse AG, alleging claims under the ATA. On March 2, 2018, Credit Suisse AG and other defendants filed motions to dismiss the plaintiffs' complaint. On March 28, 2019, the SDNY granted the motion to dismiss. On April 22, 2019, plaintiffs filed a motion for leave to amend their complaint, which defendants opposed on May 20, 2019. On February 25, 2020, the court denied plaintiffs' motion to amend their complaint and dismissed the case with prejudice as to Credit Suisse AG and the other moving bank defendants.

In December 2018, five additional lawsuits were filed in the EDNY or SDNY against a number of banks, including Credit Suisse AG and, in two instances, Credit Suisse AG, New York Branch alleging claims under the ATA and the Justice Against Sponsors of Terrorism Act. These actions similarly allege a conspiracy between Iran and various international financial institutions, including the defendants, in which they agreed to alter, falsify or omit information from payment messages that involved Iranian parties, and that

this conspiracy made it possible for Iran to transfer funds to terrorist organizations actively engaged in harming US military personnel and civilians.

On April 11, 2019, another action alleging claims under the ATA was filed in the EDNY that is related to, and makes allegations materially similar to, the other ATA cases already pending in the EDNY. On January 6, 2020, defendants filed a motion to dismiss two of these cases, which are pending before the same EDNY judge that granted defendants' motion to dismiss.

Other than cases that have been decided or where a motion to dismiss is pending, these cases have been stayed pending the outcome of certain of the decisions described above.

MPS

In late 2014, the Monte dei Paschi di Siena Foundation (Foundation) filed a lawsuit in the Civil Court of Milan, Italy seeking EUR 3 billion in damages jointly from Credit Suisse Securities (Europe) Limited (CSSEL), Banca Leonardo & Co S.p.A. and former members of the Foundation's management committee. The lawsuit relates to the fairness opinions CSSEL and Banca Leonardo & Co S.p.A. delivered to the Foundation in connection with the EUR 9 billion acquisition of Banca Antonveneta S.p.A. by Banca Monte dei Paschi di Siena S.p.A. (BMPS) in 2008. BMPS funded the acquisition by a EUR 5 billion rights offer and the issuance of unredeemable securities convertible into BMPS shares, in which the Foundation invested EUR 2.9 billion and EUR 490 million, respectively. The Foundation alleges that the fairness opinions were issued in the absence of key financial information. CSSEL believes that the claim lacks merit and is not supported by the available evidence. In November 2017, the Civil Court of Milan rejected the Foundation's claims, ruling in favor of CSSEL. In January 2018, the Foundation filed an appeal against this ruling. On June 11, 2019, following a settlement, the Civil Court of Milan dismissed all claims.

Customer account matters

Several clients have claimed that a former relationship manager in Switzerland had exceeded his investment authority in the management of their portfolios, resulting in excessive concentrations of certain exposures and investment losses. Credit Suisse AG is investigating the claims, as well as transactions among the clients. Credit Suisse AG filed a criminal complaint against the former relationship manager with the Geneva Prosecutor's Office upon which the prosecutor initiated a criminal investigation. Several clients of the former relationship manager also filed criminal complaints with the Geneva Prosecutor's Office. On February 9, 2018, the former relationship manager was sentenced to five years in prison by the Geneva criminal court for fraud, forgery and criminal mismanagement and ordered to pay damages of approximately USD 130 million. Several parties have appealed the judgement. On June 26, 2019, the Criminal Court of Appeals of Geneva ruled in the appeal of the judgment against the former relationship manager, upholding the main findings of the Geneva

criminal court. Several parties have appealed the decision to the Swiss Federal Supreme Court. On February 19, 2020, the Swiss Federal Supreme Court rendered its judgment on the appeals, substantially confirming the findings of the Criminal Court of Appeals of Geneva. Civil lawsuits were initiated between August 7, 2017 and August 25, 2017 in the High Court of Singapore, the High Court of New Zealand and the Supreme Court of Bermuda against Credit Suisse AG and certain affiliates, based on the findings established in the criminal proceedings against the former relationship manager. On July 17, 2018, the High Court of New Zealand dismissed the civil lawsuit brought against Credit Suisse AG and stayed the same lawsuit against a New Zealand incorporated affiliate. On August 31, 2018, the civil lawsuit was stayed by an Assistant Registrar of the High Court of Singapore. Plaintiffs in both the New Zealand and Singapore civil proceedings have appealed these decisions. On January 18, 2019 the Singapore High Court dismissed the plaintiffs' appeal and upheld the Assistant Registrar's decision to stay the civil proceedings in Singapore. On April 29, 2019, the plaintiffs appealed the decision of the Singapore High Court only with respect to their action against the Credit Suisse affiliate. On June 21, 2019, the plaintiffs discontinued their action against Credit Suisse AG in the Singapore courts. On May 3, 2019, the plaintiffs filed a notice of abandonment of appeal in the Court of Appeal of New Zealand.

FIFA-related matters

In connection with investigations by US and Swiss government authorities into the involvement of financial institutions in the alleged bribery and corruption surrounding the Fédération Internationale de Football Association (FIFA), Credit Suisse received inquiries from these authorities regarding its banking relationships with certain individuals and entities associated with FIFA, including but not limited to certain persons and entities named and/or described in the May 20, 2015 indictment and the November 25, 2015 superseding indictment filed by the Eastern District of New York US Attorney's Office. The US and Swiss investigations encompassed whether multiple financial institutions, including Credit Suisse, permitted the processing of suspicious or otherwise improper transactions, or failed to observe anti-money laundering laws and regulations, with respect to the accounts of certain persons and entities associated with FIFA. Credit Suisse continues to cooperate with US authorities on this matter. As previously disclosed, the Swiss Financial Market Supervisory Authority FINMA has announced the conclusion of its investigation.

External asset manager matter

Several clients have claimed that an external asset manager based in Geneva misappropriated funds, forged bank statements, transferred assets between client accounts at Credit Suisse AG as custodian to conceal losses and made investments without the authorization of those clients. The Geneva Prosecutor's Office initiated a criminal investigation against representatives of the external asset manager and two former Credit Suisse AG employees. This investigation was expanded in November 2018 to also include one former and one current Credit Suisse AG employee

and Credit Suisse AG itself in order to assess the sufficiency of Credit Suisse AG's controls and supervision. In the third quarter of 2019, Credit Suisse AG entered into a two stage, conditional settlement agreement with affected clients. With the cooperation of the Geneva Prosecutor's Office, the first stage of the settlement was completed in November 2019.

Mossack Fonseca/Israel Desk matters

Credit Suisse, along with many financial institutions, has received inquiries from governmental and regulatory authorities concerning banking relationships between financial institutions, their clients and the Panama-based law firm of Mossack Fonseca. Credit Suisse has also received governmental and regulatory inquiries concerning cross-border services provided by Credit Suisse's Switzerland-based Israel Desk. Credit Suisse is conducting a review of these issues and has been cooperating with the authorities.

Mozambique matter

Credit Suisse is responding to requests from regulatory and enforcement authorities related to certain Credit Suisse entities' arrangement of loan financing to Mozambique state enterprises, Proindicus S.A. and Empresa Mocambiicana de Atum S.A. (EMATUM), a distribution to private investors of loan participation notes (LPN) related to the EMATUM financing in September 2013, and certain Credit Suisse entities' subsequent role in arranging the exchange of those LPNs for Eurobonds issued by the Republic of Mozambique. On January 3, 2019, the United States Attorney for the Eastern District of New York unsealed an indictment against several individuals in connection with the matter, including three former Credit Suisse employees. On May 20, 2019, July 19, 2019 and September 6, 2019, the three former employees pleaded guilty to accepting improper personal benefits in connection with financing transactions carried out with two Mozambique state enterprises. Credit Suisse is cooperating with the authorities on this matter. On February 27, 2019, certain Credit Suisse entities, the same three former employees, and several other unrelated entities were sued in the English High Court by the Republic of Mozambique. On January 21, 2020, Credit Suisse filed its defense. The Republic of Mozambique seeks a declaration that the sovereign guarantee issued in connection with the Proindicus loan syndication arranged and funded, in part, by a Credit Suisse subsidiary is void and also seeks unspecified damages alleged to have arisen in connection with the transactions involving Proindicus and EMATUM, and a transaction in which Credit Suisse had no involvement with Mozambique Asset Management S.A.

Cross-border private banking matters

Credit Suisse offices in various locations, including the UK, the Netherlands and France, have been contacted by regulatory and law enforcement authorities that are seeking records and information concerning investigations into our historical private banking services on a cross-border basis and in part through our local

branches and banks. Credit Suisse has conducted a review of these issues and is cooperating with the authorities. Credit Suisse applies a strict zero tolerance policy on tax evasion.

Hiring practices investigation

On May 30, 2018, Credit Suisse (Hong Kong) Limited (CSHKL) entered into a non-prosecution agreement to resolve the investigation of past hiring practices between 2007 and 2013 in the Asia Pacific region by the DOJ, under which CSHKL paid a penalty of USD 47 million. No criminal charges were filed and no monitor was required. As part of the agreement, Credit Suisse AG has ongoing obligations, including cooperating with the DOJ, maintaining prescribed standards in its compliance programs and reporting to the DOJ on the functioning of its enhanced compliance programs. On July 5, 2018, Credit Suisse Group AG reached a settlement with the US Securities and Exchange Commission to resolve the parallel investigation of the same conduct for USD 29.8 million.

Write-downs litigation

On December 22, 2017, Credit Suisse Group AG and certain current and former executives were named in a class action complaint filed in the SDNY on behalf of a putative class of purchasers of Credit Suisse Group AG American Depositary Receipts (ADRs), asserting claims for violations of Sections 10(b) and 20(a) of the US Securities Exchange Act of 1934 and Rule 10b-5 thereunder, alleging that defendants sanctioned increases to trading limits that ultimately led to write-downs in the fourth quarter of 2015 and the first quarter of 2016 and a decline in the market value of the ADRs. On April 18, 2018, plaintiffs filed an amended complaint, which asserts substantially the same claims as the original complaint. On February 19, 2019, the SDNY granted in part and denied in part, defendants' motion to dismiss the amended complaint. The decision narrows the scope of the action to claims related to statements concerning Credit Suisse's risk limits and controls. On May 16, 2019, the SDNY denied defendants' motion for reconsideration. Discovery is ongoing.

ETN-related litigation

Since March 14, 2018, three class action complaints were filed in the SDNY on behalf of a putative class of purchasers of VelocityShares Daily Inverse VIX Short Term Exchange Traded Notes linked to the S&P 500 VIX Short-Term Futures Index due December 4, 2030 (XIV ETNs). On August 20, 2018, plaintiffs filed a consolidated amended class action complaint, naming Credit Suisse Group AG and certain affiliates and executives, along with Janus Index & Calculation Services LLC and affiliates, which asserts claims for violations of Sections 9(a)(4), 9(f), 10(b) and 20(a) of the US Securities Exchange Act of 1934 and Rule 10b-5 thereunder and Sections 11 and 15 of the US Securities Act of 1933 and alleges that the defendants are responsible for losses to investors following a decline in the value of XIV ETNs on February 5, 2018. Defendants moved to dismiss the amended complaint on November 2, 2018. On September 25, 2019, the SDNY

granted defendants' motion to dismiss and dismissed with prejudice all claims against the defendants. On October 18, 2019, plaintiffs filed a notice of appeal.

On April 17, 2018, Credit Suisse AG, along with Janus Index & Calculation Services LLC, was named in an individual civil action in the Northern District of Alabama that makes allegations similar to those alleged in the consolidated New York class action. On August 10, 2018, defendants filed a motion to transfer the action to the SDNY, which was denied on December 17, 2018. On September 26, 2018, defendants filed a motion to dismiss the Alabama complaint. On December 4, 2018, plaintiffs filed an amended complaint, which defendants moved to dismiss on January 11, 2019. On August 22, 2019, the court granted in part and denied in part defendants' motion to dismiss.

On February 4, 2019, Credit Suisse Group AG and certain affiliates and executives, along with Janus Index & Calculation Services LLC and affiliates, were named in a separate individual action brought in the EDNY, which asserts claims substantially similar to those brought in the consolidated class action. On March 29, 2019, plaintiff voluntarily dismissed its action and filed a substantially similar complaint in the SDNY. On May 16, 2019, defendants filed a motion to dismiss. On January 2, 2020, the SDNY granted defendants' motion to dismiss. On February 3, 2020, plaintiff filed a notice of appeal.

On June 3, 2019, Credit Suisse AG, an affiliate and executives were named in a separate individual action brought in the SDNY by a purchaser of XIV ETNs, which asserts claims similar to those brought in the consolidated class action complaint as well as additional claims under New York and Pennsylvania state law. On November 12, 2019, defendants filed a motion to dismiss. Plaintiffs responded to the motion to dismiss by filing an amended complaint in lieu of opposing the motion to dismiss. The action has been stayed pending a resolution of the appeal in the consolidated class action.

On February 4, 2019, Credit Suisse Group AG and certain affiliates and executives, along with Janus Index & Calculation Services LLC and affiliates, were named in a class action complaint filed in the SDNY brought on behalf of a putative class of purchasers of VelocityShares Daily Inverse VIX Medium Term Exchange Traded Notes linked to the S&P 500 VIX Mid-Term Futures Index due December 4, 2030 (ZIV ETNs). The complaint asserts claims for

violations of Sections 9(a)(4), 9(f), 10(b) and 20(a) of the US Securities Exchange Act of 1934 and Rule 10b-5 thereunder and Sections 11 and 15 of the US Securities Act of 1933 and alleges that the defendants are responsible for losses to investors following a decline in the value of ZIV ETNs in February 2018. On August 20, 2019, plaintiffs filed an amended complaint. On October 21, 2019, defendants filed a motion to dismiss.

TWINT

On November 13, 2018, COMCO announced an investigation into several Swiss financial institutions, including UBS Switzerland AG, Credit Suisse (Schweiz) AG, Aduno Holding AG, PostFinance AG, and Swisscard AECS GmbH. According to COMCO, its investigation is focused on whether these institutions entered into an agreement to boycott mobile payment solutions of international providers, including Apple Pay and Samsung Pay, in order to protect TWINT, their own Swiss payment solution.

SWM

CSI is the defendant in a lawsuit brought by the German public utility company Stadtwerke München GmbH (SWM) in a German court, in connection with a series of interest rate swaps entered into between 2008 and 2012. The claimant alleges breach of an advisory duty to provide both investor- and investment-specific advice, including in particular a duty to disclose the initial mark-to-market value of the trades at inception. On March 22, 2019, the trial court (the Regional Court of Frankfurt am Main) dismissed in their entirety claims against CSI. On April 29, 2019, plaintiff filed a notice of appeal and an application for a supplementary judgment. On November 29, 2019, the court ruled on the supplementary judgment application, finding that SWM was entitled to a refund of negative interest from CSI. CSI is appealing this ruling.

Bulgarian former clients matter

Credit Suisse AG has been responding to an investigation by the Swiss Office of the Attorney General concerning the diligence and controls applied to a historical relationship with Bulgarian former clients who are alleged to have laundered funds through Credit Suisse AG accounts. Credit Suisse AG believes its diligence and controls complied with applicable legal requirements, and intends to defend itself vigorously.

40 Significant subsidiaries and equity method investments

The entities presented in the table below generally include subsidiaries with total assets over CHF 100 million or net income attributable to shareholders over CHF 10 million. Also included

are entities which are deemed regionally significant or otherwise relevant from an operational perspective.

Significant subsidiaries

Company name	Domicile	Currency	Nominal capital in million	Equity interest in %
End of 2019				
Credit Suisse Group AG				
Credit Suisse AG	Zurich, Switzerland	CHF	4,399.7	100
Credit Suisse Insurance Linked Strategies Ltd	Zurich, Switzerland	CHF	0.2	100
Credit Suisse (Poland) SP. z o.o	Warsaw, Poland	PLN	20.0	100
Credit Suisse Services AG	Zurich, Switzerland	CHF	1.0	100
Credit Suisse Trust AG	Zurich, Switzerland	CHF	5.0	100
Credit Suisse Trust Holdings Limited	St. Peter Port, Guernsey	GBP	2.0	100
CS LP Holding AG	Zug, Switzerland	CHF	0.1	100
Inneska Limited	St. Peter Port, Guernsey	GBP	3.0	100
Savoy Hotel Baur en Ville AG	Zurich, Switzerland	CHF	7.5	88
Credit Suisse AG				
Alpine Securitization LTD	George Town, Cayman Islands	USD	0.0	100
Asset Management Finance LLC	Wilmington, United States	USD	167.0	100
Banco Credit Suisse (Brasil) S.A.	São Paulo, Brazil	BRL	53.6	100
Banco Credit Suisse (Mexico), S.A.	Mexico City, Mexico	MXN	1,716.7	100
Banco de Investimentos Credit Suisse (Brasil) S.A.	São Paulo, Brazil	BRL	164.8	100
Bank-now AG	Horgen, Switzerland	CHF	30.0	100
Boston Re Ltd.	Hamilton, Bermuda	USD	2.0	100
Casa de Bolsa Credit Suisse (Mexico), S.A. de C.V.	Mexico City, Mexico	MXN	274.0	100
Column Financial, Inc.	Wilmington, United States	USD	0.0	100
Credit Suisse (Australia) Limited	Sydney, Australia	AUD	34.1	100
Credit Suisse (Brasil) S.A. Corretora de Títulos e Valores Mobiliários	São Paulo, Brazil	BRL	98.4	100
Credit Suisse (Deutschland) Aktiengesellschaft	Frankfurt, Germany	EUR	130.0	100
Credit Suisse (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	HKD	13,758.0	100
Credit Suisse (Italy) S.p.A.	Milan, Italy	EUR	170.0	100
Credit Suisse (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Luxembourg	CHF	230.9	100
Credit Suisse (Qatar) LLC	Doha, Qatar	USD	29.0	100
Credit Suisse (Schweiz) AG	Zurich, Switzerland	CHF	100.0	100
Credit Suisse (Singapore) Limited	Singapore, Singapore	SGD	743.3	100
Credit Suisse (UK) Limited	London, United Kingdom	GBP	245.2	100
Credit Suisse (USA), Inc.	Wilmington, United States	USD	0.0	100
Credit Suisse Asset Management (UK) Holding Limited	London, United Kingdom	GBP	144.2	100
Credit Suisse Asset Management Immobilien Kapitalanlagegesellschaft mbH	Frankfurt, Germany	EUR	6.1	100
Credit Suisse Asset Management International Holding Ltd	Zurich, Switzerland	CHF	20.0	100
Credit Suisse Asset Management Investments Ltd	Zurich, Switzerland	CHF	0.1	100
Credit Suisse Asset Management Limited	London, United Kingdom	GBP	45.0	100
Credit Suisse Asset Management, LLC	Wilmington, United States	USD	1,106.0	100
Credit Suisse Atlas I Investments (Luxembourg) S.à.r.l.	Luxembourg, Luxembourg	USD	0.0	100
Credit Suisse Brazil (Bahamas) Limited	Nassau, Bahamas	USD	70.0	100
Credit Suisse Business Analytics (India) Private Limited	Mumbai, India	INR	40.0	100
Credit Suisse Capital LLC	Wilmington, United States	USD	1,437.3	100
Credit Suisse Energy LLC	Wilmington, United States	USD	0.0	100
Credit Suisse Entrepreneur Capital AG	Zurich, Switzerland	CHF	15.0	100
Credit Suisse Equities (Australia) Limited	Sydney, Australia	AUD	62.5	100
Credit Suisse Finance (India) Private Limited	Mumbai, India	INR	1,050.1	100
Credit Suisse First Boston (Latam Holdings) LLC	George Town, Cayman Islands	USD	23.8	100
Credit Suisse First Boston Finance B.V.	Amsterdam, The Netherlands	EUR	0.0	100

Significant subsidiaries (continued)

Company name	Domicile	Currency	Nominal capital in million	Equity interest in %
Credit Suisse First Boston Mortgage Capital LLC	Wilmington, United States	USD	356.6	100
Credit Suisse First Boston Next Fund, Inc.	Wilmington, United States	USD	10.0	100
Credit Suisse Fund Management S.A.	Luxembourg, Luxembourg	CHF	0.3	100
Credit Suisse Fund Services (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Luxembourg	CHF	1.5	100
Credit Suisse Funds AG	Zurich, Switzerland	CHF	7.0	100
Credit Suisse Group Finance (U.S.) Inc.	Wilmington, United States	USD	100.0	100
Credit Suisse Hedding-Griffo Corretora de Valores S.A.	São Paulo, Brazil	BRL	29.6	100
Credit Suisse Holding Europe (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Luxembourg	CHF	32.6	100
Credit Suisse Holdings (Australia) Limited	Sydney, Australia	AUD	3.0	100
Credit Suisse Holdings (USA), Inc.	Wilmington, United States	USD	550.0	100
Credit Suisse International	London, United Kingdom	USD	11,366.2	100 ¹
Credit Suisse Istanbul Menkul Değerler A.Ş.	Istanbul, Turkey	TRY	10.0	100
Credit Suisse Leasing 92A, L.P.	Wilmington, United States	USD	43.9	100
Credit Suisse Life & Pensions AG	Vaduz, Liechtenstein	CHF	15.0	100
Credit Suisse Life (Bermuda) Ltd.	Hamilton, Bermuda	USD	0.5	100
Credit Suisse Loan Funding LLC	Wilmington, United States	USD	1.5	100
Credit Suisse Management LLC	Wilmington, United States	USD	891.4	100
Credit Suisse Prime Securities Services (USA) LLC	Wilmington, United States	USD	113.3	100
Credit Suisse Private Equity, LLC	Wilmington, United States	USD	8.1	100
Credit Suisse PSL GmbH	Zurich, Switzerland	CHF	0.0	100
Credit Suisse Saudi Arabia	Riyadh, Saudi Arabia	SAR	737.5	100
Credit Suisse Securities (Canada), Inc.	Toronto, Canada	CAD	3.4	100
Credit Suisse Securities (Europe) Limited	London, United Kingdom	USD	3,859.3	100
Credit Suisse Securities (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	HKD	2,080.9	100
Credit Suisse Securities (India) Private Limited	Mumbai, India	INR	2,214.7	100
Credit Suisse Securities (Japan) Limited	Tokyo, Japan	JPY	78,100.0	100
Credit Suisse Securities (Johannesburg) Proprietary Limited	Johannesburg, South Africa	ZAR	0.0	100
Credit Suisse Securities (Malaysia) Sdn. Bhd.	Kuala Lumpur, Malaysia	MYR	100.0	100
Credit Suisse Securities (Singapore) Pte Limited	Singapore, Singapore	SGD	30.0	100
Credit Suisse Securities, Sociedad de Valores, S.A.	Spain, Madrid	EUR	4.8	100
Credit Suisse Securities (Thailand) Limited	Bangkok, Thailand	THB	500.0	100
Credit Suisse Securities (USA) LLC	Wilmington, United States	USD	2,887.6	100
Credit Suisse Services (India) Private Limited	Pune, India	INR	0.1	100
Credit Suisse Services (USA) LLC	Wilmington, United States	USD	13.8	100
CS Non-Traditional Products Ltd.	Nassau, Bahamas	USD	0.1	100
CSAM Americas Holding Corp.	Wilmington, United States	USD	0.0	100
DLJ Merchant Banking Funding, Inc.	Wilmington, United States	USD	0.0	100
DLJ Mortgage Capital, Inc.	Wilmington, United States	USD	0.0	100
FIDES Treasury Services AG	Zurich, Switzerland	CHF	2.0	100
JSC "Bank Credit Suisse (Moscow)"	Moscow, Russia	USD	37.8	100
Lime Residential, Ltd.	Nassau, Bahamas	USD	100.0	100
LLC "Credit Suisse Securities (Moscow)"	Moscow, Russia	RUB	97.1	100
Merban Equity AG	Zug, Switzerland	CHF	0.1	100
Merchant Holding, LLC	Wilmington, United States	USD	0.0	100
Neue Aargauer Bank AG	Aarau, Switzerland	CHF	134.1	100
Solar Investco II Ltd.	George Town, Cayman Islands	USD	0.0	100
SPS Holding Enterprises Corp.	Wilmington, United States	USD	0.0	100
SR Lease Co VI Ltd.	Cayman Islands	USD	0.0	100
PT Credit Suisse Sekuritas Indonesia	Jakarta, Indonesia	IDR	235,000.0	99
Credit Suisse Hypotheken AG	Zurich, Switzerland	CHF	0.1	98

¹ 98% of voting rights and 98% of equity interest held by Credit Suisse AG.

Significant equity method investments

Company name	Domicile	Equity interest in %
Credit Suisse Group AG		
Credit Suisse Group Finance (Guernsey) Limited	St. Peter Port, Guernsey	100 ¹
Credit Suisse Group Funding (Guernsey) Limited	St. Peter Port, Guernsey	100 ¹
Credit Suisse AG		
Swisscard AECS GmbH	Horgen, Switzerland	50
Credit Suisse Founder Securities Limited	Beijing, China	33
E.L. & C. Bailieu Stockbroking (Holdings) Pty Ltd	Melbourne, Australia	23
ICBC Credit Suisse Asset Management Co., Ltd.	Beijing, China	20
York Capital Management Global Advisors, LLC	New York, United States	5 ²
Holding Verde Empreendimentos e Participações S.A.	São Paulo, Brazil	0 ²

¹ Deconsolidated under US GAAP as the Group is not the primary beneficiary.

² The Group holds a significant noncontrolling interest.

41 Subsidiary guarantee information

Certain wholly owned finance subsidiaries of the Group, including Credit Suisse Group Funding (Guernsey) Limited, which is a Guernsey incorporated non-cellular company limited by shares, have issued securities fully and unconditionally guaranteed by the Group. There are various legal and regulatory requirements, including the satisfaction of a solvency test under Guernsey law for the Guernsey subsidiary, applicable to some of the Group's subsidiaries that may limit their ability to pay dividends or distributions and make loans and advances to the Group.

The Group and the Bank have issued full, unconditional and several guarantees of Credit Suisse (USA), Inc.'s outstanding SEC-registered debt securities. In accordance with the guarantees, if Credit Suisse (USA), Inc. fails to make any timely payment under the agreements governing such debt securities, the holders of the debt securities may demand payment from either the Group or the Bank, without first proceeding against Credit Suisse (USA), Inc. The guarantee from the Group is subordinated to senior liabilities. Credit Suisse (USA), Inc. is an indirect, wholly owned subsidiary of the Group.

Condensed consolidating statements of operations

in 2019	Credit Suisse (USA), Inc. consolidated	Bank parent company and other subsidiaries ¹	Bank	Group parent company	Eliminations and consolidation adjustments	Credit Suisse Group
Condensed consolidating statements of operations (CHF million)						
Interest and dividend income	4,040	16,140	20,180	1,307	(1,303)	20,184
Interest expense	(4,191)	(8,940)	(13,131)	(1,343)	1,307	(13,167)
Net interest income	(151)	7,200	7,049	(36)	4	7,017
Commissions and fees	3,217	7,854	11,071	23	64	11,158
Trading revenues	543	1,290	1,773	(68)	34	1,739
Other revenues	2,058	735	2,793	3,565 ²	(3,788)	2,570
Net revenues	5,067	17,019	22,686	3,484	(3,686)	22,484
Provision for credit losses	14	310	324	0	0	324
Compensation and benefits	2,772	6,333	9,105	101	830	10,036
General and administrative expenses	2,193	5,395	7,588	(37)	(1,423)	6,128
Commission expenses	213	1,063	1,276	1	(1)	1,276
Total other operating expenses	2,406	6,458	8,864	(36)	(1,424)	7,404
Total operating expenses	5,178	12,791	17,969	65	(594)	17,440
Income/(loss) before taxes	475	3,918	4,393	3,419	(3,092)	4,720
Income tax expense/(benefit)	167	1,131	1,298	0	(3)	1,295
Net income/(loss)	308	2,787	3,095	3,419	(3,089)	3,425
Net income/(loss) attributable to noncontrolling interests	5	9	14	0	(8)	6
Net income/(loss) attributable to shareholders	303	2,778	3,081	3,419	(3,081)	3,419

¹ Includes eliminations and consolidation adjustments.² Primarily consists of revenues from investments in Group companies accounted for under the equity method.

Condensed consolidating statements of comprehensive income

in 2019	Credit Suisse (USA), Inc. consolidated	Bank parent company and other subsidiaries ¹	Bank	Group parent company	Eliminations and consolidation adjustments	Credit Suisse Group
Comprehensive income (CHF million)						
Net income/(loss)	308	2,787	3,095	3,419	(3,089)	3,425
Gains/(losses) on cash flow hedges	0	86	86	14	0	100
Foreign currency translation	(284)	(711)	(995)	(15)	(15)	(1,025)
Unrealized gains/(losses) on securities	0	21	21	0	(1)	20
Actuarial gains/(losses)	(7)	(17)	(24)	0	350	326
Net prior service credit/(cost)	0	1	1	0	216	217
Gains/(losses) on liabilities related to credit risk	(73)	(1,665)	(1,738)	(65)	(57)	(1,860)
Other comprehensive income/(loss), net of tax	(364)	(2,285)	(2,640)	(66)	493	(2,222)
Comprehensive income/(loss)	(56)	502	446	3,353	(2,596)	1,203
Comprehensive income attributable to noncontrolling interests	4	3	7	0	1	8
Comprehensive income/(loss) attributable to shareholders	(60)	499	439	3,353	(2,597)	1,195

¹ Includes eliminations and consolidation adjustments.

Condensed consolidating statements of operations (continued)

in 2018	Credit Suisse (USA), Inc. consolidated	Bank parent company and other subsidiaries ¹	Bank	Group parent company	Eliminations and consolidation adjustments	Credit Suisse Group
Condensed consolidating statements of operations (CHF million)						
Interest and dividend income	4,086	15,537	19,623	932	(942)	19,613
Interest expense	(4,210)	(8,268)	(12,498)	(983)	877	(12,604)
Net interest income	(124)	7,249	7,125	(51)	(65)	7,009
Commissions and fees	3,725	8,017	11,742	26	122	11,890
Trading revenues	474	(18)	456	88	80	624
Other revenues	2,006	(509)	1,497	2,020 ²	(2,120)	1,397
Net revenues	6,081	14,739	20,820	2,083	(1,983)	20,820
Provision for credit losses	(1)	246	245	0	0	245
Compensation and benefits	2,653	6,211	8,864	58	698	9,820
General and administrative expenses	1,944	5,124	7,068	0	(1,270)	5,798
Commission expenses	229	1,030	1,259	0	0	1,259
Restructuring expenses	237	291	528	0	98	626
Total other operating expenses	2,410	6,445	8,855	0	(1,172)	7,683
Total operating expenses	5,063	12,656	17,719	58	(474)	17,303
Income/(loss) before taxes	1,019	1,837	2,856	2,025	(1,509)	3,372
Income tax expense	261	673	1,134	1	226	1,361
Net income/(loss)	758	964	1,722	2,024	(1,735)	2,011
Net income/(loss) attributable to noncontrolling interests	5	(13)	(7)	0	(6)	(13)
Net income/(loss) attributable to shareholders	752	977	1,729	2,024	(1,729)	2,024

¹ Includes eliminations and consolidation adjustments.² Primarily consists of revenues from investments in Group companies accounted for under the equity method.

Condensed consolidating statements of comprehensive income (continued)

in 2018	Credit Suisse (USA), Inc. consolidated	Bank parent company and other subsidiaries ¹	Bank	Group parent company	Eliminations and consolidation adjustments	Credit Suisse Group
Comprehensive income (CHF million)						
Net income/(loss)	758	964	1,722	2,024	(1,735)	2,011
Gains/(losses) on cash flow hedges	0	(7)	(7)	(3)	0	(10)
Foreign currency translation	142	(463)	(321)	(11)	7	(325)
Unrealized gains/(losses) on securities	0	(18)	(18)	0	1	(17)
Actuarial gains/(losses)	22	9	31	0	(422)	(391)
Net prior service credit/(cost)	0	(10)	(10)	0	(125)	(135)
Gains/(losses) on liabilities related to credit risk	28	1,414	1,442	83	129	1,654
Other comprehensive income/(loss), net of tax	192	925	1,117	69	(410)	776
Comprehensive income/(loss)	950	1,889	2,839	2,093	(2,145)	2,787
Comprehensive income/(loss) attributable to noncontrolling interests	5	(9)	(3)	0	(12)	(15)
Comprehensive income/(loss) attributable to shareholders	944	1,898	2,842	2,093	(2,133)	2,802

¹ Includes eliminations and consolidation adjustments.

Condensed consolidating statements of operations (continued)

In 2017	Credit Suisse (USA), Inc. consolidated	Bank parent company and other subsidiaries ¹	Bank	Group parent company	Eliminations and consolidation adjustments	Credit Suisse Group
Condensed consolidating statements of operations (CHF million)						
Interest and dividend income	5,294	11,767	17,061	577	(581)	17,057
Interest expense	(4,437)	(5,932)	(10,369)	(632)	501	(10,500)
Net interest income	857	5,835	6,692	(55)	(80)	6,557
Commissions and fees	3,756	7,916	11,672	28	117	11,817
Trading revenues	(23)	1,323	1,300	(55)	72	1,317
Other revenues	942	359	1,301	(911) ²	819	1,209
Net revenues	5,532	15,433	20,865	(893)	928	20,900
Provision for credit losses	4	206	210	0	0	210
Compensation and benefits	3,066	6,898	9,964	74	309	10,367
General and administrative expenses	1,929	5,484	7,413	(80)	(688)	6,645
Commission expenses	255	1,174	1,429	3	(2)	1,430
Restructuring expenses	173	223	396	0	59	455
Total other operating expenses	2,357	6,881	9,238	(77)	(631)	8,530
Total operating expenses	5,423	13,779	19,202	(3)	(302)	18,897
Income/(loss) before taxes	105	1,448	1,553	(990)	1,230	1,793
Income tax expense/(benefit)	(42)	2,823	2,781	(7)	(33)	2,741
Net income/(loss)	147	(1,375)	(1,228)	(983)	1,263	(948)
Net income attributable to noncontrolling interests	11	16	27	0	8	55
Net income/(loss) attributable to shareholders	136	(1,391)	(1,255)	(983)	1,255	(983)

¹ Includes eliminations and consolidation adjustments.

² Primarily consists of revenues from investments in Group companies accounted for under the equity method.

Condensed consolidating statements of comprehensive income (continued)

In 2017	Credit Suisse (USA), Inc. consolidated	Bank parent company and other subsidiaries ¹	Bank	Group parent company	Eliminations and consolidation adjustments	Credit Suisse Group
Comprehensive income (CHF million)						
Net income/(loss)	147	(1,375)	(1,228)	(983)	1,263	(948)
Gains/(losses) on cash flow hedges	0	(35)	(35)	8	0	(27)
Foreign currency translation	(756)	(259)	(1,015)	1	(17)	(1,031)
Unrealized gains/(losses) on securities	0	(13)	(13)	0	0	(13)
Actuarial gains/(losses)	(7)	28	21	0	674	695
Net prior service credit/(cost)	0	0	0	0	(121)	(121)
Gains/(losses) on liabilities related to credit risk	(33)	(1,651)	(1,684)	(188)	(104)	(1,976)
Other comprehensive income/(loss), net of tax	(796)	(1,930)	(2,726)	(179)	432	(2,473)
Comprehensive income/(loss)	(649)	(3,305)	(3,954)	(1,162)	1,695	(3,421)
Comprehensive income/(loss) attributable to noncontrolling interests	24	(33)	(9)	0	37	28
Comprehensive income/(loss) attributable to shareholders	(673)	(3,272)	(3,945)	(1,162)	1,658	(3,449)

¹ Includes eliminations and consolidation adjustments.

Condensed consolidating balance sheets

end of 2019	Credit Suisse (USA), Inc. consolidated	Bank parent company and other subsidiaries †	Bank	Group parent company	Eliminations and consolidation adjustments	Credit Suisse Group
Assets (CHF million)						
Cash and due from banks	2,642	98,402	101,044	277	558	101,879
Interest-bearing deposits with banks	10	663	673	489	(421)	741
Central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	26,906	80,092	106,997	0	0	106,997
Securities received as collateral	2,921	37,296	40,219	0	0	40,219
Trading assets	35,339	118,556	153,895	1	(99)	153,797
Investment securities	0	1,004	1,004	32,853	(32,851)	1,006
Other investments	621	5,013	5,634	49,780	(49,746)	5,666
Net loans	11,907	292,118	304,025	0	(7,246)	296,779
Goodwill	715	3,245	3,960	0	703	4,663
Other intangible assets	276	15	291	0	0	291
Brokerage receivables	17,012	18,636	35,648	0	0	35,648
Other assets	12,843	24,226	37,069	625	1,915	39,609
Total assets	111,191	679,268	790,459	84,025	(87,189)	787,295
Liabilities and equity (CHF million)						
Due to banks	63	16,679	16,742	2,287	(2,285)	16,744
Customer deposits	1	384,949	384,950	0	(1,167)	383,783
Central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	5,799	21,842	27,641	0	(108)	27,533
Obligation to return securities received as collateral	2,921	37,298	40,219	0	0	40,219
Trading liabilities	8,468	29,718	38,186	0	0	38,186
Short-term borrowings	8,720	20,149	28,869	0	(484)	28,385
Long-term debt	43,821	107,179	151,000	37,596	(36,591)	152,006
Brokerage payables	15,213	10,470	25,683	0	0	25,683
Other liabilities	9,414	20,992	30,406	498	139	31,043
Total liabilities	94,420	649,276	743,896	40,381	(40,496)	743,581
Total shareholders' equity	16,713	29,407	46,120	43,644	(46,120)	43,644
Noncontrolling interests	58	585	643	0	(573)	70
Total equity	16,771	29,992	46,763	43,644	(46,693)	43,714
Total liabilities and equity	111,191	679,268	790,459	84,025	(87,189)	787,295

† Includes eliminations and consolidation adjustments.

Condensed consolidating balance sheets (continued)

end of 2018	Credit Suisse (USA), Inc. consolidated	Bank parent company and other subsidiaries ¹	Bank	Group parent company	Eliminations and consolidation adjustments	Credit Suisse Group
Assets (CHF million)						
Cash and due from banks	2,540	96,774	99,314	324	409	100,047
Interest-bearing deposits with banks	22	1,052	1,074	498	(430)	1,142
Central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	35,640	81,455	117,095	0	0	117,095
Securities received as collateral	4,751	36,945	41,696	0	0	41,696
Trading assets ²	29,341	104,516	133,859	0	(224)	133,635
Investment securities ³	0	1,477	1,477	23,456	(23,454)	1,479
Other investments	826	3,996	4,824	48,090	(47,964)	4,890
Net loans	12,263	280,612	292,875	0	(5,294)	287,581
Goodwill	727	3,329	4,056	0	710	4,766
Other intangible assets	200	19	219	0	0	219
Brokerage receivables	20,772	18,155	38,907	0	0	38,907
Other assets ³	12,967	23,706	36,673	547	239	37,459
Total assets	120,049	652,020	772,069	72,855	(76,008)	768,916
Liabilities and equity (CHF million)						
Due to banks	59	15,161	15,220	1,364	(1,364)	15,220
Customer deposits	0	365,263	365,263	0	(1,338)	363,925
Central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	6,296	18,327	24,623	0	0	24,623
Obligation to return securities received as collateral	4,751	36,945	41,696	0	0	41,696
Trading liabilities	8,693	33,478	42,171	0	(2)	42,169
Short-term borrowings	9,679	12,740	22,419	0	(493)	21,926
Long-term debt	47,074	106,359	153,433	27,112	(26,237)	154,308
Brokerage payables	17,452	13,471	30,923	0	0	30,923
Other liabilities	9,995	20,392	30,327	457	(677)	30,107
Total liabilities	103,999	622,076	726,075	28,933	(30,111)	724,897
Total shareholders' equity	15,971	29,325	45,296	43,922	(45,296)	43,922
Noncontrolling interests	79	619	698	0	(601)	97
Total equity	16,050	29,944	45,994	43,922	(45,897)	44,019
Total liabilities and equity	120,049	652,020	772,069	72,855	(76,008)	768,916

¹ Includes eliminations and consolidation adjustments.

² Residential and commercial mortgage-backed securities that were previously reported in investment securities have been reclassified to trading assets as these securities are carried at fair value under the fair value option.

³ Includes premises and equipment which were previously presented separately in the consolidated balance sheet.

Condensed consolidating statements of cash flows

in 2019	Credit Suisse (USA), Inc. consolidated	Bank parent company and other subsidiaries ¹	Bank	Group parent company	Eliminations and consolidation adjustments	Credit Suisse Group
Operating activities (CHF million)						
Net cash provided by/(used in) operating activities	(4,694)	(13,724)	(18,418)	(141) ²	135	(18,424)
Investing activities (CHF million)						
(Increase)/decrease in interest-bearing deposits with banks	12	399	411	9	(9)	411
(Increase)/decrease in central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	8,321	65	8,386	0	0	8,386
Purchase of investment securities	0	(557)	(557)	(9,396)	9,396	(557)
Proceeds from sale of investment securities	0	6	6	0	0	6
Maturities of investment securities	0	1,007	1,007	942	(942)	1,007
Investments in subsidiaries and other investments	(34)	(260)	(284)	(10)	9	(285)
Proceeds from sale of other investments	516	617	1,133	48	(23)	1,156
(Increase)/decrease in loans	93	(17,402)	(17,309)	0	1,965	(15,344)
Proceeds from sales of loans	0	4,612	4,612	0	0	4,612
Capital expenditures for premises and equipment and other intangible assets	(397)	(736)	(1,133)	0	(160)	(1,293)
Proceeds from sale of premises and equipment and other intangible assets	0	30	30	0	0	30
Other, net	27	510	537	6	0	543
Net cash provided by/(used in) investing activities	8,538	(11,699)	(3,161)	(8,401)	10,236	(1,326)
Financing activities (CHF million)						
Increase/(decrease) in due to banks and customer deposits	6	24,678	24,684	923	(754)	24,853
Increase/(decrease) in short-term borrowings	(809)	7,720	6,911	0	8	6,919
Increase/(decrease) in central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	(397)	3,898	3,491	0	(110)	3,381
Issuances of long-term debt	206,056	(171,145)	34,911	10,396	(10,344)	34,963
Repayments of long-term debt	(208,631)	162,341	(46,290)	(942)	942	(46,290)
Issuances of common shares	0	0	0	(10)	10	0
Sale of treasury shares	0	0	0	3	9,621	9,624
Repurchase of treasury shares	0	0	0	(1,916)	(9,620)	(11,536)
Dividends paid	(1)	(10)	(11)	(728)	43	(696)
Other, net	75	133	208	768	(5)	971
Net cash provided by/(used in) financing activities	(3,701)	27,605	23,904	8,494	(10,209)	22,189
Effect of exchange rate changes on cash and due from banks (CHF million)						
Effect of exchange rate changes on cash and due from banks	(41)	(554)	(595)	1	(13)	(607)
Net increase/(decrease) in cash and due from banks (CHF million)						
Net increase/(decrease) in cash and due from banks	102	1,628	1,730	(47)	149	1,832
Cash and due from banks at beginning of period ³	2,540	96,774	99,314	324	409	100,047
Cash and due from banks at end of period ³	2,642	98,402	101,044	277	558	101,879

¹ Includes eliminations and consolidation adjustments.² Consists of dividend payments from Group companies of CHF 10 million and CHF 14 million from bank and non-bank subsidiaries, respectively, and other cash items from parent company operations such as Group financing.³ Includes restricted cash.

Condensed consolidating statements of cash flows (continued)

In 2018	Credit Suisse (USA), Inc. consolidated	Bank parent company and other subsidiaries ¹	Bank	Group parent company	Eliminations and consolidation adjustments	Credit Suisse Group
Operating activities (CHF million)						
Net cash provided by/(used in) operating activities	(8,326)	20,880	12,534	(215) ²	564	12,883
Investing activities (CHF million)						
(Increase)/decrease in interest-bearing deposits with banks	11	(375)	(364)	(5)	(58)	(427)
(Increase)/decrease in central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	22,936	(24,308)	(1,372)	0	0	(1,372)
Purchase of investment securities	0	(683)	(683)	(8,793)	8,793	(683)
Proceeds from sale of investment securities	0	255	255	0	0	255
Maturities of investment securities	0	567	567	290	(290)	567
Investments in subsidiaries and other investments	(99)	(447)	(546)	(10)	9	(547)
Proceeds from sale of other investments	540	1,290	1,770	4	(2)	1,772
(Increase)/decrease in loans	310	(14,011)	(13,701)	0	1,201	(12,500)
Proceeds from sales of loans	0	5,981	5,981	0	(1)	5,980
Capital expenditures for premises and equipment and other intangible assets	(307)	(682)	(989)	0	(106)	(1,095)
Proceeds from sale of premises and equipment and other intangible assets	0	80	80	0	(50)	30
Other, net	5	337	342	0	0	342
Net cash provided by/(used in) investing activities	23,396	(32,056)	(8,660)	(8,514)	9,496	(7,678)
Financing activities (CHF million)						
Increase/(decrease) in due to banks and customer deposits	(213)	2,219	2,006	609	(807)	1,808
Increase/(decrease) in short-term borrowings	(1,298)	(1,687)	(2,985)	0	(5)	(2,990)
Increase/(decrease) in central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	(9,127)	7,075	(2,052)	0	0	(2,052)
Issuances of long-term debt	119,547	(86,239)	33,308	8,805	(8,941)	33,172
Repayments of long-term debt	(124,405)	80,547	(43,858)	(290)	297	(43,851)
Sale of treasury shares	0	0	0	0	11,693	11,693
Repurchase of treasury shares	0	0	0	(757)	(11,684)	(12,441)
Dividends paid	(2)	(13)	(15)	(661)	10	(666)
Other, net	(120)	(374)	(494)	829	9	344
Net cash provided by/(used in) financing activities	(15,618)	1,528	(14,090)	8,535	(9,428)	(14,883)
Effect of exchange rate changes on cash and due from banks (CHF million)						
Effect of exchange rate changes on cash and due from banks	30	(10)	20	2	(12)	10
Net increase/(decrease) in cash and due from banks (CHF million)						
Net increase/(decrease) in cash and due from banks	(518)	(9,678)	(10,196)	(192)	620	(9,768)
Cash and due from banks at beginning of period ³	3,058	106,452	109,510	516	(211)	109,815
Cash and due from banks at end of period ³	2,540	96,774	99,314	324	409	100,047

¹ Includes eliminations and consolidation adjustments.² Consists of dividend payments from Group companies of CHF 10 million and CHF 6 million from bank and non-bank subsidiaries, respectively, and other cash items from parent company operations such as Group financing.³ Includes restricted cash.

Condensed consolidating statements of cash flows (continued)

in 2017	Credit Suisse (USA), Inc. consolidated	Bank parent company and other subsidiaries ¹	Bank	Group parent company	Eliminations and consolidation adjustments	Credit Suisse Group
Operating activities (CHF million)						
Net cash provided by/(used in) operating activities	7,860	(16,330)	(8,470)	(142) ²	90	(8,522)
Investing activities (CHF million)						
(Increase)/decrease in interest-bearing deposits with banks	0	40	40	(488)	488	40
(Increase)/decrease in central bank funds sold, securities purchased under resale agreements and securities borrowing transactions	20,626	(6,340)	14,286	0	0	14,286
Purchase of investment securities	0	(86)	(86)	(5,673)	5,673	(86)
Proceeds from sale of investment securities	0	14	14	0	0	14
Maturities of investment securities	0	318	318	0	0	318
Investments in subsidiaries and other investments	(206)	(888)	(1,094)	(4,101)	4,101	(1,094)
Proceeds from sale of other investments	488	1,479	1,967	0	3	1,970
(Increase)/decrease in loans	3,131	(17,910)	(14,779)	(5,336)	6,441	(13,674)
Proceeds from sales of loans	0	9,938	9,938	0	0	9,938
Capital expenditures for premises and equipment and other intangible assets	(295)	(655)	(950)	0	(118)	(1,068)
Proceeds from sale of premises and equipment and other intangible assets	2	58	60	0	(59)	1
Other, net	41	24	65	0	0	65
Net cash provided by/(used in) investing activities	23,787	(14,008)	9,779	(15,598)	16,529	10,710
Financing activities (CHF million)						
Increase/(decrease) in due to banks and customer deposits	191	2,996	3,187	(2,189)	2,425	3,423
Increase/(decrease) in short-term borrowings	(4,113)	9,620	5,507	0	(489)	5,018
Increase/(decrease) in central bank funds purchased, securities sold under repurchase agreements and securities lending transactions	(37,382)	32,131	(5,251)	0	0	(5,251)
Issuances of long-term debt	30,223	13,344	43,567	14,035	(14,046)	43,556
Repayments of long-term debt	(19,174)	(43,470)	(62,644)	0	90	(62,554)
Issuances of common shares	0	0	0	4,253	0	4,253
Sale of treasury shares	0	0	0	0	12,034	12,034
Repurchase of treasury shares	0	0	0	(630)	(12,127)	(12,757)
Dividends paid	(9)	(4)	(13)	(584)	7	(590)
Other, net	(696)	4,315	3,619	433	(3,891)	161
Net cash provided by/(used in) financing activities	(30,960)	18,932	(12,028)	15,318	(15,997)	(12,707)
Effect of exchange rate changes on cash and due from banks (CHF million)						
Effect of exchange rate changes on cash and due from banks	(120)	(717)	(837)	0	10	(827)
Net increase/(decrease) in cash and due from banks (CHF million)						
Net increase/(decrease) in cash and due from banks	567	(12,123)	(11,556)	(422)	632	(11,346)
Cash and due from banks at beginning of period ³	2,491	118,575	121,066	938	(843)	121,161
Cash and due from banks at end of period ³	3,058	106,452	109,510	516	(211)	109,815

¹ Includes eliminations and consolidation adjustments.² Consists of dividend payments from Group companies of CHF 10 million and CHF 14 million from bank and non-bank subsidiaries, respectively, and other cash items from parent company operations such as Group financing.³ Includes restricted cash.

42 Credit Suisse Group parent company

→ Refer to "Note 41 – Subsidiary guarantee information" for the condensed Credit Suisse Group parent company financial information.

43 Significant valuation and income recognition differences between US GAAP and Swiss GAAP banking law (true and fair view)

The Group's consolidated financial statements have been prepared in accordance with US GAAP.

FINMA requires Swiss-domiciled banks which present their financial statements under either US GAAP or IFRS to provide a narrative explanation of the major differences between Swiss GAAP banking law (true and fair view) and its primary accounting standard.

The principal provisions of the Swiss Ordinance on Banks and Savings Banks (Banking Ordinance) and the FINMA Circular 2015/1, "Accounting – banks", governing financial reporting for banks (Swiss GAAP) differ in certain aspects from US GAAP. The following are the major differences:

→ Refer to "Note 1 – Summary of significant accounting policies" for a detailed description of the Group's accounting policies.

Scope of consolidation

Under Swiss GAAP, majority-owned subsidiaries that are not considered long-term investments or do not operate in the core business of the Group are either accounted for as financial investments or as equity method investments. US GAAP has no such exception relating to the consolidation of majority-owned subsidiaries.

Foreign currency translations

Under US GAAP, foreign currency translation adjustments resulting from the consolidation of branches with functional currencies other than the Swiss franc are included in AOCI in shareholders' equity. Under Swiss GAAP, foreign currency translation adjustments from the consolidation of foreign branches are recognized in net income/(loss) from trading activities and fair value option.

Under US GAAP, foreign currency measurement adjustments for available-for-sale securities are reported in AOCI, which is part of total shareholder's equity, whereas for Swiss GAAP statutory purposes they are included in the statements of income.

Investments in securities

Under Swiss GAAP, classification and measurement of investments in securities depends on the nature of the investment.

Non-consolidated participations

Under US GAAP, investments in equity securities where a company has the ability to significantly influence the operating and financial policies of an investee are accounted for under the equity method of accounting or the fair value option. Under the equity method of accounting, a company's share of the profit or loss as well as any impairment on the participation are reported in other revenues.

Under Swiss GAAP, investments in equity securities which are held with the intention of a permanent investment or which are investments in financial industry infrastructure are included in participations irrespective of the percentage ownership of voting shares held. Other participations are initially recognized at historical cost and tested for impairment at least annually. The fair value option is not allowed for participations.

Under Swiss GAAP, participations held by a company are tested for impairment on the level of each individual participation. An impairment is recorded if the carrying value of a participation exceeds its fair value. Should the fair value of an impaired participation recover in subsequent periods and such recovery is considered sustainable, the impairment from prior periods can be reversed up to the fair value but not exceeding the historical cost basis. A reversal of an impairment is recorded as extraordinary income in the statements of income.

Available-for-sale debt securities

Under US GAAP, available-for-sale debt securities are valued at fair value. Unrealized gains and losses due to fluctuations in fair value (including foreign exchange) are not recorded in the consolidated statements of operations but included net of tax in AOCI, which is part of total shareholders' equity. Declines in fair value below cost deemed to be other-than-temporary are recognized as impairments in the consolidated statements of operations, except for amounts relating to factors other than credit loss on debt securities with no intent or requirement to sell that continue to be included in AOCI. The new cost basis will not be changed for subsequent recoveries in fair value.

Under Swiss GAAP, available-for-sale securities are accounted for at the lower of amortized cost or market with valuation reductions and recoveries due to market fluctuations recorded in other ordinary expenses and income, respectively. Foreign exchange gains and losses are recognized in net income/(loss) from trading activities and fair value option.

Non-marketable equity securities

Under US GAAP, equity securities which do not have a readily determinable fair value are measured in accordance with the NAV practical expedient by using the measurement alternative or at fair value.

Under Swiss GAAP, non-marketable equity securities are carried at the lower of cost or market.

Impairments on held-to-maturity securities

Under US GAAP, declines in fair value of held-to-maturity securities below cost deemed to be other-than-temporary are recognized as impairments in the consolidated statements of operations except for amounts relating to factors other than credit loss on debt securities held with no intent or requirement to sell that are

included in AOCI. The impairment cannot be reversed in future periods.

Under Swiss GAAP, all impairments are recognized in the consolidated statements of income. Impairments recognized on held-to-maturity securities are reversed up to the amortized cost if the fair value of the instrument subsequently recovers. A reversal is recorded in the consolidated statements of income.

Fair value option

Unlike US GAAP, Swiss GAAP generally does not allow the fair value option concept that creates an optional alternative measurement treatment for certain non-trading financial assets and liabilities, guarantees and commitments. The fair value option permits the use of fair value for initial and subsequent measurement with changes in fair value recorded in the consolidated statements of operations.

For issued structured products that meet certain conditions, fair value measurement can be applied. The related changes in fair value of both the embedded derivative and the host contract are recorded in trading revenues, except for fair value adjustments relating to own credit that cannot be recognized in the consolidated statements of income. Impacts of changes in own credit spreads are recognized in the compensation accounts which are either recorded in other assets or other liabilities.

Derivative financial instruments used for fair value hedging

Under US GAAP, for fair value hedges, the carrying value of the underlying hedged items is adjusted to the change in the fair value of the hedged risk. Changes in the fair value of the related designated derivatives are recorded in the same line item of the consolidated statements of operations as the change in fair value of the hedged risk for the respective assets or liabilities.

Under Swiss GAAP, the carrying value of hedged items is not adjusted. The amount representing the change in fair value of the hedged item with regard to the hedged risk is recorded in the compensation account included in other assets or other liabilities.

Derivative financial instruments used for cash flow hedging

Under US GAAP, the change in the fair value of a designated derivative of a cash flow hedge is reported in AOCI.

Under Swiss GAAP, the change in the fair value of a designated derivative of a cash flow hedge is recorded in the compensation account included in other assets or other liabilities.

Derecognition of financial instruments

Under US GAAP, financial instruments are only derecognized if the transaction meets the following criteria: (i) the financial asset has been legally isolated from the transferor, (ii) the transferee

has the right to repledge or resell the transferred asset, and (iii) the transferor does not maintain effective control over the transferred asset.

Under Swiss GAAP, a financial instrument is derecognized when the economic control has been transferred from the seller to the buyer. A party which has the controlling ability to receive the future returns from the financial instrument and the obligation to absorb the risk of the financial instrument is deemed to have economic control over a financial instrument.

Debt issuance costs

Under US GAAP, debt issuance costs are presented as a direct deduction from the carrying amount of the related debt.

Under Swiss GAAP, debt issuance costs are reported as a balance sheet asset in accrued income and prepaid expenses.

Operating leases – lessee arrangements

Under US GAAP, at commencement of an operating lease, the lessee recognizes a lease liability for future lease payments and a right-of-use asset which reflects the future benefits from the lease contract. The initial lease liability equals the present value of the future lease payments; amounts paid upfront are not included. The right-of-use asset equals the sum of the initial lease liability, initial direct costs and prepaid lease payments, with lease incentives received deducted. Operating lease costs, which include amortization and an interest component, are recognized over the remaining lease term on a straight-line basis. If the reporting entity permanently vacates premises and sub-leases a leased asset to another party at a loss, an impairment is recognized on the right-of-use asset. The impairment is determined as the difference between the carrying value of the right-of-use asset and the present value of the expected sub-lease income over the sub-lease term.

Under Swiss GAAP, at commencement of an operating lease, no right-of-use assets and lease liabilities are recognized on the balance sheet of the lessee. For the calculation of the periodic lease expenses, initial direct costs, lease incentives and prepaid lease payments are considered and the total cost of a lease contract is expensed on a straight-line basis over the lease term. If the reporting entity permanently vacates premises, a provision for future payments under the lease contract is recorded, net of expected sub-lease income.

Goodwill amortization

Under US GAAP, goodwill is not amortized but must be tested for impairment annually or more frequently if an event or change in circumstances indicates that the goodwill may be impaired.

Under Swiss GAAP, goodwill is amortized over its useful life, generally not exceeding five years, except for justified cases where a maximum useful life of up to ten years is acceptable. In addition, goodwill is tested at least annually for impairment.

Amortization of intangible assets

Under US GAAP, intangible assets with indefinite lives are not amortized but are tested for impairment annually or more frequently if an event or change in circumstances indicates that the asset may be impaired.

Under Swiss GAAP, intangible assets are amortized over a useful life, up to a maximum of five years, in justified cases up to a maximum of ten years. In addition, these assets are tested at least annually for impairment.

Guarantees

US GAAP requires all guarantees to be initially recognized at fair value. Upon issuance of a guarantee, the guarantor is required to recognize a liability that reflects the initial fair value; simultaneously, a receivable is recorded to reflect the future guarantee fee income over the entire life of the guarantee.

Under Swiss GAAP, only accrued or prepaid guarantee fees are recorded on the balance sheet. No guarantee liability and receivable for future guarantee fees are recorded upon issuance of a guarantee.

Loan origination fees and costs

US GAAP requires the deferral of fees received upfront and direct costs incurred in connection with the origination of loans not held under the fair value option.

Under Swiss GAAP, only upfront payments or fees that are considered interest-related components are deferred (e.g., premiums and discounts). Fees received from the borrower which are considered service-related fees such as commitment fees, structuring fees and arrangement fees are immediately recognized in commission income.

Extraordinary income and expenses

Unlike US GAAP, Swiss GAAP does report certain expenses or revenues as extraordinary if the recorded income or expense is non-operating and non-recurring.

Pensions and post-retirement benefits

Under US GAAP, the liability and related pension expense is determined based on the projected unit credit actuarial calculation of the benefit obligation.

Under Swiss GAAP, the liability and related pension expense is primarily determined based on the pension plan valuation in accordance with Swiss GAAP FER 26. A pension asset is recorded if a statutory overfunding of a pension plan leads to

a future economic benefit, and a pension liability is recorded if a statutory underfunding of a pension plan leads to a future economic obligation. Employer contribution reserves must be capitalized if they represent a future economic benefit. A future economic benefit exists if the employer can reduce its future statutory annual contribution to the pension plan by releasing employer contribution reserves. Pension expenses include the required contributions defined by Swiss law, any additional contribution mandated by the pension fund trustees and any change in value of the pension asset or liability between two measurement dates as determined on the basis of the annual year-end pension plan valuation.

Discontinued operations

Under US GAAP, the assets and liabilities of a discontinued operation are separated from the ordinary captions of the consolidated balance sheets and are reported as discontinued operations measured at the lower of the carrying value or fair value less cost to sell. Accordingly, income and expense from discontinued operations are reported in a separate line item of the consolidated statements of operations.

Under Swiss GAAP, these positions remain in their initial balance sheet captions until disposed of and continue to be valued according to the respective captions.

Security collateral received in securities lending transactions

Under US GAAP, security collateral received in securities lending transactions are recorded as assets and a corresponding liability to return the collateral is recognized.

Under Swiss GAAP, security collateral received and the obligation to return collateral of securities lending transactions are not recognized on the balance sheet.

Loan commitments

Under US GAAP, loan commitments include all commitments to extend loans, unfunded commitments under commercial lines of credit, revolving credit lines, credit guarantees in the future and overdraft protection agreements, except for commitments that can be revoked by the Group at any time at the Group's sole discretion without prior notice.

Under Swiss GAAP, loan commitments include all commitments to extend loans, unfunded commitments under commercial lines of credit, revolving credit lines, credit guarantees in the future and overdraft protection agreements, except for commitments that can be revoked by the Group at any time at the Group's sole discretion with a notice period not exceeding six weeks.

Controls and procedures

Evaluation of disclosure controls and procedures

The Group has evaluated the effectiveness of the design and operation of its disclosure controls and procedures as of the end of the period covered by this report under the supervision and with the participation of management, including the Group Chief Executive Officer (CEO) and Chief Financial Officer (CFO), pursuant to Rule 13(a)-15(a) under the Securities Exchange Act of 1934 (the Exchange Act). There are inherent limitations to the effectiveness of any system of controls and procedures, including the possibility of human error and the circumvention or overriding of the controls and procedures. Accordingly, even effective controls and procedures can only provide reasonable assurance of achieving their control objectives.

The CEO and CFO concluded that, as of December 31, 2019, the design and operation of the Group's disclosure controls and procedures were effective, in all material respects, to ensure that information required to be disclosed in reports filed and submitted under the Exchange Act is recorded, processed, summarized and reported as and when required.

Management report on internal control over financial reporting

The management of the Group is responsible for establishing and maintaining adequate internal control over financial reporting. The Group's internal control over financial reporting is a process designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with US GAAP. Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with policies or procedures may deteriorate.

Management has made an evaluation and assessment of the Group's internal control over financial reporting as of December 31, 2019 using the criteria issued in 2013 by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO) in "Internal Control – Integrated Framework".

Based upon its review and evaluation, management, including the Group CEO and CFO, has concluded that the Group's internal control over financial reporting is effective as of December 31, 2019.

The Group's independent auditors, KPMG AG, have issued an unqualified opinion on the effectiveness of the Group's internal control over financial reporting as of December 31, 2019, as stated in their report, which follows.

Changes in internal control over financial reporting

There were no changes in the Group's internal control over financial reporting during the period covered by this report that have materially affected, or are reasonably likely to materially affect, the Group's internal control over financial reporting.

Parent company financial statements

Statements of income

in	Note	2019	2018
Statements of income (CHF million)			
Dividend income from participations		30	19
Other financial income	3	1,440	1,132
Other operating income	4	206	147
Total operating income		1,676	1,298
Financial expenses	5	1,445	1,172
Personnel expenses	6	103	57
Other operating expenses	7	106	104
Amortization, depreciation and impairment losses on noncurrent assets		9	0
Total operating expenses		1,663	1,333
Net profit/(loss) before taxes		13	(35)
Direct tax expenses		17	16
Net profit/(loss)		(4)	(51)

Balance sheets

end of	Note	2019	2018
Assets (CHF million)			
Cash and cash equivalents		79	822
Other short-term receivables	8	253	258
Derivative financial instruments		0	89
Accrued income and prepaid expenses	9	593	482
Total current assets		925	1,651
Financial investments	10	31,848	23,906
Participations	11	52,090	52,117
Total noncurrent assets		83,938	76,023
Total assets		84,863	77,674
Liabilities and shareholders' equity (CHF million)			
Short-term interest-bearing liabilities	12	2,331	1,480
Other short-term liabilities		46	6
Accrued expenses and deferred income	13	672	530
Total short-term liabilities		3,049	2,018
Long-term interest-bearing liabilities	14	35,828	27,591
Provisions		311	311
Total long-term liabilities		36,139	27,902
Total liabilities		39,188	29,920
Share capital	15	102	102
Capital contribution reserves		25,659	26,321
Other capital reserves		1,800	1,800
Legal capital reserves		27,459	28,121
Reserves for treasury shares	16	500	3,929
Legal income reserves		500	3,929
Statutory and discretionary reserves		10,500	10,500
Retained earnings		8,538	5,160
Net profit/(loss)		(4)	(51)
Voluntary retained earnings		19,034	15,609
Treasury shares against other capital reserves		(420)	(7)
Treasury shares against voluntary retained earnings		(1,000)	-
Treasury shares	17	(1,420)	(7)
Total shareholders' equity		45,675	47,754
Total liabilities and shareholders' equity		84,863	77,674

Notes to the financial statements

1 General information and subsequent events

Company

Credit Suisse Group AG is a Swiss holding company incorporated as a joint stock corporation (public limited company) with its registered office in Zurich, Switzerland. The financial statements of Credit Suisse Group AG are prepared in accordance with the regulations of the Swiss Code of Obligations and are stated in Swiss francs (CHF). The financial year ends on December 31.

Number of employees

The average number of employees (full-time equivalents) for the current year, as well as for the previous year, did not exceed 50.

COVID-19

The spread of COVID-19 is expected to have a significant impact on the global economy, at least in the first half of 2020, and is likely to affect Credit Suisse Group AG's financial performance.

Subsequent events

There were no subsequent events from the balance sheet date until March 25, 2020, the publishing date of these financial statements.

2 Accounting and valuation principles

These financial statements were prepared in accordance with the provisions of the Swiss Law on Accounting and Financial Reporting (32nd title of the Swiss Code of Obligations).

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents are carried at nominal value.

Derivative financial instruments

Derivative financial instruments reported in this balance sheet line item are carried at the lower of cost or market. Realized gains are recorded in other financial income, realized and unrealized losses are recognized in financial expenses.

Financial investments

Financial investments include debt securities with a remaining maturity of more than 12 months after the balance sheet date. These securities are carried at cost. No valuation adjustments or impairment losses were required.

Participations

Participations are valued at historical cost less impairment. For the purpose of impairment testing, with a clearly defined sub-portfolio of economically closely related participations, the portfolio valuation method is applied. Impairment is assessed at each balance sheet date or at any point in time when facts and circumstances would indicate that an event has occurred which triggers an impairment review. The amount of impairment, if any, is assessed on the level of this sub-portfolio and not individually for each participation. All other participations are valued individually.

An impairment is recorded if the carrying value exceeds the fair value of the participation sub-portfolio. If the fair value of participations recovers significantly and is considered sustainable, a prior period impairment can be reversed up to the historical cost value of the participations.

Interest-bearing liabilities

Short-term and long-term interest-bearing liabilities are carried at nominal value.

Treasury shares

Own shares are recorded at cost and reported as treasury shares, resulting in a reduction to total shareholders' equity. Realized gains and losses on the sale of own shares are recognized through the statements of income as other financial income or financial expenses.

Revenue recognition

Revenues are recognized when they are realized or realizable, and are earned. Dividend income is recorded in the reporting period in which the dividend is declared.

Foreign currency translations

Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into Swiss francs at the exchange rates prevailing at year-end, with the exception of non-monetary assets and liabilities, which are maintained in Swiss francs at historical exchange rates. All currency translation effects are recognized in other financial income or financial expenses.

3 Other financial income

in	2019	2018
Other financial income (CHF million)		
Interest income	1,325	942
Gains on sale of treasury shares	69	21
Realized and unrealized gains on derivative financial instruments	45	159
Foreign exchange gains	1	0
Other financial income	1,440	1,132

4 Other operating income

in	2019	2018
Other operating income (CHF million)		
Management fees	98	57
Trademark fees	62	63
Gain on sale of participations	23	0
Guarantee fees	22	26
Other	1	1
Other operating income	206	147

5 Financial expenses

in	2019	2018
Financial expenses (CHF million)		
Interest expense [†]	1,358	968
Realized and unrealized losses on derivative financial instruments	84	172
Losses on sale of treasury shares	2	11
Foreign exchange losses	0	1
Other	1	0
Financial expenses	1,445	1,172

[†] Includes negative interest expense of CHF 14 million in 2019 and CHF 0 million in 2018, respectively.

6 Personnel expenses

in	2019	2018
Personnel expenses (CHF million)		
Salaries	38	34
Variable compensation expenses	55	16
Other	10	7
Personnel expenses	103	57

7 Other operating expenses

in	2019	2018
Other operating expenses (CHF million)		
Branding expenses	62	63
Other general and administrative expenses	44	41
Other operating expenses	106	104

8 Other short-term receivables

end of	2019	2018
Other short-term receivables (CHF million)		
Receivables for trademark fees	234	223
Other	19	35
Other short-term receivables	253	258

9 Accrued income and prepaid expenses

end of	2019	2018
Accrued income and prepaid expenses (CHF million)		
Accrued interest income	412	328
Deferred debt issuance costs	167	139
Unamortized discount on notes issued	8	11
Other	6	4
Accrued income and prepaid expenses	593	482

Credit Suisse Group AG hedges an open interest rate risk exposure from a fixed rate liability with a nominal amount of USD 1.0 billion with a fixed receiver interest rate swap with equivalent notional. This hedge is considered to be highly effective over the entire maturity of the hedge relationship and no replacement values and no valuation changes, i.e. change of clean replacement values, are recorded on the balance sheet and in the statement of income of the company. The interest coupons received and paid from the interest rate swap are recorded in the statement of income as an adjustment to the interest expense of the hedged exposure.

10 Financial investments

end of	2019	2018
Financial investments (CHF million)		
Debt securities [†]	31,847	23,905
Equity securities	1	1
Financial investments	31,848	23,906

[†] Reflects notes issued by Credit Suisse AG.

11 Participations

Direct participations

Company name	Domicile	Currency	Nominal capital in million	Voting interest in %	Equity interest in %
as of December 31, 2019					
Capital Union Bank B.S.C. (closed) (under liquidation)	Manama, Kingdom of Bahrain	USD	50.0	26	26
Credit Suisse AG	Zurich, Switzerland	CHF	4,399.7	100	100
Credit Suisse Group Finance (Guernsey) Limited (in Guernsey members' voluntary liquidation)	St. Peter Port, Guernsey	USD	0.0	100	100
Credit Suisse Group Funding (Guernsey) Limited	St. Peter Port, Guernsey	USD	0.1	100	100
Credit Suisse Insurance Linked Strategies Ltd	Zurich, Switzerland	CHF	0.2	100	100
Credit Suisse International	London, United Kingdom	USD	11,366.2	2 ¹	2 ¹
Credit Suisse IP GmbH	Zurich, Switzerland	CHF	0.0	100	100
Credit Suisse Services AG	Zurich, Switzerland	CHF	1.0	100	100
Credit Suisse Trust AG	Zurich, Switzerland	CHF	5.0	100	100
Credit Suisse Trust Holdings Limited	St. Peter Port, Guernsey	GBP	2.0	100	100
CS LP Holding AG	Zug, Switzerland	CHF	0.1	100	100
Inreska Limited	St. Peter Port, Guernsey	GBP	3.0	100	100
Savoy Hotel Baur en Ville AG	Zurich, Switzerland	CHF	7.5	88	88

¹ 98% held by other group companies.

Indirect participations

The company's principal indirect participations are shown in Note 40 – Significant subsidiaries and equity method investments in VI – Consolidated financial statements – Credit Suisse Group.

12 Short-term interest-bearing liabilities

end of	2019	2018
Short-term interest-bearing liabilities (CHF million)		
Due to banks	2,267	1,364
Cash collateral received	44	118
Short-term interest-bearing liabilities	2,331	1,482

13 Accrued expenses and deferred income

end of	2019	2018
Accrued expenses and deferred income (CHF million)		
Accrued interest expense	415	332
Deferred fees on acquired debt securities	161	130
Accrued personnel and other operating expenses	87	56
Unamortized discount on debt securities	8	11
Other	1	1
Accrued expenses and deferred income	672	530

14 Long-term interest-bearing liabilities

Currency	Notional (million)	Interest rate	Issue date	First call date	Maturity date	2019	2018
						Carrying value (CHF million)	Carrying value (CHF million)
High-trigger tier 1 capital notes							
USD	1,500	7.125% ¹	January 30, 2017	July 29, 2022	Perpetual	1,454	1,479
USD	2,000	7.500% ¹	July 16, 2018	July 17, 2023	Perpetual	1,998	1,973
CHF	200	3.875% ¹	March 22, 2017	September 22, 2023	Perpetual	200	200
SGD	750	5.625% ¹	June 6, 2019	June 6, 2024	Perpetual	540	–
CHF	300	3.500% ¹	September 4, 2018	September 4, 2024	Perpetual	300	300
USD	1,500	7.250% ¹	September 12, 2018	September 12, 2025	Perpetual	1,454	1,479
CHF	525	3.000% ¹	September 11, 2019	November 11, 2025	Perpetual	525	–
USD	1,750	6.375% ¹	August 21, 2019	August 21, 2026	Perpetual	1,696	–
Low-trigger tier 1 capital notes							
USD	2,250	7.500% ¹	December 11, 2013	December 11, 2023	Perpetual	2,180	2,219
USD	2,500	6.250% ¹	June 18, 2014	December 18, 2024	Perpetual	2,423	2,466
Senior unsecured notes							
USD	60	3 Month USD LIBOR +0.55% ²	October 6, 2017	October 6, 2021	October 6, 2022	58	986
USD	1,750	3.574% ³	January 9, 2017	January 9, 2022	January 9, 2023	1,696	1,726
AUD	185	5.000% ⁴	February 8, 2018	February 8, 2022	February 8, 2028	126	123
USD	100	3 Month USD LIBOR +0.55% ²	April 9, 2019	April 9, 2022	April 9, 2023	97	–
JPY	38,700	0.553% ¹	October 27, 2017	October 27, 2022	October 27, 2023	345	346
USD	1,000	2.997% ¹	September 14, 2017	December 14, 2022	December 14, 2023	969	986
USD	500	3 Month USD LIBOR +1.2% ⁵	September 14, 2017	December 14, 2022	December 14, 2023	485	493
AUD	125	3.500% ¹	March 8, 2018	March 8, 2023	March 8, 2024	85	87
AUD	175	3 Month USD BBSW +1.25% ⁶	March 8, 2018	March 8, 2023	March 8, 2024	119	122
USD	1,050	3 Month USD LIBOR +0.80% ⁴	March 8, 2019	March 8, 2023	March 8, 2024	1,018	–
USD	319	4.600% ⁴	March 29, 2018	March 29, 2023	March 29, 2048	309	301
USD	1,250	4.207% ¹	June 12, 2018	June 12, 2023	June 12, 2024	1,211	1,233
USD	750	3 Month USD LIBOR +1.24% ⁵	June 12, 2018	June 12, 2023	June 12, 2024	727	740
USD	152	5.000% ⁴	June 29, 2018	June 29, 2023	June 29, 2048	148	143
USD	200	5.000% ⁴	August 31, 2018	August 31, 2023	August 31, 2048	193	187
USD	105	5.350% ⁴	October 26, 2018	October 26, 2023	October 26, 2048	102	99
USD	105	5.400% ⁴	December 27, 2018	December 27, 2023	December 27, 2048	102	99
USD	120	5.350% ⁴	January 30, 2019	January 30, 2024	January 30, 2049	116	–
USD	120	5.350% ⁴	January 30, 2019	January 30, 2024	January 30, 2049	116	–
USD	100	5.300% ⁴	January 30, 2019	January 30, 2024	January 30, 2049	97	–
USD	130	4.700% ⁴	May 29, 2019	May 29, 2024	May 29, 2049	126	–
USD	130	4.500% ⁴	June 27, 2019	June 27, 2024	June 27, 2049	126	–
EUR	1,500	1.250% ¹	July 17, 2017	July 17, 2024	July 17, 2025	1,629	1,693
USD	2,000	2.593% ¹	September 11, 2019	September 11, 2024	September 11, 2025	1,938	–
GBP	750	2.125% ¹	September 12, 2017	September 12, 2024	September 12, 2025	954	943
EUR	1,500	1.000% ^{1,7}	June 24, 2019	June 24, 2026	June 24, 2027	1,629	–
JPY	8,300	0.904% ¹	October 27, 2017	October 27, 2026	October 27, 2027	74	74
USD	2,250	4.282% ¹	January 9, 2017	January 9, 2027	January 9, 2028	2,180	2,219
USD	2,000	3.869% ¹	January 12, 2018	January 12, 2028	January 12, 2029	1,938	1,973
EUR	100	2.455% ¹	July 11, 2018	July 11, 2028	July 4, 2034	109	113
EUR	100	1.590% ^{1,8}	June 11, 2019	March 11, 2029	March 11, 2030	109	–
EUR	1,000	0.650% ¹	September 10, 2019	–	September 10, 2029	1,086	–
JPY	10,000	1.269% ¹	October 27, 2017	October 27, 2032	October 27, 2033	89	89
Time deposit							
CHF						3,012	2,700
Total						35,828	27,591

¹ Interest rate reset at first call date and on every reset date thereafter.

² Minimum rate 0.55% / Maximum rate 3.55%. USD 940 million of USD 1,000 million notional was bought back in 2019.

³ Minimum rate of 0.55%.

⁴ Minimum rate of 0.80%.

⁵ The interest rate of these zero coupon annual accreting senior callable notes reflects the yield rate of the notes.

⁶ The interest rate will be 1.19% from March 11, 2020 onwards.

⁷ On July 23, 2019, the offering was re-opened and the aggregate principal amount was increased from EUR 1,000 million to EUR 1,500 million.

The high-trigger and low-trigger tier 1 capital notes issued by Credit Suisse Group AG are perpetual securities and have no fixed or final maturity date. Subject to the satisfaction of certain conditions, they may be redeemed, at the option of the issuer, on the first call date or as specified thereafter in the terms of the note.

The high-trigger tier 1 capital notes mandatorily either convert into ordinary shares of Credit Suisse Group AG or are permanently written-down to zero, as provided in the terms of the respective instrument, upon the occurrence of certain specified triggering events. These events include the Group's consolidated common equity tier 1 (CET1) ratio falling below 7%, or a determination by the Swiss Financial Market Supervisory Authority FINMA (FINMA) that conversion or write-down is necessary, or that Credit Suisse Group AG requires extraordinary public sector capital support, to prevent Credit Suisse Group AG from becoming insolvent, bankrupt or unable to pay a material amount of its debt, or other similar circumstances. Conversion or write-down can only be prevented if FINMA, at Credit Suisse Group AG's request, is satisfied that certain conditions exist and determines that a conversion or write-down is not required. High-trigger instruments are designed to absorb losses before other capital instruments, including the low-trigger capital instruments.

The low-trigger tier 1 capital notes have a write-down feature, which means that interest on the notes shall cease to accrue and the full principal amount of the notes will be permanently written down to zero upon the occurrence of certain specified triggering events, also called write-down events. A write-down event

will occur if the sum of the Group's consolidated CET1 ratio and the Higher Trigger Capital Ratio (i.e., the ratio of Higher Trigger Capital Amount to the aggregate of all risk-weighted assets of the Group) as of any quarterly balance sheet date or interim capital report date is below 5.125%. A write-down event will also occur if FINMA determines that a write-down of the notes is necessary, or that Credit Suisse Group AG requires, extraordinary public sector capital support to prevent Credit Suisse Group AG from becoming insolvent, bankrupt or unable to pay a material part of its debts, or other similar circumstances. Write-down can only be prevented if FINMA, at the Group's request, is satisfied that certain conditions exist and determines that a conversion or write-down is not required.

In addition to the high-trigger and low-trigger tier 1 capital notes, Credit Suisse Group AG has issued senior unsecured notes, which qualify as total loss-absorbing capacity (TLAC). The senior unsecured notes have a fixed maturity date and can be redeemed, at the option of the issuer, at the call date. The senior unsecured notes are bail-in debt instruments that are designed to absorb losses after the cancellation of Credit Suisse Group AG's equity instruments and after the write-down or conversion into equity of regulatory capital (including high-trigger and low-trigger tier 1 capital notes) in restructuring proceedings with respect to Credit Suisse Group AG. Bail-in debt instruments do not feature capital triggers that may lead to a write-down and/or a conversion into equity outside of restructuring, but only begin to bear losses once Credit Suisse Group AG is formally in restructuring proceedings and FINMA orders capital measures (i.e., a write-down and/or a conversion into equity) in the restructuring plan.

15 Share capital, conditional, conversion and authorized capital

	No. of registered shares	Par value in CHF	% of existing share capital	No. of registered shares	Par value in CHF
Share capital as of December 31, 2018				2,556,011,720	102,240,469
Conditional capital					
Warrants and convertible bonds					
Capital as of December 31, 2018	400,000,000	16,000,000			
Capital as of December 31, 2019	400,000,000¹	16,000,000	16		
Conversion capital					
Capital as of December 31, 2018	150,000,000	6,000,000			
Capital as of December 31, 2019	150,000,000²	6,000,000	6		
Authorized capital					
Capital as of December 31, 2018	165,118,230	6,604,729			
Annual General Meeting of April 26, 2019 – decrease	(62,118,230)	(2,484,729)			
Capital as of December 31, 2019	103,000,000	4,120,000	4		
Share capital as of December 31, 2019				2,556,011,720	102,240,469

¹ 72.2 million registered shares reserved for the USD 1,500 million 7.125% high-trigger tier 1 capital notes.

² 39.0 million registered shares reserved for the USD 1,500 million 7.125% high-trigger tier 1 capital notes.

16 Credit Suisse Group shares held by subsidiaries

	2019		2018	
	Share equivalents	Market value (CHF million)	Share equivalents	Market value (CHF million)
Balance at end of financial year				
Physical holdings	4,772,328 [†]	63	5,022,410	54
Holdings, net of pending obligations	1,308,618	17	(1,334,536)	(14)

[†] Representing 0.2% of issued shares as of December 31, 2019.

In 2019, CHF 3,429 million was transferred from reserves for treasury shares to retained earnings.

17 Purchases and sales of treasury shares

	Net gain/(loss) on sale (CHF million)	Treasury shares, at cost (CHF million)	Number of shares	Average price per share (CHF)
2019				
Balance as of December 31, 2018		7	405,281	16.38
Sale of treasury shares [†]	67	(503)	(42,047,920)	13.56
Purchase of treasury shares		1,916	156,632,122	12.23
Change in 2019	67	1,413	114,584,202	
Balance as of December 31, 2019		1,420	114,989,483	12.35
2018				
Balance as of December 31, 2017		12	745,253	15.64
Sale of treasury shares [†]	10	(762)	(46,612,198)	16.55
Purchase of treasury shares		757	46,272,226	16.36
Change in 2018	10	(5)	(339,972)	
Balance as of December 31, 2018		7	405,281	16.38

2019: Highest price CHF 13.65, paid on May 2 and lowest price CHF 10.81, paid on August 15 in a market transaction.

2018: Highest price CHF 18.63, paid on January 24 and lowest price CHF 15.46, paid on April 4 in a market transaction.

[†] Representing share award settlements.

18 Significant shareholders

	2019			2018		
	Number of shares (million)	Total nominal value (CHF million)	Shareholding (%)	Number of shares (million)	Total nominal value (CHF million)	Shareholding (%)
end of						
Direct shareholders [†]						
Chase Nominees Ltd. [‡]	343	14	13.43	388	16	15.19
Nortrust Nominees Ltd. [‡]	163	7	5.37	149	6	5.84

[†] As registered in the share register of the Group on December 31 of the reporting period; includes shareholders registered as nominees.

[‡] Nominee holdings exceeding 2% are registered with a right to vote only if the nominee confirms that no individual shareholder holds more than 0.5% of the outstanding share capital or if the nominee discloses the identity of any beneficial owner holding more than 0.5% of the outstanding capital.

→ Refer to "Note 3 – Business developments, significant shareholders and subsequent events" in VI – Consolidated financial statements – Credit Suisse Group for information received from shareholders not registered in the share register of Credit Suisse Group AG.

19 Assets subject to retention of title

As of December 31, 2019 and 2018, cash and cash equivalents in the amount of CHF 5 million were subject to a retention of title.

20 Contingent liabilities

end of	2019	2018
Contingent liabilities (CHF million)		
Aggregate indemnity liabilities, guarantees and other contingent liabilities (net of exposures recorded as liabilities)	22,766	24,026
of which have been entered into on behalf of subsidiaries [†]	22,766	24,026

[†] Includes senior unsecured notes issued by subsidiaries of CHF 21,765 million and CHF 22,165 million as of December 31, 2019 and 2018, respectively, of which the underlying notional amounts (subject to regulatory adjustments) qualify as TLAC.

Contingent liabilities include guarantees for obligations, performance-related guarantees and letters of comfort issued to third parties. Contingencies with a stated amount are included in the above table. In some instances, however, the exposure of Credit Suisse Group AG is not defined as an amount but relates to specific circumstances such as the solvency of subsidiaries.

Value-added tax

The company belongs to the Swiss value-added tax group of Credit Suisse Group, and thus carries joint liability to the Swiss federal tax authority for value-added tax debts of the entire Group.

Swiss pension plan

The employees of Credit Suisse Group AG are covered by the pension plan of the *Pensionskasse der Credit Suisse Group

(Schweiz)* (the Swiss pension plan). Most of the Swiss subsidiaries of Credit Suisse Group AG and a few companies that have close business and financial ties with Credit Suisse Group AG participate in this plan. The Swiss pension plan is an independent self-insured pension plan set up as a trust and qualifies as a defined contribution plan (savings plan) under Swiss law.

The Swiss pension plan's annual financial statements are prepared in accordance with Swiss GAAP FER 26 based on the full population of covered employees. Individual annual financial statements for each participating company are not prepared. As a multi-employer plan with unrestricted joint liability for all participating companies, the economic interest in the Swiss pension plan's over- or underfunding is allocated to each participating company based on an allocation key determined by the plan.

21 Assets and liabilities with related parties

end of	2019	2018
Assets (CHF million)		
Cash and cash equivalents	74	817
Other short-term receivables	235	243
Derivative financial instruments	0	89
Accrued income and prepaid expenses	417	331 ¹
Total current assets – related parties	726	1,480
Financial investments	31,647	23,905
Participations	52,090	52,117
Total noncurrent assets – related parties	83,937	76,022
Total assets – related parties	84,663	77,502
Liabilities (CHF million)		
Short-term interest-bearing liabilities	2,331	1,492
Other short-term liabilities	2	5
Accrued expenses and deferred income ²	214	170
Total short-term liabilities – related parties	2,547	1,657
Long-term interest-bearing liabilities	3,012	2,700
Total long-term liabilities – related parties	3,012	2,700
Total liabilities – related parties	5,559	4,357

The assets and liabilities represent the amounts due from and due to group companies, except where indicated.

¹ Prior period has been corrected.

² Includes amounts due to management bodies of CHF 44 million at December 31, 2019 and CHF 28 million at December 31, 2018, respectively.

22 Subordinated assets and liabilities

end of	2019	2018
Subordinated assets and liabilities (CHF million)		
Subordinated assets	32,259	9,292
Subordinated liabilities	12,915	10,282

Group-internal funding related to loss-absorbing instruments has been aligned to international standards for internal TLAC instruments and to the new article 126b of the Swiss Capital Adequacy Ordinance, effective January 1, 2020. Due to this alignment,

the bail-in debt instruments issued by Credit Suisse AG to Credit Suisse Group AG have been permanently subordinated in 2019. As of December 31, 2019, the carrying value of these newly subordinated notes held was CHF 20.3 billion.

23 Shareholdings

Executive Board shareholdings

The shareholdings of the Executive Board members, their immediate family and companies in which they have a controlling

interest as well as the value of the unvested share-based compensation awards held by Executive Board members as of December 31, 2019 and 2018, are disclosed in the table below.

Executive Board holdings and values of deferred share-based awards by individual

end of	Number of owned shares ¹	Number of unvested awards ²	Number of owned shares and unvested awards	Value (CHF) of unvested awards at grant date ³	Value (CHF) of unvested awards at year end (at fair value) ⁴
2019					
Tidjane Thiam	66,492	1,303,823	1,370,245	19,084,599	10,833,091
Romeo Cerutti	323,165	458,513	781,678	6,750,770	3,820,259
Brian Chin	494,030	1,430,886	1,924,916	20,368,149	11,843,256
Thomas P. Gottstein	150,214	672,361	822,575	9,574,478	5,530,279
Lydie Hudson	26,175	295,386	321,561	3,739,373	2,832,024
David R. Mathers	84,360	1,029,891	1,114,251	13,509,668	9,392,954
David Miller	-	734,280	734,280	10,240,437	6,888,164
Anjolette Poschung	123,318	139,024	262,342	1,693,270	1,302,361
Helman Sitohang	264,737	1,007,352	1,272,089	14,683,925	6,198,365
James B. Walker	100,153	317,330	417,483	4,181,205	3,834,492
Lara J. Warner	-	786,568	786,568	11,361,535	6,138,554
Philipp Wehle	21,540	364,059	385,599	4,735,367	3,862,390
Total	1,654,114	8,539,473	10,193,587	119,923,396	76,476,192
2018					
Tidjane Thiam	64,302	990,706	1,055,008	16,430,736	6,923,084
James L. Amine	426,726	1,046,190	1,472,916	17,300,812	7,049,362
Pierre-Olivier Bouée	74,079	512,085	586,164	8,287,028	4,019,900
Romeo Cerutti	269,373	369,685	639,058	6,423,655	2,734,410
Brian Chin	431,274	1,137,731	1,569,005	18,494,683	8,600,260
Peter Goerke	21,953	342,304	364,277	5,655,877	2,438,237
Thomas P. Gottstein	118,976	402,042	521,018	6,752,150	2,831,436
Iqbal Khan	70,060	519,389	589,449	8,757,970	3,530,037
David R. Mathers	84,360	793,632	877,992	13,180,647	5,973,132
Joachim Oechslin	61,092	406,852	467,944	6,771,566	2,779,441
Helman Sitohang	264,737	822,060	1,086,797	13,497,946	5,857,016
Lara J. Warner	2,036	469,641	471,677	7,989,249	3,102,330
Total	1,888,968	7,832,337	9,721,305	129,542,319	55,838,645

¹ Includes shares that were initially granted as deferred compensation and have vested.

² Includes unvested shares originating from LTI opportunities calculated on the basis of maximum opportunity for awards that have not reached the end of their three-year performance period, given that the actual achievement level and associated number of unvested shares cannot be determined until the end of the performance period. For LTI awards that have reached the end of their three-year performance period, the number of unvested shares reflects the actual number of shares earned based on achievement of the performance target levels.

³ Determined based on the number of unvested awards multiplied by the share price at grant.

⁴ Includes the value of unvested LTI opportunities. For LTI awards that have reached the end of their three-year performance period, the value is based on the actual number of shares eligible to vest. For LTI opportunities that have not reached the end of their three-year performance period, this is determined based on the number of shares at fair value at the time of grant, multiplied by the share price at the end of the year.

Board of Directors shareholdings

The shareholdings of the Board of Directors members, their immediate family and companies in which they have a controlling interest are disclosed in the table below. As of December 31, 2019 and 2018, there were no Board of Directors members with outstanding options.

Board of Directors shareholdings by individual

end of	2019	2018
December 31 (shares) ¹		
Urs Rohner	298,416	268,250
Iris Bohnet	74,916	61,311
Christian Gellerstad ²	51,716	—
Andreas Gottschling	51,391	19,210
Alexander Gut	51,455	37,707
Michael Klein	22,369	6,713
Shan Li ³	7,178	—
Seraina Macia	63,432	49,827
Kai S. Nargolwalla	304,088	299,872
Ana Paula Pestoa	24,758	7,672
Joaquin J. Ribeiro	53,253	37,705
Severin Schwan	145,505	129,957
John Tiner	278,188	244,317
Total	1,446,665	1,162,541 ³

¹ Includes Group shares that are subject to a blocking period of up to four years; includes shareholdings of immediate family members.

² Christian Gellerstad and Shan Li were newly elected at the 2019 AGM.

³ Excludes 131,231 shares held by Andreas Koopmann, who did not stand for re-election to the Board as of April 26, 2019, and 79,763 shares held by Alexandre Zeller, who stepped down from the Board as of February 28, 2019.

Shares awarded

	Number of shares	Value of shares (CHF million)
for the year 2019		
Shares awarded		
Board of Directors	335,089	4
Executive Board ¹	2,041,167	24
Employees ²	106,275,209	1,192

Includes shares, share awards and performance share awards and for the Executive Board LTI awards granted at fair value.

¹ For the individuals who joined the Executive Board and the individuals who left the Executive Board during 2019, compensation relating to the period during which they were members of the Executive Board and, for leavers, during their respective notice period is included.

² Includes shares awarded to employees of subsidiaries of Credit Suisse Group AG and excludes shares awarded to the Executive Board.

Share awards outstanding

	2019		2018	
end of	Number of share awards outstanding in million	Fair value in CHF million	Number of share awards outstanding in million	Fair value in CHF million
Share awards ¹				
Employees	183	2,397	138	1,490
Total share awards	183	2,397	138	1,490

¹ In the interests of transparency also share awards granted to employees of subsidiaries of Credit Suisse Group AG are considered in this disclosure table.

Proposed appropriation of retained earnings and capital distribution

Proposed appropriation of retained earnings

	2019
Retained earnings (CHF million)	
Balance at beginning of year	5,109
Transfer from reserves for treasury shares	3,429
Net profit/(loss)	(4)
Balance at end of year	8,534
Proposed distribution of CHF 0.1388 per registered share for the financial year 2019 ¹	(339)
Balance to be carried forward	8,195

¹ 2,441,022,237 registered shares – net of own shares held by the company – as of December 31, 2019. The number of registered shares eligible for distribution may change due to the issuance of new registered shares and transactions in own shares.

Proposed distribution out of capital contribution reserves

	2019
Capital contribution reserves (CHF million)	
Balance at beginning of year	26,321
Capital distribution for the financial year 2018	(662)
Balance at end of year	25,659
Proposed distribution of CHF 0.1388 per registered share for the financial year 2019 ¹	(339)
Balance after distribution	25,320

Distributions are free of Swiss withholding tax and are not subject to income tax for Swiss resident individuals holding the shares as a private investment.

¹ 2,441,022,237 registered shares – net of own shares held by the company – as of December 31, 2019. The number of registered shares eligible for distribution may change due to the issuance of new registered shares and transactions in own shares.

2【主な資産・負債及び収支の内容】

本項に記載すべき事項は、上記「1 財務書類」に記載されている。

3【その他】

(1) 2019年12月31日以後の状況

本書に別途記載する場合を除き、2019年12月31日から本書の提出日までの間、財政状態又は経營業績に重要な影響を与えた又は与え得る事象は生じていない。

(2) 訴訟

下記記載の動向を除き、本書提出日までの期間に、上記1「財務書類－A 連結財務書類－注記39 訴訟」に重大な変化は生じていない。

当グループは、当グループの事業の遂行に関連して生じた事項について、様々な訴訟手続、規制上の手続及び仲裁手続の対象となっている。当グループの重大な訴訟等、関連引当金及び既存の引当金の対象外である合理的に発生し得る損失の全体的な範囲の見積りは、上記1「財務書類－A 連結財務書類－注記39 訴訟」に記載されており、かつその後の四半期報告書（quarterly reports）（以下に記載されるものを含む。）により更新される。これらの訴訟等の一部は様々な集団の原告を代表して提起されたものであり、多額及び／又は不確定な金額の損害賠償を求める内容である。

当グループは、損失、追加の損失又は損失の範囲の蓋然性が高く、かつ合理的に見積り可能である場合、特定の訴訟等に係る偶発損失訴訟引当金を繰り入れ、収益から控除している。また、偶発損失引当金を積み立てていない案件を含め、当グループは当該訴訟等に係る外部弁護士及びその他のサービス提供者の報酬及び費用の見積額についての訴訟引当金を積み立てる。当該報酬及び費用が発生する可能性が高く、合理的に見積り可能である場合、当グループは当該報酬及び費用について訴訟引当金を繰り入れ、収益から控除している。当グループは、訴訟引当金の妥当性を判断するため、訴訟等を四半期ごとに検討しており、経営陣の判断及び弁護士の助言に基づき引当金を増加又は取り崩す場合がある。かかる訴訟等の進展によっては、今後さらなる引当金の追加又は訴訟引当金の取崩しが必要となる可能性もある。

記載されている詳細な内容には（a）損失を被る可能性が高く、その損失額が合理的に見積ることができる場合において、当グループが偶発損失引当金を計上している訴訟等、及び（b）関連する損失額を合理的に見積ることができない等の理由により、偶発損失引当金を計上していない訴訟等が含まれる。一部の事項では、当グループが偶発損失引当金を計上していることの記述が含まれ、当該引当金の金額を開示しているが、その他の事項については当該記述はない。

当該記述のないものについては、（a）当グループが偶発損失引当金を設定しておらず、該当事項が適用される会計基準に基づき偶発債務として取り扱われる場合、又は（b）当グループは当該引当金を設定しているが、当該事実の開示が当グループに適用される守秘義務違反に該当すると判断した場合、弁護士・依頼者間の秘匿特権、職務活動成果の保護、若しくはその他の開示に対する保護を損なう場合、又はその事項について当グループの管理を損なうと判断した場合である。当グループが偶発損失引当金を計上した事項について将来発生する流出額は、現在入手可能な情報に基づき確実性をもって見積もることは不可能であり、したがって、最終的に当グループの貸借対照表に反映されている引当金を大きく上回る（又は下回る）場合がある。

当グループの多くの訴訟等に関して、損失が生じる可能性が高いか若しくは合理的に生じる可能性があるかを判断すること又は損失若しくは損失範囲の金額を見積もることは、本質的に困難である。見積りは、その性質上、判断及び現在入手可能な情報に基づいて行われ、多様な要素が影響を与える。当該要素には、訴訟等の種類及び性質、事案の進展状況、弁護士の助言、当グループの抗弁及び類似の事案における経験、並びに類似の又は関連する訴訟等におけるその他の被告も関与した事案（和解を含む。）の評価が含まれるが、これに限定されるもの

ではない。訴訟等に係る損失、追加の損失又は損失範囲の合理的な見積りが可能となる前に、多くの場合複雑な事実認定及び法的な評価を行わなければならない。

当グループに対して係属中であるほぼすべての事案は、不確定な金額の損害賠償を求めるものである。請求金額を明示する事案も存在するが、かかる請求金額は当グループの合理的に発生し得る損失額を示すものではない可能性がある。一部の訴訟等については、当グループが請求された賠償金額及び一般的に入手可能なその他の定量化可能な情報を公表している。

当グループの訴訟引当金総額には、損失が発生する可能性がありかつ当該損失を合理的に見積ることのできる訴訟等に関する損失、追加損失又はその損失範囲の見積りが含まれている。当グループは、訴訟等の複雑さ、一部の請求の新規性、訴訟等が初期の段階にあること、既に行われた証拠開示範囲が限られていること及び／又はその他の要因により、一部の訴訟等に関し合理的に発生し得る損失のすべての範囲を見積ることは難しいと考えている。上記で言及した注記において説明され、かつその後の四半期報告書（以下の記載を含む。）により更新される訴訟等に関する既存の引当金の対象外である合理的に発生し得る損失のうち、当グループが見積り可能と考えているもののすべての範囲における当グループの見積りは、ゼロから1.3十億スイス・フランである。

2020年度第1四半期に、当グループは、66百万スイス・フランの訴訟引当金純額を計上した。当グループは、訴訟引当金を考慮の上、現在入手可能な情報及び弁護士の助言に基づき、かかる訴訟等の結果が総合的に、当グループの財政状況に重大な悪影響を及ぼすことはない判断している。但し、規制機関又はその他の政府当局により提起された訴訟等を含む、かかる訴訟の潜在的な不確定要素を鑑みると、かかる訴訟を解決するために当グループが最終的に負担するコストは、現在の訴訟引当金を超過する可能性があり、当該超過額が、特定の期間における当グループの業績によっては、当該期間の業績に重大な影響を与える可能性がある。

銀行の貸付に関する訴訟

2020年4月24日、ハイランド・キャピタル・マネジメントLP（以下、「ハイランド」という。）に関連する事業体によりクレディ・スイス・セキュリティーズ（USA）LLC（以下、「CSS LLC」という。）及びその関連会社の一部に対して提起されたテキサス州裁判所での訴訟において、テキサス州最高裁判所は、2015年9月4日に出された第一審裁判所による原告勝訴の判決に関する当事者による控訴に対して決定を下した。テキサス州最高裁判所は、第一審裁判所の判決のうち、2015年5月及び6月に行われた非陪審審理に関連する部分を破棄し、これにより契約違反、黙示的な誠実及び公正取引の義務の違反、詐欺の教唆及び幫助、並びに民事上の共謀に係る原告の請求（約212百万米ドル（利息を除く。）の損害賠償を含む。）を棄却したが、別の積極的な虚偽表示による不正勧誘を理由とする請求に対する原告有利の2014年12月の陪審の評決は有効のままとした。テキサス州最高裁判所は、損害賠償の計算に関連する更なる手続のために訴訟を第一審裁判所に差し戻した。

レート関連の問題

民事訴訟

米ドルICE LIBORに関する訴訟

2020年3月26日、パネル銀行が被告の売買ポジションに有利に作用させるべく米ドルインターコンチネンタル取引所（以下、「ICE」という。）LIBORを抑制したとして米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（以下、「SDNY」という。）に提起された適格性認定前の併合集団訴訟において、SDNYは被告の棄却申立てを認めた。2020年4月24日、原告は控訴の通知を提出した。

SSA債に関する訴訟

2020年3月18日、国際機関、準ソブリン及び政府機関（以下、「SSA」という。）の債券に関連する併合集団訴訟において、SDNYは、CSS LLC及びその他の被告の一部が行った請求の趣旨不十分を理由とする第2修正訴状の棄却申立てを認める追加意見を出した。

政府系金融機関の債券に関する訴訟

2020年4月1日、クレディ・スイス・エイ・ジー及びCSS LLCは、他の金融機関とともに、一定の政府系金融機関が発行した無担保債券の価格を固定するために金融機関の間で共謀したとして、米国ルイジアナ州東部地区連邦地方裁判所での訴訟において被告となった。

店頭取引に関する訴訟

2020年4月3日、クレジット・デフォルト・スワップのディーラーによる独占禁止法違反を主張してテラ・グループ・インク及び関連する事業体がSDNYに提起した民事訴訟において、被告は棄却申立てを行った。

2020年4月21日、CSS LLC及びその他の金融機関は、電子取引プラットフォームをボイコットし、オッドロット社債の流通市場において価格を固定するために金融機関の間で共謀したとしてSDNYに提起された適格性認定前の集団訴訟訴状において被告とされた。

ETN関連の訴訟

2020年4月28日、2030年12月4日満期S&P 500 VIX中期先物指数連動型ベロシティシェアーズ・デイリー・インバースVIX中期上場投資証券（以下、「ZIV ETN」という。）の購入者の適格性認定前の集団を代表してSDNYに提出された集団訴訟において、SDNYは被告の棄却申立てを認め、被告に対するすべての請求を棄却した。

4【会計原則及び会計慣行の主要な相違】

当グループの連結財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（米国GAAP）に準拠して作成されている。また、当グループの親会社財務書類（いわゆる、個別財務書類）は商業会計及び財務報告に関するスイス法（スイス債務法 第32編）に準拠して作成されている。したがって、両会計原則及び会計慣行ともに日本で一般に公正妥当と認められている会計原則（日本会計基準）に基づいて作成された財務書類とは相違する部分がある。

ここで取り上げている内容は、連結財務書類については、米国GAAPと日本会計基準との会計処理、親会社財務書類については、スイス債務法と日本会計基準との会計処理において生じるすべての相違点を網羅しているとは限らないものの、特定の相違点に関しては以下の要約の通りである。

I. 連結財務書類：米国と日本における会計原則及び会計慣行の相違

(1) のれん

米国GAAPでは、被買収企業の買収価額のうち買収日における取得純資産の公正価値を超える額は、のれんとして計上される。ASC Topic 350に基づき、のれん及びその効果が発現する期間が無期限である無形資産は償却されず、少なくとも年に一回、さらにこれらの減損の可能性を示唆する事象あるいは状況が発生した場合はより頻繁に、減損の有無が検討される。

日本基準においては、企業結合により発生するのれんは20年以内の期間にわたって定期的に償却されている。減損テストは、減損の兆候が識別された場合に実施される。

(2) 株式に基づく報酬

米国GAAPでは、ASC Topic 718に従って、株式報酬費用は当該報酬の公正価値に基づき付与日又は改訂日に測定され、従業員に要求される役務期間にわたって費用として認識され、対応する金額は、状況に応じて、資本又は負債に計上される。

日本基準においては、報酬として従業員に付与したストック・オプションは、付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在の公正な評価額に基づいて測定された報酬費用が認識され、対応する金額はストック・オプションの権利の行使又は失効が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上される。

(3) 長期性資産の減損会計

米国GAAPでは、ASC Topic 360に基づき、売却により処分される長期性資産は、継続事業又は廃止事業に報告されているかにかかわらず、帳簿価額又は売却費用控除後の公正価値のいずれか低い価額で評価される。ただし、のれん及び償却されない無形資産にはASC Topic 350が適用される。

日本基準においては、処分予定の資産を区別して表示することは要求されていないこと、減損の測定に公正価値ではなく回収可能価額（資産の正味売却価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値のいずれか高い金額）を使用すること等の差異はあるが、根本的な考え方は米国GAAPと大きな差異はない。

(4) 変動持分事業体の連結

米国GAAPでは、ASC Topic 810 に従って、ある事業体が、(1)他社からの追加的財務支援がなければその会社の活動の資金を調達することができないような不十分な資本しか有していない場合、あるいは、(2)その会

社に対する持分投資家が、議決権を通じて、その会社の事業について重要な意思決定をすることができない、予想損失を吸収しない、又は予想収益を受け取ることがない等の場合は、変動持分事業体(VIE)に該当する。

報告事業体がVIEに対して所定の「パワー」と「ベネフィット」の双方を有する場合、報告事業体は当該VIEを連結しなければならない。

日本基準においては、連結の範囲を決定するために、VIEの概念は使用されていない。

(5) 確定給付年金及びその他の退職後給付

米国GAAPではASC Topic 715により、年金制度並びに退職者の健康保険及び生命保険等の退職後給付制度の積立状況を反映するため、貸借対照表に資産又は負債を計上し、当期中の積立状況の変動を株主持分に認識することが義務付けられている。

日本基準では、退職者の健康保険及び生命保険等の退職後給付制度は一般的ではないため、特定の会計基準は存在しない。

また、年金制度等の退職給付に関しては企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」に従って、未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異はその他の包括利益累計額に含めて計上し、このうち当期に費用処理された部分（組替調整額）並びに当期に発生した未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、その他の包括利益に「退職給付に係る調整額」等の適当な科目をもって一括計上する。

(6) 公正価値による測定

米国GAAPでは、ASC Topic 820が、公正価値に関する単一の正式な定義を確立し、公正価値測定に関するフレームワークを構築し、公正価値で認識された商品に関する追加的開示を規定している。さらに公正価値の測定に関する詳細な規定が公表されている。

日本基準においては、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」に時価に関するガイダンスがあり、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」が公表されているが、公正価値の測定や開示に関して米国GAAPのような詳細な規定はない。

(7) 公正価値オプション

米国GAAPでは、ASC Topic 825が、公正価値を用いて一定の金融資産及び金融負債の当初及びその後の測定を行い、公正価値の変動を損益として認識するという測定方法の選択（公正価値オプション）を認めている。

日本基準においては、公正価値オプションは認められていない。

(8) 法人所得税の申告が確定していない状況における会計処理

米国GAAPでは、ASC Topic 740が、法人所得税の申告が確定していない状況における会計処理に言及しており、法人税申告書におけるこれまでの申告、又は今後予想される申告について、一貫性のある認識基準及び測定基準を規定している。ASC Topic 740は申告による税務上のポジションを評価するにあたって2段階のプロセスを要求している。第一段階において、企業は当該税務上のポジションが申告通りに維持される可能性が50%超であるかを判断し、第一段階を満たした税務上のポジションについて、第二段階で最終決済額として認識される可能性が50%超となる税務上の便益を最大の額で測定する。

日本基準においては、税務上の便益の取扱いに関して、このような規定はない。

(9) 子会社の非支配持分

米国GAAPでは、ASC Topic 810に従って、子会社の非支配持分は資本の部に親会社の株主持分とは区別して表示され、株式売却等により子会社に対する支配を喪失した場合には、支配喪失後の残存持分が支配喪失日の公正価値で再測定される。

日本基準においては、子会社に対する支配を喪失した場合に残余持分についての再測定は行われず、株式売却等により関連会社に該当する場合は持分法による投資評価額で評価し、関連会社にも該当しなくなる場合には、個別財務諸表上の帳簿価額で評価する。

(10) 収益認識基準

① 基本概念

米国GAAPでは、ASC Topic 606に従って、収益は、顧客への財又はサービスの移転と交換に、企業が権利を得ると見込む対価を反映した金額で認識するとされている。

日本基準においては、収益は実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限り認識されるとされている。下記のような個別論点において現在日本基準では一般的に定めた規定がないため異なる会計処理が行われる場合がある。

また、企業会計基準委員会（ASBJ）は、2018年3月30日に企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」を公表し、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用される。ただし、2018年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からの早期適用が可能である。

② 変動対価

米国GAAPでは、変動対価は期待値法 (The expected value) 又は最頻値法 (The most likely amount) のいずれかより適切な方法を用いて見積り、変動対価における不確実性が解消される時点で収益認識累計額に大幅な戻入が生じない可能性が高い範囲でのみ取引価格（すなわち収益）に含める。

日本基準においては一般的に定めた規定はない。

③ 一定期間にわたり充足される履行義務

米国GAAPでは、財又はサービスの支配が一定期間に渡り移転し、履行義務が以下の要件のいずれかを満たす場合、収益は一定期間にわたり認識される。

- 企業が義務を履行するにつれ、顧客がその履行による便益を受けると同時に消費する。
- 企業の義務の履行により資産が創出されるか又は増価し、それに応じて、顧客が当該資産を支配する。
- 企業の義務の履行により企業にとって代替的な用途がある資産が創出されず、かつ、企業は現在までに完了した作業に対して支払を受ける法的に強制可能な権利を有している。

日本基準においては一般的に定めた規定はない。

④ 返還不能の前払手数料

前払手数料が契約を履行するために必要となる活動に関連するものの、それにより財又はサービスが顧客に移転されない場合、将来に財又はサービスが提供されたときに収益を認識する。

日本基準においては一般的に定めた規定はない。

⑤ 契約獲得コスト

米国GAAPでは、契約獲得のための増分コストは、回収が見込まれる場合、資産計上し、関連する財又はサービスの顧客への移転に合わせて定期的に償却するとともに、減損テストの対象になる。

日本基準においては一般的に定めた規定はない。

(11) リース

米国GAAPでは、ASC Topic842「リース」に従い、借手はリースの分類に関係なく、原則、リース開始日において使用権資産及びリース債務を貸借対照表に認識する。

日本基準では、企業会計基準第13号に従い、借手はリースをファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に区分する。借手のファイナンス・リース取引は、通常の売買取引に係る方法に準じて、リース物件とこれに係る債務をリース資産及びリース債務として貸借対照表に計上する。ただし、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引や、リース期間が1年以内のリース取引などは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができる。

また、オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

[次へ](#)

II.個別財務書類：スイスと日本における会計原則及び会計慣行の相違

(1) 持分証券への投資

スイス債務法では、永久的に投資する意図をもって保有され重要な影響力を与える持分証券への投資は、参加持分として計上される。議決権の20%以上を所有する場合には重要な影響力があると推定される。参加持分は当初取得原価で認識され減損認識が行われる。当社の参加持分に関して減損テストを行う場合は、経済的に密接に関連した参加持分として明確に定義されたサブポートフォリオに基づくポートフォリオ評価法が適用される。減損金額は、各参加持分を個別にではなく、サブポートフォリオレベルで評価される。その他の参加持分は全て個別に評価される。参加持分のサブポートフォリオの帳簿価額がその公正価値を超過する場合には減損損失が認識される。もしも、参加持分の公正価値が著しく回復し持続可能と判断される場合には、過去に認識された減損を当該参加持分の取得価額まで戻し入れることができる。

永久的に投資する意図をもって保有されていない持分証券は投資有価証券として計上され、低価法により評価される。

日本においては、「金融商品に関する会計基準」に従い、持分有価証券は保有目的に応じて以下のように分類、測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定され評価差額は損益計上される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式及び関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 上記以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価で測定され、評価差額は、a) 純資産の部に計上される、又はb) 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産に計上され、下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理される。
- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる株式は取得原価で評価される。
- ・ 組合等への出資については、原則として、組合等の財産の持分相当額が出資金として計上され、組合等の営業により獲得した純損益の持分相当額は当期の純損益として計上される。

(2) 発行された債券

発行された債券は貸借対照表において短期利付負債として報告され額面で計上される。支払利息は発生主義に基づき未払費用として貸借対照表に計上される。債券のディスカウント部分と発行費用は前払費用として計上され、債券の償還期間に渡り定額法で償却される。

日本においては、債券のディスカウント部分は償却原価法によって会計処理される。債券発行費用は支出時に費用処理されるが、繰延資産として計上し債券の償還期間に渡り、利息法で償却することができる。また、継続適用を条件として、定額法による償却も適用可能である。

(3) 子会社に対する貸付金

子会社に対する長期の貸付金は取得原価で評価され、金融投資として計上される。受取利息は発生主義に基づき未収収益として貸借対照表に計上される。関連する手数料は繰延収益として計上され、貸付金の契約期間に渡り収益認識される。

日本では、子会社又は関連会社に対する長期の貸付金は子会社・関連会社長期貸付金として計上される。関連手数料は、受領した時点で利益として認識される。

(4) 外貨換算

スイス債務法では、海外支店の換算により生じる外貨換算の影響は損益計算書において金融収益又は金融費用として認識される。

日本では、外国通貨で表示されている在外支店の財務諸表に基づき本支店合併財務諸表を作成する場合に、本店と異なる方法により換算することで生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理される。

(5) 株式報酬

スイス債務法では、株式報酬制度は負債として会計処理し、未決済報酬の公正価値の変動を損益計算書に認識する。

日本では、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は純資産の部に新株予約権として計上される。公正な評価額は、条件変更の場合を除き、その後は見直されない。

(6) 自己株式及び自社株式を基礎とするデリバティブ

スイス債務法では、自社の株式は取得価額により自己株式として計上され、株主持分合計から控除される。自己株式の売却によって実現した利益及び損失は損益計算書において金融収益又は金融費用として認識される。自社の株式のコールオプションの買いは、低価法で認識されデリバティブ金融商品として計上される。自社の株式のプットオプションの売りに係るプレミアムは、繰延収益として計上され、プットオプションの期間にわたって償却される。

日本では、自己株式は取得原価をもって純資産の部の株主資本から控除される。自己株式の売却によって実現した損益はその他の資本剰余金に減算又は加算される。自社株式を基礎とするデリバティブに関する明示的な規定はない。

(7) 繰延税金

法定目的のスイス債務法では、繰越欠損金に係る繰延税金資産は認識されない。同様に、一時差異に係る繰延税金項目も認識されない。

日本では、将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金等については、一時差異と同様に取り扱うものとされ、繰延税金資産を計上することができる。繰越期間内に一時差異等加減算前課税所得が発生する可能性が低く、繰越欠損金を控除できると認められない場合は相当額が控除される。

第 7 【外国為替相場の推移】

円とスイス・フランの為替相場は日本国内で発行されている 2 紙以上の日刊紙に掲載されているため省略。

第 8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1 本邦における株式事務等の概要

当社記名式株式（以下「株式」という。）の取得者（以下「実質株主」という。）は、その取得窓口となった証券会社（以下「窓口証券会社」という。）との間に外国証券取引口座約款を締結する必要がある。当該約款により実質株主の名で外国証券取引口座（以下「取引口座」という。）が開設される。売買の執行、売買代金の決済、証券の保管及びその他株式の取引に関する事項はすべてこの取引口座により処理される。この場合、売買の執行、売買代金の決済及び株式の取引に関するその他の支払についての各事項はすべて当該約款の各条項に従い処理される。

以下において、日本証券業協会の外国証券取引口座約款の参考様式に定める株式取扱手続の内容を概説する（但し、個別の窓口証券会社の外国証券取引口座約款において、異なる定めがされている場合には、当該異なる定めに従うものとする。）。

(1) 証券の保管

株式は、窓口証券会社を代理する保管機関（以下「保管機関」という。）又はその名義人の名義で当社に登録され、当該株券は保管機関に保管される。

(2) 株式の移転に関する手続

日本では、実質株主はその持株の保管替え又は売却注文をなすことができる。実質株主と窓口証券会社との間の決済は原則として円貨又は外貨による。

(3) 実質株主に対する諸通知

当社から交付される通知及び通信は、窓口証券会社の店頭に備え付け、実質株主の閲覧に供される。但し、実質株主が送付を希望した場合は、窓口証券会社はこれを実質株主に送付し、実費は実質株主に請求される。

(4) 実質株主の議決権の行使に関する手続

議決権の行使は実質株主が窓口証券会社を通じて行なう指示に基づき、保管機関又はその名義人が行なう。しかし、実質株主が特に指示しない場合、保管機関又はその名義人は議決権の行使を行わない。

(5) 現金配当の交付手続

外国証券取引口座約款に従い、配当金は、窓口証券会社が保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に交付される。

(6) 株式配当等の交付手続

株式配当、株式分割、無償交付等の方法により発行される株式は、窓口証券会社を通じて取引口座により処理する。

(7)新株引受権

株式について新株引受権が与えられる場合には、新株引受権は、原則として、売却され、その売却代金は窓口証券会社が保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

2 実質株主に対する株式事務

(1)株主名簿管理人及び名義書換取扱場所

本邦には当社の株主名簿管理人又は名義書換取扱場所はない。

(2)基準日

取締役会は配当の支払のため基準日を定めることができる。

(3)事業年度の終了

当社の事業年度は毎年12月末日に終了する。

(4)公告

本邦においては公告は行わない。

(5)実質株主に対する株式事務に関する手数料

当社の日本における実質株主は、外国証券取引口座約款に基づき日本の証券会社に外国証券取引口座を開設し、年間口座管理料を支払わなければならない。

(6)普通株式の譲渡制限

第1「1 会社制度等の概要」の記載を除き、株式の実質的又は法的所有権の移転については制限はない。

(7)年次株主総会

当社は、事業年度の終了日から6ヵ月以内に株主総会を少なくとも1回開催しなければならない。

(8)新株引受権

第1「1 会社制度等の概要」－(2) 提出会社の定款等に規定する制度－新株引受権」及び上記1(7)「新株引受権」参照のこと。

(9)本邦における配当等に関する課税上の取扱い

当社の実質株主のうち日本の居住者（永住者）である個人（以下、本(9)において「個人株主」という。）が保有する当社株式についての配当及び売買損益に係る所得税及び住民税、個人株主が保有する当社株式について相続が開始した場合における相続税及び贈与がなされた場合における贈与税、並びに内国法人である当社の実質株主（以下、本(9)において「法人株主」という。）が保有する当社株式についての配当及び売買損益に係る所得税及び法人税に関する本邦における課税上の取扱いの概要は、以下のとおりである。但し、以下の記述は、当社株式が租税特別措置法第37条の11第2項の上場株式等（以下「上場株式等」という。）に該当することを前提としている。本報告書の日付時点で、当社株式はスイス証券取引所に上場されているので、上場株式等に該当する。

なお、以下の記述は、別途明示しない限り本報告書の日現在施行されている日本の租税法令に基づくものであり、適用ある諸法令の改正により変更されることがある。また、以下の記述は、あくまでも当社株式に関する一

一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、すべての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって以下に記述されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もある。課税取扱いの詳細及び各投資家における具体的な課税取扱いについては、投資家各自の税務顧問に確認する必要がある。

<個人株主>

A 配当

当社株式が上場株式等である限り、個人株主が日本における支払の取扱者を通じて当社株式の配当の交付を受ける場合は、スイスにおいて当該配当の支払の際に源泉徴収された所得税の額（もし、あれば）をスイスにおける当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、通常の20パーセント（所得税15パーセント及び住民税5パーセント）に復興特別所得税（但し、2037年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1パーセント）を加えた合計20.315パーセントの税率で、源泉徴収（住民税については特別徴収）により課税される（配当金交付時になされるこれらの源泉徴収（住民税については特別徴収）を、以下、「支払取扱者源泉徴収」という。）。

個人株主が受領した当社株式の配当については、日本で累進税率（最高限界税率は、所得税と住民税を合計した55パーセントに復興特別所得税（但し、2037年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1パーセント）を加えた合計55.945パーセントである。）により総合課税の対象となる配当所得として確定申告をしなければならない。但し、支払取扱者源泉徴収がなされた場合には、個人株主のうち、当社の発行済株式の総数の3パーセント以上を有する個人株主以外の者が支払を受ける当該配当の金額については、当社株式が上場株式等である限り、総合課税の対象となる配当所得として確定申告を要する所得に含めないことができることとされているので、かかる個人株主が当社株式について受領する配当に関しては、総合課税の対象となる配当所得に含めず、支払取扱者源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

個人株主は、当社株式の配当を含む上場株式等の配当所得について、課税年度毎に、適用法令の定めるところに従って、上場株式等の配当所得に係る申告分離課税制度（以下、「配当申告分離課税」という。）を選択することができる。配当申告分離課税が選択された場合、配当申告分離課税の対象となる上場株式等の配当所得は、上記に記載した総合課税の対象となる配当所得には含まれないこととなり、当該配当所得及び上場株式等の譲渡損失のほか、特定公社債の利子、償還差損益及び譲渡損益等も、適用ある法令に定める要件及び制限に従って損益通算を行うことができ、かかる損益通算においてなお控除しきれない部分の上場株式等（特定公社債を含む。）の譲渡損失（償還差損を含む。）については、一定の条件及び限度で、翌年以後3年間にわたって、上場株式等（特定公社債を含む。）に係る利子所得、配当所得及び譲渡所得等からの繰越控除を行うことができる。他方、個人株主が、当社株式について受けた配当金について上記の総合課税による課税に服することになる場合には、当該配当金と譲渡損失との損益通算は認められない。

個人株主が、当社株式の配当を含む上場株式等の配当所得について配当申告分離課税を選択した場合における税率は、通常の20パーセント（所得税15パーセント及び住民税5パーセント）に復興特別所得税（但し、2037年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1パーセント）を加えた合計20.315パーセントである。

なお、個人株主が当社株式にかかる配当全額について累進税率による所得税の総合課税を受ける場合の確定申告及び配当申告分離課税を受ける場合の確定申告においては、上記に述べたスイスにおいて当社株式の配当に課された所得税（もし、あれば）は、適用ある法令に定める要件及び制限に従って、外国税額控除の対象となり、また、上記で述べた支払取扱者源泉徴収された又はされるべき税額は、申告納付すべき所得税の額から控除される。

上記に述べた各課税方式については、所得税（国税）と住民税（地方税）とで異なる取扱いを受けることも可能である。

B 売買損益

個人株主による当社株式の売却による損益についての課税は、内国法人の上場株式等の売買損益課税と原則として同様である。

C 相続税・贈与税

原則として、日本の相続税法所定の要件を充足する個人が、個人株主から、当社株式を相続するか若しくは当社株式の遺贈を受けるか又は当社株式について贈与を受けた場合には、同法に基づき相続税又は贈与税が課されるが、適用ある法令に定める要件及び制限に従って、外国で課された相続税又は贈与税に相当する租税の額につき外国税額控除が認められる場合がある。

<法人株主>

A 配当

当社株式が上場株式等である限り、法人株主（公共法人等を除く。）が日本における支払の取扱者を通じて当社株式の配当の交付を受ける場合は、スイスにおいて当該配当の支払の際に徴収された所得税の額（もしあれば）をスイスにおける当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、通常の15パーセント（所得税）に復興特別所得税（但し、2037年12月31日まで）の税率（所得税額の2.1パーセント）を加えた合計15.315パーセントの税率で、源泉徴収により課税される。法人株主が受け取った当社株式の配当の金額は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金の額に算入される。但し、法人税の確定申告において、上記に述べたスイスにおいて当社株式の配当に課された所得税（もしあれば）については外国税額控除を、日本における支払の取扱者から交付を受ける際に支払取扱者源泉徴収される所得税については所得税額控除を、それぞれ適用ある法令に定める要件及び制限に従って受けることができる。

B 売買損益

法人株主による当社株式の売却による損益についての課税は、内国法人の上場株式等の売買損益課税と原則として同様であり、法人株主による当社株式の売却に係る譲渡利益額又は譲渡損失額は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金又は損金の額に算入される。

(10) その他諸通知報告

上記1(3)「実質株主に対する諸通知」参照のこと。

第 9 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は金融商品取引法（昭和23年法律第25号（その後の改正を含む。））第24条第1項第1号若しくは第2号に該当しないため、該当なし。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本有価証券報告書の提出日までの間に、当社は次の書類を関東財務局長に提出している。

提出書類		提出年月日
(1)	有価証券報告書（事業年度 自2018年1月1日 至2018年12月31日）及びその添付書類	2019年6月28日
(2)	半期報告書（2019年度中 自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）	2019年9月30日
(3)	臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき提出するもの）	2020年2月19日
(4)	臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき提出するもの）	2020年5月8日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

法定監査人による報告書 (訳文)

クレディ・スイス・グループAG、チューリッヒの株主総会御中

連結財務書類に関する法定監査人の報告書 意見

法定監査人として、私たちは、添付のクレディ・スイス・グループAG及び子会社（以下、「当グループ」という。）の連結財務書類の監査を行った。当該連結財務書類は、2019年12月31日及び2018年12月31日現在の連結貸借対照表、2019年12月31日に終了した事業年度までの3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書、並びに関連注記で構成されている。私たちの意見では、連結財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、2019年12月31日及び2018年12月31日現在の財政状態並びに2019年12月31日に終了した事業年度までの3年間の各事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示し、スイス法に準拠しているものと認める。

取締役会の責任

取締役会には、米国において一般に公正妥当と認められている会計基準及びスイス法の要求事項に従って連結財務書類を作成する責任がある。取締役会の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽記載のない連結財務書類の作成及び適切な表示に関する内部統制の整備、運用及び維持が含まれる。さらに、取締役会の責任には、適切な会計方針の選択及び適用、並びにその状況下において合理的な会計上の見積りを行うことも含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちの監査に基づいてこれらの連結財務書類に対して意見を表明することにある。私たちは監査法人であり、当グループから独立していることが求められる。私たちの監査は、スイス法、スイスの監査基準及び公開会社会計監視委員会（米国）（以下、「PCAOB」という。）の基準に準拠して実施された。これらの基準は、連結財務書類について不正又は誤謬による重要な虚偽記載がないかどうかについて合理的な保証を得るために、私たちが監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、連結財務書類の数値及び開示に関する監査証拠を得るための手続の実施が含まれている。手続は、監査人の判断によって選定され、不正又は誤謬による連結財務書類の重要な虚偽記載のリスクの評価が含まれている。それらのリスク評価を行う際には、監査人は事業体の連結財務書類の作成に関する内部統制を考慮しているが、これはその状況下において適切な監査手続を整備するためである。また監査は、採用された会計方針の妥当性及び会計上の見積りの合理性を検討すること、並びに連結財務書類全体の表示に関する検討を含んでいる。私たちは、私たちの得た監査証拠が意見表明のための十分かつ適切な基礎を提供していると考えている。

監査上の重要な事項

観察不能又は判断を伴うインプットを有する金融商品の公正価値測定の評価

アジア太平洋部門 - マーケッツ事業、グローバル・マーケッツ部門、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門の報告単位におけるのれんの減損評価

米国における繰延税金資産（純額）の回収可能性の評価

訴訟及び規制措置に係る引当金の評価

貸倒引当金の評価

下記に記載している監査上の重要な事項とは、当年度の連結財務書類監査期間において生じ、監査委員会にコミュニケーションが行われた又は行うことが要求される事項であり、かつ（1）連結財務書類の重要な勘定科目又は開示に関連しており、（2）特に困難、主観的、又は複雑な監査人の判断を伴うものである。監査上の重要な事項のコミュニケーションは、連結財務書類全体に対する監査意見を変えるものではなく、以下の監査上の重要な事項のコミュニケーションを行うことによって、監査上の重要な事項に関する個別の意見を提供するものでも、関連する勘定科目や開示に関する個別の意見を提供するものでもない。

観察不能又は判断を伴うインプットを有する金融商品の公正価値測定の評価

監査上の重要な事項

2019年12月31日現在、当グループは、公正価値で計上される金融資産307.8十億スイス・フラン及び金融負債182.3十億スイス・フランを計上している。当グループの金融商品の大半の公正価値は、活発な市場における市場価格又は観察可能なインプットに基づいている。さらに、当グループは、市場価格が入手できない、又は観察可能なインプットがほとんど若しくは全くない金融商品を有している。これらの金融商品の公正価値を決定するにあたっては、流動性、プライシング上の仮定、現在の経済環境及び競争環境に加え、特定の商品に影響を及ぼすリスクに左右される主観的な評価と判断が求められる。

私たちは、評価技法及び仮定の適用を評価するにあたって監査人の主観的な判断が求められることから、観察不能又は判断を伴うインプットを有する金融商品の公正価値測定の評価を監査上の重要な事項に該当するものと判断した。特に、公正価値決定に用いられた市場指数や割引率、仮定のモデル化などの評価に使われたプライシング情報の評価のほか、信用評価調整や負債評価調整などの特定の評価調整を算定する上で、監査人の主観的な判断が必要とされた。

監査上の対応

専門的な技能と知識を有する評価専門家の協力を得て、この監査上の重要な事項に対応するために私たちが実施した主な手続は以下の通りである。

- 私たちは、観察不能又は判断を伴うインプットを有する金融商品の公正価値測定を決定するための、当グループのプロセスに係る特定の内部統制のテストを行った。これには、独立価格検証、評価モデルの承認のほか、特定の評価調整の算定、承認及び計上に係る統制が含まれていた。

- サンプルとして抽出した金融商品について、私たちは使用された仮定とモデルに対する精査と検証又は独自の評価を行った。これには市場指数や割引率などの重要なプライシング情報を、外部から独自に入手可能なデータと比較することが含まれている。このような情報が入手できない場合には、私たちは独自に評価を行い、当グループによる評価額と比較した。

- 私たちは、重要な判断が必要となる評価調整（信用評価調整、負債評価調整を含む）の決定に用いられた仮定及びモデルの精査と検証に加え、その調整表のサンプルの再計算を行うことによって、評価調整に係る手法とインプットを評価した。

公正価値で計上された金融商品の評価の詳細については、以下を参照されたい。

- 注記1「重要な会計方針の要約」中の「公正価値による測定及び公正価値オプション」及び「トレーディング資産及び負債」
- 注記35「金融商品」

アジア太平洋部門 - マーケッツ事業、グローバル・マーケッツ部門、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門の報告単位におけるのれんの減損評価

監査上の重要な事項

2019年12月31日現在、当グループは、のれんとして総額4.7十億スイス・フランを計上している。のれんは報告単位に配分され、その帳簿価額は主に原事業の予測キャッシュ・フローによって裏付けられている。当グループの報告単位の公正価値を見積もる際に、当グループはマーケット・アプローチとインカム・アプローチを組み合わせ適用している。見積公正価値を決定するにあたり、当グループは、最新の5カ年戦略事業計画に加え、重要な仮定と見積りが必要とされる割引率や予測成長率などの仮定を用いている。2019年度に、当グループは、アジア太平洋部門 - マーケッツ事業、グローバル・マーケッツ部門、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門の報告単位においてのれんのトリガーイベントが発生したと判定した。2019年12月31日現在で行われたのれんの減損評価に基づき、減損は不要であると当グループは結論付けている。

報告単位の公正価値の決定に用いられた、予測キャッシュ・フローのほか割引率や予測成長率などの仮定を評価するにあたって監査人の主観的な判断が求められることから、私たちは、アジア太平洋部門 - マーケッツ事業、グローバル・マーケッツ部門、インベストメント・バンキング&キャピタル・マーケッツ部門の報告単位ののれんの減損評価を監査上の重要な事項に該当するものと判断した。

のれんの詳細については、以下を参照されたい。

- 注記1「重要な会計方針の要約」の中の「のれん及びその他の無形資産」
注記20「のれん」

監査上の対応

この監査上の重要な事項に対応するために私たちが実施した主な手続は以下の通りである。

-私たちは、当グループののれんの減損評価プロセスに係る特定の内部統制のテストを行った。これには、これらの各報告単位の公正価値の決定に用いられた仮定、5カ年戦略事業計画の策定と承認、及び当グループの5カ年戦略事業計画と過去の業績との年次比較に係る統制が含まれている。

-私たちは、予測キャッシュ・フロー、割引率、予測成長率など、これらの報告単位の公正価値算定における重要な仮定を評価したほか、外部から入手可能な業界、経済、財務関連のデータに加え当グループの過去データや業績と重要な仮定との比較を行った。

-私たちは、専門的な技能と知識を有する評価専門家の協力を得て、報告単位の公正価値の算定に使用された仮定と手法を精査し検証した。

米国における繰延税金資産（純額）の回収可能性の評価

監査上の重要な事項

当グループは、2019年12月31日現在、繰延税金資産の純額として3.9十億スイス・フランを計上している。最も重要な繰延税金資産（純額）は米国で発生している。米国における繰延税金資産（純額）の回収可能性を評価する上で、当グループは将来の課税所得予測、繰延税金負債の解消スケジュールリング及びタックスプランニング戦略を評価している。

将来の課税所得予測及びタックスプランニング戦略を評価する上で、監査人の重要な判断が必要となることから、私たちは米国における繰延税金資産（純額）の回収可能性を監査上の重要な事項に該当するものと判断した。

監査上の対応

この監査上の重要な事項に対応するために私たちが実施した主な手続は以下の通りである。

- 私たちは、米国における繰延税金資産（純額）の回収可能性を判定する当グループのプロセスに係る特定の統制のテストを行った。これには、繰延税金資産の認識と測定、米国における将来の課税所得予測の承認、事業計画の策定と承認、並びに当グループの事業計画と過去の業績との年次比較に係る統制が含まれていた。

- 私たちは、当グループによる米国における繰延税金資産（純額）の回収可能性に関する分析を精査したほか、将来の課税所得予測について当グループの過去データ及び業績と比較して検討した。私たちは専門的な技能と知識を有する税務専門家の協力を得て、当グループのタックスプランニング戦略や税法の解釈を含む税務関連事項を評価した。

- 私たちは、のれんの減損評価で使用された財務計画と、繰延税金資産（純額）の回収可能性の評価で使用された事業計画との整合性についても検討した。

繰延税金資産の詳細については、以下を参照されたい。

- 注記1「重要な会計方針の要約」の中の「法人税」
- 注記28「法人税等」

訴訟及び規制措置に係る引当金の評価

監査上の重要な事項

2019年12月31日現在、当グループは、訴訟及び規制措置に係る引当金を898百万スイス・フラン計上している。現行の引当金で対応されておらず、当グループが見積り可能であると判断している、合理的に起こり得る範囲の損失総額として、当グループではゼロから1.3十億スイス・フランを見積もっている。当グループは、事業の遂行に関連して、複数の法的手続、規制上の手続及び調停手続に関与している。

引当金の評価には監査人の主観的な判断が求められることから、私たちは訴訟及び規制措置に係る引当金の評価を監査上の重要な事項に該当するものと判断した。特に、継続的な訴訟手続及び規制上の手続の将来の帰趨に左右される訴訟や規制上の請求から生じる債務の発生可能性及び金額について、当グループによる結論を評価するために監査人の判断が必要とされた。

訴訟及び規制措置の詳細については、以下を参照されたい。

- 注記39「訴訟」

監査上の対応

この監査上の重要な事項に対応するために私たちが実施した主な手続は以下の通りである。

-私たちは、訴訟及び規制措置に対する当グループの引当金に係る特定の内部統制のテストを行った。これには、引当金見積りの特定と算定に加え、引当金の見直しと承認に係る内部統制が含まれていた。

-私たちは、訴訟及び規制措置の内容と状況に関する当グループの判断について評価した。私たちは、特定の個別事案について、当グループが社内弁護士及び社外弁護士から受けた法的助言を検討した。

-私たちは、当グループから入手した情報の結果を勘案したうえで、特定の個別事案に対する引当金の評価に関する当グループの結論について検討した。これらの事案については、当グループの外部弁護士より直接回答を入手し、場合によっては社外弁護士に問い合わせを行い、当グループが訴訟引当金及び合理的に起こり得る損失の範囲を決定する上で用いた判断を評価した。

貸倒引当金の評価

監査上の重要な事項

2019年12月31日現在、当グループは、償却原価による貸出金総額285.2十億スイス・フラン及び貸倒引当金0.9十億スイス・フランを計上している。当グループは、デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失（LGD）及びデフォルト時エクスポージャー（EAD）のモデルに基づく過去の損失算出手法を用いて貸倒引当金を算定している。

当グループの手法と仮定の評価には監査人の複雑な判断を伴うことから、私たちは、貸倒引当金の評価を監査上の重要な事項に該当するものと判断した。特に、個別貸倒引当金に関しては、減損評価される貸出金の回収可能価額や担保価値を評価するにあたっては、監査人による複雑な判断が必要とされた。また、PD、LGD、EADのモデル化などの集散的に減損評価される手法や、発生時期、回収率及び定性的検討事項などの、これらのモデルに対する重要なデータインプットを精査するにあたっては、監査人の複雑な判断が必要とされた。

貸倒引当金の詳細については、以下を参照されたい。

- 注記1「重要な会計方針の要約」の中の「貸出金」
- 注記19「貸出金、貸倒引当金及び信用の質」

監査上の対応

この監査上の重要な事項に対応するために私たちが実施した主な手続は以下の通りである。

- 私たちは、当グループの貸倒引当金プロセスに係る特定の内部統制のテストを行った。これには、貸出金ファイルの見直し、クレジットモニタリング、モデルの承認に係る統制のほか、発生時期、回収率、当グループのモデルでは捉えられなかった潜在的な減損に関する定性的検討事項（経済状況や事業状況等）など、重要なデータインプットの検証と承認に係る統制が含まれていた。

- 個別貸倒引当金のサンプルについて、私たちは、将来キャッシュ・フロー予測、裏付担保の評価及び債務不履行時の回収見積りを含む、減損の定量化を裏付ける仮定をテストした。また、専門的な技能と知識を有する不動産専門家の協力を得て、貸出金のサンプルについて裏付担保の評価を行った。

- 集散的貸倒引当金のサンプルについて、私たちは、専門的な技能と知識を有する信用リスクの専門家の協力を得て、当グループの引当手法を検証し、特定のPD、LGD及びEADのモデルをテストした。また私たちは、入手可能な場合、外部の情報源と比較することにより、発生時期、回収率、担保価値などこれらのモデルに係るインプットのテストを行った。

その他の法律上及び規制上の要件に関する報告

私たちは、スイス連邦監査監督機構（以下、「FAOA」という。）及びPCAOBの登録された監査法人であり、スイス監査人監督法（以下、「AOA」という。）に準拠した資格要件を満たしていることを確認する。私たちはスイス法（CO第728条及びAOA第11条）及び米国連邦証券法に加え、スイスの監査専門家組織、米国証券取引委員会及びPCAOBの該当規則及び規定に準拠して当グループから独立しているほか、私たちはこれらの要件に準拠して他の倫理上の責任も果たしている。

CO第728a条第1項第3号及びスイスの監査基準890に準拠して、私たちは、取締役会の指示に従って連結財務書類作成のために整備された内部統制が存在していることを確認する。

私たちは、貴総会に提出された連結財務書類が承認されることを進言する。

私たちはまた、PCAOBの基準に従い、2019年12月31日現在の当グループの財務報告に係る内部統制について、トレッドウェイ委員会組織委員会（COSO）が公表した「内部統制－統合的枠組み - 2013年」に定められている基準に基づいて監査を実施した。2020年3月25日付の私たちの報告書には、当グループの財務報告に係る内部統制の有効性に関する無限定適正意見が表明されている。

私たちは1989年からクレディ・スイス・グループAGの監査人を務めている。

ケーピーエムジーAG

(署名)

ニコラス・エドモンド

公認会計士

担当監査人

(署名)

ショーン・ケンドリガン

公認会計士

グローバル監査パートナー

チューリッヒ市、スイス

2020年3月25日

[次へ](#)

Report of the Statutory Auditor

To the General Meeting of Credit Suisse Group AG, Zurich

Report of the Statutory Auditor on the Consolidated Financial Statements

Opinion

As statutory auditor, we have audited the accompanying consolidated financial statements of Credit Suisse Group AG and subsidiaries (the "Group"), which comprise the consolidated balance sheets as of December 31, 2019 and 2018, and the related consolidated statements of operations, comprehensive income, changes in equity and cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2019, and the related notes. In our opinion, the consolidated financial statements give a true and fair view of the financial position as of December 31, 2019 and 2018, and the results of operations and the cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2019, in accordance with U.S. Generally Accepted Accounting Principles, and comply with Swiss law.

Board of Directors' Responsibility

The Board of Directors is responsible for the preparation of the consolidated financial statements in accordance with U.S. Generally Accepted Accounting Principles and the requirements of Swiss law. This responsibility includes designing, implementing and maintaining an internal control system relevant to the preparation and fair presentation of consolidated financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error. The Board of Directors is further responsible for selecting and applying appropriate accounting policies and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audits. We are a public accounting firm and are required to be independent with respect to the Group. We conducted our audits in accordance with Swiss law and Swiss Auditing Standards and the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States) ("PCAOB"). Those standards require that we plan and perform the audits to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements are free from material misstatement whether due to fraud or error.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the consolidated financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers the internal control system relevant to the entity's preparation of the consolidated financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances. An audit also includes evaluating the appropriateness of the accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made, as well as evaluating the overall presentation of the consolidated financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Critical Audit Matters

Assessment of the fair value measurement of financial instruments with unobservable or judgmental inputs

Evaluation of the impairment assessment of goodwill for the Asia Pacific – Markets, Global Markets and Investment Banking & Capital Markets reporting units

Evaluation of the recoverability of the net deferred tax assets in the U.S.

Evaluation of provisions for litigation and regulatory actions

Assessment of the allowance for loan losses

The critical audit matters communicated below are matters arising from the current period audit of the consolidated financial statements that were communicated or required to be communicated to the audit committee and that: (1) relate to accounts or disclosures that are material to the consolidated financial statements and (2) involved our especially challenging, subjective, or complex judgments. The communication of critical audit matters does not alter in any way our opinion on the consolidated financial statements taken as a whole, and we are not, by communicating the critical audit matters below, providing separate opinions on the critical audit matters or on the accounts or disclosures to which they relate.

Assessment of the fair value measurement of financial instruments with unobservable or judgmental inputs

Critical Audit Matter

How the matter was addressed

The Group recorded financial assets reported at fair value of CHF 307.8 billion and financial liabilities reported at fair value of CHF 182.3 billion as of December 31, 2019. The fair value of the majority of the Group's financial instruments is based on quoted prices in active markets or observable inputs. In addition, the Group holds financial instruments for which no quoted prices are available or which have little or no observable inputs. For these instruments, the determination of fair value requires subjective assessment and judgment depending on liquidity, pricing assumptions, the current economic and competitive environment and the risks affecting the specific instrument.

We identified the assessment of fair value measurement of financial instruments with unobservable or judgmental inputs as a critical audit matter due to the subjective auditor judgment involved in evaluating the application of valuation techniques and assumptions. Specifically, subjective auditor judgment was required to evaluate the valuation pricing inputs such as market indices and discount rates, modeling assumptions that were used in the determination of fair value, and certain valuation adjustments such as credit and debit valuation adjustments.

The primary procedures we performed to address this critical audit matter, with the assistance of valuation professionals with specialized skills and knowledge, included the following:

- We tested certain internal controls over the Group's process for determining the fair value measurement of financial instruments with unobservable or judgmental inputs, which included controls over independent price verification, valuation model approval and the calculation, approval and recording of certain valuation adjustments.
- For a sample of financial instruments, we examined and challenged the assumptions and models used or developed an independent valuation assessment. This included comparison of significant valuation pricing inputs such as market indices and discount rates, against independent and externally available data sources. Where such information was not available, we developed an independent valuation assessment and compared that to the Group's value.
- We evaluated the methodology and inputs used in determining key judgmental valuation adjustments (including credit and debit valuation adjustments) by examining and challenging these assumptions and models, and performing recalculations for a sample of these adjustments.

For further information on the valuation of financial instruments reported at fair value refer to the following:

- Note 1 Summary of significant accounting policies, "Fair value measurement and option", "Trading assets and liabilities"
- Note 35 Financial instruments

Evaluation of the impairment assessment of goodwill for the Asia Pacific – Markets, Global Markets and Investment Banking & Capital Markets reporting units

Critical Audit Matter

How the matter was addressed

The Group recorded goodwill totaling CHF 4.7 billion as of December 31, 2019. Goodwill is allocated to reporting units and the carrying value is primarily supported by the projected cash flows of the underlying businesses. In estimating the fair value of its reporting units, the Group applies a combination of the market approach and the income approach. In determining the estimated fair value, the Group utilized its latest five-year strategic business plan, and other assumptions such as discount rates and projected growth rates, which require significant assumptions and estimates. During 2019, the Group determined that goodwill triggering events occurred for the Asia Pacific – Markets, Global Markets and Investment Banking & Capital Markets reporting units. Based on the goodwill impairment assessment performed as of December 31, 2019, the Group concluded no impairment was necessary.

We identified the evaluation of the impairment assessment of goodwill for the Asia Pacific – Markets, Global Markets and Investment Banking & Capital Markets reporting units as a critical audit matter due to the subjective auditor judgment necessary to evaluate the projected cash flows and other assumptions such as discount rates and projected growth rates, used in determining the fair value of these reporting units.

For further information on goodwill refer to the following:

- Note 1 Summary of significant accounting policies, “Goodwill and other intangible assets”
- Note 20 Goodwill

The primary procedures we performed to address this critical audit matter included the following.

- We tested certain internal controls over the Group's process for the impairment assessment of goodwill, which included controls over the assumptions used in determining the fair value of each of these reporting units, the development and approval of the five-year strategic business plan, and the Group's annual comparison of the five-year strategic business plan to past performance.
- We evaluated key assumptions in the fair value calculation for these reporting units, such as projected cash flows, discount rates, and projected growth rates, and compared these key assumptions to externally available industry, economic and financial data and the Group's own historical data and performance.
- We involved valuation professionals with specialized skills and knowledge, who assisted in examining and challenging the assumptions and methodologies used to calculate fair value of the reporting units.

Evaluation of the recoverability of the net deferred tax assets in the U.S.

Critical Audit Matter

How the matter was addressed

The Group recorded net deferred tax assets totaling CHF 3.9 billion as of December 31, 2019. The most significant net deferred tax assets arise in the U.S. In evaluating the recoverability of the net deferred tax assets in the U.S., the Group assesses projected future taxable income, the reversal of deferred tax liabilities which can be scheduled, and tax planning strategies.

We identified the recoverability of the net deferred tax assets in the U.S. as a critical audit matter due to the significant auditor judgment required in evaluating the projected future taxable income and tax planning strategies.

The primary procedures we performed to address this critical audit matter included the following.

- We tested certain controls over the Group's process for determining the recoverability of the net deferred tax assets in the U.S. which included controls over the recognition and measurement of deferred tax assets, the approval of projected future taxable income in the U.S., the development and approval of the legal entity plan, and the Group's annual comparison of legal entity plan to past performance.
- We examined the Group's analysis of the recoverability of the net deferred tax assets in the U.S. and evaluated the projected future taxable income against the Group's own historical data and performance. We involved tax professionals with specialized skills and knowledge to assist in evaluating taxation related matters including the Group's tax planning strategies and interpretation of tax law.
- We examined the consistency between the financial plan used for goodwill impairment assessment purposes and the legal entity plan used in the evaluation of the recoverability of the net deferred tax assets.

For further information on the valuation of deferred tax assets refer to the following:

- Note 1 Summary of significant accounting policies, "Income taxes"
- Note 28 Tax

Evaluation of provisions for litigation and regulatory actions

Critical Audit Matter

How the matter was addressed

The Group recorded litigation and regulatory action provisions of CHF 898million as of December 31, 2019. The Group's estimate of the aggregate range of reasonably possible losses that are not covered by existing provisions for which the Group believes an estimate is possible is zero to CHF 1.3 billion. The Group is involved in a number of judicial, regulatory and arbitration proceedings concerning matters arising in connection with the conduct of its businesses.

We identified the evaluation of provisions for litigation and regulatory actions as a critical audit matter due to the subjective auditor judgment required to evaluate the provisions. Specifically, auditor judgment was required to evaluate the conclusions formed by the Group about the likelihood and amount of liabilities arising from litigation and regulatory claims that were dependent on the future outcome of continuing legal and regulatory processes.

The primary procedures we performed to address this critical audit matter included the following.

- We tested certain internal controls over the Group's provisions for litigation and regulatory actions process, which included controls over the identification and development of the provisions estimate as well as the review and approval of the provisions.
- We evaluated the Group's assessment of the nature and status of litigation and regulatory actions. We considered the legal advice received by the Group from in-house counsel, as well as Group's external counsel, for certain individual cases.
- We examined the Group's conclusions with respect to the evaluation of provisions for certain individual cases, considering the results of information obtained from the Group. For these cases, we obtained correspondence directly from the Group's outside attorneys and, in some cases, performed inquiry of outside counsel to evaluate the judgments made by the Group in determining their litigation provisions and the range of reasonably possible losses.

For further information on provisions for litigation and regulatory actions refer to the following:

- Note 39 Litigation

Assessment of the allowance for loan losses

Critical Audit Matter

How the matter was addressed

The Group recorded gross loans held at amortized cost of CHF 285.2 billion and has recorded an allowance for loan losses of CHF 0.9 billion as of December 31, 2019. The Group calculates the allowance for loan losses estimate using a historical loss methodology based on the probability of default (PD), loss given default (LGD) and exposure at default (EAD) models.

We identified the assessment of the allowance for loan losses as a critical audit matter because it involved complex auditor judgment in the evaluation of the Group's methodologies and assumptions. Specifically, complex auditor judgment was required to evaluate the recoverable amount and the collateral value for loans that are individually evaluated for impairment. Complex auditor judgment was also required to examine the methodology that underpins the allowance for loan losses which have been collectively evaluated for impairment, such as the modeling of PD, LGD, and EAD and related key data inputs to those models such as emergence period, recovery rates and qualitative considerations.

The primary procedures we performed to address this critical audit matter included the following.

- We tested certain internal controls over the Group's allowance for loan losses process. This included controls over loan file reviews, credit monitoring, model approval, validation and approval of key data inputs such as emergence period, recovery rates, and qualitative considerations (such as economic and business conditions) for potential impairment that were not captured by the Group's models.
- For a sample of loan loss allowances evaluated on an individual basis we tested the assumptions underlying the impairment quantification including estimates of future cash flows, valuation of underlying collateral and estimates of recovery on default. We involved real estate professionals with specialized skills and knowledge to assist in evaluating the underlying collateral for a sample of loans.
- For a sample of loan loss allowances evaluated on a collective basis we involved credit risk professionals with specialized skills and knowledge to assist in challenging the Group's allowance methodology and testing of certain PD, LGD and EAD models. We also tested inputs to those models, such as emergence period, recovery rates, and collateral values, by comparing those inputs to external information sources, when available.

For further information on the valuation of allowance for loan losses refer to the following:

- Note 1 Summary of significant accounting policies, "Loans"
- Note 19 Loans, allowance for loan losses and credit quality

Report on Other Legal and Regulatory Requirements

We are a public accounting firm registered with the Swiss Federal Audit Oversight Authority (FAOA) and the PCAOB and we confirm that we meet the legal requirements on licensing according to the Auditor Oversight Act (AOA). We are independent of the Group in accordance with Swiss law (article 728 CO and article 11 AOA) and U.S. federal securities laws as well as the applicable rules and regulations of the Swiss audit profession, the U.S. Securities and Exchange Commission and the PCAOB, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

In accordance with article 728a paragraph 1 item 3 CO and Swiss Auditing Standard 890, we confirm that an internal control system exists, which has been designed for the preparation of consolidated financial statements according to the instructions of the Board of Directors.

We recommend that the consolidated financial statements submitted to you be approved.

We also have audited, in accordance with the standards of the PCAOB, the Group's internal control over financial reporting as of December 31, 2019, based on criteria established in *Internal Control – Integrated Framework 2013* issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission ("COSO"), and our report dated March 25, 2020 expressed an unqualified opinion on the effectiveness of the Group's internal control over financial reporting.

We have served as the Group's auditor since 1989.

KPMG AG

Nicholas Edmonds
Licensed Audit Expert
Auditor in Charge

Shaun Kendrigan
Licensed Audit Expert
Global Audit Partner

Zurich, Switzerland
March 25, 2020

法定監査人による報告書 (訳文)

クレディ・スイス・グループAG、チューリッヒの株主総会御中

財務書類に関する法定監査人の報告書

法定監査人として、私たちは、2019年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した事業年度の損益計算書及び注記で構成されている、添付のクレディ・スイス・グループAGの財務書類の監査を行った。

取締役会の責任

取締役会には、スイス法の要件及びクレディ・スイス・グループAGの定款に従って財務書類を作成する責任がある。取締役会の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽記載のない財務書類の作成に関する内部統制の整備、運用及び維持が含まれる。さらに、取締役会の責任には、適切な会計方針の選択及び適用、並びにその状況下において合理的な会計上の見積りを行うことも含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちの監査に基づいてこれらの財務書類に対して意見を表明することにある。私たちの監査は、スイス法及びスイスの監査基準に準拠して実施された。これらの基準は、財務書類について重要な虚偽記載がないかどうかについて合理的な保証を得るために、私たちが監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、財務書類の数値及び開示に関する監査証拠を得るための手続の実施が含まれている。手続は、監査人の判断によって選定され、不正又は誤謬による財務書類の重要な虚偽記載のリスクの評価が含まれている。それらのリスク評価を行う際には、監査人は事業体の財務書類の作成に関する内部統制を考慮しているが、これはその状況下において適切な監査手続を整備するためであり、事業体の内部統制の有効性に対して意見を表明するためではない。また監査は、採用された会計方針の妥当性及び会計上の見積りの合理性を検討すること、並びに財務書類全体の表示に関する検討を含んでいる。私たちは、私たちの得た監査証拠が意見表明のための十分かつ適切な基礎を提供していると考えている。

意見

私たちの意見では、2019年12月31日に終了した事業年度の財務書類は、スイス法及びクレディ・スイス・グループAGの定款に準拠している。

スイス連邦監査監督機構通達2015/1号に基づく、監査上の主要な検討事項に関する報告

参加持分の減損評価

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務書類の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務書類全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において検討した事項であり、私たちは、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

参加持分の減損評価

監査上の主要な検討事項

2019年12月31日現在、クレディ・スイス・グループAGは、参加持分52.1十億スイス・フランを計上している。参加持分ポートフォリオは、主に銀行業及び金融業を営む子会社に対する投資で構成されている。

参加持分は、取得価額から減損を控除した額で評価されている。減損テストでは、経済的に密接に関連した参加持分に対しポートフォリオ評価法が適用されている。他のすべての参加持分は個別に評価されている。これらの子会社の公正価値算定に用いられる、キャッシュ・フロー予測の見積りに変動の影響がもたらす感応度のレベルに関し、監査人の主観的な判断が伴うことから、私たちは参加持分の減損評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

参加持分の評価の詳細については、以下を参照されたい。

- 注記2「会計方針及び評価原則」の中の「参加持分」
- 注記11「参加持分」

監査上の対応

この監査上の主要な検討事項に対応するために私たちが実施した主な手続は以下の通りである。

- 私たちは、参加持分の減損評価に関連したクレディ・スイス・グループAGのプロセスに係る特定の内部統制のテストを行った。これには、減損の特定と測定、評価手法の検討、参加持分の価値の決定に使用された重要なインプットと仮定及びクレディ・スイス・グループAGの各子会社の計画と過去の実績との年次比較に係る統制が含まれていた。

- 参加持分のサンプルについて、私たちは、評価の実施に当たって適用された重要な仮定を評価した。私たちは専門的な技能と知識を有する評価専門家の協力を得て、公正価値算定に用いられた仮定と手法を精査し、検証した。

その他の法律上の要件に関する報告

私たちは、スイス監査人監督法（以下、「AOA」という。）に準拠した資格要件及び独立性要件（C0第728条及びAOA第11条）を満たしており、私たちの独立性に相反する状況はないことを確認する。

C0第728a条第1項第3号及びスイスの監査基準890に準拠して、私たちは、取締役会の指示に従って財務書類作成のために整備された内部統制が存在していることを確認する。

また私たちは、利益剰余金処分案が、スイス法及びクレディ・スイス・グループAGの定款に準拠していることを確認する。私たちは、貴総会に提出された財務書類が承認されることを進言する。

ケーピーエムジーAG

(署名)

ニコラス・エドモンド

公認会計士

担当監査人

(署名)

ショーン・ケンドリガン

公認会計士

グローバル監査パートナー

チューリッヒ市、スイス

2020年3月25日

[次へ](#)

Report of the Statutory Auditor

To the General Meeting of Credit Suisse Group AG, Zurich

Report of the Statutory Auditor on the Financial Statements

As statutory auditor, we have audited the accompanying financial statements of Credit Suisse Group AG, which comprise the balance sheet, statement of income and notes for the year ended December 31, 2019.

Board of Directors' Responsibility

The Board of Directors is responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the requirements of Swiss law and Credit Suisse Group AG's articles of association. This responsibility includes designing, implementing and maintaining an internal control system relevant to the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error. The Board of Directors is further responsible for selecting and applying appropriate accounting policies and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Swiss law and Swiss Auditing Standards. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers the internal control system relevant to the entity's preparation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control system. An audit also includes evaluating the appropriateness of the accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements for the year ended December 31, 2019, comply with Swiss law and Credit Suisse Group AG's articles of association.

Report on Key Audit Matters based on the circular 1/2015 of the Federal Audit Oversight Authority

Evaluation of the impairment assessment of participations

Key audit matters are those matters that, in our professional judgment, were of most significance in our audit of the financial statements of the current period. These matters were addressed in the context of our audit of the financial statements as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

Evaluation of the impairment assessment of participations

Key Audit Matter

Credit Suisse Group AG recorded participations of CHF 52.1 billion as of December 31, 2019. The participations portfolio consists of investments in subsidiary entities mainly operating in the banking and finance industry.

Participations are valued at acquisition cost less impairment. For the purpose of impairment testing, the portfolio valuation method is applied for economically closely related participations. All other participations are valued individually. We identified the evaluation of the impairment assessment of participations as a key audit matter due to the level of sensitivity to the impact of changes to estimates of projected cash flows, used in determining the fair value of these entities, which involves subjective auditor judgment.

For further information on participations refer to the following:

- Note 2 Accounting and valuation principles, “Participations”
- Note 11 Participations

Our response

The primary procedures we performed to address this key audit matter included the following.

- We tested certain internal controls over Credit Suisse Group AG's process for the impairment assessment of participations, which included controls over the identification and measurement of impairments, the evaluation of the valuation methodology, key inputs and assumptions used in the determination of the participation value, and Credit Suisse Group AG's annual comparison of legal entity plans to past performance.
- For a sample of participations, we evaluated key assumptions applied in performing the valuation. We involved valuation professionals with specialized skills and knowledge, who assisted in examining and challenging the assumptions and methodologies used to calculate fair value.

Report on Other Legal Requirements

We confirm that we meet the legal requirements on licensing according to the Auditor Oversight Act (AOA) and independence (article 728 CO and article 11 AOA) and that there are no circumstances incompatible with our independence.

In accordance with article 728a paragraph 1 item 3 CO and Swiss Auditing Standard 890, we confirm that an internal control system exists, which has been designed for the preparation of financial statements according to the instructions of the Board of Directors.

We further confirm that the proposed appropriation of available earnings complies with Swiss law and Credit Suisse Group AG's articles of association. We recommend that the financial statements submitted to you be approved.

Nicholas Edmonds
Licensed Audit Expert
Auditor in Charge

Shaun Kendrigan
Licensed Audit Expert
Global Audit Partner

Zurich, Switzerland
March 25, 2020